文學博士井上賴圀
熱田宮々司角田忠行
監修
平田盛胤
三木五百枝
校訂

平田篤胤全集

東京
法文館書店

目次

一古史徵開題記……一
一古史徵……二
一神代系圖……三
一古史本辭經……四

以上

古史徵序

上つ御世のをしへ語に。我が御世の事。能こそ神習はめ、青人草習はめやと言へり。今の御世に在りて。神習はむとするには。神の故事傳へ記せる。古の御典をよみ學びて。神習ふべき事にこそ。其古の御典はしも。古事記日本紀をはじめ許多あり。その本の語ごとは。神魯岐神魯美の神の御世より。そのかみの神字書に。かき傳へつとは通ゆれど。專とは神語にかたり繼たる語事になも有ける。かれ八百萬千萬歲の世を經るまに〳〵。とり〳〵に訛まり亂れて。紛へる事の少有ぬを。きはやかに正し敢ずて。集め記せる物なりとぞ。故己がごとき。肝稚き學びの徒はいづれに習ひ依らむと。えしも撰び定めがてにして朝の狹霧と不明しくなも有るを。吾が神習はむとする學びのおや。氣吹廼屋の平田大人は。素より神の賦たまへる彌心の。太く雄々しき思慮もて。刈菰のその亂れを辨へて。眞澄鏡の。まさゆめに照し明らめ。惑はしき訛をば伊吹はらひて。その正說を正說と採り撰びて繼々に文成し給へる古史また其を徵せるこれの徵ぶみよ。そも〳〵世に書はしも多にあれども。神の御典に上たる書なく。神の御典のおほかる中に。この史ばかりよく撰び。よく調へる書のなければ古こと學びせむ淑人は。よしと熟く見てよく習ふべき書になも有ける。おのれ祖々のなかつ世より。天離るひなの御民となり下りて。素よりをぢなき身にし有れど。魂幸はふ神の道に心ざして。學問のおやの見立たまへる。靈の眞はしら鎭め立て。向股にひぢ搔よせ。手肘に水沫かき垂り。田がへし草ぎる暇のひまに。此書を讀み習ひて。熟に思へば俗に佛習はむ漢習はむと狹蠅なし。音なひ喧ぐも多なれど。其は伊那かぶし。醜めき國の異心にこそあれ。己は。天の下百八十と國は多けど。浦安の安國と平けき神の御國の。現御神の御民と生れたる大倭心につ神習へちふ敎尊く。かく物思ひなき大御世の御惠かかふる辱さに。瑞穗の國の奧津御年を。歲々にいそしみ作りて。貢まつれるしが餘り。妻が手末にいたづきて。蠶がひし麻績みつむ綿のしが餘をも代なせし。黃がね白かね取集へて。此書どもの摺かた木の直ひとして。四方八方の人たちよ。容易く得しめ

てむと。其由大人にこひ申せば。阿夜かしこ。いまだ片成なる事も有なまし。なほ次々に。よく撰び整へてこそとて。諾ひ給はぬを。其はもし後に追つぎて。考へ得たまへるに事の出來たらむには。別にものし給ひねかしと。強言まをしてこたみかく形木に彫しめ。伊吹廼屋の文庫にをさめて。世にこの道を弘め給ふ。大人の功績の百ちが一つも。助け奉らむとぞ爲なる。然るは船のふびとが。戎人の裔なるすら。燃る火の火中にいりて。珍寶をばさし置て。國つ史をとり出しさふ。大き功の愛けやしと。思ふ心もこめてなも天地の大御神たち。己が心を實心としも見行してば。阿波禮ときこし召へて。我も人もいやます〳〵に神習はしめ給ひ。我がせし狀に立ちまさりて。功しむ人の次々にいで來て。大人の著さえたる書どもを。世にほびこらしめ給へと。つね辭わけて祈白すになも。

武藏國埼玉郡越谷里人
山崎長右衞門篤利

文政元戊寅年十二月

古史徵のそへこと

吾が伊夫伎の屋の平田の大人の、古學に長々しき事は、をぢなき身として、稱へ擧むは中々になめしかしこし、左にも右にもひたすらに、學の祖と思ひたのみ奉りてなもある、然るは往し文化八年の十月おなじ學の徒どち相はかりて、柴崎直古が、江戶より歸るに、誘ひ奉りて吾鄕へ請まをして、此國わたりの御弟子ども、夜晝うごなはり侍らへるに、古典どもをつばらに解き聞かしめ給ひ、猶まとはしき道のおくかも、ほと〳〵にわきまへ諭し給へりしほどに、早くも十二月になりぬ、こゝに大人のゝたまふは、年の極の事業しげく、春の始のいとなみと爲べければ汝たち然るかたに勤しみてよ。余は筥根山の雪霜ふみ別むがわびしければ、冬ごも知らぬ、この暖國に旅ゐして春をむかふべし、其につけては、此ほど汝たちの請へる事によりて、おのれも早くより思ふ旨あり、何處にまれ靜なる家の、一間なる處をと言ふまにま、直古が奥の一間を見たてゝ、移ろはせ參らず、さて有合ふ古書ども參らせよとあるに、鄙び

たる郷の、初學のともがら、何をかは持はべらむ、有ふりたる書ども五部六部、とり集へて奉るを受取らして、汝等は家の業事しげかるべし、よく營みて勿おこたりそ、春をむかへて、長閑にこそと言ひさして、やがてさし幽り給へるは、五日の日にてぞ有ける、かくて後は夜の衾も近づけ給はず、文机に衝居より給ひてより、夜も日もすがら書をよみ、かつ筆とりておはす、朝夕の御饌參らす間も、あからめもせで書よみつゝ文机の上にてきこしをしたまひき。然てのみおはすほど、十日より三日四日の比とおぼゆ、かく夜ひるならべて物し給ひなば、御軀やいたはり給ふべき、今夜よりは夜床に入たまへと、甚くしひ申しければ、然らばしばし睡ろまむ、覺るまで勿おどろかしそ、枕もてことて、頓て衾引かづき、高息引してうま寐し給ふほど、日一日夜二夜おなじ御有さまなり、餘りに長寐し給ふ事の、また心もとなくなりて、そと覺かし參らせければ、勿さましそと言てし物をと云ひて、やがて文机に居よりて勤み給ふこと、前の如くになむおはしける、當年もはや大晦日といふになりぬ、元日といふ日のつとめて、

直古がりゆきて、あるじと共におまへに出て、年の始の壽詞まをせば、大人はいと早く淸らに身づくろひし、御面しろくほゝゑみて、去年とやいはむ今年とやいはむ、よべの丑の時の鐘打ころまでに、書をへたるこの書よ、汝らがねもころに請へるに、うづなひ實だちて、さし幽りたる其日より、年の内にかき竟させ給へと、神たちに宇氣比まをしたりし、かひ有げなりとて、さし出し給ふに、まづ打おどろきつゝ、もて退きて讀見るに、旣に請まをせる古書どもに、こゝら記せる神代の事蹟の、まことまがひを撰りわきて、其正說をまさごとゝ文成し給へる一部は、すなはちこの古史成文、しか撰りとり給へることわりを、徵し給へる一部は、すなはち二の卷より次々の徵なりけり、また靈眞柱といふをさへに著はして、道のおくかを示し給ふ、くり返し讀見るに、高くたふとき富士の眞山路、このもかのもの道の八十隈、たつげも知らず。生ひほひこれる。古木もかな木も、打きり刈そけいそしみ給ひ、伊往はゞかる天雲を、息吹の風に吹はらひ、千代萬世へし、眞の古道いちじろく、高峯のそきまで見し明らめて、

行のぼらふべく、踏わけたまへる此御ふみは、あな珍たあな貴さ、とり〴〵に感ほとばしる抑かくしたゞかなる書よ、既に在るをひた寫しにうつし書むだに、さばかりの日數には事ゆくまじきを、かく撰びかつ書て事をへ給へるは、よのつねの所爲にあらず、いと奇なごこちでつゝ、まづ我寫さむ人うつさむと相爭ふを、大ひすかゝま、此は空おぼえなる事どもゝ打交れる、草稿にこそあれ、なほ餘の書どもにも校べ正し、またその傳をも書そへてこそとて、二月の始めにわが鄕を出て、やがて歸り給ひにき、さて去年の五月御許にまゐりたれば、山崎篤利ぬし、大人に請まをして、まづ成文と徴とを、すりかた木に作らせて、世に弘めむとする時にあひぬ、いと早くはしも請し行ひつと、手舞ひ足まひ、歡喜しきこと限なし、我が鄕の諺に、こゝの駿河に蕾める花は、やがて大江戸に咲き揃ふと云へるは、此御書どものなり成れるにも、幽契てぞ聞ゆるかし、さて大人のかつて言へるは、此書を讀べき心がまへに、開卷に題すべき趣あれど、推古天皇の御世までの、成文をはじめ書をへざれば、論ひ記しがたき事ありとて、

かつ〴〵示し給へることの有しが、こたびも打出たまふに、然ればとて其なくては、古學の則をし。うまく得辨へむこと難かるべし、まづ大形になりとも、物し給ひねかしとし申せば、しかいふ人なほ多かりとて、なま〳〵に諾ひ給ひき今年の四月また參りたれば、開題記と號づけて物し給へるが、思ほす心ありて、香島宮に詣で給へるほどなりけり、御許なる弟子たちのいふ、この開題記一ひら二ひらと書出し給へるを、やがて乞とりて。中がき彫した取あへず、篤利がいさをしく板にゑらせて、摺とゝのへむとする時なり、論へど〳〵、ねもころに言はむとすれば、果しなきを、まづ近きほどに、筆をとゞめむとおぼすと、大人の言ひたりと語りき、今度も大かた、かの直古が家の一間に、さし幽らしゝ時のごとくに、物し給へりときこゆ、道雄をぢなき身もて言擧せむは、なか〳〵につみ有べきわざなれど、此史草稿し給ひし時、いそしみ給ひし事の、神しかりつる事をば、よく知れば、いかでこの書よみ給はむ、同じ學の人たちに、告知らしめむと、かゝる吉ごとのをりに參り逢たるもたゞならず、覺ければ、

篤利ぬしに相はかりて、大人にもまをさで、御ふみの奥にと、書つけ置ことしかり、

駿河國府人　新庄仁右衞門道雄

文政二己卯年四月

古史徵一春之卷

開題記目錄大意

山崎篤利謹記

○古傳說の本論一

此條には、皇國の古傳說の起原は、天地いまだ成ざりし以前より、天つ御虛空に御坐して天地をさへに鎔造ませる、產靈大神の御口づから、天つ祝詞もて、皇美麻命の天降坐る時に御傳へ坐ると、其千五百座の御子神たちの、裔々の八十氏々に語り繼たる　或は世に弘く語り傳たるも有が中に、天つ祝詞なる傳は、古傳說の本にて正しき由よしの論より、天つ祝詞と稱ふこと、また產靈神の祝詞を傳へ坐る故よし、祝詞の傳の、古事記日本紀の傳とは異なる故よし、また祝詞に、上古の文と後世に加れる文の別ある由、日本紀古事記なる傳は、世に弘く傳はりたるを集め記されたる故に、自然に訛れる傳も交れるを、祝詞の傳によりて、正し辨ふべき由を論ひ、さて其古傳說すべて、八百萬千萬

歲の間を、いかにして傳へ來ぬる物ぞといふ事の本を論はれたり。

○神世文字の論二

此條には、世の事識人たち、古語拾遺に、上-古之世未レ有二文-字一云々、と記出られしを證據として、神世に文字無りしと論へるは非説なる由を、日本紀私記、釋日本紀を始め、古書等に徵をとりて精く辨へ、それに就て、古く假名日本記といひし史の二部ありし事、および其書體の考へ、また釋日本紀を讀む心得かた、日本紀の私-記どもの事、釋日本紀にいはゆる肥人書、薩人書、私記に圖書寮に在しと云へる梵字體の書などは、神世字なりし事、天武天皇の御世に造しめ給へる新-字といふ書のこと、神世字の字-原字-體の考へ、空海の製れる以呂波字は、神代字の書法を用たる事、また梵-字も空海より後には、神字の書-法を用たる事など、總て字-體の原を論ひ、漢字わたり來て後、次々に神字を罷めて、其字を弘く用ふる事となれる由よし、また欽明天皇紀本註に、帝王本紀多有二古字一云と見たる文の論ひ、さて中世の人々の、上-古に文字ありと言ざりし意ばへ、また古語拾遺に、書契以-來、不レ好レ談レ古、浮-華競興云々と言れし事の、深き由ある事までを論はれたり。

○古史二典の論上三

此條には、古史二典とは、日本紀古事記の二典をいふ、と云より筆を起して、古代に史を置て、漢風に物記されし始より、御々代々次々に撰史の議ありて、終に日本紀を御撰ありし事におよび、釋日本紀にいはゆる假名日本記は、早く和銅七年に成て上奏れること、國史を修らるゝ式の事、さて今傳はる日本紀の成たる故よし、また其撰-者たちの事、さて伴信友主の説をとりて、日本書紀と書字を入れて題書せるは、中古の文-人の私事にて、舊くは日本紀とのみ言へりし事、さて今傳はる日本紀は、いはゆる假名日本記を漢文に文錺り修ひたる典なること、古書どもに引たる假名日本記の文の事、さて今の日本紀の文-法體裁のこと、舊き博士たちの讀-例のこと、また講例の考へ、縣居鈴屋兩大人の、此紀の讀法のさだ、また信友ぬしの説をとりて、承和の年間より、天慶の後までも、次々

に紀文を改めも刪りもせられたる事の證、承和元年の奥書、延喜四年の奥書、天慶六年の、日本紀竟宴歌序などによりて說證され。また此紀の引書どもの事、また古本どもの事など、總て日本紀を讀む人の、心得ずば有まじき事どもを、くさ〴〵考へ記されたり。

古史徵一之卷　春

開題記

平　篤　胤　謹撰述

○古傳說の本論

高光日大御神の御子命の。天地と共に無窮に。彌次次に所治看す。此の皇大御國の。大御故事の傳の起原はしも。天地未生ざりし前より。天御虛空に御座して。天地を鎔造まし。世を始め坐る。神魯岐神魯美二柱產靈大神の。御親成坐るまに〳〵。元より所預看し、故事を。天都詞の太詞事もて。皇美麻命の天降坐す時に。大御口づから御言依し賜ひ。はた其千五百座と多に坐る御子神等の。見知坐し聞知り坐る故事をも。其御裔の八十連。次々遠長に聞繼ぎ語り繼ぎ世にも弘まり。傳へ來つるになも有りける。其はまづ。皇美麻命御天降の時に。產靈大神の御故事を傳へ坐る事は、鎮火祭詞に。高天原爾神留坐皇親。神漏義神漏美能命持氐。（神漏義神漏美命とは高皇產靈神と、天照大御神とを申せる事もあれど、

此にては、高皇產靈神皇產靈神を申せり、其は出雲國造の神賀詞に、高天能神王、高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎、事依奉之時云々、と有をも思ひ合すべし、なほ委くは古史傳に註へり）皇御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志。天都詞太詞事乎以氐申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。妹背二柱嫁繼給氐。國能八十國。島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生給比氐。麻奈弟子爾。火結神生給氐云々。此能心惡子乃。心荒比曾波。水神匏。埴山姫川菜乎持氐。鎭奉禮止事敎悟給支。依此氐稱辭竟奉者。皇御孫能朝廷爾。御心一速比給志止爲氐云々。と有もて知べし。（餘の祝詞にも、思ひ合すべき文はなほ有れど、此には、目易きを一つ擧て徵としつ。）神漏義神漏美能命持氐事寄奉志。天都詞太詞事乎以氐申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命と云より。事敎悟給支と云るまでは。神漏義神漏美命の。大御口づから御傳へ坐る古說なること。命持氐事寄奉志と云て。依此氐稱辭竟奉者云々。と詔を承たるにて炳焉し。（命持氐は、御言を以てにて、大御口づから事依し坐る由なり。）さて其を御天降の時に傳へ坐る事は。皇美麻命は。豐葦原水穗國乎寄奉し時に。事寄奉りし。天都詞太詞事とあるにて悟るべし。（神に白す詞を、天津祝詞と云ことの本は、かく天津神の御傳へ坐る故事を、本にして白す故に云言なるを、後に言なれては、天津神の傳ませる詞ならぬをも、神の御前に白す詞をば、凡て天津祝詞と云ことゝなれり、其は伊勢大御神の、六月と十二月の月次祭詞、九月の神嘗祭詞などに天皇我御命爾坐と云つゝ其詞を天津祝詞乃太祝詞と云るこれなり、然れども、云もてゆけば、下に云ごとく、神を祭る事の本は、天津神の御敎に因れる事なれば、本の意を失へるには非ずかし）さて產巢日大神の。太詔詞もて。神の御故事を傳へ坐る事は。何の由ならむと云に。祈年祭詞。大嘗祭詞などに。神漏伎神漏彌命以氐。天社國社登。稱辭竟奉皇神等。と有を思ふに。世に在る事は。悉く天神地祇の御心に漏るゝこと無れば。神祭を主と爲給ふこと。御政の本なる故に。美麻命の天降坐して。世を治め賜ふには。まづ天津神國津神を。齋き祭り給はむことを。御言依し賜ひ

て。しか〳〵の事有むは某神の所業ぞ。其神はしかじかの因縁によりて生出て。しか〳〵の事を掌る神なれば。其祭をしか〳〵爲てよと。言教へ給ふとして。御傳へ坐るに有ける。（そは上の鎭火祭詞に、火結神の生坐る由縁、また其御荒を鎭め給ふ神等を、生給へる由縁までを傳へ坐る由を云て、依此氏稱辭竟奉者、皇御孫能朝廷爾、御心一速比給波志止爲氐とある文　また大祓詞に、云々乃罪出牟　如此出波、云々氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此宣良波、天津神波云云、國津神波云々氐所聞食武、と有などを思ひ合せ、深く心を用ひ辨ふべし。）如此在ば。上件擧たる鎭火祭詞なるを始め。古き祝詞に見えたる事實は。その御傳へ坐る御故事にて。故事の本にしあれば　古事記神代紀の傳はあれど。古傳の有が中に。殊更に尊み重すべき物なりける。（此を等閑に思ひては、古説の本は得知らるまじき物ぞ、おほろかに思ふこと勿れ。）然も有ば。祝詞なる故事の。古事記神代紀なる傳に勝りて正しき由は。如何して知ると云に。總て古傳説はしも。古は更なり。今にも通りて。神隨なる道の實事に違ふことなく。萬の事物の理に符へるを以て。正しき傳説と知ことなるを。祝詞なる傳々は。よく實事の旨に符ひて。萬の理りに符ざる事なき故に。眞に正しとは知らるゝなり。（但し此は、神代の故事を聽て後に、神世は然も有けむと、初めて驚く倫の、晩き心を以ては難曉からむか、神世の故事を聽ざらむ前に、早く天地世間の有狀をよく觀て、世の始は神の御所業にて、しか〳〵有けむなど、且々思ひ得たらむ上にて、神代の御典を讀み、實に案に違ざりけりと、悟らむほどの心速き人は、疑ひ無るべく所思ゆ。）其が中に。心得易きを一つ二つ言はゞ。古事記神代紀共に。伊邪那美命は。火神を生坐る御惱によりて崩御しゝを。其御骸は葬奉れるに。御魂のみ豫美都國に往坐ると傳へ。はた水神土神の生れ坐る事は。彼御惱の間に。ゆくりなく生坐る趣に傳へたれど。鎭火祭詞なる。神漏義神漏美命の。太祝詞事の趣には。崩御るならず。其御御子生給ふ時に。伊邪那岐命の伺見たまひて。其御蕃登を見ませる事を恥給ひて。現身ながらに。豫母都國に往坐るにて。水神土神を生坐ることは。火神の荒び給はむ時に。鎭しめ給はむの御心にて。殊更

に生坐るなり。此は決めて如此有らでは、得有まじき正しき傳へなり。（伊邪那美命の崩御さずと云事、この祝詞によりて、始めて思ひ得つるに非ず、前に古事記神代紀を讀て、彼神の崩御の事のかつて信がたく、此世を始め坐る二柱神の、一柱も實に崩御さむには、此世はかくて有まじき理なれば、此は傳の誤なりと思へりしも灼く、果して鎭火祭詞に右の如く見えたるに、我が思慮の違はざりけりと、思ひ定たるになむ有ける、此は人こそ知らね、神はいとよく照覽し坐ます事なり、すべて余が神世の考には、かゝる事いと多し、見む人奇み思ふことなかれ、なほ第十四段の徵に云を見よ、）また大殿祭詞。大宮能賣命に白詞。御門之神に白詞。この三詞は。古語拾遺に。神武天皇の御世に稱たる由見えたるは然る說にて。詞の本はなほ古きを。後に加はれる詞も有と通ゆるを。（そは同書に、殿祭門祭者、元太玉命供奉之儀とあれば、高天原にて、天照大御神の、彼新宮を造仕奉りし時より、此等の御祭ありて、此詞を稱けむこと灼し、故彼詞どもには古事記神代紀に漏たる珍しき傳のあるなり、）大殿祭詞に依て考ふるに。木神久々能遲命。野神草野比賣命は。（此また古事記神代紀の傳とは甚く異にして、深き由ある傳なり、そは第十三段の徵また傳に云を見よ、但し此考も、此詞を見て、始めて、思ひつけるには非ず、古事記神代紀なる木神草神の生坐る傳の、左右に信がたく、此の二神は、風火水土の神の生坐る後に、其產靈に因らでは、生坐まじき理なれば、豐宇氣毘賣神の分魂の神ならむ、然る傳ば無かと、殊更に探り求めて、考へ得たるなり。）また大宮賣神と。御門之神豐石窻櫛石窻神は。其祝詞に依りて見るに。功績のいと高き神等なるを。大宮賣神の事は古事記書紀にも記されず。豐石窻櫛石窻の事も。書紀には見えず。古事記には。天石戶別神の別名なる由見えたれども。二典共に。祝詞に稱たる如き。功績の有ける由はかつて見えざるをや。（此餘にも、かゝる類は多かるを、今は其尤けきを、一つ二つ擧つるなり、さて此二詞によりて、大宮賣神と云は、決めて天宇受賣命ならむと、思ひ得て考へたりしかば、果して同神なる徵を得、石戶別命といふは、必天手力男神なるべしと

思へるも灼く、餘書よりもくさ〴〵其徵を見得ざるを、其は第五十七段の徵また傳に云を見よ。）故是を以て諸々古き祝詞どもの。殊更に尊み讀では有まじき物なること知べし。（古事記序に乾坤初分、參神作造化之首、二靈爲群品之祖、云々、太素杳冥因本敎而識孕土產島之時、元始綿邈賴先聖而察生神立人之世、云々、とあるは、天之御中主神、高皇產靈神皇產靈神參神の天地を造坐し、伊邪那岐伊邪那美二柱神の群品の祖として、國を生み島を生み、神を生み人草をも生立たまへる古事を、產靈大神の詔敎へ傳たまへるに賴て識らると云るにて、上件に云る意なり、なほ此文は次條に擧て、其處に委く云をも見るべし。）さて同じ神世の傳說なるに。祝詞なるは正しく傳はり。古事記神代紀なる傳には。混亂たる事の多く交れることは。上に云る如く。神魯岐神魯美命の。神の御故事を傳へ坐ることは。皇美麻命の天降坐して。御世治め給はむに。神祭を主と爲給はむ事を依し賜ふとして。敎へ坐る神傳なる故に。皇美麻命の御々代々。その大詔事のまに〳〵。神祭ごとに。大切に嚴重に稱さしめ賜ひけむ故に。こよなく正しく傳はり。（なほ、下に云る說をも合せ考べし。）古事記神代紀に載されたる傳々は。彼千五百座と多かる神の。御裔家々に傳はりたる。或は世に弘く言傳たる說等をも。聚め載されたるなれば、自然に訛り混たる傳の多く交るべき謂なりける。（此混亂の事は、なほ次々の段段に云を見るべし。）然るを世の古學する徒の。古事記神代紀の傳をのみ尊みて。祝詞なる傳の中に。彼二典なる傳の趣と異なる事の有をば。謬錯れるならむと非心得して。其異なる說の。かへりて古傳の正しき物と知らず在ことは。甚も慨き事なりかし。（此は今世に傳はる祝詞どもに。往々後世ざまなる詞なども、うち交れるを見て、然は思ふなれど、諸の古き祝詞文をつら〳〵考るに、神世の故事、神の御上を云るなどは、天津神の太詔命の隨に、正しく稱し習たりと聞ゆるを、總ての文は、そを白す人の、其時に臨みて、よろしき狀に文を成して稱へ、年々定まれる事などは、前々の例によりて、大抵いつも同じ狀に稱へたりけむ、と所思ゆるが中に、少づゝは世々に轉り變り來ぬることも、又後に加はれる詞も

いできし故に、ふとしては、其うつり替れる詞にのみ心とまりて、然は思はるゝにこそ有れ。熟く委く見れば、元よりの古詞と、後人の加へたる詞と、いとよく判りて、其後人の詞にも、古きと新しきと有ことさへに、見混ふべくも有ぬをや、其は鎭火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命と云るより、事教悟給支までは、上に云る如く、太詔事の古傳なれど、前と後の文は、後に此詞を白す時に綴り成して白せる文なること明なり、そは此祝詞のみならず、大祓詞其餘の祝詞をも考へ合せて、深く思ふべし、凡て古き祝詞の事は、縣居大人も鈴屋大人も、いまだ熟は見得られざりしかば、其心して彼大人たちの說を辨ふべし」さて太祝詞なる故事は。上に云る如なれば。古事記神代紀なる傳とは。元より別に傳はれるを。彼鎭火祭詞などは。毎年の六月と十二月と。二度の祭に稱ふる詞なれば。遷ず謬らず傳へ來にけむも然る事なるを。（縣居大人說に六月と十二月と二度に定たるは、後の事ならむと言れたれど、此は神代より、夏の極と冬の極と、兩度有けむ故實に本づきて、定給へるなるべく所思ゆ、其は古史傳に云るを見べし）

餘になほ定例の神祭。臨時祭のいと多く。其度ごとに稱す祝詞の多かるを。大抵は中臣の稱ふることなるに。それ悉く闇に記えて。八百萬歲のほどを。詳に傳へ來り。其が中にも。かの天神壽詞は。舊事紀に。神武天皇の御世に稱せるよし見たるは。信に然有べく所思たるに。此詞は殊に長文にて。其綴れる故事は。古事記。書紀。古語拾遺は更なり。餘書にも見ざる古詞にて。大嘗祭の度のみ宣る詞なるに。上古の天皇命たちの御壽命いと長く坐しかば。前御代の大嘗祭より。次の御代の大嘗祭まで。其間百年ばかりなる事の多かりし世々を。言靈神の幸ひとは云へども。能も傳はり來つる事と。いと奇異きに就て。其時々に。新に作れるならむかと思ふに然らず。（また此大嘗祭の度に、語部といふ部の進みて、古詞を奏すと云儀あり、此は神世の御故事を、大嘗祭の度ごとにのみ語り奏せると聞ゆるを、其詞をよく記え居けむも、其にいと奇しき事なり）其は全文もし其時々作れる物ならましかば。古事記書紀いで來て後の中世には。神の故事を述るに。決めて彼二典なる傳に依て作ずば。得有まじき物なり。（そは上に云

る如く、中にはいさゝか、其時の狀によりて加へたる詞も見ゆれど、其は現に知られて紛るゝことなし、其例は、大祓の節に、祓所神たちに白す、禊祓の太詞事は如何してか、古書どもに載されざるを、それ不足ことに思へる。後人のわざとして、世に禊祓詞とてこれかれ有るを見るに、神代紀の一書によりて彼檍原にて禊爲たまへる時に成坐る、直日神、枉津日神三柱の海童神、底筒之男中筒之男上筒之男命など、九柱神をみな擧て、祓戸乃八百萬神等など云へれども、實は祓戸に祭る神は四柱に坐て、御名もすべて異なるをや、文下に云ごとく、書紀いで來て後の書ども、古語拾遺を始め、元より一の古記には依なから、文字遣ひは、書紀によれる故に、意なく見ては、彼紀を抄て記せると見ゆる事の多かるなどを、思ひ合せて悟るべし、なほ次々に云を見よ、)然るに祝詞なる故事の。古事記書紀の傳といたく異りて。別に傳はれるは。言靈神の幸ひのみならず。別に傳はるべき謂ありて傳はれると聞ゆ。(其は大祓詞、遷二却祟神一詞などに、天降所寄奉志、四方之國中止、大倭日高見之國乎、安國止定奉氐云々と云るは、疑なく、神武天皇の御世に白せりしまゝの詞ときこゆるを、後に都の替れる御々代々にも、此詞を改めず白し習へるにても、諸太祝詞の類は、古事記書紀なる傳とは、別に傳はれること知るべし。)故考るに。重き祝詞の屬は。靈幸はふ神の御世より有來し文字に記して傳へたる故に弘く傳はれる古說を。後に記せるを聚め成せる古事記神代紀の趣とは異に。正しく遠長に傳はり來つると所思たり、(神世文字の論は、次條に委く云を見るべし、)故是を以て今古傳を撰ぶに。太祝詞なる傳を以て。有が中の最上たる傳と定めて。古事記神代紀なる傳をば是が次に立て。其二典の謬錯れる傳をも。太詔詞事の有かぎりは。其に依て正し辨ふる物ぞ。此成文を讀まむ人。まづ其意を得て、(なほ諸祝詞の事は、第六條に云をも合考ふべし、)

○神世文字の論

神世には文字無りしと云說。齋部廣成宿禰の古語拾遺に。上古之世未レ有二文字一。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不レ忘。と云るを徵と爲て。世の事識

人たちの定め云るまに〳〵。予も然ことに思たりしを。近頃よく想へば。此は思慮の委からざるなりけり。故今其を論ひ直さむとするなり。然れども。此は釋紀にいはゆる。假名日本記てふ書の體裁を明め置て。後に言ざれば辨がたき由あれば。まづ此事より辨ふべし。（釋紀とは卜部兼方の釋日本紀をいふ、下これに傚ふべし。）其は彼書に。日本書紀を讀に何書を以て其調度に備ふべきと問へる言あるに。上宮記。古事記。大倭本記。假名日本記等是也と答たるに。また問て。假名日本記の作者は何人ならむ。又日本書紀とは。何か先ならむ。元慶說に。日本書紀を讀まむ爲に。私に注出たると云れども。假名本は元より在つらむ。其は假名本を嫌ふが故に。養老年中に更に日本書紀を撰錄れしなれば。此書を讀まむ爲に。私は記せりと云說は。信がたき由を云へる。（元慶說とは、陽成院天皇の、元慶二年二月に、善淵愛成朝臣に書紀を講しめ給へる事、國史に見たれば其時の私記の說と聞えたり、然れども、當時は既に、假名本の所出の由を知らずなりしと聞えて、いと未しき說なり、此說を信がたしとて云る說ぞいはれたる、假名本の出來たる予が考は、次條に云を見るべし。）其答に所疑有理。但未見其作者。今案假名本世有二部。其一部者。和漢之字相雜用之。其一部者。專用假名倭言之類。上宮記之假名。古事記之假名在此書之前。可謂假名之本在此書之前といへる。（この引る文に、此書と云るは二所共に日本書紀を云るなり、）此問答の趣を熟考るに。まづ釋紀の撰者卜部宿禰兼方は。龜山院天皇の御世より。花園院天皇の御世あたりまでの人と聞ゆれば。（卜部秘事口傳抄に、此人の事見え、其の記せる兼方宿禰記と云をも所々引用ひたり、平野社を預りたる卜部平麻呂の末にて、神祇の大副に任れたる人なり、然れども、今の吉田家の祖には非ず、彼平麻呂宿禰の正統と聞えたり、）假名日本記は其頃までは傳はり有しと通ゆ。斯て元慶說に。此書のこと見えたるといひ私記曰と云るにも。古本といひ。假名本と云ひ。また假名日本記と云て。數所に引るを思ふに今の日本書紀よりも前に在と云へるは。實に然る說なり。（其は私記は、養老弘仁より以來、御々代々に

書紀を講しめ給ふ度ごとに、其時の講師の、私に記せる記にて、釋紀に養老私記、弘仁私記、延喜公望私記、など見たる中に、多く弘仁私記と、公望私記とを引用て其に古本と云るにて知べし、古本とは、今存る日本書紀に對へて云る目なり。)さて其書の體裁は。如何に有けむと考ふるに。其本二部ありて。一部は和漢の字を雜へ用ひ。一部は假名の倭言の類を用ひたりと云るに就て。その引用たる私記の文中に。古本。假名本。假名日本記と引たる文の數有を見るに神代紀上卷に建絕妻之誓とある下に。私記曰古本云古止々多知伎と見え。同卷に以洟爲靑和幣とある下に。私記曰。問案玉篇自鼻曰洟。然則洟者非自口出之名也。何讀與太利哉。當讀波奈多利。答案古本云與太利。然則此所用者。自口所出之液也。故古本云爾。今後作者改作洟字。其意相違。然則遠尋古本其義不違。若從後本其說不該。凡書者以立本意爲宗。何得拘字破意哉。故先師不從雜本。遠用古辭。今亦依用耳といひ。(此文に古本と云るは、假名日本記をいひ、後本と云るは、今在る日本書紀と云るなり、其古本を重みする趣を見て、今の書紀よりは古き本なること知べし。)欽明天皇紀三十一年の所に。(日本書紀より次次三代實錄まで、いはゆる六國史の有かぎりは、みな某天皇紀と稱ふ、此は私記に倣ひてなり、此徵また古史傳の中みな然り、たゞに神武紀欽明紀など稱さむは、なめしく畏ければなり、但し他説を引たるに然有をば處の狀によりて本のまゝにおけるもあり。)高椷館とある下に。私記曰假名本作高麗斐乃多知など見たり。(また神代紀上卷に、薄靡而とある靡字を、師說假名日本記亦タナビキテ止云也と見え、淹滯とある下に、私記曰於假名日本記シヅ刀トモリテ止注也と見たるも、元書には、多奈毘伎弖志豆美止毛利弖など有けむを、釋紀に引とて、片假名に書るものなり、其は古事記に、久羅下那洲多陀用弊琉とある文を引て、考古事記クラゲナ爪タダヨヘル止註之、と云るを思ひ合せて曉るべし。)此を思ふに。私記釋紀に引用たる假名日本記は。其一部者專用假名倭言と云る方にて。その記たる體は。大抵古事記と同じ狀にて。彼記よりもなほ古びて。多く眞假字に書る書なりけり。(そは專用假名倭言之類と有を

もて知べし、さて此本は同書に大政殿下御書也、博士為決此疑申給と云へれば、其頭既に世に希なる書なりけり、さて又此日本記は、決めて天武天皇の御世に事起し給ひて、和銅七年に上奏られし日本記なるべく所思たり、（其由次條に云を見よ。）斯てその和漢字相雜用之と云る本も。假名本有二部といへる一部なれば引用ふべきに。私記釋紀ともに。此を引りと所思ゆる文の見えざるは。甚いぶかしきに就て深く考るに。和漢の字を相雜へて用ふと云るは。和字と漢字とを雜へて記る由にて。その和字と云るは神世の字を云るになむ有ける。（この和字と云るを、今在る以呂波字のことゝ、思ひ混ふも有べけれど、神世字を云るなること、下に引る答說に自昔傳來之和字作成伊呂波之起也と云て、和字と伊呂波と別ち、其和字の起を、神代に在べしと云るを以て思ひ辨ふべし。）然るは。神代字の起原の事も。上に擧たる問答文のさし次に。假名之起當在何世哉と問へるに答たる說の三つ有が中の一答に。（釋紀の首卷に、問答の說の多かる其中に、一の問に、異なる答說の二三あることは、一人の答としては、心得がたき事なるに就て案に、此は釋紀の撰者兼方の答にはあらで、古人の說々を擧て其事は左いへる說も有り右云へる說も有りと、其說の有のこと〴〵並擧たる物とおぼゆ、其は兼方一人の答說ならむには、如此は有まじき謂なればなり、なほ言はゞ本文の釋には、いつも私記を始め、まづ古人の說を擧て、自の案をば別に兼方案と云るをも思ひ合すべし、かゝれば、彼首卷に、擧たる說等は、古人の說を並擧たるなることと疑なく、そは世々の私記、また延喜講記、同開題記、日本紀新抄などの說どもなるべく所思たり。）先師說漢字傳來我朝者。應神天皇御宇也。於和字者、其起可在神代歟云々。此紀一書之說云々。天神以太占而卜之云々。無文字者。豈可成卜哉。作者事濫觴云々難測、伊呂波者弘法大師作之由申傳歟、此者自昔傳來之和字作成伊呂波之起也とあり。（此文中に可在神代歟といひ申傳歟と云る歟は、心に決たる事をも決ざる狀におぼめかし云ふ、皇國の文法なり、漢籍に用たるとはいさゝか異なり、凡て皇國の古書は其心して見るべし。）まづ問言に假名と云るは。和字にまれ漢字にまれ。物

言ふ音の印に書く字を云て。即今も假字と云物の起を問へるなり。故答言に。その假名には。漢字の假名と。和字の假名と。伊呂波字の假名と。三種ある事を示し。かつ其起を答たるなり。さて漢字を用ふる事を。應神天皇の御世よりと云るは。世に知れる事にて。更に論なく。(此は書紀古事記に、此御世に始て漢籍の渡れる由見えたるに據て云る說にて、實に然る言なり。)伊呂波の假名を。弘法大師の作れると云も論なし。(此事なほ下に云を見よ。)かくて和字の起を神代に係て。無二文字一者豈可レ成二卜哉云々と云るも。言狀は惡けれど信に當れる說なり。(言狀わろしとは、かく言ては太占の業より前に文字有て、其字に據らでは、卜を成がたきと云ると聞ゆればなり、此は其太占之兆、卽文字之濫觴也と云べきを言誤れるにこそ。)其は此說に引る。天神の太占して卜給へる事は。太占の事の見えたる始なれど。此は如何して卜相給へると云こと知べからぬを。石窟戶段に。八意思兼神の始め給へる。鹿卜の太兆を擬ふ事に依て考るに。實にも卜事なむ。文字を書き初むべき起原なりける。(思兼神すなはち天兒屋根命に坐なり。其由第五十二段、第六十段、第百三十三段の徵また傳に云を見るべし。)其は鹿卜の狀を我友伴信友が委く考へ記せる如く。(此說は第五十二段の傳に委く記せるを見べし。)鹿の肩骨を灼て。その火坼の兆文によりて。測がたき神の御心を。見知り辨ふ態なるを。其兆文やがて心の象にて。象やがて文字の原なればなり。(筆もて書をのみ、字と云べき物と思はむは、後世の俗意なり、其由下に云を見て辨ふべし。)さて如此測がたく見べからぬ。神の御心をさへに。兆文に灼現して知る事業の有しかば。況て知易き事々。見べき形ある物々を。各々某々に印し留めて、見辨ふ事業の無ては。得有まじき理なる故に。釋紀に文字の起を。太占に係て云るは。信に當れる說なりとは云なり。然れども。作者は測がたしと云るは詳しからず。案に此も決く思兼神の始め給ひけむ。(俗說に、神世字は大己貴命出雲國須賀鄕の河原にて、砂上に千鳥の足跡の有を見行して始めて文字を作り給へる故に、字を、鳥跡といふなど云るは、漢土の蒼頡が故事を、此方の事に取成たる妄說と聞えたり。)其は神世に端まれる事の多かる中

に。太兆の事ばかりいみじき業は有ざるを。此をしも兆文に現はして。知り給へる神にませば。見知やすき事物の文字を。印し留むるばかりの業は。深く思ひて慮までもなく。製出給ふべければなり。(其は漢土にても、蓍筮の卦象を畫たるぞ、文字の起なると云說のあるは、然る說にて、其の始たる人を、聖人など事々しき稱を負こそすれ、西戎の上古に在し人なるを、その人すらに、此ばかりの事は始たるものをや、新井君美ぬしも、且々此趣を言れたれど委からず。)さて其狀は。忌部正通の神代口訣に。神代字象形也と云。釋紀に和字の興を問る答の其一に。師說。大藏省御書中。有肥人之字六七枚許。先帝於御書所令寫其字。皆用假名。或其字未明。或乃川等字明見之。若以彼可爲始歟と見えたる二說を合せて考るに。其事物の象形を畫たると。口に出る音々の印に作る假字との二種になむ有ける。其は口訣に象形と云るは。漢字に六義と云ることの有る。(六義をまた六書ともいへり。)其一にて。說文序に。象形者畫成其物隨體詰詘日月是也と有て。日月魚鳥馬車などの字の古體は。直に其物の形を象りて畫るを云り。然れば我が神世にも。此一體ありしこと著明なり。(口訣は後光嚴院天皇の、貞治年中に成れる書なれば、今より五百年ばかり以前までは、なほかゝる字を記せる物の、存けむを見てかく言るか、また忌部氏なれば、固より然る古書を藏たりし故に、言るならむも知べからず、然れども此一躰のみならず、假名の一體も有しかど、其は見ざりし故に象形也とのみ云るなるべし、さて此口訣てふ書、佛籍にへつらへる說どもある故に、甚く鄙めて採見ず中に採べき說の有をも、强て言破らむとする人もあれど、思慮の至ざるにて、甚あぢきなし、大抵中世の書は、佛風なる說のうち交れるも、心とめて見れば、中にはやごとなき事も見得らるゝを、意に叶さる說の有る書をば、善說の有をもおし込て、一向に採らじとするぞ、生さかしら人の心なりける、さて象形の字は。人も思ひつきて畫き出べき物なる故に戎人も畫つれど。(此は今世にも。都て字を知ざる人の、記え居らで叶ざる事は、一の印には、ゝと記き二の印には、〻と記き、升の印には口を畫き、玉の印には○を畫くたぐひの多かるを見て、和漢の上古を

も推察るべし、此口）やがて象形の字なるをや、予いと若きほどより、かゝる筋の事を、心にかけて探たるに、或者の木に刻みて記たるをも見、また或盲人の麻を結びて記と爲たるをも見たること有き。また蝦夷人の記號をなす狀をも思ひ合すべし。）限なき事物の象形を盡く畫むことは。煩しく勞がはしき事なる故に。口より出る音の印を形にうつして。假字を製り給へりけむ。（字は音の數ほど印せるばかり便よきはなし、然るを漢國には字多くて、却て便惡く煩はしき由は、縣居大人鈴屋大人の、既に委く辨られたるが如し、また西洋人も甚く漢文字を笑ひて、漢人は餘りに字を多く製りて生涯己が國字を知盡すこと能はずと云へるをも思ふべし。）此を假名と云る義は。音の印を假に書て。象形の字の眞に。其物の形を書たる字に對たる稱なるべし。（今世に用ふる假字は、漢字を借て書る故に、それに心を引れて假に漢字を用ふる故に、假字と云など思はむは、未しき事ぞかし。）さて字を那といふ義は名なり。名とは師說の如く業の省言にて。事物に負たる符印をいふ言と聞ゆるを。字をも名と云は。事にまれ物にまれ。

此は某の事。其は此の事と知べき料に作れる故ならむ。また案に、成の略語にて、事を記し成す由か、皇國に本より字の無らむには、唯に漢語のまゝに字と云て、那といふ訓の有べくも非ず、但し皇國になき物にても象を佐といひ、虎を那加都加美と云たぐひは、別に謂ある事なれば、今云かぎりにあらず。）如此在ば眞字と云も。象形の字をいふ本よりの古言なりけむを。漢字を專に用ふる世となりて。彼は字ごとに義ありて。音の符と製れる神世の假字と異なるもの故に。彼をいふ稱とはなりにけむ。（又下に云如く。神世の假字は筆の運びのなだらかなりしと通ゆるを、同じ神世の字とは云へども、象形の字は、おのづからに書おほくなどして、事痛き狀に見えけむ故に、彼をも眞字と云しを、漢字は殊にこちたき狀なる故に、彼をも眞字と稱にも有べし、其はふるくも眞字を男文字といひ、假字を女文字と云るをも思ひ合すべし。）さて上に引る文に。大藏省御書中二有二肥人之字六七枚許一。先帝於二御書所一令レ寫二其字一。皆用二假名一。或其字未レ明云々と云るは。決く私記の說と通ゆるを。其は養老弘仁以來。康保まで世々に

いできし。私記の多かる中に。何れの御世のなりけむ。また先帝と申せるも。誰帝ならむ知べからねど。康保より以往の說にて。此書は神世の假字の一體なりけむこと論ひなし。(然るを松下見林新井君美ぬしなど、萬葉に高麗人と云に、肥人と書ることも有に依て、此は高麗國の書を云けむ、今も朝鮮にて用ふる文字、其體梵字の如なる諺文と云あり、然れば彼國の文字の、我國に傳はりしを、記せる書なりけむ、と云へるは違へり、其はこの肥人書のこと、大外記業忠の本朝書籍目錄に、肥人書五卷と見え、其にならべて、薩人書と云もあり、然れば、肥人書は火國人の書、薩人書は薩摩人の書なること疑なしさて書目に五卷と有は心得ず、然るは私記の頃、既に六七枚許ならで無りし書の、業忠主の目錄記されしほどに五卷あらめや、然れば五卷字は、後人の加筆なりけり、其は薩人書に卷數を記さざるをも思ひ合すべし)然るに其頃は。既にかゝる書の世に稀なりしと聞えて、僅に六七枚許の物を。珍がり給ひて。寫しめ給ひしかば。今に至ては。其假字の體は如何なるとも。知べき便なきを。深く考るに、神世字は

下に言ふ如く。梵字といふ字に似て。横行の字體なりしと聞ゆれば。讀がたかりし故に。或其字未明も有と云るならむ。(或と云るは、悉讀かねたる由には非ざる事熟思ふべし。)かくて乃川等字明見之と云るは。其中にたまく此等の字も交り在て。此は常に用ふ字なれば。明に見知たる由なり。然れば此書は。漢字の假名をも用ふる世になりて。神世字の中に。まゝ漢字を借交へて記たる物になむ有ける。(此に就ても、上件論へる和漢之字相雜用之とある日本記は、此類に神世字と、漢字の假名とを交へて、記せる書なりし故に、引用ざりしことを曉るべし)さてまた天武天皇紀に。十一年三月の下に。命境部連石積等更肇俾造新字一部四十四卷とあるを。釋紀に。私記曰。師說此書今在圖書寮但其字體頗似梵字未詳字義之所准據と見えたる。此私記は。何れの御世のならむ知ねども。其頃圖書寮に在し梵字に似たる書を。天武天皇の御世に造しめ給へる。新字と號へる書なりと云ることと信がたし。(其は下に云如く、神世の古字を次々に刋りて、漢字に寫し改め、世の中擧りて、漢風を好める御世に、

新に字を造しめ給はむに、梵字の體に造り給ふべき由なし、殊に字を造ることとは、廣く世に用ひむ爲なれば、其字を造り給はむ後は、其字を用ひて、物は書しめ給ふべきに、次條に論ふ如く、古事記書紀は、此天皇の所思食し起にて成れる書なれば、必其字をもて記さるべき物なるに、漢字もて記さむ事を、專と爲給へるを思ふべし、此事なほ次條に委く云を見よ、）然らば。此時造しめ給へる新字と云は。いかならむと云に。此は新井君美ぬしの同文通考に。榊梻樫杣峠凩凪笹籾鮑襷裃辻鞆鰯畑椗。などの字を數多摭ひ擧て。新字四十四卷其書泯焉。俗間所用字。有漢人字書所不載者。蓋是國字。世儒槩以爲譌非通論也と言れしは然る説にて。此等の字。書紀古事記を始め。古書にも彼此用たるを思ふに。此新字と云ける書は。かゝる字を新に製しめ給ひ。集成されし字書なる故に。やがて書の名を。新字と號け給へりしが。早く泯たるを。古き書等なるは。其用たる字の遇々に殘れるなりけり。（なほ此新字と云ける卷の事は、次條に引る古事記序に、勅語舊辭とある下に論ふをも見るべし、）其はさまれ。

圖書寮に在し梵字に似たる書を。此時に造しめ給へる新字ぞと云る私記の説は信がたくなむ。（そは其體頗似梵字、未詳字義之所准據と有を熟く思ふべし、梵字に似たりといひ、字義の准據を詳にせずと有れば、梵にも非ず、漢にも非ざる字なるを、此御世に然る物遠き字を、新に造しめ給ふまじきこと、熟く其世の風を思ひ合せて辨ふべし、）然も有ば其圖書寮に在し梵字に似たる書は。何書何字なりけむと云に。決めて神世字もて記る書の。たま〳〵存り傳れるを。誤りて彼新字ぞと思へるならむかし。（もし此を神世字の書に非ずとせば、何の書とかせむまた此に依て思ふに、此は上に云る肥人書薩人書などとは異なる體の書なりしとも聞ゆ、然れば神世の書は種々有て、一體には非ざりしにや、此はなほ能考ふ可し、）其は神世字の。梵字に似たる狀なりけむと思ふ由は。まづ天竺の古傳に。梵天王と云るは正に別天神の御傳の。彼國にも且々殘りて。異なる御名にいひ傳たるなるを。彼國の語音。また其字の起は。此神の傳たる故に。梵字といひ。梵音と云といへり。（此等の事、出定笑語に委く論へるを見べし、）此

を先にはいと信がたき說に思へりしを。後に熟々思へば、信に然も有べく所思ゆる由あり。（但し梵天王の傳たるといふ字は、早く絕失たりと見えて、今傳はる梵字は、甚く後世に作れる物なり、然れども、其大かたの狀は存れりとおぼゆ、此事も出定笑語に論へるを見るべし）其は彼梵音の皇國の音にや丶似てその書く字の橫に右行なるが。神隨なる道に符て。然事に所思ればなり。（但し竪行に書こともあれど、橫行を正とし、橫行に右行と左行とあれども、右行を正とすと或人いへり、誠に然にや、）其は大地の旋は、伊邪那岐伊邪那美二柱大神の。固め給はむとして。書成たまへる御手の運のまに〳〵右行なり。此事、古史傳第五段に、委く註せるを見るべし）その右行なる。大地の旋にならふ謂なると見えて。草の蔓の右廻に纏ひ著き。（但し稀には、左廻にまどひ著く草もあるは、變とも云つべくや）人の立廻も。左より右に爲るかた便よく。また試に右と左と下とに。瞳子を活動し見るに。左より右に見ゆるかた便よく。右より左に見ゆる事は便あしく。下に見おろす事は。兩眼ともに活かさず。見開たるまゝに見る故に。こよなく苦しきを思ふに。眼の橫に裂て。右を見るに便よきことは。大地の橫に右に旋る理に符へれば。字も其如く書べき物なる故に。梵字を橫に右行に書こと。神隨なる道に符へりとは云なり。（此は梵字のみならず、音の印の字を、橫に右行に書は、みな神隨の理に符へり、然れば橫行に記す國々の字の起は、天神の傳へ坐るならむも知べからず、國々に其傳は無か、ひろ〳〵異國の事知れる人に問て明らむべし）漢土も。文句は竪下に書ならひたれど。原は決めて。橫に右行に書けむと所思ゆ。そは彼國の字も體こそ異なれども。一字を書さまにても知べし。左より右に物するは。神隨は道を遁るゝ事の能ざるなるをや。（此を案に、漢字を始て製れる人をも、誰ぞ彼ぞと云て、其說の詳ならざるを思ふに、本は神の傳へ坐るに、彼國人の伏羲にまれ蒼頡にまれ、次々に造加たるならむも知べからず、但しかく辨たらむも・漢土に邊つらふさかしら人は、なほ信ざるも有べけれど。此は熟く眞の道の趣を悟り得て後はおのづからに思ひ得て、疑の晴べきものぞ、）斯在ば。神世字の梵字に似たる狀なりけむは。信に然も有べ

き事にて。彼よりは。殊になだらかに優美く。横に右行にかけりけむと所思ゆ。(但し梵字に似たりと云を、惡ふ人も有べけれど、上に云る如く、梵字の體すなはち神隨なる道に符へれば、然しも惡ふべき事にあらずかし)さて上古には。其神世の假字をもて物は記つるを。漢字渡りて後に。その神世字と同音の字を撫ひて記すことを始つれど。(此事なほ下に委く云を見よ、さて漢字の音を取て書ことを始たるも、元より音の印の字を用なれたりし故にぞ有べき)本より麗美き書風を止て。詰詘しき漢字を書ことは。皇國の風に合ざる故に。漢人のごと書とはすれど。自然に優美くなだらかに。草書にものして。雲の如く煙の如き手法の止ざりけむ故に。後に空海法師がその草書を撫ひて。以呂波字を製れると通えたり。(此は今世に書家といふ徒、字はもと漢土の物なれば漢人のごと書ずば、信によき書とは云べからずなど云て、己々は、あはれ漢人のごと書得たりとほこり貌なるも、傍より見れば、自然に皇國人の手の優美き風ありて、漢人のかける眞の詰詘なる風をば、書得ざるを見て思ひ辨ふべし、此は雪の狀はかけども、其寒きをば、書こと能はざる類にて、其は漢人のいかに皇國風にかゝむとすとも、其自然にうるはしき風をば、まねび得ざらむが如し、漢籍書史會要といふ物に、陳賢といふ者の書を、奇逸にして辨がたし、日本人の書の如しと云るをも思ひ合すべし)其は上に引る文に。伊呂波者弘法大師作之由申傳歟。此者自昔傳來之和字作成伊呂波之起也と見え。(なほ此事は。簾中抄、日本紀纂疏、源氏河海抄、花鳥餘情などにも見えて、人のあまねく知れるが如し)彼伊呂波字の、なだらかに優美きに就て思ふに。此法師の書にかしこき心に。常に書く字の漢風に事痛ては。皇國のおのづからなる手風に相應はず。便惡しき事を悟りて。漢字の草書をひろひて。神世字の書風に製り直しけむを。昔より傳來れる和字を。以呂波に作成せりとは言傳たりけむ。(和字とは、神世字を云ること、上に委く辨たり、但し其神世字を、直にいろはに作成せりと云りと聞ゆるは、云狀のあしきなり、漢字の草書を、神世字の風にならひて、作成せるなる事、纂疏に、漢字を假て和字となすと有に思ひ合せて悟べし、荒井君美ぬしは、伊呂波字のへ

○○等の字を、直に固有の和字を取用たるならむと云れき、此はなほ能考ふべき物なり、さて又或説に以呂波字は、梵字の書法にならひて、作成せりと云へる説も聞ゆれども、此は本末違へり、其は我が知人圓明院行智が、悉曇字記釋に、梵字は、皇國に渡來てより優美くなれり、其は自然に皇國の書風の美のうつれるにて、弘法よりの事と見ゆ、舊く天竺漢土にてかける梵字は、いま皇國にて書ところの梵字にくらべては、甚詰詘にきたなげなる字體なりと云るは、信に然る説にて、梵字も以呂波字も、皇國の書法をうつせる故に、美くなれるなり、また屋代弘賢ぬしの説に、弘法の執筆法は、唐の韓方明より傳受たるにて、雙鉤第一なれども、歸朝の後書訣を撰びて、單鉤を第一とし、雙鉤を次に立たるは、皇國の人は西土の人よりも、指の力強き故に、單鉤にて運筆自在なればなり、西土の人の雙鉤を專とすることは、指の力弱く運筆自在ならざる故なりと云れき、是に就て案に皇國人の書は、固より單鉤にて書けむ故に、其書法を其儘に用ひて書訣を撰び、自も其法を守れる故に、彼が書の美きなるべし、然るを漢様を專とする徒の中に、空海の書を論ひて、梵字の書法を學び交へたりと云は委からず、實は皇國字の書法を、梵にも漢にも用たるを、梵字の本狀を知らず空海以後の梵字をのみ見て、然は思へるにて、此は屋代翁の空海書訣に序して、我邦入木之道、固是晉唐之遺美而、又加以風土自然之妙。と言れたる旨を知ざればなりけり、さて又空海のかける物に神世の書法を用たりと云ることの見えざるは、中世人の心にて、謂あることなり、其は下に上古に文字なしと云る、中世人の説等を論へる處にいへる説を思ひ合せて悟るべし。）其はとまれ。上古に文字有しこと圖書寮にありし梵字體の書。肥人書。薩人書などの有しを以て。更に疑なければ。其を以て古説は記し傳たる事もまた論なし。（但しその書ける物は何物なりけむ、筆は何狀に造りたりけむと云ことまでは、いまだ得考へずなむ。）然在ども。後世に記す文等のごと。委くは有ずて。唯神に白す詞。または歌などのたぐひ。要とある事のみを記し傳て。總ての事實は心に記えて。言靈神の幸ひと。口々に語り傳たると聞えたり。（そは今世の人も、他の物語などを

聞て、暫のおぼえと記す事は、地名人名歌など、忘べからぬ事のみを記し置て、總ての物語はおぼえ居て語り出るをも思ふべし、さて此に就て思ふに、語てふ言の義は、文に記せるを本にして、言出るより出たる言なるべし、また記てふ言は、彼太占に鹿の肩骨を燒て、其火拆の文を兆と云を思ふに、此も同言なるべし、さて書てふ言は、文字の音を和訓に轉したると云は、舊たる說ながら、古見ならむも知べからず、なほ前條にいへりし、語部の事をも思ひ合すべし）其は前條に論へる。祝詞の前後の文には。後人の次々に。加たりと聞ゆる言の多かるを。其に准へば。太詞事をも。古事記書紀などに記せる傳を以て。改めも加へもすべき事なるに。然る狀には見えず。（此事前條に委く云るを合せ考ふべし）また古事記書紀に載られたる長歌のたぐひ。其歌に付ての事實は。互に錯亂れる事もあれど。歌ばかりは。然しも混亂たる事の少きを思ふべし。此は祝詞は記せる物の有て。其を違へじと重みすれど。前後の詞は。其時々の狀によりて。其を白す人の宜しき狀に物せる故なるべく。歌は記し傳へて。各々藏たるに。其

に就ての事實は。唯口にのみ語り傳へたる故に。互に混亂の出來て。かの『天なるや。弟たなばたの。嬰がせる。玉の御統。あな玉はや。眞谷二わたらす。味鉏高彥根神ぞ。の歌のたぐひ。一人は下照比賣命の歌と正しく聞傳へ。一人は喪に會へる人の歌と傳へ誤けむ故に。互に事實の錯亂の出來しならむ。（其は、此歌のみならず、かの『我家のかたゆ、雲ゐ立來もの御歌、また『葛さや卷き、さみなしにあはれ、と云歌なども、事實の互に混亂たるは、此類なること、思ひ合せて辨ふべし）然れば。神に白す詞歌などは記し傳へて。總ての故事は。大かた口々に語り傳たりけむ事は。違ひ有まじ、こそ、其は何事も朴略なりし上代の風を思ひわたして悟るべし。（彼さかしらぶる漢國の古だにも、夏殷より以往の事は、記し傳たる書なく、何事を詳ならず、三墳五典八索九丘など稱ふ書等の有しなど云へども、其は儒者のさへづり種にこそ有れ、實は周の中世より、秦といひし世の頃などに、文字をも定めて、上古の事はかつがつ記せるになむ、此事西籍慨論に委く記せるを見よ、また上にも云る如く、天竺なども、彼の梵天王

の傳へたりと云字は早く失て、今存る梵字は、釋迦法師よりは遙後に造れる字なれば、彼國にて物記す事も、甚く遲かりしこと知べし、然るに神の御國はしも後にこそ、外國の字に挾められて、字は無が如くなりぬれども、固り古く有傳へて、要とある事は、記し傳へたりし故に、上古の正しき傳は、かく傳はれるになも、)さて應神天皇の大御世に。韓郷より。阿直伎王仁などの博士を召賜ひて、漢籍を讀習ふ事を敎しめ賜へるまゝ。彼國籍の委く事を記せるに學ひて。各々次々に聞傳たる事實を記し。その始は。神世字の中に。少づゝ漢字の音ばかりを。皇國風に取り交へ用ひたりけむを。(此は肥人書と云ものゝ、神代字の中に、まゝ漢字を交へ用たりと聞え、和漢之字相雜用之とある、古本の日本記などの事を思ひ合せて云るなり、)漸々に用ひなれて。古事記の歌などの如く。全く漢字を假字に借て書たるが。彌益々に用ひなれて。漢字の義理をも取用ひて。此も始は假令ば祝詞等に。堅磐常磐爾など書るたぐひに。知得たる字は塡て記し。(加伎波斗伎波は、即堅磐常磐とかける字の義の語なり、)いまだ正しく塡べき字を

知得ざるをば。伊加志穗など假字と正字とを以て記し。(伊加志は、嚴の假字、穗は正字なり、)或は漢字の音を。所謂二合の假字に用ひて。一速比など記したるが。(一は伊知の二音を兼て假字に用たるなり、故に、二合の假字と云此類なほ多かり、古事記傳首卷見るべし、さて速は正字なり、)百歲千歲來經ゆくまに〳〵。漢文の風をも遂に知得て。如葦牙因萌騰之物而など記つゝも。(但し眞の漢文には、因字を如字の上に置べきなれども。如此記せるは謂ある事なり、所謂錯置には非ざるなり、)なほ漢文に書取がたき事をば。如屎醉而吐散登許曾、などやうに漢文と假字書と。うち交へもして記たるとぞ所思たる。(上件の趣、すべて詳には知べきならねども、古書等の記せるやうを考へ合せて、かくも有けむと思はるるすぢを、まづ一わたり云るのみなり、なほ次條々も考へ記せる說どもを合せ見て辨ふべし、)かくて後には。神世字を用て書記す事は廢れて。本より傳はれりし神世の書等をも。漸々に漢字に寫し改めつゝ。神世よりの御典は絕失たる故に。偶々殘れりし神世の書をあらぬ異國の物のこと。其准據を詳にせずな

ど。驚くばかりには成にけむ。（また次條に記せる如く、推古天皇紀に、聖德太子蘇我馬子と二人して天皇記國記を錄し給へる由見えて、皇極天皇紀に、馬子が子の蘇我蝦夷が誅はるゝ時に、天皇記國記を燒たるを、船史惠尺と云ける人の、國記を取出たる由見えたるを、釋紀に上宮太子全依經史之例、能勞文筆之體と云へる、また卜部家の舊說に、厩戶皇子我國の言を以て　漢國の文字を讀し、訓點を加たりと云ひ、印本の書紀の奧なる表文に、推古天皇御宇聖德太子始以漢字附神代之字傍と見えたるは、御本云とさへ云へれば、おぼろげならず聞ゆる等を合せて考るに、聖德太子の、天皇記國記などを錄されし時に、彼いたく戎を好み賜へる御性なりしかば、此皇子の事始めて、上古より有來記等の傍に、まづ漢字を配て神世字を刊り、さて天皇記國記は改錄されたりけむを、其業を終し給はず、薨り給ひしかば、蝦夷が家に元本は預り藏たりしを、悉燒失はむとせしかば、船史惠尺は王辰爾が裔にて、本より史にて、其事に關り居たりし故に、彼記等の、燒失むことを歎きて、取出むと爲たるが　辛じて、改たる記をのみ取出けむ故に、神世よりの古記の元本は此時に燒失たるが、彼圖書寮に在し書、和漢の字を雜へ用たる古本日本記などは、たまたまに存れる書にも有べし。）さてまた欽明天皇紀の本註に。帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀以意刊改。傳寫既多遂致舛雜。と見えたるは由ありげに聞ゆ。其はまづ帝王本紀とは。古き紀名にて。書紀の本書の一部なりしと聞ゆるを。（推古天皇紀に、聖德太子の撰錄の事を記して、天皇記云々等本記とあり若くは其記には非ざるか、もし然もあらば、惠尺が取出たるは、國記のみには非ざりけむかし）多有古字と云るは。神世字の多有ける由にて。此は和漢の字を雜用ひて記る紀なりけむと思はるれば。（そは全を神世の字にまれ漢字にまれ、一かたの字をもて記たらむには多有古字とは記すまじければなり。また此に就て思ふに、前に論へる、古本の日本記二部の中に　和漢之字相雜用之とある本は、かゝる狀の書なりけむこと、心を平かにして熟思ふべし）文意は。和漢の字相雜りて讀がたきを。後人その古字をも習ひ讀み。撰集の人の屢易りて。其遷易ごとに己

が意を以て。古字をば、刋もし改めもして、數多度傳寫たる故に、遂に事實にも多くの舛雜を致したる由ならむか。（但し此註欽明天皇の御子等の御名を擧たる處に有て致舛雜と云る連に、前後失序兄弟參差とあり、是に就て谷川氏說に、古字者謂皇子古名字也と云り、然れども、御名をば撰集の人々の刋り改むべくも非す、そは文字をこそ改めもすべけれど、名を刋り改たらむには、何をもて故實を明らむべき、予が心には、神世字と漢字と雜へ用ひたりしを悉く漢字に改めむとて、事實の前後を失ひ、混ふまじき兄弟の間をさへに、參差りと云ること通ゆ、然るは、件文ばかりにては、皇子たちの古き字を云るかと、疑ふ途の無にしも非ざれども、彼和漢字相雜用之とある日本記、肥人書、薩人書、梵字に似たる書などの事、また御本に、聖德太子始以漢字附神代之字傍、と有などをも考へ合せて、如此は思ひ取らるゝを、此は後人なほ熟考へて決むべし。）假令此文は左まれ右まれ、上件論へる如くなれば。漢字を用たるより。漸々に古字の廢れ隱れたることは。更に疑なきものぞ。（今世に、神世字とて、これかれ寫し傳ふるを見るに、多くは信かたき中に、これぞ信に神世の字ならむと所思ゆるも有れば、偶々眞の物の存り傳はれるも有べけれど、未世に現れず予早くより寫し留めて、藏たるも多かる中に、此は眞の物ならむと所思ゆるも二體ばかり有れば、なほ見及ばむまに／＼寫し取て、よく其信僞を正し明して後に、傳ふべき物あらば、傳へむとするなり。）然るに古語拾遺に。上古之世未有文字。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不忘と云れしは。圖書寮に在し梵字體の書。また肥人書の類も有ことをば。心著れざりしか。應神天皇の大御代に、漢字わたり參來て後に。其文字を以て記る書にのみ目馴て。上件論へる趣をば思ひ慮らず。唯に貴賤老少の口々に傳たる物とのみ。思ひ誤られし趣に聞ゆるは。然すがの廣成宿禰いかにぞや。其は言靈神の幸ひと。口々に相傳たるには有れど。文字に記せる書の有て。其に本づき語傳たる故に。殊に忘ざるなるをや。（また本朝文粹に、三善淸行朝臣の昌泰二年勘文に、上古之事出口傳と云ひ、此餘にも、大江匡房卿の箱崎記、一條禪閤兼良公の日本紀纂疏、北畠親房卿の神皇正統記

等にも、上古文字無りし趣に記されたるは、漢字をのみ文字と思ひ、漢字を以て記る書をのみ書とおもひ、圖書寮に在し書、また肥人書薩人書の類をば、現に傳はるをも、知らぬ氣に記されたるにて、甚あぢきなく、例を言はゞ、漢籍わたり參來て後に、彼國の禮儀をまねび用ひ給ひてより、漸々に、我が上古よりの眞の禮儀をば、俗しき儀のごと恥らひ隱してかゝる古禮の有こだに諱ず、漢風の禮儀をのみ、固有の禮儀のごと講立られし故に、世人も眞の古禮を禮とも思はず、たま〳〵も眞の禮を見ては、甚異しき俗儀のごと怪み思ひ、漢風の禮儀をのみ禮と心得て、俗の儒者など、我が上古は禮儀も無りし國なるを、漢土にならひて、始めて禮儀を立たり。など言ひ思ふ類なりかし、此は皆厩戸皇子の、いたく彼國風を好み給ひて、文字も禮儀も、彼風を移し取られたるより、如此成來つるにて、最も慨たく憤しく。恨しき事の極なるを、上古に文字なしと云も此と同く、漢字に邊つらふ心に、彼に比べては、神世字のはかなげなるを恥らひて、有と云ざる僻心にならへ有ける中世人には、かゝる說等の多かるを、眞の古學に志ざむ人は、思ひ惑ふことなかれ、」さて上古に文字なしと云れしは。廣成宿禰の誤なれど。上に引る文の連下に。書契以來不好談古。浮華競興還嗤舊老。遂使人歷世而彌新。事逐代而變改。顧問故實。靡識根源。と云れしは。此宿禰の古語拾遺を著されたる旨趣にて。漢學の弊をよく見得られたる說なれば。古學せむ徒は。常に心留おきて。忘べからぬ語にざりける。（書契ありて以來とは、漢字を用ひて、物記すこと、始れるより以來を云て、此後は委く記せる書をたのみて、故事を談ることを好まず、漢風の浮華にうつりて、舊老の古事を談るなどをば、嗤り笑ふ事となり、代を逐ひ世を歷るまに〳〵。古き風を變改たる故に、立かへりて故實を問るに、遂に其根源を識こと能ざる如くなれると言れしなり。」其は。物に記せるに本づきて。語り傳へたるには有れど。千萬歲の間を遠長に言繼ぎ語り傳たりしかば。自然に訛れる事も出來たるに。況て漢籍風に記すことの始りては。彼に學ぶとして浮華を飾り。虛僞を構ふる事さへ巧になりて。中々に故實を混亂たる說等の。多くなりもて來つれば

なり。（其由は師の古事記傳の首卷に、委曲に論はれたる如く、古事記は古傳のまに〳〵記せる故に、古への有狀の、見るが如く傳はれるを、書紀は漢風の浮華を專と飾られし故に、故實を錯れる事の多きこと牛酒神龜斧鉞の類にても知べく、なほ此徵に、次々論ふをも考へて悟べし、漢籍に、蒼頡文字を作りしかば、鬼神夜哭たりと云說の聞えたる、これ信ならば、虛僞の起るべき事を、豫に知て哭たるにやあらむ。）然は有れど。委く記す事の始れるに依てこそ。古說の世に弘く傳はりて。如此下々に至まで。古傳を伺ひ知こと、成れゝば。漢文字の德もまた大なりける。此を熟々案に。上に云る如く。神世より有來し文字は。象形と假字なるを。象形字は。限なき事物の象を畫く態なる故に煩はしく。假字ばかりは。古事記序に。以レ音連者事趣更長と云る如く。書籍のいと長くなりて。勞も多かる故に。靈幸はふ神の御心と。漢國人のさかし立るに。一字の上に義ある彼國字を製しめ賜ひ。その善備へるなどに。貢奉らしめて。大御國の要と爲給へるになも有ける。（但し此は熟く古意を得ざらむ人は、疑ひ思ふも有べけれど、幽き謂の有ことなるを、其は次の條々また古史傳に次々記せるを見て思ひ辨べし。）故上古の天皇命たちの。此を所思坐して。次々に漢字の義と倭語とよく符るは。其字義を取て書き。假字に書ずば誤るべき言をば。假字に書しめ。漢字をば倭語の奴隸として。左右に便よく物は記傳ふべく定賜へる。其恩賴に依てなも。有ゆる事の隈々をも。思ふがままに漏す事なく。書記す辭のよく達えて。文章しるす態もまた。萬國に比類なくぞ成れりける。（師の漢字三音考、字音假字用格などに著れし趣をよく讀て、此旨を思ひ辨ふべし。）抑廣成宿禰の言れたる如く。漢文字を用ふる事始りてより。浮華競興り。故實の根原を錯混したる事も多く成れるを。また其漢文字を用ひて。其混亂を正く辨へ記すべく成れるは。悉に神の御心の、幽き契ある事なるを。麁略にな思ひそよ。（○井上賴囶云、日文の事は、學兄矢野玄道翁の懲狂人を併せ見るべし。）

○古史二典の論上三

古史二典とは。日本書紀古事記二典をいふ。其は

まづ。上代の故事の傳はり來つる狀。また其を記し傳たる狀などは。上に論へる如くなるを。凡て漢風に物記す事の見えたる始は。履中天皇紀に。四年秋八月。始之於二諸國一置二國史一。記二言事一とあり。（古語拾遺にも、此御世の事記せる處に、三韓より貢獻りて、絕ること無りしかば、齋藏の傍に、更に內藏を建て官物を收め、阿知使主と、百濟の博士王仁とに、其出納を記さしめ給へる事見えたり。）諸國にすら。かく史を置れしを思へば。朝廷には。是より前に既く史を置て。往昔の事をも語り傳ふるまに〱記されけむこと知べし。（其は、應神天皇の御世に、始めて漢籍まゐわたり來つるに、菟道稚郞子皇子の、よく讀悟り給ひ、仁德天皇の御代に、はや漢風儀を好み給ひて、固より優美き御性質におはし坐なから、强ちにうはべの御行狀を、かの聖人ぶりに種々つくろひ虛飾り、まねび給へる御所業どもの見えたるを思ひ合せて、彼國風に物記すことの早かりけむことをも悟るべし。）然れども。其は撰錄とはなく。唯あらく〱と記せる御典のみなりしと聞えて。後に撰錄てふことあり。其事の見えたるは。推古天皇紀二十八年の處に。是歲皇太子。嶋大臣共議之。錄二天皇記及國記。臣連伴造。國造百八十部。幷公民等本記一とあるぞ始には有ける。（皇太子とは上宮太子に坐し、島大臣とは蘇我馬子をいへり。）さて此錄されたる記等は。全く事竟給へりしや。如何有しや。其事御紀に漏たれば知ざれども。悉蘇我家に預り持たりと聞えて。皇極天皇紀四年六月の處に。蘇我臣蝦夷等臨レ誅。悉燒二天皇記及國記珍寶一。船史惠尺卽疾取二所燒國記一而奉二中大兄一と見えたり。（蝦夷は馬子が子なり。）然れば彼記等は。みな蘇我家に預り持たりしこと灼く。其を悉燒むと爲つるを。船史惠尺が。珍寶をばさし置て。記をのみ取出て。中大兄皇子に奉れると聞ゆ。眞に比類なき功績なりけり。（中大兄と稱すは、天智天皇、いまだ皇子にて坐ませるなどの御名なり。）さて文面にては。國記をのみ取出て。天皇記は悉燒れたる狀に聞ゆれども。其をも手の及かぎりは。取出けむと所思ゆ。（そは姓氏錄序に、此事を記せるには、國記皆燔とあり、彼此を思ひ合せて、天皇記國記共に、既に悉燒むと爲つるを、取出たること知べし、また釋紀に引

る上宮記といふ記は、正に上宮太子の記されし一の記と聞ゆれば、彼和漢の字相雜へ用たる日本紀、圖書寮に在し梵字に似たる書、欽明天皇紀に、多有二古字一と云る帝王本紀と云る記などは、惠尺が取出たる記どもの、殘れるにも有べし、此は既に上にもいへるを合せ考ふべし、かゝれば書紀に、一書とて採られたるが多かる其中にも、上宮太子の御手を經たる記も多有べく所思たり。)其記等は今傳はらざれば。其書風はいかに有けむ知べからねど。決めてひたぶるの漢文ざまには非ずて。古事記の如く假字漢文いり交り。所謂宣命書の文をも。交へ記されけむと所思たり。(其は釋紀に引る上宮記の文の、古事記よりもなほ古びて見え、また前條にも云る如く、釋紀に、上宮記之假 名古事記之假名といひて、彼二記の書風を、假名と云るをも思ひ合すべし、さて世に傳はる舊事本紀と云る十卷の記を、上宮太子の撰び給へると其序にあれど、既に大人たちの辨られたる如く僞なり、其僞作れる世は、弘仁よりは後、延喜よりは前なりしこと、弘仁十四年の事の見えたると、延喜私記に、既に引用たるにて灼し、さて私記釋紀に、此を上宮太子の御撰として引用たるは、いと麁忽なりけり、なほ此紀の事は末に云を見るべし。)さて天武天皇紀に。十年三月丙戌。天皇御二于大極殿一以。詔二川島皇子。忍壁皇子。廣瀬王。竹田王。桑田王。三野王。上野君三千。忌部連首。阿曇連稻敷。難波連大形。中臣連大島。平群臣子首一令レ記二定帝紀及上古諸事一。大島子首親執レ筆而錄焉と見えたるは。大極殿に御して詔給へると。(詔を思ふに。嚴重き公事の命になも有ける。)此時の詔命は御紀に漏たれど、古事記序に、於是天皇詔之といへるより 欲レ流二後葉一と云まで七十五字、かならず此時の詔命なるべく所思たり、其由下に彼序を擧レ云を見よ。)令レ記二定とは。古事記序に。此天皇の詔命に。諸家之所レ賚帝紀云々。多加二虛僞一云々。故惟撰二錄帝紀一云々。削レ僞欲レ流二後葉一とあるが如く。虛僞を削りて。眞實を定しめ給ふ由なり。(なほ下に此序の全文を解を見るべし。)然るに。此御紀のいまだ成ざるに。其十五年と云ける年の九月に。此天皇命崩御しぬ。かくて持統天皇紀。三年八月の處に。百官會二集於神祇官一而奉二宣天神地祇之事一と見え。

（此は神世の故事を、語り紹しめ給へる由ときこえたり、）五年八月の處に。詔十八氏（大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日部、下毛野、大伴、紀、阿部、佐伯、采女、穗積、阿曇、平郡、羽田、）上進其祖等纂記と見えたり。（纂を今本に墓に誤りて、オキツキブミと訓たれど、今は釋紀に依て、字も訓も改めつ、なほ下にも云を見よ、）此は前朝の御志を紹て。御紀を記定しめ給はむの御心なりけむを。此御世にも成らず。（萬葉三卷に、此天皇乃志斐嫗に賜へる大御歌に、不聽といへど、強る志斐のが強語も、比者聞ずて、朕戀にけり、と詔へるに、志斐嫗が和へ奉れる歌に、いなといへど、語れ〳〵と詔せこそ、志斐いは奏せ強話といふとあるも此天皇の、古事を尋まほしく所思食して、常に此嫗を召て話しめ給ひけむ、其事を御戲にかく詔へるを、嫗もまた戲れて、かく御和へ奏しけむと聞えて由ありげなり、）さて文武天皇紀には。此御擧の事見えず。然れども。此御世にも。絶ず勞かしめ給ひけむ事は云も更なり。（然るに、思ひ合すべき事の、御紀に見えざるは、たま〳〵に漏たるなり、）かくて元明天皇紀。和銅七年二月の處に。詔從六位上紀朝臣清人正八位下三宅臣藤（井上頼圀云、類聚國史作勝、）麻呂、令撰國史と見えたるは。天武天皇の十年に川島皇子等に詔命せ給へるより。三十四年を經たるに。なほ成ざる故に。早く事竟しめ給はむの御心にて。此人々を加給へると聞たり。（其は始に命蒙りたる、川島皇子等十一人の人々の中に、功成ざるに死たるも、彼此有と聞ゆれば、此人々を加給ひけむは然も有べき御事なり、持統天皇紀に、五年九月丁丑、淨大參皇子川島薨、と有をも思ふべし、）（頼圀云、此は天智天皇の皇子に坐せれば何あらむ、十年に命蒙りたる川島皇子は、續紀、天平十九年十月乙巳の下なる廣皇子ならむとも、又萬葉集新考には、舍人親王の亦の名なりとも云へり、猶考ふべし）所在、かばつやがて其年の中に。功成竟て奏上たりき。此事國史には漏たれども。扶桑略記に。和銅七年上奏日本記云々と云ことの有もて知られたり。其は此記に。唯に和銅七年上奏とのみ云て。其月は記さね共。推て十二月の事と爲たらむも。彼清人藤麻呂などに令せ給へるは。二月の事なれば。此時この二人別に新に詔命蒙りたらむには。如此速に功成竟べき謂なければなり。然れば二月に此二人に詔命せ給へるは。天武天皇の御世より。此事に預りけむ人々に。力を助しめ給は

むの大御心にて。加給へるなりけむ事は違有まじくこそ。（なほ言はゞ、清人藤麻呂其に、むげに位階の卑をも思ふべし、國史を撰ぶに、かく位階の卑き二人にのみ命せ給はむものかは、其は新儀式に、修國史事、第一大臣執行、參議一人、大外記幷儒士之中、擇堪筆削者一人令制作之、諸司官人堪事四五人令候其所、修畢奏進之後須下所司、と見えたるを思ふべし、此は古より嚴重に爲たる御擧なりし故に、推古天皇の御世には、皇太子と大臣と其事に預り、天武天皇の御世にも、皇子二人、王四人、其餘の人々も悉く位階の卑からぬ人々に命せ給ひ、元正天皇の御世にも、一品親王に命せ給へるものをや、）斯在にまた元正天皇紀に。養老四年五月癸酉。先是一品舍人親王。奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀三十卷。系圖一卷とある。此文にたゞ日本紀とのみ有れど。是即今に傳はる日本書紀なり。（さて今本に、系圖卷は闕たれど、釋紀に載たる帝王系圖、決めて其なるべく所思たり、但し日本書紀は、持統天皇紀にて終たるに、彼系圖に、其後の御系をも圖せるは、後に書紹たる物と見ゆ、さて本朝書籍目錄には、日本紀と引はなちて、別に帝王系圖一卷、舍人親王撰とあり、なほ此外にも、帝王系圖と、いへるものの三通ありて、そは後人の撰ときこゆ。）其は弘仁私記序にも夫日本書紀者。一品舍人親王。（淨御原天皇第五皇子也。）從四位下勳五等。太朝臣安麻呂等。（王子神八井耳命之後也。）奉勅所撰也。清足姬天皇負扆之時。（淨御原天皇之孫、日下太子之子也、世號飯高天皇。）親王及安麻呂等。更撰此日本書紀三十卷。幷帝王系圖一卷。（今見在圖書寮及民間也。）養老四年五月二十一日。（淨足姬天皇年號也）功夫甫就。獻於有司。（今圖書寮是也。）と有もて知べし。（淨足姬天皇と稱し奉るは、元正天皇の御事なり。）さて此紀の撰者を。御紀には舍人親王の名のみ標たるを。私記序また日本紀竟宴歌序。其餘の書等にも。みな安麻呂朝臣の名をも標たり。（釋紀に引る或書には、安麻呂一人に係てもいへり。）此を案ふに。御紀には。此人の名を記し漏せるにて。實は舍人親王は總裁と坐まし。安麻呂朝臣は。其祐となりて修られけむ故に。御紀には。親王の御名をのみ標されしならむ。（師は親王一柱の撰と定られたれど一

偏なり、然れども總裁に坐ば、此親王にのみ係て申さむも非ことには非ず、其は姓氏錄の撰者は、萬多親王ともに六人なるを、專ら萬多親王にのみ係て申と同じ謂にて、此例いと多かり。)さて日本書紀と云名は。舍人親王の號給へる題號なるべきを。御紀に書字を省きて云るは、前に上奏れる日本記に。言做たる故にや有けむ。次々の御紀にも、此紀の事の見えたるに。多くは書字を省きて記されたり。(されど稀には、日本書紀と記せる處もあり、平城天皇紀、大同元年八月の處に然有り、また上に擧たる弘仁私記序、日本紀竟宴歌序、釋紀に引る延喜講記にも、日本書紀とあり、また萬葉集には、日本書紀とも日本紀ともあり、さて釋紀に、問不謂日本紀謂日本書紀如何、答師說宋太子詹事范蔚宗撰後漢書之時、敍帝王事謂之書紀、然則書紀之名依此歟、と云るは然る說にて舊く皇國に傳へたる漢書は、漢書紀と有し由、屋代弘賢ぬしの傳へ語られき、然れば書紀といふ號は、漢書の題號に依へりと云る、釋紀の說は、違ひ有まじくこそ。)さて此紀の題號の事。かく記して信友に見せたるに。己が年頃思へるやう

は。此に異なりとて。かねて記しおける考へを取出たる其說に。此紀元は日本紀と題されたるを。大よそ弘仁の年中より。文人たちの書字を加へて。遂に題名となりしと見えたり。然るは續日本紀に。養老四年云々。舍人親王奉勅修日本紀と有を始め。六國史は更なり。古書どもには。悉く書字なきを。釋紀に引たる弘仁私記序に。始めて日本書紀と見えたり。(日本後紀に。弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣、廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十四人講日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講とあり、此時の人長の私記なり、書籍目錄に、弘仁四年私記三卷、多朝臣人長撰とあり。)また此紀の竟宴歌の本に。延喜六年天慶六年の度ともに。日本紀竟宴各分史得云々之序と書出して。(これより前、元慶六年の度も、日本紀竟宴云々とありて序文はなし。)其序文には日本書紀と書り。(此竟宴歌の書は、篤胤が藏書にて、契仲が鎌倉中書王の眞跡を、肥後國熊本にて得て、臨模して元祿十三年に今井似閑に與へたる、直筆の本によれる、普通の本には、延喜六年の序文に書字脫たり。)

これら決く。文人の潤色作爲なるを。始に日本紀竟宴と書出たるは。舊式に依れる物なるべし。(いたく漢めかしたる文章なるをも思ふべし、延喜六年の序の作者は、三統宿禰理平なり。)然るを。日本後紀大同元年八月の下に。是日勅命撰日本書紀云々とあるは。後人の加筆か。(古語拾遺卜部家傳來の奥書ある古本の奥に、此文を引たるに書字あるも、後に書添たるなるべし。)同紀に延暦十六年二月の下。また弘仁三年六月の下にも。日本紀とあり。(但し延暦十六年のは、續日本紀を撰ばしめ給へる時の詔詞にて、前日本紀とあり、こは續日本紀に對たる文なり、さて其次の文に、其續日本紀の事をさへに、單に日本紀とあり、此は續字の脱たるにも有べし、但し古書どもに、續日本紀より以下の國史どもを、すべて日本紀と云ること例あり、其は藤井高尙が日本紀御局考といふ物にもかつ〴〵いへり。)此外正しき古書どもにも。此紀の名をば本紀と書る物は甚多けれども。日本書紀と書るものは有こと稀なり。(こは己さしごろ心をつけて、見たるかぎりを、今悉く引出て云むは、いと煩はしければいはず。)此等を思ひ合せて。日本紀といへるが原よりの名なる事を知べくぞおぼゆる。(台記に、久安四年四月廿三日、季房朝臣來話大日本紀事と記されて、大字を添たるは珍し、此は私に尊みてのわざなること決し。)然るに。此紀延喜四年本。また其後の古寫本、今世にある。慶長四年の國賢の跋ある印本など。己が見聞たる限の本ども皆書字あるは。上にいはゆる弘仁の頃より始りて、後に題名とも爲たる物なりけり。(然れども、上に云へる如く、書どもには、日本紀と書たるが、いと〳〵多きは、原よりの名の、世に普きによれる物なり、本朝書籍目錄にも日本紀とあり。)承和元年に。藤原長良朝臣の奥書し給へる本に。日本紀とあるぞ。原の御紀の名なるべき。(此本の事は、末に委くいふべし。さて朝野群載に載せる、承和三年十二月記たる、廣隆寺緣起に、謹檢日本書紀とあるは、例の文人の作爲なりかし。)なほ言はゞ。此紀原より書紀と題せる物ならば。續々に令撰られし史どもゝ。續日本書紀。日本後書紀。など稱ふべきを。然有ぬを以ても證とすべきなり。(桓武天皇紀に、延暦十三年八月、續日本紀を奉上れる處に、奉勅云々修國史とい

ひ、また繼先典などいひて題名なし、かくて先典といへるは、日本紀の事なるを、それに繼たる紀を、續日本紀と云て、書字なきをも思ふべし、）さて書紀といへる由は。釋紀に。師說依注日本國帝王事。謂之日本書紀。又曰師說宋太子詹事范蔚宗。撰後漢書之時。敍帝王事謂之書紀。敍臣下事謂之書列傳。然則書紀之文。依此歟云々。とある義なるべし。（然るを尾張人、河村氏の得たりといふ古本には、たゞに書紀とのみ題せしとか、其實ならば、昔のさかしら人の私わざなるべし、）さて鈴屋翁の。日本書紀と云は。うけばらぬ名なる由を論ひて。書紀と稱られたるは。眞に然ことながら。そのかみ有とある書はから書にて。漢書唐書など云るに傚ひて。何となく日本紀と。公にて名つけ給へる物なるを。今私に何とかせむ。（日本文德天皇實錄、日本三代實錄とさへ題られたるをや。さて彼河村氏の得たる本の、書紀と題したるを、甚くめづる人のあるは、鈴屋翁の論におどろかされて、中々に原の書名を辨へざる誤なり。）もし省きて言むには。元正天皇紀に。一品舍人親王奉勅修日本紀云々。奏上紀三十卷。系圖一卷とあるに據りて。唯に紀とのみは云べきなり。（されど日本書紀と云るも舊ければ、日本紀とあるを、唯に紀とのみ云る例にならひて、書紀とばかり云はむも難むべき事には非ずかし、）と云へり。此は予が說よりは委しく勝りて所思ゆれば。題號のことは此說に從ふべし。（なほ今傳はる日本紀は次々に事實を加たる物なること、また後人の加筆、また分註に種々の差別ある由をも考明して記したるを、其も採て下に載せるを見べし、）さて元正天皇紀に、先是奉勅とある年は、何年なりけむ知べからねど、和銅七年に、日本記奏上たるより。後なる事は論ひなし。然るはまづ。彼日本記を奏上れるに。間もなく。また此日本書紀を修撰しめ給へるは如何ならむと考るに。前の日本記の體裁は。天武天皇の所思食し起せる御旨趣に違へる故と通ゆ。然るは彼天皇命の。御紀を撰錄しめ給へる御旨は。上古の故事に訛れる傳も出來けるに。（此由は上二條に論るが如し、）諸家にて古傳を記しとでは。其家の祖の功績などをば。殊に大きく記たるあり。（其は古語拾遺に載せる傳は、齋部の家乘のまゝに記されたりと聞ゆる

を、中に太王命の功績を擧たる事の過て、實を誤れりと所思ゆる事あり、また舊事紀なる天孫本紀は、物部氏文を採て載せると見えたるに、彼家の遠祖の事蹟の、實に違へる事も多かるにても悟るべし。)また正實の旨を訛れる事も。正に虚僞れる事も有し故に。其を歎きおぼし看て其失を撰び改め。はた其頃までは。漢字を用ひはすれど。音を取て假字に記き。或はかの宣命書などの多かりしかば。是より漢字の義を專と取て。倭語に塡て。全く漢史風に記さまほしく所思看し起せるなるを。(此は古事記序に依ていふ。委くは下に此序を擧て解くを見るべし。)和銅七年に上奏れる日本記は。其大御心に違ひて。多く假字文宣命書に記して。私記に所謂假名日本記なりし故に。更に撰び改めしめ給へると知られたり。其は釋紀に假名日本記と。今在る書紀との前後を問答したる處に。假名本爲レ嫌二其假名一養老年中更撰二此書一といひ。(此書とは、今在る日本書紀をいへり、)また或書云養老四年令三安麻呂等撰二錄日本紀一之時。古語假名之書。雖レ有二數十家一皆以二勅語一爲レ先。然則假名本。尤在二此前一耳とあり。(勅語とは、天武天皇の御みづから撰置き給へる、倭訓を漢字に配たる辭書といふ其由下に引る古事紀序に、勅語舊辭とある處に云を見よ。)此を合せて考るに。和銅七年に奏上れる日本記は。卽いはゆる假名日本記なること疑なし。(其書體は、前條に、私記に引る文を拾ひ擧たるを見るべし。然るを俗の學者たちの、假名日本記と云は、たゞの平假名もて書るものと思ひ居るは、熟く釋紀を讀ざる故なりかし、或人、二百年ばかりあなた書たりと見ゆる、平がなの日本書紀をもてるを見るに、慶長四年の國賢朝臣の跋ありて、大かた印本の訓によりて記せるものなり。)かくて此本は先に成り。今の日本書紀は後に成れる事は。上に引る弘仁私記序。釋紀共に更撰と云るは。和銅七年に上奏れる日本記は有れど。また更に今存る日本書紀を撰べる由なると。私記に假名本を古本と稱ひ。今の日本書紀を後本と云るとを思合せて曉べし。(なほ前條に論へる趣をも合せ考べし、)また此に依て思へば。假名日本記といふ稱も。後に成れる日本書紀の漢文なるに對へて。號たる稱にて。元は唯に日本記と云ひしこと。上下に引る扶桑略記の文にて知べし。(さて和銅七年に奏上れ

る日本記は。決めて言偏の記字なりけむ、其は略記に記字を作き、下に引る書等に引るにも、多く記字を作り、然るに釋紀に紀字を書るは、何の意もなく、後に寫し誤れるなるべし、御典に糸偏の紀字を書ことは、必書紀を御修の時より始め給へるなるべき事、前後に論へる說どもを考へ通して悟るべし。上に引る推古天皇紀、皇極天皇紀などに、天皇記とあるは、古き狀なるべくぞおぼゆること、さてまた中世の書等に。日本記とて引るに。今傳はる日本書紀に。見えざる事實のあるは。和銅の上奏の日本記と聞えたり。其は水鏡に。顯宗天皇の前に。飯豊天皇と申スを皇統に擧奉りて。此帝をば。系圖などにも入奉らざれども。日本記には入奉りて侍ると見え。(大石千曳が此書の註に、此日本記は、今世に傳はる、舍人親王の撰び給へる日本紀には非ず、彼紀に、此天皇の皇代に入給はぬをもて知べし、然れば此に日本記と云るは、和銅上奏の日本記なるべし、其は紹運錄にも、此天皇ヲ皇代に入れ奉りて、皇代曆云、是不レ註ニ諸王系圖一、依ニ和銅奏聞一入ぬといひ、扶桑畧記にも、此天皇を皇代に入れ奉り、此天皇不レ載ニ諸皇子系圖一、但和銅七年上奏ノ日本記載レ之、仍註シテ傳フレ之とありと云り、此は既く松下見林が前王廟陵記にも、右の書等を引キて、此日本紀者非ニ今日本書紀一と記せるは、誠に然る說なり、但しその引る略記の文に。和銅五年とあるは、七の寫し誤なりさて飯豊天皇の御事は、淸寧天皇卷に註せるを見るべし)神宮雜例集に引る神宮記に。內侍所の神鏡の御事を記せる處に。件ノ鏡者。於ニ高天原一豆シ鏡作神乃遠祖天香山命乃。八百萬皇神達共爾以レ銅豆鑄造之神鏡也。(或云ニ天香山命鑄ニ作之一、)一面坐ニ伊勢國一須。一面坐ニ紀伊國一須。一面坐ニ內侍所一是件ノ鏡也。(具見ニ于日本記一)云々と見え。(此事第四十五段第四十六段の傳に、委く註せるを見るべし)倭姬命世記に。日本記曰。神產巢日神御子少名毘古那神。與ニ大國主神一相ヒ並作ニ堅此國一之後者。其少名毘古那神者。度ニ于常世國一也とあり。(此文ふと見ては、古事記を誤りて、日本記を引るにやと所思れど、彼記の文と異なり、合せ見るべし)江家次第鎭魂祭の條に。神代卷宇介船不差止々呂加須と見え。二十二社註式に。日本記一書曰と引て。賀茂健角身命の。日向曾

峯に天降りて。神武天皇を導き奉りて後に。生給へる玉依日咩の。別雷命を生給へる故事を記せり。(此は殊に長き傳にて、いはゆる宣命書に記せる文なる神武天皇巻の徴に引くを見るべし。)此等すべて。今傳はる書紀に見えざる事どもなるは。古本の日本紀を引る文なること疑なし。(なほ中世の書等に、古本日本記を引るが多かりしと所思ゆるを、今頓に此首巻を記すとて、心にうかべる事どもを一二引るなり、さて又和歌童蒙抄に、天石窟戸の鹿卜の事を、兒屋根命と云ず、思兼命の事として、此思兼命は今の卜部氏遠祖也といひ、委見古語拾遺と云るは、さる本も有しにやと所思ゆれど、此は古本の日本記の傳なりけむを、闇に引き誤りて、古語拾遺と云るなるべし、此全文は第五十二段の徴に引るを見よ。)斯在ば彼日本記は。假字漢文宣命書の入り交りなる書状なりけむこと灼焉し。(假名本とは云へども、ひたぶるの假字文には非ず、漢文も交りけむことは、釋紀に引る文に、漢文の處も多かるをもて悟るべし。)さて此日本記を撰ぶに。必かの上宮太子の勅し給へる。天皇記國記などを。其元書と爲たりけむことは云も更なるを。(こは然ること、物には見えざれども、事状を考へ通して然は思はれたり、前後に云るを見て思ひ辨ふべし。)また日本書紀は。右の假名日本記を。元書と爲て修はれけると所思たり。(御史を撰び給ふことを、推古天皇紀には錄とあり、天武天皇紀には記定と書れ、元明天皇紀には撰とかけり、然るを元正天皇紀に、書紀を奏上の處にのみ、修とあるは、先の日本記を修へる由なること知べし、)其は前條にも云へる神代紀上巻に。以溟爲青和幣とある下に。私記曰案古本云與太利云々。後作者改作溟字といひ。欽明天皇紀に高械館とある下に。私記曰。假名本作高麗斐乃多知など有を思ふに。(なほ前條に、委く引るを合せ見て辨ふべし、)書紀は假名本を元書と爲て修られたれど。其假字文宣命書を嫌ふ故に。強たる字をも塡て。漢の國史風に似ことを力めて字簡に切めて記しつゝも。なほ古語をも失はじとせられ。(その假字文宣命書を嫌はれしことは、彼阿那邇愛袁云々の唱和の御言をさへに、姸哉云々と塡て、續紀より次々の御紀には、宣命を載られたるに、書紀には一も載されず、強たる字を塡

られたることは興太利に漢字を塡られたる類のことと多く、字簡に切られたることは、古本には、語のまゝに高麗斐乃多知とかけるを、高橋舘と書れたる類のいと多かるにて灼し、さて古語をも失はじとせられしことは、間々に訓註を加られたるを以て知られたり、然れども、志理幣提爾布俱と云に、背揮と書れたる類は、餘りなる事なるに、まして訓注と本文とを引合せ見るに、當らざる強事も少からず、其は顧眄之間此云美屢摩沙可利爾とある此訓註は、本書にありし古語にて、其に顧眄之間字を塡られたりと見ゆれど當らず、そは美屢摩沙可利てふ言、可を淸てよまば、見眞盛の義なるべく、可を濁りて讀まば、見目下てふ言なるべきを、本文に塡られたる字は、更に由なく、加閇理美須流本杼爾などいふ語には、塡もしつべき字なるをや、此類いと多かるはすべて強事なり、さて漢の國史に似せむと力られし事は、師の古事記傳の首卷と、神代紀髻華山蔭とに、かの潤色の漢文漢意の砂びぢりこを、掘わけ搔わけかき出して、論ひ敎られたる恩賴によりて、彼紀を見ると、直に知らるゝ事なるを、なほ言はゞ、釋紀に、問本朝之史以何書爲始哉、答師說以古事記爲始、而古事記者誠雖載古語文例不似史書と云るは、古事記を漢史に似ずと貶して、書紀を漢史に似たりと褒たる文意なり、また上にも云りし、爲嫌假名養老年中更撰此書と云る說、また撰錄日本紀之時、古語之假名之書雖有數十家、皆以勅語爲先と云る勅語は、漢字に倭語を配たるを云ること。上にも下にも云ごとくにて、此等の說は、私記曰と云ざれども、彼私記等によりて云りと聞ゆるを以て、古き博士たちの口傳にも、書紀は漢史に似ることを專させりと云ひけむこと知るべし。)また修者の心に應ざる故事をば、捨も刪もして。修り改められたる物にて。(上に引る神宮記、また註式なる傳などは、正に其刪捨られたる傳の、偶々に彼書等に引て載し殘せるなりけり、二傳ともに、いと正しき傳なるを、等閑に思ふことなかれ。)是やがて天武天皇の所思看し起せる御旨なりしを。其御心の如く成れりし故に。此を正史と立られて。其後は撰び改め給ふ事も無りしなりけり。(なほ下に、古事記の序文を註せる處に云をも合せ考べし　然れども。其を漢文

讀には讀まず。讀るゝだけは古語に訓むぞ。天武天皇の御心にて。(古事記序に、勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭とある即是なり。)養老五年に始めて此紀を講しめ給へるより以來御々代々に博士たちに。彼紀を讀しめ給へる御法なりける。(養老五年に書紀を講しめ給へる事は、釋紀に、日本紀講例の條に、康保二年外記勘申養老五年博士と見え、養老五年私記と云も有しを以て知られたり、此紀を奏上られたるは、四年五月なるに、其翌年に講しめ給へるをもて、その重く用ひ給ひけむこと知べし、此後御々代々に、此紀を講しめ給へること、國史に次々見えたるが如し、○さて是に就てまた思ふ義あり、其は大嘗祭の時に、天神壽詞を宣こと、また其時に語部が古詞を奏こと、また出雲國造が、神賀詞を奏す事などは、故事を語り奏え奉る事にて、神世よりの重き御式と聞え、また持統天皇紀に、群臣を神祇官に會集へて、天神地祇の事を宣奉しめ給へるは、臨時に有し事か、御々代々に有し事なるを、餘には漏て、たま／＼に此御紀に記されたるか、其は知べからねど、神世の故事を宣しめ給へる事は違なく、また同天皇の志斐嫗に物語らせ給へる事も上古の故事を聞し看れつと聞ゆるなどを合せて、熟熟考ふるに、凡て此は上古の故事を忘れじ放さじと爲來れる、神世よりの習風なるを、固く執りて守り給へると所思ゆ、然るに、後には大嘗祭の時の語部の事も止み、神賀詞を奏す事なども止み、また禁中にて上古の故事を語らせ給へるやうの事も聞えずなりて唯書紀を講しめ給ふ事のみ有しは、彼事々を止めて、此事を起し給へるなるか、或は廣成宿禰の言れたる、書契ありて以來故事を語ることを好まず、漢風の浮華にうつりて、舊老の古事を談るなどをば嗤り笑ふ事となれる故なるか、斯てその書紀を講しめ給へる狀を考るに、後々は、上古の故事を詳に所知食む爲に、講しめ給ふといふ本旨を失ひたる狀にて、實に所聞食すともなく／＼、一通りの定例の如くなれると聞ゆ、そは釋紀の秘訓の篇に、御讀之時不可讀之と禁たる文の、やがて半ばかりなるを思ふべし、彼禁のごとく文を省たらむには、前後つづまらず、更に何事とも分らずて、故事を講しめ給ふ、本旨をば失ひたる事のごと思はる、また其を奏

せる古の博士たちの、讀むにも講にも、禁を犯さじと、いとも苦かりけむとおしはからる、さて後々は、漢意佛意をもて强說しつゝ、日本書紀卷第一神代上と云ばかりを、日の暮るゝまでに講竟たることも有しは、古事を所聞看し明さむと爲給へる、本旨に違ひて、いとも歎息しく所思ゆるを、日御子の宮中には、名を云だにも忌まほしき、中子の書をば、かへりて忌たまはず、其を說しめ給へる時は、いと慇懃に所聞看せる狀に聞ゆるは、いとも悲しき事なりけり。）其は私記に。凡此書之爲レ體。以レ立二倭訓一爲レ本。不レ可下以レ能レ文爲上レ宗也。また師說凡此書之例。不三必全摭二字數一而讀。或相二合三四箇字一讀。如二一字一或只指二一字一讀 加二多辭一。存二此意一可レ讀。また此書或變二本文一便從二倭訓一。或有二倭漢相合者一也。今是取二倭訓一便用二彼文一也。未三必盡從二本書之訓一。然則暫忘二彼文一可レ讀也。また凡此書者以レ立二本意一爲レ宗。何得二拘レ字破一レ意哉。先師不レ從二雜本一。遠用二古辭一今亦依用耳。など有をもて知べし。（予が書紀を訓るは、即この語どもと、下に引る縣居大人鈴屋大人の語とに從れり、見む人、今本の訓に異なる事も多かるを、奇み思ふこと勿れ、然れども前條に記せる如く、古本に與太利と有しを、後本に泝字を配たる類もあれば、謾に字書に據て、泝は鼻より出る液をいふ字なれば、波奈太利と讀べき物ぞとは言がたき類も多かり、是も等閑に心得まじく、其意して訓べき物ぞかし。）さて右の如くなれば。今本に添れる訓の中には。ふりし世の博士たちの。古意を探ね。古言を摭ひて訓めるも。多く殘れると所思ゆ。然るを漢好する徒の中に。此書は漢文に書し物なれば。傍訓は。皆捨べしと云も有れど非なり。此は旣く縣居大人の雜記にも。然いふ人の說を論ひて。此紀は奈良の朝の始に成て。神代は元よりいと上代の事實なり。我朝にむかし字なしと言へども。語をもて傳ふる國風なれば。よく言傳たる物なり。そは譬へば。今も文字知れる人は。其をたのみて忘るゝを。盲人字知らぬ人などは。能記え居るが如し。（篤胤云古に文字なしと言れしは、此大人も考へ漏されたるなり、前條に云るを合せ考ふべし、）此紀もよく古言を知て讀ときは。神代卷は更なり。神武天皇より後も。古きはえも言ず優美しき皇朝の文なり。かの奈

良の朝には。偏に漢を學べる人多くて。字を漢風に殖たれば。皇朝の意に違ふのみかは。此朝に無こと多し。(篤胤云、此朝に無ことゝは、牛酒神籬斧鉞などのたぐひ、其餘も、しひて文飾れる事どもの有を云れしならむ。)なき事を記せる字を立て。有し事を捨むや。(傍の訓も、今存る訓は、儒家にて付たるが多かるを其訓は論ふに足らねど、三が一は古より傳れる言あり)所々に此云二々々一とあるは。即奈良の朝に書し撰者の自註なり。是をいかで捨むや。此を用ふる上は。他もみな此方の言にて讀こと知べし。遠き代々の古言を捨て。たゞ後なる奈良の人の殖たる字を專とする理あらむや。(此は譬へば、漢國の古書に、此の訓を付たるを、其訓こそとて、本の文字を抹捨むが如し、凡て漢土と此國とは、意異にて相合はず、偶々に合ふこと有のみなり)然るを。彼末の世に書し字を專とせむは。頑に漢好みする非事ならずや。と言れしはまことに然る語なり。(上件引る雜記てふ物は、寫本にて誤字もあり、脫たる文も有げに見ゆるを、引直し、文をもつゞめて擧たるなり。)さて此語に從ひて。書紀を古言に訓讀に就てまた心得べきことあり。其は師語に。書紀を訓讀こと甚かたし。如何と云に。漢籍のふりを學ひて。その潤色の文多ければなり。此を文のまゝに訓まむには。字音などをも交へて、もはら漢籍を讀ごとくに。讀べき狀なれども。またをり／＼は。訓註を加へて。古言を顯されたる事も有を思へば。然ひたぶるに。漢籍の如く讀べきにも非ず。然らば。全く古言に讀むとするには。更に然は訓がたき處おほく。また其字の意を得て強て訓讀ときは。言は皇國の言になりてもその連接と意とは。なほ漢なること多し。然れば。全く古言古意に訓むとならば。更に文に拘らず。字にすがらず。たゞ其所のすべての意をよく思ひて。古事記萬葉の語の格をよく考へて訓べし。(然せむには、十字二十字などをも、みながら捨て、讀まじき處々なども有べきなり、然は有れど、今世人は、おのづから又今の癖のある物なれば、さまで上世の意言を、いさゝかも違へず、つばらかに覺り明らめむことも、得有がたかるべきわざにしあれば、かにかくにうるはしくは訓得がたき書なりかし。)さて今本の訓は。あるべき限は。古言に訓たる物にして。

(古事記にあることは、多く其言にならひてよめり、)古き言ども是にのこれる多し。されども漢文の潤色の處などは。其文のまゝに。字にすがりて訓る故にさらに古意に非ずして。言の連ざまなども。もはら漢籍訓なり。此意を思ひて看るべしとあり。此は上に擧たる。私記の文等に云るむねに符ひて。信ひよるべき語なりけり。(此事古事記傳の首卷に、書紀の論ひと云條を立て記されたるを、なほ言れし事あり彼傳に就て見べるし、)さてまた縣居大人の說に。日本紀今本には誤字おほし。また後人の次々に加たる文。たまは百字五十字前後になれる處も多し。また奈良の初に。太朝臣紀朝臣などの書しは。崇峻天皇の卷あたりまでにて。推古天皇より二三代は。たゞ即位崩などのみ記せる物なり。(篤胤云、上件の說どもは、いかなる考ありて言れしにや、一通にては、古事記に准へて云れし說の如く聞ゆ、さて紀朝臣とは、紀淸人のことなるべけれど、書紀の撰者に入れて言れたるは違へり、)さて後に舒明天皇卷より。天武天皇卷までを記き。持統天皇の卷は。また他人の筆なり。(中にも鎌足公の事をよろしくせむとて、齊明天皇天智天皇などの卷は、いと虛言おほく、實を亂せる事さへあり、こはその頃、藤原家におもねる者のわざなりと見ゆ、)また神代より崇神天皇あたりまで。其次々また異なり。此は同じ時に出來しものなれど。古文のあるに依れゝば。おのづから別なるなり。神功皇后の韓を伏へ給ひしよりは。から人の往來ひ。此方よりも往來つゝ。此方の上代には非ざる事言なども。漸々に相交れゝば。ひとへに此方の言のみにて訓べくもあらず。況て推古天皇以來の卷はいよゝ然なり。同じ紀といへど。代々によりて別ありと云れたる。此說も彼雜紀に記されたるを。吾が古學の人に。書紀の卷々によりて。違ある事を云れしは。此大人始なるに。人の知らざるが慨くて此に標し出つ。(但し其說の朴略に精からぬは、此學問の原を起されたる大人の說なればぞ、見む人其心して、たゞ其說の嚆矢なる事をのみめで尊みてよ、其は此事にかぎらず、此大人の說は、凡てこの意を得て見るべきものぞ、)さて此事に就て信友が說に。鈴屋翁の髻華山蔭に。書紀は古書の有が中に。いとも貴く珍重たく。やごとなき御典になむ有を。さ

るに取ては。古學の爲にはしも不足ことはた小緣ならずなむ有ける。然言ふ故は。まつ古事しるす史は。おほかた古の傳說を失はず過たずして。後世に傳へむためなり。されば其史ども。古きは上代の事を記せるやう。唯その有形のまゝにして。潤色添たる事なく。文の章はた。自然に具はりて、いと美たくなむ有めりしを。此書紀の作ざまは。然る古傳書には依ながら。當時の世中の好みに叶へて。悉く漢史風に改めて。詞にその方に潤色の多有のみならず。事にさへ意にさへ。其潤色を加へなど。凡て萬づを。いかで漢めきたらむと力られたるほどに。なべての詞の。古に非ざる事は。更にもいはず。文の改めざまに依ては。其事も意も。おのづから古の傳の趣とは。違へる事もあり。或はいかなる由とも。聞えがたく成ぬる節さへ。をり〳〵に交りなどして。大かた上世の意は。うづもれ果て、世に知る人なくなむ成れりける。(此を物に譬へていはゞ、彼古傳書のやうは、人の像を寫しかくに、顏やうは更にもいはず、形姿衣の色あやまで、其形のまゝに　物したるが如くにて、古の有形は目の前に見るが如くになむ有けるを、此書紀は、世人の好みに合へむとて、その古く寫せる狀をば變て、見る目おかしくと書成たれば其人には似もつかで、あらぬ漢人の貌形になれるが如し、抑人の像をうつすは、繪を玩ばむとには非ざれば、いかに見る目はおかしきも、其人に似ざらむは、甚ほいなき事ならずや、然書改たるを見ては、いかでか其人の眞の形は知らるべからむ、世々の物しり人、たゞ其繪の狀のおかしきにのみ、心を留めて、古の形には似てやあらむ、似ずてや有らむとは尋もしらぬはいかなりけるふぞや、また古き世のは繪もうち見るには、うはべの筆きえて、見所なきが如くなれども、今一たび能見れば、後の世人の及がたき所の有を、たゞ今樣の、上手めき花やぎたる方にのみ。人は目を留むるが如く、いにしへ文いにしへ意の、世にめでたき事をば知らずして、ひたぶるにその漢めきたる事をのみ、めであへるも、又いかなりける心ぞや)と有に感おどろきて。是いと論はれたる說なり。實にも日本紀は。古の實を文飾り失へりと。見ゆる事の多かるは。次々に文飾を加たる物には非じか。と思ひしも灼く。これかれ其證を得

たり。其はまづ若槻幾齋と云人の見たりし。古寫本の。日本紀とある本の裏書とて奥書したるに。日本紀三十卷。崇道盡敬皇帝所撰也。(舍人親王は、大炊天皇の御父に坐しかば、彼天皇の天平寶字三年六月に崇道盡敬天皇と諡し給へる故に、かく記されたるものなり。)近者。文臣請詔數增補之。合叡旨永欽秘符。嗟呼欲取一時之寵。輙棄千古之實。可不痛哉。愚竊寫原書。藏之函底。若是證乎來世幸矣。承和甲寅左衞門佐藤原長良謹記と有しが。今本とは。甚く異なる處有しと所思ゆといへり。(此は京人橋本經亮の隨筆、橘窓自語と云ものに、若槻元三郎物語に、むかし浪華にて見し、日本紀の裏書にとて、件の文のみを記せり、甚めでたく思ひて、いかで其若槻氏に問聞てむ、いづこいかなる人にかと、年頃思ひわたりしに。過し年ゆくりなく、殿にさもらひて、京に上りて住けるころ、若槻幾齋といふ翁の、實心なる朱熹流の儒者にてあると云があるに、そこへ我が知れる人、物學びに行よしを聞つけて、能々きけば、若き頃は元三郎といへりと、聞やおそしと、彼知れる人を中人として、まづかの經亮が書おける文を書付て、幾齋がり問やりしに、やや暫く考へて驚きて云、過來しかたを、今さらに思ひ出つ、今はむかし、五十年ばかりにもなるらむ、難波に物まなびにとて往ける頃、或日の夕さり、書舖にて、日本紀の古寫本を見たり、いかにと問ふに、其商人こたへて、こは西國人の請ふにまかせて賣はべり、明日まで預りたる本なりと云に、何とかや珍しくおぼゆるまゝに、一夜のからと、しひて借りもて歸りて、そこゝぬき〳〵に、一わたり見つるに、本より早く日本紀に、心とゞめて熟も見おかざりけるが上に、普通の本さへに持たず、はた古體の字などあまた有て、讀わきがたき所もうち交りて、いかなる文の、今本と異なる所のあるにや、按ふべき便もなく、また深く意をも盡さずして、たゞ裏書のみを書付け置たるを、後にその經亮に與へたりと、今更に思ひ出つ、さて其本は、明ればかの書商人に返しやりつ、今もおろ〳〵覺えたる事も有げなれど、年老たれば、いかゞ有む、思ひ出して近きほどにと云に、なほ問まほしき條々を書てやりしに、其後みづから書付ておこせたるやう、題號は日本紀と

有しと覺ゆ、彼裏書は、本の奥に押紙のやうにて有しとおぼゆ、景行紀應神紀に、武内宿禰の事見當らず、また應神紀十四年の條、印本の四十年の條と錯ひたる所多しと、後に印本を見て思ひ出たり、此は慥に覺えたり、古體の字、また略字とおぼしきも多く有て、よみ煩ひたりき、此外つゆ覺たる事なしとぞ書たる、己訪ひ問へりとても、此外に語るべき事なしと云りと、彼中人の云に、なほもこりずまに、遂てむと思ひわたるほどに、急に暇にさもらひて、歸る事となりて、立のいそぎにとはで止ぬるは、なほ口をしきや、此本いま西國の誰やし人の許に有や、甚々見まほしきを、己が此論どもを、その持主の、わくらはに見あはれみ給はゞ、いかで告おこせ給ひね、又おのれ現世に在ざらむ後は、心ある人に、いかで告知らせ見せ給ひねかし〔そも〳〵長良公の現身の行狀は。文德實錄に載されていと〳〵實やかなる仁におはしければ、彼裏書に記されたる事をも。痛歎せられけむ事宜なり。近者文臣請詔と云より。紊千古之實可不痛哉。と云までの文に。眼を著て辯ふべし。〔文德實錄八卷に、齊衡三年秋七月癸卯、權中納言兼左衛門督從二位藤原朝臣長良薨、長良贈太政大臣正一位冬嗣之長子也、志行高潔寬仁有度、弘仁十三年爲內舍人、仁明天皇在儲宮時、晨昏侍坐、花時月夜戲席射場、天皇每許以交敵之恩、長良逾修冠帶不敢和狎、天長元年二月敍從五位下、二年二月爲侍從、十年二月爲左兵衛權佐、三月轉爲左衛門佐、太子踐祚之日、敍正五位下、承知三年正月敍從四位下云々、天皇晏駕之後哀泣不絕、如父母、初斷酸肉求冥助也、仁壽元年十一月敍從二位、〔○賴国云、狩谷望之の校本に據前文改正三位とあり〕、四年八月爲權中納言、薨時五十五長良兄弟之間友愛、天至接士大夫常以寬容、人無貴賤慕而仰之、後至于元慶元年追贈正一位左大臣、三年重贈太政大臣云々、とあるもて、其仁體を見るべし、尊卑分脈には、七月薨五十七歲とあり、彼裏書を書れし、承和元甲寅年は、三十五歲の時なりけり〕さて又おのれ京に在し時。或人の今本に書入れて持る。延喜四年の奥書ある。神代紀下卷を見しに。日本書紀とありて。全ての文は今本に然しも異なる事なければ。〔第一の卷は闕て、二の卷のみなり、

をり〳〵今本と異なる字のあるも。互に得失あるのみにて、原は同本と見えたり。此本もとは醐醍理性院にありし物なり。粘葉次第紙兩面の寫本にして、虫損おほくて、脱たる處も少からず、また誤字もあり、古書に目かどなる人は、今より四百年以上の書なり、其訓をさしたる片假字は、いと後に書きたる手なりと云りとぞ、〇類国云、此本今山城國乙訓郡向日町向日神社に藏れり。）其奥書に延喜四年勅月畫日。從五位下。守右少辨。藤原朝臣清貫。右大史正六位上。兼行管博士。阿保朝臣巨賢奉行。位祿官符文等。毎枚別在之とあり。此文解がたかるを。強て思ふに。勅月畫日とは。もと年月日と書たる傍に。勅畫の二字の有しを。誤て大字に書入たるなり。そは日本紀改補の事を奏せる。草の奥に連署して。延喜四年月日と書て進れるを。御覽し可し給ふとて。宸筆に年號の傍に。可字聞字など書入て。返し給へる本を寫して。其宸筆の事を。勅畫と記したるが。又後に寫人の月日字の上の空たる位へ。誤て書入たる物なるべく所思たり。（かゝる状に宸筆あそばす事を御畫と申すこと。物に見えたるを思へば、勅畫とも申せるなるべし、又勅月は、月の異名、畫日は盡日にて、晦の事ならむかとも思ひしかど、上に云る考のかた勝るべくや、）さて位祿以下の文意は。毎枚は毎卷の意にて。卷ごとに。改補に預れる人々の位祿を署し。詔ひ命ませる官符文を。記せる由なるべし。（されど此文は、誤字脱字も有げに見ゆれば、なほ能考ふべし。）さて此本は。彼長良公の。いたく嘆きて。近者文臣請詔。數増補之合叙旨。永斂秘府と記し給へる本を。また更に潤飾はせ給へる御本ならむか。（よく事狀を思ひわたして辨ふべし。）また天慶六年の竟宴歌の橘直幹の序に。上起混沌下別人神。始於辛酉之元（神武天皇紀の始に。是年大歳甲寅とあれど、辛酉年と云は、即位の元年をさせり。）終於壬寅之歳。（今の日本書紀三十卷、持統天皇の、十一年丁酉八月乙丑に、禪天皇位於皇太子と云まであり、壬寅は大寶二年にて、持統天皇崩御の年にて、續日本紀に記されたり、舊は持統天皇崩御の頃の事まで、記されたるを、續日本紀に讓りて、後に削られたるなるべしされど此序の下文に、自天孫云々神倭云々、洎于持統禪

譲之際とある文によれば、紀の今文の終と、同じきにやとも通ゆれど、正に終於壬寅之歳と書たれば、持統天皇崩御までの事を書たるにて、禪讓云々の文は、書ざまの拙きにや、また支干の建ざまの今本とは異なりしにもあるべし。）惣三十巻云々。自彼天孫云々神倭云々上（この天孫云々も、上起混沌とは、遙に後の事なれども、かく云へるは文なり、神倭云々は、神武天皇の御事を一つ舉て云るなり。）洎于持統禪讓之際。傳以洪基。文武謳歌之。初受其曆數。（こは持統天皇の、文武天皇に御位を讓り給へる事を云る文と聞ゆれど、上論へる、壬寅の支干の事は相符はず。）乃是四十二帝之興衰者。纖微必錄。一千餘年之治亂者旨要無遺。（神武天皇より、神功皇后を數へて、持統天皇まで、四十一代なるを、四十二帝と云るは、飯豊青皇女をも、皇代に立られたるによれるものなり、其は扶桑略記、水鏡、紹運錄などに、和銅上奏の日本紀に、此皇女を皇代に入奉りてある由見えたり、此序書たる時の紀には、なほ此皇女を皇代に立られたるを、後に省きて、今本の如く記されたるなるべし。）とある支干。また御世繼の數も。今本と異なり。また同じ竟宴歌の中に。得聖德太子。從四位下。行左中辨藤原朝臣師尹。佐岐爾保敷。波奈乎者於幾弖。登與止美己。萬津爾者見萬須。伊呂那賀利介里。と有りて。平假名の詞書に。はるもゝのはなのあしたに。ちゝのみこ。太子ともろともに。そのにあそびたまふに。みことひてのたまはく。太子こたへたまはく。もゝのはなはしばらくのもの。まつのはゝひさしきなり。ゆゑにおもしろしとのたまへり。とあり。此歌によめる太子の事蹟。今世に傳はれる日本紀に見えず。太子傳曆に。三年甲子春三月。桃花之旦云々。とあるに符り。天慶六年の頃の日本紀には。此事蹟の文有しこと知べし。（天慶六年は延喜四年より四十年になる。）然れば天慶の後にも。改させられし事の有けるが。其御本の今に播ごれるなること疑なし。（竟宴歌序、また端詞の漢文なるは更にも、歌も眞假字もて記せるを、其歌の左に平假名にうつし、下に平がなもて、其歌の事實を日本紀によりて、御國詞に書り、そが中に、今の日本紀の文義とは異にして、打あはぬ事のたま〳〵見ゆるは、其原の文、今

本と異なるが有りしに據たるにや、またそを作る人の、本文を讀そこねて、さかしらわざせしにも有べし、またその平假字もて書ることは、後に別人の書入たる物なることうづなし、是等のこと・委き考あれど、煩はしければ此にいはず。）此外異本どもを校合るに。異なる處のあるは。是も繼々にいさゝかづつ改たる事の有しなり。（寫誤脫字とは異なり。）さて神代紀の事を。古く別ち云ることは。上に云ふ延喜四年の奥書ある神代紀下卷に。神代下とある下の小書に。是曰祇世と有りて。尾に神祇世代下とあり。此に依て思ふに　上卷にはかならず。神代上是曰神世と在しなるべし。（大神宮諸雜事記、天平神護　年神宮燒亡の條に、日本紀二部、神代本紀二卷とある神代本紀は、神代紀の事にて、此は一部に一卷づつ有しなるべし、されど、神代紀とは、別なる物ならむも知べからず、此雜事記は、いと古く撰たる物ならねど、古傳書を書載たりと見ゆれば引出つ。）さて欽明天皇紀二年の處、御子たちの御名を記されたる分註に。一書云云々と有て。其下文に。帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀。以意刊改、傳寫既多。遂致舛雜前後失次。兄弟參差、今則考覈古今歸其眞正。一往難識者。且依一撰。而注詳其異。他皆效此とある。（此文この紀の凡例として見べし、其はまづ帝王本紀とは、古事記序に見たる帝紀の類なるべく、書籍目錄に卷數は記さねど、帝王本紀とあるは、其か否か知らず、文義は・帝王本紀は古書にて、古字の多く有て、讀がたき處の有を、此を撰集め[illegible]籍作る人人、しひ讀にして、今用ふる字に遷易記して、舛れるが有を、そを後々の人の、習ひ讀みもてゆくに、義通えがたきに依て、誤字ならむなど思ひて、私の意もて刊改たるを、其を傳寫せること既に多く、遂にいたき舛り雜をなして、御世つぎの前後の次第を失し、兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ、故今は古今に考覈して、誤を去り、舊の眞正に歸して、且此紀を撰み記せり、されど一往に識がたきは、一書によりて撰び採て、本文に載し、其異なる由をば、註に詳にす、此處の他すべて、此紀の前後ともに、此效と知るべしとなり、古字とは漢の古字なるべし、そは彼漢國の國風として、製れる字の次々

に體變り、或は更に各〻私に製り增し、或は廢え、また字の訓義も、さり〱に用ひなどして、いと煩はしく濫なり、そは今に傳はる古き書等にも、彼國の字書にすら、後の物には、見えざる古字の多かるをもて、當時の多有古字云々、と云るをも思ひ合すべし、さて此註卷の初つかたに有べきを、此處にしも有は、有が中に、とゝなる一書の文は、殊に多きによりて、前後をかねて、因に凡ての例を記されたりと聞ゆるなり、○篤胤云、この帝王本紀の文につきて、予が思ふ由は、前條に記せる如くなるを、彼を信友に見せたるに、如此考へ直したるを、此もさる說におぼゆるまゝに此に載しつ、見む人撰びて採べし、）此註に依く案ふに。註に一書曰。一書云。而一云。（又一云ともあり、）など有は。依撰。注詳其異。と記されたる異傳にて。神代卷にも其效にて。三様に書れたり。（三様に記されつる事は、只何となき筆すさみには非ずて、決めて裏に心しらひして、其差別を書分られつる物なるべし、但し天武天皇紀二年の處に、一云々とある一所のみはいかが、此は必一本云とあるべき所なり、本字の脫たるものなるべし、）此餘に。某者云々也。是謂云云今云ー。とやうに注されたると。或は亦名云云。此云ーー。とある訓註などは。原よりの紀の文にて其餘は。多分は後人の加筆なるべし。（舊本云、一本云、或本云、或云別本などゝあるは、本書にしか記さるべきに非ず、極めて後人の異本を書入たりと見ゆ、中には和銅上奏の本も有べし、）また書入の本文に入たりと見ゆる處もあり。（神代紀なるは、山蔭に論はれたり其論ひざまによりて、全部を辨べし、）さて神代紀には。書名を顯はして引たる文なきを。神功皇后紀より以下は、引書の名を出たる所あり。其引書には。日本舊記。伊吉連博德書。譜第。百濟記。百濟本紀。百濟新撰。高麗沙門道顯日本世記。など見えたり。すべて書名を顯して。注さるゝ例に非ざれば。これも古人の加筆なること決し。（神功皇后紀の文中に漢籍魏志を引たるのみにて、年紀をしたる處あるは、後人のわざなること論ふまでもなく、また傍書に、從新羅至社稷清本爲疏、備可見他本、と書たる類の所もこれかれ有りて、いはゆる疏の本文に攙たりとおもはるゝ

處もあり、）其を一々に云はむは。いと煩はしければ言ず。此心しらびして見ば。大旨の考は違はじか。と言るは。總て日本書紀を讀む人の心得ずては。得有まじき說どもなる故に。採用ひて此に載しつ。なほ此紀の事。次條に記せるをも合せ考へ。また卷々の攙入文の予が說等は。神代より次々。推古天皇の卷までの徵に。辨へ記せるを見るべし。

古史徵一之卷夏

開題記目錄大意

山崎篤利謹記

○古史二典の論下四

此條には、まづ專とは古事記の事を論ひ、此を撰ありし由緒を序文に註して說明され、序中に、本辭舊辭先代舊辭勅語舊辭といへるは、古く倭語に漢字を配たる辭書なりし事、また其辭書の體裁の考へ、稗田阿禮は女刀禰と聞ゆること、安萬侶朝臣の、此記を撰錄されたる心用ひの事など、總て古事記傳の首卷の說とは異なる論なり。

さて此記の文法の事を論ひて、すべて古文辭また物語の類、假字文の事におよび、古の假字用格のこと、古言の淸濁の事なども、故鈴屋翁の說とは大に異にして、前人のいまだ啓發かれざる說を啓きて、事舊し說を悉く論ひ直され、

さて古事記の假字の事におよびて、二合の假字、また借字、二合の借字。また書法、氐爾袁波、古

言の聲の上り下りの事など、故翁の説に從ふべき由を記し、其因々に成文の文例を述べ、さて古事記日本紀をまじへ論ひて、二典の神代卷の互に勝れる事と、劣れる事と有を、一向に古事記をのみ善と思ふは非なる事、日本紀の神代卷に、多くの一書を並べ載されたる故よし、さて慶長四年に始めて、日本紀を板に彫しめ給へるは、下が下まで古典を讀奉りて、古道を本とし學びてよとの叡慮なる事、また異本どもの事、さて古事記の異本どもの事、古より此記に註解の書無りしを、故翁の始めて傳せられたる功の事、また近頃世に現はれたる、古事記裡書といふ書の事、日本紀を註せる舊き物にては、釋日本紀神代口訣、日本紀纂疏、また近頃の物にては、日本紀通證、また書紀集解などの事をも辨へられたり。

○新撰姓氏錄の論　五

此條には、まづ上件二典の事實を、よく明に知むとするには、舊き諸氏の出自をよく明めずては、え明めがたき事の多かる由より論ひ起して、姓氏錄を御撰ありし由緒を述られ、さて其異本どもの事を辨へ、其序の要文を委く解明して、御々世世に姓氏の議あり、允恭天皇の御代に探湯して、諸氏の虛實を定め勅されたる事、皇極天皇の御代に、蘇我蝦夷が國記を燔しより、姓氏また亂がはしく成れるを、天智天皇の御代の、庚午の年に戶籍を造りて正し給へる、此やがて姓氏錄、國史、令などにいはゆる、庚午年籍なるを、其籍の趣のこと、さて持統天皇の御代に、十八氏に奉しめ給へる纂記といふ記の事、また高橋氏文を始め、古書に見たる氏文てふ文のこと、孝謙天皇の御世に、諸蕃人等の子孫の人等の願ふまに〳〵、姓尸を賜へりし中に、神孫皇裔の諸氏と同じ姓尸も多有し故に、蕃俗和俗相混るゝ事のいで來て、後には蕃人の子孫等が神胤と僞り稱へる事、さて皇國人は、古より姓系を重みする慣なるが、漢國人は然らず、彼國の歷代の王等さへに、姓系の詳ならぬを、古く聞え高き者どもの名を探ね僞りて、祖に立など、いと亂なる事、また今世にある蕃種の氏人等が、蕃種なる事を耻ぢ、卑みて、私に皇派神裔の貴姓を稱り、また漢意なるは、

古く先祖に賜へる姓を、私にやめて蕃の舊姓を稱るも共に非なる事、また伊勢の神宮法として、姓を知ざる職掌人は、秦氏を稱る例なること、さて大炊天皇の御世に氏族志抄といふ書を撰しめ給へるが、姓氏の書の始なりしかど、其御世に成ざりしかば、桓武天皇の御世に、また事始め給ひて。嵯峨天皇の弘仁五年に、功竟て奏進れる、これ今傳はる姓氏錄なるが、其文例に神別、皇別、諸蕃の三體をたて、また出自、同祖之後、之後といふ三例を立られたる由なれども、子細に考ふれば、九例ある事、さて卷末に附られたる未定雜姓ども、中には誠に未定なるも有れど、本編の諸氏と參考へ、餘の書等に照し合すれば、正しき傳の氏々も多有ば、等閑に見過すまじき事、また此錄に擧られたる諸氏、すべて一千一百八十二氏と有れど、巨細に訂して、逐一に數ふれば、都合せて千百七十七氏あり、其は今本に脫たるを補ひ、餘れるを刪りて定られたり、さて此錄はしも、序にいはゆる耽樂翫好の文に非ざれども、此を熟く訂し辨ふること、再び古道を興し、故實を探ぬる學問の山口なる事、また因に古く姓氏の事を記せる書等のさだ、姓名錄といふ書の事、また拾芥抄に收たる姓尸錄の事を辨へ、さて今傳はる姓氏錄を、全書に非ずと云る舊き非說を辨へ終に姓氏錄を讀むに、別に心留おかずは、え有まじき事ども、若干世孫といふに二樣ある事、また稱る氏は異なれども、其祖は同じきを、其氏々にて、其祖の異名をもて語り傳へて、彼此同祖なる事を知らず有しこと、また氏の稱は同くて、祖は異なるを、其氏々に本末あること、また所謂複姓も多有を、其複姓の後姓を、偏に稱りたるも有が、異姓のごと聞ゆること、但し複姓とは云へども、漢土にいはゆる複姓とは異なる事、また後世に、新田足利などいふ類は、源氏の複姓なる事、さて天神の御裔の諸氏の本祖を、或は高魂命といひ、或は神魂命といひ、また天御中主神にかけて申せるに由あること、また幾世孫とあるにも、訛れる事多ければ、然しも拘はるまじきは更にもいはず、其子とあるにも、拘はるまじき由ある事などをも論ひ、すべて姓氏に關かる

事どもは、悉く記し辨へられたり。

古史徵一之卷夏

平　篤　胤　謹撰述

開題記

○古史二典の論下　四

さて古事記は。和銅五年に奏上れる記なれば。日本書紀に。八年先立て成れるに。彼紀の次に論ふことは謂あり。そは此記を撰錄しめ給へる事は。書紀を修撰しめ給へる如く。表立たる公事にあらず。內々元明天皇の所思看し起して。太朝臣安萬侶に。內々別に詔命賜へる。御擧と所聞ればなり。故此記は正史に立賜はず。書記の別記と立たまひ。また此記を撰述の事も。國史に記し漏されしならむ。（師說と異なり、そは下に擧たる說を合せ考て辨ふべし、）此書の成れる由は更にも言ず。書紀の成れる由緣まで。此記の序文にて知らるれば。今其要とある處々を解つゝ。其由を辨ふを見るべし。（但し漢風の文飾にかける處々は、大かたは漏しつ、古學にさしも要なければなり。）

古事記序の解説は。師の古事記傳二巻に註されたれど。予が解説は。それと異なること多かり。見む人その異なる處に眼を著て見辯ふべし。(但し師言を其儘に用たるも多かれど、一節ある事のみを、師云と記して、誰もいひつべき言をば、師云とはいはず、そは文のいたく煩はしくなればなり。)

夫混元既凝。氣象未効。無名無爲。誰知其形。

師云。此は天地のいまだ剖れざりし前の狀を。漢籍に云る趣もて云るなり。

然乾坤初分。參神作造化之首。二靈爲群品之祖云々。

乾坤初分は。阿米都知能和加琉々波自米と訓べし。(初めて分れてと訓むは非なり。)書紀に天地開闢之初。また天地初判など書れたると同意なり。(乾坤は天地の義に取れり、萬葉にも天地と云に、此二字を書ることあり。)參神は。天之御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神を申せり。(即本文の始に出たまへり。)造化は。漢籍に天地寒暖の運行によりて。萬物の成出るをいへり。(然れば、造化之首といふ文は、母能遠那須波自米など訓べきにや。)二靈は伊邪那岐伊邪那美二柱神を申す。群品は萬の物なり。(この二神の御事も、本文に詳なり。)

故太素杳冥。因本敎而識孕土產嶋之時。元始綿邈。賴先聖而察生神立人之世云云。

師の言れたる如く。太素も元始も世のはじめを云なり。杳冥は。世の始めいと遠くて。おほゝしく詳ならぬを云。本敎は天神の命詔にて。世の始の事どもを詔敎傳へ坐るを云。綿邈は遠く遙なるを云。先聖は天神を申すなり。立人とは。青人草を生立たまへるをいふ。總ての文の意は。世の始の事は。いと遠く遙にて。おほゝしく詳ならず。知べき由なきを。天神の。詔敎たまへるに賴て。國を產み嶋を生み。神を生み。青人草をも生立たまひし事も。察に識らるゝと云るなり。(初條に、鎭火祭詞を擧て云る說どもを、思ひ合せて辨ふべし、師說に此間の古傳へは、誰が云ひ出し言ともなく、たゞいと上代より、語り傳へ來つるまゝ

なりと、言れしは委からず。）
飛鳥清原大宮御大八洲天皇云々。智海浩瀚潭探上古。心鏡煒煌明覩先代。
此は天武天皇を申せり。智海とは。御智の廣く大なるを海にたとへ。心鏡とは。御心の明らけきを鏡にたとへて申せるなり。浩瀚は廣大貌。煒煌は光明貌なりと師の言れたるが如し。さて其廣く大なる御智を以て。潭く上古を探り。明に先代の事を覩明らめ給ふと。まづ言て。次文を起せるなり。
於是天皇詔之。朕聞諸家之所賫帝紀及本辭。既違正實多加虚僞。
此詔之へるは。何時とも有ねども。必上條に引る御紀に。此御世の十年と云年に。大極殿に御して。彼川島皇子等十二人に詔命せ給へる時なるべし。（其由下に云を見よ。）帝紀は下文に帝皇日繼とあると同く。御々代々の天津日嗣を記し奉れる書なり。（天武天皇紀の川島皇子等の記定の處。また皇極天皇紀の、蘇我蝦夷が焼つる處などには天皇紀とあり、これも同じ、師云國史などいはずして、かく帝紀天皇紀といへるぞ古への稱なるべき。）さて其文の狀は。假字文と宣命書と書交へたる書等なりけむこと上條に云るが如し。（なほ下にも云を見よ。）本辭は。下文に舊辭また先代舊辭など有と同く。先代に。漢字と倭語を配たるを。記し聚たる辭書を云るなり。（師言に彼蝦夷が焼し處に國記といひ、聖德太子の修撰の處に、國記臣連伴造國造。百八十部。幷公民等本記と、云るなど是にあたるべきか、川島皇子等の修撰の處に、上古の諸事とあるは、正しく是なり云々と云れしは違へり、なほ下に委く云を見よ。）既違正實は。其辭書の。漢字に和訓を配たる狀の。正實に違ひて。當ざる事の有よしなり。多加虚僞は。本辭既違正實の文を隔て。帝紀に係る漢文の一格なり。（漢文に目馴たらむ人は、誰も知れる事ならむ、譬へば耳目聾瞑、車馬羸敗など云類なり。）さて諸家之所賫之は。帝紀と本辭と二に係れり。師云。此よりつぎ〳〵未行其事矣と云までは、此記の本の起りを演たるなれば。慇懃に見るべし。
當今之時不改其失。未經幾年其旨欲滅。

其失とは。諸家の帝紀の多加虚僞と。先代の本辭の既違正實て。當ざる語の有とを詔へるなり。其旨は。正實の旨なり。當時上件の失は有しかど。なほ正實の旨の全く滅たるに非す。改むれば改まるべき時なる故に。今是時に改め正し置ずば。彌益々帝紀の虚僞おほく成行き。漢字と和語とを配たる。舊辭の齟齬も其儘に傳はり往て。今幾ほどもなく。正實の旨は滅び失なむ物ぞと。かしこく愁坐るなり。(師云　然るに後世人の學問は、正實の處をば等閑にして、たゞ漢めきたる、虚僞の文をのみ、重くすめるはいかにぞや、)

斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。

經緯とは。織の經緯の絲をいふ言なるを。かく詔へる意は。上古の故事は國を治し看すに。順考へ給はでは。得有らぬ。鴻基なる事を。織に經緯なくては。織得まじきに譬へて詔へる漢文なり。(鴻は字書に大也とあり、)此序の始に。上古の天皇命たちの御々代々に。聞え高き故事どもを次々擧て。雖歩驟各異文質不同。莫不稽古以繩風猷於既頽。照今以補典敎於欲絶　と云るも此意なり。(師の言れたる如く、歩は徐に歩むこと、驟は疾走ることにて、政も世々の狀に隨ひて、寛き急なるとの變あるを云なり、三皇歩五帝驟など漢籍にいへり、)さてかゝる類の語等をば。俗の古へ學する徒など甚く惡ひて心留めて見むとも爲ざるは固陋なり。語は漢文に飾れるなれど。意は信にかくの如くなるべき物ぞ。其は古事を傳へ坐る業は。古に稽へて。後の頽廢を繩さむの御心ならずは。何の要とかせむ。次文に。故惟撰錄帝紀云々。と詔ひ承たると。初條に云りし。天神の太詔事を依し賜へる事とを。思ひ合せて辨べし。(然れば、右の文どもは、かの道軼軒后德跨周王云々の類の、全く漢文を飾れる文と同じさまに、見すぐすべき物には非ずかし、)皇極天皇紀に。天皇順考古道。爲政とあるも。古に稽へ今に照して。政事を爲たまへる由なり。(漢籍にも、事不師古、以克永世匪、といへるは然る言なり、)

故惟撰錄帝紀。討覈舊辭。削僞定實。欲流後葉。

是文は、撰錄帝紀削虛僞討覈舊辭定正實と詔へる意なり。(其は、上なる諸家之所賫云云の處に云るを、合せ考へて悟るべし、)討覈は。深く實を尋ねて考へ究むることにて。彼古語と漢字と配たるに。違へることの有を。改め正し給ふ由なり。後葉は後世なり。(欲字は、撰錄の上に置べきを、錯置れるにやと所思れど、此序の全文をよく見るに、錯置などすべき朝臣に非れば、此は後に寫す時に、誤りて此處に書るにぞあるべき、)さて是まで詔命なるを。熟案には彼十年三月に川島皇子等十二人に。命せ給へる度の大御言なりけむを。彼紀には記し漏されたるを。遇々に此序文に傳へ記されたると知られて甚たふとし。(其は大極殿に御して、詔おふせ給へるは、最も重き公事と聞ゆれば、斯ばかり深く所欲し看し起ませる御擧ならむと、思ひ合さるればなり、)師云。此一句殊に古學の要とあることぞ。おほにな看過しそ。

時有舍人。姓稗田名阿禮。年是廿八。爲人聰明度目誦口。拂耳勒心。

舍人は。刀禰と訓べし。(そは書紀に、舍人皇女とあるを、古事記に杼泥王と書き、百官男女をすべていふ刀禰を、舍人とも書もて知べし、)稗田氏は。姓氏錄に見えず。(姓名錄には見えたり、此書の事は末に云ふ、)天武天皇紀に、向乃樂至稗田と見えたり。然れば。大倭國の地名と聞えたり。彼地より出たる姓なるべし。(師云、今添上郡に稗田村あり、是なるべし、)さて弘仁私記序に、天鈿女命後也と見え。西宮記裡書に、貢猨女事。延喜廿年十月十四日。昨尙侍令奏縫殿寮申以稗田福貞子。請爲稗田海子死闕替と有り。(猨女は宇受賣命の裔なること、諸書に見えたるが如し、稗田は其住處を氏と爲たるならむ、)此を合て案ふに。阿禮は實に天宇受賣命の裔にて。女舍人なると所思たり。其は舍人は。祝詞に刀禰男女など有て。男のみならず。女にもいふ稱にて。上中下に亘りて。公に仕奉る者の總名なればなり。(仁德天皇紀に、命婦をヒメトネと讀み延喜式に、宮人をも、かく訓るを思ふべし、)さて女刀禰ならむには。命婦また宮人など書べきに舍人と書れば。

なほ男刀禰なるべく。思ふも有べけれど。稗田氏にて宇受賣命の裔なれば。女と言ざらむも。女なること。其世には分明き事なれば。通用ふる字を書るならむ。然るは。宇受賣命の裔は。女の仕奉る例なればなり。名のさまも男とは聞えず。また彼志斐嫗が事などをも。思ひ合せて辨ふべし。(女なりと云は、かく思ひ合すべき事の多かるを、男なりと云には、更に徴とすべき事なし、然るを師の稗田老翁と云れたるは委からず、また案に志斐嫗がこと、姓氏錄に志斐連といふ姓ある故に、其氏の嫗ならむとは、誰も思ふ事なれど、此も志斐と云は名にて、稗田氏の女舍人なりけむも知べからず、)度目誦口とは。一度見たる書をば。やがて空にうかべて。よく諷誦をいふ。拂耳勒心も。一度聞たる事をば。忘るゝことなきをいふ。(天宇受賣命やがて大宮能賣神にて、內侍宮人の始なるを、此神の神世に功有し事を思ふにも、其裔にかゝる女の出たるは、甚奇しく、此を學事に才ありし女の始とや云ふべき、)

即敕語阿禮。令誦習帝皇日繼及先代舊辭。

敕語とは天皇の大御口づから。敕ひ語ませる由なり。(師の言れたる如く、有司をして傳へ宣しめ、又は書にかけるなどをも、たゞ勅とはいへども、そは勅語とはいはず、さて語字にをしふる義あることは、今云までも非ず、)其は帝皇の日繼の紀と先代舊辭の書に。正實に齟齬る字を配たるを改め。天皇の思ひ得ませる字を新に配て。敕ひ語ませるなり。此天皇のこと。御紀によりて考るに。甚く漢風を好み給ひ。漢籍の學に長たまへると聞ゆれば。然も有べくこそ。(なほ此事、下文に勅語舊辭とある處に委く云を見るべし、)令誦習とは。其舊辭に配たる漢字を假字を放ちて舊辭に誦べく習はしめ給へる由にて。譬へば天を阿米。地を都知と誦習ふ如く。闇に誦うかべて。其語を口馴しむるを云なり。(今世に天をアメ、地をツチと訓たぐひも、常に習たる故におのづからの如く思ひをれども、此すなはち闇に誦うかべて、其語を口なれたるにて、古の天皇命たちの恩賴になむ有ける、師說に令誦習とは、舊記の本をはなれて、闇に誦うかべて、其語をしば〳〵口なれし

むるを云なり、と解れしは委からず、)さてかく漢字を舊辭に誦ことを習はしめ給へるは。其漢字を以て。紀を撰び錄し給はむの御心なり。(其由、下に云を見るべし、)さて上文に時有二舍人一云々といひ。此に即とあれば。阿禮に勅語たまへるは。御撰の事を詔ひ出たる。其十年の事にや有けむ。

然運移世異。未レ行二其事一矣。

上件の如く所思看し起たまへるに。天皇崩坐して御代替りにければ。勅語の舊辭に撰錄の事。果し行はれずして。其料に討覈ありし彼舊辭は。徒に阿禮が口に存れりしなり。(かの川島皇子などに詔命たる、帝紀撰錄の事は、其間にも絶ず務たりけむは、云も更なるに、かく云るは其記のいまだ成ざるほどなればなり、)

伏惟皇帝陛下云々、惜二舊辭之誤忤一。正二先紀之謬錯一。

皇帝は撰者の當代元明天皇を申せり。此よりつぎつぎ。正しく。古事記を撰錄しめ賜ひし事を演たる中に。此一節は。天武天皇の大御心を紹たまへる大御志を云へり。惜二舊辭之誤忤一とは。彼先代舊辭の誤忤へるを正して。阿禮に誦習しめ給ひし勅語の。再誤り忤ひて。廢れむことを惜み給へる由なり。正二先紀之謬錯一は。諸家の齎たる處の。帝紀の錯れるを正さむとしてなり。

以二和銅四年九月十八日一。詔二臣安萬侶一。撰二錄稗田阿禮所レ誦之敕語舊辭一以獻上者。

勅語舊辭とは。上に且々云る如く。漢字に和訓を配たる語書をいふ。其は釋紀に。或書曰。撰二錄日本紀一之時。古語假名之書雖レ有二數十家一。皆以二勅語一爲レ先と見えたるは。正く古語を假字にかける書等に勅語を對へて云るなれば。勅語とは漢字に。倭訓を配たるを云ること著明なり。(心を平にして熟思ふべし、釋紀に引る或書は、私記の類の古書と通えたり、)然れば。此に勅語と云るは。天武天皇の御親撰び改め給ひて。阿禮に勅語たまへる語なれば云るにて。餘の古書どもに、大御口づから詔ひ屬ることを云例とは別なり。(よく心得て思ひ混ふべからず、)さて舊辭といふ舊の意は。その漢字と倭訓の齟齬たるをば改め給

へれど。舊より記し傳たる書なる故に。本よりの稱のまゝに言習へると聞え。辭とは語書なる故に云ることとは素よりにて、下文に辭理難見以注明意(賴囶云此意の字は削るべし下に云を見よ)といへる辭は。其下に注せる師說の如く字を云るなれば。其義をもかねて云へりと聞ゆ。なほ言はゞ。彼川島皇子等に詔命せ賜へりし。翌十一年三月に。命境部連石積等更肇俾造新字一部四十四卷とあるは。第二條に記せる如く。新に製れる字書なりしと通ゆれば。新字てふ書名は彼舊辭に對たる稱なるべきこと。更肇と云へるに思ひ合せて辨ふべし。(更とは舊辭に對へて云ひ、肇とは新に製れる由と通ゆ、此新に作れる字を書紀にも古事記にも、稀々に用ひられたるを以て、天武天皇の帝紀を撰び給へる御旨は、字簡に物せむと好み坐る事知べし、そは彼新字の訓は、假字に書ては、多くは二字にも三字にも書べき言なるを、一字に書べく造れるもて知るべし、)さて其辭書のさまを想像に。天此云阿米。地此云都知。とやうに漢字を譯したる。また舊く書倣ひ來つる義訓をも記して。日下此謂玖沙訶。長谷此謂波都勢。といふうに記せる書なりけむと所思ゆ。其は漢土にて。他國の語を翻譯し訓ふるに。譬へば天竺語を。勢羅此云山。阿伽此云水。とやうに訓ふる例に倣ひて。漢字のうつしは。彼阿直伎王仁などの始たる事なるべし。(當昔いまだ片假字は無りしかば天地とやうに。便よく訓ふべき由なければ、決めてかく有べき物なり、また書紀の訓註の例みな右の格にて、其假字も、大かた漢國にて古く、外國語を翻譯すときに用ふる字を、用られたるにても悟るべし、さて和名抄に引る楊氏漢語抄のたぐひ、其餘にも古く聞えたる語書は、みな是にならひて作れると見え、釋紀に引る或書にも、古語の假名の書數十家有りと云ひ、和名抄序に辨色立成楊氏漢語云々、其餘漢語抄不知何人撰云々と云るなどを思ひ合せて、早く語書の多く有けむことを悟てよ、)然るに。その舊辭書どもの譯の。正實に違へる事の多有し故に。天武天皇の。其ながらに誤の傳はり行むことを愁坐して。其舊辭の書は用ひ給ひながら。其中に違へることを。正しく訓直し坐て。ま

づ書に記さず。阿禮にそらに誦習はしめ給へる。此を勅語舊辭と云にぞ有ける。(今世に弘く用ふる漢字の訓にも、なほ正しく當らず、誤れる訓の多かるにても當昔は誤れる訓の、殊に多有けむことおしはかられたり。)(〇賴因云當時新撰龜相記未世間に出でざりければ此舊辭本辭の師說は甚しき謬なり古事記傳略、古事記考等に就て見るべし)故この正し賜へる勅語を以て。先紀等の語の謬錯を改め。漢史風に錄して獻上れと。詔命せ給へる由なり。(かれ舊辭と訓るなり、師は舊辭をと訓て、其說に、舊辭とのみ云て、帝紀をいはざるは、舊辭にこめて文を省けるなり、帝紀をばおきて、舊辭のかぎりと謂にはあらず、然れば古事記は、天武天皇の大御親撰たまひ、定たまひ、誦たまひ唱へ給ひて、其を阿禮に聽取しめて、誦習はしめ賜へるを、安萬侶い其を唱へしめて、記取れしにも有べし、と云れつれど然らず、其は天武天皇の帝紀を撰び定め給ひて、其定め給へる故事を、誦習はしめ賜へるを記取れるに非ざること、正先紀之謬錯といひ、また撰錄勅舊辭とある正字撰字を思ふべし、唯に口に誦習へる故事を、阿禮が口より誦出るまにまに錄せるならむには、正撰などは云まじきものをや、また下文にも子細採摭といひ隨本不改と云るをも熟思ふべし採摭ふとは、撰び採るをいひ、本とは本書の事なるをや、)さて阿禮に勅語し給へるは。上に云る如く。天武天皇の十年の事ならむには。其時二十八とあれば。此和銅四年には。五十八歲になむ成れりける。阿波禮此大御代に。此御擧の無らましかば。古事記なる御故事は。阿禮が命ともろともに。亡はてなましを。歡きかも貴きかも。天神國津神の靈幸ひ坐て。かく御撰び有しかば。今の現に。此御典の傳はり來つることよ。物學びせむ人。頂に捧げ持て。天神國神また二御代の天皇命(天武天皇元明天皇)また稗田老嫗。太朝臣の恩頼を莫忘そね。

謹隨詔旨子細採摭。

此より安萬侶朝臣。撰錄のさまを演たるにて。子細採摭とは。阿禮に誦しめ給ひし。帝皇日繼の記等の中にも猶いまだ虛僞の加はれるを正して。實を摭ひ採り。子細に撰定むる由なり。(釋紀に古事記者只以立爲宗不勞文句之躰と云、

る、以立心爲宗とは、古語を失はじと記したる由にて、此は然る言なれど、不勞文句之躰といへるは委からず、其は下文に、いたく文句に勞きたる趣をいへるにて知べし。）

然上古之時。言意並朴。敷文構句於字即難。

此文を以て見れば。その日繼乃紀等、虚僞は加はりたるにまれ。（師云上古のは言のみならず、意も朴なりと有を、最古かりけむほど知られて貴し。よく思ふべし、奥ありげに理めきたるすぢは、更に無りしなり、然るにかの漢文は意にも虚りかざり多くして、其旨いたく異なるぞかし。）敷文構句とは。古傳說を漢文に書うつすを云なり。於字即難とは。漢文にのみ記さむとはすれど。漢字には譯がたき辭の有て。記取がたきをいふ。（そは祝詞宣命などの如く記むには、いかなる古言も書取がたき事無れども、其を嫌ひて、漢史風に物せむとの御旨なりしかば、其御旨の如く記さむとするに、書取がたきと云るなり、此は誠に然る事なり。）師云。此の文をよく味ひて撰者のいかで上代の意言を違へじ誤らじと。勤しみ愼まれけるほどを推察るべく。はた書紀などのごと。漢文をいたく飾たるは。上代の意言に疎かるべき事をも悟りつべし。（古事記のごと飾ること無てすら、書移しがたしとある物を、況や漢文をいたく飾たらむには、いかでか正實のまゝには書取らるべき。）

已因訓述者詞不逮心。

師說に已は盡の意なり。（神代紀に鏡既破碎、繼躰紀に全壞、萬葉十七に天下須泥爾於保比底布流雪乃、出雲風土記に既磯これらのすでにも、みな盡の意なり）とあり。さて因訓述とは。漢字の訓を取用ひて。漢史ざまに記すを云ひて。いはゆる眞字なり。詞はその因訓述たる文なり。心は撰者の意なり。さて文の義は。悉く漢字の訓に因て。漢史ざまに述むとすれば。古語を失はじと思ふ。心のまゝには文を成し難きと云るにて。正實を傳へむと所思看し起せる。御心に違ふことを思ひ惱めるなり。

全以音連者事趣更長。

音とは。字音を假て書るにて。即假字なり。事趣

は連ねたる文面を云なり。然言こゝろは。古語を失はじと爲て。全く假字のみを以て書るは。字數の多くなる故に。其文更に長しと云るにて。かの假字文を嫌ひ給ふ御旨に。違ふことを思ひ煩へるなり。

是以今或一句之中交用音訓。

此は上文にある如く。悉く漢字の訓に因て漢文風にせるは。中に借字多くて。語の意さとり難く。然有とて全く假字書に連ぬれば。文長くなる故に。今は宜しきほどを慮りて。二つをまじへ用ふと云るなり。

或一事之內全以訓錄。

師云。全く眞字書にても。古語と言も意も違ことなきと。また字のまゝに訓めば。語は違へども。意は違はずして。其古語は人皆知て。訓誤まること有ましきと。また借字にて意は違へども。世にあまねく書なれて。人皆辨へつれば。字には惑ふまじきと。此等は假字書は長き故に。簡略なる眞字書の方を用ふるなり。(前文に一句といひ、こゝに一事と云るは、たゞ文を替たるのみなり、)

即辭理難見。以注明意。

師云。辭とは字をいひ。理また意とは。訓 云と心得べきか。訓はすなはち其字の意なればなり。假令ば訓立云多々志とあるたぐひ。訓を敎たるなれども。多々志はすなはち立字の意なれば。明意と云つべし。(今云、此餘に言れし說あれど信がたし、)○賴囶云、矢野玄道大人の說に辭理難見以注明と讀み意況易解更非注と讀むべし意況の字は貞觀十三年の格を始諸書に見ゆと云はれしに從ふべきなり、

況易解更非注。

師云況字はことに意なし。たゞ輕く見べし。(字書に發語之辭とも註せり。)非字は不の意に用ひたるなり。(此例、本文また書紀などにもおほし、)○賴囶云此師說の從ひがたき事上に云へるが如し

亦於姓日下謂玖沙訶。於名帶字謂多羅斯。如此之類。隨本不改云々。和銅五年正月二十八日。

師言に。此文は。於姓玖沙訶謂日下於名多羅斯謂帶とあるべきことなり。其故は玖沙訶に日下。多羅斯に帶と。本より書來れるまゝに今も改めず。其字もて記すぞと云義なればなり。と言れし

は信に然る說なり。然れども。此は彼舊辭と云は。訓詁の書なれば日下謂玖沙訶帶謂多羅斯とやうに有けむを採てかける故に。おもほえず。本書のまゝに書るものなり。其は隨本不改と云る本は。本書の事なるを以て知べし。(是をもても、勅語舊辭と云は語書なること炳焉し。)如此之類とは。師說に。まづは長谷春日飛鳥三枝などなり。なほ此類のみならず。神名地名など。多くは古來書ならへる字のまゝに記せり。(然るに書紀は、神及人名地名姓氏などの文字、また假字なども、凡て古來のをば用ひずして殊更に改めて、伊邪那岐命を伊弉諾尊、須佐之男命を素盞嗚尊など書れり。然るを後世には、たゞ書紀にのみ目[illegible]なせる文字づかひと心得て、[illegible]記の如く、伊邪那岐命須佐之男命など書をば、かへりて異ざまなる如く思ひためるは、ひがごとなり。[illegible]古書どもをくらべ見よ、何れも大かた此記の字に似たるを、たゞ書紀のみぞいたく異なる、此記また餘の古書どもにも出たる、久米川俣など云地名をも、書紀にのみは、來目川派など書れたり、これらの地名、今世にも此彼にあるを、古より今に當地々にて書來れる字も、みな此記などと同じことなり。いさゝかなることなれど これらにても、書の實と飾あるとの差を思ひわたすべし。)とあり。さて去年の九月十八日に。詔命を奉りてより。たゞ四箇月餘にして業を終たる。いとかく速なりしは。撰錄とは有れど。弘く諸の古書を採り索めて。委く撰ぶともなく。纔に阿禮が誦うかべたる。一二の先紀を採て。綴り成せる故にぞ有べき。

正五位上勳五等太朝臣安萬侶。

安萬侶朝臣の事は。古事記傳二卷に。委く註されたる如くなれば。彼傳に就て見るべし。

さて右序文の如くなれば古事記の成れる本の起も。天武天皇の所思看し起せる擧にて。元明天皇の。その大御志を紹坐して。太朝臣安萬侶に詔命せ賜へるなれど。阿禮が誦習ひたりし帝皇日繼書を。勅語の舊辭に撰ひ採りて綴り成せるは 安萬侶朝臣の心にぞ有ける。然れども其撰びも麤く、事實も廣からず。殊にはなほ未うるはしき漢文に非ず。假字文宣

命書も交りたるが。天武天皇の所思看し定たまへる御旨趣に違へることを。所思看しけむ故に。素より内々詔ひ命たる事なれば。表には立給はざりけむ。（なほ下にもいふを見よ、）さて此記に二年後れて和銅七年に。彼表立て詔ひ命たる御史を奏上れるに、此も上條に辨へたる如く。なほ全き漢文にあらず。宣命書假字文も入交れる書狀なりしかば。大御心に應はず。故舍人親王安麻呂に詔ひ命て。其を修はしめ給ひて。養老四年に奏上しめ給へる。是すなはち今在る日本書紀にて、よく漢の國史風を學びたる故に。此を正史と立られて。古事記をば。其別記と立置給へると知られたり。（師說に古事記あるうへに、更に書紀を撰しめ給へるは、そのかみ公にも、漢學問を、盛に好ませ給ふ時節なりしかば、事記の餘り唯有に飾なくて、彼漢の國史どもに比ぶれば、見立なく、淺々と聞ゆるを不足おもほして、更に廣く事どもを考へ加へ、年紀を立などし、はた漢めかしき語どもゝかざり添などもして、漢文章をなして、彼方のに似たる國史と立むためにぞ、撰しめ賜へりけむ、其由を委曲にいはむには、先かの川島

皇子等に仰せて帝紀等を撰しめ給ひしこと、古事記の草創と同く、天武天皇の大御世なる中に、此と彼とは、其趣別なることさへ聞えたり、その別なる差別は、彼撰は潤色を加へて漢の國史に似するを旨とし、古事記は、古の正實のさまを傳へむが爲なるべし、さて書紀を撰ばしめ賜ひしは、彼潤色の方なるを、帝紀に勝りて宜しき故に、正史と定まりて、其後はまた。改め撰ばるゝ事も無りしなり、然れば書紀を撰ばれしは、古事記の誤あるが故には非ず、其趣別なる物なり、と云れつれど、上に辨へたる如く、古事記書紀の成れることは、共に其起は、天武天皇の大御心より出たる擧なれども、始よりしか二樣におぼし定て撰しめ給へるに非ず、古事記の撰と書紀の撰とは。裏と表の違あること、前後にいふ說どもを合せ見て思ひ辨ふべし、）書紀に擧られたる一書等を見れば。其世に在し史のことゞゝ擧たまへりと見ゆるに。一所も古事記を一書に擧られざるは。正史の別記と立置き給ひし故なること炳焉し。（釋紀に、注文一書曰之處、多引古事記之文、と云るは誤なり、此は上田百樹が說に、神代紀に載されたる何

段も、一書ども中の一は、古事記を取れるなりと、誰も思ふ事なれども、よく見るに然には非ず、よく似たるは適々似たるにこそあれ、似てはあれども、其事も少づゝは異あり、また生坐る御子等の次第異りなどして、彼記と全く同きは、段々の一書どもの中に一もあることなし、然れば彼記は彼記と別に立置て書紀の一書どもの中に、取給はざりしと見えたり、と云るは信に然る說なり）然るは。此記事實は廣からねども、古語を失はじと勤み記せる事の貴く珍たき故にぞ有けむ。（そは私記にも、釋紀にも往々此記を引て、書紀の訓を正したるをも思ひ合すべし。）さて此記の文體の事は古事記傳の首卷に委く論はれたるを。其中にいかにぞや所思ゆる節々も交りたれば。今こゝに其說を擧て信べき事と信まじき事とを。其下々に分註して辨ふべし。師ハ自註に置れたると、混ふ故に、己が說は悉く篤胤云と記して別ちつ見む人其意を得て讀み辨へてよ、）（然るは其師說に。すべての文漢文の格に書れたり。（篤胤云、漢文には有れど、上の序註に云る如き止事得ざる由ありて、思ふまゝには書取かね、いと拙く書れし漢文なり、さて今おのれ此成文をものするに、漢文にはいかにしても書取がたき事ども有れば、その拙き漢文にならひて、古事記の如くは記せるなり、抑この記は。もはら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば。中昔の物語文などの如く。皇國の語のまゝに。一字も違へず假字書にこそせらるべきに。いかなれば漢文には物せられつるぞと云むか。（篤胤云、此記は古語を傳ふるを旨とせりと云は、師の見なれど、然のみは非ざること、上の序註に云へるが如し。）いで其故を委曲に示さむ。先大御國にもと文字は無りしかば。（今神代の文字などいふ物あるは、後世人の僞作にて云にたらず、）上代の古事どもも。何も直に人の口に言傳へ耳に聽傳はり來ぬるを。やゝ後に外國より。書籍と云物わたり參來て。（西土の文字の、始て渡り參來つるは、記に應神天皇の御世に、百濟の國より、和邇吉師てふ人につけて、論語と千字文とを貢りしこととある、此時よりなるべし。）其を此間の言もて讀ならひ。その義理をもわきまへ悟りてぞ。（應神天皇紀十五年の處に、太子の、百濟の阿直岐また王仁に經典をならひ

て、能覺り賜へりしことと見えたり。）其の文字を用ひ。その書籍の語を借て。此間の事をも書記すことゝにはなりぬる。（篤胤云、いで其故を委曲に示さむと云より、此までの說は。古語拾遺に。上古之世未レ有二文字一、貴賤老少口々相傳前言往行存而不レ忘、とある說に本づきて言れたる物なり、あはれ吾師の翁すらに、如此なれば況て其餘の人々の、彼拾遺に惑ひけむは、實にうべなる事なり、今世に傳はる神代字てふ物は、師言のごとく、後世人の僞作れる物にもあれ、など彼肥人書薩人書　また圖書寮に在りし梵字に似たる書などの事をば、思はれざりけむ、此事におきては、吾師をだに、かく思ひ惑はせる、惑はし神の在れば、今篤胤が始めて言出たる、神世字の說は、信ひかむ人の有やなしやと、今よりいと歎息しく所思ゆるを、よし然ばれ、思ふこと言はでは得有れずてなむ。）されど。そは書籍てふ物は。みな異國の語にして。此間の語とは。用格もなにも甚く異なれば　其語を借て此間の事を記すに。全く此間の語のまゝには。書取がたかりし故に。萬事かの漢文の格のまゝになむ。書ならひ來にける。

（篤胤云、皇國にて、物書記す事の始まりは、漢土の書を見てより、其文格を學びて、萬事を書ならひ來つると云は、師のいみじき非說なり、固より文字の有しことは、第二條に辨へたる如くなるを、文字ありて物記さゞるべきかは、必本より其字をもて、譬へば鎭火祭詞にて言はゞ、カムイサナキイサナミノミコトイモセフタハシラトツキタマヒテ云々、とやうに、此間の語のまゝに記たりけむこと疑なし。然るを漢字わたりて後に、其字の音を假に用ひて、加牟伊佐奈伎伊佐奈美乃美古斗、伊毛世布多波志良斗都伎多麻比弖とやうに、固有の字に替て記たりけむを、漸々に漢字の義理をも知て、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給弖、とやうに記せりと所思ゆ、此中に神二柱、嫁繼、給などは、よく字義を知得たれど、美古斗に命字を書るは、姑く訓を借て書る借字なり、其は彼國字に、この語に正しく當る字の無ればなり、また伊毛てふ言は、男に對へて女をいふ、弘き稱なるを、漢國にて女弟をいふ、妹字を塡たれども、此は半あたりて半あたらず、また勢に背字を書るも、借字なるが、此語は女に對へて男を

いふ弘き語なるを、鎭火祭詞に、伊佐奈美命の伊佐奈伎命に物言し給ふ處に、吾名妹命とある妹字は、此間にて作れる、例の新字と見ゆるを、此二柱神の御間にいふ世にはよく當れども、天照大御神の、須佐之男命を、我那勢命と詔へる勢には當らず、さてかく漢字の音を假り、訓を借りつゝも、なほ足ずまに新字をさへに作りしが、漸々に深入して、遂に漢文の格に書習ひけむこと、第二條に云る趣きに、合せ考へて辨ふべし、但しかく漸々に、漢風に深く染たる事は、應神天皇の御代、十五年といふ年の八月に、阿直岐が參來て、これよく經典を讀りしかば、宇治稚郎子命に習はしめ給ひ、なほ阿直岐に勝れる博士ありやと問給ひて、十六年といふ年に、王仁を召れしを思ふに、此御代より、既にかく漢風を好み給へることは、深き契ある事にて、實は漢招し給ふ、韓神の御心になむ有ける、此事第六十七段の傳に、委く記せるを見よ、然るに師翁の說は、かゝる閫奧を伺ひ給はず、たゞ一通りに考へて、言れたる說なりけり〕故奈良の御代の頃に至るまでも。物に書るかぎりは。此間の語の隨なるは。をさ〳〵見えず。

萬葉などは。歌の集なるすら。端辭など。みな漢文なるを見ても知べし。〔篤胤云、是また師の考の麁かりしなり、其は上にも次々云へりし如く、古事記より前に有し書等の、悉く假字書宣命書の書どもなりしと聞ゆるをば、など思はれざりけむ、其書どもは悉に、奈良の御世よりは、いと前代の書なりしと聞ゆるをや、然る書等を次々に改めて、奈良の御世の頃は、既に世の中の人ども擧りて漢招しつゝ、漢文をよろこびて、端辭のみかは、歌をさへに、漢文風にも記すならひとなりしかば、遂にいと古き御世の、此間の語のまゝなる書物は失たる故に、今世にはをさ〳〵見えざるが如くなれるなり、然れども、下に論へる祝詞、風土記、世記、水取の故事などの文の殘れゝば、古體の文の失果たりとは云べからずなむ〕かの物語書などの如く。此間の語のまゝに物書事は。今京によりて。平假字と云もの出來ての後に始れり。〔篤胤云、此は大旨然る說に聞ゆれども、此にも沿革ある事なり、其は上に云る如く、神世の假字を漢字の假字に替て書習へりしを、嵯峨天皇淳和天皇の御世の頃にや有けむ、空海法師以呂

波字を作れり、その作れる趣は、第二條に論へる如くなるを、なほ古き筆の跡をこれかれ見て、熟々案ふに、空海は更なり、餘の古人の書も、おほく草書ぞ、眞書に優りて美かる、既に漢人も皇國人の書を、龍蛇の飛動するに譬たる如く、こは皇國人の自然なりし故に、草書を専と書けむと見えて、古文書おほくは草行に記し、眞書と云といへども、行書草書を交へ記し、今世の人の書ごとき、一向の眞書はいと少く、歌などは、彼いはゆる萬葉假字を、殊に和やかに書流したるは、誠に平假字と云べき狀にて、既に萬葉集も、賀茂大人の言れたる如く、本はその平假字に書たりしを、楷書に直せりと聞ゆるをや、此を思ふに、空海法師が以呂波字を製れる事は、皇國人の自然に、草書に優たることを思慮りて、婦人兒童などの、書に便宜からむ料にとて、四十七字を定めて製りけむとおぼゆ、平假字と云は後の名にてそあれ、草書の假名なるを、其をいかで今の京に始まれりと云べき、そもそも此師說は、平假字と以呂波字とを混に思ひ誤りて、空海が以呂波字を製れるは、今京になりての事なる故に、かくは言れしならむ、此はなほ下に辨ふを見るべし、さてかの物語書などの如く、此方の語のまゝに物書く事は、今京になりて始まれりと言れしは、殊に非言なり、そは下に辨ふる如く、祝詞は更なり、其餘にも、此間の語のまゝなる古書の種々傳はり、それ皆奈良より前の物なるを、眞名に書來ればこそ、物語書などの書體とは異に見ゆれ、其を平假字交りに書むには、物語書の文體に見え、物語書の類も、眞名書に書むには、祝詞の文體と見ゆめり、かゝれば、文辭に古き新しき違ひこそあれ、文趣は互に異なく、彼鎮火祭の太祝詞事、出雲風土記の國引の古事、大同本記の水取の古事などは、物語書の祖と云はむも強事にあらず、また文辭は世々に變あれど、物語書の文體やがて、上古よりの文法の替らざるにて、此は平假字交り、祝詞は眞假字交りに書來れる違のみと知べし、さてその平假字もて書る書の、今世に傳はる書の中に、伊勢物語ばかり古きはなければ、姑く此を平假字文の祖として考るに、まづこの書はもと業平朝臣の、みづから有し事實を記されたる、家集なること疑なき物にて、歌も詞書も彼朝臣の筆なりしを、後人

のおほく筆を加へて、此朝臣ならぬ、餘の事實をも書加へて、物語に綴り成し、書名をも負たる物と見ゆるを、世の學者たち、その後に加たる文に惑ひて、なほ降れる世の書と思ひ、古今歌集の序、また詞書などを、假字文の始のごと心得ためれど、彼集にての物語なる詞書を、そのまゝ採て載せるが多かるを以て、彼物語の元書の古く、業平朝臣の自記なることを辨ふべし、さるを、伊勢物語の文は、古今集の詞書をも採りて書る物のごと、いひ思ふもあれど、其は本末を違たるいと未しき說なり、古今集に此書の文を採て書る處に、これかれ異なる處、また略かりたる處などもあるは、此集の撰者たちの、つゞめもし、引直しもして、記されたる物なればなり、なほ此物語につきては、委しき考あれど、其はおきて、業平朝臣の自記の文とおぼしき處々、また古今集の詞書どもを熟々見るに、漢籍より移れる意辭はいと少なるを、貫之ぬしの假字序には、漢籍より移れる意辭の多かるは、紀淑望の、漢文の序に本づきて書れたればなり、斯て此ぬしの古今集の假名序、土佐日記などを書れしより後は、頻に平假字文おほくなりて、物語の祖なりと云、竹取物語は何頃にいで來けむ知らねども、空穗源氏其外くさ〲物語書の出來しを、それはた、漢籍の文章をまねび取て、文成したる詞ども多く、中にも光源氏の物語ぞ、さる事は多かりける、されど名を物語といひ、後に出來たる平家物語などに、曲節をつけて、語ると云ことさへ始まれるは、文詞こそ古に非ざめれ、語る意は古に復れるなりけり、其は師も言れたる如く、古く、宣命譜といふ物有しを思ふに、宣命を宣るに曲節ありしこと灼く、宣命に曲節ありし上は祝詞は更なり、中臣が壽詞を宣れる、出雲國造が神賀詞を奏せる、語部が古詞を奏せるなども、みな曲節をつけて語りけむこと知べし、然れば物語どもも、文詞は後世ざまなれども、書狀の古にかなへるは更なり、其を語る意も、漸古に復らむとする萌なれば、神隨なる道は、滅びむとしてもまた起る自然の理なるをあはれ今より後も、情有らむ人々の次々に考へて、文詞の體もこのわざも、古にかへさば復らざらめやと、神の在す世は、後世のいさたのもしくぞ所思る、)但し歌と祝詞と宣命詞と此等の

みは。いと古より。古語のまゝに書傳たり。此等は言に文をなして麗くつゞりて唱へ擧て。神にも人にも聞感しめ。歌は詠めもする物にて。一字も違ひては惡かる故に。漢文には書がたければぞかし。故歌は此記と書紀とに載れる如くに。字の音をのみ假てかける。此を假字といへり。(假字とは加理那なり、其字の義をば取らずて、たゞ音のみを假て、櫻を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、那は字と云ことなり、字を古名といへり、さて古の假字は、凡て右の佐久羅由伎などの如く、書るのみなりしを、後に書に便宜からむために、片假字といふ物を作れり、作れる人は吉備大臣などにぞ有けむ、かくて是を片假字と名けしは、本よりの假字のかた〳〵を略きて、伊をイ利をリと片を書が故なり、此名は空穗物語、また狹衣物語などに見えたり、さて此片假字もなほ眞書にて、和やかならざる故に、又草書をくづして、平假字を作れり、弘法大師これを作るといひ傳へたり、然も有ぬべし、さて是を平假字と云は、片假字に對へてなり、されど此名は古き物には見あたらず、○篤胤云、信友が説に、片假名はもと、漢籍を釋み習ふ便宜の目標に、早より用ひ馴來つる、眞假字の畫の片方をとりて、作たる物にして、世に云、傳ふる如く、吉備公などや製り肇られけむ、古は其片かなの字體もさま〳〵有て、古書どもに彼此見えたり、さて其は世々の儒士たちの、心々に製たる物なり、以呂波假字は空海が作りたる由、書等に慥に見えたり、此字體は、草書を取て製たる事は論なきを、中には片假名を取て書たるもあり、かくて其いろは歌は、古の風俗歌、今樣歌の句の調に、全く同じきが有を思へば、そのかみ、かゝる調の歌の有來しを、其調に合へて、佛道の意を詠たる物なりとて、其歌どもをも引出て何くれと子細に辨へたる物あり、いと論れたる考なりかし、)祝詞宣命は。また別に一種の書法ありて。世に宣命書といへり。(祝詞は、延喜式にあまた載られて、八卷その卷なり、宣命は、續紀よりこなた、御々代々の紀に多く記されたり、)おほかた此等の餘。かならず詞を文なさずても有べきかぎりは。みな漢文にぞ書りける。(故そのならひのうつりて、漸に此方の詞つゞけも、おのづから漢文ざまになりぬる事おほし、彼宣命祝詞のたぐひす

ら、後々のは、たゞ書ざまのみ、古のまゝにて、詞は漢なることのみぞ多かる、凡て後世にくだりては、漢文の詞つきを、返て美麗しと聞て、皇國の雅言の美麗きをば、たづぬる人もなくなりぬるは、いともいとも悲しきわざなりけり、○篤胤云、上件但し歌と、祝詞と宣命詞と云々とある、本文の師説うづない難し、其は上に云る如く、古は假字のみに物記せるが本にて、宣命書は、漢字の義理をも交へ用ひて書るなれば後、漢文に記すことは、なほ其後なるをや、殊に漢字を用られざる以前には、世繼の古事を記せる史籍とてはなく、故事を記せる物は、まづ祝詞にて、これ古事史籍の本なるを、漢字わたりて後に、彼にならひて記せるが、皇國にて物記ことの始ならむには、必まづ祝詞をこそ、漢文に書べき物なるに、書と書く物の悉く、漢文に記し習つゝ、歌を假字に、祝詞はいはゆる宣命書に、別に書法を立べき謂なし、其は詞に文をなして、神にも人にも聞感しむる爲なりと云とも、古事記の如くに、入交りなる漢文に書むには、いかで古語のまに〳〵、うるはしく書取られざるべき、實には歌と祝詞は、神

世より書來つるまに〳〵、其故實を失はず古き書體を守來り。餘の事實を記せる書も、古は右に同かりしを、天武天皇の御心として、漢國史風に記さむことを所思看起して。其由を詔ひいだし、元明天皇の御世に、安麻呂の古事記を記されたるが、漢の國史風を學ばむと爲たる始なること、上に次々論へる趣を思ひ通して辨ふべし、然るを師言に、祝詞宣命などの餘、詞の文なさずても有べきかぎりは、みな漢文にぞ書りける、と言れしは委からず、其は出雲風土記なる故事どもは、第六條に論ふ如く、此記を進れる天平五年の頃の文に非ず、遙に上古より、彼國にて書傳たりし書なる故事を、裁記して進るときに、いさゝか漢風の文をも加たる物なるに、かの國風なる、珍き文の多かるを思ふべし、また倭姫命世記は、かく題號たるは後にて、彼記なる事實ども半すぐるほどは、後に次々に書加たる事どもなれども、其元本は決なく、雄略天皇の御世より以前に記せる書と見ゆるを、祝詞ならぬ、餘の事實の記なるに、書狀はいはゆる宣命書なり、また大同本記なる、

天村雲命の水取の故事などの文も、大同の頃の文に非ず、本より古き書に有しを、取て載せる文なること疑なし、然れば物記すことは、漢文にならへる事なれば、古くは悉漢文に記せると云は、非言なること知べし、實は上に云如く祝詞宣命國引の故事、世記の文、水取の故事の文の如くなるが、古の書法なるを、次々に漢文に物記すこと弘くなりて、たゞ歌祝詞宣命などをのみ、古風を存して書ことゝなれることを知べし、其は右の文のみならず、中世の書等に、今傳はりぬ、古書の古事を摭ひ記せるを見るに、大かた宣命書なるは、是本よりの書風にて、漢文に書は後なることと疑ひ無きを、なほ言はゞ、古事記も元本ありて、其本どもを採り摭ひて、書れたる物なるに久羅下那洲多陀用幣流また有都理また吐散登許曾など書る處々は本書のまゝなること灼きを以ても、假字書宣命書の本の書法なること知られたり、さて本文に言れし説は、かく信がたけれど、註に云れし事は大旨然る説なる中に、信がたき語も無にしも非ず、そはまづ、草書の假字をば、空海が以呂波字をも、すべて平假字と云べけれど、以呂波四十七字の外なる、草書の假字を、以呂波字と云は非なり、然るに、師はこの差別を立られず、平假字は、弘法大師これを作ると云は、然も有べしと、言れしは委からず、空海は以呂波四十七字をこそ作りつれ、草書いかで空海よりならむや、此は今まで人の言ざる事なれば、いさゝかの事を難むるごと思ふも有べけれど、關係の少からぬことぞかし、○此論を記して信友に見せたるに、實に然る説なり、是によりて思へば、大同類聚方文も宣命書にて、をりをり漢語の字をも交へたり、其を異本どもには、助辭は多く省きて書き、をり／＼は斯方の言を、漢語にかへて書たる處もあり、こは後に寫せる人の私わざなること明しと云へり、さて此書奏上のことは、平城天皇紀、大同三年五月の下に見えて、正き古の醫書にして、全部百巻あるべきを、上つ方は亡て、三十四巻より百巻まで存れるが、近きころ二本世に現たり、またその餘に闕々の巻ども、三種ばかり出たるに校合せて古の正書なるべき由、信友が考定たる説あり、醫方の事は更なり、古を考ふる人の、必ず讀では得有まじき書なれば、因にいさゝ

か驚かしおくなり）かゝれば、此記を撰定ばれつるころも。歌。祝詞。宣命詞などの餘には。いまだ假字文といふ書法は無かりしかば。なべての世間のならひのまゝに。●漢文には書れしなり。（篤胤云、この一節も非説なること、上に次々云るにて思ひ辨ふべし、實は古事記の書法は、上の序註に云る如く、天武天皇の御心を心として、漢文に書むとするが本旨なれど、古語をも失はじと務られし故に、漢文を思ふがまゝに書こと能はず、然れども、漢文に記さむとするが、本旨なりし故に、古語のかたも、思ふ如くは書得ずて、假字書、漢文、宣命書の、入り泒りなる文章となれるになむ有ける、其は序文の趣にて、更に論ひなき事なりかし）と言れしは。節々に分註して辨へたる如く。いかにぞや所思ゆれど。下に言れし説どもは、誠に然る言にて。此成文は此師説を心として文るなれば。此處に標して其由を云べし。（但し其師説の中にも、なほ然も非ずおぼゆる節々はまじりたるを、其は大かた、上件の分註に辨へたる説どもに、こもれる事なれば略きて、從ふべき説どもをのみ標つるなり）然るは。上に標たる文の下に言れしは。大體は漢文の狀なれども。又ひたぶるの漢文にも非ず。種々の書法ありて。●或は假字書の處も多し。（久羅下那洲多陀用幣流なども有が如し。（篤胤云、序文に全以音連者事趣更長と云れたるを思ふに、撰者の心には、此を漢文の字簡に記まほしく、思はれつとは聞ゆれど、塡べき字を頓に思ひ得られずて、元本のまゝに記されたりと所思ゆ、故成文には其意を得て、塡べき字を思ひ得たるは、塡て記し、假字文に記すかた便よきをば、本のまゝに記せり、そは其處々に云を見よ）また宣命書の如くなる處もあり。有祁理。また吐散登許曾などの如し。（篤胤云、かゝる語辭の祁理また伎などは、書紀を始め、古書等に、矣焉之也などの字を書て結たり、成文もそれに倣へり、然れども、祁理といひ、伎といふ辭は、此等の字に、正しく當ると云には非ず、たゞ古き文例にならひて、姑く記せるのみぞ、此外に乎。哉。歟。などの類も、正しく當るも有れど、たゞ漢文の助字に用ひ、また文の終に書るなどは、何となく見立宜からむ爲に置るもあり、是はた古人の所爲に倣ひてなり、さて吐散登許曾と書むに

は、下文をば如此爲都羅米と結らるべきに、爲如此と書れたるはいかゞなり、其は片假字いで來て後に、其を附てこそ、師の爲如此と訓れたる如く訓まるれども、當時片假名を附ることなき世に、讀人ごとに、師の如く訓むことは、おぼつかなし、然れば此は安萬侶の、ふと思ひ落されたる文なるべし、此類なほ多かり。）また漢文ながら。古語格と全同じき語もあり。立天浮橋而指下其沼矛などの如し。（立字また指下二字を、上に置るは漢文なり、されど尋常の如く字のまゝに讀て、古語に違ふことなし。）また漢文に引れて、古語のさまに違へる處も。をり／＼は無きに非ず。名其子云木俣神とあるたぐひ。古語に記さば。其子名云木俣神とか。其子名木俣神とか有べし。（篤胤云、今は此師說に從ひて、かゝる類は、みな古語の格に文を成せり。）此謂之神語也とある。之字の添たるは。古語にたがへり。（篤胤云、此類の之字は、此師說によりてみな削り去りつ。）更往廻其天之御柱如先。これらも如先てふ言の置所。此方の語とたがへり。更其天之御柱如先往廻といふぞ。此方の語つゞけなる。此類心を著べきことなり。能せずは。漢文にひぬべし。（篤胤云、此類をも、師說の如く改め記しつ。）また懷妊臨產。或は不得婚。或は足示後世或は不得忍其兄などの類は。ひたぶるの漢文にして。更に古語にかなはず。（篤胤云、此等の類の文は、師訓に依り、其意を得て文を成せり、其は懷妊をハラミヌと訓れたるに依て姙焉とかき、臨產をコウムトキニナリテと訓れたるに依て臨產時而と書るが如し。）また庶兄。嫡妻。人民。國家。などの類の文字も。此方の言には疎けれど。此等は殊に世に用なれたるまゝなるべし。山海晝夜などの類も。此方には海山夜晝といへども。此はた書なれたるまゝなり。（篤胤云、此等の類は、本のまゝにおきて、訓は師にならひて、山海晝夜とそへつ、但し處によりては、河海山野などを字列のまゝに、カハウミヤマヌと訓すは得有まじき處もあり、其は古史傳に云へれば徵にいはず。）さてまた古言を記すに。四種の書ざまあり。一には假字書。こは其言を。いさゝかも違へざる物なれば。有が中にも正しきなり。二には正字。こは阿米を天。都知を地と書く類にて。言の意

に相當りて正しきなり。(但し天は阿麻とも曾良とも訓べく、地は久爾とも登許呂とも訓べきが故に、言の定まらざることあり、故假字書の正しきには及ばず、されど又、言の意を具たるは、假字書にまされり。)其中に股に俣と書き。(こは漢國籍になき文字なり。)橋に椅字を用ひ。(こは橋の義なき字なり、○篤胤云、此二字ともにいはゆる新字と見ゆ、なほ新字とおぼしき字は、古事記にも餘の書どもにも彼此あるを、其中に椅字の如く、漢國籍に其字は有ながら、用ふる義の異なるもあるは、慮らずも字形の符るなり、そは漢土にても、己が國の字なるすら、字の餘りに多かるまゝに知盡すこと能はずて、某々の字書ども、互に字の漏たるが多ければ、況て皇國人は、彼國にかゝる字の有とは知らずで製れるが、偶々に形の符るなりけり。)蜈蚣を呉公と作る。(こは偏を省ける例なり。)たぐひは。正字ながら別なる物にして。また各一種なり。(其由どもは、各其處々に云ふべし、○篤胤云、かゝる類を省字といふ、此は師説に依て、なほ己が思ひ得たる事も有を、そは傳に、其字の出たる處々に、師説と合せ註せるを見よ。)三ッには借字。こは字の義を取らず。たゞ其訓を異意に借て書をいふ。(序に因レ訓述者詞不レ逮レ心とある是なり。)神名人名地名などに殊におほし。其餘のたゞの言にも稀にと用ひたり。(平城のころまでは、凡て此借字に書る常の事にて、云もてゆけば假字と同じことなるを、後世になりては、たゞ文字にのみ心をつくる故に、此をいぶかしむめれど、古は言を主として、字にはさしも拘らざりしかば、いかさまにも借て書るなり。)四には。右の三種の内を、此彼交へて書るものあり。(篤胤云、此は譬へば、鹿屋野比賣神の御名のごとき、鹿屋は借字、野は正字、比賣は假字なる類をいふ、神名人名地名ともに甚多き書樣にて、古事記にかぎらず、餘書にもいと多かるを、成文には大抵本のまゝに記して、其處々に註へれば此にはたゞ其例を云のみなり、さて上件の四種の外に。また由ありて書ならへる一種あり。日下。春日。飛鳥。大神。長谷。他田。三枝のたぐひ是なり。と言れつるは。悉然る言なれば。成文には何れも本に従ひて。改めず記せれば其心して見るべし。なほ此下に假字の事といふ條を立て。古事記に用た

る假名を。有のこと〴〵撫ひ擧て。一字ごとに委曲にその用ひたる格を諭し。其下に古語の假字用格の事を記されたり。(但し此中にも、己が思ふ所に異なる說どもあるは、また分註して辨へつ。)其說に。大方天暦のころより以往の書どもは。みな正しくして。伊韋延惠於袁の音。また下に連れる。波比布閇本と。阿伊宇延於。和韋宇惠袁とのたぐひ。亂れ誤りたることも一もなし。其はみな恒に口にいふ語の音に。差別有けるから。物に書にもおのづから。其假字の差別は有けるなり。(然るを、語の音には、古も差別は無りしを、たゞ假字の上にて、書分たるのみなりと思ふは、甚じき非なり、もし語の音に差別なくば、何によりてかは、假字を書分ること有らむ、そのかみ此書と彼書と、假字の違へることなくして、皆おのづからに同じきを以ても、語音にもとより差別ありし事を知べし、かくて中昔より、漸々に本の音ども各々亂れて、一になれるから、物に書にもその別なくなりて、一の音に二ともの假字ありて、其は無用なる如くになむなれりけるを、其後に京極中納言定家卿、歌書の假字づかひを定めらる、是より

世に假字づかひと云こと始まりき、然れども、當時既に人の語音別らず、また古書にも依らずて、心もて定められつる故に、その假字づかひは、古の格とは甚く異なり、然るを其後の歌人の思へらくは、古は假字の差別なかりしを、たゞ彼卿なむ、始めて定め給へると思めふり、また近き世に至りては、ただ音の輕重を以て辨ふべし、といふ說などもあれど、みな古を知らぬ妄說なり、こゝに難波に契沖といひし僧ぞ、古書をよく考へて、古の假字づかひ正しかりし事をば、始めて見得たりし、凡て古學の道は、此僧よりぞ、かつ〳〵も開け初ける、いともいとも有がたき功になむ有ける、○篤胤云、假字用格の事、まづ此なる師說の如く、心得て有べきなれども、なほ熟思へば、天暦より以往の人の言語はみな正しく、恒に口にいふ語の音に差別有し故に、物に書にもおのづから、其假字の差別は有けるなり、と云れし說は信がたくおぼゆ、其はその頃まで正しかりし、世人の言語の、其後忽に亂るまじき謂なればなり、然もあらば、天暦より以往の書どもの、假字用格の正しきはいかにと云に、まづ神世は更にもい

はず、いと上古の人は、恒に口にいふ語の音に差別ありて、眞に正しかりし事は論なきを、世の降來るまゝに、漸々に轉り訛れると知られたり、其はいと古くも訛言の有しことは、古書どもに、本云々と言しを、今訛りて云々と云といふ語の多きを思ふべし、これやがて亂れ誤りたるなるをや、然ればイキエヱオヲの音、また下に連れるハヒフヘホとアイウエオ、ワヰウヱヲとの類の、親く通ひて聞ゆる音は、古といへども、互に混れ訛れる事の無てあらめや、謾に今人をのみ舌たみたるものに云はいと謂なし、然るに大凡天曆より以往の古書ども、彼書と此書と假字用格の違へる事なく、大低同じ事に正しきは、まづ古事記書紀などの如く、古き本書の有て記せる書は、その本書の假字用格に據り、然らぬ餘の事を記せるは、かの舊辭の書等に本づき、中古までも、物書ほどの人は、今わが徒もする如く、古を尋ね、また舊辭書によりて、記せる故に、正かると覺えたり、さて人の口にいふ處は、彌降に亂れ來つれども、其辭書どもは、言語の正しかりしほどに、早く記せる書を次々に記し繼る書なりし故に、其に據りて書る書の、彼此よく符ひて正しかるべき謂なりかし、其かける書の假字の正しきをもて、其を記せる世人の言語は、みなかくの如く正しかりと思ふは委からず、然るを師説に天曆あたりまでは、口にいふ音の正しかりし趣に言れしは、和名抄の假字用格の正しきを以て言れつるなるべけれど、彼抄の假字の正しき事は、古き辭書を集めて記せる故に、正しき事を思ひ落されたるなりけり、和名抄の舊き辭書を採て記せる事は、其序文にて知られたり故今其要とある所々を摘て其由を標さば、延長第四公主、訪萬物之名其教曰、我聞思拾芥者好探義實期折桂者競採文花、至于倭名棄而不屑、是故難決世俗之疑、適可決其疑者辨色立成、楊氏漢語抄、和名本草、日本紀私記等也、其餘漢語抄、不知何人撰、汝集彼數家之善説、令我臨文無所疑焉、固辭不許、遂用修撰、或漢語抄之文、或流俗人説、先擧本文正説、各附出於其注、若本文未詳、則、直擧辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或擧類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字云々、と有をもて思ひ辨ふべし、なほ和名抄の事は、

第七條に云をも合せ考へてよ、さて順朝臣は、天曆の頃の人なるを、當時世人の倭名を屑とせず、適ふ心あるも、古語に惑はしかりしを以て、其以前をも思ひやるべく、また一書には非で、此頃の人の己が心任にかける手澤も多く傳はれるに、假字違の多かるを以ても思ひ辨ふべし、いと上れりし世より、漸々に亂れ來りて、かく成れりし物なること疑なく、延長第四公主の御請しのまゝに、順朝臣の此抄を撰びて古言を訂されたるは、訛言に轉はせじと、方域に闕居たるが如き功にして、いとも貴き賜ものにぞ有ける、されば昔より心あるきはゝ、たま〳〵此抄にすがりて、物よみせる人も有つれど、深くも勘へむものとはせず、凡ての人はかゝる闕の有とも知らず、溢れにあふれ訛にあやまりて、遂に此處の註に師の論はれたる如くになむ成れりける。然るを今はかく古學の眞盛となれる故に、神語の本語をも探ね知べくさへなれるは、甚も貴き事なりけり、さて古事記書紀を始め、其餘の古書にも、イ井　エヱ　オヲの音、また下に連れるハヒフヘホとアイウエオ、ワヰウヱヲの音どもの、互に通ひ訛れる語もをりをり有り、そは古史傳に、然る語の出たる處々に云を見るべし、此等は古言を釋にもはら心得ずては、得有まじき事なるを、俗の學者たちの、然も思ひたどらで、古書に書來れる假字にのみ一向になづみて、古語を解むとする故に、解得ざる語ども多かり、もとより古語は古書の假字用格に據て釋得ることは常なれども、所謂變を見て正を知る旨をも、また思ふべき物なりかし、さてまた、天曆より以往の古書に、たま〳〵假字用格の正しからぬが有ことは、當昔いまだ、今の世の古學する如くには有ざりしかば、然ばかり多かる語の音を正しあへず、また悉く舊辭の書にも校正しあへずて、繼々に書直したる物なりと見ゆること、古書に例多し、また其が中に、書寫す人の、不意く寫し誤れるも有と見ゆるを、今俗古學の徒など憖しき古書を見ても、假字の違ひだにあれば、一向に當時の物に非ずとして、捨むとするは、此謂を深く思はず、はた餘にくらべ見て、眞僞を正して撰び採るべき事のあるをも思ひ慮らざるにて、いとあちきなくなむ）かくて其正しき書どもの中に。此記と書紀と。萬葉集とは殊に

正しきを其中にも此記は。また殊に正しきなり。いで其趣を委曲に云むには。まづ續紀より以來の書どもの假字は。清濁分れず。(濁音の所に、清音假字を用たるのみならず、清音に濁音字をもまじへ用ひたり。)又音と訓とを雜へ用たるを。此記書紀萬葉は。清濁を分てり。但し古事記また書紀萬葉集の假字、清濁を分てるにつきて、なほ人の疑ふことあり、今つばらかに辨へむ、そはまづ、後世には濁る言を、古は清ていへるも多しと見えて、山の枕詞のあしひき。また宮人などのヒ、島つ鳥家つ鳥などのトのたぐひ、古書どもには、何れも〳〵、清音の假字をのみ用ひて、濁音なるはなし、なほ此類多し。また後世には清む言に、濁音の假字をのみ用たるも多し、此等は假字づかひの漫なるには非ず、古と後世と言の清濁の變れるなれば、今の心にもて、ゆくりなく疑ふべきに非ず、また其餘に言の首など、決めて清音なるべき處にも、濁音の假字を用ひたることも、いと希々にはあるは、おのづからとりはづして、誤れるも有か、また後に寫し誤れるも有べし、されど此記には、殊に此違ひはいと〳〵希にして、總て

の中に、わづかに二十ばかりならでは見えざる、其中に十ばかりは、婆字なるを、その八は一本には波と作れば、のこり二三の婆も、もとは波なりしこと知られたり、然れば記中まさしく清濁の違へりと見ゆるは、たゞ十ばかりには過ずして、其餘幾百かある清濁は、みな正しく分れたる物を、いと〳〵希なる方になづみて、なべてを疑ふべきことかは、さて書紀は、此記に比ぶれば、清濁の違へること甚多し、此はいといぶかしきことなり、然れども又、全くこれを分たず、猜用ひたるものには非ず、凡ては正しく分れたれば、かの後の全く混用ひたる書どものなみにはあらず、さてまた萬葉は、此記に比ぶれば、違へる處もやゝ多けれども、書紀に比ぶれば違ひはいと少くして、すべて清濁正しく用ひ分たるさまなり、此等の差別は、その用たる假字どもを、一毎にあまねく考へ合せて知べきことなり、たゞ大よそに見ては、委しきことは知がたかるべきものぞ、○篤胤云、古言清濁のこと、古事記ありて以來の假字用格は此の師說の如くなれど、いと古くは、決めて如此ならず、濁音はいと〳〵少く、その原より濁る音

は、千言萬語の中に、一二ならでは無りしを、世の降れるまに〳〵、漢語に牽られつゝ、音便に訛りて、濁る語の多く成れりしと所思ゆ、されどなほ奈良の比までは、彼人の淸ていふ音を此人は濁りていひ、此人の淸ていふ言を彼人は濁りて云ひ、また國により所によりても、言語の音濁の一定まらずて、古事記より以往の書は、その言語のまに〳〵彼書に淸音の假字を書る語を、此書には、濁音の字を書きなど、其書ども各々さま〳〵にて、淸濁の音の定まらざりけむを、安麻侶ぬしの古事記を撰ばれし時に、その様々なりけむ本書の假字を改めて、其頃奈良の京の言風の、多かるかたの音に、彼ぬしの心と淸濁を定めて記れたると所思たり、其は書紀續紀萬葉より以來の書どもは更なり、古事記より以往の書の今傳はらぬをも、適々古書に引て見えたるも、淸濁の假字の互に異なるを以て思ひ辨ふべし、何の意もなく、濁音の處に淸音の假字を用ひ、淸音に濁音假字を淆用ひたるも多かれど、然のみには非ず、淸にも濁にも云る語なる故に、二様に書りと見ゆるも多かるをや、然るを安麻侶ぬしの心と、本書の假字を書改られたるに違なきこと、淸濁の假字にかぎらず、餘の假字、また地名神名の書狀なども一様なると、本書どもには決めて、伊佐奈伎命とも、伊射那伎命とも種々に書けむを、邪岐の濁音を定めて、いづこまでも伊邪那岐命と書れたる一を以ても准へ悟るべし、さて足ひき宮人などのヒ。、島つ鳥家つ鳥などのトの類を、古書どもに何れも淸音の假字を書るは、當時なほいまだ此等の言は、普く正しく云へりし故なると知べし、また後世に淸む言に、濁音の假字をのみ用たるも多きは、古と後世と、言の淸濁の變れるなりと云ことも、古事記にかぎる事にて、古書普く然るには非ざるをや、さて古語に濁音の希少なる由は、まづ今は誰も濁音と思ひ定めたる語に、もとは淸音なる語多かり、其は始繼水などのシ。キ。ツ。は。古書にも多く濁音の假字を書き、今も大かたの人は濁りて云めれど、語の原を思へば、始は端、繼は付、水は滿と同意と通ゆれば、原は共に淸音にて、濁るは中々に後なり、そは今も常陸人出羽人などは、始を波志米、水を美都といひ、次繼などのキ。を、淸音にいふ處もあり、また今人も、端

を波自と濁りても云めり、古事記書紀延喜式などに、水神の御名に都字を書るは正しきを、師は一向に水のツを濁音と決られたりと聞えて、彌都波能賣てふ名義を解れし處に、彌は水なるべし、都波は未思ひ得ず、と言はれたるは、思ひ漏されたるなり。さて繼のキの原は清音なる由、嫁は師說の如く處就の義なるを、鎭火祭の詞に、嫁繼と書ると衝杵と、書べきを、嗣杵とも書る例もあるもて知べし、また次も常にはツギといへども、由紀主基の主基に、この字を書るをもて、原は清音の語なることを灼し。さて次繼、字の義は異りたれども、語の原は付と同言にて清音なること、次は彼に此の付く意、繼は彼と此と付く意なるをもて思ひ辨ふべし　此は此、二にかぎらず、長は中、正しは立し、氏は內なるたぐひ、凡て濁音にいふ萬の言の解がたきは　清音にかへして考ふれば、十に六七は速に解得らるゝこと、前にふと悟り得て、人にも彼此語りて驗しめたるに、誰も實然ことなりと云へり、然れば假令や古事記に記せりとも、濁音の言は大かた訛にて、神語の正しき語には非ざるを、姑く古事記以來の假字づかひに

よりて、我人ともに言も書もするのみなりかし。かかれば、然しも事々しく言ひ立べき事とも所思えざるを、其中古の訛言をかたく守らひ、神語の本語のごと重みして、古事記に濁音の假字に書る言をば、必ず濁る語と定めずては其語意の解られざる如く思へる倫のあるは、いとかたはらいたしや、)其中に萬葉の假字は。音訓まじはれるを。(但し萬葉の書法はまさしき、假字の例には云がたき事あり、なほ種々あやしき書ざま多ければなり、)此記と書紀とは。音のみを取て。訓を用ひたるは一もなし。これぞ正しき假字なりける。(訓を取とは、木止三女井　の類なり、此記と書紀にはかゝる類の假字あることなし、允恭天皇紀の歌に迹津二字あるは　共に寫し誤れるものなり、又苦字を多く用たる、是も苦を誤れるなり、此はクヽの音の字なるを、トに用ひたる例は、廼をノに廼をドに用たると同じ、此格他音にも多し、なほ書紀の假字今本、字を誤り、讀を誤れる多し、委くは別に論ひてむ、)然るに書紀は。漢音吳音をまじへ用ひ。また一字を三音四音にも通はし用ひたる故に。いと猾はしくて。讀を誤ること常多きに。此

記は。呉音をのみ取て。一も漢音を取らず。(帝をテに禮をレに用ふるも、漢音のテイ、レイには非ず、呉音のタイライなり、そは愛をエに、賣米をメに用ると同格なり、書紀にも此格の假字あり、開階をケに、細をセに、珮背をヘに用ひたる是なり、さて用字は、呉音はユウにしてヨウは漢音なるに、ヨの假字に用ひたるは、此字古は、呉音もヨウとせるにや、書紀にも萬葉にも、ヨの假字にのみ用ひて、ユに用たる例なし)また一字をば。唯一音に用ひて。二音三音に通はし用ひたることなし。(宜をギともよみ、用をユともよむ類は、みな非ことなり)また入聲字を用たることをさ〳〵無し、たゞオに意字を用たるは入聲なり。(是は億字の偏を省たる物なり、古は偏を省きて書例多し、億憶などをも、書紀にオの假字に用たり、また意字に億の音もあり、臆に通ふことも有れども、正音をおきて傍の音を取べきにあらず、たゞ億の偏を省ける物とすべし)またいとまれにシに色字。カに甲字。ブに服字を書ることあり。此等は由あり。そは必下に其韻の通音の連きたる處にあり。(色字は人名に色許と連きたるにのみある、色の韻はキにして、許は其通音なり、服字は、地名伊服岐と有のみなる、服の韻はクにして、岐は其通音なり、大かた此等にても、古人の假名づかひの、嚴なりしことを知べし)此外吉備吉師の吉字あれども、國名また姓なれば、正しき假字の例とは、いささか異なり。(故に吉備も、歌には伎備とかけり、凡て歌と訓註とぞ、正しき假字の例には有ける)さて同音の中にも。其言に隨ひて。用ふる假字異にして。各定まれる事多くあり。其例をいはゞコの假字には。普く許古の二字を用ひたる中に。子には古字をのみ書て、許字を書ることなく。(彦壯士などのコも同じ)メの假字には。普く米賣の二字を用たる中に。女には賣字をのみ書て米字を書ることなく。(姫處女などのメも同じ)キには伎岐紀を普く用たる中に。木城には。紀をのみ書の伎岐をかゝず。(篤胤云、此より前に假字を論はれたる處に、岐を清濁通用と定られたれど、熟思へば、此はキの濁音に用たるを、清音なるべき處に、此字の有は、悉く伎字を後に寫し誤れる物なり、故成文には、濁音の處にのみ、此字をおきて、清音の處に此字を書るをば悉改めつ、

そは其處々の傳に註を見るべし、されど神名人名地名などは、思ふ旨あれば、容易く改めず、本のまゝに記せり〕トには登斗刀を普く用たる中に。戸太問のトには。斗刀をのみ書て。登をかゝず。ミには美微を普く用たる中に。神の三。木草の實には。微をのみ書て。美を書ず。モには毛母を普く用たる中に。妹百雲などのモには。毛をのみ書て。母をかゝず。ヒには。比肥を普く用たる中に。火には。肥をのみ書て比をかゝず。生のヒには。斐をのみ書て。比肥をかゝず。ビには備毘を用たる中に。彦姫のビの濁には。毘をのみ書て備を書ず。ケには氣祁を用たる中に。別のケには。氣をのみ書て。祁を書ず。辭のケリのケには。祁をのみ書て。氣をかゝず。ギには藝を普く用たるに。過禱のギには疑字をのみ書て。藝を書ず。ソには曾蘇を用たる中に。虚空のソには。蘇をのみ書て曾をかゝず。ヨには余與用を用たる中に。自のヨには。用をのみ書て。余與をかゝず。ヌには。奴怒を普く用たる中に。野角忍篠樂など。後世はノといふヌには怒をのみ書て奴をかゝず。右は記中に同言の數處に出たるを驗て。此

彼擧たるのみなり。此類の定まり。なほ餘にも多かり。〔此は此記のみならず、書紀萬葉などの假字にも、此定まりほのぼの見えたれど、其はいまだ偏くもえ驗ず、なほ子細に考ふべき事なり、然れども、此記の正しく精しきには及ばざるものぞ〕抑此事は。人のいまだ得見顯さぬ事なるを。己始めて見得たるに。凡て古語を解く助となることいと多きぞかしと言ひて。次に二合の假字を擧られたり。其は淹知の淹。香山の香。印惠命の印。品陀和氣命の品などの類。すべて二言の音なる字を。假字に用ひたるを云こは人名と地名とのみにあり。〔但し此は古事記のみならず、餘の古書等にもいと多かり、其は其出る處處の傳に云を見るべし〕次に借字を擧らる。此も人名と地名とに多し。其は鹿屋野比賣神の鹿屋。山津見神の津見。堅洲國の洲。などの類。すべて一言の訓なる字を。他事に借て書るに就て。師の新に設けられたる名目なり。次に二合の借字と云を擧られたる。其は櫛石窓神の櫛。忍日命の忍。穴穗宮の穴などの類。二言の訓なる字を。他事に借て書るを云。〔また此事に就て言れしは、右の類なる字どもに、

正字なるも有べく、又正字とも借字とも、さだかに辨へがたき所も多かり、唯大かたを擧るのみなり、或人、借字も即假字なれば、別に借字といふことさは、有べくも非ず、また古書の假字に訓を用ひたる事なしとも云べからずと云は精からず、假字借字、いひもてゆけば同じことなれども此記にも書紀にも、歌また訓註などに訓を用たることも一もなし、其は正しき假字の例に非るが故なり、此をもて、借字は別に一種なることを知べし、別に一種なる故に、其目を立て、假字とは云りと言れたり、）此等の事は。次々の徵にも傳にも、をり／＼言ひ出ることなれば。初學の人にまづ心得しめむとて首にかく標し出つ。なほ此次に。訓法の事といふ條を立て。此記を讀照し合すべき書ども。續紀なる宣命詞　延喜式なる諸祝詞。萬葉集などを讀べき心得を委曲に教られたり。（續紀なる宣命の解は、師の歷朝詔詞解にぐひなく珍たき書なり、祝詞は加茂翁の考あれど、今見るに違へる事多かり、其心して見るべし、萬葉集を見るに添置て見るべき物は、荒木田久老の萬葉頭類、正木千幹が萬葉借字對照。同槻落葉、同用字例、春登法師が萬葉用字格など便よき物なり、）さて此記の書法として、同言の若干所にも有を。一は委く書き。一は字を略きたるは。委方と相照して。略ける方をも辭を添て訓べくる由を諭され。そは成坐流神之御名者といふ語を、成神名とも、所成神御名とも書き　天照大御神の詔に、如拜吾前云々と書き、大物主神の御言に、令祭我御前者云々と書るが如きは、委く書る方と相照して、略ける方をも、辭を添て訓べき例なるたぐひをいふ、）また同言を一は假字、一は漢文に書ることあり。其は漢文なる方をも、假字の方にならひて訓べき由を諭し。（此は立天浮橋とも、於天浮橋多々志とも書き、また不伏人とも、麻都漏波奴人とも書るたぐひをいふ、）また同じ趣の事を。一は古語にかき。一は漢文の格に書る。とある由を諭し。（此は譬へば上二柱獨神各云一代、次雙十神各合二神云一代也、と書るが如き、二柱は古語、十神二神は漢文なれば、二柱とかける古語を則として、十神二神の十神二神と訓べき類を云、）然して弖爾袁波の事を論ひ。（語のテニヲハの格は、師の詞の玉緒に記し定

られて、いとめでたければ、近世の歌作者文章家たちはさらなり、狂歌狂文作る輩すら、其格を守ることゝなりたるは、全師の賜物なり。されど、其は一徑古歌古文によりて、大凡の格を記されたるにこそ有れ、一向に拘はるまじく所思ゆる由あり、其は暇あらむとき別に論ひてむ。さて己が學は古實を徵し明むる事を主と立て、文書き歌詠みなどする方に力を入ざるが上に、思ふ處ありて、然のみテニヲハの格に拘泥はらざるを他人のかたはら痛がるとか、うべなり〳〵、然れど己は上に云る如く志を立て、言意の違るを專とするが故に、さる瑣細き格にはあながちに拘泥らぬを、見む人其れ惡くは、姑く見直し聞直して、まづ吾が說ふ論の意をさとりてよ。）さて古言の聲の上り下りの事。助字の事などをも委曲に記し敎られたり。（但し聲の上下を註せるは、古事記にのみ見えて、餘書には例なきを思ふに、此も安麻呂ぬしの心なりけり、抑聲の上下は、一語も言の連と活用とに從ひて、種々に變化るがまに〳〵、自然に聲の上下を生して語をなし、其意通ゆるものなり、是ぞ眞に言靈の妙なる理なるを、

いかで盡く註さるべき、然は言へ、其聲の上下淸濁等をつゝしめることは、菅原是善卿の類聚名義抄に語の音ごとに、上中下の位を定めて朱點をさし、また濁音の點をもさしたるが、其は古書に徵あるをのみものして、徵なきは點をさゝず、甚く謹たる由凡例にも見えたり。また字鏡集も同じ定なり、其外以呂波字類抄、また日本紀、その外古きものゝ假字にも、圈點をり〳〵見えたり、此等舊は聲の上中下等を施たるがかつ〳〵存れるなり、古き佛經和讃などにも然る例あり語をつゝしめる事のいと感けれど、かくても其密なることを盡せりとは云べからず。さて古事記に聲の上下を註せるは、纔に八百萬語の中の一二なれば、古語の嚴にすべき徵とはすべけれど、然しも拘はりはつべくも非ざれば、此成文には採り用ひず、さて類聚名義抄、字鏡集などの事は、第七條に云を見るべし。）其が中にも。助字の事を言れし說は。誠に感たく精しき考にて。目覺るばかりの說どもなるを、等閑に心得たる人も多かり。阿波禮眞の古學に志さゝむ人は。返復し讀て。常に忘るべからぬ說にざりける。（即この成文は、彼

訓法の條に言れし說によりて、古事記は更なり、餘の書等をも讀て、略きて書る所は、委き方を例に採りて記し、また師の讀つけられたる訓は、元書になきをも其訓によりて、直に文を成せるもあり、其は隱身也とあるを師のミヽヲカクシタマヒキと訓れたるに依て隱御身矣と書るが如し、かゝる類はいと多かるを煩はしければ悉くは言はず、然るは第一段より次々の徵を見て、成文とその元書どもと引合せ見たらむには、直に知らるゝ事なればなり、なほ第七條にも云を見るべし〕さて今に傳はる古記の中に。古事記ばかり古きはなく。其優れて貴き籍なること。また書紀のつとめて。漢文章を飾られたる故に。古の意言を失れる事の多かるなどの事は。師の論はれたる如くなれど。古事記にも事實には錯亂たる事の多かるを。其謬を見得られしことは。其宜しき事を見得られたる如くは委からず。書紀の優たる事を見得られしことは。其非を見得られし如く委からず。然るを。一向に師說を宜しとのみ思ひ居る徒。己がじゝなほ深く考へ明さむ物とも思ひたらで。古事記には絕て繆錯れる事なく。書紀はいたく非事多くて。其神代紀などは。見るにも足らざる物のごと。心得たるも多かるは。甚もこそなる事なりかし。彼紀は文章を飾るとて。古實を誤れる事も有こそ。物そこなひなれ。繼々替れる撰者たちの。見及ばれけむ古記をば。漏さじと擧て。一書云と記し。〔今本に一書曰に、曰字を作れど、元は云字を書て、みな細書にて有しこと、山陰の末に委く辨られたるが如し、〔其一書の中なりし異傳をさへに、亦云一云など。然しもなき說までを。悉載されたる事は。深く愼み重みせられたるにて。後に見む人の心をもて。撰び採しめむとの事なりけむを。天皇命にも然ことに所思看けむ故に。此紀を正史と定させ賜ひ。其以後は。また更に古紀を撰しめ賜ふ御擧は止めさせ賜ひて。後になほ諸家の齎たる。古籍等の顯はれたらむ世の人に。彼も此も弘く考へて。撰び採しめ賜はむと爲たまへるなるべし。〔書紀を錄されし度は、なほいまだ諸家の古籍の盡くは現はれず、摭ひ漏されたりしこと、忌部家の古記をさへに、召問漏されたる故に、大同三年に彼家より古語拾遺を奏進りて、その序表に、國史猶有所遺

愚臣不言恐絶無傳といへる、また弘仁五年に、姓氏錄は撰ばしめ賜へる度に、家々の新古記、戸々の門文などもの多かりし趣にて、書紀に見えざる、古傳の多かるを見て知べし、かく見殘したらむ籍のありて、撰び謬りの有むことを思ひて、一すぢに撰び錄さで、一書等をみな載し置れたりけむかし、然れば後の學問する徒もそれに倣ひて、なほ隱れたる古書の顯はるゝを待て撰び採べき事なれども、しか重みし愼みのみ有ては、甚く異なる傳の多かるに、道の奧所のおぼ〳〵しく、初學の輩のたどり得がてにするが心苦しさに、古書の悉く世に顯れ出む時を待あへずて、此成文はものしつるになむ、（或人問。然も有らば。彼神代紀に別に正書を立られず。あらゆる傳々を。みな一書云と記さるべきに。正書と一書等と別て載されたるは。正書を立たるは。撰者たちの心に。正しと定られたるかぎりを。撰び錄されたるにて。一書等は悉捨むことの然すがに可惜さに。載置れたるべく所思るはいかに。答理は然ことなれど。此はなほ然らず。彼紀は正史と撰び給へる紀なるに。初卷より。正書なく。たゞ

一書云とのみ記し並むことは。文面に見立なき故に。姑く正書を立て。潤色の漢文章をさへに殊に多く添られけむ。（但し彼潤色文を舍人親王一人の御所爲とのみ見むは委からず、そは發端の文などは、私記にも序とさへ云ひ、徒に漢籍を採て加たる言の如く云へれども、神代紀上卷に薄靡而とある靡字を釋紀に、師說假名日本記亦タナビキテ止云也と見え、淹滯とある下に、私記曰於假名日本記シヅ刀トモリテ止注也、と有などを思ふに、早より然る類の古說も有し故に、和銅上奏の日本記に、假字にて記したりけむを、書紀を修られし度に、淮南子の類の漢籍より、其語にあたるべき文字を摭ひ採り、また彼漢籍どもに依て、新に文を飾られたりと見えたり、師の彼文を撰者の私說にして、決て古の傳說には非ずと云れしは委からず、然るを漫に師の聲に吠る輩、かの發端の文を詈り否しむるは傍いたきことなり、さて此に引る假字日本記の文の、眞假字なるべきに、片假字なる由は、第一條に引て既に辨へたるがごとし、）其は前條に引りし欽明天皇紀の本註に。一往難識者且依一撰而註詳其

異と見え。(文義は、數多の古書を採て記すに、其傳まち〳〵にて、往來には正きと正からぬとを識がたければ、且く其中の一書に依て、本文に撰び採り、其と異なる傳等をば、註に詳に載されたる由なり)また云々不知出何書後勘者知之とも註せるなどを以て悟るべし。(釋紀に、問此書之註不釋史文、多引載一書或說其意如何　荅師說此註之中、非無解釋、但又引載一書說或云亦云者、上古之間、好事之家所著古語之書、稍有其數也、撰此書之時、雖不盡採用例不能弃乃所載也と云るは委からず)さてまた師說に。神代紀のやう。多くの古記の中に。正しきを採て正書とはせられたる物と。誰も思ふことにて。信に然有べき謂なるに。今熟考ふれば。正書には却ていかゞなる事多く。始終とほらで、前と後と合ざる事さへ彼此あり。(今云此事第一段の徵より、次々に云を見て思ひ辨ふべし)然れば正書は。始をはり通りたる古傳說にはあらで。唯少にても。漢籍ざまに近き說を。彼此の中より摘取り合せて。少しは新意をも交へて。綴りなし給へる物とこそ見えたれと言ひ。(書紀には實に撰者の新意を交へて記されたる事どもあり、此も第一段より次々の徵に云を見て知べし)また一書等はみな原は細注なりしを。後に正書と等しく大字に書ることをも委く考へて。(此事髻華山蔭に委く記されたるを見るべし)思ふに。これ靈幸はふ神の御心にぞ有らむ。いと貴くおむかしき事なり。(其由は古傳說の要とある事は、すべて正書よりも多く一書に見えたるを、それ細註にて有らむは、あかず恨かるべきに、今正書と等しき狀に成れる故に、讀人の重く思ふ心、細注なるとはこよなければなり、)と言れたる如く。一書等の傳は。委く貴き事多く。正書はかへりて委からず。始終通らず前と後と合ざる事さへあるは。子細に撰錄すとはなく。姑く見立よからむ爲に記されたるなること決し。よし然らざるも。上に論へる欽明天皇紀の本註ハ旨趣もあり。一書云とて。異說をおほく擧られたるは。姑く正書は立たれど。其撰びの正實の旨に叶へりや叶はずや。決かね給へる故に。なほ後に顯れ出たらむ書等に考へ合せて。撰び採てよとの御事なりけむこと論ひなし。もし然らずとせば、徒本

註の文義を何とか解む、また一書等を載されたる事は、何の要とかせむ、意を平にして熟々思ひ辨ふべし。）さて日本書紀を。始めて板に彫て弘め給へるは。後陽成院天皇の。慶長四年と云ける年なるが其はやがて。此天皇命の所思看し起して。少納言清原國賢朝臣に。詔命せ給ひての御擧なりけり。（慶長三年に豊臣秀吉公薨ぜられて、五年に關原の軍ありき、其間のいと噪がしかりし年に、この御擧の有けるは、いとも貴きことなりけり。）然るは國賢朝臣の。その彫本を奉進らるゝ時の表文に。日本書紀暦代古史也。天正天皇養老年中。一品舍人親王。太朝臣安麻呂奉勅撰之。君臣共以莫不窮此書矣。盖神道者爲萬法之根柢。儒佛二教者皆是神道之末葉也。頃學儒佛者夥而知神書者鮮矣。物有本末事有終始。何棄本取末焉。於神國爭疏神書乎。萬機之政尙以神事爲最第一。但神代事理既幽微非理不通。欽惟陛下寬惠叡智之餘。後世惜其流布之不廣。遂命鳩工。於是始壽諸梓矣。及之天下則以成熙皥之治。以紹神尊之統。保瑞穗之地千五百秋將必有蹈於斯焉とあり。（此表文は全文に非ず、此に要とある處々を摘て記せるなり、然れば。書紀を始めて板に彫て。弘く流布し給へるは。天皇命の所思看なることと灼然し。（なほ傍書に以勅本板行と、云ることの有をも思ひ合しべし、）さて此表文に。惜後世流布之不廣。と有を熟思ふべし、）前文に頃學儒佛者夥。而知神書者鮮矣。物有本末事有終始。何棄本取末焉云々と有は。書紀を御流へ坐る叡慮は。下が下まで。古道を本とし學びてよさ　御事なる由を演られたるにも有ける。（よく文義に心を著て思ひ辨ふべし、いとも賢く、いとも難有き叡慮なりかし、）然れば皇大御國に生れたらむほどの人は。此叡慮を心として。萬の學をおきて。まづ御紀を拜み讀み上古の御道を畏み學び明むるぞ。物學びの本務なりける。（かりそめにも、大御國の學問に志ざゝむ徒は、ゆめ此旨を勿忘れそよ、）さて此慶長四年の板本出てより。次々異本も數多出たるを。互に善ところ惡ところ有を。よく校合せて其宜しきに從ふべし。（予が徴と傳とに引る本は、二の活本、また世にあらゆる板本、類聚

國史を始め、神祇本源、元〻集など、其餘書どもに引る文をも、異なる文字は書入たるに、師翁の校正書入本、また信友が本に、延喜四年の古寫本の闕本、乾元二年の古寫本、慶長二年の寫本、元〻集の古本に引るなどをも校合せて、書入たる本をも借て書入たる本なり、其異なる事どもは、次〻に引出たる處〻に云を見るべし、○さて前條に云べきを記し落せり、姓氏錄に日本紀といふ號多く見えたるに、一所も日本書紀といへることなし　然れば前條に記せる信友が考はます〳〵正しく所思たり、然るは彼錄は公の錄なる故に、私に書字を加ふることは無りしなりけり）また古事記は。寛永二十一年に板に彫たる本これ始にて。其後度會延佳の校〻正して彫せたる本と。師の古訓本と三本あるが中に。古訓本の宜きことは云も更なれど。なほ正し敢られざる處〻も有れば。其心して見るべし。（予が本は、古訓本を本にして、寛永舊本延佳にも、師の取漏されたる文字も有を摭ひ採り、後に塙保己一の、尾張國名兒屋なる、眞福寺といふ寺の本を借よせて、其字形を違へず寫したる事ありし時に、石原正明が惠み計らひて見せたりしを、三卷一日に校合せて、その取べき文字を書入れおきたる本也、此眞福寺本は、師も引れたれど、轉寫したる本なりしとぞ、保己一の借たるは、其元本なり　かばこよなく正しく、書もうるはしき本にて、下卷の末に、建治四年仲春廿七日に、書寫畢れる由の奥書あり、建治四年は弘安元年なり、今年まで五百四十一年にやならむ、徵にをり〳〵引用ふるを見るべし、江戸に居つゝ此元本を見たるは、實に保己一の賜物なりけり）さて師言に。此記昔より註釋あることをきかず。たゞ元〻集といふ物に。或記云。（古事記釋）云〻。また古事記釋註曰云云とあるは。むかし釋註といふもの有しにこそ。其は誰作れりしにか。其名だに他に見えず。まして今は聞えぬ物なり。（或僞書に、此の記の註とて、名を作りて引たことあれど、虚言なれば云にたらず）こと言れし如く。昔より此記を註釋せる書はなきを。我師の大人の始めて。古事記傳を。註し賜へる恩賴に依てぞ。其を神の庫の梯として。予がごと怯き者すらに。かく古書をも辨へ知らるゝ事となりぬるは。實や國に生民ありてより。學問の道には比類

なき有功にて。我が師の大人の如きはあらず。萬世萬人の師と。仰ぐに餘りある大人になも有ける。(○近き頃岸本弓弦が古事記裡書といふ物を得たり、そを借て見るに、奥書に、文永十年二月十四日兼文註之とばかり有て、其世遠からず寫せる本ならむと所思ゆる古本なるが、說は例の然しも珍しき事なけれど、今傳はらぬ風土記、大倭本記、私記、日本紀決擇などを、引用たるはいと珍らし、兼文は、卜部秘事口傳抄に、文應年の大嘗會の事を記せる文に、縫殿大副兼文宿禰と見えて、卜部氏の人なり、文應は文永十年より十四年前なり、今年まで五百六十年餘にやならむ、古事記の事を記せる物はかつて傳はらざるに、少の物なれども、適々に現はれたるを、弓弦が見つけて、伊豆はやく我が物と爲たるが、心にくゝ珍しく所思るまゝに、因に此に標し出つ。)さて日本書紀を註せる物にては。舊くは釋日本紀。これ常に熟く讀ずば得有まじき書なること。上件々に引出たるにて知べく。(此餘に舊き物にては、口訣、纂疏などにも。をり〳〵採り用ふべき說もあり、)近くは。谷川士清の通證より外に。然しも目留むべき書はなしと知べし。(但し河村氏が書紀集解にも、いさゝかは取べきことあり、此餘に俗の神學者といふ徒のもてはやす、神代卷を註せる物は、かぎりなく多有ど、しるべすと醜の事識なかなかに、邪の道に人惑はする說どもにて、古學の方に助となるべき書は、一だに有ことなし。)なほ二典の事につきては。言まほしき事多く。さらに言訖たらず所思ゆるを。末々の段々に次々いひ。餘にも記せる物あれば。まづ此にて筆をさしおきつ。

○新撰姓氏錄の論　五

上件二典の事實を。よく明に知らむと欲するには。舊き諸氏の出自をよく明めずては。得明めがたき事多かり。其は神あり。人ありて。後に事實の傳あり。然れば神と人とは本にして。事實は末なり。諸氏を明むる學びは。其神人の出自を知る學なれば。此を熟く明にせずては。事實の混亂を知こと能はず。事實の混亂をよく明にせざれば。道の隈奥を知こと能ざればなり。斯て上の二典は。天皇の大御系統は。よく明に知らるれども。臣連八十友緒の諸氏の出

自を明に知こと能はず。其を知る書は。新撰姓氏錄になも有ける。故二典に並べて。此錄を熟く明むるぞ。古學の要旨とある學問なりける。抑この御錄はしも。今より千二十年前。桓武天皇延曆十八年と云ける年に。賢くも所思看し起し坐て。天下の臣人民に勅して。家々の本系帳を奏進しめ賜へりしを。嵯峨天皇その大御志を紹坐して。中務卿四品萬多親王など六人に。詔命せて撰ばしめ賜ひしかば。弘仁五年と云ける年の六月に。功竟て奏上れる御錄にて。左右京畿内の諸氏の神胄皇派諸蕃を別ち。千百七十七氏を總錄されたり。(上件の事ども、下に委く註せれば、此にはたゞ其概略を云のみぞ。)さて此錄の成れる由緣。また古學せむ徒は。姓氏の學問を等閑に心得まじき謂まで。其序文を思ひたどりて知らるれば。今その。要旨とある處々を摘み出て。此に解き辨へむとするなり。(但し漢風の潤飾にかける處々を、すべて漏つるは、古學にさしも要なければなり。)

姓氏錄の板本二つあり。一本は。寛文八年に。白井宗因と云ける人の。訓を加へ點を付て彫しめたる大字の本なり。一本は其翌年に。松下見林が序文して彫しめたる小本なり。松下氏は大阪人にて、號を西峯と云り、醫にて皇國學に志あつく、前王廟陵記、異稱日本傳など始め、學者の見では有まじき書等をこゝら著はせり、白井氏も同所の人にて、此も醫なるが、見林と同世にして、皇國學に志あつく、號を自省軒といへりき、此人の著せる神社啓蒙は便よき書なり、さて此人々の彫しめたる姓氏錄、白井氏のは大字にて宜しけれど、誤れること甚多く、松下氏のは、稍勝りたれど誤も多かり、あはれ此人々のものせる書を今見れば、いと稚き説おほく、姓氏錄の訓などもいかにして斯ばかり拙きやらむ、とさへ所思ゆるばかりなれど、當時なほいまだ漢學をのみ學問のごと心得たる世に、其群を拔け出て、古學の事に勞たりしは、いと愛き人々なりけり、今かく學問の開けたるより見れは、未しく所思れど、かゝる人々の次次に誘ひ立たる故に終に古學は今の如く開けたるなれば、其功をも常に思ふべき物ぞかし。)また寫本も彼此あれど。何れも寫し誤れる字。脫たる文。

衍れる語など有て。讀解がたき處々も多かり。今は堤朝風の古本三を挍合たる本と。信友が多くの古寫本を挍合せて書入たる本に、内山眞龍が此錄の註。(此は日本紀より次々、正史の中に、姓氏を賜へること停られたる事など、すべて姓氏の事の見えたるを、大凡拾ひ採て其々の諸氏の下に擧て、いさゝかは考をも加たる物にて、便よき物なり。)京人上田百樹が。鈴屋大人の挍正本。荒木田久老の挍正本などを以て。訂正したる本などを。漏さず書入たる本を借り寫し。挍合せ見て其宜しきに從へり。(其は此に引る序文にかぎらず、徵にも傳にも次々引用たるも其本なり、見む人今の印本に異なるを勿あやしみそ。)

蓋聞。天孫降襲西化之時。神世伊開書記靡傳。

天孫とは。此にては邇々藝命を申せり。(但し天孫と云語は、師の委く辨へられたる如く、書紀に始て書出られたる新稱なるを、彼紀より後に成れる書は、皆まねびて書き來れり、阿米美麻など訓むは非なり、書紀なるをば、處によりて須米美麻とも、天神之御子とも訓べく、かゝる處は字音に讀べし、私記に、天孫天津彥火瓊々杵尊也、於天神為其孫也、故云天孫と云るは、いみじき非說なり、委くは古史傳に註せるを見るべし。)降襲西化之時とは、日向國襲の高千穗峯に天降坐して。西州を化賜へる事をまづ言て。文の始を起されたるなり。書記とは。此にては史籍の類をいふ。邇々藝命の天降坐るより。神世は開け始りたれど。史記の類は靡りしと云るなり。(然るに此語を引て、神世に字なしといふ徵と為たる人もあるは、未しきことなり、)

神武臨夏云々。考功昨土命氏。國造縣主始號於斯。

神武臨夏とは。神武天皇の倭國に大宮を造りて御世所知看しゝを云。考功昨土命氏とは。此天皇の。西州より倭國に入御る時に。御供に仕奉りて。功有し人々に某々の地々を賜ひて。任給へりしが。其人々の裔の次々其地に住て。終に其地名を氏と為たるを。如此言ると聞えたり。(文は春秋左氏傳に、天子因生以賜姓昨之土、而命之

氏と有に因て記されたるなり、さて皇國にて宇遲といひ加婆泥と云は、漢國にいはゆる姓氏とは甚く異にして、實は漢土にいはゆる姓氏ともに、皇國のいはゆる宇遲なり、彼國には加婆泥は無れば、此語に塡べき文字なき故に、姑く姓字をも書來つれども、正字には非ず、故古くは尸字骨字などを書るものなり、なほ姓氏加婆泥の事は、允恭天皇卷の傳に云を見るべし、此にはいさゝか大凡を云のみなり）國造縣主始號於斯と有れど。此兩號などは。決めて神世よりの稱なるべく所思ゆ。（そは古史傳に委く記せるを見よ、）

垂仁撫運云々。姓氏稍分況復任那嚮風。新羅歸贄爾來。諸蕃仰德無不來。懷遠賜姓云々。

垂仁撫運とは。垂仁天皇の御世所治看せることを。漢風に文なしたるなり。姓氏稍分とは。諸氏に稍分派の出來たる由なれど、書紀古事記其餘の書等にも。此御世に然云べき事の有ける由見えず。然れば。此は今傳らざる古記に依て記されしなるべし。（然れども諸氏に分派の出來れるは、此御世より前にも必有べき事なりかし、任那嚮風とは。任那てふ國より貢物奉りて。始めて服ひ奉れるを云。（此事、崇神天皇卷、垂仁天皇卷の傳に、委く註せるを見るべし、）新羅歸貢爾來とは。仲哀天皇の御世に。神功皇后御親韓國を伐給ひしかば、新羅すなはち服奉りて。國書を奉れるより爾來と云るなり。（仲哀天皇卷の傳見るべし、）諸蕃仰德無不來とは。任那新羅などの服從奉れるより以來。次々に諸蕃國々より。朝廷の御德を仰ぎ歸順參來て終に皇國に留り住るが多かるを云。懷遠賜姓とは。其蕃人どもに。次々姓氏を賜へること。此錄の諸蕃の處を見て知べし。（御紀にも多く見えたり、）

允恭御宇萬姓紛紜。時下詔旨盟神探湯。首實者全冒虛者害。自茲氏姓自定更無詐人云々。

允恭御宇は。允恭天皇の御世をいふ。此御世に探湯して。諸氏の虛實を正し給へること。書紀に。四年秋九月戊申詔曰群卿百寮及諸國造等皆各言云々。天降以來多歷萬歲。是以一氏蕃息更爲萬姓難知其實。故

諸氏姓人等沐浴齋戒。各爲盟神探湯（盟神探湯、此云區訶陀智）則。於味橿丘之辭禍戸碑坐探湯瓮。而引諸人令赴曰。得實則全。僞者必害。（或泥納釜、煮沸攘手探湯泥、或燒斧火色置于掌）於是諸人各著木綿手繦而赴釜探湯。則得實者自全。不得實者皆傷。是以故詐者愕然。豫退無進。自是之後氏姓自定。更無詐人と見え。古事記にも。天皇愁天下氏々名々人等之氏姓作過而。於味白檮之言八十禍津日前。居玖訶瓮而。定賜天下之八十友緒氏姓也と見ゆ。（此事は、允恭天皇卷四年の傳に委く註せるを見るべし）弘仁私記序注にも。此事を記して。今大和國高市郡有釜是也。後世帝王見彼覆車。毎世令獻本系藏圖書寮也と見えたり。（延喜六年日本紀竟宴歌に此事を、甘樫の丘の探湯濟ければ、濁れる民もかばねすましきと詠り）さて古事記序に。御世々天皇命たちの。聞え高き事どもを記せる所に。正姓撰氏勒于遠飛鳥とあるは。即ての御世の此事を云るなれば。右の如くして姓氏の虛實を正し給ひ。その明せる姓氏を書に錄されたるなるを。古事記にも書紀にも。其事は記し漏されたるなりけり。（師説に勒とは、たゞ其宮に坐して、天下の政を所聞看しをいふと言れしは委からず、なほ此御世の傳にいふを見るべし）

皇極握鏡。國記皆燔。幼弱迷其根原。狡强倍其僞說。

皇極握鏡とは。皇極天皇の御世を云り。（鏡は天璽の神鏡を云て、御世所知看には、彼神鏡を御璽と爲給へば、如此文なしたるなり）國記皆燔とは。此天皇の四年六月に。蘇我蝦夷が誅れむとせし時に。天皇記及國記を悉燒たると有をいへり。（なほ第三條に云るを合せ見て思ひ辨ふべし）幼弱云々。狡强云々は。皇極天皇の御世に。蝦夷が國記を燔しより。おちなく賢からぬは。姓氏の根原に迷ひわろ賢き者は。倍〻僞說せることを。二句に文なしたるなり。

天智天皇儲宮也。船史惠尺奉進燼書。

儲宮也とは。皇太子と坐し時をいふ。燼書と

は。燔殘れる書と云ことなり。(此事も第三條に、皇極天皇紀の本文を擧て、既にいへりき。)
至庚午年。編造戸籍人民氏骨各得其宜。
庚午年とは。天智天皇の御世の九年をいへり。御紀に二月造戸籍斷盜賊與浮浪。とある時の事なり。(戸籍は倍布牟陀と訓來れり、布牟陀は、書板の音便語なり。)戸は戸令義解に。一家一戸也と有て家のことなり。そを倍と云は。人家は古も今も。竈所をもて數ふればなり。(竈所を古言に倍といへり。)さて戸令に。凡戸以五十戸爲里。(義解に、謂若滿六十戸者、割十戸立一里置長一人、其不滿十家者、隷入大村不須別置也とあり、和名抄また風土記などに、餘戸とあるは即この制たる戸をいふなり。)毎里置長一人。(長は本註に、掌檢挍戸口、課殖農桑、禁察非違、催駈賦役とあり。長は後にいはゆる名主なり。)と見えて。戸籍に家數人數を錄せる籍なり。抑々戸籍のことは。既く孝德天皇紀大化元年八月の下に。東國等の國司を拜給ふ詔に。凡國家所有公民。大小所領人衆。汝等之任皆作戸籍。及挍田畝云々と見え。また於倭國六縣被遣使者。宜造戸籍並挍田畝。(謂檢覆墾田頃畝及民戸口年紀。)汝等國司可明聽退云々。また二年正月改新の詔に。其三曰初造戸籍計帳班田收授之法云々と見えたり。此御世に改新ありし事は。大かた天智天皇。皇太子と坐まして定賜へる御法と聞ゆれば。まづ孝德天皇の御世に事起し給ひて。御自の御世になりて。庚午年に更に委く物し給へると知られたり。(なほ是等の事は、別に委く考へ記せる物あり。)さてまた戸令に。凡戸籍六年一造起十一月上旬依式勘造里別爲卷惣寫三通其縫皆注其國其郡其里其年籍。五月卅日内訖二通申送太政官。一通留國云々と見え。また凡戸籍恒留五比。(義解に謂六年爲一比、謂之五比者比校之義也、言卅年籍恒留不除。若有紕繆者所以相比挍也といひ、同集解に、古記云五比謂五六卅年也とあり。)其遠年者依次除。(集解に、遠年謂卅年以外六年除也といへり。)とある條の本註に近江大津宮庚午年籍

不除と見え。（近江大津宮とは、天智天皇の宮所をいへり、）此の義解に雄朝津間稚子宿禰尊御世（此は允恭天皇の大御名なり、）諸氏爭姓紛亂不定。即盛煮湯令以手探。詐僞者爛。眞誠者全。於是定姓造籍。是爲庚午年籍也とあり、（此文に眞誠者全と云るまでは、允恭天皇の御世に有し事を云るにて、上文に注せるが如し、於是定姓と云より以下は　天智天皇の庚午年に戸籍を造しめ賜へる事を云て、其は允恭天皇ノ御世に、既に云々の事有し故に、また然る紛亂の起らむ事を所思し坐て、姓を定賜ひ、戸籍をも造しめ賜へる、是を庚午年籍といふと云るなり、日本紀通證に此義解の文を謬なりといひ允恭御宇無庚午年と云るは、此意を思ひ得ざるなり。殊に允恭天皇の御宇に、庚午年なしと云へれども、其十九年と云ける年は庚午なりしかども、事を紀さざる故に、思ひ漏せるなりけり、）本註に庚午年籍不除と有は。戸々の戸口氏を定め記されたる元籍なれば。此を以て本を糺し給ふにぞ有ける。（其は右京皇別下、佐伯直の條に、譽田天皇の針間國に巡幸して、伊許自別命に針間別佐伯直姓を賜へる事を記して、爾後至庚午年、脱落針間別三字偏爲佐伯直と見え、和泉國皇別、大家臣の條に、天智天皇庚午年、依居大家負大宅臣姓と見え、右京神別下、丹比宿禰の條に、仁德天皇の御世に、色鳴宿禰の丹比姓を負る事を記して、其後庚午年依作新家加新家二字爲丹比新家連也と見え、山城國神別神宮部造の條に、崇神天皇の御世に、吉足日命に、宮能賣公の姓を賜へる事を記して、然後庚午年籍註神宮部造也、と見たるなどを思ひ合せ、また續紀にも多く、庚午年籍とて引出たるを考へ合せて辨ふべし、但し延曆十年十二月の下に、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言、廣川等七世祖紀博世、小治田朝廷御世、被遣於伊豫國、博世之孫忍人、便娶越智直之女、生在手、在手庚午年之籍不尋本源、誤從母姓、自爾以來負越智直姓、請依本姓欲賜紀臣、許之と有を思ふに、凡天下の人民の萬姓を惣錄せる籍にて、卷數はた多ければ、かゝる誤も有けむは、まことに然も有べき

ことなり、さてまた姓氏錄の左京皇別下、葛城朝臣の條に、官府改姓と云書名見ゆ、此は右の如く改姓ありし事を記せる書なりしにや〕さて人民氏骨各得其宜とは、庚午の年に戸籍を造りて正し賜へるより。人民の氏骨よく別りて。各其宜を得たりとなり。(御紀に、造戸籍斷盗賊與浮浪とあるも、戸々氏々明になりては、各某々に家系を愼しみ守りて、盗人浮浪人などの自然に減少なれるを云るにや有らむ、なほ氏といひ骨と云ふ由などは、古史傳に委く註せるを見るべし。〕

自茲以降。歷代帝王隨時改正。聯綿不絶。

此は天智天皇の御世に。戸籍を造しめ賜へるより以降。御々代々に改め正し賜ひ。聯綿絶ず此事の行はれしを云。(そは上に引る戸令に見えたる如く恆の例なれば、國史に悉くは見えず、)さて持統天皇紀に五年八月辛亥。詔十八氏。(大三輪。雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、下毛野、大伴、紀、阿部、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田、)上進其祖等纂記と見えたる。纂記を都岐夫美と訓べし、即いはゆる系圖と聞えたり、今本に纂字に誤りて、オキツキプミと訓るは非なり、今は字も訓も釋紀に據て正しつ、さて系圖をも此に據り都岐夫美と訓べし、字書に系者連也、繼也、緒也、と見え、また圖書者文籍也、とも有ればなり〕是ぞ諸氏に家乘を奏進しめ給へる事の。御紀に見えたる始なりける。釋紀または年中行事秘抄などに引たる。高橋氏文と云物あり。岩鹿六鴈命の裔の高橋氏の事を記せる文なるが。甚珍しき事實ども見え、餘の書にも氏文てふ事の見えたるを思ふに。古はかゝる文の多かりしと聞ゆ。(藻鹽草てふ歌書に、人事部といふ部に、氏文と記して其下に、ものゝふのやそうぢ文、これはいかにぞや、重て可尋とばかり見えたり、氏文てふ物を知ざりしと聞えて、これはいかにぞや云々と云へれども、此は夫木抄に、物部の八十氏文はかた〳〵に、行別れたる跡ぞ見けるとあり、此歌に依ても、古く氏文てふ物の多かりし事は知られたり〕纂記といふ記の狀も。大かた然る狀の記にぞ有けむ。大系圖の卷首に新編纂圖云々とある

纂圖てふ號も。御紀に纂記とあるに傚へるならむがし。(此を以ても、書紀の今本どもに、纂記とあるは誤なること炳焉し、)

勝寶年中特有恩旨。聽許諸蕃任願賜之。

勝寶年中とは。孝謙天皇の天平勝寶九年をいふ。御紀に天平寶字元年四月辛巳。其高麗百濟新羅人等。久慕聖化來附我俗。志願給姓悉聽許之。其戸籍記无姓及族字於理不穩。宜爲改正とあり。天平寶字元年は。即勝寶九年なり。(御紀に改天平勝寶九年八月十八日以爲天平寶字元年とあるもて知るべし、)此事に合せ考ふべきは。桓武天皇紀に。延暦十八年十二月甲戌。甲斐國人止彌若虫。久信耳鷹長等。一百九十八言。己等先祖元是百濟人也。仰慕聖朝航海投化。即天朝降綸旨。安置攝津職後。依丙寅歳正月廿七日格。更遷甲斐國。自爾以來年序既久。伏奉去天平勝寶九歳四月四日勅。偁其高麗百濟新羅人等。遠慕聖化來附我俗情願給姓悉聽許之。而己等先祖未改蕃姓。伏請蒙改姓者。賜若虫姓石川。鷹長等姓廣石野と見ゆ。(なほかく請奏せる、蕃種多かり、本書に就て見べし、)然れば。右の恩旨は天平勝寶九年四月四日の事になむ有ける。

遂使前姓後姓文字斯同。蕃俗和俗氏族相疑。

此は勝寶年中に。諸蕃人の裔等が願ふまにまに。姓氏を賜へりし故に。前より有し姓と。後に蕃種に賜へる姓と。文字の同じき有て。皇國人の末と。蕃人の裔との氏族に。相紛れ疑ふべき事の出來しと云るなり。其は山城國天孫部に。山背忌寸天都比古禰命子天麻比止都禰之命後也とある。是前よりの氏なるに。御紀に天平勝寶八年七月。河内國石川郡漢人廣橋。刀自賣等十二人賜山背忌寸姓とあり。此餘蕃別に。日置。檜前。高野。大伴。爲奈部。六人部など云姓氏あるは。皆天神天孫の高く貴き氏々なるを。蕃人の裔等に許し賜へる事は。いはゆる蕃俗和俗相疑はしむるにて。甚も慨き事なりかし。(但し此は、此御世に始て有し事にもあらず、是より前にも、倭人に本より賜

へる姓を、蕃種に賜へる事も、これかれ見えたれども、此御世には殊に然る事の多かりけむ故に、此御世に係て序されたるにぞ有べき。）

萬方庶民陳高貴之枝葉。三韓蕃賓稱曰本之神胤。時移人易罕知而言。

萬方庶民は異國人の裔をひろく云り。陳高貴之枝葉は。上件の如く口疑しき事の出來しより。異國の庶民までも。高貴の枝葉なりと云となり。三韓蕃賓稱曰本之神胤と有に就て思ふに。まづ古く蕃人等の投化ひ奉れる狀を見るに。己が國には住わびて。身を安くせむの心より。種種貢物など齎來りて。大御心を取り奉り。さて多くは其國の聞え高き酋長等の名をいひて。某帝の子ぞ。某王の孫ぞなど名稱り來りしを。（投化の蕃人等が、漢國の帝王の子孫と稱て來れるが多かる事は疑なきにあらず、其由下にいふ。）世人の然しも敬ふともなく。其蕃人なる事を卑しめつと見えて。後には悉御風の姓氏を賜はらむ事を謂奏しけること。御紀に多く見えたるが如し。（また上に擧たる桓武天皇紀延暦十八年の文を合せ考ふべし。）かくて後には。彌益々にその蕃種なる事を耻けると聞えて。本祖の僞りて。日本之神胤と稱ふ事さへぞ起りける。（そは平城天皇紀に、大同四年二月五日勅、倭漢惣歷帝譜圖天御中主尊標爲始祖。至如魯王、呉王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔。倭漢雜糅、敢垢天宗。愚民迷執、輙謂實錄。宜諸司官人等所藏皆進。若有挾情隱匿乖旨不進者事覺之日、必處重科と有を思ふべし、）此事に就て敎子なる西原晃樹が云るは、皇國人の神世より姓族を重みしける事は、他に對ひて名告するに、吾者某命之子某命之子某とやうに長々と名告り、中昔の軍籍物語書などにも、多くかく狀に告れる由を記し、其餘古き書どもにも、人の上につける、一事のいさゝけ事を記すにも、まづ姓尸を嚴重に記せるは、皇國人は素より姓系を大切にし、出自を重みしける習にて、漢國人の此事に麁略なるとは異なり、と云るは然る言なるに就て、なほ思ふに、漢國も要要しき書等には、姓系を重みすべき物なる由を、賢げに敎へ誨したるも有れど、ただ其理をこそ事

事しく論へれ、素よりの王の系統さへ定まらず、上古より然しも姓系を重みする論に及ばざる國なるを、次々に王統かはりて、其かはるごとに、戎人の心ながらに、然すがにその出自の鄙賤を耻らひて、古く聞え高き者どもの名を探ね、巧み僞りて己が祖となし、彼名高かりし唐と云し世に、老聃を祖に立たるなどは、殊に甚をかしくぞ所思ゆる、此事かの國籍にも笑ひ記せる中に五雜俎といふ籍に、與其遠攀華冑牽合附會、孰若闕所不知以俟後之人、故家譜之法宜載其知者而闕其疑者、漢高祖其祖第呼豐公、名字不傳也、蓋尚有古之遺意焉、と謂へるは實然る言なりけり、王とある者すら斯在しかば、況て末々に至りては、系統を重みするなど云ことは、然しも聞えざるに、古く投化參來れる蕃人どもの、某帝若干世孫、某王若干世孫、など名告り、來つる中には、皇國の系統を重みする國風なる由を遠音にきゝて、皇國風に邊つらひ、欺けるには非かと、疑ひ無にしも非ず、彼國人も心あるきは、系統亂がはしく、氏族を重みせざる國風を心に歎たる

事は、宋太宗と云ける王が、皇朝の御系統の、無窮に傳はらせ賜ふ由を聞て歎息きて、世祚遐久、其臣亦繼襲不絕、此蓋古之道也と云て羨み奉れる、また彼五雜俎に、夷狄之中極重氏族、如契丹唯耶律氏與蕭氏世々爲昏姻、天竺則以刹利婆羅門二姓爲貴種、其餘皆爲庶、庶姓雖有功、亦甘居大姓之下、其它諸國莫不如是、故唐以後之重門地亦跖拔氏倡之也、禮失而求之四夷、殆謂是耶、と云へるをも思ひ合すべし、さて諸蕃人の子孫ども、彌益々に皇國風に化て、終には天之御中主神を始祖に標し、漢高祖命など皇國風に稱たるは、淺ましく可笑き事には有れど、怜むべき事にこそ、さて出自は鄙しき戎人なるも、古くは須々許理が味酒を釀て、譽田天皇命を榮えしめ奉れる、奴理能美が三色に變る虫もて、大雀天皇命の御妹妋の間を直し奉れる。秦酒公が琴を彈て若建天皇命の御怒を和め奉り、また綿織物を充積り奉りて、宇豆麻佐の姓を賜へる、秦川勝が常世虫を打きためるなど、聞え高き功も多く、官帳に記されたる社

に齋はれたる人も多く、また勇み猛かりし人には、坂上田村麻呂あり、相府に入りし人さへぞ有なる、其は桓武天皇紀延暦二十三年四月の下に、丁卯中納言從三位和朝臣家麻呂薨、贈從二位大納言、家麻呂贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也。其先百濟國人也、爲人木訥無才學、以帝外戚特被擢進、蕃人入相府自此始焉、可謂人位有餘天爵不足云々と見えたり、然れど此ほどはなほ、有まじき事の有し狀に記されたるは實然ことなり、さて今かく古學の行はれて、其を學ぶ人の中に、其遠祖の蕃種なることを自鄙み耻て、神別皇別の貴姓を羨み稱る徒もありと聞ゆれども、此は眞の道の本を思はざる非事なり、然るは、諸蕃の人の投化參來つる事の本は、韓神の蕃招し給ふ御心と、常世の國々の事執り坐ます、大名牟遲、小名牟遲神の御心にて、皇國に歸せ賜はでは得有らぬ幽き契の有て歸せ賜へると所思ゆれば、其鄙しき國を放ちて、皇國人と成し賜へる恩賴を辱なみ貴み、よく其出目を守り、神の御國に忠ならむことを思ふべき事なるに、何のみ

づから耻らひ卑むる事のあらむ、殊に私に先祖を替る所爲にて、道を學ぶ者の心ともおぼえず、幽冥の可畏き謂を辨へざる僻事なりかし、假令人わろく女々しからむも、吾を生成たらむ親の、替べからぬと同じ理なるをや、然れど此は非事の中にも、やごとなき眞心の憐むべきかたも有を、今かく學問の道の開たる世にも、なほ心おそく、漢好する徒ありて、丹波氏なる人の、私に劉氏を稱りなどする人も有と聞ゆるは、劉氏を何ばかりの貴姓と思ふらむ、高祖劉邦と云るは、もと泗上の亭長にて、父祖は名もなき賤者なるものをや、然るを丹波氏を賜へる事は、本の賤しき蕃の汚穢を、禊ぎ祓ひ賜ふと云べき、身にも餘れる大御惠なるを、神と皇との然る恩賴を思はず、其先祖に賜へる姓を、己が心とうち止て、いやしく穢き本國の姓に復るわざにて、勅に違ひ先祖の心に背きて、名を亂る所爲とこそ所思ゆれ、然る人はさも思はねばこそ痛かしこ、時移人易云々は。かゝる混亂も時移り人も易りて。其事を知て言ふ人も罕なりと云るなり。(〇因に記す、古老口

實傳永正記などに、神宮法不知姓職掌號秦氏例也、其儀相叶本記と見えたり、此事餘の重き書にも有しと覺ゆるを、今頓に其書を思ひ出ず、然れど今も此例なりと聞ゆれば、いと正しき說なり、其儀相叶本記といへるは、大同本記なるべく所思ゆれど、今傳はらざれば、其本文は知べき由なし、されど異國より投化參れる人を、神宮に奉らるゝ例にて、此は秦人を奉れるが始なりしと所思ゆれば、此緣に本づき、かつ姓のいまだ知られざるは、若くは諸蕃の族ならむかと嫌疑ひて、まづ秦と云て、皇別神別の貴族に混はざらしめむと爲たると通えて、古意に叶ひて所思ゆるを、此はなほ能考ふべし、）さて上に記せる高橋氏文の事に就て。信友が說に。神宮雜例集。嘉應二年左辨官下伊勢大神宮司書に。神部等氏文ともあり。氏文といふ稱なほ彼此ものに見え。また源平盛衰記に。西七郎廣助、とべの三郎家俊と戰はむとする時、廣助遠祖の名を顯はし。祖の功を稱へ上て名告せるに　家俊が對て。わざみは軍のあれかし。氏文よまむと思ひけるかとて。

又同じさまに言擧して名告し趣を記せり。（其文に、音にも聞らむ目にも見よ、昔朱雀院の御宇承平に將門を討平げて、勸賞を蒙りたりし、田原藤太秀鄕が八代の末葉、高山黨に西七郎廣助とは我が事なり、家俊ならば引退け、合はぬ敵ときらふたり、とべの六郎申けるは、わざみは軍のあれかし、氏文よまむと思ひけるか、家俊おほぢ下總左衞門大夫正弘は、鳥羽院の北面なり、子息左衞門大夫家弘は、保元の亂に讃岐院に召れて仙洞を守護し奉りき、但御方の軍破れて、父正弘は陸奥國へ流され、子息家弘は討れ奉りけれども、源平の兵の數にきらはれず、正弘が子に布施三郎これとし、其子にとべの三郎家俊なり、合ふや合はずや、組て見よとて、くつばみを並べておめきてかゝるとあり、）かくて高橋氏文の遺文。また盛衰記なる評言を按ひ合すに。遠祖より繼々の氏人の名を連ね書せるは素よりにて。代々の祖の事蹟をも委曲に書せる物と通えたり。（本系帳系圖など云も同じ物ながら、族の次第を系け圖きたる方を主とし、氏文とは、氏の出自の由緒を始めて、代々

の事蹟を書けるを主とせるなるべく所思ゆ、（頭註云大中臣系圖も奈良の春日の神宮富田家に傳はれる古本には大中臣氏文とあり）且上世ゝり。世人事とある時は、祖の名を顯はし。また其功しかりし事蹟をも稱て。名告する風俗なること。書等に數しらず記して。至誠なる眞心なるを。漢說にいはゆる。名利など云る徒のあるぞ。中々に表方を飾るかの國風の虛心とこそ思はるれ。（今の世人も、眞心なる田舍人などは、むかしの在狀なるもあるを、宜しげなる人のさりげなくてあるは、漢意に變化たるなり、また心あるきはの人は、裏は古意なりながら、世のさがのすべなさに愼めるも有べし、また古く榮たりし氏人のいたく衰へたるから、祖の靈に耻見せじとて、系圖を燒亡ひたりなど云ことも、をり〳〵聞ゆるはいとも〳〵あはれなる眞心ながら、實の道の理を知らぬ失にて、いと〳〵あぢきなし。）さて氏は姓氏錄に皇別神別諸蕃と別たる如く。元來は氏の貴賤を分別あるを朝廷にして撰び給ひ。さて其人の品に叶へて。時々の職々に定おきて。八十伴男を治めしめ給ひ。或は殊更に由緣ありて。功しかりし限は。生子の八十連屬に其職を知らせ給ふ。神ながらなる。御政の式なる。然るを後の御々世々に。氏の貴賤の差別なき。賤しき漢國人の賢だてるを貴べる俗の。此方にも漸々に移ろひて。上古の正き御政の御式は沿革たるが如くなれど。然すがに其趣は廢果ずて遺り行はるゝは。天の下に類なかるべし。抑この人品に貴賤の差別ありて。下が下までも。其差別の在がまに〳〵。天の下に上なく貴き天皇の御心のまに〳〵。各々等が爲には善くも惡くも伏從ひ奉仕るぞ。道てふ道の大道なれば。下が下まで此大道を受持て。臣は臣として其君に忠やかなるべきこと。千世萬世に動なきぞ。浦安國の尊き御國柄なる。漢國の儒道にては。君臣有義といふは。其國柄にしては相應べけれど。此方の大道より見れば。甚かたわにぞ見ゆめる。

寶字之末其爭猶繁。仍聚名儒撰氏族志抄。案弗レ半逐時有レ難。諸儒解體輟而不レ興。

寶字はすなはち天平寶字をいふ。此は孝謙天皇の御世所知看す九年と云ける年より。大炊天皇の御世所知看す八年と云ける年までの年號なるが。御

紀に此事見えざるは。記し漏されたるなり。其は延喜六年に奏進れる中臣本系帳に。依去天平寶字五年撰氏族志時之宣。勘造所進本系帳云と見えたるにて知べし。（谷川士清云、唐大宗修氏族志、高宗改為姓氏錄と云り、書名はいかにも是に倣はれたると聞えたり）氏族志抄案弗半とあれば。終に成竟ざりしなり。逢時有難とは。八年に惠美押勝の謀反あり。此歲大炊天皇を淡路國に遷し奉り給ひて。孝謙天皇ふたゝび御世所知看し事などの難を云なるべし。（此御世の御紀見るべし、いとも畏く悲しき難事どもありき）諸儒解體云々は。是より後は。氏族志抄の御撰は案半にして。事竟ざりしと云るなり。（釋紀に引る私記に。案氏族略記云藤原宮在高市郡鷺栖坂北地と云ることあり、よく似たる書名なりけり）然るは此御撰は。天平寶字五年と本系帳に見えたれば。大炊天皇の大御心より出たることなるを。淡路國に遷され賜へれば。然も有べき事なり。抑この天皇命はしも。天武天皇の大御孫。舍人親王の御子に坐て。此御擧を所思看し起せ賜へ

るは。深き大御心の有し事なりけむを。其御志を果し賜はず。御位を遷されさせ給へるは。いと恨しき御事なりけり。（畏けれど密に大炊天皇の、此御擧を所思看し起せる大御心を推察奉るに、孝謙天皇は諸蕃人の願すまに〳〵、貴姓をも賜ひしかば、倭俗蕃俗相疑はしむる害の出來つるを慨みおもほし、此を正し明し傳へ坐むと所思看し起せるならむか、其は此天皇命御世治看しほどの御行を察奉るに、孝謙天皇の嫌なる御行を諫め奉り賜へるなど、いと正しき御心なりし故にぞ有べき、然れば此事も、孝謙天皇の御心に應ひ賜はざる一條にぞ有けむ）

皇統彌照聖明云々。思切正名。廼降綸撰勘本系。緗帙未畢鳳輿登遐。

此は桓武天皇の大御名なり。思切正名とは。上件註せる如き事の亂れ。名の亂を正さむ事を。切と所思看せる事を稱美奉れるなり。實に謂たる語にて。是ぞ古學の本旨なりける（西戎人も心あるは。必也正名乎といへりき）降綸撰勘本系は御紀に、延曆十八年十二月戊戌勅。天下臣

民氏族己衆。或源同流別。或宗異姓同。欲據譜牒。多經改易。至檢籍帳。難辨本枝。宜布告天下令進本系帳。三韓諸蕃亦同。但令載始祖及別祖等名。勿列枝流並繼嗣歷名。若元出于貴族之別者。宜取宗中長者署申之。（宗中長者とは、所謂氏の長者にて、此を古くは氏上といへりき、後世に源氏長者、平氏長者など云は即これなり。委くは傳に註を見るべし。）凡厥氏姓率多假濫。宜在確實。勿容詐冒。來年八月卅日以前惣令進了。便編入錄。如事違古記及過嚴程者。宜原情科處。永勿入錄。凡庸之徒惣集爲卷。冠蓋之族。聽別成軸焉とあり。是この姓氏錄の成れる起なりける。緗帙未畢鳳輿登遐とは。如此詔命せ給ひて。其錄の未成ざるに。崩御せる由なり。（延暦二十五年三月なりき。）

天朝至明紹脩前業云々。勅中務卿四品萬多親王云々等。追慕前志推弘此文。開書府之祕藏。尋諸氏之苑丘。

天朝とは。當代嵯峨天皇を申す。桓武天皇の御志を紹坐して。萬多親王等に勅して。姓氏錄を撰修べき由を命せ賜ひ。書府に祕藏たまへる御書をも出し給ひて。諸氏の家々に畜たる籍等を尋ねしめ給へるとなり。（此錄を奏進らるゝ時の表文に、枝葉寔繁派流彌衆云々、輙以情願編戸星陣云々、或飛軒蓋以騰華、又有僞會冒祖妄認腰證神引皇虛託觿冕、先朝鑒其假濫留慮根源。昧旦臨軒仄景忘膳、今臣等謹奉綸言追遂前旨云々、と有をも合せ考ふべし、さて桓武天皇の此御擧は、やがて大炊天皇の大御志を紹坐るなりけり、其は前には氏族志抄といひしを、後には姓氏錄と改め給へるも、然る唐土の例に傚はれたるもて知べし。）

臣等歷探古記博觀舊史。文駁辭踳音訓組雜。會釋一事還作楯矛構合兩說則有抵牾。

此一節は。古記舊史の讀がたかりし狀を演たるなり。文駁辭踳音訓組雜は。古書の狀は大凡如

此なりしこと。古事記の序註にいへるを思ひ合せて辨ふべし。會釋一事還作楯矛とは。一事を會釋得れば。傍にそれと矛楯る異說あり。構合兩說則有抵牾とは。彼此の傳說を構合せて錄さむとすれば。合がたき抵牾の出來ると云へるなり。

新進本系多違故實。或錯綜兩氏混爲一祖。或不知源流倒錯祖次。或迷失己祖過入他氏。或巧入他氏以爲己祖。云々。彼此謬錯不可勝數。

此一節は。新進本系の謬錯多かりし狀を演たるなり。新進本系とは。桓武天皇の御世に。詔令せて奏進しめ給へる。諸家の本系帳を云るなり。或錯綜兩氏混爲一祖とは。正に兩氏の別々なる祖々を混にして。一氏の祖と爲たるもありとなり。或不知源流倒錯祖次とは。曾を祖とし。祖を曾と爲たる類を云なり。或迷失己祖過入他氏とは。己が祖の傳を失ひて。他氏の祖を。己が祖系に入たる由なり。或巧入他氏以爲己祖とは。彼狡强なる徒は。殊に巧みて。他氏の祖を己が祖に系たるも有て。彼此の謬錯は。勝て數かたしとなり。

是以雖欲成之不日。而猶十歲於茲。京畿本系未進過半。今依見進以類詮次。

桓武天皇の諸氏へ綸命ありて。本系を召問れけるは。延曆十八年にて。姓氏錄は。弘仁五年に奏進れり。然るを此に其撰修の間を十歲と有を思へば。萬多親王等に詔命せ給へるは。延曆二十四年といふ歲にて。桓武天皇のなほ御世所知看し間なりけり。然れば前文に。天朝至明紹修前業云々。追慕前志云々と有は。桓武天皇の大御志を紹坐して促し給へるを云るなるべし。(延曆十八年に、本系を召れしより六年間ありしは、來年八月卅日以前惣令進了とは勅へれど、如事違古記及過嚴程者。宜原情科處。永勿入錄と詔へるを畏みて、各〻正し明らめたる故に、奏進ことの遲はれるなるべし、然るに其中に巧みて、他氏の祖を己が祖と僞れるも有しは、古も今も僞のなき世ならねば、いとも爲べなき物にな

む有ける、然るは今世に、其祖の詳ならぬを合さむとして、系圖家といふ徒に、誂へて、強に祖の名を作り設け、或は他氏の祖を取り入れて我が祖となす徒も多在と聞ゆればなり、其は眞の道を知らず。幽冥の畏き理を知らざる故とは云ながら、甚もはかなく、おぞましき事なりけり。）かく聞有てだに。京畿の諸氏の本系は。いまだ半も進らざるを。今はその進れるばかりを探て。類を別ちて詮せりとなり。（京畿は左右京と、いはゆる畿內五國なり、）

本其元生則有三體。別其群分則有三例。

元生とは。諸氏々の生たる元をいふ。其元生を本づくるに、三體を立て別たりとなり。其三體は。即下なる。神別。皇別。諸蕃なり。群分とは。諸氏々の次々に群分たるをいふ。其をまた三例を立て別たりとなり。（今本に、有三體別其群分則の八字を脫せり。今は古本二つに據て補へり、）其三例は。即下なる出自と云ると。同祖之後と云ると之後となり。（委くは、下に解を見るべし、）

天神地祇之冑謂之神別。天皇皇子之派謂之皇別。大漢三韓之族謂之諸蕃云々。是爲三體也。

天神とは。天に生坐る神等をいひ。地祇とは地に生坐る神等をいふ。其御冑を神別といふ由なり。（神より別たれば云るなり、）さて此神別に。また天神天孫地祇の別を立られたり。天神は天之御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神、津速魂命を始め。其餘の天神たちの御裔をいひ。天孫は。天照大御神より鸕草葺不合命までの御子孫をいひ。地祇は國に成坐る神たち。海神の御末までを云なり。（但し遇々には、此例を誤られたる事もあり、其は天押穗根命の御裔の弓削氏を、左京神別下に地祇に修れ、天道根命の裔たる、滋野、大村、大家などを、右京神別下に天孫に修れ、同命の裔、伊蘇志臣を、大和國神別に天孫に修れ、振魂命の裔たる掃部連を、何所も天神に修られたる類も多かり、實は天押穗根命の御裔は天孫に入り、道根命の裔は天神に入り、振魂命は和多都美神の子なれば其裔は地祇に入るべき物なるを

や、なほ此類多ければ、心を著て辨ふべし、）天皇子之派謂之皇別は神武天皇より以下。凡て皇子たちの御派を皇別と謂ふ由なり。（皇より別たる意なり、釋紀に、私記曰案王子枝別記云、文武天皇少名阿琉皇子、天武天皇太子草壁皇子尊之子也云々と引り、古くはかゝる記も有けり、）大漢三韓之族。謂之諸蕃は。大漢の大は尊め稱るに非ず。唯三韓に對へて。文字の列を合さむとてなり。（諸蕃に修たるを以て、尊稱に加たるに非ざること知べし、）蕃は美夜津古具邇と訓て。皇朝の御奴と爲給へる語なり。（また太美斯とも訓む、此も卑めたる稱なり、さて唐土國は、蕃夷の御あしらひなること、此にかく見えたるのみならず、國史には御國を中國とも華夏とも記され、西戎を西土とも西蕃とも記され、其餘今を始め、正しき書はみな然有り、さるを俗の僻める徒など、漢土の酋長等を、わが天神御子と同じ狀に、尊み敬ひいふも多かるは、正しき學問の理を辨へざる痴事になも有ける、眞の道に志あらむ人は、師の馭戎慨言を熟讀むべし、）さて其蕃國の人どもの族をば。諸蕃と謂て。神別皇別諸蕃これを三體と爲たる由なり。（弘仁私記序には、此を四種として、神胤皇裔指掌灼然、慕化古風擧目明白といひ、其自註に中臣朝臣、忌部宿禰等爲神胤也、息長眞人、三國眞人等爲皇裔、東漢西漢史及百濟氏等爲慕化、高麗及東部後部氏等爲古風也といへり、神胤皇裔慕化は通えたれど、古風と言るは、いまだ考へ得ず、）

或古記本系並録載。而枝別之宗。特立之祖。書曰出自。

古記とは。上文にいはゆる古記舊史をいひ。本系とは。いはゆる新進本系なり。並録載とは。古記本系ともに。録し載せて。彼此よく符ひて紛亂なきをいふ（或字より以下九字、今本どもに、而字録載の間に在て、出自の下に記せるは、錯亂たるなり、今は一古本に依て註しつ、）さて遠つ於夜に祖と宗とを立ることは。元漢土の論にて。祖とは始祖をいひ。宗とは其次に功德ありし於夜を云て。此二於夜を殊に重く祭る事あり。（此事彼此の

漢籍に見えて、彼方の學問する徒の、いみじき事に言さわぐ說どもあり。）此錄にも其號に倣ひて記されたり。斯て此の文は。打見たる儘にては一條に見ゆれど。熟く見れば三例に見別つべく書れたり。（かゝる文例、漢土の古文にも彼此あるを、皇國の古き漢文は、彼古文に似て、かゝる文もをりをり交れるはいと珍らし、後世の漢學者流わづかに漢世あたりの文、また宋人の文法などを眞似び得て、殊更に佶屈なる語を綴り、其を古文辭と稱ひて猛き事に思ひ、皇國の古人の漢文を、いと拙き物にいふめれど、古にかゝる文の有とは得知らずぞ有ける。）其は枝別之宗。特立之祖。書曰出自と云を一例として。譬へば路眞人出自諡敏達皇子難波王也とあるは。路眞人の家にては。敏達天皇は祖にて。難波王は宗なる故にかく錄されたり。（そは此次に守山眞人路眞人同祖、難波王之後也とあるもて、敏達天皇を祖とし、難波王を宗とせること知べし、なほ此類は神別にも、藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也といひ、添縣主出自津速魂命男武乳速命也と見えたるは藤原の家にては津速魂命を祖とし、兒屋根命を宗とし、添縣主の家にては、津速魂命を祖とし、武乳速命を宗とする由なり、なほ皇別に、八多眞人出自諡應神皇子稚野毛二俣王也、など此類おほく記されたり、さて今本に諸蕃に此例をもて、牟佐村主出自呉孫權男高也、など書るが多かれども、此はもと、呉孫權男高之後也と有しを、後人の思ふ旨ありて、之後字を削りて、出自と書る本の傳はれると所思たり、其由下文の下に註を見て辨ふべし。）また特立之祖書曰出自を一例として。譬へば大和國地祇に。國栖出自石穗押別命也と書れたる類は。此命より前の祖の名傳はらず。また宗と立べき於夜の名も傳はらざる故に。特この命をのみ祖に立たるを云へり。（但し此例は然しも多からねど、皇別にも諸蕃にも彼此あり、心を著て見るべし、）また枝別之宗書曰出自と云を一例として。譬へば大和國の天孫に。大角隼人出自火闌降命也と書れたるは。日子番能邇々藝命の御末は。皇統と火闌降命の末とに別れたるを。大角隼人の家に取て

は。邇々藝命は祖にして。火闌降命は宗なり。然るに祖を記し出ず。宗を擧たるを云へり。(なほ皇別に　高圓朝臣出自正六位上高圓朝臣廣世也とあるも此例なり、但し此例は、皇別神別には、此に擧たるより外に見えず、諸蕃には彼此あり、然れども、其中に之後也と有しを。出自と書るが多かれば、異本に校見て辨ふべし、)さてこの出自と云例は古記と本系と互に熟符て。某より出といふに疑ふべき節なきを云例あること。上文に古記本系並錄載とあるにて明なり。○此外に。某同祖と云例あり。そは藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也とある次に。大中臣朝臣藤原朝臣同祖とある類なり。此は委くは。大中臣朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也とかゝるべきを。上にゆづりて省き記されたる物なり。此例殊に多かり心得おくべし。○また一例。同氏と云こともあり。其は皇別に。住吉朝臣の次に。池原朝臣住吉同氏。多奇波世君之後也。また垂水史上毛野同氏。豐城入彥命孫彥狹嶋命之後也など見えたる類なり。(此例皇別にのみ多く有て、神

別と諸蕃になきは、いぶかしき事なり、)此は同祖と云に似たれども。甚く異なる謂あり。其は今世の意をもて見ときは。同じ住吉氏。上毛野氏を稱たらむには。同氏と云むも然ることなるを。異氏を稱れるに。同氏と云ことは。有まじき事なれば。元は同祖と有しを誤れるならむと。誰も思ふべけれど。數多の異本どもにも。悉く右の如く作れば。誤れるに非ず。故考ふるに。宇遲とはもと内の義なれば。上なると同じ族内なる由なり。然れば。氏字の義を放れて。同族といふ義に見べき例になむ有ける。(なほ氏は內と同義の語なる由は、古史傳に云ふを見て知べし、)

或載古記而漏本系。或載本系而漏古記書曰同祖之後。

此は上にも引る。路眞人出自謚敏達皇子難波王也とある次に。守山眞人路眞人同祖難波王之後也とある類をいへり。(其は同祖と云は、上に論へる如く慥なるかた、之後と云は、下に辨ふ如く、狐疑に渉るを云例なればなり、)此は守山眞人の祖は。敏達天皇なることは。古記本系並に記

し載せて慥なれど。宗を難波王と爲たるは。古記にまれ本系にまれ。一方に見えて。一方には漏たる故に。疑なきにしも非ざれば。かく錄されたるなり。

宗氏古記雖云遺漏而立祖不謬。但事涉狐疑書曰之後云々。是爲三例也。

此一節の文義は。諸氏本系に載せる宗は。朝廷の古記に遺漏たるといへども。立たる祖に謬なき故は採錄せれど。但朝廷の古記に其宗の漏たる故に。狐疑に涉ること無にしも非ざれば。之後と云例を立て錄せるとなり。(但字、祖と作る本は誤なり、)此例は殊に甚多かり。本錄に就て見るべし。○さて之後と云る例は。かく狐疑に涉る傳を錄されたる例なる故に。諸蕃に此例殊に多かり。然るを。今本に其を大かた出自と作るは。後人の改めたるにて。しか作る氏々百五十氏ばかり有が中に。元より出自と有しは五六氏ならでは無く。其餘はすべて。之後と有しを削り改めたるなること疑なし。古本と合せ見て知べく。決めて此は蕃人の裔たる者のわざならむかし。(其は皇別神別すらも、狐疑に涉る氏々の多かりしかば、况て諸蕃に多かりけむこと云も更なれば、之後と錄されたる氏の多かるべき謂なるを、神別皇別よりも、却て出自と書るが多かる事は、疑ふべきわざに非ずや、上に論へる、三韓之蕃賓稱曰本之神胤とある文、また平城天皇紀に見えたる、倭漢惣歷帝譜圖てふ物の狀をも思ひ合せて、其奸しき所爲を惡むべく、また己々が祖宗の詳明ならざる事を、歎きたる意を憐むべき物になむ、)○右の外に。出自某命之後某命也と錄されたる例あり。其は大和國神別に。委文宿禰出自神魂命之後大味宿禰也とある類なり。(此例なほ彼此あり、)此は祖を神魂命に係たるを。撰者たちの心に狐疑しく思はれし故に之後と錄し。宗を大味宿禰に係たるは。狐疑なく思はれし故に。出自と錄されしなるべし。(出自は神魂命に關らず、大味宿禰に關れる文なること熟思ふべし、)また出自某命之子某命之後也と云へる例あり。其は左京皇別に。息長眞人出自譽田天皇(諡應神、)皇子稚渟毛二俣王之後也とある類なり。(此例

なほ彼此あり、)此は上に論へる。出自某命之後某命也と錄されたる例の反にて。祖を磐田天皇に係たるは疑なけれど。宗を稚渟毛二俣王に係たるは。撰者たちの心に。狐疑しく思はれたる故に。之後と錄されたると知られたり。(出自は之後より讀連くれども、實に磐田天皇といふに闕ること、熟々文義を味ひ見て知るべし、)なほ此等の外に。同上といふ事あれど。此は異なる意なし。(またゞ一所に、之末と云ることあれど、此は之後を寫し誤れる物と見えたり、)さて右の如くなれば。文に三例とは書れたれど。子細に別て云ときは。まづ出自と云に三例そは枝別之宗、特立之祖書曰出自といふと、特立之祖書曰出自といふと、枝別之宗書曰出自と云と三例なり、)同祖と云る例。同氏といへる例。同祖之後と云る例。之後と云へる例。出自某命之後某命也と云る例。出自某命之子某命之後也と云へる例と九例なも有ける。此を熟々心得て姓氏錄を讀べし。(されど此にまた諭すべき事あり、其は右の如く例を立られたるは、此錄の撰者たちの心にこそあれ、なほ餘の書等をも探り並べて、熟く讀み熟く考ふれば、狐疑に涉る文例に記されたるに、少も疑ふべき節なく正しき傳多く、出自と錄されたるにも、疑ふべき節なきにしも非ざれば、實は然しも此文例に拘るまじく、唯ねもころに考へ辨ふるぞ、凡例に益りて、此書を讀むものゝ本例にぞ有ける、但し此は事の趣をよく心得ざらむ人は、撰者の凡例に拘はらずと云由あらめやと、言ひ思ふも有べけれど、熟く思はむ人は疑はじとぞ思ふ、)

夫寸璞尺木尙有瑕節。況乎後生叵レ知二前世一。故祖次相變。世數頗誤則不レ爲二大失一。討論而裁成。

文の意は。わづかに一寸ばかりの璞にもなほ瑕あり。一尺ばかりの木にも。なほ節は有る物なるを後世に生れて。知がたき前世の祖宗を記せるなれば。誤りも有べき物ぞ。故祖宗の次第の相變れる。また代數を誤れるなどは。大なる失と爲るに足らねば。其は討論ひ定めて。誤れる傳をば裁捨て。正しきを此錄に記し成せるとなり。甚

穏に謂たる撰者たちの意なりけり。(後世に生れて、前世の事を纂め記す事は、かならず如此くなるべき物なれば、史學に志あらむ人は、傚ふべき事なりかし、さてかく諸家本系古記舊史を裁成して、大抵は本書の儘に記されたる故に、神名人名の書狀なども、古事記書紀の如く一樣ならざるなり、此もまた傚ひ從るべき事なれば、成文にも大かたは本書の儘に傚ひ記せり。)

眞人是皇別之上氏也。並集京畿以為一卷附皇別之首。

眞人是皇別之上氏也とは。天武天皇紀十二年十月の詔曰に。更改諸氏之族姓。作八色之姓。混天下萬姓。一曰眞人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置と有て。眞人は皇別に賜へる上氏にて。一曰に立られたれば。今も此に依て。左右京五畿內を並集めて一卷と為て。皇別の諸氏の首に附る由なり。

未定是諸氏之未明也。揔為一卷附諸蕃尾。

卷尾に未定雜姓と云を立て。其處に。勘尋氏姓職由本系。而此等姓。祖違古記事漏舊典。雖加研竅稽所不及。故集為別卷號曰未定。附之於末以俟後賢。とあり。中には誠に未定なるも有れど熟ふ本編の諸氏と參へ考へ。餘の書等に校合すれば。正しき傳の氏々も多かり。未定雜姓と有をもて。等閑に見過すこと勿れ。

又有諸姓漏本系。而載古記。則抄古記以寫附。

此は右京皇別八多眞人の次に。三國眞人謚繼體皇子捥子王之後也。(依日本紀附、)大原眞人の下に。海上眞人大原眞人同祖。(依續日本紀附、)などある類なり。

本系之與古記違則。據古記以刪定。

此は右京皇別に。大宅眞人路眞人同祖。依續日本紀刊定とあり。此類なほ有べけれど。依某記刊定となきは。知べき由なし。

今按之中證引古記則雖文駁。而不必改所以存其文取辭達也。

今按は。此にては諸氏本系の按を云りと通ゆ。其文中に古記を證に引たるは。本系の文と古記の文と異なる故に。文駁るといへども改めず。本のまゝに存ことは。此録は文の麗しきを力むるに非ず。辭の達ゆるを専とする所以なりとなり。（戎人も辭達而已矣とも云る如く。故實を傳ふる書は、文章の花やぎたるは、中々に心おとりのせらるゝわざなるを、此録は古記本系を裁成して記されたる故に、文の駁なるは見るに美からねど、朴に故實を守りて、辭のよく達ゆべく録されたるは、いとも感たき事なりけり。）

京畿之氏大體牢籠諸國之氏。或不必入京畿。

文義いさゝか通がたけれど。強て思ふに。左右京と畿内五國。山城大和河内和泉津國等にある諸氏に。其餘の諸國の諸氏は。大體牢籠れる故に。京畿の部には入れずといふ意なるべきか。（矢野翁云諸國之氏の下に諸國之氏の字脱しなるべし）

臣等奉勅。謹加研精。捃摭群言。沙汰金礫。截舊記之煩蕪。採會新之機要。除新系之塗説。撮通古之折中。思所以令文約辭易冷然示掌煥乎指南。起自神武迄于弘仁。温故知新能事粗畢。凡一千一百八十二氏。惣爲三十卷。勒成三部。名曰新撰姓氏録。

文義よく通ゆれば註を下さず。

此に録されたる諸氏の數を。委く本編を數へ試むるに。一巻は皇別眞人の諸氏四十四氏。（本ども三十三氏とあるは誤なり）二巻左京の皇別上に四十二氏。（今本に三十二氏と有は誤なり）、三巻左京の皇別下に三十二氏。四巻右京の皇別上に三十三氏。五巻右京の皇別下に三十四氏。六巻山城國の皇別に二十四氏。七巻大和國の皇別に十八氏。八巻攝津國の皇別に二十九氏。九巻河内國の皇別に四十五氏。（今本に四十六氏と有り）、十巻和泉國の皇別に三十三氏。十一巻左京の神別上に三十八氏。（天神の末のみあり）十二巻左京の神別中に二十三氏。（内十九氏は天神の末、四氏は天孫の末なり）十三巻左京の神別下に二十一氏。（天神の末三氏、天孫の末十六氏　地祇の末二氏あり、○今本に二十氏と有は誤なり）十四巻右京の神別上に三

十四氏。（内三十二氏は天神の末、二氏は天孫の末なり、）十五卷右京の神別下に二十九氏。（天神の末二氏、天孫の末二十氏、地祇の末七氏あり、○今本に二十八氏と有は誤なり、）十六卷山城國の神別に四十五氏。（天神の末三十二氏 天孫の末十一氏、地祇の末　氏あり、○今本に三十五氏と有は誤なり、）十七卷大和國の神別に四十四氏。（天神の末二十三氏、天孫の末十四氏、地祇の末七氏あり、）十八卷攝津國の神別に四十五氏。（天神の末二十四氏、天孫の末十三氏、地祇の末八氏あり、）十九卷河内國の神別に六十三氏。（天神の末四十七氏、天孫の末十三氏、地祇の末三氏あり、）二十卷和泉國の神別に六十氏。（天神の末四十三氏、天孫の末十六氏、地祇の末一氏あり、）二十一卷左京の諸蕃上に三十五氏。（すべて漢人の末族なり、）二十二卷左京の諸蕃下に三十七氏。（漢人の末四氏、百濟人の末十四氏、高麗人の末十五氏、新羅人の末一氏、任那人の末二氏あり、）二十三卷右京の諸蕃上に三十八氏。（皆漢人の末なり、○今本に三十九氏と有り、）二十四卷右京の諸蕃下に六十二氏。（漢人の末五氏、百濟人の末四十六氏、高麗人の末八氏、新羅人の末三氏あり、○今本に林林連同祖、百濟國人木貴之後也とある次に、大石林同上とある氏を脱し、高安下村主高麗國人大鈴之後也とある次に、後部王同國長王之後也と有を脱せるを古本に依て補ひて數へたり、今本に六十三氏と有り、）二十五卷山城國の諸蕃に二十二氏。（漢人の末九氏、百濟人の末六氏、高麗人の末五氏、新羅人の末一氏、任那人の末一氏あり、）二十六卷大和國の諸蕃に二十六氏。（漢人の末十一氏、百濟人の末六氏、高麗人の末六氏、新羅人の末一氏、任那人の末二氏なり、）二十七卷攝津國の諸蕃に二十九氏。（漢人の末十三氏、百濟人の末九氏、高麗人の末三氏、新羅人の末一氏、任那人の末三氏あり、）二十八卷河内國の諸蕃に五十五氏。（漢人の末三十六氏、百濟人の末十五氏、高麗人の末三氏、新羅人の末一氏あり、○今本に山田連山田宿禰同祖忠意之後也とある次に、山田造同上とある氏を脱せり、今は古本に依て、補ひて數へたり、今本に五十六氏と有り、）二十九卷和泉國の諸蕃に二

十氏。（漢人の末十一氏、百濟人の末八氏、新羅人の末一氏あり、）三十卷末定雜姓に百十七氏。（皇別二十二氏、神別四十七氏、蕃別四十七氏あり、○今本に、古氏百濟國人杆古都助之後也 とある次に、加羅氏百濟人都玖君之後也 とある氏を脫せり、今は古本に依て此を補ひて數へたり、今本に一百十九氏と有は誤なり、）此を都合せて千百七十七氏あり。此處に錄されたる員數に五氏足ざるは。後に書寫す時に其諸氏を脫たる物か。また此文の八二は七七の誤なるか。今知べき由なし。（されど此を奏進らるゝ時の表文にも、凡一千一百八十二氏とあれば、誤れるにも非ざるか、かにかくに今は知がたければ、古本と今本と數の合ざるを、悉く誤とも定がたし、）さて勒成三部 とは。左京皇別眞人の諸氏より。和泉國の皇別までを第一帙とし。左京神別上より。河內國神別までを第二帙とし。左京諸蕃上より。未定雜姓までを第三帙と爲たるを云へり。新撰姓氏錄と云名は。前に種々姓氏の書を撰定しめ給へる事の有しに對へて。新撰と號給へるなるべし。（今在る大字の本の末に、平朝臣と云より、鷹取戶と云までは、後人の加筆なること云も更なり、また其末に、安部公同上、讃岐公大足彥忍代別天皇皇子、別同上とあり、また異本に讃岐公と別との間に、建部公とあるは、共に右京皇別下の落文を、後に書添たる本を見て、よくも思はず書入たる物なり、刪去るべし、）

雖非章編耽樂之義 玉板翫好之文。抑亦人倫之樞機國家之檃括也。

文は聞えたる儘なり。實に此語の如く。耽樂翫好之文には非ざれども。人倫の樞機。天下の諸氏を統給ふ御政事の檃括と云べき御錄なれば。常に左右を放たず。餘の書をも合せ考へ。吾が氏。他の姓を論はず。熟讀みよく明らめ。熟訂し辨ふるぞ。ふたゝび古道を興し。故實を探ぬる學問の山口になも有ける。（西戎人も心あるは、君子論撰其先祖之美、而明著之後世者也云々、其先祖有善而弗知不明也、知而弗傳不仁也、此君子之所恥也といへりき、）

唯京畿未進並諸國且進等類。一時難盡闕而不

究。其諸姓目列於別卷云爾。京と畿内の未進らざる諸氏と。諸國の諸氏の一時に盡がたきは。强て究めむとはせず。其諸姓の目をば。別卷に列ね載たりとなり。(此錄を奏進らるゝ時の表文に、其未詳者則集爲別卷云々、並目三十一卷とあり、此表に別卷とあるは、未定雜姓卷を云ると聞え、其外に目錄卷ありて、すべて三十一卷なりし趣なり)此別卷は世に傳はらず。若今に傳はりたらむには。此錄の學問のいみじき祐と成ましを。甚惜しき事なりけり。(なほ古く、姓氏の分派を記せる書の聞えたるは、釋紀に引る私記に、王子枝別記氏族略記など見え、古き書目に、神別雜氏記と云も見えたり、此等世に傳はらましかばと甚惜しきを、古學せむ人は、かゝる書等をばよく書名をだに覺りおきて、見出まほしく心著くべき物になむ、○因に云ふ姓名錄と云物あり、正長己酉年二月に、後成恩寺禪閤殿下の奥書し給へるを、天文八年に轉寫したる本なり、禪閤の奥書に、姓名錄鈔一帖、故准后閤下以菅諫議大夫眞筆之本被書寫訖、件本申出一條故攝政殿下御本令模寫云々、頗可謂證本歟とあれど、誰人の撰と云こと知べからず、其體裁は、拾芥抄に收られたる、姓尸錄と云物の狀にて、彼よりは委く、姓氏錄に漏たる姓氏をいと多く記せれば、合せ見て考の助となること多かり、さて因にいはむ、拾芥抄なる姓尸錄部は、決めて彼抄の撰者の著せるならず、古くより傳はれる書を拾ひ載られたる物なり、其は他部はみな某部某部と記されたれば、此部も姓尸部と記さるべきを、錄字あるを以て思ひ辨ふべし)さて其奏進られたる年は。此錄に記されず。此を奉らるゝ時に添られたる表文の終に。弘仁五年六月二十日と有て。中務卿四品萬多親王。右大臣從二位藤原朝臣園人等六人の名を署されたり。(この文政元年まで、千五年にやならむ)○今本に。新撰姓氏錄序とある下に。此者第一卷之序也。不載官書目錄。而載此卷。又抄姓氏錄文註於此卷。是皆爲備指掌也。と云る文のあるは。後人の書入なること論なし。然れ共いと近き世の所爲とも見えず。(一本に掌也の間

に、私所爲の三字あり）文意は此者第一卷之序也とは。此序は元來。第一の卷に添て有し由なるべし。（但し此は益なき言の如く所思ゆ、そは序を第一卷に附ることは、定れる事なればなり）不載於官書目錄而載此卷とは。當時官書目錄と云もの有て。かゝる類の序文の目まで錄し載たりけむを。此序は其に載せず。而れども此卷には載たる由ならむ。（文意うまくは解がたけれど、いさゝか思ふ旨をいふのみ也）又抄姓氏錄文註於此卷。是皆爲備指掌也とは。此書入れたる人の心に。此錄の文の約なるを見て。全書には非ずて目錄なりけむを。各々姓の下に錄せる文は。姓氏錄の本書より抄て。指掌に備へむ爲に。撰者たちより後の人の。私に註せる物ぞと非心得したる物なり。其は新撰姓氏錄抄とも題せる本の傳はるをも、思ひ合せての說なるべし。（また新撰姓氏錄目錄と題せる本のあるも、然る非心得しつる人の所爲と見えたり）抑この錄。文は約なれども。抄畧したる本の傳はれるには非ず。元來の全き書なることは。各々姓々の下に錄せる文と。上に引りし。桓武天皇紀十八年の詔命に。令載始祖及別祖等名。勿列枝流並繼嗣歷名。とあるに熟く符るを以て知るべし。此錄の成れる事は。もはら桓武天皇の御心より出たる御擧なれば。此詔命の如く錄さむには。今傳はる本の如くならずば。得有まじき物なるを以て。抄略本に非ざること知られたり。（なほ上に言る詔命の全文を、熟く讀て思ひ辨ふべし）然るを見林本の後序に。同人の言るは。惜乎氏族之書不多傳。幸新撰姓氏錄抄得存于今。惟憾其所存者抄書而非完本也。藤原朝臣定房藏之。大內氏得之。其所來尙矣。雖未知何人所抄。其意爲備指掌。亦用心之勤矣。其偶存者後世之幸也といひ。また一本に。第一帙とある下の書入に。此書稱抄者當矣。今所傳姓氏錄者廼古之目錄也。可惜全書亡佚。其悉委不可得而考也とも云るは。上件の旨を辨へず。姓氏錄抄と題せる本もあるを見て。抄略本の傳はれると思ひ惑へる言なりかし。全書にも抄字を添て題すること。中世人の常なれば。元無りし抄

字を。後人の書添たること論ひなきものをや。（そは表にも、新撰姓氏錄とのみ有て抄といはず、大かた凡ての書に抄と云ことは、天暦あたりより後に始れる事にて、抄と云ずとも有べき書をも、然いふ倣となむ成れりける）此は吾が徒の中には。然思ひ惑へる人の多かれば。いとも貴き寳典の。幸にかく全くて傳はれるを。略本なりと思ひ貶さむことの。憤ろしくて辨へたるになむ。穎図云此師説の誤なるは矢野翁また岡部東平の辨へしが如し

さて此意にいさゝか。姓氏錄を讀まむ人々の。別に心留めおかずは。思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす。其はまづ若干世孫といふに二様あること。また稱る氏は異なれども其祖は同じきを。其氏々にて各々其祖の異名をもて語り傳へて。彼此同祖なる事を知らず有しと所思ゆること。また氏は同して祖は異なるを。其氏々に本末あること。また所謂複姓も多有を其複姓の後姓を偏に稱りたるも有か。異姓のごと聞ゆること。（姓氏に複姓といふ目を立て論ふこと、舊くも有しや、其は知らねども、かく稱へずては思ひ紛ふることある故に、今西土に然る目あるに倣ひて云を、異しみ思ふことなかれ）此等の事は。かねてよく心得おくべき事なりかし。其例はまづ若干世孫と云に二様ありとは。左京神別上天神に。藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也。二十二世孫内大臣大織冠中臣連鎌子云々とある。（二世の二を、今本に三に誤れり、今は古本二によりて正しつ）天兒屋根命を。津速魂命二世孫と云るは。津速魂命の御子市千魂命と。御孫興台産靈命とをおきて。曾孫の兒屋命を三世孫と數たる世數にて。外にも例いと多かり。（只に孫をば孫と云て、二世孫とも三世孫ともいはず、舊事紀なる天孫本紀の世數なども此定なり、此は古く世數をいへる例ときこゆ）かくて鎌子連を兒屋根命の二十二世孫と云るは。右と異にして。兒屋命より一世二世と次々に數へたる世數にて。此例もまた甚多かり。（鎌子連は兒屋根命より數へて、二十二世なること、藤原系圖を見て知るべし）姓氏錄に記されたる世數。この二様に數へて合ざらむには。其を錯り亂たる物と知るべし。（假令ば、中臣志斐連の條に、天兒屋命十一世孫雷大臣命とあるは、兒屋根命の御

子天忍雲根命と、御孫天種子命とを除て、曾孫の宇佐津臣命を、三世孫と數たる世數なるを、津島直の條其餘にも、天兒屋根命十四世孫雷大臣命とあるは、兒屋命より數たる世數にて、彼も此も誤れるには非ざるを、九世孫十世孫など有は、悉錯まり亂たる傳なれば、十一世といひ、十四世と云るを本として、餘の錯亂を正し辨ふべし、其は此氏にかぎらず、餘の諸氏にも。通ることにて、中にも神別に此錯亂多かり、能々心を著て、餘の書等をも校合て思ひ辨ふべし、抑かゝる錯亂は、家々より奏上れる本系を、悉くは糺し敢ざりし故ならむ、序にも其趣見えたり）また稱る氏は異なれども。其祖は同きを。其氏々にて各々其祖の異名をもて語り傳へて。彼此同祖なる事を知らず有しと所思るは。天石都倭居命。明日名門命。阿居太都命。伊佐布魂命と云は、みな同神の異名なり。（そは第四十九段、第五十一の徵また傳に委く註せるを見て辨ふべし）此には只例をいふのみぞ）然るを多米連家にては。天石都倭居命と云名に傳へ。（また多米連天比和志命之後也とも有は、此後を云るなり、）額田部の家々にては。明日名門命といふ名に傳へ。大椋置始連。縣犬養宿禰などの家にては。阿居太都命と云ふ名に傳へ。委文連の家々にては。伊佐布魂命といふ名に傳へたり。（また委文宿禰角疑魂命之後也ともあるは、此前を云るなり、そは委文連は角凝魂命男伊佐布魂命之後也とも有にて知べし、）かゝる事。餘にもなほ多かるを。其家々にては同祖の異名と知らず有し狀なり。（そは若同祖の異名なる事を知らむには、其別名をも擧べき物なればなり）凡て異名同神を考へ辨ふることなむ。諸氏の出自を正し。古傳を明むるに專要とある學問なりける。（然るを是までの事識人たちの說は、此を知ざりし故に、古傳の妙なる旨を明めたる事も、いまだ十の三分にも至らざりける、然るに予が異名同神の說を遠音に聞て、何くれと論ひ罵る人も有と聞ゆるはいとをかし、大柢これまでの事識人たちの說は、大名牟遲神、八千矛神、大國主神、大國魂神、顯國玉神を、古書に同神の異名と有に據てこそ同神と說つれ、然る言無らむには、別神と思ひをるらむと、思ひやらるゝ說等なりかし よし拜有若干名と有ざらむも、其

を熟明らむるをこそ、學問の才とはいへ。)また稱る氏は同して。祖は異なるを、其氏々に本末ある事は。中臣氏の中臣は。中執持てふ言の約れるにて。(師説と異なり、古史傳に委く註せるを見るべし。)神と皇との御中執持つ兒屋命の子孫に屬る。本よりの氏なるを。其外にも。中臣某と云姓これかれ見えたるは末なり。(こは中臣氏に殊なる緣有しか、或は其家ならねども、別に由有て、中臣の職業を仕奉れる事など有て負るなるべし、其は紀氏は、天御食持命の裔に屬る氏なるを、武內宿禰命の孫の。木國造に緣ありて稱り、また弓削氏は、天日鷲翔矢命の裔に屬る本よりの氏なるを、後に物部氏の八の、此を複ねて、物部弓削連と稱れるなども、緣有しによりてなり。)また服部連は。天御桙命の。神世より仕奉れる職に屬る。本よりの氏なるを。允恭天皇の御世に。殊なる所以ありて。別なる系の人に。服部連の姓を賜へるは末なり。また額田部連は。天津彥根命の御孫にて。此は允恭天皇の御世に。額に町形の廻毛ある馬を献れるより賜へる氏にて。これ事の本なれば。明日名門命の御裔の額田部氏は。

後に由有て賜へるにて。末なること灼焉し。(此類あまた有て、よく其本末を明め置では、解がたき事多ければ。等閑に思ふこと勿れ。)また所謂複姓も多有をその複姓の後姓を偏に稱りたるも有が。異姓のごと聞ゆるありと云る例を擧ば中臣大家連。中臣殖栗連。物部韓國連。物部依羅連。佐伯日奉連など云類は。中臣物部佐伯は本よりの姓。大家。殖栗。韓國。依羅。日奉などは。謂有て後に賜へる複姓なれば。正しくは右の如く複ねて稱るを。後姓を偏に稱りて。大家連。殖栗連。韓國連。依羅連。日奉連などのみ云るもいと多かり。よく心得ずては。思ひ紛ふこと有れば。此も等閑に思ふこと勿れ。(さて複姓と謂といへども、漢土に謂とは趣き異なり、そは彼國にて複姓と云は、公孫、夏侯、王叔、諸葛、などの類、二字姓を云て、此を諸とも葛とも偏に稱ことなし、皇朝のは其と甚く異なれば、思ひ混ふべからず、○序にいふ、後世に新田足利など云を、苗字また稱號など云へども、古に據て云ときは、此は上に擧たる複姓にて、實には源新田朝臣、源足利朝臣と云ぞ正しかりける、然るを後には、新田左

中將源義貞朝臣などのみ云ひ習へり、此は人の心著ざる事なれば驚かしおくなり〕さて叉天神の御裔の諸氏の本祖を。或は高魂命といひ。或は神魂命といひて。此二柱大神に係たるが多かる事は。此二柱神の產靈の御間にしも。天地を鎔造まし。世間の事を起給ひて。生坐る御子千五百座坐まし。產靈の元つ大神に坐ませば。八百萬神たち言もてゆけば。此二神の御子ならぬは無ればなり。なほ此二柱神の產靈の元祖を申すときは。天之御中主神に坐なり。故諸氏の出自を此神に係たるも彼此あり。〔かゝれば氏によりては、高魂命に係け、神魂命に係けて云へるぞ、然しも拘はるべきに非ず、唯產靈神の裔と大朴に心得て有べし、そは大和國天神に、門部連牟須比命兒安牟須比命之後也とさへ有をも思ふべし、高とも神とも云ず、唯に牟須比命と云るをや、また豐秋津比賣命、少毘古那命などを、高皇產靈神の子とも、神皇產靈神の子とも見え、久米直を高魂命の後とも、神魂命の後とも云は是故なり、予が此古史成文に、唯に產巢日神之御子と記せるも有は、或は高皇產靈神の御子とも、或は神皇產靈神の御子とも有て、一方に決め記すべきに非ざるをば、門部連の條の文に倣ひて記せるなり〕さてまた幾世孫を有にも。上に云る如く訛れる事多ければ。然しも拘るまじきは更にも云ず。其子と云るにも拘はるまじき由あり。其は多米連の條に。神魂命兒天石都倭居命と見えたれども。御子に非ず御孫なり。〔そは天石都倭居命は、亦名を伊佐布魂命とも申すを、委文連の條に、角凝魂命男伊佐布魂命とある、これ正しき傳にて、角凝魂命と申すは、天之底立神の別名にて、產巢日神の御子に坐ば、神魂命孫天石都倭居命と有べきものなるをや、此事古史傳に委く註るを、此には例を云のみなり〕然るに兒と云るは。古は生子をも裔孫をも廣く古といひ。生親をも先祖をも廣く於夜と云りしかば。朴略に兒といひ傳けむを。其隨に記し傳たる物なるべし。〔此はなほ二卷より次々の徵また傳にも、往々此事の出たらむ、其處々に辨ふべければ、此處にはいさゝか驚かしおくのみぞ〕なほ姓氏錄を讀まむ人の爲に。記し出まほしき說は甚ゞ多有ども。大抵は漏しつ。其は一節ありて。故實を明むるに要旨とある氏ゞは摭ひ採りて。此成文に神々

の御名の出たる處。また人々の名の出たる處々に擧つれば。己が思ひ得たる事の限は。其處の傳に委く註せるを見るべし、(さてまた成文に、神々人々の異名を記し、其氏々を擧るに、必しも一處に記さゞる事は、一處に說ては、甚く入り紛れて解註にも見るにも、いと煩はしければなり、例を言ば天石戶別命、明日名門命、阿居太都命、伊佐布魂命、天背男命、天石帆別命、天石門別安國玉主命、豐石窓神、櫛石窓神など申すは、一神の異名にて、實は天手力男神に坐せば、其御名の始めて出たる所に並記すべきを、第四十九段、第五十七段、第六十段などに別ち記せるが如し、餘も此に准へて知べし)さて上件記せる說ども。多くは神別なる事等を擧て論せる事は。皇別諸蕃なる事どもは。人世となりての事なるけにや。讀み解に然しも難からず。混亂も少かるを。唯神別ぞいと讀解がたく。錯り紛れたる事も多かりけり。故讀例を神別に採て論へるなり。(漢人も云る如く、物に本末あり、事に始終あり、神世は事物の始なり本なり、然れば物學せむ人は、誰もまづ神世の事を主と明むべきわざなるに、其を除て、降れる世の事を專とするは、本と始を務たる事なり、然る故にや、傍より見るに、事往ぬことぞ多かる)抑姓氏錄を御撰ありし頃は。諸氏より奏上れる本系に。なほ正し敢ず進れるも多有つと聞ゆるを。其後次々に委く正し明めて有べければ。今己が考へ正したる成文徵傳などを。其家々の人の見たらむには。此はかく記し辨ふるまでもなく。最よく知れてある事なるをやと言べく。實然も有べき事なれども、我が氏ならぬ諸氏の事を、斯ばかりも徵し辨ふる事は。己がごと怯く。書籍に乏しき者の力には。得成がたきわざなるを。天地の神に幣おき如此いそしめる事は。深き心有てなるを、見賜はむ人々。阿波禮。延喜六年に奏上られし。中臣系圖の發端に附られたる解狀に。假令雖漏此帳。來首不虛搜實處分。不必確執。苟所以不弃人之心也と記されし。公平なる論にならひて。篤胤が怯くもかく努たる深き情を憐みて。勿弃たまひそよ。(なほ此全文は、第六十段の徵に引て云をも見るべし)

古史徴一秋之巻

山崎篤利謹記

開題記目録大意

○上件三典に添讀べき書等の論上六

此條には上件論はれたる諸祝詞、また日本紀、古事記、姓氏錄の事實を熟く明にせむとするに、專と讀べき書ども、續日本紀より以下の國史、また類聚國史の事、風土記の事におよび、出雲、常陸、肥前、豐後などの風土記、また風土記逸文の事、すべて古風土記の成たる由を辨へ、信友主の說を擧て、古風土記の御撰にくさ〲由ある事、因に古く老者を尊める事の論ひ、其より總國風土記の事におよび、此記の出來たる時代の考へ、因に伊勢風土記抄、伊賀史、伊勢史などの事を論ひ、さて俗に律令家など稱はるゝ徒、この記に令式の制に符ざる事も有をもて、僞書なりとして用ざるは、固陋なる事の論ひ、また民部省圖帳の事、國名風土記の事、さて大八洲記を始め、國地の事記せる書等のさだ、○さて舊事紀にも採べき古事ある事、中にも天孫本紀、國造本紀は、正しき古書なる由を論ひ、○さて令式格律の事におよび、弘仁格式序に本づきて、推古天皇の御世に、聖德太子の十七箇條憲法を作り給へるが、漢風の制法の始にて、此時より冠位の事も肇まり、此太子の漢風と佛法を好み弘め給へるより、世人に漢意佛意おし移りて、種々の弊おこりし事、蘇我氏の代々傲れる事、中臣鎌子連の權謀を行ひて、其を誅はれたる事、また上件の弊を直し給はむとて、孝德天皇の御世に鎌子連の奏によりて、漢風の嚴しき制度を設け、いはゆる封建の趣なる、神代よりの制を改めて、唐土の郡縣の制をさへに用ひ給ひ、大臣大連を廢めて、左右大臣内臣を置き、神世より諸氏の繼仕奉り來し、世職を改去しめ、新に八省百官をおき給へる事、因にいと上代に内外の補佐の臣たちの供奉れる狀を論ひ、また孝德天皇の御世の有狀、さて天智天皇の大に鎌子連を用ひ給ひ、此御代に鎌子連の始めて、唐土の律令の書を刊定めて作られしを、

近江令といふ事、此御代より太政大臣の始れる事、天武天皇、持統天皇二御代にも律令を定られ、文武天皇の御代にまた更に撰定め給へるを、大寶の古令古律といひ、此御代より、今の位階と成れる事、また因に近頃成たる冠位通考の事にもおよび、さて元正天皇の御世に修り更られたるを、養老令といふ事、稱德天皇、桓武天皇、嵯峨天皇の御代などにも少づゝ刪定られ、さて淳和天皇の御代に、今傳はる令義解の成たる所以を天長三年の太政官符、また義解の序によりて解き辨へ、因に官符を讀む心得のこと、さて常の印本塙本のこと、令集解、唐六典、また逸令といふ物の事までを辨へ、〇さて律疏の事におよび、此に添讀べき金玉掌中抄、裁判至要抄、法曹至要抄、唐律疏義の事、また逸律といふ書の事までを論ひ、さて令律の總論になりて、俗の律令の學をする徒の僻說を辨へ、上代の制度の事におよび、國造に品々の別ありし事、また漢國の古封建の世の諸侯といふ物のこと、また我が上代に、諸氏の諸職に仕奉れる階級の狀、漢國にて世官を非とするは、却て非なる論ひ、令に建られたる職員の事、また官名に古なると、後に漢にならへるとの別ある事、また官職祕抄、職原抄、百寮訓要鈔、官職難儀などの事、近頃いで來たる職官志といふ書の事、また戶令田令賦役令を始め、すべて令なる制度の條々の論、伊藤長胤が書等の事、さて郡縣の制度は早く廢れて、舊の封建の趣に復れる事、また漢國の封建は、舊に復し難き由ある事を論ひ、〇さて格式の典の成れる由を論ひて、弘仁格式序を解き、其解の中に、桓武天皇の政治に御心を用ひ給へる事、交替式の事、さて此格式の成たる年月のこと、また因に後作の日本後紀の事などをも論ひ、さて右の序は、格式序といひて、格と式とに兼たれども、式を主とせる事の論ひ、格の事は、貞觀格序と、延喜格序とに委ければ、此二序を擧て註せられ、此二格の成たる由、また施行し給へる時の事をも論ひ、類聚三代格の事、また近頃出來たる格逸の事、さて格を讀む心得のこと、また律令と格式との差別を法曹類林を引て辨へ、因に此書の事を辨へ

終に三代格に添讀べき、政事要略、朝野群載、類聚符宣抄などの事をも論はれたり。

古史徵一之卷秋

開題記

平篤胤謹撰述

○上件三典に添讀べき書等の論上 六

上件論へる諸祝詞。また日本紀。古事記。姓氏錄三典の事實を熟く明にせむとするに。專要と讀べき書は。續日本紀より。次々五國史。類聚國史は更なり。風土記。舊事紀。令。式。格。律。和名抄。古語拾遺などを讀明らめ。引き合せて辨へざれば。解得がたき事あり。其はまづ五國史とは。續日本紀。日本後紀。續日本後紀。文德天皇實錄。三代實錄なり。(日本紀より三代實錄までを、世に六國史といひ倣へり、日本紀の事は上に云へれば、續日本紀以下を五國史とは云なり、初學の輩、この御紀どもの成れる概略を知らむと思はゞ、近頃いできたる群書一覽を見るべし、凡て要とある書等のその成れる時代、また其書の體裁を一通り知るには、いと便宜き書なり、然れどもやごとなき書の載し落せるも

多く、論ひ漏せる事も多かれば、其心して見るべし。)類聚國史は菅原贈太政大臣。宇多天皇の寛平五年に。詔命蒙り坐して。日本紀より文德天皇實錄までの御紀の事實を。部を分ち類を聚め。なほ其後の事實をも多く書加て。二百卷と爲給へれば。六國史に合せ讀で國史の誤字を正しなど便よき事ども多かり。(然れども、中世より次々に多く失せて、今は半ばかりも有べし、近頃仙石政和ぬしの異本どもを校正して、板に彫しめられたるは、世に傳はる本の有の悉く集られたると見えて、いとも辱くいとも珍き擧なりけり、是に就て師の玉勝間に、古書どもの事を記されたる條に、古へのめでたき書等の、寫本にて有が多きは、いかで〳〵悉板に彫て、世に弘くせまほしきわざなり、今の世大名たちなどにも、隨分に古書をえうじ給ふあれど、唯其家の庫に納めて、集おかるゝのみにて、見る人もなく弘まらざれば、世の爲には何の益なく、有かひもなし、若實に古書をめで給ふ志あらば、かゝる珍たき御世のしるしに、大名たちなどは、其道の人に仰せて、他本どもをも讀合せ、善を撰ばせて、板に彫らせて、世に弘め給はむは、よろづよりも珍たく、末の代までのいみじき功なるべし、勢ひ富る人の上にては、斯ばかりの費は何ばかりの事にもあらで、其功は天の下の人のいみじき惠を蒙りて、末の世まで遺る擧ぞかし、返す〳〵志あらむ人もがなど長歎せられたるは實然ことにて、其が中に適々には、藏板などいひて物せらるゝも、漢籍をぞ物せらるめる、あはれ然る大名たちの、仙石ぬしの物せられし、この鏑矢に驚かして、かゝる御擧の有ましかばと、矢たけに思ふ我徒の、得物矢えもたぬ、やさかの長歎を、阿波禮と聞し給ひてなも、)風土記は古の眞のは多く失せて。出雲常陸肥前豐後の風土記のみ殘れり。(此中に、出雲風土記のみ全く傳はりたれど、肥前豐後も全書ならず、常陸のは十一郡の内八郡殘れり、此は信友が京にて、松下見林の祕藏たりし本の寫しを得て、彼此に傳たるより世に弘まれるを、また近き頃中山信名てふ人、常陸國にて一本を得たるに、是も八郡の記ならではなし、予はからひて、信友が本を貸たるを校合せて、塙撿挍の群書類從に收れて板に彫たり、近頃世に現はれたる古書の中に、

是ばかり珍らしきはなし。）其餘は悉失たるにや末世に顯はれず。（或人の物語に、或大名の許に、丹波風土記と、尾張風土記とを藏給へれど、世に弘まらむ事を惜みて、人に見せられずと語りき、下ざまには然る倫も多かるを、大名とあらむ人の、然る俗しき事は有まじく所思ゆるを實然るにや。）仙覺律師が萬葉集抄と。釋日本紀とに引用たるを始め。其餘の古書等にも彼此に引たるを摭ひ聚めて見るより外なし。（其古書どもに引たる風土記の文を、既に今井似閑が抄集めて、萬葉緯といふ書の中に收たりけるを信友が其を本書に比校て洩たるを補ひ、また異本どもにも校べ合せ、また似閑がいまだ物せざりし書等に引たる遺文をも抄出て書加へ、彼四國の風土記どもを、異本に校たるに添て一部としたるを、已また彼此の古書に引たるを見るがまにまに書加へて、古風土記逸文と稱たるを、時得たらむには、板に彫て傳へむとするなり。）抑、國々の事を記せる事の見えたる始は。第三條にも引りし履中天皇紀に。四年秋八月。始之於諸國置國史記言事達四方志とあり。（志は舊くもかく訓り、谷川氏說に、志ハ與誌同記也と云るは然る說なり、）此は風土記と言ざれども。諸國の言と事とを記すと有もて。其記せる誌の風土記の體なりけむこと知べし。（また上にも引る推古天皇紀二十八年の下に、錄天皇記及國記とある國記も、決く風土記の類なるべく所思たり。）斯て此後の事は。信友が委く考へ記せる稿あり其說に。今世に遺れる諸國の風土記に。いと古く珍重きと。また後なるとが有を。今己が見たる限を以て。其大概を論ひ定め試むとす。然るは大抵の人は。風土記といへば。延長の年頃に成れる物とのみ思ふ由なれど然有ず。其より古く次々に出來たる物なり。其はまづ古風土記を召れたりし趣を案るに。元明天皇紀に。和銅六年五月甲子。制。畿內七道諸國郡鄉名著好字。其郡內所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄色目。及土地沃塉。山川原野名號所由。又古老相傳舊聞異事。載于史籍言上。とあるを奉りて進れる史籍。すなはち風土記なるべく所思たり。其は仙覺が萬葉集抄に。大和國宇智郡の事を說て。和銅六年令註進風土記之時。任太政官下之旨定二字用好字也と

云るを思ひ合せて。辨ふべし。（古き年代記の和銅五年の條に、作風土記とあるは、此時の事を、一年たがへて傳たる說を取れる物ならむか、また古事記も和銅五年に上れるを、四年に闕たるを思へば、共に二年めに上れるものにて、年代記には詔命ありし年を擧たるにもあるべし。）此和銅の度に註進れる風土記の今世に遺れるは。常陸風土記ぞ其が中の一篇なるべき。（文を略ける處ありて全くはあらず、さて今傳はれる本に題名なきは脫たるか、また原より無りしにや、其は和銅の制にも、載于史籍言上と有て、風土記てふ名目の無ればなり、然らば後に風土記と號られたるが、其はとまれ、萬葉集抄釋紀等に此記文を引て、常陸風土記とあれば、既く然號たる事疑なければ、今も然いふ、）其は此風土記の發端に常陸國司解申古老相傳舊聞事。問國郡舊事古老答曰云々。（記中に、古老曰云々と記せる處あまたあり）と書出たるは。全く和銅の詔命の文を奉たる文なること著く。また郡に隷て里と書たるも慥き證とぞ思はるゝ。（出雲風土記に、鄉字者、依靈龜元年式改里爲鄉と見え、後備中風土記にも、靈龜元年中云々とあるに依ていふ、）また出雲風土記は。天平五年二月卅日勘造とあれば。かの和銅六年より二十年ばかりの後に進れる物なり。此は和銅の詔命によりて進れりし後。故ありて再勘へて進れる記なるべし。（また釋紀に引たる土佐國風土記に、高野天皇寶字八年云々と記せる文あり、此は出雲風土記を勘進せる天平五年より、三十年後のことなり、また萬葉集抄に引たる筑前風土記に、當奈羅朝天平四年歲次壬申とあるも、彼天平五年の前年にて間近きが上に、當奈羅朝とあれば、今の京となりての文なり、此等同時に出來たる記ならむか、是も萬葉集抄に引たる備中國風土記に、奈良朝廷以天平六年甲戌とあれば、また其後に出來たる記なること決し、）また肥前豐後のは。大概出雲のと同じ體裁なれば。同じ頃に進れる物なるべし。文のさま出雲のよりも後れて見ゆれば。延長三年に召上たまへる記ならむかと思はるれど。（延長三年の官符の事は下にいふべし、）延喜十四年四月。三善淸行朝臣の意見封事に。（本朝文粹に載たり、）臣去寬平五年。任備中介彼國下道郡有邇磨鄉。

爰見彼國風土記云々とて引たる。備中風土記の體を按るに。(此文二十二社註式古本にも引たり、なほ此國の風土記とて、萬葉集抄、二十二社註式の異本、諸社根元記等に引たる文のあるも、同じ體裁に見えたり〕肥前豐後のよりも。稍後ざまに見ゆるすら。寛平の頃既に在し書なれば。肥前豐後なるは元よりにて。共に延長のあなたより在來し風土記なるべし。(寛平五年より、延長三年まで三十餘年なり、)さてその外古書等に引たる。諸國の風土記の文の體裁を考るに。常陸出雲のなどゝ同じ趣に見ゆるがあり。また肥前豐後のなどと等じほどと見ゆるも有り。また彼備中のなるが如き書ざまなるも有と思はれて。區々なるが如く見ゆ。(其文少づつなれば、貫して論へるにはあらず、其大凡を推考へて言ふなり〕また釋紀に。筑紫風土記曰とて。肥後の閼宗の事。筑前の芋湄野の事の文を引たる。(今一つ御津柏の事の文をも引たり、此は何れの國か、いまだ考へず〕また筑前宗像社記に。西海道風土記曰 とて。身形郡の名の所由を記せる文ありて古文と見ゆ。此等も上に論へる風土記なるを。五畿七道に帙を分たる方の名を取れるなるべし。總て風土記は。各國にて記せる書にして。撰者も各別なれば。必しも文法は等かるまじき理なり。然れば何れを何時のと慥かに知べからねど。上に論へる風土記どもは。決く延長より已前に成たる物なる事は違ふまじくぞ所思ゆる。さて延長に風土記召れし事は。朝野群載に載せる。延長三年十二月十四日の太政官符に。五畿七道諸國司應早速勘進風土記事。右如聞諸國可有風土記文。今被左大臣宣偁。宜仰國宰令勘進之。若無底探求郡內尋問古老早速言上者。諸國承知依宣不得遲迴符到奉行とあり。此符の旨は。諸國に前に進れりし風土記の案有るべきを。今度そを覆勘て進るべし。もしそれ無底ば郡內を探ね求め。古老に尋問て。更に撰記して上るべしとなり。(上に引たる、和銅六年の詔命に、古老相傳舊聞異事載于史籍言上とあると、此官符に尋問古老云々とあると同旨にて、國々の古傳を專と記さしめ給へる事知べし〕此官符に應て。前に進れりし風土記の案を。更に勘進れる國々の多かるべく。また新に古老の舊聞を探求めて上れる

も有べけれど。古書どもに引てわづかに遺れるは。其差別知べからず。(本朝書籍目録に、風土記記諸土地本縁と載たり、此等の類の風土記なるべし、)故古き風土記の趣を取り總て考るに。各國にして。舊より聞傳たる古老の說を。專と記さしめ給へる物にして。古事を證す便となること少からず。いとも珍重たく貴き籍なるが。中にはいかにぞや思はるゝ事のをりをり無にしも非ず。然れど其は既くより誤り傳へたる事も有げに見え。また當時のさかしら說も。稀々には有げに見ゆれば。熟く見て撰び取るべきなり。抑風土記は。古老の舊聞を專と記さしめ給へる物なる由は、上に引る和銅六年五月の詔命に。古老相傳舊聞異事載于史籍言上と見え。其を奉りて記し進れる常陸風土記の發端に。常陸國司解申。古老相傳舊聞事。問國郡舊事古老答曰云云。(上に引たる、和銅六年乃詔命の文を承たる文なり、心を著て見るべし、)と書出たるを始め。記中に古老曰云々と書る處あまたあり。(但し此記は、國司の撰たる趣に作たり、)また出雲風土記の發端に。老細思枝葉。裁定詞源。亦山野濱浦之處。鳥獸之棲。魚貝海菜之類。良繁多悉不陳。然不獲止。粗擧梗槩。以成記趣とあるは。此記を上るべき詔命を。當國の國司の奉りて。其下宰に掌らせ。古老等に命せて記させたる書なるが故に。其老人等が言もて。老と自稱へるなり。上に擧たる。延長三年に風土記を召れたる官符に。探郡內尋問古老早速言上とあるも。和銅の舊章に準據りたまへりと見ゆるをも思ひ合すべし。(古は國々に國老、郡老、府老、庄老、古老、一老、など稱ふ長のありしと見えたり、そは京の東寺に祕藏たる古文書どもを見し中に、承平二年丹波國多紀郡司解狀の連署に、國老多紀臣、國老日量公と記し、同年近江國蒲生郡安吉鄉、字土田庄田地券抄色目之事とある文書に、以前の立券文の署名を載たる中に、郡老從七位上佐々木山公房雄と見え、應德五年伊勢國大國庄の文書の連署に、庄老と云もあり、此等の稱なほあり、此外應永十八年の田券に國名は破れて見えざれど、其連署に一老とあり、弘安元年の文書に、若狹國太良庄百姓藤井宗氏、古老百姓眞利眞安など記せるも有き、また豐前國宇佐八幡宮に藏たる、元亨二年

の文書の寫を見しに、連署に府老監代紀朝臣とあり、こは太宰府の府老なるべし此等にも思ひ合せて、老とは記の作者等が自稱なりと知らる、さて今世にも、將軍家の御政申行ひ給ふあたりの御事は更なり、大名衆の政申す職に、家老といひ老と云があり、また市にも驛にも年寄宿老など稱ふがあり、また國によりては、郡または村にも、年寄と稱ふがあるは、上古より老人は能く物事を識り行ふものなるにより親み尊びて其分々の長と倚頼たるから、自然に老と云が職の稱の如くなりて、某老といふ稱の出來たりと覺らるゝなり、なべて古世は人の心深く厚くして、若人は賢し立ずして、何事も老人を貴び、物問ひ習ひたりし風俗なること、書等に見えたる故實に考へ合せて、熟々辨へ曉るべし、然るを後には、老たる若をいはず賢ぶるが長だちて、事執る事もある俗とはなりにたれど、然すがに今も其なごり覺ていと尊き御國がらなりかし、漢國にても、いと上古には老人を尊む意ばへの無にしもあらざりしかど、素より賢しだつ國がらなりければ、代々に官を建替へ事々しき名を付て、賢々しく持成せるまにまに、ます〳〵世は亂れに亂れたりき、皇國にしても彼國の唐の世の官を擬び建め給ひしかど、實はもはら其建たまへるやうには非ずて、終に今の御世の樣に成來しは、彌益に古に復る御國風の所思ていと尊し、こは因にいさゝか論へるなり〕偖この老細思枝葉云々の文を。篤胤も同じ趣に考へて。終文に。天平五年二月三十日勘造。秋鹿郡人神宅臣金太理とあるを思ふに。此記は當昔この金太理といふ人所の老として作るならむ。其はまづ其記せる事實ども。舊より當國に記し傳へたる書ありて。此時其をいさゝか修ひ勘へて造れるにて。細思枝葉裁定詞源云々とは。源よりの傳詞の枝葉とある。繁多き文をば裁定めて。産物なども悉くは陳ねず。擧ずは獲有べからぬ物をのみ梗槩に擧て。公より命せ給へる趣に記し成せる由なるべし。其は意宇郡なる國引の古事を記せる文の類は。天平の頃の文に非ず。かの履中天皇の御世に。國史を置て記させ給へる時などよりも。なほ舊く書き傳へけむ。とさへ所思ゆる傳なれば。古文章を採て載たるなるべく。此に反

りまで安來郷の下なる。語臣猪麻呂が古事は。始に淨御原天皇御世甲戌七月といひ。終に自爾時至于今日經六十歳とあれば舊く聞傳たる事を。天平五年に肇めて記せる物なるべきを。思ひ合せて曉るべし。(文の狀も、國引の古事の文とは、いたく異にして新しく見えたり。)さて普通の本に。右の文の上に字を下て。得而難可誤といふ五字一行あり。(一本には小字に書き、また此五字无き本もあり。)此は後人の此の文の意を得がてに。得而難可讀と傍書したるが。また後人の讀を誤にあやまりて。固有の文と思ひ混へて。一行に記せる物なり。と云へるは誠に然る說等なり。(上件論へる說どもを、委曲に讀辨へて、古風土記なる事どもを考へ通し、古事記、日本紀に洩たる傳を摭ひ採て、其闕たるを補ふべき物なりかし。)偖又惣國風土記と云が有り。悉く欠殘りたる篇なるが。中にたゞ駿河國のみ大かた全たれど。其も虫喰などして欠たる處あり。(惣國風土記の中に、此國のばかりは全き故にや、既に塙保己一の群書類從に取り修れて板に彫たり。)さて此記ども。既く世に廢々になりて。少づゝ遺たるも。虫喰などに損はれて全からぬよし。古くは文和の年間に。中原師行の奥書せられたる本を始め。其後嘉慶文龜弘治天正などの年間。別人の奥書したるも有り。(また然ばかり昔の奥書はなくて、寛文万治の頃に寫したる本も有り、そは卷々を見て曲に知べし、さて此奥書どもにも、疑はしげなる事のなきにしも非ねど、本ども互に寫誤ありて、正しく思ひなさるゝ所も少からず、また奥書せる人の傳の知られずして、考がたきもあり、或人云此記の奥書どもは、後人のさかしら心に、珍たげに見せむとて、書入たる物ならむかと云り、さる事もあるべくや、)さて其本ども。誤字脫字などの多有ことは云も更なり。甚く文の錯亂たる處の有て。中には國も郡も交錯ひて見ゆるもあり。又同じ國郡の殘篇が二通あるは。同記の別本の如く見ゆれど。其は原本の甚く錯亂たるを取集めて。しか綴りたりと見ゆるなど。すべていと疑はしきまでにぞ錯亂あひたる。其は原書卷物なりしが亂たる故なり。すべて古書は卷物なるが多きを。其繼たる所の離れ或は虫喰より裂などして亂れたるを。修補ふとて次第を錯亂り。或は卷を

さへに錯へて繼たるがあり。また離たるまゝなるを。書寫す時に。次第を錯亂る事もある傚なるが。(此はおのれ古文書どもを數多見て心付たるなり、此心おきてして古書ともを見るに、考の助となる事少からず。)此記も原は卷物にて。殊に亂たりければ。其を寫す時に。然るいたき錯亂の出來たる物なるべし。記中に紙數若干枚計。長若干尺計虫喰なども書たる所の有をもても思ひ合すべし。(此に依て思へば、若干丁虫喰とあるも、卷物の紙數を云るなるべし。)さて然寫して後の本どもにも。虫喰脱誤など有けるから。互に異なる本どもの世にあるなり。さて此惣國風土記は。いつの頃出來たるにか知べからず。上に論へる古風土記とは。遙に後れて見ゆ。強て考るに。後三條院天皇の御代に召れたる物ならむと思はるゝ事あり。(治曆四年に踐祚ありて、翌年延久と改元あり。)其はまづ百練抄に。延久元年二月二十三日可停止寛德以後新立庄園縱雖彼年以往。立券不分明於國務有妨者同停止之由宣下。閏二月十一日始置記錄所庄園券契所定寄人等。(於官朝所始行之、)と見え。愚管抄にも、此天皇の御事を稱して言らく。延久の記錄所とて。始て置れたりけるは。諸國七道の所領の宣旨官符をなして。公田をかすむる事。一天四海の巨害なりと聞食しつめて有けるが。(此は東宮と坐しほどの事を申せり、聞食つめてと云るを深く思ふべし、)すなはち宇治殿の時。一の所の御領〳〵とのみいひて。庄園諸國にみちて。國々のつとめ堪がたしなど云を。聞し食し持たりけるにこそ。さて宣旨を下されて。諸人の領知の。庄園の文書を召れけるに云々と云ひ。(此に文書と有は風土記なるべく所思たり。)續古事談に。帝四月即位ありしに。秋の納にも及ばぬに。世の中なほりにけり。始めて記錄所を置て。國々の衰を直されたり。延喜天曆以來には誠にかしこき御事なり。此時より執柄の權抑へられて。君みづから政を知り給ふ事に歸る云々。又云帝東宮の時天下の政をよく〳〵聞置たまひ。御即位の後さまざまの善政を行ひ給ふ。其中に諸國重任の功といふ事。永く停止せられしに云々など見えたり。(此天皇の御時より前、治曆元年九月一日、越中國に下されたる官符に、案去寬德二年下五畿七道諸國符云

云、停ニ止前司任中以ㇾ後新立庄園ヲ云々など云ふこと、符宣抄に見えて猶あり。)なほ此天皇の大御心の趣右に引たる書どもに何くれと記し。また古事談。續世繼などにも見たるを。竊に考へ合せて察ひ上るに。深き大御心在して。早速に諸國に詔ありて。風土記を召れたりけむが。いまだ作例も整はず。まづ草案の如くなるを。そこゝより記錄所へ上り。いまだ各國悉くは上り終ぬほどに。在位わづかに四とせ餘にして。御年三十九にして。御位を讓り給ふ事となり給ひ。(延久四年十二月、第一皇子白河院天皇八歲にて御受禪あり、後三條院天皇御惱の事もおはさぬに、三十九の御年にて、八歲の皇子に御位を讓り給へる事、秘けき故ありける御事なるべし、藤原の氏人たちの甚く威勢ありし頃なりけり、)翌のとしの五月崩り給ひて。御政のさまもよろづ甚く變りたりければ。彼記の擧も廢れたるまゝに。官庫に埋れたるなるべし。(また上に論ひたる如き御政の事狀にて、早速に召れたりしかば、其勘へ撰べる狀も混らはしく、正しからぬ事も打交るべく、また作例も整ふまじく、またわづかの年間の事なれば、各國悉くは、え上りおふせざりけむ事も思ひ計るべきなり、また後の事ながら、弘安八年九月晦日とある豐後國圖田帳に、豐後國莊公幷領主等之事、可ニ委細注進言上由、今年二月二十日雖ㇾ被ㇾ成ニ御書一候上云々延引候云々、雖ㇾ然若急速御用候者可ニ達期一候之間、直ニ入等粗令ニ注進一一卷、內內爲ニ御存知一令ニ進上一候、但此狀者無ニ四度計一候、追進之ㇾ時可ㇾ被ニ替取一候謹言上、と言へるをも思ひ合すべきなり、なほ此天皇の御代のさま、委く論はまほしき事多けれど、事長ければ洩しつ、熟々其御世の書どもを見てよく察ひ奉るべき事なり。)伊勢風土記抄に。(此は惣國風土記の中の記にては古書なり、此抄の事は下に云ふべし。)校合せたる風土記の異本に。白河院御本と云があり。(白河院天皇は、後三條院天皇の第一皇子にて、大御父の御位を受繼たまへり。)其は父天皇の記錄所に在し文書どもを。受藏たまへる中に在りしをもて。其を中出して寫したる本の書を。然稱して寫たる本の。當昔世に在しなるべし。此風土記抄の跋に。桑名郡此下雖ㇾ有ニ二三箇所一。諸本皆或虫ㇾ損鼠ㇾ破。難ㇾ證ㇾ之。漸右ㇾ件分校ニ合百ㇾ家

本註之上焉。官本亦如此とあり。白河院御本と云をも校合せ。また官本をも校合せたるに。件いへるを思へば。官庫の原書よりして既く損ねて全からざりしなり。さて惣國風土記の加賀國の。記の奥書に。右之風土記者加賀國之小帳也。尤爲官人爲其用。以官本令校合畢。嘉慶二年二月下旬。左中將元隆とあり。按に各國の公文の中に。大帳と云ふは見えたれど。小帳と云は未知らず。(一本に小帳を水帳と書る本あるに依て考るに、今の世に水帳とてあるは、古の圖帳の名殘にて御圖帳と云るを、しか書ならへるならむと思はるれど、よく思へば非じ。)然れど當昔さる帳も在ぞしけむ。然るものゝ餘に聞及ばずとて。一向に疑はむは中々に偏なり。(はやく新井君美ぬしの、加賀人室直清がり答られし書に、此小帳の事を論ひて、民部省大藏省などの中に在し小帳と云ものなるを、後人の風土記と心得たる物なるべしと言れたりき、また此奥書に、爲官人爲其用と記せる嘉慶の頃は武家ざまにて、足利義滿將軍の、北朝の政申し給ふ時なれば、公家ざまにては、貢賦の事など聞食ざりつらめど、然すがに朝廷の御稜威を下し奉らじの心すさみに、さる書ざませる物なるべし、其頃の文書に例ある事なり。)さて此記。なべて卷端に。日本惣國風土記第若干。某國某郡と記して。一郡ごとに卷を分たるも。また一國を一卷とせるもあり。また風土記とのみ書て。某國云々と書出したるもあり。其は伊賀伊勢尾張ののみなり。其中に伊勢のは。異本に日本惣國風土記と書たるも有て。大かた同じ書體なれば。伊賀尾張のも准へて共に惣國風土記なるべく所思ゆ。(されど、その伊勢風土記抄にも、日本惣國風土記と無れば、昔より然る本もありしなり。)またなべては郷庄等の下に。公穀假粟。神社の下に圭田。寺院の下に寄田などゝ書て。其税また地坪の量を記せるに。其を記さゞる國もあり。其外一貫して記ざまの同じ例ならぬは。いまだうるはしく卒業さる草案を。まづ官にめし上て。糺さむと爲たまふ間に。故ありて止みしなるべし。(此時代の考は上にいへりき。)また賦税の名目。田地の量稱などに。いまだ聞も及ばぬ事ありて。疑はしきが如くなれど。然る名稱どもは。世々に異なる事の有て。今容易く知り

がたき事の少からぬは。古文書どもに。彼此見えたるに思ひ合すべし。(中には、いさゝか考へたる證もあれど、いと事長ければ洩しつ。)すべて古唐樣を似び給へる。嚴重しき令式を新に作られ。其書ども出來つれど。其時分こそあらめ。世を經るに隨ひ。實さのみは行はれず。又はいつとなく沿革もして。その令式は無用なるが如く。元の遠つ御世の有しさまに立かへりげなる事もあるを。令式書のみたゞよみに讀とゝのへて。一向に定する人々。令式書の文句を守りて。其に符ざる事としいへば。悉く僞書なりと言ふも有れど。此は古への事實を顧ざる固陋學とやいはまし。然は言へ此風土記の體裁古のとは甚く別にして。文も拙く劣りて後なるが上に。いかにぞや思はるゝ事も。さかしら事と聞ゆる節も。はた無にしも非ず。然れども然すがに昔の物なれば。よく採り撰むには珍重たき籍なりけり。(記中に墳墓を陵と記したる處あり、令式にては、止ごとなきあたりの御ならでは、陵字は書ぬ事なれば、殊にいかにぞや思はるれどたゞ堆き陵のごとき墓なりければ、令式にも心つかで書たりけむ、また國郡鄕の名は必二字に書べき御格なるを、三字にも一字にも書たるが有るは、かゝる事も公文ならぬきは、然のみはえあらざりし事にて、然る書さまの古文書あまた見えたり、假寧令集解にも古記云とて、葛上葛下內等郡云々とあり、此は大和の郡名にて、葛上葛下は三字を二字に書く御令に依たるに、宇知を內と一字に書たるをも思ふべし、また鄕名の和名抄に載たるなどと異なるがいと多く、疑はしきが如くなれど、此等は後の世々に漸々に沿革り行て、古く置たまへると變れるが少からず、中には同じ世にして、一區を鄕とも村とも二さまに稱へるを、やがて公の文書に用ひ給へる事もあり、此は古文書どもを多く見集めて、心とゞめて考ふる時は、おのづから御々世々のさまの然察らるゝなり、又庄名を出して公穀假粟の員を記し、また貢物を記せるもあり、庄より公穀を出し貢物せむ事は、必有まじき事なりと疑ふ人も有らむか、此等もかの古への令式書にのみ泥みて、世々の實の在狀を考ざるときは、しか疑ふべきなり、東寺に藏たる古文書の中に、延長三年八月二十五日伊勢大神宮司牒二東寺政所衙一云々、去承和年中、以二寺領

田爲成圓田壹處、以庄外勅施入東寺五十二箇坪坪田令相博庄内公田云々とあり、また延喜十五年十月二十二日、丹波國牒東寺傳法供家、多紀郡大山庄田之状云々、彼庄地之内、圖帳注公田七坪三百八歩、十九坪四段七十二歩之外、依員注寺田已了、無有他妨云々と書て、守源朝臣を始め、介掾目の連署あり、これ承和延喜の頃より、庄内に公田ありし證なり、また若狹國太良御庄注進、元亨四年作稻検見目錄事、合公田拾漆町貳段半歩云々とあるなど猶多し、また庄内より貢物を奉りし趣を記せる文書もあり、此外論ひ辨ふべき事も少からねど、いといと事長ければ洩しつ、大かた准へて知べく、なほ細に考へなば、慥しき證のいくらも出來べけれど、然ばかりの暇なければさて有るなり、また假字づかひの正しからぬがをり〳〵あるも、治暦の頃の書ならむには然あるべきなり、）さて此記。上に論へる如き狀にて出來たるべければ。年久しく官庫に藏りて。かつ〳〵世に寫し出せるも。秘藏せるから。なべて世には知られずして有來りしなり。適遇古く聞えたるは。伊勢風土記の桑名郡の文を注たる古書に。伊勢風土記抄と號ふが一冊あり。（奥書は因に上に記せり、此抄の本文に多くの異本を校へて、其異なる由を抄せり、其異本は、白河院御本、保元改正之宮庫本、和氣貞說本、貞親本、吉内府本など猶ありて、都て十二本ばかりなり、吉内府とは、吉田大納言定房卿なり、尾張國眞福寺なる古寫本の古事記の奥書に、此卿の所望に依て書寫せる由見えたり、後醍醐天皇に忠に供奉りて、吉野に候ひし仁なり、さて上に考論へる如くなれば、白河院御本を除きて、異本の有べくもあらず、有とも其は誤なるべければ、採まじき理なれど、いづれも寫し傳へたる本によりて、何本と云るにこそあれ、直に白河院御本を寫たるには非るべければ、何の本を正とも定がたし、又いまだ草案ならむからは、二度三度書改たる事も有べし、）何年の頃。誰しの人の撰れるにか知べからねど。今の世に絕たる古書どもを數多引たる體うつなく三百年より以前の書なり。（此引書どもの文、いと正しく見えて、其中に新國史所引とて、本文の字の異なる處を記せり、新國史今世に絕たりとか、いまだ見たる事なし、本朝書籍目錄に、

新國史號續三代實錄朝綱撰、或云清愼公撰、自仁和至延長とあれば、己が考たる後三條院天皇の御世よりは、あなたの事記されたる史なれば、此を一の證として、延長よりあなたの記ならむかと既には思ひしかど、風土記の文を國史に記されけむこと六國史に准へ考れば、然有べくも思はれず、故案ふに、國の事蹟記せる古書に、伊賀史伊勢史など云が有て、その伊賀史に當風土記を引出たれば當昔さる類の一部の書ありて、新國史と云るが在しなるべし、抄に國史また史とて引たるも、新國史の事と見えて、文體も事狀も全同じく見ゆれば、同書なるを略きて然も云るなり、國の事を記せる書を史と云はむことはいかゞに思ふも有べけれど、上に引る和銅六年二月の詔命に載于史籍言上とあれば、史とも言ること著し、なほ伊賀史の事は下に云を見るべし、）また卜部兼見本の二十二社註式に。（同姓兼倶の神名帳頭注にも、）山城國風土記云とて引たる伊奈利社の來由の文。全く此風土記を採れり。また伊賀名所記といふ書に。（此書一冊あり、卷尾に山城大和伊賀三國之風土記地圖等之內、並歌林之記錄抄物等盡授之爲三卷畢、陽月齋永閑判と有て、紹巴の奧書あり、さて此奧書の趣にては、山城大和の名所記も有べきをそはいまだ見ず、）當國穴師大明神の事を。宗祇が至寶抄に。風土記曰とて引たるも。また名張郡の名の所由を風土記云とて引たる文。全く此伊勢風土記の文を採れり。また伊賀史に。（大永元年に、大江廣房作れり、此史は上に論へる新國史の中なるべし、）伊賀の國號の事に付て。風土記者。雖出自其國之言。野史之類乎とて論ひたるも。此風土記を斥せり。（上に論へる如く、撰の正しく整はざるから、かく云るものなり、）また島原山の祭神の事を定せるにも。此風土記の說を擧て論へり。（また常陸國誌に引たる、筑波の名號の所由を云る文も、此記と同じ狀の文と見ゆ、また遠江國人語けらく、先年當國秦原郡上長尾村に、古神社の廢絕たる跡なりと覺しき處に、大木の森あり、其處に八幡の小社ある傍より古き鏡を掘出せるが、其銘に遠江國榛原郡五社之內、飯津澤神社圭田二十五束、所祭高皇產靈尊也、欽明御願也、日本風土記出所如斯と有しと云へり、此銘文の字と、惣國風土記な

る文と合せ見るに全く同じ、但し風土記には、當郡神社六社あるに、五社とあるは合はず、また神名帳には飯津佐和とあるに、澤と書るは、風土記ともに正しからず、然れど假字用格の正しからぬは、此外にも例あれば、然のみ難なし、さて此鏡鑄たる時代は知らざれど、銘文の書ざま、然ばかり古のしわざとは思はれず、そのかみ社の衰へ行を祝等が悲しみて、然ものせしが、亂世のあらびなどに、遂に社も廢絶たるが、辛くして其鏡の土中に埋れ遺れる物なるべし、されどかゝる事は、えせ人の僞りて物せること、近き世にも例あれば、能々正さざれば、一向には信がたし、なほ子細に尋ぬべきなり、○元享二年十月下民部省とある圖帳の殘篇、九國ばかりのが少づつ存りて、其記ざま惣國風土記に似て見ゆれば、若くは同物ならむかと思はるゝ事の有て同國郡なる所のあるに引合せ、讀試るに同じ傳の符るもあり、また甚く違へる事もありて、素より異書なり、さて民部省圖帳にも古なると後なると有けるなるべし、其古なるはいつの頃に出來始たるにや考へざれど、孝徳天皇紀大化二年八月の下に、宜觀國國堺、或書或圖持來示、國縣之名、來時將定云々、聖武天皇紀天平十年八月の下に、令天下諸國、造國郡圖進と見え、桓武天皇紀延暦十五年の下に、八月己卯是日勅諸國地圖事跡疎略加以年序已久口字闕逸、宜更令作之など見えたるは、圖帳の原始なるべく、また東寺なる延喜十五年の古文書に、庄地之内圖帳注公田云々と見えたれば此頃既に在りしと見え、正しく民部省に圖帳の在し事の物に見あたりたりは、玉海に安元三年四月内裡燒亡の條に、民部省圖帳倉不燒亡と見え、職原抄民部省の條に、又有圖帳國郡牓備載以明白、謂之民部省圖帳云々、百錬抄に、嘉祿二年盜人切穿民部省文庫盜取文書、諸國圖帳少々紛失と見え、百寮訓要に、民部省圖帳とて、日本國の指圖境などを定たる文の數百卷、此省には昔より傳はりて、日本國の重寶にて侍りしなり、近頃うせて侍るにや見及び侍らず、諸國の境相論などの時は、此圖帳にて考へられしかば、明鏡にてぞ侍りしと見え、本朝書籍目錄に、民部省圖帳と載たるは卷數を記さず、また後なる圖帳と云るは、いはゆる元享二年のなるべ

し、此は既に今井似閑が、此等の圖帳を集めて其序に、圖帳之內至鳥羽後鳥羽兩代之事則非古代之圖帳明矣と云るが如し、案に此圖帳は、元亨二年のころ、後醍醐天皇の大御心に所思す事の有て、更に召されたる物なるべきにや、しか思はるゝ由は上に引る百錬抄に、嘉祿二年に盜人民部省の文庫を切穿ちて、文書圖帳を盜取れると有て、此は元亨より九十年餘のむかしなり、嘉祿の以前承久の頃より、殊に北條が徒いたく朝廷を蔑し奉りて、御政を恣に行ひて、朝廷はいたく衰へ給ひしかば、元亨の頃は圖帳も失たりけむこと、彼嘉祿の盜人の迹業に思ひ合すべし、抑ゝ文書などは、貧しき盜人等が欲しがるべき物に非ざるを、盜取たりと云は、北條が徒の奸曲行はむとての所業なるべし、是等に付て思ひ奉るに、この天皇北條が徒の世々ますく に、大御政を恣にして、朝廷のいたく陵廢たるを興し、古に復さま欲く所思看しものし給へること、當時の書どもに見えたる中に、記錄所を置れて、大御自政聞食し給へる事、太平記に載たるなど、すべて後三條院天皇の藤原氏の臣等の權威を押へて、御政を古に復さむと爲たまひし御行に似させ給へるを、彼惣國風土記を後三條院天皇の召れたるならむと云るに、世の狀うち合ひて、然ぞと案はるゝかし、また元德元年に注進れる外宮度會氏人の系圖の案の、今も其氏人の家に存るを思へば、かゝる事をさへに課せて奉らしめ給へりけり、また同元亨二年に、僧師練が元亨釋書を著はして献れるも、事異ながら御世の在狀おもひ合さるゝなり、然るを此朝に奉仕られし、源親房卿の職原抄に、上に引る如く、圖帳の事記されたるは、舊式を記さたる物にして眞古の圖帳の全くは在ざりしなるべし、其は同朝臣の顯政に書て與られし伊勢國洞津の考書に、安濃社のほとりに安濃塚とて侍り、是は國の圖帳して、民のつかさに參らせしにも、牓示の塚とのみ書のせぬ、今尋ぬるに、其形ばかりもなし、と書れたるは、古の圖帳の遺れるを見て、然曰へるなるべく、また古の圖帳に在し所の當時廢れたりし事をも證すべきなり、其より稍後の事ながら、上に引たる百寮訓要に、圖帳の事を、近頃は失て侍るにや、甚く見及はべらずと、二條良基公の書給へるは、古の圖帳

の事を云へるにて、元亨のは世に偏からざりけむ事、惣國風土記と同じ趣なるべし、さて此圖帳上に云へる九國の殘篇の外に、伊勢風土記抄に引たる伊勢の圖帳と、洞津考に云れたる事と、隱岐國に遺れりといふ圖帳の遺文とは見えたれど、いさゝかばかりの事なれば、古へのなるや、元亨のなりや知べからず、此を除てはいまだ物に見あたらず、此は事の因に一わたり論ふのみ。）なほ言まほしき事も多く。且々證とすべき事の無にしも非ねど。餘りにくだくだしければ。然しも委くは言はず。其はとまれ上に論へる趣にても。惣國風土記も古書なる事は疑なく思はるゝを。近き頃古學する人。一わたり見過してや有けむ。古への令式に符はず。今に聞ゆる事も無ければ。あらぬ僞書なりとて、採も見ぬとか。（民部省圖帳の殘篇も。）其は彼令式書にのみ泥みたる偏見なり。斯ばかりにも僞書作らむとせば。出雲豐後の古き風土記などは。既くより世にも傳はりたれば。其等に似せて作るべく。また令式にも打合せ。物に廣く見えたる地名神社などを書記し。都て正史に見えたる事實をこそ記すべけれ。然有ぬをもても。中々に僞書ならぬ一ッの證とは爲べきなり。（俗に國名風土記とて、國名の所由のみを假字にて書たる物あり、また其を眞字にて書たるもあり、假字なるぞ元書と見えたる、さて此書むげに近き世に書たる物ならず、卜部家より出たるものなりと見ゆる事あり、中には、古書に現に記せる古傳をとりて書たるも有れど、すべては國名の由緒を作者の私のおしあてに考たる物にして、古へに叶はぬ物なり。）さて此風土記は。今井似閑が萬葉緯に。十四帖。取集めて收たりき。（記して云らく、今所書記風土記殘編十四帖、並民部省圖帳殘編二帖者、荷辻柳陰之恩惠所摸寫也、傳聞從林氏之書樓出、近世引用此書雖未見及、而與古書合符節則非僞書必矣、誰家文苑可祕置奕記卷數亦可珍賞焉　といへり、）それと共に今己が彼國此郡と取り集たるが。二十七國ばかりの記ぞある。（新井君美ぬしの書に、三十國ばかりの殘篇を見られつる由見えたり、なほも尋ね求めて見まほしくぞ思ふ。）大かた異本どもに校合せて。異なる所々を書加へ。證となるべき事を。見あたりたるをりをりは書入おけり。其くり返し能見

てもなほ論べき事の多けれど。暇いるわざにしあれば。姑くさし置つといへり。(此は予今度この開題記を物して、此風土記どもの事をも記し、世に惣國風土記と稱ふもの、闕本にて彼此あるは古の物ならず、然れども熟々其書の趣を見るに、古風土記を餘の古書に引たるを摭ひ集め、或は民部省の圖帳やうの古書物をも採り、また其地々に言ひ傳たる說、また其地々を親しく見もして、鎌倉にて御政申されし時代よりも前、また後にも、國司郡司守護地頭などの、各々次々に記せる物と見ゆ、其は各々文脈異にして、かつて一人の手に成れる物とは見えず、此は古風土記も、各々文の異なると同じ謂なり、然ればむげに捨べき物に非ず、よく見別て採べき書なり、但し後人の加筆したりと見ゆる事も少からず、其は古史傳にもをりをり引用ふるを、其出たらむ處々に辨ふべし、然るを彼記等に、令式格などの法に符ざる事も有れば、いと近き頃の僞作ならむとて、採用ざる人も有れど、其は彼頃に令式格などの旨の全く行はれたる物と、一偏に思へる非心なり、彼風土記どもは、鎌倉前後に次々記したる書なるべく思ふ由は、其頃の書どもにも往々引用ひ、またいと近き頃の僞作とは言がたき由は、林道春先生の文章にも、武藏風土記に依て書れたりと見ゆる事有り、既に今井似閑が萬葉緯に集たるは、林氏の書樓に出たりと云るを、と記せるを信友が見て、實宜なりとて、此考を取出つれば、其儘こゝに記したる也、〇賴圀云總國風土記民部省圖帳の僞書なる事は關祖衡の總國風土記辨、中山信名の前後風土記概論等に辨し如く採るに足らざるものにて矢野翁は自の著書に引けるを悉に削られたり。)〇さて各國の事の古書に見えたるを。摭ひ集めて記せる書は。鴨祐之ぬしの大八洲記。また近頃遠江國人内山眞龍が著せる宮所記。國號考。地名記など。見るに便宜からしめむと記したる書どもなり。(されど此書どもにも、なほ不足ぬ事ども多有ば、予なほ弘く委く便宜く書つめて、新撰大八島記と云を著さむとするに、暇なくて未得果さず。)〇さて舊事紀は。既に縣居大人鈴屋の論ひ定め賜ひて。僞書と決まりたるに。(但し此大人たちよりも稍前に、此を疑へるも彼此あり、また伊勢貞丈ぬしも、舊事本紀剝僞といふ書を著し

て、此紀は往古の僞書なり、古人其僞を察らずして、多く是を引用ひて證とせり、故に近世の學者、松下見林、貝原篤信、新井君美、壼井義和なども、皆惑ひて此を引き用たり、山崎垂加など、すべて巫學家の徒の、此を以て口實とするは言に足らず、と云て辨へられたり、然れど、右の人々の論は、一偏に捨たる說にて委からず、此は事の序に云のみ。)今爰に。讀まずは得有まじき書等の列に擧たるは。全書を取り用ふるに非ず摭ひ採べき事等を採むとなり。其はまづ此紀は師の辨られたる如く古事記。書紀。古語拾遺を專と採て記せる書なる事は。論なき物から。其間々に。今傳はらぬ餘の古書を採て加たる事も多かれば。其疑はしき事どもは擇び捨て取べし。(予が摭ひ採れる事等は微に次々論ふを見よ。)中にも。全くと云はかり採り用ふべきは。師も言れたる如く。天孫本紀といふ篇と。國造本紀となり。天孫本紀は決めて物部氏の纂記を採て載せるならむと所思たり。)すべて纂記てふ物の事は、前條に既に云りき、また此に就て思ふに、舊事紀は、物部氏の人の纂たるには非ざるか、其は天孫本紀は更なり、餘の篇々にも、左右に物部氏を宜しき狀に書る所の多く見えたればなり、其は序々に辨へつ、)國造本紀は。第三條に引りし推古天皇紀に。聖德皇太子の。蘇我馬子と共に議りて錄されたるとある。國造本記の遺り傳はれるを採て載たる物なるべくぞ所思たる。(然るに、彼太子の時よりは後の事等も彼此見えたる、また神功皇后仁德帝など、後の御諡を以て記せる所もあるは、悉く後人の加筆改文なること論なし、其はなべての文とは、文脈も字用格も、甚く異なるを以て思ひ辨ふべし、凡ての文は、大概かの上宮記、大和本記などの狀にぞ見えたる、さて其加筆どもの事は、徵と傳とに次々辨ふを見るべし○因に舊事本紀を纂成せる時代を考ふるに、大同三子年に出來たる、古語拾遺を其儘に採れる文のあると、釋紀に引る弘仁四巳年に多人長の撰べる、弘仁私記に引るとを思ふに、此間六年ばかりが間に作れると知られたり、さて其後に書加へたる事ども、彼此あれば、其心して見辨ふべし、)前には文武天皇紀に。大寶二年四月庚戌。詔定二諸國國造之氏一。其名具二國造記一。と見えたる記なるべく思へれど。

諸國の國造の氏を。定め記されたる由なれば。符はず。(そは舊事本紀なるは、氏を定たる記ならねばなり、さてその國造記と云へりし記の、今世に傳はらざるは、いとも悔き事なりけり。)國造本紀は。國造の本祖を記せる記なれば。推古天皇紀に國造本記と有によく符へる故に。彼記と思ひ定たるになむ。(さて舊事本紀を、徴と傳とに引用ふるに、彼紀の篇名のまに〳〵、天神本紀、地神本紀、天孫本紀、國造本紀など云へるは、舊事本紀の天神本紀といふ篇に、とやうに云が煩はしければぞ、稀にはうちまかせて、舊事紀といへる處も有は、紛るゝ事のなき處なり、○さて令は某の官人は某事を掌れ。某事は云々せよと令せ賜へる御令書。式は某の神事は云云仕奉り。某の御政事は云々すとふ。其御式を記せる御式書。格はその令式に記させ賜へる御法の外に臨時に勅書をもて。格め賜へる御格書。律はその令式格の御制に違ひ犯せる過失を。律たまふ御律書なり。(弘仁格序に、蓋聞律以懲肅爲宗、令以勸誡爲本、格則量時立制、式則補闕拾遺、四物相須足以垂範と見ゆ、此大旨を得て云るなり、但し此等の名目は、唐書の刑法志といふ篇に、人之爲惡入于罪戻斷律禁於未然曰令、尊卑貴賤之等級國家之制度也設於此而逆於彼曰格百官有司之所常行者也、設於此而使彼效之謂之式諸司常守之法也、とある旨にならひて定給へる名目なりとぞ、さて舊より律令格式といふ順に云ひ倣へれど、實はかならず令式格律と云べき次第と所思たり。)抑〻右の御典どもの出來つる事は。弘仁格序に古者世質時素。法令未彰無爲而治。不肅而化。曁于推古天皇十二年。上宮太子親作憲法十七箇條國家制法自始焉。降至天智天皇元年制令二十二卷。世人所謂近江朝廷之令也云々と。藤原冬嗣公の書給へる如く。いと上古には。神隨なる大道の自然のごと化行はれて。令式律の法。はた人爲に彰はし設ざれど。惟神に具はりて。御世は穩に美く治り來つるを。さへづるや漢招し給ふ韓神の御心と。外國々の人等幾萬となく。いと多に次々に參來しを。悉捨たまはず御惠み坐して。諸國の郡里に散ち住はしめ給ひて。其諸蕃人ども彌增に益弘ごり。此處にも彼處にも住たりしか

ば。公民の心も世風も。いつとなく。其方風の穢けき心所爲を。見馴れ聞馴れ交凝りて。神隨なる道に違へる事ども稍々に出來て。遂には漢風の敎令を設けて。諭へ給ふべくなも成にける。（韓神の漢招し給へるよりいと正直かりし公民の心所爲の、漢風に交凝りて稍々に惡風に轉變れる事は、古史傳に次々註し辨へつれば、此にはいさゝか大凡を云のみなり。）かくて異國風の敎誡を物し給へるは。推古天皇の御世に。聖德太子の御親。十七條憲法と云を作り設けて。諭し給へるこれ始にて。次々に弘く委く爲給へるなるが。熟々に其沿革を考るに。聖德太子の新法を制たまへるは。世の人意の枉れる故に。其を直さむと思ほす實義には非ず。生坐ながらに聰しく。言痛き異國の道々を好み給ふ御性なりしかば。皇御祖神の神隨なる御制はおきて。其道々を弘め給はむの御心より他なく。其後の御々世々に其を委く弘く爲給へるは。唐風を好み給ふは本よりにて。神世より所謂封建の狀なりしを停廢て。いはゆる郡縣の制に改て。臣等國造等の勢を大に爲まじとの御心配にて。物し給へるなりけり。（かく言ふよしは下に次々擧らふを見るべし。）其はまづ聖德太子の性質に。異國の道を好み給へる由は。推古天皇紀に廐戸豐聰耳皇子生而能言。及壯云云。習內敎於高麗僧慧慈。學外典於博士覺哿。悉達矣と見え。用明天皇の崩御る年の七月に。蘇我馬子に與して。物部守屋大連を殺し給ふ時は。御歲十五六ばかりなるに。佛籍にいはゆる。四天王といふ物の像を造りて。頂髮に置して。大連に勝たらむには。四天王寺を起て報せむと誓ひ坐し。推古天皇の御世の元年に。皇太子に立給ひて萬機の政事を攝錄して。天皇の御事を行ひ給ひ。（推古天皇紀に、元年四月己卯、立廐戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉と見え、用明天皇紀に、此皇子の事を記せる所には、居東宮總攝萬機行天皇事と見えたるに依ていふ。）其年やがて彼四天王寺を建給へるより。生涯佛法を弘むる擧に勞き給へること。御紀に次々見えたるが如し。さて十年十月の下に。請天皇以作大楯及靫繪于旗幟と見え十二月の下に。始行冠位大德小德大仁小仁。大禮小禮大

信小信。大義小義。大智小智並十二階。幷以當色絁縫之。頂撮摠如囊而著縁焉。唯元日著髻華と見えたるは。明年の正月の一日より始めて。漢風の威儀を飾り給はむの結構なり。(楯靫旗幟ともに、皇朝に本より有し儀制具なれど、此時其を唐風に改め給へりと聞ゆ其は繪于旗幟とあるは、かの前朱雀、後玄武、左青龍、右白虎の類の繪を畫しめ給へると聞え、楯靫ともに本よりの具なるに、殊にかくあれば、是も漢風に物し給へるならむ、其はかの獸楯とて獸を繪ける楯は、漢制なるに、いづれの御世より用ひ給へりや詳ならぬをも思ふべし、決く此御世に、聖德太子の肇め給へるなるべく、また靫も決めて此時古風を改め給へるなるべし、然らでは、儀制具に右の品々を用ふる事は、神世よりの定なれば、殊にかく記さるべき由なければなり、)さて翌十二年の正月朔日の下に。始賜冠位於諸臣と見えたるは。唐風に冠位階を賜へる始めなり。(政事要略、本朝事始などに 此年の正月朔日より始めて、暦日は用ひ給へる由見えたり、是も聖德太子の御心なる事は云も更なり。)また同年の四月の下に。

皇太子親肇作憲法十七條云々と見えたる。これ漢風の教誡を物し給へる始にて。九月の下に。改朝禮と有は。神代よりの禮儀を異國風に改變たまへると聞えたり。(また神世文字をも、此皇子の御心と、漢字に改め給へると聞ゆる由は、前に委く論へるを思ふべし。)しか漢風を學び取り給ふとしては。彼國に邊つらひ。御紀に十五年七月庚戌。大禮小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利為通事と見えたるは。彼國籍を購求めに遣しゝにて。(其は扶桑略記にも此事を記して、太子令妹子持經來と見え、善隣國寶記に引る經籍後傳記に、小治田朝遣小野臣因高於隋。購求書籍。兼聘隋天子云々 とも有もて知べし、御記に唐とあれど、此は後に言ならへる言のまゝに書れたるにて、實は彼國の隋と云し時なり。)是ぞ皇朝より漢國へ大御使を遣したる始にて。所謂遣唐使の起なりける。(此等の事は師の馭戎慨言に曲に論はれたるが、なほ予が思ふ由も有て、古史傳に委く註せるを見よ。)かくて十六年に。妹子臣を送りて參來し戎人の還る時にまた妹子臣に送らしめ。倭漢直福因。高向漢人玄理。南

淵漢人請安など。八人を添遣したるは、猶委く漢風を學び得しめ給はむとてなり。（かく成もて來しは、駁戎慨言にも論れたる如く、御紀に三十一年七月の下に、彼國へ學問に遣したる、僧惠齊、醫惠日などいふ者ども還り來て彼國を稱て、法式備定珍國也、常須達と云るなどを案に、舊くより次々に參來れる、戎人等の風を美しと見ならひ、また其等が右の趣にそゝのかし申せるに牽られ給ひての事なりけむ、皇國の古風を惡たるは、異國人の入り混れるより起れる事なるべき事、是をもても悟りつべし。）此皇子。推古天皇の元年に皇太子に立給ひて。萬機の政事を攝錄し給ひ。二十九年と云ける年に薨り給へる。其間に皇神の御道に功績しき御擧とては。天皇記國記などを錄さむと爲給へるより外には。一事も見え給はず。恒の御擧には。唐風の威儀制令を移し。惟神に神を尊む人心を佛意に變むとのみ爲給ひけり。此は西戎招し給ふ神の御心に。奕凝らえ給へる故とは云ながら。甚異しき聖意にこそは有けれ。（十五年二月の下に、戊子詔曰、曩者我皇祖天皇等宰世、敦禮神祇、今當朕世祭祀神祇豈有怠乎、群臣竭心宜拜神祇甲午、皇太子及大臣、率百寮以祭拜神祇とあるは、實に天皇の大御心より出たる事にて、此は太子と馬子と餘りに佛を尊み神を蔑如する事を御歎き坐して、詔ひ出たる御言にぞ有けむ、此天皇はしも、姬命には坐しかど、然る直正しき御心の坐ける事は、馬子が葛城縣を賜らむ事を請奉せる時に、聽し給はで、當朕世失是縣、後君曰愚癡婦人臨天下以、頓亡其縣と詔へるをも思ひ奉るべし、行天皇事とはあれど、上件の詔曰は、決めて聖德皇子の御心よりは出ざりけむ、其は彼十七條憲法に、篤敬三寶三寶者佛法僧也、則四生之終歸萬國之極宗也、何世何人非貴此法、不歸三寶何以直枉とは見えたれども、總ての中に、神祇の事をば一言も諭へ給はず、抑天神祖命の御傳へ坐る御制度は、第一に神祇を敬ひ祭り給ふ事を御諭し坐て、これ天の下を治め給ふ御政事の本なるに、其はおきて、異國の乞食の道を、如此やごとなき物に宣へるは、何なる聖意にか有けむ、眞の道の上より言はゞ、第一に篤敬神

道神道者則四生之終歸萬國之極宗也、何世何人非貴是道、不歸神道何以直枉、と宣ふべきわざなり、然るは後の事には有れど、鳥羽院天皇の大御詔に、不如闕禮佛之勤至敬神之忠矣と詔ひ、順德院天皇の記させ給へる御抄に、先神事後他事と詔ひ、後宇多院天皇の大御歌に天つ神國つ社を祝ひてぞ、わが葦原の國はをさまる、と御詠ませるものをや、然るをいさゝかも神の道をば傳へ給はず、禁中にしては、しば／＼佛經を講たまひて、天皇命は更なり、世人の意をも、其方狀に女々しく爲給へるは、いとも／＼恨し、さて不歸三寶何以直枉と宣ひ、末に見惡必匡とも宣へれば、馬子が天皇を弑せ奉れる惡事をば、必直し給ふべき任に當りて坐ながら、知らぬ氣にて、彼が聟となりて匡し給はざるは、表をのみ宜げに蕰み文りて、うたて言ふ漢風を好み給へる故に、然しも惡とは思はれざりしか、林羅山先生の神社考に、太子馬子者同志之人也と言れしは、實然も有べくや、また此に依て案に、久しく皇太子と坐まして、戎事を弘め給へるは、深き聖意の有ける事とは聞えたれど、終に

高御座に即給はず薨たまひ、其御子たちも、彼うるはしく睦び給へる、馬子が孫の入鹿に迫られて、悉く御頸を經りて終たまひ、御末は殘らずなりぬるは、皇祖神の御道に逆ひ給へる御罰にやと、痛おぞましく甚畏くぞ所思ゆる、俗に武烈天皇、孝謙天皇などの御所行を、いと惡き御行のごと申せども、其は御身一己たゞ當時のみの御行にて少かるを、此皇子の御所行どもは、千載にわたり、世の人意を惡ひ皇御祖神の道を擾亂し給へる御行なれば、甚々大なりける、此事委くは、推古天皇の卷の傳に註せれど、事の因にいさゝか記せるになも、）此皇子の佛意を示し。漢風に教誡を作り。儀制を文り給へるより。下はなほ其等を踰まく欲する傚なれば。彌益々に巧み僞り文る事を覺り。（此は既く戎人孔子も、君子之道譬則坊與、坊民之所不足者也大爲之坊民猶踰之と云るは實然る說なり）また惟神なる御道の上より申すときは。天皇は本より尊く坐ます由を所思食さぬ狀に。漢王風に威儀をもて付て。殊更に高く御むとし。（すべて西土王どもの、殊更に威儀をもてつけて高ぶる事は、西籍概論に委く論ひ

記せる如く、本より系統なく卑しき者の、時運を得て成上れるなる故に、然せでは下を服がたきに依ことなるを、天皇命はしも、實天神の御子に坐て、本より尊さの比倫ましまさねは、其風に物し給はむ事は、中々に惟神なる道に違へり、其はいと上古には、天皇御身から御馬に御し、御弓を執して獵し給ひ、布さらす女、菜を撮む女にも物言ひつれど、現人神と畏み奉り、遠き境の服はぬ禮なき人をも御親平給へりしかば、天壓神と申して恐怖まどひ、御世は穩に美かりしを思ふべし、下に引る孝德天皇紀の詔命に、自始治國皇祖之時、天下大同と詔へるは此事にこそ、然るを西戎王が物する威儀は、あながちに人の强頸を伏せて、己を拜ませむと爲たる儀にていと鳴呼がましくなも有ける、孔子も既く大道之行也、謀閉而不興云々是謂大同、大道既隱、設制度云々是謂小康ともいへりき、）なほ和て加へて。佛道の因果應報の說を畏み給ふ御心も出來しかば古の雄々しき御行風は廢れて。女々しくなり給ひ。（後の御々世々にも此弊おほきこと、次々に國史を見て知るべし、）かつ御政事を蘇我氏の己が儘に爲つるより。それ例となりて。後々は臣等の權威のみ。大きく强く成ぬべき有狀にて。惟神に大同へりし天下に。彼此といふ者いで來て。猥雜がはしく同らず。人意はわろ賢く變れる故に孝德天皇の御世に。其弊を直し給はむとてなも。殊更に嚴しき制度を設け給ひ。はた當昔驕傲り高ぶり、皇ごろへる。蘇我氏を滅せる後に。また然る邪き臣の出來なむ事を、いなかぶし否となも所思看して。謂ゆる郡縣の制をさへに用ひ給へると察られたり。（聖德太子の建たまへる御法は、位階を定め、儀制を餝り給へるまでにて國々の國造などは本のまゝに置給ひて、神世よりの、まに／＼、なほ封建の有狀なりしを、此御代より國々の國造を停廢て、郡縣の制を用ひて、各國に國司郡司を置て、治めしめ給ふ事とは變りぬ、是より後は國造次々に衰へ滅りて、神世より舊くやごとなきが、大概は亡たりぬ、なほ下にいふを見よ、）然れど。其は悉くに天皇命一柱の大御心より出たる事には非ず。實は中臣鎌子連の深く遠く彌心に思ひ慮りて。孝德天皇は輕皇子と申し。天智天皇は中大兄皇子と申せる頃に。便宜を求めて二柱

皇子の御心に應ひ。時々に勸め奉りて、事議られたる擧になも有ける。（上件の說どもは、日本紀に記されたる趣をまづ取總て云り、其は次々に委くいふを見よ。）然るはまづ鎌足公の事の見たるは。皇極天皇紀三年正月の下に。以中臣鎌子連拜神祇伯再三固辭不就。稱疾退居三島。于時輕皇子患脚不朝。鎌子連曾善輕皇子。故詣彼宮而將侍宿。輕皇子深識鎌子連之意氣。乃使寵妃阿部氏淨掃別殿。別鋪新蓐。敬重特異。（鎌足公傳といふ物にも、使寵妃朝夕侍養とあるを思へば、此妃を鎌子連に賜へると聞えたり。）鎌子連感所遇而語舍人曰。殊奉恩澤過前所望。誰不使王天下耶。（謂充舍人爲駈使也）舍人便以所語陳於皇子。皇子大悅とある此始にて。（鎌子連は、神事の源を掌せる天兒屋命の御末にて、其正統なる故に、神祇伯に拜給へるなり、然るを辭びて就まつらず、疾ありと稱て、津國の三島に退居られたるは、難波に輕皇子のませば、媚附奉らむとての事なり、此公の傳に、幼年好學博涉書傳、毎讀太公六韜、未嘗不反覆誦之云々、尚

本天皇御宇令嗣宗業。固辭不受、歸去三島之別業云々と見えて、紀と同し趣に記し、なほ舍人に言れし語に、君子不食言遂見其行と言れし事も見えたり、また旻法師と云に、周易を學ばれたる由も見ゆ、此に依て熟々に思へば、此公の行は、太公望が權謀といふ事、易の革といふ卦の意を熟得られたりと所思ゆる行なり、然れば漢才はいと賢くなむおはしける。故遠祖より家に粘たる宗業をば嗣れずて、權謀革制の擧をなも勤まれける。）次文に鎌子連爲人忠正。有匡濟心。憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序。挾闚闊社稷之權。歷試接王宗之中而求可立功名哲主。便附心於中大兄。疏然未獲展其幽抱。偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶。而候皮鞋隨毱脫落。取置掌中前跪恭奉。中大兄對跪敬執。自茲相善俱述所懷。既無所匿。復恐他嫌頻接。而俱手把黃卷。自學周孔之教於南淵先生所。遂於路上往還之間並肩潛圖。無不相協とあり。（此は中大兄皇子に媚附れたる始にて、公の傳には、輕皇子器量不足與謀大事。更欲擇君歷見皇

宗、唯中大兄雄略英徹可與撥亂、而無由參謁、儻遇于蹴鞠之庭云々と紀の趣に見え、編年集成には、中大兄皇子與中臣鎌子連相計、伐入鹿可平天下之由常談之とも見えたり、さて南淵先生とは、推古天皇の御世に西戎へ學問に遣たる、南淵漢人請安にぞ有けむ、）さて中大兄皇子に。謀大事者不如有輔といふ議を奉りて。蘇我倉山田麻呂臣の壻に執り結び奉りて御方に屬け。（倉山田麻呂は、入鹿が同族の中に勢有し人なりしかばなり、）佐伯連子麻呂。稚犬養連網田といふ人々をも擧め用へしめ奉り。かく權謀りて。皇極天皇の四年と云ける年の六月に。右の人々と共に。天皇命の大御前にして。彼蘇我入鹿の汚き臣を誅ひ次て其父蝦夷をも誅はれし。權謀の比類なき功績は。今さら言べくも非す。（御紀に此事を記されたる所に、中大兄皇子の御兄、古人大兄皇子は、かゝる擧の有むとも知らず、大御前に居給へるが、件擧を見て、自の宮に走り入りて、人に謂りて、韓人殺鞍作臣吾心痛矣、と云へる由を記され、其本註に、謂因韓政而誅とあり、此に依て考るに、此は鎌子連の韓より渡せる書を熟く讀悟りて、恒に彼方風の行を爲られけむ故に、古人大兄皇子の、其を異しく所思して、韓人と云ふあだ稱を負られけむ故に、かく謂へるにや、何とかや心有げなる御言なり、後に此皇子の逆意ある由のさだにて、誅はれ給へる事も、祕けき謂ありげに思はれたり、○其因に蘇我氏の勢ありし狀を、いさゝか言むには、其本は、建内宿禰命の第三の子、蘇賀石河宿禰より出たりしかば、遠祖の功德に依て、自然に勢ひ有つと聞ゆるに、宣化天皇の元年に、稻目宿禰を大臣と爲たまひ、此大臣の女二人を欽明天皇幸たまひて、御子あまた生しめ給ひ、敏達天皇の御世に、稻目宿禰の子馬子を大臣と爲給ひ、用明天皇、崇峻天皇、推古天皇共に、欽明天皇の御子にて、稻目宿禰の女等の產奉れるなれば、當時の御々世々の外戚なりし故に、その權威有しこと相像るべし、さて馬子の妻は、物部守屋大連の妹なるが、此婦人、兄に何の恨をか含みけむ、馬子に讃言したるを聞入れて、皇子等を勸め奉りて、大連を滅して。其領所も何も奪ひ收りき、其は其段に、時人相謂りて。蘇我大臣

之妻是、物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計而殺大連矣と云る由見え、後に馬子が子の蝦夷が、其子入鹿に、私に紫冠を授て、大臣の位に擬へたる所に、大臣の祖母物部弓削大連之妹、故因母財取威於世、と有をもて知べし、さてしか私の恨に依て守屋大連を亡し、己が妹の生奉れる、崇峻天皇を御位に即奉れるが、此天皇の己が逆事するを憎み給へる事を安からず思ひて、間もなく弒せ奉れるに、其を罰むる仁もなく、其御次にも、己が妹の産奉れる、額田部皇女を御位に即奉れり、これ女皇の始にて推古天皇に坐なり、此擧も、女天皇ならむには、已が儘をも罰め給はず、侮り奉るに易からむ事を思ひての擧なり、かくて此御世に大政奏し給へる聖德太子は、馬子が聟に坐しかば、馬子が權威肩を比ぶる仁は無りしこと、少かの疾に臥せる時に、男女幷せて千人出家したると見え、葛城縣を賜らむと奏せる時の大御言に、大臣之言夜言則夜不明、日言則日不晩何辭不用、然云々と詔へるを以ても知べし、馬子死りて後は其子蝦夷が大臣となりて、推古天皇の崩御す時に、

天日嗣は、聖德太子の御子、山背大兄王と遺詔たまへるに、其詔を背き奉りて、己が女を幸給へる田村皇子を御位に即奉り、其事に就て、同族なる坂合部臣摩理勢を殺しき、田村皇子と申すは、すなはち舒明天皇に坐なり、此の天皇の崩御のこと御紀に十三年十月丁酉天皇崩于百濟宮とのみ有れど、扶桑略記の或說に、息長山田と云が弒せ奉れる由見えたるは、次の御位に、皇后寶皇女の立せ給へること、また彼馬子が、崇峻天皇を弒せ奉りて、推古天皇を御位に即奉れるに思ひ合すれば、實に蝦夷が行として弒せ奉れるには非じかと思はる、然るは舒明天皇に、此時古人大兄皇子、中大兄皇子など、既に御年長で坐ませるに、皇后を御位に即奉れること、疑なきにしも非ざればなり、さて寶皇女と申すは、皇極天皇に坐なり、御紀に元年正月の下に、大臣兒入鹿、自執國政、威勝於父と見え、十二月の下に、是歲蘇我大臣蝦夷、立己祖廟於葛城高宮而、爲八佾之儛云々、又盡發擧國之民幷百八十部曲、預造雙墓今來、一曰大陵爲大臣墓、一曰小陵爲入鹿臣墓云々、更悉聚上宮乳部之

民、役使營兆所、於是上宮大娘姫王發憤而歎曰、蘇我臣專擅國政、多行無禮、何由任意、悉役封民、自茲結恨遂取倶亡と見えて、翌年の十二月に、入鹿遂に上宮太子の王子等を殺して、其領所を奪へるに、此をも罰むる人なく、さて三年十一月の處に、入鹿臣雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰谷宮門、稱男女曰王子云々と有を思ふに、誠に社稷を闚闟ふ逆意を挾める故に、かく皇ごろひ奉れるならむかし、なほ言はゞ、馬子が守屋大連を亡せる後に、大連の資人、捕鳥部萬を迫けるに、萬したゝかに射して、多くの人を殺し、今はになれる期に、號けらくは、萬爲天皇楯將效其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮矣、と云るを思ひ合するに、馬子が時より、既く然る結構の有しを守屋大連の覺りて、其を制へて、遠祖の業のまに〳〵天皇の御楯となり、守護り奉らむと欲られけむ故に、萬は其心を得て言る語なるべし、また稻目より入鹿に至るまで、甚く佛を信たるも、然る穢き事を巧める故に、皇朝の正しき神たちをば拜み奉らず、外國の異しき神をら拜けるを、守屋の父の尾輿大連の時より、其心を知て、佛を嚴く惡たるにも有べし、もし然もあらば、守屋大連の妹の馬子に嫁たるは、私通より起れる事故に、兄を諫たりけむも知べからず、さてかく驕り高ぶり逆事せる、頑狂入鹿父子を、容易く滅されたる、鎌子連の功績は、いともいみじき事なりけり、なほ古史傳に註を見るべし、)さて其年の其月の庚戌の下に。天皇思欲傳位於中大兄云々。中大兄退語於中臣鎌子連。鎌子連議曰。古人大兄殿下之兄也。輕皇子殿下之舅也。方今古人大兄在。而殿下陟天皇位。便違人弟恭遜之心。且立舅以答民望不亦可乎。於是中大兄深嘉厥議密以奏聞。天皇授璽綬禪位云々。輕皇子不得固辭升壇即祚云々とあるは。前に輕皇子に申せる言を食まじき意にて。古人大兄皇子に語を託たるなり。(其は公の傳にも此事を記して、實大臣之本意也、識者云君子不食言見于今日矣と有もて知べし、孝德天皇の天祚しろし看せる事は、全鎌子連の力なりけり、)さて次文に。是日奉於號豐財天皇曰皇祖母尊。以中大兄爲皇

太子（豐財天皇と申すは、皇極天皇の御事なり、）以阿倍内麻呂臣為左大臣。以蘇我倉山田麻呂臣為右大臣。以大錦冠授中臣鎌子連。為内臣。増封云々。鎌子連懷至忠之誠。據宰臣之勢。處官司之上。故進退廢置計從事立云々。以沙門旻法師高向史玄理。為國博士。とあるは、左右大臣を置れたる始なり。（公卿補任に、鎌子一名鎌足、天兒屋命二十二世孫、御食子卿長子、殺入鹿賜恩賞授内臣、詔曰、社稷獲安寔賴公力、仍拜大錦冠授内臣、封二千戸軍國機要任公處分と見え、公の傳にもかく有り、○此に熟々、皇朝に重き臣等を拜給へる、古の有狀を稽ふるに、まづ神世に中臣連遠祖天兒屋命、忌部首遠祖天太玉命なも、天祖命の御依しのまにまに、左右の大臣のごと、邇々藝命を扶翼奉りて、御祭事と御前の事とを執奏し、大伴連遠祖天忍日命は、御前に立て、攘ひ平つゝ天降り坐ける、火々出見命、葺不合命二御代の狀は傳なければ、兒屋命太玉命乃子たちの、左右に仕奉りけむこと言まくも更なり、其は神武天皇の御世に、兒屋命孫天種子命太玉命の孫天富命二人、祖神たちの當昔の狀を違へず、仕奉れるもて知べし、かくて神武天皇の倭國に征入り給ふ時に、忍日命の孫道臣命、督將元戎を帥て、兇渠を剪除ひて、佐け奉れる勳功、肩を比ぶる者なく、また物部連遠祖櫛玉饒速日命は、虜を殺し天物部を帥て、仕奉れる功によりて、殊に褒寵を蒙れるより、此二命の裔とある大伴氏物部氏の代々次々に、外を平治め、内を守護り、仕奉れりしかば、神事と政事と二方に別れし後は、自然に中臣忌部二氏は神事をのみ掌り大伴物部二氏は、天下を政へ給ふ御事の方に、仕奉る定まりの如くなも成來にける、故日本紀に、後の御々世々に、此二氏人の大連に任れたるが多かり、但し此は大條理の論なるが、此外に皇子たちの御裔の氏人をも當時に器量あるは、外を治め、内を護る擧にも仕ひ給へるが、其は大かた臣の加婆泥の人々なる故に、其が中に大御心に應へるは、大臣に任給ひて、大臣と大連とを並べ置れたる御世も多かり、大臣は大連より少高く聞ゆるは、大臣に任れたるは、皇別の氏々なれば、然有べき謂なり、然るを此御世に、其

古き例を廢て、左右大臣を置れたる其狀は、神世に天兒屋命天太玉命と左右に仕奉り、後の御世に、大連と大臣とを並べ置れたる趣に本づかれたるなれど、左と云ひ右と云は、職原鈔に記されたる如く、西土の左右丞相の號に傚はれしならむ、さて同鈔に、皇極天皇四年始置左右大臣止大連と有る如く、始國治看し神武天皇の御世より事始れる、古例の大連を止て、後に始まれる大臣をのみ置給へる故に、大連に任べき大伴物部の二氏は、彌降ちに衰へて、後には聞えずなも成にける、皇美麻邇々藝命の天降坐す時に、天祖大御神の、殊更に八百萬神の中より、拔出て任し副賜へる、本の御契を思ひ奉れば、此氏々のしか衰へもて來しを、天よりいかに見行すらむと甚畏しや、さて內臣といふ號のことは、谷川士清說に、唐書の德宗が段に、雖有宰相大小之事必與贊謀之、故當時謂之內相とある義に取れる由いへり、此は實に然る說にて、いかにも此內相に傚はれしならむ、其は本文に、據宰臣之勢、處官司之上云々と、有を思ふに、上に左右大臣は在れど、權勢は鎌子連に及ず、孝德齊明天智三御代に行はれたる新法は、大抵この公の處分に出たる事なり、まづ此旨を心得おきて次々を辨ふべし、○因に云、公卿補任に、鎌子一名鎌足と有れど、鎌足と云が眞の名にて、鎌子と云は、いはゆる通稱なり、五世祖の名を賀麻大夫と云るを、欽明天皇紀には、中臣連鎌子とあり、此を辨へざる人は、彼と此と同人と心得たるも有り、彼鎌子は佛を惡ひ、此鎌子は佛を好まれし人なるをや、）次文に。乙卯天皇。皇祖母尊。皇太子於大槻樹之下召集群臣盟告天神地祇曰。天覆地載。帝道唯一。而末代澆薄君臣失序。皇天假手於我誅殄暴逆。今共瀝心血。而自今以後。君無二政臣無貳朝。若貳此盟。天災地妖。鬼誅人伐。皎如日月也。（この盟告の御文はしも、漢籍どもの中より、彼此と摭ひ集めて綴り成せるにて、意さへに漢なれば、眞の古語に讀べき由なければ、當昔もかゝる趣にぞ讀上られけむ、是ぞ神に告す詞を、戎風に物せる始なる、天神地祇のいかに聞し看しつらむ、想ふに文は、彼玄理旻法師や作りけむ、）とある盟告の文を熟く讀味へて、後

にも蘇我氏の如き。驕傲れる臣の出來なむ事を。憚り所思看せる事を知り、また封建の有狀を罷めて。郡縣の制度を用ひ給へる由をも悟るべし。（其は封建にては、御縣とて公田を作る所の、國々里々に處狹く散ぼひて在る故に、禮なき國造は掠め盜り、また馬子が守屋大連を亡して、其領所を押略たる如き事も有て、自然に、臣連國造などの勢强くなり、彼尾大にして掉られずと云狀に、成り行べき事を嫌ひ給ひてにぞ有べき、九月甲申の詔に、臣連伴造國造云々、割國縣山海林野池田以爲己財、爭戰不已云々、及進調賦時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進云々、有勢者分割水陸、以爲私地云々、と有をも思ふべし、此は悉に、戎風の移れるより、天皇を畏み奉るべき、本の謂を忘れたる、いはゆる亂臣賊子の出來つればなりけり、）さて同日に始めて年號を建て大化元年といふ。（此は釋紀に、誅於入鹿臣之暴逆、天下安寧、政化敷行、號元於大化而已と云る如くなるべし、なほ是より前にも、年號ありし趣に、彼此の書に見たれども、世に公に敷行はれたるには非ず、當時々の擧なること、既に人々の論へるが如し、）此年の七月の處に。己卯。天皇詔阿倍倉梯麻呂大臣。蘇我石川萬侶大臣。曰可歷問大夫與百伴造等。以悅使民之路と有は。新しき御制を。物し給はむの結構ありし故に。まづ御世の民のおしなべたる。情狀を探り置き給ひて。其情に甚く孛らず。勞ぎ慰め治め給はむの御心にて。左右大臣して。百伴の造等とに問しめ給へるなり。神世に神魯岐神魯美命の御命もちて。大御祖邇々藝命に。葦原中國を治め給へと詔命せて。天降し賜へる擧は。世の靑人草を惠み治め賜へとの大詔命なる。本の御契を想ひ奉れば。天皇命の大御業を。熟く御覺悟り坐る御擧にて。理たりとも辱しとも言まくも阿夜に畏き大御心にても御在ける。（この神世の御謂の事は、傳に委く註せるを見べし、）さて翌庚辰に。左大臣蘇我石川麻呂の奏言に。先祭鎭神祇。然後應議政事と奏されしかば。其日やがて。驛使を尾張と美濃とに遣して。神祇に供る幣物を課せ給へる由見えたる。左大臣の奏言は。昨日の大御

言もて。歷く大夫たち。百伴の造等に問へるに。八十伴緒の人々共に。先神祇を祭ひ鎮め。然して後に。政事を議り給はずは。民の情の悅び服ふまじき由を申せる故に。其由を奏されたりと通ゆ。當時は猶賴もし在し御世なりけり。(其は漢說の參入るは、應神天皇の御世の十五年と云ける年より、當年まで、三百六十年ばかりなるべく、佛法の參渡れるは、國紀には、欽明天皇の御世の十三年に有れど、實は早く繼體天皇の十六年といふ年に、司馬達等といふ者、佛を持渡り來て、倭國高市郡坂田原に住ひて、弘めむと欲つれど、異域神と號けて信ざりしを、欽明天皇の御世に渡り來しこのかた、蘇我氏のみ代々尊み仕へたれど、世人は固く信ざりしと聞えて、推古天皇の御世に、聖德太子、蘇我氏に與して尊み給ひ、彼十七條憲法に、篤敬三寶云々と記し給ひ、彼道風の、異しき術計をさへに行ひて、世人に信しめむと爲給ひしかと、其より此御世まで、四十年餘りも經たるに、なほ世人の情は、神祇の御事を、思ひ捨奉らず在し故に、百八十の伴緒の人人の、熟く其情を知て、かく御對へ申せると知らるればなり、此事委くは傳と、出定笑語とに註せれど、因にいさゝか言のみ、)抑この天皇の御事を御紀の始に。尊佛法輕神道(刪生國魂社樹之類也、)好儒と有れど。此一事を以ても。天つ御祖神の道を。輕り給ふ御性ならざりし事は知られたり。(生國魂社の樹を刪しめ給へる類は、一時の御失にこそ有れ、いと上古の天皇等にも、然ばかりの御失は有けり、)尊佛法好儒と云る事も。當代の在し趣に依て。後より申せる言にこそ有れ。實は此天皇の大御心には非ざりけり。(其由下に注を見て知べし、)さて八月に。諸國司に詔して。戶籍田畝を作しめ。朝には鐘と匱とを設けて。下の憂訴を聞食し。男女の法を定め。九月に諸國に令せて兵器を修補しめ。また諸國の民の元數を錄し給へるなど。熟く思へば。民情を勞ぎ給へる御政事にて。悉理たる御定なり。(其詔どもを讀奉るに、下を惠み給ふ大御心のほど見えて、いとも有がたき御詔ども有り、中に漢風も交たれど、其はた用ひ給はむも、皇祖の御道に難なかるべき事どもなり、なほ下に云を見るべし、)斯て二年と云ける年の。正

月朔日に宣ひ出たる。改新の詔命四箇條なむ。律令典の始なりける。（聖德太子の作り給へるは、憲法とはいへども、律令の類には非ず、敎訓の類なり、故この御世の詔命を、令律の始とは云なり、中に今傳はる令の文と、全同じ語さへに有ればなり、）其第一條に。罷昔在天皇等所立子代之民。處々屯倉。及臣連伴造國造。村首所有部曲之民。處々田莊。仍賜食封云々と有は唐土の郡縣の制を用ひ給へるなり。（漢籍通典に、唐封公侯無國土、其加實封者則食其所封之戸、分食諸郡以租庸調給と有を思ひ合すべし、）然れど此は。天皇命の大御心と決め給へる擧に非ず。中大兄太子の御決に。隨せ給へる御擧になも有ける。其は當年の三月壬午に。皇太子より使を使し。入部屯倉を献りて。奏し給へる御言に。天皇問於臣曰。其群臣連。及伴造國造所有處々田莊。昔在天皇日所置子代入部云々。及其屯倉猶如古代而置以不。臣即恭承所詔奉答而曰。天無雙日國無二王。是故兼並天下可使萬民唯天皇耳。別以入部及所封民。簡充仕丁從前處分。自餘以外恐私駈役。故獻入部五百二十四口。屯倉一百八十一所と奏し賜へるもて知べし。（處々田莊の四字、本に無は脱たるなり、今は上に引る文に據て補へり、）此は此御世に種々の新しき御制は建給へれど。昔の天皇等の置給へる。御子代屯倉を罷め。臣連造等の世々。有ち來れる田處を召上げ給はむ事は。容易からぬ御擧なるゆゑに。皇太子に問ませるを。御答へ右の如く在しかば。上件改新の詔命を宣ひ出たまひ。皇太子は其詔命のまに〳〵。入部屯倉を召上げて。歸献り給へるなり。（事の連を熟々思ふに、この改新の御制は、まづ内々鎌子連の議り奏されけむ事は云ふも更にて、其を天皇一柱の御心には決かね給ひて、皇太子に問給へるを、太子は本より、鎌子連の議は、悉に用ひ給へる故に、右の如く御答へ坐しけむ、然てもなほ天皇は、御民の情のいかに有らむと所思食して、左右大臣して、八十伴緒の人々に、民の情を問しめ給へるなるべし、能々文義と事實に心を著て辨ふべし、）是に就て想へば。此御世に在し事ども。惟神なる例のまに〳〵。古道を修ひ敎へ

治め給へる事と。唐土風の制度と。うち交りて見ゆる中に。唐風なるは。天皇の御心には非ずて。實は大化三年四月に。神名皇名を。人々處々に。妄に付る事を禁め給ふ詔曰に。惟神（惟ー神者、謂下隨ニ神道ニ亦ー自有中神道上也、）我子應治故寄。是以與ニ天地之初。君臨之國也。自ニ始治國皇祖之時ー天下大同。都無ニ彼此者ー也。既而頃者云々。（始治國皇祖とは神武天皇の御事を詔へり、師ー云惟神者、謂下隨ニ神道ニ亦自有中神道上也、と有を熟く思ふべし、神道に隨ふとは、天下治め賜ふ御しわざは、たゞ神代より有ー來しまに〳〵物し賜ひて、いさゝかも、さかしらを加へ給ふことなきをいふ、さてしか神代のよに〳〵大らかに所知看せば、おのづから神の道は足ひて、他に求むべき事なきを云なりけり、かれ現御神と大八洲國しろし看すと申すも、其御々世々の天皇の御政、やがて神の御政なる意なり、萬葉集の歌などに、神隨云々とあるも同じ意ぞ、神國と韓人の申せりしも諸にぞ有ける、神道と申す名は、用明天皇紀に始めて見えたれど、其は只、神をいつき祭り給ふ事を指て云るなり、此なるぞ正しく、皇國の道を廣くさして云る始なりける）と詔へる如く。頃者の猥雜しき風俗を大同へて。惟神なる道に復し賜はむの御心なりけむを。傍より勸め奏せるに。御心ならずも。古例を變給へる事も多かるべく彼大化二年八月癸酉の詔に。卿大夫。臣連伴造氏々人等。咸可ニ聽聞ー今以ニ汝等ー使ニ仕狀ー者。改ー去舊職ー。新設ニ百官ー。及著ニ位階ー。以ニ官位ー敍云々と有などは。決めて此天皇の御心には非ざりけむかし（其は改ニ去舊職ー新云々とあるは、惟神云々と詔へるとは甚く違ひて、同じ御世の御言とも所思ざるを、上に論へる左ー右大ー臣して、民の情を問しめ給へる詔曰、また御紀の始に、爲レ人柔ー仁不レ擇ニ貴ー賤ー、頻降ニ恩ー勅ー、と有に思ひ合せて辨ふべし、鎌足公傳に、輕皇ー子器ー量不レ足ニ與謀ニ大ー事ーとあるは、此天皇の皇祖神を孝ひ給ふ御心より、神隨なる古例を守り、民は天神の賚物なる謂を明め坐て、其を撫育み給はむ事を御心として、己命の御さかしらに、漢風の制度に、革給ふ事などは、然しも宜なりとは、所思看さゞりけむ故にぞ有べき、此を思ひ奉れば、孝ー德と謚し

奉れるは、實に相當れる御稱なりけり、また菅家遺誡に、凡治世之道、以神國之玄妙欲治之、も、凡仁君之要政者、以撫民爲本、民者神明賚也、本朝之綱紀者、以敬神明爲最上、神德之微妙豈有他哉とも、凡治天下君者、因準於先王之法、則太古之傳、和而治之、剏又神孫之皇國乎、と書遺し給へるにも符へる御行にぞ在ける、此遺誡を僞書なりといふ人もある由なれど、其は學問の未しければぞ、此は別に論へる物あり。）なほ言はゞ。白雉四年の處に。是歲太子奏請曰。欲冀遷于倭京。天皇不許焉。皇太子乃奉皇祖母尊間人皇后。並率皇弟等。往居于倭飛鳥河邊行宮。于時公卿大夫百官人等。皆隨而遷由之天皇恨。欲捨於國位。令造宮於山碕とあり。是を以て當昔の趣を想へば。恒に御心に應はざる事をも堪忍び坐して。其議に任せ給へる事の多かりけむと推察り奉られたり。（公卿大夫百官人等皆とある中には、鎌子連もおはせる事は云も更なり、然るに皇太子に諫をも奉らず、天皇を捨奉りて、共に倭に遷られしは、深き思慮ある事にや、また間人皇后と申すは、皇太子の御兄弟に坐せど、天皇の后に坐るをさへに、率奉り給へること、甚もいぶかしき御所爲になむ、天皇戀しきに堪給はざりしと聞えて、皇后に送り給へる大御歌に、「鉗著け我が飼ふ駒は牽寢せず、我が飼ふ駒を人見つらむか、と御詠ませる御心のほどはいかに御けむ、かゝるに、皇后も皇太子もなほ歸り給はず、翌五年の十月朔日に、天皇の御病ませる由を聞して、皇祖母尊、皇后、皇弟公卿等をも率て、難波宮に趣き給へるに、十日に天皇は崩御せれば、皇后皇太子皇弟等も、天皇の御末期をば看給はざりしにこそ、大かしこ。）さて孝德天皇崩御しゝかば。皇極天皇を。重ねて高御座に即奉り給ふ。此を齊明天皇と稱し。（古風の大御名を天豐財重日足姬天皇と稱す。）前に皇祖母尊と稱へ奉られしを、重祚ならしめ奉り給へるなり、谷川士淸の言に、源親房卿言、本朝重祚始于此、皇極重祚號齊明、孝謙重祚號稱德、重爲天日嗣之謂乎といへり、然も有べくや。）中大兄皇子は。なほ皇太子と坐まして。御政奏し給ひしかば。此御世なる

新しき御法も悉く。其御心と決め給ひけむ事は云も更なり。(實は孝德天皇崩御したらむには、直に高御座に即坐すべきを、皇極天皇を重祚ならしめ給ひて、御親はなほ皇太子と坐ませるは、彼聖德太子の久しく皇太子と坐て、異國風の新法を令し給へる御行に倣ひ給へるにて、天皇と坐ては、中々に御心のまゝに、伊豆速く行ひ給ひがたき由有し事か、または孝德天皇の奉爲に、漢風の三年の喪を行ひ給ふとして、其間を御母尊に、天皇の御事を知らせ奉り給へるにも有べし。)斯て令の典の成れる事は。上に引る引仁格式序に。天智天皇元年制令二十二卷。世人所謂近江朝廷之令也とあれど。御紀に此事見えず。然れども。其を近江令と云は。近江都にて制れる由なると御紀に六年三月の下に。遷都于近江と見え。七年正月に高御座に即坐るを案に。右序に元年とあるは七年の事にて。此年に作り給へるを。御紀に記し漏せるにて。實は鎌子連の撰定られたるなり。(齊明天皇崩御したらむには、直に御位に即給ふべきを、六年がほど、なほ皇太子と稱さしめ給へる事は、谷川士清說に、天皇在齊明天皇之諒闇三年、四年春二月間人大后崩、又居喪三年都六年空位といへり、素服を服たまへる由御紀に見えたれば、誠に然るべし、漢風の三年の喪といふ事、此より始まれり、)其は鎌足公傳に。天智天皇の七年九月の事を記せる處に。先此帝令大臣撰禮儀刊定律令作朝廷之訓。大臣與時賢人損益舊章略爲條例と有もて知べし。(大臣とは鎌足公なり、時賢人とは、高向漢人玄理旻法師などなるべし、)また此を以て。孝德天皇の御世知看すと、直に大連を止めて。左右大臣を置き給へる事より始めて。天智天皇の御世までに。種々定給へる御制度の。悉に鎌子連の奏し勸め奉りて。入鹿を誅ひたらむ後は云々せむと。内々事議られたる定なること。孝德天皇紀に鎌子連懷至忠之誠。據宰臣之勢處官司之上。故進退廢置計從事立云々と見え。(また内臣に任給へる時の詔を、公卿補任にも、公の傳にも記せるに、軍國機要任公處分と詔へる由見え、また天智天皇の、此公を惜み給へる御言にも、國家之事小大俱決と詔へるをも思ふべし、上に左右大臣は在しかど、鎌子連の

權勢には及ざりし趣なるをや、此事は師も既く論はれたり）天智天皇の殊に用ひ給へる事も。上に記せる如く。また公の傳には。皇太子每事諮決。然後施行といひ。また情好惟篤。義雖君臣禮但師友。出則同車並騎。入則接茵促膝。と有をも思ひ合せて辨ふべし。（また此に依て案に、公の傳に、入鹿を誅はむ策を問給へる時に、具に其權謀を述られしかは、いたく悅して、誠吾之子房也、と詔へる由を載せり、子房とは、漢高祖と云ける王に仕たる、張良といへる者の字なり、彼國人の論に、張良が高祖に使へたるは、高祖を使へる謂ある由いへり、吾之子房也、と天智天皇の詔へる御言を、前に引る書紀の文に、歷試接王宗之中、而求可立功名哲王、便附心於中大兄、と有に思ひ合すれば、實にも鎌子連は、子房が風に似られたりけり）さて鎌子連の。しか議り奏されたるは。上に論へる如く。二御代の天皇の。惟神に大同へりし世人の。頃者同らず成來しを敎へ直し。はた後世に臣等の驕傲り高ぶり。蘇我氏の如く。天皇を蔑如し奉らむ事を。豫に押へ置き給はむと所思看せる。御心を酌察り奉りて。至忠の誠心より。慮り奏されけむ事は言まくも更なり。（然れども、其議り定られたる事蹟を、神祖命の御傳へ坐る、御道の御規矩に、か對へ合せ、熟く視て熟く想へば、此公は、神事の宗源を掌せる、兒屋命の裔なるに、など足はぬ事なき、皇神の道を修ひて、制度を定め、敎を立む事を奏されざりけむ、餘りに漢風を好み過られたり、と所思ゆる事も多かるは、師の言れたる、禍事に善事い繼ぎ、善事に禍事い繼ぐ謂なるか、然れど此は、唯に神の御定をのみ畏しと畏まる、賤の男己が、靜心なき思ひ取にこそ有らめ、實は御名に負せる聖德太子の、八耳に戎說どもを聽容れ給へるより事起り、六韜周易を熟く讀して、權謀革命の時を知り明められし、鎌子連の八意に思慮りて、定め奏されたる制令なれば、深き旨ある事なるべし、但し漢風を好まれたる事は、かくも思ひ休めらるれど、甚く佛法を好まれたる事は、愚昧なる己か意には、いと心得がたき事なり、其は公傳の終に、大臣性崇三寶、欽尙四弘、每年十月莊嚴法筵、仰維摩之景行、說不二之妙理、亦割取家財入元

興寺、儲二置五宗學問之分一、由レ是賢僧不レ絶聖道稍隆、蓋斯之徵也とあり、また齊明天皇の御病の時に、觀音を祈られたる事見え、公の薨られたる時に、金の香爐を賜ひて、宣しめ給へる哭の詔に、以出家歸レ佛、必有二法具一、故賜二純金香爐一、持二此香爐一、如二汝誓願一、從二觀音菩薩之後一、到二兜率天之上一、日々夜々聽二彌勒之妙說一、朝々暮々轉二眞如之法輪一とあり、元亨釋書に、十月十六日薨、先二數日一剃二除鬚髮一とも見えたり、此詔に合せ思ふに、實然も有けむ、殊に唐土に學問に遣したる僧貞惠と云るは、公の長子になむ有ける、抑佛法の、妖に怪に妄なる事は、神の道よりは言まくも更なり、公の好まれし儒道を以て言むにも、人倫の道に外れたる妄說なるを、然ばかりの漢才は在しながら、此道を信られし事は、不審きわざならずや、旣く此道の渡り來し時に、五世の祖たる、中臣連賀麻大夫、物部尾輿大連と同に、天皇を諫め奉りて、我國家之王天下者、恒以二天地百八十神一、春夏秋冬祭拜爲レ事、方今改拜二蕃神一、恐致二國神之怒一、と奏されて有をや、また此に依て想へば、

大化元年八月癸卯に、僧尼を喚集へて詔曰して、大に佛法を興し給へる、白雉元年十月に始て丈六繡像、また俠侍八部等四十六像を造しめ、また是歲に千佛像を刻しめ、二年十二月の晦に、味經新宮祭に、大殿祭のさだはなくて、二千百餘の僧尼を請て、一切經を讀しめ、是夕に朝の庭内に二千七百餘の燈を燃して、安宅土側等經を讀しめ給へるを始め、なほ種々佛事の多かる、齊明天皇天智天皇の御世にも、佛法を弘通たまへる事の多く見えたるは、此も鎌子連の奏されし事なるべし、假令天皇の御心より出たらむも、官司の上に處て、計從はれ、事立ち、進退廢置も心儘にて、殊には軍國機要任二公處分一とさへ詔へるものを、諫られむに所聞看し給はさらめや、然れば佛法を興されたるも、鎌子連の心なる事は論なし、かく儒と佛とを好まれし故に、神祇伯を辭びて、宗業をは嗣れざりけり、また萬葉集を見るに、鏡女王と申せるは、天智天皇の御通坐して愛し給へる姬王なるに、鎌子連の其に娉たりしかば、女王のわびて「玉くしげ覆ふを安み明て行かば、君が名は有れど吾名し惜

も、と詠れしに、鎌子連和へて、「玉くしげ御室山の狹名葛さ寐ずは遂に有がてましも、と詠れたる事見ゆ、かゝる事をしも宥めて、重く用ひ給へる天皇の大御心といひ、鎌子連の行といひ、此につけ彼につけ、阿那異しきかも、あな不審きかも」さて天智天皇紀十年の處に。正月癸卯。以大友皇子拜太政大臣。以蘇我赤兄臣為左大臣。以中臣金連為右大臣云々。（これ太政大臣の始なり」甲辰東宮大友皇子奉宣施行冠位法度之事大赦天下。（法度冠位之名、具載新律令」と見たるぞ。律令てふ名。また其を施行し給ふ事の。正しく見たる始なり。（この引る文の、東宮大友皇子奉宣を、今傳はる本どもに、東宮大皇弟奉宣とあるは、後人の改たるなり、今は法度之事といふ文の下の本注に、或本云大友皇子宣也、と有に依て改めつ、此餘にも、本は大友皇子と有しを、大皇弟と改たる處々あり、其は鎌足公の病を問しめ給ふ處にも、遣東宮大皇弟とあれど、公傳には、遣東宮及皇弟とあり、是すら一本には、遣東宮皇太弟と改たるあり、然改たる事は、深き謂ある事なれど、説長ければ別に言ふべし」この新律令ぞ。鎌子連の撰定たる典なりけむを。新しき御制なりし故にや。よくも備らず。此御世にも、なほ未行れざりしを。天武天皇の御世に。其をまた更に刊定られけり。其は御紀に十年二月甲子。天皇皇后共居于大極殿。喚親王諸王及諸臣詔之曰。朕今更欲定律令改法式。故倶修是事。然頓就是務。公事有闕分人應行。是日立草壁皇子尊為皇太子令攝萬機と有り。天智天皇の御世の。十年に施行し給へるより。此御世の十年までは。既に十年を越たるに。かく初々しく聞え。今更欲定律令と有を以て。能も備ざりし事知べし。（改法式と有はいはゆる格式などの事と通ゆ、此事は下に委く云を見るべし、さて草壁皇子を皇太子と為めて、萬機を攝しめ給へるは、推古天皇の御世に、厩戸皇子の、太子と坐て政を奏し給ひ、孝徳齊明二御世に、天智天皇太子と坐して事執り給ひ、天智天皇の御世に、東宮大友皇子に事執しめ給へる例にて、謂ある事と通えたり、其由は既にいへりき、また此

に就ても、上に論へる天智天皇紀の文に、大皇弟と有は、後人の非事なることを思ひ辨ふべし。)さて十一年八月の下に。丙寅造法令とあるは。前年の二月に。詔命せ給へるが。此八月に成れる由なるべし。(いとかく早速に成れるは、彼鎌子連の定たるを、たゞ彼此改め給へる故ならむ、其は次に引く持統天皇紀に令一部二十二卷と有は、やがて此令と聞ゆるに、卷數も近江令と同きを思ふべし、さて法令とある法は、此處にてはやがて律の事と通えたり、律を法と云こと、和漢の舊き例なり。)かくて持統天皇紀三年六月の處に。庚戌班賜諸司令一部二十二卷とあるは其を班賜へるにて。(天智天皇の十年より、此年まで二十年にやならむ、然るに、諸司に班ち賜へるすらかく遲かれば、況て下方へ律令の旨の行はれけむ事の遲かりし事知べし、○賴囧云律令格式等の書目は法家文書目錄あり便宜き書也。)文武天皇紀四年三月の下に。甲子詔諸王臣讀習令文云々とあるも。其令を讀習しめ給へる由なり。(天武天皇崩御せる後は、草壁皇子既に皇太子と坐れば、高御座に即坐べきを、三年と云まで皇太子と稱せる事は、天智天皇の始給へる三年の喪を行はれしと通ゆ、然るに、其三年めの四月に薨ませる故に、翌年の正月に、御母鸕野讃良姫尊高御座に即坐せり、これ持統天皇に坐なり、故前の三年をも、此天皇紀に係られたると所思ゆ、さて文武天皇は、草壁皇太子の御子にて、天武天皇、持統天皇には、大御孫に坐なり。)さて同年六月の處に。甲午勅刑部親王。藤原朝臣不比等。粟田朝臣眞人。下毛野朝臣古麻呂。伊支連博德。伊余部連馬養。土部宿禰甥。坂合部宿禰唐。白猪史骨。黃文連備。田邊史百枝。道君首名。狹井宿禰尺麻呂。鍛造大角。額田部連林。山口伊美伎大麻呂。調伊美伎老人等撰定律令賜祿各有差。(誰も冠位を署せれど、文長ければ省きて引つ。)と有は。天武天皇の御世に造定め賜へるを。又更に撰定むべき由を。勅命せ給へるにて。翌大寶元年三月の下に。甲午始依新令改制官名位號云々と見え。六月の處に己酉敕。凡其庶務一依新令。云々。是日遣使七道宣告依新令爲政。及給大租之狀云々。(また同月朔日の處には、令に

正七位下道君首名說僧尼令于大安寺ともあり〕など見えたるは。未成竟ざる以前に。豫く其新令の趣を以て。官名位號を改め。庶官の務め樣。諸國の御政の狀をも宣告しめ給へるなり。(新令と云は近江令、また淨御原朝廷の令に對へて云るなり、さて推古天皇の御世に始めて、大德小德などの冠位、十二階を行ひ給へるを、次々に其階級を改め給ひ、此御世よりして、今傳はる令典に見たる位階に定め給へり、その御々世々の沿革を委く考へ徵せるは、石原正明が冠位通考なり、必見るべし〕その全く成れる事は。同年八月の下に。癸卯遣三品刑部親王。正三位藤原朝臣不比等。從四位下下毛野朝臣古麻呂。從五位下伊吉連博德。伊余部連馬養等撰定律令。於是始成。大略以淨御原朝廷爲准正。仍賜祿各有差とあり。(前に勅命せ給へる事を記せる處には、なほ撰者多かるを、此は前に讓りて省き記されしか、但し調忌寸老人は、令のいまだ成ざるに卒しかは、律令を預撰める賞に、正五位上を贈られ、また翌三年二月の下に、丁未詔從四位下、下毛野朝臣古麻呂等四人、預定律令、宜議功賞と有て、古麻呂、博德に、田十町、封五十戶を賜ひ、前に卒れる老人馬養が男等にも、田と封戶を賜へる事見えたり〕以淨御原朝廷爲准正とは。天武天皇の御世に修定られたる律令を。本書と爲たる由なり。(但し天武天皇の御世に定られたる本書は、やがて近江令なること、上に辨たるが如し、さて此大寶の御世に修撰しめ給へる令を、大寶令といひ習へり、〕同月戊申の處に。遣明法博士於六道(除西海道〕講新令とあるは。其新に成れる令を講しめ給へる始め。(律令の旨をよく明めて講訓ふる博士を明法博士といふ、法とは、法令法律などいふ法の義にて、律令の事を云へり〕二年二月の下に。戊戌始頒新律於天下と見え。七月乙亥の處に。詔令內外文武官讀習新律といひ。乙未の下に始講律とあるなどは。律典を天下に頒ち。官人たちに讀習しめ。朝廷にて講しめ給へる始なり。(天智天皇の御世に律を制り給ひしかども、世に公に爲給へるは、此時を始とす、〕さて弘仁格式序に。前に引る文の連接に。逮文武天皇大寶元年。

贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等。奉勅撰律六卷令十一卷。（もと二十二卷なりし令を、此時十一卷に約たるなり、本朝書籍目錄にも、令十一卷、大寶元年不比等集諸博士撰、謂之古令、律六卷、大寶元年不比等集諸博士撰、謂之古律と見えたり、また下に引く天長三年の官符にも十一卷六卷とあり、）養老二年。復同大臣不比等。奉勅更撰律令。各爲十卷。今行於世律令是也。（養老は、元正天皇の年號なり、書籍目錄にも、各十卷今世行是と見え、下に引く官符も同じ、此度は令を一卷減し、律を四卷益たるなり、）故去天平勝寶九歳五月二十日勅書偁。頃年選人依格結階。人々高位不便任官。自今以後宜依新令。去養老年中。朕外祖故太政大臣。奉勅刊修律令。宜仰所司早令施行云々とあり。（天平勝寶九年は、天平寶字元年にて、孝謙天皇の年號なり、此は御紀の文のまゝにて、位高と有を高位とある違のみなり、孝謙天皇の御母光明皇后は、不比等公の御女なる故に朕外祖云々と詔へるなり、）然れば。元正天皇の養老年中にも修り更られしなり。

御紀に此事見ざるは。記し漏されたるなり。（類聚國史にも見えず、然れど、養老六年二月の處に、戊戌賜正六位上矢集宿禰虫麻呂田五町、從六位下陽胡史眞身四町、從七位上大倭忌寸小東人四町、從七位下鹽屋連土麻呂五町、正八位下百濟人成四町、並以撰律令功也と有を、上下に引く書等に思ひ合せて辨ふべし、さて此御世に修撰しめ給へる令を、養老令といひ傚へり、）なほ此後に。稱德天皇の神護景雲三年に。公卿たち刪定を議り請し。（此事も御紀には漏たれど、下に引く弘仁三年五月の公卿奏に見えたり、）桓武天皇紀延曆十年三月の下に。丙寅故右大臣從二位吉備朝臣眞吉備。大和國造正四位下大和宿禰長岡等。刪定律令二十四條。辨輕重之舛錯。矯首尾之差違。至是下詔始行用之と見え。（眞吉備公は、光仁天皇の寶龜六年に薨られ、長岡宿禰は稱德天皇の神護景雲三年に卒りぬ、然れば此二人して、刪定せられたるは、是より先なること疑なし、かれ故とは云るならむ、）同十六年六月癸亥の詔曰に。覽從三位守大納言神王等。所奏刪定令格四十五條。事憑

穩便。義存折衷。宜下有司並令中遵用上と見え。嵯峨天皇紀弘仁三年五月の下に。戊寅公卿奏曰臣聞垂範訓人事歸濟世。改制易俗理會適時。寔知道尙沿革。政必裁成。苟或未弘豈背膠柱。（以上の文いたく漢意なり、心して見るべし、）今此删定令條。是去神護景雲三年。議請删定。而事有不允。寢而莫行。數十年後。乃始頒下。自爾以降。訴訟遙繁。事不便人。理難取則。今故謹辨可不。輙請刊改。冀合機宜用遵可久。庶望景化風行而革弊。群生日用而沐義俗弭姧邪家至緒業者。許之と有を思へば。次々に少づゝは删定られけり。（されど、不比等公の物せられたる本書を、全改めざりし故に、後までも養老令と稱び來れるなり、）さて今傳はる令義解の成つる由は。淳和天皇の天長三年十月の太政官符に。應撰定令律問答私記事と有て。右得式部省解偁。大學寮解偁。明法博士。外從五位下額田國造今足解偁。（此は、額田國造今足てふ人、明法博士として、其頃までの令の解の、區々なる事を憂ひて、下文の如く解狀に記たるを、大學寮より、解狀に記して式部省に訴へ、式部省より、また其事を解狀に記して、太政官に奏せるを受て、其由を以て、官符に記して宣しめ給ふ故に、かく有なり、官符は大かた此趣に記さるゝ例なり、三代格など、すべて官符を讀むには、此意定をもて見べし、）謹檢舊記。律令之興年代浸遠。沿革隨時。損益因世。藤原朝廷御宇。（藤原朝廷とは、常には持統天皇の朝廷を申せども、此にては、文武天皇の朝廷を申せり、其は文武天皇は、同く藤原宮に坐しかばなり、）正一位藤原太政大臣。奉勅制令十卷律六卷。（博士正四位下下毛野朝臣古麻呂、贈正五位上調忌寸老人、正五位下守部連大隅、正五位下道公首名、從五位上伊吉連博德、從五位下伊豫部連馬養等、〇此は大字なりしを、見るに便宜からむ事を思ひて、注に記せるなり、下文も此に傚ふべし、）至于大寶元年。修撰既訖施行天下。平城朝廷養老年中。同太政大臣。復奉勅刊修令律各爲十卷。（博士正四位下大和宿禰長岡、從五位下陽胡史眞身、外從五位下矢集宿禰虫麻呂、外從五位下鹽屋連吉麻呂、從五位下山田連白金等、〇

博士等の名、前も今も、御紀に符ざるがあり、前に引る文と合せ考ふべし、平城朝廷とは、元正天皇の朝廷をいふ、上に引る弘仁格式序を見て知べし、さて律令の撰者はかく多かるに、弘仁格式序この解状ともに、不比等公に係て云るは、此擧は彼公の奏し行ひて、惣裁と有し故にて、其は父鎌足大臣の業を嗣れしなり史といふ名も、此に意ありて負れしにや、）自爾以來諸博士等。相承教授文略義隱情理難通。即無不由先儒舊説。而彼舊説或爲問答。或爲私記。互作異同。未詳誰是。後學者等屬意彼此。毎有論決難塞云々。望請命當時博士等。撰先儒之舊説省彼迂説。取此正義。勒成卷帙以備解釋。庶俾學者易解與奪莫異。者省依解状。謹請官裁者。（莫異と云まで、大學寮の解状にて、今足の請るなり、者と云より、請官裁と云までは、式部省の解にて、大學寮の解状を受て請す故に、者と云ひ、請官裁の下に者と云へるは、其式部省の解状を受て云へる、太政官符の辭なり、此旨をもよく意得て、諸官符を讀み辨ふべし、）正三位行中納言良峯朝臣安世宣。奉勅依請者。省宣承知依宣行之。天長三年十月五日とあり。（此官符、普通の印本、また集解にも見えたり、）かく宣ひ出て後に。右大臣清原夏野眞人など十二人に。令の解を撰定べきよし。勅命せ給ひしかば。天長十年十二月五日に功竟て奏進りき。（その命せ給へる年月は、御紀闕て知べからず、類聚國史にも漏たれど、義解を奏進る時の表文に、星霜五變、繕寫功遂拜表呈奏といひ、末に天長十年十二月五日と有れば、天長六年にや勅命せ給ひけむ、此表文は集解首卷、また普通の印本にも見えたり、）其序の始に。正三位守右大臣。臣清原眞人夏野等奉勅撰と有て文に。臣夏野等言云々。伏惟皇帝陛下云々。慮法令制作文約旨廣。先儒訓註案據非一。或固拘偏見。不肯由一孔之中。爭欲出二門之表。遂至同聽之獄生死相半。連案之斷出入異科。念此辨正深切神襟。爰使臣等集數家之雜説。擧一法之定準。臣謹與南淵朝臣弘貞。藤原朝臣常嗣。菅原朝臣清公。藤原朝臣雄敏。藤原朝臣衞。興原宿禰敏久。善

道宿禰眞貞。小野朝臣篁。讃岐公永直。川枯首勝成。漢部松永等。（この撰者等の官位くはしく署されたれど、文長ければ、今省きて記せるなり）輒應明詔。辨論執議。陳家古壁之文探而無遺。于氏高門之法訪而必盡其善者從之。不以人棄言。其迂者略諸。不以名取實。一加。一減。悉依法曹之舊云。乃筆乃削。非是臣等新情。猶有五剱難名。兩璧易似。必稟皇明質疑滯云々。分爲一十卷名曰令義解。凡其篇目條類具列于左也云々。歸於天府謹序と有をもて。其撰れる趣を知べし。（表も大かた此趣なり、淸公朝臣は菅原贈太政大臣の祖なり、夏野公は總裁たれども、義解の文は多く十一人の人人の作れたりと聞ゆ、序文は篁朝臣の作れたる由、本朝文粹に見ゆ）此を施行し給へる事は。仁明天皇紀に。承和元年十二月辛巳施行天下長年中所新撰令義解と見えて。其詔曰に。宜頒天下。普使遵用。畫一之訓垂於萬葉主者施行とあり。是すなはち今に傳はる令義解なり。（今の印本は誤字脱文など多かり、塙保己一の彫せたる本いと宜し、然れど此本も普通の印本も、共に倉庫令と醫疾令と闕たり、近頃尾張人の、諸書に引て遺れる文を摭ひ集めて、逸令と號たる物有れど、なほ倉庫令二十二條の内七條かけ、醫疾令二十七條の内一條闕たり、此はもと令義解は、全書傳らずなりしを、今在るは、令集解の中より擇り出て、別に爲たる物なるを、其集解に既く、右の二令は闕て有し故なり、集解も、今に闕たる本のみ傳はれり、さて令を讀むには、此集解かならず見べし、「賴囶云令集解は活本あれど誤字多し國書刊行會出板の本は善本なり」また唐六典といふ書をも必見るべし、然るは、令典は、隋唐の制に本づきて、撰たる物なるを、其二代の令は、今傳はらざれど、六典を見れば、彼孔丘が、十世可知と云る如く、漢土の古より、令制の沿革れる事ども、また唐令の趣も具はり存りて見え、其唐令は、隋令を或は損し、或は益して作れる物なること、唐書に、太宗正觀二年、正月、房玄齡、與法官、删定律十二卷令二十卷云云と有に思ひ合せて知られ、其をまた皇朝の令に合せて考るに、その取捨損益したる事の明に知られ

て、讀み釋くに、便宜きこと多ければなり、上に引る鎌足公傳に、唯に刊定律令云々、損舊章略爲條例と云ひて、西土律令とは云ざれども、既に大化二年正月に宣ひ出たる、改新の詔四箇條の中に、全く今傳はる令と同じ文の有て、其文六典にも見たるを以て知べし、損舊章とは、其唐制を損し捨たる由の文なり、六典に依て其損益を考るに、皇朝の令は、唐令の中に、用がたき三分を損て、七分を採り、其に皇朝の故例を合せて、制られたると所思たり、そは鎌足公の事興めて、其子不比等公の、養老までに物せられたるなりけり、）律は十卷なるが、多く失せて。今は律疏と題せるが。四卷のみ殘れり。（されど、金玉掌中抄、裁判至要抄、法曹至要抄、など云もの傳はれゝば、其闕たる條々も、大抵は知らるゝなり、何れも塙保己一の群書類從に收たり、書籍目錄に、律疏三十卷とあるは心得ず、また同集解三十卷直本撰とあり、此も今は傳はらず、さて律疏を讀むには、唐律疏義かならず見るべし、然るは皇朝の律は、唐律を刊定めて作られたる物にて、名例篇目ともに全同じ、唐令には疏は無りしと聞えて、後に義解を撰られたれど、律の疏は本より在し物なり、其は唐書の刑法志に、自玄齡等更定律令、訖太宗世、無所更改、高宗即位詔律學之士撰律疏と有もて知べし、律の名例篇目の歷世次々に沿革れること、杜氏通典、事物紀原などに見えたり、さて近き頃尾張人の物せる、逸律といふ物は、古書に引たる律の文を、悉く摭ひて、其闕たる文を、唐律に據て補ひたる物にて、便よき物なり、）さて此令律の御制よ。俗に律令家と稱ひて。漢意もて。此典を唯讀に讀み耽る徒など。古は尊卑の階級もなく。官職の定めもなく。萬の儀式制度も何も無りしを。漢土の制度を移し用ひてより。肇めて然る事の出來しごと。言ひも思ひもする事なれど。其はいと上古の。神随に行はれたる。道の實事を知ざればなり。（すべて俗に、國學者、和學者など號はる徒、いと多かれど、それ大抵は、萬の本とある、神世の事實をよくも知らず、古しといへど、令律の出來し頃よりの事を、讀おぼえて在からに、古今事物の沿革を解辨ふることも、傍より見るに、靴を隔て痒を搔くとか

云ごとき、生々なる說の、言はぬぞ中々に勝るべく、所思ゆる說を言ひ合ふめり、其はみな古を想ぶ實意薄く、神の事實などをば、常世の國の知らぬ堺の、遙けき昔語のごと聞成したる、生さかしらの漢意に、本を務ずては道成るまじき、學問の條理をさへに辨へず、眞の古學の要旨を得ざる、僻學すればぞかし）抑古に尊卑の階級いと嚴重なりし事は。其負へる加婆泥に依て知るゝ事にて。各國縣里に住る國造には國造。君。別。縣主。稻置。直などの差別ありて。等正しく其處々を治め。（此は師說に、古に國造と云しは、今世のごと大にこそ非ざりけめ、大かた何事も、大名の如くなる物にて、國々に多く有しなり、其が中に、國造、君、別、縣主、稻置、直などいふ色々の有て、尊卑のけぢめ有つるを、大かたは皆、國造と同じ趣なる物にて、此色々を一にすべても、國造といへりき、書紀などに、伴造國造などあるは、彼色々を凡て一ツに國造と云るなり、さて西土の國にも、いにしへ封縣の制と云し代の、諸侯といふ物此によく似たり、其諸侯に五等の爵とて、公侯伯子男と五きざみの級有し、其はた國造、君、別、などの色々有しに似たり、其五等の中の一ツの名を取て、すべて諸侯と云しも、又すべてをも國造と云しに似たり、漢土の事は、彼國の學する徒は、この諸侯の五等の事など、誰もよく知れるを、皇國の古の狀をば、かへりてよく知れる人なくて、國造の中に、かの色色の等有しをも知らず、また彼色々は、いかなる狀の物なりしとも、知らであるはいかにぞや、と言れたるが如し）朝廷に近く仕奉る。伴造八十友緒には。臣。連。首などの差別ありて。級正しく別れ。本より仕奉り來し。職掌の部々を持分て仕奉りき。（臣は大持てふ言にて、其部族を統持つ義、連は郡主てふ言にて、其部の主たる義、首は大人てふ言にて、其部の大人たる義なり、其は譬へば蘇我臣と云は、其部族を大持に持たる意の加婆泥、大伴連と云は、靭負へる部の主たる意、忌部首と云は、忌ひ事もて仕奉る部の、大人たる由の加婆泥なり、餘も此に准へて知べし、委くは古史傳に云へれば、此處には大凡を云のみなり）さて臣の加婆泥なる人々の上には。別に大臣と云を御任し坐て。統領しめ給ひ。

（大臣てふことは、成務天皇紀に、三年正月、以武内宿禰爲大臣也、と見たるこれ始なり、委くは傳に着て見るべし。）連の加婆泥の人々の上には、別に大連と云を御任し坐て。統領しめ給ひ。（大連のこと、延喜式なる歴運記に、仲哀天皇の元年の大伴建持に詔して、大連と爲されたるが、置始なる由見たれども、なほ舊かりと所思ゆ、其由も傳に著て見るべし。）此大臣大連の人を。八十伴緒の棟梁たる臣として。御政事を所聞食し。（上にも云る如く、此大臣大連は、後世の左右大臣の如くにて、古くは臣の加婆泥の人ならでは、大臣に任るゝ事なく、連の加婆泥の人ならでは、大連に任るゝ事無りしを、孝德天皇の御世に、大連を止めて、左右大臣を置給へるより、他加婆泥の人も、大臣に任さるる例となりしかば、舊例は頽れ廢れて、やごとなき神裔の家々の、衰へ亡たること、上にも云へるが如し。）また諸職の定まりは。皇祖邇々藝命の天降坐す時に。天神の命もちて。諸部の神等を副賜ひて、其職に供奉ること。天上の儀の如くせよ。と御依し坐る詔命のまに〳〵。其神裔の氏人たち。歴世に其家々の職業を守り。惟神に嗣き仕奉りて。餘に我が業に勝りて。利ある職あれども。其を望み欲する事なく。掌こと無りし故に。各々其職業に精く人々其分々に安居して。紛るゝ事なく。いと美た在しなり。（其職々の部々氏々いと〳〵多く、中々に此處に言盡すべくも非ねば、古史傳に其氏々の出たる處々に、委く註せるを見て辨ふべし。）凡て世の亂れは。人の尊卑に素よりの格式なく。職業の定まらずて。常の心なきより起る事にて。西戎國の歴世沿革りて。人情薄惡く。人々其分々に安居せず。上を闚闞ひ。他を冀望みて猥雜しきは。世官を惡ひ。其時々に賢人を擧用ひて。此定まりのなき故なりかし。（其は戎人孔子も云る如く、人として、富と貴とを欲せざる者なく、其を漢土の古き世の狀にて譬へば、かの諸侯といへる、公侯伯子男の中に、男は子にも伯にもならむと構へ、伯は侯にも公にもならむと欲し、侯公の徒は、王にならむとさへ構へたりき、殊に彼國風として、王統定まらず、強き者賢き者は、何程にも經上りて運得ては王にも爲らるゝ國柄なる故に、下として、上を望み闚ふ心常に

止まず、系脈をば然しも尊ばずて、德を尊む由にて、賢人を擧用ふる風俗なる故に、奸佞の擬り賢人をりをりに出て、世を亂せること、彼國の歷史を見て知られ、此をまた今世の大名たちの、家々の風儀に合せ思ふに、家中の家格を世々にして、家老用人番頭武頭、その他家格を重き物にして、世官の狀に仕へ、卑しき者を登用ひざる家々は、家中の風儀厚くよく整ひて、其分々に安居して、他を冀ふ心なきを、然る格を亂して、遺賢なからしめむとやうに、卑よりも登用ふる家々は、家中の徒、上たる者も家格を守らむとせず、下たる者は、登用られむとして諂ひ、家中互に犯し侮りなどして、風儀の整はざるを見ても其由を知り、また後世に成功と稱ひつつ、實は賣官なる漢風の制などは、菅三品の封事三箇條に辨られたるを見て、其弊を知べく、凡て人情として、小初位なるは、大初位に昇らむと欲し、少從の職なるが、大從にならむと欲し、大從なるは、家令にならむと構ふる故に、自然に利口佞奸の行はるべき理を熟々思ひ、皇神の御道には、然る弊なき事をも悟ねかし、なほ下に論ふをも合せ見るべし。）然るを孝德天皇の御世に。其制を用ひ給ひて。上に論へる。大化二年八月に詔曰して。臣連伴造。八十氏人の。舊より世々に仕奉れる職を改め去しめて。新に百官を設け。位階を著て。官位を敍給ふよし宣ひ出て。八省百官を置給へるより。惟神なる世官の御制度は甚く革りて。皇御祖神の御依し坐る。神裔の氏々は。次に古語拾遺を擧て論ふ如く。稍々に衰へて。終に大抵は。亡び失たる如くなも成にける。（但し漢國にても、いと古く殷の代と云し頃までは、大かた世官の制なりしを、周武王が殷を亡す時に、かの紂王が惡を數たる中に、官人以世と云る、これ世官を惡へる始にて、此武王が時よりして、殊にさかしらを先として、德を尊ぶと云ことを猛き事に言ひさやぎ、野に遺賢なしなど云を、賢き代の和ざのごと言ひ立し故に、歷世次々に其さかしらを用ひつゝ、隋唐の制も、其定なりしを、大化二年に、其制を用ひ給ひて、右の詔曰は有しなり、鎌足公傳に、大臣訪求林藪、捜揚仄陋、人得其官、野无遺材、所以九官克序、五品咸諧と有は、すなはち此時の事なりけ

り〕さて令に建られたる職員は。郡縣の制に倣ひて。事多くなれる故に。新に置給へるも有れど。悉く唐官を移し學びたるには非ず。其世職は去られたれど。舊よりの諸職に長官と次官とを別ち。位階を配て制られたるが多く。その諸官名の中に。上代より正しく官職の名にて有しに。漢字を塡たるも有り。また名は古くて。正しく官名になれるは後なるも有り。また漢字を以て新に制りて。其に訓を付たるも有り。(此例をいさゝか言はゞ、師も言れたるごとく、大臣は古は意富於美と唱へて、臣といふ尸に、大といふ言を加へて、尊たる號なる故に、此號は、臣の尸なる氏人に限れり、大連も同じ事にて、連の尸の氏人に賜ひし號なり、然るに、古の大臣大連を官名と心得るは違へり、大臣を正しく官名と心得るは違へり、大臣を正しく官名とせられしは、上に云る如く、孝德天皇の元年に、左右大臣を置れたるこれ始にて、官となれる故に、臣の尸の氏人に限らず、他尸の人もなれり、さて天智天皇の御世に、內大臣また太政大臣はじまる、其はもと大臣と云る古の號を、やがて用られたる官名なるに、左といひ右といひ、內といひ、太政と云は、みな漢のに習ひたる號さまにて、古風には非す、然れども、左右大臣の上に、太政大臣を置るゝ事は、景行天皇の御世に、武內宿禰を、臣連二造八十伴緒の上に立て、棟梁臣と稱へりし趣に通え、推古天皇の御世に聖德太子、孝德天皇齊明天皇二御代に中大兄皇子、天智天皇の御世に大友皇子、天武天皇の御代に、草壁皇子に、萬機の政事を攝政さしめ給へるより、沿革れる事と所思たり、偖こそ後に、攝政といふ號も出來つれ、かく見もて行くに、太政官神祇官の官人は更にも言はず、省職寮司その餘の官々も、上古より沿革り來れる官ならぬは、十が中に二三ならでは無ぞかし、其を遂一に辨へむも、いと易き事には有れど、處狹く煩はしければ、いさゝか其例を言のみなるを、なほ職官の事は、官職祕抄、職原抄百寮訓要、官職難儀、などを官位令に副讀て辨へ曉るべし、〇因に云、今はむかし、我が友に藤原蒲生秀實といふ者ありけり、字は君平といへりき、其遠祖は、藤原秀鄉朝臣より出て、近江國蒲生家の一族なるが、下

毛野國の生れなり、力強く、兵の道をも熟く習ひて、心惘き壯士なりけり、十三歲の時とか、太平記を讀て、北條足利などが、天皇を惱め奉れる事より、慷慨の情を起し、學問に志して、世の並に漢學を爲たりしが、皇朝の古書にも讀わたりて、古き御御世々の山陵の廢れて、人の知らざる事を悲しみ、かつ令式の御制の衰を歎きて、まづ山陵のある國々を、みづから經歷りて、辛して其在處を探ねて、山陵志といふ書を著はし、職官志といふ書をも著はせり、山陵志を板に彫たる時に、己にも一部惠たりし緣にて、まづ一度逢て、いさゝか道の事をも語らひ試たるに、道は周公孔子のみなど云て、なほ生倭魂なりければ、其後は逢むともせず、三年ばかりも過けるに、職官志の一卷の、板に彫たるを持來て逢むといふ、此度は前に逢へりし時とはやうかはりて、己が靈能眞柱をも讀たる由にて、此後は共に道を語り相ましといふ、其實なる狀、穗に出て見ゆれば、己諾と云て、さて問けらくは、子と予との如く交はるを、漢にては何と云ぞと問へば、朋友となむ云といふ、其朋友に交はる趣はいかにと問へ

ば、善を責むるは朋友の道なりと見えて、互に其あしきを諫め相ふべき物ぞといふ。善を責むる友の有らむ時の心得はと問へば、勿意勿必勿固勿我、その善言に服ふべき物ぞと云に、己云けらく、然らば子と予と、善を責相はゞいかにと云に、言ふにや及ぶ、我を責むる人は君こそと思ひてなむ、中絕つれど再來つれと云に、然も有らばとてまづ山陵志の發端に、郊以配天、廟以享祖と云るは事違へり、瓊杵氏炎見氏など云るが、亂名なる由を始め其非事どもを悉く責め、また上に論へる趣などをも語りしかは、甚く畏まりて、吾過ちけり、此後は心すべし、今思へば、職官志にも然る過失は多かり、悉く論ひ諭し給へ、書直してむと云て、其後は日日の如くに來て、いと睦しく語相へるに、稍々に、古道を辱く思ふ心の出來て、己若き時より君の論ひの如く、嚴しき責を聞たる事なし、御蔭によりて、眞の道をもかつがつ辨へたり、其に就て思ふに、戎人も昌言を聞ては、必拜したるが有れば、其に本づきて、君が昌言に依て、非事を知れる由を記して、拜昌言といふ書を作り、山陵志職官志などに

記せる失を改めてむとて、書始けるが、其頃より病つきて、文化十一年、七月五日になむ身亡りぬ、其病める間に、しば〳〵訪ひたるに、いと危く見ゆるに、興直りて、唯に古道の、なほいまだ明ならざると云ことを慷慨りて、其を論せども止まず、聲高く涙おとして語ふが痛はしさに、己が訪ふことは、中中に病に障るべく思ひて、後には人して音づるゝ事となりき、さて其職官志の殘れる卷々は、近き頃其知人、下毛野國日光山なる、海成僧都と云が費を資て、其稿の片成なるを、其儘にみな板に彫たるは、僭ながらも、いと愛きわざなり、此志は、唐六典の體裁に倣ひ記せる書にて、令なる職官の事を知るには、便よき物なり、然れど上に云る如き、誤りもはた少からねば、其心して見るべし、己この書の誤りを刊り正し、上に論へる趣を書き著はし、職官備考といふ書を作りて、むかしの友の魂を慰めてむと思へど、暇なくていまだ得果さず」偖また令に記されたる條々の中に。古にかつて例なき條々も彼此有れど。熟く思へば。戸令田令賦役令に載されたる事等を始め。大抵は當昔より古く。制有し事等に。尾を付け鰭を加へ。唐の郡縣の制度ざまにうち合せて。書取り定られたるが多かると所思ゆ。此は熟く古を學びて知べし。予が見得たる限は。古史傳に、其事どもの出たる處々に、まづ古の趣を説き徵し、さて令に至りて、其を改られたる趣を悉く辨ふを見るべし、凡て古を明す學問は、古道を本とし學びて、古今の沿革經世の趣を識り、古の眞の趣と異國の事の入り混れるとを、熟く見別ちて、其を論ひ定むる擧なむ、專要とある務なりける、○因に云ふ、漢學者流の中に、伊藤長胤と云へる人ばかり愛きはなし、此人の著せる、本朝官制沿革圖考、制度通などいふ書等は、便宜書つめたる物なれば見るべし、また吾黨の小子の、漢學をも爲まく欲く思はむは、まづ此長胤の著せる書の悉く讀て後に、他書に度たらむには、進み速からむ物ぞ」但し右の如く論ふ事は、たゞ書典の學問の上にこそ有れ。實はかの改新られし。郡縣の制度は既く廢れて。惟神なる道に符へる。舊の封建の状になむ立復りて有を。俗の律令家などいふ徒の心遲きは。なほ彼郡縣の制度を。慕しげに言ひ出るは。いと傍いたしや。

其は元明天皇紀の詔に、近江大津宮御宇、大倭根子天皇乃、與天地共長、與日月共遠、不改常典止、立賜比敷賜覇留法乎云々、と有に就て、師の歷朝詔詞解に、此典法を立給へるは、孝德天皇の御世なるに、近江大津宮御宇と云て、天智天皇の御世の事に係て詔へるは、此事孝德天皇の御世ながらも、皇太子中大兄皇子の鎌足連と議り給ひてり、御所爲なりしかばなり、此不改常典と云は、萬の事、改新むるを健き事にする、漢國風の御所爲にして、神代より有來し狀をば停廢て、悉く漢國の制にならひて、新に定め給へるなり、然るは彼國のも、周の代までの封建の制と云しは、皇國の上代よりの趣に、をさ〳〵異なる事も無りしを、今ならひ用り給へるは、秦より以來の郡縣の制といふ物にて、古とは甚くさま變れり、抑かく漢國風をまねび行ひ給へるは、上方こそ美たく具ひ備はれるが如くなれ、實には、是ぞ中々に、朝廷の大御稜威の衰へ坐べき、基本を始め給へる物なりける、此後やう〳〵に、臣等の威權つよく盛になりて、いとも畏く天皇をも、等閑に思ひ奉るやうに成ぬるは、もと人の心、此漢國風にうつりて、皇國の意を忘れたるより起れる物を、世々の物知人たちも、只漢國意をのみ思ひて、此謂をえ悟らず、世に此天皇を、中興の君としも心得ためり、さて此不改常典と云ことを、かく重く嚴に詔給ふことは、はじめ此御制を立給へりし時よりの事にぞ有べき、然るは、神代より有來し御制を、いたく變改たまふ御所業なれば、王臣百官人、天下の公民までも、容易く信服ざらむこと、また後に舊きに復す事もやと、萬にあやぶみ所思食せるからなるべし、斯て其例となりて、次々の御々世々までも、必かく詔給ふ事とは成れるなるべし、抑かく、天地と共に長く遠く、變まじくとは定め給へれども、わづかに五百年ばかりが間に、やうやうに頽れもて行て、保元平治元曆文治の頃より、天下諸國の有狀は、また舊に立かへりて、此常典はたゞ名のみ存りて、おのづから、また上代の形になり復りにたる、皇神の御心を思ふべしあな畏、と言れたるに就て案に、漢國の封建は、周の代までなれど、實は武王が殷を亡せる時に、彼さかしき心に郡縣にせざらむには、諸侯の中に己が如き反逆

人の出て、また己が子孫も、亡されむ事を思ためるを、其頃諸侯と云きは、殷の代よりの舊家なりし故に、其を罷めて、郡縣にせむとすれば、中々に國の亂とならむ事を恐れて、止ことを得ず、本のまゝにて置けむを、果して其諸侯より、己が子孫は亡されたりき、斯て秦の代となりて、彼始皇と云るは、いち速き性なりしかは、此理を知て、周の諸侯を一人も殘さず亡して、郡縣とは爲たりしなり、其は彼王統定まらざる國なる故に、諸侯といふ物ありては、大盜出て王位あやうく郡縣にては盜人ありとも、小盜ならむ事を思ひてのわざと思はる、故漢の代と革れるより、今に至るまで、其郡縣の制ばかりは變改ざるなり、斯てすら、王位を闚ふ盜人の絶ることなく、代の多く革れること、彼國史を見て知べし、彼國人にも、此理をかつ〳〵論ひて、封建難復といふ論を著せる者あり、然るに皇國の郡縣は、天地と共に長く遠くと詔ひ定め給ひて、本の形に復さむとは爲給はざりしかど、延久の頃などよりも早く、公田を掠むる者も多く、愚管抄などに、宇治殿の時、一の所の御領々々とのみいふ庄園の、諸國にみちたる由見えて、一の人すら斯在しかば、是より後ます〳〵に郡縣の制亂れて、自然に舊の封建に復れるは、皇神の本つ御國の有がたさなりけり、此に就ても、今大將軍家の、大名たちを帥て坐して、其御尾前となりて、天下を政へ給ふ御有狀の、いと尊くいと畏く、天地と共に、長く遠くとぞ祈り奉らるゝかし、）〇さて格式の典の成れる由は。まづ弘仁格式序に。前に引る文の連接に。先帝德侔二儀云々。凝情政體。騁想治術。以爲。律令是爲從政之本。格式乃爲守職之要。方今雖律令頻經刊脩。而格式未加編緝。稽之政道。尚有所闕。乃詔贈從一位行左大臣藤原朝臣内麻呂。故參議從三位。行常陸守。菅野朝臣眞道等。始令撰定。草創未成。遭時遏密。寢而不爲。（先帝とは、嵯峨天皇の御世よりは、平城天皇を申すべき謂なれども、此は決めて、御父桓武天皇を申せり、然るは此詔のこと、御紀にも類聚國史にも見ざれども、大同類聚方も、此天皇の遺命に依て、平城天皇の御世に成れることゝ、姓氏錄も、上に辨へたる如く、此天皇の御世に事起し坐て、嵯峨

天皇の御世に成れるとを、思ひ合せて然は知るゝなり、また次に引く淳和天皇紀なる、藤原三守朝臣の奏言に、文武天皇大寶元年、甫制律令云々、式條猶缺云々、先朝延暦年中、降綸言於卿相、揮折簡於英髦云々、と有をも思ふべし、凝情政體、馳想治術といふ語も、毎に漢風に申す虚文には非ずて、誠に桓武天皇はしか御坐けり、其は御紀に延暦二十四年、十二月壬寅の下に、是日中納言近衛大將、從三位藤原朝臣内麻呂、侍殿上、有勅、令參議藤原朝臣緒嗣與參議菅野朝臣眞道相論天下徳政、于時緒嗣議云、方今天下所苦、軍事與造作也、停此兩事、百姓安之、眞道確執異議、不肯聽焉、帝善緒嗣議、即從停廢、有識聞之、莫不感歎、と見え、御紀の終に、天皇性至孝云々、天姿嶷然、不好文華、自登宸極、勵心政治云々と見え、なほ御紀に、彼此政治に、大御心を用ひ給へる事どもの見えたるを、思ひ合せて辨ふべし、さて格式を御撰のこと、此御世にかつぐ催し給へるを、御子の朝廷平城天皇、その御志を紹坐して、また且々物し給ひけり、其由は次條に、古語拾遺を引て論ふを見べし〕天朝以聖承聖云々。顧先緒之未遂。切堂構於宸襟。爰降綸言。尋令脩撰。申詔大納言。正三位藤原冬嗣。藤原朝臣葛野麻呂。秋篠朝臣安人。藤原朝臣三守。橘朝臣常主。物部中原宿禰敏久等。（天朝とは、當代嵯峨天皇を申せり、桓武天皇の御世に、格式の典を撰定のこと、詔命せ給へれど、時の遏密に遭ふて、草創にも及ばざりしを、嵯峨天皇の御世に、その先に遂ざりし事を顧し坐て、申ねて冬嗣朝臣等六人に詔命せ給へる由なり、其年月は、御紀闕て今知るべからず、さて此撰者たちの位署、委く署れたれど、文長ければ、省きて引るなり、）上遵叡旨。下考時宜。採官府之故事。摭諸曹之遺例。商略今古。審察用捨。以類相從。分疑諸司（以上は格と式とに通る文なり、）其隨時制宜。已經奉勅者。即載本文。別編爲格。或雖非奉勅。事旨稍大者。奏加奉勅。因而取焉。若屢有弛張。向背各異者。略前存後。以省重出。（此一節は、格を撰定たる樣を、專と述られたるなり、）自此之

外。司存常事。或可禆法令。或堪為永例者。隨狀增損。惣入於式。（この一節は、式に關る文なり、）若事類班雜。不得指附者。各為雜篇。次之於末。（こは雜式、雜格の篇を立られたる由の文なり、）其諸司所行。彼此參差。或因循雖久。不便於事。若斯之流。難以取則。具錄其狀。伏聽天裁。（諸司の行に參差へる事、則と為がたき事の類は、捨べきなれども、撰者たちの心とは捨ずて、具に其狀を錄して、天皇の御裁を待るゝ由なり、）至如米鹽魚肉。兩數紛紜。及鋪設。雜器。功程多少等類。事既輕碎。臣等商量。務從折中。不煩上聞。（此は諸行事に用ふる色々の物の兩數、また鋪設、雜々の器物などの類の事は、輕く碎き事なる故に、天皇に聞え奉らず、撰者たちの商量りて、記せると云へるなり、）其朝會之禮。蕃客之儀。頃年之間。隨宜改易。至於有事例。具存記文。今之所撰。且以略諸。（朝會之禮とは、即位朝賀を始め、其他朝廷にて行はる、禮式、かの內裡式新儀式などに記されたる、禮式の類をいふ、今傳はる內裡式、やがて此御

世の典なり、此事はなほ次に云を見るべし、蕃客之儀とは、蕃人の參來つる時に、其を饗給ふ、儀式を記せる書の事と聞ゆれど、今傳はらず、さてこの二は、頃年宜に隨ひて改易つゝ、やごとなき例は、別に具にせる記文ある故に、今の撰には、其を略たると云へるなり、さてまた次條に引く、貞觀式の序、延喜式序に依て考るに、此時いまだ祭祀の禮は記文無りしと通ゆ、此事も次條に委く論ふを見るべし、）又交替式者延曆年中。勘解由使。撰定奏聞。遵行已久。仍舊而存不加取捨。（此式を撰れる事、延曆の御紀に見えず、他書にも未見當らず、また今世に傳はらざる書なり、「類図云延曆の交替式は石山寺より出で延喜のは前田侯爵家より出でたれば此の書につきての師說は誤なり」然れども政事要略にいと多く引たるにて、其趣を見るに、內外の官人等の、交替する式を記せる物にて、式とは云へど、格の類なり、貞觀格序に內外官交替式とあるも、同じ類と通えたり、なほ彼處に云を見るべし、聖武天皇紀に天平五年、四月辛丑の處に、制、諸國司等相代向京、或替人未到以前

上道、或雖交替訖、不付解由、因玆、去天平三年、告知朝集使等已訖、然國司寛縱不肯遵行、仍遷任之人不得居官、無職之徒不許直寮、空延日月、豈合道理、國司宜知狀、遷替之人、必付解由、申送於官、今日以後、永爲恒例と有り、かゝる事の有し故に、延暦年中に、此式を撰り始められしなるべし、さて本朝書籍目錄に、交替式二卷、延暦年中、勘解由使撰之奏聞とあるは、此文に依て記せるにて、當時この書を見て載せるには非ず、かの書目に載せる書名には、かゝる事多かり、心して見るべし、但年代浸遠。京都屢遷。諸司文案。多或隧失。雖加採索。猶有未備。（次條に委く辨ふる如く、式の記文ありしは、文武天皇の御世よりなるを、次の朝廷元明天皇の御世より、桓武天皇の御世まで、百年ばかりが間に、都を遷されたる事五度なり、其度ごとに、文案の紛れ失たるが、多かる由と聞えたり）上起大寶元年。下迄弘仁十年。都爲式四十卷格十卷。（上起大寶元年と云へるは、大寶元年より弘仁十年までに、次々記せる文書を撫ひ集めて撰れる由なり、なほ次條に標して委く云を見るべし）辭簡而事詳。文約而旨暢。庶使覽之者易曉。施之者易行云々。臣藤原朝臣冬嗣等。奉勅撰にあり。（此序を本朝文粹に、弘仁格序とあり、他書等にも、しか云るが多有ども、類聚三代格に、格式序とあるぞ正しき、故予が書には弘仁格序とも、弘仁式序とも、弘仁格式序とも、處の趣に依て標せり、なほ下にも云を見るべし）此格式を奏進れる年月は。御紀闕て知べからねど、此文に迄弘仁十年といひ、貞觀格も貞觀十年までを載して。同十一年に奏進れるを案ふに。弘仁十一年の春にぞ進りけむ但し其月日は知べき由なし、後作の日本後紀に、弘仁十年に、係て記せるは誤なり、〇因に云、後作の日本後紀とは、二十卷寫本にて行はるゝ日本後紀の事なり、此は眞の後紀の早く失て傳らざる事を、歎き思へる後世人の、後紀に擬へ、他古書を集て撰れる書と見えて、採用ふべき事多かり、かれ予が書等には、姑く後作日本後紀と號けて、引用ふる事あり、眞の後紀に非ざるを以て、其記せる事等を、悉く妄說のごと思ふ人も

有れど、其は思慮りの委からざるなり、此記のことは別に、委く考へ記せる物あり、）其は此を施行し給へる事を。下に引く貞觀格序に。弘仁十一年。四月二十一日と有ればなり。（但し貞觀格序に、弘仁十一年四月二十一日、施二行格十卷一とのみ云ひて、式の事を言ざるは、格の序なる故に、言ひ漏せるならむ、また若くは、格のみ此時施行し給へるにも有べし。）さて類聚三代格の初發に。此序を載せて。只に格式序とのみ有り。文にも弘仁格弘仁式とは言ざるを思ふに。其成れる時は。唯に格と號ひ式と稱ひて。弘仁てふ言は。冠せざりけむを。貞觀延喜のに對へて。後に弘仁字は冠せしならむ。（貞觀延喜二代の格式は、其序文に既に貞觀格、延喜式と號けて記されたり、）さて右の序文を熟く視るに。格式序と言ひて。格と式とに兼たれども。式を主と爲られたり。然るは。格を撰定たる體裁の事を云るはいと麁く。式の事の委ければなり。故考るに。此は弘仁格式同時に成て。中にも式を撰給ふこと。專要と有し故に。其事を專と述て。格の事は其に隸て。然しも委くは述れざるなり。（貞觀延喜の度々には、式と格と別に序を附られたるに、弘仁のは、都爲二式四十卷格十卷一と混一に云ひて、式に格を附られたる狀なるを思ひ合せ、また次條に引く、上二延喜格式一表、とある文の事をも思ひ合すべし、）格の事は、貞觀格序と、延喜格序とに委曲に記されたり、其は清和天皇紀に。貞觀十一年。四月十三日（庚子）撰二貞觀格一畢。大納言正三位。藤原朝臣氏宗。南淵朝臣年名。大江朝臣守人。菅原朝臣是善。上毛野朝臣永世。紀朝臣安雄等。詣レ闕奉進（撰者たち六人の位署は、例の省きて引るなり、）其都序曰律曰斷レ罪須レ引二律令格式正文一。令曰犯レ罪未二斷決一逢レ格改者。然則格者律令之條流。政教之輗軏。君與二百姓一共レ之者也。（格者律令之條流といふ語、よく心得おくべし、）君不レ可レ失二之於上一。臣不レ可レ違二之於下一。出レ言而千里斯應。合レ和而萬類曲成。（よく如此なるときは、上下よく應成ふ理なれど、後には、然もなき御世も有しは、いと悲しさや、）時險則峻レ法以取レ平。時泰則寛レ綱以將レ化。我國家遐邇承レ德。天下無レ虞。風敎大同。車書共レ道。而未レ能下焚レ符破レ璽。施二無事

於二群情一。設レ象除レ刑。馳中不レ犯二於比屋一上。（下に引く、延喜格序の發端も、此と同じ義の文なり、彼處に云を合せ見るべし、誠や、皇朝の中世にも、少の亂れは無にしも非ねど、唐土の世々の亂れに比べては、風敎大同、車書共レ道とぞ云べかりける、）故曩者弘仁十一年。四月二十一日。施二行格十卷一。此乃公卿百官奉レ詔。簡二舊史之凡要一。抄二新制之大綱一。推二民意一而分レ紀。量二時宜一而立レ範。不刊之典。遵行眇焉仍レ舊之圖。蹤跡斯在云云。如今時歷二五代一。年及二六旬一。嵯峨天皇の弘仁十一年より、清和天皇の貞觀十一年まで、五代五十年になる、然れば六旬とあるは誤なりや、然れど、三代格、本朝文粹も共にかくあり、）文質喧遷。沿革自至。詔草盈二於臺閣一。文案溢二於緗囊一。非レ所下以法止二滋章一。令除中頻變上。即詔二故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等一。（この詔命せ給へる年月、今知べからず、次條に擧たる、貞觀式序にも此事見ゆ、合せ考ふべし、）令下因二循舊格一。綜中緝新符上。未レ及二成功一。歲月遷往。大納言正三位臣藤原朝臣氏宗等。前與二右大臣一。共承二沖旨一。詳悟二深規一。

仍與下臣南淵朝臣年名。臣大江朝臣音人。臣菅原朝臣是善。臣上毛野朝臣永世。臣紀朝臣安雄。臣南淵朝臣興世。臣大春日朝臣安永。臣布瑠宿禰道永。臣山田宿禰弘宗等上。（撰者たちの位署は、例の省きて記せり、）上起二弘仁十載之明年一。下至二貞觀十年之晚節一。擇二成規於州郡一。捜二故實於官曹一。事與二先格一異者。擧而取レ之。理與二舊制一同者。推而棄レ之。凡格者蓋以二立意一爲レ宗。不下以二能文一爲上レ本。故省二其繁麗之文一。增二其精微之典一。隨レ官分レ類。先レ勅後レ符。概皆據二古之前模一。非レ爲二今之新意一。唯一部之內。事有二兩存一。頗涉二重構一。不二以爲一レ例。（弘仁十載之明年は、十一年なり、是を以て、弘仁格は、弘仁十年の晚節までを載して、十一年の春進れること明に知られたり、また凡格者、以二立意一爲レ宗、不二以レ能文爲一レ本、と云る語を心留おきて、格を見るべく、また隨レ官分レ類云々、と云るを以て、弘仁格も貞觀格も、下に擧たる延喜格の目錄と、同かりし事を知るべし、）勘解由使所レ奏。新定內外官交替式所レ載數事。亦復准二之前例一。不レ煩二取捨一。（交替式の事は、弘仁格序の註に云へ

りき、さて此に新定とあるは御紀に、貞觀十年、閏十二月、二十日巳酉、新定內外交替式二卷、撰修甫就、敕頒天下、並令遵行とある交替式にぞ有けむ、さて本朝書籍目錄に、新定內外官交替式、貞觀年中、勘解由使撰之、奏聞と有て、卷數を記さず、彼は此の文に依て載せること疑なし、類図云交替式の事は上にも云へる如く誤なり、）臣等雖非明于溫故。博聞於前聞。猶欲令之必行。禁之必止。賞一人而海內欣。罰一人而天下懼。謹因詔。撰貞觀格十卷奏聞。理輕作格。事不足爲儀。專棄之如遺。兼取之似碎。更撰爲兩卷。同以奏上。准開元留司格。號貞觀臨時格。（開元とは、西戎の唐玄宗と云へるが年號にて、彼が時に撰れる格と聞えたり、司字を守と作る書も多かり、）並一帙十二卷云々。但前格存而如舊。後典續而增新。覽古知今斯焉在矣云々。謹序と見え。此を頒ち給へる事は。九月七日（辛酉）の下に。新撰貞觀格十二卷。頒行內外とあり。また此後。醍醐天皇の。延喜八年に。延喜格を奏進しめ給ふ。（此は下に引く序文に、自貞觀十一年、至延喜七年、と有に依ていふ、其月日は、知べき由なきに似たれど、次條に引く延喜式序に、延喜五年八月詔と有れば、其同時なるべし、日本紀略、延喜五年十一月の處に、施行延喜格と有は、此を誤り傳たるなり、なほ下にも云を見るべし、）其序文に。寒溫天道所以成歲。政令寬猛人君所以導民。隨時立敎。或革或沿。觀風制法。世輕世重。然則金科玉條不可用之於龐厚之俗云々。若不達變通之道則。何辨理亂之方者乎。我朝家道出混沌云々。無爲之功未假號令。不言之化豈用章條。於是朴往彫來。步驟至。前帝後王。雖俱存一面之網。重規疊矩。不能廢三章之科。故敎而不誅。制甲令於先。誅而不怒張丙律於後。（以上の文義は、寒きと溫なると、入替りて歲を成すが、天神の道なるを、政令も或は寬に、或は猛に物し給ふは、人君の民を導き給ふ所以にて、時に隨ひて敎をたて、或は革め或は沿し、風を觀て法を制め、世によりて重くも輕くも、物し給ふなれば、金科玉條と云べき敎令も、龐厚き俗には用べからず、

若この變-通の道を達ずては、何で亂を理むる方を辨ふべきぞ、我が朝家の道の原は、天地のいまだ混沌たる時より出て、古は無爲なる功、號令を假らず行はれ、言ひ敎へねど、人その道に化たれば、豈章條を用ひめや、是在に漸々に、朴なりし人心の移り往て、彫たてる故に、歩に物し給へる政を、驟にせずは、得有まじき風に至れる故に、前帝と後王と、御政事は倶なれども、時々に規矩を重疊て、三章ばかりの科は、廢め給ふこと能ざる故に、敎へて誅ひ給はゞとて、先に令を制り設けて、示し置き給ひ、誅たらむにも、恨むまじき料に、後に律を張行し置き給へる物ぞとなり、律-令を制り給へる旨趣を、よく言ひ取られたる漢文にて、謂よく通えたり、心を用ひて讀み辨ふべし、不レ能レ廢ニ三-章之-科ーといふ文は、漢高-祖といひし戎王が、秦の世と云を亡して後に、法を三-章に約たりといふ故事を含みて西土の制-條多きに比べては、皇朝に用ひ給ふ制條の、少き由を言れたるなり、皇-朝の律を唐-律明-律に合せ見て、その御制の輕きことも漢人のごと、重き罪を犯す人の少き事をも辨ふべし、彼國の律を見れば、皇國人には、曾て思ひ設けも爲まじき、惡事どもを行ふ徒の多有と見ゆ、是を以ても、皇國人と、漢人との厚薄善惡を知り辨ふべし、此は或儒者も早く云へりき、）近-者弘仁格十卷。貞觀格十二卷。亦是聖-主降ニ其綸-言ー。賢-臣施ニ其筆削ー。捜ニ舊-章於臺-閣ー。擇ニ新-制於詔命ー。察ニ此民-情ー。適ニ彼俗-化ー云々。制レ格以-來。歷レ年漸-久。或數-代之-中。弛-張屢-變。或一-事之-上。抑-揚遞-殊。或同レ本而異レ末。或分レ源而會レ流。斯-乃雖下協ニ其時-宜ー。匪中故相-反上。而綜ニ其事-迹ー。無レ所ニ適-從ー。爰詔下左大臣正二位。臣藤-原朝-臣時平。臣藤-原朝-臣定國。臣藤-原朝-臣有穗。臣平朝-臣惟範。臣紀朝-臣長谷雄。臣藤-原朝-臣菅根。臣藤-原朝-臣興範。臣三-善朝-臣清行。臣大-藏朝-臣善行。臣藤-原朝-臣道明。臣三-統宿-禰理平。臣惟宗朝-臣善經。臣善道朝-臣有行。臣弘世連諸統等上。（撰者たち十四人の位署は、例の省きて引るなり、）憲ニ章前-條ー。綜ニ緝此典ー。起レ自ニ貞觀十一年ー。至ニ于延喜七年ー。其-間詔-勅官-符。捜-抄撰-集。除ニ其滋-章ー。删ニ其煩-雜ー。若下粗述ニ先-格ー。事有中增-損上者。撫而無レ遺。若下改ニ弘

恒規。理無補益者。廢而不採。以官分隷。以類相從。皆依舊目。無加新意。亦其條貫糅錯。難爲區分者。准之雜令。便號雜格。勒爲十卷。曰延喜格。又有理非大典。政出權時。雖不足爲龍鼎之銘。而猶可恨雞肋之棄。如此之類。別爲延喜臨時格二卷。合爲十有二卷。云々。分篇牽由前模。不敢殊制。臣等專存温故之意。頗立改弊之文云々。謹序とあり。（此序も、類聚三代格、本朝文粹などに見えたり、さて類聚三代格に此格の目錄あり、其は第一卷は神祇中務、第二卷は式部上、第三卷は式部下、第四卷は治部上、第五卷は治部下、第六卷は民部上、第七卷は民部下、第八卷は兵部、第九卷は刑部、大藏、宮內、彈正、京職、第十卷は雜格、外に臨時格上下となり、但し世には、此目錄のなき本多かり、さて此目は、延喜格のみならず、弘仁貞觀の二格も、かくの如くなりしと聞ゆ、其は弘仁格序に以類相從分隷諸司といひ、貞觀格序に、隨官分類云々といひ、此序文に、以官分隷、以類相從、皆依舊目、無加新意といひ、分篇牽由前模とも云るを以て知べし。）此を施行し給へる事は。日本紀略。延喜八年十月の處に。被下可施行延喜格之宣旨と見ゆ。（また同書に、延喜五年十一月の處にも、施行延喜格といふ文あるは、誤なること上に云るが如し。）そも〳〵格の事。弘仁より以前の御世の御紀どもにも、彼此に見え。類聚國史に。元明天皇和銅六年。夏四月戊申。頒下新格并權衡度量於天下諸國とあり。（但し此事御紀には見えず。）桓武天皇延曆十六年。六月癸亥詔曰云々。删定令格四十五條云々。宜有司並令遵用となどぞ見たれども。其はいさゝかの事なりしを。弘仁より以後にぞ全く撰集め給ふ事となも成にける。（なほ次條に、式の事を記しつゝ言ふをも合せ考ふべし。）さて上件。弘仁貞觀延喜三代の格。共に今傳はらず。此三格を一に都たるが類聚三代格なり。撰者は誰人と云こと詳ならず。書籍目錄に。三十卷と見たれども。（彼書目に載たる書の卷數は、信がたき事ども有れど、此は信なるべし、其は弘仁格十卷、貞觀格十二卷、延喜格十二卷、合せて三十四卷を類聚たる書なればなり。）今存り傳れるは。纔

に一。二。三。五。七。八。十二。の七卷のみなり。(世に行はるゝ本は、大抵五卷なると、六卷なると有り、近頃江戸の御旗本に、日下部那佐勝皐、字は久左衞門と云へる人有りて、政事要略を始め、其他の古書に引て存れる格の文を摭ひ集めて、格逸と號られたるに、また塙氏の、なほ諸書より、三代格の文を抄出て、補ひたるが四卷あり、是いと宜き物なり、三代格に添置て讀べし、「賴圀云三代格は木板も善けれど國史大系に收れたるには索引ありて便よし」) 抑〻令律式に載されたる御制は。動まじくと構られたる御法なれど。格は當時々に宣ひ出る御制なる故に。御々世々の政事の沿革を知るには此を熟く辨ふるに越たる事なし。(おのれ神祇令より以下の要とある諸令を採て、根を神世より述徵し、三代格は更なり、御々世々の詔勅宣符を引隷け、其沿革の樣を解明めて、制度通考といふ書を撰らむと思ふに、暇なくていまだ得果さず、さて律令と、格式との差別の心得に、知り置べき事あり、其は法曹類林に、問謂令謂式、共行立之文、朝參次第也云々、何忝以式文、偏稱朝參行立之次第、以令條判他處文書之署所哉、彼令條者、言階級之上下、不分官職之次第也、因茲今制此式文也、然則縱雖臨時集會之所、何乖式文、以可書署書哉云々、答、令式之文是灼然、誰稱臨時之所哉、今以朝參行立之次第、因准他所文書之署所、文兼兩方、疑難一決、偏欲依式文則、可背令條、尙欲歸令條、又似破式文、是以廻准據之法、求比附之文、式者守職補闕之制也、不涉他事、令者文義普通之典也、旁載衆務、以始明終、以終明始、引彼明此、引此明彼者也、云々、故格序云、律令是爲從政之本、格式乃爲守職之要者、朝廷行列、雖至式文、臨時所文書之署所、須准據令條、以依授位前後也、至式文者、無可比附法之故也、就中雜律云、違令者笞五十、別式減一等者、爰知式輕令重者、何閣令條、强執式文哉、云々と有を熟く讀て、前後に引る書等に、式則補闕拾遺といひ、或は別式といひ、條流と云へるも、みな令に對へての語なる由を辨へ悟るべし、さて法曹類林は、

書籍目錄に、二百三十卷、法曹勘文類集、加通憲令案、藤通憲撰と見たる如く、法曹家の勘文を類聚したる物なるが、今は只二卷のみ存りて群書類從に收たり）さて三代格を讀むには。政事要略。朝野群載。類聚符宣抄など。かならず添置てよく讀べし。便宜こと多有ればなり。（書籍目錄に、政事要略百三十卷、記公務、交替、國文、糺彈雜事至要、臨時雜事等、惟宗允亮撰とあり、今傳はる卷々、取集めて二十三四卷ならで無を、塙氏の藏たるは二十七卷ありて、世に珍しき本なり、朝野群載は、序に、予曾無拾芥之智、唯有守株之愚、多集反故之體、以爲知新之師、部類成三十卷、號曰朝野群載、可謂不昇青雲高見紫宮之月、不出一室遙知萬邦之風、但暫著及拙、編次惟壙踈、涉獵以捐、後見宜補前闕、于時永久之曆、丙申之年、善家筭儒爲康抄之とあり、書籍目錄にも、三十卷、記作文書札等體、三善爲康撰と有れども、今傳はる處は七卷闕て、大抵二十三卷ならではなし、此書、作文書札を多く載せれば、文筆の書に類たれど、官府に預れる文多く、雜文の中には、田地賣買劵の事など見え、其他種々の事を見得らるゝ書なり、また符宣抄は、一名を左丞抄ともいふ、三代の格に洩たる當頃の格文を摭ひ集め、延喜より後、延久の頃までの符宣を類聚して、もと十卷なるが、二五の卷缺けて、今は八卷傳はれり、卷ごとに、保安二年に書寫の奥書有て、十卷の末に、左丞抄八冊、十冊之內、第二第五缺、右代々雖令傳領、依歷年序、每披見彌恐古本之破損新寫之文字不審等、只如形令似之、或以朱加愚意、蓋此記者爲祢家之秘本、於他家所持之輩一切不聞之由、嚴君之命也、因茲秘而猶不出窓外、後葉之外者輙不披見、若後生雖有懇望人、深藏篋底莫他借、于時元祿第四、辛未、閏八月廿七日起筆、翌年正月二十二日書寫比校畢、左大史小槻宿禰書判とあり、然れば、此は小槻の一家に傳りし書にて、元祿四年に寫し直せる時、既に二五の卷は欠て有しなり、甚もやごとなき書なれば必見るべし、「頼圀云祢家文書は此書の續編と謂ふべきものにて必見るべき書なり續左丞抄と題して國史大系に收たり」）

古史徵一冬之卷

山崎篤利謹記

開題記目錄大意

○上件三典に添讀べき書等の論下七

此條には、まづ始に、諸司式儀式の典を御撰ありし沿革を論ひて、弘仁式は、文武天皇の大寶元年より、次々に錄留たる記文を採撰びて記されたる典にて、律令の典と異りて、本書を唐土に取ざる事、されど中に漢風も多く混れる故よし、唐禮といひし書の事、さて神世より大寶の御世まで、式の御典の無りしかど、諸氏おの〳〵儀式諸職に供奉れる有趣、さて推古天皇の御世に、厩戸皇子の御擧として、漢風の威儀禮式を用ひ給へるより、稍々に舊式變りて、孝德天皇の御代に、上古より仕奉れる諸氏の舊職を改め去しめ、百官を任たまひ、諸職の氏人たがひに其職のいたく替れる事、其より齊明、天智、天武、持統、四御代の間にも、次々に古風を廢めて漢風を文り增し給ひ文武天皇の御代より、殊に大に漢威儀をまねひ餝り給へる故に、式典なくては得有まじくなりて、記文の始めて有し事、因に御即位調度圖、御即位用途記などの事、さて次々になほ文餝を增て、記文も多く成れるを、大炊天皇の御世に、始めて其を撰定め給はむ事を、石川年足朝臣の奏せるに依て、其議ありし事、因に漢風に過たる事は、世に行はれざりし事、また格式の典に、政事を各諸司に繫たるは、年足朝臣の始られたる事、さて桓武天皇、平城天皇二御世にも、其議ありしかど成ずて、嵯峨天皇の御世に弘仁式の成れる事、また淳和天皇、仁明天皇二御世にも、改正されたる事、さて清和天皇の御世に、貞觀式の成れる事を、御紀を引き、序を註して解明され、此式は式の全書に非ず、弘仁式の別錄なりし事、さて醍醐天皇の延長五年に、延喜式を奏進しめ給へる由緒を、其時の表と序とを註して考へ明し、其より式の總論になりて延喜式は、弘仁貞觀の兩式を併せて重複を省き、貞觀より延喜までに起れる事、革れる事をも加へて、綴り成されたる典なれば、

弘仁貞觀の兩式は延喜式に具れり、然れども舊式をも探ね見るべき事、因に今世に傳はる弘仁式といふ物の論ひ、さて現在る延喜式の條々の首に、弘貞延など標せるは由ある事、因に造格式所の事を記し、さて延喜式の卷數の、有べき狀よりは少き事の考へ、因に小野宮年中行事、さて式の文中に所々に事見儀式といへる事、古く儀式といへる書の考へ、また其儀式の書に、祭秩の禮式を漏されし論ひ、因に伊勢兩宮の儀式帳の事、また其註解どもの事、大神宮年中行事、外宮子等館祭典式などの事におよび、さて弘仁の內裡式の事を論ひて、其序と跋とを解き、然して今傳はるは、當昔の全書に非ざる事を、諸書を引て考へ明し、さて十卷の儀式の事を論ひ、此は舊き儀式の書等の彼此と闕て殘れるを集たる物にて、全書に非ざる事、また此を貞觀儀式と題せるは誤なる事、さて新儀式といふ書の事、因に舊く儀式てふ書の多有し事、西宮記、北山抄、江次第などの事におよび、舊き年中行事の書等のこと、禁祕御抄の事、さて延喜式五十卷の中に、一卷より十卷まで神祇式なるは、皇朝の尊き御定なる故よし、また祝詞式は、古く別に書傳たるを、採り修られたる物なる事、此をよく讀べき由よし、因に台記の別記なる中臣壽詞は、日本紀令式などにはいはゆる、天神壽詞なる事、さて神名帳の事まで、を論ひ、○是より倭名類聚抄の事におよび、其序を註して、此書の成れる故よしは更なり、辨色立成、楊氏漢語抄の事、また因に桑家漢語抄といふ書の事におよび、和名本草の事、また因に康賴本草、大同類聚方、醫心方、神遺方などの事を論ひ、日本紀私記どもの事、和名抄を撰れし頃まで、漢語抄といへる辭書の多有しこと、また和名抄は古書等の中より、假字用格を摭ひ聚たる書なる事、因に古書を讀むには、まづ其序を殊によく明めて、後に本文に讀み通るべき事、さて此抄を讀むに就て心得べき說どもを記し、故鈴屋翁の說を擧て、因に新撰字鏡、類聚名義抄、字鏡集、以呂波字類抄、難字記、平他字類抄など、其餘かゝる類の書等のこと、また靈異記の事、漢土の字書どもの事、また漢土に絕たる字義の、皇國の古書に遺れる事、一

切經音義といふ書の事、また漢字の音義の區々なる由よし、また漢字の義をも捨ず明らむべき事、故鈴屋翁の、和名抄のかはりにも用べき書を、作らま欲く思はれし事、さて信友主の說を取て、和名と云ること此抄よりも旣く、仁明天皇紀、日本紀略などにも見たる論ひ、さて此抄の詳略の異本どもの事、天文本、大須本の論ひ、因に古書に異本の多有かるは、草稿の數々傳はれる故なる事、さて和名抄に、國郡鄕の名、また職官部の載れる事、舊くは姓氏部さへに載有し考までを記し○さて古語拾遺の事におよび、齋部廣成宿禰の此書を奏上りて、古道の頽廢れむとするを持直し、古に復さむとせられたる志の高く貴く、かつ故實の源に達へる事どもを數へて、訴奏されたる十一條は、神に皇に國に忠なる志氣の、深切に著明く、古學の見識を磨く學則なる由より筆を起して、元祿の板本塙本、また古寫本どもの事、舊き註本どもの事、因に塙保巳一檢校の群書類從の事におよび、さて今本どもの初に從五位下齋部宿禰廣成撰と有は、後人の加筆なる事の論ひ、さて廣成

宿禰の自序を解て、其中に、上古之世未ㇾ有二文字一、と云る事の追繼の考へ、天書といひし書のことまた齋部家の古書どもの事、さて平城天皇紀の文を引きて齋部氏の舊く憤を畜たりし所由を述べ、疑齋といふ書の僻說を、鈴屋翁の、疑齋辨といふ物をも擧て論ひ直し、さて本文十一條の註して、其中に大寶年中に、初めて式の記文有しかど、神祇の薄、望秩の禮式の無りし事、また神名帳の出來つる故よし、大同の頃にも、神事になほ漏たる事の多有しこと、草薙劒の事、天照大御神の尊さの二坐まさぬ事、伊勢の宮司に、必置るべき司々の置れざるが多かる事、神殿を造る式の事、大殿祭御門祭の事、中臣忌部位階のこと、大宰の主神司の事、諸國の大社にも忌部を預らしめざる事、鎭魂祭の事、やごとなき神裔の絕むとする歎のこと、因に伊勢の津を領す殿の切の事、勝寶九歲の左辨官の口宣の事、さて廣成宿禰の自跋の文を解せられたる始に、俗の漢意なる徒の神世の事蹟、神の靈異を疑ふ痴心を覺さむと、鈴屋翁の水草の上の物語といふ文を擧て、所々に註して、文

意を誨し、因に小國重年の著せる書どもの事、さて孝徳天皇の御世に肇め給ひし御制法に、上古の風の漏たる事、平城天皇の御世に造式の議有し事、廣成宿禰の、其家の故實を召問れたるを歡はれし事、因に正保遺事、山陵志などに記せる事、さて類聚國史を引て、廣成宿禰に位階を賜へる事までを註し竟て、總論に三善淸行朝臣の意見封事を引き、甚く佛法と漢風を用ひ給へるより、神事の衰たる弊を述べ、因に儒佛の道の世に普く弘まれる故よし、古道を學ぶ心ばへの事におよび、其より古史成文を撰ばれたる由緒を述て、舊き私に記せる史どもに、神代を省たるが非事なる事、さて古史成文といひ、古史徵といひ、古史傳といふ題號の事、さて文を成せる凡の例格の事、日本紀私記の讀例に據て、日本紀を始め古書を讀たる故よし、因に和漢の撰史の法を辨へ、日本紀の一書等を成文に引用たる例、日本紀の假字は、古事記に用たる假字に改たる事、古事記の文例には、傚たれど從がたきは、古事記の文をも改たる事、成文の文と、靈の眞柱に擧たる文と違へるは、成文に從ふべき事、終に此首巻四巻を開題記と號たる由緒までを記されたり。

古史徵一之卷冬

開題記

平篤胤謹撰

○上件三典に添讀べき書等の論下七

さて是より立却りて。また諸司式儀式の典を。御撰ありし沿革を論はむとす。然るはまづ弘仁式序に。上起大寶元年云々と有は。（彼下にかつ〴〵いへる如く。）大寶元年の頃より書留たる記文を。第一に採りて錄き起たる由なれば。諸司式儀式の典は。律令の典と事異りて。本書を西土に採らず。此御世より始めて。別に次々記し給へるになむ有ける。（中に漢風も多く混れるは、彼國へ大御使を遣して、見取聞取しめ給へるのみにて、本書を貢せしめて、其に本づき給へるには非じ、但し聖武天皇紀、天平七年の處に、四月辛亥、入唐留學生下道朝臣眞備、獻唐禮一百三十卷と有を思へば、後には此等の籍を、見合せ給へる事は有しなり、其は清和天皇紀、貞觀十三年十月の處に、喪服の事を論ひて、案唐禮曰云々と見え、新儀式には、彼此に云々之例依唐禮といひ、唐禮云々、と云る事も有を以て知べし、また貞觀十三年の紀に、本朝制度多擬唐家と有る、前後の文をも合せ考ふべし、）抑神の御世より君主あり蒼生ありて、其を治め給ふとしては。必事あり。事有れば必式ある理にして。すなはち神の御世より、神ながら定め坐る御式の有來しまに〳〵。御々代々に。隆盛なる御其舊式に習ひ據ましつゝ。御式を。定め來給へる事の狀。其證神典どもを始め。古書どもに散見たるを。彼是照し考へて著明なり。然るに其式を記されたる事の。他事とは遙に後れて。然甚く遲有つるはいかにと論ふに。吾が皇朝の威儀禮式の原は。掛まくも畏き。天津御祖產靈大神。天照大御神の命もちて。高天原に事始め賜ひて。（此は遷却崇神詞、道饗祭詞、中臣壽詞などに、高天原仁神留坐須、皇親神漏岐神漏美乃命遠持天、高天原仁事始天とやうに、申せる詞の有を以て知べし、縣居大人も、鈴屋大人も、此由を、未委く見得られざりけり、）皇御孫邇々藝命を。天降坐しめ給ふ時に。宜如天上之儀と。御依し坐る

儀式にして。（この事既に前條にも論へりき、）上にいへる如く。古書どもに其證明白に見え。また當今の現御神の。大朝廷の儀式にも傳へ坐つる。いともいとも重厚く尊貴き御事なりかし。故謹みて熟々古傳を合せ考るに。いと上古には。其御依しの隨なる道の。大同ひ行はれし故に。百八十の氏人。各々その家職を。世々に傳へ來てよく守り。その儀式のある時々。事ごとに。豫て持分たる事の風を違へず。大御命を待ちも待ずも仕奉りしかば。各々其業に精く。其場に集へば。やがて其儀式は自然のごと整ひて。諸司式儀式の典は錄し設け給ふまでも無りしを。（其は譬へば、忌部首は、物作る諸氏を率て、神に供ふる色々を調へ、中臣連は、神事の宗源を掌りて、神と皇との御中執持つ業を仕奉り、大伴は靭を付け弓を執り、靭負ふ部を率て御門を守り、物部は、威儀の具を備へて內を護り固め、掃部は掃き清め敷設を掌り、主水は飲水を取りて其事に仕奉り、膳部は大御食の事を仕奉る事の如く、此有狀に、諸職の八十氏人、各も〳〵其家々の遠祖より八十連綿に、其職の本の故事由緒を、語りつぎ能守りて、仕奉り來りし趣なること、古書どもに見たるが如し、なほ言はゞ、高橋氏文などに記せるやう、また大祓詞に、大中臣、天津金木乎、本打切、末打斷弖、千座置座爾置足波志弖、天津菅曾乎、本苅斷末苅切弖、八針爾取辟弖、天津祝詞乃、太祝詞事乎宣禮、云々と有などは、天神の御言もて、御傳坐る式を、然ながら詞に述たるなり、また大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奧山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以弖、伐操弖、本末乎波山神爾祭弖、中間乎持出來弖、齋鉏乎以氐、齋柱立弖云々、齋玉作等我、持齋波利、持淨麻波利、造仕奉禮留、瑞八尺瓊能御吹支乃、五百都御統乃玉爾、明和幣、曜和幣乎附弖、齋部某我弱肩爾、太襁取懸氐、言壽支鎭奉云々、と有などは、式を詞に言ひ著せるなり、なほ此類は多かるを、此にはいさゝか、其狀を言ふのみぞ、委くは古史傳に言を見るべし、）推古天皇の御世に廐戶皇子の攝政の御擧として。漢風の威儀禮式を交へ行ひ給ひしより。えも知らぬ文餝儀のうち混り。稍稍に故實の舊式は變り初たるに。孝德天皇の御世に至りては。上古の舊より仕奉れる氏人の。家々の職

を改め去ちて。他人を訪ひ求めて。新に百官人を任給ひしかば。諸職の氏人。互に其職の替れる故に。其事にたど〳〵しく。其度ごとに。新なるが如有けむこと。其御代の史に記されたる趣。また制條官符の名有を見通して想像らるゝなり。（孝德天皇の御世に、世官を停むる制を建給ふと、直に其業の替れること、古語拾遺に難波長柄豐前朝、小華下齋部首作賀斯、拜神官頭、令掌叙王族、宮內禮儀、婚姻卜筮事上とある一を以ても知べし、齋部氏の、世々に掌れる職とは、甚く異なる御依しなり、鎌足公傳に、此時の事を記して、人得其官、野无遺材云々と有れど、此類の叙爵多有しかば、人得其官としも言むや、此時よく古例を修めて、諸司百官おの〳〵其職の人を任して、其氏上たる人を、長官次官に依し、其帥たりし部々を、本の如く隷て、制を建給はましかばと所思ゆるを、其職々の人々をば、諸司の卑しき部々に使ひて、長官次官などの高き官には、多く傍の人を任給へる故に、後には諸職の氏人は、其職を卑しみ嫌ひて、免たるも多く、故神世よりの古家々には、次々に失行しなり、

後の事ながら類聚國史に、淳和天皇、天長三年、九月庚午、伊豫守從四位上、安倍朝臣眞勝卒云々、弘仁十一年、任神祇伯云々、天資質樸、不好祇媚、學老莊、口自讀如流、不精義理云々と有を思ふべし、古道の上より言むには、神祇伯は、神と皇との御中執持ちて、其道の宗源を掌り、神祇をよく祇み敬ひ、媚和すべき義理を精く辨へたる、中臣連を任給ふべき宗業なるを、老莊の學を好める他氏人の、よく如此ならむこと覺束なし、中臣本系帳に、此氏供奉神事良有以矣、苟非其人恐致咎祟と有をも思ふべし、さて國史は更なり、彼此の書に孝德天皇の御世に漢風を行ひ給へる事の、多く見たる中に、此御世より漢土の立禮を用ひ給へる由見たるを以ても、當時の樣を想ひ像るべし）それより齊明天智天武持統四御代の間に。次々に古風を廢めて。文飾を增加へ給へること。國史を讀通して知らるゝ中に。天武天皇紀。十年二月の詔曰に。朕今更欲定律令改法式云々。分人應行。（この全文は、前條に引て、委く論へりき、）と見たる法式は。律令と對へて詔へるを案ふに。諸司式儀式

古の事なるは言ふも更にて。欲レ改とは。惟神なる古き儀式を漢風に改むと欲す由なり。（律令は、早く天智天皇の御世に、典の成てある故に、彼は定めむと欲ふと詔ひ、式をば改むと欲ふと詔へるに、心を著て辨ふべし、）かくて。十一年八月朔日の下に。令二親王以下及諸臣一。各俾レ申二法式應レ用之事一とあるは。舊よりの儀式の。其随に置きて用ふべき事と。漢國の威儀の。採用ふべき事ヽを議申さしめ。擇定めて記文に錄さむの御心にぞ有けむ。（十年二月の詔曰と照し合せて辨ふべし）さて持統天皇の御世を過て。文武天皇の御世に至りて。殊に甚く漢威儀を學び餝り給へり。其は御紀に。二年八月の處に。癸丑定二朝儀之禮一。語具二別式一とあるを思ふべし。（別式とは、前にも後にも云ふ如く、諸司百官の式と儀式とを兼たる言にて、令を本として其に對たる言なり）此は式典の事の見たる始にて。かく記定め。よく整へ置て。大に行ひ給はむ結構なり。その飾り始は。五年正月にぞ有ける。（二年八月より、四年の冬まで、二歳ばかりが間に整たるなり、神祖の事始め坐して、八百萬歳が間を行給ひ來し、眞の

威儀禮式を大抵は廢めて、事痛き漢儀を、大に文り備へ給はむとなれば、然も有べき事なり、この五年と云が、やがて大寶元年なり、）其は御紀に。大寶元年。正月朔。天皇御二大極殿一受レ朝。其儀於二正門一樹二烏形幢一。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者陳二列左右一。文物之儀於レ是備矣と有もて知るべし。（かヽる物の形畫る幢を用ひ給へる事は、既く聖徳太子の始め給へる由は、前條に、推古天皇紀の文に、皇太子請二于天皇一以作二大楯及靫一、繪二于旗幟一と有を引て論へるが如く、明年の正月朔日に、漢風の威儀を飾り給はむ結構と聞ゆれば、其を用ひ給へるより、後の御世世々にも、其に例ひ給へる事は著きを、此御世には、殊更に大に用られたる故に、かく記されしならむ、文にはたゞ幡と蕃夷の使者の事のみ見たれど、此は大なる事を擧て、小なる事は、其に隷て記し省けるにこそ有れ、かの獸形の繡帽額を懸亘し、火爐に香を燒き、高御座に漢風を、飾り給へるなど、其他種々の事ども有も、悉この時より用ひ始め給へるならむ、文物之儀於レ是備矣、と有るに心を著て思ひ辨ふべし、此は不比等公の律令

を刊修られ、其を施行して、官名位號を改られたる頃なりしかば、此擧も專と彼公の議り奏されしならむ、右の所謂文物の圖は、御即位調度圖といふ物に悉く見えたり、此も塙氏の群書類從に收たり、また御即位用途記を見て、其色々を知べし、）かゝれば。此御世に始めて。諸司式威儀の事を記されけむは。實然も有べき事なり。其は古語拾遺にも。至大寶年中初有記文云々。と云るに思ひ合せて辨ふべし。（なほ拾遺のこの文の事は、下に全文を擧て委く論ふを見るべし、）さて此後の御々世々にも。次々に文り加られたる。漢儀も多有しかば。（こは御紀を次々に委く讀て知べし、）記文も次々に增在し故に。其を撰錄の議は有しなりけり。（弘仁式序に、採官府之故事、摭諸曹之遺例、商略今古、審察用捨云々、上起大寶元年、下迄弘仁十年と云る文にて、御々世々に記されたる、文案記文の多有し事は知られたり、）其はまづ大炊天皇紀。天平寶字三年。六月丙辰の處に。是日勅各作封事以陳得失。正三位中納言。兼文部卿神祇伯　石川朝臣年足奏曰。臣聞治官之本要據律令。爲政之宗則須格式。方今科條之禁。雖著篇簡。別式之文。未有制作。伏乞作別式。與律令並行。付所司施行と見たるは。格式の典を御撰あらむ事を奏せる故に。其事を諸司に付て宣ひ出たる由なり。（別式と云は、諸司式儀式をいふ由は上にいへり、殊に此は格をさへに兼ていへり、其は律令と對たるもて知べし、また同月壬子の處に、令太宰府造行軍式、以將伐新羅也、と云ふ事も見えたり、○因に云、この得失を陳しめ給へる事を記せる處の終に、其緇侶意見略據漢風。施於我俗、事多不穩、雖下官符、不行於世、故不具載とあり、是亦よく心を留めて讀置べき事なり、其は官符を下し給へども、漢風に過たる事は、神の御國には行はれざりけり、）其式の全成りて。施行し給へる由に非ざること同六年九月乙己の處に。年足朝臣の薨れる事を記し訖て。寶字三年勅公卿。各言意見。仍上便宜。作別式二十卷。各以其政。繫於本司。雖未施行。頗有據用焉。と有を以て知べし。（此文に據るに、其政事を各々諸司に繫て錄すことは、年足朝臣の始られたる事にて、弘仁式より次々の式も格

も、是に例はれたると聞えたり、）さて稱德天皇。光仁天皇二御代を過て。桓武天皇の御世に。其議有て。詔命せ給へること。弘仁式序に見えたる如く在しかど。事成ざりしかば。(此事は、既に前條にいへりき、下に引く類聚國史に、三守朝臣の言に先朝延曆年中、降綸言於卿相云々と有も此事を言れしなり、延曆二十三年に、伊勢兩宮より儀式帳を奏進れるも、式を御撰あらむ料に、召問ひ給へるにぞ有るべき、儀式帳の事は、なほ下に云べし、）次御代平城天皇の御世にも。其議ありしと聞ゆ。其は此御世の。大同三年に奏進れる。古語拾遺に。當此造式之年。幸遇求訪之休運云々。といひ。幸蒙召問。故錄舊說。敢以上聞とも書れたるを思ふべし。(この拾遺の文は、下に全文を擧て委く註を見よ、）式を造らむ議有し故に。忌部の古語をも召問れたるなり。(但し此事御紀には見えず、若くは闕けたる卷に有けむも知べからず、さて此御世にもかく、造式の議有しを除て、弘仁式序に、桓武天皇の次に、其御志を、嵯峨天皇のやがて紹坐る趣に記れたるは、此天皇は、平城天皇の皇弟に坐すを、御位を禪り受給へる後に、かの藤原藥子が事の亂によりて、御兄弟の御間惡くなり給ひし故に、平城天皇の御事をば、省きて申せると所思たり、彼序に天朝以聖受聖と云るも、桓武天皇の御次を、やがて嵯峨天皇の嗣ぎ坐る趣に記せる文にて、御紀にも此趣の文これかれ見えたり、心を著て見るべし、）然れども。此御世にも事果し給ざりし故に。嵯峨天皇の御世になりて。弘仁格式の御撰は事成しなり。(この事は上に擧たる弘仁格式序に委く見えて、彼下に註りき、）偖また類聚國史に。淳和天皇。天長七年十月丁未。大納言正三位。藤原朝臣三守等言臣竊案。昔我文武天皇。大寶元年。甫制律令。施行天下云々。(以上の文意は、前條に論へるを以て知るべし、）但律令之典。止擧本綱。至於體履相須。式條猶缺論之政術。因有未周。(律令は本綱と云事を心得おくべし、格式を兼て別式と云も此故なり、其は下に云を合せ考ふべし、）所以。先朝延曆年中。降綸言於卿相。揮折簡於英髦。(かく物し給へれど事訖ざりし事、弘仁式序の註に既にいへりき、）厥後時年漸遷。舊例屢改。討論取捨。動歷年所。至於弘

仁。乃以絶筆。（此は弘仁式は、弘仁十年までの記文を集め成されたる由をいへりと聞ゆ、）於是分置群臣。更令摘續。欲成之不日。而歳月其除。（弘仁の御世に御撰ありし後。續々に事を加へ、補はれたる由を言れたるなり、）伏惟皇帝陛下云々。功成作樂之時。治定制禮之日也。（皇帝陛下は、當代淳和天皇を申て、嵯峨天皇の皇弟にて、御位を紹坐るを言れたるなり、）臣等元與左大臣。藤原朝臣冬嗣。中納言藤原朝臣葛野麻呂。參議秋篠朝臣安人。參議橘朝臣常主等四臣。共稟叓詔。忝預編修。爾來四臣相尋薨卒。其存者臣等兩人而已。（前には三守等といひ、此に臣等兩人とあるその一人は誰人なりけむ知べからず、さて位署は例の如く省きつ、）以夫鉛槧已下。研覈惟究。謹詣闕奉進。伏望宣布中外。盡使遵行。制可。十一月丁亥。頒行神祇。八省。彈正。左右京。春宮。勘解由。六衞。左右兵庫格式と有り。然れば。此御世にもなほ改め修されけり。（また同年閏十二月丙申の下に、授正五位下、興原宿禰敏久正五位上、以作格式之功也、また八年二月辛未、主計助從六位下山上朝臣國守、太政官左史從七位下、豐井連安智、從八位上粟田忌寸豐長、右史生從八位上、錦部村主人勝麻呂四人敍一階、直造格式所也、と云ことも見えたり、內裡式も弘仁に成れるを、此御世に改修有しこと、下に云を見るべし、）また仁明天皇紀。承和七年四月の下に。丁卯。頒行諸司百官。改正遺漏紕繆格式と見たれば。此御世にも。格式ともに遺漏たる事を加へ。紕繆をも改正されしなり。（然れど、右二御代には、格式ともに、只こゝかしこ、改め修せるのみなる故に、新撰には數まへざるなりけり、）かくて清和天皇の貞觀十三年に。貞觀式の奏進あり。（貞觀格に二年後れて成れり、されど詔命せ給へるは、同時なるべきこと、上に既にいへりき、）其は御紀に。八月二十五日の處に。是日撰貞觀式畢。正三位守右大臣藤原朝臣氏宗。南淵朝臣年名。大江朝臣音人。菅原朝臣是善。紀朝臣安雄等。詣闕奉進。（この撰者たち五人の位署委く見えたれど、文長ければ、例の省きて記せるなり、）其都序曰。弘仁聖帝云云。降沖旨以脩撰。作諸司式四十卷。雖機杼已遠衣被無窮。然自燕而觀。有不盡矣。況復帝裁彌

久。風猷積億。譬夫調琴瑟有時當弛張焉。（弘仁聖帝とは、嵯峨天皇を申す、彼弘仁の年に、式を撰定しめ給へる後、稍々に沿革れる事もあり、また彼式を今より觀れば、盡さゞる事も有と云るなり）伏惟今上陛下云々。思夫所以銜策無闕。璣衡克齊。除梗澁於政途。隆輪奐於堂搆。近故右大臣正一位藤原朝臣良相。知聖旨欲有興作。與太政大臣。從一位藤原朝臣良房定議。奏可撰格式之狀。（文の意は、今上清和天皇、大御心に、御政事をよく爲まく欲く所思看せる其聖旨を、右大臣良相公の知して、太政大臣良房公と定議りて、格式を撰べき由を奏せると云へるなり、此文に依るに、この兩大臣の議奏されしは、格を御撰有しよりは、前なること炳し、上に擧たる貞觀格序と、合せ考へて辨ふべし）詔令右大臣正二位臣藤原朝臣氏宗臣。南淵朝臣年名。臣大江朝臣音人。臣菅原朝臣是善。與臣紀朝臣安雄。臣大春日朝臣安永。臣布瑠宿禰道永。臣山田宿禰弘宗等。尙攉古今。折衷文武。詳其流變。補彼舊章。（彼舊章とは、弘仁式をいふ、かく詔命せ給へる年月は、今知べからず、さて

此人々は、格の御撰にも預れる人々なり、位署は例の省きて引つ）設有取捨之宜。未知其辨。即請雌黃於上臺云々。（此は弘仁格式序に、其諸司所行、彼此參差、或因修雖久不便於事、若斯之流、難以取則、具錄聽天裁、と有に同意の文なり、彼處に注ると合せ考ふべし）變古宜今者。別錄爲二十卷。名曰貞觀式。方冀新舊兩存。本枝相待云云。（此文に依て案ふに、貞觀式は、式の全書には非ずて、彼弘仁式に、弘仁十年までの式を載されて、後弘仁十一年より貞觀十二年まで、五十一年が間を始れる儀、變り來つる式などを、別に緝錄せるにて、本式は、彼式に讓られたる物になむ有けるかれ前文に、補彼舊章といひ、卷數も彼式の半ならでは無りしなり、同御世に成たる格も、弘仁格の成れる後年より記せるを思ふべし、然るに、貞觀格の、かへりて、弘仁格より卷數の多かる事は、式は一旦定りては、然しも革り無るべき物なるを、格は事多くなるに從ひて、宣ひ出る事の、疊り行く理なる故に、式に合せては、卷數の多かるべき物なり、後の延喜格も、十二卷ぞ有ける）至若朝會

宴饗蕃客。祭禮。諸儀注等。文繁事碎。不載於斯。(此は上に擧たる弘仁格式序に、其朝會之禮、蕃客之儀、項年之間、隨宜改易、至於有事例、具存記文、今之所撰、且以略諸、とあると同じ意なり、合せ考ふべし、)然厥辭意紛錯。式妨履行。詳加討論。用從修正。欲其與式參酌雙流於世。(此は右の祭禮朝會宴饗蕃客の、諸儀を注せる文の紛錯しく、其儀を履行ふに妨あるは、詳に討論ひて、修正したり、此は式と雙べて、世に流へむとてなりと云るなり、なほ此諸儀の注文の事は、下に取都て委く云を見るべし、)臣等才非博物。業謝通機。徒感江鐸之從風。却慙玉繩之垂象。謹序と見え。十月廿二日(甲子)の下に。敕頒貞觀式。施之內外。盡使遵行、とあり。(陽成天皇紀、元慶元年、十一月三日の處に、音人朝臣の薨の事を載して、音人有敕、與參議刑部卿、菅原朝臣是善、撰定貞觀格式、其上表並序、皆是音人之辭也とあり、然れば貞觀格式の文は此朝臣たちの作れたるなりけり、)さて是より五十七年過て。醍醐天皇の延長五年に。左大臣藤原朝臣忠平公等に。延喜式を奏進しめ給へり。其は本の初發に。上延喜格式表と有て。其文に。臣忠平等言。竊以。天覆地載。聖帝則之育民云々。嵯峨太上天皇。化周天壤。澤覃淵泉。制格式之明文。貽簡冊於昆季。六典詳其綱紀。百寮無所依違。斯固納軌之楷模。經國之准的者也。(こは嵯峨天皇の御世に、弘仁格式を撰定しめ給へる事を、稱奉れるなり、)貞觀先帝。繼受寶命云々。憲章所以疊矩。凡例由其重規。暨乎年代稍遐質文遞起。莫不變通之道。南北分岐。號令之流淺深別派。(此は淸和天皇の御世に重ねて格式を撰定しめ給へる由を、述たるまでの文にて、前に擧たる序どもにも、彼此いへるに異なる意なし、)皇帝陛下云々。(降沖旨彌縫隄防。增損往來之科條。裨補前修之殘缺。)この詔命せ給へる時は、下に引く序文に依るに、延喜五年八月なりけり、)臣等謹奉綸命。搜古典於周室。擇舊儀於漢家。取捨弘仁貞觀之弛張。因循永徽開元之沿革。(永徽開元ともに西戎國の唐と云し代の年號なり、此の文を熟々讀て、皇朝の式に漢儀も多く交り有るべき事を辨ふべし、)勒成二部。名曰延喜格式。但格十二卷。筆削早成。往年

奏上。（延喜格は、是より二十年前、延喜八年に奏進られし事、既に注るが如し、）式五十卷。撰集纔畢。今日上聞云々。謹詣闕拜表以聞云々。延長五年十二月廿六日。左大臣正二位。臣藤原朝臣忠平。臣藤原朝臣清貫。臣大中臣朝臣安則。臣伴宿禰久永。臣阿刀宿禰忠行等上表と有るを以て知られたり。（此表は、今の印本の初にも見えたり、位署は例の省きて記しつ、）さて其序文に。弘仁聖主云々。降綸言作諸司式四十卷云々。貞觀天朝亦降睿旨。尚推古今。撰式廿卷。新舊兩存本枝相得。然猶後式攸錄。事多漏略。（文は先に次々云るに異なる意なき中に、後式と云るは貞觀式を云へり、彼に漏し略ける事の多きとなり、）今上陛下云々。以爲。貞觀十二年以來。炎涼已久。文案差積。加以前後之式。章條僅同。卷軸斯異。諸司觸事檢閱多岐。（是ぞ延喜式を御撰ありし由來の文なる心を著て見べし、）因茲。延喜五年。秋八月。詔左大臣。從二位。藤原朝臣時平。遣藤原朝臣定國。藤原朝臣有穗。平朝臣惟範。紀朝臣長谷雄。藤原朝臣菅根。三善朝臣清行。大藏朝臣善行。藤原朝臣道明。大中臣朝臣安則。

三統宿禰理平。惟宗朝臣善經等云々。併省兩式。削成一部。（兩式とは、弘仁式、貞觀式なり、上文に前後之式と云るも同じ、）撰定未畢之間。公卿大夫。頻年薨卒。仍同十二年。春二月。敕從三位守大納言臣藤原朝臣忠平。從四位下守右大辨臣橘朝臣澄清等共。隨先業促其裁成。至延長三年秋八月。重遣大納言。正三位。臣藤原朝臣清貫。與前奉詔者。臣大中臣朝臣安則。及臣伴宿禰久永。臣阿刀宿禰忠行等。同催撰緝。責其成功。（此の文を見るに、撰緝をいそぎ催し給へる、當世の趣見るが如く想像り奉らる、）爰蒙明制。參詳斟討。搜符案於官曹。摭文記於臺閣。究本尋源。編新隸舊。（舊とは、弘仁貞觀の兩式をいふ、新とは此御世に新に增し終ふ條々にて、其を兩の舊式に隷たる由なり、）至如祭祀宴饗之禮。朝會蕃客之儀。大小流例。內外常典。事存儀式不更載斯。（此文の義は、上に擧たる貞觀式序にも、同義の文ありて、其註にいへりき、なほ下に取總て、委く注ふを見るべし、）我后留情庶官。屬想衆務云々。有利於人可擧行者。有害於物可革去者。悉以制置。垂範來裔。

（此は天皇の大御情想に言を託せて、當式を撰べるに取捨ありし事を述べ、來裔に範を垂るゝとて、撰べる由を云る文なり、）凡起弘仁舊式。至延喜新定。前後綴敍。筆削甫就。總編五十卷。號曰延喜式。庶使百川之流。皆歸於海。萬目之紀。俱理於綱云々。謹序とあり。（此は延長五年に奏進れる式なるに、延喜式と號られたるは、延喜中に詔命せ給ひ、其年頃に、もはら勞き撰たる式なればなるべし、さて符宣抄十卷撰式所の條に、少外記小野美實、右大臣宣勅、件人宜令直撰式所者、延喜十四年、八月二十九日、大外記伴久永奉と其案を載せり、次に延喜十八年に、少外記葛井清明を、撰式所に直給へる案もあり、此は延喜式を撰ばるゝ度のなるべし、さて延喜より前、天長七年に、造格式所と云ことの聞えたるは、既に類聚國史を引て注せり、延喜の頃より、格字を省て、撰式所と改たるにや、また符宣抄に、康保二年に、史生日置卿明を、撰式所に直給へる案、同四年、撰式所の書手の宣も載たり、此頃も式を撰ばるゝ擧の有しなるべし、康保は村上天皇の御時なり、〇さて弘仁式は、大寶年中より有り來し記文を集て、大に成せる諸司百官式の本書、貞觀式は、その弘仁式の出來し後に起れる事、漏たる事などを集成せる別錄、延喜式は、その弘仁貞觀の兩式を併せて、重複を省たる典なるが中に、貞觀より延喜までに起れる事、革れる事をも加へて綴成されし物なれば、兩の舊式は、大抵延喜式を載具れりと知べし、されば二代の舊式に心殘すべきに非ずと所思れど、古學に意を深めて式の沿革をも知まく欲思はむ人は、兩式の闕殘れるをも求め出て合せ考ふべし、荒木田經雅神主の內宮儀式解に、延曆二十三年に、彼儀式を奏進れる事を言ひて、皇大御國の事は、古世に本づき、沿革せざるを本とする中に、神事は殊に舊儀に違はぬを要とす、考課令の最條に、神祇祭祀、不違常典、爲神祇官之最とあり、故百官を始め、伊勢神宮齋宮寮等の式を定め給はむ御心を興し給ひ、諸司に命ありて、延曆中に司々神宮等の常儀規範を求め給けるなるべし、其後弘仁十一年に、弘仁格式を奏上し、貞觀十三年に、貞觀格式を奏上せらると云へども、猶神宮の式委からずや有けむ、弘仁式は今世に殘れゝど、神宮の事委く註さ

ず貞觀式は絕て世に傳はらねば、知がたし、爰に延長五年に至りて、左大臣忠平公など、勅を奉て、百寮百官神宮等の格式を撰集めて、延喜格式を奏上せらる、其式に大神宮式は、大凡この儀式と、豐受宮の儀式に據て記さる、延曆年間に、この儀式を奏上せさせ給へる意、是を以て察るべし、と言れしは實然る說なり、但し經雅ぬしの見られたる弘仁式は如何ならむ、予が見たるは十卷ありて、古書に引ると校合たるに、早く僞書にぞ有ける。）さて延喜式は。弘仁貞觀二代の式をも採り併せて。新め定め給へる證。また知得おくべき事は。まづ序に。起弘仁舊式。至延喜新定。前後綴敍。筆削甫就と記され。また今傳はれる延喜式の本どもの中に。太政官式。內匠式。大膳式上卷。勘解由式の卷々の條々の上頭書に。弘貞延等の字を標せり。（印本また予が見たる古寫本五六本も並て同じ。）そは年號の弘仁貞觀延喜等の字を省たる物にして其等の式を指せるにて。（そが中に、勘解由式には貞字のみ標せり、但し弘貞延など書ることは、式の本文に舊よりさる省略の文を標さるべきに非ず、記さるべくは、據貞觀式

など有べきなり、此は後に明法家の人などの、舊式に校へて、私業の目標に書加たる物なるべし、さて式全篇を通して標さゞるは、しか校へ標し竟ざる本の、世に播れる物ならむ、偖また弘貞、弘延、貞延など書るもあるは、年號を合せたるなり、）そは。類聚三代格の（今存る七卷ともに）條ごとに弘貞延等の三字を首書せると同じ例なり。（政事要略に、格の文を引たるに、弘民格、貞刑格、延兵格など書り、弘仁の民部格、貞觀の刑部格、延喜の兵部格と云ことなり、此をも准へ思ふべし。）さて小野宮年中行事に、弘仁式。貞觀式を引たる文いと數有り。其文。延喜式の。上にいはゆる弘貞などの首書ある條々なるも有り。また他卷なる條々も有を。悉く延喜式と引合せ見たるに。弘貞など首書ある條々よく符ひ。また彼首書のなき條々と。全く同じきも有を以て。二代の式を延喜の式に敍らるゝ時。多くは舊文のまゝに載されたる事さへ知られたり。（古書どもに、弘仁式、貞觀式を引たるが多かる中に、小野宮年中行事に就て論ふことは、予が見覺えたる書に、此行事ばかり、右の式文を多く引るが無ればなり、

弘仁のは神祇、太政、近衞、主水、中務、兵部、大膳、治部などの式文を引き、貞觀のは、太政、大學、治部、式部、玄蕃、兵部、兵衞、民部、中務、陰陽、などの式文を引り、此文どもを、延喜式に校合せ見て、予が言の誣ざるを辨ふべし、此年中行事は、後一條院天皇の御世に、右大臣小野宮實資公の記されたる書なり、彼小右記一名野府記と云も、此公の記錄なり）なほ心得べきは。弘仁式は四十卷。貞觀式は二十卷。都ては六十卷なるが。延喜式は貞觀より後にも。風の革れる事の有を記され。上の兩式を併せて。御撰有し式なれば。卷數はなほ多有べきに。二代の式を併たる卷數よりも減りて五十卷なるは。少く思はるゝに就て。まづ試に。かの首に弘貞延など有を。何れ多有むと數へたるに。弘仁式なるが多く。（中には數條を都て、以上弘と首せるさへあり）其次に貞觀式にて。延とあるは中に少かり。（但し今の印本には、右の首書を落せるが多かるを、此はおほくの異本どもを、校合たる上にて云なり）故案るに。弘とあるは。弘仁式に記されたる文の隨なる事は論なく。貞とあるは。弘仁式に無りし事の貞觀式に記せる條。延と有は。延喜の度に始めて載せる條なる事は論なき物から。中に。弘貞弘延貞延など首せるも有は。弘貞は。弘仁貞觀の兩式を合せて一條とし。弘延とあり。貞延とあるは。弘仁式にまれ。貞觀式にまれ。元よりある條に延喜の時に。いさゝか其趣を替て記せる條と思はる。また稀には。弘貞延と並べ記せる條もあるは。二代の式を併せて。當時文を改たる條にも有べし。其は序に。併省兩式。削成一部と見え。綴敍筆削とも見たるにて辨ふべし。然れば。卷數の減けむことは。然も有べき謂なり。（上件の事どもすべて詳には知べきならねども、三代の式の序文どもと、首書の狀とによりて、かくも有むと思ふ由を、一通りいふのみなり、なほよく考ふべし、）偖その弘と云ひ。貞といひ。延と云へる條々共に。此かしこに。事見儀式と云へる本註あり。此は式典は。諸司各々に預り掌る事を載されたる物にて。（かれ貞觀式序に諸司式と云ひ、延喜百官式と云る事も物に見えたり）其諸司うち集ての儀式は。多く略きて。別に儀式てふ書の存るに。讓られたる由の文なること。弘仁式

序に。其朝會之禮。蕃客之儀。頃年之間。隨宜改易。至於有事例。具存記文。今之所撰。且以略諸と見え。貞觀式序に。至若朝會。宴饗。蕃客。祭禮諸儀注等。文繁事碎。不載於斯。と見え。延喜式序に。至如祭祀宴饗之禮朝會蕃客之儀大小流例内外常典。事存儀式。不更載斯。と見たる。記文。儀注。儀式。名は異りたれど。全同じ書を云へりと聞ゆるに。思ひ合せて辨ふべし。(この文どもの事は、上に既に註へるをも合せ考ふべし、)斯在は儀式の書も。弘仁の頃よりは。早く有し事は著かるを。其御撰の事は。御紀に見えざれど。文武天皇の御世より有しこと。上に引る二年の御紀に。定朝禮之儀。語具別式。とある文。また古語拾遺に。至大寶年中。初有記文云々と云ると。弘仁式序に。儀式の事を。至於有事例。具存記文。と云るに思ひ合せて。推察られたり。然れども。其大寶年中に記されたる文には。朝會蕃客の禮儀などを記して猶いまだ。神祇を祭り給ふ儀式を記されずと聞ゆ。其は拾遺の右の文の下に。望秩之禮未制其式と見え。未に若當此造式之年。不制彼望秩之禮。

竊恐。後之見今。猶今之見古。と有もて知られたり。(望秩之禮とは、神祇を祭る事をいふ漢文なり、)抑々大御國は神の本つ御國、天照大御神の生坐る御國、その皇美麻命の彌遠長に所治看す御國惟神なる道のまに〳〵、天神地祇の御祭を嚴重に爲て、國民を治め給ふべし、御依し坐る御國なれば、神祭の儀式なも、萬の儀式の本つ儀式なる、然れば此を第一に記さるべきに、平城天皇の御世までも、此儀を記し遺されたるに、如何なる事にか、甚く心得がたし、)此は上に云る如く平城天皇の御世に。式を造らむの議有し故に。廣成宿禰のかく驚し奉られしなり。(但し延暦二十三年に、兩宮の儀式を奏進れるを思へば、前朝にも、祭祀の禮を御撰あらむ御心は有しなり、)然れば弘仁の御世に。弘を御撰ありし時に。この儀式を必まづ記さるべきに。此御世にも御撰無りしと通ゆ。其は上にも言へる弘仁式序に。朝會之禮蕃客之儀云々。具存記文。と有て。祭祠之禮の事を言はず。下に論ふ弘仁の内裡式にも祭禮の式の無をもて知べし。(これ亦いかなる事にか、いと〳〵心得がたし、)さて祭禮の儀式を記し

始たる御世は、詳ならねど。淸和天皇の御世には。旣に出來て有し故に。貞觀式序に。朝會宴饗蕃客祭禮諸儀注等文云々と記れたり。醍醐天皇の御世には、延喜式序に。祭祠宴饗之禮。朝會蕃客之儀云々。事存儀式と有れば更なり。(ともに上に引る全文を見て知べし)さて儀式書の今世に傳はれるは。弘仁の內裡式三卷あり。(但し今現存は闕本なり、其由は下に辨ふべし)儀式てふ物のいと古くて、今に遺り傳はれるは。延暦に奏進れる伊勢二所皇大神宮の儀式帳ばかり古きはなし。抑、儀式は。皇朝廷のみならず。神の朝廷にも本より備はりて。延暦儀式帳は、弘仁より以前に出來たる物なり。(此を帳せる年は、延暦二十三年なれども、本より仕奉り來れる式を、其儘に錄せる帳なること披見て知べく、また此に准へて、皇朝廷の儀式も、其を記せるこそ後なれ、本より備れることを知べし、內宮の儀式帳は、荒木田經雅神主の辨いと感たく記されたり、必見るべし、外宮のは沂頃度會正兌神主と云人の委く註せると聞傳たり、いとも感たき擧なりかし、さて內宮儀式を讀むには、大神宮年中行事、かならず熟く讀み熟く辨ふべし、外宮儀式に添て讀べきは、子等祭典式なり、是亦かならず見べし、月輪攝政兼實公の玉海に、我朝之習、以伊勢事爲本云々と有る如く、兩宮の儀式は、神儀式の本にて、神儀式やがて萬の儀式の本なれば、古學する徒は、熟く學び熟く辨おくべきなり、さて此儀式の中に稀にはやゝ後ざまなる事も交れゝば、是また熟く擇び熟く辨ふべし)さて弘仁の內裡式は、序に。蓋儀注之興。其所由來久矣。所以指曉於輿人納干軌物者也。(儀注とは儀式の書をいふ、貞觀式序にもかく見えたり、旣に云るを合せ見るべし)皇上以樽酌節文未具。覽之者多岐。行之者滋惑。(皇上とは、嵯峨天皇を申す文義よく達ゆれば註せず)乃詔正三位守右大臣臣藤原朝臣冬嗣。臣良岑朝臣安世臣藤原朝臣三守。臣朝野宿禰鹿取。臣小野朝臣峯守。臣桑原公腹赤。臣滋野宿禰貞主等。令修定焉(撰者たちの位署は例の省きて引り)於是鈔撫新式。採綴舊章。頻要修緝。(こゝは修定の趣を述られたるにて、舊章とは、彼大寶より以來の記文をいひ、新式とは、此御世に近く記し留たる式と聞えたり)

斯朝憲取捨之宜。斷於天旨。（上に擧たる序文どもに、こゝら見たる文意にて、天皇の大御斷に依て取捨したる由なり、）起于元正。訖于季冬。（この、典上卷は、元正受群臣朝賀式と云より、筆を起して、中卷は、十二月大儺式と云に訖たり、然れど此に不審き事あり、其は下に云を見よ、）所常履行。及臨時軍國諸大小事。以類區分。勒成三卷。（此文に依るときは、今傳はる內裡式は全書に非ず、其由下に委く云べし、）庶其升降之序。隆殺之儀。披文即曉。臨事靡滯。各修厥職。守而弗忘。衆閱書義近於此と有て。末に弘仁十二年。正月三十日とあり。然れば。弘仁式を奏進られし翌年の奏進なり。（但し、かく詔命せ給へる年月は、いまだ得考へず、）斯て後。淳和天皇の天長十年に。此をまた綴り補はれたり。其は跋文に內裡式。雖指曉之躅往日既定。而折旋之儀。頃年頗革。或有節會供張出入門闈。徒記舊時。未著新變者。聖上鑒其踳雜。斯盡會通斟酌。隨宜取捨先斷。迺詔臣等四人令綴緝焉。謹稟衷旨。詳加增損。刊繆補闕。繕寫甫就。天長十年。二月十九日。正三位守右大臣臣清原眞人夏野。臣藤原朝臣吉野。臣紀朝臣長江。臣春澄宿禰善繩と有もて知べし。（此跋文を見れば、內裡式は淳和天皇の大御親取捨し給ひて、此四人に綴修させ給へるなり、）さて此內裡式。今傳はるは。當昔の全書には非ざりけり。其は右序文に。起于元正。訖于季冬と見えて。上卷は。元正受群臣朝賀式と云より起めて。同月十七日觀射式と云に訖り。（すべて六條なり、）中卷は。四月七日。奏成選短冊式と云より始めて。十二月大儺式と云に終れり。（すべて十三條なり、）此は所謂。年中行事の式等なるに就て案ふに。年中に行ひ給ふ。內裡の儀式は。正月も十七日より後に行はるゝ事なは有り。二月三月にも。行事は多有に。此兩月の式は一條もなく。載し有る月々の行事も甚く少きは。此式の出來つる頃までは。餘行事は。なほ起らざりしにやと。國史に合せ考ふるに。いと早く起れる儀式の載ざるが多く。また下卷は。敍內親王以下式。任官式。任女官式。詔書式の四條のみなるは。序に所常履行及臨時軍國諸大小事。以類區分と有に符ず（下卷は、九行に書て、紙數も六枚に足ずぞ有ける、）

然れば。今の上中下三卷の内裡式は。多く闕て殘れるを。後に集めて序に勒成三卷。とある數に合せたるにて。元の全書三卷には非ざること明なり。（本朝書籍目錄にも、内裡式三卷、左大臣冬嗣等、奉敕撰とあるは、全書の三卷を見て云るが、今の三卷を云るか詳ならず。）なほ言はゞ。下に論ふ新儀式に。五位以上表事、將軍賜節刀事。飛驛事。皇太子加元服事などの條々に。内裡式を引き。また小野宮年中行事に。六月十日奏御卜事。晦日東西文部奏祓刀事といふ條々などに。内裡式の文を引たるに。此事今存れる三卷に見えざるをも思ふべし。（正月上卯日獻御杖事、七日節會及敍位事、八日賜女王祿事、の三條にも内裡式を引たるが、其文は今本にも殘れり。）斯在ば。今傳はる三卷は。殘闕れるを。後に綴り成せる書なること。更に疑なき物なり。（外にも、内裡式を引る書は有れど、因に、新儀式年中行事を引て證としつ、さて世に在るは、多く寫本なれど、寛政のころに藤貞幹が校正せるを板に彫しめたる本、大抵宜ければ、なほ古寫本を校合せて見るべし。）偖この式は。名の如く。内裡にて行はるゝ事の式を載されたるが。今また儀式と云物十卷傳はれり。序跋なき故に。誰人の撰と云こと知べき由なし。本朝書籍目錄に儀式十卷と見えたるに卷數も符へれば。（桃華蘂葉にも、儀式十卷とあり。）此ぞ諸司式に。事見儀式とある典の全書ならむと。悉く然有處々に引合せ觀たるに。熟く合ふ條々も有れど。符はず缺たるが多く。また見儀式となき條々も彼此あり。また此儀式にかならず載べき事の載ざるが多かり。（年中行事の書等に、儀式云とて引たる文にも、同異の文これかれ有り。）然れば此も延喜以前より有し儀式の書等の。缺たるが彼此殘り傳はれるを。後人の綴り成して。書目錄に。儀式十卷と有るに充たる物と所思たり。（下に論ふ新儀式に、五位已上表事、飛驛事、貶退事などの條々に、儀式を引たれど、此等の事今本になし、さて書目錄に、弘仁儀式十卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式十卷とあるは、別式には有べからず、只その時々に、少づゝ其趣の替れる故に、書改たるを、やがて當時の年號を冠して、某儀式と云るなるべし、卷數の同じきを以ても、其改の少かりけむ事は知ら

れたり、然れど彼書目には、浮たる書名あれば一向には信がたし、なほ下に云をも見るべし、）また世に。貞觀儀式と題せるが有も右式と同書なり。貞觀字は。荷田在滿が加たる由かねて聞おけり。（其はしか題せる本の奥書に右儀式十卷、蒙有德廟台命、下田師古校讐、尋之淺井奉政亦重校、然未能盡亥豕、爾後蚊田在滿校正三度、宮重信義亦與焉、於此乎爲定本以上官、其所上官之本則、信義及蚊田御風膳寫云、今以上官之稿、自本文至上層、不誤一字摸寫而、與御風累校定、安永庚子之秋邨義古、と有をも思ひ合すべし、（賴國云猶此書の貞觀儀式なる事を栗田寛は法家文書目錄に依りて辨じ原著は儀式考異に山陵の廢置に徵して本書の成れるを貞觀十四年と考定めたり猶律令の書を讀むには法家文書目錄を一見すべし）此は然も思ふべき由あり。然るは二三四の卷は大嘗祭儀なるを、延喜の大嘗祭式と校合るに。互に漏たる事。風の異れる事も多く。精と麁との違もあるが中に。儀式なるは。古に符へる事の多かる故に。推て全書を。貞觀儀式と定たるならむ。然れど古寫本。

何れも唯に儀式とのみ有れば。強て貞觀のと定めむは非なり。（然は有れど、今は貞觀儀式といふ題號も弘ごりて、然題せる本の世に多ければ、予が書にも、事の趣にもよりては、姑く此題名をもていふ事も有なり、師も多く貞觀儀式とて引れたり、）さて延喜式に。大嘗祭式を始めつ儀式に讓りて省べき事をも。彼此載されたるは。舊よりの儀式の。延喜の頃に至りて。少か風の革れる事をば。別に儀式は撰らずて。延喜式に載されつと所思ゆ。其は儀式に載べき事を記しつゝ。其處の註に。相去丈尺見儀式と記し。諸司六位以下云々。以未日行之。事見儀式など記されたるは。同じ事をば儀式に讓られたる文なるに。其事今傳はる十卷の儀式に見たるをもて知るべし。（此に依てまた案へば、本朝書籍目錄に、弘仁儀式、貞觀儀式、延喜儀式などあるは、信がたからむか、其はもし信に、延喜儀式と云物をも、御撰あらむには、延喜式に、其と同じ儀式を、記さるべくも非ねばなり、彼書目には、さる妄事つねに見たれば、なほ考ふべき事にこそ、）偖また新儀式と云物あり。是亦勅撰の典と見ゆれど。御撰の時代

も。撰者も未詳ならず。(釋紀を始め、古書に彼此引たり、されど應和年中の事を例に引る處も見ゆれば、村上天皇の御世よりは、後に御撰ありし書と見えたり」書籍目錄に。新儀式六卷と有は此なるべし。(目錄の一本に、一卷と有は誤なり」今傳はるは。纔に四五の兩卷のみにて。臨時上下なり。塙氏の群書類從に收たり。必見るべし。(或說に、新儀式やがて清涼記なりと云るは非說なり、そは清涼記は、書目錄に別に其名を擧て、五卷、小一條右大臣奉勅撰天曆御撰、雅村奉勅始書とあり、天曆の御撰に、應和の故事を例に引べくも非ねばなり、「賴圀云江次第抄の發題に問如公事次第者、如西宮北山抄等自古有之何煩重作此次第哉。答禮者天理之節文、人事之儀則也、云々延喜之時撰儀式十卷自今視之猶古禮也、故天曆撰新儀一卷用當世之禮又村上天皇自製清涼記十卷其意同新儀式此後西宮左大臣高明四條大納言公任等、私各作次第助成新儀式爰一條院以來天下政務一變及白河堀川御宇又大一變、於是新儀式爲古禮也、江次第之作不獲已而爲之者也と見えたり、」此外に同じ書目錄に、內裡儀式一卷、親王儀式二卷など見えたり、何れも今傳はらず、內裡儀式は新儀式にこゝかしこに引用たり、「賴圀云內裡儀式一卷存せり正朔四方拜より五月五日覩馬射式までなれども間々脫漏あり弘仁九年に成りて內裏式の四年前に成れりと云ふ說あり其は正朔朝拜の注に當年屬星名祿存とあるに依れるなり」さて古くは。儀式の書の如斯く多有しかど早く散亡たるが多く。殊には其趣も稍々に變れる故に。後に西宮左大臣高明公。西宮記を著して。恒例臨時の公事儀式を。大に記し集成され。(また西宮抄と題せるも有り、少か異なりげに見ゆる故に、先年數本を校合せたるに、草稿せられたる本の、二本傳れると見えて、文は入紛たれど全く同書なりけり、書籍目錄には、西宮抄四卷、八卷、十卷、十五卷、十六卷などあり、今傳はる本も卷數定らず、二十五卷にせる本さへあり」其後に大納言公任卿。北山抄を記され。中納言匡房卿。江家次第を撰られたり。此三箇の書に。儀式は大抵記し盡されたりと見ゆれば。何も熟く讀て古き儀式の次々に沿革れる狀を見辨ふべし。(また古き年中行事の類も、古の書

等に合せ讀べし、中にも必見べきは、九條殿年中行事、小野宮年中行事、建武年中行事、年中行事秘抄、神祇官年中行事、東宮年中行事などなり、すべて此等の書を讀むには、殊によく古の道を心にしめて、古と後との相違を見分ち、古禮を說明さむとするぞ古學する者の心定なる、予右に論へる書等、また家家の記錄どもにも、古禮を記し存されたるも有れば、熟く古に符へる儀式を撫ひ集め、註を加へて、禮典といふ書を記して見ばやと思へと、未得果さず〕なほ此餘に。禁秘御抄を始め合せ讀べき書いと多し。心の及ぶかぎり見通すべし。(其書名どもは、煩しければ此にいはず、さて禁秘御抄を讀むには、滋井家の階梯といふ書必見るべし、國史家牒をもて註せられたる物にて、いとも珍たき書なり〕さて延喜式五十卷の中に。一卷より十卷まで神祇式にて。此を太政官式の上にさへ載されたるは。皇朝の甚も尊くいとも厚き御定なりかし。(但し此は式のみならず、早く令典は、唐に依て所制たれど、まづ職官の目を記せる官位令、職員令を擧て、諸司令の首に神祇令を擧られ、また其職員令にも、神祇官を最初に擧て、唐令に准據たまはず、其は六典に載せる唐令の目錄に、此令に當る物なきを以て知べし、また格も三代格に擧たる延喜格の目錄を見るに、神祇格第一にあり、其他古書等に類を別たるに、神祇部を第一とする例となれるは、禁秘御抄に、先神事後他事と記させ給へるに相符ひ、職原抄に以當官置諸官之上是神國之風儀、重天神地祇故也とある旨なること知られて、これぞ神の本つ御國の風儀なりける〕其神祇式の中にも。祝詞卷は。最條に論へる如く。比類なき寶典なれば惶み謹み。熟く讀みよく辨ふべし。(抑此卷は縣居大人の始めて、尊み讀べき由を諭して、祝詞考を著されて、其發端に、彼詞は何頃の文ぞ、此詞は何の時のならむ、と云ことをさへに論はれたるを、其後また鈴屋大人の、其を論ひ直されたる說も有れど、其になほ未委からず、予が思ひ取れる說の概略は、第一の條に云る如なるが、なほ古史傳に、其祭祀の事を注せる處々に引て、委く註を見るべし、其が中に彼詞どもの神世の頃より古く別に書傳けむ物なる由を一言はゞ、古事記書紀なるとは、事實の異なるは

然る物にて、常に稱す堅石爾常石爾といふ祝辭を、奈良より以前の御世までは、正く右の如く言るを、奈良より以後に稍々に常石爾堅石爾と反たまに言ひ錯れり、御紀を始め、古書を世次のまに〳〵讀て知べし、然るを式なる古き祝詞には、右の如く反さまなるは、一たに有ことなし、此を以ても、祝詞は別に古く記し傳はれるを、式を御撰の時に加へ入れ給へる物なる由を知り、彼詞どもの別に尊み重すべき物なる由をも辨ふべし、〇因に云、宇治左大臣頼長公の台記別記に見えたる、中臣壽詞は、書紀、令、式などに、中臣の宣る由見えたる天神壽詞にて、天照大御神の、皇美麻命に、天下を御依し坐る大詔命を、中臣の受紹て奉す、上なく尊き御詞なるに、如何してか、祝詞式には、載し漏されたるを、此大臣の記に載されたるは甚も珍たく尊く、悦ばしきわざになむ、此は近頃まで、普く人の心著ずて有しを、我師の大人の玉がつまの、初發の條に擧て注し初られしより、人も知り尊む事となれるは、此亦いみじき功になむ有ける、此壽詞なる傳は、悉く成文に採つれば、其段々の徵に云を見るべし、）さて

神名式。これまた比類なき寶典にて。天祝詞。古事記。日本紀。姓氏錄。風土記を始め。古き書等に見え給へる神等。また古書に御名の漏たるも。其國々に功有し神等の。社々を載されたる帳なれば明むべし。此帳の出來つる由は。下に擧たる古語拾遺の處に注を見るべし。（今傳はる印本寫本ともに、誤字脫字あり、唱を誤れる事は殊に多かり、此は予別に異本どもをあまた校合せて、正しきに從ひ、異本の捨がたきは頭に標して、參考神名式と云を著し、はた此帳を讀むには、心得ずては有まじき事どもを釋明して條々に記し、此を附錄と爲て、世に傳ふべし、予が書等に此帳を引たるに、尋常の本と異なる事あらば、其參考に就て見るべし、）〇さて倭名類聚鈔の古學に緊要とある書なること。今は誰も知れる世中ながら。此の成れる由緒を委曲に明し論へる人有し事を聞ざれば。前にも言へれど。なほ此に論はむとす。（總て古書を讀み辨ふるには、先その書の出來つる事の、本を明め置て讀ざれば、末々辨がたき事の多かる物なれば、何書を見むにも、此心定を忘べからず、）其は彼序文に。延長第四公主云

云。天然聰高。學不再問云々。(延長は、醍醐天皇の年號なり、第四の公主は大日本史に、勤子內親王の御事なる由見えたり、)漸辨八體之字。豫訪萬物之名。其敍曰。我聞思拾芥者。好探義實。期折桂者競採文花。至于倭名。棄而不屑。是故雖一百秩文館詞林。三十卷白氏事類。而徒備風月之興。難決世俗之疑。(此頃の人々競て漢風の文華をのみ採りて風月の興に備へ、倭名をば屑とせざりし世に、かく所思看し立せることは、いとも珍たき御擧なりけり、)適可決其疑者。辨色立成。楊氏漢語鈔。(此二書、倭名抄に引用たるのみにて、今世に傳はらず、さて近頃予が得て藏たる、乘家漢語抄と云古寫本一冊にして、少ばかりを十卷に分てる物あり、奧書に楊梅亞槐漢語抄十卷、自官庫潛求之、外以東山左府之御本校合畢、尤當家之重書也、文明元年、乙丑十二月下浣日、桃華老叟兼良書之と有て、次に右十卷之秘書者楊梅大納言顯直卿之漢語抄也、今度之秘錄撰集之砌、依勅寫之畢、天正六年、乙亥三月下旬、淸給事中洞霞老人書之とあり、誠に天正の頃の寫本にやと見ゆ、奧にかく楊梅云々と有り、卷數も十卷なるに就て、此序の下文に、楊說纔十部と有にも合れば、所謂楊氏漢語抄なるべく思ひて、本文に、楊氏漢語抄とて引る處々、引合せ見たるに、非ぬ別書になも、有ける、然るを右の奧書どもに、此を楊梅大納言の漢語抄なる由記されたるは、思ひ紛られたる說なり、然れど此の奧書に依て、倭名抄に引る楊氏漢語抄と云は楊梅大納言顯直卿、と云ひし仁の記されたる書なること知られたり、此卿の事委しく物に見あたらず、十訓抄に、楊梅大納言顯雅卿といふ仁の事を載たり、顯直卿は、此卿の族なるべし、さて右の乘家漢語抄の、乘家としも稱へるは、楊梅てふ家號を切て、楊氏と云るが如く、乘某とか稱へる家號を切たるなるべし、其書中に、舊乘抄といふ書を引たるも、由有てきこゆ、また書中に臣楊氏案云々とあれば、楊梅大納言の勅を奉りて書加へられし事も有しにや、さて今世に、たま〳〵寫し傳ふる本は、凡新に寫せる本なるが上に、をさなき說の打交れるを見て、並ての古學者たちの、熟くも糺し見ずて僞書なりと云めれど、古書なることは疑なき物にて、其は

別に論あり、或人云、此武藏國の箕輪なる古寺にも、此抄の古本を藏りと聞たりといへり、縁みて索ぬべきなり、今引く此序の下文に、其餘漢語抄不レ知ニ何人撰一、と有る類の一部なるべし、さて漢語抄とは漢語を皇國語に訳し抄せる義と通ゆ、そは家々の私記にして種々在し趣なり、第四條に、彼此に舊き語書の事を論へると合せ考ふべし、）大醫博士深根輔仁奉レ勅撰集。倭名本草。（此書久しく世に傳らざりしを、丹波元簡ぬし、東都の秘府の書目中に、鈔本本草和名二卷と有を見て、始めて請奉りて、古書に合せ考へ、此序に所謂倭名本草なる事を知て、寛政八年のころ、板に彫て世に傳られたり、いと珍たき功なり、なほ此書の事、元簡ぬしの序と提要とに記されたれば、委くは言はず、また其類の書に、康頼本草といふ書あり、此も並ての古學者たちの信ぬ書なるを、此古寫本に、和名傳抄と題せるがあり、此書後人の加筆多きを、別本に正きが有て參考るに、捨べからぬ古書なりとて、信友が校正して考を添たる本あり、また第四條の分注にいへる、大同類聚方の藥名部、醫心方の藥名部をも添讀べし、

また丹波康頼の著せる神遺方といへる醫書あり、やや大同類聚方に似たる書ざまにて、中にはたまく同じ事もあり、また後人の加筆も見ゆ、此は西原晁樹が京にて得たるを、後に信友も一本を得て、晁樹が得たる本に校て考を加たり、大同類聚方、和名本草などに添て見るべし、）山州員外刺史。田公望日本紀私記等也。（釋紀に新國史曰、延喜四年、八月二十一日壬子、是日於ニ宜陽殿東廂一、令ニ初講ニ日本紀一也、前下野守藤原朝臣春海爲ニ博士一、紀傳學生、矢田部公望、明經生葛井清鑒等爲ニ尙複一、公卿辨大夫成以會矣とあり、書籍目錄に、延喜四年私記、藤原朝臣春海撰と見え、また承平六年私記、矢田部宿禰公望撰とあり、此に田公望日本紀私記と有は、承平六年のなるべく所思るに、釋紀に、延喜公望私記といひ、延喜三卷私記と云て引るを思ふに、書目に、延喜四年私記を、春海撰とあるは、新國史の文に依て云る例の漫言にて、延喜四年のも、公望の記されしならむ、また同書目に、日本紀私記三卷と有は、延喜私記を、古書に三卷私記とも云るを、やがて別書と思ひ成せるにて、此も例の漫言なり、なほ書目に、養老

五年私記、弘仁四年私記承和六年私記元慶二年私記、康保二年私記などあり、然れども倭名抄に日本紀私記とて引るは、三卷の延喜公望私記なること、此序にて明なり、さて今世に日本紀私記とて、二卷ばかりの物傳はれり、是亦僞書ならむと、疑ふ人も有れど然らず、右の私記どもの闕殘れるを、集成せるげにて正しく見えたり、其はなほ別に記し辨たる物あり。）然猶養老所傳楊說纔十部。（下文に、辨色立成と、楊氏漢語抄とは、名異實同と有れば、此に楊說十部と云るは、其二書をかねて云るなり、さて此書を養老所傳と云へれば、和名抄に採れる本書のあるが中にも古書なりけり、故此書の事を上にも此にもかく最初に云るなり。）延喜所撰藥種只一端。（本草和名は、只に藥種の事のみ載せれば、實に此語の如くなり。）田氏私記一部三卷。古語多載和名希存。（此文に依て、釋紀に延喜公望私記といひ、延喜三卷私記と云るは同書にて、倭名抄に引ると同じきを知べし、さて古語多載和名希存とは、私記は、日本紀の全文を古語に讀なすことを勉たる物にして、漢名にあてゝ和名を記せる事の希き由ときこゆ。）辨色立成。十有八章。與楊氏家說名異實同。編錄之間頗有長短。（辨色立成と、楊氏漢語抄とは、名は異に實は同書なれども、其編錄せる狀を見れば、文に長短ありと云るにて、互に詳略ある由と聞ゆ、そは本文に、或は辨色立成といひ、或は漢語抄とて引たるに依て其文法を見て辨ふべし。）其餘漢語抄。不知何人撰。（此文に依て、舊く漢語抄と號たる辭書の多有しこと想像れたり、第四條に假字の事を論へる處々と合考ふべし。）世謂之甲書。或呼爲業書。甲則開口襃揚之名、業是服膺誦習之義。俗說兩端未詳其一矣。（右漢語抄の類を世に甲書とも業書とも謂ふ由は人々口を開けば語抄どもの、やごとなき物なる由を、襃揚る故に甲書といひ、よく其書どもに服膺ひ、讀習ふ故に、業書ともいひ、俗說に、かく兩端にいへども、此を甲といひ業と云ふ由は、何といふ事を、詳にせずと云るなり、此文に依て思ふに、當時倭名を屑とせずとは云へど、古くも辭書を重みしける趣はおし察られたり。）又其所撰錄名音義不見。浮僞相交。海蛸爲蛌。河魚爲[illegible]。祭樹爲榊。澡器爲楾等是

也。（此は當時まで傳はれる語抄どもに、音義を見さず、浮僞の多在と曰へる趣なり、第四條に云ると合せ考へて、然も有べき事を辨ふべし。）汝集彼數家之善說。令我臨文無所疑焉云々。（これまで公主の御敎なり、文は聞えたるが如し。）固辭不許。遂用修撰。或漢語鈔之文。或流俗人之說先擧本文正說。各附出於其注。（こは文を置替て、先擧本文正說或漢語抄之文、或流俗人之說、各附出於其注といふ意に見るべし、本文とは文字の出所を漢籍に採るをいふ、譬へば望月釋名云望月と標せる類なり、各附出於其注とは、望月の下に、和名毛知都岐など記せる類をいふ。）若本文未詳則直擧辨色立成。楊氏漢語抄新鈔本草。日本紀私記。（こは土塊、辨色立成云、塊土片也、和名豆知久禮、また暴雨、楊氏漢語鈔云、白雨和名無良左女、また鍾乳、新鈔本草云、石鍾和名以之乃知、また粟田、日本紀私記云粟田阿波不など有る類をいふ、此は漢籍の本文に、土塊、白雨、石鍾、粟田などの熟字のいまだ詳ならぬ由なり。）或擧類聚國史萬葉集。三代式等所用之假字。（三代式とは、弘仁貞觀延喜三代の式

をいふ、さて此文に依て、倭名抄を撰ばれたる事は、當時物言聲も書く假字も、甚く亂たる故に、諸の辭書、また傍の書等に見たる正しき假字を摭ひて正しき假字用格を記し置むと、物せられたる事を悟べし、然るを師言に、大かた天曆の頃より以往の書等の、假字用格の正しきは、恒に口にいふ語の音に差別有けるから、物に書にも、おのづから其假字の差別は有けるなり、然るを語の音には、古も差別は無りしを、たゞ假字の上にて書分たるのみなりと思ふは甚じき非なりと言れしは、此序文に深く心著で此抄より後に、假名用格の正き書のなきに依て、天曆の頃より以往云々と界りて論はれたる、一向の說なる由を知るべく、また語書の有來しは、いと古く漢字の渡り來し頃よりの事にて、古人も其に據りて物書りし事をも、第四條に師說を擧て、委く辨へたるに合せ考へて悟るべし。）水獸有葦鹿之名。山鳥有稻負之號。野草之中女郞花。海苔之屬於期菜等是也。（こは水に野に山に似著はしからぬ名ある物を擧げ、名によりて、思ひ紛はせじと記せる文なり。）至如於期菜者。所謂六書法其五曰假借。本無

其字。依聲託事者乎云々。（六書法の事は、漢籍說文等に見ゆ、其が中の假借と云へる法に、此方の假字書の似通たるにやとなり、）或復有以其音用于俗者。雖非倭名既是要用石名之磁石礬石。香名之沈香淺香。法師具之香爐錫杖。畫師具之燕脂胡粉等是也。（此は、倭名鈔は、和名を緝錄さむ事を要として記せれど、斯方の名なきは、然のみは有ずて、漢字音によりて呼ふ、物の名をも擧たる由なり、）或復有俗人知其訛謬。不能改易者。鮏訛爲鮭。榲讀如杉。鍛冶之音誤涉鍛冶。蝙蝠之名僞用[illegible]蛺等是也。（倭名抄に載されたる名物にかぎらず、如此く誤り來れる事いと多し心得おくべし、）若此之類注加今案。聊明故老之說。略述閭巷之談。（此は、本文に今案といひ、野老案と云へる條々をいふ、）摠而謂之。欲近於俗便於事。臨忽忘如指掌不欲異名別號義深旨廣有煩于披見焉。（文義よく通ゆれば注を下さす、）上擧天地中次人物。下至草木。勒成二十卷。卷中分部部中分門四十部二百六十八門。名曰倭名類聚鈔。（卷部門などの數、今の印本にはよく合へれど、別本に、十卷二十四部、百二十八門とあり、其由は下に擧たる信友が說を見て知るべし、）古人有言街談巷說猶有可採。僕雖誠淺學而所注緝。皆出自前經舊史倭漢之書。（倭名抄に採用られたる、和漢の書等の中に、今傳はらぬが多かり、然ればかく緝め成して遺されたる功は、いとも貴く辱き擧なりけり、）但刊謬補闕非才分所及。（こは謬なるべく思はるゝ事も刊らず、闕たりと所思ゆる事をも補はず、大抵は本書の隨に物せる由にて、謙讓の文のみにはあらで誠に然しも本書の取捨は爲られざりけり、故いみじく非める說も多かり、今予が意に、おほけなくもいかにぞや所思る事のあるを、傳に引たる因には、そこゝと辨ふるをまちて見るべし、）内慙公主之照覽。外愧賢知之胡盧耳。と有もて順朝臣の倭名抄を修撰られたる旨趣。また凡の例もいと詳に達えたり。（すべて古書を讀み辨へむとするにはまづ其序文を殊に力を入れて熟く讀み解き、熟く心留おきて、後に本文を讀み辨ふべき物なり、然るは古人の序は、其書を修撰れる由緒は更なり、凡例を書著せる物なればなり、其は上に次

次解辨たる、古事記、姓氏錄、令、格式の序文の趣をもても知べし、但し此は誰も然は思ひためれど、猶いまだ序を讀ことの麁略なるは、漢土の籍等に、虚譽の浮薄たる序文を、いと多く附る傚なるに、それ煩しと、我も人も大抵に讀み過して、やがて本文に讀わたる故に、それ恒の心となりて、皇國の古書の序文をも、然は讀み過すになも有ける、眞の古學せむ徒は、よく此旨を思ふべし、〇因に云今世に漢學者流は更にも言はず、古學する徒さへに、名を求むる鄙しき心より、人のあとらへは更なり、吾より進み立もして、人の著せる書に虚稱のしたゝかなる序文をかき附るは甚うるさしや、然るは其序文せる人々に、其書の事を談らふに中なる說等を熟くも讀通さで物せるが多く、甚しきは、其人と表のみ美しく交はる物から、裏には互に其長たる事を妬み憎み、其短き事どもを言ひ擧て誹り、其著せる書を惡さまに言つゝ、其書に例の事々しき序をかき添ふる倫もあるは、何ちふ意ならむ、但し事により、書によりては、中にいさゝか己が意と違へる說は有ながら、序せむ事の有もすめれど、其は別に心定ある事にこそ有べけれ、まことの人の書に序せむとならば、まづ其書をよく讀て、悉く諾ひたらむ上にて、もし其を他より難むる人のあらむには、著せる人と同じ意に、答へ明むべき旨をも見得て、後にこそ物すべけれ、然るを俗の學者たちの好みと物する序は、書く人も書する人も、然まではえ思ひたらで、漫に虚文章を書散したるいと心づきなし〕さて此鈔を讀むに就て心得おくべき說等あり。其はまづ師言の萬の草木魚獸。なにくれ諸の物の事を。上代より廣め。委く考へて。記たる書こそ有まほしけれ。西戎の國には。本草などいふ。然るすぢの籍どもゝ古よりこゝら有なるを。御國には。纔に源順の和名抄のみこそはあれ。彼書の趣すべて甚しどけなく。漢籍を引出たる樣なども正からず。古風の事に疎く。すべて足はぬ事のみなり。（篤胤云卷初に、日造天地經云、佛令寶應菩薩造日、月同經云、佛令吉祥菩薩造月、と云るは何事ぞや、掛まくも甚も畏き忘說なりかし、其外漢籍佛書を引るに、かゝる非言いと多ければ、其心して擇び採るべし、「賴圀云和名抄を注せる書は狩谷望之の箋注倭名類

聚抄甚珍し但天文本に依たる故最要用なる國郡郷部の無きと印刷の際に攷譌と異體字辨を除きしは甚遺憾し國郡郷部を注せるは邨岡良弼の日本地理志料ばかり詳なるは無し必見るべし」）然れど此を除ては。舊く據べき書のなきまゝに。人も我も。もはら萬の物の考への證據にはするなり。近頃新撰字鏡といふ物出て。古くは有れども事弘からず。かりそめなる上に。異しき字とも多くなどして。異樣なる書なるを。然すがに。和名抄を助くべき事どもは多くぞ有ける。（篤胤云新撰字鏡は、寛平昌泰の年間に、僧昌住が撰べる趣、自序に曲なり、畫を分ちて字を集め、訓を付たり、明和の頃、賀茂翁の京にて得て、珍初られし其頃より、繼々に別なる本ども世に現はれたり、近頃丘岬俊平が、諸本を比較て、印本と爲たるが有て大かた宜けれど、なほ異本を校べ洩せる處も多かり、其心して採り用ふべし、「賴圀云此は抄錄本にて本書は十二卷ありて博物館に藏せり」）是等をおきて。後の世に作れる書等は數有れども。唯みな例の漢學の方に依るのみにて。皇國の學問の料にはをさ〳〵用もなきを。（篤胤云、師はかく言れ

たれど、學問のために用ある書は、いと多有べきを、己が見たる書等の一ッ二ッを言はゞ、まづ字書に類聚名義抄といふ書あり、こは信友が、仁治二年の奥書ある古寫本を得て寫したる本、全く十一冊あり、此も畫を分て字を集め訓を多く集めたり、希しき漢字、珍たき皇國言おほし、聲の上下に朱を點たる處多し、屋代翁もこの闕本の寫一冊を得られたり、卷首に、西念寺寶藏之常住物也、また此書全部十一冊者、菅原是善卿作而我朝之古書也とあり、信友が本と比挍るに、互に異なる處も有れど本來同書なりとて、總ての事を、信友が熟く考へて、其書の附錄とせり、事長ければ、此には引出ず、必見るべき書なり、○また字鏡集と云書七冊あり、此書近頃世に出て三本あり、共に寛元の奥書ありて、東宮切韻唐玉篇に據れる由記せり、韻によりて字を分て、訓を集たる物なり、其中に屋代翁の藏たれたる本は、表題に和玉篇と有るのみにて、卷中に題名なし、此書も聲の上下に墨また朱を點たり、今現る本誤字多し、なほ好本を得て、正しおかまほしき事なり、此書の事も信友が名義抄の附錄に因に論へる事

あり、○また伊呂波字類抄といふ物十册あり、下學集、運歩色葉抄、節用集などの祖とも云べき書にして、採べき事多し、いづれの本も誤寫おほし、多くの本を挍合せて正し採べきなり、○また難字記といふ物あり、天台六十卷音義ともいふ、印本にて四册あり、漢字にも訓にも考に備ふべき事多し、○平他字類抄三册、嘉慶康應の奥書あり、四聲の中、平字と他字とを分て、訓を記たる物なり、なほ古き玉篇の類、古き字書ども彼此あるをまめに見るべし、其外五經、文選、白氏文集、遊仙窟などを始め古く渡し貢り來し、漢籍漢文の古書どもにも、古の博士たちの加たる訓に、をり〳〵古言あり、何にもよらず心を著て見るべし、また林道春先生の增補多識篇、貝原篤信の和爾雅、新井君美ぬしの東雅、伊藤長胤の名物六帖、谷川士清の和訓栞、伊勢貞丈ぬしの書ども、また所謂本草に委しき人々の考たる和名の書どもを參へ考ふべし、○また靈異記は漢字の讀法を假字もて記たる處に珍たき事多し、其外にも古を考るに便あること多し、されど景戒僧が、現報善惡の事を人に勸めむとて、書綴りたる物ゆゑ、甚く謾なる虛說おほし、魂を鎮めて見べし、「賴國云此書を讀むには狩谷望之の靈異記攷證を添へて見るべし」此外なほ因に論べき書ども多かれど、論はでは得有まじく所思ゆるをのみ論ひ、また頓に思ひ出ぬも有て、予が識れる限をも盡さゞれど、大かた右類の書等に意とどめて見るべし、また漢字の字義をも捨ず、知り明さむと心懸べし、上に論へる類の古書どもにも、今世に傳はらぬ希字異字、また異なる字義も數多あり、其は漢國にして、早く其字義を傳へ失たるが、中々に皇國に傳はり存れる物なり、然るを凡庸の學者等が、今在る漢土の字書に見ざる字義をば、皇國の古き謬のごと心得ためるは甚拙し、さて彼國の字書の中に、佛書の一切經音義といふ物は、字義を廣く委く記して、今世に傳はれる、漢の字書どもと、異なるが多くして、此方の古の文字の用ざまを知るに、益ある事多ければ必見るべし、さて漢字の義を知るには、まづ字の製作の所由を察り、夫より字體の轉移を考へ、また其字義も種々に轉化へる趣を心に懸て辨ふべし、其は彼國人もしか心得たるが有て、爾雅說文などにも論へれど、如何ぞや思は

る說少からず、然のみ字書に拘はらずとも、事の因に心を留めて考ふべし、また近頃皇國人にも、然る事を思ひて、字原を探ね明めたるも彼此あり、其書等をも見集めて辨ふべし、抑漢字も製り出たる當昔は、一字を一義に定めて、製れる物にして、其は專要とある事物の、目印に書初たるのみにて、簡古なりき、其は字と云を以ても知べし、然るを後には、千萬の事物を配て、繼々に製り加つれど、然ばかり得製り終すべくも非ぬがうへに、事を記し調へむとするには、字多く有らでは叶はぬ事なれば、彌が上に多く製り出たれど、さても事足らぬ事なれば、世のくだち行くまに〳〵、人の心のひき〳〵に、一字を種々に通はせ用ひなどして、次第に混はしくなりたれば、其國人も悉くは得知こと能はぬに、たま〳〵然る方にさかしき人有て、文に書とゝのふるとては、私に字を奴ひなどせるを、其に習ひて書く人もあり、また其義を心得がてながらに、また書とては、字義を失たるも有て、後々に至りては、一字を執へて誰は云々曰へり、彼は云々曰へりなど、採へ所もなき樣に成たるなり、總て論へば、さかし立たる人の心々に書出たる物なれば、字の製作の原を察たりとも、用なきが如なれども、然すがに紛はてたるにも非ねば、いづれにも、其字の本義を辨へずは得有まじきわざなり、漢籍を好み讀む人は、せめてかゝる事をだに、勞きいそしみねかしとさへぞ思はるる、すべて御國の事記したる古書どもゝ、漢字の古き字義を採て記たるものなれば、かゝる事までも、辨へおかではあられぬわざなれば、一わたり論ふのみ。〕今いかで古事記。書紀。萬葉集など。すべて古書等をまづよく考へ。中昔の書等。今世のうつつの物までよく考へ合せて。和名抄のかはりにも。用べきさまの書を作り出む人もがな。己早より。せちに此の心ざし有れど。容易からぬ擧にて。物のかたてにはえしも物せず今より後の人をだにと誘ひおくになむ。〔篤胤云、こは玉勝間の山菅卷に、諸物の事をよく記せる書あらま欲しき事、とある條を摘て記せり、下文も同卷に見えたり〕和名抄は。諸の漢籍を引出て。萬の物の漢名を記せるなれば。今思ふには。漢名抄とこそ名づくべけれ。和名抄としも號たるは。漢を本とし主とは爲て。此間の名をば末

とし傍に爲たる名にて。心ゆかねども。順の自序を見るに。此書は本より漢名に就て。其物のこゝの名を知らむ料に。著せる趣なれば。然名づけたるも謂有ことなり。（篤胤云、この師説に就てなほ思ふにも、いと古く書傳へし辭書どもを、漢語抄と號たりしは、謂たる名なりけり）然は有れど。すべて何事も漢土の事にぞ。漢とも唐とも。分て言べきわざなれ。皇國の事には。倭和日本本邦吾國など云べきに非ず。其は例の諸越に邊つらひたる言にて。いとあぢきなし。（篤胤云、諸越に邊つらはぬ見識は、馭戎慨言に委く論はれたるを見るべし）然れば今より後。和名抄の如くなる。萬の物の事記せる書を作らむにも。其書の名は更にもいはず。總ての記しざまも。其心して條々たとへば。阿米漢名天云。都知漢名云々とやうに。まづ其物の名を假名書にて擧て。次に漢名の字をあげ。さて其事を云べし。理をもていはゞ。漢名は他國の事なれば。擧ずても有べけれど。用ふる文字みな漢字にて。物の名も。常に其名を書ならひなれば。然すがにそれ知らでは。萬に惑はしければ。必それも次に擧て論べき

なりと言れたり。（篤胤往し年頃、この師説に就て、語彙てふ書を著さむと志して、信友が京より歸り來れるに、語りしかば、此擧は我も既く志して、然る方に用ある書を集め、且々は物にも記し、書名さへに、子と同じ樣に思ひ設けて有つるとて、取出たる物どもを見れば、己が結構よりは勝りて有けり、然らば汝と心を戮せて、より〳〵に書集めてむと約りしが、互に暇客みして、其結構のみにて過し來つるに、此の江戸人高田與清、既く同じ意に雄々しく思ひ立て詎多の書等を畜積へ參考へて、其草稿せりとてかつ〳〵見せたるに、其勤みのおほならぬを賞でて、今は此人にこそと推任せて、信友も己も、然る方に用ある事は告知らせて、助けむと思ふばかりになむ、阿波禮今は此筋に心を用ふる人のいと多有を、いかで互に隔なく助合ひて、事成し果む由もがな）倩また信友が。和名抄の事を論ひたる草稿の中の説に云。（こはいまだ片成なる説なりとて、人に示す事をば辭たりしを、しひてこゝに引出たるなり）和名といへる事は。此抄よりも既く。仁明天皇紀。承和十年四月の條に。神功皇后之陵。倭名大足姫命

皇后。また成務天皇之陵。倭名稚足彦天皇と記されし。(但し倭名云々は小字なり、此は後人の加筆ならむかと思はるれど、己が見たる古寫本異本どもにも、悉かく有るが上に、類聚國史にも此文を載られて、倭名云々とあれば、本より有しなり、或人かの仁明天皇紀なるを、異本に據れりとて、倭名云々を削たれど、其原の古本には、朱もてイカヾと加筆し、倭字を御歟と加筆して有りき。)また後ながら。日本紀略に天德四年の。畏所燒亡の事を記して。鏡三和名加之古止古呂。(この和名云々は分注なり。)など記せり。當初漢籍風の。殊にもて囃されし時とは云ひながら。華戎內外の差別をさへにわすれたる文法なり。されどそは既くより漢字に書たる事物の名を。御國語に讀ことを。倭名と云習たる時世の過なり。されば此鈔に倭名と云はれたるも當時の俗のまゝなれば難なかるべし。さて和名抄の異本ども參考ふるに。まづ今の板本二十卷ありて。元和三年那波道圓の凡例に。是書篇帙有多少。少者世多傳焉。多者纔存一部而已。但恐其久而亡。故命工新刻焉。また林道春先生の題辭に。倭名有詳略二本。所新刊者。是爲詳本とあり。その多者といひ。詳本といはれたるが。すなはち此二十卷の本是なり。その詳本の序に。勤成二十卷。云々。四十部二百六十八門。名曰倭名類聚鈔。と記されたり。(されど本には、三十二部、二百四十九類門ありて序と合はず、缺もし混もしたるものとみゆ、そは凡例に、部類之數、與其自序異者、郡類與鄉類相矛楯者、皆姑依舊矣、蓋存古也、また舊本謄寫之脫誤重複云々、訂正者不少矣、且其第十之卷末九葉脫失者、乃以別本而補之、また今傳寫之多誤、活字牴牾不遑悉考乎、といへり、)書籍目錄に。倭名類聚鈔二十卷。源順撰。と錄せる。これなるべし。また天文本八十卷あり。(此本は篤胤が弟子なる下總國、香取郡、鏑木村、平山滿晴といふ人の本なり、奥に寬保癸亥云々、於皇都書肆得之云々、鏑木邨法印快賢佇題とあり、さて此本に一本を挍合書入て、其奥書をも寫加たるに、筆者の僧どもも名を署して、天文丙午天とあり、皆朱もて書たり、次に快賢が奥書に、天文丙午天、因是以一本曰天文本假言耳と記せり、此は朱もて挍書

したる方の一本を、假に天文本と云へるよしなり、今はその原本に書入せるかたの、天文の寫本を主として、天文本と呼ふ、）序に。十卷。二十四部。百二十八門とあり。（本文と部門合へり、）これかの少者といひ、略本と云はれたる本にして。（山城國栂尾高山寺なる古き藏書目錄にも、和名類聚抄十卷とあり、また寶生院本も同本と見えたり、此本の事は、下にいふ、何れも表題の倭字和とかけり、）こは上にも引たる書籍目錄に。倭名類聚鈔二十卷とある次に。和名十卷と錄せるぞ此なるべき。（古き書どもに和名抄とも、順の和名とも、單に和名とも引たり、）此餘多少の異本これかれ有れど何れも全からず。卷次條段の差たるや。文の異なるや。區にして同じからず。中にも多部本の方は。闕たる處多く。卷次の差多かり。其は原書の古び散たりしを。書寫すときに混たるもあるべし。また私に卷次をものせしも有るべし。今取すべて按るに。始め公主の教によりて撰びて奉られ。其後また增補訂正して撰び改めてぞ奉られけむ。然らば最初なるが少部本。後なるが多部本なるべし。さて其多少の二部。ともに異本あるは。當初その草稿の。世に漏れたるが有べく。また撰成たりし後にも。時々そこゝと添削し置きつるところの有けむを。（異本どもを參考ふるに、倭名の此と彼と異なるあり、或は彼にありて此に无きもあり、其は傳寫の誤りも有べけれど、本どもを對校みるに、然のみもおもはれず、古き書どもに引用ひたるを、見合せても然おもはるゝなりまた漢名漢文のみを擧て、倭名を注されざる所のあるは、いまだ倭名を考へ得られざれど、姑ちなみに其目を擧おきて、後に書き加へむとの結構なるべし、）因に寫し取たる本どもの世に傳はりて。しか異本どもの多く出來て。いづれを草書とも淸書とも。辨へがたくなりたるなるべし。凡て古書等に異本あるは。大概この意知らびして讀辨ふべきなり。（寛政の頃、尾張人、其國大須の寶生院なる什物の中より、和名抄の散々なりしを探り出して、一卷と二卷の闕たるとを拾ひ集めたり、悉五百年餘の昔の文書の反に書たる物なり、これ順主の舊面目の書なりとて、近頃臨寫して摺本と爲し世に出せり、然て其跋に、抄の序文に據り、其古寫本を徵として、卷次の差へるを

論難めて、今世に在る本どもを、僞贋本なりといへり、其考へたるやうは、いと細密にして一わたりは然る說と聞ゆれと、予が今の見には、上に論へる如くなれば、固陋なる定とこそおもはるれ、なほいはば、すべて古書は、繼紙の卷物なるが多きを、年經るまゝに斷れ散在るを、都べ集めて寫すとて、次第を錯りたるが本書となりて、條々の混れたるがある例にて、すなはち大須に在りし殘篇も、爛脫て散在りしを、數の闕より搜索得て、梓本に讐對て正修し集たるよし、彼跋に記へり、此も梓本の本書なくば、正修すべき便もなく、混たるまゝに取集たらむには、これも一ッの本書と成べきをや、今世にある此抄どもの卷次も、はやく然る錯亂の有しを、後人の取集めて、私に次第を物したる處も有べきなり、かゝる事をも精く思たどらで、今世にある本等を、僞贋本なりとしも論へるは、かへす〴〵も固なりかし、さて古書等に原より異本ありし趣は、すなはち此抄の序に、辨色立成十有八章、與楊家說名異實同、編錄之間頗有長短と記されたるも、原は同書にて、頗異なる處の有る趣に通えたり、また類聚名義抄に、凡此書者爲愚痴者任意抄也、不可爲證矣云々、有朱點者皆有證據、亦有師說、無點者雜々書中隨見注付之、不知所追々可決之とありて、仁治二年の奧書に、凡此書者、以作者自筆草本書寫之間、文字前後、或重々、定有訛謬歟、尋清書之證本、追必可交合之とあり、此を異本の殘闕たるを得て讐挍るに、寫誤は然る物にて、中にはをり〳〵全く異なる文あり、そは此異本の方清書なるにか、また此草本と云る本の、また前の草本なるにや察べからず、たま源氏物語に異本多かりし事、河海抄、孟津抄等に記されたるを、弄花抄には、諸本不同、草書、中書、清書、有差乎、不可限青表紙河內守流兩本也、俊成卿父子之本、猶有異、また明星抄に、花鳥餘情兩本あり、一本は筑紫より所望申、一本は美濃歟、故に兩本相違の事有之と云へり、此餘何くれの古書どもに、原より異本の有來し趣、むかしの書どもにあまた見えて、猶證し論ふべき事の多かれと、說長ければ姑くいはず、順朝臣の此抄も、序に、僕雖誠淺學、而所注緝、皆出自前經舊史倭漢之書、但刊謬補闕、

非才分所及と謂れたる意にて、まこと賢しだちては物せられず、一度撰ばれつる後も、時々に彼此と書改め、また後に撰び改められけむを、既に論へるごとく、おの〳〵縁に書寫たる時の本どもの、原書となりて世に弘まれるから、別なる本どもの出來たるなるべし、さて漢籍にも然る例ありと聞ゆるを、其學する人たち意得てよ、そも〳〵質朴古人の撰べる書は、なべて賢けなる事鮮く、專と往昔の傳へ、以前の書に據り、先輩の說を受て書記し、後に善說を聞、善證を得ては書改め、或は前の見識も非とおもひ直せば書改め、或は意の遠りがたく思ひなせば、其文を換へなどして、生涯これ必是とは決ざりつと推量れて、しか拙なげなるぞ、却りて重厚く欣慼きを、近世人の然もあらぬは、まこと賢しきのみにはあらじかし）さて多部本の。六七八九の卷卷なる國郡鄕名は。活字本と板本とにのみ有りて。少部本には無く。また異本どもにも見あたらず。また卷次も人物部に屬て、序文に（上擧天地、中次人物、下至草木）いへると合はず。故已既におもへりしは。此は後人の古帳を得て。此鈔に加へたるならむと思ひしかど。よく思へば然らじ。其は此國郡名を、延喜民部式に比べ見るに。國名はさる事にて、郡名も全く同じ。（陸奧と薩摩の郡にのみ、式と少し異なる處あれど、そは互に寫誤なる事著し、委くは別にいふ）これ式と同じ。延長の頃書載られし徵とすべし。（拾芥抄、色葉字類抄、運歩色葉集、古本節用集などの如き、古き書どもに、記せる郡名は、延長より後の御々代々に定め賜へるを記して、各異なる所あり）また此鈔漢名を主として。其倭名を注されたるに。皇華國の國郡鄕名などを記されむは。似つかはしからぬが如くなれど。此外にも。皇朝の職官を記されたると同例にて。（職官部は一の古寫本にあり）ともに漢字に書來れる名稱なれば、其讀を注して。倭名の類として、鈔に載られたるなり。（○職官國郡鄕等には、和名云々とはなくて、單に其讀ざまを註されたり、上に論へる天皇の大御名を倭名と記されたるとはこよなし）其卷次は混ひたるなるべし。又塵添壒囊抄（百敷事とある下）に。姓氏の事を云へる因に。順和名に載する所。既に五百餘り六百に及べり。其內朝臣百四十六姓。眞人三

十八。宿禰二百六十六。公六十四。首六十八。臣四也。とあり。今姓氏を記たる本缺て。世に現在事を聞ざれど。（これ姓氏の字の讀ざまを注されたりけむ、いと見まほし。）そのかみ全き本には。皇國人の姓氏部のありしなり。是も同例におもひ合すべし。さてその國郡鄉名の部は。延長の古書にして。惣て。古を稽るにいと／＼便ある書なるに。（此はもと、民部省の官人などの、記したるものを取られたるにやあらむ、所の名の唱ざまを、注せるも注さざるも有て全からず、また國郡を置れ、或は割ち、或は併られたる時代を、たま／＼記せれど全からず、但しこは後人の加筆ならむも知るべからず。）甚く字を寫し誤り傳へ。或は脫し。或は衍し。或は錯亂などして。讀がたき處多かり。（然れど、今は彼たま／＼遺れる活本ならでは、餘に挍ふべき本ある事なし）信友年頃この書の事の意にかゝりて。書讀む序に考へ。人の話を聞捨ずて。本書に書入れつつ有けるに。ゆくりなく京に假住せるとき。波伯部百樹が。同じ意に勞きおける本を借て。また書加へ此を梯と爲て。暇あらば書繼つゝ考へてむ。いかでなほ同志の友等を得てしがなと云へり。予が古史傳などに引用ふる倭名抄は。信友が。其挍合せ書入たる本を借て寫せるなり。（今の印本と異なる事どもは、其文を引ける處々に云べし。）○さて古語拾遺は。まこと古語拾遺にして。天祝詞。古事記。日本紀に遺漏たる古語の。これ此書に記し傳られずば。神世の故實の。いかに解釋べきと所思ゆる。やごとなき事どもを拾ひ載されたる。廣成宿禰の功の。高く貴きことは更にも言はず。此書を召問れたるに。幸得たりとして。時の勢に恐るゝ事なく。年久に畜たる憤を啓き述べ。古道の頹廢れむとするを。持直し古に復さむとする志。全書をつらぬき。故實の源に違へる事どもを數へて。奏されたる十一條は。神に皇に國に忠なる志氣の。深切に著明く。比類なきこと。千載の後に此を讀む人をして。慷慨に堪ず。古學の見識を磨き立しめて。規矩とせしむる說等になむ有ける。故今こゝに其自序と。かの十一條と。跋文とを擧て解き辨へ。古學を仕奉る徒に。此を心として。此學問を成就しめむとするなり。此書の板本二ッあり。一本は。元祿九年に近江國四

宮社司。大伴重堅といふ人の彫しめたる本にて。いさゝかは誤りも有り。一本は塙保巳一の群書類從に修たる本にて。此は日下部勝皐といふ人の挍正たる本なり。(その跋に、余嘗萃古語拾遺類本、所得亡慮九部、然要之、率不過伊勢卜部兩本而已、試比挍之、長寛元年、四月二十一日、藤原長光勘文、元々集、袖中抄、古今集序註、所引粗似伊勢本也、長寛二年、四月二日、大宮太政大臣勘文、日本紀纂疏、帝王編年記所引殆似卜家本也、其餘則從意取舍、動或謬改金根、或係於强補、於是參挍訂正、苟有徵于記載就而是正、越舄楚亂其詛所罔、若其旁訓、頗從古抄本、卜部兼直說曰、本邦古書、允亮多加旁訓、此書亦經彼手也、意者允亮蓋維宗朝臣允亮也、一條帝時人、而官明法博士、左衞門權佐、其爲人也、宏才博識、名譽籍甚於當時、兼直之說或其然也、故今從之、而傳承之久、不能無訛謬、聊爲刪訂焉、頃者荻野叟方輯群書類從、請得我校本而收入、余於是更加討覈、別作攷異、而附其後、乃爲訂本、以應其需云爾、寛政三年、正月

日下部宿禰勝皐識とあり、)己が引用ふるは。右の二本に　信友が應永天文の古寫本を校合せたる本を寫せるなり。文は諸本の宜きに從ひて定めつ。(なほ舊き學者たちの註して、彫たるが二三あるを、其本どもは、然しも異なる事も無れば、今云ふ限にあらず、○因にいふ、上に記せる塙本の跋に、荻野叟方輯群書類從云々と云る荻野叟とは塙保巳一撿校のことなり、塙氏もとは荻野と稱へりしが所由ありて其師の稱號をつぎて、塙氏を稱れるなりとぞ、抑この類從なる書等と、未しき人人は、要なき書の多有と云も有れど、中には大抵の人のかつて見も聞も知らぬ、古書のやことなきが、彼此の匱中に祕藏されて有しを、公儀の御惠によりて、取出たるもはた少からず、然れど、卷數いと多くて、容易く讀竟がたき故に、其を見出る人のなきは、いと口惜き事なり、いかで彼黨の人の中に、是が一覽を撰りて、世に弘め有ましかば、讀竟る人の多有むと思ふを、未然る人の出來ぬは、此も口惜き事なり、誠や塙氏の此書等を集めて、人に容易く得しめむと爲つる志はも、此に

收たる書ども記殘せる人々の魂の、天翔りて、いかに歡しと思ふらむ、世の初發れるより、かく盛なる擧は、天の下萬國に比類なき功なるに、況て目盲たる人にして、かゝる事はしも、後世にもまた比倫は有じとぞ思ふ、予この類從によりて、世に知がたき事をし、見得たること多に有れば、事の序にいさゝか其由を述るになむ、）偖また今本ども。始に從五位下齋部宿禰廣成撰とあるは。後人の加筆なり其は當昔奏進の書の始に。かく位署を記し。撰などいふ言を記せる例なく。若記さば。跋文の末の年號を記せる處に記すべき物なり。（然るにても、撰といふ言は、かならず有まじき物なり。）殊に類聚國史に依て考ふるに。此宿禰は。大同三年十一月。大嘗祭の事すみて後に。其賞として。從五位下に敍れたれば。拾遺を奏進られし當時は。正六位上なりし物をや。（然るを、彼日下部氏の疑齋といふ書に、書曰從五位下、蓋榮其敍爵、而追改也云々、廣成以後之所授、而改前之所署、何其放耶と云るは未し有けり、凡て此疑齋といふ物は、學の未しきより、

事情を辨へず、甚く廣成宿禰を憎み詈りて、いとあぢきなき書なり、其は下に次々辨ふを見べし。）

蓋聞上古之世。未有文字。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不忘。

此は宿禰の謬說なること。第二條に既に委く辨へたれど。なほ彼處に記し遺せる事どもを。追繼て此所に記す。其はまづ。釋日本紀に。假名日本記の事を言ひて。假名本世有二部。其一部者。和漢之字相雜用之云々。其一部者專用假名倭言之類云々。可謂假名之本在此書之前。（此書とは今の日本紀の事なり、さて此文の意は、既に第二條に委く註へるを見るべし、）と見たるを。伊勢貞丈ぬしの漫筆に論ひて。假名本は。今の日本紀の前に在と云こと信がたし。和漢之字相雜用之といへれど。和字とは。以呂波字をさすかと思ふに日本紀を奏上れる養老四年の頃は。いまだ以呂波字なし。日本紀を撰れる時よりは遙後に。空海これを作れり。また片假名として考るに。片假名は。吉備公の作れるといひ傳へたり。吉備公は日

本紀を撰れし養老の頃の人なり。また假名と云へるを眞假名の事として考ふるに。漢字に對へて和字と云へれば。眞假名の本と云ことに非ず。然れば假名日本紀よりも。前に在とは云がたしと言れたるは。實然る事の疑なれど。此は神世字を和字と云へるに心著れざる故に。かゝる疑ひは有しなり。(なほ此事は、第二條神世文字の論に、委く記せれば、彼條と合せ見るべし、)また同じ漫筆に。藤原忠寄云く。神代文字なりとて。傳たる物を觀るに。此は往古に物記すことは辨へつれど。文字を知らざる故に。各〻方圓尖曲などの類の形を作り。記符に用ひ畫し物の。殘り傳はりしを。後に神字と號しならむ。往年我が仕ひたる僕の。文字を解ざるが。右類の物を畫きて。記號となす者ありきと云へり。此は信に然も有べしと有り。(然して貞丈ぬし、神代に文字なしと云ことを、此かしこに論はれたるは如何ぞや、忠寄のいはゆる方圓尖曲などの類、やがて文字なる物をや、此を然も有べしと云つゝ、神代に文字なしと論はれしは、漢字をのみ文字と心得られたりと聞ゆ、さすがの主に似合ざる說なり、偖また彼第二條の論を、屋代翁と信友とに見せ有しかば、屋代翁のかき付て示せられし言に、神代に文字の有無のこと、年ごろ半信半疑にて在しを、子の考を見て、初めて神世に文字ありし事を知りて、歎喜に堪ず、殊に思ひ合せらるゝは、中山信名が常陸志料に引ける、あてらもち方の記に、常陸國の山奥に、あてら持方といふ處あり、家わづかに九軒、男女すべて四十九人、風俗淳朴にして、言語に文なく、實に上古の人とも云べし、文字を知ざる故に、古より目くら帳と云を以て、年貢の事を記すに、いさゝかも違ふ事なく、更に滯りなし、其帳のさまは、譬へば一錢には●を畫き、十錢は—を畫き、百文には一を書き、一貫文には十をかき、金百疋には口を畫く類なりと云へり、然有ば、太古にもかく狀の設、かならず有べき物なり、と思ひ合されぬと言れき、なほ此類のこと、國々の實事を見聞き記せる書等にも、彼此見えたるを、煩はしければ記さず、また信友が言へるは、神世に文字有けむとは、己も既く同じ心に思ひ設けて有つると

て、予が考に記し遺せる、漢籍聞書といふ物に、南倭北虜皆有二文字一、類二鳥跡古篆一、意 其初有二達人一製レ之耶とあるを抄書して、此に南倭といへるは、北虜に對へたるを案ふに、皇國をいへりと聞ゆ、何樣の字を見て云るならむ、琉球國を南倭と云ることも有れど、其は皇國の南にあたる由にて今と異なり。さて釋紀に和字とあるは、神世字を云る由は聞えたるが、東鏡建久四年、五月十八日條に、修二佛事一、捧二和字諷誦文一と見え、貞永元年八月十一日條に、以二五十箇條式條一、相二副和字御書一、被レ送二遣于六波羅一などある和字は、漢字に對へて、和にて製たる字と云る義にて、平假字の事を云へるなれば、釋紀にいはゆる和字と異なり、思ひ混ふも有べしと云ひ遣せたり、此は漢文に對へて和文と云る類なり、此も東鏡元久二年九月條に、新古今和歌集云々、撰二進之一云々、將軍令レ好二和語一給之上、故右大將御詠云々 とある、和の字の用ひざまと思ひ合すべし、）さてまた。師は玉勝間にも。近ごろ或書に云るは。以レ理推レ之。上古必應レ有二一種文字一。不 則其事莫レ由レ傳焉。蓋文史之興。在二履中天皇時一乎。神武 至二履中一。既歷二數百載一。其間政事沿革 至二上下譜系。言語歌謠一。既繁且多。況開闢 以降。恐非二口傳所一レ堪矣といへり。一通りは誰もみな。然思ふべき事なれども。此は常に文字を用ならひて。萬の事を其に委ぬる世の心をもて思ふからなり。文字なかりし世はまた。さて事は足りて。思ひの外なる物にぞ有けむ。さればもし上代の人に。此説を聞せたらむには却りて笑ひぬべきなり。と言れたれど其も非説なりかし。（なほ葛花に論はれたる説もあれど、其も非説なり合せ見るべし、）

書契 以來。不レ好レ談レ古。浮華競興。還嗤二舊老一。遂使下人 歷レ世而彌、新。事遂レ代而變改。顧問二故實一靡レ識二根源一。

書契 以來とは。漢籍わたりて。其を讀み漢字を用ひて、物記すこと始まるより以來をいひて。此後は世の人多く漢意になり。書をたのみて故事を談ることを好まず。漢風の浮華にうつりて。舊老の故事を談るを嗤り笑ふ事となり。次に古風を變改て。故實を問ぬるに。その根源を識こと能は

ざる如くなれると言れしなり〔此は此書の本旨たる語にて、漢籍漢學の弊をよく見得られたる言なれば、古學を仕奉らむ人は、常忘るべからぬ語にざりける、なほ第二條の終に云へるをも合せ見るべし〕

國史家牒。雖レ載二其由一。一二委曲。猶有レ所レ遺。愚臣不レ言。恐絶無レ傳。幸蒙二召問一。欲レ攄二畜憤一。故錄二舊說一敢以上聞云爾。

國史とは。朝廷の史書をいひ。家牒とは。諸家にて記せる牒をいふ。其由とは。上代の故事をいふ。文の意は。國史家牒に上代の事實を載せれど。委曲き事を詳に知らむとすれば。遺り漏たる事ありて。其は我か家にのみ傳はれゝば。愚臣言し上ずは。絶て傳ふること無らむと恐れ思へるに。幸ありて召問はれたるに依て。舊說を錄して奏上り年多に畜たりし憤を攄はむ事を欲ひ。恐けれど敢て聞え上ると言れしなり〔抑この宿禰は、天太玉命の裔にて、太玉命は神世に天兒屋命と相並びて、祭と政とを執奏されけるに、兒屋命と裔には、世々に聞えたる人多く、族類も多く蕃息れるを、姓氏錄にも、齋部氏は一家ならでなく、氏人に然しも聞えたる人は國史にも見えず、中臣氏の榮とはこよなくなむ有て、神代紀の一書どもの中にも、中臣に家牒を採り載されたらむと見ゆる條は彼此あれども、齋部の家牒と見ゆる條はかつて見えず、また持統天皇紀に、やごとなき氏々十八氏に、祖等の纂記を上進らしめ給へるに、藤原氏は有れど齋部氏はなし、此を想ひつゞくるに、此氏はいたく衰へたりけむ故に、物の數とせず、當時まで、家記あらむとは、問ね給はざりしにこそ、故右のごと歎き居られしならむ、元祿の板本なる、大伴重堅が跋に、齋部氏自二天富命一而後命レ世者、蓋廣成一人耳、觀二此書一可三以知二焉、廣成大同三年敍爵而止矣、其在二淺位一而發二朽邁之歎一者、豈不レ悲乎、延曆中濱成作二天書一、而其書既逸而今不レ可レ得檢一焉、貞治中正通著二口訣一、其家傳之所レ存頗有レ補于世一也、嗟夫其神裔漸衰而職掌無レ因レ舊、是非道之衰一眞無二其人一也、廣成深有二畜憤一者、實可レ悲之甚也と云へるは、事情をよく想へる言なり、此跋にいはゆる濱成のことは、桓武天皇紀延曆二十

二年三月の下に、忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部と見ゆ、さて天書のこと、舊き書目錄の一本に齋部濱成撰と有る故に、己も前に第十五段の徴を記す頃はしかのみ思ひて有しを、後に異本どもを見れば、大納言藤原濱成撰とあり、齋部濱成は時代を推考ふるに、廣成宿禰の父などにやと思はるれば、漢意はあらじを、天書のいたく漢風なるを思ふに、藤原濱成撰とあるぞ正かるべき、此仁は、桓武天皇紀延曆九年二月の所に其薨を記して、略渉群書頗習術數とあり、天皇の文に思ひ合すべし、重堅も、齋部濱成撰とある本に依れるなるべけれど、其は誤とすべし、さて此外に齋部氏の書の舊く聞えたるは、本朝事始に、齋部私記といふを引き、桑家漢語抄に、齋部秘授抄、齋部國話抄齋部口說など見えたり、右の書ども今傳はらざるは、いと惜きことなり）偖かく蓄たる憤を攄はむと錄されたる故に。此書はも。信に古道の意を啓かれたる說の多きなり。（周人孔子の語に、不憤不啓、不悱不發といへるは、實然る語なりけり、）また此に就て案ふに。平城天皇紀。大同元

年七月庚午の下に。先是中臣忌部兩氏各有相訴。中臣氏云。忌部者本造幣帛。不中祠。然則不可以忌部氏爲幣帛使。忌部氏云。奉幣祈禱是忌部之職也。然則以忌部氏爲幣帛使。以中臣氏可預祓使。彼此相論各有據。（各々據ありげに聞ゆれども、互にいまだ故實に合さる論なり、中にも中臣氏の言は、餘りに忌部を貶しめたる論なりかし、）是日勅命據日本紀。天照大神閉磐戶之時。中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命。掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統玉。中枝懸八咫鏡。下枝懸青和幣白和幣。相與致祈禱者。然則祈禱事中臣忌部並可相預。（この引き給へる文は、天石窟段正書の文なり、此を引きて勅命ること、眞に由緒にかなへる御定なりけり、）又神祇令云。其祈年月次祭者。中臣宣祝詞。忌部班幣帛。踐祚之日。中臣奏天神壽詞。忌部上神璽鏡劔。六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。云々。宣祓詞。常祀之外。須向諸社供幣帛者。皆取五位以上卜食者充之。宣常祀之外奉幣之使。取用兩氏。必當相半。自餘之事專

依令條とあり。（此文、塙本の日本後紀十四卷に見えたり、）此は時代を推量るに。忌部は廣成宿禰なること疑なし。其はこの相論を勅裁によりて靜め給へるは。大同元年なれども。先是と有れば、相論の起れるは。桓武天皇の御代よりの事なりけむを。勅裁に事をさまりて後に。其家の傳を求訪たまへるに時節を得て。古道の頹廢をもて直し。我家の衰微をも歎き奏し。彼此の舊き憤を晴けむと爲て。古語拾遺を撰錄し奉進られたると知られたり。（書契以來と云より、敢以上聞と云までの文に心をひそめて此旨趣を思ひ辨ふべし。）偖しか吾が家の傳へに本づきて錄すとしては下に擧る師說の如く。自然に忌部を上げ過ぎて。實に違へりと所思ゆる事の無にしも非ざる事、亦やごとなき勢なりかし。（其は神代紀の一書どもは、諸家の記錄を採摭はれたる物なるが、其一書どもを觀れば、各〻本は、其家の遠祖の事の、專と有けむと覺ゆる事も多かるを思ひ合せ、また家々の氏文、纂記などいふものゝ狀をも思ひ合すべし。）然るを疑齋の總論に。吾甞讀古語拾遺。喟然廢卷。而嘆曰。

古人有言曰水行者表深。表不明則陷。此書無表也。恐童蒙之儔、倀々乎陷於詐僞焉。（篤胤云、日下部ぬし、廣成宿禰を律すと、詐僞とまで言れしはいとも酷しき言なり。故予もまた童蒙の儔の。この酷論に陷らむ事を恐れて、下に次々辨へつ。）廼竊論曰廣成之奏此書。不過乎愁訴齋部氏之衰廢也已（篤胤云、疑齋の此語は、桂秋齋といひし者の說を信りて、其に本づきたる論なり、）然れども古語拾遺の書、齋部氏の衰廢を愁ひ訴ふるを專とせるに非ず、此頃は、いたく故實に違へる事どもの、多くなれる事を歎き、絕廢れたる故實を、繼興さむ事を希ふを主として、自家の衰微たるも、故實の廢たる一事なる故に奏されたるなり苟も其家に生れて、皇神の道の衰を見つゝ、默止あるべき物かは、單に吾が家の衰微をのみ奏たらむも、なでふ事かあらむ、まして然はあらぬ物をや、）蓋言。昔在中臣齋部兩家曩祖。竝執祭祀無復雌雄。中世已來惟中臣氏。專奉其職。或行險以徼幸。擢至台位。爪瓞之蕃。緜々殷隆。齋部則不然。逐世頹壞。子孫孼庶僅々不絕。喪狗之

憂纍々無レ已。方今國家降ニ詔群臣ニ制ニ造洪範一。將ニ以傳ニ於不朽一焉。冀主上因ニ已所レ奏眇復ニ皇祖創業垂統之往蹤一。顧ニ念臣下守レ官供レ職之前勳一。而繼レ絶興レ廢。更與ニ中臣一相並而掌ニ其職一是臣之所レ望也。(篤胤云、以上の言、本書のかたへの旨をよく得たる論なり、古道の頽壞をもて直し、我が家の事をも裡にかく思はれけむ、其を何の憎むことか有らむ。)豈其然乎。太古之世。天兒屋命太玉命掌ニ祭祀一。而兒屋命爲ニ之司長一云々(篤胤云、兒屋命を太玉命の司長と思へるは、古書の學問の未しければなり、此二柱神はわづかに左右の違のみなる物をや、此事委くは、神代第六十一段の傳に註せるを見べし。)故及ニ寶龜中一。供ニ大殿祭一。改ニ奏辭一曰レ率ニ齋部一。雖レ非ニ舊式一是其勢也。(篤胤云、こは本書の所レ遺五也の說を承て論へるなり、是其勢なる事は、論ふまでも無れど、それ漢風の故實を亂すいと惡き勢なり、我が大御國の道は、何事も然る勢に乘らず、舊式を守るぞ皇神の定給へる御制なる。)廣成不ニ自揣一。漫欲ニ相抗一。何其謬也。(篤胤云、舊式に違へる事なる故に、廣成の愁訴いと理たり、此を誣としも云るは、何ちふ誣言ぞもなほ下文所レ遺五也。とある處に論ふを見るべし、)朝家斥ニ其奏一而弗レ用。不ニ亦宜一乎。(篤胤云、古語拾遺の奏を斥け給ひしこと、何等の書に所見たるにか、此は廣成の奏をおほにさし置れたるを見ての推量なるべし、かく道理の至極なる愁訴を然しも用ひず、おほにさし置れしは、亦一の所遺なりかし。)且上古已來。未下始有ニ居ニ顯々之職一者上。不下翅至ニ當時一而然上也。而自稱ニ陵遲衰微一。乃巧說衰辭動躋ニ鼻祖一以爲ニ愁訴張本一。(篤胤云、邇々藝命、御天降の時に、天兒屋命布刀玉命に、天照大御神の勅給へる御言に、爾二柱神亦侍ニ同殿內一而取ニ持御前事一而爲政焉と詔ませる由緒によりて此二柱神を伊須受宮に幷せ祭り給ふ、本の由を思ふに、兒屋命の裔はこよなく榮え、太玉命の裔はこよなく衰へたり、此を傍より見るだに悲しき物を、いかでみづから其衰微を歎かで有らるべき、此いと正しき倭魂なり、動すれば鼻祖を躋ることも正しき御國人の古風なる物をや、其は姓氏錄の論の處に論へるを見るべし。)遂曰。起レ自ニ

天降。泊乎東征。扈從群神云々、未入班幣之例。猶懷介推之恨。(篤胤云、此も下に擧たる廣成宿禰の語なり、其下に委く註せれば、文を云々たるなり、)其雖訴陳乃祖之預奠。而陰希已躬之擢用、胡可不謂黠譎便佞耶云々、(篤胤云、皇美麻邇々藝命御供の諸神の中にては、太玉命は天祖神の命もちて、殊に皇美麻命を託給へるばかりの有功神なり、此神より下なる神たちの、舊く班幣に預れるも多有を、其首たる祖神の、此時まで奠に預らざらむに、其裔として、歎かずて有らるべきかは、またなどか訴陳ざらむ、愁へ苦む事の有れば、神もしくは君もしくは親に訴ふる事は、人のやごとなき眞情なる物をや、さて其に就ては、己が躬をも先祖の功績によりて、擢用ひられむ事を希はむもなでふ事かあらむ、此は師說にも、己が躬を榮やさむ事を希ふは人の眞情なり、先祖父母への孝なり、然るに身の榮えを希はざるは、名をむさぼる漢人のしわざなりと言れたり、然るを黠譎便佞としも云へるは、論者これらの字義をよくも識らずて、用はれしにや、さて今こゝに云と切たるは、皇子等の御末、また道臣命、武內宿禰の胤なども、中古には國政を執しかど、其後は衰へたるなどの例を擧て、まして其餘の家の衰微を歎くべからぬ由を論へり、然れど他家の衰を見て己が家の衰を歎かずと云ことは、人の眞情に非ざる物をや、)齋部顛蹶亦有命哉。(篤胤云、これ漢學者流の常談なり、)夫皇帝始即位也。大嘗於神祇。王公百寮羅列匝拜。中臣奏天神之壽辭。齋部奏神璽之鏡劍。國家之大禮也。累葉聯綿以至當時。(篤胤云、當時とは、平城天皇の御世廣成宿禰の時をいへり、さて此大禮の事は、令また式に載されたり、委くば古史傳に註ふを見るべし、)而天長中。有司奏曰。朝家寶器莫重焉。然輙令齋部奉之。事涉褻瀆也。伏從停廢。(篤胤云、御即位の時に、中臣氏に天神壽詞を奏さしめ給ふは、邇々藝命を高天原にて、高御座に即奉り給ひて、天照大御神の壽詞を宣へる故例、忌部氏に神璽鏡劒を奉らしめ給ふは、その同時に、天照大御神の、鏡劍を授け奉り給へる故例を違へず、仕奉らしめ給ふ御禮式なり、然るを此有司の

奏請よ、何ちふ官人の思ひ設けて奏せる言ならむ、其は寶器とは神璽鏡劔の御事なるが、此二種の此よなく重き寶器なる故にこそ、天御祖神の御定のまに〳〵、いと上古より、太玉命の裔の忌部氏の掌り來つる職なれ、然るに其氏人に奏さしむる事は褻黷に渉ると云こと、何をもて言ひ出られし論ならむ。此は案ふに、忌部氏の位階を八位と定られたる故に、然る卑き位階の人に奏さしむる事は、可畏き事なりとの議なるが、然も有らば、忌部の位階を高く進め給はむ事をこそ奏さるべきに、其を停廢む事を請されたるは、いかなる事にや。そも〳〵位階の高卑は、唐にならひて、當時遠からず、定られたる御制なるを、然る後の制に因循て、天御祖神の重き大御定を停廢ると云ことの有べきかは、菅原文時朝臣封事に、以二舊防一爲レ無レ所レ用、而壞必有二水敗一、以二舊禮一爲レ無レ所レ用、而去レ之必有二亂患一云々、昔子貢欲レ去二告朔之餼羊一、仲尼不レ許、以爲羊在猶所三以識二其禮一也、と言れしをも思ふべし、此は御祖神の御定まして、人世となりても、神武天皇の御世より聯綿に絕ることなく、當時まで革め給ふことなく、既く令にも式にも記されたる、無上重き大御禮なる物をや、然るを宜々しげに此に擧て、此をも忌部を貶す言代としたる、日下部氏は古學を何とせられけむ〕長元即位。其裔爲レ賀。復二舊典一纔供二奉之一。蓋爲二一時之榮一。自レ茲已來無二復聞一矣。齋部至レ此終失二其職一。銖々備レ員而已。暨二於晚近一。子孫蔑爾祀典攸レ秩、儻逢レ當レ用二其人一。則假二代以他姓一。號曰二齋部代一。既爲二恒範一。其傾替繫レ天也、亦末二如之何一已矣。〔篤胤云、長元は、後一條院天皇の年號にて、其十年と云ける年に、後朱雀院天皇即位ませり、此年の四月に長暦と改元あり、爲賀より後に聞ゆることなしと有れど、此より二百八十三年後、文保二年十月御即位の時の事を、宮主秘事口傳抄に記して、神祇小副齋部平典といふ人の仕奉れる由見え、また嘉暦三年九月伊勢公卿勅使を立らるゝ處に、齋部憲親といふ人見え、建武元年九月伊勢勅使を立らるゝ處に、齋部親重といふ人の幣帛を授たる事も見ゆ、然れば彼家の絕たるは、なほ是よりは後なりけり〕と言ひて條

條しく。國史に漏たる事。また違へる事をも甚く咎め。また古意を得知らずて、咎たる事も多有はいとも心なき論なりかし。(師の疑齋辨に言れしは疑齋の書よく論ひて、悉く當れる說なり、然れども其當れりと云は、世間おしなべたる、漢人流の議論の當れるにて、古意をもて見れば、又當らざる事も多かり、そは古語拾遺の書、予が思ふは、古にあらざる誤も有れど、中には珍しき事の、古事記書紀には漏たるが、此書に傳はれる事も多かり、正史に違へりとて、必是を非とすべきに非ず、古傳說は、正史に漏たる事のなどか無らむ、また正史は違ひて、傍の書に正く殘れる事もなどか無らむ、偖また、予この書を論はむには、此論に出ざる外に、なほ誤は彼此ありて、此に論はれたる事には、かへりて然も非じと思ふ事多し、まづ此書忌部を上げ過て、實に違へりと見ゆる事は信に多し、然れども、是は必然も有べき、おのづからの勢なり、いかにと云に、まづ神世におきて、中臣と忌部との等差は、この論に云れたる如く、忌部はやゝ下りたり、然れども、また

大かた相並びて、等しく聞ゆる事もあるを、中臣の榮えは云ばかりなく、忌部の衰はこよなし、彼神代のけぢめの類ならむや、然れば。他より見てだに、此忌部の衰は、いと〳〵悲しく歎かはしき事なれば、況て其家の人の歎きは、いと謂なる事にて、それに付ては、いさゝか言過したる事も、おのづから有べきわざなり、また信に此書に云へる如くなる事も、などか無らむ、中臣の勢におされて曲れりし事も有まじきに非ず、朝廷に奉る書にひたすら理なき事を申べきに非されば、後世の今よりしては、論がたき物なり、抑古への名家どもの、必榮ゆべきが甚く衰へ、或は絕などせるも、みな神の御心なれば力及ばず、せむ方なしと云へども、然りとて、其家に生れて衰たるを憂へず、絕なむとするをも歎かず、いはゆる命也として、安むじ居らむは、先祖へ不孝の至なり、また己が身の貧しく賤しきを愁へざるも、父母先祖へはいみじき不孝なり、不義を行ひて、富貴を求めむこそ惡からめ、及べき限は力を盡して、身をも榮やし、家をも起さむこそ、父母先祖への孝には

有けれ、然るを天命に安むずと云を、いみじき事にして、父母先祖へ不孝になることを顧みずひたすら、己が潔白なる名をのみむさぼる、漢國人の議論はいと〳〵うるさき事なりかし、然るにこの疑齋の論は、漢意の議論にのみ泥みて、人情を思ひ慮らず信の道にうとき說あり、此書忌部を上げ過たるは、少いかゞなるやうなれども、廣成の身になりて見れば、然も有べき事なれば、深く咎むべきに非ず、もろ共に彼家の衰微をこそ歎くべき事なるに、此論は廣成の忌部を上げ過たるを憎むあまりに、おのづからまた、忌部を下し過ぎ、廣成を誹り過たることなむ多かりける、同じ過したる中に、廣成の過したるは、理にて順なるを、此論の過したるは、逆にして理なくぞおもはるゝと言れたり、なほ疑齋の論も師の辨も、次の條々に記すを見るべし、さて師論を石原正明がとり、次て、日下部氏に見せたるに、返辭なかりしと正明が語りき、)さて是より下は本文なるが。一聞と記き出られしより。淨御原朝。(天武天皇の御世をいふ、)の事を記されたる件までは。古史成文と傳とに記して。論ふべき事はそれに云へれば。此には洩しつ。

至大寶年中。初有記文。神祇之簿猶無明案。望秩之禮未制其式。

大寶年中に初めて式の記文有しかども。前條に既に論へり。神祇之簿とは。天神社。國神社の御名を記し奉れる簿をいふ。(これ神名帳の始なり、猶無明案といへる文意を思ふに、既にいさゝか記せるものは有りしと見ゆ、)總ての文意は。御國は神の本つ御國なれば。禮式の記文を記し給ふとならば。第一に天神國祇の御社の名簿を記し。望秩之禮式をこそ先制らるべきに。其事なく。神祇の名簿の明案さへに無りしは。皇御祖神の御道に違へる事なれと。裡に歎たる文なり。

至天平年中勘造神帳。中臣專權。任意取捨。有由者小祀皆列。无緣者大社猶廢。敷奏施行。當時獨歩。諸社封税總入一門。

神帳とは。すなはち天社地社の御名帳をいふ。(前文に神祇之簿といへると異なる義なし、)さて天

平年中に此擧ありしこと。御紀に記し漏されたり。然れども。九年八月甲寅日の詔に。在諸國能起風雨。爲國家有驗神。未預幣帛者。悉入供幣之例と有れば。此頃の事にや。中臣專權と云より以下の事どもは。思ふ旨ありて。參考神名式の附錄に論へれば。此には漏しつ。（疑齋に例の酷しき論あり、其を師の辨られたる說も有れど、共にその附錄に記せり）

起自天降泊于東征。扈從群神。名顯國史。或承皇天之嚴命。爲寶基之鎭衞。或遇昌運之洪啓。助神器之大造。然則至於錄功酬庸須同預祀典。或未入班幣之例。猶懷祕介推之恨。

天降とは。邇々藝命の天降坐るを云ひ。東征は。神武天皇の日向國より倭國に征入り給へるをいふ。扈從群神と云より以下の文意は。その天降と東征とに扈從たりし群神の名は。國史に記し顯されたるが如く。邇々藝命に扈從ひ給へる神等は。皇天祖神の嚴命を承りて。寶基の鎭衞と爲り。神武天皇に扈從たる臣等は。大昌運の洪啓る時に遇ひて。神器の大造を助け奉れる人々なり。然れば功庸を錄し酬ゆるに至りてはまづ。故を溫ねて。其群神を祀典に預しめ給ふべきに。各その社は有ながら。いまだ幣を班ち給ふ例に入ざれば。祕に介推が類の恨を懷けるも有べしとなり。（介推とは、漢國周代に、晋重耳といふ者に仕たりし、介之推といへる者の事なるが、此者重耳がいと微力なりし頃に忠に仕へたりしを、後に重耳大きに威勢を得て、外の臣等をば、悉くその功を酬たるに、介之推には、其事無りしかば、甚く恨みて山に入たるを召出むとすれど出來ずて、林に火を放ちて燒死たりといふ、故事を採りて述られたるなり。

況復草薙神劒者。尤是天璽。自倭武尊愷旋之年。留在尾張國熱田社。外賊偷逃。不能出境。神物靈驗以此可觀。然則奉幣之日。可同致敬。而久代闕如。不脩其禮所遺一也。

草薙神劒の天璽なること。また倭武尊の東夷を征て愷旋る年より。尾張國熱田社に留在給へるを。天智天皇の御世の七年に。新羅國の道行と云ける僧。偸み奉りて逃むと爲つれども。境を出

ること能はず。神劔は本の如く歸坐ること。古典等に見えて。古史成文に採り載せるが如し。（神代の第百三十三段、また景行天皇卷の傳などを見て知るべし）さて神物靈驗以レ此可レ觀といふ言この頃は世も古かりしかば。今世のごと。神物の靈驗を疑ふ人は有まじく所思ゆるを。かく表し言れたるに依て想ふに。天智天皇の御世に。妖僧が偸み奉れる後。內裡に留めて天武天皇の御世朱雀元年まで十五年が間在しを。六月に天皇の御病をトへ給ふに。草薙劔の祟なる由奏ければ即日勅して。熱田社に還し給へり然れど當時既に漢土のさかしら心弘ごりて。神の靈驗を疑ふ人も多有し故に。事の因に此事を擧げ。以レ此可レ觀とさへ言ひて。心の歎息を述られたるにや（凡て上件の如き、皇御祖神の御制に違へる事どもは、悉く漢意おし移りて、神の靈威を蔑如に思ふより起る事なり、前に書契以來不レ好レ談レ古、浮華競興還嗤ニ舊老一云々と言れたるをも思ひ合せ、なほ下に記す䟦文に、神代之事說似ニ盤古一疑レ氷之意取レ信實難云々とある處に、註ふをも合せ考ふべし）さて草薙神劔は天璽といひ。右の如き靈驗もおはせば。等閑に爲たまはず。例幣を奉りて。敬ひ給ふべきに。久代より其事なきは。故實を遺られたる事の其一なりと言れしなり（古語拾遺を奏進られし頃はかく有けるに、延喜式を見れば、熱田神社名神大と載され、國史にも次々に高き御位を授奉り給ひ、神戸をも封し給へること見え、寬平二年に、其緣起を記して、公家にも奏進られ、今にいともやごとなき、大社の列に坐ますことは、廣成宿禰のこの志の達れるにぞ有べき）

夫尊レ祖敬レ宗。禮敎所レ先。然則天照大神者。惟祖惟宗尊無レ二。因自餘諸神者。乃子乃臣。孰能敢抗而今神祇官班幣之日。諸神之後敍ニ伊勢神宮一。所レ遺二也。

天照大御神の無上至尊く坐ます由を。よく述られたる文意いとよく聞えたり。疑齋に云く。巍々伊勢神宮。創ニ建鴻基一。呴ニ嫗兆民一。知有之德於穆不レ歎。至ニ乃造宮之制祀奠之設一也。采椽不レ斲。茅茨不レ剪。不レ鑿之粢土瑙是供。以示ニ誠於後世一（篤胤云、こは世の漢意なる神道者の常談なれども、

然る敎誡の由には非ず、其由古史傳にいふを見るべし。）加之降臨畜旃。天壤無窮。日月所照。舟檝所庭。未嘗有若我朝也。若謂其神則惟祖惟宗。尊莫重焉。若稱其德則如天如地厚莫過焉。是以奕世聖上。致孝之典。斌々懿矣哉盛也。公主齋侍。祠官祇奉。所以尊皇祖報純德也。而其班幣之日也。諸神之後乃敍神宮習慣爲常恬而不怪。有司舛繆不亦甚乎。熱田大神尊亦亞之。當時祭祀不備焉。誠可謂闕典而已。當是時朝廷方制經國洪範。於是齋氏敢刺其弊。將蕩滌汚染於舊貫以脩飾鴻憲於方今。苟居其職而不言斯素餐也。齋氏之奏。何可不謂抗直不撓之臣哉。（篤胤云、以上の論は、大かた然ることに聞ゆるを、是より以下の論は、いとあぢきなし。）夫先公後私是人倫之恒經也。民之秉彝。雖復畎畝黎氓五尺童子猶能知之矣。矧又人臣在位。置議奏事乎。吾竊怪其言公私相倒。敍次錯亂。既刺後神宮。而却先其私何其自戾也。古人比之皆目睫其有之哉。（篤胤云師辨に云く、其言公私相倒敍次錯亂云々とは、何事をさしてかく言るゝにか心得がたし、其所遺一也より、十一也までの序次を見るに、さのみ私を先にしたる事は見えざるなり、此箇條は、草薙神劒云々より始めて云へり、其より上は御々世々の次第をもて、其時時の事をいへるなれば、公私先後のただは有まじきことなり、すべて十一箇條の中には、齋部の事を先にして公を後にせる書ざまは、宣長が目には見えざるを、論者の目によく見ゆることあるにや。）彼自謂。齡逾八十。意者此其言之耄歟。今閱其書。不似耄者之言。然則彼官賤秩薄。無乃爲戚々貧賤。思慮爽昏。卒失其言乎。渠信當時夙學也。窮巷白屋啜菽飲水。自若而樂。臨患難不忘昔席之言。是志士之所守也。亦何足云乎。（篤胤云、此論者何等の書に依て、廣成宿禰のしか貧窮し事を知たりけむ、都て物に見えたる事無れば、此は宿禰の位階の卑きをもての臆度なり、論へる言悉く陽を淨げにつくろひて、陰にごれる漢人風のうるさき言なり、廣成宿禰は信に當時の宿學なりしかども、然る漢人風の陽を

つくろふ意は無りしかば、若菰を啜り水を飲む許り貧からましかば、其を樂とは思はれざりけむ、）天照大神本與帝同殿。故供奉之儀君神一體。始自天上。中臣齋部二氏相副奉侍日神。猿女之祖亦解神怒。然則三氏之職不可相離。而今伊勢宮司。獨任中臣氏。不預二氏。所遺三也。伊勢宮司とは。伊勢宮の職人を弘く云へり。宮司と熟字せるを以て。大宮司といふ官の事と思ふは。甚じき非事なり。（其は猿女の事をも言れたるもて知べし。）さて神世の故實に依ときは。是また理たる論なり。然るは邇々藝命御天降の時に。かの岩戸開の時に功有し神等を悉副たまへるは。無窮に天上の儀の如く。仕奉れとの御事なりしかば。中にも此三氏は。神宮にも必有べきに。古へより中臣氏のみ供奉ることは。いかにも遺れる事の如くおぼゆ。然るを疑齋の論者。此なる宮司を大宮司の事と非心得して。孝德天皇之朝。始置伊勢神宮司。以香積須氣任其職。而中臣比登之後。遂歸於一氏。蔑復徵他姓矣。此書之言。似有理也。然按先規錄其始也。大朽連。村山連。津島朝臣等凡八氏。雖曰更相任。（篤胤云、此事は委く大神宮例文に見えたり、）而及至乎其職已定一家也。彼數家悵然。噤口而止。齋部未始有任此職者也。何齋部云哉。官職秘抄。載神祇官中諸氏任例。而猿女不與焉。蓋上世已來。徒在宮中供神事而已。未曾除祐史也。彼未曾除祐史。何猿女云哉。齋氏之言。無寧紫之奪朱邪。後生審諸と云へるは。笑ふに堪たる論なりか（漢學者たち、唯に口利く物言へども、御國の古事を解り得ざること大抵かくのごとし、）殊に香積。大朽。村山。津島の四氏ともに。中臣氏の苗姓なる事をさへに知らずて。異姓と思へるは未しかりけり。

凡奉造神殿者。皆須依神代之職。齋部官率御木麁香二鄕齋部。伐以齋斧。掘以齋鉏。然後工夫下手。造畢之後齋部殿祭及門祭。訖乃可御坐。而造伊勢宮及大嘗由紀主基宮。皆不預齋部。所遺四也。

大殿祭御門祭は。下文に記れたる如く。元太玉命

の供奉り創られし儀なれば。神殿また由紀主基宮を造る時などは。必その子孫の齋部氏。本文の如く供奉るべき因緣なる故に。古は此に記されたる狀に供奉りけむを。何の頃よりか。齋部氏を預しめず成れりしなり。（祝詞式に、御殿御門等祭、齋部氏祝詞と有をもても、右の事どもは、もと齋部氏の掌たる職なること知られたり。）其は延曆に奏進しめ給へる伊勢の儀式には。忌部氏の掌る由見たれども。貞觀儀式。延喜式には。造酒兒先執ニ齋鍬一。始掃レ地云々。造酒兒先取ニ齋斧一。始伐レ木。然後諸氏下レ手など見えたり。（なほ此事は古史成文神代第五十七段の傳、また神武天皇卷元年の傳などに委く註せれば、此にはたゞ大略をいふのみぞ。）

又殿祭門祭者元太玉命供奉之儀。齋部氏之所レ職也。雖レ然中臣齋部共任ニ神祇官一。相副供奉。故宮內省奏詞稱下將レ供ニ奉御殿祭一而中臣齋部候中御門上。至ニ于寶龜年中一。初宮內少輔。從五位下。中臣朝臣常。恣改ニ奏詞一曰。中臣率ニ齋部一。候ニ御門一者。彼省因循。永爲ニ後例一。于レ今未レ改。所レ遺五也。

中臣常の所爲まことに恣にて。皇神の道を搔亂し。皇廷をも誣奉れるわざなり。此一事をとても。中臣氏の何に就ても。齋部を貶さむと欲つること知られ。廣成宿禰の憤を畜たりしは。實に尤なる事とぞ思はるゝ。（然るに疑齋の總論に雖レ非ニ舊式一是其勢也、廣成不ニ自揣一漫欲ニ相抗一何其誣也といへるは、前に云る如く、何ちふ誣言ならむ、）偖かく歎き訴られたれど。因循して例と爲しかば。改られずて。延喜宮內省式に。大殿祭。省輔已上。諸忌部等。至ニ延政門一云々。輔入奏其詞曰。宮內省申久大殿祭供奉牟登。神祇官姓名。率ニ忌部一氏候登申とあり。（姓名とあるは、其時の中臣氏の姓名をいふ所なり、）中臣氏より。延喜六年に奏進れる本系帳に添たる解狀に。此氏供ニ奉神事一良有レ以矣。苟非ニ其人一恐致ニ咎祟一と書れたり。其家の故實をば。かく皇神の御定を言擧しつゝ。他家の故例をば。誣ひ亂さむと爲つる趣なるは。何なる由ならむ。

又肇レ自ニ神代一。中臣齋部供ニ奉神事一。無レ有ニ差降一中間以來。權移ニ一氏一。齋宮寮主神司。中臣齋部者。元

同七位官。而延暦初朝原内親王。奉齋之日。殊降齋部。爲八位官。于今未復。所遺六也。

疑齋に云く。神龜五年。七月二十一日。勅定齋宮寮及屬官位階也。乃以中臣爲從七位官。忌部宮主並爲從八位官。詳見官位令集解。此云元同七位官。而延暦初。殊降齋部爲八位官。其説矛楯。眞僞焉在。若夫無類之説。不贊之辭。聖人之所誡也。廣成齋給使捷。漂説騁辭。將以欺誣有司。紊亂政途。貽侮之言。施及後昆。何其鄙也といへり篤胤案ふに。此を誣ひて廣成宿禰の僞言と爲たるは。また例の一偏なり。然るは位階の制は推古天皇の十一年に始りて。文武天皇の大寳二年に整へりしかば。當昔は同に七位に定め給ひけむを。神龜五年にまれ延暦初にまれ。齋部を一階卑されたるには違なきなり。其を集解と此書と。互に時代の異なりとて。何れを正とも定がたき事なるを。論者集解を取りて。口を極めて廣成を詈り。欺誣有司。紊亂政途としも言へるは。何ちふ頑心ぞも。集解はかつて謬なき書かは。

凡奉幣諸神者。中臣齋部共預其事。而今大宰主神司。獨任中臣。不預齋部。所遺七也。

大宰職は筑紫九國と。壹岐島。津島。異國をさへに總司る故に。官人多き中に。主神司といふは其國々の神祇の祭を掌る司なり。然れば。齋部をも任し給ふべきに。中臣のみ任給ふは。實に所遺なりけり。

諸國大社。亦任中臣。不預忌部。所遺八也。

諸國の社々も。中臣を任し給ふ社には。かならず齋部をも任し給はでは。得有まじき物なるを。然らぬは此も實に所遺にぞ有ける。（さて此まで忌部の神事を掌る事の少き由は、しば〳〵言れたれど、外の官を望める趣のいさゝかも見えざるは、よく家職を重したる、いと正き人なり、鎌子連の宗業を辭びて、革制の事を執られしと人は誰をかとるらむ。

凡鎭魂之儀者。天鈿女命之遺跡。然則御巫之職。應任舊氏。而今所選。不論他氏。所遺九也。

皇祖邇々藝命の天降坐す時に。五部神を悉副たまへるは。上にも云る如く。高天原に始め給ひし儀

のまに〳〵供奉れとの御事なり。然れば諸氏各々天壤と無窮に其職に供奉しめ給はでは得有らぬわざなり。と云意を含みて云へる中にも、鎮魂祭は。神世に天鈿女命の供奉れる儀なれば。必その裔たる御巫を任し給ふべきに。今は他氏を論はず。任給ふことを元に違へる事ぞと言れしなり。（元々集に、此文を引るには、所遺九也を所違元也とあり、然る本も有しにこそ、此書の異本有しことは、成文第五十一段、第五十二段、第五十八段、第百三十三段などに引る文を見て知べし）かく歎き訴られつれど。遂に用ひ給ふことなくて延喜臨時祭式に。凡御巫取庶女堪事充之。但考選。准散事宮人と有て。猿女氏の庶女といはず。甚も歎かはしき事なり。（なほ神代第五十五段の徵、また傳にも云を見るべし）

凡造大幣者亦。須依神代之職。齋部之官。率供作諸氏。准例造備。然則神祇官神部。可有中臣。齋部。猿女。鏡作。玉作。盾作。神服。倭文。麻續等氏。而今唯有中臣齋部等二三氏。自餘諸氏不預考選。神裔亡散。其葉將絕。所遺十也。

此條の愁訴は殊に理たり。然るはいと古く。皇神の道の大同ひ行はれし御世には。右の諸氏よく〳〵蕃息りて榮えたりと聞ゆるに。漢風の制度を移し用ひてより古き諸氏漸々に衰へて。大同のころ既に其葉の絕むと將つる故に。其を見るに忍びず。愁へ奏されたるは。實や勝臬のいはゆる。抗直不撓の臣と稱ふにも餘有る言なればなり。皇御祖神の大詔命に。宜諸部神供奉其職如天上儀と詔へる。神世の源を思ふに。此に標られたる諸氏は更なり大伴。佐伯。久米。物部。安曇。高橋。隼人。掃部を始め。やごとなき諸氏多く。神事にも公事にも。かならず無ては得有らねば。いかにも其裔の絕まじく。蕃息榮ゆべく定置き給ふべき事と所思ゆるを。廣成宿禰のかく愁訴られし後も。覺かせ給はず。神祇官の神部には。たゞ中臣齋部の兩氏をのみ置れしは。何なる由ならむ（職員令に、神祇官の神部三十人と有て、義解に、中臣忌部取用當司中者と見え、集解の問に此義解の文を擧て、然則不必神部、と云る答に、雖他司人、猶取用、因茲言之取用

神部、於事無妨と云へり、是によりて案ふに神祇官に神部三十人と建置るれども、其人數を具へず、彼中臣奏天神壽詞、忌部奉神璽鏡劒など、其外にも、中臣忌部を用ふる事のある時に、當司なる兩氏を大副にまれ、小副にまれ、其餘の官にまれ取用ひて、足ざるは他司よりも取用ひて事を辨へたるなりけり、斯て神部の中に、餘の諸氏とては、一氏も置たまはず、)果して廣成宿禰の歎かれし如く。やごとなき神嘗の諸氏、漸々に亡散せて。齋部首の率たる國々の諸氏も。後には聞えずなりて。太玉命の御末の齋部氏さへに。今は齋部代とて他氏人を用られ。神事につけ公事につけて。大伴代。佐伯代など云ひて。多くは代を用ひ給ふ事と成ぬるは。漢息とも。慷慨とも言むかたなく。忌々しく可畏く所思ゆれば。況てその氏人の首とありし。廣成宿禰の未然に其萠を察て。愁訴られけむば。是また信に然る事とも宜なりとも。言む辭もなきまでになむ。(前條に律令の事を論へる所と合せ考へて、此弊の源を曉るべし、廣成宿禰の、この拾遺を奏進られし時は、其齡八十を逾されしと有を、己が甚くせちに思ふ心には、斯ばかり大愁を畜たる人のよくも然ばかり命長かりけり、と思はるゝを、然も思はねばこそ、疑齋の論者は、善としも謂りける、)然は有れど。上件の諸氏。今は既に殘らず絕たりと思ふは。前をのみ見て後を顧ざる心ならむ。よく其道をもて諸國の舊氏を探ね糺たらむには。一氏も實に絕たるは有まじく所思ゆ其は日神。產靈神の御言のまにまに。天壤と無窮に。日神の御子命の天下治看せば。その天下治看すに。無ては非じと副給へる諸氏の。絕べき理なければなり。(なほ神代第四十六段の傳に、鏡作造の下に註へる說どもを、合せ考ふべし、)さて皇廷の神祇官には。右の諸氏を置給はざりしかど。伊勢神廷には。麻績。服部を始め其餘の氏人も有りしと。延曆儀式を見て知らる。然れど中世の亂に依りて。其も多くは亡散たるが。麻績氏服部氏のみぞ存れりける。此は伊勢の津を知す殿の功績なりけり。(然るは中頃より亂世のつゞき有しかば、神宮の神衣祭も廢れて、御機殿も燒失せ、服部麻績の兩氏も所を

去り、往方も知らず成にしを、元祿十二年の頃、一禰宜園田長官いたく歎きて、兩氏を尋ね出し、絕て久しき神衣祭を再興し、彼氏人どもに、神衣を調へしめたるに、其後兩氏の人々、自の費をもて、年々其職に供奉りて在しを、藤堂家の殿人に、朱雀忠國須知正矩といふ二人、村々を巡察ける時に、兩機殿の荒廢れ、また兩神部の其料もなきに、よく其職を勤むる事を感て、殿に申ければ、享保三年五月十三日、兩機殿におの／＼修理料を寄られ宮地に榜を建て、樹竹を伐り取る事を禁られしとぞ、いと難有き事なりかし、阿波禮皇御國は神國なれば、神祇を敬ひ祭りて、其恩賴を祈り給ふが御政事の本にて、皇御祖神の定め給へる御道なる故に、國々を班ち治め給ふ守たちは、第一に神祇を敬ひ祭りて、民を安撫むじ給ふぞ道の本なる、其は一條兼良公の、大將軍義尙朝臣より政道の詮要を問れたるによりて、樵夫も王道を談る心なりとて書給へる樵談治要にも、最初に神を敬ふべき事といふ條を記し給ひ、我國は神國なり、天地ひらけて後、天神地神よろづの事を始め給へり、また君臣上下各々神の苗裔ならざるはなし、是によりて百官の次第を立るに、神祇官を第一とし、また議定はじめ評定始といふにも、まづ神社の修造祭祀の興行を專と定めらる、天子は百神の主なりと申せば、神祇はみな一人に掌り給ふ、次には天下主領の大將軍を守り給ふべし、諸國の神社はまた、其國の國司守護地頭に屬たまへり、故に國司守護などは、昔より有つけたる神社の修理、祭祀の退轉せるを申行ひ侍らば、君には奉公の忠となり、神には歸敬の誠をあらはすべし、公わたくし如在の祀を專要にせば、神明いかでか受たまはざらむや、と談はれたるが如し、然るを神社の荒廢たるをも顧みず、世にある事の吉も凶も悉く神の御心なれば、神祭を第一にして、民を治め給ふべき物とも思ひたらず、祈事とし云へば、大般若の佛事など行ひて、其を道のごと心得、領所なる式內社をさへに顧ざる守たちも有と聞ゆるを、いかでかく古にも比類なきまで治れる御世のしるしに、國々の守たちの國民を治むる道の本を尋ねて、その臣等にも、朱雀氏、

須知氏などの如き賓人たちの多からむ由もがなと思ふも、樵夫の王道を談るなりけり。「頼囹云古語拾遺の注數部あれども初學には久保季玆翁の古語拾遺講義甚便宜しまた本書の要旨は渡部重石丸氏の固本策を見るべし」）

又勝寶九歲。左辨官口宣自今以後。伊勢大神宮幣帛使專用中臣。勿差他姓者。其事雖不行。猶所載官例。未刊除。所遺十一也。

勝寶九歲とは。孝謙天皇の天平勝寶九年をいふ。此年に天平寶字元年と改元あり。此事は御紀に。天平寶字元年六月乙未。始制伊勢大神宮幣帛使。自今以後。差中臣。不得用他姓人と見えたる制をいへり。然れども。唯にかく宣ひ出たるのみにて。其事行はれざりしは。神の御心にぞ有けむ。（其はこの翌年、天平寶字二年八月の處に、乙卯遣左大舍人頭河内王從八位下、中臣朝臣池守、大初位上、忌部宿禰人成等、奉幣帛於伊勢大神宮と有を始め、同六年十一月の處、桓武天皇紀、延曆十年八月の處などに、他姓の人をも幣帛使に差し給へる事の多かるを見て知べし、）然は有れど、官制に載たる文を刊り除き給はず。既に國史にさへ記し給へれば。愁へ訴られけむは。此も信に然る事なりかし。（○此條の次に、神祇官にて御歲神を祭り給ふ事の緣を記されたる一條有れど、其は神代第九十七段に採つれば、此には擧げず、さて是より以下は跋文なり、）

前件神代之事。說似盤古。疑氷之意。取信寔難。然我國家。神物靈蹤。今皆見存。觸事有效。不可謂虛。

前件と記出られたるは。本文の初に。多く神代の事を載されたれば。其をうけて書れしなり。盤古とは。漢土の世の初發に出たりといふ神の名にて。彼國籍どもの古傳に。盤古氏夫妻陰陽之始也とも。盤古氏之死也左目爲日。右目爲月。毛髮爲草木とも盤古氏頭爲東岳。腹爲中岳。左臂爲南岳。右臂爲北岳。足爲西岳とも。盤古氏泣爲江河。氣爲風。聲爲雷とも見たり。神代の事ども此によく似たりとなり。（然れど、此は伊邪那岐伊邪那美神の御傳の訛りて遺れるなり、其由は古史傳、また西籍慨論に云へるを見べし、）さ

て疑レ氷之意云々と言れしは、深き旨趣ありし語とおぼゆ。其は前に草薙神劔の事を奏して。神物靈驗以レ此可レ觀。と言れし處にもかつ〴〵云る如く。漢籍意世に移り弘ごりて。西戎人風に神の奇靈なる御所業を。己々が成し得ざるまに〳〵有まじき事と。夏虫の氷を疑ふ意に異み信なはず。當時既に然有し故に。其はいと狹き漢意ぞも。勿異みそと心を配られしなるべし。(漢籍意おし移りて、神代の事實を異めるは、いと舊き事と思はるるを、正に記文に漢意を混へて、神の奇異なる事實を、然もなき狀に書取らむとし、或は删り捨もせられたるは、舍人親王の日本紀ぞ始なりける、此事は師も何くれと記し置れ、予が著せる物どもにも、事の因に心の及ぶかぎりは云へり、)此に就て師の。然る狹き漢意の人を悟すと。鉗狂人の書の末に記されし。水草の上の物語てふ文を因に此處に載してむ。「今はむかし天地の池とて。いと大なる池の邊に。夏のころ夕つかた。人々より合ひて。何くれと昔今の物語しつゝ。すゞみ居けり。中に年老たる翁。むかし其池治し頃より。始めよく知居て。五十年ばかりにもや成ぬらむ。其をりはとありき。かゝりき。三十年餘り前には。冬いみじく寒くて。此池悉く氷りわたりて。其氷の上を人の通ひありきし事もありき 其後また六月ばかりに。久しく旱のしたりし年は 水のこりなく涸にしぞかしなど。年久しくなりぬる事どもを。いとよく記え居て語る。(篤胤云、此は天地の長く久しき間には、種々の事あり、また神の所業には、人の思ひの外なる奇靈なる事の多かる由をたとへられたるなり、)池の面には。水草どもいと繁かる中にまなび草とて。世にめでたき物にすなる草の。物より殊に日にたちて此處かしこに生交りて。こゝち宜げに榮えたる。夕露の玉の光にもてはやされて。いと涼しく面白く見わたさるゝを。東の方のみぎはに近き一本なむ。こよなくかじけて。いとまばらに西の方なるが弘ごり來たるに推けたれて。をれ伏などしたる莖の本より。まだいと小さき若葉の一つ二つ。水の上にはつかに見えたるを。(篤胤云、東の方なる一本の草は、吾が古學に譬へ、西の方なる草は、漢學に譬へられ

たり」この翁目とどめて。大かた此池にまなび草とて。かくいと繁く生ては有れども。正しきは此芽ぐみ初たる。一本の中の若葉のみこそ有れ。いとよく似ては有めれども。西の方なるは皆じちのには非ずなむある。正しきまなび草は。まこと花とて。世にすぐれたる花なむ咲くを。年ごろ池の水ぬるみたるけにや。たえて咲かずなりぬるを。此若葉のかく生出そめつるは。水も寒くなりて。今また花咲ぬべきにこそは有けれ。昔この種ども播そめしも。余はよく知れるをやなど細に語る。かく云ふ翁が名は神代のみふみとぞ言ひける。（篤胤云、此は神世の御典に、千萬年の古き傳説を、今見るがごと、委く記し傳へたるに譬へられたるなり」やう〳〵暮ゆくまゝに螢どもひかり出て飛ちがひ。此所かしこ水草の上にしげしげ見えたる。（篤胤云、こは世に何の學問くれの學問とて、己がむき〳〵學ぶ人の多きに譬へられたるなり」中に彼かじげたる一本のまなび草の中なる若草のはしに。たゞ一つすがり居たる。名は大倭のまさ彦。いと少さくかひなげなる頬杖をつきて。此物語をきゝ入りをり。（篤胤云、こは世に漢學をする者多く、學問といへば、漢籍よむ事とさへ心得たる世に、たま〳〵眞の道に志して、古を學び、神世の事をきゝ入るゝ人に譬へられたり」また西の方に弘ごりたる浮葉どもには。いと數多ゐたる中に。から心の狹麻呂といふ居り。この東なる若葉のうへに飛うつり來て云ふやう。まうとはいと愚なる者かな。あの翁が物語はみな空言にこそあれ。人の命よ。吾らがよに准へて思ふに。いかに長くとも。一年の間にはよも過じを。五十年にも成ぬらむと云ひて。此池の始の事をしも。見たりけむやうに語りなすこそ。また氷といふ物のゐて。此水の上をふみ歩行きつるなど。總てさる理あるべくも非ず。また花咲く眞のまなび草は。此まうとが居る若葉ぞと云ふなるも。もはら信られず。我等がゐる西のこそ莖も葉も。こよなくうるはしく。榮えては有なれと云へば。（篤胤云漢學びして心狹くなれる人々、夏虫の氷を疑ふ言ひごとをよくも譬へられたり」實にいと奇しくめづらかなる事とは吾もきけど。人と

いふ物こよなく命の長き物としきけば。五十年あなたの事。かならず知まじとも定がたくなむ。又然ばかり久しき世々を經にけむ間には。さま〲珍かなる事もなどか無らむ。我らいとはかなき命にて。春秋をだに知らぬ物の。おふけなくいかでかは。人の上をばたはやすく知べきと云に。（篤胤云、神世の道を學ふ者、まづ始に意をかくすゑて然してなほ心を天地の外にも置て、よく觀明らめ、さて後に、神習はむ事をよく思ふべし、）狹麻呂うち笑ひて。然らば。此池の中なる蛙こそ。春のほどより生れ出て。命長き物はあれ。いでかたらひ來て。この事決めむといへば。（篤胤云、漢學者ども賢げに物は言へども、いと意狹く、聖人てふ物の語に見えざる事は信はず、何ぞと云へば經書といふを引き出て、物をことわる狀、まことに此狹麻呂が言の如し、）傍なる水草の陰より漢經史あざなは聖賢とかいふ。長々しげなる蛙とび出來て。あなかまたまへ。何事をも己よく知れり。此みぎわに。昔物語すなる人どもは。此ほど暑くなりてこそ。納涼にとて此わたりにはほのめくなれ。往し四月の頃までは。更に人といふ物見えざりし物を。去年よりあなたの事をいかでか知らむ。此まなび草の種まきそめし世の事など。知がほに語るこそいとをこなれ。凡て此池の水草どもは。何れも〲。此春おのが幼なかりし頃にこそ。角芽そめしか。其より以前になでふ草葉かあらむなど。言おほく甚かしがましく鳴つゞくるを。（篤胤云、漢學者ども大抵は聖人の言としいへば、天地の內外も、その始終も、世にある事物の理も、悉く知り盡したる物のごと心得て、其が籍等に言ひおける事をば、理の至極と思ひ、彼等が言ひ置かざる事をば、決めてなき理のごと思ひためれど、神の道より其を見れば、この聖賢ちふ蛙の春に出て秋にかくれ、冬の氷を知らず、かしがましく物言ひて、人の齡を疑ふ類にきゝ成さるゝかし、阿那あはれ、）みぎはなる翁つく〲と聞て「生そめし根ざしも知らで學びぐさ。末葉のうへを何かあらそふ」。あなはかなとぞ。（胤篤云、世の生さかしら人の、漢意もて、神世の道、神の御所業、神の靈驗をかにかく言ふは、いかに言ふと

も、其痴心を醒すべき由なければ、かく獨ごちてあるより外なし、阿那あはれ」夏むし蛙の譬はしも言舊たれど。をかしく思ひ出らるゝまゝに。（篤胤云、余が同じ學の兄弟の中にも愛しくせる、遠江國周知郡、小國神社の神主、小國重年が世に在し時、師の此物語に本づきてかける、學草千ぢのゆゑよしちふ物あり、自の手して圖をさへに書たるを、吾におくりて、有ればいかで人にも見せて、亡友の魂をなぐさめばやと思へど、事長ければ、ついで有らむ時に、かた木に物して世にも傳ふべくなむ、また此人の著せる長歌玉きぬといふ物あり、あらゆる古き長歌に、おのづからなる格ありし事を見得て、書著せる物なり、必見るべし、「賴囶云本居内遠大人の水草の上の物語標注印本あり」）

但中古尚朴禮樂未明。制事垂法遺漏多矣。

此に中古と指れたるは。孝德天皇の御代に事肇たまひて。文武天皇の御代までに。制度を唐風に革め給へる。其間をいへりと聞ゆ。（文は漢文なる故に、禮樂といふをも、漢風の禮樂をいへりと聞ゆれど、神世の禮樂を言れたること、前後の文に合せ考へて曉るべし」さて文意は。其中古は。なほ朴なりし故に。古道に本づきて。古風の禮式と。古風の樂事とを明め給はず。事を制め法を垂し給ふに。遺漏たる事の多有しと言れしなり。

方今聖運初啓云々。易鄙俗於往代。改粃政於當年。隨時垂制流萬葉之英風。興廢繼絕補千載闕典。

方今聖運初啓とは。平城天皇の御世治看せるをいふ　鄙俗とは。上件々に擧られし。所遺の鄙俗どもをいふ。粃政とは。其鄙俗の政を粃に譬られたるなり。萬葉は。此にては上代をいへり（萬葉といふこと、前と後をかけて、萬世といふ義にいふは常なれども流萬葉之英風と云るにて、上代を云へること知られたり、古事記序に、欲流後葉とある、後葉は、後世をいへるに思ひ合せて辨ふべし」さて文意は。今上天皇初めて御世治看して。當年直にかの鄙俗の粃政を往代の風に易え。時の宜きに隨ひて制を垂らし。上代の英風を流へむと欲し。廢たるを興し絕たるを繼て。千

載の令に闕たる典を補はむと將たまふと。當時造式の御志ある事を稱へ奉られしなり。(此は次文を見て知るべし、)

若當此造式之年。不制彼望秩之禮。竊恐後之見今。猶今之見古矣

此造式之年と言れたるをもて。平城天皇の御世に。既に式典を撰ばしめ給はむの御志ありし事知られたり。(此事は、既に式典を撰定られし事を論へる所に、委く記せるを見るべし、)さて前文に見えたる如く大寶年中に既に式の記文は記させ給へれど神祇の名薄の案もなく。望秩之禮式をも制め給はざりし故に此造式の年に。そを制め給はずば。後世になりて。今の御世を仰ぎ見むに。詳ならぬ事ありて。今世に上古を仰ぎ見れば。詳ならぬ事の多かる如くならむと。竊に恐れ思ひ侍ひしと奏されたるなり。(この訴奏されたる事をし、日下部氏などはいかに見られけむ、何とも言れざるは、道理にかなへる訴としも思はれざりしにやいと〳〵不審し、)偖かく訴られつれど。此御世は更なり。弘仁の御世に式典を撰定られし時も。尚いまだ望秩の禮式を制め給はず。貞觀の御世に撰定られし時にぞ。廣成宿禰の本意達り言立て。望秩の禮式をも制定られける。(此事委くは、既に上に論へりき、)悲しきかも其時は、既に此老翁は世を罷られて。遺せる魂の功績とぞ成れりける。

愚世廣成朽邁之齡。既逾八十。犬馬之戀旦暮彌切。忽然遷化含恨地下。街巷之談猶有可取。庸夫之思不易徒棄。幸遇求訪之休運。深歎口實之不墜。庶斯文之高達。被天鑒之曲照焉。大同三年二月十三日。

犬馬之戀と言れしは。犬馬など情なきが如くなれど。己を畜ふ家を守り。主人を戀ふに。自の古道を戀ひ。朝廷の禮式に闕たる事の多有を思ひ煩ふ情を託られたるなり。(漢人の言に、諸葛亮が出師表を見て涙を落さゞるは、其人かならず不忠の人ならむと云へりとか、余が常言に、廣成宿禰の古語拾遺を見て泣き慨み、古道を明めむと志の與起ざる人は、道々しげに物言ふとも、信には神恩國恩を思はざる、空氣學の人とや言まし、とい

ふに似たる言なりけり」幸遇求訪休運は。序に幸蒙召問と言れたるに同く。我が家に遺り傳はれる。故實を召問ひ給へるをいふ。總ての文意は。朝廷の禮式に古道に違へる事。闕たる事の多有を。いかで補ひ給はむ由もがなと思ふ情。且暮に彌々切なり。然るは我が齡既に八十を逾たれば。もし件の事を顯はし奏さずて。忽然に遷化なば。地下に空しく恨み侍るべきを。街巷の談に取べき事あり。庸夫の思をも徒に棄給はじと。今幸に求め訪ひ給ふ休運に遇ひて。深く我家の口實の隧失ざる事を歎びて。此古語拾遺の書を記して奏進るを。庶くは此文に記せる語どもを。高く達え奉りて。天皇の典に照し鑒御し被むことをと言されしなり。阿波禰吾が黨の小子よ、詮要となき語譯の學び、歌作る學問などは傍にまなびて、此宿禰の心を心として、故實を見明し說明して、書に記し言を立て人こそ人と言はずとも、自の身を思ひ捨ることなく、身はいやしくも、其說明せる故實を、久方の天つ虛空まで達えあげて、庸夫の思ひも徒には棄じ、街巷の談も取ことありと、

曲に照し鑒み給ひ、求め訪ひ給ふ、休運の至らむ時を待つけてよ、此に就て蒲生秀實が、山陵志に志せる事あり、其は中世より、天皇をも火葬し奉る事を歎き、後光明院天皇の崩御る時に、其を止られし事を言ひて、後光明帝近世聖主也、幼而英明、慨然有志復古、不幸短命、春秋二十有二、以痘瘡崩、時朝議依舊將火葬、有一民鬻魚爲業者呼八兵衞、常聽命於宰夫、出入宮門、聞之大悲慟、嗚呼聖天子何天命之薄也可奈之何、且夫火葬者非道也、況今大行在天之靈、蓋疾浮屠氏之虛誕、斥異端最甚、而其送終、尚猶從事於所斥邪、吾小人苟目不瞑、不肯從朝議、敢諫爭止之、不能則身死之、於是奔走於仙洞及執政之門、所至號哭悲泣、敢請止火葬以從大行之志也、朝議輒爲之改、而火葬止焉、蓋感八兵衞忠誠也、噫匹夫有志、何事不成、上之人不爲、則其可慚已甚矣、と云へり、此魚賣者の志の高く達れるは、庸夫之思不易徒棄てふ語を御思看してにや、偖また後光明院天皇の御事の、概略を記し奉れる正保遺事といふ書

あり其一條に、常の御話に、皇朝の衰へし其本は、和歌を吾邦道第一のやうに覺え、源氏伊勢物語等の書もはら行るゝよりして、衰の興とはなりぬ、古の學に志ある者、いかで和歌を專とせむや、況て源氏物語の類は、究めて浮華淫亂の書なるぞとて、御前近くは假にも置せ給はざりしと見ゆ、此一事をもても、此天皇のいとも英明く坐ませる事を伺ひ奉るべし、御魚屋八兵衛の事この遺事にも委く見えたり）さて古語拾遺を奏上られし大同三年より。この文政元年まで。千十二年にや成ぬらむ。（一本には大同二年とあり、何れか正からむ、廣成宿禰の事、類聚國史に、大同三年十一月甲午、正六位上齋部宿禰廣成從五位下、と有のみなれば、外に考ふべき便なし）

抑この拾遺の書はしも。然ばかり深く意をこめて。記し奏上られし物から。其言を然しも用ひ給ふとしも無りしかば。後遂に其言違はざりけりと。思ひ合さるゝ事なむ多有ける。其は延喜十四年に。三善清行朝臣の上られたる。意見十二箇條の初に。臣伏案二舊記一。我朝家神明傳レ統。天險開レ疆。土壤膏腴。人民庶富。故東平二肅愼一。北降二高麗一。西虜二新羅一。南臣二呉會一。三韓入朝。百濟内屬云々。其所三以爾一者何也。國俗敦厖民風忠厚。輕二賦稅之科一。踈二徵發之役一。上垂レ仁而牧レ下。下盡レ誠以載レ上。一國之政。猶如二一身之治一云々。（神世よりして、上代にいまだ漢風の制度を用ひ給はざりし以前は、信にかくの如くにぞ有ける）自後風化漸薄。法令滋彰。賦斂年增。傜役代陪戸口月減。田畝日荒。（漢風の制度を用ひ給へるより後の有狀こゝをもて見るべし）既而欽明天皇之代。佛法初傳二本朝一。推古天皇以後。此敎盛行。上自二群公卿士一。下至二諸國黎民一無レ建二寺塔一者。不レ列二人數一。故傾二盡資產一。興二造浮圖一。競捨二田園一以爲二佛地一。多買二良人一以爲二寺奴一。降及二天平一。彌以尊重。遂傾二田園一多建二大寺一。其堂宇之崇。佛像之大。工巧之妙。莊嚴之奇。有レ如二鬼神之製一。似レ非二人力之爲一。又令二七道諸國一。建二國分二寺一。造作之費。各用二其國正稅一。於レ是天下之費。十分而五（佛法の弊こゝをもて見るべし、此弊の本は、聖德皇子の起し給へるなること、既に上に云へりき）至二于桓武天皇一遷二都長岡一。製作既畢。更營二上

都。再造大極殿。新構豐樂院。又其宮殿樓閣。百官曹廳。親王公主之第宅。后妃嬪御之宮舘。皆究土木之巧。盡賦調庸之用。於是天下之費。五分而三。仁明天皇即位尤好奢靡。雕文刻鏤錦繡綺組。傷農事害女功者。朝製夕改。日變月俊。後房內寢之餝。飫宴詞樂之儲。麗靡煥爛冠絕古今。府帑由是空虛。賦斂爲之滋起。於是天下之費二分而一。貞觀年中。應天門及大極殿頻有灾火。儻依太政大臣照宣公。匪躬之誠具瞻之力。庶民子來。萬邦麗至　修復此宇一年而成。然而天下之費亦失一分之半。然則當今之時。曾非往世十分之一也云々。と記されたるを思ふべし。（至于桓武天皇と云より以下は、漢風の文華てふ事の弊なりかし、また請禁諸國僧徒濫惡、及宿衞舍人凶暴事といふ條に、臣伏見去延喜元年官府、已禁權貴之規錮山川、勢家之侵奪田地云々、但猶凶暴邪惡者、惡僧與宿衞也、伏以諸寺年分、及臨時得度者、一年之內或及二三百人也、就中半分以上、皆是邪濫之輩也、又諸國百姓逃課役遁租調者、私自落髮猥著法服、如此之輩積年漸多、天下人民三分之二、皆是禿首者也、此皆家蓄妻子、口啖腥膻、形似沙門心如屠兒、況其尤甚者聚爲群盜、竊鑄錢貨、不畏天刑、不顧佛律、若國司依法勘糺、則霧合　雲集、競爲暴逆、前年攻圍安藝守藤原時善、劫略紀伊守橘公廉者、皆是濫惡之僧、爲其魁帥也云々とも見ゆ、委くは本書を讀て此弊の原を想ひ辨ふべし、）殊に歎息しき事は。應消水旱求豐穰事といふ條に。臣伏以。國以民爲天。民以食爲天。無民何據。無食何資。然則安民之道足食之要。唯在水旱無殄年穀有登也。故朝家每年二月四日。六月十一日。十二月十一日。於神祇官立祈年月次之祭。嚴加齋肅。遍禱神祇乞其豐穰致其報賽。其儀公卿卒辨官及百官參神祇官。神祇官每社。設幣帛一裹。清酒一瓮。鐵鉾一拔。陳列棚上。又社或有奉馬者焉。亦皆左右馬寮牽列神馬。爰神祇官讀祭文畢。以件祭物頒諸社祝部。奉本社。祝部須潔齋捧持各、以奉進（神祇官にて、神祇を敬祭り給ふ形容の嚴重なること、こゝを以て見るべし、）而皆於上卿前即以幣絹挿著懷中。拔棄梓柄。唯取其鋒。

傾其瓮酒一擧飲盡。曾無一人全持出神祇官之門者。況其神馬則市人於郁芳門外皆買取而去。然則所祭之神豈有歆饗乎。若不歆饗者。何求豐穰。伏望申勅諸國差史生以上一人率祝部令受取此祭物慥致本社以存如在之禮云々。と言れしを熟思ふべし。（文面をのみ見て、一通りに此を思へば、祝部どもの所爲のいと憎く思はるれど、なほ熟々に想へば、其を領つ神祇官も、また唯に其形容のみ嚴にして、實なき事どもの打交りけむ故に、かく成來しなるべし。然らでは、其奉物を上卿の前を憚らず、然爲るを見つゝ、捨置るまじき事なればなり。大凡かゝる事は、上の爲方に慣ふものにし有れば、事情を熟々に察て、想ひ辨ふべきわざなりかし。）後には聖代としも稱へ奉る。延喜の御世にもかゝる大弊あり。是より後よ彌ますますに。神事は廢れ來つる故に。朝廷は漸々に御衰微ましける。此やがて廣成宿禰の言れたる。古を好まず漢風の浮華競ひ興り。事代を逐ひて變改め。故實を顧み問ねず。根源の識ことなき趣になれる故にぞ有ける。（此をもて彼宿禰の古語拾遺を奏上られたる、志の高く貴きことを熟思ふべし、外國風をば浮華と惡ひて、皇神の道の頹廢を歎かれたるは、實然ることならずやも、○因に世に外國の道の弘ごりて、深く人心に染たる事趣を想ひつゞくるに、まづ皇神の道はしも、大きくは、世を治め給ふ御政は更にも言はず、小く人の身にとりては、心を治め魂を鎭め、靈の往方の事までも、正しく明かに知られて、足はぬ事なき道なるを、いと古くは、言擧せぬ國と古語に云へりし如く、素より質朴にさかし立ざる風俗のまに／＼、然る類の事をも、唯に古傳の籍ども、彼此にあら／＼と記し傳へたるまでにて、其散見たるを摭ひ集め、照し合せ說き明すなどの論は無りしかば、肝稚きゝはゝ、其中に居つゝも、其旨を執へ得ずて有しほどに、まづ漢籍の渡り來りしかば、其言宜く足はしげなるに心を移し、また佛道の渡り來れるに、治心靈の行方の事など、妄說には有れど、いと詳なる趣に說たるを聞ける故に、此等の事は、人ごとに心にかゝる事にし有れば、吾には明らめ得たる事もなきまゝに、漸々に其方に心移りて、遂に世人普く、彼道を尊み仰ぐ事とは成れる物なり、

もし彼道の渡り來ざる以前に、早く右等の事どもを、古傳に照し考へて、詳に說明し、世に弘ごらせ有ましかば、元より正しき古傳の、著明き證據ある事といひ、吾が國の事なれば、其をよく心にしめて、外國の正なき道々の意を、然ばかり信ざりけむを正し教へたる說の無りし故に、上も下もうか〳〵と、彼說を眞信に信たるにぞ有ける、此は予年ごろ、弘く數多の人を諭し試みて思ひ知れる事なるが、出定笑語に委く記せれば、此には大凡を云のみぞ、然れば、今かく古にも例なきまで、治まれる御世のしるしに、なほ四夷八荒の國々より、種々の語事の渡り來るにいつぎて、此後何樣の邪說の入り來て、世人の率らるまじきにも非ねば、古學せむ人は、其を防ぐべき固の柱を突立て、後世人を率らせじとぞ努べかりける、（阿波禮人々此旨を熟く思ひて。信に古を好み。隱たる故實を溫ね索め說明しおきて。其を世に施行し用ひ給はむ時を待べし。）此は既く吾師の語にも、學者はたゞ道を索ねて、明らめ知るをこそ務むべけれ、私に道を行ふべき者にはあらず、然ればよく古道を考へ明らめて、其旨を人にも教へ諭し、物にも記し遺し置て、たとひ五百年千年の後にもあれ、時至りて上に此を行ひ給ひて、天下にしき施らし給はむ世を待べし、これ宣長が志也とあり、彼もろこしの孔丘といひし人の、詩書禮樂の籍等を撰び正して、故實を述說き、後の古を稽ふる料と爲たりと云に、よく似たる語にて、是ぞ故實を明らむる學問をなす人の、本意とすべき教なりける（篤胤をぢなき身にし有れど。如此なも思ひ取れる故に。かつて世人並に。博き事識とならむとは務めず。父と師との教のまに〳〵勤めて。いはゆる成人の業行を學び。神習はむと欲するを。（父の教とは。我が生の父の語なり。父は漢學のみせられたりしかば。己も幼より其如くしつるに。十まり五つ六つの頃に。語へ給ひけらく。孔子此國に生れ有むには。漢國の事は學ばじ。必この國の事をこそ學ばめ。吾は未學ばざれど。實は此國の事こそ知らま欲けれ。其に就て。漢籍の說には有れど。君子務レ本、本立而道生てふ語、君子多乎哉不レ多也といへる語、雖レ不レ能レ備二百善之美一、必有レ處也、是故知不レ務レ多、必審二其所一レ知てふ語、誠レ之者、擇レ善

而固執之者也、と云へる語なとは勿忘れそ、また世に才子と稱ふは、此も漢人の、于紀濟惡者、皆世所謂才子也、といへる類の才子ぞ、ゆめ然る倫とな成そと言ひ、また常に、よく成人の學問をせよと教へ給ひき、成人の學とは、說苑といふ漢籍に、顏淵問仲尼曰、成人之行何若、子曰達乎情性之理、通乎物類之變、知幽明之故、睹遊氣之源、若此可謂成人矣、既知天道、而加之以仁義禮樂、成人之行也、若乃窮神知化德之盛也、とあるを思ひて語れしにや、此語は孔子家語ちふ物にも見たるを、合せ見て記しつ、斯て後に鈴屋大人の學風に從ひたるに、大人の教もこの意ばへに同じければ、彌々ます〳〵に志を固めて、唯一途に古道の學に精からむと、勤しむ事とは成にたり、抑この學はしも、天地の間なる萬の事物の成行く趣、また這ふ虫、飛鳥、山に走る獸、水に游ぐ魚、生とし生る物の趣までに、心を深めて知り辨へずては、至がたくぞ覺ゆる、幽と明との理は言まくも更なり、我が黨の小子努むべし勤むべし、然して後に物知となも成べく、物知りて後に、事知となも成べかりける、）其は上古の史典の學問をして。神の所行をよく悟り明めずては至がたき業なる故に。古史の學になも志しける（孔子の語にも、我欲載之空言、不如著之行事之深切著明也といひ、生のかぎり空言の訓書は作らずて、春秋といふ史を撰び正して、吾が志し春秋にありと言へりしも、此に意ありての業なる事は、人のよく知れるが如し）此に就て余が古史成文をものして。其徵と傳とを撰べる由を述てむ。然るは己この學に入しより七年ばかりは。天祝詞。古事記。日本紀。姓氏錄。古語拾遺などに。古事記傳を始め。師の著されたる書を合せて。其說のまに〳〵讀習へるに。古傳に彼此と異なる說の多かるが心にかゝりて。眞の傳はかならず一なるべき物なるに。如此く異說あるは心得がたしと不審〳〵。また古語拾遺に。國史家牒猶有所遺と有をいと不足思へりしに。（然れど其頃はいと未し有しかば、明らむべき力もなく。唯何れ正し有むと惑ひてのみぞ有ける）師說に。世に公の史には非ずて。私に御々代々の事を記せる書。これかれと多かるを。昔の皇國人は。佛を尊ばぬは一人も無りしかば。かゝ

る書にさへ。ともすれば。要なき佛ざたの交りて煩く。今見るにはかたはら痛き事多し。又さかしら心に。神代には奇異き事のみ多くして。漢めかぬを厭ひて。多くは神武天皇より始めて記して。神世の間をば省けるは。漢國は宗々しき書にさる類の有を宜き事と思ひて倣へる物なり。抑外國々は。其王の系統定まれる事なくして。世々に革れば。心に任せて。誰の代より記さむも難なきを。御國の皇統は更に外國の王の比類には坐まさず。天照大御神の天津日嗣に坐まして。天地と共に無窮に傳はらせ給ふを。其本の始を略き捨て。半より記して宜からめや。萬を漢國にならふも。事によりては心すべき事ぞかし。(此は玉勝間の初若菜の卷に、私に記せる史といふ條を立て、記し置れたる全文なり、)と言れたるにふと思ひ起りて。中昔より近頃に至るまで。御々世々の事を記せる書等の。御撰ならぬも多有を。彼此と見通れるに。大抵は古事記日本紀を本に採り。其傳々を取も捨もして。餘の書をも多く採り摭ひて文を成せるは。彼日本紀を御撰の時に。一書の異説を多く擧られ。古事記を別記と立置して。

後に顯れ出む書等に徵し考へて。撰採しめむと爲給へる。御旨を思ひての所爲と見ゆれば。然る事と覺ゆるを。何れの書も神世を略きて。神武天皇の御代より記し奉れるは。甚惜しき事なりけり。(古き書にて言はゞ水鏡なとも、神武天皇と申すは、鸕草葺不合命の第四の御子なり、と記し出たるを神代の事のなき故に、その葺不合命と申すは、何なる神の御子とも、神武天皇は、その第四の御子なりとある、其三柱の御兄等の御名は、何と申せると知べき由なきが如くなるは、事足らぬ心ちするを以ても、よく思ふべし、)此は師言の如く。さかしら心に。神世ををいとひてなるか。又は神世の事は正し敢ずての事なるか。其はともあれ。己いかで其神世の異説を正し明し。國史に遺漏れる古傳を。傍の書等より摭ひ採りて。一貫に見通すべく。別に繼り記して試ばやと思ひ設たれど。容易からぬ事なれば。默止在つるに往し文化八年の十月に。由ありて駿河國府にものして。紫崎直古が家に宿りて在けるに。此事こゝの教子どもゝ勸むるに。然有ばと言ひて。祝詞式。神代紀。古事記。古語拾遺。姓氏錄。出雲風土記。古事

記傳など。七部ばかりの書を借り集めて。事始たるは。十二月の五日といふ日なり。（余はし此時までは、師說には大抵謬れる事なし、上世の事は、師說の外にたえて、宜しき說の出來まじき物とのみ、頑に思在しを、成文の撰定を事始めつるより、其心忽然にかはりて、師の古事記を採りて、此記を專と譯明し、日本紀をば甚く貶して、彼紀には、古事記に見えざる珍しき貴き傳への多かるをも、熟く解明されざるはいかにぞや、大抵師說は、古事記の非傳を見得られし事は、其宜を見得たる如くは委かしず、日本紀の宜き事を見得られしは、其惡を見得られし如くは委からずと、思ひ著たりしは、神の御靈幸ひ坐せる始なりけり、但しかく眞情のまゝに物言ふを、憎みいふも有べけれど、予かく言ふばかり膽太くなれるは、悉に師翁の御蔭によりてなり、其は師翁の、縣居翁の謬れる說を改られたるは、縣居翁の蔭に依てなると同じ謂なり、然れば師翁の說は、縣居翁の後說と云べく、予が說に取ること有らば、其は師翁の後說を云べし、殊に師の教子に遺されたる語に、吾に從ひて物學ばむ徒、わが後にまたよき考の出來たらむには、必わが說に勿泥みそ、吾があしき由をいひて、其よき考を弘めよ、凡て己が人を教ふるは、道を明かにせむとなれば、かにもかくにも道を明かにせむぞ、吾を用ふるには有ける、道を思はで、徒に吾を尊まむは、吾が心に非ざるぞかし、と言ひおかれたるをや）さて古事記は善くも惡くも本末通して、一貫に撰び立たる記なれば。姑く此記を本書に立置て。祝詞式より以下。五部の書を記傳に引き合せて。縱に横に讀通り。古事記に漏たる傳傳を。事のつゞきの因を追ひて。まづ悉に書入れ置き。然して後に。互に異なる傳々を書出して。彼を採りて此を正し。此をもて彼を徴し。熟々に讀察れば。悉く異說と見ゆる中に類說あり。精說なるが異說と見ゆるあり。僻說なるが異說と見ゆるあり。誤說なるが異說と見ゆるあり。混說なるが異說と見ゆるあり。事は同して。互に名の異れる故に異說と見ゆるあり。其說々を悉に徴し正したる趣は。すなはち第一段より次々の。徴と傳とに記せる記等なれば。此には其例を云はず。（凡て上代の事實を解明さむとするには、右の漏說異說の別を知り、さて其

異說の中に、右の種々有ことを辨へて見されば、解得ざる事おほし。此は古史徴全部にわたる說なれば、まづかく記し置き、末々に至りては、此は漏說ぞ、こは異說ぞと、悉に言ざらむも、其處の狀によりて、此意をもて見辨ふべし、大よそ神世の故事は、中に甚しき異說も有れど、そは希なる事にて、多くは彼に漏たる事の之に傳はり。此に洩たる事の彼に遺りて、異說のごとく見ゆるにて、精密に考ふるときは、大かた一條に結ばりて、古語拾遺に、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不忘と記れしは、實然る說とぞ思はるゝかし）さて晝夜となく考へ徴せるに人の解がたしと爲つる事どもを、然しも非ず解得つる事も多かるが。人の大凡に思へる事に。此いと解がたき事も多く、出來て。此を解得ざれば。此にも彼にもうち合ざる事あり。また此神は此處に生坐べき謂なし。また彼神と此神は同神ならでは事實に符はずなど。苦しき瀨になりては。筆をおき神に祈言して案へもしつるに。忽然に悟り得たる事も數數あり。（然る時は、おぼえず阿波禮とうち出られて、手を柏ち立舞つる事さへぞ有き、漢人も眞情なるは、祈れば必しるし有といひ、また此を思へ此を思へ此を思ふて得ざれば、鬼神これをたすく、と云るも有は實然ることなり。さて吾が學問の神と別にいつき祭るは、八意思兼神と、齋部廣成宿禰と、北野に坐ます大神となり。然るは思兼神は、思慮の本つ神にませば、學問にも幸へ給ふ事は言まくも更なり。廣成宿禰は、元より位も卑く、秩の少をも顧はず、古道をもて興さむと、訟へ奏されたる魂の芳はしく、北野坐神は、世に文道の神と齋かれ給ひ、殊に己深く信じ奉る由ありて、御傳記をさへに撰び記せればなり、吾黨の小子は、よく此三前の神靈をこひ祈み、縣居大人鈴屋大人の學風に、よく似むことをぞ務むべかりける）斯て大三十日の夜の丑刻ばかりまでに。上件六部の古書なる。神世の古事は悉明めて。成文三卷を新にかき取り。其段々の徴の草稿と。靈の眞柱の草稿まで功竟て。傳は腹中にぞ成にける。（此時いまだ傳は作ざりしかど、腹中には既に成たりし故に、眞柱の書は成たりしなり、誠や此時は、いかにしてかく速に功成にけむ、其後いさゝかの間も怠るとは思はねども、此時のご

と功の成らぬは、常に異くぞ覺ゆる、）さて翌年の二月に。家に歸りて後は。一向に此業にのみ心を入れて。弘く餘の古書等をも採り求めて。摭ひ聚たるに。（其書どもの事は、神代の初段より、次々の徵と傳とに引用ひたる處々にいふを見るべし、また所謂伊勢の五部書などの類、別に論へる物ある書は、徵にも傳にも言はず、）人世となりての事にも。悟り得たる事多く有れば。志ざす所もまた大くなりて。古事記に傚ひて。推古天皇の御世までを記さばやと思ひなりて。古史成文すべて十五卷、その徵十卷と成せり。其が中に。なほ足ず所思ゆるふしぶしも有れど。神世の成文と其徵とは。山崎篤利が勸めによりて。まづかく人にも見する事とはなりぬ。（神世卷の傳は、既に書竟たれど、いまだ初の草稿に、赤く青く書入たる本のまゝにて淨書せず、人世となりての卷々の傳は、腹中に記せるのみなるを、神世の傳を淨書したらむ上にて、次々に書出むとするなり、猶いまだ補佐する人の少ければ、かにかくにはかどらずなむ、）さて古史とは。第三條に云る如く。日本紀古事記の二典をいふ。成文とは。其古史の文を採り合せて綴り成たれば號へり。（餘の書をも多く採つれど、其は傍の小き書等なれば、所謂大を擧て小は其中にこめたり、然れば成文といふぞ、此書の名なれども、書名に成文とばかりはいかゞなれば、古史成文と題しつ、古史どもの中より採り摭へるなれば、古史とのみ云むも難なかるべし、其は私に撰べる書に史と稱へること、漢土にも司馬遷が史記を始めこれかれあり、御國には、松崎祐之が歷史徵、鴨祐之の逸史などなほ有り）古史徵とは。古史どもの傳々を徵し論へる書なればなり。（此書を、前には古史或問と號たりしかど、今度かく改めつ、）古史傳とは。其古史の傳したる書なれば號たり。（但し此は師の古事記傳に傚へり、古訓本の序に、傳字にシルベブミと假名を附られたり、さて徵に記べき事をも、傳に記せるは漏せり、かれ成文と徵とを引合せ見て、不審しき事あらば、傳によりて見るべし、傳も言もて行けば徵なるが、徵はたゞ古傳の出所を云へると知るべし、）さて如此文を成せれば。其成文の格をもいさゝか言べし。（此は委く云べきをいささか言ふよしは、第一段より、次々の

徴に云へるを見て知らるればなり。また前の條々にも事の序にはいへりき、此にいふ事等は、前の條々と、第一段より次々の徴に漏せる事のみを云と知べし。）其は日本紀は。務めて漢文章を鈔りたれば。古言に讀がたき處も多かるを。上に擧たる私記の讀例に。此書之例。不必全摭字數而讀。或相合三四箇字讀如一字。或只指一字讀加多辭存此意可讀といひ。暫忘彼文可讀也。とも云るに倣ひて。大抵は古言に訓み復し。其訓を古事記の文例を倣ひて文成せり。此は日本紀のみならず。餘の書等も、此を例として文を成せり。（然るは餘の書等も、日本紀より後に成たる書は、古語拾遺を始め、元より一箇の古記に據りて記しつゝも、神名人名文字用ひまで、彼紀を學びて文を改めたる故に、ゆくりなく見ては、日本紀を抄録して、間に事を加たる如く見ゆるが多く有ればなり、此は人の等閑に思ひ居る事なるが、古傳を採り摭ふには、殊に心留おくべき事ぞかし。）其は採り摭ふ書の悉く。本の文のまゝに採り合すれば。諺に木に竹を接りとか云ふ如くなりて。其體裁の整ざるに依てなり。（但し此は、和漢古今撰史の法にて、司馬遷が史記を撰べる大朝臣安萬侶の古事記を撰べる、舍人親王の日本紀を撰び給へる、皆然して體裁を整られたる物なり、然るを吾が徒の中に、此成文を見て、古書の文を、私に替たりと言れる徒もあるは、漢學の才を知ざる未しき事なり、北野坐神の御語に、凡國學之所要、自非和魂漢才不能闚其閫奥矣とあり、是いと有がたき御語なり、和に魂といひ、漢に才とあるに心を著て、漢學の才もまた無ては、事ゆきがたきことを辨ふべし、○因にいふ、和魂と云こと、中世の女の語にならひて、吾が師の始めて言出られたる如く云る人も有れど、其婦人よりは既く菅家神の御語に有をや。）さて日本紀を引用ふるに。彼紀は一書の多かる書なる故に。只に一書とのみ云ては紛はしければ。姑く段々に名をつけて。某段の第一の一書。第二の一書などいひ。本文をば釋日本紀に例ひて正書といへり。（其は本文と云ては、所によりては、餘書を云ことあると、成文を本文といはでは得有らぬことも有などに紛るればなり、）日本紀の歌。また訓註の假字は多く。漢土にて梵語を譯す

に用ふる字の。書多き字を摭ひ用られたる物ゆゑに。此も古事記に用たる假字に改めつ。(但し古事記の假字も、希には從ひがたきもあり、其はその處處に辨ふべし)偖また。古事記の文例に傚ふとは云へども。大抵は元書どもの文字の用らるゝ限は。古言に訓て用ひ。古事記の文も字も。其儘に從がたきは改め記し。また正に當べき字の有を。思ひ得られずてや有けむ。長々と假字に書るなどは。憚らず其正字を塡ても記しつ。(其は第四條に云る如く、天武天皇の、故事の記を記さむと思召し立せるは、其記の見たる狀は漢史に似て、倭訓に讀るべく作らむとの御旨なりしかばなり、其改めたる事どもは、第一段より次々其處々に云を見るべし、されど准へて知らるゝ事は、煩はしければ云はず、然るは古事記の文體文例假字訓法などの事は、記傳の首卷を見ても知らるればなり、殊にかく文を成せる由を章を逐ひ句を摘て、逐一に論はむには、其事ばかりを百卷に書むも書足まじく、然る腐儒者の所爲はいと憫くて、大抵は事實を專と論ひ徵して、採謬るまじと勤め、章句の事は然しも委くは論はず、其は事實の徵に誤ありては、神を誣ひ、人を過まつ態にて、其罪大なるを章句の誤は、己一人誹らるゝ態なれば、其は事とも思はず、唯に事實を採り誤らず、辭のよく達ゆるを專とするぞ、前にも云る如く、篤胤が常の心定なりける、殊に今しは余も過有れば、必こを告る人の多くなれゝば、然る人々の告るをたのみ思ひてなむ)さて今度世に弘むる古史成文と。靈の眞柱に擧たる文と。異なる處もあるは。彼は駿府にて撰定たりし草稿の文なればなり。彼を次々に改め直して。今の如く成たれば此文に從ふべし。(然れど說にはいさゝかも變れる事なく、ただ次々に精く思ひて章句を改め、少は補ひもし、刪り捨たる事もあるのみなり)猶また考へ直すべき事も出來たらむには。古史傳の成文にて改むべし。(阿波禮篤胤を知るものそれ唯この成文なるかも、篤胤を非るものもそれ唯この成文なるかも、いかで此を見給はむ人々、己が過てる事を見出たらむには、告おこせて次々に改めしめ給ひてよ)さて此首卷を開題記と號たる由は。釋日本紀の第一の卷は日本紀の總論なるを。初發に開題と記し。中に延喜

開題記といふ記をも引き。また延喜講記發題曰云々とも有に例へり。開題發題ともに同じ義なりかし。

（なほこの開題記に言ま欲き事はいと多く、いへどいへど果しなければ、此はもと成文も徴も傳も、悉板に彫竟て後にこそと思ひて、去年の六月まで、草稿もせざりしを此なくてはと、人々の促し言ふにそゝのかされて、年半ばかりの日數に、いと急がはしく記せれば、言ひ漏せる事は、次々に著さむ書にものせむと、此に筆をさしおくになも。阿那事足ぬこゝちぞする）

文政二己卯年五月二十五日

古史徵二之卷

○第一段

平篤胤謹撰述

此段は古事記に天地初發之時。於高天原成神名。天之御中主神。次高御產巢日神。次神產巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也。とあるを元書に採て記せるが中に。發端を古天地と書起せるは書紀にならへり。さて元書に。天地初發之時。於高天原成神云云と有を。天地未生之時。於天御虛空成坐神云云と書る由は。彼記に右の如くあるは。たゞまづ此世の初を。おほかたに云る文にて。必しも天と地との成れるを指て云るに非ず。と師の言れたるが如し。然れども初學の徒など。然る意を得ずて見ときは。稚々しながらも。既に天地有て。其初發の時と云る如く。思なさるゝ文なる故に。此時いまだ天地の無りし時なる事を。憶に心得しめむとの意にて。書紀の神世七代段第五の一書に。天地未生之時とあるを。師も天地初發之時とあるよりは委く云り。と言れしは然る言なる故に。それに替て記せり。また於天御虛空とかける事は。此も元書に於高天原とあるは。師說の如く。元來高天原ありて。其處に成坐ると云には非ず。後に天地成ては。その成坐りし所に高天原成て。この三柱の神。後までその高天原に坐す神なるが故に。後の名を始へ及ぼして。やがて於高天原成とは云傳たるものなり。（高天原と云は、やがて天なる事は、師の辨られたるが如くにて、其は產靈神の始て造り給へるなること、顯宗天皇紀三年二月の處に、月神の人に著りて詔へる御言に我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功と詔へるにて論なし、然るに、その產靈神の御祖たる天之御中主神の成坐るより以前に、高天原の有めやは、是をもて上件論へるが如くなること灼然なり、然るを同じ學の徒の中にも、此旨を思ひ辨ふる事能ずて、くさ〴〵强說する人も有れど、其は別に辨たるものあり、）故元書の如く。於高天原成と有ては。初學の徒の思ひ誤まるべく思ひて。高天原は現に國土の上方に有れば。大虛空の上方なること論なき故に。次段に大虛

空中と記せるに對へて。(倭國の亦名を天御虚空云云、といへる熟字もあれば、其を用ひて、)天御虚空とは記せるなり。(但し、天のいまだ生ざりし前に、天てふ語を加へて、天御虚空と云むことも、いかゞと思ふも有べけれど、師も言れたる如く、天と虚空と別なれば、天津日高、虚空津日高、於天事代於虚空事代、などやうに、精く分て云ることも有れども、共に上方にあれば、此國土よりは、天をそらとも、虚空を天とも、通はしいふも常にて、天津そらとは常にも云へれば、かくは記せり、然れば、上に天地未生と記せる天は、いはゆる實字、天御虚空の天は、いはゆる虚字、と心得て、大虚空之上といふ義に見て有べし、○因に云、漢國の語に、虚字實字と云ことあり、皇國の古言にも、虚語と實語とあれども、其を辨へざる人多し、此は古史傳に云を見よ。)さて書紀の一書にも。高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇産靈尊。次神皇産靈尊(皇産靈此云美武須毘)とあり。御名の字は此に依れり。高木神と申す御名は。元書の末に。高木神者。高御産巢日神之別名と見え。神産巢日御祖命と申す御名も元書に見ゆ。薦枕高皇産靈神。神魂大刀自神と申す御名は。共に神名式に見えたり。(神魂神には、なほ御名あるを其は古史傳に注せるを見べし)さて古語拾遺に。天地剖判之初。天中所生之神名。曰天御中主神。次高皇産靈神。(古語多賀美武須比、是皇親神留伎命)次神皇産靈神。(是皇親神留彌命)とあり。此に依て此者所謂云云と記せり。(但し皇親てふ言を記さず、神留伎神留美と有を、神魯岐神魯美とかける由は、古史傳に注るを見て知べし)師は。此拾遺の説を。非説なりと言れつれど。いと正しき説なればなり。(其由古史傳に云を見るべし)さて書紀正書に。始に此神等を擧ず。國常立尊を第一に擧られたるに就て。師の論に。國常立尊を第一に擧られて。是より前には神なきが如くなるは。此國土を主として。天に生坐る神をば。撰者の心しらびを以て。略かれたるものなり。然略かれたる意は。(いかならむ知べからざれども、おしはかりて云はゞ)天は此國土を放れて外のことなるに其天上の事をまづ始に説むは。漢籍めかざる方ある故にても有むか。(篤胤云、既く釋紀に引る私記にも、

古事記者總別天地初分之後化生之神也、故雖高天原所居之神猶載之也、今此書者獨初取地上之神治地下者也、故不及天神之在高天原者也、といへり。)はた高皇產靈尊は。下卷に至りて。天照大御神と同時の神なるに。天地の始にこれを擧ては。時代のたがひ有て。漢意にかなはずとおぼしての事か。(すべて書紀は、さる意つねに見えたり。)又もし國常立尊より前に。神なしとならば。末に至て高皇產靈尊の御事の出たるはいかに。彼神をば國常立尊より後の神とせむか。抑產靈神は。神武天皇紀にも。我天神高皇產靈尊。大日靈尊と並べ申給ひ。其外古き祝詞などにも何にも。天照大御神とならべ奉りて。最尊く重き皇祖神に坐す物を。こゝの始に略きて擧られざるは。後世の私の記どもに。多く神武天皇より記して。神代を略けると同じ事にて。有まじきわざなり。と言れしは。信に然る說なり。(なほ次々に云をも見るべし)

○第二段

此段は。古事記また書紀の傳々を合せ考へて記せるなれば。其傳々を逐一に論ひおきて後に。かく採り合せ記せる事の由を辨ふべし。そはまづ書紀正書に天地開闢之初。(今本どもに天地字なし、釋紀に引る私記に、或本開字上、有天地二字といへり、然して其を非也と云說は、かへりて非なり、今それに依て補へり、必有べき文字なればなり、今本に、開闢之初とばかり有て、アメツチノヒラクルハジメと訓るは、天地字の有し時の訓のみ殘れるなるべし、さて開闢字は、漢文を學ばれたるなり、字のまゝにヒラクと訓は、師說の如く非なり、但し、記傳に此文を引てアメツチノハジメノトキと訓れたるは、古事記に天地初發之時、とあるに依られたるなれど物遠し、ワカル、ハジメと訓て、字義にも、古言の意にも、よく叶へり、然るを、强て師訓に依らむとする人もあるは頑なり)洲壤浮漂。(洲壤は、舊訓にもかく訓み、また釋紀に假名日本記に此二字國土と有りといへり)譬猶游魚之浮水上也。(今訓に游魚をアソブウヲと訓るは非なり、古本にオヨグイヲと訓るを採るべし、山陰の說、ことわりは然ることなれど委からず)于時天地之中生一物。狀如葦牙便化爲神。號國常立尊。次國狹

槌尊。次豊斟渟尊。凡三神矣とある。天地開闢之初は。天と地との分れたる初は。云云とまづ語り出たる文にて。其分れたる狀は。洲壤と云より以下の文なり。さて洲壤とは有れど。元來今のごとく。國土の成就ひて在しと云には非ず。次の一書に。一物と云ると同く。たゞ潮に泥の混りたる物にて。（そは古事記に、此を壽成給へることを、鹽許遠呂許遠呂と云ひ、此に始めて成坐る神を、宇比智邇神と申せるにて炳し。）それ空に浮漂へる由なり。（次の一書にはひろく一物と云るを、其やがて國土と成れる物なれば、此傳にはやがて洲壤といへるなり。）于時天地之中生一物。狀如葦牙と云る天地之中は。彼浮漂へる洲壤の中を云るなり。（天と地と旣に判りて、其中と云るには非ず、然るを洲壤の中を、いかで天地之中といはむと、難たる人もあれど、そは文を照し合せて、思ひ辨ふことに疎き人の言なれば論ふにも足らず。）其は次の一書に一物とあるは。此の洲壤にあたり。其中とあるは。此に天地之中とあるに當るをもて知べし。（また下に論へる第二の一書に、國中とあるも、此なる天地之中と云にあたるをも思ひ合すべし。）さて次の一書に。其中と云るは一物の中と云るなれば。事もなく通ゆるを。此傳に天地之中と云るは。紛はしきに似たれども。洲壤と云るは。やがて次の一書にいはゆる一物にて。それ後に天地と判たる物なる故に。そのいまだ分らで。混成れる中より。大空に生出たるを。やかて天地之中生と語り傳たるなり。（山蔭に、天地之中とある文を、此言心得ずとて論れし說は、この旨を思ひ落されたるなり）さて此葦牙の如く生出たる一物は。天と成れる物にて。そは此に從て成坐る神名にて明なり、其由は、古史傳に委く云るを見るべし）此に從て成坐る神は。第六の一書。また古事記に。葦牙彦舅神と。天常立神とある。これ正しき傳なり。然るを此傳に。國常立尊。次國狹槌尊。次豐斟渟尊とあるは。紛謬れる傳なり。（そは次段に云を見べし）またその葦牙の如き物を。便化爲神と書れたるは。漢風に文とて誤られたるなり。（山蔭にも、此は辨られたりき）此は古事記に。如葦牙因萌騰之物而成神。云云と有に依て紕し辨ふべし。（然るを、葦牙の如き物に因て成坐ると云も、葦

牙の如くなる物神と化爲ると云も、たゞ同じ意ぞと心得たる人もあるは未し、其は因てと云は其物より成たる意、化爲と云は、彼物の悉から此物に化れる意なるをや、さてかく辨へは爲つれども、此傳中の語は、成文に採り用ひず、）○第一の一書に。天地初判。（舊訓には。アメツチハジマルトキともアメツチハジメワカルルトキとも訓たれど、此は正書に天地開闢之初と書れたるを、なほ字簡に書れしなれば、かく訓べし、此をも師はハジメノトキと訓れたれどいかゞなり。）一物在於虛中。狀貌難言。（この訓は舊きに從れり。）其中自有化生之神。（化生を舊訓にナリイヅルと訓たれど、此は古事記に所成坐るとも有によりてかく訓べし。）號國常立尊。（亦曰國底立尊。）次國狹槌尊。（亦曰國狹立尊。）次豐國主尊。（亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐齧野尊、亦曰葉木國野尊。）とある天地初判は。正書に天地開闢之初。とあるに異なる意なし。さて上の正書に、一物と云へるは。葦牙の如き物をいひ。此傳に一物と云るは。正書にいはゆる洲壤にあたりて。後に天と地とに判たる物をいへり。一物と云る。稱の同じきを以て。思ひ混ふべからず。（正書に洲壤とあるは、國土と成る後の名をもて語り、此傳はひろく一物といへれども、彼此實は同物にて、後に天と地とに判たる物なること、上にも下にも云るを、考へ通して曉るべし、然るをなほ强て、此を葦牙の如き物をいへりと、云むとする人もあるは、哀むべき惑なりけり。）さて其一物を。在於虛中と云ること。古事記。また書紀の餘の傳どもにも見えざるに。此傳にのみ殘れるは。いとも尊き事なりけり。（其由は、古史傳に說を見て知るべし。）さて狀貌難言とは。其一物の生出て。大虛空の中に浮漂へる時の狀貌の。何とも譬へて言難かりしとの言なり。（但しそは狀貌こそあれ、漂へる樣は、正書に魚の水に浮ぶに譬へ、第二の一書に浮膏に譬へ、第五の一書に、浮雲に譬へ、古事記に、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉と云譬たる如くにぞ有けむ。）其中自有化生之神。と云る其中は。一物の中なること云までも非ず。但し前後の傳どもと合せ考ふるに。此所に葦牙の如き物の

成れる事を傳へ漏たるなり。（さて此傳の中に、一物在レ於ニ虛中ニ狀貌難レ言と云る事は、採用ひて文を成せり、）さてまた此傳も。葦牙彥舅神。天常立神といはず。國常立尊。次國狹槌尊。次豐國主尊といへるは。上に云る如く誤なり。（但し國常立尊を、亦曰ニ國底立尊一、といひ、豐國主尊の亦名どもを擧たるなどは、いとめでたし、故次段に採て記しつ。）

○第二の一書に。古國稚地稚之時。（こは舊訓なり、此訓のことは、第四段の徵に云るを見るべし、）譬猶ニ浮膏一而漂蕩于時。國中生レ物。狀如ニ葦牙之抽出一也。因レ此有ニ化生之神一。（以上舊訓の用ふべきをのみ用ひて、その用ひがたきをば、今訓み直せるなり、）號ニ可美葦牙彥舅尊一。次國常立尊。次國狹槌尊とある。國稚地稚之時は。正書に洲壤といひ。上の一書に。一物生レ於ニ虛中一。と云る物のことにて。いまだ天と地とに分れざるほどを云るなり。（よく文を合せ見て曉りてよ、能せずば思ひ惑ふべし、）譬猶ニ浮膏一而漂蕩は。正書に譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也。といひ。上の一書に。狀貌難レ言と云へる文にあたれり。于時國中生レ物。狀如ニ葦牙之抽出一也は。正書に。于時天地之中生レ一物。狀如ニ葦牙一とあるに當れり。（此をもて、正書に天地之中とあるは、洲壤の中を云るなることを知るべし、）因レ此有ニ化生之神一。號ニ可美葦牙彥舅尊一とは葦牙の如き物に因て。葦牙彥舅尊の成坐る由にて。此傳は全く古事記と同じ趣なり。そは下に云を見るべし。されど彥舅神の下に。次國常立尊。次國狹槌尊とあるは。上に云る如く非傳なり。（さて此傳の中の語は、國稚地稚之時と云を採て、第四段に記せり、其由そこに云を見よ、）

○第三の一書に。天地混成之時。始有ニ神人一焉。（師云、人字漢文のかざりなり、此神たちは、人と云べきにあらず、）號ニ可美葦牙彥舅尊一。次天底立尊とある。（天底立尊の天を、諸本に國とあるを、今は一古本に依て改めつよく古事記とあへればなり、）天地混成之時は。天地と成べき物の。いまだ判らず。混成て在し時を云へり。正書に。洲壤浮漂。譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也といひ。第一の一書に。一物在レ於ニ虛中一狀貌難レ言といひ。第二の一書に。古國稚地稚之時。譬猶ニ浮膏一而漂蕩。とあると合せ見て。其狀を悟べ

し。さて始有神人焉。號可美葦牙彥舅尊。次天底立尊といへるは。前後の傳々に比べては。いたく省たる傳なり。然れども紛れ謬れる事はなく。天と地と。元は混れて成れりし物なることも。此傳にてよく聞えたり。（然るを、混成字は、漢籍に取て書れたるなれば、マロカレナルと云訓も、漢文に強て譯たるならむとて、いたく惡ふ徒もあれど、其は豈これ一つならめや、開闢、初判、剖判なども、みな漢籍よりひろひて書れしなれど、其は某々の元本に各ふ傳の狀の異なるに、相應ふ字を塡られたるものなるをや、天地のわかれし時とは、萬葉の歌にも數多見え、古言なること灼ければ、マロカレナルと云言もなどか無らむ、古事記に、天地初發之時と有をのみ、正しき古言のごと心得むは頑なり、なほ此事は、別に論へるものあり、さて此傳の中に、彥舅尊、天底立尊を、始有と云ること、深き由ある事なれば、始字を採り、天底立と申す名をもて、此段に記せり、そは姓氏錄、伊勢朝臣條にも、天底立命とあるは、やがて天之常立命なればなり、其由古史傳に云を見よ。）○第四の一書に。天地初判。始有倶生之神。號國常立尊。次國狹槌尊とある。此傳は都に採べき事なく。國常立尊と國狹槌尊とを倶生之神と云へるなどは。別に甚しき謬の傳なり。○第五の一書に。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。其中生物。如葦牙之初生涅中也。便化爲人。號國常立尊とある。今の本どもに、浮雪と有に依て師云、雪字は寫誤なり、雲とあるを用ふべしと云れ、また化爲人は、上にも神人とあれば、ここも然有けむを、神字脫たるべし、人とのみは書るべからずと云れしは然る言なり、類聚國史一本、また秘說本などにも、浮雲とありて、ウカベルクモと訓り、さて今の本どもに物の上に一字あり、今は一古本に無によれり、）こは時字の下に。國稚漂などいふ文の有けむが。脫たること疑なし。そは正書に洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也と見え。第二の一書に。國中生物。狀如葦牙之抽出也。とあるに思ひ合せて悟るべし。もし然らずとせば浮雲の根係る所なきが如くなりしは。何物とかせむ。また其中と云ことも。何物の中といふこと通えさればなり。（此傳の中

に採用たる語ども、下に云を見よ〕さてかく逐一に考へ定めて。なほ熟見るに。互に傳の精麁はあれど。天地の成れりし趣は。大旨違ふ事なし。故第一の一書に。一物在於虚中。狀貌難言とあるは。天地と成べき物の。大虚空の中に。まづ生出たるを云るなれば。此を採りて。爾大虚空中一物生而。其狀難言と記し。第五の一書に。譬猶浮雲無所根係とあるは。其一物の。大虚空の中に在る狀を。譬たるなれば。此を採て。浮雲之如無根係之所而と記し。其虚中に在ことを古事記に多陀用幣琉之時といひ。第二の一書に。漂蕩とあれば。漂蕩之時と記し。第五の一書に。其中生物。如葦牙之初生泥中也と見え。第二の一書に。國中生物。狀如葦牙と有はその漂蕩へる一物の中より。萌騰れる物の狀を云るなれば。採合せて。自其中。狀如葦牙之初生於泥中而と記し。古事記に如葦牙因萌騰之物而成神名。宇麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。第三一書に。始有神可美葦牙彦舅尊。次天底立尊。と有を合せ採て。有萌騰之物。因其物而。始成坐神之御名。宇麻志葦牙比古遲神。次天之底立神とは記せるなり。（舊事紀に、天御中主尊、亦云天常立尊と云るは、いみじき非説なり。）天之底立神の下なる。亦云天壁立命と云より角魂神と云まで四名は。姓氏錄。神名式。神祇伯仲資王記。などに依て考へ記せり。其説は古史傳に云べし。（此段の傳、また第四十九段の傳見べし。）此二柱神と云より以下は。全く古事記を採れり。○或人問。天地と成べき物の漂へる狀を。書紀正書には。譬猶游魚之浮水上也といひ。第二の一書に。譬猶浮膏而漂蕩といひ。古事記にも。如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣琉とあるを採らずて。第五の一書に。譬猶海上浮雲無所根係。と云へるが中に。浮雲云の譬を採りて。海上と云語を除き。また古事記の久羅下那洲てふ語を採らず。かく取捨たる事の由はいかに。答。游魚浮脂などの譬を取ざる由は。右の譬どもは。師も言れたる如く。その漂へる有狀の似たるを譬へたるのみにて。其物を脂のごとき物。魚の如き物と謂にはあらざれども。形ある物をもて云ときは。やがて其物の如く思ひなさるゝ故

に。師もしか思はせじと心を用ひて記傳にも註されたり。故その意を得て。浮膏游魚などの譬をとらず。浮雲といふ譬を採れり。しかして海上てふ語を除けるは。しか有ては。初學の徒など。今見ところの海は元來有て。其潮上に彼物の生て漂へりと。思ひ誤らむことを思ひてなり。(師のしか心を用ひて註おかれたるをすら、なほ心得がてにうち惑ひて、天も國土も元より有し物にて、產靈神は其後に成坐して、其を經營給へるなりなど、忌々しき僻言をいひ出る徒もあるをや)また久羅下那洲てふ語を註さゞる由は。此は師說の如く多陀用幣琉の發語にもあれ。共に右の如く思ひ誤るべき語なれば。此に記さず。はた大三輪神鎮座次第記に。傳曰初伊弉諾伊弉册二神。生二大八洲國及處々小島一而。地稚。如二水母一浮漂之時。大巳貴命與二少彥名命一。戮力殖二薦葦一固造國土。故號曰國造大巳貴命一。因以稱曰葦原國一と有り。久羅下那洲てふ語。この段にあるよりは。此傳に伊邪那岐伊邪那美二神の生給へる國の。稚く漂へるに譬たる事の。よく事實にかなひて。妙なる由ある事を思ひ得つる故に。此を第九十一段に採記せればなり。なほ彼段の徵と傳とに云を見るべし。(大三輪神記は、嘉祿丙戌之歲、仲冬十九日といふ奥書ありて、次に北畠大納言殿、今出河宰相殿、詣參之時、御二覽此書一被レ仰云、大三輪氏博學之人所爲歟云云、宰相殿取レ筆肩書被レ成下一以爲二家祕書一者也、貞和二年十二月朔日、出雲椽大三輪君判といふ奥書あり、嘉祿は、後堀河院天皇の年號にて、丙戌はその二年といふ年なり、今より六百年以前の奥書なれば、當時よりはいと古く、やごとなき古傳も多かる書なり、下にもをり〱引用ひたるを見るべし)

〇第三段

此段は。古事記に前段に引る文のつゞきに。次成神名。國之常立神。次豐雲野神。此二柱神亦。獨神成坐而。隱身也。と有を本に採り。神世七代段第六の一書に。天地初判。有レ物若二葦牙一。生二於空中一。因レ此化神號。天常立尊。次可美葦牙彥舅尊。又有レ物若二浮膏一生二於空中一。因レ此化神號。國常立尊とある。又有レ物と云より。以下の傳を採り合せて記せり。(彥舅尊と云よ

り以上は、既に前段に擧たる傳々に同じ、此一書の趣にて、根國の天に後れて成れる事知られたり）然れば。まづ此文義を辨ふべし。其は此傳に天地初判とあるは。前段にも云る如く。天と地とに成べき物の。混成て漂在が。判るゝ初を云るにて。有物若葦牙。生於空中とは。その漂へる物の中より。狀葦牙のごとき物の生れる由にて。これ天と成り。其に因て。天常立尊彥舅尊の成坐るとの事なり。これ古事記の傳と符合て。事實にもよく叶へり。（然るに、前段に引る書紀の正書、また第五の一書などに、葦牙の如き物に因て、國常立尊の成坐るとあるは、誤れる傳なり、さるを誤に非ずと、說なさむとする人もあるは、いまだしき强說なりけり）さて又有物若浮膏。生於空中とは。かの混成て漂在物の中より。葦牙の如き物の生れるとは別に。また浮膏の若き物の生たるとの事なり。そは何處に生れると云に。漂へる物の根底に垂下り生て。此やがて根國底國となれり。そは此に因て成坐る神名を。國常立と申て。天の底に生坐る。天常立尊と相對たるにて知べし。（然るを或人々の、予が此說をいひ破らむとして、根國底國は、大地の胎中に有といふ說を立て、くさ〲云れど、悉强てうがち出たる說にて、穩當ならず、そは別に辨へ記せるものあり）但し文に生於空中とあるを以て。其を根底下方に生れりと云を。怪み思ふも有べけれど、かの漂へる物は。大虛空の中にまづ生りて。さて葦牙の如き物。萌騰りてその上方に生り。浮膏のごとき物。垂下りてその下方に生て。たゞ上と下との違こそあれ。側より空中を見たる心になりて云ときは。上下共に空中なる故に。生於空中とは語り傳へたるものなり。（然るを記傳に、此一書を引て、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は、國常立と申すを以て、天地と分れたることを知べし、但し此には、浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れるさまに云るは、いさゝか異なり、されど天と地との分れたることは、此傳にて殊に著明く聞えたりと云て、その浮膏の如くなる物は、漂へる物の、根底に生れりとの傳なることを云れざりしは、浮あぶらの譬は、古事記には、彼一物漂

へる狀を譬たる故にふと其方にのみ心引れ給るなるべし〕かく考へ定めて先には。次於下其如ニ浮雲一漂在物之根上。亦一物生矣。因ニ其物一而云云。と目易く記せれど。元書と文の異なるに。いたく驚く人もあれば。こたび改めて。元書の儘に記しつ。されど說はいささかも替ることなし。（すべて、神世の故實をたづね、天地初發の趣を知らむとするには、まづ天地世間の有狀をよく觀て、腹に一箇の神代卷のいできたる上にて、國史を拜み讀み、古事記序に乾坤初分參ー神作ニ造化之首一とある文、また上にも引る顯宗天皇紀なる、月神の御託に、我祖高皇產靈尊、有下預ニ鎔ー造天地一之功上と詔へる御言、また孝德天皇紀の詔命に、惟神者、謂下隨ニ神道一亦自有中神道上也、とあるなどを心得おきて、火にも燒まじく、水にも溺るまじき、倭魂の眞柱を固立て、後に漢學を爲て、學問の才をおぼえ、其餘の國々の事をも探ね知り、然して後に、いとも可畏き申しすぎに似たれども、造化の首を作し坐る、三柱神の御上より、見ましけむ心になりて、此國土をしばらく離れて、大虛空に翔り、此國土を側より見たらむ心をもて考へずば、眞の旨を得まじくなむ、此事、物には記しおかれねど、吾師の神世を見られし趣なりけり、然ればこは其道を學び、神の御德業を知らむとするものゝ秘訣とも云べくや、然るを師說の流をくむ徒の中にも、さる秘訣をも知得ずて、神代の道を知らむとする人もあれど、知得ざるのみならず、たま〳〵かゝる說をきゝては、驚きあやしみ、かへりて云破らむとすめり、いとも淺ましく長歎はしき事にこそ、あはれ然る人々よ、もし此に記せる說の、心に應ざらむには、古史傳をはじめ、予が著せる書どもを悉よく讀通りて、後に熟々思ひてよ、然してば、自にその疑の晴なむものぞ、但しかく云は、いと未しき徒の、予が眞柱の書に記せる說を、心得がてに難詰りなどして、近き頃は其應にいと煩くなれればぞ、）さて若ニ浮膏一とある譬を採らざることは。前段にも云るごとく。形狀ある物の譬は。心得誤まることの有ればなり。○さて豐斟渟神の。亦名どもは。前段に引る第一の一書に採て載せり。（葉木國野と申す御名を、舊事紀に葉木國尊として、國常立尊の亦名とせるは誤なり、また豐斟渟神

の亦名に、豊齧別尊とある別は、野を誤れるか、おぼつかなければ擧ず。)

○第　四　段

此段は。全く古事記に採りて記せるが中に。亦名どもは。書紀に摭ひとりて記せり。さて神世七代の事は。書紀に異説あり。其は正書に。國常立尊。次國狹槌尊。次豊斟渟尊。三神矣次有神 埿土煮尊沙土煮尊。次有神 大戸之道尊(一云大戸之邊。)大苫邊尊。(亦曰大戸摩彦尊、大戸摩姫尊、亦曰大富道尊大富邊尊。)次有尊。面足尊。惶根尊。(亦曰吾屋惶根尊、亦曰吾忌橿城尊、亦曰青橿城根尊、亦曰吾屋橿城尊。)次有神。伊弉諾尊。伊弉冉尊。凡八神矣。自國常立尊。迄伊弉諾尊。伊弉冉尊。是謂神世七代者矣とある。(今本に吾忌橿城尊の吾字脱たり、師云類聚國史に、忌字の上に、吾字あるぞよろしき、吾忌なり、亦曰の御名のたぐひにても知べし、と云れたり、此説によりて、吾字を補へり、但し仙石本に、吾字なきは今ある書紀に據られたるなるべし、さて伊弉冉尊の冉を本どもに、册、冊、再などあるは皆誤なり、今は師の考へによりて、冉と有を採れり、其師説は、記傳及山蔭に記されたり。)此中に。國狹槌尊と云は。師も言れたる如く。古事記に大山津見神野椎神二神。因山野持別而。生神名天之狹土神。次國之狹土神云云とある。國之狹土神の錯亂れて。七代に出たるなり。(さてこそ、釋紀に引る、公望私記に、或本に、國之狹土とある由見えたり、)また大戸之道尊。(一云大戸之邊。)大苫邊尊とある。此は古事記によりて。大戸之道尊。大戸之邊尊と直すべし。此は男神女神に坐ばなり。(山蔭にも、一云大戸之邊の六字、大戸之道尊の下にあるは誤なり、一本に大苫邊尊の下に在ぞよき、古事記と照して知べしと有り)さて大苫邊尊。(亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊と云傳も師説の如く。大山津見神野椎神の生坐る神の中に。大戸惑子神。次大戸惑女神。とあるを紛したるなり。(そは大戸之道大戸之邊と申す御名と、互に相似たればならむ、)さて國狹槌尊を除くときは。六代となることは。角樴神活樴神一代を脱たればなり。また一書曰。男女耦生之神。先有埿土煮尊。沙土煮尊。次有角樴尊活樴尊。次有面

足尊惶根尊。次有伊弉諾尊伊弉冉尊とある傳へには大戸之道大戸之邊尊を脫たり。はた此も正書に國常立尊。次國狹槌尊。次豐斟淳尊。と擧られたるにあはせて。七代の心なるべけれど。國狹槌尊といふ名の。こゝに出たるは紛なれば。其を除くときは。此も六代となる。然れば神世七代の傳の全く正しきは。古事記のみぞ有りける。（故古事記を採て記せり、）さて書紀一書に。伊弉諾伊弉冉尊の御事を。此二神靑橿城根尊之子也といひ。また一書に。國常立尊生天鏡尊。天鏡尊生天萬尊。天萬尊生沫蕩尊。沫蕩尊生伊弉諾尊といふ傳あれども。かかる事は。記傳らるまじく所思ゆるばかりの漫說なり。そは天鏡尊と云は。天照國照彥火明命の事なるべき由は。古史傳に云が如く。天萬尊といふ神名は。外の正しき書に見えたる事なく。某神ならむと。思ひ合さるゝ事も無れば信がたく。（但し舊事紀には見えたれど、彼は此一書によりて僞り記せるなれば、論ふに足らず。）沫蕩尊と云は。古事記に。速秋津日子速秋津比賣二神。因河海持分而。生神名。沫那藝神。次沫那美神云云とある。此沫那藝神の紛れて此に出たるなり。然るに伊弉諾尊を其子といふ事は。餘りなる漫說なり。既く釋紀に引る私記にも。或說云。是後代之見代々相嗣而。假謂之生。未必事實也といへり。事實ならざれば。都に信まじき說なり。（なほ師考あり、山蔭見るべし。）○或人問。此段古事記を採て記せるは然ることなれど。其發端の文を。次國地稚在之時と記出たるはいかに。答。古事記に次國稚如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣琉之時とあるは。彼葦牙の如くなる物の萠騰りて。比古遲神の成坐る時より。伊邪那岐伊邪那美命の。國固め給ふほどまでを。廣く語傳たる文なるを。その比古遲神と天之底立神とは。天に屬坐し。國之底立神と豐斟淳神とは根國に屬坐れば。この國稚云々之時は。專と此國土に成坐る神に係れり。そは其始めて、成坐る神の御名を。宇比地邇神と申にて灼然し。また神代紀の一書にも。國稚地稚之時云々とありて。此をクニイシツチイシノトキと訓るイシを忌部正通の口訣に。宇比志なりと云るは然る說にて。宇比志の約れる言なること論なし。（然るを記傳に。國稚をクニワカクと

訓て、神代紀の訓、また口訣に宇比志なりといへる說を、信られざりしは、考へ洩されたるなり、）故國稚地稚之時と云文によりて。宇比地邇神の御名の義を知り。宇比地邇と申す御名によりて、國稚地稚の訓を知て。此にこの語を記せるなり。

○第　五　段

此段、爾其天神と云より。天降坐而と云までは。古事記を採て記せるが中に。畫給青海原則といふ語を加たる由は。國生坐段第一の一書に。二神立於天上浮橋。（山陰に、上字いかゞと難られたるは然る言なり。）投戈求地因。畫滄海而とある。畫滄海の三字を採て。正字にかけるなり。そは青海原とはやがて彼一物の事にて。此國土をすべて云る古言なればなり。（なほ、第二十九段の徵に云を合せ見るべし。）○以字より以下は。釋紀に引る私記に。古說云。天神所賜瓊矛。既探得磤馭盧嶋畢。即以其矛衝立此島。爲國柱也。即其矛化爲小山也。と有を採て記せるが中に。爲國中之御柱而といふ文は。舊事紀にも私記と同傳を記して。（そは、餘の古書に在しを採りて記せるなるべし、私記とは文のさま異なり、）以天瓊矛指立於磤馭盧嶋之上以。爲國中之天柱也と有に依り。（神代紀正書に二神降居彼島云々、以磤馭盧嶋、爲國中之柱とあるは、いさゝか傳の轉れるなるべし。）見立天之御柱とかけるは。その衝立たる柱を。やがて天之御柱と見立たる由にて。（古事記にも、其矛を衝立たる事は洩たれど、見立天之御柱とばかりは見えたり。）國中之御柱と云も。天之御柱と云も同物なれども。（そは私記に爲國柱とある同事を、舊事紀には、天柱とあるもて知べし。）かく言を替たることは。深き由ある事なり。（そは古史傳に云を見るべし。）化作八尋殿而。共住給矣は。古事記に。天降坐而云々見立八尋殿と見え。第一の一書に。二神降居彼嶋化作八尋之殿同宮共住而云々。（八尋之殿とある之字は、師說のごとく非なり。）舊事紀にも。化竪八尋殿共住同宮矣。など有を採て文を成せり。（山陰に、化作化竪などかける化字を、いかゞなりと云つれど、此は由あることなり、そは古史傳に注せるを見るべし。）さて元書私記には。即其矛化爲小山也と有

を。後者化小山矣とかける由は。其矛は八尋殿の御柱と爲て。二柱神の御世のかぎり。住坐るものを。即といふべき謂なし。その小山と化れるは。二柱神の御世すぎて。後なること論なければなり。○さて書紀正書に。伊弉諾尊伊弉冉尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊矛指下而。探之獲滄溟と見え。第二の一書には二神立于天霧之中曰吾欲得國。乃以天瓊矛指垂而探之。得磤馭盧嶋。則拔矛而。喜之曰。善乎國之在矣と見え。第三の一書には。二神坐于高天原曰。當有國耶。乃以天瓊矛。畫成磤馭盧嶋と見え。第四の一書には。二神相謂曰。有物若浮膏。其中蓋有國乎。乃以天瓊矛探成一島。名曰磤馭盧嶋と有て。四の傳共に。天神の御依の事なきは。道の大義の本を失たる非傳なり。(山蔭にも論あり、披見るべし)たゞ第一の一書にのみ。天神の御依の事見えたれども。其御言に。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往脩之とあるは。此も非傳なり。(山蔭にも、古事記には、此ところ、是多陀用幣流之國とあるをかく記されたるは、後の號を始へめぐらしたるにて、常のことなれども、こゝに此國號は、似つかはしからす聞ゆとあり、○さて脩字本どもに循とあるは寫誤れるなり、類聚國史又一本に脩とあり、ツクルと訓べし、循字につきてシラスと訓るは非訓なり)

○第　六　段

此段於是と云より。言竟而後と云までは。古事記を採て記せり。(古事記此所の文、眞福寺元本に以爲生成國土とあり、古訓本に以字なきは脫たるなり、補ふべし)其が中に元書には。汝者自右廻逢。吾者自左廻逢とあるを。左右を替たることは國生坐段第一の一書に。約束曰。妹自左巡。吾當右巡とあるによれり。此は謂ある事なればなり。會一面之時は。同段の正書に採れり。また元書たゞ言とあるを。唱曰和曰とかけるも。國生坐段第一の一書によれり。○伊邪那岐命と云より。於久美度興而までは。書紀正書に。陽神不悅曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥と有と。古事記に各言竟之後

告二其妹一。曰二女人先言不良一。雖然久美度邇興而。と有を採り合せて文を成せり。○御合坐時と云より得二交道一而と云までは。同段第五の一書に。遂將レ合レ交而。不レ知二其術一。時有二鶺鴒一。飛來搖二其尾首一。二神見而學之。卽得二交道一と有を採て文を成せり。○先生と云より不レ入二子之列一也と云までは。古事記に。久美度邇興而。生二子水蛭子一。此子者。入二葦船一而流去。次生二淡嶋一。是亦不レ入二子之例一と見え。國生坐段第一の一書に。先生二蛭子一便載二葦船一而流之。次生二淡洲一。此亦不三以充二兒數一と見え。同段正書に。生二蛭兒一。雖レ已三歲一。脚猶不立。故。載二之於天磐櫲樟船一而。順風放棄と見え。第二の一書に。生二蛭兒一。此兒年滿二三歲一。脚尚不立云云。生二鳥磐櫲樟船一。輙以二此船一。載二蛭兒一。順流放棄。など見えたるを。合せ採て文を成せり。（但し葦船といひ、磐櫲樟船とあるが中に、葦船を採れる由は、第十一段の徵を見て知べし、また順風といひ、順流と有が中に、順流を採れるは、此時いまだ風はなき時なればなり、）○さて蛭子の生れたる事を。神達生坐段正書。また同段第二の一書に。日神月神の生坐る後。素盞嗚尊の生坐るより。前に生給へるとあれど。共に非傳なり。國生坐段第十の一書に。陰神先唱曰。妍哉可愛少男乎。便握二陽神之手一。遂爲二夫婦一。生二淡路洲次蛭兒一とあるはいと異なる傳なり。

○第七段

此段は古事記に。於是二柱神議云。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。卽共參上。請天神之命。爾天神之命以。布斗麻邇爾卜相而。詔之因女先言而不良。亦還降改言と見え。國生坐段第一の一書に故還復上詣於天。具奏其狀時。天神以太占而卜合之。乃敎曰。婦人之辭其已先揚乎。宜更還去。乃卜定時日而降之。と有を合せ採て文を成せり。但し古事記の趣は。天神之命以而とあれば。他神に令せて。卜相しめ給へるといふ傳なるを。書紀の趣は。天神の御親卜相たまへりといふ傳なり。今は書紀によれり。（されど卜定時日而降之とあるは、いみじき漢文の潤色なり、これらの文は、餘りなる事ぞと、師の云れたる如くな

れば採らず。)さて布斗麻邇に。大兆の字を塡たることは。中臣壽詞によれり。(大占大卜などかけるよりは、正しくあたればなり、其は傳に云を見るべし。)○さて書紀正書には。初度には男神の唱へ給はぬ先に。女神の唱給ひしかば。男神は唱給はず悅給はずて。天神に問給ふことなく改め旋まし。此度は男神のみ唱へて。女神は唱給はず。また御身の成れる狀を問給へる事御唱の後にあり。此は共にいかがなり。さて御唱の御言は。憙哉遇可美少男焉憙哉遇可美少女焉とある。此も山陰に論はれたる如く、漢文に書れたるは。いかゞなれば古事記を採れり。

○第　八　段

此段。故と云より御合坐而と云までは。古事記に依て記せるが中に。元書には更往廻其天之御柱如先とあるを。改而伊邪那岐命者自左。伊邪那美命者自右。往廻其天之御柱而。遇之時と記るは前段に引る第一の一書の連に。故二神改復巡柱。陽神自左陰神自右とあるに依れり。さるは古事記に更如先と云るは。先に廻り給ふときも。男神は左より。女神は右より廻り給へるを。此度も其ごとく廻り給へるといふ傳なればなり。書紀の旨はそれと異にして。先には。男神は右より女神は左より廻給るを。此度は改めて廻ませる由にて。これ深き由ある傳なれば、此方を採れり。(さて國生坐段に、此二柱神の御事を、陽神陰神と書れし事を山陰に論ひて、陽神女神と云こと、古傳のまゝならば、もとは男神女神とぞ有けむ、されど古事記に、此二柱神を、男神女神と云ることも見えず、此紀も此段にのみこそかくあれ、次段には、御名をもて記されたれば、此段なるも、もとはみな御名にぞ有けむ、と云れしは信にさる說なり、故此說に從て御名をもて記しつ。)○御產之時と云より。生給子大倭豐秋津島矣と云までは。國生坐段の正書に。至產時先以淡路洲爲胞。廼生大日本豐秋津洲。(胞廼の間に、意所不快、故名之曰淡路洲といふ文あるは、後人の加筆の、本文に混入たるなり、一本に細字に書るあり)同段第九の一書にも。以淡路洲爲胞。生大日本豐秋津洲。と有を採て記せり。其中に穗之狹別と云こと。子と云ことなど

は。古事記に採れり。(第一の一書にも、生レ兒號ニ大日本豊秋津洲ニと見ゆ、また第六の一書には、以ニ淡路洲淡洲ニ爲レ胞といひ、第八の一書には、以ニ磤馭盧島ニ爲レ胞生ニ淡路洲ニと云るは、共にいと異なる傳なり、さて山陰に書紀の傳々に以ニ淡路洲ニ爲レ胞と云ことの有ルを論ひて、胞とすと云は、もと淡島のことなりけむを、淡路とせるは、名の似たるから、紛たる傳なるべしと云れ、また先ツ以ニ淡路島淡洲ニ爲レ胞、とある一書の下にも、先以ニ淡洲ニ爲レ胞、生ニ淡路洲ニなど有けむが、まぎれたるにもやあらむ、と云れたれど然らず、二柱神、始は男女の理にたがへる御過によりて、淡洲を生給へるを、こたびは理正しく改め廻り、改め言へる故に、生坐る子の、正しく胞をなして、生れたるなるべし、かくやごとなき事の、古事記に洩たるは口をしく、書紀のつとめて漢文に文られたるに、此事の傳はれるはめでたき事なり、なほ古史傳に云を見よ。)○亦名と云より以下は。古事記を採て記せるが中に。一傳云の分註は。書紀正書を採れり。○さて島々の次第。淡路島。大倭豊秋津島。伊豫之二名島。筑紫島と次第たるは。古事記また國生坐段第七の一書に依り。津島の次に。隱岐島佐度島と順次たる由は。古事記に。伊豫之二名島の次に。隱伎之三子嶋を生給へるとあるに就て。記傳に云れしは。八嶋を生坐る序次。何れも亂ならざるに。唯隱伎嶋のみ亂れて。筑紫の前にあることそ。いと〳〵いぶかしけれ。書紀と合せて考るに。八島の次第。彼紀は六ツの異説あれども。隱伎は何れも佐度の前にあり。此記も必ズ然あるべき物をや。(舊事紀の八嶋の次第は。全ラ此記を取リてかける物なるに。對馬洲、次ニ隱伎洲、次ニ佐度洲とあるはよくかなへり)と云れたるに依て。津嶋の次に。隱伎嶋佐度島と序次たるなり。○さてまた筑紫嶋の中に。火國謂ニ速日別ニ。日向國謂ニ豊久志比泥別ニとかけることは。延佳本また一本などにかく有ルによれり。(但し記傳に、そは舊事紀にしか有に依リて、後人のさかしらに改たる物なりとて、肥國謂ニ建日向日豊久志比泥別ニ、とある本を正と決められたれど、其説に從ざることは、日向國は、同じ筑紫嶋の中にも、大隅、薩摩などよりは、早く其國にての事實聞えて、此國の入たる傳も、一偏には捨がた

く、はた建日向日豐久志比泥別といふも、一國の名としては、餘の國々の、亦名の例とくらべ思ふに、いたく長すぎて、建云々、豐云々と、二國の名の一に混れると思はれ、かつ日向日とある下の日を、師は向ふ向ひと活く比なりと云れつれど、さる活用辭に、この字を用ふる事も、覺束なくて從がたければなり〕さてかく日向國を其一面と爲たる傳によるうへは。上なる面有レ四の四字は。五の誤なること炳ければ改めつ。(さて肥國を火國とかける由は、此國は火に由ある國なる故に、元は火國と書るを、和銅六年の詔に、諸國郡鄕名、著二好字一と有て、此時より、改めて肥字をかけるなれば、古事記に此に肥國とあるは、後人の改つるなること決なし、記傳五卷に、書紀神功皇后卷にも、火前國とあり、はた中卷に火君とあれば、本はこゝも火字なりけむを、後人の改めしにや、其列外にも見ゆと云れたりき〕○さて山蔭に。書紀の正書一書いづれもみな。大倭を淡路嶋につぎ。初に擧られたるは。もしくは撰者の心しらびにはあらざるか。古事記には。秋津島は終に生給へれば。多くの一書どもの中にも。此嶋は終に生給ふといふも有べきに。然云るは一もなくて。皆同く始なるは疑はしと云れたれど。大倭國は生給へる國の有が中に大きく。其名のひろごりて。御國の大名とさへなれゝば。最初に生給ひて。國の兄と有けむことは。幽き由ある事ならむを何か疑はむ。○さて八嶋の國々は。古事記また第七の一書によれり。(そは山蔭に、八の洲、本文一書どもみな異あり、いづれも古の傳なるべけれど、その勝劣を云むには、第七の一書、古事記と同じき、これぞ中に正しかるべき、其故はかの說は、八の洲の內に、後に國と建られたるかぎりは一も漏ず、又國と建られざる洲は、一もまじらざればなり、其餘の說どもは、まづ本文に、大洲と吉備小洲との入たる、此二は後に國と建られたる洲には非るに入て、かへりて壹岐對馬の入らざることいかゞ、すべて國と建られたることは、やゝ後の事なれども、かならず神代のこのはじまりの由緒に、關かれる事とこそおぼゆれ、と言れつるに依れり〕さて第一の一書に。壹岐對馬なくて。越洲吉備子洲あり。第六の一書にも壹岐對馬なく。以二淡路洲淡洲一爲レ胞。(一古

本また元々集に引るに淡洲なし、）と有て。越洲大洲子洲ありて。すべて十嶋なり。第八の一書には。以二破馭盧嶋一爲レ胞生二淡路洲一と有て。壹岐對馬なく。吉備子洲越洲あり。第九の一書にも壹岐對馬なく淡洲吉備子洲大洲ありて九嶋あり。此は何れも非傳なり。そが中に越洲の出たる事は説あり。古史傳佐渡嶋の下見るべし。

○第　九　段

此段。然後と云より謂二天雨屋一と云までは。全く古事記を採て記せり。（さて本に女嶋と有を、日女嶋とかけるは、記傳の説によりてなり、）○故と云より以下は。書紀の正書に。大八洲國を生給ひて後の處に、卽對馬嶋壹岐嶋。及處々小島。皆是潮沫凝成者矣。（亦曰二水沫凝而成一也）とある。壹岐島對馬は。既に八島國の數に入たれば。處々小島云々を採て此に記し接たる也。（亦曰の傳は、事實に符はざる故に採らず、其は國土の元は潮なりしこと、古事記に鹽許遠呂許遠呂邇畫成と有にて炳ければなり、）さてまた書紀正書に。生レ海次生レ川次生レ山とあるは。いとも〳〵漫なる傳説なりかし。

○第　十　段

此段。爾と云より生二給八百萬之神一と云までは。鎭火祭詞なる天都詞太詞事に。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。妹背二柱嫁繼給氐國能八十國。島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生給比氐。麻奈弟子爾火結神生給氐云々とある。生給比氐より上を採て文を成せり。○亦悉生二給萬物一は。神達生坐段第六の一書に。生二大八洲國一云々。然後悉生二萬物一焉。とあるを採れり。（山蔭に、生二萬物一とある文を論ひて上下の例みな、その神を生とあれば、これも萬物の神なるべければ、神字あらまほしと云れつれど。此は實に萬物の、初の祖を生給へる傳なることを、思ひおとされたるなり、）○然後と云より。風神也と云までは。同一書に。伊弉諾尊與二伊弉冉尊一共生二大八洲國一。然後伊弉諾尊。曰下我所生之國。唯有二朝霧一而薫滿之哉上。乃吹撥之氣化爲レ神號。曰二級長戸邊命一。（亦曰二級長津彦命一）是風神也。と有を採て記しつ。○亦名と云より以下は。風ノ神祭詞。また神名式を合せ考へて記せり。（なほ下の答に云を見るべし、）○或人問。しか採り合せて

記せる由は聞えたれど。古事記には風神より前に。なほ多くの神等を生給へるに其をみな擧ず。鎮火祭詞なる。八百萬神等乎生給比氐。と云語を採れるは。此に其神等をみなこめたる意なるかすべてかく採り合せたる由を具にきかむ。答。その答は。まづ古事記の傳の。混亂を。正しおきて後に辨ふべし。其は彼記に。既生國竟。更生神。故生神名大事忍男神。次生石土毘古神。次生石巣比賣神。次生大戸日別神。次生天之吹男神。次生大屋毘古神。次生風木津別之忍男神。次生海神名大綿津見神。次生水戸神名速秋津日古神。次妹速秋津比賣神。とある十神は。記傳に辨られたる如く。伊邪那岐命の御禊の度に生坐る神等の。亦名の混亂れて。異神のごとく重復たる傳なれば。風神より前に擧べきに非ず。故に神代正語にも。風木津別之忍男神まで。七柱を除かれたり。大綿津見神より以下。三神をも除かるべきを殘されたるは。生海神と云より。改めて別に見るべきかの。疑を存されたる考もあればなり。然れども。予なほ具に考るに。此三神も。かの御禊の度に生坐る神なること。疑なき故に除きつ。(其由は、第二十五段の徴を見て知べし、)さて速秋津日子速秋津比賣神の次に。此速秋津日子速秋津比賣二神。因河海持別而。生神名沫那藝神。次沫那美神。次頬那藝神。次頬那美神。次天之水分神。次國之水分神。次天之久比奢母智神。次國之久比奢母智神。とある八神は。その親神を除くうへは。其生坐る御子神等ゆゑ。共にこゝを除くべきこと論ひなし。(さて此八神は、第二十八段に擧たり、なほ其段に云を見よ)さて生給八百萬之神と云に。右の除ける神等をこめたるには非ず。こは別に深き由ある傳なる故に擧たり。(其由は古史傳に委く註せるを見るべし)さて古事記の文を。右の如く除き定めて。殘れる文を見るに。既生國竟更生神。風神名志那都比古神となりて。上に引る一書に。伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國。然後云々して風神を生給ふとある傳に符り。故その委きに依て此を採れるなり。但し彼一書には。級長戸邊命。(亦曰級長津彦命)是風神也とあり。(山蔭に云、級長戸邊命は、女神の名なるに、亦曰級長津彦命とはいかゞ、此は一云を、後に亦曰とは

誤れるなるべし、）古事記には志那都比古神のみあるを。比古比賣二神を擧たることは。風神祭詞に。吾御名天乃御柱命國乃御柱命云々。龍田乃立野乃小野爾。吾宮定奉氐。云々とありて。下文に奉宇豆乃幣帛者。比古神爾云々。比賣神爾云々とあるにて、賀茂翁も言れたる如く。男女二神なること灼然ければなり。（亦名と云より、神也までの文も、即この詞に依て記せり、然るを山蔭に、女神とせるも男神とせるも、又男女二神とせるも、おのおの一の傳なりと言れしは委からず、）さて鎮火祭詞を採て記るところに。生竟と記る竟字は。元書に無れども、此は古事記に。既生國竟とある竟字を採れり。また書紀を採れる所の文に。元書には。吹撥之氣化爲神とあるを。於吹撥之御氣成坐之神と記る由は。古事記はいづこも。其物に因て神の成坐ると記して。直に其物の。神と化れるとは記されざるを。書紀には。正書一書ともに。いづこも。直に其物の神と化れる由に記されたり。（其は發端の正書に、狀如葦牙便化爲神、號國常立尊と記れたるを始め、いづこもみな此狀なり、）此は決めて。其元書どもは。みな古事記の傳の如くなりけむを。漢文ぶりに。かく書改られしなるべし。故この成文には。彼紀を採れるも。すべて古事記によりて改めつ。此は末までにわたる說なれば。よく心留おくべし。

○第十一段

此段。爾と云より。病臥坐也と云までは。上に引る鎮火祭詞のつゞきに。麻奈弟子爾火結神生給氐。美保止被燒氐石隱坐氐。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈妹乃命止申給比支。此七日爾波不足氐。隱坐事奇止氐見所行須時。火乎生給氐。御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氐。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知牟止申氐。石隱給氐。與美津枚坂爾至坐氐所思食久。吾名妹命能所知食上津國爾。心惡子乎生置氐來奴止宣氐。返坐氐更生子。水神。匏。川菜。埴山姬。四種物乎生給氐。此能心惡子乃心荒比曾波。水神匏。埴山姬川菜乎持氐。鎮奉禮止事敎悟給支。とあるが中に。麻奈弟子と云より。御保止乎所燒坐支ま

でを採て文を成せり。其中に元書には。石隱給氐と有を復石隱給而とかけるは。前段に採れる文に。石隱給而と云るに對へて。己が私に加へたるなり。(其由、古文傳に註せるを見るべし、)さて此祝詞を採て記せるにつきて論あり。さるは。此傳を大かたの人は。豫美都國にて。有し事の如く思ふは麁忽なり。(師翁すらに、記傳十七卷五十葉にしかいはれたりき、)そは古事記の豫美國段に。還入其殿內之間。甚久難待云々。燭一火入見之時。云々とあると。此祝詞の趣の相似たるに。ゆくりなく然思ふにぞ有ける。然れども。此文に與美津枚坂爾至坐氐所思食久。吾名妹命能所知食上津國爾。心惡子乎生置氐來奴止宣氐。返坐氐とあるに。よく心をつけて見べし。此は上津國を避て。豫美國へ往坐むと爲けるが。云々の事を所思食し出られたりし故に。途中なる與美津枚坂より。立返坐るとの事なるをや。此事實もし豫美國にての事ならむには。此等の文を。何とか解むとすらむ。故此を豫美國の事實と思ふは。麁忽なりといふなり。(此祝詞の傳は往昔より解得たる人なし、古史傳に委く注せるを見るべし、)○さて此祝詞に金山毘古金山毘賣神の生坐る事のなきは。鎭火祭に要なき事故に。漏たるなるべし。故古事記に。生火之夜藝速男神。(亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神、)因生此子。美蕃登見炙而病臥在。多具理爾生神名金山毘古神、次金山毘賣神と見え。神遂生坐段第四の一書に。伊弉冉尊且生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱因爲吐。此化爲神名曰金山彥。(古事記と比校るに、金山姬を脫せり、金神は信に比古比賣二神に坐り、神名式を見て知べし、)と有を採り合せて。病臥坐也と云より。金山毘賣神と云までの文を成せり。此者金神也といふ五字は。書紀に是風神也。とあるを例に取れり。次なる水神土神も此に效へり。○或人問。古事記には風神の生坐る後。火神の生坐る前にも。なほ多くの神等を生坐るよし見えたるに。其を悉擧ざるはいかに。答。古事記に生風神名志那都比古神。とある連の文に。次生木神名久久能智神。次生山神名大山津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。(亦名謂野椎神、)とある此三神も。此所にあるは混亂たる傳にて。木神野神共に。

下なる豐宇氣毘賣神の幸御魂にませば。彼神の次に名の出べき神なれば。此所を除くべし。（其由は第十三段の徵に云を見よ、）また大山津見神は。火神の御骸に成坐る神なるを。伊邪那岐伊邪那美命の。生坐るとあるは誤なり。然れば此神も此所を除くべし。（其由第十六段の徵に云を見べし、）さてかく。山神野神共に除くうへは。其つゞきに。此大山津見神野椎神二神。因山野持別而。生神名天之狹土神。次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之闇戸神。次國之闇戸神。次大戸惑子神。次大戸惑女神。とある八神をも。此所を除くべし。（されど、第十七段に擧つれば、採らざるにはあらず、）さて此つゞきに。次生神名鳥之磐楠船神。（亦名謂天鳥船、）とある。これも混亂たる傳なり。此は既く記傳にも、神代紀に、蛭兒を天磐櫲樟船に載て流やるとも、また鳥磐櫲樟船を生て、其に載てとも、また別段に、高橋浮橋、及天鳥船亦將供造などもあり、はた此の亦名にも、神と云ぬなどを以て見れば、是は直に船を指て神と申歟、されど次生神名ともといひ、下に天鳥船神副建御雷神而遣ともあるを思へば、正しき神ともきこゆ、と驚かしおかれたり、）其は蛭子を載て放たる船に。古事記また書紀の一書にも。葦船とある。これ正しき傳なるを。天磐櫲樟船とも。鳥磐櫲樟船とも云るは。樟もて船を造ること始りて。後に言出たる誤の傳なり。（さるは、樟は速須佐之男命の、木種を殖生し給へるときに、吾子の御國に、浮寶有らずは佳からじと詔ひて、御眉の毛を拔散し給へるより、始めて生れる木なるを、樟は浮寶になすべし、と宣定たまへる木なれば、此神の殖生し給はぬ前には無りし木なり、故鳥磐櫲樟船と云は、樟もて船を造こと始りて、後にいひ出たる傳なりといひ、また蛭子を楠船に載て流したるとあるは誤にて、葦船に載たりといふ傳を正しとは云なり、）さて古事記に生鳥之石楠船神。（亦名謂天鳥船、）とあるは神代紀に記されたる。生鳥磐櫲樟船。輙以此船載蛭兒放棄。といへる傳の再び誤れる傳なり。（斯て古事記の下文に、天鳥船神副建御雷神而遣とある、天鳥船神は、何神の混ならむと云に、此は天夷鳥命の亦名なれば害なし、其由は第百十四段の徵に云を見るべし、）〇さ

て鳥之石楠船神。(亦名謂天鳥船)といふ混亂をも。かく正し除きて古事記の殘れる傳文を見れば。既生國竟更生神風神名志那都比古神。次生大宜都比賣神となれり。此を書紀と合せ考るに。前段にも引る第六の一書に。伊弉諾尊伊弉冉尊。共生大八洲國。然後伊弉諾尊。曰我所生之國。唯有朝霧而。薫滿之哉。乃吹撥之氣化爲神號。曰級長戸邊命。(亦曰級長津彦命)是風神也。又飢時生兒號倉稻魂命。(倉稻魂此云宇介能美抱磨)とあるに熟符て。此倉稻魂命。やがて大宜都比賣命と。同神なること知らるれども。此神もこゝは除くべき由あり。(山蔭に倉稻魂とある倉字よしなし、誤字ならむか、神武天皇紀には、稻魂女、此云于伽能迷と有て、倉字なきぞよろしきと、云はれつれど然らず、そは古史傳に云を見るべし)其はまづ。此神の御名のくさぐさに傳はりて。混亂たることを辨へおきて後に云べし。さるは大宜都比賣神倉稻魂命。同神なる由をなほ言はば。倭姬命世記に。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大宜都比賣神亦保食神。神祇官社內坐御膳神是也。と有もて。その同神に坐ますことを知べし。(倭姬命世記の事は別に委く考へ記せるものあり)

さて此世記の傳に。亦號大宜都比賣神亦保食神とある。これまた正しき傳なり。そは古事記に。須佐之男命の。食物を大宜都比賣神に乞て。殺給へる事を。書紀には月讀尊の。保食神(その訓注に、保食神此云宇氣母智能加微とあり)の許に到りて。殺給へるとあり。月讀尊やがて須佐之男命に坐ば。(此事は、委く第二十六段の徵に云を見て知べし、)大宜都比賣神保食神と同神なること。世記の傳と彼此思ひ合せて曉るべし。(師翁もいさゝかは驚かしおかれたり)さてまた。此大宜都比賣神。倉稻魂命。保食神と云は。外宮の度會に坐す。豐宇氣毘賣神と同神に坐なり。そはまづ大殿祭詞に。屋船豐宇氣姬命とある所の本注に俗謂宇賀能美多麻命と見え。世記に豐受大神一座。亦名倉稻魂命是也と見え。(また御鎭座傳記にも、豐受皇大神一座とある下に、和久產巢日神子、豐宇氣姬命、稻靈神也とあり)また酒殿神の下にも。和久產巢日神子。豐宇賀能賣神坐也。五穀種所化神。保食神分身と、あ

り。（御鎮座本記にもかくあり、）また廣瀬社縁起に倉稲魂命。此大忌廣瀬社也又曰若宇加乃賣命。伊勢外宮分身也。（神名式、また祝詞式にも廣瀬坐若宇加乃賣命とあり。○廣瀬社縁起は、群書類従にもあり、）二十二社註式に。稲荷社倉稲魂命。一名豐宇氣姫命。大和國廣瀬。伊勢外宮同躰也。など見えたるを思ひ集めて。豐宇氣毘賣神。大宜都比賣神。倉稲魂命。保食神。豐宇賀能賣神。若宇加乃賣命など申すは。同神の別稱なることを曉るべし。（なほ神名式に、大宇迦神と見え、古事記に、邇邇藝命御天降段に、登由宇氣神と見え、神樂歌に、豐遠加比賣など申せるも、同神の別稱なり、）さて此神の生坐る傳は。古事記に。既生國竟更生神云々。次生大宜都比賣神と見え。上に引る第六の一書に伊弉諾尊伊弉冉尊云云。又飢時生兒號。倉稲魂命。また古事記に。伊邪那美命。火神を生坐る事ありて。因生此子美蕃登見炙而云々。於尿成神名彌都波能賣神。次和久產巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神とある。かく三の傳の有が中に。和久產巢日神之子と申せる傳ぞ。（上に引る世記、御鎮座傳記、御鎮座本記などとも符ひて、）正説なりける。（また古事記に須佐之男命、娶大山津見神之女。名神大市比賣生子、宇迦之御魂神とあるは、強て言はゞ、いかにも言べけれど、紛れたる傳なり、）但し和久產巢日神を伊弉那美命の御尿に成神とあれども。此は神代紀に。火神娶埴山姫生稚產靈とある。これ正しき傳なり。故彌都波能賣神の下に。次和久產巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神と有をも此は除くべし。（なほ第十四段に云を見るべし、）さてまた。次波邇夜須毘古神。と云八字をも删去べし。さるは鎮火祭詞。また神達生坐段。第二。第三。第四の一書共に生土神埴山姫と云て一神なり。第六の一書にも。土神號埴安姫。といひて。一神に坐ばなり。（神名式にも、土神の社は、比賣神のみあれども、比古神の社とては、一つだに有ことなし、案に波邇夜須毘古神と云るは、孝元天皇の御子、建波邇夜須毘古命の名を、傳誤れるにぞ有べき、また舊事紀に、大便化爲神名、曰埴安彥埴安姫とあり、此は古事記によりて書る妄事なるべし、）かくて古事記の殘れる文を見れば。

既生國竟更生神。風神名志那都比古神。次生火之夜藝速男神。（亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神。）因生此子。美蕃登見炙而病臥在。多具理邇生神名。金山毘古神。次金山毘賣神。次於屎成神名。波邇夜須毘賣神。次於尿成神名。彌都波能賣神。故伊邪那美神者。因生火神。遂神避坐也となる。是ぞ正しき傳なりける。（なほ此中にも、水神は先に、土神は後に有べきを前後になりたれど、其は次段に辨ふべし。）かく考へ徵して。風神の次に生坐るは。火神に坐ことを知り。其傳の正しく委きに因て。鎭火祭の祝詞なる傳を採り。その洩たる事は。古事記書紀に摭ひて補ひ。上十段より。下十四段まで記せるなり。なほ次々に云を見るべし。

○第十二段

此段の事實は。全く鎭火祭詞を採て記せるが中に。故於御尿と云より。此者土神也と云までは。神達生坐段第三の一書に。伊弉冉尊生火產靈時。爲子所焦而神退矣。其且神退之時。則生水神罔象女及土神埴山姬。又生天吉葛。（天吉葛、此云阿摩能與佐圖羅。一云與曾豆羅。）第四一書に。伊弉冉尊云々。小便化爲神。名曰罔象女。（罔象此云美都波。）次大便化爲神。名曰埴山媛と有を合せ考へて文を成せり。（水神の名の字を罔象女と書れしことの非なる由は、師翁既に辨られたり、さてまた第二の一書古事記共に、土神を先に、水神を後に擧たるは序次違へり、鎭火祭詞、また此に引る二の一書共に、水神を先に、土神を後に爲たるぞ正しき序次なる、其由は古史傳に云るを見て知べし。）さて鎭火祭詞に匏と云。此に引る一書に天吉葛と云るは共に同物なり。然れども生給ふ所には。天吉葛とあるかた。理にかなへり。故元書鎭火祭詞には。生給ふ所にも匏とあれど。書紀を採て天吉葛と改めつ。さて土神の亦名。健埴安神。丹生都比賣神。と申す名は神名式に採れり。爾保都比賣と申す名は。播磨國風土記に採れり。（此由は、古史傳に委く注るを見よ、）○凡て云より。不入子之列也と云までは。古事記を採て記せるが中に。元書に神參拾伍神と有を。神五神也とかけるは。上件論へる如く。多くの神等を除け

る。故に。風神比古比賣二神。火神。金神比古比賣二神。水神。土神。とすべては七柱殘りたれど。風神金神を一柱に數へて五柱なり。(此由は、古史傳に委く云るを見るべし、)さて八百萬之神は此列に入らず。此も深き由ある事ぞ。(其由も、古史傳に云るを見るべし。)

○第十三段

此段。火神の亦名どもは。古事記書紀を合せ採れるが中に。火雷神と申す名は。神名式に採れり。(其由古史傳に云を見るべし、○即此火產靈神と云より。稚產靈神と云までは。神達生坐段第二の一書に即軻遇突智娶埴山姬生稚產靈。此神頭上生蠶與桑。臍中生五穀とある。稚產靈より以上を採て文を成せり。(此神頭上と云より以下の說は、下に云を見るべし、)若御魂神と申す名は。釋紀に引る大倭本記と。神名式とを合せ考へて記せり。(其は、第百三十四段の徵に云を見るべし、)○此神之御子謂豐宇氣毘賣神は。古事記に和久產巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神。と有を採れり。そは右の一書に洩たればなり。(上に引る倭姬世記、御鎭座傳記にもかくあり、)但し古事記に。此神を伊邪那美神の御尿に。彌都波能賣神の成坐る次に。成坐るとあるは。誤れる傳なり。さるは上に云る如く。神代紀の記されたる三の傳と。鎭火祭詞なる傳と。すべて四の傳共に。伊邪那美命の此神を生坐る事なく。殊に鎭火祭詞によりて考るに。水神土神を生坐ることは。火神の荒びを鎭めむ料に生坐るなれば。稚產靈神の。生坐まじき理なるを。(但しかく理をたてゝ云をは、人はいかに見るらむ、)火神土神の御子といふ傳は。此神の產靈の理にかなひて。幽き謂ある傳なればなり。(此等の說は、古史傳に委く注せるを見よ、)さて上に引る一書に。稚產靈神の頭上。生蠶與桑。臍中生五穀と云るは。豐宇氣毘賣神の事實の。御親子の間にて混亂つるものなり。(舊事紀に、生五穀の下に、蓋保食神歟、といへる細書あり非說なり、)故其文は採らず。(なほ第四十一段の徵に云を見よ)さて豐宇氣毘賣神の亦名どもの事は。上第十一段の徵に云るにて知べし。○此神之と云より。御殿之神也と云までは。深く考へて。新に記せる文なり。そは木神野神

のこと。まづ古事記に。伊邪那岐命伊邪那美命云。既生レ國竟更生レ神云々。風神名志那都比古神。次生二木神名久々能智神一。次生二山神名大山津見神一。次生二野神名鹿屋野比賣神一。（亦名謂二野椎神一）神達生坐段正書に。生レ海。次生レ川。次生レ山。次生二木祖句句廼馳一。次生二草祖草野姫一。（亦名野槌、）第六の一書に。伊弉諾尊與二伊弉冉尊一云々。木神等號二句句廼馳一。（山蔭に、等字いかゞと云れしは、實に然ことなり、）など、見たれども。悉誤れる傳にて、實は木神野神共に。豐宇氣毘賣神の幸御魂に坐なり。そは大殿祭詞に。皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止。造奉仕禮流。瑞之御殿汝屋船命爾。天津奇護言以氐。言壽鎮白久此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根波府虫能禍無久。高天原波青雲乃靄久極美。天乃血垂飛鳥乃禍無久。掘堅多留柱。桁梁。戸牖乃錯動鳴事無久引結幣魯葛目能緩比。取葺計魯草乃噪無久御床都比能佐夜伎。夜女能伊須々伎。伊豆都志伎事無久。平氣久安氣久奉護留神御名乎白久。屋船久久遲命（是木靈也）屋船豐宇氣姫命登。（是稲靈也、俗謂二宇賀能美多麻命一、今世産屋以二辟木束稲一置二於戸邊一、乃以レ米散二屋中一之類也）御名乎波奉稱利氐。と有を熟味ふべし。掘堅多留柱。桁梁。戸牖乃錯動鳴事無久と云るは。木神久々能智神の幸賜ふ功德に係り。引結幣魯葛目能緩比取葺計魯草乃噪無久と云るは。野神草野比賣神の幸賜ふ功德に係れり。（餘の文は、屋船命と申す名のすべての功に係れり、）さるを草野比賣といはずて。豐宇氣姫命と云るは如何と云に。此神實は稲穀を生たまへる神に坐を餘草をも生し給へるは。其幸魂の御業なる故に。此は本御靈の名を以て云るなり。（また稲も萱も、共に草なれば、取すべても云つべし、）殿造には。草は木に次てやごとなき物故に。其事をかく委曲に言壽奉ることとなるに。草野比賣神を祭給はぬ事の有らめやは。上文にたゞ屋船命と申せるは御殿の御魂を都て云る御名にて。（そは御殿は、木と草にて造ればなり、）下文に屋船久々遲命。屋船豐宇氣姫命と云るは。木草の御靈を別て云るものなり。（御鎮座傳記に、屋船命とある下の注に、木靈久々能遲命、稲靈豐宇氣姫命也と見え、御鎮座本記にも、屋船命草木靈とも、和久産巣日神子、豐

宇可能賣命屋船稻靈神也とも見え、奥儀抄に、保食神宅神とも見ゆ、此等の傳、何れも實事の旨に符へるものなり〕如此れば。古事記書紀共に木神野神を。伊邪那岐伊邪那美命の生坐る神と爲たるは。混亂なること炳焉し。〔記傳五卷に、此祝詞に如是申すは、御殿造れる材の靈の故にはあらずて、彼辟木束稻のことによりて、此靈二神を祭賜なるべしといひ、また大祓詞後釋附錄に、大殿祭詞に久々能遲命と、豐宇氣毘賣命とを、殊に祭給ふは、辟木束稻のことによりてか、はた辟木束稻は、此神たちを祭るによりてのことか、その本末もいかならむ詳ならず、またいづれにしても、その故よしいかなる事にか、たしかに心得がたし、久々能遲命は木神なれば、殿の材につきて、祭るともすべけれど、豐宇氣姬命とならべて祭るは、さる由にもあらざるか、また屋船と名くることも、猶いぶかしと云れたるは、此旨を思ひおとされたるなり、辟木束稻の事によりてか云々と云れたるは、彼詞の分注に、今世產屋以辟木束稻置於戶邊乃以米散屋中之類也と有を云れしなれど、此は此祝詞に元より有し文ならず、豐宇氣姬命を、殿祭にまつる由を知らざる、後の世の說なり、そは今世とあるを以てしるべし、さて此事また散米の事は別に考あり、神武天皇卷元年の下の傳にいふべし。〕かく考へ定めて木神野神を。豐宇氣毘賣神の幸御魂神とは記せり。さて神代紀に、木祖草祖と有を、由蔭に神といはずして祖といへるは。いかなる由ぞや。と云れたれど、此は水祖、土祖、大山祇御祖、大歳御祖、玉祖、など申す御名の類にぞ有べき

○第十四段

此段、故其と云より、神也と云までは。古事記に。故伊邪那美神者因生火神。遂神避坐也。故爾伊邪那岐命詔之。愛我那邇妹命乎。謂易子之一木乎。乃匍匐御枕方。匍匐御足方而哭時。於御淚所成神。坐香具山之畝尾木本。名泣澤女神。〔神代紀一書にも。伊弉冉尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹命乎。則、匍匐頭邊、匍匐脚邊而、哭泣流涕焉、其淚墮而爲神、是即畝丘樹下所居之神、號啼澤女命、と見ゆ〕とあるが中の。御枕方。匍匐御

足方而。の九字を採らずて文を成せり。其中に愛を愛之。易を替。木を樹と記せるなどは。神代紀によれり。○故と云より歌舞而祭之と云までは。神達生坐段第五の一書に。伊弉冉尊生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者。花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。とあるが中を摭ひ採て文を成せり（山蔭に、花時亦以花祭とある文を論ひて、此文いかが、花時とは何の花の時ぞ、古の文に有まじきことなり、亦字も聞えず、一本に必とあるもいかゞ、此は試にいはゞ、有花則以花祭など有べし、と云れつるは實に然ることなり、今は此師說を心として文を成せり、）或人問。此段古事記を採れる所に。元書の御枕方匍匐御足方而九字を採らず。神代紀を採れる所に。元書に葬とあるを坐に改めて。崩御の趣には記さゞれどなほ古事記に。其所神避之伊邪那美神者。葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也といふ文あり。神達生坐段第二の一書に。伊弉冉尊。爲軻遇突智所焦而終矣。其且終之間云々。第六の一書に。伊弉冉尊見焦而化去。于時伊弉諾尊云。匍匐頭邊匍匐脚邊而。哭泣流涕焉云々。第九の一書には。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉冉尊。猶如生平。出迎共語なども記されて。伊弉冉尊は。正しく崩御せる趣なるに。その古事記の傳文の中に。唯匍匐哭時の四字を存して文を成し。餘文はみな採らざるはいかに。答。阿夜忌はしき問言かも。そは神魯伎神魯美命の御傳へ坐る。鎭火祭の太祝詞を讀奉りて。古事記書紀なる傳どもは。早く混亂たるなることを曉り得つればなり。さるは彼祝詞なる傳の趣は、上に記せる如く。伊邪那美命の豫母都國に往坐るは。その御產の後のいみじき御有狀を。妋神の御覽し給へることを耻給ひて。御面を合せたまはじと所思食し。妋神の御許を離避て。現身ながら往坐るなるをや。此正しき傳を得つるうへは。など餘の混亂たる傳どもに心を殘さむ。さるはまづ神避てふ語を。（俗の神道學者など、神をカミと訓て、其を魂のことゝ思ひなし、神避とは、魂の身を去る由なりなどいひて）死ることをいふ古言のごと云說の由來しは。いと久しき事にて。此は豫美といふに。西戎國の文章語な

る黃泉字をあてゝ。(豫美に黃泉の字を塡たることの非なる由は、靈の眞柱に委くいへり。予が此成文に、黃泉字を用ざるは此故なり、)伊邪那美命は。その黃泉に往坐ると云るより。(漢文に黃泉と云るは人の死て往く處の如くいへるに心を轉されて、)其は死り坐しての事と、非心得しつるまゝに。彼神の離去り給へることを。妖神の悔みて匍匐哭たまひ。其淚に泣澤女神の生坐るとの傳を。やがて妹神の尊骸の。御枕方御足方に。哭吟ひ給へることゝ思ひなして。いかなる鳴呼の中世人か。如此も言傳たるより。なほ訛に謬をかさねつゝ。其尊骸を葬奉れるは。此所ぞ彼處ぞ、(古事記に葬比婆之山といひ、書紀に葬於有馬村と云るたぐひなり、)或は殯斂之處など語り傳へて。可畏とも可畏く。見るも聞くも身の毛たつばかりなる。胡亂說どもの廣ごれるは。いとも慨く憤しく。哀など云もさらにて。かく辨云だに心痛きまでになむ。(斯ばかりの事だに、思ひ誤まる世となりしは、みな外國籍の渡參來し以來、その方にのみ心引れて、實の有狀をばよくも尋ねず、漸々に古意を失ひつるより亂たるにて、西戎人のさかしかるをば、日知など掛まくも畏き名を負せ、その西なる國より疎び來し、乞食の祖を、客神とかしづくにぞ、彼等は所得がほに神ごろひ、玉の臺に齋かえて、神は雨もる板屋の宮に、所狹かれ給ふ狀にはなりにたり、)いでや神避といふ言は、避てふ言に尊辭の神をそへて云るにて。此は上件の謂によりて。伊邪那美命に言始て。餘神をも。至りて貴く坐ますをば、その退去たまふことを。希にかく申けむと思はる。其は古事記書紀ともに。伊邪那美命のことは。神避神退神退去など書れたれど。(此は何もカムサカリともカムサリとも訓べし、なほ書紀に、見焦而化去、また所焦而終矣、など書れし所もあれど、此等は神避てふ言を、死のことゝ非心得したるうへにて、書る文なれば今云かぎりにあらず、)餘には書紀に、素盞鳴尊の御荒びの所の一書に、稚日女尊乃驚而墮機。以所持梭。傷體而神退矣。と唯一所あるのみなれど。此は文の狀のあやしき故に。死たる事の如くも聞ゆれども。身を傷ふばかりに驚き畏みて、其所を退避たまへるとの事なり。(そは彼正書に、天照大神方織神衣

居ニ齋服殿一云々、驚動、以レ梭傷レ身、由是閇ニ磐戸一而幽居焉とあると同じ趣なるを合せ考へて悟べし、始に至貴曰レ尊とことわられたると、稚日女尊に尊字をかきて、此神にのみ神退と書れしにて、至て貴神に、希に申せることなり、と云説の意を辨ふべし、古本にこの神退矣を、カムサカリマシヌと訓るは、いとよき訓なりけり、但し此神に尊字を書れしは當らざる由あり、其は第四十三段の傳に註せるを見よ）此餘には。神退神避など書ることなく、正しく死たるをば死と記して。古事記に。天衣織女見驚而。於レ梭衝ニ陰上一而死。また中下天若日子寢ニ胡床一之高胸坂上死 また書紀にも。保食神實已死矣。また天稚彦云々 中レ矢立 死などのみ有て。神避神退など書る例は。一所も有ことなし（但し舊事紀に、饒速日尊の死坐ることを神避去と書つれど、彼書は神避てふ言を、死のことゝ思ひ誤れる世になりて、記せる書なれば、例とは爲がたき上に、古事記書紀なる、神避などの字をおきて、神殞去と書るなどは、いと憎きさかしらなりけり）此等を考へ通して。古事記書紀を記されし頃は。既に神避てふ言を。死のことく謬つゝも。なほ弘く普くは言ざりしことを辨ふべし。如此考へ定めて。天御神命の大御口づから傳へ坐る、天祝詞の太祝辭に從て。問に云る文どもをば採らざるなり、（是に就てなほ思ふに、書紀に伊邪那岐命の御終は、正書に記されたれど、伊邪那美命の御終を、正書に記されざることは、その忌はしきを嫌はれしなるべし、其は彼紀を撰び給へるほど、戸々家々に藏たりし傳ども、おほくは現身ながら往坐る狀には傳ざりけむ、故御終の説々を一書に記して、正書には洩されしならむ、此は然も有べき事なれども、など鎭火祭の詞をば摭ひ採られざりけむ、いと惜きことなり、然ればば祝詞をば祝詞として、さしも心とめず、事實のかたには、只世に有ふれたる説をのみ用たりしは、いと古き誤なりけり、また山蔭は、上田百樹云、書紀本文に、伊弉諾尊の御事の、とぢめを記されたれば、伊弉冉尊の終をも、必記さるべきことなるに、本書にこれを略き給へるはいかにぞやそは火神に燒れ給ひしこと、泉國の事など、漢めかざるを嫌ひてにやといへる、まことに然る言なりとあり、

これも然る說なり、其は書紀の一書どもに、伊弉冉尊の御をはりを記せる傳の六あるが中に、第十の一書のみ、始終とほりて、かつて崩御の趣には見えざるを、それすら正書に擧られざればなり、此一書の事は、第二十二段の徵に云を見べし。）あな可畏。伊邪那岐伊邪那美二神の中に。一柱も崩御しなば。此世は忽に滅ぶべき物ぞ。あなかしこ。（或人又問祝詞なる傳に依て、古事記書紀の傳を糺したる、其說は然る言にも聞ゆれども、今現に、熊野の有馬村にその古蹟を存し、また比婆之山も。詳にはあらねども、記傳に記されたる、伯耆國人の物語に、今出雲國の內、伯耆の堺に近き處の山間に、たわの內と云處有て、そこに伊邪那美命の陵なりとて冢あり、小竹など生しげれり、此冢の草などをば牛馬も喰はず、牛馬を牽來て草を飼むとすれども、此冢のあたりへは、牛馬よりつかず退き去るなり、また此冢の竹を、杖につきて行ときは、蛇のたぐひよりつかず、蛇の居る處へ、此杖つおき立れば、すくみて動くことあたはず、甚奇異ことどもなり、と云ることを記されたるを見るに、甚も畏き御稜威なり、比婆の山に葬奉れるといふ傳の、空說ならむには、かくは有まじきことなりいかゞ、答、古書に見えたる事に就て、其跡を作るは世の常なれば、其はいと古き世に作れる、古蹟にぞ有べき、空物語の事蹟をさへに、信しげに作れるも多かるをや、さて其たわの內などの事蹟も、昔人の然云へるより、やがて其處として、祭りもし拜もしつるまゝに、彼御靈の移り坐して、然る御稜威を現し給ふにて、世に例多かることなり、其は師翁の、神の御靈を彼此に移し祠ることを、火以て譬られしを熟思ひて、其たわの內なる冢をも、事の信と信ならぬとを、論はず、畏みてよく拜み祭るべきものぞ。

○第十五段

此段は、神代紀の一書を本に採り。まゝ古事記を採りて補へれば、まづ其元書の全文を擧て。其混亂を正し辨ふべし。其は神達生坐段第六の一書に、于時伊弉諾尊云々遂拔所帶十握劍斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。復劍刄垂血。是爲天安河邊所在五百箇盤石也。即此經津主神之祖矣。復劍鐔垂血。激越爲神。號曰甕速日神。

次熯速日神。其熯速日神是、武甕槌神之祖也。（亦曰甕速日神、次熯速日神、次武甕槌神）復劔鋒垂血。激越爲神、號曰盤裂神。次根裂神次磐筒男神。（一曰磐筒男命、次磐筒女命、復劔頭垂血、激越爲神、號曰闇靇、次闇山祇、次闇罔象）然後伊弉諾尊云々とある傳と此次なる一書に。伊弉諾尊拔劔斬軻遇突智爲三段。其一段是爲雷神。一段是爲大山祇神。一段是爲高靇。（亦曰斬軻遇突智時、其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而、因化成神號曰磐裂神、次根裂神兒磐筒男神、次磐筒女神兒經津主神）とある傳とは。元は混一の傳なるを、かく二に別ち記されたると所思たり（そは前の一書に、爲三段此各化成神也、と云るのみにて、其神名を擧ず、後の一書には、三段に成れる神の事のみ有て、磐石と御劔に成れる神の事の無を以て考へ知べし）かくて前に擧たる一書の此各化成神也復劔及垂血とある也復の間に脫文あり。そは後に擧たる一書に。其一段と云より。爲高靇と云まで。二十一字その脫文なり。（さるは也復とある復字を熟思ふべし、此は上文に是爲雷神、また是爲大山祇神、また是爲高靇などの是爲字をうけて、復劔及垂血是爲天安河云々磐石とかけ合せたる字なり、然らでは、也復の復字の落着なし、心を平にして考ふべし、）次に是爲云々五百箇磐石也。即此經津主神之祖也とある也即の間にも脫文あり。そは下文に復劔鋒と云より（闇罔象と云まで大小かけて五十五字これなり。此は山蔭にも然云れたり、信にさる說なり、）次に經津主神之祖矣の下に、異說の分注を脫たり、そは後に擧たる一書の。爲高靇の下なる。又曰と云より以下。五十五字の分注これなり。かく考へ定めて。其文を書改むれば于時伊弉諾尊云々遂拔所帶十握劍。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。其一段是爲雷神。一段是爲大山祇神。一段是爲高靇復劍及垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也復劍鋒垂血、激越爲神。號曰磐裂神。次根裂神、次磐筒男命。（一曰磐筒男命、次磐筒女命、復劍頭垂血、激越爲神、號曰闇靇、次闇山祇、次闇罔象。）即此經津主神之祖矣。又曰斬

軻遇突智時、其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而、因化成神號曰磐裂神、次根裂神兒磐筒男神、次磐筒女神兒經津主神）復劍鐔垂血激越爲神。號曰甕速日神。次熯速日神。其甕速日神是、武甕槌神之祖也。（亦曰甕速日命、次熯速日命、次武甕槌命）然後伊弉諾命云云。かくの如くなれり。思ふまゝなる所爲のごと思ふも有へけれど。元は決めてかゝる狀にぞ有けむ。（心を平にしてよく思ふべし）かくて後なる一書の。伊弉諾尊。拔劍斬軻遇突智。爲三段とある文のみ餘れり。そはこの二の一書は。もと一連の傳なるを。撰者の御心に。火神の御身に成坐る神等を。別ちて見安からしめむと爲て。如此物せられたりと見ゆれば。その別らるゝ時に。かゝる文のなくては。一書曰其一段是爲雷神云々となりて。何物の一段と云ことは知られざる故のわざならむかし。（○因に記す釋紀に引る天書に、經津主神者天之鎭神也、其先出自諸尊、初諸尊斬溫突血、成赤霧天下陰闇、直達天漢、化成三百六十五度、七百八十三磐石、是謂星度之積也、氣化爲神、號曰磐裂是謂歲星之精、裂生根去是謂螢惑之精、去生磐筒男、是謂大白之精、男生磐筒女、是謂辰星之精、女生經津主、是謂鎭星之精云云、又曰、武甕槌者天之進神也、其先出自稜威雄走、昔有大圓霧方四里許、其中有小孔、化爲石窟窟中有神、是謂雄走、生甕速日、甕速日生熯速日、熯速日生甕槌、甕槌生而倜儻、形儀鎭顯。體勢如狼、權武垣之志、懷霜雪稱擧武藝、拜主進列、在八十諸神上と云るは、いとおぼつかなく、信がたき說なり、抑この天書てふ書は、古き書目錄にも見えて、齋部濱成撰とあり、この濱成てふ人は、桓武天皇紀に其名見えて太玉命の裔たるに、かゝる妄說を記されつるは、いかなる心にか、年次を考るに、大かた廣成宿禰の父などにもやとおぼゆるを、彼宿禰の、古語拾遺を著されし心とは、いたく違へる漢意なりけり、或說に、古語拾遺ぞ、やがて天書なると云へる說もあれど、いみじき非說なり、また世の天書と云物あれども、そは釋紀などに引るに據て、作れる妄書と見えたり）○さてこの考定たる傳文と。古事記なる傳と合せ考るに。磐裂神より以下の神等の成坐る順

次も。その成坐る血の著所も熟符れど。その勝劣をいはば。古事記は神代紀の委きに及ざりけり。そは一には神代紀には。劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也とありて。御劒の刃の血、まづ天に激越上りて。天安河邊なる五百箇磐石と化り。かくて鋒また鐔に著たる血も。悉く激越上りて。其磐石に著き。それに因て神等の成坐る趣なるに。古事記の趣にては。始に刃の血の。まづ天安河邊なる石村と化れる事のなき故に。その斬給へる地の近邊に。本より有ける石村に。血の走就て。神等の成坐ると聞ゆ。此は神代紀の傳と異にして。各一の傳とも云べけれど。古事記に。初發の血の石村と化れる事のなきは。傳の洩たるにて。此は殊に神代紀の傳の尊く所思るなり。（其由は、古史傳に云るを見よ、靈の眞柱にもかつがつ云りき、）然るを山陰に、神代紀の此傳を疑ひて。こは傳説のまぎれて誤れるものか。はた例の撰者の。文を改むとて誤り給へるか。其故は鐔鋒などより垂血は。おの〳〵みな神となりて其名あるに。同じ劍にて。刃より垂血のみは。神とならずして。磐村とならむこといかゞなればなり云々と云れしは。神代紀の文に。激越爲神とのみ記されて。于其磐石といふ文のなき故に。磐石は磐石。神は神と。別々に成れるといふ傳ぞと思ひ誤られたるものなり。なほ言はゞ。分注又曰の傳文に。其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而云々と有をもても。激越爲神とあるは。初に化れる磐石に。激越てなることは知べきなり。（然るを山陰に、この又曰の傳をも論ひて、軻遇突智を斬たまへるは、此國にての事なるに、その血の天なる河中の、石に激越むことは、少いかゞと云れしにて、上件の義は思ひ洩されたることしられたり、此時天と地との間の近かりしことは、天地相去未遠とさへあるをや、よし今のごとく遠かりしにもあれ、世をはじめまし〻御祖神の、御怒り坐る御稜威によれる故なると、火はかく始より、天に上る勢氣あるものなることの理までを、思はれざりしは少いかゞなり、）しかれば激越其磐石と書るべきに。たゞ激越爲神とのみ記れたるは。上文に既に劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石と記れし故に下文には。其磐石と言ざらむも。其磐石

なること通ゆる故に。然は書れざるにて。此は漢文の格なり。然れども。そは漢文こそあれ。實には上にいへる又曰の傳に。其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而とあり。また古事記にも。走就湯津石村とある如く。慥にいふべき古文の格故に。此成文には。神代紀を取つゝも。激越其磐石而。とたしかに記せり。二には古事記には。石拆神。次根拆神。次石筒之男神(三神)とありて。其次に石筒之女神なし。此も傳の洩たるなり。神代紀の又曰の傳に此神あれば。其を擧つ。(そは神代紀下卷にも、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神とあればなり。)三には神代紀には、磐筒男神の下に即此經津主神之祖矣。といふ文ありて此は由ある傳なるに古事記には此文なし四には神代紀に熯速日神の次に。其熯速日神是武甕槌神之祖也とあり。此も由ある傳なるに。古事記には。甕速日神。次熯速日神。次建御雷之男神。亦名建布都神。亦名豐布都神。(三神)とありて。三神共に。當時に成坐る由に記されたるは。異なる一の傳なるべけれど。神代紀の傳の勝たる事多ければ。それに從ひつ。(そは古史傳に云るを見るべし。)但し建御雷之男神の亦名は第百十三段に擧つ。(そはこゝに經津主神武甕槌神の御名の出たるは、實は御祖神たちの成坐る事を記すとて、此は經津主神之祖矣、武甕槌神之祖也、と敎たる註文の如き文なれば、亦名までを、云べき所に非ざればなり、)五には神代紀には經津主神と武甕槌神と二柱にて其祖神も正しく二方に別りたるを古事記に經津主神を落したり。師は古事記によりて。經津主神武甕槌神を一神とせられたれど成坐る初に御祖も二方に別たれば。しか一偏には決がたき事なるをや(そは古史傳に云を見るべし)○さてまた古事記の。神代紀より勝れる由をいはゞ。一には彼記に著其御刀前之血走就湯津石村成坐神名云々と有を神代紀には。垂血激越爲神號曰云云神とのみ有て。其血の直に神と化れる由に記されたるは此紀の例なれど。然は有まじき由は。第十段の徵に云るが如し。二には神代紀に火神を斬たまへる。御刀の名を傳へ洩したり。此は御刀とはいへども神に坐て。此に成坐る神たちの御祖なれば。こゝに御名なくは得有

まじきわざなれば。古事記に採て加へたり。なは古事記に。次集御刀之手上血。自手俣漏出所成神名。闇淤加美神。次闇御津羽神。上件自石拆神以下。闇御津羽神以前。幷八神者。因御刀所生之神者也とあり。神代紀の一曰の傳にも。次復劔頭垂血。激越為神。號曰闇龗。次闇山祇。次闇罔象とあれど。事實の上に考るに。鐔のあるを。手上に血の集れると云こと覺束なく。餘にも信がたく思はるゝこと有て。此一書の本文に。此神等の無に心引るれば。其によりてあるなり。さて古事記に。石拆神以下皆を。因御刀所生と云るも非傳なり。其由古史傳に記せるを見るべし（但し、これらの傳へのまゝに信はむ人は、記傳に就て見るべし）○是時と云より含火也までは。神達生坐段第八の一書に採れり。○故と云より以下二十三字は。古事記に採り。亦謂稜威之雄走神。は。御天降段正書に採れり。

○第十六段

此段を別に一段と為たる由は。古事記にも。火神の御骸に成坐る神等の事は。御刀また石村に成坐す神たちの次に記され。神代紀にも上に論へる如く。別て二段に記されたり。かく為つるかた目易ければ倣へり。（さて此傳古事記の委きを採らず、神代紀の委からぬを取れることは、古事記の傳は、何山津見某山津見と云のみ有て、雷神龗神なし、此二柱神ともに、決めて山津見神と同じ因に此時に成出たまふべき由あれば、古事記によらず、神代紀を採れり、されど古事記の傳も、思ふ旨あれば、分注に記せり、其由古史傳に云を見るべし、また書紀に、五柱の山祇神の成れると云傳あり、此事も古史傳にいへり）さて雷神に大字を冠たることは。此に成坐る山祇神龗神は。大といひ。高と云て稱たるに。此神のみ然らぬは。決て脱たるなるべし。故神名式に。和泉國大鳥郡に大雷神社と有に依て畏み畏みも私に稱奉れり。（さて大山津見神は、かく火神の御骸に成坐ると云傳を採れる故に、古事記また神達生坐段第六の一書に、伊邪那岐伊邪那美命の御子と為たる傳は採らざるなり、其由も古史傳にいふを見るべし）

○第十七段

此段大山津見神の亦名どものことは。延暦内宮儀式に。大水神。大水上神。大水上御祖命など有て。神名式に。度會郡大水神社とある社を。大水神社一處。(稱二大山罪乃御祖命一)とあるもて。大水神と云ひ大水上神と云は。大山津見神なること知られたり。(なほ此段の古史傳に云るを見るべし。)山雷神と申す名は。天石窟段第二の一書に。使二山雷者一。採二五百箇眞坂樹八十玉籤一。野槌者。採二五百箇野篶八十玉籤一。と有によりて擧たり。○此神之子謂二高水上神一(亦云二高水神一)は。内宮儀式に。坂手神社。(稱二大水上兒高水上命一)と見え。倭姫命世記に高水神參相支。云々。坂手社定給支と有によれり(なほ内宮儀式に、此餘にも、水上神兒と云神多く見えたれど、おぼつかなきことどもあれは採らず、そは垂仁天皇卷の傳に云を見るべし、)○此大山津見神と云より以下は。全古事記を採て記せり。(此傳を此所に記せる由は、第十一段の徵に云るを思ひ合せて曉るべし。)

○第十八段

此段は。全く古事記を採て記せるが中に。悲二思汝一之故來は。神達生坐段第十の一書に。伊弉諾尊。追二至伊弉冉尊所在處一便語之曰。悲レ汝故來とある　悲汝故來を。舊訓に。汝を悲みおもふが故に來つ。と訓るを採りて文を成せり。○已は。第六の一書に。吾已湌泉之竈矣とあり。已を採れり。○さて古訓古事記に。且具とあるを。旦としたるは。記傳に且具をマヅツバラカニと訓て解れしを。追つぎの考に。且を旦の誤なりとて。旦　具　と訓て。古訓本は彫られつるを。已も先つ頃は其によりしかど。後によく思へば具字のある本どもは誤にて。眞福寺元本に具字なく。旦字ばかりなるが善く覺えたり。故これに依て旦と訓つ。そは下文に。甚久とあるにかけあへる言なればなり。○また元書に。於頭者大雷居。於胸者火雷居。於腹者黒雷居。於陰者拆雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。幷八雷神成居。と有を採ずて。八雷公副居矣とかける由は。まづ伊邪那岐命の。夜見國より逃歸たまふ事の傳は神代紀にも二あるを。一の傳は遣二泉津醜女八人一。(一云二泉津日狹女一)追留之云々と有

て。雷神の居りたることも、それに追れまたへる事もなく。またの一書には。伊弉諾尊乃挙一片之火而視之時。伊弉冉尊脹滿太高上有八色雷公。伊弉諾尊驚而走還。是時雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊弉諾尊隱其樹下因。採其實以擲雷者。雷等皆退走矣云々。所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰稚雷。在尻曰黒雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。在陰上曰裂雷と有て此傳には醜女の事なし。故この二の傳をならべて。つら／＼考ふるに。八色雷と云はやがて八人の醜女の事になも有ける。醜女を雷と云むことは。いかゞと思ふも有べけれど。すべて伊加豆知とは。猛く嚴きをば。神をも物をもひろく云る古言なり。そは火神を火雷といひ。山祇神を山雷といひ。武甕槌神を建雷といひ。天押雲命を鳴雷といひ。三諸岳神の大蛇の形なりしを。雷と云るなどを以て曉るべし。（此考、委は古史傳に注せれば、此にはあら／＼云のみなり、）然れば。八色雷とは。彼醜女の。猛く嚴かりし故に稱るなる

を。一傳には八人の醜女と語り傳へ。一傳は八色雷と語り傳たるにて。實は一物にぞ有ける。（そは一傳には、醜女の事のみ有て雷の事なく、一傳には、雷の事のみ有て、醜女の事の無を熟々思ふべし、また古事記に、醜女の追奉れる事あれど、返れる事は八雷神のみなるをも、思ひ合すべし、）然るを古事記の傳は。その二を混にして、醜女と雷とを別にしたる誤の傳なりけり。かくて。その八色雷の名どもゝ。いと／＼信がたく。此は決めて。神代よりの傳ならで。（そは八色とはいへども唯に多くの雷といふことならむを、八色の名の悉くあるも信がたし、）やゝ後に。古傳を心得誤れる世となりて。押當に。雷神の名をくさ／＼拾ひ集めて。語れる傳なるべし。そは古事記に宇士多加禮斗呂々岐弖。於頭者云々。并八雷神成居とあれど。神代紀には、所謂八雷者云々とある所謂の字をよく思ふべし。後の説なること疑なき物ぞ。（また若は、神代紀に本は八雷公の名を記されざりしを、所謂以下は、後人の採入ならむも知べからず、書紀にはをり／＼然る事見えたり、）さて古事記は。その

所謂と語り傳へけむ說を。やがて本文に結たるものとこそおぼゆれ。さて其大雷といふ名は。大雷神の名を採り。火雷は。火神の亦名を採り。若雷は。賀茂大神の名を採り。鳴雷は主水司坐神の名を採り。山雷は。山津見神の亦名を採れるなるべし。）その黒雷。土雷。伏雷。野雷など云るは。すべていとおほつかなき雷名になむ。中にも於陰者。拆雷居。と云るなどは。古人の滑稽に云ることの傳はれるなるべくおぼゆ。（なほ古書どもに、豐雷、堀雷、氷都久雷、氣吹雷、響雷などいふ雷名あるを、そは撫ひ洩したるなり。）師說に凡て雷は。此に見えたる如く。もと伊邪那美大神の大御身に成て。豫母都國より起る物なりと云れしは。實の雷神は。火神の御骸に成坐して。いみじき有功神に坐ことを。思ひ漏されたるにぞ有ける。心を平にして熟思ふべし。（雷神の功のことは、古史傳に委く云へり。）かく考へ定めて。雷の成居たると云說は採らず。然れども。その八雷と云るはやがて醜女にて。それ伊邪那美命に副居けむことは。書紀に。上有二八雷公一と見えたるにて炳ければ。八雷公副居矣と記せり。古事記に成居とあるを採らざる由は。豫母都醜女といへば。本より夜見の物なること炳く。其を伊邪那美命の。御身に成れる物とは云べからねばなり。

〇第十九段

此段。於是と云より豫母都事解之男神と云までは。古事記に。於是伊邪那岐命見畏而。逃還之時。其妹伊邪那美命。言令見辱吾。云々。神達生坐段等六の一書に。時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意。到於不須也凶目汚穢之國矣。（不須也凶目汚穢、此云二伊儺之居梅枳枳多儺枳一。）乃急走歸。于時。伊弉冉尊恨曰。何不レ用二要言一。令吾恥辱云々。（山蔭云、此訓注、古事記と照して思ふに、梅の下に、今一つ之居梅の三字有しが脫たるなり、それなくては、語の調よろしからず、下卷に不須也頗頭凶目杵之國とあり、と言れしは、然ことにも聞ゆれど、元より凶目を之居梅枳にあて、汚穢を枳多儺枳にあてて、書れたりとせむも、語の調あしくも非ず。）第十の一書に。伊弉諾尊。不レ從猶看之。故伊弉冉尊恥

恨之曰。汝已見我情。我復見汝情。時伊奘諾尊亦慙焉。因將出返于時。不直默歸而。盟之曰。族離。又曰不負於族。（不負於族、此云宇我邏磨概耳）乃所唾之神號曰速玉之男。次掃之神號。泉津事解之男。凡二神矣と有を。採り合せて文を成せり。（山蔭に不負於族の文を論ひて、こは訓註古語にて、うがらよまけじと云意なれば、族不負と書べきことなるに、不負於族と有ては、うがらにまけじと訓べくして、意たがへりいかゞと云れつれど、此は文によりて考るに、決めて邏字の下に邇字の脫たるなり、そは古史傳に云を見るべし、さて又曰の曰字は、決めてこの元書には、族離又族邇麻祁自登云而など有けむを、漢文にものすとて、誤りて又字の下に入られしなるべし、又字より以下六字は、族離の異說のごとくもおぼゆれど、なほ然には非じ、）さて山蔭に此文を論ひて。下文の見汝情は聞えたれど。上文に見我情は心得ず。形を見とこそ云べけれ。上に云れたるは。今本どもに。汝已見我情。を我復見汝情と訓る。其意に見られたるなれど委

からず。此は汝已見我情。我復見汝情と訓べき文にて。情を見つとは。彼御情處を見給へる事を恨坐る御言にて。深き由ある傳なるを。古來その訓を誤り來れり。其は古史傳に註せるを見て覺るべし。（古事記に、豐玉毘賣命の御子生の處に、雖恨其伺情とある伺情をも、師はカキマミタマヒシミココロヲと訓れたれど、ナサケヲミタマヒシコトヲと訓べし、此と同じ事なり、なほ第百六十四段に云を見るべし、）また于時不直默歸の六字を論ひて。すべて此一書の文は。拙こと多く。又聞えがたき事どもあり。古傳書にはいかに有けむ。撰者の文を改られたるによりて。其意もかはり。或はあやしく。聞えぬ事になれる事も有と見えたり。と言れつれど。此一書は一書どもの多かる中に。殊に正しく。めでたき傳なるをや。（そは第二十二段の徵にも引て云るを見るべし、）さて于時不直默歸の六字も。本のまゝ有てよろし。○事解之男神の亦名。大事忍男神は師の考によりて。記せり。（記傳五卷見るべし、）○今世と云より。緣也までは。第六の一書に採りて記せり。（記傳に此文

を論ひて、此に後の人の書加たる文と見ゆ、其由は一片之火と云ことは、次に擧たる、又の一書にありて、此上には見えず、上にいまだ其事をもいはで、ゆくりなく、此其縁也と云べき謂なし、と云れつれど、此はふと誤まりて、此一書に記されしならむ、さる例外にもあればなり〕

○第二十段

此段於是と云より。到坐豫母都平坂と云までは。神逵坐段第六一書に。于時伊弉冉尊云々。乃遣泉津醜女八人。（一云泉津日狹女、）追留之故伊弉諾尊。拔劒背揮以逃矣。（背揮此云志理幣提爾布倶、）因投黑鬘。此即化成蒲萄。醜女見而採噉之。噉了則更追。伊弉諾尊。又投湯津投櫛。此即化成筍。醜女亦以拔噉之。噉了則更追。後則。伊弉冉尊亦自來追。是時伊弉諾尊。已到泉津平坂と有を採り。古事記によりて。文を成せり。（此文の到泉津平坂とある下の一云に伊弉諾尊乃向大樹放尿、此即化成巨川、泉津日狹女將渡其水之間、伊弉諾尊已至泉津平坂といふ事あれど、予は信がたく所思る傳なれば採らず、〕○隱坐と云より。事本也と云までは。第九の一書に。道邊有大桃樹。故伊弉諾尊。隱其樹下。因。採其實以。擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也。古事記に。到黃泉比良坂之坂本時取在其坂本桃子三箇待擊者。悉逃返也。爾伊邪那岐命告桃子。汝如助吾。於葦原中國所有宇都志伎青人草之。落苦瀨而患惚時。可助告。賜名號意富加牟豆命と有を採り合せて文を成せり。（但し元書に於葦原中國所有とあるを、たゞに所有と書る由は、葦原中國所有といふ言は、天より此御國を指ていふ言なれば、此國土にての御言には當らざるに、況て此御言は、この御國の人草にかぎりて詔へるならず、そは桃の惡鬼を避る功あることは、諸越の國々も同じければなり〕○患惚時と有を。惚苦之時とかけるは。火遠理命の。火須勢理命をくるしめ給ふ事を云へる處に。惚苦とあるによれり。此かた目易ければなり。○又字より以下は。第六の一書に採れり。

○第二十一段

此段於是と云より。投棄其御杖矣までは。神代

紀に。便以千人所引磐石塞其坂路。與伊弉冉
尊相向而立。遂建絕妻之誓。(絕妻之誓此云許
等度。)○釋紀に引る私記に、古本云古止々多知支、
但先師依古事記也とあり、然れば建は古本に多知
伎と有しを、書紀撰び給ふ時に、建字を塡られしな
り、かくて今本にワタルと訓るは、古事記によれる
由なり。)時伊弉冉尊曰。愛也吾夫君言如此
者。吾當縊殺汝所治國民日將千頭。伊弉諾尊
乃報之曰。愛也吾妹言如此者。吾則當產
日將千五百頭。因曰自是莫過。即投其杖
是謂岐神也と有を採り。古事記に依て文を成せ
るが中に。元書に吾妹言如此者とあるを。愛之
我汝妹命。汝然爲之則とかけるは。古事記に。愛我
那邇妹命。汝爲然則とあるによれり。(上は度言戶
之時と云をうけて、如此言則とあるは、然ること
なれど、下は將絞殺と詔へるをうけたれば、然爲
之則となくては語かけ合ざればなり、)また當產
日將千五百頭と有を。當立千五百產屋とかける
は。師云古事記に千頭とあるは。縊殺と云につきて
の言なり。さる故に產かたには。頭といはず。立五

百產屋とあり。然るに產かたにも。千五百頭と書
れたるはいかゞ。人の數を幾頭といふことやは有べ
き。と云れたるに依れり。また自此莫過と有を自
此以還莫來と書るは。またの一書に。投其杖曰
自此以還雷不敢來とある。以還來字を採れり。其
は久那斗神の名にかなへればなり。但し其一書に。
雷に投たまへるとあれど彼にては。桃實を擊給へれ
ば。御杖は伊邪那美命に投棄給へるなるべし。(山蔭
に、雷に投給へるとあるは、然るべき事なるを、此は
上よりの意つゞかず、また上に以千人所引磐石云
云、とあると同じ意ばへなれば、事重りてくだくだ
し、と云れたれど、雷に投たまへりとするこそ、桃
を擲たまへると重なりてくだ〳〵しけれ、)さて古
事記には。阿波岐原に往坐して祓たまふ處に。於
投棄御杖所成神名。衝立船戶神とあるは。此神
の名にかなはず。道饗祭に。祭給ふにも叶はざれば
誤れる傳なり。(山蔭に、賀茂大人の說を擧て、杖
を投給ふことゝには由なし、古事記によるに、此
は次なる祓の時の事なり、と云れたるまことに然か
り、今思ふに、かの下の一書に、投其杖曰云々の

傳と、祓に御身に著たる物どもを投給へる傳と、一つに混じてこゝには入れるにや、と云れたるはいかがなり。）○是以と云より以下は全く古事記を採れり。

○第二十二段

此段於是と云より。散去矣と云までは。第十九段に引る。神避生坐段第十の一書の連に。及其妹相鬪於泉平坂也。伊弉諾尊曰。始爲族悲及思哀者。（師云、及字はいかゞ、寫し誤れるものかと云れたれどかく訓べし。）是吾之怯矣時。泉守道者白云。有言矣。曰吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則當留此國不可共去。是時菊理媛神亦有白事。伊弉諾尊聞而善之。乃散去矣。と有を採りて記せれば。まづ元書の義を辨ふべし。其は泉守道者曰云有言矣とは。伊弉諾尊へ伊弉冉尊の言ふこと有と。まづ白云せるとの事なり。さて文を改めて。曰と云より以下は。其御言を奉り續て云せる言なり。（然るを山蔭、に此文を論ひて、有言矣曰云々は、たゞかくのみにては、誰言ともわかりがたく、又この言へる言、相鬪と云るに似つかはしからず、と云れしはいかゞなり。）さて吾與汝已生國矣。奈何更求生乎吾則當留此國不可共去は聞えたるまゝなり。但し求生乎を。今本どもに求生乎と訓るは。いみじき非訓なり。此は師の求生乎と訓れたるに從ふべし。（舊事紀に○○○○○○○○○ウマムコトヲモトメンヤと訓るは、いと珍しき訓なりけり。）そは更字は。上文に已生國矣とある己字とかけ合るをもて覺るべし。（すべて此第十の一書は、發端も伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在處、便語之曰云々と有て、始終とほりて、聊も崩御の趣には見えざるを、外の一書ども、また古事記の謬說にのみ目なれ心引れて、ふるくより、此一書をも、其謬目誤心もて見つる故に、かゝる非訓を付來り、世の識者たち、一人も眞の旨を見得たる人の無りしはいかにぞや、此は誰もかたはらの誤れる傳々に心を奪はれ、惑へるが故なり、よしいかに異說の多かるとも、眞の傳は、一つならで、なかるべき謂を思ひ辨へざるは、これまたいかなる心惑ひぞも、）是時菊理媛神亦有申事は。右に云る如く。泉守道者が伊弉冉尊の御言を奉り續て。白たると同時に。同

御言を此媛神も奉り續て。伊弉諾尊に云せるとの事なり。(そは亦字にてしか聞えたり、)されど。此は紛はしく聞ゆる文なれば。前の泉守道者が事と合せて。爾伊邪那美命、詔豫母都道守者及菊理比咩神而。令白曰と文を成せり。(元書には泉守道者と書れたれど、守道は漢文の格なれば、目易く記しつ。)さて上件の事實。いとも〳〵やごとなき事なるを古事記には漏て。一日絞殺千頭。一日立千五百産屋と詔へる御爭の事のみあり。書紀の餘の一書等にも傳へ洩たるを。此一書にのみ傳はりて。散去の事までいと詳なるは。殊に珍重べき一書なりけり。(なほ飽ずまに、此一書の珍重べき由を云ば、伊弉冉尊の崩御坐ざる傳のめでたきは更にもいはず、汝已見我情、我復見汝情云々の事、また族離不負於族の御言、速玉之男神、豫母都事解之男神の成坐る事また此段に記せる事、また次段に採れる粟門及速吸名門を潮太急しとて、橘之小門に往坐る事、また吹生磐石命、吹生大直日神、吹生底土命、吹生大綾津日神、吹生赤土神など此神等を吹生と云ることも珍しく、すべて外の

傳々には、比類なき傳なりけり、)〇故其と云より號道敷大神までは古事記を採れり。〇亦其と云より。云岐神と云ふまでは。神達生坐段第六の一書に。即投其杖是謂岐神。(岐神、此云布那斗能加微。)第九の一書に投其杖云々。是謂岐神。此本號曰來名戸之祖神。(此本號云々を、師は後人の書加たるひがことなり、本號をさし置て、後號を擧べき由なきものをや、と云れつれど今本に、オホチノカミと訓るは非訓にて、實はサヘノカミと云に、假りて書れたるなり、そは漢籍に途の神を道祖と云ふより思ひつかれし事なるべし、和名抄に道祖佐倍乃加美と有にても、祖神と書れたる心は知られたり、本號をさし置て、後の號を擧べき由なしと云れたる、ことわりは然ることなれども、草薙劒の下にも本名天叢雲劒と書れたる例もあり、神名式にも、後の號を擧て、細書に本名云々と記されたるも彼是あるものをや、)古事記に。故於投棄御杖所成坐神名。衝立船戸神。と見えるを合せ採て文を成せり。其中に久那斗神と云名は。道饗祭詞に採れり。)但し書紀の傳は、二つともに、直に其杖を

岐神と謂とあるはいかゞなり、此は古事記に、於御杖所成神とあるぞ正しき、）〇亦於其豫美坂と云より以下は。古事記を採て記せるが中に。亦號八衢比古八衢賣比神と云文は。道饗祭詞に採り。凡三神矣は。書紀の例にならへり。（なほ次段に云を見るべし。）

〇第二十三段

此段。伊邪那岐大神と云より。詔而と云までは。古事記に。伊邪那岐大神詔。吾者到於伊那志許米志許米岐穢國而有祁理。故吾者爲御身之禊而と見え。神達生坐段第六の一書に伊弉諾尊既還乃追悔之曰。吾前到於不須也凶目汚穢之處。（不須也凶目汚穢此云伊儺之居梅枳枳多儺枳。）故當滌去吾身之濁穢とあるを合せ採り。下に引く傳文をも合せ見て文を成せり。〇往見と云より。太急故と云までは。第十の一書に。親見泉國此既不祥。彼欲濯除其穢惡乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急。故向於橘之小門而拂濯也とある。往見より下。故までを採て文を成せり。〇到坐と云より以下は。全く古事記を採れり。其中に於投棄御杖所成神名。衝立船戸神と云文を除ける由は。第二十一段に既にいへり。また於投棄御裳所成神名。時置師神とある文。また次於投棄御褌所成神名道俣神。次於投棄御冠所成神名。飽咋之宇斯能神とあるが中の道俣神次於投棄御冠所成神名の十三字を刪りて。次於投棄御褌所成神名。飽咋之宇斯能神。とつゞけたる由は。第六の一書に。投其帶是謂長道磐神。又投其衣是謂煩神。又投其褌是謂開囓神とあるに従れり。そはまづ裳は女の著る物にこそあれ。男の著る物にはあらず。然れば謬の傳へなること炳し。時置師と云ふ神名も。いかにぞや思ゆる名なり。また伊邪那岐神の御冠と云ことも。決めて有まじき事なり。此は既く記傳にも疑ひおかれたり。（されど其説の中に、書紀には此に御裳と御冠との事のなきは意ありてにや、と云れつれど、意ありてには非じ、元より無りしならむ、さるは古事記に御褌に成る神を、道俣神といひ、御冠に成れる神を飽咋之宇斯能神とあれど、神代紀に、御褌に成れる神を、開囓神とあるは、御冠に成れると有

よりは、名義もたしかに聞ゆ、）さて御褌に所成神名、道俣神といふを。記傳に道饗祝辭にいはゆる八衢比古八衢比賣は。此神なるべしと云れたれど。そは彼詞に。大八衢爾。湯津磐石之如久塞坐而八衢比古八衢比賣。久那斗止御名者申氏、辭竟奉久波、根國底國與利麁備疎備來物爾、相率相口會事無氏、下行者下乎守理。上往者上乎守理云々とあれば。八衢比古八衢比賣と云は。かの豫美戸に塞坐す。道返之大神なること疑なく、久那斗神と同じく祭たまふと熟思ふべし。此神は道返之大神を豫美津戸に引塞たまへるとき、此より勿來と詔ひて投給へる、御杖に成坐る神なるをや（古事記に、船戸神をも、此の御禊の時に、御杖を棄て、其に成坐るとある傳の非なる由もこの祝詞にて論ひなし、）道饗祭に。此神たちを祭給ふことは。其成坐る時の因縁による事なるに。古事記の傳は。是に符はざる故に非也とは云なり。然れば。古事記にいはゆる道俣神は。この八衢比古八衢比賣、久那斗神の。大衢に塞坐して守給ふより。三神をすべて。衢神と申せるが混亂て。別に道俣神と云神の成れる由に、かたり傳たるなること疑なきものなり。（なほ古史傳に委く注せるを見るべし、）また神代紀に。開囓神の次に又投ニ其履一。是謂ニ千敷神一とあるは。伊邪那美命を。道敷大神と申す御名の紛たるなり。古事記に此神のなきぞ正しき。○さて元書に。十二神とあるが中に。船戸神は前の段に記し。時置師神と道俣神とを除ける故に。九柱神と記せり。

○第二十四段

此段。於是と云より。伊豆能賣神と云までは。古事記に。於是詔ニ之上瀬者瀬速下瀬者瀬弱一而。初於ニ中瀬一墮迦豆伎而滌時所成坐神名。八十禍津日神、次大禍津日神。此二神者。所ニ到其穢繁國一之時、因ニ汚垢一而所成之神者也。次爲レ直ニ其禍一而。所成神名。神直毘神。次大直毘神。次伊豆能賣神。（並三神也）と見え。神逹生坐段第六の一書に。乃興ニ言一曰上瀬是太疾下瀬是太弱一。便濯ニ之中瀬一也。因以生神號曰ニ八十枉津日神一。次大枉津日神、次將レ矯ニ其枉一而。生神號曰ニ神直日神一。次大直日神。（信友云、次大枉津日神の六字、今本に脱たるを、山城國乙訓郡

向神社の、庫中所藏の古本にありし由、社司六人部某の筆記に見えたりといへり、今それに依て補へり。）と有を合せ採て記せるが中に、元書に所成坐神名とあるを。吹二生大禍津日神一。吹二生大直毘神一。とかけるは。第十の一書に吹二生大直日神一吹二生大綾津日神一など有によれり。さまはたゞ所成坐と云は。何處より。いか狀に成坐ると云こと詳ならぬを。吹生と云るかた詳にて。彼穢を祓はむと所念し凝して。生ませる趣にて聞え。爲レ直二其禍一而とあるにも熟符へればなり。（さるは爲レ直二其禍一而所成坐と云ときは、直日神の、其禍を直さむとして、自成坐る事となりて伊邪那岐命の其禍を直さむと所念したる事とはならず、吹生と云ときは、爲レ直二其禍一而は、伊邪那岐命に係り、然のみならず、父神のしか所念し凝して生坐るなれば、その阿禮坐る直日神も、やがて父神の大御心を御心として、成坐ることにも活きて聞ゆるなり、よく〳〵此旨を思ひ辨ふべきものなり、）さて古事記も書紀も。禍津日神直日神共に。二柱づゝ成坐るとあれど。此はまたの一書に。吹二生大直日神一吹二生大綾津日神一とあるによりて。一柱づゝと定め。（そは次段に云如く、大綾津日神と申すは、やがて枉津日神なるに、かく一柱づゝなればなり、）八十禍津日神といひ。神直毘神と云をば。亦云す御名と定めつ。○さて古事記の此二神者云々といふ文を。師は因字を所到の上に在る意に見て。此二神者。所二到穢繁國一之時因二汚垢一而。所之神者也と訓て。禍津日神を。汚垢に因て成り坐る故に。惡神なる由に解れしはいかゞなり。（最初に如二葦牙一因二萠騰之物一而成神と書れたる類の文例も多ければ、字の置どころに拘はるまじき事もあれど、此は其文例と異なり、深く思をひそめて考ふべし、）此は所二到其穢繁國一之時。因二汚垢一而。所成之神者也。と訓べき文にて。汚垢を祓はむと所念して。成し坐る由なる事。吹生ともあるにて心得べし。（成り坐ると云ときは、其成坐る神に係り、成し坐ると云ときは、其成し坐る神に係りて、自他の差別あることを熟々思ふべし、）○速秋津日神と云名は。第六の一書に。水門神號二速秋津日神一とあり。（されど二柱神既に大八洲國を生給へる後、伊弉冉尊の避給はぬ以前に、二神して生給へるとある

は例の誤なり。）此を伊豆能賣神の亦名といふ事は。師の考なり。（記傳五卷見るべし。）○次洗と云より。速佐須良比賣神と云までは。御鎭座傳記によりて記せり。（委くは第二十七段の徵に云を見べし。）

○第二十五段

此段於是と云より亦云磐土命と云までは。古事記に伊豆能賣神の次に次於水底滌時。所成神名。底津綿津見神。次底筒之男命。於中滌時。所成神名。中津綿津見神。次中筒之男命。於水上滌時。所成神名。上津綿津見神。次上筒之男命。とあるを本に採り。神達生坐段第六の一書に。前段に引る文の聯に。沈濯於海底。因以生神號。曰底津少童命次底筒男命。又潛濯於潮中。因以生神號曰中津少童命次中筒男命。又浮濯於潮上。因以生神號曰表津少童命次表筒男命。凡有九神矣。（少童此云和多都美。）○和多都美を、少童と書れし事の非なる由は、師翁既に辨られたり。）第十一書に吹生磐土命云々。吹生底土命云々。吹生赤土命と有を合せ採て文を成せり。其中に石土毘古神。石巢比賣神と云名は。古事記に。既生國竟更生神の處に出たるを採て記せり。（そは師說に、上筒之男命の亦稱の紛亂たるなり、と云れたるは、信にさる說なるに依てなり。）○故と云より。阿曇犬養等之祖也。と云までは。古事記に。此三柱綿津見神者。阿曇連等之祖神以伊都久神也。故阿曇連等者。其綿津見神之子。宇都志日金拆命之子孫也。と有を本に採り。筑紫志加大神と云ことは。神名式と舊事紀により。元書には。たゞ綿書見神とあるを。大字を冠たる由は。古事記に。既生國竟更生神とある處に。生海神名大綿津見神とあり此は。記傳にもかつぐ辨られたるごとく。此なる三柱の和多都美神を。紛たる事論なし。なほ云ば。姓氏錄阿曇犬養の條に。海神大和多罪神と有。此は元書にいはゆる阿曇連の複姓にて出自は一なるに。かく大和多罪神と云へり。さて豐玉毘古命と云を亦名と記し。穗高見命と云を。日金拆命の亦名と記し。亦子云々と記せるなどは。姓氏錄によれり。（そは古史傳に、注せるを見るべし、）○其底筒之男命と云より以下は。古事記を採て記せるが中に。津守連之齋祠。といふ文

は舊事記に依て紀せり。

○第二十六段

此段は神達生坐段第六の一書に。然後洗左眼。因以生神號曰天照大神。復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。凡三神矣とある。月讀命より以上を採て。文を成せるが中に。撞賢木云々と申す御名を。最初に擧たるは。御親御名告坐る大御名なればなり。（書紀の神功皇后卷見るべし）さて書紀には。いづこも天照大神とのみ書れたれど。古事記によりて成文にはいづこも天照大御神と記し奉れり。天照坐皇大御神とも申せること。後の祝詞宣命などに。多く見えたれば擧つ。天照大日孁命と申す御名は。神達生坐段正書中の一書に見ゆ。天照大日孁貴命と申す御名は。書紀に命字なきを今補へたる由は。まづ山陵に此御名は賀茂大人の疑はれたる如く。實に疑はし。そはまづ神武天皇紀には。大日孁尊と有て。こゝと前後たがへることいかゞ。なほ一書にも大日孁尊。萬葉集にも天照日女之命と有て。其外にもみな比流賣乃命とこそあれ此御名を牟智と申せることは。此より外に見えたることなし。もし牟智ならば。大穴牟遲の名の例の如く。大比屢武智とこそ申すべけれ。咩能武智といふべきもいかゞ。一書に道主貴と申すがある。彼御名も疑はし。（今云、此御名の事は、篤胤別に考あり、第六十四段の傳に云るを見るべし）さて又此御名に。尊とも神ともなきはいかにぞや。貴と申す御名には。尊神など申さぬ例かとも思へど。大己貴命と申すもあるをや。と云れしは信に然る説にて。此は決めて尊を脱せるなり。故今類聚國史の一本に。尊字あるに從へり。さてまた舊き訓註に。大日孁貴。此云於保比屢咩能武智とあれども。師説に咩能武智といふつゞきもいかゞと云れしに依て考るに。此は尊てふ言を脱せるより。貴と尊と同じ趣に取なさむとして。能字は後人の書加たるなるべし。書紀の訓注に。をり〳〵然るさかしら有り。そを一二いはゞ。大己貴命の御名の下に。大己貴此云於褒婀娜武智とある婀は。大穴牟遲とも書るを見て。さかしらに加たるなり。（古語拾遺に大己貴神古語於保那牟智と有を思ふべし、）また正勝山祇の下に。正勝此云麻沙柯兎とあるなども。

古事記に。正鹿と書ることをも知らずてのさかしらなり。(さてこそ、二の活本、又一古本、江家本などに鹿字なし、)此類なほあれば。此の能も古語の狀をしらぬ後人のわざなること疑ひなきものなり。故この成文には。於富比流賣牟遲能命と訓奉りつ。さて豐日孁命と申す御名は。鎭魂祭の歌にとりて記しつ。○月夜見命をまた月弓命とも申せることは。書紀正書に。生月神とある處に。一書云月弓尊。月夜見尊と有を採れり。○さて日神月神の生坐る傳は。古事記も此所に採れる一書と異ることなく。此ぞ師說の如く。正說に聞ゆるをまづ書紀正書に。伊弉諾尊。伊弉冉尊共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主者歟。於是共生日神。號大日孁貴命。此子光華明彩。照徹於六合之內。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠故。以天柱。擧於天上也。次生月神。其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天云々とあり。これに何不生天下之主者歟とあるを。山蔭に論ひて。そも／＼日神月神は。豫美國の汚穢を。滌ぎ清め給へるによりて生坐ること。古事記また一書の如くにて。これ道のむねとある事なるに。その正しき傳說をば採らずして。かく異さまなる說をしも。本文に爲給へるはいかにぞや。思ふにかの豫美國段。また此神たちの。御禊に生坐る事のさまなどの。漢籍ざまにうときを嫌ひて。撰者の新意をもて。かくは記し給へるにもや有らむ。また授以天上之事といふ文あまり漢めき過たりいかゞ。一書に可以治高天原也とあるぞ正しきと言れしは信に然る言なり。(されど、此中に採べき事もあり、そは第二十九段に採て彼所の徵に云を見るべし、)またの一書に。伊弉諾尊曰。吾欲生御宙之珍子。乃以左手持白銅鏡。則。有化出之神。是謂大日孁尊。右手持白銅鏡。則。有化生之神。是謂月弓尊云々。これまたいと異なる傳なり。其は鏡は。日神の天石窟に幽居まし丶時に。八意思兼神の思慮にて。始めて作らしめたる物なるをや。(なほ山蔭にも論はれたるを見るべし、)○さて須佐之男命と云を。月夜見命の亦名と爲たる

ことは。記傳に其端を考へ起されて後に。服部中庸三大考を著して。其を委しくせるを。予なほ深く考へて。定めたる事なり。そは彼書に。古事記に月讀尊に汝尊所知夜之食國と詔ひ。建速須佐之男命には。汝尊者所知海原矣。と見えたる事を論ひて。夜食國は。中庸思ふに即泉國のことなり。泉は根國底國とも云て。大地の下の方に在り。さてその泉は即これ月にして。月讀命の所知看國なり。（されば月讀尊は月には非ず、月の中に坐ます神なること、天照大御神の日の中に坐ますとおなじ、）如此云故は。まづ夜食國と云を。たゞ月は夜を照し給ふ事とのみ見ては。食國といふにかなはず。かならず別にその國なくは有べからず。（篤胤云、こは記傳の説をもどきていへる説なり、さるを師も諾はれたり、そは販に此説を稱てかくてこそ夜之食國も、いぶかしきくまなくはあからひぬれ、と云れたるにて知べし、然るに此説をねだみ惡ふ徒、中庸をのみ否しめ云は心得ず、）黄泉國は夜の國にて。其國をしろし看す神なるが故に。月讀命とは申なり。（國名の黄泉と御名の讀と同きを思ふべし、豫美とは、月は夜見ゆる故の名なるべし、）或人問けらく。夜食國を月のことなりといふはさもあるべし。然れども。これを根國泉國と一にいふは心得ず。根國は須佐之男命の逐はれて罷坐る國なり。月讀命のしろしめす國には非ずいかゞ。答ふまづ伊邪那美命は泉國に坐ますを。須佐之男命の。妣國根之堅洲國と詔へれば、泉と根國と一なることは論なし。かくてその根國すなはち夜食國なる由は。まづ師の古事記傳に。月讀命と須佐之男命とは。一神かと思はるゝこと多しとて。その由を擧られたる。中庸さら〳〵是を思ふに。書紀に月讀命者。可以治滄海原潮之八百重也。と見えたるに。古事記及び書紀の一書には。須佐之男命に。滄海原を所知べしとあり。これ須佐之男命と申すは。月讀命の亦御名にて。信に一神なるべし。また書紀の傳を考へ見るに。何れの傳にも。須佐之男命の惡行を擧たるに。かの保食神の一書にのみは。須佐之男命の事はなくて。月讀命の惡行を擧たる。その事即古事記にては。須佐之男命の事なる。これら全く一神とこそ聞ゆれ。さて月讀の讀と黄泉と名同く。夜食國に由あり。思ひ合せてさとる

べし。さればもと須佐之男命と申すは。月讀命の一名なるが。まぎれて別神の如く傳りたるから。御事依のことも何も。彼と此と二になりたるにて。書紀に月神可以配日治。彼亦送之于天などあるは。月日の旋轉る世になりて後にその見るところによりて云る傳なるべし。月讀命須佐之男命を。一神として見るときは。その本の紛いちじるく。何事も明にして。夜食國といふは。すなはち夜見國根國なることと疑なきものなり。と云るは信に然る説なり。故また此説を本として。考へたる予が説は。次段また第二十九段。第三十段の徴に云を見るべし。○上件云々は。全く古事記によりて記せり。そが中に元書に十四柱神とあるを。十二柱神とせるは。八十禍津日神。神直毘神を。亦名としつればなり。○さて長寛勘文に。初天地本紀云。伊謝那支命。娶惠乃女命。生大夜乃女命。次足夜乃女命。次若夜女命三神。（此大夜之女命、熊野大御神后坐、）陸上立時。身體左肩忍奈豆流時。成出來神名。加已川比古命。又右肩忍奈豆流時。成出來神名。熊野大御神加夫里支。名久志彌居怒命。自髻中成出來神名。須佐之平命三柱太玉等是也。此時金國之八熊野波比。降來伊豆毛國。致熊野村。宮柱太知奉而。加夫里支熊野大御神。地祇神皇又御兒后大夜女命。小狹村宮柱太知奉而靜坐大御神三是也とあり。（釋紀八卷にも此書を引り、）此はいと異なる傳にて。何事とも解がたきを後の人よく考へてよ。

○第二十七段

此段。禍津日神の亦名に大綾津日神と云を擧たるは。神代紀に據り。大屋毘古神といふ名は。古事記に。既生國竟更生神。とある處に紛れいで。瀨織津比賣神と申す名は。大祓詞また倭姫命世記に見え。直毘神の亦名を。大戸日別神。天之吹男神。風木津別之忍男神。と申すことは。古事記に。既生國竟更生神とある處に紛れいで。伊吹戸主神と申す名は。大祓詞また倭姫命世記に見え。伊豆能賣神。（亦名速秋津日神、）を速秋津日子神。速秋津比賣神。と二柱に申せることは。此も古事記に既生國竟更生神とある處に紛れ出たり。（此は共に、師の委き考ありて、記傳五卷六卷、また大祓詞後釋に辨へられたり。）○さて禍津日神を天照大御神之荒御

魂也と記し。大直日神を。天照大御神之和御魂也と記せるは。世記に。荒祭宮一座。皇大神荒魂也。伊邪那岐大神所生神。名八十枉津日神一名瀬織津日咩神是也。また多賀宮一座。豐受神荒魂也。（豐より下六字を、皇大神和魂也の六字に作て見るべし、其由下に云を見よ。）伊邪那岐大神所生神。名伊吹戸主神。亦名神直日大直日神是也。と見えたるを。師も古傳の存れるなりとて。記傳また大祓詞後釋に引用られたるは。信に然る事なり。但し高宮を豐受神荒魂とあるを。師は。いかなる由にか知らず。と云れたれど。此は熟考るに。外宮延暦儀式。皇大神また神祇式にも。かくあれど。元は決めて。皇大神和魂也と有しを。書改たる物と所思たり。さるは多賀宮も。いと古は。荒祭宮と共に。内宮に屬給ひて。攝神と申しゝ宮なり。そはまづ世記に。垂仁天皇の御世に。内宮鎭座の事を記せる處に。天照大神。並荒魂宮。和魂宮止奉鎭也。と見えたるを思ふべし。この和魂宮と云るは。即多賀宮を申せり。（寶基本記に、荒祭宮、高宮者、所謂荒魂宮和魂宮是也、ともあり、）かくて雄略天皇の御世に。

豐受大神を。今の外宮の地に遷奉らせるとき。日大御神の御託宣に依て。多賀宮をば。豐受大神に傍奉られしなり。其は世記に。外宮鎭座の事を云る處に。皇大神第一攝神。和魂多賀宮乎波。豐受大神仁奉副從給者也と見え。御鎭座傳記にも。同時の事を記して。多賀宮則伊吹戸主神。天照大神第一攝神也。依神誨。奉傍止由氣宮也とあり。（御鎭座本記にも、依天照大神御託宣、第一攝神多賀宮、奉傍止由氣宮也と見ゆ、）大御神の和御魂と坐て、第一の攝神と坐ます神を、放ち奉りて、豐受大神に傍奉れること、いかにも大御神の御託宣によりては、得爲まじき事なれば、この傳說ぞことに然るべし。）かゝれば、書等に。多賀宮を豐受大神荒魂とあるは。何れも後に書改たるなること。疑なきものぞ。（二十二社本緣に、神直日、大直日乃神登申波、天照大神乃荒魂也といへる、荒魂は非なれど、天照大神のと云るは然ることなり、）かの所謂五部書どもは。近頃。人のよく辨へたる如く。外宮に坐す豐受大御神を。國常立尊に坐まし。此はやがて天之御中主神ぞと僞說して。其證にせむと書加た

る。妄説どもの多かれども。彼第十一段の徵に引る世記の文に。豐受大神一座。元丹波國與謝郡。比沼山頂麻奈井原坐。御膳津神。亦名倉稻魂命是也と見え。多賀宮の御事をば。五部書ともに。豐受大神荒魂と書改たるに。たま／＼上に引る如き明文どもを改め洩して。其餘の僞言を顯せるは。然すがに神の坐す世は。いと辱くぞおぼゆる。（また此によりて思へば、外宮儀式、神祇式などにも、高宮を豐受大神の荒魂とあるは、五部書どもによりて、後人の改めたるものとぞおぼゆる。）かく考へ定めて、禍津日神を。天照大御神之荒御魂也と記し。直日神を天照大御神之和御魂也とは記せるなり。なほ古史傳に委く云るを見るべし。〇此者水戸神也は。古事記と書紀とに依れり。〇次と云より座神也までは。御鎭座傳記に。多賀宮一座とある下に。伊弉諾尊。到ニ筑紫日向小戸橘之檍原一而祓除之時。洗ニ左眼一因以生神。荒祭宮是也。復洗ニ右眼一因以生神。多賀宮是也。亦洗レ鼻因以生神。號ニ速佐須良比賣神一與ニ素盞嗚尊一合レ力坐給也。（此は御鎭座次第記にも見えたるを、數本を校合せ、そが中に、例の高宮を豐受神の荒魂といひ、日天子月天子などいへる類の、妄言を除きて引るなり、さて又この文の狀、神代紀に往ニ至筑紫日向小戸橘之檍原而、祓除焉云々、洗ニ左眼一因以生神號曰ニ天照大神一復洗ニ右眼一因以生神號曰ニ月讀尊一復洗レ鼻因以生神號曰ニ素盞嗚尊一とある文に同じきは、彼紀いできて後に文を成せる書は、必ず彼紀の文法を學びて、記せるものなればなり、そは與ニ素盞嗚尊一合レ力坐給也と云文は、彼紀に學ぶべき文なき故に、元書のまゝなりしと見えて彼紀の文に似ざるをもて辨ふべし、）とある。亦洗レ鼻と云ふより以下の傳を採て。上第二十四段と。此段とに別ちて。二十四段には次洗ニ給御鼻一之時成坐之神名。速佐須良比賣神と記し。此段には。次速佐須良比賣神者。與ニ速須佐之男命一合レ力而座神也と文を成せり。但し右の傳の中に。荒祭宮神多賀宮神を。左右の御眼より生坐るとあるは。日大御神の本御體の御目より生れ坐る傳を。分魂の事に紛らしたるなり。されど荒魂和魂（すなはち荒祭宮多賀宮を申せり）の生坐る後に。御鼻を洗ひて。速佐須良

比賣神の生坐し。須佐之男命と力を合せて坐給とあるは。實の旨に符ひて。決あて後人の言出まじき説にて。古事記書紀なる傳への謬をさへに正し明らむべき。いとも妙なる傳なりかし。其は大祓詞に。速川瀬爾坐。瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武如此持出往波。云々鹽乃八百會爾坐須速開津比咩止云神。持可々呑氐牟。如此可々呑氐波氣吹戸坐須。氣吹戸主止云神。云々氣吹放氐牟。如此氣吹放氐波。根國底之國爾坐。速佐須良比咩止云神。持佐須良比失比氐牟とある。瀬織津比氏。(すなはち禍津日神なり、)速開津比咩。(すなはち伊豆能賣神なり、)氣吹戸主。(すなはち直日神なり、)共に此御禊の時に生坐る神等にて。罪汚を祓給ふ功の。よく此の傳へに符るを。速須佐良比咩ばかりは。古事記書紀ともに。此の傳へになき神なるは。傳へ漏たること疑なきものなり。かくて二典ともに。天照大御神の生坐して後に。御鼻を洗ひ給ふ時に。速須佐之男命の生坐ると傳へたれど。此は實の旨に符ざる誤の傳へなりかし。さるは。鼻は萬の汚惡の先入る所の。汚濁の出る所なるに。御鼻より受たまへる汚濁を。いまだ去給はぬ前に。大御

神の生坐るとしては。御親撞賢木伊豆之御魂と。御名告ませるに符はずなむ。(そは伊豆之御魂とは、清まり極たまへる由の御名なればなり、)然れば古事記書紀に。御鼻を洗給ふ時に。速須佐之男命の生坐ると傳へたるは。速佐須良比賣神の生坐る傳を。誤れるなること炳く。其正しき傳の。御鎭座傳記に存れるは。いとも尊く歡ばしく。此よなき賜物になむ有ける。(あはれ、この御鎭座傳記を著せりし人は何人ならむ、いかに枉神に牽られけむ、無上至尊き天照大御神に次ては、いとも／＼やごとなき、豊受大御神を國常立尊に爲欲く思ふ心より、種々の妄説どもを記したるが、然すがに古き世の態なりしかば、古書を多く採つと見えて天祝詞、古事記書紀に漏たる事實のやごとなき事も、多く撫ひ記せる中にこの速佐須良比賣神の傳へを、採記し殘し傳たる功は、古學のいみじき助となりて、二典の誤をさへに、此傳によりて、正し明めらるゝ事は、種々の妄説記せる罪はあれども、此功にくらべては、然しも大き罪とも有まじく、贖ふべく〳〵ぞ所思る、)〇上件と云より。祓戸神等也と云までは。大祓詞の趣と。

御鎮座傳記に。荒祭宮の下に。祓戸神。瀨織津比賣神是也といひ。多賀宮の下に。伊吹戸主神。祓戸神也。など有によりて記せり。

○第二十八段

此段は全く古事記を採て記せり。水戸神の年坐る神等なれはそ。第十段の徵見るべし。

○第二十九段

此段。此時と云より詔矣と云までは。古事記に。此時伊邪那岐命大歡喜。詔吾者生生子而。於生終得三貴子と有を採れるが中に。三を二と作たるは。月讀命と須佐之男命と。一柱となればなり。○爾其と云より。詔而。までは。二十六段の徵に引る。書紀正書中に。生日神云々。此子光華明彩。照徹於六合之內。故喜曰。吾息雖多。未有如此靈異之兒。不宜久留此國。とあるを採て。文を成せり其が中に。質性といふことは第一の一書に。大日孁命。及月弓尊。並是質性明麗。とある質性字を採て加たるなり。また元書に六合之內とあるを。天地とかけるは。師のアメツチと訓れたるに依れり。○即と云より。御倉板擧之神と云までは。古事記に即。其御頸珠之玉緒。母由良爾取由良迦志而。賜天照大御神而。詔之。汝命者。所知高天原矣。事依而賜也。故其御頸珠名謂御倉板擧之神とあるを採れるが中に。母由良爾とあるを。玲々然と記る由は。古史傳に註るを見よ。○是時と云より擧奉天上矣までは。上に引る書紀正書に。是時天地相去。未遠。故。以天柱擧於天上也と有を採れり。(山陰に云、是時天地云々の八字を或說に後人のしわざなりと云へるは中々にわろし)○故天照大御神。隨其依賜之命而知有高天原矣とかけるは。古事記に三柱神に御事依し事ありて。其次に故各隨依賜之命。所知看之中。速須佐之男命。不知所命之國而。といふ文あり。これに各とあるは。天照大御神と月讀命とを申せるにて。其は上にこの二柱に。所知高天原。所知夜之食國と御依しあるに對へて。其二柱は各その御依しのまに〳〵。其國々を治知すが中に。須佐之男命のみは。その命給へる國を治さずと云の義なるを。上にも下にも云ごとく。月讀命須佐之男命同神なれば。此を一神とする時は。御命

のまに〳〵知看せるは。大御神のみに坐せば。各と云べき由なき故に。かくは記せり。○次と云より。事依給矣までは。古事記に。次詔建速須佐之男命汝命者。所知海原矣事依也と有を採り。其御依しの御言は。神達生坐段第六の一書に。月讀尊者。可以治滄海潮之八百重也。と有を採て文を成せり。但し。此は月讀命に依給へる御言なるを。須佐之男命に採成たるは。いかにぞやと云も有べけれど。前に擧たる中庸說の如く。月讀命と申は。須佐之男命の。後に豫美國に往坐て。彼國を所知看せるより。申せる御名の紛れて。二神のごと言傳たるなれば。右の一書に。月讀命者云々とあるは。古事記に。須佐之男命に。所知海原。と依給へるとあると。一傳なるが。御名の異れるのみなり。故その委きに就てかくは記せり。さて又。可治滄海原と有につけても。月讀命須佐之男命同神なる由を殊に正しく知べき由あり。そはまづ青海原と云は。此國土をおしなべていふ古言にて。天照大御神は高天原。須佐之男命は。青海原と相對へて。天と地とを依別たまへるなり。然るを漸々にさる古意を失ひもて來て。海と青海原とを混に云ことくなりて。誰も今まで。然は思はざりしなり。(既く祝詞の文にすら此誤あり。)さて此國土を弘くさして宇那婆羅と云る證は。神代紀正書に。伊奘諾尊。伊奘冉尊。立於天浮橋之上而云々。以天之瓊矛指下而探之是獲滄溟其矛鋒滴之潮。凝成島。名之曰磤馭盧島と見え。また一書に。天神謂伊奘諾尊。伊奘冉尊曰云々。二神立於天上浮橋投矛求地因。畫滄海而引擧之。即戈鋒垂落之潮。結而爲島。名曰磤馭盧島とある。この滄溟滄海など有をよく思ふべし。此は彼浮雲の根係る所なきが如くして漂へる一物をいひ。そは即この國土の稚くて。國と海といまだ分らぬほどを云るなり。(さるはこの二傳ともに、古事記と同じ趣にて、彼記に、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時云々、天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積爲島、是淤

能碁呂島、と有に思ひ合せて曉るべし、）かゝれば須佐之男命に所レ知二海原一と詔へるは。此の國土を悉知看せ。と詔へるなること炳然ものぞ。此御依しの御言に海原とあるを。後に海をいふ海原と見てば。彼此うち合ず。解がたき事の多かるを。この古義を得て見る時は。其いぶかしき隈々も。春の氷と釋なまし。殊に海をば。大綿津見神の既に所知看を。須佐之男命は。更に何處をか所知看べき。またかく見る時は。須佐之男命に依し給へる御詔は。古事記の傳。神代紀なる四傳ともに。一意に歸るも。いと奇しき事ぞかし。さるは古事記に。不レ知二所レ命之國一而。とある國は。命給へる此國土を治さずとの事。（こゝに國と云るを、二柱神の生坐る、大八島の事と見たらむも、すべての國土に係れる、御言なる義はたがはず、）また伊邪那岐命の御詔に。何由。汝不レ治二所事依國一而。哭伊佐知流と詔へるは。何とかも。汝は吾が依せる此國土をば治さずて。名ぞと詔へるとの事。また大怒詔然者汝不レ可レ住二此國一。とあるは。其依し給へる國土をば治さず。その底なる穢繁國に住むと詔ひ。伊邪那岐命の依し給へる。大御心に背たまへる故に。いたく怒坐して。然らば汝は此國土には勿住そ。と詔へるの事なり。（さるを記傳に、海原を海の事と見て、云れし說どもあれど、悉よろしからず、）また神代紀正書に。御依のことは無れども。此神有二勇悍一云々國内人民。多以夭折云々父母二神勅汝甚無道不レ可レ君二臨宇宙一とある。（此文を見れば、かねて宇宙を知らせと御依は有しと聞ゆ、よく文意を考へて知べし、）この宇宙と云は。やがて青海原潮之八百重と云に義異ならず。國土全をいへり。また一書に。（これも御依の事はなけれど、）此神性惡好哭恚云々。故其父母勅曰假使汝治二此國一必多レ所二殘傷一とある。これも右と同じ趣にて。此國とは。上に云る如く。此國土と云に同く。（また青海原潮之八百重と云にも心たがはず、）また一書に素盞嗚尊者。可レ治二天下一也云々雖レ然不レ治二天下一。常啼泣とある。この天下やがて海原と云に同きこと。上に云ると合せ考ふべし。また一書には。素盞嗚尊者。可三以御二滄海原一也。とあればさらなり。然れば元の傳はみな可レ治二青海原一と依たまへると有けむを。そは漢

文に宇宙。また天下といふに同じ義なる故に。かくは記れしなるべし。また漢籍にも。統御四海といふ語あり。治青海原潮之八百重といふによく似たる言なり。御四海とはいへど。海を御といふ事ならぬを思ひ合せて。治海原てふ言の義を辨へ。月讀命素盞嗚命。同神に坐す事をも。思ひ定むべし。上件の說ども、海原と云は、神代に、國土をすべて云る古言ぞといふの徵說を擧たるのみなり、その青海原潮之八百重といふ言の意は、古史傳に委く注せるを見よ、此は吾が考說ながら、末いと大きになる考なりかし）○爾と云より以下は。神達生坐段正書に。生月神其光彩亞日と有を採て文を成せり。そは月神やがて須佐之男命なればなり。但し元書に日とのみ云るは。月日の旋る後世の心をもて省き云る文なれど。實には日神と申す意なりそは上には月神といひ。下には日といへるにて知べし。例をいはゞ。一書に日神月神既生と云べきを。日月既生。次生蛭兒とあるが如し。（然るを同じ學の徒にも、此等の文を據として、直に日月を生給へるなりといひ、日を直に天照大御神とし、月をやがて月讀命と心得、人にもしか信ひてよと、强むとする人もあるは、生海生川と有を其如に信ふごとき惑にて、日神月神とあるを得見つけざる誤にぞ有ける、なほ此事は、三大考辨々より次々、人と論へる書等に云るを見て辨ふべし）

○第三十段

此段は古事記に。速須佐之男命。不知所命之國而。（知眞福寺元本には、治とあり）八拳須至于心前。啼伊佐知伎也。其泣狀者。青山如枯山泣枯。河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅皆滿。萬物之妖悉發。（滿眞福寺元本に滿と作り）故伊邪那岐大御神。詔速須佐之男命。何由以。汝不治所事依之國而。哭伊佐知流。爾答白。僕者欲罷妣國根之堅洲國。故哭。（眞福寺元本に僕を僕と作り下皆同じ、また洲字州とあり）爾伊邪那岐大御神大忿怒。詔然者汝不可住此國。乃神夜良比爾夜良比賜也。云々故於是速須佐之男命。言然者請天照大御神將罷。乃參上天とあるを採て記せるが中に。恚は神達生坐段第二の一書に。此神常好哭恚とあるを採り。亦勇

悍安忍而。人草多夭折矣は。同段正書に此神有ニ勇悍以安忍一云々國内人民多以夭折。とあるを採り。汝治ニ此國ー則。殘傷多焉任情所ニ知夜之食國ーは。第二の一書に。假使汝治ニ此國ー。必多レ所ニ殘傷ー。第六の一書に。伊弉諾尊惡レ之曰。可ニ以任情行ー矣。同段正書に。遠適ニ之根國ー。など有を採り合せて文を成しつ。（但し適ニ之根國ーと有を、所ニ知夜之食國ーと作たるは、根國やがて夜之食國なる由は、第二十六段の徴に云る如くなるを、可惜古言を記し漏さむことの口をしければぞ、）伊邪那岐命勅許矣は。御誓段正書に。素盞嗚尊の請を伊弉諾尊の聞食せる事を記して。勅許之。乃昇ニ詣之於天ー也とある。勅許を採て文を成せり。〇さて元書に是以惡神之音。如ニ狹蠅ー皆滿。萬物之妖悉發とあると。乃神夜良比爾夜良比賜也。とある文とを。此に採らざることは。師説に。此は天石窟戸段の事の紛るべき由云れたるに從れり。（また妣字を母に替たるは、漢國にて、死亡たる母をいふ、字を、伊邪那美命の御上に書むことは、忌忌しければなり。）〇さて元書に欲レ罷とあるを。三大考に論ひて。須佐之男命の啼泣たまふことを。伊邪那岐命の問たまへる御答に。僕者欲レ罷ニ妣國根之堅洲國ー故哭とある。欲レ罷とは。妣國に罷らむことを。願欲し給ふ如く聞ゆれど然らず。欲字は將の意にて罷らむとすと云るにて。穢き泉國に罷らむことの哀さに。愁哭たまふ由なり。然れば始より此神は。泉國を所知せと任し給へるにて。これ即月讀命に。夜食國を任給ふと一なり。書紀に。素盞嗚尊是性好ニ殘害ー。故令ニ下治ニ根國ー。また故汝可ニ以馭極遠之根國ーなどある。これら初より根國を任し給へる趣なると。思ひ合せて悟るべし。と云れども。此は中庸いまだ海原と云は。此國土をすべいふ言なる由を思ひ得ず。（そは彼書、第十圖の説の終に、記に須佐之男命に所知せとある海原、また書紀に、滄海原潮之八百重とあるは、即泉國をいへるにもあらむか、と云るを思ふべし、）はた須佐之男命は。その御心と。御母の坐す根國に。罷らむと欲しけるも。幽き契ある事などを。思ひ洩せる故なり。（此由は古史傳に委く云べし、玉の眞柱にもかつ〳〵いへりき。）三大考に云る如くならむには。伊邪那岐

命の大忿坐るをば何とか解む。もしこの御忿を。その依し給へる國に罷らむとするを。哀たまへるを忿り坐りなど云とも。その御詔に然者汝不可住此國。と詔へる然者。また神代紀にも。可以任情行矣とある任情などは。いかにとも解べきやうなし。また神代紀に。故汝可以馭極遠之根國とあるを。初より根國を任し給へりといふ。證に引出たるもあたらず。さるはこの上文に。假使汝治此國。必多所殘傷といふ語の有て。そは前段に云る如く。かねて此國土を所知せと。任し給へる趣の御言なればなり。たゞ第一の一書に。伊弉諾尊の御手に白銅鏡を持して。三柱の珍子を生坐りと云る傳のみは。三大考に引る如く。素盞嗚尊性好殘害故令下治根國とありて。此は强ては據ともすべけれど。此一書は。すべて甚怪く。異なる傳なること。古意を得たらむ人は。自に辨ふべきものなり。(但し三大考にこればかりの謬は、その卓越たる考にくらべては、物の數にもあらずかし、されど上件の説どもは、人の思ひ惑ふべき事なる故に、いさゝか辨へたるなり。)

○第三十一段

此段於是と云より。少宮と云までは。御誓段正書に。是後伊弉諾尊。神功既畢。靈運當遷是以構幽宮於淡路洲寂然長隱者矣。(亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、)とある。亦曰の傳を本に採り。正書を合せて記せり。○又坐淡海之多賀をば。古事記に。故其伊邪那岐大神者。坐淡海之多賀也。とあるを採り。亦坐淡路洲は右に引る正書に據ひ採れり。さて此正書のこと。山蔭に論はれしは。靈運當遷は。撰者の例の潤色にて。殊にうるさき文なり。(此四字を除去てよく聞ゆ、)構幽宮の三字も古事記と合せて考るに。潤色の添言と聞ゆ。寂然長隱も。いたく漢めきて。古傳説には。さらに有まじき事なり。亦曰云々の方ぞ。古傳とは聞えたる。されど德亦大矣といふ一句は。漢籍にへつらひたる。例の潤色と聞えたり。さてこゝの淡路の宮といふは。後に此神の御靈を鎭祭れる神社なれば。古事記に坐淡海之多賀也とある如く。こゝも古傳書には。坐于淡路嶋など有けむ。然るを現御身の。かの島に

退隱坐るさまにとりなして。いろ〳〵うるさき漢語を添加へて記されたるは。古傳にたがひて心づきなし。と言れたるに從て文を成せり。〇此大御神と云より以下は。丹後國風土記に。與謝郡。郡家東北隅方。有速石里。此里之海。有長大石。前云先名天梯立。後名久志備濱。然云者。國生大神伊射奈藝命。天爲通行而。梯作立。故云天梯立。神御寢坐間。仆伏。仍怪久志備坐。故云久志備濱云々。と有を採て文を成せり。さて元書は。丹後國風土記なるに。此に在丹波國云と書る由は。古史傳に云るを見て知べし。

〇第三十二段

此段は。古事記と御誓段正書とを採り合せて文を成せるが中に。吾雖手弱女。何當避乎は。石窟段第三の一書に。日神曰云々。吾雖婦女。何當避乎。とあるを採り。御親迎而は。御誓段第一の一書に。日神云々。親迎防禦とある親迎を採れり。〇さて古事記の諸本に比良邇者といふ語のあるを。師は衍として删られたるはいかゞ。其由は古史傳に云を見よ。〇須佐之男命の御言に。然即といふことを

補へるは。此は前に伊邪那岐命の詔へる御言を。大御神に白給ふなれば。彼處に此語あるに依て補へり。〇元書に。誓約之中とある中を。間に替たるは。第二の一書に誓約之間とあるに依れり。

〇第三十三段

此段は。古事記を採り。書紀によりて字をあてゝ文を成せるが中に。天照大御神詔曰。若汝不有異心則。其所生之子。必當男子焉言訖而と云文は。御誓段第一の一書に。於是日神共素戔鳴尊相對而立誓曰。若汝心明淨云々者。汝所生兒。必當男矣。言訖云々。とあるを採て文を成せり。(第三の一書にも、汝若不有姦賊之心者、汝所生子、必男矣とあり、)此事正書には。素戔鳴尊の御言に。吾所生是女者則。可以爲有濁心。若是男者則。可以爲有清心と見え。第二の一書にも。生女爲黑心。生男爲赤心とあり。然るに。古事記には。たゞ須佐之男命の御言に。各宇氣比而生子。と詔へる事のみ有て。赤心ならば。男子生れてむ。と誓給へることなし。此はこの御誓の要旨とある事にて決めて神代紀の傳どもの如く。

（大御神の御言にまれ、須佐之男命の御言にまれ）初にしか誓給はでば。えあるまじき謂にて。これぞ即誓言なりける。そは其生坐る御子の御名に。正哉吾勝と負給へるもて。此に採れる傳の正しき事を知べし。然るを古事記に。天照大御神の御詔別ありける後に。速須佐之男命の御言に我心清明故。我所生之子得手弱女。因此言者。自我勝云而。とあるはいかゞなり。若かくの如くは。正哉吾勝といふ名は。女御子にこそ負せ奉るべけれ。（すべてこの御誓の事は、古事記に專と據がたきこと此類なり）記傳に注されし趣も。古事記の傳をも。うべなる狀には說れたれど。心には。神代紀の傳を信られたりとおぼゆ。そは忍穗耳命の御名に負せる。吾勝といふ言を解て。自吾勝云而とある意なりと云れたるにて知べし。○さて三柱の女神の傳。神代紀正書には。田心姫。次湍津姫次市杵島姫とある。田心姫は多紀理毘賣。市杵島姫は狹依毘賣なれば。此と同じ傳なれども。湍津姫と。市杵島姫と。序次たがへり。また第一の一書には。先食所帶十握劒生兒號瀛津島姫。又食九握劒生兒。號湍津姫。又食八握劒生兒。號田心姫。とあれど瀛津島姫と申は。田心姫の胸形の瀛津島に祭られ給ふ故に申す御名なるを。瀛津島姫。田心姫二神として狹依毘賣を脱せり。また第二の一書には。氣噴之中化生神。號市杵島姫命是居于遠宮者也云々。氣噴之中化生神。號田心姫命。是居于中宮者也云々。氣噴之中化生神。號湍津姫命。是居于海濱者也とある。此は市杵島姫命田心姫命と。居所たがへり。また第三の一書には。先食十握劒化生兒。瀛津島姫命。（亦名市杵島姫命、）又食九握劒化生兒。湍津姫命。又食八握劒化生兒田霧姫命。とあるは。瀛津島姫命と云は田霧姫命なるを。二神として。田霧姫命を最後に生坐とせるは。誤なり。また市杵島姫命と云は。湍津姫命を。狹依毘賣の亦名なるを瀛津島姫命の亦名とし。中に生坐とせるなど悉誤なり。（故今は古事記によりて、其混亂を正して、亦名どもはすべて、第三十六段に擧て文を成しつゝ、また第一第三の一書ともに、食劒食瓊といひて、吹棄給へるとなきは、此もいかゞなり）○さてまた古事記に。打折三段而の下

に、奴那登母母由良爾といふ言あれど。其を除ける由は。師の云此次に須佐之男命の。天照大御神の玉を乞度て。滌たまふ處に如此云るは。彼玉に就てなるを。此は玉にあらず。劍を云處なるに。如此あるはいかにぞや。次なると。上下の文の同き故に。まがへて此にも云傳しにや。もし劍に飾れる玉の意かとも思へど。そは物遠し。書紀の一書に。此語あるは。たゞ須佐之男命の。玉を滌たるふ方にのみ有て大御神の方には見えず。と云れたまは實に然る説なるに依て。なほ考るに。御劍は。上文に打折三段而とあれば。折たる劍に。瓊のかざり有べくもあらねば除きつ。○さて天之眞名井の亦名は。第一の一書に。天渟名井亦名去來之眞名井とあり。（さて第二の一書に堀天眞名井三處とあれど、少しいかゞに所思ゆる傳なれば採らず、）○凡三柱女神生坐矣は。書紀に凡三女神矣とあるによれり。（古事記には唯三柱とあり、）

○第三十四段

此段も。古事記を採て記せるが中に。男御子生坐矣。於是速須佐之男命興言而曰正哉吾勝矣。因其御子之御名、とかけるは。御誓段第三の一書に。便化生男矣。則稱之曰正哉吾勝故因名之曰勝速日天忍穗耳尊。とあるを、採て文を成せり。○熊野久須毘命の亦名どもは。書紀の一書なるを集め記せり。○凡五柱男神生坐矣は。書紀に。凡五男神矣とあるを採れり。（古事記には、拜五柱とあり、）○さて五柱の男御子の生坐る序次。御誓段正書と第三の一書は、此と同じ。第一の一書は。天穗日命第四にあり。第二の一書は。天穗日命第一に有て。忍穗耳命は第二にあり。此は何を正しとも決めがたけれど。今は古事記また書紀正書。第三の一書などによれり。さてまた天石窟段第三の一書に、序次は此と同じことにて、次活津彦根命。次熯速日命。次熊野大隅命。凡六男矣、とあるは混亂たる傳なり。其は熯速日命は。建御雷神の御祖にて。伊邪那岐命の。火神を斬給へる段に出たる神なるをや。

○第三十五段

此段於是と云より。無惡意矣と云までは。御誓段第一の一書に。於是日神方知素盞嗚尊。固無

惡意と有を採り。○故と云より以下は古事記に。於是天照大御神。告速須佐之男命。是後所生之五柱男子者。物實因我物所成。故自吾子也。先所生之三柱女子者。物實因汝物所成。故乃汝子也。如此詔別也と有を採れるが中に。是後とあるを。是於後とかけるは。師說によれり。（其は古史傳に注せるを見るべし、）○さて此御誓の物實の事。御誓段正書は。古事記と同じきを。第一第三の一書。また天石窟段第三の一書共に大御神御自の十握劔。九握劔八握劔を食て女御子を生坐し。素盞嗚尊は。其頸に所嬰せる瓊を食て。男御子を生坐るとあり。此傳々の趣にては。各々某々の物實なれば。皇統は須佐之男命の御末にこそあれ。天照大御神の御末にはあらず。いかゞ。かゝる異說は擧らるべくもおぼへずと。師の云れたるは實に然る言なり。（殊に第三の一書に、素盞嗚尊その所纒せる瓊を左右手の掌中、左右の臂中、左右の足に著て、化生坐るとあるなどは、いといと心得がたく、信がたき說なりかし。）さて第二の一書には。素盞嗚尊將昇天時。有一神。號羽明玉。此神奉迎而。進以瑞八坂瓊之曲玉。故素盞嗚尊。持其瓊玉而。到之於天上也。是時天照大神。疑弟有惡心。起兵詰問。素盞嗚尊對曰。吾所以來者。實欲與姉相見。亦俗獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳。不敢別有意也云々。時天照大神。謂素盞嗚尊曰。以吾所帶之劔。今當奉汝。以汝所持八坂瓊之曲玉。可以授予矣。如此約束共相換取云々。嚙斷瓊而云々。化生神號市杵島姫命云々。凡三女神。於是素盞嗚尊云々。嚙斷劔末而云々。化生神號天穗日命云々。凡五男神とあり。此傳にては大御神は。素盞嗚尊の玉を嚙給て。女御子を生坐し。素盞嗚尊は大御神の劔を嚙給て男御子を生坐る由なれば。物實と異なれども。皇統は。大御神の統なる故に。非傳には非ず。一の異なる傳とすべし。さて又古語拾遺に。於是素盞嗚神欲奉辭日神昇天之時。櫛明玉命。奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉。素盞嗚神受之。轉奉日神。仍共約誓。即感其玉。生天祖吾勝尊とあるは。此も物根素盞嗚尊の物なり。さすがの廣成宿禰。かかる異說を擧られしは如何ぞや。（なほ天石窟段、第

三の一書に異説あり、そは第六十三段に論を見るべし。）

○第三十六段

此段。故其と云より三前大神也と云までは。古事記を本に採り。書紀の一書ども。また舊事紀をも合せ採りて文を成せり。○此大神と云より。云身形郡までは。筑前國風土記に。宗像大神自天降。居埼門山之時。以青蕤玉置奥宮之表。以八坂紫蕤玉置中宮之表。以八咫鏡置邊宮之表。以此三表成神躰之形。納置三宮即隱之。因曰身形郡。と有を採て文を成せり。○亦坐豐國宇佐島矣は。御誓段第三の一書に。三女神者。使降居于葦原中國之宇佐島矣。とあるを採て記せり。

第三十七段

此段。故其後所生之五柱男子之中は。古事記に。故此後所生五柱子之中。天菩比命云々。とあるに倣へり。○忍穂耳命の御名より。奉稱腋子矣までは。古語拾遺に。天照大神育吾勝尊特甚鍾愛。常懷腋下稱曰腋子。と有を採て文を成せるが中に。二の亦名は。下に引る書紀の一書。また舊事紀に摭ひ採れり。○此神御合云々玉依毘賣命而は。皇美麻命御天降段の一書に依て記せるなるが。此事に就て論あり。そは忍穂耳命の后神の傳は。まづ其段正書に。天忍穂耳尊。娶高皇産靈尊之女栲幡千千姫。生天津彦々火瓊々杵尊。（古語拾遺の傳もこれに同じ、）古事記に天忍穂耳命云々。御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命。生子。天火明次。命日子番能邇々藝命。（二柱）也とあり。（高木神と申は、やがて高皇産靈尊を申せば、古事記の傳も、書紀正書に異ことなし、）また御天降段第一の一書に。以思兼神妹。萬幡豐秋津姫命。配正哉吾勝々速日天忍穂耳尊為妃云々。將降間。皇孫已生。號曰天津彦々火瓊々杵尊とあり。思兼神は。高皇産靈尊兒と外の一書にあれば。此傳も。高皇産靈尊の女といふ傳なり。（但し思兼神を、高皇産靈神の御子とある事は論あり、第六十段の徴見るべし、）また第二の一書に。以高皇産靈尊之女號萬幡姫。配天忍穂耳尊。為妃降之時。居於虚空而。生兒號

天津彥火瓊々杵尊とある此傳に。萬幡姫と云るは。萬幡豐秋津姫と申を。略きて申せる御名にて。上に擧たる傳どもに異ることなし。また第六の一書に。天忍穗根尊。娶高皇産靈尊女子。栲幡千々姫萬幡姫命。（亦云高皇産靈尊兒、火之戸幡姫兒、千々姫命。）而。生子天火明命。次生天津彥根火瓊々杵根命。其天火明命兒。天香山命是。尾張連等遠祖也とある。此傳に栲幡千々姫の下に。兒もしくは女字を脱せり。（山蔭に、亦云高皇産靈尊兒云々高より下六字なくて有べしと、云れたれど有かたよろし、）さて栲幡千々姫兒。萬幡姫命といひ。火之戸幡姫兒。千々姫命とあるは。共に同神の別名を。親子の名と爲たるにて。此は誤なれど。直に高皇産靈尊の女ならで。女の兒に娶てと云るは。由ある傳なり。そは第七の一書にも。高皇産靈尊之女。天萬栲幡千幡姫。（一云高皇産靈尊兒萬幡姫、）兒玉依姫命。此神爲天忍骨尊妃。生兒天之杵火火置瀨命。（一云勝速日命兒天大耳尊、此神娶丹舃姫生兒火瓊瓊杵尊、）と有もて知べし。（この一云高皇産靈尊兒とある、高より下六字をも、なくて有べしと師は言れたれど、有かたよろし、）また第八の一書に。天忍穗耳尊娶高皇産靈尊之女天萬栲幡千幡姫。爲妃而。生兒號天照國照彥火明命。是尾張連等遠祖也。次天饒石國饒石天津彥火瓊々杵尊とあり。さてかく天萬栲幡千幡姫命。（亦名栲幡千々姫命、亦名萬幡豐秋津姫命、）を。直に后と爲たるとあると。其兒を后と爲たるとあると。傳の二にわかりたるが中に。何れ正しからむと考るに。天萬栲幡千幡姫命を。直に后と爲給へるとあるは誤れる傳の弘くなれるにて。其兒を后と爲給へりとある傳ぞ。實の旨に符ひて正かりける。其は下第四十八段に出たる。天八千々比賣命と云は。疑なく。栲幡千々比賣命と通ゆるを。此は伊勢人而等が祖にて。皇美麻命御天降の時に。御供して天降坐ること。機殿儀式に見えたるを案ふに。忍穗耳命の后と坐むには。天降り給ふましき謂なればなり。（なほ考へ集めたる說は多かるを、そは古史傳に委く云へり、）故第七の一書の傳によりて。此神御合云々玉依毘賣命而と記せり。但し彼一書に。高皇産靈尊之女とあるを。此にたゞ産巢日神之とかける由は。

同一書の下なる一云の傳に。神皇産靈尊之女。栲幡千幡姫とあり。（今本に、神高皇靈尊とある高は衍なり、今は活本、また一古本、また一本、また元々集に引るにも、高字なきによれり、）實は。此姫神。二柱産靈神の御子に坐すが故に。かくも傳はりたるなれば。二神に係て記せり。（其由委くは、第一段の傳に註せるを見るべし、）さて亦名とも は。上爾引る一書に見えたるを摭ひ集めたるなり。（但し上なる一云の傳の中に、丹舄姫と云るは御母の名か、御子の名か、思ひ定がたければ漏しつ、）さてまた記傳に。右一書どもを引て。栲幡千々姫兒。萬幡姫命。火之戸幡姫兒。千々姫命など有を。姫兒と訓をつゞけて。一名とせられ。また第七の一書の文。今本に高皇産靈尊之女。天萬栲幡千幡姫。一云高皇産靈尊兒。萬幡姫兒玉依姫命。と書連けたるを。萬幡姫兒玉依姫命と訓て。豐秋津師比賣命の亦名とせられ。馭戎慨言にも。西戎籍に。神功皇后の御事を。卑彌呼と申せる事あるを解て。卑彌呼は。姫兒と申す事にて。神代卷に。火之戸幡姫兒千々姫命。また萬幡姫兒玉依姫命などあり姫兒爾同じと云れし

は違へり。（姫兒を今本どもに、ヒメコと訓連けたれど、一古本に、姫兒と訓るぞよき、）また一云の傳に。勝速日命兒天大耳尊とあるをさへに。命兒と訓て。忍穗耳命一神の名とせられたるも違へり。此は勝速日命とは。速須佐之男命を申し。天大耳尊は其兒に坐よしなるをや。（此事委くは古史傳に註せるを見るべし、）○先所生之神名。天照國照日子火明命。（亦名天火明命、）とかける由は、上に引る傳ども。何れも天火明命の次に。邇々藝命を生坐る由見え。殊に邇々藝命は。忍穗耳命の。天降坐さむとしゝ間に。虚天にて生坐るとさへ云れば。後なること炳く。また火明命の兒天香山命は。天石窟段にて。功を爲し給へる神なれば。火明命は先に生坐けむこと炳し。故邇々藝命の。後に生坐るに對へて。先所生之神とは記せり。（然せでは、何れ御兄といふこと、詳ならねばなり、）○此神娶天道日女命而。所生之兒。天香山命。此者尾張國造。尾張連と記せるは。第六の一書に。天火明命兒。天香山命是。尾張連等遠祖也。（今本、天香山とのみあり、今は一本又舊事紀に從て命字を加へつ

天孫本紀に。天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊。天道日女命爲レ妃。天上誕二生天香語山命一と有を合せ採て記せり。（師は天孫本紀に、火明命饒速日命を一神とあるを、妄説なりと云れつれど、此は正しき傳なり、其由は、神武天皇巻に云を見るべし）
○石作連より以下は。姓氏錄を採て載せり。其由古史傳に云るを見よ。

○第三十八段

此段は。古事記。書紀。姓氏錄。出雲風土記。國造本紀其餘の書等をも合せ考へて記せり。其由古史傳に就て見るべし。

○第三十九段

此段も。古事記。書紀。姓氏錄。國造本紀。其餘の書等をも。合せ考へて記せり。此も古史傳に就て見るべし。

古史徵三之卷

平田篤胤謹撰述

○第四十段

此段。於是天照大御神と云より。到宇氣母智神之許而と云までは。神達生坐段第十一の一書に。天照大神。在於天上曰。聞葦原中國有保食神。(保食神、此云宇氣母智能加微。)宜爾月夜見尊就候之。(山蔭に云、此文は在於天上、勅月夜見尊曰云々、宜爾就候之と有べきを、月夜見尊と云ことの在どころいかゞ、と云れしは實に然ることなり。)見夜見尊。受勅而。降已。到于保食神許と有を取て文を成せり。(月夜見尊、やがて須佐之男命なる由は、既に辨へたりき。)○食物と云より。撃殺其宇氣母智神而。と云までは。古事記に。於速須佐之男尊。負千位置戸。亦云々夜良比岐とある。聯に。又食物乞大氣都比賣神。爾大氣都比賣。自鼻口及尻。種々味物取出而。種々作具而進時。速須佐之男命。立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜都比賣神とあり。上に引る一書の連に。保食神乃廻首嚮國則。自口出飯。又嚮海則。鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山則。毛麁毛柔亦自口出夫品物。悉備貯之百机而饗之。是時月夜見尊忿然作色曰。穢矣鄙矣。寧可以口吐之物。敢養我乎。廼拔劔擊殺。(矣字、活本一古本、類聚國史、元々集ともに哉とあり。)と有を合せ採て記せるが中に。取出たる種々の事。古事記を採れる由は。書紀は委きに過たりと所思ゆればなり。(大氣都比賣神、やがて宇氣母智神なる由も、既に辨へたりき。)○復命而と云より以下は。右の一書に。然後復命具言其事時。天照大神怒甚之。曰汝是惡神不須相見。乃與月夜見尊一日一夜隔離而住。と有を採て文を成せり。(山蔭に、此文を論ひて一日一夜いかゞ、日神と月神とは、常にも一所には住給はざる物をや、こは三大考に論へる説ぞ、いはれたる、とあれど委からず、そは古史傳に註せるを見るべし。)○さて此段の事古事記に須佐之男命。天

原を逐はれて後に有を此に擧ること。疑ふ人も有べけれど。此は古事記の文意を。熟解るときは。其疑の晴くめり。さるは彼記に。須佐之男命天津罪の御荒び有て。大御神天石屋に幽居まし。そを謀り出し奉りて後に。須佐之男命に祓具を負せ。さて神夜良比夜良比岐。又食物乞大爲都比賣神。爾云云と記連ねたる。この又字は。前件云々の惡事を爲給へる事實をうけて。又かゝる惡事も有しと云ことを。新に語り出たる又字なり。故この件の終に。是神產巣日御祖命令取兹成種。故所避追而降と。追はれ給へる事を此に再云へるものなり。(記傳に、この故所避追而の文義を解て、此語は必、若上の神夜良比夜良比岐の下に續て有べき事なり、此處にあらば、故の下に速須佐之男命者と云こと有べし、然らでは產巣日神の避追れ給ふごと聞ゆるなり、かゝれば大宜都比賣神の御事の此上に出たるは、左右に疑はしくなむ、かの始の又字を思合すべしと云て、疑をのこされたるは然ることながら委からず。)古事記の文面にては。祓竟たる後にあれども。實は放畔溝埋より前に爲たまへる態なり。然るを祓の後に記せるは。其文の始を。我勝云而於勝佐備。離天照大御神之營田之阿云々と。天津罪の大罪より。まづ云出たる文の運び。手足爪令拔而。神夜良比夜良比岐まで記さでは。得有らぬ文の勢なる故に。まづ其事を云竟て。又と文を改めて。大宜都比賣神を殺たへる事を記せるものなり。(みづから物する紀事にも、止事を得す、かゝる事は常あることなり、漢文の格にては、かゝるをりは、先是と記なり、書紀にこの文法いと多かり)然るを記傳に。書紀の一書に。霖ふりて宿とひ給ふに。衆神宿かさで。甚く辛苦つゝ降給事あり。此にも又字の上に。然る類の事有けむが。脱たるなるべしと。縣居大人の云れつる。信に然るべし。こは阿禮が空に誦し時に。既く脱しけるか。必所逐たまひて後の事。此上に別に有らでは。又と云へることいかにぞや聞ゆ。もし始より今本の如ならば。又字は故などと有べき所ぞといひ。また殺大宜都比賣神とある下に。既に解除したまひしかど。なほ惡御心の淸まりはてぬなるべし。など云はれつれど委からず。然るは此時の解除は。寔に解除の起原にて。や

ごとなき神等の。千ぢに心を用ひて。ものし給へる解除なるを。いかで清まり終ぬことの有らむ。(この解除を爲たまひて後は、いさゝかも惡き態なく、いみじき功を立てたまひ、その荒魂大禍津日神さへに、有功之神となり給へるをや。其は第六十六段を見て知べし。)なほ言はゞ。放畔。溝埋。頻蒔。馬伏の大罪も。此事上になくては通えぬ事なり。其は速須佐之男命の宇氣毋智神を殺たまへる故に。稻種も馬も成り。稻種の成れる故に營田あり。營田ありし故に。頻蒔。馬伏の罪は有しものをや。故此事實を天津罪の事の前に擧たるなり。

〇第四十一段

此段。故是後と云より。死矣までは。前段に引る一書の聯下に。是後天照大神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。と有をとれり。(其中に天熊人とあるを、天熊之大人と作ることは、師説に、人の上に大字ある本よろし、但し三熊之大人齋之大人など、大人には之字ある例あれば、此も之大人と有べきにや、と云れたるは。信に然ことなれば、此説に從ひて補たるなり)〇故其所殺之と云より。化爲牛馬矣と云までは。古事記に。故所殺神於身生物者。於頭生蠶。於二目生稻種。於二耳生粟。於鼻生小豆。於陰生麥。於尻生大豆とあると。上に云る一書の連下に。唯有其神之頂化爲牛馬。顱上生粟。眉上生蠒。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。と有とを合せて文を成せり。(山陰に化爲牛馬とある文を論ひて、爲字いかゞ、次の例どものごとく、これも生字なるべし、爲にては意もたがへり、と云れつれど、次には生とのみ書れたるに、これのみ化爲とあるは、由あることなり、其は古史傳に註せるを見るべし)其中に桑木の生れる事は。神遠生坐段第二の一書に。稚産靈。此神頭上生蠶與桑。臍中生五穀。とある稚産靈神は。宇氣毋智神の御祖なるを。此神の體に種々物の生れると云るは。御親子の間。紛たる傳なること疑なし。蠶に桑は。必たぐひて生べき物なる故に。取て補へたるなり。〇故天熊之大人と云より以下は。右の一書のつゞきに。天熊人悉取持去而。奉進之于時。天照大神喜之曰。是物者則。顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗

麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定天邑君。卽以其稻種。始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏含繭。便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。と有を採て文を成せり。其中に甚快也と有を。甚快實矣とかけるは。師の甚快也と訓れたるに依れり。また於天香山殖桑木而。養蠶と云文は。機殿儀式に。皇大神御坐高天原之昔云々。殖桑葉於天香山。以所養蠶之御糸云々と有を思ふに。天香山に始めて桑木を殖て。養蠶したること炳し。故此を採て補へつ。（機殿儀式、ふるき書目に見えたれど、其全書いま傳はらず、此は神名祕書に引るを採れるなり）さて紝織之業と云文は。神祇本紀にも此傳を擧て。乃起紝織之業者也。と有に依れり。（此は書紀の古本にかく有しを採れるなるべし）

○第四十二段

此段。於是と云より溝埋と云までは。古事記に爾速須佐之男命白于天照大御神我心淸明故。我所生之子。得手弱女。因此言者。自我勝云而。於勝佐備。離天照大神之營田之阿。埋其溝と有を採れり。其中に元書には得手弱女と有を。得男子と替たる事は。御誓段正書。また三の一書共に。御心明く坐まさば。男子を得むと誓坐して其誓の如く男子を生坐し。殊に第三の一書には。素戔嗚命云々。便化生男矣。則稱之。曰正哉吾勝とさへ有り。故古事記。に得手弱女。因此言者。自我勝云而とあるは。誤なる事を知て替つるなり。（なほ、第三十三段の徵に云るを見るべし）さて春則と云文を補たる由は。下に云を見て知べし。○樋放と云より。串刺矣と云までは。天石窟段正書に。天照大神。以天狹田長田爲御田時。素戔嗚尊。春則重播種子且毀其畔。秋則放天斑駒使伏田中と云第二の一書に。素戔嗚尊春則塡渠毀畔。又秋穀已成則亘以絡繩と云ひ第三の一書に。春則云々。秋則插籤伏馬。と有を採り合せて。事實を漏さず文を成せり。○亦天照大御神と云より容之而と云までは。古事記に。上に引る文のつゞきに。亦其於聞看大嘗之殿屎麻理散。故雖然爲天照大御神者登賀米受而告云々。天石窟段第二の一書に。素戔嗚尊云々。雖然。日神

恩親之意。不慍不恨。皆以平心容焉。及至日神。當新嘗之時。素戔鳴尊則。於新宮御席之下。陰自送糞。(送糞此云倶蘇摩屢)日神不知。徑坐席上。由是日神擧體不平。とあるを採り合せて文を成せり。(山蔭に、恩親之意不慍不恨云々の文を論ひて。此文古事記と照し見て、古語と漢文とのたがひをも知べく、書紀の文を改められたることの、甚しきにとを曉るべし、と云れたれど、此は然しも咎むべき文にもあらずかし、但し及と至と當と、いたづらなる言の重なりて煩はし、新宮の上に、其字などあらまほし、然らでは、素戔嗚尊の新宮の如く聞えて、まぎらはし、由是の下なる日神二字なくてあらまほしと云れしは、信にさる說なりけり、故この說によりて文を成せり)○詔曰と云より以下は。古事記に。上に引る文の連に。告如屎。醉而吐散登許曾。我那勢之命。爲如此。又離田之阿埋溝者。地矣阿多良斯登許曾。我那勢之命爲如此登。詔雖直。猶其惡態不止而轉と。有を採て記せり。

○第四十三段

此段。天照大御神と云より。刺幽居矣までは。古事記に天照大御神。坐忌服屋而令織神御衣之時。穿其服屋之頂。逆剝天斑馬剝而。所墮入時。天衣織女見驚而。於梭衝陰上而死。故於是天照大御神。見畏。開天石屋戶而。刺許母理坐也。と見え。天石窟段正書に。見天照大神方織神衣居齋服殿則。剝天斑駒。穿殿甍而。投納。是時天照大神驚動。以梭傷身。由此發慍。乃入于天石窟。閉磐戶而幽居矣と有を合せ考へて記せり。(其中に、大御神の御親ものし給へるとある書紀の傳を採りて、天衣織女云々とある、古事記の傳を採ざる由は、天上の御衣織る女は、かならず栲幡千々比賣命なるべきこと、古史傳に註る如くなれば、死給ふべき由なく、此は決めて、下に擧たる一傳を、再誤り傳へ、其中に於梭衝陰上と云るは、倭迹々姬命の、箸もて陰を撞て薨たまへる事を、紛したる傳なるべく思はれて、信がたかるを神代紀なる傳は、事實にかなひて、正しく聞ゆること、古史傳に註る如くなれば、此方を採れり)さて書紀には剝天斑駒といひ。古事記には逆剝天斑

馬剝而とあるを。以天班馬。生剝之逆剝々而と記る事は。神祇本紀にも。書紀正書と同じ傳を擧たるに。生剝逆剝とあり。（此は、書紀古本に、然在しなるべし）また古語拾遺大祓詞にも。生剝逆剝といひ。古事記の仲哀天皇段にも生剝逆剝とあるは共に此段の故事より起れる事なれば。此等に依て補へつ。○さて一傳云は。天石窟段。第一の一書を採りて記せり。（稚日女命と云は、すなはち栲幡千々比賣命と通えたり、其は古史傳に註るを見よ）○爾と云より悉發矣までは。古事記に爾高天原皆暗葦原中國悉闇。因此而常夜往。於是萬神之聲者。狹蠅那須皆滿。萬妖悉發。と有を採りて記せるが中に。故庶事燎火而辨矣といふ文は。古語拾遺を採て補へり。さてまた元書に。高天原皆闇。葦原中國悉闇とあるを。天原皆闇天下悉闇とかける由は。葦原中國といふ語は。天上より。此國をいふ語なれば。天にての傳語には然る言なるを。高天原と云は。此國より天をいふ語なれば。かけ合ず。天の語には。たゞ天原と云ぞ。師說のごとく正しかりける。故下文なる天照大御神の御言に依て高を除きて。天原と記し。天石窟段第一の一書に。於是天下恒闇とあるに依て。葦原中國を天下とかへつ。其は葦原中國と云ときは。此御國のみ暗かりしと聞ゆるを。天下と云ときは、國土にひろくわたればなり。（天下てふ言も、元は天より此國土を指ていふ語なること、古史傳に註るを見るべし）また萬神とある。萬字を惡字に替へ。萬妖とあるを萬物之妖とかけるは。須佐之男命哭泣の處にも同文ありて。其處には惡とあり。萬物之妖とあるに依れり。また元書に皆滿とあるを。涌字に替たるは。滿は誤字なる故に。此は師說により て改めつ。○さて第三の一書に日神之田有三處焉。號曰天安田。天平田。天邑幷田。此皆良田處。雖經霖雨旱。無所損傷。其素戔嗚尊之田亦有三處。號曰天樴田。天川依田。天口鋭田。此皆磽地。雨則流之。旱則焦之。故素戔嗚尊妬害姉田云々。とあるはいみじき非傳なり。あなかしこ。素戔嗚尊の。この御荒びは。然る妬心などの御所爲に非ざるものをや。其は古史傳に就て見るべし。

○第四十四段

此段。故是以と云より令思矣までは。古事記に。是以八百萬神。於天安之河原神集々而。高御産巣日神之子。思金神令思而と有を採り。愁迷而と云ことは。古語拾遺に。群神愁迷と有を採て補へ。計可禱奉方と云文は。天石窟段正書に。計其可禱之方とあるを採れり。また元書には。唯に思金神とあるを。八意思兼神と書る事は。天神本紀に據れり。さてまた元書に。高御産巣日神之子。思金神令思と有を。高皇産靈神之命以而。於八意思兼神令思矣。と書ることは論あり。其はまづ師説に。此は誰神の命ともなく。たゞ集へる故に都度比と訓り。下の例を以て思ふに。此も高御産巣日神の命以て。と有べきことなるに。然らぬは。所由有ることとなるべし。書紀の傳どもゝ。皆同しき中に、たゞ一書會八十萬神於天高市而。問之とあるは。他神の命にて集はせたる書ざまなれば。都度閇豆と訓むべし。（都度比は自集なり、都度閇は、ツドハセを切て閇と云なり。）然れども。彼處にも何神の命と云ことは見えず。古語拾遺に。高皇産靈神會八十萬神と云るは中々に疑はし。此

は下の例に依て。推當に書るなるべし。と云れしは然る說にて。此は自集へること疑なし。（そは、事實の上より思ふにも、天照大御神の幽居して、いみじき禍事の起れるなれば、八百萬神たち、誰集へねど、集ひたりけむことは、信にしか有べき事なりかし。）さてしか己自に集ひたる上にて。其上首たる神は。産靈神に坐こと。これまた論なし。故此神の令思たるなり。然るを元書に此神の命以而と云はざるは。記洩したるなり。例を言はば。下文に。召天兒屋命布刀玉命而云々。令占合麻迦那波とある思ふべし。此時この二神も集ひ坐けむことは。論なきを。殊に召て令たまへる神は。産靈神に坐さゞらめや。（第百六段に引る古事記の文に、高御産巣日神、天照大御神之命以云々、思金神令思而とあるをも思ふべし。）かく考へ定めて。命以而と云文は補へるなり。さてまた思兼神を。高御産巣日神之子とある傳を採ざる由は。第六十段に徴し云を見て知べし。○此神と云より白矣までは。天石窟段第一の一書に。思兼神者有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象而奉招禱也。と

有を採て文を成せるが中に。深慮而と云ことは。同段正書に。思兼神深謀遠慮。とある深慮ノ字を採れり。爲云々之謀而とは。下に設備たる事どもを總たるにて。其は思兼神の思慮より出たることは。まづ古語拾遺に。思兼神議曰。宜令太玉命率諸部神云々相與歌舞。於是從思兼神議云々と記して。上の云々と切たるに下なる謀事をみな紀し。神代紀正書には。思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥云々。竟逐降焉とありて。此云々と切たるに。下なる謀事をみな記し。古事記にも。思金神令思而云々。と有てこの云々に謀事を皆記せり（故記傳にも、令思而より下、天宇受賣命云々までの種々の事、皆此神の思謀しなりと云れき）然るを元書に宜圖造彼神之象而奉招禱也とのみ云るは。鏡を作れる事を。專と語れる傳なればなり。（故この元書には、餘事は見えず）されど然のみにては。鏡を造れる事のみ。此神の謀にて。餘事は。その思慮には非ざるがごと聞ゆる故に。今加たる文なり。○故是天思兼神と云より以下は。天神本紀に據れり。

さて天思兼神と申せることは。神代本紀に見え。天八意命とも申せることは。神祇本源などに見えたり。

○第四十五段

此段。於是從思兼神之議而は。古語拾遺を採れり。○取天安河之河上之天堅石と云より。令作鏡までは。古事記を採れるなれど。日像之鏡と書ることは。古語拾遺に依れり。○全剝と云より以下は。前段に引る一書に。思兼神者有思慮之智。乃思而白曰宜圖造彼神之象而奉招禱也。故即以石凝姥爲冶工。採天香山之金以。作日矛。又全剝眞名鹿之皮以。作天羽鞴。用此奉造之神是即紀伊國所坐日前神也とある全剝より以下の文と。古語拾遺に。於是從思兼神議。令石凝姥神鑄日像之鏡。初度所鑄少不合意。（是紀伊國日前神也）次度所鑄其狀美麗。（是伊勢大神也）と有る。初度と云より以下の文とを。考へ合せて文を成せるが中に。其初度に造れる鏡を二面とし。そを日前國懸大神也と記せる由は。古史傳に委く註り。また拾遺にはたゞ不合

意とあるを。不合諸神之意と記ることは、本の如くにては。ふと見ては。石凝姥命の意に合はぬ由ときこゆる故に。北畠親房卿の二十一社記。（また二十二社記。二十二社本緣、御鎭座傳記など）に依て。諸神之と云を補へり。また拾遺に、次度所鑄其狀美麗とのみ有を。次度所造之八咫鏡者（亦云眞經津鏡）其狀美麗矣と記ることは。次度に造れるは。伊勢大御神の御にて、此を八咫鏡と申こと論なく、また唯に所鑄とのみ記ては。慥ならねばなり。さて此を眞經津鏡とも申せること。神代紀正書に。八咫鏡（一云眞經津鏡、）と見ゆ。また拾遺に所鑄とある鑄字を用ひず。古事記によりて、所造とかける由は。古史傳に云へり。〇さて上に引る。天石窟段第一の一書に。日矛と云ことの有につきて。早く弘仁私記の頃より。種々さやがしき說どもの聞ゆれば委曲に此に辨ふべし。其はまづ師の論に。日神の御象を造奉るとて。日矛を作れるは何のよしぞや。聞えぬことなり。又云々奉造之神是云々も聞えぬ文なり。もし日矛これ日神の御象ならば。奉造之神は、何神とかせむ。もし又。奉造之神これ日神の

御象ならば。日矛は何の象ぞ。上に宜圖造彼神之象とあれば。必その日神の御象を作奉る事をこそ云べきに。二の物を造ることを云ながら。いづれその御象とも分がたく。いと紛らはしきはいかにぞや。こゝに横井千秋云。日矛とある矛字は。象を誤れるなるべし。文の次第も採天香山之金。又全剝眞名鹿之皮以。作天羽鞴。用此作日象。是即紀伊國云々とあらばよけむ。と云へるまことに然なり。かくある時は羽鞴の事も穩にて。すべて聞ゆるなり。（篤胤云、これまでの論は、實に然ることなるを、これより以下の論は信がたし、そは下に辨ふべし。）然れども紀伊國の日前宮。現に日前大神。國懸大神と並坐して。國懸神は。この日矛に坐よしなれば。（篤胤云、こは記傳八の卷に引れたる或說に、以日像為日前大神、以日矛為國懸大神、といへる說のあるによりて云れつる言なり、）此時日矛と日象の御鏡と。二造奉れる事は。たがひ有まじきなり。（篤胤云、こは上に擧たる神代紀の趣をとりて、此時日矛と日象の鏡と二造奉れると決られたる說なれど、さては上に、紀伊國の日前宮、現に日

前大神と國懸大神と並坐して國懸大神は、此日矛に坐よしなれば、と言れたることいかにぞや聞ゆ、さるは、日前大神はその御鏡に坐し、國懸大神はその日矛ならむには、伊勢大御神の御もあるにかなはず、さるはかの國懸神を、この日矛なりといふ說に依ときは、日矛と餘に鏡二面なくては、國懸大神伊勢大御神日前大神と、その數うち合ずなむ、）然るを二造奉れることの由をもいはず。また奉造之神といふが。日神の御象なる由をもいはず。（篤胤云、こは日矛と鏡と、二造奉れる由に決めて、その日矛を國懸大神とし、御鏡を伊勢大御神とせられたる言なるを、さては日前大神の坐すに、數合ざること上にいへるがごとく、はた上には日矛を國懸大神とし、御鏡を日前大神とせられたるに、此にいはれしは、それと異りて、御鏡を伊勢大神とせられたる趣にきこゆるはいかならむ）すべて記しざまのあしき故に。聞えがたきなり。これも古傳書の趣は。よく聞えたることにて有けむを。撰者の例の漢文の改めにて。かく聞えがたくなれるにこそ。（口訣に奉造之神の神字を訓二美佳多一といへるはしひ說なり、また或本にこの神字の下に象字あるは、後人のさかしらに加へたるべし、さてはこれ日神の御象とは聞ゆれども、なほ日矛を作れるは何のよしとも聞えず）といはれたる。實に心得がたき文なるを。千秋の考へとよろし、そはいかにぞなれば。彼傳に思兼神云々思而白曰。宜下圖二造彼神之象一而奉招禱上也。故即云々以作二日矛一。といへる文意をよく思ふべし。思兼神の圖二造彼神之象一而。云々と議たまへるをうけて。故即以二石凝姥一爲二治工一云々以作二日矛一とあれば。矛字は象の誤寫なること灼然し。（圖二造彼神之象一といひて、矛を造らむことは、故即とうけたるに、かけ合ざるをよく思ふべし）なほいはゞ。互に文の精麁はあれど。古語拾遺の傳も。此傳と異ことなし。其は思兼神深思遠議曰レ宜云々令三石凝姥神。取下天香山銅上以。鑄二日像之鏡一云々於是從二思兼神議一令三石凝姥神鑄二日像之鏡。初度所鑄少不レ合レ意。（是紀伊國日前神也）次度所鑄其狀美麗。（是伊勢大神也）とある此文に思兼神云々議曰宜四云々令三云々鑄二日像之鏡一は神代紀なる思兼神云々思而白曰。宜レ圖二造彼神之

象に當り。於是從思兼神議は。神代紀なる故即と意全同く。令石凝姥神鑄日像之鏡は。神代紀なる以石凝姥爲冶工云々以作日矛に當れり。此日矛は日象の誤なる徵なり。（この拾遺の文による時は、矛又の間に之鏡字を脫したらむも知べからず、○夏目甕丸も、千秋の考に依つれど、文の次第を改むるをば、非なりとて、矛又の字は、象字の書の闕て割れたる字に形もよく似たれば、象を矛又に誤れるならむといへり、然もあるべくや）然れども。釋紀に引る私記にも。種々此段の日矛を論へること見えたれば、（その文、こと長ければ、こゝにひかず）その誤り來しは。いと久しき事にては有なり。よしさばれ。其よりはやき大同二年に記されたる。古語拾遺に。かく正しき徵のある上は。私記の頃の誤に心のこすべきことにあらず。大かた古語拾遺は。書紀にある事を再記すとては。餘書より取れるも。書紀の文字遣に記したる書なるに。かく日像之鏡とあれば、當時書紀の文は。なほかくぞ、有けらし。又もしくは。廣成宿禰のころも。既に日矛とありけむを。そは誤なることを考定めて。改られたるにもあるべし。（彼書には、往々さる意も見ゆればなり、神代紀には象字を書れたるに、像字に作れたるも深き心をこめてなるべし、）よし然る心にて改られたるにもあれ。予はそれに從はむとするなり。（さるは當時日矛之鏡といふ物あらましかば、日像之鏡と書改むべくもあらねばなり、）さてかく古語拾遺に比校ふべき證文のあるを。師は千秋の考をさることに思はれつゝもなほ諾ひ給はで。國懸大神を。その日矛なりといふ說を信られしは思ひ漏されたるなり。（こは甕丸說に國懸神をその日矛なりとの說は、さまでの證あるにも有ざれば、此文の誤なるに依て、却て彼大神を日矛なりと云るをこそ、疑ふべき事なれと云るは、實にさることなり）また或說に。釋紀に。天德四年九月二十三日夜の內裡燒亡後に。威所を奉納られし事を。村上天皇御記を引て。瓦上在鏡一面。其徑八寸許、頭雖有小瑕専無損圓規並蒂等云々即云伊勢大神。一所云々長六寸許也。一所鏡云々紀伊國御神云々と

あると。小右記にも。此度の事を記して。恐所云云鏡三面。伊勢大神紀伊國日前國懸云々。とあるとを引て。此三面の御鏡。一面は伊勢大御神の御に坐し。其を除て二面の御鏡は。神代紀なる日矛てふ鏡にて。(篤胤云、こは神代紀に日矛とあるを、やがて鏡の名と見たる說なり、かれ日矛てふ鏡とはいへるなり、然れども日矛鏡といふ稱、正しき古書に見えたることなし)後に。紀伊國名草郡日前國懸二神の御正體と。崇かれ給ひたる御の模圖の御鏡なるべし。さて日矛と云稱の義は。村上の御記に伊勢大御神の御靈鏡には。徑八寸許とありて。紀伊國大神とある御鏡には。長さ六寸許とあるを對へ思ふに。この長とあるは。徑には非ず。柄のほどを云るにて。其は目に立ばかり柄の長かりけむ故に。しか見とめたる人の告すを。やがて記されたるものなるべし。柄の六寸ばかりならむは。然しも長きとは云まじきが如くなれど。そは鏡面の小さくて。柄の殊に目に立たるなるべしされば日矛てふ名の義は。日神の御像をほこにさゝげたる狀もて云るなるべしと云り。此考に就て予さきに思へるやう。此中に村上御記に。伊勢大御神の御を。徑八寸許とありて。紀伊國大神の御を。長六寸許とあるに心を著て。この長とあるは。徑にはあらず。柄のほどを云るにて。矛といへる名は。これより負るならむ。とやうに云るのみはいかゞなれど。(そは柄ならむには、柄長といはで、直に長とはいふべくもあらず、こは字こそは、徑と長とに記かへられたれ、共に徑のことに論なし、さるは、柄の長の六寸許にして、鏡面はそれに合せては、目に立ばかり小なりしとならば、二寸か若くは三寸ばかりならで有べからず、よし初度に鑄たらむも、大御神の大御光に擬て、作らむと構へたる御鏡の、しか小かるべき由のなければなり)日矛の鏡といふ稱は。實に有しならむ。そは寶鏡開始といふ書に。(この書作者の名を記さず。塙保巳一の群書類從神祇部にあり、その記せる事ども所謂る五部書などを引て、鏡の圖を十二著せる、一も古に合へるはなく、その云ることも、大かたは信がたき中に)日矛鏡の圖とて。

榊テリ

かゝる狀に圖せるがあれば。書紀の文に。作ル二日矛ヲ一又云々とある。矛又の間に。鏡ノ字を脱したるにて。日矛鏡とは。矛に著たる日象の鏡といふことにて。その矛とさせるは。蓋杵の桙をほこといふに同く。かの香山より根掘採たる賢木のことなるべく思へりしが。わろかりき然は。賢木を矛として著たる鏡を。日矛の鏡と云るならむには。その賢木に著たるは。次度鑄れる八咫鏡なれば。伊勢大御神をこそ。日矛と稱し傳へ奉るべきに。矛に著ざる紀伊國神を。日矛と稱することを。いかにとも解べき由のなければなり。殊に寶鏡開始なる右の圖は。日矛の矛といふをその著たる榊のことに云るにもあらねば。證とはなしがたし。（そは右の圖の下に、磐鏡圖といふありて、その榊に著たる狀は、右の圖に異ことなく、たゞ鏡の花崎の狀の、いさゝか違へるのみなれば、その日矛鏡といひ、磐鏡といへるは、直にその鏡をいへればなり、○また舊事紀に日矛を鏡の名と爲て、令レ鑄二造日矛一此鏡少不レ合レ意云々と云れど、師說に此はいたくひがことなり、圖二造彼神之象一とあれば、矛にては叶はず、必ス鏡ならむと思へるから、かの古語拾遺に、令レ鑄二日像之鏡一、初度所鑄少不レ合レ意とあるを引合せて、強て此日矛に當たる僞說なり、然るを古來諸說みな此舊事紀を信じて、鏡と定めたるはいかにぞや、そも〳〵鏡を矛とはいかでか云む、凡て古にさることはなきものをや、と云れたるがごとし）然らば。國懸神を。日矛と申傳たるはいかにと云に。此も予既く思へりしやうは。大國主神の。皇美麻命に授奉たまへる。平國の廣矛は。やごとなき御寶なるに。その御所在の知られ給はぬは。いともかなしき事なるを。紀伊國に坐す國懸神を。日矛に坐すと申す由なれば。國懸と申す御名の趣。何とかや。平國の矛といふに似かよひて聞え。はた神代紀に日矛とあるは。右に云る如く誤なれば。實は日矛てふものなきに。國懸神を。日矛と申すは心得がたく。此はもしくは。廣矛の口てふことを省て。い

ひなれつるまゝに。神代紀に日矛といふことのあるに合せて。國懸神を。その日矛ぞといふ説の出來しにやなど。かつ〴〵思ひまけたりしほど。夏目甕麻呂が記る國懸神考といふ物を見れば。その云るやう。國懸大神は。矛に坐すに違ひなくは。大己貴神の。經津主神に寄て。皇御孫命に奉給へる。平國の御矛ならむと思はるゝ。そは古語拾遺皇御孫命御天降の段に。天照大神。高皇產靈神云々。即以二八咫鏡及草薙劒二種神寶一授二賜皇孫一永爲二天璽一。（所謂神璽劒鏡是也、）矛玉自從と見えて。この自從とある矛は。即この上文に。大己貴神の國を避たまへることを記して。於是大己貴神云々仍以二平國矛一（神代紀には、平國時所杖之廣矛とあり）授二二神一（こは經津主神、武甕槌神をいへり）曰吾以二此矛一卒有二治功一。天孫若用二此矛一治レ國者。必當二平安一と宣へるとある矛にて。二神の復命し給へる時。大己貴神の託し給へるまに〳〵。天神に奉られしを。御天降の時に依し給ひて。鏡劍と共に。持降らしめ給へるとのことなるべし。此平國劔のこと。古事記また書紀の一書どもにも曾て見えず。大國主神の讓らしゝことは。その本文にのみあれども。その本書御天降の段には。鏡劍を依給へることをさへに記されねば。ましてこの矛を依し給へることは記されず。然れども。この御矛は。上に引たる古語拾遺（また書紀御天降段の本書、）に。彼神の授給へる時の御言を思ふに。此國土に降り給はむには。必天璽と共に。持降り給はでは。えあるまじき御寶なり。（矛玉自從とある文の上に、此大己貴神の託給へることのあるにて、それといはねど其矛と聞えたり、）かゝる尊き御矛なれども。既くその所在を失へりと見えて。釋紀に引る私記にも。廣矛雖レ爲二三種寶物之外一。此矛有二治國之名一。奉二獻天孫一之後。棄歟。所在不レ詳といへり。然るに今これを。名草宮に。日前大神と並びて鎮坐す。國懸大神ならむといふは。平國矛また用二此矛一治國者必當二平安一など見えて。國の事に與りたる矛なれば。國懸と申す御名に。據ありて覺ゆると。また日前大神と等く齋奉るを思ふに。此大神おほろげの御矛なるまじく心づきて考ふるに。皇御孫命の御天降坐しゝより。崇神天皇の御代までは。三種御璽と

共に。大御許に坐けるを。天照大御神を倭姫命の戴奉て。鎮坐すべき地を。求ありき給へるほど。しばらくかの名草宮に坐けるに。（大御神の名草宮に坐しことは、大同元年大神宮本記に、御間城入彦五十瓊殖天皇干時、天照大神云々、奉戴云々、木國奈久佐濱宮、積三年齊奉云々とあるよし、釋紀に見え、倭姫世記にもかく見えたり。）草薙劍と同く。附添給へりけむを。大御神と草薙劍とは。伊勢國に遷坐し。日前大神と此御矛は。留坐て。兩大神同地に齋はれ給ふにやと推量られ。大巳貴神の御魂のそはれる矛に坐せば。紀伊國に坐さむことも由縁ありげに思はるればなり。（さるは、紀伊國と出雲國とは、神世には同國のごとき故あること、師の云れたるが如く、またこの名草郡に、大屋毘古神坐り、これも由ありげなり、）武甕槌神の平國の劍の石上に坐ことを記せる如く。此記の鎮座の宮地も。古書に必記さるべき事なるに。拾遺にも。天降し給へる事のみを記して。鎮座の地を記されざるは。たま〳〵に洩たるならむ。またもしくは。此御矛は。大御神に従ひ給ひたるが。自に名草宮に留坐

たる故。殊更に記されざりしにも有べし。と云へるに。予年ごろ。かの平國の御矛の御所在の。知られ給はぬことを。慨み思へるに同じ心に。如此なげき居つる人の有けるよ。能も辨へけるかなと。とみに信ひきて。其頃靈能眞柱に。彼御矛を授給へることを。記すほどなりしかば。即この説をつみ記して。この御矛は。いま紀伊國に鎮坐して。國懸神と申は。即この御矛になも坐しける。（此は夏目甕丸いとよく辨へて、記せるものあり）と記りしは。こよなき荒魂のすさびになむありける。さるは其後に大倭神社注進狀（こは仁安二年二月に、彼御社の祝部、大倭直歳繁といふ人の、獻上られたる書なり、こは垂仁天皇の御世に、此社に仕奉らせ玉へる、大倭直祖、長尾市宿禰の裔と聞えたり）といふ書を見たるに。彼御矛の御所在の慥に記しあればなり。（その文は、崇神天皇卷の成文と爲つれば、その徵に云を見るべし）さて上にいへる。神代紀なる日矛を。日象とすれば。古書に日矛といへる言の例は。たゞ新羅國より渡來し。天日矛といひける人のみあれど。此も天日と作るは借字にて。名の義

は古語拾遺に海檜槍と作れたる義にて。（諸書に天日矛また天日槍など作るに、古語拾遺にのみ、右のごとく作れたるは、かの神代紀なは日矛の寫誤をいたく憎み、別に心を用ひて、海檜槍の名義を正し、如此作れしにもあるべし、そは上にもかつ〴〵云へる如く、弘仁私記にも、旣に日矛の論の見ゆれば、當時の人の、そを寫誤とはしらで、くさ〴〵云ふがうるさく思はれ、そのさやぎを止てむなどの心にて、ものせられけるにや、檜槍持てわたり來しか。何ぞ檜槍に由ありて。かく名に負るならむと見れば妨なし。かく考へ定めて。書紀なる日矛の說は採ざるなり。（なほ古史傳に註るを見べし、）

○第四十六段

此段は。諸古書を合せ考へて記せるが中に。伊斯許理度賣命。香山命同神なる由は。神宮雜例集に引る神宮記に。鏡作遠祖天香山命と見たるを心得おきて。下に擧たる諸氏の事を。よく明むるときは疑なかるべし。また火明命糠戶神同神なる由は。神代紀に鏡作遠祖天拔戶兒石凝戶邊とあり。石凝姥命香山命同神なる上は。拔戶神火明命同神なることも論なし。（舊事紀に、天糠戶神即石凝姥命之子也とあるは、誤れる傳なり、）さて水主直以下八姓は。姓氏錄に依て記せり。（委くは、古史傳にいへるを見よ、）

○第四十七段

此段は。全古語拾遺を採て記せるが中に。倭鍛冶祖と云ことは。古書どもを考へて記せるなり。（其由は古史傳に註べし、）さて麻比止都命の亦名などもの事は。第三十九段の傳に註るを見るべし。

○第四十八段

此段は古語拾遺に。令三長白羽神。（伊勢國麻績祖、）種レ麻以爲二青和幣一。令下天日鷲神以二津咋見神一穀木種殖之以。作中白和幣上（是木綿也已上二物一夜蕃茂也、）令三天羽槌雄神（倭文遠祖也、）織二文布一。令三天棚機姬神織二神衣一。所謂和衣云々。神宮雜例集に記せる。少神部神服連公俊正。大神部神服連公道尙等が。嘉應二年解狀に。於二神御衣勤一者。掛畏。天照坐皇大神。御二坐天原一之時。以二神部等遠祖天御梶命一爲レ司。以二八千々姬一爲二織女一奉レ織云々と見たると。諸古書を合せ考へて記せ

り。（そは古史傳に註せるを見て辨ふべし、）○さて元書には。長白羽神を先に。日鷲神を後にせるを。科天日鷲命云々科長白羽神云々と記る事は。記傳八卷に。拾遺の此文を論ひて。青和幣をば長白羽に。白和幣をば天日鷲にと。二神に分て云れども。末に神武天皇御代事を云る所には。天日鷲命之孫造木綿及麻并織布。仍令天富命率日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖穀麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之縁也云々といひ。式に阿波國麻殖郡忌部神社。或號天日鷲神とあれば。青和幣をも。共に日鷲命の掌て作しこと知られたり。されば以津咋見神云々と云る如く。麻をも以長白羽神。同じく天日鷲命の掌り作らせたるなるべし。其證をなほ云ば。書紀神代上に。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿といひ。また（神代下に、）天日鷲神爲作木綿者など云るは。古事記など彼是と合て思ふに。白和幣のみにはあらで。必青和幣も具ふべければ。これまた二種共に。天日鷲命の作れる證ともすべし。と云れたるに依て。なほ考ふるに。以津咋見神と云へるも。長白羽神の亦名なりけむを。紛ひたるにはあうじか。と思ひなされて。（されど此は詳ならぬこと故、亦名には擧ず、）疑しければ。以津咋見神と云る文は取ざるなり。そは後人よく考たらむ時に書加へてよ。○さて文布の下に。所謂荒衣是也と記せるは。下文神衣の下に元書によりて。所謂和衣是也。と記せるに對へたるなり。さて大御神に奉る荒衣。やがて文布なる由は。伯家部類に記されたる大嘗會御祝文に。青筋乃文布乃荒妙と見えて。下に青筋文布云々。大神宮荒妙同之と有もて著く。此をまた敷和衣とも云由は。神祇式に。荒妙衣者。麻績氏織作と見えたる同物を。神祇令義解に。麻績連等織敷和衣といひ。此をまた宇都波多とも云由は。同集解に。敷和者宇都波多也。と有もて灼ければなり。○是神衣祭之縁也は。令義解。延喜式。上に引る嘉應二年解狀などに據て記せり。そは古史傳に註せるを見べし。

○第四十九段

此段は。古事記。書紀その餘五國史。古語拾遺。姓氏錄。度會系圖。豐受大神宮禰宜補任次第。大神宮

例文。神宮雜例集。機殿儀式。神名式。倭姬命世記。神祇伯仲資王記。常陸國風土記。この餘古書とも考へ合せて記せり。其は古史傳に注せるを見べし。

○第五十段

此段は。古語拾遺に。令手置帆負彥狹知二神。以天御量(大小所雜器等之名也。)伐大峽小峽之材而造瑞殿。(古語美豆能美阿良可)兼作御笠及矛盾と有を採て文を成せるが中に。以齋斧而。以齋鉏。立齋柱など云文は同書に。神武天皇の御世の事を記せる所に。天富命。(太王命之孫。)率手置帆負彥狹知二神之孫。以齋斧齋鉏始採山材。構立正殿。また凡奉造神殿者。皆須依神代之職齋部官。(太王命の裔たる齋部官人をいへり。)率御木麁香二鄕齋部。(こは、手置帆負彥狹知二神の裔の齋部氏なり。)伐以齋斧掘以齋鉏云々と見え。大殿祭詞に天津御量以豆云々。皇御孫之命乃御殿乎。今奧山乃。大峽小峽爾立留木乎。齋部能斧齋乎以伐採豆云々。齋鉏以齋柱立云々。など見えたるを合て考るに。御殿作の故實は。神代に起れるを。そは天津御量のまに〳〵。齋斧もて材を伐り。齋鉏もて掘て。齋柱に立たること灼し。故これに依て。上件の文どもを補へり。○さて故是と云より以下は。書紀其餘の國史。古語拾遺。姓氏錄。延喜式その外古書等を考へて記せるを。其說いと長し。古史傳に就て見べし。

○第五十一段

此段。爾と云より。御統之珠と云までは。古事記。神代紀。古語拾遺に見えて紛なし。○科山雷神と云より。令取云々之八十玉串矣と云までは。天石窟段第二の一書に使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤。野槌者採五百箇野篶八十玉籤と有を採て文を成せり。其中に元書には。五百箇と有を。五百枝に作る由は。五百箇眞坂樹と云ことも。古言と聞ゆれども。五百箇石村など云類と等しく。五百株を云るごと聞えて。紛はしければ。仲哀天皇紀に。五百枝賢木と有に依て改め記せり。五百箇野篶の箇をも。枝と改めたるは。此例に倣へるなり。○故是と云より己下は。古事記書紀。古語拾遺。姓氏錄などを合せ考へて記せるが中に。栲幡千々比賣命之妹と云ことは。神名秘書に引る古語拾遺異本

に。櫛明玉命。高皇產靈神女。栲幡千々比賣命之妹也と有に依て記せり。此神を、神代紀に伊弉諾尊兒とあるは誤なり。(なほ古史傳に委く註せるを見よ。)

○第五十二段

此段は。古事記に。召天兒屋命布刀玉命而。內拔天香山之眞男鹿之肩拔而。取天香山之天波々迦而。令占合麻迦那波而と有を本に採り。和歌童蒙抄に。天照大神。天の石戸をうち塞ぎて。天の石屋にこもりましゝ時に。思兼神深はかり遠たばかりて。天香來山の鹿を生ながら捕へて。其肩を拔て鹿をば放やりて。天香山のはゝかの木を根こじにこじて。其骨を燒て。かの大神のいでまさむ事をうらなふ。御うらたばかりにかなひて。石戸をおし開きいでましき。彼思兼神は。今の卜部氏遠祖也と見えたるを考へ合せて。兒屋命。思兼命同神なる事を知て。文を成せり。(なほ委くは、此段の傳、第六十段、第百三十三段の徵、及傳に云るを見るべし、但し童蒙抄に、此傳を見古語拾遺と云るは誤なり、決めて假名日本記の傳なるべき由は、首卷にいへりき。)さて此時卜を爲たるは。その設備たる謀事の。大御神の御心に應ひて。出御べきや否やを卜合せたるなれば。種々物の調ひて後なりしこと。古事記の文の連きにて知られたり。故こゝに擧て。如此種々設備而。といふ文は。天石窟段第二の一書に。鏡幣玉玉串などを調へ竟て後に。凡此諸物皆來聚集時中臣遠祖。天兒屋命。則以神祝之と見え。古語拾遺にも。上件種々物を造れる事を言竟て後に。其物既備云々と云て。次段なる事實を記し。古事記にも。令卜合麻迦那波而云々と。次段の事實を記せるに依て記せり。○此者鹿之御卜之起也。と云文は今新に記せる文なり。其由古史傳に註を見よ。

○第五十三段

此段は。天石窟段第三の一書に。於是天兒屋命。掘天香山之眞坂木而。上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡。中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿。乃使忌部首遠祖太玉命執取而。廣厚稱辭所啓矣と見え。

古事記に天香山之五百津眞賢木矣。根許士爾許士而。於上枝。取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉。於中枝。取繫八咫鏡。於下枝。取垂白丹寸手青丹寸手而。此種々物者。布刀玉命。布刀御幣登取持而。天兒屋命。布刀詔刀言禱白而。と有を合せ考へて文を成せり。（但し書紀には、上枝に鏡を懸たりとあれど、此は古事記に、中枝に著たりとあるぞよき、古語拾遺にも、中枝懸鏡とあり、○序にいふ、拾遺に令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱とあるは非なり、此は上に引る第三の一書の文を、心得誤れるより出たる說なるべし、）○さて古事記に。取垂青丹寸手白丹寸手と有を。書紀に懸以木綿とあるもて。二種をすべて由布といふこと知べし。（なほ記傳に委く考へ記されたるを見よ。）されど木綿とかきては。紛はしき故に。假名に記しつ。○神祝祝之は。前段に引る一書に依て記せり。

○第五十四段

此段。爾と云より。隱立磐戶之側而と云までは。天石窟段正書に。聚常世之長鳴鳥。使互長鳴。亦以手力雄神。立磐戶之側而。と有を採り。其訓を用ひて文を成し。今世鳥名子長鳴之緣也と云ことは。神祇本源に。此段の長鳴鳥のことを。古語云今世號鳥名子長鳴緣也。とあるを採れり。○さて常世長鳴鳥の事。古事記書紀ともに。思兼神の思謀たまへる。最初の處に記されたれど。文の連は。必此に在べき事なり。よく事狀を案ひ辨ふべし。また手力男神云々のこと。書紀に。長鳴鳥云々のさし次にあるは宜けれど。餘の諸事より。前にあるはいかゞなり。此は古事記に。天手力雄神。隱立戶掖而。天宇受賣命云々とあるぞよき。故今はそれによりつ。○以天宇受賣命と云より以下は。上代本紀に。（此は所謂御鎭座本記なるを、北畠親房卿の元々集に、此名をもて引れたり、）凡神樂之起。猿女君祖天鈿女命。採天香山竹。其節間雕風孔。通和氣。（今世號笛類也、）亦天香弓興並叩弦（今世謂和琴其緣也）木々合々而備安樂之聲云云と見え。本朝事始に。和琴。（號也麻止古登、）上古天津神樂奏。令加奈止美乃命製之。但横雙六張弓。以狙乃平賀世緒。茅以須雅乃葉

左右乃手奏云々。有須賀加幾乃調。以此爲濫觴也と見え。（この書は藤原信西の撰れる書にて、予が見たるは、纔に二卷ありて、それはた全書ならず、闕て殘れるを、後人の綴成たる物と見ゆ、然れども、決めて僞書にはあらず。其は以呂波字類抄など其餘も、五百年ばかり以前の書どもにも引用ひたると、文脈も事實も、よく符るをもて知られたり、此を僞書なりとて用ひざる人もあれど、思慮の委からざるなり。中にはまゝいかゞにぞや所思る說どもゝ見ゆるは、當時の事識人のさまを思ひ通して、然るべき事を悟るべし、また信西は、當時の博士と聞えたるに、文字の轉倒などあるに疑あるべけれど、此は古書より傳々を抄出るに、大抵古き書は、文字の轉倒常なるを、その儘に採れると見えたり、其は此所ぞ信西の新に書る文ならむとおぼゆる處々には、さる事の無にて思ひ證すべし、）神祇本源にも。此時の神樂事を記せる處に。古語云八長者天鈿女命也云々御琴神。金鵄命孫長白羽命也。用天香弓六張。即絃也。即高幡上。金鵄居。因以象。故名之鵄琴也。（今世號和琴是也。）といひ。亦金色鵄飛來于弓弭。其鵄熌狀如流雷。由是作其尾形也とも見え。（上件、神祇本源に記せる傳は、元々集にも見えたるを、互に入混ひ亂たる文のあるを、彼此合せ見て引るなり、其は、神祇本源は、後醍醐天皇の元應二年に度會家行神主の著せる書なるを、彼元々集は、此書を借覽て書れたる物なること、本源の奧書にて知らるればなり、）康富記に。大炊御門殿被仰云。和琴天照大神岩戶出給候時。神樂器也。並弓六張彈之。依之有六弦云々と見ゆ。（鴨長明が無名抄にも此事見えたり、）此等を察合せ。深く考へて記せるなり。（今世古學の徒など、かゝる類の書をば、取も見ずて、云ひ腐さむとするは、思慮の至らざるなり、）さて元書に。長白羽命を金鵄命孫とあるを。其子と記る由は。加奈止美命やがて天日鷲命にて。長白羽命やがて其子に坐ばなり。（其由古史傳に委く註せり。）

○第五十五段

此段。於是天宇受賣命より。共咲矣までは。古事記に。天宇受賣命。手次繫天香山之天之日影而

爲鬘天之眞拆而。手草結天香山之小竹葉而於天之石屋戸伏汗氣而。踏登杼呂許志。爲神懸而。掛出胸乳裳緒忍垂於番登也。爾高天原動而。八百萬神共咲。と有を本に採りて記せるが中に。日蔭を鬘に眞拆を手次と替たる由は。（蘿を手次に用ひたりしこと、書紀も古語拾遺も皆同じことなり、）後世まで神事は。全此段の故事に因て。萬を用らるゝことなるに。後には日蔭手次と云ことは。凡て物に見えず。萬葉延喜式其餘の書にも。もはら日蔭鬘のみ有て。却て眞拆鬘と云ことも見えず。（歌などに、まさきのかつらとよめるは、師の言れたる如く蔓草なる故なり、頭に垂るゝ蘰を云にあらず、）爰に縣居大人說に。記紀ともに本は眞拆を手次とし。日影を鬘としてと有けむを。後に誤りて。右の如く日影を手次に。眞拆を鬘にとは書るなり。眞拆は長く強き物なれば。手次とすべく。日影は弱き物なれば。手次には堪べからず。と言れしは然る言にて。此は互に紛れ誤れるにぞ有ける。（師は、眞拆の手次といふこと、凡て古書に見えたることなければ、此はなほ疑はしと云れしは、かへりていかゞなり、）其は高橋氏文に。磐鹿六鴈命の。白蛤を鱠に料理るときの狀を記して。取日影爲縵云々。麻作氣葛乎多須岐爾多須岐豆とあり。（此文、年中行事祕抄に引たり）是にて。此所の文の。互に紛れ誤れること灼ければ改めつ。日蔭を鬘とせしことは。あまねく古書に見えて。疑なければなり。さて元書には。天眞拆とのみ有を。天香山之天眞拆とかけるは。書紀正書に。以天香山之眞坂樹爲鬘とあるによれり。（されど坂樹とある坂字は、山蔭にも云れたる如く非なり、今本に字のまゝにマサカキと訓れど、古本にはマサキと訓り、此は坂字の誤りなることを知れる人の訓なるべし。）○持鐸著之矛而。（亦云茅纏之矟。）は。古語拾遺に。天鈿女命手持著鐸之矛と見え。書紀に天鈿女命則手持茅纏之矟とあるを。二の傳ともに合せて文を成しつ。（但し師說に、書紀なる彼日矛をも、同物に解れたるはいかゞなり、此矛は木にて作れる矛なるをや、其由は古史傳にいへりき、）○石屋戸前この前字元書になきを。書紀古語拾遺に採て加へつ。○擧庭燎は。古語拾遺に採れり。○云比登

布多美用ニ。伊都牟由那々。夜許許能多理。毛々智用呂都ニ而は。一二三四。五六七。八九十。百千萬と云てなり。此時宇受賣命のかく言ひて舞たまへる由は、まづ古語拾遺に。凡鎭魂之儀者。天鈿女命之遺跡。と見えたれば、鎭魂祭の儀は、此段の故事より。起れるなること論なく。はた其式を。貞觀儀式に藏されたるに。大藏錄。以ニ安藝木綿一枚一實ニ於筥中一。進ニ置伯前一。御巫覆ニ宇氣槽一立ニ其上一。以レ桙撞レ槽。毎ニ一度一畢。伯結ニ木綿一。訖御巫舞訖。次諸御巫猿女舞畢と見え。江次第にも神祇官雅樂寮神樂。次御巫衝ニ宇氣一。次神祇官一人進結ニ糸於葛筥一。自レ一至レ十此間女官藏人。開ニ御衣筥一振ー動。(神琴師彈ニ和琴一。衝ニ宇氣一神遊之儀也、神代卷宇氣船不美止々呂賀須義ー也、以ニ賢木一衝レ船也、結レ糸自レ一至レ十。)と見えて。此御巫猿女は其に元は宇受賣命の裔の仕奉れる職なり。(然るを、後には他氏より任し給へり、そは古語拾遺に、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職、應レ任ニ舊氏一、而今所レ選不レ論ニ他氏一所レ違レ元也といひ、臨時祭式に、凡御巫取ニ庶女堪レ事充レ之、但孝選准ニ散事宮人ニ、と見たるを合せ考へて知べし、記傳に、猿女氏は、尋常の姓の如く、必しも其子孫には非ざれど、此職業を相嗣て仕奉る女等を、猿女君と云て、此神を祖神とせるにやあらむ、と云れしは委からず、其由古史傳に云を見るべし。)天孫本紀に。鎭祭之日。猿女君主ニ其神樂一。擧ニ其言一大謂ニ一二三四。五六七。八九十一而。神樂歌儛と見えたり。此を上に引る貞觀儀式。江次第の文と考へ合せて。御巫の宇氣槽に立て。桙もて撞く時に。一二三四云々と云こと知られ。(さてその一といひ、二といふ毎に、糸を一結びつゝ結よしなり。)それ即この時。宇受賣命のしか言るに據れる儀なること。鎭魂之儀者。天宇受賣命之遺跡。と云るに思ひ合せて知られたり。故此所に採て加へつ。一より十までの正訓は、年中行事祕抄に見えたるを採り、其訓によりて、六言三句の歌なることを知れるなり。)さて此は本は決めて。毛々智用呂都てふ語も有て。六言四句の神言に謳ひ坐る謠なるが。此によりて。大御神は石屋戸を出御れば。稱美べきことの極なる故に。天上にて。常に稱唱へたりしが。言なれて。終に數の印とは爲

たりけむとおぼゆるに。毛々智用呂都てふ一句の漏けむよしは。職員令集解に。饒速日命自天降時。天神授瑞寶十種云々。敎道曰。若有痛所者。合玆十寶。一二三四。五六七八九十云而。布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人返生矣（此事天孫本紀にも見ゆ）と詔へると有によりて考るに。鎭魂祭に。宇氣槽を撞く數を。十種寶の數に合せていふ故に。おのづからに毛毛智用呂都てふ句は省かりけむかし。故此意を得て。愼み畏み。この一句を補へつ。其は皇國の數の名は。一二三四五六七八九十百千萬にて盡たるを。此數名の漏べき由なく。かつ毛々智用呂都といふ言は。比登布多美用云々の句に合せて。よく此所の故事に合へればなり。（其由は、古史傳に詳るを見て知べし）さて謠なる故に。眞假名に書るなり。○相共歌舞は。古語拾遺に採れり。○是俳優者。神樂之起也。この時の俳優の。神樂の起なることは。諸書に見えて論なし。

○第五十六段

此段。於是と云より。勿還入坐矣と云までは。古事記に。前段に引る文の聯に。於是天照大御神以爲怪。細開天石屋戸而。內告者。因吾隱坐而。以爲天原自闇亦葦原中國皆闇矣。何由以天宇受賣者爲樂。亦八百萬神諸咲。爾天宇受賣白言。益汝命而貴神坐故。歡喜咲樂。如此言之間。天兒屋命。布刀玉命。指出其鏡示奉天照大御神之時。天照大御神。逾思奇而。稍自戸出而。臨坐之時。其所隱立之天手力男神。取其御手引出。即布刀玉命。以尻久米繩控度其御後方。白言從此以內不得還入。と有を本に採りて記せるが中に。亦聞看と云より。詔之而と云までは。天石窟段第三の一書に。此此天兒屋命云々。廣厚稱辭祈啓矣。于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也乃細開磐戸而窺之と有を採て文を成せり。○嘘樂遊は。元書に歡喜咲樂とあるを。記傳に。歡喜咲の三字を惡良岐とよみ。樂を阿蘇夫と訓れたるに從りて。嘘樂字を書紀にとり。遊字を加へて文を成しつ。（其由は、古史傳を見て辨ふべし、）○また天兒屋命布刀玉命指出其鏡と有を。太玉命の名のみ記せるは。上文に。兒屋命は太詔戸言禱白と

見え。太幣は。布刀玉命の取持たるとあれば。兒屋命の鏡を指出むこと覺束なければなり。○引開其石戸は。本になきを。書紀一書古語拾遺共に。侍磐戸側則。引開之者と有に依て補へり。そは此語なくては。石戸開と申す御名に叶はざればなり。（手力男神やがて石戸別神なり、其由次段に云を見よ。）○中臣神忌部神。こは元書に。布刀玉命とのみ有を。尻久米繩を控度さむには。必二人してなるべければ。神代紀正書に。中臣神忌部神。則界以端出之繩。とあるに依て記せり。○是時と云より以下は。天石窟段第二の一書に採て記せり。○或人問、此段兒屋命の祝詞と。宇受賣命の俳優とに感坐して。出御る趣に合せ記せることいかゞに覺ゆ。然るは。祝詞に感て出御りとあるも。俳優にめでゝ出御りとあるも。各々異なる傳にて此二事に感たまへるには有まじければなり。答まことに祝詞と俳優とに感けて。出御ること疑なし。そは音卷にも云る如く。凡て神代の故事は。中に甚しき異説もあれど。そは希なることにて。多くは彼に漏たる事は此に傳はり。此に漏たる説は彼に傳はりて。精密に考

るときは。おほかた一條に結ばりて。彼廣成宿禰の。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不忘と云はれたるは。實然ることゝぞ思はるゝ。其は古事記に。天兒屋命。布刀詔戸言禱白而。とのみ有て。その祝詞に感たまへることを記されざるは。禱白而。天手力男神云々。天宇受賣命云々。八百萬神共咲。於是天照大御神以爲怪云々。とうつり行べき文章の勢氣に引れて。その太祝詞に感たまへる事は。言漏たるものなり。古事記にはさる文勢ことに多し。（そは第四十段の徵に、又食物乞大氣津比賣神とある、又字のことを論へる説をも思ひ合せて悟るべし。）此時祝詞に感たまへる事は。後世までも。此時の由に依て。祝詞は中臣の職とさへなれるものをや。また宇受賣命の俳優に感たまひし事は。いふも更なれど。此は神樂歌舞の起元なるを。右の祝詞に感たまへるとある傳には。俳優の事見えず。此は祝詞の事を。むねと語り傳たればなり。此のみならず。古事記書紀古語拾遺。たがひに洩たる事の多かるが中に。石窟段の事實は。古語拾遺ことに委けれど。それにもなほ洩たる事はあり。その洩たる傳の

有らむかぎり。見得たらむまに〳〵正し考へて記し聚めむと爲るぞ。此成文を撰べる本意なりける。既く師翁も神樂の取物にも種々あり。凡そ後世神事にあることは大抵此段の神遊の事蹟の遺れるなれば。なほさま〴〵の事は有けむを。古事記にも書紀にも。多く略きてぞ傳りつらむと云れたりき。

○第五十七段

此段、於是と云より殿門而と云までは。もはら古語拾遺を採て記せる中に。大宮能賣命宇受賣命同神なるよし。又その別名などの事は古史傳にいへり。○天石戸別命、(亦名櫛石窓命亦名豐石窓命、)こは元ツ書に。天石戸別命と云名なく。豐磐間戸命櫛石間戸命二神とあれど此は石戸別命を。御門の左右に祭る故にいふ別名なるを。二神と爲たるは誤なれば。下に引る古事記によりて改めたるなり。(また元ツ書に、是並太玉命之子也とあるも非なり、其由は古史傳に委くいへり。)○天太玉命と云より。仕奉矣までは。此も古語拾遺に。殿祭門祭者。元太玉命。供奉之儀とあり。其は此時ならでいつか有らむ。故こゝに載せり。○故天宇受賣命者御巫猿女君等之祖也。御巫の職は。宇受賣命の此時の所由に依て。其裔たる猿女君氏の女を任たまへる職なりし事。これも同書に見えたるに依て記しつ。○天石門別神此神者御門之神也。こは古事記に。皇美麻命御天降の段に。天石戸別神。(亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、)此神者御門之神也と有を採れり。さて其亦名また御裔の諸氏の事は。姓氏錄の餘の書等をも合せ考へて記せるを。其は古史傳に委く記せり。

○第五十八段

此段は、古事記に。故天照大御神出坐之時。高天原及葦原中國自得照明とあると。古語拾遺に。當此之時上天初晴。衆俱相見。面皆明白。伸手歌舞。相與稱曰とて。此歌あるを採て文を成せり。(但し古事記に、高天原及葦原中國とあるを、天原及天下と記る由は、第四十三段に云るが如し、)此者大直會之縁也と云文は。後に神事に直會といふ事のあるは此時の禍事の直れるを歡喜びて。諸神のかく舞ひ歌へる故實に因なること。論ひなければ記せる文なり。(委くは、古史傳に云る

を見よ

○第五十九段

此段。於是と云より。令拔云々之爪而までは。古事記に。於是八百萬神共議而。於速須佐之男命負千位置戸。亦切鬚及手足爪令拔而 と有を採り。祓具。髮、などの字は、神代紀に採て補へり。○以手爪と云より。令祓竟までは。天石窟段第三の一書に。即科素戔嗚尊千座置戸之解除。以手爪爲吉爪棄物。以足爪爲凶爪棄物。乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之焉。世人愼收己爪者、此其緣也。第二の一書に。已而科罪於素戔嗚尊而。責其祓具。是以有手端吉棄物、足端凶棄物。亦以唾爲白和幣。以洟爲青和幣。用此解除竟。と有を採り合せて文を成せり。其中に。割天小菅拂而と云ことは、神樂歌に依て補へり。其由古史傳に云を見よ。○八百萬神と云より。逐降矣までは。第三の一書に諸神嘖素戔嗚尊曰汝所行甚無賴故不可住於天上。亦不可居於葦原中國。宜急適於底根之國。乃共逐降去。と有を採て記せるが中に。惡也は元書に無賴とありて。舊くタノモシゲナシコノモシゲナシなど訓れど。漢文の無賴を。しひて訓ると聞えて。古言ともおぼえねば。今は意を得て改めつ。○世人と云より以下は。上に引る第三の一書に採れり。

○第六十段

此段。天兒屋命の御系の事は。まづ延喜六年に。其御裔大中臣氏人等より奏進られし。中臣氏系圖に添られし解狀に。新撰氏族本系帳事。夫本系者。所以立祖宗分照穆正濫吹表後生之書。爰自居々登魂命以往、本記雖存。朴略不詳。從大祖天之兒屋根尊以來。父子相承兄弟載錄、凡厥條分支別之類。必以編次不失故實云々。先祖之後度々相承勘造圖牒。或別祖之後。倒錯不明云々。因茲申下上宣鳩集先後本系及家々古記。戸々門文等。始從去寛平五年十四載之間。實錄粗畢。仍集爲卷。名曰新撰氏族本系帳。惣造二卷云々。恐有遺脫。假令雖漏此帳來首不虛搜實處分。不必確執。苟所以不弄人之心也。干時延喜六年。歲次丙寅焉。(系圖略之) とありて。追次文に。去貞觀五年十一月三日。勘造件帳

進官已畢。而先帳歷年後生未載。爰被上宣具所撰錄加以此氏供奉神事良有以矣。苟非其人恐致咎祟。望請。准例被踏官印。依件分納將爲後憑。仍錄事狀。申上如件。謹解。延喜六年六月八日と記し。從五位上神祇大副大中臣安則朝臣。少副正六位上大中臣良臣朝臣など始め。九人の名を連署されたり。（此系圖に、上祖の系圖は、去貞觀五年に奏進れる故に、之を略たるよし、追次文に見て、中臣氏の鼻祖常磐大連と云より、末の系圖を記されたり、かくて貞觀の度に奏進られし本系帳は、今傳はらねども、所謂大系圖に載られたる、兒屋根命より次々記されたる系圖、其なるべく所思たり、さて又右文に、貞觀に勘造れる由見え、また下に依去天平寶字五年撰氏族志時之宣勘造所進本系帳云と云ること有て、此は姓氏錄序に萬方庶民陳高貴之枝葉三韓蕃賓稱日本神胤、時移人易罕知而言、寶字之末其爭猶繁、仍聚名儒撰氏族志抄と有にも符れば、中臣家にて本系を勘正されしは、甚古き事なりけり。）是解狀の趣を見に。既く貞觀延喜の頃すら。居々登魂命より以往は更なり。兒屋根命より後裔さへに。倒錯れる事の有て。詳明ならざりしを。多年に勘て。兒屋根命より以來は。粗正し錄せれど。なほ其父神居々登魂命より以往は。本記朴略にして。詳には知られざる趣なり。然を今此に津速產靈神を其始祖に系け。次に天相命。次に興台產靈命と序次たる事は凡て姓氏錄に據れり。（此錄を撰定給へる弘仁五年は、本系帳を勘造られし貞觀五年より、五十年前なり。）其は彼錄に。津速魂命三世孫天兒屋根命と有て。其始祖を此神に係たる。是事實に熟符て。正き傳と通え。（其由は古史傳に云を見て辨べし、）はた彼錄に擧られたる。兒屋根命の御裔の姓々。甚多かれども。此神より前の御祖の名の無を思に。彼錄の旨は。此神を始祖に係たること著し。故是に據れり。（其は姓氏錄を撰給へる弘仁の頃も、家々の古記、戶々の門文等にも、此神より前に御祖を、記し傳たるが無し故に、奏上ざりしなるべし、）さて天相命を此次に係たる事は、山城國天神部に。呉公天相命十三世孫雷大臣命之後也とある。雷大臣命は。藤原系圖に據て考るに。兒屋根命の十

一世孫なれば。其十三世祖は。天相命に當れり。然れば雷大臣命の十四世祖は。津速魂命にて。天相命は其子に坐まし。兒屋根命には。祖父に坐こと炳焉し。（さて此吳君の處の文、今印本、雷大臣命を、香太臣命に誤て、傍に、香太一作雷とあり、今は信友が校合たる、古本二つに、共に雷大と有と、傍書に一作雷と有とに從れり、此文を、舊事紀に據て作れる、後系圖書と合せ見て、香太臣命とある本に從り、此は伊香津臣命の、伊を脱たるならむ、と云る說も聞れど、甚じき非說なり、予が心には、香太臣命とある本は、舊事紀を取て作れる、系圖に從むとする徒の彼に合さむとて、雷を香と作るならむとさへ覺ゆるをや）さて武乳速命は。姓氏錄に。津速魂命男と有て。古史傳に引るが如し。（但し天相命と、兄弟の順次知べからねど、姑天相命の上に擧つ、そは別意あるに非ず、文の次手の宜ければなり）さて此命は。姓氏錄にのみ見えて。他書に見えず。舊事紀には。興登魂命兒天兒屋命。次武乳遺命と記して。兒屋命の弟とせるは。傳の混なるべし。姓氏錄の趣にては。兒屋命の御叔父に坐なり。

（さて此命の名の速字を、姓氏錄舊事紀共に、遺と作れども、林羅山先生の門人、靜觀窩備翁と云ける人の撰れる、神代系圖傳と云ものに速と作り、此は當時しか作る、古本の有しに據れるなるべし、今は其に從れり）さて天相命の別名を。市千魂命と記せる事は。舊事紀。（神代系紀の條）に。津速魂尊兒市千魂尊兒興登魂命兒天兒屋命と有を採れり。（其は右に引る解狀に、來首不慮、搜實云々とある旨にならへるなり）但し彼紀には。僞作れる神名も多かれば。此も其一ならむと。疑ひ思ふも有べけれど。其は委からぬものぞ。此神のこと。他書に見たる事は無れども。彼紀に拾收て存れるは。こよなき賜物なり。（後世に私に作れる書どもに此神名をも擧たるは、舊事紀に本づきて、記せるなること疑ひなければ、今云かぎりに非ず、）其は實を搜りて深く考るに。父神の御名を津速產靈神と申し。兄弟の御名を武乳速命と申すに熟符ひて。（其由古史傳の、興台產靈命の下に、委く云るを見るべし）彼紀を纂成せる人などの。杜撰り出べき神名に非ず。然れば。正しき帳に遺脫たりとも。必其に

確執ことなく。古史傳に御名の義を釋を見て思ひ辨へ。人の心を勿弄そよ（案に、彼神代系紀條なる、萬魂尊八十萬魂尊など云神名は、この市千魂命の千魂といふ言、また神名式に、越前國敦賀郡に天八百萬比咩神社とある、是らより思ひつきて、妄に作れる神名なるべし、然るにても八十萬と云言は古言にあらず、此は八百萬神と云るを、書紀にはみな、八十萬神と記れたるを見て、其古語ならぬことは得知らずて、ならへる物なり、然るに後世に記る系圖書ども、舊事紀に本づきて作りつゝも、彼萬魂尊と云を、八百萬魂尊と作るは、八十萬魂とかきなりて、いかゞなり、さて獨化天神と記せる神名の中に、天合尊と云るは、上に引る姓氏錄文に、天相命とあるを拾修れて、相を合にかへたるなり、さるにても、亦云天鏡尊と云るは妄言なり、天三降尊と云るは、饒速日命の供奉三十二神の中に、天三降命豐國宇佐國造等祖と云あれば、さる古書のありしに依て、加たるべけれど、神代系紀條にては、獨化天神第二世之神也と記して、獨化天神第六世と坐す、高皇産靈尊の詔命に依て降坐す、神の供奉に立たせるはいかにぞや、神代系紀條には尊と書き、供奉神の處には命と作るは、別神なる由を、思はせむとの所爲なるべけれど、美古登といふは同じきに、如此字を書別ることは、書紀の撰者の始給へる事なるを、然は知らざりしにこそ、また天八下尊と云るは、此三降命より思つきて、新に作れる神名と聞えたり、その天八百日尊と云は、更に據どころもなき、妄作神名にて、彼最初なる、天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊の類なること論ひなし、また振魂尊兒前玉命掃部連等祖とある振魂命は、姓氏錄に、天神部に修られたる誤を其儘に受て、神代系紀の天神に摭ひ採れるなり、實は振魂命は、第二十五段に記せるごとく、和多都美神の子に坐をや、なほ神代系紀條の、妄說と誤とを辨へむには、いと多くあれど、所狹くうるさければ此にいはず、然るを、かく妄なる神代系紀を、其儘採て作れる、系圖どもの世に多かるは、いとも慨たき事ぞかし、既く延喜六年に、大中臣氏人、連署して奏進られたる解狀に、先後の本系、また家々の古記、戸々の門文等を集め勘へてだに、己々登魂命より以往は、詳ならずと記さ

れしをや、さて神代系紀に、妄作神名はかく多かれど、市千魂の御名は、此比類にはあらざりけり。）さて天相命の次に。興台產靈命を係たる由は。神代紀に。興台產靈兒天兒屋命。姓氏錄に、中村連己々登牟須比命子。天乃古矢根命之後也と有に據れり。（是にて、兒屋根命を、津速魂命三世孫とある世數よく符り。）○娶と云より所生之子と云までは。藤原系圖に。天津兒屋命本系帳云、興登魂尊。娶玉主命之女許登能麻遲媛命所生。と有を採て記せるが中に。玉主命を。また天石門別安國玉主命とも申すことは。神名式の考證に。度會延經の考記せるに據れり。（委くは、古史傳に云を見るべし、）○中臣連より壹岐直までは。姓氏錄を採れり。○四國之卜部等祖也と云ことは。前にも引る童蒙抄に。石窟閇の時の卜事の事を記して、彼思兼神は。今の卜部氏の遠祖なり。と有に依れり。其は思兼神。やがて兒屋命にませばなり。（そは第五十二段、第百三十三段の徵及傳、此段の傳に註せるを見て辨ふべし。）さて兒屋根命。津速產靈神。興台產靈神の亦名どもの事は。古史傳に委く云るを見るべし。○或

人問。思兼神と兒屋命と同神なりと云こと古史傳に註せる趣にては。然る說に聞ゆれども。其出自違へるに似たり。さるは兒屋命は。姓氏錄の趣にて。古事記に高御產巢日神之子と見え書紀一書にも。高皇產靈尊之息と見え。またの一書には。豐秋津姬命を思兼神之妹とあり。此姬命は。高皇產靈神の御子なること。同紀及古事記。其の餘の書どもにも見えて違ひなければ思兼神は。高皇產靈神の生子にて。豐秋津姬命の兄に坐こと疑なくおぼゆ。然るに。兒屋根命と同神と決むことは。強說に非じか。殊に古語拾遺に。天地剖判之初。天中所生之神名。曰天御中主神。次高皇產靈神。（是皇親神留岐命、）次神皇產靈神。（是皇親神留彌命、此神子天兒屋命、即中臣朝臣祖也、）と有ば。神皇產靈神の御子と云傳なり。また同異本には。天地剖判之初。天中所生之神曰天御中主神。其子有三男。長高皇產靈神。（是爲皇親神留伎尊、則伴佐伯等祖也、）次津速產靈神。（是爲皇親神留彌尊、即中臣朝臣祖也、）次神皇產靈神。（是紀直祖也、）とありて。

津速產靈神を。天之御中主神の御子にて。高皇產靈神には御弟。神皇產靈神には御兄とし。また舊事紀（神代系紀條）には。高皇產靈尊（獨化天神、第六世之神也。）次神皇產靈尊。次津速魂尊と次第て。高皇產靈神皇產靈神と俱に。獨化り給へる神と爲たるなど。甚惑はしきをいかにとする。答。みな謂たる問なり。然れども。此段の傳。また第百三十三段の徵にも。委く辨へ云如く。思兼神兒屋命同神なること更に疑なきを問に引出たる傳々には論ふべき事あり。其は首卷にも云る如く。古書に某子と云るに。正く生子を云ると。（そは、日神月神を、伊邪那岐命の子と云るが如し。）裔を云ることが有て。（そは、大國主命を、須佐之男命の子といひ、大多々根古命を、大物主神の子と云る類なり。）此は師言の如く。上代は。先祖をも父母をも。弘く意佊と云。生子をも裔をも。弘く古と云りしかば。書紀また姓氏錄に。兒屋根命を。興台產靈命の子と云るは。正く生子の由にて。古事記また書紀の一書に。高皇產靈神の子思兼神と云。拾遺に。神皇產靈神子天兒屋命と云るは。其裔の由なり。然れば共に難なし。また書紀の一書に。豐秋津姬命を思兼神之妹と有て。此姬命は。高皇產靈神の御子に坐ことを思ひ合せて。思兼神を產靈命の生子と思ひなさむは。然ることながら。此は共に產靈神の御子と。朴略にいひ傳たるより。また如此も語り傳たる說と聞えたり。然れば。何處にもよく通りて。慥なる說を疑ひて。かたへの紛はしき傳に。心をのこすべき事にあらず。（もし信に豐秋津姬命は、思金神の妹に違なき物ならば、此も產靈神の子といふ傳は、其裔の由にて、實は興台產靈命の生子に坐ならむと云むも強說にあらず。）さて津速產靈神より出たる兒屋根命（亦名思兼命。）の御祖を。高皇產靈神皇產靈神に係て。其子と申すことは。いかにぞや思ふも有べけれど。彼二柱の產靈大神は。あらゆる諸神の大御祖に坐が故に。何神の御祖を此二神に係て。其子と申さむも難なし。（そは天之底立神は、彼一物より萠騰れる物に因て、成坐る神にて、亦名を角凝魂命と申を、神魂子角魂神とも有を思ふべし、此は第二段の傳、第四十九段の傳に、委く註せるを見るべし、また日神月神の御言に、我が御祖高皇產靈神と詔へるを

も思ふべし、此二神を伊邪那岐命の生給へるものをや、然ればあらゆる諸神、二柱の産靈神の御子ならぬはなきぞとよ）なほ此上の大原をいふときは。天之御中主神に坐なり。故に光仁天皇紀。天應元年七月の處に。兒屋根命の裔。柴原勝子公が上言に。其遠祖を天御中主命に係たり。（世にある系圖書どもに、此神を國常立尊と同神と爲たるこそ、いみじき非事なれ、）本朝諸神諸人之元祖、衆姓衆戸之分派、皆悉無不此神之苗胤也と云るは、信に然る言なり、諸書に天御中主神の裔孫とあるは、すべて此心定を以て思ひ辨ふべし。）然れども。問言に引る。古語拾遺異本に。天御中主神其子有三男といひて。高皇産靈神以下三神を。直に御中主神の生給へる趣に記たるは。古意に違へり。（此等の事は、第二段萠騰之物とある處の傳に委く註せるを見て辨べし）さて此異本は。廣成宿禰より遙後の。古をよくも知らぬ人の。古事記書紀などに。津速産靈神の御名の見ざるを不足ことに思ひて。本書の文を。竊に改めたるものと見えたり。其はまづ元書に。高皇産靈神。（是皇親神留伎命、）次神皇産靈神。（是皇親神留彌命、）とあるは。いと正しき説にて。よく事實に符へるを。津速産靈神を神留彌命と爲たるは。思ふ心ありと通えたり。且神皇産靈神を男神と爲たることも。古に符はず。また正本には。高皇産靈神所生之云々男名曰天忍日命（大伴宿禰祖也）とあるを。右異本に。高皇産靈神の下に。伴佐伯等祖也とあるは。殊に僞の著明きものなり。其は大伴氏の大を去て。伴氏となれるは。弘仁十四年のことなれば。是れより十六年前。大同二年に奏進られたる本に。伴とのみ書るべき由なければなり。是にて彼異本の信がたきこと知べし。（たゞし此異本度會家行の神祇本源、北畠親房卿の元々集などにも引用たれば五百年前より有し本なりけり）さて又舊事紀に、津速魂命を高皇産靈神皇産靈神と倶に。獨化り給へる神と爲たるも妄事なり。其は此段の傳。興台産靈命の下に。註せるを見て辨ふべし。）なほ思兼神兒屋根命同神なる由は、第百三十三段の徵に云をも合せ考べし）

○第六十一段

此段は。古事記。書紀。古語拾遺。姓氏錄。神名式。

山城風土記。舊事紀。その餘の古書等をも合せ考へて記せるを。其說いと長し。古史傳に就て見るべし。

○第六十二段

此段は天石窟段第三の一書に。諸神嘖素戔嗚尊曰云々。乃共逐降去。于時霖也。素戔嗚尊結束青草以。爲笠蓑而。乞宿於衆神。衆神曰。汝是躬行濁惡而。見逐謫者。如何乞宿於我。遂同距之。是以風雨雖甚。不得留休而。辛苦降矣。自爾以來。世諱著笠蓑以入他人屋內。又諱負束草以入他人家內。有犯此者。必債解除。此太古之遺法也と有を採て文を成せり。

○第六十三段

此段は。前段に採れる一書のつゞきに。是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去。如何不與我姉相見而。擅自徑去歟。廼復扇天扇國。上詣于天時。天鈿女見之而。告言於日神也。日神曰。吾弟所以上來。非復好意。云々。(此一書、此所に、誓ひて互に御子生坐る事あり、此は紛たる傳なること著ければ採らず、其由下に云を見るべし。)於是素戔嗚尊白日神曰。吾所以更昇來者。衆神處我以根國。今當就去。若不與姉相見。終不能忍離。故實以淸心。復上來耳。今則奉覲已訖。當隨衆神之意。自此永歸根國矣。請姉照臨天國。自可平安。且吾以淸心所生兒等亦。奉於姉。已而。復還降焉。とあるを採て文を成せり。○さて前段と。此段に採れる一書につきて論あり。其は記傳に須佐之男命の御荒びの處に云れしは此段に論ふべき事あり。須佐之男命既に御誓に依て。御心の淸明こと顯れ。我勝と詔ひ。天照大御神も許諾たまへれば。(書紀に、於是日神方知素戔嗚尊固無惡意といひ、また故日神方知素戔嗚尊元有赤心ともいへり、)此時既に御心の淸明こと疑なし。然るに。忽又かくの如く。天照大御神の御爲に。種々の惡事を爲給ふは如何ぞや。此趣書紀の傳ども、皆同ことなる。古來註者心を著けざるにや。論なきは俺なりけり。余は甚心得ぬことにこそ思へ。故按に書紀の中の一傳に。(篤胤云、書紀の中の一傳とは、即こゝに採れる、石窟段第三の一書のことなり、)右の種種の惡事始に有て。

さて石屋の事より。此神に解除を科て逐し事ありて。後に天照大御神に相見給むとして。高天原に上り給ひて。かの御誓約の事あり。此次第こそ。まことに然るべく思はるれ。此に依て思ふに。古事記及書紀の餘傳は。事の次第の前と後と亂つる物か。其由は。初に伊邪那岐大御神に逐はれ給と。解除の後に諸神に逐はれ給と。事狀の似たる故に。後度の次に有し事を。誤て初度の次に云傳へしなるべし。と云れつれど。此一書に。解除竟て逐はれ給へる後に。復天に上坐る度に。御子生坐りとあるは非傳なり。さるはまづ速須佐之男命の。初度に天に上給へるは。素より惡心坐まさず。たゞ根國に罷給ふ。暇乞し給はむとして。上坐るなるを。大御神は然る事とは知看さず。その上坐る御稜威のいみじきに。我が天原を奪はむとして。上坐るとおぼして。待問ひ給へる其時に。須佐之男命の。無異心と詔へるは。天原を奪はむなどの。邪心はもたらずと詔へるなり。此は實にさる御心は不有しかばなり。さてもなほ大御神は疑ひおぼして。然則汝之清明心者。何爲而將知と詔ふが故に。その實に異心なき事を顯し給むとして。互に誓坐して。御子は生坐るなり。(此度、無異心と詔へるを、下の御荒びの事までにかけて心得るは非なり、)さて誓に勝給ひて。男子を生坐したる故。御心おごり坐せるに。況て宇氣母智神の。穢物を進らしゝに依て。そのおごりの御心の盛になりて。天罪のいみじき御荒はありしにて。初に無異心と詔へるとは事異なり。思ひ混ふべからず。(記傳に、古事記等の趣を立ていはば、御誓の時は、實に御心清明かりしかども、誓に勝給へる御心おごりに依て、又しも、本性の惡心は起しにやと云れつれど、是も初の無異心と詔へる御言を、後の御荒びまでにかけて、心得られたるにて、上件云る趣を思ひ落されたるなり、)御子生給へるは。初度なること。生坐る御子の御名にて明なり。もし此一書の傳の如く。後に上坐る度に。生坐るならむには、正哉吾勝勝速日と申す御名の。似つかはしからぬを思ふべし。(そはいかにぞなれば、此一書なる、後度に御子生給へる傳によるときは、その御子生坐して後に、勝速び給へることのなければなり、)そも／＼右の師說は。無異心と詔へ

るを。後の御荒びまでにかけて。心得られたるが因となり。はた須佐之男命の。初度に上坐し時よりいたけく坐て。その御荒びも何も。八十枉津日神。（亦名五十猛神、）の屬副坐るに依てなることを。考へ漏されたる故の說なりけり。（此事、古史傳に委く云を見よ。）さて右の一書に。復上り給へる度に。御子生給へりとある亂の傳と。日神の御田三處あり。須佐之男命の御田も三處ありしを。須佐之男命の御田は磽處なりし故。そを妬て放畔溝埋などの惡事を爲給へるとある傳を捨ては。（さるは、此傳の趣にては、素より田植の事有て、須佐之男命も、其事を勤たまへる趣なれど、さては事實に符ざること、第四十段の徵に云るを見て知るべし、殊に妬害姉田などあるは、いたく古意に背ひて、須佐之男命を、惡神と爲たる邪說なり、いかでかの御荒びは、さるねぢけたる御心より爲たまへる御態ならむ、古來かの御荒びの因緣を、朗に解得たる人なき故に、あなかしこ、世の古學する徒も、惡き事とし云へば、口につきたる如く、須佐之男命及禍津日神を申し出るは、いとも慨たき事なりかし、須佐之男命は更なり、枉津日神も穢たる事のあればこそ、荒給ふにはあれ、本性のあしき神には坐ざるなり、其由古史傳に委く註せるを見よ。）その餘の事どもは。餘の一書ども。古事記古語拾遺などにも洩たる傳の。實に如此あるべき。珍き傳にて。殊に暇請し給へる御言などは。彼解除の德によりて。御心の和給へること。明に知られて。いとも哀なる御言なりかし。（そは古史傳に註せるを見よ、）さてまた此傳に。復上らしゝ時の文に。廼復扇天扇國。上詣于天とあるは。初度に上坐し時の傳の亂と見ゆれば採らず。また大御神の御言に必欲奪我之國者歟云々。乃躬裝武備とあるは。御子生給へる事の。初度に上坐る度の事なる上は。復上り給へる時に。かゝる御言の有まじき謂なれば採らず。（さるは男御子生給へるにて、天原を奪はむの邪心なき事は、既に顯れ給へればなり）

○第六十四段

此段。是時と云より。授須佐之男命而と云までは。御誓段の正書に。是時天照大御神。勅曰云々。此三女神悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。と

あるを採れり。其が中に。於先與二須佐之男命一誓而生坐之と云文は。第三十三段の事實に依て。今新に加へたるなり。○汝三神と云より。敎給矣までは。同段第一の一書に。於是日神云々敎之曰。汝三神。宜下降二居道中一奉レ助レ天ー孫而。爲二天孫一所レ祭上也と有を採て。(此文の所祭を、本どもにイツカレヨと訓るは、いみじき非訓なり、そは古史傳に云を見よ。)天孫と云ことは。漢文なれば替たるのみなり。(山陰に云此時天孫はいまだ生まさず、此勅いかゞ。と云れしは、師は天孫皇孫と申すを邇々藝命よりの御事と思はれし故に、かゝる說はあれど、此は書紀に美麻といふに孫字を當られたるより、思ひ紛へられたる說なり、實は忍穗耳命より次々、天皇命をひろく稱し奉る號なるをや、其は此段の古史傳に、委く註せるを見て辨ふべし、)○今と云より。祭神也までは。同段第三の一書に。日神所生三女神者。云々今在二海北道中一。號曰二道主貴一。此筑紫水沼君等祭神是也。とあるを採れるが中に。筑紫二字を採ざる由は古史傳に註り。(山陰に此文を論ひて、今在と云こといかゞ、もし初には、宇佐島に降居しめ給ひしを、今は海北道中に坐ます由ならば、後遷とこそ有べけれ、また道主貴と申す御名も疑はしく、また胸形君を云ずして、水沼君もうたがはしと云れたれど、此はこの文の意を、委く思ひ得られざりし故の說なり、其由古史傳に委く註せるを見るべし。)さて此三女神を降給へること。いづれの傳もみな御誓段に在れども。其は事實の因に記せるにこそあれ。實はかならず。此時なるべきこと。熟々事狀を思ひ通して悟るべし。○此三柱神。亦謂二須勢理毘賣命一と云ことは。大同本記に。雄略天皇の御世に大御神の。豐宇氣神を。伊勢に迎まく欲す由を。御諭ませる御言に。吾高天原爾在時。素盞嗚尊乃十握劔乎索取。三段打折弖所生三女神乎。宇佐島降居。道中奉レ助二天孫一而。爲レ天ー孫所レ祭止詔之。須勢理姬乃齋奉禮留神。今丹波國。與佐乃比沼乃眞魚井坐弖。道主王子。八乎止女乃齋奉御饌都神。止由居乃神乎。吾坐國欲止誨覺給支と見えたるに據り。事實を深く考へて。須勢理毘賣命と云は。やがて三女神の。一柱と坐ます時の御名なることを。悟り得て記せる文なり。(なほ古史傳

に委く註せるを見るべし、さて此御託宣の中に、降居と云より、所祭と云まで、全く神代紀の文と同じき由は、書紀いで來て後に記せる書は、彼紀なる事實と同じ事をば、彼紀の文を學びて、記すならひなること、首卷に委く云るが如し。さて大同本記の全書は、今傳はらず、此は神宮雜例集に引るを採れるなり、須勢理姫乃齋奉禮留の九字なき本もあれど、今は一本によれり、度會延經の神名帳考證に、丹後國余佐郡須代神社の下に、大同本記云、素戔嗚尊所生三女神、奉助天孫而、爲天孫所祭止詔之神、丹波國與佐乃郡比沼眞名井坐須勢理姫と引るは、予が見たる本と、文のさまいさゝか異なり。されど須勢理毘賣命、やがて三女神に坐す事の狀は違ふことなし。)

○第六十五段

此段は。簸川段第四の一書に。是時素戔嗚尊。帥其子五十猛神。降到於新羅國。居曾尸茂利之處。乃興言。曰此地吾不欲居。遂以埴土作舟。乘之東渡。到出雲國簸川上所在鳥上之峯と見え、出雲風土記意宇郡安來郷の處に。神須佐乃烏命。天壁立廻坐之爾時。來坐此處而。詔。吾御心者安平成詔。故云安來也。と有とを採り合せて文を成せり。(たゞし本書には天壁立と有を、極字は祝詞に、天能壁立極と有によりて補へり、また安來とのみ有を、安來之埃之川上と記ることは論あり、そは第六十七段の徵に云るを見るべし。)

○第六十六段

此段は。簸川段第五の一書に。素戔嗚尊曰。韓郷之嶋是。有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者未是佳也。乃拔鬚髯散之。即成杉。又拔散胸毛。是成檜。尻毛是成披。眉毛是成櫲樟。已而定其當用。乃稱之。曰杉及櫲樟此兩樹者。可以爲浮寶。檜可以爲瑞宮之材。披可以爲顯見蒼生奧津棄戶將臥之具。夫須噉八十木種皆能播生。と有を採れり。(山蔭に、此文を論ひて、夫須噉の三字いかなる事ぞや、又これより上に、木種の事は見えざるにこゝに八十木種皆能播生と云ること、ゆくりなし、亦殖八十木種皆能云云、など有べけれと云れつれど、本のまゝにても能聞えたり、そは古史傳に云を見るべし、なほ次段の

微に云をも見よ）

〇第六十七段

此段は。簸川段第四の一書に。初五十猛神天降之時。多将樹種而下。然不殖韓地。盡以持歸。遂始自筑紫。凡大八洲國之内。莫不播殖而成青山焉。所以稱五十猛神為有功之神。即紀伊國所坐大神是也。第五の一書に。于時素盞鳴尊之子。號曰五十猛命。妹大屋津姫命。次枛津姫命。凡此三神亦能分布木種。即奉渡於紀伊國也。と有を合せ採て文を成せるが中に。五十猛神の亦名。大屋津比賣命の亦名。即紀伊國造之齋祠神等也など云文は。地神本紀に。五十猛神。（亦云大屋彦神）次大屋姫神。次枛津姫神。已上三柱並坐紀伊國。則紀伊國造齋祠神也。と有を採れり。また伊太祁曾神と申す名は。神名式に見えたり。〇韓神曾富理神と申すを。五十猛神の亦名と定たる事。また此神の宮内省に坐す由などは。第七十四段の徴にいへり。〇さて上六十五段より此段まで。三段に記せる事實につきて論ひあり。其は六十五段に引る出雲風土記に。天壁立廻坐之とあるは。

何時ならむと云こと知べからぬを。此時の事として記せる由は。彼段に引る第四の一書に。東渡到出雲國とあるは。新羅國より。渡到ませる時を云るなれば。その新羅に到給はざる以前。天より降り坐る時。直に天壁立極を廻坐し。さて新羅に居著ませると知られたり。然らずは何時廻坐るとせむ。さて新羅國より。渡坐る地は。右の一書に鳥上之峯とあれど。此は大蛇を斬給へる事を。語傳ふる因に云るなれば。安來に到著たまへる傳は洩したるなり。然れども。その初て渡著たまへる地は。實に安來の地なりけむこと。來坐此處而云々と有にて明なり。さて安來之埃之川上とかける由は。簸川段第二の一書に。素盞鳴尊下到於安藝國可愛之川上也云々。是後以稻田宮主簀狹之八耳生兒眞髮觸奇稻田媛。遷置於出雲國簸川上而。長養焉とある安藝を舊く阿岐と訓て。山陽道なる安藝國のことゝせるは誤りにて。此は風土記なる安來郷を云るなり。其は藤原宣昌てふ人の著せる。鳥士二水考證といふ書あり。上に引る風土記の。安來郷の故事は引ざれども。右の一書を論ひて。夫安藝國者非國名

也。出雲風土記所載意宇郡安來郷而今屬能義郡。而作八杉郷者是也。先輩泥文字混於山陽安藝。誤訓之阿伎能玖邇遂失其正矣。宜改訓野珠魏能玖邇也。以郷稱國者舊證多矣。可愛之河則經流於安來郷伯耆大川是也。其源出於出雲國仁多郡能義郡之堺葛野山。而上流謂之伊志尾川。北過毋理安來等之郷。而入于伯耆國。經舟上及米子等之地。而入海矣。謂之日根川也。以其流伯耆總名之伯耆大川也。出雲風土記曰。伯耆大川源出仁多與意宇二郡堺葛野山。流經母理楯縫安來三郡入海。(割意宇郡爲能義郡、故葛野山今在仁多郡與能義郡之堺)其葛野山在二郡之堺也。東南與鳥上峯麓相近矣。然則可知伊志尾川之源不遠于鳥上之峯焉。故其以眞髮觸奇稻田媛自可愛之河上遷置於簸河之上。而長養者以近接其堺也。(案谷重遠曰、今訪安藝國不聞有可愛川者當矣、予友祝利萬呂者、安藝國之人、而灩心於日本書紀久矣、雖求可愛之河于安藝國、卒不得其蹤、又求有雲藝二國接堺之地否、亦無得之矣云、予信其說故不復求諸藝州、專求諸雲州、而得其舊跡也、)といへり。此考いとよろし。故是によれり。(但し書紀に、可愛とあるを、埃とかけるは、其訓註に可愛此云埃とあるによれり、)さて上に引る第四の一書に依ときは。安來より直に鳥上に往坐して。大蛇を斬給へる事を記すべきなれども。第五の一書の御言に。韓國之島云々と詔へるは。韓國より。渡坐して。やがて詔へると聞え。また第四の一書も。大蛇を斬給へる事を記し畢て。初五十猛神天降之時。多將樹種而云々とあれば。木種を殖生し給へるは。大蛇を斬給へるよりは前なること。初字にて知られたり。故木種を殖生し給へる事は。大蛇の段より前に記しつ。○或人問。木種を殖給へるは。各々異なる傳と聞ゆるを。五十猛神とあるも。須佐之男命とあるも。彼も此も採れるはいかゞ。答そは首卷にも云る如く。すべて古傳には。異說あり。混說あり。類說あり。誤說あり。こゝの樹種を殖生し給へる傳は類說にて。類たる事ながら。各々殖生し給へるなり。其は第五の一書に。此三神亦能分布木種とある文をもて曉るべし。

○第六十八段

此段。爾と云より。泣也までは。簸川段正書に。是時素戔嗚尊。自天而。降到於出雲國簸之川上。時聞川上有啼哭之聲。故。尋聲覓往者。有一老公與老婆。中間置一少女。撫而哭之。古事記に降出雲國之肥河上在鳥髪地。此時箸從其河上流下。於是須佐之男命。以爲人有其河上而。尋覓上往者。老夫與老女二人在而。童女置中而泣。とあるを採り合せて記せり。(地神本紀にも。素戔嗚尊到於出雲國簸之河上鳥髪地之時、自其河上箸流下者矣、素戔嗚尊以爲人在其河上而尋覓上往者聞河上有啼哭之聲、故尋聲往上、有老翁與老婆、中間置少女而哭矣とあり、さて第二の一書に、彼處有神名曰脚摩手摩、其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳、此神正在妊身、夫妻共愁乃告素戔嗚尊曰云々といひて、大蛇を斬給へる後に、八耳が生る稻田姫を長養し、妃どして兒生給へるとあるは、誤れる傳なるべし、) ○問給と云より以下は古史傳に註を見るべし。

○第六十九段

此段。爾と云より。可待と云までは。古事記を採たるが中に。以諸菓と云ことは。簸川段第二の一書に採り。毒酒と云ことは。第三の一書に採り。元書に置酒船而とあるを。各置一口酒槽而とかけるは。神代紀正書に各置一口槽而とあるに據れり。○吾爲汝と云より以下は。第二の一書に。素戔嗚尊乃敎之曰汝可以諸菓釀酒八甕。吾當爲汝殺蛇と有に依れり。

○第七十段

此段。於是と云より來と云までは。第二の一書に。二神隨敎設酒と見え。古事記に。如此設備待之時。其八俣遠呂智信如言來。と有を合せて文を成せり。○爾と云より。沃入之則までは。此も第二の一書に。素戔嗚尊勅蛇曰。汝是可畏之神也。敢不饗乎。乃以八甕酒毎口沃入と有を採れり。○其遠呂智と云より。變血而流までは。古事記を採れるが中に。〓字舊印本に死由と有を。記傳にも。其儘おきて。二字を合せて。ミナと訓れ此は決く誤れるものなり。眞福寺本には、〓と一字に作り。故思ふに。皆一字なるべし。皆とは八頭

皆なり。と云れたれど。師の見られし眞福寺本は轉寫たる本なりしとのことにて。違へることゞもの有を。予が見たるは。其元本なりしかば。此よなく正しく其字體は。畱かく有り。そも〳〵この畱字は留字の一體にて。㽞と作くも。死とかくも同ことなり。そは柳字の卯を常に丣と作にても悟るべし。眞福寺本いづこも。留字を畱と作り。さて畱伏寢とは。おのが元の住處へは歸らで。酒を飲たる處に畱りて伏寢たるとの事なり。○其骸者と云より昇天矣までは。地神本紀に。素戔嗚尊乃云々。寸斬其蛇。此蛇爲八段。毎段成雷。總爲八雷飛躍昇天。是神異之甚也。と有が中より。摭ひ採て文を成せり。(釋紀に引る私記にも、此と同じ傳へを擧たり」此はよく事實に符へれば。決めて外の古書より採れる。古傳なるべく所思たり。○故切其中尾之時と云より。思異物而と云までは。全く古事記を採れるが中に。元書には。御刀之刄毀とあるを。少缺矣とかけるは。書紀正書。また第二第三の一書に依れり。また別字は。第三の一書に。別有一劒焉と あるを採れり。○安置御許而齋之矣は。事實を深く考へて。新に加へたる文なり。(其は第七十九段の徵に委云べし、)○天叢雲劒是也より名歟までは。神代紀正書に。所謂草薙劒也。とある處の分註に。一書曰。本名天叢雲劒。蓋大蛇所居之上。常有雲氣。故以名歟。至日本武皇子。改名曰草薙劒と有に依て本名を取て記せり。○故斷と云より以下は。第二の一書に。其斷蛇劒號曰蛇之麁正。此今在石上也。と有を採れるが中に。元書に正とあるを玉と作るは。二十二社註式に。此文を引て。玉とあるに依れり。(書紀古本にしか有しなるべし。)さて此劒の亦名どもは。書紀一書等に見えたるを。聚め記せり。(古語拾遺に以天十握劒斬八岐大蛇とある、天十握劒には、ききつかぬこゝちす。)

○第七十一段

此段。故是以と云より。夜幣賀伎袁までは。古事記を採れり。○亦より御室山と云までは。出雲風土記を採れり。○爾喚と云より八島士奴美神と云までは。古事記に。於是喚其足名椎神。告言汝者任我宮之首。且負名號稲田宮主須賀之八耳神。故

其櫛名田比賣以。久美度邇起而。所生神名。謂八島士奴美神と見え。神代紀正書に。素盞嗚尊云云。勅之曰吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜號於二神曰稻田宮主神とあるを合せ考へて文を成せり。（但し正書に、生兒を大巳貴神と有は非傳なり、また舊事紀に、大巳貴神亦名淸之湯山主云云とあるは、此に本づける妄說なり、）其が中に、古事記に所生神名云々と有を。令產之神名云々と記るは。出雲風土記美保鄕の條に。所造天下大神命娶高志國坐云々奴奈宜波比賣命而令產神。御穗須々美命と有を例に採て記せり。（そは生坐と云こと、男神に係ても云まじきには非ざれども、令產といふかた、理正じく通ゆればなり、）此より次々も此を例として。古事記書紀其餘の書より採れるも。此と同じ事をば。多くは令產之子。令產之神など記しつ。此は終までに通ることなれば。豫て心得おくべし。さて稻田宮主簀狹之八耳と云名は書紀の一書二所に見えたり。○其と云より以下は。出雲風土記に採て記せり。

○第七十二段

此段は全く出雲風土記に見えたる傳どもを。採り聚めて載せり。委くは古史傳に云へるを見るべし。

○第七十三段

此段も。全く出雲風土記に見えたる傳どもを。採り聚めて記せり。委くは古史傳に註せるを見るべし。

○第七十四段

此段。此大神と云より。子大年神と云までは。古事記を採れり。但し元書に大年神次宇迦之御魂神とあれども。紛れたる傳なれば採らず。（其由は、第十一段の徵に云るを見るべし）○故此大年神と云より。大土之御祖神と云までは。古事記に採れるなれど。此に就て論あり。そは彼記に。故其大年神。娶神活須毘神之女。伊怒比賣生子。大國御魂神。次韓神。次曾富理神。次白日神。次聖神。（五柱）又娶香用比賣生子。大香山戸臣神。次御年神。（二柱）又娶天知迦流美豆比賣生子。奧津日子神。次奧津比賣命。亦名大戸比賣神。此者諸人以拜竈神者也。次大山咋神。亦名山末之大主神。此神者坐近淡海國之日枝山。亦坐葛野之松尾。用鳴鏑神者也。次庭津日神。次阿須波神。次波比岐神。

次香山戸臣神。次羽山戸神。次庭高津日神。次大土神亦名土之御祖神。(九柱)とあれど。まづ大國御魂神と云は。大國主神の荒魂の名なるを。大年神の子と紛らしたるなり。其は神代紀に。大國主神の亦名を擧たる所に。大國玉神と見え。古語拾遺にも。其亦名を擧て。大國魂神とあるに。古事記には。その亦名を擧たる所に。幷有五名といひて。此御名のなきは。紛れて別に一神と傳たるが故なり。記傳に。何神にまれ。國を經營坐し功德あるを。其國國にて。國魂とも。大國魂とも申て。拜祀るなり。故諸國に某大國玉神社と云ふ多し。然るに此は何國ともなきは。倭の大國御魂なり。(舊事紀に、此神の下に、大和神也と云るは、古書に然見えたることありしか)と云れしは然る說ながら。此神、穴牟遲神を助けて。殊に倭國を經營坐し功薫ぞ有けむと云て。別神と思はれしは。古事記の此所の錯亂を思ひ得られざりし故なり。(其由は、古史傳に委く註へるを見て悟べし)〇次に韓神曾富理神。この二柱も。大年神の子と爲たる傳は。事實に合ざる故に採らず。師も引れたる。內侍所御神樂式に。韓神之

事。素盞雄尊子也といひ。大宗祕府略記に(この書、予いまだ其全書を見ず、今は中臣祓註といふものに引るを、また引るなり、早く度會家行の神祇本源にも引用ひたれば、いと古き書なりけり、)韓神者。伊猛命。號韓神曾保利神と見えたるなどに依て。五十猛神の亦名と決て。第六十七段に記しつ。(其由は、古史傳に委く註るを見るべし、)〇次に白日神聖神。此名も何とかや韓めきて。上なる三柱神を大年神の御子と申ことの。信がたきに思ひ合せて。歎はしければ成文に採らず。(されど其考へ得たる說どもは、五十猛神の亦名、韓神曾富理神の處に註せり、)さて此五柱をかく除きて。其祖神たちの名をのみ殘すべくも非ねば。神活須毘神。伊怒比賣をも擧ず。(この二名もいとおぼつかなき名なりかし、)凡て成文には。右の類いぶかしき傳は。採摭ふまじき心ぐみなればなり。(故此より已下も、予が心に信はざる神名はすべて採らず、其は各元書のあるうへは、此に擧ざらむも、彼に存れば害なし、此成文に漏たる神等を、古事記の傳のまゝに信はむ人は、記傳に就て見るべし、)〇庭津日神庭

高津日神を一神とし。此を竈神二柱を合せて申す御名と定たる由は。古史傳に記せり。○阿須波神。波比岐神の。座摩の御巫の持齋く神なる由は。神祇式に見ゆ。(此も古史傳に註せり、)○香山戸臣神とある。臣字を删れることは。地神本紀に無によれり。(名に臣と負ことは、人世となりての事なればなり、)上文に大香山戸臣命とあるは。此神の紛れて。二柱となれるならむ。(かれ此神を採らず、)○大山咋神の下なる。用鳴鏑神者也と云文は。思ふ由有て。此處に記さず。神武天皇卷二年の處に。松尾神の事の出たる處に記しつ。(其由彼段に云を見るべし、)○土之御祖神に大字を冠ること。此神者度會之地主神也と云文などは。倭姫命世記。御鎭座傳記。同本記などに依れり。○亦子稻依比賣命と云より以下は。延暦內宮儀式に依て記せり。(其由委くは古史傳に記せるを見るべし、)大歲御祖命と申す名も同書に見えたり。

○第七十五段

此段は。全く古事記を採れるなれど。彼記に大氣都比賣神に娶て。此神等を生坐るとあるは信がたし。其は强て說を作りたらむには。いかにも言べけれど。大氣都比賣神は既に殺され給へるものをや。故たゞに故其羽山戸神之子云々と記しつ。さて前段此段に記せる。大年神の御子の事は。古事記に。御諸山大物主神の事よりは後。天照大御神の命以て。葦原中國を言趣ます事よりは前に擧たれど。彼は八島士奴美神より次々。大國主神までの事を記せる文の勢に引れてなり。(其は第四十段、第五十六段の徵に云る說をも思ひ合せて知べし、)然れども實には此に記すべきものなること。つら〳〵事實のつゞきを考へて曉るべし。

○第七十六段

此段。に故其大年神之兄八島士奴美神と記せるは。古事記に。大年神兄。八島士奴美神とあるにより。淸之云々と申す三の亦名は。神代紀に採れり。(舊事紀に、此神と大國主神とを一神とせるは、いみじき妄說なり、)○さて古事記に。八島士奴美神娶大山津見神之女。名木花知流比賣生子。布波能母遲久奴須奴神。此神娶淤迦美神之女。名日河比賣生子。深淵之水夜禮花神。此神娶天之都度閇

知泥神生子。游美豆奴神。此神娶布怒豆怒神之女名布帝耳神生子。天之冬衣神と有を採らず。游美豆奴神。と云を。八島士奴美神の亦名と決たる由は。まづ布波能母遲久奴須奴神。深淵之水夜禮花神といふ名義。記傳に解れし説もあれど。餘神の名の狀とはいたく異ひて。都に心得がたく。實に有し神ならむには。出雲風土記に。いさゝかなりとも。其事蹟も有べきものなるに。かつて其事見えず。また游美豆奴神。冬衣神の名は。須佐之男命のしばらく齋き置し、叢雲劔の謂に由て。負坐る名なるに。布波能母遲久奴須奴。深淵之水夜禮花といふ名は。さる由もなく。また木花知流比賣と云も。かゝる名は例なくをかしからぬ名なり。また游迦美神之女云々と云こととも。師説はあれど信がたく。天之都度閇知泥。布怒豆怒。布帝耳。などいふ名どもゝ。すべておぼつかなし。然れば布波能母遲久奴須奴神。深淵之水夜禮花神といふ二代は。大國主神を須佐之男命の六世孫といふ傳もありて。(書紀の一書、また姓氏錄に六世孫とあり)其傳の廣くなれる後に。其代數を合さむとして作れる。中古の杜撰なるべくぞおぼゆる。故其傳には依らずて。神祇譜に。(此書のことは、第百三段の徵に委く云べし、)大巳貴神此神者。素盞嗚尊孫子。天之冬衣之子也。とあるに據て。冬衣神を須佐之男命の孫なることを知り。其御父は游美奴神なれば。此やがて八島士奴美神なることを知てかくは定めつ。さて亦名謂八束水臣津野神と云より以下は。すべて出雲風土記を採て記せり。(なほ、古史傳に註せるを見よ、)

〇第七十七段

此段。故と云より冬衣神と云まで。古事記を採れるなれど。御母神外祖父神などの信がたき由は。前段に云るが如し。亦天葺根神とも申す名は。神代紀に見えて師も同神なりと云れたり。〇亦子と云より以下は。出雲風土記を採りて記せり。

〇第七十八段

此段。故其と云より。大國主神と云までは。古事記を採て記せり。さて其亦名どもは。古事記書紀に摭ひ聚めて擧たるが中に。大地主神と申す御名は。二典に見えず。古語拾遺に。昔在神代大地主神營田之時云々。といふ古事あれども。誰神とも詳ならぬが

如くなりしを。（記傳十二卷にも、大地主神は、何れの神を申すにか、倭大國魂神治大地官と垂仁紀にあれど、彼神ともきこえずと云れたりき、）大倭神社注進狀に。倭大國魂神者。大巳貴神之荒魂云々。亦曰大地主神と見え。二十二社本緣にも大汝神乎波。大地主都毛云奈利と見ゆ。故是によりて。大國主神の亦名なることを知り。また此注進狀の趣に依て。亦荒魂之號謂大國御魂神と云文をも記せるなり。（さて書紀に、大國主神、亦名大物主神とあれど、此は山蔭に、大物主をうちまかせて、大國主神の亦名とせられたるはいかゞ、大物主と申すは、大和の大三輪に限りて申す御名なるを や、と云れたるが如くなれば、此の亦名には擧ずなむ）

○第七十九段

此段。於是と云より。上奉於天照大御神と云まで は。簸川段の正書に。故割裂其尾視之。中有一劒也。此所謂草薙劒。（一書曰本名天叢雲劒云々、）素戔嗚尊曰是神劒也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也。同段第四に一書に。尾中有一神劒。素戔嗚尊曰此不可以吾私用也。乃遣五世孫天之葺根神上奉於天。古事記に取此大刀。思異物而。白上於天照大御神也と有る傳々を合せ考へて記せるが中に。五世孫とあるを孫子と作る由は。第七十六段の徵に引る。神祇譜に。天之冬衣神とあるは。やがて此なる葺根神なるを。素戔嗚尊孫子とある。これ正しき傳なればそれに依れり。○于時と云より。詔矣までは。雲州樋川上天淵記に。素戔嗚尊奉劒天照大神。大神曰我屛天岩屋時。落江州伊布貴山是我神劒也と有を採て文を成せり。甚珍しく。深き契ある傳なればなり。（此書は、奥に大永三年とあれば、三百年には足ぎる以前に記せる書のごと思はるれど此は寫たる年を記せると聞えて、實はなほ古き世に記せる書と見えたり、よく事實にかなひて、採用ふべき事の多かる書なり、林羅山先生の神社考、膽吹明神の條、また熱田神社の條にも、此傳を記されたれど、何より採られしと云ことなし、同く天淵記を採られしにやと思ふに、前後の事實を記されたるを見るに、彼記に記せるとは、異なる事の見ゆれ

ば、餘の書より採られしなるべし。）〇然後と云より。入於根國矣と云までは。第五の一書に。然後素戔鳴尊居熊成峯而遂入於根國矣と有を採れり。〇故亦名謂月夜見命と云ことは。第二十六段の徵に論る謂をもて。新に記せる文なり。また八束髮速佐須良命と申す御名のことも。古史傳に註せるを見るべし。〇或人問。叢雲劍は。得給ふと直に。天照大御神に奉給へること。古事記。古語拾遺。神代紀正書。共に同じ趣にて。此は信にしか有べき事なり。但し書紀の一書に。二の異なる傳あれども。其は記傳（九の三十七葉）に。書紀一書は。遣五世孫天之葺根神上奉於天とあり。また一此に此劍。昔在素戔鳴尊許とあるは心得ずと云れ。また天之冬衣神の下に。（記傳九の五十八葉、）此紀に。須佐之男命。かの靈劍を五世孫に至りて。天に奉給ふと云ふと。此記（古事記をさす、）また彼紀の餘の傳どもとは。異にして疑はし。されど其劍は。よしや彼草薙には非すとも。他劍にまれ。此神の天に奉給しことなどの。別に有けむが。草薙のことに混ひて傳はりしにもあらむ。と云れし說に從はで。此劍を

この神の奉たるとある傳を採れるはいかに。答此劍を得たまへる事の傳は。神代紀に四あると。古事記となるが（古語拾遺もあれど、書紀と同じ趣なり。）其中に得たまふと　乃天に奉給へるとあるは。書紀の一書のみなり。餘の一書とも。一は此今在尾張國吾湯市村とのみにて。天に奉給へることなく。一は此劍昔在素戔鳴尊許今在尾張國也と見えて。此も天に奉給へることはなく。（山陰に、此文を論ひて、昔字いかゞと云れしは、かへりていかゞなり、其由下に云を見て辨ふべし。）一は遣五世孫天之葺根神上奉於天とある。この二の傳を。師は心得ぬことに云れつれど。そは其劍を得たまふと。乃奉給ふと云るかた。然も有べく思なさるゝ事故。ふと其方に心引きたまへるなるべけれど。此は古事記の趣も故取此大刀思異物而白上於天照大御神也とはあれど。其時速に奉給へるとは聞えず。唯其事のちなみに記したるまでの文なり。（外にもかゝる類の文例はいと多かり。）たゞ書紀正書に。乃上献於天神也とあれども。この乃字は。助辭ひとしき用格にて。得ると直に献給

へるといふ證となすばかりの字に非ず。そは乃遣二五世孫天之葺根神一とある乃字をもて曉るべし。五世孫を遣さむに。いかで乃とは云はむ。此にて助字にひとしきことを知べし。然ればこの御劍は。昔は須佐之男命の御許に在たまへるを。その根國に往坐す際になりて。御孫天之冬衣神を遣して奉上たまへること疑なきものなり。（此劍昔在二素戔嗚尊許一とあるはこの由なり。）天之葺根と申す名の。やがて劍に由たる名なるを以ても著明なるを。此神を遣して奉給へると云傳を信られざりしは。須佐之男命は根國に急適とて逐はれ給へれば大刀を得給ふと速に奉て。速に彼國に往坐るとのみ。思はれし故と聞えたり。（冬衣といふが、やがて劍によれる名なり、とまで考られつゝなほ其奉られたる大刀は他大刀ならむ、とさへ云れしはいかがなり。）實は須佐之男命は。大國主命の生坐る後まで。此國にまして。八島士奴美神。（亦名淤美豆奴神）冬衣神二世の間。神等の國造廻り給を見立まし。大國主神生坐して後。遂に根國に往坐ること疑なく。此はいとも貴き由あるを。そは古史傳に云るを見るべし。

○第八十段

此段は。全く古事記を採て記せるが中に。庶字は下文に庶兄弟と有に依て補へつ。彼處よりは。まづ此所に有べき所なればなり。

○第八十一段

此段も。全く古事記を採りて記せるが中に。元書に轉落。爾追下取時。とあるを改て轉落追下矣。爾取時と作ることは。師説の如く。轉落追下は八十神にかゝり。取時には大國主神にかゝる文なるを。爾てふ言。追下の上に在ては。追下といふことも。大國主神に係りて聞ゆる故に。文を改めたるなり。さて蚶を元書に𧏛とあれど。新井君美の東雅に。此段を引て。蚶貝比賣とあるに依て改めつ。（此は君美の見られし本に、しか有りしにこそ、）

○第八十二段

此段も。全く古事記を採て記せり。

○第八十三段

此段も。全く古事記を採て記せるが中に。發端に。爾大屋毘古神議曰。といふ八字を補へることは。元書の文を考へわたし。賀茂翁説に從へるなり。（賀

茂翁の說は、記傳の十の三十三葉に見ゆ、)さるは。舊印本。延佳本。眞福寺本ともに。自木俣漏逃而去。可參向須佐能男命所坐之根堅洲國とあれども。この去可字の間に。今此に補へる語の。かならず無ては通えぬ所なるを。こは早く脫たりけむこと疑なし。そは上文に御祖命云々告其子。言汝有此間者。遂爲八十神所滅。乃速遣於木國之大屋毘古神之御所とありて。其下文に。自木俣漏逃而去とあるは。御祖命の御言のまにまに。その御許を去て。木國の大屋毘古神の御許に。參向たまへる由なれば。可參向須佐能男命所坐之根堅洲國云々と詔へるは。大屋毘古神の議たまへる御言なること論なし。然るを舊事紀に。去可字の間に。御祖命告子云。といふ語のあるは。前後の文をも考通さで。彼書を作れる人の謾に加たると見えたり。(記傳にも、此六字を補ひて、一本に依れる由云れたれど、謂ふに其一本は、決めて後人の舊事紀によりて、補へるなるべし、)然るは漏逃而去とあるは。御祖の御許を去て。木國に往坐る由なるを。其木國にて。御祖命のかく云ふべき由あらめや。强て舊事紀をたすけて。御祖命共に木國に往坐るならむとも云べけれど。さては上に乃速遣於木國大屋毘古神之御所とあるに應はずなむ。心を平にして熟々考へてよ。なほ委くは古史傳に註せるを見るべし。○葦原醜男の下に眞福寺元本。命字あれど。此はなきぞよき。

○第八十四段

此段も。全く古事記を採りて記せり。

○第八十五段

此段も。全く古事記を採て記せるが中に。古訓本には。以牟久木實云々とある以字を。此に取とかけるは。眞福寺元本によれり。

○第八十六段

此段於是と云より。是奴耶詔矣までは。古事記を採て記せるが中に。舊印本。延佳本。師の古訓本。共に天詔琴とある詔字を。沼とかけることは。眞福寺元本によれり。そは彼本こゝの字體天沼琴(中略)其天沼琴かくの如くあり。天沼矛の沼をもかく書り。故詔を沼に誤れる所も少からず。記傳に詔琴として解れし說は信がたし。○大名牟遲神と云より以

下は。出雲風土記に採れり。

○第八十七段

此段。於是と云より詔而といふまでは。出雲風土記を採り合せて記せり。○持字より國作始矣までは。古事記を採れり。其追廢之時と云より以下は。出雲風土記を採合せて記せり。

○第八十八段

此段。故其と云より。謂御井神と云までは。古事記を採り。此者と云より以下は。神祇式によりて記せり。

○第八十九段

此段。故是と云より。跳而謟其頰矣までは。皺川段第六の一書に。大已貴神之平國也。行到出雲國五十狹々之小汀而。且當飲食。是時海上忽有人聲。乃驚而求之。都無所見。頃時有一箇小男以白蘞皮爲舟。以鷦鷯羽爲衣。(鷦鷯此云娑娑岐)隨潮水以浮到。大已貴神即取置掌中而翫之則。跳謟其頰云々。古事記に。故大國主神坐出雲之御大之御前時。自波穗乘天之蘿摩船而。(蘿は諸本に艸なし、今は延佳本によれり、師說はあれど、予はうべなはず、)內剝鵝皮剝而爲衣服有歸來神と有を合せ考へ。委きによりて書紀を採り。文の足ざる所は。古事記を採て補へるなり。(其中に、書紀には、五十狹々之小汀といひ古事記には、御大之御前と云るは、所違へれど、此は何にても事實に害なし、また古事記に鵝皮と有を採らず、書紀に鷦鷯と有を採り、訓註に依て佐々伎と書る由は、古史傳に註を見べし、)○故以爲より下は。全く古事記を採て文を成せり。(但し元書に神產巢日神と有を、唯に產巢日神と書る由は、首卷第六條に云ると、次段にと云を見て辨べし、)

○第九十段

此段。故爾と云より。詔矣までは。古事記に。爾白上於神產巢日御祖命者。答告此者實我子也。於子之中。自我手俣久伎斯子也。故與汝葦原色許男命爲兄弟而。作堅其國云々。神代紀に。乃怪其物色。遣使白於天神。于時。高皇產靈尊聞之而曰。吾所產兒。凡有一千五百座。其中一兒。最惡不順教養。自指間漏墮者必彼矣。宜愛而養之。とあるを採り合せて記せ

り。(但し古事記に、此者實我子也と有れば、使と共に天に上たまへる趣なるを、書紀は彼矣とあれば、使のみ上たる趣なり、古事記の趣しかるべく所思れば、今はそれによれり、さて書紀には。高皇産靈尊といひ。(上田百樹云、一本に、神皇産靈尊とあり、と異本にあり、)古事記には、神産巢日御祖命と云るを。此は古事記に依れる由は。第一段神皇産靈神の下の傳に註せるを見て知べし。(舊事紀に、書紀と同傳を記して、神皇産靈神とあるは、據ありて記せるとおぼゆ、そは一通りにては、書紀を採り古事記によりて替たる如く見ゆめれど、次段に引る如き、めでたき傳もまじりたれば、此事の傳は紀記の外なる古書を採て、書紀によりて文を成せるなるべし、)○故より天神と云までは。大三輪神鎭座次第記にも。此傳を記して。此故傳曰手間天神也と有を採れり。○亦謂小名牟遲神は。文明十一年の東大寺戒壇院神名帳に。大汝大明神。小汝大明神と有によれり。(古書に大汝命とかけるも有れば、小汝命と申せることも有しに依れると聞ゆればなり、)少御神とも申せることは。神功皇后の御歌に見えたり。○乃産巢日神之長子也は。神祇譜に。(此書のこと、第百三段の徵に委く云べし、)國作大巳貴神云々。與高皇産靈神之長子少彦名神。共經營天下。と見えたる傳の。よく事實にかなひて通ゆれば採て記しつ。(其は此段の傳に註るを見て知るべし、)○故顯白此神と云より以下は。もはら古事記を採りて記せり。

○第九十一段

此段故自爾と云より。國巡作堅之時と云までは。古事記に故自爾。大穴牟遲與少名毘古那二柱神。相並作堅此國と有を採れるが中に作堅此國とのみ有を。一心戮力國巡作堅之時とかけるは、神代紀に大巳貴命與少彦名命戮力一心云々。能巡造と云るをはじめ。出雲風土記其餘の書にも。國巡と有に據り。下の文を起さむとして。之時とは書るなり。○伊邪那岐神と云より。事依賜矣までは。出雲風土記に。出雲神戸云々。伊弉奈枳乃麻奈子坐。熊野加武呂乃命。五百津鉏神鉏所取々而。與所造天下大穴持命二所大神。此大神等依奉故云神戸。と有を採り

て文を成せるが中に。亦云御名は。出雲國造神壽詞に採れり。○或人問。この引る文を。近頃板に彫たる。訂正本の風土記と合せ見るに。彼本に。出雲神戸云々。伊弉奈枳乃麻奈子坐。熊野加武呂乃命。與五百津鉏々猶所取々而。所造天下大穴持命二所大神等依奉。故云神戸とありて。五百津の鉏々を取々しては天下を造らし〻大穴持命に係りて。加武呂乃命のそを取て大穴持命に依し賜へる由には非ず。故に五百津の上に與字あり。然るを。加武呂乃命の鉏々を。大穴持少毘古那神二柱に依し賜へることに採成したるはいかが。答古書の多かる中に。出雲風土記ばかり寫誤の多きはなければ。一本に依てのみは決がたきものぞ。予がこれまで見たる本は、堤朝風の七本ばかり校合たる本と。餘に三本あるが中に。予が依れる本どもの。まづ一本には。與字取々而の下にあり。また一本には。加武呂乃命の下にも取々而の下にも有て。(すべて此記に、而與と記る所多く、楯縫郡の文などは、六行ばかりの中に、五所さへあり、然れば、而與とある本は、誤かと思へど、なほ然にはあらず、訂正本に、

この楯縫郡の所にも、一所も而與とかけるがなきは、私に削れるものと見ゆれば、此所の與字をも削れるならむも知べからず、また而と與とたがひに誤れることもいと多し、こもよく辨ふべきものなり。)また一本には。猶字神と作り。二所大神等の下に比字あり。又一本には。二所の大神の下に疊りて大神の二字あり。また一本には。加武呂乃命五百津鉏々神而與所造天下二所大神等大神依奉故云神戸とあり。また一本には。所造より命まで八字なし。(内山眞龍が、此記の解に、一本に、五百津鉏二神所作而とあり、また一本には、鉏以下持以上十四字なしといへり、かくて五百津鉏々猶所取々而の十字は、此所の文に非ず、上下の文の亂たるなりと云て、削れるはいかゞなり。)かゝれば一本には決かたきこと知べし。かくて予その本どもを合せて考たるやう。まづ一本に五百津鉏々神とあるは。五百津鉏神鉏と有しを誤れるなるべし。また一本に與字取々而の下にあるは。いとよろしく。(そはまたの一本に加武呂乃命の下にもあれど、取々而の下にもあると合れはなり。)また一本に二所大神の下に比字あるは。此の

誤なるべし。そはまたの一本に。二所大神大神等とあれば。此は疑なく。元は二所大神此大神等と有けむが。一本には大神の二字を脱して。此を比に誤まり。一本には此字を脱して。大神大神等となれるならむと思ひ定めて。上に引る文の如く書改つるなり。さて與字に賜の義あること。云まではなく。大穴持命と共に。國造らしゝ神は。少毘古那神なることも。云までは無れば。於一柱神事依賜奏と文を成せるなり。若くは大穴持命の下に。此神の御名も有けむが。脱たらむも知べからず。かくて此大神等とは。加武呂乃命と大穴持命とを申せるか。（さては。少毘古那神の御名を記さゞるも、實に然る理なり、）大穴持命少毘古那命二柱を申せるか。また三柱神をこめて申せるか。詳ならぬが如く聞ゆれども神戸を依奉られしは。加武呂乃命大穴持命に奉られしにて。文の意は。加武呂乃命は大穴持少彦名命に。五百津鉏の神鉏を依し與へる御功あり。大穴持命は。そを執て。天下を造らしゝ御功あるに依て。此地の神戸は。此二所の大神等に。依奉られしと云の意なるべし。そはとまれ。加武呂乃命の。大國主神少毘古那神に。鉏を事依し與へることは明なれば。此に採て記せり。○於是と云より。曰葦原國までは。大三輪神鎭座次第記に。初伊弉諾伊弉冉二神共生大八洲國及處々小島。而地稚如水母浮漂之時。大巳貴命與少彦名命。戮力一心。殖生薦葦固造國地。故號曰國造大巳貴命。因以稱曰葦原國。（塙本に、薦を蘆に誤れり、今は屋代弘賢翁の本に依れり、さて地神本紀にも、大巳貴命、初與少彦名命、二柱神坐、於葦原中國如水母浮漂之時為造號成と見えたるは、此傳と同じ趣なるが、文字の脱たるものと見えたり、）とあるに依て記せるが中に。菅を加たへる由は。仁明天皇紀なる。興福寺僧の長歌に。日本乃野馬臺能國遠。賀美侶伎能。宿那毘古那加葦菅遠。殖生志津々國固米。造介牟與利云々。と詠るは師も云れたる如く。かゝる古傳の有しに本づきて詠ると聞ゆれば。採て補へり。○爾時と云より以下は。出雲風土記に採れり。

○第九十二段

此段。爾大名牟遲神と云より。伊豫國之温泉是也と云

云までは。伊豫國風土記に。湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毘古那命。欲治而。（治一本に、活とあり）大分速見湯。自下樋持渡來而。宿奈毘古那命而漬浴者。蹔間有活起居然。詠曰直蹔寢哉。踐健跡處。今在湯中石上也。もあるを採りて記せり。但し此文の中に。見悔恥而の四字は。くさぐさに考たれど。予いまだ其訓を思ひ得ず。然れども。大穴持命の遠延坐りしことは。宿奈毘古那命欲治而とあると。下文に蹔間有活起居と有にて論なく。そは古事記中卷に。爾神倭伊波禮毘古命。倏忽爲遠延。及御軍皆遠延而伏云々。天神御子即寤起詔長寢乎と有に。此はいとよく似たれば。遠延坐之時とは記るなり。○仍と云より以下は。今井似閑が萬葉緯に。准后親房記引伊豆風土記曰。稽温泉。玄古天孫未降也。大已貴尊與少彥名命。我秋津洲憫民夭折。始製藥湯泉之術。伊津神湯又其數而箱根之元湯是也。と有を採て文を成せり。

○第九十三段

此段。爾復二柱神と云より。蒙其恩賴而と云までは。神代紀に大已貴命與少彥名命。戮力一心。經營天下。復爲顯見蒼生及畜產。則定其療病之方。又爲攘鳥獸昆虫之災異。則定其禁厭之法。是以百姓。至今咸蒙恩賴と有を採て文を成せり。○皆有効驗は。古語拾遺にも同じ傳を記して。かく有によれり。○復此と云より以下は。釋紀に引る私記の傳と。神功皇后の御歌とによれり。（其由は古史傳に云るを見よ）

○第九十四段

此の段。爾と云より。有不成處焉までは。前段に引る神代紀のつゞきに。嘗大已貴命謂少彥名命曰。吾等所造之國。豈謂善成之乎。少彥名命對曰。或有所成。或有不成焉と有る採れるが中に所成と有る所成處とかき。不成とあるを不成處とかけるは。其傍訓に依て文を成せり。（元書に成焉の間に、是談也蓋有幽深之致と云へる文あり、此は後人の加筆なること疑なきものから、信に幽深之致ある御言なり、そは古史傳に註せるを見るべし）○其後と云より。云栗島までは。

伯耆國風土記に。相見郡。郡家西北。有餘戸里。有粟島。少日子命蒔粟莠實離々。即載粟彈渡常世國。故云粟島也。と有を主と採り。神代紀に上に引る文のつゞきに。其後少彦名命。行至熊野之御崎。遂適於常世鄕矣。(亦云、至淡島而緣粟莖者則、彈渡而、至常世鄕矣、)と有を合せ考へて文を成せり。○此二柱神と云より以下は。萬葉集の歌に依て記せり。其由古史傳に註り。

○第九十五段

此段。於是と云より。國成難焉詔矣までは。古事記に。於是大國主神愁而。告吾獨何能得作此國。孰神與吾能相作此國耶。是時有光海依來之神。其神言。能治我前者。吾能共與相作成。若不然者國難成。爾大國主神曰。然者治奉之狀奈何。答曰言。吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上。此者坐御諸山上神也。とある難成より上に傳を主と採て記せるが中に。光海とのみあるを。忽然神光照海原とかけるは。書紀に于時神光照海原。忽然有浮來者と有を採り。爲素裝束。現浪末。而。持天蘿矛而。は地神本紀に。于時神光照海。忽以踊出波浪末。爲素裝束。持天蘿槍有浮歸來者と有を採て文を成せり。(踊出は漢文なれば、現字に作り、)爾大國主神問曰と云より。白之則と云までは。書紀に。是時大巳貴神問曰。然則汝是誰耶。對曰。吾是汝之幸魂奇魂也。大巳貴神曰。唯然。廼知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。と有を採れり。○答言吾者云云と云より。大物主神也までは。古事記に。答曰言。吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上。此者坐御諸山上神也。書紀に。對曰。吾欲住於日本國之三諸山。故即營宮彼處。使就而居。此大三輪之神也。大三輪神鎭座次第記に。對曰欲住於日本國青垣山。故即營御室於大倭國礒城縣青垣山。使就而居。故號曰御諸山(或作三諸山、)此大三輪大物主神也。と有を合せ採りて文を成せり。○大國主神之和魂也は。神壽詞に。大穴持命申給久云々。已命和魂乎。倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天と見え。また大倭神社注進狀に家牒

曰。腋上池心宮御宇天皇(孝昭)元年秋七月云々。天皇夢自稱大巳貴命曰。我和魂。自神代鎮諸山而。助神器之昌建也と有に依て大物主神と云は。和魂の御名に坐ことを知て記せり。亦此神之荒魂神者坐狹井社也は。神名式に大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社と有によれり。○さて大物主神のこと。古事記の趣は。此に採れる如く。大國主神の愁て云々詔へる時と有を。書紀には。其後少彥名命云々。至常世鄉矣。自後國中所未成者。大巳貴神獨能巡造。遂到出雲國乃。興言曰。夫葦原中國本自荒芒。至及磐石草木咸能强暴然。吾已摧伏莫不和順。遂因言。今理此國唯吾一身而已。其可與吾共理天下者。蓋有之乎于時。神光照海忽然有浮來者。曰如吾不在者。汝何能平此國乎。由吾在故汝得建其大造之績矣とあり。此は傳の異なるには有れど。古事記の趣ぞ實に然る說とぞおぼえたる。

○第九十六段

此段。於是と云より。謂八千矛神と云までは。大倭神社注進狀に。傳聞倭大國魂神者。大巳貴神荒魂與和魂戮力一心經營天下之地云々。また八千矛神者大巳貴命以廣矛爲杖撥平豐葦原中國之邪氣。是時大巳貴命號曰八千矛神と有を採り合せて文を成せり。○其國巡之時と云より以下は。出雲風土記に撫ひ聚めて文を成せり。(此は古史傳に云を見よ、)

○第九十七段

此段は。全く古語拾遺を採て段せり。

○第九十八段

此段は。出雲風土記に。美保鄉。所造天下大神命。娶高國坐神。意支都久辰爲命子。俾都久辰爲命子奴奈宜波比賣命而。(本どもに、宜字の下に置字あるは衍みなり、今は一本に無によれり)令產神御穗須々美命。是神坐矣。故云美保とある。奴奈宜波比賣命より以上と。(但し令產と云より以下は、百二段に記せり、)古事記を採り合せて記せり(沼名河比賣、沼奈宜波比賣、同神なる由は、記傳に既く云れたり、)但し元書に沼名河比賣の歌に伊能知波那志勢多麻比曾の句次に伊斯多

布夜。阿麻波世豆迦比。許登能　加多理基登母　許遠婆　といふ五句ありて。阿遠夜麻邇。比賀迦久良婆　云々と連ねて。一首と爲たるを　記傳に實は二首なりとて。例をも擧て說れたれど。伊斯多布夜云云の五句二十四字は。前の八千矛神を御歌なる五句の。いかにしてか錯亂て。此歌に紛り重なれる物なり。そはよく詞の連續を考へ通して曉べし。

○第九十九段

此段は全く古事記を採て記せるが中に。須勢理毘賣命の御歌の終に。夜知富許能。加微能美許登。許登能。加多理基登母。許遠婆といふ五句を補ひ。神語の下に歌字を補へる由は。古史傳に註へり。

○第百段

此段。故と云より亦名下照比賣命と云までは。古事記を採て記せるが中に。一言主神と云を。高日子根神の亦名と定たる由は。土佐國風土記に。土佐郡郡家西去四里。有土左高賀茂大社。其神名爲一言主尊。其祖未詳。一說曰大穴六道尊子味鉏高彦根尊とある。此一說を採れり。(師は此說を誤なりと云れつれど然らず、そは高賀茂大社と云をもて、味鉏高彦根神なること灼し、さるは大和國なる、此神の社をも、高賀茂社と申を思ふべし、)委くは古史傳に註るを見よ。○亦名阿陀加夜努志多伎吉比賣命と云より以下は。出雲風土記に。多伎郷。郡家南西二十里。所造天下大神之御子。阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之。故云多吉。(神龜三年改字多伎)と有を採て記せり。そは內山眞龍が此記の解に。此は下照比賣ならむと云るは。信に然る說なればなり。○大倉比賣命と云名は。神名式と舊事紀を合せ考て記せり。(委くは傳に註を見べし、)

○第百一段

此段は。出雲風土記なる高岸郷の古事と。三津郷の古事とを。採り合せ考へて文を成せり。(委くは、古史傳に註せるを見るべし、)

○第百二段

此段。故是と云より。令零也までは。同風土記楯縫郡の處に。神名樋山云々。西有石神高一丈周一丈往側有小石神百餘許。古老傳云。阿遲須枳高日子命之后。天御梶日女命。來坐多吉村産給多伎都比古命。爾時敎詔。汝命之御祖之向位。

欲生此處宣也。所謂石神者即是多伎都比古之御託。當旱乞雨時。必令零也。(吉一本に、久とあり、祖一本に社とあり、託一本に魂とあり、往一本に在とあり、また一本には許とあり)と有を採て記せり。○亦子と云より云止屋まで は。同記に。鹽治鄕。阿遲須枳高日子命御子。鹽治毘古能命坐之。故云止屋と有を採れり。○此神之子と云より以下は。神名式に採りて記せり。(なほ古史傳に云るを見るべし、)

○第百三段

此段。大國主神と云より。高照比賣命と云までは。地神本紀に。大已貴神娶坐邊都宮高津姫神。生一男一女。都味齒八重事代主神。妹高照光姫大神命。と有を採て記せり。(但し高照光姫大神命とある光大神三字を採らざる由は、古史傳に云るを知べし、)神屋楯比賣命と云を。高津比賣命の亦名と定たる由は。古事記に大國主神亦娶神屋楯比賣命生子。事代主神と見えたるを。記傳に。右の地神本紀を引て。同神ならむと釋れたるに依れり。(内山眞龍が出雲風土記解にもしかいへりき)○さて序に云はむ。古事記に。なほ事代主神の次に。亦娶八島牟遲能神之女鳥耳神生子。鳥鳴海神。此神娶某神生子某神。此神娶某神亦名某比賣生子某神。此神娶某神之女。某比賣生子某神。此神娶某神之女某比賣生子某神。此神娶某神之女某比賣生子某神。此神娶某神生子某神。此神娶某神之女某神生子。遠津山岬多良斯神。右件自八島志奴美神以下。遠津山岬帶神以前。稱十七世神とあれど。予都に信がたく所思ゆる故に。此成文に擧ず。古事記のまゝに信はむ人は。記傳に就て見るべし。○亦將御合云々八野若比賣命而と云より。云美談即有正倉と云までは。出雲風土記に採り撫ひて記せるが中に。御穗須々美命やがて建御名方神なる由は。地神本紀に。大己貴神娶高志沼河姫生子一男建御名方神。(坐信濃國諏方郡諏方神社、)と見えたるに據れり。○此大國主神之御子と云より以下は。神名祕書に引ける。神祇譜天圖記に。國作大己貴神。此神者。素盞鳴尊孫子天之冬衣神子也。與高皇產靈神之長子少彦名神共經營天下。凡此神

生子。一百八十神。以十五柱爲珍子而。天下四方國人夫等。令咸蒙恩頼。此之緣也。とある凡此神生子といふより以下の傳を採て記せり。（神代紀にも、大國主神。其子凡有一百八十一神とばかりは見えたり。さて神祇譜天圖記といふ書、神祇本源にも引て、神祇譜とばかりもいへり、また天を傳とも作るは何か正からむ、予いまだ其全書を見ざれども、彼此に引るを見るに、所謂兩部神道を起さむとして、作れる書の如く見ゆ、其中に、まゝめづらしき古傳をも摭ひ記せるは、此よなき賜物にて、兩部を附會したる罪をも、贖ふべくぞおぼゆる、然れば何にまれ、古き書は、よく心をとめて見るべきものぞかし、大凡七八百年前の書なることは、疑ひなきものなり、其は神祇本源は、後醍醐天皇の元應二年に、度會家行神主の撰へる書なるに、それに、古書として、引用ひたればなり。）

○第百四段

此段は。出雲風土記に見える傳どもを。採り聚めて記るが中に。天活玉命天三降命は。姓氏錄。舊事記。其餘の古書どもを考へて記せるを。其由は古史傳に就て見るべし。さて事の次第の解よき故に。かくは記したれど。此神たちの順次を。必しも兄弟の次第と思ふべからず。系圖には。此の順次と異にせるも。心ありてのわざぞ。

○第百五段

此段も出雲風土記なる。加賀神崎の古事。加賀郷の故事を採り合せて記せるが中に。猿田毘古神。大土之御祖神と云を。佐田大神の亦名と定たる由は。古史傳に就て見るべし。

古史徵四之卷

平篤胤謹撰述

○第百六段

此段は。古事記書紀を採り合せて記せり。其はまづ。天照大御神と云より。天降給矣までは。古事記に採れる中に。元書には。所知國とあるを可知國也とかけるは。皇美麻命御天降段第一の一書に。天照大御神の御言に。豐葦原中國是。吾兒可王之地也とある可字を採れり。○於是と云より。請給天照大御神矣と云までは。古事記に。於是天忍穗耳命。於天浮橋多々志而。詔之。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。伊多久佐夜藝弖有祁理告而。更還上。請于天照大御神とあると。右に云へる第一の一書に。是時勝速日天忍穗耳尊。立于天浮橋而。臨睨之曰。彼地未平矣。不須也頗傾凶目杵之國歟乃。更還登。具陳不降之狀。とあるを採り合せて文を成せり。○爾と云より國也と云までは。古事記に。爾高御產巢日神天照大御神之命以。於天安河之河原。神集八百萬神集而。思金神令思而詔。此葦原中國者我御子之所知國。言依所賜之國也。と有を採れり。○故於彼國と云より詔矣までは。古事記に。故以爲於此國道速振荒振神等之多在。使何神而將言趣と見え。御天降段正書に。高皇產靈尊云々彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木咸能言語云々。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。第六の一書に。高皇產靈尊曰。葦原中國者。磐根木株草葉猶能言語。夜者若熛火而喧響之。(熛火此云褒倍、喧響此云游等娜比)晝者如五月蠅而沸騰之。と有を合せ採りて文を成せるが中に。熛火を火瓮と替たるは。山陰に。褒倍は火瓮の義なり。熛火と書れたるは。いたく違へり。神賀詞と火瓮とあり。と云れたるによれり。(此外に言れし說もあれど信がたし、)さて古事記には。將言趣といひ。書紀には。令撥平とあるを。古事記に依れる由は。古史傳に註るを見るべし。○爾と云より遣天穗日命則と云までは。古事記に。上に引る文のつゞきに。爾思金神。及

八百萬神議。白之天菩比神是可遣。故遣天菩比命者と有を採りて記せるが中に。傑神也と云ことは。御天降段正書に。天穂日命是神之傑也。と有によれり。○乃と云より以下は。古事記に。乃媚附大國主神。至于三年不復奏云々。(古事記には、武三熊之大人を遣せること漏たり)御天降段正書に。即以天穂日命往平之。然此神佞附於大己貴神。比及三年尚不報聞。故仍遣其子大背飯三熊之大人。(亦名武三熊之大人)此亦還順其父遂不報聞云々。遷却祟神詞に。誰神乎先遣波志。水穂國能荒振神等乎。神攘攘平氣武止。神議議給時爾。諸神等皆量申久。天穂日之命乎遣而。平氣武止申支。是以天降遣時爾。此神波返言不申氐。次遣志健三熊之命毛。隨父事旦。返事不申。とあるを合せ考へて文を成せり。稲背脛命。天鳥船命といふ亦名の事は。第百十四段の徴に云るを見るべし。○さてこの御天降の事。書紀正書は。天忍穂耳尊娶高皇産靈尊之女栲幡千千姫。生天津彦彦火瓊瓊杵尊。故皇祖高皇産靈尊。特鍾憐愛以。崇養焉。遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以。爲葦原中國之主云々と有て。初に天照大御神之命以と云ことは一所もなく。初終とほりて。高皇産靈尊その御外祖父に坐すによりて。特に愛して葦原中國の主にせむと所思食し立し趣なるは。誤れる傳なり。其は此御天降のこと。はじめ大御神の命ならずは。得有まじき幽き契のある事なるをや。(其由は、古史傳に云るを見るべし、)さてまた師説に。此高皇産靈尊。上卷の首には略きて擧ずして。此に至りて。はじめてゆくりなく出給へるは。いかなる由の神とかせむ。欲立皇孫云々より以下の事ども。皆此神に係りて。最重く尊き神にましますを。初に略き給へる事かへす〳〵謂なし。また皇祖と申すこと。上の娶高の間に置るべきことなるに。彼處にはおかずして。こゝにも置れたるは。瓊瓊杵尊の。御外祖父の義にとりて。記されたりと聞えて。これまた甚いかゞなり。そも〳〵此神は。神武天皇紀に。我天神高皇産靈尊と見え。烏見山中に祭場を構へて。皇祖天神を祭り給ふなども見え。古語拾遺には。天照大御神と二柱を。皇天二祖とも申せる如くにて。古傳には。此神を皇祖と申は

皇統の祖神と仰ぎ奉り給ふよしなり。たゞ御外祖の意にはあらず。遂欲レ立二皇孫一云々などの事。御外祖の故のみにして。よくかくはあらむや。また御外祖の由ならむには。御名のミコトに尊字を書れたるも。不當ことなるをやと言れしは。信に然る說なるに就て。なほ言はゞ。皇美麻の美麻に孫字を書れたるも。皇祖皇孫と對へむとして。書れたるなれど。美麻は孫の義に非ざるをや。(古語拾遺に、皇孫命天照大神高皇産靈神二神之孫、故曰二皇孫一と云るは書紀に書れし字によりて云る、いみじき非說なり、此事古史傳に委く云を見るべし、)また第一の一書は。初に天照大神勅二天稚彥一曰云々と有て。高皇産靈神の御名は一所もなし。此も非傳なり。すべて此御天降の事は。天照大御神の御命より起りて。高皇産靈神の事執り給へる趣なる。古事記の旨ぞ正かりける。さるは。其元の起は。大御神の御心に出たる事なるを。高皇産靈神の。專と其事にあつかり給ひて。そを議り給ふときは。二柱並びて御坐しつゝも。科せつけ計ひ給ふなどは。高皇産靈神に坐しゝこと明に見えたり。そは發端に。天照大御神之命以云々水穗國者我御子云々之所知國言因賜而とあるは。大御神の御心なるを。下文に。高御産巣日神天照大御神之命以。於二天安河之河原一。神二集八百萬神一集而云々詔。此葦原中國者。我御子之所知國言依所賜之國也云々。とあるをよく思ふべし。二柱並ばして。天安河原に御坐し。八百萬神を集はしめ給へるも。二柱の大詔命なることは論なけれど。此葦原中國者云々の御言は。前の大御神の御言をうけて詔へる。高御産巣日神の御言なるをや。そは言依所賜之國也とある御言に。心を著て考ふべし。高御産巣日神の御言なること明らけし。かく見もて行たらむには。古事記に。此段いづこもいづこも。高御産巣日神天照大御神之命以云々と。御名を並記したらむも。其御事御詔ともに。二方に分りて。此成文に記せる趣に。疑なかるべし。(天神本紀に、高皇産靈尊召三集八百萬神於二天八湍河之河原一而、問二思兼神一、以二天照大神詔曰此葦原中國者我御子可知之國詔賜之國也一云々とあるは、よく此旨を得たる書ざまなり、)此は初終にわたる事なれば。まづかく辨へおくなり。

○第百七段

此段は。御天降段正書に。故高皇産靈尊。更會諸神。問當遣者。僉曰。天國玉之子天稚彦是壯士也。宜試之。於是高皇産靈尊。賜天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之。此神亦不忠誠也。來到即娶顯國玉之女子下照姫（亦名高姫、亦名稚國玉）因。留住之。曰吾亦欲馭葦原中國。遂不復命云々。古事記に。是以高御産巣日神。天照大御神。亦問諸神等。所遣葦原中國之天菩比神。久不復奏。亦使何神之吉。爾思金神答白。可遣天津國玉神之子天若日子。故爾以天之麻迦古弓天之波波矢。賜天若日子而遣。於是天若日子。降到其國。即娶大國主神之女下照比賣。亦慮獲其國。至于八年不復奏。

とあるを合せ考へて文を成せり。（但し古事記に、高御産巣日神天照大御神とあるを、書紀によりて、高皇産靈神とのみ記せるは、由あることなり、そは古史傳に註るを見て知べし。）また古事記に。思金神答白とあるを。此も書紀によりて。神名を擧ず。僉白と記せるは。天稚彦の忠ならざりしを思ふに。信に思金神の思慮には非ざりけむ。と所思ゆればなり。○さて天之加久弓。天麻加古弓。天波波弓。天波士弓は同物。天之加久矢。天麻加古矢。天波波矢は同物なれば。其處の狀によりて。何とも記せり。下これに倣ふべし。

○第百八段

此段。是時高皇産靈神。怪其久不來報而は。全く御天降段正書に採れり。○亦問諸神等曰と云より。詔之而までは。古事記に高御産巣日神亦問諸神等。天若日子久不復奏。又遣曷神以問天若日子之淹留所由。於是諸神及思金神答曰。可遣雉名鳴女時。詔之汝行問天若日子狀者。汝所以使葦原中國者。言趣和其國之荒振神等之者也。何至于八年不復奏。と有を採て記せり。○乃と云より緣也と云までは。御天降段第六の一書に。乃遣無名雄雉往候之。此雉降來因。見粟田豆田則留而不返。此世所謂雉頓使之緣也。故復遣無名雌雉。此鳥下來。爲天稚彦所射中其矢而上報と有る。雌雉より以上を採て記せり。（但し無

名を名鳴とかける由は、古事記に、名鳴女と有につきて、記傳に二の考を著されたる、先の考によりて、無名を名鳴の借字と定めたるなり、さてまた舊事紀に、遣無名雉鳩而とあるは、豆田と云につきての妄説なるべし）さて古事記また書紀正書には。雉を降給へるは一度なれど。其にては。頓使の諺にかなはざる故にこの一書の説を採れるなり。（頓使の說。師説と異なり、そは古史傳に云を見よ）されど此傳の中に。雌雉を中其矢而上報。とある説を採ざる由は。射られたる雉の。天に上らむことといかゞなる上に。下文に。その矢を見行して。産靈神の怪み坐るに叶はざればなり。

○第百九段

此段。故其雉自天飛降而。居天稚日子門之湯津杜木之杪而は。紀正書に。其雉飛降。止於天稚彦門前所植湯津杜木之杪云々。古事記に。故爾鳴女。自天降到。居天若日子之門湯津楓上而と有を採り合せて記せり。○委曲と云より被射上而と云までは。古事記を採れり。○到字より咒之曰までは。御天降段正書に。其矢洞達雉胸而。至高皇産靈尊之座前也。時高皇産靈神見其矢曰。是矢則昔我賜天稚彦之矢也。血染其矢。蓋與國神相戰而然歟云々。同段第一の一書に。矢達雉胸。遂至天神所處。時天神見其矢曰。此昔我賜天稚彦之矢也。今何故來。乃取矢而咒之曰云々。古事記に。建下坐天安河之河原。天照大御神高木神之御所上云々。故高木神取其矢見者。血著其矢羽。於是高木神告之此矢者所賜天若日子之矢。即示諸神等詔者。と有を合せ採りて文を成せり。（但し古事記に、坐天安河之河原とあるを、記傳に八百萬神を集るなどは、河原も似つかはしきを、只何となきに、此大神たちの河原に坐むことは、少し由なきこゝちす云々と云れたる如く。いかゞなれば、書紀にたゞ高皇産靈尊之とあるを採れり）○或天稚日子と云より。立處身死矣までは。全く古事記を採て記せるが中に。元書に。以死とあるを立處身死矣と書るは。書紀の正書一書共に。立死と見え。遷却祟神詞に。天若彦云云立處爾身亡支。とあるに依れり。○此者と云より以下は。書紀正書に天稚彦新嘗休臥之時也。中

矢立死。此世人所謂返矢可畏之縁也。とあるを採りて文を成せり。

○第百十段

此段。故と云より。其妻子等と云までは。古事記を採れり。○聞其哭聲而と云より。即と云までは。書紀正書に。天國玉聞其哭聲則。知夫天稚彦己死。乃。遣疾風擧尸致天。便造喪屋而殯之。即以河鴈云々と有を採て。文を成るが中に。疾風の下に。神字を補へるは。天孫本紀に。速飄神と有によれり。（なほ古史傳に云を見るべし。）○河鴈と云より以下は。書紀正書に。即以河鴈爲持傾頭者及持帚者。（一云以雞爲持傾頭者、以川鴈爲持帚者。）又以雀爲舂女。（一云乃以川鴈爲持傾頭者、亦爲持帚者、以鴗爲尸者、以雀爲舂女、以鷦鷯爲哭者、以鵄爲造綿者、以烏爲完人者、凡以衆鳥任事。）而八日八夜啼哭悲歌と見え。古事記に。河鴈爲岐佐理持、鷺爲掃持、翠鳥爲御食人、雀爲碓女、雉爲哭女、如此行定而。日八日夜八夜以遊也。と有を採り合せ。事を漏さず記せるなり。（但し師は、古事記に御食人とあると、書紀に完人者とあるは、一ことぞと云れたれど、此は異なりと見ゆれば、二ともに擧つ。）○さて天稚日子の喪屋のこと。書紀は正書一書ともに。尸を天上に致して作れると有を。古事記の趣は。其父また其妻子ども。此國土へ降來てすなはち。其處に喪屋を作りたると有れど。喪山の故事を思ふにも。天に擧たると云こと。然るべく思はれ。はた衆鳥を喪事に任たるに就ても。思ひ得たる事さへ有れば。書紀に依れり。（但し書紀も正書は、疾風を遣て尸を擧たるといひ、一書には、天稚彦が妻子ども降來て、柩を將て上りたるとあり、此は正書に、疾風を遣てとあるかた、深き由ある傳なれば、それによれり。）

○第百十一段

此段は。古事記に。此時阿遲志貴高日子根神到而。弔天若日子之喪時。自天降到。天若日子之父。亦其妻皆哭云。我子者不死有祁理。我君者不死坐祁理云。取懸手足而哭悲也。其過所以者。此二柱神之容姿。甚能相似。故是以過也。於是阿遲志貴高日子根神大怒曰。我者愛友故弔來耳。

何吾比穢死人云而。拔所御佩之十握劍。切伏其喪屋。以足蹶離遣。此者在美濃國藍見河之河上。喪山之者也。其持所切大刀名。謂大量。亦名謂神度劍。と有を本に採り。書紀正書また一書をもて、文を補ひて記せるが中に。父母親屬妻子云。且喜且慟矣は。正書に天稚彥親屬妻子。云々攀牽衣帶。且喜且慟と有を採れり。(そは古事記に、皆哭云、云々哭悲也と有れど、死たると思へる人の、死ずて有けりと思ひ惑ひて、取懸たらむに、皆哭といひ、哭悲といふ文は當らざればなり。)〇此即落而成山は。書紀正書に採り。世人惡以生者誤死者此其緣也は。書紀正書一書ともに。かく有によれり。

〇第百十二段

此段。此味鉏高彥根神。容儀華艶而映于二丘二谷之間矣は書紀の一書に。味耜高彥根神。光儀花艶。映于二丘二谷之間と有を採れり。〇其赫然而と云より以下は。古事記に。故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思顯其御名故。歌曰云々。此歌者夷振也。と有を採れり。(但し本には忿而とあるを、赫然而と作たるは、師の於母本傳理豆と訓れ、書紀に、赫然をオモホデリと訓るに依てなり。)さて此歌のこと。書紀には。喪會者歌之曰。(或云、味耜高彥根神之妹下照姬、欲令衆人知映丘谷者、是味耜高根神故、歌之曰。)云々とあり。然れども此はかならず下照姬なるべく所思れば。この或云の傳と。古事記とに依てあるなり。また此歌の次に。書紀に。又歌之曰。阿麻佐箇屢避奈菟謎云々といふ歌あり。此は是時の歌ならぬこと。記傳に云れたる如くなれど。記し漏さむことの遺憾くて分註に記せり。

〇第百十三段

此段。於是と云より。是將佳と云までは。御天降段正書に。是後高皇產靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂根裂神之子。磐筒男磐筒女所生之子。經津主神是將佳也。と有を採て文を成せるが中に。天思兼神及諸神等僉曰之は。下に引る古事記によれり。(但し彼記には天照大御神云々と有れど。それによらずて。神代紀に。

高皇産靈尊云々と有に依れる由は既にいへりき。）○亦と云より。乃貢進矣と云までは。古事記に。於是天照大御神詔之。亦遣曷神者吉。爾思金神及諸神白之。坐天安河河上之天石屋。名伊都之尾羽張神。是可遣。若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此應遣。且其天尾羽張神者。逆塞上天安河之水而。塞道居故。他神不得行。故別遣天迦久神可問。故爾使天迦久神。問天尾羽張神之時。答白恐之仕奉。然於此道者僕子建御雷神可遣。乃貢進。と有を採りて文を成せるが中に。甕速日神之子。熯速日神之子といふ文は。上に引る書紀正書の連に。時有天石窟所住神。稜威雄走神之子甕速日神。甕速日之神之子熯速日神。熯速日神之子武甕槌神。此神進曰。豈唯經津主神獨爲丈夫而。吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨と有が中より摭ひ採れり。（但し此傳の中に、此神と云より以下は、いたく漢めきて、更に古の眞傳とは見えざれば採らず、そは古意を得たらむ人は、自に思ひ得べきものぞ。）○故是と云より。祖也と云までは。姓氏錄に河内國雜姓に。矢作連布都努志乃命之後也と見え。神名式に。同國若江郡に矢作神社ありて。清和天皇紀貞觀二年七月の下に進河内國彌加布都命。比古佐自布都命神階。並加正三位。とあるを合せ考へて記せり。（委くは古史傳に云を見るべし、）○次と云より以下は。古事記に。建御雷之男神。亦名建布都神。亦名豐布都神と有によれり。また健雷命と申す御名は。遷却祟神詞に見ゆ。○さて古事記に經津主神といふ神なく。建御雷神の亦名を。建布都神豐布都神と有によりて。師は一神とせられ。山陰にも。經津主神とは。武甕槌神の亦名なるを。書紀に二神とせられたるは。もと傳のまぎれたるものなり。と云れたれど委からざる由は。既に第十五段に辨へたるが如し。

○第百十四段

此段は。出雲國造神賀詞に。高天能神王。高御魂神魂命能。皇御孫命爾。天下大八島國乎事依奉之時。出雲臣等我遠祖。天穗比命乎。國體見爾遣時爾。天能八重雲乎押別氐。天翔國翔氐。天下乎見廻氐。返事申給久。豐葦原乃水穗國波。晝

波如五月蠅水沸支。夜波如火瓮光神在利。石根木立。青水沫毛事問天。荒國在利。然毛鎭平天皇御孫命爾。安國止平久。所知坐之米牟止中氏。己命兒。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天降遣天。荒布留神等乎撥平氣。國作之大神乎毛媚鎭天。大八島國現事顯事令事避支。と有を採て文を成せり。(師云、此文の內、事依の依字を本に避とあるは誤なり、さては神魂命能とあるに應はず、師の避字に依て解れたるも強言なり)但し發端を於是其と記出たるは。上第百六段に。此神を降し給へりしが。返事申さずと有を承て記せるなり。さて元書に。天夷鳥命爾布都怒志命乎副天と有を。以天夷鳥命(亦云天鳥船命、)副經津主神健御雷之男神而。と記せるに就て論あり。其はまづ古事記に。天鳥船神副建御雷神而遣。と有に依て記傳に云れしは。天鳥船神は。書紀に。熊野諸手船亦名天鳩船云々と合せて見れば。彼伊邪那岐伊邪那美二柱大神の生坐る。鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船とある神ならむかとも思はれども。(今云、鳥之石楠船神といふ神の混亂の事は、第十一段に論へりき、)神賀詞に。天夷鳥命爾布都怒志命乎副天云々と有を思へば。鳥船は船鳥を下上に誤れるにて。即夷鳥と同言なるべし。と云れたるは。信に然るべく所思ゆるに就て。なほ熟思へば。此は下上に誤れるにはあらで。天鳥船神と云は。天夷鳥命の亦名にぞ有ける。そはまづ此神は。殊に別名の多くて。紛紛しきを。悉擧て言はゞ。崇神天皇紀に。武日照命(一云武夷鳥又云天夷鳥)とあるを。古事記御詔別段に。建比良鳥命とあるは。武夷鳥といふ那を。良と訛れるなり。また書紀に大背飯三熊之大人(亦名武三熊之大人)と見え。遷却崇神詞には。健三熊之命と有て祝詞考に。大背飯三熊之大人と夷鳥命とは。固り同神と定られ。記傳にも。書紀に大背飯三熊之大人とある神は。即夷鳥命と同神の如く聞えたるに。また以熊野諸手船載稲背脛とある。三熊之と熊野と。大背飯と稲背脛と。よく似たるをも思ふべし。(波岐は比と切る)然れば本は一神にて。天夷鳥命なりけむが。傳傳にてさま〴〵には轉しなるべし。(かの夷鳥命と、此記の鳥船神と同神なりとはかりは、師の祝詞考にも、既にいはれたり、)と

云て。稻背脛と云をも。夷鳥命と一神とせられたるは。信に然ることなり。さてまた天鳥船神と云は。夷鳥命の亦名なる由は。內山眞龍の出雲風土記解に。古事記に。此國を平給ひに。天降し坐る神の名。天鳥船神は。穗日命の子とけあらねど。神賀詞と合せ見れば。正しく穗日命の御子と思はる。此神の名の如此さま〴〵に傳はりたる中に。古事記に鳥船神と云るは。船の御功に依て負給ふ御名と聞ゆ。其故は。書紀に高皇產靈尊勅大已貴神云云。爲汝往來遊海之具高橋浮橋及天鳥船亦將供造云々。又當主汝祭祀者天穗日命是也とある鳥船は鳥の如く速行を名に負る成べし。大背飯三熊之大人。此國を平和に天降り給ひしこと書紀に見え。三保埼にて。事代主神を問せ給ふ文に。故以熊野諸手船。載使者稻背脛遣。とあるを。古事記には。遣天鳥船神。徵來八重事代主神と有て。鳥船神は神賀詞に依るに。天夷鳥命と同神と聞ゆれば。書紀の大背飯三熊之大人は。使者稻背脛と。古事記鳥船神と同神にて。其功によりて。御名は數々あるなり。さて熊野諸手船に乘て。三保埼に至て。

事代主神の諾否を問給ふを。御使の名に負るなるべし。と云へるはいと委き考なり。此等を思ひあつめて。天夷鳥命。武夷鳥命。建比良鳥命。武日照命。天鳥船神。大背飯三熊之大人。武三熊之大人。健三熊之命。稻背脛。みな一神の別名なることを曉るべし。さて元書には。天夷鳥命爾布都怒志命乎副天とあるを。以天夷鳥命副經津主神健御雷之男神而を記せる由は。古事記に。天鳥船神副建御雷之神而。とある處の師說に。彼神賀詞に依らば。此も其如くにも訓まるれども。さに非ず。(彼は出雲國造が、已が先祖を旨といふ故に、夷鳥命を主とせり。)此は建御雷神を主とすれば。鳥船神乎建御雷神爾副氏と訓べきなり。と云れたるに依て文を成せり。さて神賀詞には。布都怒志といひ。古事記には建御雷神と云るに。二を舉て。經津主神健御雷之男神と記せる由は。互に一柱を漏せる故に。御天降段第一の一書に。遣武甕槌神及經津主神と見え。第二の一書に。遣經津主神武甕槌神と見え。また次に引る正書にも。かく有に依て。二神を舉つ。(但し書紀には、天夷鳥命を副たる事は、何れ

の傳にも漏たり）○さて記傳に抑ゝ此天穗日命の故事を考るに。古事紀書記。遷却祟神詞とは。大旨同く。返事奏さぬ趣なるに。たゞ出雲神賀のみは。其趣甚異なるは。（此事書紀の註者たちの、論なきはいかにぞや、彼神賀ばかりの古文を、ただなほざりにのみ、見すぐされしはいと恨し、）師の祝詞考に云。穗日命は大名持神に媚附て三年に至まで復命申さずと。古事記日本紀などにはあるを。此神賀詞に。如此云るは。國造が遠祖なる故に。宜く云なせるにや。と思ふ人も有なむか。然には非ず。此傳事。右の二記には漏たるが。此詞に遺れるなり。若二記に見えたる如く。終に返事申さず。天若彥に亞たる罪も有べきに。然はあらで。天神祖の詔に大名持命の祭をなさむは穗日命と詔ひしは。よく彼神を媚和せし故なり。さて天に復命て。終に天夷鳥命布都怒志命を天降して。大なる功を成るも。もはら穗日命の思兼によれり。と云れつるぞ委き考なりけると有り。なほ古史傳に註せるを見るべし。

○第百十五段

此段。於是と云より小汀と云までは。御天降段正書に。武甕槌神配經津主神。令平葦原中國。二神於是降到五十田狹之小汀。則。拔十握劒。倒植於地。踞其鋒端而。問大己貴神曰云々とある。小汀より上を採て文を成せり。（五十田狹之小汀、五十狹狹之小汀、伊那佐之小濱、同汀なる由は、記傳に詳なり、さて此傳には、植於地といへるに、古事記に逆刺立于浪穗とあるを採れる由は、小汀といひ、此所は勢氣を示せ給ふ所なれば、浪穗なるべく所思ゆればなり、さてまた山蔭に、拔十握劒云々踞其鋒端とある文を論ひて、これは二神おの〳〵同じやうに、かくせられしにや、一劒の鋒に、二神は踞し給ふまじければなり、と云れしはいかゞ、二神おのおの同じやうにかくせられしと見むになでふ事かあらむ、）○拔十掬劒と云より。言依賜也までは。古事記に。爾天鳥船神。副建御雷神而遣。是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而。拔十掬劒。逆刺立于浪穗。趺坐其劒前。問其大國主神言。天照大御神高木神之命以。問使之。汝之宇志波祁流葦原中國者。我御子之所知國言依賜。故汝心奈何とある。

拔字より以下を採て記せり。（これに、此二神とあるは、天鳥船神と建御雷神なることは灼けれど、鳥船神やがて夷鳥神にて、元より大國主神に媚附たる神なるに、拔十掬劔云々の事は、いと似つかはしからず。然れば此の間に、經津主神の事の脱たる文ありて、此二神とは、決めて經津主神と建御雷神とを申せるならむ心を平にして熟々思ふべし、）但し此文の中に。天照大御神の御名を除きたる由は。汝之宇志波祁流と云より以下の文に。熟々心を著て思ひ辨ふべし。前に天照大御神の御詔に。葦原中國は。我御子之所知國と言依し賜へる御言を承て。全高皇產靈神の問せる趣の御言なるをや。故御天降段正書に。二神於是云々植於地。踞其鋒端而。問大己貴神曰。高皇產靈尊云々。故先遣我二神。驅除平定。汝意何如。當須避不時。大己貴神對曰云々と有て。大御神の御名の無に依れり。○故先と云より。問之時と云までは。右に引る正書によれり。○大國主命と云より不順許と云までは。御天降段第二の一書に。二神降到云々而。問大己貴神曰。汝將以此國奉天神耶以

不。對曰。疑汝二神。非是吾處來者。故不順許也。於是經津主神。則還昇報告時。高皇產靈尊。乃還遣二神。勅大己貴神曰。今者聞汝所言。深有其理。故更條々而勅之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。又汝應住天日隅宮者。今當供造。即以千尋栲繩結。爲百八十紐。其造宮之制者。柱則高大。板則廣厚。又將田供佃。又爲汝往來遊海之具。高橋浮橋及天鳥船亦將供造。又於天安河亦造打橋。又供造百八十縫之白楯。又當主汝祭祀者。天穗日命是也云々とある。對曰。疑汝二神非是吾處來者。故不順許を採て文を成せり。然れども。此を高皇產靈尊の勅に。今者聞汝所言深有其理云々。又汝應住天日隅宮者。今當供造云々。と有と對へて熟々思ふに。必その對曰の御言に。避奉り給ひて後に。住坐べき宮造の事を。好み白し給へる事の有けむが。脱たること著く所思ゆるに就て。なほ深く考るに。古事記に建御雷神既に言代主神建御名方神を。言向竟坐して後の事を記して。問其大國主神。汝子等

事代主神建御名方神二神者。隨二天神御子之命一。勿違白訖。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者。隨レ命既獻也。唯僕住所者。如二天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢一而。於二底津石根一宮柱布斗斯理。於二高天原一氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於二百不足八十坰手一隱而侍とある。唯僕所住者と云より以下の御言ぞ。此時白し給へる御言の紛れて。言代主神建御名方神の服ひ坐して後に。白給へると傳へたるになむ有ける。(そは上文に、僕之不違、隨命既獻也と言訖たまへる後に、云々して治賜者云々と白し給ふべきものかは、さるは、唯僕住所者云々の御言をよく味ふべし、云々して治賜はば御命に隨はむ、不ずは御命に隨ひ奉らじ、と白し給へる御言なるをや、心を平にして熟々思ひ辨ふべし。)故唯僕住所者と云より侍といふまでを採て。不レ順レ許の下に繼て文を成せり。(事の連きざまを、子細に深く考ふべし、なほざりに思ふことなかれ。)

○第百十六段

此段。於是と云より。天穗日命也令詔之時と云までは。前段に引る一書に於是經津主神。則還昇報告時と云るより。天穗日命是也と云るまで全く採て文を成せるが中に。元書に汝應レ住天日隅宮者。今當レ供造一。即以二千尋栲繩一結。爲二百八十紐一。其造宮之制者と有を。汝之應レ住十足天日隅宮者。今當レ供造。其宮造之制者。乃縱横之御量以二千尋栲繩一百結結八十結結下而とかけるは。山陰に。元書の右の文を論ひて。此は出雲風土記に。神魂命詔。五十足天日栖宮之縱横御量。千尋栲繩持而。百結結。八十結結下而。此天御量持而。所造天下大神之宮造奉詔而。とある古語なるを。漢文に改られたるにて。あやしき語となりたり。さて其造宮之制者は。今當レ供造一の下に有べき文なり。千尋云云も。造宮の制なればなりと云れ。內山氏の風土記解に五十足の五を衍として登陀流と訓るなどに依て文を成せり。(上に引る古事記に、登陀流天之御巢とあれば、五はいかにも衍なるべし。)さて元書に顯露之事と有を現事と作る由は。第百二十三段の徵に云を見るべし。○大國主神と云より。敢不從命乎。と云までは。上に引る一書に。天穗日命是

也の連きに。於是大己貴神報曰。天神勅教。懇懃如此。敢不從命乎。吾所治顯露事者。皇孫當治。吾將退治幽事。乃薦岐神於二神曰。是當代我而奉從也。吾將自此避去。即躬披瑞之八坂瓊而。長隱者矣とある。乎字より上を採りて記せり。（吾所治顯露事と云より以下を、此所に記さゞる由は、此間になほ下の次々に記せる事どもの有を、此傳に其を漏したればなり。）○吾兒八重言代主神と云より以下は。御天降段第一の一書に。對曰。吾兒事代主。射鳥遨遊。在三津之碕。今當問以報之。乃遣使人訪焉云々。同段正書に。大己貴神對曰。當問我子。然後將報。是時其子事代主神遊行。在於出雲國三穗之碕。以釣魚爲樂。（或曰遊鳥爲樂、）故以熊野諸手船（亦名天鳩船、）載使者稻背脛遣之而。致高皇産靈尊勅於事代主神。且問將報之辭云々。古事記に。我子八重事代主神是可白。然爲鳥遊取魚而。往御大之前未還來。故爾遣天鳥船神。徴來八重事代主神而。問賜之時云々と有を考へ合せて文を成せり。但し書紀正書の趣は。下文に使既還報命。故大巳貴神云々とあれば。此使者は。大巳貴神の遣し使にて。罷り使やがて其處にて詔命を演て。事代主神の海に入坐しも。其處にての事なるを。古事記の趣は。建御雷神の遣し使にて徴來とあれば。伊那佐之小濱へ徴たるに。其濱にて海に入坐し趣なり。此二をならべて考ふるに。書紀の趣ぞ正しかりける。（其由は、古史傳に註せるを見よ、）また事代主神の在し處。書紀正書古事記共に。三穗之碕とあれど。此は一書に三津之碕とあるぞ幽き契ある傳なる。故此方を採れり。（此由も、古史傳に註せるを見るべし。）

○第百十七段

此段於是と云より隱坐矣と云までは。前段に引る書紀正書の連きに。時事代主神謂使者曰。今天神有此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬。蹈船枻而避之。使者既還報命。故大巳貴神。則以其子之辭。白於二神とある。時事代主神。謂使者曰の意を採り。古事記に。語其父大神。言恐之此國者

立奉天神之御子。即蹈傾其船而。天逆手矣於青柴垣打成而隱也と有を採て記せり。其中に元書には。たゞ青柴垣とあるを。八重てふ言は。書紀に採て加へつ。此は由ある語なればなり。（そは古史傳に云を見て知べし、）さて言代主神の御名を積羽八重云々とも。都波八重云々とも申せること。姓氏錄に見えたり。○さて此段の事。書紀の趣にては。其隱坐す時に。蒼柴籬を造りたると聞え（因字にてしかきこゆ、）古事記の趣も。ふと見ては。其乘たまへる船を。青柴垣に化たること聞ゆれども。（師はしか解れたれど委からず、）其時造れるにもあらず。また船を化たるにもあらず。古史傳に委く考へ註せるを見るべし。（山蔭に、書紀なる、造八重云々とある文を論ひて、此ところ、古事記の趣は船をふみかたぶけて、天逆手を打給へば、其船たちまちに、青柴垣と變化て、其垣の内に隱れ給ふと云る、これ古傳のまゝにて、其趣いと明かに聞えたるを、書紀の文は、避之といふに、蒼柴籬を作れるは、何の用ともなく、船枻を蹈といふもいたづらごとなり、これかの天逆手をうちて、船を青柴垣に變化すといふことの、漢めかざるを嫌ひて、これを除きて、文を修りかへられたるによりて、かく聞えぬ事とはなれるなり、と云れしかど然らず、）○此者と云より以下は。古事記。神賀詞。神名式。簸川段第六の一書。地神本紀。大倭神社註進狀。大三輪神鎭座次第記。山城國風土記。國造本紀。二十二社本緣。土佐國風土記。日本後紀。姓氏錄。などを參考して記せり。なほ其外の古書をも合考へて。古史傳に註せるを見るべし。

○第百十八段

此段於是と云より。白給二柱神矣と云までは。前段に引る書紀正書に。使者既還報命。故大己貴神。則以其子之辭。白於二神と有を採りて文を成せり。○故爾と云より。獻焉白給矣と云までは。古事記に。故爾問其大國主神。今汝子事代主神。如此白訖。亦有可白子乎。於是亦白之。亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間。其建御名方神。千引石擎手末而來。言誰來我國而忍々如此物言。然欲爲力競。故我先欲取其御手。故令取其御手者。即取成立氷。亦取

成劔及。故爾懼而退居。爾欲取其建御名方神之手。乞歸而取者。如取若葦。搤批而投離者。卽逃去。故追往而迫到科野國之洲羽海。將殺時。建御名方神白。恐莫殺我。除此地者。不行他處。亦不違我父大國主神之命。不違八重事代主神之言。此葦原中國者。隨天神御子之命獻と有を採て記せり。其が中に。今汝子事代主神如此白訖。といふ語を採ざるは次段の御言に。汝子等言代主神建御名方神二神者云々白訖とあると。語重なればなり。さて健御雷之男神問曰。とかけるは。元書に。此段の始に。此神の名の出たればなり。○令取其御手者とある。者字を除けるは。此字ありてはふと見てば。卽取成立氷云々を。健御名方神の所爲と。思ひ誤るべく思ひてなり。さて健御名方富神とも申すことは。神名式また國史に見ゆ。(御穗須々美命と申す御名の事は。既に第百三段に出たり。)さて八重事代主神の上の兄字は。天神本紀にも。此傳を記して。かく有によれり。(そは古事記の古本にしか有しを採れるなるべし。)○此者と云より以下は。神名式。續後紀。文德實錄。三代實錄などに依て記せり。(そは古史傳に云るを見るべし。)

○第百十九段

此段は古事記に。前段に引る文の連に。故更且還來。問其大國主神。汝子等事代主神建御名方神二神者。隨天神御子之命。勿違白訖。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨白僕之不違。此葦原中國者。隨命既獻也云々。亦僕子等百八十神者。卽八重事代主神。爲神之御尾前而。仕奉者。違神者非也。と有を採て記せるが中に。如吾防禦者と云より。誰有不順者と云まで二十四字は。御天降段正書に採て加へつ。○さて此引る古事記の文中に。云々と切たるは。第百十五段の徵に引る。誰僕住所者と云より。侍まで六十四字なり。此文の此間にあるは紛亂なること。彼段の徵に云るが如し。

○第百二十段

此段は第百十四段の徵に引る神賀詞に。云々令事避支とある連きに。乃大穴持命申給久。皇御孫命乃靜坐牟。大倭國申天。己命和魂乎八咫鏡爾

取託天。倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天。大御和乃神奈備爾坐。己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎。葛木乃鴨能神奈備爾坐。事代主命能御魂乎。宇奈提爾坐。賀夜奈流美命能御魂乎。飛鳥乃神奈備爾坐天。皇孫命能近守神登貢置天。八百丹杵築宮爾靜坐支。と有を採て文を成せり。其が中に元書に。宇奈提爾坐とのみ有を。令坐宇奈提之神奈備とかけるは。前後共に。某の神奈備とあるを思へば。此にも有けむが。脱たること著明ければなり。（師の神壽後釋に、事代主命は飛鳥に、賀夜奈流美命は宇奈提にと有けむが、誤れるならむ、と云れつれど然らず、其由は古史傳に云るを見るべし）さて八百丹杵築宮爾靜坐支と云文は。此間になほ記し續べき事のあれば百二十三段におくりつ。

○第百二十一段

此段。故と云より。云母理と云までは。出雲風土記意宇郡母理鄕の處に。所造天下大神大穴持命。越八國平賜而。還坐時。來坐長江山而。詔。我造坐而令國者。皇御孫命平世所知依奉。但八雲立出雲國者。我靜坐國。青垣山廻賜而。玉珍置賜而守 詔。故云文理。（神龜三年字改母理。）と有を採て記せり。（異本どもに、八國を八口ともあり。此は何れかよけむ、今は古本二本によれり、また令字一本に命と作り此は何にてもシラシと訓に難なし、）其は此所に入べき傳なること所知依奉と有もて知べし。○爲將平と云より以下は。同記同郡。拜志鄕の所に。所造天下大神命將平越八國爲而幸時。此處樹林茂盛。爾時詔。吾御心之波夜志詔。故云林。（神龜三年改字拜志）と有を採て記せり。將平越八國爲而とあるもて。右の傳に記し續べき傳なること知られたればなり。

○第百二十二段

此段は。出雲風土記楯縫郡の處に所以號楯縫者。神魂命詔云々。天御量持而。所造天下大神之宮造奉 詔而。御子天御鳥命楯部爲而。天下給之。爾時退下。大神宮御裝楯造給所是也。仍至今楯桙造而奉立皇神。爾故云楯縫と有を本に採り。（こゝに云々と切たる文は、第百十六段に採て、彼段の徵に云るを見るべし、さて此

傳は、大國主神の鎮坐す宮を造れと詔へる趣なれば、既に服ひ坐る後の事にて、必ず此時なるべきこと、事實の連きを深く考へて悟るべし。）古事記をも合せ採て文を成せるが中に。發端を。於是產巢日神之天御量以而とかけるは。此事風土記には。神魂命とあれど。書紀には。高皇產靈尊の勅によれる趣なること。第百十五段に引る文の如くなれば。二柱をかねて記せり。（殊に皇美麻命御天降の事、古事記書紀の文面にては、高皇產靈神の御名のみ出たれど、神賀詞には、高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎事依奉之時ともあれば、神皇產靈神も預り坐ること灼きを思ふべし。）さて如大國主神之請白而云々と記せる由は。古事記に。上第百十九段に引る。故更且還來問其大國主神云々。答白之云々。違神者非也。とある文の連に。如此而。於出雲國之多藝志之小濱。造天之御舍而。水戸神之孫云々とあるに依て。記傳に而於の間に。乃隱也故隨白而といふ。七字を補へて云へれしは。如此白而と云までは。大國主神の上より云へる語。次に於出雲國之云々よりは。轉りて。天神御

子の詔命以此神を祭らしめ賜ふ方より云る語なり。凡て然此と彼との事の轉る際には。必語の界限あることなるに。此は本のまゝにては。此間に其界限なきが故に。如此白而於出雲國云々と。獻天之眞魚咋也と云るまで一續になりて。皆大國主神の爲たまふ事になりて。理かなはざれば。如此白而の下に。必此より彼へ轉る界根無てはあるべからざればなり。さて其所に必有べき語を考へ求るに。書紀に言訖遂隱於是云々とあるに依て。乃隱也の三字を補へて。大國主神の上より云語を結終て界限とはしつ。さて如此白而と隨白而と下の二字の同じきがまぎれて。其間の字どもをも脱しつることを思ひ得て下の四字をも補へつ。（此記の例、隨と云所、多くは下に而字あり、故隨詔命而云々などあるが如し。）と云れしは。信に然る言なれば。此說に從れり。然れども隱坐ることは。次段に出れば。その補られし中に。隨白而の三字を採て。如大國主神之請白而と文を成せり。其請白たまへる事は。第百十五段に記せる。唯吾住所者云々の御言にて。於出雲國云々は其を承たるなり。熟々事のつゞきを思

ふべし。

第百二十三段

此段。於是と云より。當平安と云までは。御天降段正書に。大巳貴神云々。乃以平國時所杖之廣矛。授二神曰。吾以此矛卒有治功。天孫若用此矛治國者。必當平安。今我當於百不足之八十隈將隱矣言訖。遂隱。(隈此云矩磨遲)とある。平安より上の傳を採て記り。(百不足云々は、既に第百十五段に出たればまた記さず、)○吾所治と云より。披瑞之八坂瓊而と云迄は。第百十六段の徵にも引る。御天降段第二の一書に。大巳貴神報曰云々。(この云々と切たる文は、既に第百十六段に採りて、彼段に論へりき、)吾所治顯露事者。皇孫當治。吾將退治幽事。乃薦岐神於二神曰。是當代我而奉從也。吾將自此避去。卽躬披瑞之八坂瓊而。長隱者矣。とあるを採て文を成せり。其が中に。顯明事は元書に顯露事と作て。顯露此云阿羅幡貳といふ訓註あり。(この訓註の貳字決めて衍なり、其由は古史傳に云を見よ、)幽冥事はたゞ幽事と作て。舊

くカクレタルコトと訓たり。(この訓もあやまれり。此は一の名目語なれば、體言にカクリゴトと云ぞ正しかりける、)此は幽顯と相對へる字なればアラハを顯露と書むには。それに對へる幽の方をも。二字に書るべきものなれば。此は幽の方の一字の脫たるにやあらむ。(舊事紀には、顯露之事幽神之事とあり、此は例の妄事か、書紀にふるくしか有しを採れるか、)其はとまれ。今かく文を新に成なれば。阿良波に顯明字かき加久理に幽冥字を書き。此は和漢ともに。舊より。此二方に相對へ用ひたる字なればなり。(書紀纂疏に、人爲惡於顯明之地則帝皇誅之爲惡於幽冥之中則鬼神罰之とも見ゆ、)さて第百十六段に。現事神事と書る現事も元書には。顯露之事とあれど。神事と相對たれば。顯にては應ざる故に改たるなり。(そは現世と神世と對ひ、宇都志伎青人草と神と對ひたるなどを思ふべし、)其は神賀詞にも。現事顯事とあるもて。同事をかく二やうに云ること知べし。現事と顯明事。神事と幽冥事は一なれども。宇都志事に加微事。阿良波事に加久理事と相對ふ語なり。(記傳に、書紀なる幽

事を、此は上文に神事とあると一事にて、神事は、言のまゝに書る字、幽事は、意をもて書る字なり、故二共に加微基登と訓べし、舒明天皇紀に、幽顯とあり、此訓をもて幽事をかみごとゝ訓べきことを思ひ定めよ、と云れたれど、舒明天皇紀なるは、神も人もと對へたるから、幽をカミと訓むは然ことなれど、アラハにはカクリといふぞ對ひたる語なりける、なほ古史傳に委しく記せるを見るべし、)さて披字を被とかける本は誤なり。(そは古史傳に云を見て知べし、)○遂と云より。鎭坐矣までは。書紀正書に。言訖遂隱。神賀詞に。八百丹杵築宮爾靜坐支。上に引る一書に。長隱者矣とあるを合せて文を成せり。○此宮と云より。云杵築まては。出雲風土記出雲郡の所に。杵築郷云々所造天下大神之宮將奉與。諸皇神等參集宮處。杵築故云寸付。(神龜元年改字杵築)と有を採れり。○亦百八十神と云より以下は同記楯縫郡の所に。佐香郷云々。佐香河内百八十神等集坐。御厨立給與。令釀酒給之。即百八十日喜燕解散坐。故云佐香と有を採て文を成せり。此は決めて此時なるべく所思ゆればなり。

○第百二十四段

此段は神賀詞に。大穴持命云々。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾神魯伎神魯美命宣久。汝天穂比命波。天皇命能手長大御世乎。堅石爾常石爾伊波比奉。伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉登。仰賜志次乃隨爾。供齋仕奉氐云々。御禱神寶擎持氐。神禮自利臣禮自登。恐彌恐彌毛。天津次能神賀吉詞。白賜久登奏云々と有を採て文を成せり。(そは此文にて、出雲國造の神寶奉りて、神吉詞奏すことは、此時の由縁によること灼ければなり。)

○第百二十五段

此段は古事記に。於出雲國之多藝志之小濱。造天之御舍而。水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫。獻天御饗之時。禱白而。櫛八玉神。化鵜入海底。咋出底之波邇。作天八十毘良迦而。鎌海布之柄。作燧臼。以海蓴之柄。作燧杵而。鑽出火云。是我所燧火者。於高天原者。神産巣日御祖命之登陀流。天之新巣之凝烟之八拳垂摩弖燒擧。地下者。於底津石根燒凝而。栲繩之千尋繩打延。爲釣

海人之口大之尾翼鱸。佐和佐和爾控依騰而。拆竹之登遠々登遠々邇。獻天之眞魚咋也。と有を採て文を成せり。(咋出眞福寺元本に吹上出とあり拆は本に打とあれど、記傳に、此は舊事紀に、折と作るに就て思ふに、拆を誤れるものなり、彼紀は本此記などを取て書るものなれは、此記の古本に拆とありしを取れるが、後に彼は折に、此は打に誤れるなり、と云れしによりて改めつ〕

〇第百二十六段

此段。於是と云より。語止而と云までは。御天降段正書に。大巳貴神云々。言訖。遂隱。於是二神誅諸不順鬼神等。果以復命。同段第二の一書に於是大巳貴神云々。薦岐神於二神曰是當代我而奉從也云々而長隱者矣。故經津主神。以岐神爲鄕導周流削平。有逆命者。卽加斬戮。歸順者仍加褒美云々。(山蔭にこゝの岐神のもと夷鳥命の名のまぎれたる傳なるべし、古事記に天鳥船神副建御雷神而遣とあるも、船鳥を下上に誤り傳へたる名にて、これも同じく夷鳥神のことなるべし、夷鳥命は天穗日命の御子にて此時大巳貴神に附て坐る神にて、出雲國造の祖なり、下文に爲鄕導とあるは岐神といふからの潤色か、はた此事のあるによりて、岐神とは誤り傳へたるかと言れしは甚く違へる說なり、其は古史傳に註せるを見るべし〕大祓詞に。國中爾荒振神等乎波。神問志爾問志賜。神掃掃賜比弖。語問志磐根樹立。草之垣葉乎毛語止氏云々。遷却祟神詞に。經津主命健雷命。二柱神等乎天降給比弖荒振神等乎神攘攘給比。神和和給氏。語問志磐根樹立。草之片葉毛語止氏。と有を採り合せて文を成せり。〇於中と云より乃服矣と云までは上に引る書紀正書の分註に。一云二神遂誅邪神及草木石類。皆已平了。其所不順者。唯星神香香背男耳。故加遣倭文神建葉槌命者。則服。故二神登天也。(倭文神此云斯圖梨俄未)と有を採て記せり。(訓註梨字の下に俄字脫たり補ふべし、山蔭に、倭文は借字にて、後取なりと云れつれど然らず、其は古史傳に註を見るべし、さて第二の一書に、天神遣經津主神武甕槌神、使平定葦原中國、時二神曰天有惡神、名曰天津甕星、亦名天香々背男、請先誅

此神然後下撥葦原中國是時齋主神云々とあれど、此は山陰に此星神の事かく申せるばかりにて、其神を誅ひたる事のなきはいかゞ、是時齋主神云々つゞきたるも聞えず、思ふに是時の上に、星神を誅ひたる事の脱たるにぞ有べき、と云れたる如くなれば採らず、但し天津甕星といふ名をば亦名に採つ、）○此經津主神と云より以下は。出雲風土記意宇郡の所に。山國郷云々。布都努志命之國巡坐時。來坐此處而詔。是土者不止欲見詔。故云山國也。即有正倉。また楯縫郷云々。布都努志命之天石楯縫直給之。故云楯縫と有を採て記せり。

○第百二十七段

此段は。常陸風土記信太郡の所に。天地權輿。草木言語之時。自天降來神名。稱普都大神。巡行葦原中津之國。和平山河荒梗之類。大神化道已畢。心存歸天。即時隨身哭杖。（俗曰伊川乃○○）甲戈楯劍。及所執玉珪。悉皆脫履。留置茲地。即乘白雲。還昇蒼天。とあるを本に採り。（杖一本に仗と作り、さて哭字は決めて嚴なるべし、其は註に伊川乃と有を以て知べし、但し乃字の下に必川惠の二字を脱せるならむ、）古事記に。故建御雷神返參上。復奏言向和平葦原中國之狀。御天降段第一の一書に。二神乃昇天復命而。告之曰葦原中國。皆已平竟。と有を合せて文を成せり。

○第百二十八段

此段は。御天降段第二の一書に。是時歸順之首渠者。大物主神及事代主神。乃合八十萬神於天高市。帥以昇天。陳其誠款之至。時高皇產靈尊勅大物主神。汝若以國神為妻。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姬。配汝為妻。宜領八十萬神。永為皇孫奉護。乃使還降之と有を採て記せるが中に。元書になき大國御魂神の名を擧たる由は。第百三十段の徵に云を見よ。（或人問。此に採れる一書の元書を見るに、この上文に、大巳貴神の隱坐る事を記し、其事を承て、故經津主神以岐神為鄉導云々歸順者仍加褒美、是時歸順之首渠者云々と、此に擧たる文に連續たれば、その帥以昇天とあるは、經津主神の帥て昇り給へる由と聞ゆ、そは此元書に、經

津主神の、別に復奏し給へる事の無を以ても知られたり、然るを、大物主神事代主神の帥て昇らせると爲て、此に擧たるはいかにぞや、答いかにも此元書には、經津主神の復奏し給へる事なく、上文よりのうつりを見れば、帥以昇レ天は、經津主神に係れる如く思はるゝ故に、舊訓には是時歸順之云々及事代主神乃と訓て、しか聞ゆべき狀に訓なしたれども、熟思へば、此一書は、經津主神の復奏し給ることは傳へ漏して、大物主神事代主神の八十萬神を合へて、其神等を帥て、共に天に昇り歸順奉れる誠心を高皇産靈神の御前に陳し給へるとの事なり、そは乃字にてしか聞えたり、心を平にして熟思ふべし、）

○第百二十九段

此段。故卽と云より。俾仕奉ー矣までは。前段に引る一書の連に。卽以ニ紀伊國忌部遠祖手置帆負神ー定爲作笠者ー。彥狹知神爲ニ作盾者ー。天目一箇神爲ニ作金者ー。天日鷲神爲ニ作木綿者ー。櫛明玉神爲ニ作玉者ー。乃使下太玉命以ニ弱肩ー被ニ太手襁ー而。代ニ御手ー以祭中此神上者。始ニ起於レ此矣。且天兒屋命。主ニ神事之宗源ー者也。故俾下以ニ太占之卜事ー而奉上仕焉と有を採て記せり。○是時と云より檝取之地と云までは。同一書の最初の所に。是時齋主神號ニ齋之大人ー。此神今在ニ乎東國檝取之地ー也。と有を採て記せり。其は山蔭に。此二十二字の文。上よりのつゞきも由なくして。是時といふこと。何事の時とも聞えず。此上に文おほく落たりとおぼしきに。其文今傳はらざれば。いかなる由とも知がたけれども。姑く今の本のうへに就ていはゞ。この齋主も。大物主神を。祭り始め給へる時の齋主と聞えたり。齋主は後世の祭主の職の如しと云る說の如し。さて大物主神の祭の齋主ならば。此文は下なる而奉仕焉の下に在べきに。まづこゝにいへるは聞えがたし。今世に或本に。此文下の始ニ起於レ此矣の下に。書るあれど。件の本はすべてさかしらに改たること多くして。ここの文も。私に處をかへたるなれば。取がたく。そのうへ始ニ起於レ此矣の下に在てはなほよろしからず。もし置所を改むとならば。而奉仕焉の下にこそ移すべけれ。と云れしは信にさる說なり。故この說に從ひて此所に記せり。（但し件の外に言れし說ど

もあれど、一偏に、武甕槌神一柱なる趣に云れたる說にて、信ひがたく所思れば記し出ず）さて齋主神といふは。いづれの神とも。知られざるが如くなれど。今在平檝取とあるにて經津主神なりとは知られたり。そは此時の祭を。此神の總掌て。その大人たりしをもて。世に此神を齋之大人と號せる由と聞ゆ。然れども齋之大人と云ときは職號なるを。齋主神と云ときは。其職號を名と爲たるなれば、本のまゝにては本末たがへり。此は決めて本は。是時齋之大人號齋主神と有けむが。紛れて前後になれると所思たり。故其意を得て文を成せり。○亦字より名豐香島宮矣までは。常陸風土記。香島郡の所に。天地草昧己前。諸祖天神。（俗云賀味留彌賀味留岐、）會集八百萬神於天之原時。諸祖神。告云今我御孫命光宅豐葦原水穗之國。自高天原降來大神名。稱香島天之大神。天則號曰香島之宮。地則名豐香島之宮と有によりて記せり。○此はと云より以下は古史傳に註せるを見べし。

○第百三十段

此段、故是時と云より。言訖矣までは。垂仁天皇紀二十五年の所の細書に。一云倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰。大初之時期曰。天照大神悉治天原。皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神。我親治大地官者言已訖焉云々と見えたる御誨言を採て記せり。（そは是時期たまへるならで、何時かあらむと所思ゆればなり、）○大地主神と云より。神也と云までは、大倭神社註進狀にも右に同じ傳を記して。かく有を採て記せり。○此大國魂神と云より以下は。出雲風土記意宇郡の所に。飯梨鄉云々大國魂命天降坐時。當此所而御膳食給。故云飯成。（神龜三年改字飯梨）と有を採て記せり。かく天降坐ると有もて。其昇らしゝこと灼し。故第百二十八段に大物主神事代主神の天に昇らせる所に。此神の名をも記せるなり。

○第百三十一段

此段。故字より矣字までは。本朝事始に。齋部私記と云を引て天磐笛。事代主命製之。奉天孫瓊々杵尊以磐名也以祝天孫也と見え。（此

文に名也とある名は、決めて爲の誤なるべし、草書いとよく似たり、名にては、以レ磐とあるにかけ合ざることを熟思ふべし。）また事代主命以二天押楯與天狹弓一進二天孫一と有を合せ採て文を成せり。○此天事代主命者と云より以下は。姓氏錄を採て記せり。（委くは、古史傳に註せるを見よ、）

○第百三十二段

此段。於是と云より。此御子者と云までは。全く古事記を採て記せるが中に。瓊瓊杵命の亦名どもは。書紀の傳々に見えたるを摭ひ採れり。（さて御天降段第一の一書の趣も、此と同じ趣にて、天照大神勅曰と有て、高皇產靈尊といはず、然れども、此所は必二柱の御名の出べき所なり、）○御合と云より。御子也までの說は。既に第三十七段の徵に云るが如し。○天照大御神と云より以下は。古語拾遺に天照大神高皇產靈尊。崇二養皇孫命一といひ。書紀正書に。高皇產靈尊。特鍾憐愛以崇養焉。と有に依て記せり。（崇を今本に、カタテと訓るを元々集に此文を三所に引たるに、スタテとあり、此は古訓なるべくおぼゆ、）○さて此御天降のこと。書紀正書の趣は始終通りて高皇產靈尊一神の御心として。瓊々杵尊を降給はむと爲給へる由にて。天忍穗耳尊の事なく。（第四の一書、第六の一書も、忍穗耳尊を降給はむとしゝ事なく、瓊々杵尊の事のみ見えたれども、此は前を略きて後を記せる傳なれば、今云かぎりにあらず、）第一の一書の趣は。古事記と同く。第二の一書の趣は。天忍穗耳尊に諸部神また種種の物を依し給ひて降し給へるに。虛天にて瓊瓊杵尊生坐しかば。忍穗耳尊の御心として。御親に代て途中より此御子を降給ひ。天に還上らしゝ趣なり。此は何れ正しとも。今定めがたけれど。古事記と第一の一書の趣。信に然も有べく所思れば此によりてあるなり。

○第百三十三段

此段と次段とは。古事記に本づき。考へ廣めて多くの古書を採り摭ひ記せるなれば。まづ彼記の文を擧て。その脫文あること。紛亂たる事をも正しおきて。後にかく文を成せる由を辨ふべし。其は彼記に。天忍穗耳命答曰。僕者將降裝束之間。子生出。名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇

邇藝命。此子應降也。是以隨白之。科詔日子番能邇々藝命。此豊葦原水穗國者。汝將知國言依賜。故隨命以可天降。（此間に、猿田毘古神の參向ませる事あれど、錯亂て此に出たるなり、書紀と合せ見て知べし、既く師も記傳にしか言れたりき。）爾天兒屋命。布刀玉命天宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命幷五伴緒矣支加而天降也。於是副賜其遠岐斯八尺勾璁。鏡。及草那藝劔。亦常世思金神。手力男神。天石門別神而詔者。此之鏡者。專爲我御魂而如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事爲政。此二柱神。拜察佐久久斯侶伊須受能宮。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也。次天岩戸別神。亦名謂櫛石窓神。亦名謂豊石窓神。此神者御門之神也。次手力男神者。坐佐那縣也。とある。此文にまづ熟心得おくべき事あり。其は亦常世思金神。手力男神。天石門別神とある。此三柱神は。師説に。其現御身を天降し給ふには非ず。（現身は、高天原に留りて、天照大御神に仕奉給ふ、）皆其御靈實を降し給ふなり。故上の五伴緒神と同列には。擧ずして。三種御寶の次に連ね云へり。（然れば、此三柱神の御靈實どもは、鏡にまれ、劔にまれ、何にまれ、彼八咫鏡に添へ從へて降したまふなり。）また彼五伴緒神は。現御身なる故に。此次に各某氏之祖と注したるを。凡。三柱は御靈體なる故に。子孫をば擧ず。たゞ其鎭坐す處を註せり此等を以て。現身と御靈との差別あることを覺るべし。と云れたるは。信に然る說なるに就て。なほ深く考るに此神等その御靈は御靈實として降し給へるを。其現身をも降し給ひ。現身を降し給へる神等も。其御靈をも降し給へるなり。そはまづ右の文に。亦常世思金神の下と。次思金神者とある神者の間とに。布刀玉命の御靈の名を傳漏し。爲政此二柱神者とある。政此の間に。故字を脫して此二柱神とは。思金神と布刀玉命とを云るなり。（其由、下に辨ふを見て覺るべし。）然るを記傳に此二柱神者云々拜察佐久久斯侶伊須受能宮。とある所に云れしは。神名帳に伊勢國度會郡大神宮三座（相殿坐神二座、）とある。相殿坐二柱は。儀式帳に。同殿坐神二柱。坐左方稱天手力男神。坐右方

稱萬幡豐秋津姫命也とあり。（一說に天兒屋命太玉命なりと云は非なり。）此記と相照して思ふに。左方に坐を天手力男神とは。思金神を誤り傳へたる物なるべし。（然るに、思金神の此相殿に坐ことはすべて伊勢の書には見えたることなし、さて此記には手力男神は坐佐那縣と記せるに、其神しも此相殿に坐とあるは、すべて此記と合ざるにつきて、つら／＼考ふるに、若くは此記、此二柱神者といふ上に、文の脱たるか、はた錯れたるかなど、くさ／＼こゝろむるに、脱たるにも錯れたるにも非ず、此記の趣は決く思金神なり、さて此記と伊勢の書どもの中に一方は、思金と手力男との間まがひて誤れるものなり、かくて何れを正しとせむ、今定むべきに非れども、姑く伊勢の傳の方につきて云はゞ、かの取持前事爲政とあるは、手力男神の事にて、坐佐那縣とあるぞ、思金神なるべきを、此記の傳は、まぎれつる物とやせむ、然れども、初石屋戸段にても、思金神の功殊に高く、また取持前事爲政との詔命も、必此神の任にてこそ有べけれ、手力男神にては似つかはしからずこそおぼゆれ、然れば相殿には必思金神こそ坐べけれ、其をおきて、手力男神の坐むことはいかゞなり、且書紀に秋津姫命を思兼神の妹とあれば、思兼神は、皇孫命の御大舅に坐て、秋津姫命と御兄妹左右に並ばして、此相殿に坐さむも、また由ありてぞおぼゆる、然れば、かにかくに、此記の趣は疑ふべきことなきを、伊勢の傳への方は必然るべしとおもはるゝことなければ、彼を誤りと定めつ、此二神同時に同さまに御鏡に副て降坐る故に、ふと紛つる物ならむかし、）さて五十鈴宮に坐神は、かく三柱なるを。此二柱神者と云るは如何といふに。此は天照大御神と。思金神と二御靈の鎭坐處を註せる詞にして、五十鈴宮の神を註せるに非ればなりと云て。內宮儀式に。相殿神を手力男神と萬幡豐秋津姫命とある手力男神を。思金神とまがひたる誤と定られたれど。これ誤にあらず。さもあらば。古事記に思金神とあるを誤かと云に。此も誤にあらず共に正しき傳なれども。師は思金神と兒屋命と同神にて。いと上代は太玉命と並坐して。大御神の相殿に坐しを。雄略天皇の御世に。其を外宮の相殿に傍させ給ひて。後に手力男神と萬幡豐秋津姫命

を。內宮の相殿に并祭り給へるを。儀式には古の事をいはで。後のまゝに記せるなる事を。考へ漏されたる物なり。(此由、下に委く云を見るべし、)其はまづ。思金神兒屋命一神に坐して。舊は太玉命と共に。大御神の相殿に坐たりし由は。御天降段第二の一書に。是時天照大神手持寶鏡云々。祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以爲齋鏡。復勅天兒屋命太玉命。惟爾二神亦同侍殿內。善爲防護。とあると。上に擧たる古事記の文に。詔者此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事爲政。此二柱神者拜察伊須受能宮。とあるとを。相照して熟思ふべし。古文と漢文との差別こそあれ。全おなじ趣にて。互にいさゝか傳洩たる事のあるのみなり。其は書紀に。視此寶鏡當猶視吾とあるは。古事記に此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前伊都岐奉とあると。全く同じくて。古事記に。可與同床共殿といふ語を漏せり。また天兒屋命太玉命に勅給へる御言に。同侍殿內善爲防護とある

は。古事記に。思金神者取持前事爲政とあると。文に精麁の違こそあれ。全同じきを書紀にも古事記の如く。此二柱神者拜祭五十鈴宮といふ文の有べきに。其を洩したり。其は上に勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦とあるをもて知べし。さてかく照し合せ見て。古事記に亦常世思金神の下と。次思金神者とある神者の間とに。布刀玉命の御靈の名を脱し。政此の間に故字を脱たりとは云なり。さて思金神兒屋命一神なりと云故は。此の傳の古事記書紀よく符ひて。全一神と通ゆるに就て。なほ深く考るに。まづ天石窟段第三の一書に思兼神の名は無く。その正書また外の一書ども。また古事記にては。思兼神の爲つる謀事を。すべて兒屋命の爲たる趣なるは。同神なるべく所思たるに。第五十二段にも引る和歌童蒙抄に。思兼神を。卜部氏の遠祖也と有によりて。果して一神なりけりと思ひ定たるに。(そは卜部氏等は兒屋命の御末なること、更に疑なきことなればなり、)信友が正卜考の草稿を見せたるに。其を見れば。古事記の石屋戸段なる鹿卜の事をいひて。此法は思兼神の思ひかねにて初め給へ

るならむかと思ふ由なり。（篤胤云、鹿卜法は、實に思金神の思慮にて初たまへること疑なし、そは第五十二段の徵また古史傳に具にいへり、）そは童蒙抄に石屋戸閉の時の占事の事を記して。彼思兼神は。今の卜部氏の遠祖也とあるは誤りにて天兒屋命と違へるなりと思ひしに。其文の中に。思兼神の事のみ有て天兒屋命の事をいはず。故なほ考るに。國造本紀に。知知夫國造八意思金命十世孫。知知夫彥命定賜國造拜祠大神。（篤胤云、大神とは、即思金神を申せるにて、神名式に秩夫神社とある社これなり）とあるも。萬葉集に武藏野にうらへ肩やきと見え其外これかれ由ある事聞えて。東國に古き卜法の傳はれるにも由ありげなり。袖中抄に師時卿の歌におもひかね龜のますらに云々と詠れしは。戀の慮の思ひに。たへかぬる由に。神名の思兼をかけて。卜事せし狀を詠れしと聞えて。これも由ありげなり。と疑を存し置たるに奇み驚きて此徵に記せる考を見せたりしかば。信友も奇しみ驚きて。なほかねて記しおける。兒屋命の御名の兒屋は。八意思兼神の八意と同義なる由を考へて、同神にはあらざるかといへる考をも見せたるに。（此考は第六十段の古史傳に註せり）彼此打合せて予が考の空からざるなりけりと。思ひ定たるになむ。其は卜部氏は兒屋根命より出たること。更に紛れなきを。童蒙抄に思金神の後なりといひ。古事記にては兒屋命の爲たる卜事を。思金神の爲たると有にて疑なく。其餘にもくさぐさ。徵とすべき事どもをも思ひ得つればなり。（さて其童蒙抄なる傳は、假名日本記の傳を採りて記せるなるべきこと、首卷に云るが如し、なほ第五十二段第六十段の徵と傳とに云るをも合せ考ふべし）然るに古事記に。思金神とも兒屋命とも御名を一に記さで。五件緒神の處には。天兒屋命と記し。御依しの處には。思金神と記せるはいかにと云に。此ぞ師の言れたる。現身と御靈とを降し給へる差別なるを。五伴緒の處に。兒屋命と申す名に傳へたるは。此神天降坐るより以來。ひろく此御名をもて語傳たればなり。下の御靈の處にては。思金神と語傳たるは。此神かの石屋戸段に。始めて御名の見え給へるより。平國の事につきても。すべて此神の思議の御功高く。今其事竟て。かく御天降の事に

なりて。其御靈を降し給ふなれば。其方の御名を以て語傳たるにて。取持前事為政とある御言は。其御靈に詔へるにぞ有ける。（然れば書紀にも、この差別を立らるべきに然らねは、彼紀の趣は、現身と御靈とかねて勅へる御言になむ有ける、委くは古史傳に云を見よ。）かゝれば布刀玉命も。現身と御靈とを降し給へることは論なきを。其御靈を降し給へる傳の漏たるなり。（書紀に、勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿内、善為防護とあるは、古事記と合せ見て、二神の現身と御靈とに勅へる御言なることを覺るべし。）故こゝを以て。亦常世思金神とある下に。布刀玉命の御靈の名を傳漏せりとは云なり。然れども五伴緒の現身の處にある名を。復その御靈の處にも記さむことはいかゞなれば。古事記に。現身の處には命といひ。御靈の處には悉神と云るにならひて。布刀玉神と稱して。亦常世思金神とある下に加ふべし。（なほ兒屋命太玉命のみならず、五伴緒神たち、何れも現身は現身にて、その御靈實をも、別に降し給ひけむと思ふよしあり、そは古史傳にいへり。）さてかく考へ定めて後に思へば。記傳に此段なる神たちを。現身と御靈實との。差別たることを言れしは然ることながら。なほ委からざりしなり。さて右の神勅のことくいと上代には。兒屋命太玉命二柱を大御神宮の相殿に幷祭り給へりしなり。其は倭姫命世記に。天照大御神一座。（御形八咫鏡坐也）相殿二座。（左天兒屋根命、右太玉命。）と記して。別に御戸開神二坐。天手力男神。栲幡千千姫命と有もて知べし。（此につけても、此記のいと舊きものなること知るべし、そは此相殿神二柱を放ち奉りて、手力男神と豐秋津姫命とを相殿と為たまへるは、雄略天皇の御世なるに、その已前の相殿の神を記せるもて覺るべし、然れば此記を天武天皇の御世に、外宮神主御氣てふ人の撰といへる、舊き説は、いと妄なる説にて、予が心には、雄略天皇の御世よりはなほ以前の記と思ひ定られたり、かくて右の文の下に、一書曰天手力男神萬幡豐秋津姫命とあるは、後人の加筆なること、一書曰とあるにて論なし、さて御鎭坐傳記にも、相殿神二座、左天兒屋命靈、右天太玉命靈とあるは、世記によりて書るか、外の古書にもかく有しを採れる

か、二十二社注式にも、左天兒屋根命、右太玉命といへる或書の説を擧たり、また古事記は、元明天皇の和銅二年に記されたれども、思金神を伊須受能宮に幷祭ると云る傳などは、雄略天皇の御世より、以前の古書を採てかける傳なること疑なきものぞ〕然るを。後に豐受宮の相殿に遷され給へり。此事諸古書に漏たるを。嬉くも。御鎭座本記に其傳存れり。そは彼記に外宮鎭坐の事を記せる處に依二天照大神御託宣一。大神第一攝神多賀宮奉レ傍二止由氣宮一也。亦天照大神相殿座神二前。止由氣宮相殿神皇孫命爾奉二陪從一留。故號二止由氣宮相殿一而東西座給、〔東天皇孫命一座、西天兒屋根命、太玉命、西相殿並座給也、〕自レ爾以來。以二天手力男神萬幡豐秋津姫命一天照皇大神乃爲二相殿神一。〔元是號二御戸開神一〕とあり。然れば。豐受神の丹波國に坐しほどは、皇美麻命のみ相殿に座しを。雄略天皇の御代に。外宮に鎭坐さしめ給へる時に、大御神の御託宣によりて。第一の攝神多賀宮神をば豐受神に、天兒屋根命太玉命をば。皇美麻命に傍奉られしより。豐受宮の相殿となり給へるなりけり。〔さてまた世記に、豐受大神一坐、相殿三座、大一座天津彦火瓊々杵尊、前二座天兒屋命太玉命とあるは、後人の加筆なり、内宮の相殿神を左天兒屋命右太玉命と既に記つゝ、また外宮の相殿をもかく記さましや、此は違へるにはあらねど、世記の元よりの傳ならぬこと、これまた疑なきものぞ〕かゝれば。内宮儀式に。大御神の同殿坐神二柱の中に。手力男神と有を師は誤と云れつれど誤ならず。また天兒屋命太玉命と云説をも非なりと云れつれど非ならず。天兒屋命太玉命といふ説は。雄略天皇の御世より以前の傳手力男神萬幡豐秋津姫命と云は。それより後を云る傳なる事を悟り。彼此思ひあつめて。兒屋根命思金神同神なることも思ひ定むべし。さて右に擧たる文の。御靈の名を記せる處に。天手力男神天石門別神と二名を並記せれど。是また一神に坐り。そは上に引る御鎭座本記に。天兒屋命太玉命を豐受宮に陪從れるよりこのかた。以二天手力男神萬幡豐秋津姫命一。天照皇大神乃爲二相殿神一〔元是號二御戸開神一〕といひ。世記にも、御戸開神二座。天手力男神栲幡千千姫命と見え。神名式頭註に。陸奥國白川郡

伊波止和氣神社を手力雄命也と云るなどを以て。手力男神石門別神一神なることを悟るべし。（此事古史傳第五十七段に委く注せるを見よ、）然らば。此は何れの御名を除くべきと云に。石門別神と申す御名を。下文に次天石戸別神。亦名謂豐石窻神。亦名謂櫛石窻神。此者御門之神也と云までかけて除きて。（但し、その除きたる文は、第五十七段に既に記せりき、）手力男神と申す御名を存し。（そは、後に大御神の相殿となり給へる御名なればなり、）天石門別神といふ五字を除たる處に。萬幡豐秋津比賣神といふ八字を加れ。下文に次手力男神者坐佐那縣也とある神者の間にも。此八字を加ふべし。其は坐佐那縣とある其社は。神名式に。伊勢國多氣郡佐奈神社二座とある社にて。今も佐那仁田村と云に在て。大御神の御戸開神と稱すよし。度會延經の神名式考證に見えたれば。上に引る倭姫命世記に。御戸開神二座と云るは。もと此地に坐しを。大御神の相殿に遷し給ひて後。なほ本所にも拜祭りたるが。即式に載られたる。佐奈神社二座とある社なること灼ければ。其一座は萬幡豐秋津姫命なること。世記に御戸開神二座。天手力男神。栲幡千千姫命といひ。御鎭座本記に、以天手力男神萬幡豐秋津姫命。天照皇大神乃爲相殿神。（元是號御戸開神、）とあるにて論なく。また此時この姫神の御靈をも降し給へること。更に疑なければなり。（なほ古史傳に委く云るを此にはあら〳〵と云のみぞ、）さてかく重複を除き。脱文を考へ定めて。古事記の文を改め記すときは。爾天兒屋命。布刀玉命。天宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命。幷五伴緒矣支加而。天降也。於是副賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劒。亦常世思金神（布刀玉神）、天手力男神。（萬幡豐秋津比賣神）而。詔者。此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前伊都岐奉。次思金神（布刀玉神）者。取持前事爲政。（故）此二柱神者。拜祭佐久久斯侶伊須受能宮。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也。次天手力男神。（萬幡豐秋津比賣神）者坐佐那縣也となる。此にていとよく聞ゆるなり。（但し此中に、次登由宇氣神云々とあるのみは、上に此御名なくては、いかゞ

なる故に、師も疑ひて、此豐宇氣神のみは、上に御名を擧ずしてゆくりなく此にかく出せるはいかゞ、上の思金神手力男神と連擧たる處に、此神の御名も有しが、後に脱たるにやあらむ、さて思金神等と、同例に此に記せれば、此大神も現御身の降り坐にはあらず、御靈實を降し奉り賜ふなり、と云れたるは然る說にて、此神も御靈實を降給へるなるを、其御靈實の事の傳の漏たるなり、そは下に云を見るべし）○さて古事記の文を。○まづかく考へ定めて後になほ其漏たる事實を餘書より見得るがまに〳〵。摭ひ採て加つゝ。此段と次段は記せるを今委曲にその出所を辨ふべし。其はまづ故是以と云より以下十七字は。全く古事記に依て記せり○奉坐天都高御座而は。次段に引る大殿祭詞に採れり。○此豐葦原水穗國者と云より以下。幷五伴緒と云までは。全く古事記を採れり。○次に天忍日命の名を擧たるは。下文に。此神御前に立て降坐ること見えたるによりて記せり。（此は師說のごとく、五伴緒神はいはゆる文官の如く、此神は武官のごとくに坐ばなり）○及諸部緒之神等てふ文は。御天降段第二の

一書に。以天兒屋命太玉命及諸部神等悉皆相授とあるに依れり。○次に。以其遠岐之八咫鏡及天叢雲劔二種之神寶。永令爲天日嗣之御璽而。亦副賜其遠岐之八尺勾璁及平國之廣矛とかける由は。記傳に。三種神寶を連擧る次第は。鏡劔玉とか。鏡玉劔とか有べき理なるに。（其由は次に云）記紀ともに。玉を先にし。書紀には。殊に玉及鏡と。鏡の上に及字をさへ置れたるは如何と云に。崇神天皇の御代に至て。此御鏡劔をば他處に齋祭り給ひてより。天皇の御許に坐は神代の舊物には坐さず。たゞ玉のみぞ。今大御神の授賜へるまゝの物にて坐故に。彼御世よりしては。三種の中に。玉を第一とぞせられけむ。然れば其御代より後は常に玉を先に申ならひたる其次第のまゝに。古事記も書紀も記せるものにして。神代より然るには非ずなむ。今此に大御神の授賜ふ時をもて云はゞ。鏡第一なることは更なり。次には劔。其次に玉なるべし。其故は神祇令に。凡踐祚之日云々。忌部上神璽之鏡劔。また大殿祭詞に。皇御孫之命乎。天津高御座爾坐弖。天津璽乃劔鏡乎。捧指賜天。言壽宣

志久これら鏡劒のみを云て。玉を云ず。古語拾遺には。即以八咫鏡及草薙劒二種寶。授賜皇孫。永爲天璽（所謂神璽之劒鏡是也）矛玉自從とあるを以て知べし。（此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが、古意に非ることを慨みて、ことさらに玉を貶して、鏡劒には比びがたきことを知らせたる文なり、自從とは、鏡劒の如く、正しく御璽として賜へるには非ず、矛と玉とは、たゞ何となく、それに添て賜へる由なり、）これら三種の中には。玉は本は輕きが故なり。と云れしは實に然る説なれば。此説に從ひて。以其遠岐之八咫鏡及天叢雲劒二種之神寶。永令爲天日嗣之御璽而と記し。（但し鏡の下に及字を加たるは、遠岐之は鏡にのみ係ることを知らせむとのわざなり、）古語拾遺に、矛玉自從とあるによりて。亦副賜其遠岐之八尺勾璁及平國之廣矛とは記るなり。八尺勾璁の上に。其遠岐之といふ言を入たるは。古事記に。其遠岐斯八尺勾璁鏡とありて。此璁も大御神を招禱奉りし物なれば。かく云るに從れり。但し拾遺に。矛玉自從とある矛を。師説に。書紀に所謂日矛なるべきか。（今云、書紀なる日矛は、日象の誤なること、既に第四十五段の徴に辨へたりき、）また大已貴神の經津主神に授けし廣矛か。何れとも詳ならずと云れしかど、拾遺の此上の文に。大已貴神の。平國矛を授給ひて。云々と宣へる事を記して。下文に矛玉自從と書れたれば。此矛は平國の御矛なること疑なき故に、書紀正書に。平國時所杖之廣矛とあるによりて。慥に平國之廣矛とは記せるなり。（但し璁の下にも、及字を加たるは、遠岐之は、璁のみに係ることを知らせむとてなり、）○次に常世思兼神。布刀玉神。天手力男神。萬幡豐秋津比賣神のことは。既に上に論へりき。○次に。護齋之鏡三面子鈴一合を副賜へることは。釋紀に引る大倭本記に。天皇之始天降來之時。共副護齋鏡三面。子鈴一合。也と有を採て記せり。（なほ次段に云を見よ、）○次に又天照大御神と云より以下は。御天降段第二の一書に。天照大神又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗亦。當御於吾兒と有を採て記せり。（此文の高字は非なり、そは師の委く辨へられるが如し、）但し。而依賜矣の四字は。今補ひて文を終たるな

り。そは次段に記せる大詔命に。天津日嗣之瑞穗とあるに係合る文なり。

○第百三十四段

此段。於是と云より言壽詔曰と云までは。御天降段第二の一書に。是時天照大神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而。祝之曰。吾兒視此寶鏡當猶視吾。可與同床共殿以。爲齋鏡とある。曰字より上と。大殿祭詞に。高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以弖。（此詞に神魯企神魯美之命とあるは、天照大御神と高皇產靈神とを申せり然して天津璽乃劔鏡乎捧持賜天云々は天照大御神に係れり、上なる書紀の文と合せ考へて知べし。）皇御孫之命乎天津高御座爾坐氐天津璽乃劔鏡乎捧持賜天。言壽（古語云許登保企）宣志久。皇我宇都御子皇御孫之命。此之天津高御座爾坐氐。天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾。大八洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止。言寄奉賜比氐とある。宣志久より上を合せ採りて記せり。○大八島と云より。地也と云までは。御天降段第一の一書に。天照大神云々。勅皇孫曰。葦原千五百秋之水穗國是。吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣とある。地也以上を採れり。（其中に大八島豐葦原水穗國と書るとは、上に引る大殿祭詞によれり。）○皇我と云より。所知食齋庭と云までは。上に引る大殿祭詞と。中臣壽詞に。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食天。天都日嗣乃天津高御座仁御座天。天津御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久。安介久。由庭仁所知食止事依志奉弖。天降坐之。と有を採合せて語を洩さず文を成せり。（師云、天都御膳遠とある遠は必ず乃なるべし、遠にても聞ゆるが如くなれども、さては次に瑞穗遠とある遠と重なれり、と云れたるは然る言なり、また由庭仁所知食の知は聞なるべしと云れたるは然らず、其は食ことを聞すと云よりは、知食すと云かた近ければなり、）其中に就坐而は。上に引る第一の一書に。皇孫就而と有を採て加つ。（さて壽詞には、たゞに瑞穗と有を、天津日嗣之瑞穗と書るは、大殿祭詞に、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾云々、平氣久所知食と有に合せて記せるなる

を、委くは古史傳に註を見べし、）此之鏡者と云より。宜齋奉と云までは。古事記に詔者。此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前伊都岐奉と有と。上に引る第二の一書に。可與同床共殿と有とを合せ採て。（こを師のヒトツミアラカヒトツミユカニマサシメテ、と訓れたるに依りて、）文を成せり。○寶祚之と云より詔而までは。上に引る第一の一書に寶祚之隆當與天壤無窮者矣と有を採て文を成せり。○復字より詔矣と云までは。前段に引て論へる第二の一書に。天照大神云々。復勅天兒屋命太玉命。惟爾二神亦。同侍殿內。善爲防護と有と。古事記に。上に引る詔者云々。伊都岐奉とある連に。次思金神取持前事爲政と有を合て文を成せり。（此文の事は、前段に既に委く論へりき、）故と云より。伊須受宮と云までは。古事記に。上なる爲政の連に。此二柱神者拜祭佐久々斯侶伊須受能宮とあるを採て記せり。（此文の事も前段に委くいへりき、）其中に拜を弁に替たる由は。前段に云る如く。此二柱神を大御神の相殿に祭る由なれば。決めて弁といふべき處なり。（拜と云ときは、此二柱神主となりて、相殿の神と申す理にかなはざれば拜は弁の誤寫なるべく所思ればなり、拜弁たがひに誤まれること、彼記にもこれかれあり、）○次天手力男神。萬幡豐秋津比賣神者。坐佐郡縣は。既に前段に論りき。此者御戸開之神也は。世記によりて記せり。（此事も既にいへりき、）○次天懸大神と云より以下は。前段に引る大倭本記なる。鏡三面子鈴一合の本註に。一鏡者天照大神之御靈名天懸神也。一鏡者天照大神之前御靈。名國懸神。今紀伊國名草宮崇敬解祭大神也。一鏡及子鈴者。天皇御食津神。朝夕御食夜護日護齋奉大神。今巻向穴師社宮所坐解祭大神也。とあるに依て記せり。其はまづ此註に。名草宮崇敬解祭大神也とあるは。天懸神國懸神二面に係たる註にて。天懸神と申すは。所謂日前大神を申せり。（其由は、古史傳に委く註せり、）此御鏡と國懸大神と坐す御鏡とは。第四十五段の徵に委く云る如く。初度に造れりし二面の御鏡なり。さて一鏡及子鈴者云々は。甚紛はしき書ざまなれど。熟視れば。天皇云々齋奉大神は

一鏡に係り。今卷向穴師社云々祭る大神也は。子鈴一合に係れる義なり。(故齋奉大神云々、解祭大神也と、トてふ辭をよみつけたるなり。)然れば。一鏡は登由宇氣神の御靈實に坐し。子鈴二合は。神名式に。大和國城上郡。卷向坐若御魂神社とある神の。御靈實になむ坐しける。(既く記傳にも、右注文を引て、御食津神と云るは、古事記と合せて思ふに、正しく豐宇氣神の御靈體と聞ゆと云れたり、此外に言れし說あれど、右注文の意を得られざる說なればしるさず。)若御魂神とは豐宇氣神の御祖。稚產靈神を申せること灼ければ。子鈴一合は。此神の御靈體に坐しを。卷向に坐奉り給ひ。一鏡は豐宇氣神の御靈實に坐しを。後に外宮の度相に鎭坐さしめ給へるなりけり。如此考へ定めて。次天懸大神と云より以下を記して。前段に。副賜護齋之鏡三面子鈴一合と記せる文を結びたるなり。

〇第百三十五段

此段。爾と云より事始而と云までは。遷却崇神詞に。高天之原爾神留坐氐。事始給志。神漏伎神漏美能命以氐云々。皇御孫之尊乃。天御舍之內仁坐須。皇神等波。荒備給比健備給事無志氐。高天之原爾始志事乎。神奈我良毛所知食云々。道饗祭詞に。高天之原爾事始氐。皇御孫之命止稱辭竟奉云々。皇神等之前爾申久云々。(止は決めて乃なるべし。)中臣壽詞に高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬神等遠集倍賜天。皇孫尊波高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠云々。(此文は集倍賜天、高天原仁事始天、皇孫尊波豐葦原乃瑞穗國遠云々、とつゞく意なり。)など有に依て記せり。(共に神祭の事は、高天原にて、神魯岐神魯美命の、皇美麻命の天降坐る時に、事始め給へる由なり。)

〇天都詞之太詞事言依賜而は。鎭火祭詞に。高天原爾神留坐。皇親神漏義神漏美能命持氐。皇御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志天都詞太詞事乎以氐申久云々。と有によりて記せり。(此事は、首卷に委く云りき。)〇天神社國神社令稱辭竟奉而は。祈年祭詞に。高天原爾神留坐。皇睦神漏伎神漏彌命以。天社國社登稱辭竟奉。皇神等能前爾白久云々と。有に依て記せり。(六月々次祭詞、

大嘗祭詞にもかくあり、共に天神地祇の御社定めて、稱辭竟奉り給ふ事は、神魯岐神魯美命の御言依によれる由なり。)但し元書に。天社國社とあるは。天ツ神ノ社國ツ神ノ社と書クべき文字を省きたるなり。(既く祝詞考にも、天津神國津神と書べきを、後ノ世よりして社と書しにやといはれたりき。)故正しく書り。(ただに天ツ社國ツ社といひては、天に在る社、國にある社といふことになる理を思ふべし。)○高皇產靈神ノと云より。亦爲ニ皇美麻命ー奉レ齋詔而までは。前段に引ケる第二ノの一書に。是ノ時天照大神手持ニ寶鏡ー云々の上ノ文に。高皇產靈尊勅曰。吾則起ニ樹天神籬及天津磐境ー。當下爲ニ吾孫ー奉ち齋矣。汝天兒屋命。太玉命。宜下持ニ天津神籬ー降ニ於葦原中國ー。亦爲レ吾ー孫奉ち齋焉。と有ルを採リて文を成せり。(今本に、上の奉齋をイハヒマツラムと訓み、下の奉齋をイハヒマツレと訓メるは非訓なり、今は古本の訓に依れり、そは古史傳に解を見て知るべし。)さて此ノ高皇產靈神の御言。元ツ書に是ノ時天照大神手持ニ寶鏡ー云々の上にあれども。決めて大御神の御詔有て。後に勅へる御言なり。そは吾則と詔給へるも。

上に大御神の御詔あるを承て。詔へるげに聞えたり。さてこそ古語拾遺に。大御神の。吾兒視ニ此寶鏡ー。當ニ猶視レ吾。與同床共殿以。爲ニ齋鏡ーと勅へる御言の次に。因又勅曰とて。此勅を記せり。今はそれに從ひつ。(但し、拾遺の此處に混亂たることあり、そは書紀にては、吾則云々亦爲ニ吾孫ー奉レ齋焉まで、高皇產靈神の御勅なるを、右の如く文を改むるときに、誤れると見えて、云々奉レ齋焉、惟爾二神、共侍ニ殿內ー能爲ニ防護ー宜下以ニ吾高天原所御齋庭之穗ー亦當中御於吾兒上矣と記し、大御神の御言を混らして、產靈神の御言とせし、書紀と合せ見て辨ふべし、すべて古語拾遺の此段は、大御神の御言と、產靈神の御言と入混ひたり、)さて元書に。起ニ樹天津神籬及天津磐境ーとある文を替たる由は。師說に及字は於なるべしと。賀茂大人の云れたる。信に磐境は起樹と云べきに非ざれば。此文いかゞなり。造ニ天津磐境ー而。起ニ樹天津神籬ー。などやうにこそ有ルべけれ。磐境はすなはち。神籬を樹る境域なればなり。と云れたるに從へるなり。○復字より以下は。古語拾遺に勅曰。吾則起ニ樹天津神

羅及天磐境云々。宜太玉命率諸部神。供奉其職。如天上儀。仍。令諸神亦與陪從。と有を採て文を成せり。

○第百三十六段

此段は。古事記書紀を合せ採て記せり。其は爾と云より。不得目勝問矣までは。古事記に爾日子番能邇々藝命將天降之時。居天之八衢而。上光高天原。下光葦原中國之神於是有と見え。御天降段第一の一書に。已而且降之間。先驅者還白。有一神居天八達之衢。其鼻長七咫。背長七尺餘。且口尻明耀。眼如八咫鏡而絶然似赤酸醬也。即遣從神往問時。有八十萬神皆不得目勝相問。と有を合せ採て文を成せり。但し書紀に。且口尻明耀といへる語を採ざる由は。此は猿田毘古と申す御名によりて。後人の附會して。語り傳へたる語と所思くて。信がたければなり。(猿田と申す猿は、さるの由には非ざるものを。や、そは古史傳にいへり、なほ釋紀に引る天書といふ物には、面尻並赤遍身生毛とさへ云るは例の餘りなる妄説なり、)また絶然似赤酸醬。といふ語を採ざる由は。八俣遠呂智の目を。如赤加賀智と譬たるは。彼が目の血爛て赤き狀を云るなれば。然る語にも聞ゆるを。(但し此にも論あり、彼段の古史傳見るべし、)絶然の譬には似つかはしからず。(古語拾遺に、此と同じ傳を擧たれど、而絶然似赤酸醬也の八字なし、これ本のさまなるべし、)古事記に。上光高天原下光葦原中國と有て。口尻明耀といふ語のなきぞ。却ていみじく聞えたる。また八十萬神皆とは餘りなる語なり。御供神に天忍日命もおはすものをや。○故と云より。詔矣までは。古事記によれり。○故天宇受賣命往向而問之時は。古事記書紀の文を見合せて記せり。さて書紀に右に引る文のつゞきに。天鈿女乃露其胸乳。抑裳帶於臍下而笑噱向立是時。衢神問曰。天鈿女汝爲何之故耶。對曰。天照大神之子所幸道路。有如此居之者誰也敢問之とあれど。師説に。露胸乳云々の事は。いさゝかも怖れぬさまを。示す意にも有べけれど。此には何とかや似つかはしからず聞ゆれば。此事は古事記に。石屋戸段にあるぞ。よく當れる。と云れたるに從て採ざるなり。

○八衢之神と云より。侍焉白給矣までは。古事記に。僕者國神。名猨田毘古神也。所以出居者。聞天神御子天降坐故。仕奉御前而參向之侍と見え。書紀に。右に引る文のつゞきに。衢神對曰。聞天照大神之子。今當降行故。奉迎相侍。吾名是猨田彥大神。と有を合せ採て文を成せり。○天宇受賣命と云より以下は。書紀に右に引る文のつゞきに。時天鈿女復問曰。汝將先我行乎。將抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可以送我而致之矣。天鈿女還詣報狀。と有を採て文を成せり。

○第百三十七段

此段。爾と云より。離天磐座と云までは。古事記に。故爾詔天津日子番能邇々藝命而。離天之石位。押分天之八重多那雲云々とある。石位以上を採て記せり。但し此事につきて論あり。其は此文に故爾詔とあるにつきて。記傳に。詔字いかゞ。上に既に。科詔日子番能邇々藝命云々と有て。其下の趣を見るに。此處は此詔字と命の下の而字無くて宜きなり。此は此詔字ありては。次々の文讀がたし。故今は此二字を除きて訓つと云ひ。また離天之石位の下に。離は波那禮と訓べし。（波那禮は自離るゝを云言なり。若上なる詔字に依らば、波那知と訓べし、波那知とよむときは、大御神の詔命を以て令離を云なり、書紀一書に、用眞床覆衾裹皇孫而、排披天八重雲以奉降とあるは、其趣の語なり、大祓詞なども然なり、然れども、此等は下に奉降、或は依左志奉などある故に、其趣に訓て宜きを、此處は下に然る言はなくして、天降坐とあれば、其まで皆皇孫命の御自の御上より云る語にて、大御神の詔命を以て令爲をいふ語に非るが故に、今は詔字をば除きて讀ず、此離を波那禮と訓つ）と云れつれど。此は決めて。離天之石位の下に。語の脫たること炳し。（そは詔字と命の下に、而字あるにて論なし。）故離天之磐座の下に。裹奉眞床覆衾云々の文を續たるなり。なほ下に云を見るべし。○裹奉と云より。天國饒石彥火瓊々杵命と云までは。

御天降段正書に。于時高皇産靈尊以眞床追衾。覆於皇孫天津彦々火瓊々杵尊。使降之。第四の一書に以眞床覆衾。裹天津彦國光彦火瓊々杵尊云々奉降之第六の一書に。乃以眞床覆衾裹皇孫天津彦根火瓊々杵根尊而云々降。故稱此神曰天國饒石彦火瓊々杵尊。と有を合せ採て文を成せり。○故其猿田毘古神立御先而は。前段に記せる此神の御言に。吾先立而啓行焉とあると。下第百四十段に見えたる。皇御麻命の御言に。此立御前而仕奉之猨田毘古大神。と有によりて記しつ。○天忍日命と云より。仕奉と云までは。古事記に。天忍日命天津久米命二人。取負天之石靫。取佩頭椎之太刀。取持天之波士弓。手挾天之眞鹿兒矢。立御前而仕奉。故其天忍日命。(此者大伴連等之祖。)天津久米命。(此者久米直等之祖也。)と見え。第四の一書に于時。大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天槵津大來目。背負天磐靫。臂著稜威高鞆。手捉天梔弓天羽々矢。及副持八目鳴鏑。又帶頭槌劔而。立天孫之前遊行降來。と有を採り合せて文を成せり。其中に。古事記に。天忍日命 天津久米命二人云々といひ書紀には。帥來目部遠祖天槵津大來目とあるを。二の傳ともに採ずて。天忍日命のみ擧て。帥大久米部而とかける由は。下に云を見るべし。○天牟羅雲命と云より祓清而と云までは。倭姬命世記にも。邇々藝命の御天降の事を記して。天牟羅雲命取太玉串天。相副從比天云々とあり。神名秘書に引る或書に。彦火々出見尊。天下坐爾時。天押雲命。以天津諄辭。解除清淨而。天八重雲乎。出之道別道別。天下坐と有を合せ採て記せり。(此或書に、彦火々出見尊と云るは、瓊々杵尊を誤れるなり、さて秘書本文には、伴神天兒屋命、以天津諄辭之太祝詞令掌除、太玉命捧太幣とあれど、此二神は、美麻命を保護して降給へると聞ゆれば、或書の傳を採れり、そは天押雲命は其子に坐ば、父命の御業を續たまへるならむと所思ゆればなり、)此は共に決めて古傳の遺れるものなり。○於天浮橋といふより。道別而と云までは。古事記に上に引る。爾云々離天之石位の下。天忍日命云々の上に。押分天之八重多那雲而。伊都能知和岐知和岐弖。於天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯

弖。天降坐于筑紫日向之高千穗之久士布流多氣とあると。前段に引る第一の一書に。猨田彥神の事を記し竟て。皇孫於是脫離天磐座。排分天之八重雲。稜威道別道別而天降之也。果如先期。皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯。と有を採合せて文を成せるが中に。押分天之八重多那雲云々の文を置替て。於天浮橋宇伎士麻理蘇理多々斯而。押分天之八重多那雲而。稜威之道別道別而とかける由は。天浮橋てふものは。古史傳に云る如く。虛空を乘て降る物なるを。其に乘て降坐るなれば。斯在べき理なればなり。然るを古事記に。右の如く記れしはいかにと云に。此は大祓詞遷却祟神詞などにも。天之磐座放氏。天之八重雲乎伊頭之千別爾千別氏。天降云々と有れば、古語の成語と聞ゆれども祝詞には。天浮橋に發しゝ事を云ざれば。磐座を放と云より。直に續たらむも然ことながら。天浮橋に發せる事の有ては。文を置かへずは。得有まじきものなること。心を平にして熟思ふべし。（書紀正書第一の一書も、祝詞と同じつづきなれど、彼も共に浮橋に發せることなき故に、右の如く連きたるなり）

さて果先如猨田毘古神之言は。果如先期とあるを目易くかけるなり。○然後と云より。起於此時也までは姓氏錄によれり。其は下に引て云を見るべし。○天忍日命の亦名を。大久米主命と申せる由は。萬葉十八卷に。大伴家持卿歌に大伴の遠つ神祖の其名をば。大久目主と負持て。仕へし官とあるもて知べし。（記傳は大伴氏と久米氏の事を云れし說は、いたく久米を持れたる說にて信がたし、予が說は師說といたく異なれば其心して見るべし）かゝれば古事記に。天津久米命といひ。書紀に天槵津大久目とあるは。共に一神にて。天忍日命の久米部を帥たるより。負る亦名なること論なし。然れば古事記に。天忍日命。天津久米命二人と云るは誤なり。また書紀に。帥來目部天槵津大來目と云る帥來米部は。萬葉二十に。於保久米能麻須良多祁乎々佐吉爾多弖と詠み。書紀に。大伴氏之遠祖道臣命。帥大來目部とあれば。來目てふ部を帥たること灼く。其來目部を帥たるに依て負る名を。別に一神と爲て語れる。誤りの傳になも有ける。また古事記神武天皇段に。大伴連等之祖。道臣命。久

米直等之祖。大久米命二人と云て。二人と爲たれども。此も道臣命は天忍日命の孫として。大久米部を帥たる故に負る亦名なるを。別人と爲たる誤の傳なり。故書紀には。大久米命といふ人なし。（道臣命大久米命二人と爲ては、久米歌どもにも、いと心得がたき事多かるを、一人として見るときは、彼歌どもにも、いぶかしきふしは無るめり、其は彼段の傳に云を見よ。）さて天忍日命、（亦名大久米主命、亦名天槵津大來目命、）の御親を。安牟須比命と申せる由はまづ姓氏錄左京天神部に大伴宿禰條に高皇產靈尊五世孫天押日命とあり。大伴大田連條には。六世孫とあり。古語拾遺には。高皇產靈神男とあり。然れば。其本は產靈神より出たること灼く、（但し五世といひ、六世といひ、男と云るは、共に誤にて實はたゞに孫とあるべきものなり、其由下にいふ。）また姓氏錄同部に。久米直高御魂命八世孫味耳命之後也と見え。（また右京神別上に、久米直神魂命八世孫味日命之後也ともあり、同じ久米氏の始祖を高御魂命とも、神魂命とも云る由は、首卷に既にいへりき。）此に並べて。浮穴直移受牟受比命後也と擧られたるは。所由あることなり。其はまづ久米氏は。古事記に久米直祖大久米命と有て。此命より出たる事は紛なく。さて浮穴氏の事を考るに續後紀承和元年五月の下に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜二姓春江宿禰一。千繼之先者大久米命之後也とあれば。此氏も大久米命の末なること灼し。さて大久米命と云は。上に論へる如く。道臣命の亦名にて道臣命は押日命の孫なること。書等に見えたる如くなれば。大伴久米浮穴は同祖にて。共に天忍日命の末なるを以て久米氏と浮穴氏とを並擧られたるにぞ有ける。（伊豫國に、久米郡と、浮穴郡と並たるも、此所由によることなり）さて浮穴直條なる。移受牟受比命と申は。同錄大和國天神部に。門部連。牟須比命兒。安牟須比命之後也ともあり。然れば產靈神の御子にて。天忍日命は。此神の子なること灼し。なほ言はゞ。門部とは。御門を衛る部にて。連は其を掌る職なれば。必ず御門の開闔を掌る。大伴氏の同族なるべき謂なるをも思ふべし。また姓氏錄大伴宿禰條に。彥火瓊々杵尊神駕之降也。天押日命大來目部立二御前一。（大久目部の上に帥字脫たるべ

し、師說はあれど信がたし、）降二于日向高千穗峯一。然後以二大來目部一。爲二天靫負部一天靫負部之號起二於此一也。（以上の文の意は、瓊々杵尊の天降坐る時に、天押日命大久目部に靫負せて、帥て御前に立て降しゝによりて、此時まで大久目部とのみ稱し部を天靫負部とも號起たる由なり、故この成文に、帥二大久目部一立二御前一と記し、また然後以二大久目部一、爲二天靫負部一、天靫負部之號、起二於此時一也と記せるなり、なほ古史傳に云を見るべし。）雄略天皇御世。以二天靫負一賜二大連公一（大連公とは、室屋大連のことなり。）奏曰。衞レ門開闔之務於職已重。若一身難レ堪。望與二愚兒語一。相伴奉レ衞二左右一。勅依レ奏是大伴佐伯二氏掌二左右開闔一之緣也とあり。此文ふと見ては。大伴氏の開闔を務ことは。雄略天皇の御世より。始れる事のごとく聞ゆれど然らず。靫負は元來此家に屬る職にて。開闔も此職に屬る元よりの務なるを。（そは古語拾遺に、神武天皇の即位の事を記せる處に、日臣命帥二來目部一、衞二護宮門一掌二其開闔一とあるもて知べし。）此御時までは。一人して務たりしが。室屋大連公に。天靫負の職を賜へる時に。

其時までは左右を一人して務め來つれども。一人しては堪がたき重職なれば。其兒語連と二人して。左右を務めむと奏せる故に。其奏のまに〳〵御許ありて後。大伴佐伯二氏にて。左右の開闔を掌ことゝなれる由なり。其は佐伯は語連の末なればなり。さて大伴佐伯の門部を掌る狀は。江次第御即位儀に。伴佐伯云々。率二門部三人一。入レ自二兩門一云々。令二門部開レ門一と見えたるにて知べし。然れば。門部連は大伴氏と同祖にて。安牟須比命と云は。天押日命の御親なること。更に疑なきものぞ。かく考へ定めて產巢日神之御子安牟須毘命之子。天忍日命と記して久米浮穴門部の三氏をも。此神の御末とは定たるなり。（なほ天忍日命は決めて天手力男命に坐し、安牟須比命は、かならず角凝魂命、亦名天底立神なるべく思ふ由もあれど、其は古史傳に註るを見よ。）さて神狹日命とも申せること舊事紀に見えたり。○次天村雲命と云より。天御雲命之子と云までは。豐受大神宮禰宜補任次第に。天牟羅雲命云々。天曾己多智命子。天嗣杵命子。天鈴杵命子。天御雲命子也。と有によりて記せり。（天嗣杵命の下

に、子字脱たるを、度會氏系圖によりて補へり、さて天牟羅雲命の下に、云々と切たる所に、後世に僞り作れる神名を、こゝら擧たれど記し出ず、其は古意を得たらむ人は、自に辨へてむ、其中に神魂命を擧たるばかりは正しきなり、御鎮座傳記に、天村雲命神皇産靈神六世孫とあり、これ世數よく符て、正しき古傳と聞えたり。）さて姓氏錄左京天神部に。伊勢朝臣。天底立命孫天日別命之後也とある。（孫はヒコと訓べからず、ハツコと訓て、裔の義に見るべし。）天日別命は。伊勢度會氏の祖にて。大神宮例文。（また度會氏系圖、）に天村雲命の子。天波與命の子とあり。（塙本例文に、天波與命なきは脱たるなり。）かくて天村雲命はまた姓氏錄右京天神部に額田部宿禰。明日名門命三世孫天村雲命之後也とあり。此明日名門命と云は。第四十九段の傳に委く註せる如く。天手力男命の亦名にて。天底立命（亦名角凝魂命）の子なるを。上に引る補任次第と合せて考るに。彼次第に。天嗣杵命と云るは。即また天手力男命の亦名にて。天村雲命を此神の三世孫と。姓氏錄に見えたる世數もいとよく符り。故こゝを以て。伊勢朝臣と云より。祖也までの文を成せり。（なほ第四十九段。また此段の傳に云るを見て思ひ明すべし。）〇次と云より子也までは、藤原系圖荒木田系圖に依て記せり。天忍雲根命とも申せる名。天神壽詞にも見ゆ。

〇第百三十八段

此段爾と云より。曰高千穗峯までは。日向國風土記に。曰杵郡内知鋪鄕。天津彥火瓊々杵尊。離天磐座排天八重雲。稜威之道別道別而。天降於日向之高千穗二上之峯時。天暗冥。晝夜不別。人物失道。物色難別於茲有土蜘蛛。名曰大鉗小鉗。二人奏言皇孫以尊御手抜稻千穗。爲籾投散四方。必得開晴于時。如大鉗等所奏。搓千穗稻。爲籾投散。即天開晴。日月照光。因曰高千穗二上峯。後人改號知鋪。と有を採て文を成せり。（此は釋日本紀と、仙覺が萬葉の注に引るとを合せ見て、誤を訂して引るなり、）〇既而と云より以下は。記傳十五卷の七十葉より七十五葉までに云れし說と。十七卷の八十二葉。高千穗宮とある處に論れし說とによりて記せり、（なほ次段に云

を見よ、）

（〇第百三十九段

此段於是と云より巡覽其地而と云までは。御天降段正書に。皇孫乃離天磐座。且排分天八重雲。稜威之道別道別而。天降於日向襲高千穗峯矣。既而皇孫遊行之狀也者。則自槵日二上天浮橋。立於浮渚在平處而。膂宍之空國。自頓丘覓國行去。到於吾田長屋笠狹之碕矣。また第四の一書に。到於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋而。立於浮渚在之平地。膂肉空國。自頓丘覓國行去。到於吾田長屋笠狹之御碕云々。第六の一書に。于時降到之處者。呼曰日向襲之高千穗添山峯矣。（添山此云曾褒里能耶麻）及其遊行之時也。到于吾田笠狹之御碕。遂登長屋之竹島。乃巡覽其地者云々。と有を合せ採て文を成せり。但し此三の傳ともに。襲之高千穗峯に天降坐ると云るは。始め天降坐る峯より。此峯に移り給へるなるを直に此峯に降坐ると誤り傳たるなり。既而皇孫遊行之狀とは。浮橋に乘給ひながら。襲之高千穗峯に移り泊給へるが。其浮橋より立出給ふ狀を云るなり。自槵日二上天浮橋立云々とあるに心を著て辨ふべし。立は發の義にて。其乘らしゝ浮橋より。發出たまふ由なるをや。（同段第四の一書に、到於二上峯天浮橋とあるは、中にも惡く心得誤りて語たる傳なり、記傳に此等の傳文を擧て天浮橋は、其二上より下る道のごと聞ゆ、そは天上より上下ふ橋に准へて、高山より平地に下る道をも、天浮橋と云るかなど云れしは浮橋と云を今在る橋と同狀の物に思はれしかばなり）さて古事記に御天降の處に宇岐士麻理蘇理多々斯弖とあるは。よく通えたれど。書紀に覓國の處に。立於浮渚在平處而と云るは。いかなる由とも解がたければ。古事記に。此處に此語のなきによりて採らず。正書の文義を得て始め日向高千穗峯に天降坐るが既にして襲之高千穗に移幸し。その峯より遊行して。覓國たまへる事の。熟通ゆべき狀に。前段と此段とは記せり。さて上に引る書紀正書に日向襲之高千穗峯。また槵日二上といひ。第六の一書に。日向襲之高千穗添山峯と云るは。同山に名の三あるなり。故其名をみな放さじの意にて。前段には。襲之高千穗槵日二上峯

と記し。此段には曾褒里山と記せるなり。（但し日向てふ語を省けるは、既に第百三十六段第百三十七段に筑紫日向と記して、此處にも然云むことは、煩はしければなり、）○詔曰と云より。詔而まで は。古事記に。於是詔之云々。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地甚吉地詔而と有を採て記せり。（此に云々と切たるは、記傳十五卷の八十三葉に論れたる如く、紛亂たる文にて、上の膂肉之空國自頓丘覓國行去といへるに、こもれる語なれば採らず、）○召字より白矣と云までは。第二の一書の。上に引る文の連に。乃召國主事勝國勝長狹而訪之。對曰。是有國也取捨隨勅時。皇孫因立宮殿是焉遊息。第六の一書に。上に引る文のつゞきに。巡覽其地者。彼有人焉。名曰事勝國勝長狹。天孫因問之曰。此誰國歟。對曰。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫矣。など有を合せ採て文を成せり。○故と云より坐矣と云までは。古事記に上に引る文の連に。於底津石根宮柱布斗斯理。於高天原氷椽多迦斯理而坐也。と有を採れり。○故其と云より以下は。第四の一書に。其事勝國勝神者。是伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁とあるを採れり。

○第百四十段

此段は。古事記を採て記せるが中に。即と云より侍送矣と云までは。第百三十六段に引る。御天降段第一の一書の連に。即天鈿女命。隨猨田彦神所乞。遂以侍送焉と有を採て補へつ。さて書紀に。右の侍送矣とある文のつゞきに。時皇孫勅天鈿女命汝宜以所顯神名爲姓氏焉因賜猿女君之號。故猿女君等。男女皆呼爲君。此其緣也とあり。（師云、此文に心得ぬ事どもあり、まづ上には姓氏と云て、下には號と云る、姓氏と號と忽違へり、そも〳〵此時いまだ姓氏と云こと有べくもあらざれば、此二字は、此にかなはず、其故は此は猿田毘古神の名を取て號とせるなれば、猿女と云こそ主なれ、君と云はたゞ尊稱のみにて、こゝの由緣に關れることに非るを、その主とある猨女をば略きてただ君と呼ことを云るは何の由ぞや、故思に、本は是も、呼爲猨女君とありけむを、上に猿女君等とある故に、煩はしと思ひて、後人のなまさかしら

に、猿女二字を削れるにこそあらめ、）また古語拾遺に天鈿女命者是猿女君遠祖。以所顯神名爲氏姓今彼男女皆號爲猿女君。此緣也とあり。（師の論に書紀にも此書にも、男女皆と云ることいかが、其故は男女皆呼ことは萬姓の常なりいづれの姓かは然らざらむ、殊更に云べきことにあらず、且此號は、女に局れる事とおぼしくて、男に猨女君と云ることは、諸の書に見えたることなし、故思に、こは本は古事記の如く、女とのみありけむを、例の漢文のあやに何の意もなく、ふと書れたる物にこそあらめ、さるは男のみならず女もと云意にて、實は女を云むためにはあれども、かにかくに男を云るは、いたづらなるのみならず事違ひてぞ聞ゆる、）此は共に非說なること。師說にて明なれば採らず。

○第百四十一段

此段も。全く古事記に採りて記せり。（但し此は元書に次段よりは下にあり、然れども事實の次第は、必こゝに有べきものなり、其は此には還到といひ、次段には坐阿邪訶之時とあるをもて、其後或時の事なること知らるればなり、）

○第百四十二段

此段。故と云より。謂阿和佐久御魂と云までは。古事記を採て記せり。○故是と云より祖也までは。倭姬命世記に猿田彥神裔宇治土公祖大田命。內宮儀式に。宇治土公等遠祖大田命など有によれり。○此神之と云より以下は。伊賀國風土記に。猨田彥神女吾娥津媛命云々。此神之依知守國。謂吾娥云々。後改伊賀吾娥之音轉也と見え。また伊賀國號者伊賀津姬之所領之郡也とあるによりて記せり。（委くは、此段の傳に云るを見るべし、）

○第百四十三段

此段は。天神壽詞に上第百三十四段に引る。豐葦原乃瑞穗乃國遠云々。天降坐之とある連に。後仁中臣乃遠都祖。天兒屋根命。皇孫命乃御前仁奉仕弖。天忍雲根神遠。天乃二上仁奉上弖。神漏岐神漏美乃命乃前仁。受給波里申仁。皇御孫尊乃御膳都水波。宇都志國乃水仁。天都水遠加弖。奉牟止申世止。事敎給志仁依弖。天忍雲根神。天浮雲仁乘弖。天乃二上仁上坐弖。神漏岐神漏美命乃前仁申世波。天乃玉櫛遠事依奉弖。此玉櫛遠刺立弖。自夕日至朝

日照万豆。天都詔戸乃。太詔刀言遠以豆告禮。如此告波。麻知波。弱韮仁由都五百篁生出牟。自其下天八井出牟。此遠持天。天都水止所聞食止。事依奉支。と有を採て文を成せり。(此文は師の玉かつまに引れたると、外に二本校合て字を正したるなり)其中に天忍雲根神遠天乃云々。受給波里申仁は。師説に。これは天忍雲根神遠。神漏岐神漏美命乃前仁。受給波里申仁。天乃二上仁奉上豆と。語を次第て見ればよく聞ゆ。と云れたるによりて文を置替へつ。○一傳は。元來大同本記の傳と聞ゆるを。神宮雜例集。外宮禰宜補任次第。神祇本源。元々集。皇字沙汰文。などに引るを本に採り。御鎭座傳記。御鎭座本記。神名祕書などにも見えたるを。なほ右の書等の異本を。數多校見て誤を正し。採り合せて文を成せり。其中に。於是諸神白之。葦原中國者潮也可何焉白之時とかけると。入玉瓮而と云ることは。二十一社記に。水天孫降給時。諸神申。葦原中國者潮也可何。仍供奉神中。天叢雲命云神。天上還皇祖申給。即琥珀瓮入給之。と有を採て記せり。(二十一社記は。北畠親房卿の書れし書なるを、今の板本は、此を片假名まじりにかき直したる物なり。予が見たる本は右の如き狀にて古寫本なりき。)さて元書に琥珀とあるは。決めてさかしらなり。故訓によりて。玉字をかきつ。

○第百四十四段

此段發端より仕奉給矣と云までは。全く天神壽詞の上に引る文のつゞきを採て記せるなれど。其詞を一連に悉擧て云ときは。紛はしき事の出來る故に次々に引て辨ふべし。其はまづ於是と云より。參來而と云までは。彼詞に。如此依奉志任仁。所聞食由庭乃瑞穗遠。四國卜部等。太兆乃卜事遠持豆奉仕豆。悠紀仁近江國野洲。主基仁丹波國氷上遠齋定豆。物部乃人等酒造兒。酒波。粉走。灰燒。薪採。相作。稻實公等大嘗會乃齋庭仁持齋波利參來豆と有を採れり。如此依奉志任々仁は。第百三十四段に引る文に。云々瑞穗遠。平介久安介久。由庭仁所知食止。事依志奉豆。とある事依志と。前段に引る文に。事依奉支と有とを承たる語なる故に。於是天兒屋根命任天都神之御依而と文を成せり。四國卜部等の五

字を採ずて。所聞食出庭之瑞穗。持太兆之卜事奉仕而と文を成せる由は。四國卜部等の出來たるは遙後にて。其卜部等が太兆を掌ことは。兒屋命の掌せる業を繼て爲る職なるを。然る後の狀を以て。後に加へて奏せる語なればなり。(なほ下に云を見よ、)悠紀仁近江國野洲。主基仁丹波國氷上遠齋定弖と有を。齋定悠紀主基國而と書るは。此壽詞は。元よりの古文を。近衞院天皇の。康治元年の大嘗會の度に奏せる詞なるが。近江國野洲丹波國氷上と云るは。其度の國郡の事を加へて奏せるにて。(そは歷代編年集成に、康治元十一十五大會、近江野洲、丹波氷上と有もて知べし、)古文には決めて。此成文に記せる如く有て。兒屋命に係れる詞なること。上に事依奉支如此依奉志任々仁と云るに。よく心を著て。此時太兆の卜事仕奉て。悠紀主基の國。齋定たりしは。兒屋命なりしことを思ひ定むべし。(如此依奉志任々仁は、未までに係る大切の語ぞ、なほざりに思ふことなかれ、)さて玉がつま初若菜卷に。大嘗會の齋場とある會を。宮に誤れるなるべしとてミヤと訓れしを。また山ぶき卷大嘗會の齋場と云條に。前にミヤと訓るは。予ふと心得たがへたるにて。中々に誤なりき。本のまゝにてよろし。大嘗會の三字をオホニヘと訓べし。齋場は。別に北野に於て。其地を卜定めて構造らるゝことにて。大嘗宮とは別なりと云れたり。然れどもオホニヘに會字を加へて書ことは後なれば成文には會字を除きつ。〇由志理と云より献之と云までは。今年十一月中都卯日仁。由志理伊都志理。持恐美恐母。清麻波利仁奉仕利。月內仁日時遠撰定弖。献留と有を採て記せるが中に。今字より以下十字を採ざることは。かく定給へるは後の事にこそあれ。此時はいまだかゝる定の無りしかばなり。(但し月が中に月を撰び、月內に日時を撰ぶことは、上古より有しことゝ聞ゆれば、此は元のまゝにて有るなり、)さて元書には。日時遠撰定弖献留悠紀主基乃云々と連たれど。そは始よりの事實を。悉稱辭にとりなしたればなり。然れども。事實の上より云ときは。決めて此成文に記せる如く。撰定日時而献之と事實の境を立て。さて此献之悠紀主基之云々と。稱辭にうつるべき物なり。心を平にして熟々思ふべし。〇此献之と云より。稱

辭定奉而と云までは。獻留悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠。大倭根子天皇我。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。汁仁毛實仁毛。赤丹乃穗仁所聞食弖。豐明仁明御坐弖。天都神乃壽詞遠。稱辭定奉留と有を採て記せるが中に。此獻之とかける由は上にいへり。大倭根子天皇我は。御代々の天皇を申す御稱なれば。後にかく申替たるべけれど。當時兒屋命の奏し給へるには。必天皇命とか皇美麻命とか。汝命とか奏し給ひけむこと疑なし。そは邇々藝命に奏せるなればなり。さて明御座弖の弖は。決めて止なるべし其は天都神の壽詞とは。實は天都御膳乃長御膳乃遠御膳止云々の詞をいひて。此は始に天降り給ふ時に。天都神の御詞に。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁瑞穗遠。平介久安介久由庭仁所知食と詔へる御壽詞を兒屋命の承次て申す上よりいふ語にて。皇美麻命に係る詞なり。（そは此には、天都神の壽詞といひて、下文には、たゞに壽詞と云るを思ふべし。）然るを明御坐弖と云ときは。此にて語きれて。天都神乃壽詞遠稱辭定奉留は。皇御麻命に係らず。皇神等に係ればなり。熟々心を著て考ふべし。

（なほざりに見てば、思ひ得まじきものぞ、）然は有れど。稱辭定留といふ詞のみは。皇美麻命の方と。皇神等とに。かねてひゞかせたる詞なり。（此もなほざりに見てば、思ひ得がたかるべし、）かく考へ定めて。天都神乃壽詞遠の遠は。以字の意ある故に。以天都神之壽詞稱辭定奉而とかきて。皇美麻命の方の境を爲し。亦稱辭定奉之。とわけて文を成せり。○亦字より。定奉給矣と云までは。稱辭定奉留皇神等母。千秋五百秋乃相嘗仁。相宇豆乃比奉利。堅磐常磐仁齋奉利弖。伊賀志御世仁榮志女奉利。自康治元年始弖。與天地月日共。照志明良志御坐事仁。本末不傾。茂槍乃中執持弖。奉仕留中臣祭主云々。大中臣朝臣清親。壽詞遠稱辭定奉久止申。と有を採て記せるが中に。亦稱辭定奉之とかける由は。既にいへり。（元書に皇神等母とある母に、亦字の意あることは云も更なり、）獻相嘗而といふ文は。此御政事の實と。下文に。相嘗仁相宇豆乃比奉利とある文とに依て。今新に補たる語なり。さて自康治元年は。其年に奏せる詞なれば。かく云るなれど。兒屋命の當昔は。かならず此年余

理といひけむこと論なし。さて清親朝臣の名を云るは後の格なるを。兒屋命の當昔は。御名は宣はざりけむを。後の格に名を云る故に。中執持弖奉仕留と留にて語を活かしたれど。名を云ざれば。奉仕利といふべき格なり。然らでは壽詞遠稱辭定奉久。と云に結はらざればなり。さて上件次々論へる如く。後に加へたる詞等を撰び除きて。改め記すときは。如此依奉志任々仁。所聞食由庭乃瑞穗遠。太兆乃卜事遠持弖奉仕弖。悠紀主基國遠齋定弖。物部乃人等。酒造兒。酒波。粉走。灰燒。薪採。相作。稻實公等。大嘗乃齋場仁。持齋波利參來弖。由志理伊都志理。持恐美恐美母。淸麻波利。奉仕利。月內仁日時遠撰定弖獻留。悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠。皇美麻命乃。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。汁仁毛實仁毛。赤丹乃穗仁所聞食弖。豐明仁明御坐止。天都神乃壽詞遠。稱辭定奉留皇神等母。千秋五百秋乃相嘗仁。相宇豆乃比奉利。堅磐常磐仁齋奉利弖。伊賀志御世仁榮志女奉利。自此年始弖。與天地月日共。照志明良志御座事仁。本末不傾。茂槍乃中執持弖奉仕利。壽詞遠稱辭定奉久となる。此を前段に引る天兒屋根命。皇御孫命乃御前仁奉仕弖云々。事依奉支とある文に合せ見て。すべて兒屋命の仕奉しゝ業なることを悟るべし。かく考へ定めて此段は記せり。さて元書に。本末不傾。茂槍乃中執持而奉仕とあるを。皇神之御中。皇美麻命之御中執持而。茂槍之不傾本末仕奉とかけるは。天平寶字五年の。大中臣本系帳に。皇神之御中。皇御孫之御中執持。伊賀志桙不傾本末。中良布留人稱之中臣者。とあるに依て。委く記せるなり。○此者と云より本也までは。今新に加へたる文なり。○亦字より以下は。古語拾遺に。皇美麻命御天降の事を記せる終に。群神奉勅陪從天孫。歷世相承各供其職と有を採て文を成せり。

○第百四十五段

此段。爾と云より。天山是也と云までは。伊豫國風土記に。伊豫郡自郡家以東北在天山。所名天山由者。倭有天加具山。自天天降時。二分而。以片端者。天降於倭國。以片端者。天降於此土。因謂天山也。(此事、大和國風土記にも見えたれど、委きにつきて、伊豫國風土記を擧

たるなり〕と有を採て文を成せり。以片端者とある字用によりて。天神の天御量もて。殊更に天降し給へること知られたり。然れば天降時二分而と訓は委からず天降時。二分而と訓べし。さて一傳は。仙覺が萬葉註に。阿波國風土記の如くは。空よりふり降りたる山の。大きなるは。阿波國にふり降たるを。あまのりと山と云。其山のくだけて。大和にふりつきたるを。天香山と云となむ。とあるを採て記せり。○此と云より以下は。萬葉集に。高山波。雲根火雄男志等。耳梨與。相諍競伎神代従云々と詠る歌と。（此は、香山は、雲根火を愛と耳梨と相あらそひき神代より、と云るなり、）播磨國風土記に。出雲國阿菩大神。聞大和國畝火香山耳梨三山相闘。此欲諫止。上來之時。到於此處。乃聞闘止。覆其所乗之船而坐之故。號神集之形覆と有を。採り合せて文を成せり。其が中に。此天降就神之香山とかけるは。萬葉に此山をかく詠たればなり。（また天降付天之芳來山ともよめり〕

○第百四十六段

此段は全く古事記を採て記せるが中に。元書には。於笠沙御前。遇麗美人。爾問誰女と有を。遊幸笠沙御前之時。麗美少女之遇とかけるは。御天降段第二の一書に。遊幸海濱云々。汝是誰之子耶と見え。第六の一書に。少女者是誰之子女耶などあるに依れり。豊吾田津比賣。鹿葦津比賣。神吾田鹿葦津比賣。吾田鹿葦津比賣など申す名は。書紀に撫ひ採れり。（書紀正書に、佐久夜毘賣の對に、妾は天神娶大山祇神所生兒也とあるは非傳なり〕櫻大刀自神と申す名は倭姫命世記に。朝熊神社の下に。櫻大刀子神。華木坐。苔虫神石坐。大山祇神石坐といひ。御鎮坐傳記に。櫻大刀子神華開姫命也など有に依れり。（委くは、古史傳に引て註せるを見るべし〕○さて此御妻問の事。古事記また書紀正書。其外の一書どもの趣も大抵同じ趣なるに。唯第六の一書に。彦火瓊々杵尊云々到于吾田笠狹之御碕云々彼有人焉。名曰事勝國勝長狹云々。天孫又問曰其於秀起浪穂之上。起八尋殿而。手玉玲瓏織紝之少女者。是誰之子女耶。答曰大山祇神之女等大號磐長姫

少號木花開耶姫云々。皇孫因幸豐吾田津姫云々とあり。此はいと異なる傳なれど。事の趣めづらしければ一傳として記しつ。

○第百四十七段

此段。爾と云より。白給矣と云までは。古事記を採て記せり。（其中に、常堅不動坐とある不動字は、師説に從ひて採らず。）○亦と云より縁也と云までは。御天降段第二の一書に。磐長姫大慙而。詛之曰。假使天孫不斥妾而御者。生兒永壽有。如磐石之常存。今既不然。唯弟獨見御故。其生兒必如木華之移落。（一云、磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木華之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之緣也。）とある。一云の傳を採て。短折を舊訓にイノチミジカキと訓るに依りて文を成せり。（古事記には、天皇命等之云々と有れど、掛まくも畏くて記し出ずなむ。）○故是と云より以下は。古史傳に就て見るべし。

○第百四十八段

此段是後と云より。産也と云までは。古事記に故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身。今臨産時。是天神之御子。私不可産。故請。爾詔。佐久夜毘賣一宿哉妊。是非我子。必國神之子。爾答白吾妊之子若國神之子者。産不幸。若天神之御子者幸。即作無戶八尋殿。入其殿內。以土塗塞而。方産時以。火著其殿而産也。と有を採て記せるが中に。甚慙恨而。誓而。於其無戶室など云文は。書紀第二の一書に。木華開耶姫甚以慙恨乃。作無戶室而誓之曰と有に依て加へつ。○故と云より以下は御天降段第六の一書に。生火酢芹命。次生火折尊。亦號彥火々出見尊第十二の一書に木花開耶姫命爲妃而。生兒。號火酢芹命。次彥火々出見尊と有を本に採り。其火盛燒時は。古事記に採り。火炎衰時は。第五の一書に採り。火須勢理命の亦云す名は。書紀の正書に。始起烱末生出之兒。號火闌降命。（是隼人等始祖也、火闌降此云褒能須素理、）○此訓註の能字、後人の加筆なり、削去べし、山蔭にもしか云れたり、）第三の一書に。火炎盛時生兒火進命。（亦曰火酢芹命、）古事記に。

其火盛燒時所生之子名火照命。（此者隼人阿多君之祖。）と有を合せ考へて記せり。○さて此御子生のこと。まづ古事記に。火照命の次に。次生子名火須勢理命。次生子御名火遠理命。亦名天津日高日子穗々手見命（三柱）とあるは。火照、火須勢理一神の別稱なるを。二神と爲たるにて誤なり。（記傳の說は委からず。）また書紀正書に。火闌降命。次彥火々出見尊。次火明命。（是、尾張連等始祖也。）凡三子矣。第二の一書に。火酢芹命。次火明命。次彥火々出見尊。（亦號火折尊。）第三の一書に。火明命。次火進命。（又曰火酸芹命。）次火折彥火々出見命凡三子とあるは。共に誤れる傳なり。火明命は。邇々藝命の御兄に坐ものをや。（山蔭にも、此は忍穗耳命の御子の、火明命を混ひたるひがことなり、尾張連等始祖也とあるも、御名の紛たるから、混たる非說なりとあり。）また第七の一書に一云に。火明命。次火夜織命。次彥火々出見尊とある。火明命の誤なるは更にもいはず火夜織命と云は。（今本どもに、火夜織と訓たれど、古本にホヨリと訓るぞ正しき。）火折命の遠理を余理と云るなるを。其次に別に彥火々出見尊を擧たるはいかゞなり。また第五の一書に。一夜有身。遂生四子。故吾田鹿葦津姬抱子而來進曰。天神之子寧可以私養乎云々。天孫見其子等嘲之曰云々。吾田鹿葦津姬益恨。作無戶室。入居其內云々。放火焚室。其火初明時。躡詰出兒自言。吾是天神之子。名火明命。吾父何處坐耶。次火盛時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火進命。吾父及兄何處在耶。次火炎衰時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處在耶。次避火熱時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名彥火々出見尊。吾父及兄等何處在耶とあり。此傳にも。火明命あるは。誤なること云までもなく。火折尊。彥火々出見尊は。一神の別稱なるを。二神と訛たる傳なり。殊に御子等の。躡詰て出坐るなどあるも。いと覺束なく。おむかしからぬ傳なりかし。（埃囊抄に、日向國風土記云、皇祖褒能忍耆命、日向國贈於郡、茅穗槵生峯にあまくだり坐て、是薩摩國閼駄郡竹屋にうつりたまひて、土人竹屋守女をめして、其腹に二人の男子をまうけ給け

る時に、かの所の竹を刀に作り、臍の緒を切たまへりけりと云り、此も御子二人生坐ると云傳なり、）

○第百四十九段

此段。爾と云より。詔矣と云までは。第五の一書に。吾田鹿葦津姫。自ニ火爐中ー出來就而。稱之曰下妾所生兒。及妾身自。當ニ火難ー無レ所ニ少損ー天孫豈見之乎上。報曰。我知ニ本是吾兒ー但一夜而有身。慮レ有ニ疑者ー欲レ使ヨ衆人皆知ニ是吾兒ー幷亦天神能令ニ一夜有娠ー亦欲レ明下汝有ニ靈異之威ー子等復有中超倫之氣上故。有ニ前日之嘲辭ー也。と有を採て文を成せり。○此御子と云より。嘗之矣と云までは。第三の一書に。凡此三子。火不レ能レ害。及母亦無レ所ニ少損ー時以ニ竹刀ー截ニ其兒臍ー其所棄竹刀。終成ニ竹林ー故號ニ彼地ー曰ニ竹屋ー時神吾田鹿葦津姫以ト定田ー號ヨ曰狹名田ー以ニ其田稻ー釀ニ天甜酒ー嘗之。又用ニ渟浪田稻ー爲レ飯嘗之。と有を採て文を成せり。○與字より以下は。御鎭座傳記に。櫻大刀子神ニ座。靈華木坐也。大八洲櫻樹始ヲ從ニ天上ー降居也。因爲ニ華開姬命ー也。一座大山祇神雙坐也と云。また苔虫神一座。櫻大刀子神。與ヨ合力ー坐。靈石坐也。など有によりて記せり。（此文坐靈の間に、大刀子小刀子鉾類等造ヨ進之、といふ十二字ある本は、櫻大刀子の大刀子てふ語を知らぬ、後世人の加たる文なり削去べし、今は神道玄義と云物に引るに、此語なきに依れり、速佐須良比賣神、素盞嗚尊與ヨ合力ー坐給也と、あると同じ類の文なり、委くは古史傳に註るを見よ）

○第百五十段

此段爾と云より歌矣と云までは。第六の一書に。誓已驗云々。然豐吾田津姫恨ニ皇孫ー不レ與ニ共言ー皇孫憂之。乃爲歌之曰。憶企都茂幡。陛爾幡譽戻耐母。佐禰耐據茂。阿黨播怒介茂譽。播磨都智耐理譽と有を採て文を成せり。○後久坐而と云より以下は。御天降段正書に。久之天津彦彦火瓊々杵尊崩因葬ニ筑紫日向可愛(可愛此云レ埃、)之山陵ーと有を採て文を成せり。

○第百五十一段

此段。爾と云より。取ニ毛麤物毛柔物ー矣と云までは。古事記に。故火照命者。爲ニ海佐知毘古ー而。取ニ鰭

廣物鰭狹物。火遠理命者。爲山佐知毘古而。取毛麤物毛柔物と有を採れり。火照命やがて火須勢理命なればなり。○爾其兄者と云より以下は。海宮段第三の一書に。兄火酢芹命。能得海幸。故號海幸彥。弟彥火々出見尊能得山幸。故號山幸彥。兄則毎有風雨輙。失其利。弟則雖逢風雨其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾因。易之時。兄取弟弓矢。入山獵獸。弟取兄釣鈎。入海釣魚。倶不得利。空手來歸とある。兄則と云より以下を本にとり。(そは此佐知易の事、古事記にては、弟命の御方より乞賜へるなり、書紀は正書及第一の一書にては、兄弟互に易給へるなり、此に採れる一書にては、兄命の方より乞賜へるなり、此三の傳の中に、兄命の方より乞賜へるぞ、此段の終までの趣によく叶へりける、兄則毎有風雨輙失其利。弟則雖逢風雨其幸不忒とあれば易てむと所欲る由縁さへ知られて、いよ〳〵明けし、然れば古事記の傳は、紛ひ誤れる物なるべしと、師も既に言れたる信にさる説なればなり、)欲換幸と有を易佐知欲用と書き。因易之と有を。各相易而とかけるは。古事記により、取弟弓矢獵獸と有を、持弟之佐知弓佐知矢入山而覓獸終不見獸之乾迹と書るは第一の一書に。兄持弟之幸弓。入山覓獸終不見獸之乾迹と有を採り。(幸弓とある幸を、佐知とかけるは、師説に從れり、さて佐知弓に對へて、佐知矢とかけるは、萬葉に得物矢とあるは、佐知矢といふに同じければなり、)取兄釣鈎入海とあるを。持兄之佐知鈎出海而とかけるは同一書に。弟持兄之幸鈎と有を採れるが中に。入を出とかけるは。師の入海と訓れたるに從れり。(幸を佐知とかける由は上にいへり、)不得利と有を。不得一魚とかけるは。古事記に據り。亦其釣鈎失海而も古事記に採り。無由覓矣は。書紀正書に。無由訪覓と有を採て文を成せり。

○第百五十二段

此段於是と云より。乞已之釣鈎而と云までは。書紀正書に。各得得其利。兄悔之。乃還弟弓箭而、乞己釣鈎と有を採て文を成せり。○曰字より乞徵矣と云までは。古事記に於是其兄火照命

しるしつ。

第百五十四段

此段は。古事記を本に採て記せるが中に。出來而は書紀正書により。終不能滿俯視井中則は。第一の一書の一云に。豐玉姬之侍者。以玉瓶汲水。終不能滿。俯視井中則。とあるを採れり。有光とあるを。於水底人笑之影倒映也とかけるは。第一の一書に。倒映人笑之顏云々。第四の一書に。豐玉姬侍者。持玉鋺當汲井水見人影在水底とあるを合せて記せり。(第二の一書にも、見人影在於井中とあり、)有麗壯夫とのみ有を。麗壯夫有杜木之上とかけるは。第一の一書の一云に。仰觀有一麗神倚於杜樹と有と。下文に香木上有人と有とに依て記せり。(山蔭に、倚於杜樹とある文を論ひて、此は又の一書また古事記にある如く、皇美麻命は杜木の上に登りて坐せりし故に、其影の井水に映れるを見たるなり、然るを倚とあるはいかにぞや、もし樹に倚て坐したらむには、水底の影よりさきに、まづ直にその御形をこそ見奉るべけれ、影を見て始めて知たるはいかゞ、さること有べくもあらず、仰觀といへるも、水の影を見て、樹上を仰ぎ見たるにてこそ穩當なれ、と言れつるは實に然ることなり、)吾謂我王獨絕麗然は。第四の一書に。豐玉姬侍者云々。告其王曰。吾謂我王獨能絕麗。今有一客彌復遠勝とあるに採れり。○さて此段の事。古事記には。豐玉毘賣の從婢水を汲て。火遠理命を見て。豐玉毘賣に申せるを。書紀第四の一書に。豐玉姬侍者云々。即入告其王とあり。(第一の一書の一云の傳にもかくあり、)正書また第一第二の一書共に。侍者の水汲たる事なくて豐玉姬の自出來て。水を汲み。火遠理命を見て驚て還入たる趣なり。此は古事記の趣ぞ。然も有べく所思ゆれば。それによれり。

第百五十五段

此段。爾と云より有麗人と云までは。古事記に。爾豐玉毘賣命思奇。出見乃見感目合而。白其父曰吾門有麗人と有を採て記せるが中に。還入と云ことは。書紀に採て加へつ。○顏貌と云より。白給矣と云までは。第二の一書に。還入

謂父母曰云々。顏色甚美容貌且閑殆非常之人者也。第一の一書に。白其父神曰云云非常若從天降者當有天垢。從地來者當有地垢。實是妙美之虛空彥者歟と有を採り合せて文を成せり。○爾と云より豐玉毘賣而と云までは。古事記に上に引る文のつゞきに。爾海神自出見。云此人者天津日高之御子虛空津日高矣即於內率入而。美智皮之疊敷八重。亦絁疊八重敷其上。坐其上而。具百取机代物。爲御饗即令婚其女豐玉毘賣と有を採て記せるが中に。拜奉慰といふ語は。第一の一書に。海神迎拜延入。慇懃奉慰。とあるより摭ひ採りて記せり○天神之御子と云より以下は。第三の一書に。海神自迎延入云々。問曰天神之孫何以辱臨乎と見え。古事記に。到此間之由奈何爾語其大神備如其兄罰失鉤之狀と有を合せ採て文を成せり。○さて此段の事。書紀正書。また第二の一書に。白其父母とあれど此は古事記また第一の一書に。白其父曰とあるぞ然るべくおぼゆ。また第三の一書にては。侍者の事もなくて。至海神之宮。是時海神自迎延入とあり。また正書には。延內之とあり。第二の一書には。迎入とあり。此は共に自迎へ給へりや。人して迎たりや詳ならぬを。第一の一書には。遣人問曰。客是誰者。何以至此火々出見尊對曰。吾是天神之孫也云々とあり。此はいと異なる傳なり。また第四の一書には。豐玉姬侍者云々。入告其王曰云々。海神聞之。曰試以察之。乃設三床請入。於是天孫於邊床則拭其兩足。於中床則據其兩手。於內床則寬坐於眞床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫とあるは。詳に過たるが如くにて。いかにぞや所思ゆる傳なり。○さてまた來意を問答し給へる事。古事記にては。三年住て後に有れども。書紀にては其來坐る初に問給へり。一書どもゝ同じ。信に此事は。初に先問賜ふべきものなり。記傳にも然言れたりき、

○第百五十六段

此段は。古事記に。上に引る文の連に。是以海神悉召集海之大小魚。問曰若有取此鉤魚乎。故諸魚白之。頃者赤海鯽魚於喉鯁。物不得

食愁言故必是取於是探赤海鯽魚之喉者
有鉤云々、書紀正書に。海神乃集大小之魚。
逼問之僉曰不識。唯赤女此有口疾而不來。
固召之探其口者。果得失鉤第一の一書
に。海神於是惣集海魚。覓問其鉤。有一魚
對曰。赤女久有口疾。(或云赤鯛)疑是之
呑乎。故即召赤女見其口者。鉤猶在口。
便得之。第二の一書に。盡召鰭廣鰭狹而問
之皆曰不知。但赤女有口疾不來(亦云口女有
口疾)即急召至探其口者、所失之鉤立得。
於是神海制曰爾口女從今以往不得呑餌。又不得
預天孫之饌。即以口女魚所以不進御
者。此其緣也。(山陰に云、此一書に、但赤女と
あるは、もと口女と有しを正書また上の一書になら
ひて、赤女と寫誤れるなるべし、次の文には口女と
のみあればなり、さて亦云口女云々は一本により
て、又後の人の注せるならむ、と云れしは實に然る
言なりけり。)第四の一書に。海神召赤女口女
問之時。口女自口出鉤以奉焉。(赤女即赤鯛
也、口女即鯔魚也、)と有を考へ合せ。事を漏さず
文を成せり。赤海鯽魚とあり、赤女と有を採ざる由
は。此は師の言れたる如く鯛の事なるを此魚は。天
照大御神の御食にさへ獻りて。此所の事實に叶ざ
ればなり。○さて此段の事、古事記また書紀第一第
三の一書などの趣は。三年住坐して、歸らむと爲給
ふ時の事とし。書紀正書。また第二の一書の趣は。
初めて到坐る時の事なり。今は其に依れり。

○第百五十七段

此段。於是と云より立奉之時と云までは。古事記
に。上第百五十五段に引る。爾海神云々。即令
婚其女豐玉毘賣の連に、故至三年住其
國。於是火遠理命。思其初事而大一
歎故豐玉毘賣命聞其歎以白其父言。三年
雖住恒無歎今夜爲大一歎
若有何由故。其父大神問其聟夫曰。今
旦聞我女之語。云三年雖坐恒無歎。
今夜爲大歎。若有由哉。書紀正書に。
娶海神女豐玉姫。仍留住海宮已經
三年。彼處能復安樂。猶有憶鄕之情。故時
復太息。豐玉姫聞之。謂其父曰云々。

海神乃云々。語曰。天孫若欲還郷者云々便授所得釣鉤因誨之曰云々。第一の一書に。海神云々以女豊玉姫妻之。故留住海宮。已經三載云々。問曰。天孫豈欲還故郷歟對曰。然云々。古事記に。前段に引る。是以海神云々探赤海鯽魚之喉者。有鉤のつゞきに。即取出而清洗奉火遠理命之時。と有を採り合せて文を成せり。○思則潮滿珠と云より。教之曰と云までは。第二の一書に。火々出見尊將歸之時。海神云々。乃以思則潮溢瓊思則潮涸瓊副其鉤而奉進之云々。因教之曰。以此鉤與汝兄時云々と有を採て記せるが中に。并兩箇と云語は。古事記に採れり。○以此鉤と云より。於後手と云までは。古事記に。其綿津見大神誨曰之。以此鉤給其兄時言状者。此鉤者。淤煩鉤。須須鉤。貧鉤。宇流鉤云而。於後手賜と有を採て記せるが中に。陰は書紀正書に採り。詛言は。第一の一書に採り。三下唾而は第四の一書に採れり。(さて貧鉤は第三に有を、最初に擧たる由は、古史傳に解を見て知べし。)さて此事書紀正書には。陰呼此鉤曰貧鉤然後與之とあり。第一の一書には。詛言貧窮之本飢饉之始。困苦之根而後與之とあり。第二の一書には。貧鉤滅鉤落薄鉤言訖以。後手投棄與之勿以向授とあり。第三の一書には。大鉤。踉䠙鉤。貧鉤。癡騃鉤言訖則。可以後手授賜とあり。第四の一書には。還兄鉤時。汝生子八十連屬之裏。貧鉤。狹々貧鉤言訖。三下唾與之とあり。かく傳に精麁は有れど。古事記に。淤煩鉤。須々鉤。貧鉤。宇流鉤とあるぞ。下の事實によく叶へる傳なる。故此方を採れり。右の傳どもの中にも。第四の一書に。汝生子云々とあるなどは。劇しき言なりかし。○投棄而と云より。白而と云までは。上に引る第二の一書に採れるが中に。與之とあるを。可授賜とかけるは。此も上に引る第三の一書に。可以後手授賜とあるを採れり。○復と云より攻戰則と云までは。第三の一書に。復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物仍。教用瓊之法。又教曰。兄作高田者。汝可作洿田。兄作洿田者。汝可作高田。海神盡誠奉助如此矣と見え。(此文に又教の二字は決めて衍

なり削去べし〕古事記にも。上に引る於後手賜の連に。然而其兄作高田者。汝命營下田。汝命營高田。其兄作下田者。汝命營高田。爲然者。吾掌水故。三年之間必其兄貧窮。若恨怨其爲然之事而。攻戰者云々。とあるを採り合せて記せり。○漬潮滿珠則と云より。潮自涸と云までは。書紀の正書に。授潮滿瓊及潮涸瓊而誨之曰。漬潮滿瓊則潮忽滿。以此沒溺汝兄。若兄悔而祈者。還漬潮涸瓊則潮自涸。以此救之。如此逼惱則汝兄自伏。と有を採て文を成せり。古事記にも右に引る。攻戰者のつゞきに。出鹽盈珠而溺。若其愁請者出鹽乾珠而活。如此令惚苦と見え。第二の一書にも。出潮溢瓊云云。出潮涸瓊云々とあれど。下文は出と云むも宜なれど。此所は正書に。漬とあるぞ。然も有べく所思たる。○又と云より溺惱之と云までは。第四の一書に。上に引る三下唾與之のつゞきに。又兄入海釣時。天孫宜在海濱以作風招（風招即嘯也、）如此則吾起瀛風邊風。以奔波溺惱と有を採て文を成せり。（第一の一書には汝兄涉海時、吾必起迅風洪濤令其沒溺辛苦矣とのみあるは、いたく省かりたる傳なり、）○如此而と云より以下は。上に引る古事記に。如此令惚苦と見え。書紀正書に。如此逼惱則。汝兄自伏云々。第二の一書に。如此逼惱自當臣伏。など有を合せ採て文を成せり。

○第百五十八段

此段。於是と云より勿棄置也白而と云までは。第二の一書に。火々出見尊將歸之時海神白言。今者天神之孫。辱臨吾處中心欣慶。何日忘之云云。皇孫雖隔八重之隈冀時復相憶而。勿棄置也と有を採て文を成せり。（此に云々と切たるは、前段に引る、乃以思則潮溢瓊云々副其鈎而奉進之とある文なり〕○即悉と云より以下は。古事記を採て記せる中に。長短の短字は。第三の一書にも。同じ傳を載して。かく有によれり。（第一の一書には、乘火々出見尊於大鰐以送致本鄕とばかりあり〕

○第百五十九段

此段。爾に云より與其鈎矣と云までは。第二の

一書に。時火々出見尊受彼瓊鉤歸來本宮。一依海神之敎。先以其鉤與兄云々。古事記に。是以備如海神之敎言與其鉤。と有を採り合せて文を成せり。○故自爾と云より。救之と云までは。古事記に故自爾以後。稍兪貧。更起荒心迫來。將攻之時。出鹽盈珠而令溺。其愁請者。出鹽乾珠而救。如此令惚苦云々。第二の一書に。弟出潮溢瓊則。潮大溢而。兄自沒溺。因請之曰。吾當事汝爲奴僕願垂救活。弟出潮涸瓊則。潮自涸而。兄還平復。已而。兄改前言。曰吾是汝兄。如何爲人兄而事弟耶。弟時出潮溢瓊。兄見之走登高山則潮亦沒山兄緣高樹則。潮亦沒樹。兄既窮途無所逃去云々。弟還出潮涸瓊則潮自息。とあるを採り合せて文を成せるが中に。日は。第三の一書に。火酢芹命日以襤褸而憂之とあるに採れり。○亦其兄之爲釣時といふより停給嘯則風亦吹息焉といふまでは。上第百五十七段に引る第四の一書に。又兄入海釣時云。以奔波溺惱とある文のつゞきに。火折

尊歸來。具遵海神敎至兄釣之日。弟居濱而嘯之時。迅風忽起。兄則溺苦無由可生。便遙請弟曰。汝久居海原。必有善術。願以救之。若活我者。吾生兒八十連屬。不離汝之垣邊。當爲俳優之民也。於是弟嘯己停而。風亦還息と有を本に採り。(但し此傳には潮滿珠潮涸珠を賜へる事なくて、嘯の事のみ有れば、漏たるにはあらで、本より傳の異なるにも有べけれど、かゝるめでたき傳を、採り遺さむことのいと惜くてなむ。)古事記に。如此令惚苦之時。稽首白。僕者自今以後爲汝命之晝夜守護人而仕奉と見え。第二の一書に。乃伏罪曰吾己過矣從今以從。吾子孫八十連屬。恒當爲汝俳人(一云狗人)請哀之と有を合せ考へて文を成せるが中に。俳優の事は次に出たれば。此には。爲晝夜守護人爲狗人而と記せり。守護人と狗人とは。同じことなること。記傳に云れつる如くなればなり。

○第百六十段

此段。故火須勢理命と云より。攊掌之狀而と云まで

は。前段にも引る第四の一書に。風亦還息とある文のつゞきに故兄知弟德。欲自伏辜。而。弟有慍色不與共言。於是兄著犢鼻。以赭塗掌塗面告其弟曰吾汚身如此。永為汝俳優者。乃擧足踏行。學其溺苦之狀。初潮漬足時則。為足占。至膝時則擧足。至股時則走廻。至腰時則捫腰。至腋時則置手於胸。至頸時則。擧手飄掌。自爾及今曾無廢絕とある。飄掌以上を採て文を成せるが中に。有慍色とあるを。御心不解而とかけるは。記傳に引て。しか訓れたるに依れり。○稽首白矣は。前段に引る古事記に採れり。○故と云より事本也と云までは。前段に引る第二の一書の。潮自息と有る文のつゞきに。於是兄知弟有神德。遂以伏。事其弟。是以火酢芹命苗裔諸隼人等。至今不離天皇宮牆之傍。代吠狗而。奉事也。世人不債失針此其緣也。古事記に。故至今其溺時之種々之態不絕仕奉也と有を合せ採て文を成せり。○故此火須勢理命と云より以下は。姓氏錄。書紀。古事記。其外の古書を合せ考へて記せり。(古史傳に就て見るべし。)

○第百六十一段

此段。故於先と云より。白給矣と云までは。書紀正書に。彥火々出見尊云々。及將歸去。豐玉姬謂天孫曰。妾已娠矣。當產不久。妾必以風濤急峻之日。出到海濱。請為我作產屋相待矣。(第一の一書にも、先是且別時豐玉姬從容語曰、妾已有身矣、當以風濤壯日出到海邊請為我造產屋以待之とあり)第三の一書に。先是豐玉姬謂天孫曰。妾已有娠也。天孫之胤豈可產於海中乎。故當產時。必就君處。如為我造屋於海邊以相待者。是所望也。(屋の上に、產字脫たるべし、)と有を合せ採て文を成せり。古事記には、先に期り給へる事なくて前段に引る故至今云々、不絕仕奉也のつゞきに、於是海神之女豐玉毘賣命、自參出白之、妾已姙身、今臨產時、此念天神之御子不可生海原、故參出到也、とあり、されど此はかならず、歸り坐す時に期給ふべきものなり、)

○故火遠理命と云より以下は。第三の一書に。上に引る文の連に。故彦火々出見尊已還鄕。即以鸕鷀之羽。葺爲産屋。屋蓋未及合。豐玉姫自馭大龜。將女弟玉依姫。光海來到。時孕月已滿。産期方急由此。不待葺合。徑入居焉。已而從容謂天孫曰。妾方産請勿臨之。天孫心怪其言。竊覘之則。化爲八尋大鰐云々。古事記に。上に引る文のつゞきに。爾即於其海邊波限。以鵜羽爲葺草。造産屋。於是其産殿未葺合。不忍御腹之急故。入坐産屋。爾將方産之時。白其日子言。凡他國人者臨産時以本國之形産生故妾今以本身爲産。願勿見妾。於是思奇其言。竊伺其方産者、化八尋和邇而匍匐委蛇。即見驚畏而遁退。と有を合せ採て文を成せるが中に。冒風波而。また如先期は書紀正書に採り。熊字は第一の一書に八尋熊鰐と有により。全字もその一書に。全用鸕鷀羽爲草と有によれり。さて書記に將女弟玉依姫と有れど。（此は正書にもしか有り、第一の一書には、將來たまへる事は見えざれど、其歸り給ふ處に、留其女弟玉依姫持養兒とあれば、此も將來たまへるといふ傳なり、）今は古事記に此事なきに依れり、さて古事記に、豐玉毘賣命の御言に、凡他國人者。臨産時。以本國之形産生、故妾以本身爲産とあれど、此は甚く誤れる傳と通ゆれば。書紀正書また一書どもにも。此語の無に據て採らず。（此事委くは古史傳に論ふを見るべし、）さて古事記また書紀の一書どもにも。和邇に化たまへると有を。書紀正書にのみ化爲龍而と有は。いと心得がたく。信がたき說なれば採らず。（此由も古史傳に云を見るべし。）

○第百六十二段

此段。爾豐玉毘賣命と云より。白而と云までは。古事記に。爾豐玉毘賣命知其伺見之事。以爲心恥。乃生置其御子而。白妾恒通海道欲往來然。伺見吾形是甚怍之。と有を採て記せるが中に。乃生置其御子而とあるを採ざる由は。下に其御子者云々といふ文の有ればなり。（さて第一の一書に、火々出見尊不聽猶以櫛燃火視之と有れど、此は伊邪那岐命の豫美國にての

事の、紛なるべく所思ゆれば、徐の傳々に此の事のなきに依て採らず、）○文字より去之時と云までは。第四の一書に。豐玉姬大恨之曰。不用吾言。今我屈辱。故自今以往。妾奴婢至君處者。勿復放還。君奴婢至妾處者亦勿還。遂以眞床覆衾及草。褁其兒置之波瀲。即入海去矣とある。自今以下を採て文を成せり。○火遠理命と云より。言訖而と云までは。第三の一書に。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊言訖。乃涉海徑去と有を採て記せり。○即字より坐矣と云までは。上に引る古事記に。甚怍之とある連に。即塞海坂而返入と見え。第一の一書に。徑歸海鄉とあるを採り合せて記せり。○此海陸と云より以下は。上に引る第四の一書に。入海去矣とある連に。此海陸不相通之緣也。と有を採て記せり。さて第四の一書の一云に。置兒於波瀲者非也。（山陰に、此八字は後人の加たる文なるべし、かくざまに云るは、例なきことなり、と云れしは、此は今本に非也をアシと訓る故に、ふと思ひ誤られたるなり、今は古本の訓によれり、）豐玉姬命自抱而去。久之。曰天孫之孫不宜置此海中。乃使玉依姬持之送出焉とあり。此は古事記また書紀正書。第一第三第四の一書共に。生置て獨還り給へると有とは異なる傳說なり。何れ宜けむ。今定がたければ。姑く多きに從へるを後人なほよく考へてよ。）

○第百六十三段

此段。故是と云より。掃部連等之祖也と云までは。古語拾遺に。天祖彥火尊。娉海神之女豐玉姬命生彥瀲尊。誕育之日。海濱立室。于時掃守連遠祖天忍人命。供奉陪侍。作箒掃蟹。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰蟹守。（今俗謂之掃守者彼詞之轉也、）と有を採て記せり。○又字より緣也と云までは。第三の一書の亦云に彥火々出見尊。取他婦人。爲乳母湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行以奉養焉。此世取乳母養兒之緣也。と有を採て文を成せり。○亦子云々はまづ論ふべきことあり。其は皇孫本紀に。初豐玉姬命別去之時。恨言既切云々誕生彥波

激武鸕鷀草葺不合尊。次武位起命。(大和國造等祖。)と見え。また此前文に。豐玉姬命聞其兒端正云々。遣女弟玉依姬命以。來養矣。即爲御生一兒則。武位起命矣。とあり。此二傳ともに。舊事紀を記せりし比まで傳はりし。古書を採て記せるなるべけれど。餘に照し合すべき傳なくて。姉弟何れとも。御母は定がたければ。ただに亦子と記しつ。さて槁根津比古命は。武位起命の子なることは。國造本紀に。磐余尊發自日向。赴向倭國東征之時。於大和國見漁夫云云。問汝誰哉對曰吾是皇祖彥火々出見尊孫椎根津彥云々。即大和直祖と有り。(神武天皇紀また古事記にも、此事見えたれど彥火々出見尊孫と云ことなきは、傳の漏たるなり、舊事紀も、皇孫本紀に、此事の見えたるには、火々出見尊孫と云ことなし、此は書紀を採て記せればなり、然るに國造本紀は、古事記書紀に依らざる古書なる故に、かくめづらしき事のあるなり。)さて此者と云より以下は國造本紀。古事記。書紀。姓氏錄。を採り合せて記せり。(其は古史傳に就て見るべし。)

○第百六十四段

此段。然後者と云より。五百八十歳坐而と云までは。古事記に。然後者。雖恨其伺情不忍戀心因治養其御子之縁附其弟玉依毘賣而獻歌之。其歌曰云々。爾其比古遲答歌曰云々。故日子穗々手見命者。坐高千穗宮伍佰捌拾歳。御陵者即在其高千穗山之西也と有を採て文を成せり。(伺情を、師は、カキマミタマヒシミコヽロヲと訓れつるを、ナサケヲミマシヽコトヲと訓るは、深き由ある事なり、其は古史傳に云を見よ、)其中に遣其弟玉依毘賣命而使養奉矣。是時豐玉毘賣命寄玉依毘賣命而號此二首曰擧歌とかけるは。下に引る第三の一書によれり。崩坐矣また高屋之山上と記せるは。書紀正書に。彥火々出見尊崩。葬日向高屋山上陵と有を採れり。さて此贈答の御歌のこと。古事記の趣は。此所に記せる如く。豐玉毘賣命御自は。本國に還り去給ひしかども。御子を此國に遣置奉賜へる故に。其を治養奉らしめむために。御弟玉依毘賣を。此度參らせ賜ふ。其便に附給へる由なるを。第三の一書に

は。上第百六十二段に引る。天孫就而問曰云々徑去とある連に。于時彦火々出見尊。乃歌之曰。飫企都鄧利云々是後豐玉姫聞ニ其兒端正ー云々。遣ニ女弟玉依姫ー以來養者也。于時豐玉姫命。寄ニ玉依姫ニ而。奉報歌曰。阿軻娜摩廼。比訶利播阿利登。比鄧播伊珥耐。企珥我譽贈比志。多輔妬句阿利計利。凡此贈答二首號ニ曰擧歌ー　とありて。古事記と贈答反さまに相換れり。何れにても通ゆる中に。御歌のさまを思ふに。古事記の方やゝまさりて。所思ゆる故に。其方を採れり。（此は、師も既くしか云れたりしなり。）また第四の一書の一云には。初豐玉姫別去時。恨言既切。故火折尊。知其不可復會。乃有贈歌已見上。とありて。豐玉姫の答歌の事なし。然れども。此は已見レ上と云に答歌をもこめたるにても有べし。（此も記傳にも既くいはれたり。）

〇第百六十五段

此段は。書紀正書に。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。以ニ其姨玉依姫ー爲レ妃。生ニ彦五瀬命ー次稻飯命。次三毛入野命。次神日本磐余彦尊。凡生四男。久之。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩ニ於西州之宮ー。因葬ニ日向吾平山上陵ー。古事記に。是天津日高日子波瀲建鵜草葺不合命。娶ニ其姨玉依毘賣命ー。生御子名。五瀬命。次稻氷命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦名豐御毛沼命。亦名神倭伊波禮毘古命。(四柱)と有を合せて文を成せり。御子たちの御名も次第もよく符り。書紀の一書に。彦五瀬命。次稻飯命次三毛入野命。次狹野尊。亦號神日本磐余彦尊。所ニ稱狹野ー者。是年少時之號也とあるは。上に引る二ッの傳と異なる事なけれど。次の一書には。五瀬命。次三毛野命。次稻飯命。次磐余尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊と有て。三毛野命と。稻飯命と相換れり。またの一書には。彦五瀬命。次稻飯命。次神日本磐余彦火々出見尊。次稚三毛野命とありて。磐余彦尊の亦名を別神と爲て。三毛野命を脱せり。次の一書には。彦五瀬命。次磐余彦火々出見尊。次彦稻飯命。次三毛入野命と有て。磐余彦尊を第二と爲たり。此は何れ正からむといふこと定がたけれど古事記。書紀正書また第一の一書の傳のよく符るを採て記せるなり。

神代系圖

○天之御中主神

○高皇產靈神亦名高木神亦云薦枕高皇產靈神

所謂神魯岐命是也

○神皇產靈神亦云神產巢日御祖命亦云神魂大刀自神

所謂神魯美命是也

此三柱神者並獨神成坐而隱御身矣

○宇麻志阿志訶備比古遲神

○天之底立神亦云天之常立神亦云天之壁立命亦名天角凝魂命亦云天角己利命亦云角魂神

此二柱神亦獨神成坐而隱御身矣

上件五柱之神者別天神○二柱之產靈神之御系天之底立神之御系別記下也

○國之底立神亦云國之常立神

○豐斟渟神亦云豐雲野神亦云豐組野神亦云見野神亦云豐齧野神亦云豐國主神亦云豐國野神亦云葉木國野神亦云浮經野豐買神亦云豐香節野神

此二柱神亦獨神成坐而隱御身矣

上件二柱之神者豫美都國之神也

○
宇比地邇神亦云埿土根神
須比智邇神亦云沙土根神

○
角杙神
活杙神

○
大斗能地神亦云大富道神
大斗乃辨神亦云大富邊神

○
淤母陀琉神
訶志古泥神亦云吾屋惶根神亦云吾屋檀城神亦云青檀城根神亦云吾忌檀城神

○
伊邪那岐神
伊邪那美神

上件自國之底立神至伊邪那美神合而稱神世七代上二柱者獨神各云一代次雙坐十神者各合二神而云一代也

蛭子
淡島

右蛭子與淡島不入御子之例也

淡路之穗之狹別島

此島者爲胞而所生坐也

大倭豐秋津島 亦名天御虛豐秋津根別

伊豫之二名島 此島者身一而面有四每面有名伊豫國謂愛比賣讚岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣土佐國謂建依別

筑紫島 此島亦身一而面有五每面有名筑紫國謂白日別豐國謂豐日別火國謂速日別日向國謂豐久士比泥別熊襲國謂建日別

壹岐島 亦名天一柱

津島 亦名天之狹手依比賣

隱岐之三子之島 亦名天之忍許呂別

佐渡島 一傳云雙生隱岐島與佐渡島世有雙生者象此也

上件自淡路之穗之狹別島至佐渡島八島因先生坐之國而稱大八島國也

吉備兒島 亦名建日方別

小豆島 亦名大野手比賣

大島 亦名大多麻流別

日女島 亦名天一根

知訶島 亦名天之忍男

兩兒島亦名天兩屋
右外處々之島者皆潮沫之凝成也
八百萬之神○鹽椎神亦名事勝國勝長狹神亦云鹽土老翁亦云鹽筒老翁當在此中焉
此者青人草之始祖也
萬物
此者八百萬之物之祖也
志那都比古神亦名天之御柱命
志那都比賣神亦名國之御柱命亦云志那斗辨神
此二柱者風神也亦云龍田比古神龍田比女神此者伊邪那岐命之所吹生坐也
火産靈神
此者火神也亦名火雷神亦名火之迦具土神亦名火之燒速男神亦名火之炫毘古神○又此神之坐天上御靈之名謂津速産靈神御系別記下焉
金山毘古神
金山毘賣神
此二柱者金神也
彌都波能賣神

此者水神也

—天吉葛

—川菜

—埴山毘賣神

此者土神也亦云埴夜須毘賣神亦云健埴安神亦名丹生都比賣神亦云爾保都比賣神亦名新具蘇比賣神

上件自火神至土神伊邪那美命之所生坐也

—稚産靈神亦云若御魂神

—豐宇氣毘賣神亦云豐遠迦比賣神亦云登由宇氣神亦名宇氣母智神亦名大宜都比賣神亦云大御食都神亦名宇迦之御魂神亦名若宇迦能賣神亦云大宇迦神亦云豐宇賀能賣神

此者御食物之神也

—天安河原之五百箇石村

此者火神之血之所化也

—大雷神

—大山祇神

此者山神也亦云大山罪御祖命亦名大水上神亦云大水上御祖命亦云大水神亦名山雷神

高龗神

右三柱神者於火神之骸所成坐也

鴨若雷命亦云別雷命

此者火雷神之御靈化丹塗矢而御合健角見命之小女玉依毘賣命而生坐之神也所謂賀茂大神是

也亦玉依毘賣命者鴨御祖神也

久久能智神亦云木祖神

此者木神也

草野比賣神亦云草祖神亦名野槌神

此者野神也

右木祖草祖二柱神者豐宇氣毘賣神之幸魂也合二御靈而稱屋船神此者御殿之神也

天之狹土神

國之狹土神

天之狹霧神

國之狹霧神

天之闇戸神

國之闇戸神

大戸惑子神

大戸惑女神

右八柱神者大山津見神野椎神因山野持別而所生坐神也

高水上神 亦云高水神

足名椎神

手名椎神

此二柱神號稻田宮主須賀之八耳神亦云稻田宮主簀狹之八耳神

櫛名田比賣命 亦名奇稻田美等與麻奴良比賣命亦云眞髮觸奇稻田比賣命亦云稻田比賣命

此者速須佐之男命之后神也

神大市比賣命

此神亦須佐之男命御合坐也

─石長比賣命

─木花之佐久夜毘賣命

此者邇邇藝命之后神也亦名櫻大刀子神亦名神吾田津比賣命亦云豐吾田津比賣命亦名鹿葦津比賣命亦云神吾田鹿葦津比賣命

─苔虫神

此者與櫻大刀自神合力而坐給也

─泣澤女神

此者伊邪那岐命之於御淚成坐神也

─伊都之尾羽張神

此者伊邪那岐命之御刀之御靈之神也亦云天之尾羽張神亦名稜威之雄走神

─磐裂神

─根裂神

此者依五百箇石村而成坐之神等也

─磐筒之男神

─磐筒之女神

經津主神亦名甕加布都神亦云比古佐自布都神亦名伊波比主神

此者矢作連祖也

甕速日神

此者依御刀之御靈而成坐之神也

熯速日神

健御雷之男神亦云武甕槌神亦名健雷神亦名健布都神亦名豐布都神

亦云豐香島天大神也

速玉之男神

此者伊邪那岐命之於御唾成坐神也

豫母都事解之男神亦名大事忍男神

此者於掃坐之時成坐之神也

久那斗神亦云來名戸之祖神亦云衝立船戸神亦云岐神

此者於御杖成坐之神也

—八衢比古神

—八衢比賣神

此者於千引石成坐之神也合二柱而稱道反大神亦稱塞坐豫美戸大神

上件三柱神者所謂障神也

—道之長乳齒神亦云長道磐神

此者於御帶所成之神也

—和豆良比之宇斯神亦云煩神

此者於御衣所成之神也

—飽咋之宇斯神亦云開囓神

此者於御褌所成之神也

—奥疎神

—奥津那藝佐毘古神

—奥津甲斐辨羅神

—邊疎神

此者於左之御手纒所成之神等也

―邊津那藝佐毘古神

―邊津甲斐辨羅神

此者於右之御手纏所成之神等也

上件九柱神者因著御身穢物而所生坐神等也

―大禍津日神（亦云八十枉津日神亦云天之麻我都比神亦名大綾津日神亦名大屋毘古神亦名瀬織津比咩神）

此者因惡給穢御靈而成坐也天照大御神之荒御魂神也

―大直毘神（亦云神直毘神亦名大戸日別神亦名氣吹戸主神亦名天之吹男神亦名風木津別忍男神）

此者因欲直禍御靈而成坐也天照大御神之和御魂神也

―伊豆能賣神（亦名速秋津比古神｜亦名速秋津比賣神｜）

此者水戸神也（亦云速秋津日神）

―速佐須良比賣神

此者持失穢神也洗給御鼻時生坐焉與須佐之男命合力而坐給也

上件四柱神者所謂祓戸之神等也

―沫那藝神

―沫那美神

頰那藝神
頰那美神
天之水分神
國之水分神
天之久比奢母智神
國之久比奢母智神
上件八柱神者速秋津比古神速秋津比賣神二柱因河海持別而所生坐神等也
櫛八玉神
此者水戸神之孫也
底津綿津見神
底筒之男命亦云底土命
此二柱神者於水底滌之時所成坐神等也
中津綿津見神
中筒之男命亦云赤土命
此二柱神者於中滌之時所生之神等也

上津綿津見神

上筒之男命 亦云磐土命亦云石土毘古神石巣比賣神

此二柱神者於水　滌之時所生之神等也

上件六柱神之中底土命赤土命磐土命者住吉之三前大神也

大綿津見神 亦名豐玉毘古命

此者總稱三柱之和多都美神御名也

豐玉毘賣命

此者日子火火出見命之后神也

玉依毘賣命

此者鵜草葺不合命之后神也

宇都志日金拆命 亦名穗高見命

此者安曇連凡海連海犬養安曇犬養等之祖也

布留多麻命

此者八太造之祖也

天忍人命

此者掃部連等之祖也

撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣命

亦御名天照大日孁命亦名天照大御神亦云天照坐皇大御神

亦名大日孁貴命亦云豐日孁命

此者洗給左御目之時所成坐神也

月夜見命亦云月弓命

亦御名健速須佐之男命亦云神速須佐之男命亦云神須佐之男命亦名勝速日命亦云熊野加武呂命亦云熊野加夫呂岐櫛御氣野命亦名八束鬚速佐須良命

此者洗給右御目之時所成坐神也

五十猛神亦名大屋毘古神亦云伊太祁曾神亦名韓神亦名曾富理神

大屋津比賣命亦云大屋毘賣神

柧津比賣命

此三柱神者木國之大神也

多紀理毘賣命亦云田心毘賣命亦名瀛津島比賣命

此者坐身形之奥津宮神也

狹依毘賣命亦名市杵島比賣命亦名中津島比賣命

此者坐身形之中津宮神也

多岐都比賣命亦云高津比賣命亦名神屋楯比賣命亦名邊津島比賣命

此者坐身形之邊津宮神也

上件三柱神者與天照大御神御誓之時所生之神等也總此三柱而稱道主貴也

八嶋士奴美神亦名淸之繫名坂輕彦八島手神亦云淸之湯山主三名狹漏彦八島篠神亦云淸之湯山主三名狹漏彦八島野神亦名八束水臣津野神亦云淤美豆奴神

此者御合稻田比賣命而所生之神也

都留支日子命

國忍別命

磐坂日子命

衝杵等乎留比古命

靑幡佐草日古命

八野若比賣命

此六柱神等之御母未詳也

大年神 亦云大歳御祖命
此者御合大山祇神之女神大市比賣命而生坐之神也
須勢理毘賣命 亦云若須勢理毘賣命
此者大國主神之御嫡妻也
御年神
御子神
此神之御名未詳也
奥津日子神
奥津比賣神 亦名大戸比賣神
此二柱神者竈神也總二神而稱庭津日神 亦云庭高津日神
阿須波神
波比岐神
此二柱神者座摩之御巫之持伊都久神也
香山戸神

羽山戸神

大山咋神亦名山末之大主神

此者坐葛野之松尾及近淡海國之日枝山神也

上件自御年神以下八柱神之母神之御名者就古事記而可見也

大土神亦云大土之御祖神亦名佐太大神亦名猿田毘古大神

此者度會之地主神也宇治土公者此神之裔也御母者產靈神之御子枳佐貝比賣命

吾我津比賣命亦云伊賀津比賣命

稻依比女命

千依比賣命

佐佐津比古命

此三柱神者並坐度會縣神等也

若山咋神

若年神

若沙那賣神

彌豆麻岐神

夏之賣神亦名夏高津日神

秋毘賣神

久久年神

久久紀若室葛根神

上件八柱神之母神亦就古事記而可見也

天之冬衣神亦云天葺根神

赤衾伊努大住日子佐別命

此神之后神謂天甕津日女命

八十神

此者非一神之名大國主神之庶兄弟之神等也

大國主神

亦名大名牟遲神亦云國造大已貴神亦名葦原醜男神亦名八千矛神亦名宇都志國玉神亦名大地主神亦名大名持神御母刺國大之神之女刺國若比賣命

大國御魂神（亦云大國玉神）

此者坐大和神社大國主神之荒魂神也

大物主櫛𤭖玉命（亦云大物主神）

此者坐大三輪神社大國主神之和魂神也

天日方奇日方命（亦云櫛御方命亦名阿田都久志尼命）

此者和仁公三輪君鴨君等之祖也

比賣多多良伊須氣余理比賣命（本名富登多々良伊須々岐比賣命亦云姫蹈鞴五十鈴姫命）

此者神倭磐余毘古命之大后也

右二柱者御合產靈神之御子天神玉命之子建角見命（亦名武茅渟祇命亦名陶津耳命亦名八咫烏命）之大女勢夜多多良比賣（亦名玉櫛比賣）而所生之子也

木俣神（亦名御井神）

此者御合稻羽之八上比賣而所生之子也

味鉏高日子根神（亦名一言主神）

高比賣命亦名下照比賣命亦名稚國玉神亦名阿陀加夜努志多伎吉比賣命亦名大倉比賣命

此者天稚日子之妻神也

上件二柱神者御合身形之奥津宮坐多紀理毘賣命而所生之神等也

積羽八重言代主神亦云天事代主神亦云都波八重事代主神

此者飛鳥直長柄首等之祖也

高照比賣命

上件二柱神者御合身形之邊津宮坐多岐都比賣命亦云高津比賣命亦名神屋楯比賣命而所生之神等也

賀夜奈流美命

此神之御母未詳也

御穗須須美命亦名健御名方神亦云建御名方富神

此者御合高志國之意支都久辰爲命之子俾都久辰爲命之子沼河比賣命亦云奴奈宜波比賣命而所生之神也此

神之后神謂八坂刀賣命

山代日子命

若布都主命

右二柱神之御母亦未詳也

物忌奈命
此者御合天石帆別命亦名天之石戸別命之女阿波咩命而所生之神也

天之八現津彥命
此者御合三島之溝咋耳命之女溝咋比賣亦名活玉依毘賣而所生之子也此命者長公長我孫土佐國造等之祖也

多伎都比古命
此者御合天御梶日女命而所生之神也

鹽冶毘古命
此神之母神未詳也

燒太刀火守大穗日子命出雲國阿菩大神是乎
此神之母神亦未詳也

○正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命亦云天忍穗根命亦云天忍穗別命亦云天大耳命

天之穗日命亦云天之夫比命

天津日子根命

—活津日子根命

—熊野久須毘命 亦云熊野忍蹈命亦云熊野忍隅命亦云熊野大隅命

上件五柱神者與須佐之男命御誓之時所成坐神等也

—天麻比止都禰命 亦云天目一箇命亦名天久斯麻比止都命亦云天久之比命亦名天御陰命亦云明立天御影命亦名天津麻羅命亦名天戸間見命

此者筑紫伊勢兩國忌部倭鍛冶等之祖也故天津日子根命者犬上縣主蒲生稻置菅田首桑名首額田部連額田部湯坐連三枝部造高市縣主奄智造凡河内國造凡河内直津國造山背國造山背直磐城國造磐瀨國造菊多國造周淮國造馬來田國造師長國造茨城國造周防國造等之祖也

—武夷鳥命 亦云天夷鳥命亦云武日照命亦云建比良鳥命亦名武三熊命亦云武三熊之大人亦名大背飯三熊大人亦名稻背脛命亦名天鳥船命

此者出雲國造出雲臣土師連菅原宿禰秋篠宿禰島津國造武藏國造相模國造大島國造伯耆國造菊麻國造上海上國造下海上國造安房國造伊甚國造新治國造高國造豐國造二方國造等之祖也

—天照國照日子火明命 亦云天火明命亦名亦櫛玉饒速日命亦名膽杵磯丹杵穗命

此者御合高皇產靈神之御女天萬栲幡千幡比賣命之御子玉依毘賣命而所生之神也亦名謂天糠戸神

—天香山命 亦云天香語山命亦名伊斯許理度賣命亦名高倉下命亦名手栗彦命

此者尾張國造尾張連丹波國造石作連丹比連襷多治比宿禰蝮壬部首丹比周敷連津守連鏡作造水主直六人部連五百木部連伊福部連檜前舍人連竹田連竹田川邊連笛吹連等之祖也故是香山命者御合天道日女命而所生之子也

―宇麻志摩遲命 亦云可美眞手命亦云味間見命

此者物部連石上朝臣穗積臣弓削連依羅連阿刀宿禰登美連水取連猪名部造采女朝臣巫部連若櫻部造高橋連志貴連等之祖也故此命者御合長髓毘古 亦名登美毘古 之妹御炊屋比賣 亦名登美夜毘賣 而所生之神也

○―天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命

亦云天饒石國饒石天津彦火瓊瓊杵命亦云天津彦彦火瓊瓊杵命亦云天津彦火瓊瓊杵根命亦云天津彦根火瓊瓊杵命亦云天津彦國光彦火瓊瓊杵命亦云天之杵火火置瀨命亦云天杵瀨命御母同天火明命

―火須勢理命 亦云火進命亦云火須管理命亦云火須佐利命亦名火照命

此者吾田君小橋阿多隼人阿多御手犬養大隅隼人日下部二見首坂合部宿禰等之祖也

○―天津日高日子穗穗出見命 亦名火遠理命亦云火夜織命

右二柱神共御母者木花之佐久夜毘賣命也

○―天津日高日子波瀲武鸕鷀草葺不合命

御母者海神之御女豐玉毘賣命也

武位起命

此命之御母神未詳也

槁根津比古命亦名宇豆毘古命亦名稿知津比古命亦云椎根津彥命

此者倭國造大和直青海首久比岐國造明石國造等之祖也

○

彥五瀨命亦云五瀨命

彥稻氷命亦云稻氷命

御毛入野命亦云御毛沼命

神倭磐余毘古命

亦云神倭磐余彥火火出見命亦名若御毛沼命亦名豐御毛沼命亦名狹野命

此天皇命後御謚稱神武天皇也

○産靈大神之御末系

○

天之御中主神

○

高皇産靈神亦名高木神亦云萬枕高皇産靈神

神皇産靈神亦云神産巣日御祖命亦云神魂大刀自神

少毘古那神亦名小名牟遲神亦云少日子神亦云少御神亦云手間天神亦云久斯神
此者産靈神之長子也
角凝魂命亦名天底立命亦云天壁立命亦云天角已利命亦云角魂神
安牟須比命
天萬栲幡千幡比賣命
亦名萬幡豐秋津比賣命亦云萬幡豐秋津師比賣命亦云萬幡比賣命亦名火之戸幡比賣命亦云栲幡千千比賣命亦名天棚機比賣命亦名天
八千千比賣命
此者伊勢人面等之祖也
玉依毘賣命
此者天忍穗耳命之后神也
天忍日命亦名神狹日命亦名天槵津大來目命亦名天津久米命亦云大久目主命
道臣命元名日臣命亦名大久米命
此者天忍日命之孫大伴連久米直浮穴直門部連佐伯連日奉造高志連林宿禰等之祖也
天手力男命

亦名天石戶別命亦云櫛石窓神亦云豐石窓神亦名伊佐布魂命亦名明日名門命亦名阿居太都命亦名天背男命亦名天

石帆別命亦名天石門別安國玉主神亦云玉主命亦名天嗣杵命

此者犬養縣犬養連宮部造今木連巨椋連大椋置始連等之祖也

├天日鷲命亦名天日鷲翔矢命亦名天加奈止美命

此者粟國忌部多米連天語連弓削連等之祖也

├天鈴杵命

├天御雲命

├天村雲命亦名天二上命亦名後小橋命

├天波與命

├天日別命亦名天日起命

故天牟羅雲命者伊勢朝臣額田部宿禰度會神主等之祖也

├許登能麻遲比賣命

此者興台產靈命之后神也

天津羽羽神亦名阿波咩命亦云阿波々神亦云阿波神

此者天八重言代主命之后神也

長白羽命亦云天白羽命亦名天物知命亦名天八坂彦命

此者神麻績連等之祖也

天羽槌雄命亦云天羽雷命亦云健葉槌命亦名綺日安命

此者倭文連長幡部等之祖也

天太玉命

亦名天櫛玉命亦名天神玉命亦云忌部神

天宇受賣命亦云天於受賣命亦名大宮比賣命亦云大宮能賣命亦名宮比神亦名矢之波々伎神

此者御巫猿女君等之祖也

天櫛耳命

此者小山連白堤首日置部等之祖也

天神立命

亦名天押立命亦名健角身命亦云健茅渟祇命亦名陶津耳命亦名八咫烏命

此者久我直葛木直役直矢田部纒向神主等之祖也

三島溝咋耳命

此者三島縣主之祖也

溝咋比賣命亦名活玉依毘賣命

此者八重言代主神化八尋鰐而御合坐也伊豆國賀茂郡伊古奈比咩命神社必當此比賣命

天富命

此者太玉命之孫忌部首穴師神主等之祖也

勢夜多多良比賣命亦名玉櫛比賣命

此者三輪大物主神御合坐也

玉依毘古命亦云健玉依毘古命

此者葛野鴨縣主之祖也

玉依毘賣命

此者火雷命之御魂化丹塗矢而御合坐也

右二人命者御合丹波國伊賀古夜比賣而所生也

劔根命

此者葛城國造之祖也

天櫛明玉命亦云天豐玉命亦云天明玉命亦云天羽明玉命亦云玉祖命

此者出雲國忌部忌玉作玉祖連等之祖也

天御桙命

此者神服部連等之祖也

天御食持命亦名手置帆厧命亦名多久豆玉命

彥狹知命

此者木國忌部讃岐國忌部伊勢國爪工連丹波國楯縫氏等之祖也

天道根命

此者紀伊國造紀直大村直大家首高家首高野川瀨造等之祖也

支佐貝比賣命

此者佐田大神之御母也

宇武岐比賣命亦云宇武賀比々賣命

此者化法吉烏而飛度之神也

八尋桙長依日子命

天津枳値可美高日子命亦名薦枕志都沼値命

綾門日女命

眞玉著玉之邑日女命

此二柱女神者大國主神御合坐也

三穗津比賣命

此者三輪大物主神之后神也

天活玉命亦云伊久魂命

此者猪使連恩智神主等之祖也

天三降命

菟狹津彥命

此者豊國宇佐國造之祖也

菟狹津媛命

此者中臣連祖天種子命之妻也

○

○津速產靈神之御末系

津速產靈神（亦云神速魂命）

此者火產靈神之御靈神也

―武乳速命

此者添縣主祖也

―天相命（亦名市千魂命）

―興台產靈神（亦云巳々登魂命亦名天之辭代主命）

―天兒屋根命（亦云天津兒屋根命亦云天兒屋命）

亦名八意思兼神（亦云天思兼神亦云天八意命亦云常世思金神）亦名太詔戸命亦名櫛眞智命（亦云太麻等能智命亦云太麻等能豆神亦云櫛眞命）亦名國之辭代主命亦云中臣神

此者御合天石門別安國玉主命之女許登能麻遲比賣命而所生也

―天表春命

此者信濃國阿智祝之祖也

—天下春命

此者秩父國造祖也

—天忍雲根命 亦云天押雲命

—天種子命 亦云天多禰伎命

此者中臣連藤原朝臣大中臣朝臣津島直壹岐直四國卜部等之祖也

○古史成文神代卷に載たる神の。此系圖に記がたきを集めて此所に記す。

正鹿山津見神　淤縢山津見神

奥山津見神　闇山津見神

志藝山津見神　羽山津見神

原山津見神　戸山津見神

豫母都志許女 亦云豫母都日狹女　豫母都道守者

菊理比咩神　大加牟豆美命

御倉板擧之神　天熊之大人

稚日女命　久延毘古

天津國玉神　　天稚日子
天佐具女　　疾風神
天迦久神　　天香香背男亦云天津甕星
天御烏命　　天懸大神
國懸大神

此外に古史系圖と題書せるが二帖あり。其には神代より。推古天皇までを委く記せれば。此にはたゞ。此神代卷を讀まむ人の爲に。神代の系をのみ。大凡の目標に記したるなり

文政元戊寅年六月

平　篤　胤　謹　記

撰古史之時祈願神等詞

掛麻久母畏伎。天都御神千五百萬國都御神千五百萬乃大神等廼大御前乎。平篤胤四方八方爾愼美敬麻比拜美。奉里弖。畏美畏美毛白須。篤胤伊怯久劣在杼母賀茂眞淵平宣長等我。古學仁功志在斯導爾依弖。神世能御典表讀窺比氏。天地乃初發余利。世間廼事乃有能悉神等乃御所爲仁。洩流流事無久脫留事無久。恩賴乎蒙利弖在流緣由袁多斯爾窺奉里。高天原仁事始給比之天皇御祖廼大神乃。御子命能彌繼繼爾萬千秋乃長秋仁。現御神登。大八島國所知看志弖。安國登平祁久。天下能公民乎。惠美賜比撫賜布。大道廼義理乃本根袁良。畏美畏美毛窺比得弖頂爾尊美辱那美氏在乎。其御惠能尊伎辱奈伎條々袁。言擧世牟波不禮志可畏之。然波在禮杼。八百萬歲千萬年登。遠都神世能古事乎人世麻傳仁傳布留登爲弖波。語繼錄繼間爾。己我比々伎々。自然

爾訛禮留事乃。取々仁出來傳波里弖。何正斯伎御故事敍登。不明志伎
惑之伎事廼。將少在奴乎。彼此能傳語乎。迦爾加久仁考閇別知撰集閇
弖。百結々備。八十結々備弖婆。千尋栲繩唯一條仁打延氐。其正語波正
語登。滯里無久。窺比悟良波斯伎乎。爭撰結備整閇弖。書記佐麻欲久。負
氣無久毛。思比隱弖波在禮杼。多夜須祁禮婆、是年許呂在都流仁。今度
學乃徒等。其事伊佐勢登。志斐伊謝奈布賀。㝡異爾所聞仁依弖之。熟々
爾思閇婆。如此伊謝那布波。即神等乃御心奈留倍志。伊佐世牟登思比
起氏。志世流爾那母。故此十二月廼五日登云日乎。生日能足日登。撰定
米業始爲弖。今年登云年內袁限里弖。夜半曉時登休息事無久。夜日不
知爾一向仁志斯弖。其大概乎陀爾。書記斯竟麻久登須。故辭別弖誓訴
閇白佐久。天都神千五百萬國都神千五百萬廼。大神等乃幸魂奇魂皆
悉此處仁依賜比。相宇豆那比相扶賜比弖。篤胤我明伎淨伎。誠廼心以

弖。志世留所爲仁。御靈幸閉給比。相麻自許里相口會賜比氐。漏流流事無久過事無久。正語袁正語登思得志米賜閉。故然爲牟爾波。掛卷毛畏伎。大神等能幽事乎。凡人廼多夜須久顯波志申佐牟事乃出來米禮婆。神等能大御心爾。何仁加母所思食牟登。恐美惑比棲遑留禮杼。然有傳波。尊伎御故事能。事乃實廼於富々志久弖。畏久母慨波斯祁禮婆。默毛敢在良傳。懼々爾顯志申須事乃有牟乎。罪那比給波傳。犯事無久過事無久。思得志米給閉。然而今如是始牟留所業廼。神等乃御心仁違比弖。罪犯在倍久波。忽然爾篤胤我身乎腦萬世。臥志令止給閉登白須。如此宇氣比言白之弖。勤牟日間仁。事成佐勢給波婆。畏在杼。神等乃御心相宇豆那比給閉利登思定米。大船廼多由多布事無久。眞木柱太久心袁鎭固米弖。此學乎供奉弖牟。然思比鎭米氐婆。由久前爾毛。緩怠留事無久。日夜忘流流事無久志弖。務米志麻理。伊佐乎志久。學乃所業乎。已等

諸同心爾。相助祁相伴奈比。窺比悟得志米給比。神習波之米。給閉登。畏美畏美毛。祈里祝伎。御靈乃幸乎。乞禱奉留登白須。

こは我が平田大人。すぎにし年わが家に坐て。古史を記たまへる時。神等に白し給へりし禱詞なり。しぬび〳〵に聞持るを。此御書に添記さまほしと。徒がら語らひて請まをせば。其はたゞ己がわたくし事にこそ有けれ。人に示すべきものならずと許したまはぬを。懇にこひ申して此に書加へ。大人の太き厚き大志を。世にあらはしまをすになも。

文政二己卯年七月

柴崎直古

古史本辭經（亦云五十音義訣）卷之一

大壑　平篤胤撰述

男　鐵胤
孫　延胤　謹校

まづ書名を。古史本辭經となむ按ひ出ける。其は古史とは。古事記。日本書紀の二典を云ふ。主とは此の二典の古訓に據らむと欲ればなり。(但し此二典の古訓に據るとは云へど。其は主と立る由にこそ有れ。其の徵と爲べき言どもは。祝詞宣命萬葉集を始め。古書どもは更なり。其より後の語書ども。また歌集物語書。或は軍書。その餘の襍書にまれ。古言の證となるべき詞をば。目の及ぶ限り引出たり。)さて本辭とは。古事記の序なる大詔命に。朕聞諸家之所レ賷帝紀及本辭。既違二正實一。多加二虛僞一云々。と有る帝紀は。歴朝の御紀を詔ひ。本辭とは古き辭書を指せる御語なれば。即ち此の御語に據れり。(師說に。帝紀と本辭はたゞ語の異れる耳にて。共に歴世の御紀の事なる由に解れたれど。然には非ず。古史徵の開題記に論るを見るべし。)さて本辭の二字は。こゝに取て。其の古語の本辭と稱ふべき語を稽ふるに。必ず二言の語に極りて。其の語凡て二千二十五言ぞ有ける。姑く是に五十聯の音の一言なるを合すれば。二千七十五言。これ本辭にして。此の餘に。三言四言五言六言なる語。いく千萬づの限り無らむも。(此の本辭の外なるは。)異國の語を除ては。唯一つだに有こと無く。今集むる言ども。即ち有ゆる言語の經言なるが故に乃ち經とは名くるなり。(五十聯の音の一と言なるを合するを。姑くと云ふよしは。元より一言の語と云ふものは。有ること無く。皆或は二言の締りて一言と成れる。或は二言の上の省かり。下の省かり抔して。一言と成れる物なれば。實は經言に收べきに非ねども。此は言語の祖にし有れは。まづ此の列に出せるが故なり。此を指て。經語の。二千二十五言に限る由は。下に云を俟べし。)然るは經とは乃ち機の竪糸にて。緯と相對ふ語なるが。緯とは即ち横糸なり。此はしも。畏きや天照大御神の。高天原にして。始めて織ませる御機の事より

起れる語なるを。轉して西土にも。大倭にも。天地の經緯など云ふを始め。種々の事に活用かし云ふこと多かる中に。書の名におほく用ふる事は。經は常也と訓て。常典と爲べき由の名なるを。今撰べる二千二十五言はも。近き世多く。人の撰れる語書の類に非ず。賀茂の翁の。引きて發たぬ誨へを推して。天の下の經言を錯綜へ盡せるにて。元より經と云べき物なればなり。(近き世の先輩らが作れる語書の。多かりと聞ゆる中に。己が見たるは。山岡の妙阿が類聚名物考の言語の部。谷川の士淸が和訓栞。石川雅望が雅言集覽。淸水の濱臣が語林類葉など。何れも大部にて。其を見れば。勤めたる事は。實に努めたる書等なるが。惜きかな。其經言緯言の。差別を知らず。經緯うち混へて。一言より二言三言四言五言は更なり。其の長きに至りては。十數言なるもあり。そが上に。漢語の假名がきなる類をも。合せて。音わけに集めし故に。初學びの徒などは。其の差別をさへに。思ひ過つべき事ども多く。また互に言語のある限り。拾ひてむと。勤めるさまは著き物から。互に擧漏せる言ども多く。然る歌文の書等には。踈々しき我れさへに。右の書らに載ざる言をも。往々に見出る事あり。然れば常に。語の林に遊びをる人等の書とて。頓には頼み叵し。然は有れ。こたびの此擧には。右四部の書等の幸。かがげる事も亦少からず。)我が後の敎子ら。宇麻子ども。此を古語の經書として。世にある語書の末言どもをも。次々に記し聚めて。此が緯書と成たらむに。言語の道。玆に始めて全かるべき物ぞ。其の作例は。別に記し置たれば。其れに習ふべし。「天なるや弟たなばたの五百機も。まづ經を綜て緯やおりけむ。

(鐵胤云。上の件記せる文は。もと皇典語彙の卷首に見えたるを。今爰に移せるなり。)

○發題敍言第一

高光る日の大御神の。御子命の天地日月と共に。彌常磐に。照し明らし所知看す。これの皇大御國はしも。萬の國の本つ祖國にし有れば。萬づの物も事も。皆勝れて美きは更なり。古語に。言靈の幸はふ國。言靈の祐くる國と。稱へ以來し事の如く。

高天原に神留坐す。天皇祖大神たちの。天津神語をし。彌繼々に。云ひ繼ぎ語り繼ひし故に。宇都志世人の。音韻言語の道。また負に萬の國に優りて。正しく美たく。足ひ調へる御國になも有りける。(此れ等のことわり。委くは師の漢字三音考を見て知らる。其は下に往々引出るをも見るべし。)然るを。三つ栗の中つ御世より。加羅國々の。鳥なす音語の相ひ交らひ。然る麗しき大倭言に。漸々に甚き汚濁のいで來しを。伊那かぶし。古へは然らず。如此こそ有りけれど。其の正語をし。世にさき教へ初たる宇斯は。契沖法師。次ては荷田の翁なり。(此は賀茂の宇斯の文意考に。さき草の中つ代に。言さやぐ加羅の文の傳はり來しを。そは事ひろく閑雅たる如くして。實は物けたに。言きはみ有りて狹しきを。此方の人もたやすく思ひ得るゝを悅び。且はめづらしきに心うつろひて。天地に順ふまろき我が國ぶりを、常有わざに目なれて遂にたわすれ行て。上つ代に還らむと思ふ人は。希らになむ成りにたる。茲に荷田の東麻呂うしは。玉敷の平の宮このほとりゆ出て。千代の古道たえたる迹をはりて。國ぶりのふる事をすべておこし。押照るや難波の契沖法師は。野中の清水。もとの心をくみて。古き歌の意を。問さけなむとするにつけて。此の人々のいひ連ねたる書の。いさゝか有るを稱ふれば。古への手ぶりに本づきつ。故おのれが若かりける程に。荷田の大人を問ひて。且々聞しこと有れど。古きふみを深くもたどらず。元よりつゝなき事をも嘆きて。荒金の土もさくてふ夏の日は。汗もしとゝに思ひくらし。足引の嵐ふく夜は。身さへ氷るかに稱へ明して。百傳ふむそぢ近き齡にして。稍思ひ通れるに似たり云々。など云れたるを思ひて記せり。)かくて其の古語の活機に。初體用令助の。惟神なる妙に奇しき定格ありて。他國の言語の。嘗ても及びなき道理を明し。かつ其の憲の說の。いと早く神習ふ御世より。有こし事の由をも。世に著く述諭されしは。我が古へ學びの祖父。賀茂縣主。岡部の眞淵。縣居の大人。その始にて。今し物學ぶ徒の。誰も此の定格を知る如く成ぬるは。全是の宇斯の賜物の。然る恩賴にぞ依れりける。(是の宇斯より前に。契沖法

師の。和字正濫抄を著はして。行阿假字遣などの非を辨じ。古言の假字を徵せる功は大きなれども。其の自序中に。和邦者。曜靈垂統之祕區。天孫降駕之上域也。雖僻遁東垂。聲韻最寥亮詳雅。能通華梵。故言有靈驗。梵文和字。經説爲言說義。爲最上乘聲。金剛手菩薩。位在東方。亦以和字爲種子。國號懸會。貴言良有所以也。雖然如此。上世淳朴而無文字。蓋待中華耶。譽田天皇馭宇之世。百濟國奉詔貢博士王仁。從是浸親紙墨。假字記和語。後及通中華。逾究精奧云々と云て。梵漢の蔭によそりて。皇國の音韵言語の調へる如く。謂へるが。非なる耳ならず。初體用令助の活用などは。露も得知らず。此は實に賀茂の宇斯より世に知られたり。)然るは其の語意考の初めに。これの日出る國は。五十聯の音の麻々邇々言を爲して。萬づの事を口づから云ひ傳ふる國なり。彼の日放る國は。萬の事にかたを書して。しるしとする國なり。かれの日の沒る國は。五十聯ばかりの聲にかたを書て。萬づの事にわたし用ふる國なり。(然有れば。此の國にのみ字を用ひざるを。疑ふ人あるは未しかりけり。何と云はゞ。日放る國人は。巧なる事を好むより言も自づから。一と聲のうちに。多き理のこもれば。形なくも事ゆかじ。然れども。千萬づの音に字を作れるは。うたてあり。日の入る國は。細やかなる思ひかねを好むからに。事も音も隨ひて多なれば。此もかたを用ふめり。然れども。只五十聯ばかりの音の形もて。萬づに轉し遣るべくせしは。細やけく思ひ兼たるなり。)此の日出る國はしも。人の心直かれば。事少なく言もしたがひて少なし。事も言も少かれば。惑ふ事なく忘るゝ時なし。故天地の自然なる。五十聯の音のみにして足れり。何ぞも人の作れる形を待て物をなさめや。(或人の云へらく。此の邦は言の國にし有れば。佗の國の字を用ひざりし世をめづる事。一とわたりは然るいはれ聞えたり。然は有れど。字をしも借ずば。久々に傳へ。遠くに至らざらましを如何と答ふ。其は末の濁れるを汲ならひて。水上の清るを識らむが如し。此の國人は心直ければ。事も言も少くして。云ふ言に惑ひなく。聞て忘るゝ事なし。

言に惑ひ無れば。能く聞え。忘れざれば。遠くも久しくも傳へ。民の心直ければ。君が御のりも少なし。適に詔命ある時は。風のごと四方の國にひびき。水のごと民の心にとほれり。然有るからは。天の益人。語り繼ぎ云ひつがふ事に誤りなく。久々に守りて違ふ事なし。かゝらば何の字をか用ひむ。何の誨をか爲し給はむ。佗の國人の。心に八十枉つ事をかくし。言に百のよき事を飾れるとは異なるなり。漢國の字彙ちふ書に。用ある字とて。三萬三千餘を出せり。天竺の悉曇は。四十餘の字もて。五千餘卷をも書り。此の字の多きが宜きか。少きが宜きか。天の下は事少くて治まるこそ宜けれ。然らば其の天竺の四十餘字も用ひずして。言をよく傳へて。天皇萬つ代を嗣たまふ皇朝こそ。天下に勝れたれ。是をよくも考へず。漫りに異國を信じて我が古意を學ぶ人なきは悲しむべし。)しか有るを此の五十聯の音をつらね云ふは。日の入る國に習へりと謂ふ人あるこそ嗚呼なれ。此の國の古へ人言語ざらむや。言語ふは。天地の父母の敎へなり。故知らず。此五十聯の音も有るめり。

且しか思ふ人は。時代をも思はず。己が國のふる事をも知らで。佗國の事を。生々に聞きて云へるなり。(後より考へ當れば。其の通音。轉音。延言。約言さま〴〵にて中には甚むづかしく通はしたるも有ば。其の本は。自づから然云ひし物なり是れ即ちこの國の天地の言の叶ふなれば。人の國の事を借りしに非ぬ事を知るべし。其の通音などの數の事は。下に委曲にするを見よ。)かの日の入る國に習ひしは。小治田の宮に始りて。顯しき人草ならふ後の世なり。是より前。日放る國の事來りし。輕島の宮より上つ世は。もはら神習ひて。太祝詞ごと。謠へるうた。打云へる言も。みさかりに。此の五十聯の聲なりけるを措きて。人の心うつろひて。言もつたなく成にし後もて云ふべきかは。(なほ上つ代の事を。知らぬ人のために云はむ。昔人日の入る國にい行て。そこの音。そこの字を傳へ來し事を。はやき時に解しるせし書の有るをよみ。今もそを傳へ知れり。ちふ人に問さくるに。竪なる音の起れること。竪横の通ふ事をら。少かの事を云ふのみなり。)抑是國の上つ代より用ひ來り

て。定めある言の分ちは。横の音にこそ有れ。其の一は。ことはじむるこゑ。二はことうごかぬこゑ。三はことうごくこゑ。四はことおふするこゑ。五はこと助くるこゑ。此を分ち知る時こそ。こゝの言は明かなれ。然有れば。是ぞ此のことばの國の天地の神祖の教へ給ひし言にして。佗國にはあらぬ言のためしなる事を知べし。(天竺には。譬へば加行のみにも。加。我。伎-也。加-牟。我牟。伎-也。牟の六あり。次々かくの如き音を合すれば甚多し。此の國には。清音五十の外に。濁音二十あるのみにて甚言少なし。其の少きを以て千萬づの言に足はぬ事なきぞ妙ならずや。)かゝれば此の五十聯の音をあつめ成せしも。人草ならふ中つ代の擧ならず。最も尊き神習ふ代に。天御孫命の御代の。千五百代にも變らぬ。言の國の本を。示さえ賜ひし物になも有る。故古へより言靈の幸はふ國と稱ふなり。(篤胤云。上の件抑是の國のと云より。此に至るまで。中にも専要の文にて。五十音圖の。應神天皇の御世ごろに。成れる由の

說なり。委くは下に云ふを見るべし。本考なほ此間に。ふたつ。みつ。よつとて。示されし說ども有り。また頭書に云れたる事ども。種々あり。然れど其はみな。上下の因よき所々に。班ち記せり。見む人あやしむ事勿れ。)かゝるに戎國ぶりの渡りて來て。時に希らしみ。此の天地と大らかなる。神習ひをば。常有ことゝ思ひ息ひて。かれが方に狹く。ことわり巧めるを俄にめでゝ。然ならひ初つるなり。抑さきなき佗國と。むつび初つる弊こそ甚しけれ。と記し。(また其の頭書に。漢國にては。只老子のみぞ眞の書なるを。それに幼を崇む。老これに次ぎ。壯を惡とす。今三國を考ふるに。我が朝は日出の國にて。人幼に當る故に。諸眞にじて。世治まり。天竺は日沒の國にて。人老に當る故に。人心精くして賢し。からは日中の國にして。人壯に心惡き故に世治まらず。主を滅して己立ち。遂にまた佗に奪はる。然れば萬づ我が朝をこそ崇むべけれ。彼の老子すでに。此の國の古へのならはしの如きを願へり。然れば天の下に。是の國の古へばかり。宜しきは無りけり。時有り

てから文を傳へば。彼の老子にてこそあらめ。武王主を滅してのち。掟てし道を傳へしより此の國に邪心多くなれりと有り。此の宇斯の老子の道を稱られし言は。また國意考にも。周代の道の人作にて。狹く狡意なる由を論ひて。老子てふ人の。天地のまに〳〵云はれし事こそ。天の下の道には。叶ひ侍るめれと記されたり。）さて其の自序に。いづこを計と知えぬ。大海の原をこぐ船も。まづ舟人の傳へのまに〳〵。眞楫取るからに。思ふ湊にはつと云へり。我が皇御國の古ことを。解べき傳を失ひしゆ。荒島風にあへる船の。ゆく方も知らずなむ成にし。然ある中に。山代の稻荷の祝が家に傳へし。百足らず五十聯の音のあと。少か有るを取りて。荷田の東萬呂の宇志。千萬づの古言をかゝなべるに依りて。世人の未心得ざりし言とを得て。事問ふ人に傳へしを。己も少ばかり聞つ。此をたぎしみして。終にいよゝ潮の八百道。ゆき惑はざらむ事を加へむとす。猶をぢ無きか。此はしも思ひかね難きこと多かり。是がうへを全くせむ事は。墨江の大神の佐々知々。明和六年二月。賀茂の眞淵しるす。と有るにて知るべし。（楫取の魚彥が古言梯は。宇斯の訂正を經たる書なるが。其の凡例にも。荷田の東萬呂の大人。その稻荷神社に。少か古傳の有るをもて。天の下の古書を廣くわたり。此の言を深く考へ得て。吾が加茂の縣主に傳ふ。さて後に縣主。ひろく考へ深く思ひ。事を加へなして。語意てふ書を記せり。それに五言の竪音は元よりにて。横韻に初體用令助平言等。世に傳はらぬ。種々の道ある事をあかすと云へり。宇斯は。此の明和六年十月晦日に。七十三の齢にて身沒り給ひたりけり。）上件々の。宇斯の說等の意を。取總て稽ふるに。宇斯素より。神世に日文の字の有りし事をば。惟ひ漏され在しかば。其の心をもて上の如く。文字なきも。何でふ事なき趣に。まづ論はれたり。然れど此は。國の眞楯と成ぬべき。大倭魂の學びを世に創めて敎へ誨されたる。功績の上よりは。何計りの思ひ落しにも有ねば。今し殊に論ふべき事にも非ず。（但し別に著されたる國意考には。天竺文字の五十なる由を云ひて五十の聲は。天地の聲にて侍れば。其の內

に胎まる丶者の。自然の聲なり。然れば皇國にも。いかなる字様かは有つらむを。彼のからの字を傳へてより。彼におほはれて。今はむかしの言のみ存れり。と云れたるを察れば。都て我が古へには。文字なしと決められたるにも非ざれども。其の字を得られざる故に。姑く右の如くは論はれたり實には。上古に文字ありし事の已が説は。既に日文傳に委く論べれば。其の書につきて見るべし。此はしも古語拾遺に上古世未レ有二文字一云々。と有るなどを珍しげも無くひき出て物云ふ倫ひの。管ても伺ひ知ざる事ぞかし。）故今は。上の件の要たる事どもを云はむに。宇斯の意。わが御國は。言靈の幸はふ國にて。天地の父母の神。授け賜ひし言語に。五十聯の音の自然なる定格ありて。甚正しく傳はり來しを。輕島の宮に。天の下しろし看せる。應神天皇の大御世に。其の音を聚め成して。其の活機の本を示し賜へるが。中つ世より久々に其の古説の埋れて。世に知らず成ぬるを。稻荷山の祝が家に。且々も其の説を傳藏たり。其は荷田の宇斯より傳へ受けて。今此の語意に述る所。や

がて其の古傳に本づける説ぞとなり。（宇斯の意この定なる事は。上に出せる文等にて。著明なるが中にも。此五十聯の音を集め成せしも。顯しき人草ならふ中つ代の擧ならず。最も尊き神習ふ代に。云云と云れたるは。古事記應神天皇の段なる古語に。我御世之事。能許曾神習。又青人草習乎と有るを。指含める文なるを以て。いと顯露なる事なり。）然れば五十聯の音の圖説ともに。輕島の宮の御世よりと云ふ説は。舊く彼の家に傳はれる古説也けり。然るに其の語意考に出されたる。五十聯の音圖を見れば。於袁の所屬も違ひ。竪横の次第も何も。世に有ふる音圖と同じき故に。生賢しき倫ひは。荷田の家に其の古説の有りつと云れし説を。誣言の如く論へる有り。（そは第四の卷にあぐる。村田の春海が。五十音辨誤といふ物など是なり。）然れど此は。宇斯の自序に因りて稽ふるに。彼の家に舊く。當昔の音圖に。其の説の副ひて傳はりしが。其の圖は破損ねて少か殘り。説のみ全く存けるを。圖は差知れたる事と。舊き韻鏡。また正濫抄などに出たる圖を以て補ひて。其の古説を合

せたる物と見れば。聊かも疑ふべき節なく。輕島の宮の御世より。有りしてふ說にも難なくなむ。（其は元より其の古圖の無らむには。其の活用を諭せる古說の有べき由なきを。其の說の有りし上は。其の古圖の有けむこと。今殊に論ふまでも非ず其の圖の破れ損ねて殘れる事は。序文に。百足らず五十聯の音のあと。少か有るを取りて。と有るにて著し。其は僅に五十字の圖なるを全く無らむには。少か有りとは云るまじく。全く存なむにも。少か有りと云はるまじき謂なれば。破れ損ねたる圖なりしこと論ひなし。）但し板本の語意なる。鈴の屋の宇斯の序に。此の語意といふ書はしも。說ごとの善き惡きを見む人の心なれば。いかゞ有らむ。縣居の老翁のなる事は。詳なる物ぞとて。都に贊たる詞の無きは。何なる事にか。縣居の書にして。鈴の屋の序あるは。唯是の語意のみなるに。一言の贊辭も無きは。其の遺憾少からず將心得がたき事にこそ。（然れば此の語意考の趣き。鈴の屋の宇斯は。信られざるかと思ふに。其の旨を敷延せられし說ども。古事記傳。漢字三音考を始め。

諸書に見えたり。若くは其の板本の。錯亂多かるを。彫竟て後に持來て。序を乞しかば。止ことを得ず。物せられし故なるか。然らば其由を云はるべきに。然もなきは。左に右に心得がたし。此事はやく。同じ學びの朋友等とも語相けるに。稻荷山の祝が家に。五十音の古說を。傳へたりと有るが信られぬ事なれば。稱贊の詞を書れざりけむと云へり。然ては荷田の家に傳はる古說と云ふを。心の底ひ信なふ者も。また唯篤胤一人なるか。）よし然も有らば有れ。其の活機の古說。これ動きなき事なれば。今し其の說に本づき。自序に。是が上を全くせむ事は。墨江の大神の幸々と言を遺して。後を期れたる。宇斯の志しを紹て。音韻の起る原を索めて。有ゆる古言の本義を。釋明さむと欲るに。彼の老子の語にも。夫代大匠斲者。希不傷其手矣と云へるを。其大匠たる宇斯だにも。猶をぢ無きか。此はしも思ひかね難きこと多かり。と云はれたる擧をし。吾には爭でと。進退るれど。其の學びの眞子として。然しも竄ひ在べくも非ねば。「墨江の神の幸ひを仰ぎつ

つ學びの祖の功竟てまし」と。强ひて利心。ふり起してなむ。(但し如此しも思ひ設たりしは。年よめば。既く三十とせ餘りの昔なりしが。其の頃すでに種々の。容易からぬ事等に。志ざせる事おほく。其はみな佗の。心とせざる筋にて。此は我をおきて誰かはせむと。自任けて在つれば。語譯の事とて。殊に取り立て物すとは無れど古言のいかに多かりとも。必ず綱と目との別なくて叶はず。然れば如此ざまに言を疊みて。如此ざまに釋てむに。千萬言の本義を網羅して。說盡さるべき物をと思ひ寄りて在りつれば。近く相識れる古學の人々の語譯にいそしみ居る倫ひには。己が思ふ旨を語りて云ひ勸むれど。實に然る事と項づきつゝ其の趣きに從る人なきは。己がじゝ思ひ得つる事ならねば。熟くも其の旨の得られぬ故にや。誰も同じさまに。綱なく絕亂れたる。網目の。風に吹散たるを。そこはかと索むる如く。百千ぢの書の中より。一言二言と。希しげに拾ひ出つゝ。勞き居るめり。また秋の野に散かふ草木の葉の。千草萬木吹交れるを。此は某 草の葉。これは某の木の葉と見分も知らで。拾ひ集むる趣にも見えて。旁いたし。故今はも。止ことを得ず。また更にかく思ひ起せる擧になも。然は有れ。己今まで。然る筋の事には疎くのみ過せしかば。少か負氣なき心地のせらるゝを。爭で其の手を傷はざらむ由もがな。)

○五十音古圖記第二

五十聯音は。語意に。伊都良能古惠と訓むと有り。是れも古傳の訓なるか。抑 是の五十聯の音はも。上の件語意の說の如く。天地自然の聲音なれば。天地を鎔造し給へる神の大御言に。素より然る定格ありて。其の言靈の幸をし。次々に傳へし故に。最上古には。殊に其の圖を模して。示し誨ふる迄もなく。天の益人ら皆知らず識らず。其の言語に。其の道自然に備はりて。少かも誤まる節なも無りける。(此は前條に出せる縣居の宇斯の說に本づき。且つ鈴屋の宇斯の字音假字用格また地名字音轉用例などに。云ひ誨されし如く。奈良の御世に定め給ひし。地名の用字。また引聲などの字の。天地自然の音韵の。定格に符ざるは。一とつも無

きを其より上つ代に推及ぼして。かくは云ふなり）さて其の上つ代に。音圖こそ未制らね。其音の數に合たる。神字の五十ぢ有りしこと。日文傳に述る如くなれば。其音を類聚して。圖に作れるは。其實にも其の古説の如く。應神天皇の御世にて。此は赤縣籍を讀しめ給ふ時に。彼の邦の字音を。此方に正しく傳へむ爲に作れるが。其の創草にぞ有けむ。然惟ふ事の由は。師説の漢字三音考に。まづ皇國の聲音の純正にして。萬國の聲音の溷雜なる由を論じ定め。然て皇國にして。漢字音ありし始を論はれたる趣きにても知るゝ事なり。（凡て音韵言語の學に志ある者は。まづ此の三音考を讀こと數十回。一句も滯ること無く。融會貫通して。然して後に。始めて此の學の閫奥を語るに至らむ。）そは其説に。皇國と外國と。自然の音韵言語の甚異なること上の件の如し。然るに輕島の明宮に天の下しろし看せる。應神天皇の御世に。百濟の國より。阿直といひ。和邇と云ひし二人の博士を渡し奉り。また論語などの漢籍をも貢獻せる。是大御國に漢字漢籍の參入れる始めなり。（是に異説ありて。漢字漢籍は。神武天皇以前より既く。これ有つらむとも云めれども。其は日本紀の書躰などを看て。ゆくり無く然思へるものなり。日本紀の文の事は種々論あり。余が古史傳に委く論ずるが如し。また漢の武帝が時に。始て倭國より通ずと云こと。彼の國の書に見えたるに依りて。其の頃よりや。文字も渡り來つらむ。と云人もあれど。此も非なり。別に其の論も有れども。此には省けり。）かくて皇子宇治若郎子。かの二人を師として。始めて其漢籍を讀たまひて。皆能く通達たまひしこと。正史に見えたり。抑漢字の音を知らでは。漢籍は讀こと能はずまた此方にては。訓なくては其の文義を解ること能はざる事なり。（其は譬へば論語を讀まむに。首に論語卷之一とある論語。學而第一とある學而。子曰とある子の字など。皆必ず音讀にすべければ。其の音を知らでは讀こと能はず。然て學而時習レ之は訓に讀む。但し是はガクシテジシフス。と音にも讀べけれど。亦不レ樂乎などは。必ず訓に讀ずは有べからざれば訓も無て叶はず。たとひ音に讀とも。學はマナ

習ブなり。而はテの意なり。時はヨリ〳〵なり。習はナラフなりと樣に知らざれば。其義通ぜず。如此くに知るは即ち訓なり。さて今訓と云るは。漢字に皇國言を當たるを云なり。凡て訓とは。字につきてこそ云べき稱なれ。世に皇國言を打任せて。訓と云ふは非なり。)然るに彼の皇子の。然ばかり善く了達し給ひて。同じ御世に。高麗の國王より使を奉遣せし時に。其表を讀給ふに。無禮なる詞の有しに依りて。其の使を責給ひし事なども見えたれば。當時既に此方にて讀べき。音も訓も定まれしなり。若音訓なくば。爭でか善讀で。其表文の無禮なるを。辨へ知り給ふばかりには了解たまはむ。(然るを或說に。そのかみ王仁が始めて教へ奉りしは。漢國の讀法の如くにて。未だ和讀の法は有べからず。と云へるは非なり。此の方の人は。いか程よく學問しても。訓讀ならでは義理通せず。近世儒者の說に。よく漢籍に熟し。唐音に達しぬれば。訓讀によらず。彼の國の法の如く。直讀にしても。能く通曉すと云は。甚虛妄の言なりたとひ口には直讀しても。心には訓讀せざれば義通ぜず。人には右の如く敎ふる者も。實には自も訓讀の法に依ざる事を得ず。と知るべし。)また履中天皇の御世には。諸國に史を置て。言と事とを記さしめ給ひしこと見えたり。如此く漢字を用ひて。此の方の言事を記すに至りては。愈其の音も訓も定まらでは能し難き事なり。(此方の事を記すに。地名などは更にも云ず。鳥獸草木萬つの物の名。其の外も。當べき漢字の詳に知れざるをば。假字に書ざる事を得ず。遙の後。奈良の頃の書にすら。漢名の詳ならざるをば。假字に書るが多ければ。況て上古は推量るべし。)さて古への假字は。謂ゆる萬葉假字にて。阿伊宇延於などの如く書て。皆音を用ひたり。然れば是れにても。初めより字音の定まりし事を知べし。假字定まらでは事は記し難く。字音定まらでは假字は定めがたし。(但し假字に。止女井などの如く訓を用ふるは。奈良の末つ方よりや丶始まりて。其の古へは更になき事なり。日本紀に訓なるが。二つ三つ交れるは。皆後の誤寫なり。)扨また訓定まらでは。愈事事は記し難し。譬へばアッシ。サムシと云ふこと

を記さむと為るに。アツキは暑の字。サムキは寒の字と知で記す。かくの如く知ることは。此の字に其訓ある故なり。若訓なくては。云々は某の字と云ふこと知れざれば。記す事能はず。然るを或說に。吉備の大臣和訓を作り。和讀の法を始むと云るは。上の件の事理をよく考へざる。孟浪の說なり。此の大臣より先に。此の方の事を。漢文にて記せる。古書どもの有るをば。何とか解せむ。また此方にても。古書は多く漢文の法に書るに。文字の錯置の多きは。これ訓によりて作れる故なり。若いまだ訓讀の法あらずして。唯漢國の直讀の法によりて。其の意を得て書むには。錯置はなき理なり。)然れば皇國にして漢籍を讀み。また其の字を用ふる。音も訓も。かの若郎子王に。始めて教へ奉りし時より。定まり在しこと疑なし。然て其の時に用ひられし字音は。漢國の音のまゝ也けるか。皇朝にて別に改め定られたるか。今明かに知り難けれども。事理を以て考ふるに。皇國と外國とは。人の聲音いたく異にして相似ざれば。當時漢國の音を。その隨に取用ひむと爲とも。容易く學び得べきに非ず。(同國同鄉の人も。男子は男子の音。婦人は婦人の音。兒童は兒童の音。老人は老人の音。みな異なる所ありて。互に容易くまねび得がたきが如く。各國の音も然なり。されば漢人の音を。皇國人のまねぶも。大體こそあらめ。其の眞は得がたき事なり。譬へば鶯の聲を。ホヽオケキヨオとまではまねべども。實には鶯の聲は。人の然云ふとは大きに異なるが如し。)また縱學び得たりとも。其の侏離不正の音。さらに其儘に取用ふべき者に非ず。然れば其の時の字音。必ず彼の國のまゝには有べからず。或は拗音を直音につゞめ。或は通音に轉じ。或は鼻聲を口聲に移し。或は急擊る韵を舒緩に改めなど。凡て鄙俚の甚しき者をば除き去て。皇國の自然の音に近く協へて。新に定められたる者なり。(然れば字音は。皇國の語音に似たるを以て正しとし。少にても。漢國の音に似たるを不正とすべし。然るに人みな此の義を辨へずして。此方の字音の彼の國の音に似ざるを以て。訛舛の音とのみ思ふは。深く考へざる非事なり。然て拗を直につゞめ。鄙俚なるを

轉じなどしたる例。字音假字用格に出せるが如し。凡て此方の字音には。今の唐音の如く。甚鄙俚なる音は。一つも廁らざるを以て。殊更に改め定めたる者なる事を曉るべし。)さて當時字音を撰定せしは。何れの人にか有けむと云ふに。必ず彼の皇子に。典籍を敎へ奉りし阿直和邇などなるべし。皇朝の賢き人等と共に相議りて。彼の國の音韵の旨にも背かず。此間の音にも甚遠からぬ。宜しき程を考へて。撰び定め。諸字の訓を定めしも。亦此の如くにぞ有けむ。(また彼の御世などには。唐國人の參入りて留まり居たるも。此れ彼れと有つれば。其の人等なども。共に相議りし事も有べし。凡て然る細なる事どもまでは。今詳に知べきに非れども事の趣をよく考ふるに。必ず然るべき者なり。當時新に渡り參入來つる書籍を。讀み初めけむ時のさまを。熟く思ひやるべし。)いまだ形をだに。見たる事も無りけむ文字の。假にも其の讀音を。一々に識むこと。甚容易なるまじければ。何にも此の方の人の口に誦易く學び易くして。然も唐國の音韵の旨を失はぬ狀を。撰ばずば有べからず。是また甚た容易ならぬ事なれば。必ず此れ彼れと相議りて。深く考へずば。定め得べきに非るをやと有り。(然て此の次に。其の時に初めて定まりし字音は。必ず吳音なるべし。其の故は。昔より書典を讀むには。漢音を用ひつれども。常に口語に呼ぶことには。漢音を用ひつるは。最々罕にして。諸の物の名。或は官名。其の餘の名稱なども。皆吳音にのみ呼び來れりとて。其の由を委く論じ。然して後に。漢音の定まれる事を論はれたり。實にさる事とは通ゆれども。然のみは思ひ決め難き事あり。下に論ふを見るべし。)上の件の師說。皆誠に然る事なるに就て。なほ其事理をおし攷ふるに。然しも漢字の音を定めむ事は。まづ此方に。音韻一定の規格無くては。定め難き事なれば。五十の正音は更なり。其の延約通略などの自然の格も。神の御世より。失ふ事なく。言繼ひ來ぬるを。當時漢字の音と合すと爲ては。皇國人の中にも賢きが。殊更に其の趣きを研究して。彼の日文の音圖を造れるぞ初には有けむ。(然るは音圖の龜鑑まづ定まらず。彼方の人此方の人。たゞ口に呼

ふ聲のみを聞相ひて。比校せむには。彼方。此方。いたく音韻の相違あれば。謂ゆる水に數かく譬への如く。また雲を攫むと謂ふが如く。取とむる法なくて。常住不變の音に。定むべき由の無ればなり。）抑皇國人の言語ふ正雅の聲の。有りの盡く數へ集めて。まづ其の無音の聲の元を索むれば。字の聲に定まり。開聲の始めを攷ふれば。阿の聲に極まり。其の聲の類を攷ふれば。此の行の五聲に定まり。其五聲の次第を攷ふれば。阿伊宇衣於に極まるを。是の行に効ひて。餘りの四十五聲の。類を聚め。横韵を齊へて聯ねむに。誰人の爲たらむも。大抵同じ樣なるべく。實には然しも難からぬ事なり。（然るに。今なほ是の圖を。悉曇などに習はずは。作得まじき物のごと云ふ人あるは。なほ異國を揚げて。我が古を陋しむる僻の。止ざるになむ有ける。）然は有れど。其は音韻正しき皇國人こそ有れ。彼の蕃人はも。其の聲素より。拗音おほく。然る單聲の音韻を。齊へ得まじき道理なれば。今斷じて。其音圖の出來し初めは是の時にて。其は皇國の人の。創造なりとは按ひ定めつ。

（然れば語意考に。荷田の家に。舊き五十聯音のあと。少か有りしと云れしは。輕島の宮の御世よりの傳說なり。と有るを思ふに。當昔の音圖の模しの。殘缺なりしも亦知べからず。）さて其の對音の初め。何樣にして定めたりと云ふこと。今知べきには非ざれども。是また事理をもて考ふるに。彼の音圖の出來ては。延約の義すでに諦なれば。此を規格として。蕃人らに。其の音どもを。逐一に呼しめ試みて。まづ五十音に用ふる假字を。正しけむこと言まくも更なり。（上に擧たる師說に。或は拗音を直音につゞめ。或は通音に轉じ。或は鼻聲を口聲に移し。或は緊聚る韵を。舒緩に改めなど。凡て鄙俚の甚しき者をば除き去て。皇國の自然の音に近く協へて。新に定められし者なり。と有るをも思ふべし。）今其の趣を阿行にて云むに彼の阿伊宇衣於の五字。こゝの直音に依りて。正せる故にこそ。アイウエオに用ひらるれ。其漢吳の原音は。さる直言に非ず。元より開合の故ありて。開には阿。伊。宇。衣。於と樣に云ひ。合には阿。伊。宇。衣。於と樣に云ふ。赤縣人の聲音。すべ

て。斯の如き拗音なるに。況て漢呉の方音別なれば。其をまづ此方の直音に約めて字音を定め。然して後に。我がアイウエオの假字には用ひしなり。加行以下の九行も是れに準へて知べし。(今其例を少か云むに。ア行に用ふる阿は。漢音呉音共に。其原音はイヤなれば。アと切り。伊は漢音エイ。呉音アイなれば。共にイと切り。宇は漢音ヰユにてウ。呉音はヰヨにて。ヲと切れば漢を用ひ。加伎久祁古は。漢の原音。キア。ケイ。キウ。ケイ。キヨ。呉の原音。キヤ。カイ。キユ。カイ。キユにて。上三音は。漢呉共にカキクと切れば。第四のケイカイは。共にキと切りて。ケとは成らず故漢音ケイのイを省きてケに用ひ。第五のキヨ。キユは。呉音のキユはクと切れば。漢音のキヨを切めてコに用ひたり。五十音の眞假字みな是例にて。漢呉の音相ひ交れり。然れど呉音は多く。漢音は少なし。三音考に。此の時に始めて定まりし字音は。必ず呉音なるべしと謂ふ條に。古書の假字にも。呉音のみ取て。漢音を取れるはいと少し。帝をテ。禮をレ。西をセに用ひたる類は。漢音のテイ。レイ。セイなどを取れるには非ず。呉音のタイ。ライ。イサにて。愛をエ。開をケ。米をメに用ひたると同格なりと有れど。帝禮西は漢音の省き愛は漢音アイ。呉音エイ。開は漢音カイ。呉音ケイなれば。共に呉音を省き用ひ。米は漢音メイ。ベイ。呉音マイなれば。メに用ふるは。漢音メイの省音とこそ思はるれ。)さて如此して。五十音の漢字對譯すでに定まりて後に。こを衍して。五々二千五百音を造りて對音せむに。漢呉の音譯は更なり。其餘いかに。溷雜鄙俚の音韻あるとも。天下の聲音を竭して。網羅せらるゝ擧にし有れば。當時は賢人。必ず然してこそ。字音を定め給ひ在けむ。(其の人は誰と云ふこと。今知べきには非ざれども。宇治の稚郎子の王。かの阿直岐王仁の二人を師として。諸典籍を習ひ給へるが。莫不通達と見え。高麗王が表を讀みて。無禮を責めて。其表を破り給ひしなどを按ひ合するに。此の皇子その宗裁として。定め給へる事ならむも知べからず。但しこは元より試みに謂ふ說ぞ。後の人なほ熟く考ふべし。)若狹人本崎幸敦と云へるが皇國

韵鏡といふ物に。語意考の説は知るや知ずや。三音考の説をば知たる趣にて。五十音圖の初めは。何れの時と云ふこと。其傳なき事ながら。應神天皇の御世に來朝せし。王仁。阿直岐らが。大命を奉りて。皇國の語音と。漢土の字音とを考へ合せて。制作ありし事と推量らる。此の時節は。彼の國にても。己か國の音韵だに。少か其の事の議に及ぶ頃なるに。如此めでき音韵の奥義を究め。萬世に傳へしこと。不思議なりと云へるは。一と通り然る言ながら。決めて其の今來人らの制作には非じかし。(然るは輕島の宮の御世頃は。かの國にては。魏晉にわたる時代にて。魏の李登と云へるが聲類。晉の呂靜と云へるが韻集と云ふものなど。且且記し出たる時なれど。頗ぶる學才ありし魏主すら。反語と云ふことを解せず。怪異なる事に思へる由なれば。彼の大御世に參來し百濟人などの。嘗ても反切などを知れる時に非ざるに。況て彼の國聲を。漢音といひ吳音と云へども。上に云ふ如く。其の原音は多く拗音にて。此方の人の如く。五十音を。正單音に呼こと能はねば。たとひ阿行の五聲を呼とも。アイウエオとは聞えず。また其を元より不正なりとも知ざること。此皇國内にても。都に遠き邊鄙の人の。其の方音の不正なりとは知ざる如く。論語を敎ふるにも。漢音にては論語卷之一といひ。吳音にては。論語卷之一とやうに讀みて在めれば。爭でかも。此の方の正單音を聯ねて。其の方音を正し得むやも。此方の人まづ。我が正聲の音圖を制りて。其をもて。彼が方音を正し改めたること疑ひなし。深く其の事理を思ふべし。)さて彼の荷田の家に傳はれる圖は。其古説の添たる上は。當昔の古圖にて。伊以韋。宇于。延曳惠。於袁十音の位置も正し在けむを。破失せて。其のあと少か存しは。甚惜き事なるが。今慇懃に按ふに。略本和名抄の始に出されたる音圖決めて其の古圖の類なるべく所思るなり。(予が謂ゆる略本和名抄は。五卷にて。板本二十卷の和名抄なる。羅浮散人の序に。倭名有二詳略二本一と云へる略本なり。此は下總國香取郡の人にて。己が門人なる。平山滿晴と云ふが家に持傳へたり。其元は。寛保癸亥の歳に。京都の書肆にて。

求め得たる本なりと云ふ。毎卷の末に。天文丙午ノ天。誂ㇾ某書ㇾ之と記して。筆者四人の名あり。今より三百年に。少か足らぬ古寫本にて世に謂ゆる天文本の元本なり。然るは其和名抄の卷首に出たる音圖ハ次第。左の如くにて。悉曇また韻鏡の類にも。都に合ざる横位なるを。其の自序に。或漢語抄之文。或流俗人之說。先擧ニ本文正說一各附ニ出於其注一。若ニ本文未ㇾ詳。則直擧ニ辨色立成。楊氏漢語抄。新抄本草。日本紀私記一或擧ニ類聚國史。萬葉集。三代式等所ㇾ用之假字一云々とて。其餘の漢語抄をも。廣く採たる由なると合せ考ふるに。當時漢語抄と稱せる古書あまた有りて。其は古事記の

○字切　切與ㇾ反同。同音取ニ下字一。又一行之中切。取ニ下切字一爲ニ正字一。輕重淸濁。依ニ上字一。平上去入依ニ下字一。

羅　利　留　禮　呂
摩　彌　牟　咩　毛
阿　伊　烏　衣　於
可　枳　久　計　古
左　之　須　世　楚
多　知　津　天　都
那　爾　奴　禰　乃
波　比　不　倍　保
和　爲　有　惠　遠
夜　以　由　江　與

序に。本辭また勅語の舊辭など有る類にて皇國言に。漢字を塡たる辭書なること古史徴の開題記に論へる如くなれば。然る書等に。舊く此の圖の添ひて有しを。其の隨に。まづ卷首には出され在けむ。然らでは。如此梵にも唐にも非らぬ横位の。是の五十音圖の有べき由なし。(其は梵の悉曇にては。竪位は此の圖と同じけれど。横位は。アカサタナハマヤラワの次第なり。唐の韻鑑にては。竪位詳ならねど。横位は。ハマタナカサアワヤラの次第なり。故是をもて。此の圖を。梵にも唐にも非らぬ。横位なりとは謂ふなり。)前には此を。順朝臣の。自制ならむ歟。と思へれど然には非ず。そは此の朝臣の。和名抄を撰ばれたる趣にて。皇朝の古言を精く知れる事しるく。殊に博聞强記にして。梵唐の學に卓れて在せしかば。其の自作ならむには。必ず其法に依らるべき事なり。然るに此の圖の横位。それ等と甚く異なるは。上代固有の古圖なること推て知べし。(此の朝臣の。さる才學にて在せること。羅浮散人の序に云へる如くにて。村上天皇の勅

を奉けて。後撰歌集を撰べる。謂ゆる梨壺五人の最なるが。始めて萬葉集に訓點を施し。和名抄を撰ばれし功は更なり。其の氣質の後なること。人の爲に作れる文なれど。其の語中に。雄劔在腰拔則秋霜三尺と書き。河原院の賦を作り融の大臣の奢侈を刺りて。强吳滅兮有荆棘姑蘇臺之露瀼々。暴秦衰兮無虎狼咸陽宮之烟片々と云々。國司の任を請ふこと二度なれど許されず。斯て其の詩の序に。有好學而無益者前泉州刺史順一生貧而樂道云々と。其懷を述られたるなどを以て知べし。)さて天暦の御世に至るまでの古書に。五十音圖の出たる書は。此和名抄より外に有こと無く。殊には梵にも唐にも非らぬ固有の圖なれば。其の作者はよし詳ならねも。此には本朝五十音圖の龜鑑とぞ云べき。(但し此音圖に。津江の訓なるを用ひ。烏を阿行のヲに用ひたるは。少いかゞなれど。津江は。古くよりツエに用ひ來り。烏はヲに用ふる例にて。ウの聲とするは例に違へど。誤には非ず。凡て本聲だに違はねば。字をば人々の心に書く事。古よりのならひ也けり。)かくて釋日

本紀の歌の解は。多く康保までの私記に採れる說なるに。其釋中に。母女。麻彌牟女母之五音相通而稱之。また伊工。阿伊宇江於之五音相通而稱之。また羅禮。羅利留禮呂之五音相通而釋之などあるは。皆右と同じ音圖に依りて釋る說なり。其は於を阿行に屬たるにて知べし。(なほ同書に。加與古五音相通。多與知五音相通。恭與米五音相通。など云へるも許多あり。佗書にも。於を阿行に聯ねたる文。一つ二つは有れど。其は末の卷に論らふ。村田春海が說に引出たり。)さて和名抄の成れる天暦の頃より。二百四十年計りのち。後鳥羽院天皇の。文治元年に著せる管絃音義といふ書に。五十音の一說あり。其說に。阿者開口之時。從喉正中直出詞也。故雖延其詞響永不變改然而隨緣亦生種々言詞。此阿音正身牙出時生訶詞。少動口腋生和詞。自齒正出時生娑詞。少動頷生邪詞。合脣急放生婆詞。少合脣放生摩詞。卷舌生羅詞。以舌付上齶生多詞。舌少付上齶放而自鼻內出音之生奈詞也。如此隨牙齒脣舌緣雖生種々辭唯是阿一

音隨緣生之詞。故終皆悉歸正中之時。無非常
住不變言也。乃知自阿音生訶和娑耶婆摩羅多
奈之九音。宇一音亦隨牙齒脣舌緣。生倶宇須由不
無留都奴之九音。伊一音亦隨牙齒脣舌緣生幾
爲志以比美利知仁之九音。乎一音亦隨牙齒脣舌
緣即生古於曾與保母呂土能之九音。衣一音亦

阿　宇　伊　乎　衣　隨牙齒脣舌緣。即
訶　倶　幾　古　計　生計惠世衣遍兎禮
和　宇　爲　於　惠　天禰之九音。如是
娑　須　志　曾　世　衆音。其詞雖似
耶　由　以　與　衣　不同。皆歸口中正
婆　不　比　保　遍　音畢。悉居阿宇伊
摩　無　美　母　兎　乎衣之本位。其常住
羅　留　利　呂　禮　不變音也。例初阿
多　都　知　土　天　九音可知之と有
奈　奴　仁　能　禰　り。是の説に依りて

圖を作れば斯の如し。(此の音説は。文を甚く約て引たり。詞はみな聲の字の義と通ゆ。末に于時文治元年。仲冬二十三日。北山隱倫凉金草之とあり予が見しは。群書類從の管絃の部に收たる本なり。管絃とは云へど專と笛の曲節低昂を示せる書なり。)是の竪横の位置。上の圖と合ず。たま世に有ふる圖とも異なるは。管絃の曲節に因る事にも有べけれど。阿行に乎をおき。和行に於を置たるは錯にて。樂家の譜みな是の位置なるに非ず。此は笛につきての一説なるべし。(其は師の字音假字用格に。喉音の輕重次第は。イエアオウなる由を論はれし所に。古へより傳はる樂家の譜を見るに。あ行。た行。は行。ら行等の音を用ひて。其の次第は皆右の如く。イエアオウ。チテタトツ。ヒヘハホフ。リレラロル。と定めて。物の音の低昂を象れり、是五音の位の。自然とかくの如くなる故なり。と有を思ひ合せて知べし。然れど此は。物の低昻輕重の次第こそ有れ。言語音聲の正位は。アイウエオの次第なり。思ひ混ふること勿れ。)さて是の書の音説。其の發聲の樣を云へると。阿行五音の綜韻に在りて。常住不變なる由を云へるとは。皆然る言なれど。此は於遠の所屬を錯れる前驅にして。是より後。かの明魏法師の反切義解を始め。次々に悉曇の位置に校せる誤圖ども多く出た

り。（其誤圖どもの事。また明魏法師と云ふ人の事。も。取總て四ノ巻に云ふを俟べし。）其は和名抄なるは皇國音圖の本なれど。是久しく埋れて。世に知らず成にし故に。然る圖等の出來しにて。鈴屋の宇斯その錯置を正し改め。世を過られて後に。かの古圖始めて世に出たり。是を以て宇斯はも。其古圖をば所知ざりけり。（阿波禮宇斯の世に在かりし程に。こを見られば。何に歡ばれけむと。甚口をし。然は有れどさる所屬の古圖の固有せる事は。露も知られずて。世に有ふる圖の錯りを曉り。古語の假字づかひに據りて。改正せられたるが。後にかく諦しき古圖の顯はれて。其證となりぬる事は。殘に感たき事なりけり。○因に云ふ。字音假字用格九葉の表に。もじ餘りの歌を。二首出されたる後の歌に。「ありそうみの浪間かきわけてかづくあまの。息もつきあへず物をこそおもへ。」是は句ごとに餘りて三十六字あり。其の中に。第二句のわは喉音ながら。あ行の格に非ざる故に。此の句はすこし聞にくし。其の佗の四もじは。阿行の音なり。故に多く餘りたれども。耳に立ざるは。自然の妙なり。と有る歌を。北村季吟の土佐日記抄に引たるには。浪間かきわけてを。おきつしほあひにと有り。是また師の見られば。いかに歡ばれけむ。）抑其の和名抄の音圖の。伊以。衣惠於遠の所屬の正しきを。是正しと見得つる事は。我も佗も。師のおを所屬の辨を讀たりし。恩賴に因る事なるが。尚是の圖のみに非ず佗書にも。其の所屬なるが往々見えたり。然れど其の中にて。已に引たる釋日本紀に。阿伊宇江於之五音相通と有るのみ。眞の所屬を傳へたるにて。其の餘なるは。記者のゆくり無く書たるが。偶然に合たる如く所思るなり。（其は其の書の記者等の。眞の假字用格を知ざる人々なるより。然は思はるゝにて。下に出す。村田春海が說中に引たる明月記。類字假字遣の跋に有るなどは。俗通用の如く。アイウエヲなるべきを。過りて。阿行に於を書るにやと。却りて異み思ふ類ひなり。）さて竪行の位置の異なるは。字音假字用格に引れたる。樂家の譜の伊延阿於宇。かの管絃音義の。羅留利呂禮などは更なり。顯昭法橋の古今集の注に。五音相通の

事を云ふに。カケコクャの五音。ラレロルリの五音など云へる事あり。是等みな甚異かる位置なりけり。(顯昭の是の言。また袖中抄にも出たり。其に彼のきゝれなくてふ歌の所なり。きゝれなくは。心なくと云ふ詞なり。きゝれはこゝろと同五音なり。敎長卿云。きゝれなくば。かくれなくと云ふ也。かけこくきの五音かよへる故に云々。と有る是なり。)さて如此古く。竪横次第の易れる音圖の數有りしは。皆悉曇には質らぬ物にて。中にも和名抄なるは。横十行の次第こそ。能くも調はね。喉音三行の所屬は更なり。竪行の位置も正しく。記者かつ古語を傳へし人なれば。此を皇國音圖の龜鑑と定め。また然る古圖どもの有るに就ても。荷田の家に。其の古說を傳來せる事をし。余は甚尊くそ所思ゆる。(其は上の件の如く。異なる音圖の種々有りしは。古人の某某に。私用に作り設たるが。世に數多有ける中の一圖を傳へたる物なるべく所按ればなり。)

○五十音圖訂正第三

上の件五十聯の音の古圖ども。其の竪横の位置みな一と樣ならぬを。世にこそ集めて其可否を論じ。かつ訂正を加へたる說の無きは。其の竪横の音韻だに差はねば。位置の次第はいかに在とも。反切の理に差支なき故にも有べけれど。其は反切こそ有れ。古語本辭を釋むと欲るには。其竪横の音韻は元より。位置の訂正また專要の事なり。斯て今の世に弘く用ふる所の竪行。アイウエオ。横行アカサタナハマヤラワの圖は。前後の條に論ふ如く。悉曇章に依れる圖にて。梵語の上には隨分に宜しけれど。皇國本辭の龜鑑と爲すには。良行を第九。位に置こと尙宜しからず。故れ今は其を訂正して。第十位と定めたり。其の圖說此に著すを見て知るべし。(但し此の音圖。すでに再訂せる神字日文傳にも出せるが。彼の書に釋たる。母韻ト丨丅丄父聲○ᄀ∧ᄂᄂ∨ロエ○コの說等を合せ考へ。彼此相發して。其精義を索むべきなり。)五十聯音の經緯の次第を立れば。必ず斯の如くなる事の由は。神字日文傳に既に論へれど。此にも其の大略また餘意をも述むに。阿行の第一に在べきは。素なる

五十音訂正圖

	コ ル	ㅇ ウ	工 ユ	ㅁ ム	V フ	ㄴ ヌ	ㄷ ツ	ㅅ ス	ㄱ ク	ㅇ ウ		
天	コㅏ	아	工ㅏ	마	Vㅏ	나	다	사	가	아	ㅏ ア	初
津	良	和	夜	麻	波	那	多	佐	加	阿	非唯	宮
國	初總	初稚	初壯	初滿	初含	初成	初立	初進	初極	初指	聲韻	開
天	コㅣ	이	工ㅣ	미	Vㅣ	니	디	시	기	이	ㅣ イ	體
八	理	韋	以	美	比	爾	知	志	伎	伊	非唯	徵
衢	定總	定稚	定壯	定滿	定含	定成	定立	定進	定極	體定	聲韻	啓
顯	コㅜ	우	工ㅜ	무	Vㅜ	누	두	수	구	우	ㅜ ウ	用
	流	于	由	牟	布	奴	都	須	久	宇	非唯	角
國	用總	用稚	用壯	用滿	用含	用成	用立	用進	用極	用動	聲韻	合
泉	コㅓ	어	工ㅓ	머	Vㅓ	너	더	서	거	어	ㅓ エ	令
平	禮	惠	曳	米	閉	禰	氐	世	祁	延	非唯	商
坂	令總	令稚	令壯	令滿	令含	令成	令立	令進	令極	令押	聲韻	拓
泉	コㅗ	오	工ㅗ	모	Vㅗ	노	도	소	고	오	ㅗ オ	助
津	呂	袁	余	毛	保	能	登	曾	古	於	非唯	羽
國	終總	終稚	終壯	終滿	終含	終成	終立	終進	終極	助終	聲韻	振
	弄舌音	稚喉音	壯喉音	脣外重	脣內輕	舌柔鼻兼	舌剛音純	顎柔舌兼	顎剛音純	成喉音	八緯行同韻相通	八經行五音相通

が。此は天地初發に時の有趣を一通り云では。其の義を竭し難き事なれば先其の事より云べし。柳世の初め。天皇祖神の產靈に資りて。大虛に会易混沌たる一の物生出たるが、其の物二つに分れて、其の輕淸りし物は上に萌騰りて。高天日の御國と成り。其重濁れる物は。下に凝結びて此宇都志國と成れるが、其根にまた別に一の物成りて此も斷離れて、月豫美國と成り、然して國土より天に昇る道を、天の八衢と云ひ。國土より豫美國に降る道を。泉津平坂とぞ云ける。是天地の初發の大凡なり。(委くは師の古事記傳、及び三大考。また予が古史傳、及び玉能眞柱の書などを見て知るべし。)然るに奇靈なるかも。五十音の阿行をはじめ。其の餘の九行も其の竪は。此道理にいと熟く符ひてぞ有ける。其は。人の音聲の。起り出る原より稽ふるに。我人共に、母の胎内に在る間は。其の氣息を。臍帶より受るまでにて呼吸なく。呼吸なき故に。聲なきは素なれど、其は外に聞ゆる音こそ無けれ、竟に初聲を揚べきは。身體の中府に根ざして。喉口の間に含み持たり。此は我人の祖先。始めて神の產靈を分賜りしより。今に相續し來れる物にて。神眞の道に。靈根元氣と稱する是なり。(身體の中府とは。職員令神祇官の文に、鎭魂とある義解に。言招離遊之運魂、鎭身躰之中府、故曰鎭魂。とある是なり。臍底を中として。臍上より。謂ゆる丹田の邊を指せると心得べし。玄家これを養ふに法あり。眞一の道と云ふ。皇朝にて行はせ給ふ。鎭魂祭と申すも是に同じ。委くは別に考記せる物あり。)是乃つひに云とも字とも響き出る聲にて。諸聲これより分り出れば。聲の本には有なれど。人胎内に在りて。其聲いまだ出ざる間はかの天地と分るべき一物の。混沌れて牙を含み在しと。全同じ趣きなり。(但し此は。聲韻の發り出る始めを語る事なる故に。まづ胎内なる時の趣もて云ふなれど。成人の上に言語ふ趣。また此に同じ。然るは今既に此の書を著はさむと將るに。此事はかくや說てむ。彼事は云々言ひてむと。口を結び頭を傾けて惟ひ寄する。其しか云てむ。かく說てむと思ふ。其のむてふ聲ぞ。此の後いかに說もて行くもえ知らぬ間の。外に聞ゆる事なき。宇の聲の初め

なりける。此は書を著はす上の事のみに非ず。常に人と物言ふも。誰にまれ如此ぞ有べき。是の謂をも思ふべきなり。)然るを古今の誰やし人も。五十音の事をいふに。阿の聲を初の音と云ざる者なきは梵說の謂ゆる。阿字本不生。といふ說に惑へる者なり。(其は契沖の和字正濫抄に。大日經に。本不生故。阿字現形と云へり。阿は口を開く最初の聲にて。微隱に。喉內に常にありて。わざと云ざれども。息の出入に隨ふ故に。經に。有情及び非情。阿字第一命と說たるは此故なり。韻に有ながら亦聲にて。竪にイウエヲを生じ。横にカサタナハマヤラワを生ず。惣じては。一切の聲の最初にて。一家の高祖の如し。梵文の諸字をかくに。筆を下すに最初の一點。みな阿なれば。諸字諸音の種子なりと云ひ。谷川氏も同說にて。阿は一切聲韻の本源。言語の根基なり。大日經の疏に。若無阿聲在即不開口亦自無有聲とも。阿字遍一切字若无阿字則字不成。とも見えたり。と云へるなど。乃ち是說なり)抑阿は開音の初めにこそ有れ。音韻の根本には非ず。其の由は何と云ふに。人恒に口を開きて在るものに非ず。唇を合せ。

口を閉るが常なるを。其閉たる內に。自然に宇聲を含むこと。上に云ふが如し。(契沖が說に。凡そ人の物云むとする時に。喉の內に風あり。此の風外の風を引きて。丹田に下りて。聲を起す。喉內。舌內。唇內の所轉によりて。種々の音聲ありと云へども。其聲五十音に過ず。一條の息。僅なるに似たれど。壽命これに係れり。心と壽命とを全くして起る言語なり。と云へるは。粗其の意を得たる說にて。其の喉內に風ありと云へるは。やがて予が云ふ內に含める宇の元つ聲にて。實には是ぞ宇字本不生。と云ふべき聲なるを。梵說によりて。此を阿聲と思へる趣なるは。最惜き事にこそ。)是諸聲の分り出づべき元つ聲なるが故に。嬰兒の生れて初聲を揚るに。其の音宇阿々と聞ゆめり。此は是の世の風の始めて鼻より入れるに。彼の中府の元氣忽に發動し。口を開きて阿の聲を出すに。其包胎のほど。久しく含畜たりし宇の聲の去あへず。首に冠ひて。宇阿々と稚く聞ゆるにぞ有ける。(世に赤子の初聲を。ヲギャアと啼くと云めるは。聲の譯しの陋しきなり。)凡て物の聲をうつし聞くに。其の人々の意々に。凡にも精くも聞取る

ものなること。鶯の囀聲を。神世の人はホヽキと聞たりと見えて。法吉鳥と名けしを。後には歌にもうぐひすと啼くと云ひ。杜鵑の啼くを。ホトトギと名告ると聞しを。今はホゾンカケタと鳴く。と云ふ類のかはり有れど稚子の啼聲は。和訓栞に。紫式部日記を引て。あゝと見えたりと云るぞ。隨しからぬ聞成しなる。然れどあゝと許にては。力よわきを。生れ強き兒ほど。宇阿々と引きて。剛に啼出る物なり。)さて此初聲の宇阿。二つに分れて。阿となり宇と成ぬるは。開合の聲の別るゝ始にて。阿の聲に居て廣く開き。宇の聲の中に合音なるが。彼の混沌たりし一の物の。輕く清めるは天となり。重く濁れるは地と成れるに同じ理にて。阿の聲の用は。天に比ぶべく。宇の聲の用は。地に比ぶべき事どもあり。(阿の聲の用とは。初段の阿より良に至る十聲の。みな指初むる音なるが。天の用に似たるを云ひ。宇聲の用とは。第三段の宇より流に至る十聲のみな動き用ふる音なるが地の用に似たるを云ふなり。)かくて於聲また宇より分れたり。其は何を以て云なれば。彼の天地の基まづ成りて。地の根底に。月豫見の國生りて。

大地に伴ふ趣と。於の聲の第五段に在ると。同じきを以て是を知る。然て阿於の二聲すでに生じて次にまた。宇より伊の聲と延の聲とを生せり。其は天地泉の三つ生りて。後に天衢あり。泉坂あるを惟ひ。かつ伊の定體音にて上に居り。延の押合音にて。下に居るを以て準へ知れり。(契沖の正監抄に。右五音の成れる次第を論じて云はく。阿は一切の聲の初めにて。梵本の阿字は。本不生の義あり。いはあの聲舌に觸れて。轉じたる聲なり。梵文に。伊の字を根本の義といふ故は。草木の種を蒔て。それより初めて根を生ずる如く。阿の聲初めて轉ずる故なり。そは脣に觸れて轉ず。えはいより生ずえといふ時。舌に觸れて。最初に隱微なるいの音そひて。いえと云はる。をはうより生ずる故に。初に隱微なるうの音そひて。脣にぬれてうをと云はる。此の二字も。功を初にゆつれば。阿より生ずるなりと云ひ。谷川氏この說に從りて。其和訓栞に。凡そ一より二三を生じ。二より四を生じ。三より五を生ずる故に。五音相通の内に。第二位と第四位との音はわけて通じやすし。と云へるは。共に五音の位の。天地初發の道理に。幽

契して立たる旨を。心著ざりし故なり。えといふ最初に。隱微なるいの音そひていえと云るゝは。夜行のえ。また出る初めに。うおと云はるゝは。和行のをにこそ有れ。阿行のえおあに然る拗音ならむやも。）然れば竪音の成れる次第は。宇阿於伊延なるを。阿伊宇延於と次第せるは。天地泉の事を。成し竟ませる神等の。その神態に幽契して。自然に立たる位次なるが。其の音韻の活用。はた其の大神たちの、惟神なる御言語に始まれること疑なし（其は鈴屋の翁の。旣く敎示されたる如く。世に有ゆる自然の事ども。すべて神世の故實に幽契せざる事の無ればなり。）また縱强ひて。此は神世に作りたる事に非ず。天竺の悉曇章に効へる也と云むも。彼の悉曇の法。また其の元は。我が天つ神の。彼にも授け給ひし法なるが故に自然に符合せむは。然も有べき事なり。（然るは天地泉の初發の古傳。皇國ばかり精きは無く。彼の國には。たゞ其片端のみ訛り傳はれるを。五聲のついで諦に我が古傳の旨に符ひ。かつ彼の邦の古傳に。其の悉曇法を傳へたる天神を。梵天王とも。梵天子とも云へるが。其は我が神典なる天神等なること。日文傳にも。旣に云へる如くなればなり。）かつ此の次第の。天地初發の古傳に幽契して。其の五聲の活機の隨に立たる趣き。絕て人の才覺に定め得べき事に非ねは。其圖はよし後世に畫たりとも。世の初より神の御語の。惟神なる定格の隨に模せるが故に。素より自然に天地初發の道理に符へりと謂ふに難なくこそ。（古言梯の藤原宇萬伎が序に。縣居の大人の意を述、此のことばの祖ちふ物を尋ぬれば。五十連の聲になも有る。是ぞこの天地の開け初まりにける時。たま幸はふ皇神のみことの。御口より詔ひ始めしを。天の益人。高山の高々に傳へ。海の浪のしき〳〵に唱へ來れるもの也ける。と云へる所の。村田春海が標記に。五十音を。皇神の御口より詔ひ初め給へりと云こと。古書に然るよし見えねば。迹なし言なり。古へを學ぶ人。かゝる浮たる言は云まじき事なりと云へるは。然る言の如くも聞ゆれど。宇萬伎が心。世にある五十音と云ふ物を。皇神の御口より。都々夫々と詔ひ傳へ給ひしと云ふには非ず。其の

詔ひし御言の音のかぎりを集むれば。五十音にて有けり。と推量り云へるにて。此は發端に引出たる。縣居の大人の心を承たる說なり。古學に深く心を用ひむに、然はかりの斷見なくて有むやも。此は春海がたぐひ。生漢意ならむ者の。伺ひ知べき事には非らず）さて經行の位置を。かく攷へ定めて後に。其の緯行を論はむに。上に出せる和名抄。また管絃音義の二圖共に。其位置いと亂雜にして用ひ難し。世に普く用ふる圖は。悉曇に因れる物にて宜けれど。其尙夜良和と次第たるは宜しからず。故是は韵鏡の字母に。影喩來とて。夜和良の次第なるを用ふべし。然るは阿行は。成喉音にして。諸聲の最尊なるが。語の下に在ることなく。第一行に在りて初めを知り。良行は。舌末の音にして。諸聲の最卑なるが。語の上に在ること無く。終りを統る音なるは。諸行の最末に在べき道理なればなり。（仍是事は。五十音義解の條の發端。また良行の所にも論ふを見るべし。）さて此訂正圖の其の發端に。初體用令助の五字を標せるは。語意考に出されたる古說に因り。宮徵角商羽の五字は。

赤縣にて。舊く阿行の五聲を稱する名にて。語譯には。然まで用なき事なれど韻鏡の書類は更なり。契沖の圖にも出し。かつ樂曲の事を述るなどに用ゆる事も有れば。今の音圖にもこれを標せり。（其の名の義は、近く前漢の律志に。五聲者宮徵角商羽也。角觸也物觸地而出。戴芒角也。徵祉也。物盛大而緐祉也。商章也。物成就可章度也。羽宇也。物聚臧宇覆之也。宮中也。居中央暢四方。唱始施生爲四聲綱。夫聲中於宮觸於角。祉於徵章於商宇於羽。故四聲爲宮紀也。とあるにて其の大凡を知べし。）また開啓合拓撮の五字を標せる由は。阿伊宇延於の五音を概して云ときは。宇をのみ合音とし、阿伊延於を、共に開音と云ふなれど。呼法を精しく論ずれば。右五字の趣きに別る。其は開とは。口を全く開き呼ぶを云ふ。譬へば阿聲を呼ふに。全く口を開き。喉より聲を出せば。即ち阿の聲を生ず。啓は口を少し開き。喉より聲を發して。脣を押啓く如くすれば。乃ち伊の聲を生ず。合は脣を合せて、喉より聲を出せば即ち宇の聲を生ず。拓とは推す義なり。頷を下

へ推さげ。喉より發する聲を。舌上に承る如く呼べば即ち延の聲を生ず。撮は。俗に窄口と云ふ樣にて。喉より聲を發すれば。乃ち於の聲を生ず。蓋この呼法。たゞ阿行の五聲のみに非ず。良行の五聲までに及べる事なり。(そは阿加佐多那波麻夜和良の十聲。みな開に呼れ。伊伎志知爾比美以韋理の十聲。みな啓に呼はれ。宇久須都奴布牟由宇流の十聲。みな合に呼れ延祁世底禰閉米曳惠禮の十聲。みな拓に呼れ。於古曾登能保毛余袁呂の十聲。みな撮に呼るゝを謂ふ。人々呼試みて知るべし。)さてㅏㅣㅜㅓㅗ等の下に。各々唯韵非聲と記せるは。此はたゞ母韻の字にて。通用の字には非ざる由なり。然て是の五母韻字と。上なるㅇㄱㅅ等の十父聲字と相偶して。下なる五十音の通用文字と成就へるなり。其は唯製字の然る耳に非ず。聲音の成就へる趣き。固より然有りし故に。文字をも其の趣きに因りて製れる也けり。(其は契冲始めて發明せる事にて。和字正濫抄に悉曇によりて。是の趣なる圖を出せり。委くは日文傳にも論へるを見て知べし。)扨また十行の各下に。成喉音。顎

剛純音など記せるは。悉曇にも韻鏡にも。斯樣に聲の出處を示したり。是また我人共に呼試むる所を折衷して記せり。此は語譯の道に。殊に要ある事なればなり。(但し阿夜和の三行を喉音と云ふは。梵漢ともに同説なるに。阿行を成喉音とし。夜行を壯喉音とし。和行を稚喉音とせる由は。各行の下に云ふを見よ。また加佐の二行を。漢にて牙齒の音とし。梵には加行を。喉兼レ牙と云ひ。佐行を舌兼レ齒と云へれど。此は或説に。音韻の出處を定むるに。唇舌牙齒喉の五處を云ふは謬なり。唇舌顎喉の四處より外に。音聲を出すに觸るゝ處なし。其中に。喉は其根元にして。約すれば。喉の所爲。一つにかゝる事なれども。觸るゝ所爲れば。其の聲を出すこと能はず。故に唇舌顎は云ずは有べからず。牙齒(ハ)無しと云ふことは。人老て牙齒を失はゞ。其の牙齒の音は。出ること無るべきに。牙齒脱落せるも。加佐の音は。依然として出るなれば。此の二音必しも。牙齒に賴るに非ざること明かなり。と云へる如くなれば。加佐の二行を。顎音の剛柔と定め。梵説に。佐行兼レ舌。とある〆

然る事なれば。其の説をも取れり。)さて阿行に。指初。定體。動用。押令終助と記せる初體用令助は上にも云へる古説なるが。然る一字づゝにては。其義なほ足ざる故に已が心を以て指定動押終の五字を添たり。然て其の五字を。下の九行に通し。かつ其の九行に。極進立成含滿壯稚總の九字を記し。其の毎行に通せるは。其の初音を。各々此等の字の義ありて毎行に其の意を管ればなり。(此事なほ其毎行の解に。次々云ふを見て知べし。)また毎段の末に天津國天八衢など記せるは。上に云へる如く。阿行の五聲に。各々此れ等の象ありて。良行までに。其義の及べるが故なり。(然は有れ。其はたゞ其の道理の然るにこそ有れ。實は謂ゆる初體用令助の活機なり。是に就ても。其の古説の尊き由を思べきなり。)其よし阿に加行の從へる五言にて云むに。阿加は明の指初むる言にて。天つ國の象あり。然て阿伎。阿久。阿祁。三段の活機の中に。阿久は動用ふる言にて。顯國の象なるが。阿伎と上りて。定體かぬ言なるは。天衢の象あり。阿祁と下りて。押令する言なるが。泉坂の象あり。

然て仍下りて。阿古に往き。阿古於と云べき氣勢なるを。其は陋言なれば敢て云はず。唯に然云べき勢を受て。阿加に歸りて。阿加牟と活機く。第五段の音。都てかく言に勢を付けて。本に歸らしむる格なり。終助くる音にて。泉國の象あること。是にて知べし。(また其の象。恰も言靈の天上より降り。宇宙の間に上下して。人の言語を幸たるが功竟て。泉津國に往くかと思ふに。其の穢きを惡ひて。本の天上に歸るとも云べき趣なり。此は人已に現世の事竟り。死して其の靈の。泉津國に往くに似たるも彼處へは往かず其の和魂荒魂の。謂ゆる魂魄ひき分りて。荒魂の。國土に止まり。和魂の。天に歸る理なる由にも。惟ひ合さるゝ事なり。此は事の因に。少か驚かし謂ふなり。)千萬の言語の活機すべて此の格に違ふ事なし。是みな初めの五母韻に自然にさる言靈の具ればなり。然るにまた。其の天津國の象なる阿の聲と。泉津國の象なる於の聲と。殊に親しく通ふ事あり。是はた天津國と泉津國との。惟神なる道理に符へる事なり。其は神典に。想ひを潜めて考ふべし。(然れど

少か其の端を云むに。高天原に伊邪那岐大神。天津日の大神おはし坐し。かつ其の和魂大直日神の屬副まし。泉津國には伊邪那美大神。月夜見大神おはし坐し。かつ其の荒魂枉津日神屬副坐すを。實は是の和魂荒魂と申すは。日の神月の神二柱にわたる御靈にて。高天原と月夜見とに。しか放りては在せざ。また互に相助けて通ひつゝ。是の顯國に幸へ給ふなど。阿於二聲の。上下に遠く放りつゝも。父母の如く。兩輪の如く。言靈の道相通ひ。はた此の行の祖聲のみに非ず。良行に至る諸の子聲も。其因に順ひて。各〻その初段五段の。親しく相通ふを以て。如此は謂ふなり。）抑五音經行の位次の。天地初發の古說と。かく冥合して立たる物にて。今に其の象なりと云ふ說は。古今に云ひ出たる人の有りや無しや知らず。己が始めて云出る說のごと思ふに。また人の甚く驚き異まむ事の。心元なく。尙精くも云ま欲けれど。茲に竭し難ければ本章に次々說著すを見て知るべし。（實や己。かの玉の眞柱の書を著せる徃時はも天地泉の初發の故實の。如此しも千萬つの言語活用の道。音韻の位次までに。冥合せむ物とは露も得知らず。其は師說にも。三大考にも。然る意ばへなる說の無れば。然も有べき事なるが。其後しも。古史の傳を書くとて。古語を譯し解るに。漸々にして。其の理ある事を悟り得て。今しも始めてかく著はし出る事とは成れり。然れど。如此思ひ決めたる初めの因緣を索ぬれば。賀茂の宇斯の。初體用令助の活用次第を示し著されたる。恩賴よりぞ起りける。其は次條に出す。語意考の說にて知るべし。）

○五十音活用第四

五十音の活用。また其の橫韻の處分は。語意考に。○加右に初體用令助の五つを分ち記せし謂とて。○加佐多那波麻夜和良を初音と名く。譬へば行かむ。越さむ。勝たむ等の類ひ。其の事を始めて起す言なれば。自づから初めに居れり。言起す音と云が有れど。其は一事を云はむとする先に。發る音のみにて。意無ければ。此に擧る初言とは異なり。（信濃人光枝が國辭解に。初段の九音を始音と名け

て。加は事を指す一と言にて。心にある所を指云ふ言なり。其の指すところ。疑ふ方に有れば。即て疑ふ言となり。指す所。うち嘆く。方に有れば。即て打嘆く言となる。かく轉ろへど。事をさす本の言に異る事なし。或は一言の本つ言に有ては。次に連ける言につきて。心別れ行くめり。佐は事を指し定むる言なり。戀しさ嬉しさなど云は更なり、言の上に在りても中に在りても終に在りても。都て指定むる心は違ふ事なし。重くも輕くも成るは。指定むる方の。本の心に因る者なり。多は事の心を指持つ言なり。始めに在りても。終りに在りても。那は事を指納むる言にて。指推す所を納めては。事を定むる言となり。打嘆く方を指ては。打嘆く言。また事を乞ふ言とも成る。波は事を指含む言より成りて。上を送りて下に求むる言。麻は事を指滿らす言。廻らして愛しむ言。夜は事を指推す言。疑ふ方を指ては。疑ふ言となり。定むる方を指ては。定むる言となり。打嘆く方を指ては。打嘆く言となる。和は始言の重きなり。良は事を指總る言なり。言の終りに在りても。中に在りても。

助くる言と成ても。指總る意は。動く事なしと云ひ。谷川氏の和訓栞に。横行第一位の十音は。諸聲の躰にして。活用する時は。是もまた書かむ立たむなど云へり。終りを始めに廻らして。第五位と其の義一に相通ふも。また妙ならずや。五十音みな然り。首尾の位一つに歸すること。其の所以あるべし。字音の假字に。字の韻ある音は。あう。をう。かう。こう。さう、そうなどの如く。第一位と第五位と。一音に聞ゆ。されば書かむ。立たむなど云ふときは。決して決せざるの意味を含めり。んは五十音の餘韻なるが故なるべし。と云へるは。共に是の語意考の説ありて後に。考へ廣めし說等なり。)○伎志知邇比美韋理を體音と名く。譬へば冠かゝぶりと云ひ。扇あふぎと云ふ類に。其の物と定まれる時の言なり。此の音ども。萬づの言の終にある時は。其の事定まりて動かず。其の言すでに起りて後に。定まれる故に。二段に居れり。(國辭解に。第二段の九音を定音と名けて。伎は事を指極むる言。志は定め鎮むる言なり。見し。云し。嬉しなど云ふは更なり。言の中に在るも。助くる言

と成れるも。志の言の心は違はず。知は言を持ち合す言。迺は事を納め推す言。廻らして上の心を定め送りて。下を迎ふる言と成れり。比は事を合み置く言。美は事を滿し備ふる言。廻らして愛しみ蒙ふらす言。以は推定むる言。事の初めにつくも。冠ぶらすも。韋は定言の重きなり。理は事をする定むる言と云ひ。和訓栞に。第二位は。未定の言なれども。體となり。第三位は。己定なれども用となる。譬へば扇をあふぎと云ふは。あふぐの義。度をさしと云ふは。さすの義。太刀をたちと云ふはたつの義。網をあみと云ふはあむの義。剪刀をはさみと云ふははさむの義。怒をいかりと云ふはいかるの義なる類。すべて事物の名義をもて考へ知べし。と云へるも。共に此の説を廣めたるなり。）○久須都奴布牟由于流を用音と名く。譬へば右に云へる冠を。今かゝぶるを。かぶると云ひ。扇を動かし用ふるをば。あふぐと云ふ類ひ。其の物の態をいふ言なり。故この言。萬づの言の下にある時は活けり。既に言定まりて後に動けば。三段に居れり。（國辭解に。第三段の九音を動音と

名けて。久は事を極め指す言。須は事を鎮め定むる言。都は事を合せ持つ言。轉りてする合す言。奴は事を推納むる言。辭む言となれるは。進みてずにゆく。布は事を置き含む言。牟は事を備へ滿らす言より成て結ぶ言。由は定め推す言。于は動言の重きなり。流は事を定めすぶる言と云ひ。和訓栞に。第三の横行は。皆決定したる詞の下に云へり。そが中に。ぬとずは紛はしき詞あり。「いく夜ねざめぬ須麻の關守。」と詠しは。ぬらむの意なりと云ひ。霞たち雪もきえぬやとよみしは。ぬるの略語なり。と云ふ類なり。其ねざめぬ。きえぬは。不レ寤不レ消とも聞ゆるを以てなり。此を書には。ずとのみ讀來り。歌にはずともぬとも詠み來れり。と云へるをも合せ思ふべし。）○祁世氐禰閉米曳惠禮を令音と名く。譬へば。成せ行け言へなどの類なり。是を言の下に用ふる時は。佗にいひ負する事と成りぬ。言すでに動きて。令する故に四段に居りぬ。（國辭解に。第二段の九音を。欲言と名けて。祁は事を指押ふる言。廻らして事の音を釋得たる言。世は事を鎮め押ふる言。氐は事

を合せ押ふる言。廻らして上を定め。立ちて下を迎ふる言。辭は事を推押ふる言。辭める言となれるは。奴より進むもの。閉は事を置押ふる言。廻らして片方につくを云ふ。米は事を備へ押ふる言。廻らして結び推す言。曳は定め押ふる言。惠は事を治め押ふる言。禮は事をすゑ押ふる言と云ひ。和訓栞に。第四の音。活用するには。第一位に轉ずるもの多し。目はめなるを。まと轉ずるは。まなこ。まじりの如し。天のあまとなり。上のうは。金のかな。稻のいな。酒のさか。手長のたなが。手枕のたまくらと成る類これなり。音もて呼ぶも亦同じと云へり。但し此の音轉の說は。今し誰も此の趣に云ふ事なれど。此は轉通の義には非ず。是擧たる言ども。皆固より然る兩名ありしなり。其の由は。本章の其所々に云ふを見て知るべし。）○古曾登能保毛余袁呂を助音と名く。此に萬づの言の下につきて。其言の理を分ち。或は唯にそひて其言を助くるなど。種々なれど。凡ては萬づの言の下にのみ付ぬれば助言とし。且はてに居れり。（國辭解に。第五段の九音を治音と名けて。古は事をさし治むる言。曾は事を定め治むる言。廻らして及び指す言。登は事を持ち治むる言。能は事を納め治むる言。保は事を含み治むる言。」毛は事を滿らし治むる言より。助け持つ言。余は事の心を推治むる言。袁は事を治め置く言。廻らして上をおきて。下を設くる言。月をあはれ。人を戀しなど云ふは更なり。終の句に云ひ捨しも。また助くる言となりて。言の中にあるも。袁の意に違ふ方はなし。呂は事の心をすゑ治むる言なりと云へり。是の說をも合せ考ふべし。）此の横音には。人の訝るべき事あれは附て云べし。○古は雅言にはあらず平言なり。譬へば雅には。往かむ往かもと云を平言にはゆこと云へり。○曾は。是ぞ彼ぞ。人ぞ我ぞなど云ひ定むる助言なり。（また曾を淸みて云ふは異にて。勿來そ。勿戀そのたぐひ。皆令する詞なり。）○登は此と彼となど。物と物の間におきて。二つの物を比ぶる辭なり。（如をはぶきて。登と云あるは別なり。）○能は上の言を。下へ連くる辭なり。山の。川の。戀の。思ひのなど。體言を下へ連くる時にのみ云へる言なるを。後の世は

謾なり。(そは俗言は。用を躰にいひなす物なるを。其俗言のみ知れる人から文の訓に。行の時。還るの時など云ふは。みな俗言なり。から文に。行ク云云ニ之一時。とやうに有る之は。かしこの助辭の例のみなり。から様の文を　こゝの言にては讀べからず。讀めば僞言となるなり。)○保は言の中にのみありて。助辭とせしは聞えず。平言には。云はむをいほど云ふ類の事あり。○毛は物の從ひて添るる時に。是も彼もと云ふ辭なり。(また加毛那毛夜毛など云ふ類の毛も。助け言にて。別に意なし。)○余は專ら令言にて。成せよ止めよなどの類なり。また彼よ其よなど云ふ類は。事わきて呼出す詞なり。(またやに通はして。近江のや。我はもや。うれしや。悲しやなど云ふは。よの轉なり。)○袁に三つあり。一つには。是を彼れをと云ふは。其の音を下へ示し付る助音なり。二には。余に通ひて令する音なり。三つには。唯に言の餘りの音のみ。(篤胤云。餘りの音とは。彼の愛袁登古袁。愛袁登賣袁などの。下の袁の類ひなり。)○呂は。戀しき。悲しきろ。家ろ。吾ろなどの呂は助辭なり。また

等に通はして。吾等と云べき所に。わろと主ふもありと記し。(師の漢字三音考。皇國言語の事。といふ條に。皇國の古言は。五十の音を出ず。是天地の純粹正雅の音のみを用ひて。溷雜不正の音を厠へざるが故なり。さて如此く用ふる音は甚少けれども。彼れ此れ相-連ねて活用する故に。幾千萬の言語を成すと云へども足ざる事なく。盡る事なし。其のうへ一言の上にも。亦活用ありて。假令ば。言思の如きは。ハヒフヘホと轉用して。言はむ。いひ。いふ。いへ。思はむ。おもひ。思ふ。おもへと活き。往還の如きは。往はカキクケ。還はラリルレと轉用して。往かむ。ゆき。ゆく。ゆけ。還らむ。かへり。還る。かへれと活く。諸の言みな此格にて。第一の音は。未だ然らざるに用ひ。第二の音は。方に然るを。下へ云ひおくるに用ひ。第三音は。方に然るを。云ひ定むるに用ひ。第四音は。然せよと令するに用ふ。また上にこその辭ある時は。第三の音と同意になるなり。たゞ第五の音のみは。如レ此のくなる活用の例なし。また上の件の外にも。種々の活用ありて。千言萬語。

みな其の例格違ふこと無し。また言を連ぬて語を成すに。ハモゾ。コソ。テニヲヤカム等の辭あり(テニヲハ)て。其の意を分つ。凡て此の如く活用助辭に因て。其義の細(コマカ)に精しく分るゝこと。甚だ妙にして。外國の言語の能く及ぶ所に非ず。凡そ天地の間に。かくばかり言語の精微なる國は有らじとぞ思はるゝと云れたるをも合せ思ふべし。）然して次に。初言。體言。用言。令言。助言を。二言にいふ類とて。左の活用例を出されたり。今しも滑稽戯作を事とする徒までも。大抵是れ等の事は知りて在れど。誰(タレ)か其説の古へを作(ナ)せると其の由來を繹(タツ)ぬる人の。世に乏(トモ)しきの慨(ウレタ)くて。復(マタ)かく此(コヽ)にも標(シル)し出つ。そは人麻呂歌集に。「梢(コズヱ)のみあはと見えつゝ帚木(ハキヾ)の本を本より知る人ぞなき。」と詠りし歌の意をも思ひてなり。

○阿行の事は既に出たれば此所(コヽ)には著さず但し延約(ノビツヾマリ)は阿行へも係(カヽ)れり。

行		将		躰	今	令			備考
加行	ゆかん	将行	行(ゆき)の躰	今行(ゆく)	令行(ゆけ)	ゆ　こ	かもの約平言	篤胤云。ゆこはゆかもの約に非ず。ゆかもはゆかんの古言ゆこは平言なりなこも同じ。
	なかん	将鳴	鳴(なき)の躰	今鳴(なく)	令鳴(なけ)	な　こ	同	
佐行	まさん	将益	益(まし)の躰	今益(ます)	令益(ませ)	ま　そ	さもの約平言	篤胤云。まそはまさもの約に非ずまさもはまさんの古言。まそは平言なり。ふそも同じ。
	ふさん	将臥	臥(ふし)の躰	今臥(ふす)	令臥(ふせ)	ふ　そ	同	
多行	うたん	将打	打(うち)の躰	今打(うつ)	令打(うて)	う　と	たもの約平言	篤胤云。うとはうたもの約に非ず。うたもはうたんの古言。うとは平言なり。かとも同じ。
	かたん	将勝	勝(かち)の躰	今勝(かつ)	令勝(かて)	か　と	同	
那行	いなん	将去	去(いに)の躰	今去(いぬ)	令去(いね)	い　の	なもの約平言	篤胤云。いのはいなもの約に非ず。いなもはいなんの古言。いのは平言なり。しのも同じ。
	しなん	将死	死(しに)の躰	今死(しぬ)	令死(しね)	し　の	同	

波行		麻行		夜行		和行		良行	
いはん	まはん	いまん	かまん	おいん	もいん	すわらん	うわらん	しらん	をらん
云将	舞将	齋将	嚙将	老将	萌将	坐将	植将	知将	居将
云の躰いひ	舞の躰まひ	齋の躰いみ	嚙の躰かみ	老の躰おい	萌の躰もい	坐の約すゐ	植の約うゐ	知の躰しり	居の躰をり
今云いふ	今舞まふ	今齋いむ	今嚙かむ	今老おゆ	今萌もゆ	今坐の約すう	今植の約うゝ	今知しる	今居をる
令云いへ	令舞まへ	令齋いめ	令嚙かめ	令老ゆけ約おえ	令萌ゆけ約もえ	令坐すゑ	令植うゑ	令知しれ	令居をれ
いほ	まほ	いも	かも	およ	もよ	すお	うお	しろ	をろ
はもの約平言	同	まもの約平言	同	いもの約平言	同	わもの約平言	同	らもの約平言	同
篤胤云。いほはいはもの約に非ず。いはもはいはんの古言。いほは平言なり。まほも同じ。		篤胤云。いもはいまもの約に非ず。いまもはいまんの古言。いもは平言なり。かもゝ同じ。		篤胤云。およはおいもの約に非ず。おいもはおいんの古言。およは平言なり。もよも同じ。		篤胤云。おはをに作るべし。此件かく假字の違ひ有れば訂正し難し。其由は下に云べし。		篤胤云。しろはしらもの約に非ず。しらもはしらんの古言。しろは平言なり。をろも同じ。	

○老は紀に。老此云於由といひ。萬葉に。於伊。また於與とも有れば。夜行の伊なり。然れど萬葉には。於與之をばと詠しは。伊を轉せし耳なり。此のおよは前後の例の如く。平言と心得べし。おえのえは。由計の約りにて。老ゆけと令する言なり。次のもえも均し。(篤胤云。萬葉の於與之をばは。老しをばなり。轉と云ふまでも無く。乃ち同じ夜行の同語なり。おえのえは。由計の約りにて。老ゆけと令する言也。と有るも然らず。此も同言にして延てはおゆれと云ふべき言なり。)○萌は。

もゆ。もえと活くは常なり。萬葉に。もゆる事を。毛伊つゝとも詠たれば。是れも夜行に入るなり。此れを推すに。もいん。もよとも云べし。今の所にもえと云ふえは。由計の約にて。もえゆけてふ言なり。常云ふもえとは異なり。(篤胤云。もえまたもえゆけの約には非ず。同行の同言にして。延てはもゆれと云べき言なり。)〇すわらんは。すわんとも云べし。和良の約り和なれば。是の國中に然云ふ國も有べし。須爲の爲も。和利の約りなればすわりなり。須惠は體言に用ふるは本よりなり。然れど此に云ふは。和體の約りにて。すわれてふ令言なり。須於は例の平言なり。平言は。略き轉し云ふものなれば。如此云ふ國も有るべし。(夜行と和行には。聞えなれぬ言も有るを。疑ふ人有べけれど。既に於伊。於由。於與と云ふも有からは。夜行に入る音なり。然れは餘りの二言も。是に準へて知べし。和行も。須惠。宇惠の言共に。すわり。うわり。うゝと働くからは。和行に入なり。餘りのうゐ。う於も是に準へて知べし。〇篤胤云。須於。う於の於共に。袁に作るべし。此は宇斯いまだ。於袁の所屬の錯りに。心著れざりし故の誤りなり。然て餘りの二言とは。於に夜行の從へば。猶。於夜。於曳の二言あるを云へり。)〇以上は。語意考に著されたる說等にて。此はしも初發に云れたる。彼の荷田の家より傳受られし。初體用令助の古說に本づきて。其の活機の口訣を考へ示されたる物なるが。其說なほ言足らず。信難く所思る事も無には非ねど。言靈の幸はふ道を。如此しも明亮に誨せる說は。是より以前に聞ゆる事なく。謂ゆる大匠人に授くるに。規矩を以てす。と云ふ物にて。後の鈴の屋の翁の物せる。詞の八衢といふ書。はた此の說を廣めてこそ出來にけれ。(但し彼の八衢ちふ書はも。故鈴の屋の翁の天明といひし年間に。御國詞活用抄と名けて。古言の活用を。二十七會にわけて。著されたる物の有るに本づきて作られたる物なり。此の書出來て。後に其遺漏を拾ひて。追次に人々の著せる　其の筋の書等も數有りとぞ。然るに今しも八衢の。もと活用抄より起れる事を知る人なく。殊にそは縣居の宇斯の是說。その嚆矢なりと語り出る人も無きは。謂ゆ

る知らず識らず。其の則に従ふと云ふ類にて。最（イト）も太じき功徳（イサナ）なりけり。）然るに其の八衢はも。元より下の活機の。古書なる例を見得る随（ママ）に拾ひ載（シル）すを専（ムネ）とせし書にて。古語の必有るべき限りを。擧盡（アゲツク）せる物ならねば。其遺憾なきに非ず。抑〻語意なる上の件の活用例はも。此を例として。有ゆる言語を。推察（オシミ）よとの意なるを。其（ソ）は引きて放（ハナ）たず。書（カキ）さし措（オカ）れたるになむ有ける。（いで其の由は。

上の文に。此を推すに。もいん。もよとも云べし。すわんとも云べし。然云ふ國も有ぬべし。などと云れたるにて推量られたり。）故今（カレイマ）宇斯（ウシ）の然（サ）る意を己（コヽロ）が心と取立（トリタテ）て。十行五十の毎音に。各〻五十音を重ねて。二言に作り。章々類聚すれば。古書なる例を。強ひて探索（アナグリモト）むるに及ばず。有ゆる言語盡く出來て。其の本義及び活用の格例共に。いと炳焉（アキラカ）に所知（シラル）めり。其の毎章左の如し。

阿行篇本章

阿

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	ジ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

伊

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

宇

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ペ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

延

初	ア	カ	サ	タ	ナ	バ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ベ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

於

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右阿行の統言二百五十。毎音初行の拗言。五々二十五を除て。其の用言各四十五あり。類從して九章に分つ。

章	阿	伊	宇	延	於
第一章	加伎久祁古	加伎久祁古	加伎久祁古	加伎久祁古	加伎久祁古
第二章	佐志須世曾	佐志須世曾	佐志須世曾	佐志須世曾	佐志須世曾
第三章	多知都氐登	多知都氐登	多知都氐登	多知都氐登	多知都氐登
第四章	那爾奴禰能	那爾奴禰能	那爾奴禰能	那爾奴禰能	那爾奴禰能
第五章	波比布閉保	波比布閉保	波比布閉保	波比布閉保	波比布閉保
第六章	麻美牟米毛	麻美牟米毛	麻美牟米毛	麻美牟米毛	麻美牟米毛
第七章	夜以由曳余	夜以由曳余	夜以由曳余	夜以由曳余	夜以由曳余
第八章	和韋于惠袁	和韋于惠袁	和韋于惠袁	和韋于惠袁	和韋于惠袁
第九章	良理流禮呂	良理流禮呂	良理流禮呂	良理流禮呂	良理流禮呂

第一章　○初段に。明。二段は活。三段は受。四段は◉。五段は置の活機なり。阿行に加行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第二章　○初段に淺。二段は勇。三段は薄。四段は◉。五段は押の活機なり。阿行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章　○初段は當。二段は痛。三段は内。四段は◉。五段は落の活機なり。阿行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第四章　○初段は孔。二段は塞。三段は臥。四段は◉。五段は己の活機なり。阿行に那行の從ふ諸言は。都て此章に就て考ふべし。

第五章　○初段は遇。二段は言。三段は諾。四段は◉。五段は逐の活機なり。阿行に波行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふへし。

第六章　○初段は綱。二段は忌。三段は倦。四段は◉。五段は面の活機なり。阿行に麻行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第七章　○初段は次。二段は搓。三段は◉。四段は◉。五段は老の活機なり。阿行に夜行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章　○初段は泡。二段は◉。三段は殖。四段は◉。五段は休ふ聲なり。阿行に和行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第九章　○初段は現。二段は入。三段は潤。四段は得。五段は纏の活機なり。阿行に良行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

○加行篇本章

加

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

伎

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

久

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

祁

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

古

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右阿行の統言二百五十。毎音初行の拗言。五々二十五を除きて。其用言各ゝ四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

加	加伎久祁古
伎	加伎久祁古
久	加伎久祁古
祁	加伎久祁古
古	加伎久祁古

○初段は。懸二段は利。三段は漏。四段は辭。五段は潜の活機なり。阿行に加行の從ふ諸言は。都て此の章に就て攷ふべし。

第二章

加	佐志須世曾
伎	佐志須世曾
久	佐志須世曾
祁	佐志須世曾
古	佐志須世曾

○初段は蒿。二段は著。三段は種。四段は消。五段は越の活機なり。加行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章

加	多知都氐登
伎	多知都氐登
久	多知都氐登
祁	多知都氐登
古	多知都氐登

○初段は堅。二段は鍛。三段は朽。四段は削。五段は對の活機なり。加行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第四章

加	那爾**奴**禰能
伎	那爾**奴**禰能
久	那爾**奴**禰能
祁	那爾**奴**禰能
古	那爾**奴**禰能

○初段は金。二段は杵。三段は囷。四段は實。五段は淚ネコの活機なり。加行に那行の從ふ諸言は都て此章に就て攷ふべし。

第五章

加	波比**布**閉保
伎	波比**布**閉保
久	波比**布**閉保
祁	波比**布**閉保
古	波比**布**閉保

○初段は買。二段は際。三段は咋。四段は喚。五段は乞の活機なり。加行に波行の從ふ諸言は都て是章に就て攷ふべし。

第六章

加	麻美**牟**米毛
伎	麻美**牟**米毛
久	麻美**牟**米毛
祁	麻美**牟**米毛
古	麻美**牟**米毛

○初段は嚙。二段は極キム。三段は組。四段は辭ツ。五段は込の活機なり。加行に麻行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第七章

加	夜以**由**曳余
伎	夜以**由**曳余
久	夜以**由**曳余
祁	夜以**由**曳余
古	夜以**由**曳余

○初段は遥。二段は消。三段は悔。四段は●。五段は越の活機なり。加行に夜行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章

加	和韋**宇**惠袁
伎	和韋**宇**惠袁
久	和韋**宇**惠袁
祁	和韋**宇**惠袁
古	和韋**宇**惠袁

○初段は㸿。二段は●。三段は●。四段は●。五段は聲の活機なり。加行に和行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第九章

加	良理**流**禮呂
伎	良理**流**禮呂
久	良理**流**禮呂
祁	良理**流**禮呂
古	良理**流**禮呂

○初段は刈。二段は切。三段は縿。四段は消。五段は凝の活機なり。加行に良行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

○佐 辭本章

佐

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

志

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

須

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

世

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

曾

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右佐行の統言二百五十。毎音初行の拗言五五二十五を除きて。其用言各〻四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

段	
佐	加伎久祁古
志	加伎久祁古
須	加伎久祁古
世	加伎久祁古
曾	加伎久祁古

○初段は榮(サキ)。二段は繁(シキ)。三段は疎(スキ)。四段は塞(セキ)。五段は背(ソキ)の活機なり。佐行に加行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第二章

段	
佐	佐志須世曾
志	佐志須世曾
須	佐志須世曾
世	佐志須世曾
曾	佐志須世曾

○初段は差。二段は繁(シシ)。三段は晉。四段は爲。五段は進の活機也。佐行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章

段	
佐	多知都氐登
志	多知都氐登
須	多知都氐登
世	多知都氐登
曾	多知都氐登

○初段は幸。二段は下。三段は棄。四段は切。五段は外の活機なり。佐行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第四章

佐	那爾奴禰能
志	那爾奴禰能
須	那爾奴禰能
世	那爾奴禰能
曾	那爾奴禰能

○初段は寶（サネ）。二段は蝺（シナ）。三段は砂。四段は[illegible]。五段は其の活機なり。佐行に那行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第五章

佐	波比布閉保
志	波比布閉保
須	波比布閉保
世	波比布閉保
曾	波比布閉保

○初段は障（サフ）。二段は強。三段は吸（スフ）。四段は逼（セハシ）。五段は副の活機なり。佐行に波行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第六章

佐	麻美牟米毛
志	麻美牟米毛
須	麻美牟米毛
世	麻美牟米毛
曾	麻美牟米毛

○初段に冷（サミ）。二段は滲（シミ）。三段は清（スミ）。四段は迫（セメ）。五段は染（ソミ）の活機なり。佐行に麻行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第七章

佐	夜以由曳余
志	夜以由曳余
須	夜以由曳余
世	夜以由曳余
曾	夜以由曳余

○初段は亮。二段は辭。三段は酸（スユ）。四段は辭。五段は燓（ソヤシ）の活機なり。佐行に夜行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章

佐	和韋于惠袁
志	和韋于惠袁
須	和韋于惠袁
世	和韋于惠袁
曾	和韋于惠袁

○初段は篤（サナ）。二段は辭。三段は居（スツ）。四段は●。五段は●なり。佐行に和行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第九章

佐	良理流禮呂
志	良理流禮呂
須	良理流禮呂
世	良理流禮呂
曾	良理流禮呂

○初段は去。二段は知。三段は亥。四段は迫。五段は反の活機なり。佐行に良行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

○多行篇本章

多

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

知

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

都

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

氏

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

登

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右多行の統言二百五十。毎音初行の拗言五五二十五を除きて其用言各〻四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

多	加伎久祁古
知	加伎久祁古
都	加伎久祁古
氏	加伎久祁古
登	加伎久祁古

○初段は高。二段は近。三段は付。四段は辭。五段は解の活機なり。多行に加行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第二章

多	佐志須世曾
知	佐志須世曾
都	佐志須世曾
氏	佐志須世曾
登	佐志須世曾

○初段は足。二段は[illegible]。三段は[illegible]。四段は辭。五段は利の活機なり。多行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章

多	多知都氏登
知	多知都氏登
都	多知都氏登
氏	多知都氏登
登	多知都氏登

○初段は立。二段は[illegible]チト。三段は土。四段は而。五段は閉の活機なり。多行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第四章

多	那爾奴禰能
知	那爾奴禰能
都	那爾奴禰能
氏	那爾奴禰能
登	那爾奴禰能

○初段は種。二段は因(チナミ)。三段は常。四段は辭。五段は殿の活機なり。多行に那行の從ふ。諸言は都て此章に就て攷ふべし。

第五章

多	波比布閉保
知	波比布閉保
都	波比布閉保
氏	波比布閉保
登	波比[illegible]閉保

○初段は給。二段は小(チヒ)。三段は終。四段は●。五段は問の活機なり。多行に波行の從ふ。諸言は都て是章に就て考ふべし。

第六章

多	麻美牟米毛
知	麻美牟米毛
都	麻美牟米毛
氏	麻美牟米毛
登	麻美牟米毛

○初段は溜(タム)。二段は◎。三段は摘。四段は辭。五段は富の活機なり。多行に麻行の從ふ。諸言は都て此章に就て考ふべし。

第七章

多	夜以由曳余
知	夜以由曳余
都	夜以由曳余
氏	夜以由曳余
登	夜以由曳余

○初段は絶。二段は◎。三段は露。四段は辭。五段は豊の活機なり。多行に夜行の從ふ。諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章

多	和韋于惠袁
知	和韋于惠袁
都	和韋于惠袁
氏	和韋于惠袁
登	和韋于惠袁

○初段は撓。二段は◎。三段は杖。四段は◎。五段は[illegible]の活機なり。多行に和行の從ふ。諸言は都て此章に就て考ふべし。

第九章

多	良理流禮呂
知	良理流禮呂
都	良理流禮呂
氏	良理流禮呂
登	良理流禮呂

○初段は垂。二段は散。三段は騰。四段は照。五段は取の活機なり。多行に良行の從ふ。諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

○那行篇本章

那

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ス	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

爾

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

奴

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

禰

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

能

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右那行の統言二百五十。毎音初行の拗言五五二十五を除きて。其用言各四十五あり。類從して九章に分つ

第一章

加伎久（那）祁古
加伎久（爾）祁古
加伎久（奴）祁古
加伎久（禰）祁古
加伎久（能）祁古

○初段は。和（ナゴ）二段は饒。三段は貫。四段は願。五段は退の活機なり。那行に加行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第二章

佐志須（那）世曾
佐志須（爾）世曾
佐志須（奴）世曾
佐志須（禰）世曾
佐志須（能）世曾

○初段は成。二段三段は盗。四段は■。五段は尉の活機なり。那行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章

多知都（那）氐登
多知都（爾）氐登
多知都（奴）氐登
多知都（禰）氐登
多知都（能）氐登

○初段は撫。二段は■。三段は鐸。四段は捻。五段は後の活機なり。那行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て考ふべし。

第四章

上	行
那	那爾奴禰能
爾	那爾奴禰能
奴	那爾奴禰能
禰	那爾奴禰能
能	那爾奴禰能

○初段は何。二段は荷。三段は布。四段は●。五段は●の活機なり。那行に那行の従ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第五章

上	行
那	波比布閉保
爾	波比布閉保
奴	波比布閉保
禰	波比布閉保
能	波比布閉保

○初段に纏。二段は新。三段に縫。四段は●。五段は伸の活機なり。那行に波行の従ふ諸言は。都て是章に就て考ふべし。

第六章

上	行
那	麻美牟米毛
爾	麻美牟米毛
布	麻美牟米毛
禰	麻美牟米毛
能	麻美牟米毛

○初段は嘗（ナム）。二段は●。三段は呑（ノム）。四段は●。五段は新の活機なり。那行に麻行の従ふ諸言は。都て此章に就て考ふべし。

第七章

上	行
那	夜以由曳余
爾	夜以由曳余
奴	夜以由曳余
禰	夜以由曳余
能	夜以由曳余

○初段は惱。二段は煮。三段は●。四段は●。五段は●の活機なり。那行に夜行の従ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章

上	行
那	和韋于惠袁
爾	和韋于惠袁
奴	和韋于惠袁
禰	和韋于惠袁
能	和韋于惠袁

○初段に●。二段は●。三段は●。四段は●。五段も●なり。若（モシ）那行に和行の従ふ言の聞えば。是章につきて考ふべし。

第九章

上	行
那	良理流禮呂
爾	良理流禮呂
奴	良理流禮呂
禰	良理流禮呂
能	良理流禮呂

○初段は鳴。二段は柔。三段は濡。四段は練。五段は乗の活機なり。那行に良行の従ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

波

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

比

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

布

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

閉

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

保

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右波行の統言二百五十毎音初行の拗言五々二十五を除きて。其用言各々四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

波 加伎久祁古
比 加伎久祁古
布 加伎久祁古
閉 加伎久祁古
保 加伎久祁古

〇初段は吐。二段は引。三段は吹。四段は聶。五段は祝の活機なり。波行に加行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第二章

波 佐志須世曾
比 佐志須世曾
布 佐志須世曾
閉 佐志須世曾
保 佐志須世曾

〇初段は走。二段は久。三段は伏。四段は滅。五段は乾の活機なり。波行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

第三章

波 多知都氐登
比 多知都氐登
布 多知都氐登
閉 多知都氐登
保 多知都氐登

〇初段は竟。二段は漬。三段は都。四段は邊、五段は絆の活機なり。波行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て考ふべし。

	第四章	第五章	第六章	第七章	第八章
波	那爾奴禰能	波比布閉保	麻美牟米毛	夜以由曳余	和韋于惠袁
比	那爾奴禰能	波比布閉保	麻美牟米毛	夜以由曳余	和韋于惠袁
布	那爾奴禰能	波比布閉保	麻美牟米毛	夜以由曳余	和韋于惠袁
閉	那爾奴禰能	波比布閉保	麻美牟米毛	夜以由曳余	和韋于惠袁
保	那爾奴禰能	波比布閉保	麻美牟米毛	夜以由曳余	和韋于惠袁

○初段は機。二段は
鄙。三段は舟。四段
は嫉。五段は骨の活機
なり。波行に那行の
從ふ諸言は。都て此
章に就て弦ふべし。

○初段は這、二段は
も皮(ヒ)。三段に含。四
段は戸。五段は嗛の
活機なり。波行に波
行の從ふ諸言は。都
て是章に就て考ふべ
し。

○初段は食(ハミ)。二段は
秘(ヒミ)。三段は踏(フミ)。四段は
蛇(ヘミ)。五段は響(ホム)の活機
なり。波行に麻行の
從ふ。諸言は都て此
章に就て考ふべし。

○初段は映(ハエ)。二段は
冷(ヒエ)。三段は笛。四段は
經(ヘユ)。五段は吼の活機
なり。波行に夜行の
從ふ諸言は。都て是
章に就て弦ふべし。

●五段共に言なし。

	第九章
波	良理流禮呂
比	良理流禮呂
布	良理流禮呂
閉	良理流禮呂
保	良理流禮呂

○初段は張。二段は
乾(ヒル)。三段は奮。四段は
綜。五段は掘の活機
なり。波行に良行の
從ふ諸言は。都て是
章に就て弦ふべし。

○麻行篇本章

麻

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

美

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

牟

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

米

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

毛

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右麻行の統言二百五十毎音初行の拗言五々二十五を除き其用言各四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

加伎久祁古（麻）
加伎久祁古（美）
加伎久祁古（牟）
加伎久祁古（米）
加伎久祁古（毛）

○初段は卷。二段は蠶（メグ）。三段は向。四段は如。五段は茂の活機なり。麻行に加行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第二章

佐志須世曾（麻）
佐志須世曾（美）
佐志須世曾（牟）
佐志須世曾（米）
佐志須世曾（毛）

○初段は盆。二段は看（ミシ）。三段は產。四段は召。五段は若の活機なり。麻行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふへし。

第三章

多知都氐登（麻）
多知都氐登（美）
多知都氐登（牟）
多知都氐登（米）
多知都氐登（毛）

○初段は待。二段は滿。三段は睦。四段は愛。五段は持の活機なり。麻行に多行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふへし。

第四章

麻	那爾■禰能
美	那爾■禰能
■	那爾■禰能
米	那爾■禰能
毛	那爾■禰能

○初段は兆。二段は皆。三段は要。四段は●。五段は物の活機なり。麻行に那行の從ふ諸言は。都て此章に就て考ふべし。

第五章

麻	波比■閉保
美	波比■閉保
■	波比■閉保
米	波比■閉保
毛	波比■閉保

○初段は舞、二段は●。三段は諸。四段は●。五段は水の活機なり。麻行に波行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第六章

麻	麻美■米毛
美	麻美■米毛
■	麻美■米毛
米	麻美■米毛
毛	麻美■米毛

○初段は任(マ)、二段は耳(ム)、三段は身(ミ)。四段は目。五段は採(モミ)の活機なり。麻行に麻行の從ふ諸言は。都て此章に就て考ふべし。

第七章

麻	夜以■曳余
美	夜以■曳余
■	夜以■曳余
米	夜以■曳余
毛	夜以■曳余

○初段は迷(マヤ)二段は見(ミエ)、三段は萌(ムユ)。四段は乙(メユ)。五段は燃の活機なり。麻行に夜行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第八章

麻	和韋■惠袁
美	和韋■惠袁
■	和韋■惠袁
米	和韋■惠袁
毛	和韋■惠袁

○初段は參。二段は■(ミツ)二段は●。四段も●、五段も●なり。若(モシ)麻行に和行の從ふ言の聞えば是章につきて考ふべし。

第九章

麻	良理■禮呂
美	良理■禮呂
■	良理■禮呂
米	良理■禮呂
毛	良理■禮呂

○初段は圓(マリ)二段は滿(ミリ)。三段は聚(ムリ)。四段は乙(メリ)五段は盛の活機なり。麻行に良行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

○夜行篇本章

夜

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

以

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

由

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

曳

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

余

	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右夜行の統言二百五十每音初行拗言五々二十五を除て其用言各四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

加伎久(夜)祁古
加伎久(以)祁古
加伎久(由)祁古
加伎久(曳)祁古
加伎久(余)祁古

○初段は焼。二段は活。三段は行(ユク)。四段は横(ヨコ)⊛。五段は横の活機なり。夜行に加行の從ふ諸言は。都て是章に就て攷ふべし。

第二章	第三章
佐志須(夜)世曾	多知都(夜)氐登
佐志須(以)世曾	多知都(以)氐登
佐志須(由)世曾	多知都(由)氐登
佐志須(曳)世曾	多知都(曳)氐登
佐志須(余)世曾	多知都(余)氐登

○初段は痩二段は勇(イサ)。三段は動(イス)。四段は夷(イソ)。五段は寄の活機なり。夜行に佐行の從ふ諸言は。都て此章に就て攷ふべし。

○初段は奴。二段ば出。三段は寛。四段は⊛、五段は擧の活機なり。夜行に多行の從ふ諸言は都て是章に就て考ふべし。

第四章

夜	那爾[奴]禰能
以	那爾[奴]禰能
由	那爾[奴]禰能
曳	那爾[奴]禰能
余	那爾[奴]禰能

○初段に脂（ヤニ）。二段は往。三段は●。四段も●。五段は米の活機なり。夜行に那行の從ふ。諸言は都て此章に就て考ふべし。

第五章

夜	波比[布]閉保
以	波比[布]閉保
由	波比[布]閉保
曳	波比[布]閉保
余	波比[布]閉保

○初段は和（ヤハ）。二段は言。三段は結。四段は鰕。五段は呼の活機なり。夜行に波行の從ふ。諸言は都て是章に就て攷ふべし。

第六章

夜	麻美[牟]米毛
以	麻美[牟]米毛
由	麻美[牟]米毛
曳	麻美[牟]米毛
余	麻美[牟]米毛

○初段は止（ヤミ）。二段は忌（イミ）。三段は弓。四段は夷（エミシ）。五段は數（ヨミ）の活機なり。夜行に麻行の從ふ。諸言は都て此章に就て考ふべし。

第七章

夜	夜以[由]曳余
以	夜以[由]曳余
由	夜以[由]曳余
曳	夜以[由]曳余
余	夜以[由]曳余

○初段は梢。二段は彌。三段は忌（イミ）。四段は辭。五段は聲にあり。夜行に夜行の從ふ諸言は都て是章に就て攷ふべし。

第八章

夜	和韋[宇]惠袁
以	和韋[宇]惠袁
由	和韋[宇]惠袁
曳	和韋[宇]惠袁
余	和韋[宇]惠袁

○初段は弱（ヤナラ）。二段は鰯（イワシ）。三段は故（ユヱ）。四段は●。五段は弱（ヨワ）の活機なり。夜行に亘行の從ふ。諸言は都て是章に就て考ふべし。

第九章

夜	良理[流]禮呂
以	良理[流]禮呂
由	良理[流]禮呂
曳	良理[流]禮呂
余	良理[流]禮呂

○初段は遺。二段は射。三段は動。四段は擇。五段は依の活機なり。夜行に亘行の從ふ。諸言は都て是章に就て攷ふべし。

○和行篇本章

和	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

韋	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

于	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

惠	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

袁	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右和行の統言二百五十、毎音初行の拗言五五二十五を除きて其用言各〻四十五あり。類從して九章に分つ。

第一章

和	加伎久祁古
韋	加伎久祁古
于	加伎久祁古
惠	加伎久祁古
袁	加伎久祁古

○初段は稚。二段は[illegible]、三段は浮。四段は[illegible]、五段は招の活機なり。和行に加行の諸言は。都て是章に從ふ。就て攷ふべし。

第二章

和	佐志須世曾
韋	佐志須世曾
于	佐志須世曾
惠	佐志須世曾
袁	佐志須世曾

○初段は態。二段は[illegible]。三段は失。四段は餌。五段は食の活機なり。和行に佐行の諸言は。都て此章に從ふ。就て攷ふべし。

第三章

和	多知都氐登
韋	多知都氐登
于	多知都氐登
惠	多知都氐登
袁	多知都氐登

○初段は渡。二段は[illegible]。三段は打。四段は嘔。五段は乙の活機なり。和行に多行の諸言は。都て是章に從ふ。就て考ふべし。

第四章	第五章	第六章	第七章	第八章
和 那爾奴禰能	和 波比布閉保	和 麻美牟米毛	和 夜以　曳余	和 和韋[illegible]惠袁
韋 那爾須禰能	韋 波比布閉保	韋 麻美牟米毛	韋 夜以由曳余	韋 和韋于惠袁
那爾[illegible]禰能	波比[illegible]閉保	麻美[illegible]米毛	夜以[illegible]曳余	和韋[illegible]惠袁
惠 那爾須禰能	惠 波比布閉保	惠 麻美牟米毛	惠 夜以由曳余	惠 和韋于惠袁
袁 那爾奴禰能	袁 波比布閉保	袁 麻美牟米毛	袁 夜以由曳余	袁 和韋于惠袁

○初段は蠲。二段は●。三段も●。四段は犬。五段に女の活機なり。和行に無の行從ふ諸言は都て此の章に就て攷ふべし。

○初段は宅。二段は●。三段は初。四段は酢。五段は竟の活機なり。和行に波の行從ふ諸言は都て是の章に就て攷ふべし。

○初段は●。二段は●。三段は蓮。四段は咲。五段は女の活機なり。和行に麻の行從ふ諸言は都て此の章に就て考ふべし。

○初段は●。二段は禮。三段は敬。四段は●。五段は痒の活機なり。和行に夜の行從ふ諸言は都て是の章に就て攷ふべし。

●五段ともに無き言なり。

第九章
和 良理流禮呂
韋 良理流禮呂
良理[illegible]禮呂
惠 良理流禮呂
袁 良酊流禮呂

○初段は破。二段は居。三段は賣。四段は彫。五段は折の活機なり。和行に良の行從ふ諸言は都て是の章に就て考ふべし。

○良行篇本章

良

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

理

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

流

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

禮

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

呂

初	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ワ	ラ
定	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	イ	ヰ	リ
用	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ウ	ル
令	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	エ	ヱ	レ
終	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ヲ	ロ

右良行の統言二百五十。此をも上章々の如く。分べき事には有れど。此行の音の頭につける言ども。外國には多く有れど。皇國にては。唯に語辭にのみ用ひて。本言の頭に在ること一と言も無れば。上章々の如く分けむ事は。無用なる擧(ワザ)なれば其の本章のみを出せるなり。

上件の本章。すべて十章。その章ごとに。五々二百五十言にて。十章都(スベ)ては二千五百言なるが。是にて皇國の有ゆる本辭は更なり。夫(ソレ)の日(ヒ)放(サカ)る國。彼(カレ)の日の沒(イ)る國。及び宇宙萬國の音韻言語をも網羅し竭(ツク)せり。然して毎章の段々に。眞假字を一字づつ標(シル)し。其の下に片假字を並べ記せるは。其眞假

字に。下なる片假字を各〻熟せて。一言と成る由なり。(此は正しくは。阿加。阿伎。阿久。阿祁。阿古と樣に書べきなれども。字畫の繁きを厭ひて然は記せり。但し常には。阿とも加とも一音なるを。一言とも云なれど。今是の二千五百言の一言と云ふは。初章にて云むに。阿カ。阿キなど樣に。二音を合せたるを一言とは稱せるなり。)さて文字を墨と白とを以て別たるは。横行の宇久須都奴布牟由于流は。其の韻字にて。共に合音なるは。餘は皆開音なるが。此は古語の取扱ひ。また外國音の捌きにも。專要の事なれば。目下に。まづ其の差別を示せむとの擧なり。(但し西土にては。第三段の十音は更なり。和行に屬する聲をば。皆合音とする事なれど皇朝にては。第三段の十音より外は。和行の聲にても。開音と均しく用ひ來つれば。今も其の定にて。合口音には立ざるなり。)さて右本章合せて二千五百言の中に。皇國に是なき。下に阿行の从ふ二百二十五言と。上に良行のつく二百五十言と。合せて四百七十五言を除けば。二千二十五言となる。(但し古語の中に。いうえの三音の。下に从へる言も多かれど。其いうえは。先師たちの云はれし如く。夜行和行のいうえにて。阿行の聲には非ず。そは皇國言のみに非ず外つ國々の言も然り。扨また良行の上につく言は。皇國にこそ無けれ。外國々には常多かり。其は赤縣州の韻鏡なる字母の。來の字の下なる字等。みな良行を冠れる聲なるを以て。其の餘の外國をも準へ知るべし。此は言靈の幸ひなき。蠻夷の陋しき國々にして。音聲の澁り濁れるが故に。自然に弄舌音の多く。かつ其の良行の聲の。上につける言は有るなり。皇國と異國との言語聲音の尊卑。これにても知べし。)抑是の二千二十五言はも。天地初發の時より。神の御世經て。傳はり來し天つ語の。皇國に有ゆる言語の限りなるが。此をまた神ながらに。諸の外國にも。普ねく傳用せしめ給へりとは所聞る物から。憐むべし。其國々の民等。素より蠢化の鈍口にして。皇國の如く。音韻明亮ならず。其は上に。轉さの本言を訛りつゝ。竟に皆共に。侏離鴃舌の音となも成終たりける。(此事いさゝか赤縣州にて云むに。其音はもと。皇國と同じながら。元より

音語なるからに。譬へば皇國にては。阿伎。阿久。阿祁。阿加牟と活きて。明開などの義なる言の。彼の邦にては。屋惡などの音語となり。阿美。阿牟。阿米。阿麻牟と活きて。網編などの字の義なる言の。闇奄安などの音語となり。阿比。阿布。阿閉。阿波牟と活きて。遇相などの義なる言の。狎鴨壓などの音語と成れる如く。皆いと遠き異言とぞ變じける。然は有れど。其の八千ぢの言の中には。彼邦にては音語なるも。此方の訓語と全同じきも數多あり。そは皇國にては。波伎。波久。波加牟など活く言の。彼邦にて剝の字の音となり。志通。志奴。志那牟と働く言の。彼には死の字の音なる類。こゝら存れり。然れば。彼邦はもと。拗音の音語。むねとある國なりしが。訓語をも交へ用ひたるを。後には其をみな。音韻の語に。訛れる物と見えたり。其は唐代以前の韻書等にて攷ふるに。近くは彼の撥聲の字等の韻の。或はマミムメモと動くあり。或はナニヌネノと動くも有るなどを以て。諸字の韻も。しか動ける事を知べく。其はもと訓語より轉せし故と知られたり。殊に天竺は音語に非ず。訓語なるが故に。我が古言を其まゝに。傳へたる語も少からず。其は予が印度藏志といふ書に。往々論ふを見て知べく。其の餘の國語も。また準へて知るべし。)さて皇國の言語は。其の二千五百言の轉用蔓延して。千言萬語と成れる物なるが。此を容易く釋得るに法あり。其は右の如く阿より和に至る九條を。各々九章に區別すれば。九々八十一章と成り。章ごとに。五段二十五言づゝと成るを。各々其の良行の組たる章を。第一章となし。(しか次第を立易ふる由は。今こゝに盡しがたし。本編に說くを見て悟るべし。)さて其の章々の毎段を。皇典の古語に徵して推攷ふれば。其の言の活用轉例は更なり。往昔に。其の言の有りや無しや。また其雅言。平言。陋言の差別も忽爾に知られ。皇國の言語の本原。すべて此の章段中に亮然たり。故其說を彙集して皇典語彙と號く。然れど其の草稿は未成し得ず。(但し此は臆斷に似たれど。實には然らず。縣居の字斯の。上の件の活用例を著はし。的をさして指をさめ。弓を張りて矢をつがひ。予をして發しめ給へる者

なり。然れば。此の書と語彙とにかき著せる說等。すべて彼の宇斯の後說とぞ謂ふべかりける。）抑〻其の雅言とは。皇典古籍に用ひ來れる。古言の正雅なるを謂ひ平言とは。彼の行加牟を由古。鳴加牟を那古。益佐牟を麻曾。臥佐牟を布曾といふ類を云ひ。陋言とは。息を延伎。石を延志。市を延知。往を延爾。岩を延波。今を延麻。彌を延夜と云ふ類ひ。常人の言に多かる是なり。（但し平言は宇斯の始めて設けられたる名か。古說に元より有りし名か知らず。陋言は。己が始めて設けし名なり。そは此れ等の類ひも。右章段中の言には有れど。雅言には陋として。用ひざる言なる故に。かく名けたり。然れど此は世に。俗言と謂ふ言とは異なり。思ひ混ふる事なかれ。）さて此陋言の段々は更なり。其餘の段中にも。一言も。古今の雅言に用ふる言の無をば。某段は。◎と樣に黑點を標し唯一言にても。古言の有る段をば。其の餘の四言よし後の世に所聞ずとも。舊くは必ず有りし言の。今に傳はらぬ物と定めつ。如此て右八十一章四百五段。都ては二千二十五言とは云へど。實には。其本言たゞ四百五言なる中に。かの黑點を標せる六十一段は。古今に絕て無き言なれば。殘る本言は。僅に三百四十四言なり。此を了解すれば。語譯の學。まづ其の大端ぞ定まりける。（其本言の。僅に斯の如くなる由を。少か云はむに。譬へば。阿行の伊に。加行の从ふは。氣の活機にて。イキ。イク。イケ。イカムと動き。イカリ。イカル。イカレ。イカラム。イカシ。イカス。イカセ。イカサム。と用ひて。みな氣より出たる言なるが。イコは生むの平言にて。廢りたる如くなれど。イコヒ。イコフ。イコヘ。イコハムと用ひて。是も氣の活用なり。また諸國は知らず。我が秋田にて人の聲あらく氣まき云ふを。イコリ。イコル。イコレ。イコラムと動かし云ひ。また獸の喫相むとして。聲たて相ふを。イガミ。イガム など云ふ。こは嚴めしのイガにて共に氣の活用なり。また同じ伊に。佐行の从ふは。率。早。勇。などの活機にて。イレ。イス。イセ。イサミ。イサム。イサメ。イサマンと用ひ。平言のイソは。イソギ。イソグ。イソゲ。イソガン。イソガシ。イソシミ。イソシ

ムなど用ひて。共に勇より轉用せるなり。是を準として。三百四十四段の本言の。一言づつなる由を辨へなむに。千言萬語を解釋せむこと。然しも難き事には非ざるなり。）さて如此まづ古言解釋の定式を立しより。彌益々に言靈の微妙なる旨を思ひ得るに就て。また殊に。萬聲大統譜といふ物をも制れるを。上の九條八十一章と並べ視て。今新に稽へ得たる事なむ有る。そは此言靈の道。また測らずも。神世に大國主神。かの赤縣州を馭め賜ひし時に。彼の國に傳へ給ひし。九宮易威の道理に。其の數其の用盡く符合してぞ有ける。（大國主神を彼邦にては。太昊伏羲氏とも。扶桑太帝とも白せり。九宮易威の事は其古説に。大衍之數五十。其用四十有五。天地之大數莫レ過二乎五一、莫レ中二乎五一。五居二中宮一、以制二萬品一。中之所二以起一也。中之所二以止一也、龜筮之所二以靈妙一也、神響之所二以豐融一也。通二乎此一則條達而無レ礙者也。一竪一横數之所二以生一也、數之所二由成一也、是故太一取二其數一以行二九宮一、四正四維皆合二於十五一、五音六律七宿由レ此作焉。と見えたる是なり。此事すべては。太昊古易傳、赤縣太古傳等に云へるを見べし。）然るは五十の正音。まづ宇の一音より初まりで。五母韻に分れたるが。謂ゆる太極の一物に。五數具はり。天地之大數、莫レ過二乎五一莫レ中二乎五一云々と有るに符ひ。宇音また横に響きて。十父聲を成し。五母韻と十五相偶して。五十の正音を生せるが。大衍之數五十と云ふに合し。かつ其の五十音に。各五十音を重ぬれば。上條々の如く。毎段五十言づゝと成るを。其の中に。阿行の五聲の。下に隷く言は無き故に。毎段なる其の五言をば。悉く除き棄るに。各々四十五言づゝと成る。此は大衍之數五十。其用四十有五と有るに符合し。（この大衍之數五十。其用四十有五と云ふ文を。今傳はる周易の繋辭傳に。四十有九と有るは譌なり。其の委き説は。太昊古易傳に論へるを見て知るべし。）さて毎條五段の四十五言なるを。各々同音類從すれば。九章づゝに分り。九々八十一章にて。毎章二十五言なるが。謂ゆる天數二十有五の數に冥契し其の合口音なる言。みな中央に位して。音韻の竪横は更なり。斜にも貫通して。五十音の活機とな

り。約れば五韻十聲の十五に歸し。なほ約むれば五音となり。終には宇の元聲に歸る。こと熟想ふに。諦に九宮の。五は中宮に居て萬品を制し。中の起止する所にして。一從一横數の由り生じ。由り成る所と謂ふに符合せり。何に奇異なる事に非ずや。(然れば彼の九宮の文に。是の義を。龜筮之所以靈妙也。神響之所以豐融也。通乎此則條達而無礙者矣と有れど。龜筮の靈妙なる耳には非ず　神響豐融にして。五音六律も。また此の道理より作れば。言靈の幸はふ道。また此道理に等しきこと。然も有べき事とぞ所思ゆる。)抑己が九宮易威の考説はも。今一時に成れる説には非ず。其初は大國主神の。天神之御子命に。國避まして後に。何處にか御坐けむと。深く稽へ索ねむとして。赤縣州の上古に。太昊伏羲氏と聞えしが。此の大神に坐ことを悟り得たるに。其の制し給へりと謂ふ事どもの。等閑に措き難くて。何くれと攷明せる中に。九宮易威の道の。天の下の萬理を統る道なる事をし曉り得しかば。其說を種々の書にかき著はし。(其は赤縣太古傳は更なり。易と暦とに關れる著述ども。十數部みな此に本づきて。説の立たる書等なり。)ひとり竊にそを信ずること。既に十年を多　過たり。然るに去年の冬よりして。古史傳を再校せむと將るに。ふと按ふ旨ありて。上の件の十條八十一章を錯綜せるに。始めて其の數其の用の九宮易威の道に同じき事を惟ひ得て。徵し辨ふること右の如し。思ひきや其の九宮の數の。かく言語の道にも符合せむ物とは。時なるかも奇しきかも。(然は有れど人或は。我が古言先に有りて。彼の九宮の數これに法れるか。彼の九宮先にありて。我が古言の數それに効へるか。其の先後は知べからず。然れば此は。偶然の事なりと云ふも有らむか。抑こは偶然の事に非ず。また其先後あるにも非ず。天地の道元より一枚にして。東華西蕃元より道に隔なければ。此にも彼にも。惟神に傳はる事には。其數の備はれるにぞ有ける。)○或ゝ人問て云く。語意考に。上の件の二言にいふ類のみならず。同九行を。各ゝ三言に云へる類とて。其の活用例をも出されたり。然るに其を此に標ざるは。殊に故よし有る事なる

か。答ふすべて言語は。五十音の一言〻〻に。各〻其義あるが。下に佗音の从ひて。二音の言と成るに至りて。始めて活機を生じ。異義をも生ずるを。また佗音の副て。三音の言と成れども其の義易らず。四音五音の言に至りては。二言を合せたる語と成る物なれば。三音以上の語は。みな二音の言に擬して。釋る﹅故に。其三言にいふ類と有る説をば標ざるなり。)今其例を云むも。いと易き事には有れど。本編皇典語彙に說く所。すべて其の釋例を用ひたれば。披き見て知るべし。今こゝに云はむは。煩はしくこそ。)

古史本辭經亦云五十音義訣卷之二

大壑　平篤胤撰述
　　　男　鐵胤
　　　孫　延胤　謹校

○喉音三行辯論第五

上の件五十音の經緯。及び活用の大段。すでに定まりて後に。喉音阿夜和三行の有る所以を辨へ知るべし。抑是の三行ある故は。日文にては。[glyph][glyph]の母韻に。○工◎の父聲相偶して成れる物なり。と云ひて事も無れど。音韻の始め。唯阿行の母韵のみなる時に。夜和二行の生ぜし道理を心得ずては。音韵の直に通達し難き故等あり。其はまづ字音假字用格に。喉音三行辯といふ條を立られて。其說に。此の三行は。アイウエオより分れたる音にして。其本は一つなり。然て一つにして三つに分れたる所以は。アイウエオの五音の下へ。また各アイウエオの五音を重ぬれば。自然とつゞまりて。ヤイユエヨ。ワヰウヱヲの音となる故に。別に此の二行は有るなり。（喉音にのみ此の差別ありて。餘のカサタナハマラの七行には。是無きはいかにと云に。まづヤ行ワ行の音は。もと二音づつ重なりたる物なれば。實は謂ゆる拗音なり。然れども喉音は。餘音に類せず。柔輭隱微なる故に。二音づつ重なれども。自つから切りて。直音の如くなる故に。此二行の音となるなり。餘の七行は。二音を重ぬる時は。二音に分れて。諦に拗音にして。一音につゞまる事なし。故に喉音の外は。皆單行なるなり。）故に古言の中に。アイウエオの音の重なりたる言は。一つも有こと無し。これ其明證なり。（老肖などのイエは。ヤ行の。イエなる故に。オユアユも活用せり。また地名に秋田を阿伊太。置賜を於伊太三とある伊などは。キの轉なれば今の例に非ず。）さてヤ行もワ行も。ア行より生ずる音なる故に。三行に分ると云へども。或は髣髴として一つなるが如く。一つかと思へば。また諦に三つにして。古へは混淆することこ更に無りき。然れば此三行は。是字音を辨ずるにも。亦緊要の事なり。能々會得すべし。（韵學家に喉音を論せることと有れども。皆古言に昧くして。三行の嚴然と

して。相混ずまじき義を知ざる故に。皆混雑して。ヤ行ワ行は。畢竟無用の長物の如し。また御國の音韻は。甚だ悉曇に似たる事多し。然れども。只管に彼の法に因りて。是を治する時は。また違ふ

喉音三行分生圖

㊥ **ア**

ア	ア	ア	ア	ア
ア	イ	ウ	エ	オ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ア	イ	ウ	エ	オ

㊗輕 **イ**

イ	イ	イ	イ	イ
ア	イ	ウ	エ	オ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ
トナル		トナル		トナル

重 **ウ**

ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
ア	イ	ウ	エ	オ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ワ	井	ウ	ヱ	ヲ
トナル	トナル		トナル	トナル

エ

エ	エ	エ	エ	エ
ア	イ	ウ	エ	オ
モ	モ	モ	モ	モ
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ
トナル		トナル		トナル

オ

オ	オ	オ	オ	オ
ア	イ	ウ	エ	オ
モ	モ	モ	モ	モ
ワ	井	ウ	ヱ	ヲ
トナル	トナル		トナル	トナル

事おほし。殊に喉音三行は。吾が古言の音を。よく解せる者に非ずば。其の義を曉ることあたはじ。)五十連音圖の中に。イ井。エヱ。オヲの所屬を錯りて。或は井をヤ行。またはア行に屬し。或はヱをア行ヤ行に屬する類多し。惑ふこと勿れ若し一字も此所屬を錯るときは。三行の辨みな。明ならず。先づ初めに是を正し置べしと誨へて。此の如き圖を作り出られたり。此は當頃まで。世に韻學すと云ふ徒。みな彼の文雄僧が。磨光韻鏡などに據りて。其の說の拙きを。旁痛く思はれし故なり。夜和二行の。阿行に生じたる說は。誠に然る事なれど。中に甘なひ難く思ふ事あり。(そは篤胤。この師說を始めて讀たるは。四十年前の昔なるが。今に至るまで。

其の說變る事なし。）今其の由を述るに就て。其狀(サマ)は異(カハ)れども。其の理同く心得易き此の一圖を制(ツク)れり。師の圖に。中輕重と標(シル)されたる三段。まさに此圖の初二三の行々と同く。共に師說の如く。阿(ア)夜和(ヤワ)の三行と成れり。（其は中と書(カ)れし初段は。阿を以て阿行に乘るなれば。阿行に歸ること勿論にして。輕重と標(シル)されたる二段は。伊宇その父と爲(ナ)りて。阿行に乘れば。夜和の二行に切(ツマ)る事も論ひなし。）かくて師の圖の第四段。予が圖の第四行。共に延をもて阿行に乘(ノル)なれば。實は延阿行と云ふ物にして。眞の夜行に成(ナラ)ねども。延と伊とは甚近(イト)き聲なれば。姑(シバラ)く夜行と云はむは。然(サ)も有べけれど。師の圖に。第五段の於阿もワとなる。於伊も井となる。於宇もウ。於延もヱとなる。於々もヲとなると有るは。於(オ)にして和行に成る由なれば。從ひ難し。（此の第五段は。予が圖の第五行に當れり。合せ考ふべし。）其は和行は。阿行中の合喉音なる宇を父とし。阿行を母とする故にこそ。全き和行の合喉音とは成つれ。開音の於を父とし。阿行を母として。和行に變(カハ)るべき謂(イハレ)なし。是を以て從ひ難しとは云ふなり。（もし訝(イブカ)しく思はむ人は。五十音圖を拔きて。反切を試むべし。右の圖說は。夜和二行の未生以前。阿行のみなる時に。其於に。同じ阿行の五聲を。合する由の說なれば。同じ阿行中の反切なる故に。父母共に。此の中にかねて。其の母たるは動(ウゴ)かず。父に擬(ナゾ)へたる聲のみ行きて。母音につけば。始めは於阿行と云ふ物にて。終には阿行と成るより外なし。此は阿行に限る事に非ず。同行相重(カサ)ねての反切は。皆同じ事なり。其は本篇の同行。竪橫相ひ重なる條々の例を見て知るべし。）猶(ナホ)言はゞ己が著(アラハ)せる右の圖はも。初行は阿行。第二行は夜行。第三行は和行。第四行また夜

喉音竪橫圖

阿々ア	阿伊イ	阿宇ウ	阿延エ	阿於オ
伊阿ヤ	伊々イ	伊宇ユ	伊延ェ	伊於ヨ
宇阿ワ	宇伊井	宇々ウ	宇延ヱ	宇於ヲ
延阿ヤ	延伊イ	延宇ユ	延々エ	延於ヨ
於阿ア	於伊イ	於宇ウ	於延エ	於々オ

行。第五行また阿行なるが。其の初行の上なる阿阿より斜に。第五行の於々に下るも。阿行に反り。其の第五行の上なる於阿より。斜に初行の阿於に下るも。阿行に反るを。もし師說の如く。四段も夜行。五段も和行に反るとすれば。初行の上より斜に下るは。阿伊宇延衰となり。第五行の。上より斜に下るは。和伊宇延於と成りて。和行の韋惠は伊延となり。於衰の所屬も違ふめり。思惟を深めて攷ふべし。(先師の喉音三行分生圖に。謬るまじき事を。かく謬られたる事は。何にしける事ぞと思ふに。此は沙門文雄が磨光韻鏡に。內轉十一の舊く開なりしを。誤りて合に改めたるに。於の字その章に在るを以て。師やがて其誤りを承て阿行の於を。合口音に取られし故に。かく誤られしなり。然れば彼の字音假字用格なる。喉音輕重等第圖。字音開合指掌圖。字音假字三會圖說も。其れに因れる誤り少からず。其の由は佗說も有りて。神字日文傳。また此書の四の卷にも論へれば。此には其の大略を云ふなり。)(抑右の竪横圖はも。予が新制には有るなれど。言靈の自然に隨ふ本圖に

て。其の中三行なる。阿和夜の三行も。素これ阿行に出たるが故に。しひて約むれば。終に其に阿行に歸ること。初五の二行に同じ。然れども夜和二行。已に立て永く廢れず。阿行の素より正喉音なるに對へて。夜行を半喉音と云ひ。和行を合喉音といふ。(但し夜行は。伊と延とにて。二行出來つれど。其の伊に成れる行のみを用ひて。延に成れる行の廢れしこと言はまくも更なり。)さて夜行は。阿行に伊を帶びて成れる故に其の聲强壯にして。中にもイエは。阿行のイエに比べては。其重聲とも云ふべく。和行は阿行に宇を帶びて成れる故に。其の聲柔稚にして。中にもウは。阿行のウに比べては。其重聲とも云ふべし。然れば共に喉音とは云ふなれど。阿行のイウエとは異にして單音ならず。二行十音共に。實は謂ゆる拗音なり。(此の二行拗喉音なる事は。上に出せる師說に見えし。今は佗も普ねく知れるがごとし。)故是を以て。悉曇にも韻鏡にも。此の二行にあたるイウエと阿行のイウエとは其の音元より別なり。其は音韻自然の道なればなり然るに。古事記書紀に。其の

假字の差別なきは。夜和二行のイウヱ共に。同音の重成れる聲にて。阿行のイウエとは。其の差別いと微なる故に。自然に縮りて。二典の御撰ありし頃は。既に單音に呼習へる故なるべし。古事記の假字に。その差別なき事は記傳の首卷。假字の事。といふ條のイウエの下を見れば。通じて伊宇延を用ひたること知らる。此の外には。汙を一とつ。愛を三つ用ひたる耳なりと有り。書紀は。其歌どもの假字を檢するに。イは伊を七十九。以を十二。異を十八。易を二つ用ひ。ウは于を三十九。宇を十八。禹を三つ。汙を一つ用ひ。エは曳を二十五。愛を二つ。延を一とつ用ひたり。然れど是また。其の差別を立たる。假字遣ひには非ざりけり。)さて二典を始め。假字はしか差別無れど。古言の活用を推攷ふれば。自然に其の差別あり。そは母を於毛とも。息を於伎とも。宇受賣を於受賣とも。得を延とも。虚言を宇都波理とも。芋を伊毛とも。何處を宇豆古とも。抱を宇陀伎とも。嚴を宇都久志とも云などは。諦に阿行のイウエなるが。(なほ此の外に 幼をおときなく。鱗をうろこ。魚をいを。阿邪麻志をおぞまし。感をうむかし。今をうま。阿多期をおたぎ。菟芽子をおはぎなど云ひ。後ながら。動をおごきと云ふなども。阿行の假字なり。)善を余とも。往を以伎とも。奴を以都古とも。忽を以流加世とも。夢を由米とも。壹伎を由伎とも。齋利を由麻波理とも云ふなどは。夜行のイエ。兎を乎佐藝。敬を韋夜麻比。無禮を宇夜那志。禮儀を宇夜波比。現を袁都々。朮を宇計良。虚を袁曾と云ふなどは。和行のウなり。(此れ等大かた。語意に出されたる言等なるが。彼の宇斯いまだ於袁の所屬の違へる事に。心著れざりし故に。謬られたる事も有れば。引直して著せるなり。子細に求めば猶有べけれど。今は頓に。心に浮める言のみを出せるなり。)さて三行の活用。かく判然と別りつゝ。其の假字の異らざるべき由無れば。神字のみ用ひし世の古書には。決く其の假字の差別有けむを。漢字を假字に用ひし後より。漸々に混錯り來にけむ。其は古事記すでに其差別なく。書紀に。帝王本紀。多有二古字一。撰集之人屢經二遷易一。後人以レ意刊改。傳寫既多。遂致二舛雜一と

有るは。神世字を。漢字に改めたる事と聞ゆれば
なり。(此文の意委くは。古史徵の開題記。また日
文傳に云へり。然て古事記よりも古き書は。上宮
法王帝說なり。是また六音混合して。其差別ある
こと無し。)抑天地自然の音聲の五十なる事は。必
然るべき。惟神の道理なるが故に。赤縣印度の末
國すら。其の音韻具はりて有るを。神の本國たる
大御國に。其の音の元より缺ると云ふこと。絕て
有べき事に非ねば。此は人の世となりて。古字を
漢字に易ふる時毎に。彼邦の字音の朦朧たるより。
阿夜和三行の音を混錯して。遂に三音を失ひたる
物とぞ所思ゆる。(しか思ひ合さるゝ事は。今しも
漢字音を詳にして。舊く用ひ來れる三行の假字ど
もを檢するに。二典萬葉その餘の書等にも。彼邦
にては。阿行に屬するイウエをもて。我が夜和二行
のイウエにも用ひ。彼邦の夜行和行なるイウエを。
我が阿行のイウエに用ひたる類ひの混雜。今一々
に勝るに遑あらざるを以て知べし。)然れど此は。
今し何に思ふとも。古に復すべき便なき事なり。
然は有れ。三行の眞假字。各〻その字の異らでは。

語譯に意を竭し難き事ども有れば。上の訂正圖に。
三行の假字を別にして。己が文には。其假字を用
ひたるなり。(但し五十音の假字ども。多く古書に
用ひ馴たるを採れるが中に。夜行に出せる以曳は。
かしこにても此の行の字なり。また和行の于も。
即ち彼方の此の行につける字なれば用ひつ。然れ
ども片假字草假字に於ては。今殊更に異字を作り
出むことは。却りて不便なる事も有れば。本の如
くイエを通じて。阿夜二行に用ひ。ウをも阿和二
行に通用せるなり。見む人その意を得て。)さて然
イウエの眞假字を。別に用ふるに就て。また此所
に云ふべき事あり。然るは阿行なる伊宇延と。夜
和二行に出る以于曳とは。自然にして。親子の如
き尊卑に似たる差別あり。其は阿行の五聲は。元
より音韵の祖なれば。其の生出たる十行五段。四
十五聲の韻に含まり。幽よう祐けて其の用を成し
め。顯には語の上に在れども假にも下に在ること
無く。また辭の使令に預る事なく。殊に阿於の二
聲は。此の行を。竪に著せば上下に位し。橫に著
せば左右に在りて。父母の位の如くなる故に。其

の開なる伊宇延。また下に動くこと無く。然る活用をば。悉く夜和二行の以于曳の。稚く壯なるに委ね任たる趣にぞ有ける。(但し此も語意考に。阿と於は。言の下にいふ事なし。中下にいと云ふ言は。みな夜行のいにて。阿行のいに非ずとて。下の毛以もゆなどの。動きざまを說れたるに本づきて。今かく考へ加たる說なるが。其の謂ゆる中下の活用。たゞいの一と音のみに非ず。以于曳の三音共に。動くこと次の如し。)今その活機を少か云むに。萠燃の毛曳。もゆ。毛夜志と動き。悔の久以。くゆ。久夜美と動き。老の於以。おゆと動き。萎の那曳。なゆと動き。愈の伊曳。いゆ。伊夜須と動くなどは。夜行なるが。植飢などの宇惠。宇々。宇和流と動き。居の須惠。すう。須和流と活用く類は。和行にて阿行の伊宇延には。かゝる活機ある事なし。然れば夜和の二行は。阿行の長子次子にして。父母の勞きに代りて。事を執るにぞ似たりける。(此の類なる言ども猶多かるが。其はみな下の動き字の。同行の通ひなるを以て知る事なり。おい。おゆなど活くは。詞の八衢に謂ゆる。中二段の活用と云ふものなり。なえ。なゆなど活くは用令にて。八衢に謂ゆる。下二段の活用といふ物なり。またうゑ。うゝと活くも。下二段の活用なり。委くは彼の八衢を見て知るべし。)

○五十音義解上第六

五十音毎行五聲の成れる先後。また。其の一聲一聲の義は。我が宇斯とする宇斯等の。往々に其の端々を。示し置れては有れど其の全き說は。殊に書著はし賜へる書なし。故今は。己が年まねく按ひ畜たりし趣を。例の心利のまゝに云ひ述て。其の當否の定めは。世人の評に拘はる事なく。先師等の。幽の質しを受むと欲るなり。(實や五十音の義解は。此如もやと思ひ設たりしは。今の天保十年己亥の歲より。指をりて數ふれば。早く四十年餘りの昔。享和と云ひける年頃にて。尾張人鈴木朗が。江戸に在りしほど。互に語り相ひたるが始なりき。後に朗が雅言音聲考とて。少か書たる物も有けり。其より後に見しは。賀茂の宇斯の敎子と聞えし。信濃人光枝と云へるが。國辭解

とも辨とも云ふ物なり。是らは少か見つべき說も無きに非ず。今し世に語譯家。言靈家など稱ふ末輩らの。何くれと云ふ說等の。往々耳に入る事も有れど。音義の起りを釋得たる說は。一つだに聞えずかし）さて此の大御國の言に。古惠といふに。音聲の二字を通用し。古登と云ひ古登婆と云ふに。言語詞辭などの字等を通用し。來つれど。赤縣の字書等には。其の差別ある事なり。世に久しく然る通用の上は。今しも其の議に及ばむは。益なき事の如くなれど。此の義一通り心得居らでは。事によりて。不具に所思る事も有れば。此に少か其の差別をも記してむ。（甚舊より此等の文字相通はし用ひたる樣は。古事記序に。先代舊辭。勅語舊辭など有るは更なり。上古之時。言意並朴。敷レ文構レ句於レ字即難。已因レ訓述者詞不レ逮レ心。全以レ音連者事趣更長。是以今或一句之中。交二用音訓一。或一事之内。全以レ訓錄。即辭理叵レ見以レ注明レ意と有る。言詞語辭など。皆差別なく用ひられ。以レ音と有るも。實は以レ聲と有べき文なるを思ふべし。此より後の書に用ふる樣も。みな斯の

ごとし。）其はまづ聲とは。說文耳部に。聲音也。从レ耳殸聲。殸籀文磬と見えて。徐鍇が通論に。萬物之音爲レ聲。八音中惟石聲精詣。入二於耳一故於レ文耳殸爲レ聲。殸古磬字也と云ひ。（字彙有レ氣斯有レ聲。故云二聲氣一。聲成レ文爲レ音。故云二聲音一。楊子云。言心聲也。また韵會に。爾雅單出曰レ聲。又詩序聲音樂對レ之則別。散則可二以相通一。詳二音字注一とも云へり。）音は同書音部に。音聲生二於心一。有レ節二於外一謂二之音一。宮商角徵羽聲也。絲竹金石匏土革木音也。从レ言含レ一（段注云。有レ節之意也。）凡音之屬皆从レ音とあり。禮記の樂記に。知レ聲而不レ知レ音者。禽獸是也と云へり。（此語また史記の樂書にも見ゆ。韵會に。五音一以レ和爲レ主。五者成二於一一也。月令疏云。審レ聲以知レ音。審レ音以知レ樂。則聲音樂三者不レ同矣ともあり。共に聲を本とし。音を末と爲たる說等なり。）韻は韵會に。說文韻和也。从レ音員聲。古與レ均同。未レ知二其審一。單出爲レ聲。成レ文爲レ音。音員爲レ韻と見ゆ。先師等共に。此の字を比毘伎と訓れたり。（此を五十音の上にて云はば。唯に阿加佐多那波麻夜和良と呼さきは。謂ゆ

ゆる單出にて聲なり。彼香早田名端開箭輪等など
の義より云ふときは。既に文を成せるにて音なり。
下四段の聲音も。是れに准ふべし。然て加行以下
の聲を。長く曳呼べば。各々自然にして。其の末
に隱々と。阿伊宇延於の五聲を含めり。是即ち韻
と云ふものなり。）さて言は。說文言部に。直言
曰言。論難曰語。从口䇂聲。凡言之屬皆从言
と見え。徐鍇が通論に。出於口爲言。君子能言
滿天下。無口過也。故於文口䇂爲言。䇂愆
也。言出禍入。直言曰言。無委曲。故深戒之
也とあり。（韵會に。本作䇂。今文作言。徐曰。
凡直言者。無所指引借譬也。周禮大司樂注發端
曰言。答述曰語。禮雜記。三年之喪言而不語。
注言言已事也。爲人說爲語。論語曰。詩三百。
一言以蔽之。曰思無邪。左傳趙簡子稱。子大
叔遺我以九言。皆以一句爲一言也。國策齊
人有請者曰。臣請三言而已矣。益一言。漢
書東方朔云。十六學子書。誦二十萬言。皆以一
字爲一言也。とも見えたり。）語も同部に。語
論也。从言吾聲と見え。段注に。語者禦也。如

毛說。一人辯論是非謂之語。如鄭說。與人
相答問辯難。謂之語と云り。（また通論に。論難
曰語。語者午也。言交午也。故於文言吾爲語。
易曰亂之作也。則言語以爲階。階者漸也。起於
言漸至於語也と云ひ。韵會に。增韵以言告人
也。魯語何以語子。注敎誡也。なども見えたり。）詞
は說文司部に。䛐意內而言外也。从司言と見え。
通論に。詞者。音內而言外。在音之內。在言之外
也。何以言之。惟也思也。曰也。兮也。斯也。若
此之類皆詞也。語之助也。（詩曰。惟此文王。又曰。
在城闕兮。又曰神之格思不可度思。矧可
斁思。書曰。曰雨。曰霽。詩曰。今我來斯皆詞也）
聲成文曰音此詞。直音內之助。聲不出於音
故曰音之內。聲成文之內。一助聲也。言之外
者。直言曰言。惟思曰兮斯之類。皆在句之外
爲助。故曰言之外。楚詞曰。魂兮歸來些々。亦
詞也。在句之外也。故於文司言爲詞。司者主
事於外也。とあり。（なほ韵會に。集韵古作䛐
或書作䛐。通作辭。周禮。大祝作六辭以通
上下親疏遠近。又見辭字注。とも云へり。）辭は說

文辛部に。辭說也。曰辭辛。辭辛猶理辜也。段注に。今本說譌訟。廣韵七之所引不誤。言部曰。說者釋也と見ゆ。然るに此字同部に。辭不受也。从受辛。受辛宜辭之也。と有る字と。互に混用し來れるは誤なり。其說段注に委く見えたり。(また韵會にも。今人以辭爲辭受之辭。以辭爲文辭之辭。楊脩傳。絕妙好辭是也。循用旣久。今不廢と云ひ。また辭通作辭。集韵籀作辭。俗辭亂从舌作辭亂。其蕪類有如此者。と云へるをも思ふべし。)さて言語は。聲音より起ること素にて。其の五十聯の聲音に。各〻自然に意あり。象あり形あり。其は人の世に經る。事わざ繁き物なれば。見る物聞く物につけて。情その中に動きて。其の聲種々に發る。然るは物有れば必ず象あり。象有れば必ず目に映る目に映れば必ず情に思ふ。情に思へば必ず聲に出づ。其聲や。必ず其の見る物の形象に因りて。其の形象なる聲あり。此を音象と謂ふ。(其の音象の大要を云はむに。加良理としたる物を見れば。牙喉の加良理させし所に響きて。加良理と聞ゆる音あり。佐良理としたる物を見れば。齒舌の佐良理させし所に觸れて。佐良理と聞ゆる音あり。多良理としたる物を見れば。舌上の多良理させし所に響きて。多良理と聞ゆる音あり。奴良理としたる物を見れば。舌面の奴良理させし所より。奴良理と聞ゆる音を生し。比良理としたる物を見れば。脣輕の比良理させし所に響きて。比良理と聞ゆる音をなし。牟良理としたる物を見れば。脣重の牟良理としたる所に觸れて。牟良理と聞ゆる音を生す。此れ等を以て。其の大旨を辨へ知べし。(抑音象にかく。自然の定まり有りて。言と成るに。其の言必ず。其の見る物を指象りて。嗟嘆せるに形はる。其やがて其の情の。中に動くに因ること上の如し。(毛詩國風關雎の序に。詩者志之所之也。在心爲志。發言爲詩。情動於中而形於言。言之不足故嗟嘆之。嗟嘆之不足故永歌之。永歌之不足不知手之舞之。足之蹈之也。情發於聲。聲成文謂之音云々と有るは。即ち是の意ばへなり。情とは。禮記の禮運に。何謂人情。喜怒哀懼愛惡欲。七者弗學而能と有り。情實と熟して。麻古登と云ふに叶ひ。且字

良とも古々呂とも訓むべき字なり。)さて言有りて後に語あり。語有りて後に詞あり辭あり。是すなはち聲音言語詞辭の次第なり。然るに其の言語詞辭なほ意を盡さず。是に於て譬諭あり。形容の言あり。如此して言語の道始めて調へり。(其の譬諭とは。即ち神典の古傳に。狀如葦牙。また譬猶浮膏。また猶海上浮雲。また久羅下那洲多陀用幣流之時など有る類ひを云ひ。形容の言とは。古々袁々呂々邇畫成。また玉緒母由良邇取由良迦志。また河舟之毛毛曾々呂々邇。また鮎然咀嚼などの類を云ふ。大祓の詞に。持可々呑氐武と有る可可も。即ち形容言なり。其は賀茂翁の祝詞考に。可々は水を呑む音なり。水を呑む音を加々布々と呑むと云ひ。喫物の音を。加々加々と咀など云ふ類ひ多きを思ふべし。可々を加々布々と呑むと云ふを。俗言と思ふ人も有べけれど。凡て物の鳴音には雅俗なしと云れ。師の後釋も此の説に從られたり。彼の音聲考に。凡て下をトもじにて承て。漢語に。何然何乎と云ふたぐひの詞は。大かた音聲にて。形容したる詞なり。また下につく辭のシ。

ケシ。ヤカ。ラカ。メクの類の。上の詞も亦同じく。皆々音聲に因れる言かと云ふに。多くは然も非ぬは。音聲に因りて言語の出來るより。言語には自づから言語の意あるを。やがて其の言語の義を以て。物事を譬へ象どる事あり。音聲の意は。本にして事せばく。言語の意は。末にして事廣し。譬へば伎々良々志須々志などは。音聲の意にて象りたるを。道々志。物々志などは。言語の意にて象りたる。此の二つの別ある事を知べし。と云へるも然る言なり。なほ其の書を見るべし。)さて其の始め一物一事を指象どりて起れる言の。譬諭までに及べる趣を按ふに。赤縣文字の用法に六書といふ事あるが中の。形聲。會意と謂ふに。略相類たる趣にて。末つひに。或は數語に轉用し。或は佗に假借しつゝ。千言萬語に活機く事は。また彼の六書の。指事。象形。轉注。假借と謂ふに相似て。なほ種々の義を爲たり。(其の謂ゆる六書は説文解字の許愼が自敍に。一曰指事。二曰象形。三曰形聲。四曰會意。五曰轉注。六曰假借。とある是れなり。今の世にある説文の諸本に。指事者

云々。象形者云々。形聲者云々。會意者云々。轉注者云々。假借者云々と云へる文あるは。後人の注文の羼入にて。中にも轉注の説の謬りなること。狩谷望之が。後魏書の江式が傳に。此の序文を引たるに。右の注文どもの無きに徵して。委しく論へる轉注説といふ物あり。其の説を用ふべし。）其は本編の諸章を。次々に釋行く隨に。いと著き事には有れど。此に少か其の一例を述むに。阿行篇の第一章なる阿加は。天つ日の大空に懸り。赫やく象を指して。阿加良とも。阿加々とも。嗟歎せし言の。阿加と約りて。彼日の義を爲し。かつ其の色の名に定まり。其の赤き象より形容して。阿加理と云へるが。明の字の義なるを始め。其の言なほ種種に活機けり。是謂ゆる指事象形の趣きなり。（其は彼の注文に。指事者視而可識。察而見意。二二是也。象形者畫成其物。隨體詰詘。日月是也と云へる如く。二二は上下の古文なり。詰詘は。屈曲といふが如し。文の意は文字に指事と云ふは。其の事ありて。物なき言の類は。直に其の事の象を形に寫して。視るまゝに其の事と知べく。

其の象を察して。製字の意をも見るべし。上下の字の類是なり。象形と云ふは。形ある物をば。其體の隨に屈曲して。其の物を畫成せる文字なり。日月の類是なりと。各〻その一例を示せるなり。本書に。二高也。上篆文上。二底也。丁篆文下と有りて指事と稱し。日月の字の下に。⊖は實也と有りて。其の實せる象を形はし。☽は闕也と有りて其の闕たる象を形せるにて知べし。我が古言は其の言の上に。指事象形の分ち。神ながらに備はり。赤縣の古文は。其の字の上に。指事象形の分を。各〻に別たり。然るに彼此その趣きの相似たる事は。其の文字の原。はた。我が大神の傳へ給ひしに因る事なり。其の由は赤縣太古傳。太昊古易傳などに論へるを察て知べし。）さて其の轉注假借に。相ひ似たる由は。上の件の阿加良。阿加々より起りて。彼日。赤の義と成れる言の。明の義に轉れるは更なり。明また阿伎。阿久。阿祁と機きて。厭。飽。開を始め。なほ種々の轉用あるが上に。また反語の例あり。其は阿加は。明く潔きを云ふ言なるを。人體の垢をも稱ふは。葦を余志とも謂

ふに同じ類の反語なり。此れ等の類は。假借の例に取むも違ふ事なし。(彼注に。轉注者。建レ類一首。同意相受。考老是也。假借者。本無二其字一。依レ聲託レ事令長是也と有れど。此の二說ともに誤りなり。其は彼の轉注說に。六書とは。事を指し示したる。上下の類は指事なり。物の形を象りたる。日月の類は象形なり。此の二つを文と云ふ。また其の物の文に从ひて。名に呼ぶ聲の文を添へたる。江河の類は形聲なり。二文を合せて義を爲たる。武信の類は會意なり。此の二つを字といふ。此の文と字とを使ひ用ふるに。其の本義を用ふる者あり。義を轉じて用ふる者あり。聲を借り用ふる者あり。本義は說文に釋せる義是なり。義の轉ずる者は。譬へば令は發號也。とあるが本義にて。法令の字なるを。法令を出して。民を法令の如くなら令るより轉じて。使令するを總て令と云ひ。法令は吏長の民に命ずる故に。轉じて其の命ずる吏を令といふ。縣令など是なり。また長は久遠也とあるが本義にて。遠長の字なるを轉じて。物の長短の字となし。また轉じて長幼の字となし。また凡人

に勝れたる人を長者と云ひ。また轉じて主領たる者を長といふ。此の如き類を轉注と云ふ。また聲を借用ふる者は。其字なきによりて。其の物の名と同音なる文字を。何の文字にも有れ。借り用ふるを假借といふ。譬へば之は出也と訓じて。草の地より出るなり。焉は鳥の名なり。也は女会なるを。音の同じければ。皆借りて語の辭とする類なり。皇國にて。西土の文字の音を借りて。皇國語を書くを假字と云ふ。全く是に同じと云へるにて知べし。)扨かく彼此合せて考ふるに。言語の本は。情その中に動きて。聲に形はれ。其の聲に音と意と形ありて。調へること最彰けし。故今その五十聯の聲の義を釋くに。其の每行五聲の起れる。先後を明さでは。本章の語解に。其の意を盡し難き事ども有れば。先其の事の原より攷ふるに。既に云へる如く。五母韵の定まるに。彼の合口宇聲より起りつれば。其の子なる加行以下の諸聲も。第三段久須都奴布牟由于流より起れること。準へて知るべし。(然れば宇は韻に在りながら。また聲にして。竪に阿伊延於を生じ。横には久須都奴布牟由

于流を生ぜし也。俗悉曇家は更なり。契沖の說にも。阿の聲を其の趣に云へるは非なり。）かくて其の十行の中に。良行のは其の聲假にも本言の上に在ること無くらむ。如。らし。所などの類なる形容言。また詔辭にのみ使はれて。雅語にも俗語にも。下の活機を爲す事は。比類なき物から悉曇に謂ゆる。卷舌と聞ゆる聲等なれば。阿の行と終始反對して。上九行の尾を都べき。自然の勢なること。既にも論へるが如し阿行五聲の。諸行に主たり祖たり。始めたる趣は。上に云へるを。此にもて來て。其の必ずかく有べき事の由を辨ふべく。良行の。上九行を都て其の尾を司る趣は。次に釋く行行の毎初に擧る。二十五言どもを見て知べし。）さて如此十行横列の次第を聲音の自然に從ひ定めて。阿行良行の尊卑終始するを神典の古傳に按ひ合するに。是また天と泉との象に符へり。其は天つ日の御國まづ成りて。次に泉都國定まり。然して後に。天と泉との憑相に。宇都志國の事竟たる。趣なり。然れば音韻言語の道もその如く。阿良の二行まづ齊ひて中八行の音義の漸々に。全く調ひ竟けむこと推て知るべし。（然るは今しも。赤子の初聲を發るに。ウアーと云ふは更なり。童子と成りても。アイウエオを稚く。ワ井ウヱヲと云ひ。ラリルレロを稚く。ヤイユエヨと云ふ間は。音韻の道の未だ成ざる故に。片言のみ云ふめるを。阿良二行の聲の。諦に云はるゝ時に至りて。初めて其の言語の。調ふを以ても知べきなり。）故是を以て。今此の五十聯音の義を釋くに。阿行の五聲まづ舌頭に彈き觸れて。良行の五聲成れる後に。彼の第三段なる久須都奴布牟由于の父聲五段に響分りて。諸聲を生すに。良行その形容を助けて。其の音義を成せる道理と思ひ決めつ。其は次の毎行に。說以行くを見て知るべし。（但し五十音の義解とは云へど。其の一言の義を盡し釋むとには非ず。然るは喉音三行には。各々素より一音の言なるが。有れども。餘の三十五聲は。一音の言と思はるゝも。實には省語また切語なるが多かり。其は加聲にて云はむに。日を云は伎良の切り。乎をよむは伊加の省かり。所を云ふは阿加於加の省かり。香を訓むは加保の省かり。鹿をい

ふは。加具の省なる類ひ多ければ。都て二言につけて。其の因-因に論ふかた便宜ければ。下には。喉音三行の一言のみを。大抵に精く解きて。餘りの七行三十五聲をば。唯其の初義を述て。其の行行の。心-得居るべき事のみを論へるなり。

阿（阿良 阿|）**伊**（伊理 伊|）**宇**（宇流 宇|）**延**（延禮 延|）**於**（於呂 於|）

是の行の五聲は。日文傳に云へる如く。彼の喉音の元なる宇の聲。其の父聲と爲り。五母韻と相ひ偶して齊へる。聲等なるが。其音象を按ふに。阿は阿良理とした聲。伊は伊理々とした聲。宇は宇流理とした聲。延は延禮理とした聲。於は於呂理とした聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて。先其合口言なる。宇流てふ言の出來しよりぞ。其の音義を成たりける。(其は此の五聲の。言語に機くは。彼の五母韻を。其の儘に用ふるに非ず。かく良行と相偶せるに因りて。其の音義を成せるを用ひしなり。是を以て自然に是れ等の音象あり。然て本聲の下に。阿良伊理など注せるは。其の本義たる言。また阿|。伊|など注せるは。下に引出る。語書に見えたる引聲なり。其|は。今し人も用ふる引聲の印なり。阿行の聲の重なる言は。我が古言に素より無ければ。加行以下の加々佐々など。正しく二音に疊ぬる言とは。元より異なり。思ひ錯ふべからず。)其の由何を以て知るなれば。阿行篇の初章なる二十五言を。神典の古傳及ひ諸書なる古語に。徴し攷へて是を知れり。其の二十五言の譜かくの如し。

阿良	伊良	宇良	延良	於良
阿理	伊理	宇理	延理	於理
阿流	伊流	宇流	延流	於流
阿禮	伊禮	宇禮	延禮	於禮
阿呂	伊呂	宇呂	延呂	於呂

(此の章譜に第三段宇流なるが。其の最中に位を定めて。其合聲の竪横十字形に貫通し。かつ阿良より斜に於呂に降るも。阿呂より於良に斜に降るも。共に阿行の並びなるに意を潜めて。此の行素より。三段宇の聲に起れる所以を。先思ふべく。諸行の然る所以をも亦惟ふべし。)抑是の二十五言は。宇流より起り潤の義にして宇良。宇理。宇流。宇禮。宇呂と活けるが。宇良は阿と約りて初段に居り。宇理は伊と約りて二段に居り。宇流は宇と縮りて素のまゝ三段に居つき。宇禮は延

と約りて四段に居り。宇呂は於と約りて五段に居る。是を以て此の行五聲の初義は、潤の字の義より起れり。但し其の段位は、五母韻の次第に因循ふこと。既に論へるが如し(潤の字は。說文水の部に。水曰潤下、从水閏聲と見え。廣韻に、潤澤。又益也と云ひ、字彙に。音閏、澤潤也。又澤也滋也とも云へり。浸潤ほふ意なり。蓋こは是の行の起れる初めをこそ云へ。なほ每聲種々に其の義別れり。其は下に謂ふを見るべし。)さて如此すべて潤の字の義より起れる。阿伊宇延於に。また各々に良行の五聲相副しかば。阿は初段現有の活用と成り。伊は二段苛入の活機となり。宇は素の如く。潤また裡の活用を爲し。延は四段得の活機と成り、於は五段卸織の活機と成る。これ此の行の第二義なり。然るに此の義阿良の二行に分れたり。(如此云ふ由は。まづ阿行の阿といふに。有の義あり。伊と云ふに入の義あり。宇と云ふに潤の義あり。延と云ふに得の義あり。於と云ふに卸の義あり。また良行の五聲に。有入などの意あるは。乃ち是の義の分りし故なり。其は良行の下にも謂ふを見るべし。)かくて是の行五聲の。然起れる由來は、神典に稽ふるに。天地未剖し往古より。天高市の天眞區に。其の始め無く御座して。造化の初發を成坐せる。天皇祖三柱神の產靈に資りて。大空にまづ。一物の生出たるに起る。其は神代紀の一書に。天地初判一物在於虛中。狀貌難言と有る乃ち是にて。此は竟に天地と分りし物の初發なり。(天高市の天つ眞區とは、天皇祖神たちの。神留坐す本域にして。我等が居地より振放見て。紫微宮と稱する邊り。乃ち其の域なり。委くは古史傳に云へるを。下の那行の所に。因ありて其の大旨を云へり。)然るに狀貌難言と有るは。其の新々と現れ出たる象の、妙に奇しく。一に名狀し難く。かつ白地に言ふに難かる。陰陽構合の貌なりし故に。かく傳へたるにて。然る言ひ難き是の一つの物の。天地と分る狀を、次々に詔ひ出たるぞ阿行を始め。五十聯音の起原なる。(其の一に。名狀し難き大要を云はむに。陰陽構合の象は。素よりの貌なるが。其の質は。火水土相淆れる物にて。溟涬として。或は明く或は闇く。其の

漂へる趣はも。潤々。旋々。灸々。聯々。滑々。奮々。聚々。動々。麗々としてぞ在りける。狀貌難言とある古傳の意。これにて思ひ辨ふべし。）其は此一の物の虛中に宇々流々と潤めき。現はれ出たる樣を。御目前に見行せる。其の皇祖神等の御情に然る物在りと所思看せる隨に。その象を大御言に。詔ひ形はし給へるが初發にて。まづ此の五聲の元基とは成れり。（凡て神典なる世の初めの古傳は。當昔直に其有狀を。見まし知ませる趣をし。其儘に詔ひ傳へし物なれば。其意をもて見ずば有べからず。其は天地の初判は。一つ物虛中に生りて云々と云ふ語の。當昔しか現れたる狀を。直に御覽せる神ならでは。語り傳ふべき由なき事なれば。彼の三柱の皇祖神等ならで誰か有らむ。其は此の阿行のみに非ず。加行以下の諸行は。殊に其の旨いち著く。竪横の次第までも。神典の古傳に。幽契すること。實に奇靈なりとも。微妙なりとも。言語に盡し難き趣きなれば。小緣の事には非ずかし。）然るは。其の大御言詔ませる初。まづ阿聲の定まるに。上の件の宇流の合口言なるが。

宇良。宇理。宇流。宇禮。宇呂と活ける其の宇良は。良の聲の副れる故に。開口音の阿に約り。彼の物を指して。阿々良々と詔へるが。竟に阿良。阿理。阿流。阿禮。阿呂と活く言と成る。阿良は現また在にて。彼の物の現はれ在るを。今更の如く驚き所思して。詔ひ出たる御言なること。一二物在於虛中とあり。在字をもて悟べし。（其は此の古傳のもと。是の大神等より次々に。語り繼來し傳なること上に論ふ如くなればなり。世の言にも。月の少瞻ゆるなどを。人に指教へて。阿々禮々とも。阿々良々とも云ふ。神世も今も同じ趣にこそ。此の阿々良々。これ現在に非ずして何ぞ。然て其の一の物は。此の皇祖神たちの。生出給ひし物なるに。其を見行して。今更のごと驚き所思せりと謂ふを。訝り難むる人も有なむか。其は爲こと無して爲たまふ。產靈の御德の不測なる所にし有れば。其の御德に資りて。此の物の成出たりとは。御自には所知看ざりけむ。道理までを惟ふべし。阿那かしこ。）さて其の阿々良々の阿は。此言の主音なれば動き無く。良の旣に論へる如く。

形容に副りし。活用聲なる故に。疾く去りて其の韻のみ殘り。阿々と締れるが。阿良とも成りて。然て何事にまれ。情に深く感け思ふ故ある時に。阿良とも阿ーとも打ー出る。謂ゆる嘆聲と爲れり。(師云。奈宜幾は長息といふ事なり。そを奈宜久とも活かし云ふ。奈宜久は。長息すると云ふ事なり。萬葉集に。長氣所念鴫なごと。詠ること數知らず。漢文にも。長大息なども云り。凡て情の感ずる事には。嬉しきをも。怜きをも。樂しきをも皆いふ言なり。然るに後には。憂しく悲き事にのみ云ふは。深く感ずる情の一つをとり分て云ふなり。字書に歎吟也とも。大息也とも注し。常に歎息といふ。此方の奈宜久によく合へり。また稱嘆とも歎美とも連け云ひて。此字の義も悲き事のみには限らぬなり。)扨此の阿ーてふ聲のこと。皇典に所ー見たるは。古事記神武天皇の段に。已に兄宇迦志を。伐取ませる所の。大御歌の末に。疊々音引志夜胡志夜。此者伊碁能布曾。此五字以音。阿々音引志夜胡志夜。此者嘲咲者也。と有る阿々是れなり。(此を書紀には。皇軍士の歌として。阿々時夜塢。伊莽儀而毛とあり。)然るは。本注に。音引くと有るは加行以下の聲の。加々佐々なとの類なる。正に二た聲を疊ね云ふ言とは別にして。阿を單に長く引きたる音なる由の注なればなり。(記傳に。私記に。阿々を咲聲也と注せり。誠に今の世の人も。咲聲は。阿々と云へりと。有るは。下の文に。此は者嘲咲也と見え。書紀に。今來目部ー歌而後大哂ー是其緣也。と有るに據られし說なれども。私記に。咲聲也とのみ云ひて。嘆聲なる由を云はざるは委からず。此の時の御歌の全は。虜等の愚に拙き由を。嘲咲ませる御言なる故に。文に。此れ者嘲咲者也。と云へるにて。上の御句に。疊々志夜胡志夜とあるも。共に今の世に。エー愚なり。アー拙しなど云ふ。嘲り嘆きと。全同じ詞とこそ通ゆれ。)然れば此は。赤縣籍どもに。嗚呼。於乎。嗚虖。於戲など有る文字を。舊く阿ーと訓める乃ち是なり。其は源語若菜の上に。耳も鬱悒かりければ。阿々と傾き居たりと云へるは。老人の狀にて。今の世に。あゝ悲し。あゝ嬉しなど。常云ふ長息の詞と。相ひ同きを按ひ合せて知るべし。(河

北の景禎に。今擧る漢字の類を。なほ多く擧て。こは皆一音にして。嘆の辭なり。嘆は善き事にも。惡き事にも嘆ずるなれば。音を模したる迄にて。此れ等の文字。その字義には因らぬ事なり。然れば元より。吉凶善惡を。別つ事なき筈なれど。書によりて。分てるも有こと。韵會に辨じたるが如し。と云ひ。谷川の和訓栞。あゝの所にも。種々の説あり。合せ考ふべし。)さて此の阿ー。遂に罵聲の阿に調ひて。應聲とも成れり。其は禁祕御御の恒例毎月次第の條に。女官申す。御手水參らせ候はむ。女房。あといふ。女官。御楊枝二。雙指御簾。まかり出し參らせ候はむと云ふ。また女房。あと云ふとある是れ也。(此事を。日中行事には。女官御手水參らせ候はむ。と二た聲申す。女房。あといふ。女官御楊枝二つを。みすに指して。まかり出し參らせ候。と二た聲申す。女房あと云ふあり。諸越の字書ともに。阿慢應之聲とあり。和漢符合の詞なり。)然れど舊くは。單聲にても。嘆きの聲なりし事は。神武天皇紀に。嗟乎と見え。萬葉一の卷に。嗚呼兒乃浦と書き。

新撰字鏡に。嗟の一字を阿と訓み。書紀また靈異記に。噫を訓み。宇治拾遺の五。仲胤僧都説法の條に。「そこら集りたる大衆。異口同音に。あめきて。扇を開き使ひたりと。有る阿米伎も是なり。(あめきとは。あは噫。めきは。其のさまを云ふ詞にて。大衆みな。アーアーと感くつ反れる趣なり。太平記。三井寺合戰の條に。衆徒ら。本尊彌勒佛の首ばかりを取て。藪に隱し置たる事を。狂歌せる詞書の文に。故もなく。鋸を以て。我が首を切りし間。阿逸多と云へども叶はず。と有る阿逸多は。彌勒の一名なるを。噫痛にいひ掛たるにて。今も云ふ言なり。)さて阿といひ。阿ーと打出ることは。見る物あり。聞く物ありて。其の情中に感き。其を指し嘆くより。發る聲なる故に。自然に現在の義あり。亦その指云ふ方より。遂に彼の字の義を成せり。本篇の阿良より。阿和に至る九段の阿。みな此の義に漏るゝ事なし(其は字書ども。彼は此と反對せる字にて。佗を指し人をさし。時を指し事をさし。物を指す辭なればなり。然るを世の語釋家など。多く此の義を知らず。徒に謂ゆる

發語とのみ心得たるは。最も拙き事にこそ。彼の和訓栞にさへ。あは。凡そ聲音の基ゐし根ざす所なれば。諸の發語に。あの響を含めりとて。梵語漢說何くれと引出て。說を作たれど。梵漢はよし然も有らば有れ。皇國の古言に。然る無用なる發語の阿聲は。一つだに無き物をや。佗し語釋家の說等も准へて知べし。）其は是の阿の聲に。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。阿良。阿理。阿流。阿禮。阿呂と活きて。新。有。荒。彼。主などの。祖言なるは更なり。（此は現より起りて。有在などの。阿理。阿流。阿禮。阿良牟と活くは更なり。新荒を阿良と訓み。彼吾生を阿禮とよみ。主を阿呂自と訓むも在と同訓の活機なる等を謂ふ。委くは本篇を見るべし。）加行の從ふは。彼日。赤。明。飽。開。彼所。佐行の從ふは。朝。葦。淵。汗。遊。多行の從ふは。當。味。厚。充。迹。那行の從ふは。孔。兄。主。姉。彼。波行の從ふは。淡。遇。相。饗。痴。麻行の從ふは餘。網。編。雨。天。夜行の從ふは。文。肯。歩。和行の從ふは。沫。藍。靑是等の阿みな。彼の義なるを以

て知べし（但し此には文の繁きを厭ひて。一段にかく四五言づつ出せれど。なほ此れ等の言より。轉用假借し出たる言は數知らず多く。首に阿もじを負る言の限り。其流れの末よりは。別義の如く聞ゆるも。無きには非ねど。其の原に泝りて攷ふれば。彼の義ならぬは有る事なし。其は本篇の因に釋くを俟べし。扨また此に擧たる諸言の中に。主痴などの類ひ。必ず佗の訝るべき言なれど。攷ふる旨ありて出せり。また主。遊などの類ひ。三言の語を出せるも。訝かる人必ず有べし。然れど三言の語の末なる字は。多く活用詞なれば。實には二言の語なり。故三言の語をも憚らず出せり。下の件々もこれに倣ふべし。）〇さて伊の音義の定まるに。上の件の合口言なる宇流の。宇理と活けるが。理の聲の副りし故に。開口して伊の純聲に調へり。抑伊は。彼の中府なる宇の元氣。舌上を竪に進み出る聲にて。素より自然に氣の義なり。古語に氣を伊とのみ云へるは。神代紀の上。氣噴の本注に。伊浮岐と有り。此を古事記に。氣吹と書き。大祓詞に。氣吹戸主神と有るを。大同

本記に。伊吹戸主とも有るにて知べし。(此の餘に氣息の字を。伊とのみ云へる例。數ふるに遑あらず。語釋家おほく此を。伊伎の伎を省ける也。と云ふは非也。伊伎は。氣に加行の从ひて。伊伎。伊久。伊祁。伊加牟と活く言にて。却りて。未なる物をや。)さて其氣進める方より。まづ應聲と爲れり。其は赤縣籍の舊訓に唯の字をイーと訓める是なり。(此は早く和訓栞にも。唯の字をいと訓めるは。倭語の答辭なり。字音の響には非ず。曲禮に。先生召諾唯而起とも見え。文選の注に。唯々謙應也と有り。と云へるは然る事なり。)都て伊は氣進む義の聲なる故に。一通にては。徒何となき發語の如く聞ゆるも。深く其の言を味ふれば。悉く氣進める意あり。(和訓栞に。いは發語の詞に多く云へり。爾雅に。伊維也注に。發語辭と見えたり。悉曇にても。伊の字に根本の義あり。神代紀の歌に。以和多羅素。萬葉集に。伊縁立之。射立せる。伊隱る。伊積るなどの類ひ。擧て數ふべからずと云へれど。縱發語ならむにも。氣の義にて。梵漢の發語の類ひには非ずなむ。)其は此の伊の聲に。上の件の譜の如く。良行の五聲相ひ副へば伊良。伊理。伊流。伊禮。伊呂と活きて。苛。入。色などの祖言なるは更なり。(此は苛より起りて。入り。入る。入れ。入らむと活き。色も乃ち同語なる由は。郎子郎女などの伊良。入彦。入姫などの伊理。色妹。色兄などの伊呂。みな同じ語なる由の師說にて明なり。鑄を伊流と訓むも同言なるが。射熬などを訓むは。夜行の以流なり。其は音の成壯によりて。差別あること。既に喉音三行の辨の所に述る如くにて。此の行の伊は成たるを。夜行の以は壯なり。次に擧る諸言にも。各々此の差別あり。夜行の諸言と。攷へ合せて辨ふべし。)加行の從ふは。何。活。幾。池。息。佐行の从ふは。率。石。急。多行の從ふは。至。市。徳。愛。那行の从ふは。否。寢。波行の從ふは。岩。家。庵。麻行の从ふは。今。芋。夜行の從ふは。辭。癒。和行の从ふは言なし。此れ等の伊みな。氣の義なるを以て知るべし。(なほ是れ等の言より。轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて。伊の聲と爲れるは。自然に伊の聲の義を生せ

り。其は本篇に。次々釋くを見て知べし。）〇さて字は既に云ふ如く此の行五聲の元音なれば。乃ち諸音の本祖なるが。其の音に潤諸得の三義あり。其はまづ宇流の二た聲。素より合口音にして。其の音象を惟ふに。彼の一の物生出たるはじめ。潤とありける樣に想ひ合されて。口內自然に津液を生じて。純潤たる趣あり。是ぞ此の言に潤字の熟く叶ふ所以の本なる。（五十音五段の中に。第三段の音は。みな合口音なる故に。口を開ては。都に云ふこと能はざる聲等なる中にも。宇流の二音は。其の首尾に在りつゝ。かく相結べれば殊に然り。また口舌の乾燥せる時なども。出ざる聲なり人々自から呼試みて知るべし。）さて然合口して。津液を畜ふるより。起る音なる故に。また自然に。心に諸ひ。裡に受得る義あり。是を以て用言の祖聲と成り。かつ承諾の聲とは爲れり。其は應聲に宇と云ひ。得の字を宇流と訓むは更なり。萬葉六の卷に。諸己曾。十三に。諸名諸名。十六に。否も諸も欲する儘に。など見えて。諸は宇に閉の副たるなり。）また蜻蛉日記の文に。「人告に來るも。

何事と覺えねば。うとて止ぬ。と見え。源ノ信明ノ集に。「今日のうちに否とも諸とも云ひ果よ。人だのめなる事なせられそ。とも見えたり。山岡妙阿が名物考に。點頭をうなづくと訓めるも。うべと請がふ意なり。俗に心得たる事をば。うんと云ふも此の詞なりと云へるは。然る言なり。本編阿行篇の第五章。宇閉の所に云ふを俟べし。）また右の宇と云へる。應聲を牟とも云ひき。其は宇治拾遺五。實子に非ざる人。實子の由なる條に。「思ひ計らひて。沙汰しやれと云へば。むと答へて立ぬ。また「己は老立たる者ぞかしと云へば。むと云ふなど有る是なり。（また同書三に。小式部內侍が。房に。中納言定賴卿の通へる事の條に。「四こゑ五ッ聲ばかり行もやらで。讀たりける時。うと云ひて後ざまにこそ臥反たりけれ。と見え。源語。枕の草子などに。打うめきと云ふ詞あるも。其に同じ宇なれど。諸の義には非ず。例の云と。中に畜たる聲の出るにて。世の言に。うんと力を入れて。など云ふ宇にて。呻吟の義なり。佗の說に。此れ等のうき。嘯きに同じと云ひ。或はおめきに同じ

と云ひ。或はおめきに同じと云もへれど皆叶はず。)應聲なる宇を牟とも云ふは。諾宇辨をむべ。鰻宇那岐をむなぎ馬宇痲をむま。狢宇自那を牟自那といふ類にて。此れ等の言。みな陋言には有れど諦しき古語にて。俗言には非ざるなり。(此陋言と俗言との差別は。既に五十音活用の條に云ひき。下に陋言と云へる言ども。皆これに傚ふべし。)さて此の宇の聲に。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。宇良。宇理。宇流。宇禮。宇呂と活きて。裡。潤。得。憂。空などの祖言なるは更なり。(此は潤、裡より起りて。得り。得る。得れ。得らむと活く言なりけむを。得る得ればなど云ふ語のみ遺れり。なほ別に賣り。賣る。賣れ。賣らむと活く語。また浦。末などの類ひも有れど。其は麗より起りて和行の于なり。凡て阿行の宇は成聲なるを。和行の于は雜聲なること上にも。下にも述るが如し。次に擧る諸言にも。各々此の差別あり。和行の諸言をも。攷へ合せて辨ふべし。)加行の從ふは。伺。受。佐行の从ふは。主。多行の從ふは。歌。内。愛。那行の从ふは。海。畝。波行の從ふは。

諾。麻行の從ふは。美。倦。績。埋。夜行の从ふは。言なし。和行の從ふは。殖。飢。魚なり。此れ等の宇みな。右の三義を出ざるを以て知べし。(なほ是れ等の言より。轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて宇聲と爲れるは。自然に宇の聲の義を生せり。其は本篇に次々釋くを見て知べし。)○さて延の音義の定まるに。上の件の合口言なる宇流の。宇禮と活けるが。禮聲の副たる故に。開口して延の純聲に調へり。抑延と伊とは。上下反對にして。甚近く通ふ聲なり。其は彼の元氣。まづ舌上に進みて。伊の聲を生じ。然て舌上に進みて。伊の聲を生じ然て舌本に退きて。延聲と成れり。其進退の形象は。譬へば伊は。喉外舌上に細く響きて。進む氣勢なるを。延は喉内に太く應へて。強く受納るゝ勢あり。(此は師の漢字三音考なる。二聲の圖を見て。人々自から呼試みて知べし。伊を呼ぶには。下脣をさし出る勢なるを。延を呼ぶには。下脣をひき入るゝ趣あり。是ぞ二聲進退の象なる。)是を以て此聲自然に。佗にも自にも押介する意あり。故古説に。こを介

言と謂ふ。其が中にも。我に令する意ぞ本なる。然れば得を。延流とも宇流とも。云ひ來つれど。延は本にて宇は却りて末なるべし。(但し自に令する意ぞ本なると云ふを。心得がたく思ふ人も有むか。此は譬へば。往き說きと云ふふは躰言。往く說くと云ふは用言。往け說けと云ふは。令言と謂ふこと。語意ありし以來は。佗學の人等もみな知りて在れど。此はもと。我が往き我が往くこと。己說き己說く事なり。是を以て。往べきか。說べきかと猶豫思ふ時に。エー往け。エー說けと。自から押令する意なり。其は往かむ說かむと云ふも。自吾が思ふ心なるをもて知べし。)さて是の音を曳きて云へる言は。上に出せる。神武天皇の大御歌の末に。疊々音引志夜胡志夜。此者伊碁能布曾此ノ五字以音と有る。盈々是にて。乃ち劇責たる聲なり。(疊々は師說の如く。盈々の誤字なり。記傳十九の卷の二十二葉に見えたり。)然るは師說に。此言は。今の俗に醜惡き事。また或は汗穢き事などを見聞て。延々と云ふ。是惡み疎む歎息の聲なり。此も其に同くて。兄宇迦斯が負氣なく。逆なる所爲を。

辱しめ惡みたる辭なり。音引くとは。二つの盈を離しては讀ず。只一つの盈を長呼が如く。引きて讀めとの注なり。阿々の下なるも同じとあり。(實にも俗に疎む人などの。過失を爲出たるを。傍より嘲りて。延々をかし。延々苦々し。延々きみなど云ふは。此なる盈々と同じ意ばへにて。自づから善きみと云ふ如く聞ゆるは。乃ち夜行の曳の。余とも通ふ所以にて。其の延々と云ひ。余以と云ふは。彼れには惡き事なれども。惡む方より嗤りて。然は云ふなり。志夜と云ふも。詈りの辭なり。本編佐行篇の第七章に云ふを見るべし。)さて宇治拾遺の五。仲胤僧都說法の條に。「僧都伽々良良と笑ひて。此は仲胤が作たりし句なり。盈い盈いと云ひて。云々と有るは。當に上の盈々音引とあるに同じ。」伽々良々は。笑ふ聲にて。佗書どもには。加々良々とも云へり。盈い盈いは嘲けり囃せる聲なり。其は今の文に云々と切たる詞に。大かた此の頃の說經をば。犬のくそ說經といふぞ。犬は人の。糞を食ひて糞をまるなり。仲胤が說經をさりて。此の頃の說經師はすれば。犬のくそ說經と

云ふなりと云ひけると有るにて知べし。）かくて是の聲未だ應聲とも成れり。此も同書に。兒の虚寢入したる條に。「いま一度おこせがしと。思ひねに聞けば。ひし〳〵と只食にくふ音のしければ。すべ無くて。むこの後に。ゑいと答たれば僧たち笑ふこと限なし。と有る是なり。（答の聲にゑいと云ふこと。今の世にも常ある事なり。またゑいや。と云ふ囃し聲も常に云へり。中つ世の書らに重き物など。力を入れて持上る時。また矢叫ひにも。ゑい聲を出して。云々など云へる事も多かり。）さて。此の延の聲に。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。延良。延理。延流　延禮　延呂と活きて。劇得などの祖言なるは更なり（此は劇より起りて。得の本つ言と聞ゆること。上に云ふが如しなほ別に擇り。擇る。擇れ。擇らむと活らく語も有れど。擇るを余流とも云ふ言あれば。此は夜行の曳と通えたり。其の行の所に云ふを合せ攷ふべし。）加行の從ふは。何の陋言。佐行の从ふは。率の陋言。多行の從ふは。至の陋言。那行の从ふは。否の陋言。波行の從ふは。岩の陋言。麻行の从ふは。今の陋言。夜行の從ふは。辭の陋言。和行の从ふは言なし。然れど延はみな。劇得の延と同義なり（抑是れ等の言ども雅語には。絶て用ふこと無れど。舌鈍たる人等は。活しをえかし。率をえざ。至るをえたる。否むをえなむ。今をえまなど恒云ふ事にて是みな伊と延と素より近く通へばなり。然て枝。胞。夷。鰕。鰈などの類ひ。此の延に屬べく思はるゝ言も有れど。徐に按へば。夜行の曳ならむ歟と思ふ由あり。其の行を見て知べし。）○さて於の音義の定まるに。上の件の合口言なる宇流の。宇呂と活らけるが。呂の聲の副たる故に開口して於の純聲に調へり。抑於は阿と内外反對にして。甚近く通ふ聲なり。其は彼元氣のまづ喉より口を開きて外に出て阿聲を上に生じ立還りて。喉元に壓入る如く。内に大きく於の聲を成たり。故其の音象を推考ふるに。阿は喉外に輕く。其の廣さ際なき如く聞ゆるを。於は喉内に重く。其の廣さ限ある如く　開ゆる聲なり。（是また人々自から。呼び試みて知べし。阿は口を皆開きて。外に溢れて力なきが如く。於は内に窄みて

大きく。力強く聞象されて。また自然に。於の大は量り知るべく阿の大は量り知べからぬ趣あり。熟々考ふべし。）是を以て此の聲自然に大きに物を壓積ふ意ありて大の字の義を成たり。古説にこを助言と云へるは。五音の最末に居つゝ其の第一なる阿の聲の廣大なるに匹對して助くる由と通えたり。（なほ既に出せる語意考の助言の説を合せ考ふべし。）さて於を。於ーと曳き呼べば。制止の聲なり。其は内侍所の御神樂次第なる阿知女の法に。本方。（拍子取利出レ音。）阿知女於々於々末方（拍子取利出レ音）於介末方阿知女於々於々於々末方。於介。本方取り合せ。於々於々。本末共於云也。末方。於介と有る。於々是にて。其の御歌どもを。歌ふ度毎にも此の法あり。（年中行事祕抄に。鎭魂祭の神歌八首ある中に。六首は。其の初ごとに。アチメ一度。オヽヽと三度とありて。於介てふ言はなし。）縣居の宇斯の神遊考に。於於々は。笑ふ聲なり。或説も然なり。答には。雄々の假字にて去聲なり。笑ふは平聲なれば。古本等に。みな於々と書たり云々。と有れど。笑ふ聲には非ず。（神遊考の。こゝに云々と切たる文は。此の事疑はしく思へるに。空穗の物語倉開きの上に。云々と宣へば。一度一度びに。おゝと笑ふと云ふ言。二た所に有れば。笑ふをおゝと云ふこと。知るべき也と書れし文なり。然るに其の物語を見れば。其の二所共にをゝと笑ふとあり。屋代の翁の校せる。古本二つもこれに同じ。然れば此は宇斯の。例のそら引にや有けむ。また去聲平聲と云ふことも。此には用なき事なり。また或説とは。梁塵愚按抄を云れしか。）此は大御神の御前に。御遊び仕へ奉る態なる故に。集へる人の。鳴高きを制めて警蹕する御式なり。其は是の次第の初めに。先人長。庭火乃前仁出來云。鳴高々々。二度云々と見え。右の阿知女法より下にも。其の法ありて。其所には。本方。阿知女。（於々於々志々志々。）末方阿知女。（於々於々。志々志々。）本方取り合。（於於々。志々志々。）末方取り合。（於々於々。志々志々。）又た本は志二度とも有り。（此は數古本を校して引たり。愚按抄の本は是と異なり。）此を侍中群要三卷。供御條に。初供二御膳一人。先取二蓋盤一。

入立鬼間御障子之間。稱警蹕其詞オシ。持寄御大盤許跪云々と有るに。按ひ合せて所知たり。(其の詞にオシと有るは。乃ち阿知女法なる。於々志々なり。此は今も貴人の警蹕に云ふなり。禁中の警蹕の事。すべて此の書に委く見えたり。和訓栞に。をゝの下に警蹕もをゝと呼ぶ事なり。侍中群要に稱警蹕其の詞にをんと見ゆ云々とて。天竺の唵の聲のこと。朝鮮の清道と書たる旗の事なと云ひ出たるは皆非なり。殊に己が見たる。侍中群要の本どもに。其の詞をんと作る本は。一本だになき物をや。)尚云はゞ。枕の草子いへばの條に。「日のおましの方に。おもの參る足おと高し。警蹕など袁々志々と云ふ聲きこゆ。と云へるも此の事なり。於々と云ひ。志々と云ふべきを。約めて於志と。一言に云へるなるが。袁志のをは。中つ世書の例の假字違ひなり。(春曙抄に。をし〳〵は。足おとの高きを警むるなり。源氏宿木の卷の注に。空穗物語に。をしと云へる詞あり。そは物など參らするに。人の足音の高きを恐れよと云へる心なり。禁祕抄に。陪膳人警候とあるこゝろにや。と

有るは然る言なり。然るを谷川の。日本紀通證六の卷。水取の政の事をいふ所に。此れ等の文を引きて。於志と云ふを。天忍石水の事にかけて。水を飲む時の祝言となし。今人有咽。則祝曰於志麻奴。亦忍水之轉訛也とも云へるは。甚じき誣會の說なり。春曙抄に。恐れよと云へる心なりと云へる如く。今も兒の敎へを用ぬ時など。物有る趣に魘言して。於々於々と云ふも。實は同じ意ばへなり。昔もしか有しにや。古き化物の繪卷本に。おう〳〵と云ふ化物の形をも畫けり。然て志と云ふは。人をも物をも追靜むる詞なり。本編佐行篇の第三章に釋くを見て知べし。)是の警蹕の聲の。於なる由は。衣笠內大臣。家良公の淺深祕抄に。稱唯時塞口。警蹕時開口也。また警蹕は伏ざまに稱也。稱唯は起ざまに稱也とあり。(和訓栞に。また此文を引きて。警蹕而後平伏とあるは。甚く相違の文なり。何なる事にか。)稱唯は袁々と唱へて。合音なる故に。塞口と宣ひ。警蹕は於々と稱へて。開音なる故に。開口と宣へるなり。(諸の儀式書。また神樂次第などに。稱唯と云ふこと。數

知らす多かる中に。オ丶と假字を指たるが多きは。皆右の故實を知ざる人の誤なり。）また警蹕は。畏むべき由を。示す聲なる故に。伏ざまに稱し。稱唯は。令せを承給はり。答ふる聲なる故に。起ざまに稱すにや。（警蹕のこと。西土の書等に。出。警。入蹕とあるに據りて。其の方ざまに論ふ人も有れど。皇朝には出入ともに。於々志々と稱へて。拘はり給はぬ事と聞えて。警と蹕とを別けて稱すること。未だ見及ばず。其は是の淺深祕抄の文にても知べし。なほ西宮記。北山抄。江次第など。故實の書等に見えたる趣をも攷へ合すへし。）さて此の於の壓覆ふ義なる由は。上の件の謂の如く。良行の五聲相副へば。於良。於理。於流。於禮。於呂と活きて。織。降。卸などの祖言なるは更なり。（こは卸の義より起りて。織り織る織れ。織らむ。降り降るとも活きて。水の逕など云ふも同言にて。共におり重成り。壓覆ふ意より。かく種々に活用けるなり。）加行の從ふは。置。沖。奧。獲。奢。佐行の从ふは。押。壓。恐。多行の从ふは。穩。落。怕。音。那行の從ふは。鬼。己。波行の从ふ

は。逐。負。大。麻行の從ふは。臣。臨。夜行の从ふは。親。老。及。和行の從ふは。休聲なり。此れ等の於みな。壓覆の義なるを思ふべし。（なほ是れ等の言より轉用假借し出たる言の。數知らず。多かるも。首に於もじを負たる言の限り。中にて別義のごと聞ゆるも有めれど。思ひを深めて考ふれば。壓覆ふ義に歸せざる言ある事なし。其は本編に。次々釋くを見て知るべし。○さて本行五聲の大要を。復こゝに取都て云むに。阿は宇良より起りて。現有の義なりしが。單音に切りて。彼の義を成し。初段に位して。加佐多那波麻夜和良に。其韻を授けて。各行の初聲たらしめ。（此は誰も云ふ如く。加行以下初段の聲等を長く引呼べば。悉く阿の聲に歸るを謂ふ。）伊は宇理より起りて。苛入の義なりしが單音に調ひて。氣の義を成し。二段に居て。伎志知爾比美以韋理に。其の韻を授けて。各行の定聲たらしめ。（此は加行以下。第二段の聲等を。長く引き呼べば。盡く伊の聲に歸るを云ふ。）宇は宇流より起りて。情潤の義なりしが。單音に切りて諸の義を成し。三段に居つき

て。久須都奴布牟由于流に其の韻を授けて。各行の用聲たらしめ。(此は加行以下。第三段の聲等を長く引き呼べば。悉く宇の聲に歸るを謂ふ。)延は宇禮より起りて。劇得の義なりしが。單音に調ひて。獲の義を成し。四段に位して。祁世氐禰閉米曳惠禮に。其の韻を授けて。各行の令聲たらしめ。(此は加行以下。第四段の聲等を長く曳き呼べば。盡く延の聲に歸るを云ふ。)於は宇呂より起りて。御織の義なりしが。單音に切りて。大の義を成し。五段に居て。古曾登能保毛余袁呂に。其の韻を授けて。各行の終聲とは成たり。(此は加行以下。第五段の聲等を引き呼べば。悉く於の聲に歸るを謂ふ。)さて此の行五聲に各右の義等ある事は。其の發音に固より其の象あるが上に。良行相副ひて。殊に其の義の諦に調ひて。良行の去れる後も。なほ永く右の音義を存せり。其は唯阿行のみ然るに非ず。良行また一度阿行に偶して。右の五義を成せるより。常久に其の義を失はず。其は諸の下に活用く。良行の聲ども。自然に有。入。得。劇。降などの義を含めり。猶良行の所に云ふをも見るべし。

加久良加良**伎**久理伎理**久**久流**祁**久禮祁禮**古**久呂古呂

此の行の五聲は。日文傳に云へる如く牙咢の剛音。其の父聲と爲り。阿行の元音。其の母韵と爲りて。齊へる聲等なるが。其音象を按ふに。加は加良理としたる聲。伎は伎理々としたる聲。久は久流理としたる聲。祁は祁禮理としたる聲。古は古呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて。例の合口言なる。久流てふ言の。出來しよりぞ。起り初ける。(此は古今に。加良理。加良々。伎理々。伎々理々。久流理。久々流々。祁禮理。祁々禮々。古呂理。古々呂々など謂ふ。形容言の多かるを。思ひ通して辨ふべし。然て本聲の下に。久良加良など注せるは。其の本義たる言なり。次に委く云ふを俟べし。)其の由は。加行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿の聲に。加行の從へる五言とに。徹し攷へてぞ所知ける。まづ其の二十五言の譜かくの如し。(是の章に第三段久流の。合口言なるが。其の中央に位して其の竪横また斜に。貫通する趣に。意を深めて。此の行の。三段久流より。起れる所以を。まづ心

加良　伎良　久良　祁良　古良
加理　伎理　久理　祁理　古理
加流　伎流　久流　祁流　古流
加禮　伎禮　久禮　祁禮　古禮
加呂　伎呂　久呂　祁呂　古呂

留居べし。）抑〻是二十五言は。久流より起り。旋の義にして。久良。久理。久流。久禮。久呂と活けるが。久良は加と約りて。初段に居り。久理は加と約りて。二段に居り。久流は久と締りて。素のまゝ三段に居つき。久禮は祁と約りて。四段に居り。久呂は古と約りて。五段に居る。是を以て。此の行五聲の初義は。共に旋の字の義なり。但し其の段位は。五母韻の次第に因ること。既に云へるが如し。旋の字は。說文の部に。周旋旌旗之指麾也と見え。段注に。旗有所鄉。必運轉其杠。是曰周旋。引伸爲凡轉運之偁と云ひ。佗の字書どもに。疾也。還也。回也とも云へり。蓋こは。是の五聲の初義をこそ云へ。なほ毎聲種々の末義あり。其は下に謂ふを見るべし。）さて如此すべて。旋の字の本義なる。加伎久祁古に。また各〻に。良行の五聲相副しかば。加は初段執の活用と成り。伎は二段煌の活機となり。久は素の如く。三段旋の活用を爲し。祁は四段消の活用と成り。古は五段凝の活機と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。（執は說文執の部に。日始出光執々也。从旦㫃聲と有りて。世言に。加良理と執く。加良理と晴るなど謂ふ。形容言に叶へる字なり。煌は同書火部に。煌々煇也。从火皇聲と見え。佗の字書どもに。音晃。明也ともあり。消は韵會に。說文消盡也。从水肖聲と見え。字彙に。減也。滅也。衰也。退也。釋也。殺也などあり。凝は韵會に。增韵結也。一曰成也。定也。氷堅也とあり。消凝は例の引伸にて。如此用ひしなり。然て凝は元より古呂に根ざせる言なり。）然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副へる聲等なれば。其の本聲つひに去りて韵のみ殘り。加伎久祁古の單聲と齊れるが。一と度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各〻其の音に自然の如く。執。煌。旋。消。凝。の義を持たり。然は有れど。其は實には。第一義なりけり。其の活機の大要を云はむに。初段は執に起りて。

幹。假。刈。彼。輕などの祖言。二段は煌に起りて霧。切。著。斷。明などの祖言。三段は旋に起りて。闇。操。黑。暮。畔などの祖言。四段に消に起りて。著來。覺などの祖言。五段は凝に起りて。懲。氷。是。比。殺などの祖言なる類ひ。なほ轉用し出たる言ども多かり。其は本篇に就て見べし。）さて是の五聲の。然起れる由來を。神典に稽ふるに。根彼の初め。大空に生出し一物の。浮雲のごと。係る所なく在ける趣を。神代紀の正書に。天地未剖。陰陽不レ分。渾沌如二雞子一。溟涬而含レ牙と見え。古事記に。久羅下那洲。多陀用幣流之時と有り。此は其の物の。未剖れざる間は。陰陽構合の狀なり！傳にて。此傳へに。溟涬を久々母理阿加久良など訓たると。久羅下那洲てふ譬言なむ是の行の起りを知るべき神語なる。前條に引たる本文に其貌難レ言と有るは。乃是の狀なりし故なり。其は那行の下に云ふを見て知べし。）然るは其の物の。陰陽構合せる有狀に。牙を含みて溟涬ながら。或は明く。或は闇く。海月なす漂ひて。久々流々と旋めき。久々良々。久々禮々と在ける狀を。目

前に見行せる。神の御情に。しか所思看せる隨に。其の樣を。大御言に詔ひ形はし給へるが。此の古傳の發出たる初めにて。即是の五聲の元基とは爲れり。（其は溟涬りて。牙を含むと有るを始め。此の傳へども。當昔しか有ける狀を。御覽せる神ならずば。云ひ傳ふべき由なければ。乃ち其の神等の眞語なるに。海月なすと云ふ語は。稍後に。其の漂へる狀を。形容し添たる詞なれど。殊に熟く叶へる譬へにて。己船にて正目に。此の物の海に漂ふ樣を見し事あるに。實にも浪に月の映れる趣にて。久々良々。久々禮々として。開くが如く窄むが如く。見えみ見えずみする物なり。然れば其の名義は。轉暮にて。漂ふさまの。轉々として。暮消ゆる如き故に。久良久禮と呼びしが。其久禮の。ゲと切れる名にぞ有ける。彼の一の物の。大空に漂へる狀を。此の物に譬へたるを以て。其の物の樣の。或は明く或は闇く。久良久禮として。在りける事をも悟りねかし。）抑其の元基の然る所以は。阿の聲に加行の從へる。五言に因てぞ所知ける。其は阿和篇第二章の初段なる。阿加。阿伎。

阿久。阿祁。阿古の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを。上の件の二十五言と。相照し攷ふるに。初言の阿加は。明の義なれば。此は彼の一つの物の。久々流々。久々良々と在るを指して。阿久良と詔せるを。其の物已に剖りて。精妙なるが萠騰りて。天日と成れるに。倘旋々として。赫き懸れる故に。阿久良やがて其の言と爲り。良の開音に因りて。阿加と約り。彼の譜の初段なる。加良。加理。加流。加禮。加呂の活機をなし。(阿久良は乃彼旋。また彼闇の義なるが。阿加と爲りては。彼日また彼所の義をなし。其を一字訓に綜ては。赤また明の義にて。明り。明る。明れ。明らむ。と活用くを謂ふ。阿賀と濁れば。上騰なれどの訓となる。其も元より同言なり。)さて阿加良は阿加と約り。阿加理は阿伎とつまり。阿加流は阿久とつまり。阿加禮は阿祁と約り。阿加呂は阿古と約りて。明の活機なるが。赤開熟も元より同言なり。然るは。其の燃騰れる。天つ日ばかり。赤著明なる物なく。其の騰れる時はも。是の世の開たる初めなればなり)。赤は説文に。南方色也。从大火。段注に。按赤色至明。引申之。凡洞然昭著。皆曰赤。如赤體不衣也。赤地謂不毛也。と見え明は同書に。照也。从月囧。段注に。火部曰。照明也。小徐作昭。日部曰。明明也。大雅皇矣傳曰。照臨四方曰明。凡明之至則曰明明。明々猶昭々也と見ゆ。其の餘の字義は。此に洩しつ。猶右の五言より。機き出たる言等。いと多かり。本篇を見て知べし。)然れば阿の聲に。加行の從へる五言と。彼譜の初行なる。加良。伎良。久良。祁良。古良の活用とは。其の元一つにして。彼旋と指たる言の。活機なりしが。阿加。阿伎などの五言は。其の副たる良聲の去れる言。加良伎良等の二十五言は。其冠たる阿の聲の。省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を詔ひ出たる。當初の神語なること疑なし。(其は阿の聲は。凡て指たる事物の無ては。決めては出ざる聲なるに。彼の阿加は。彼旋と指たる物あり。彼執と指たる事ありて。發れる言なるを以て。かくは謂ふなり。其は此の阿加に。姑く良行の五聲をそへ。彼の加理加流などの五言に。假に各々指詞の阿を冠らし。活用か

し呼試みても知べきなり。)さて上の件は。此の行の起原。また各音に。一義を持たる。都較の説なるが。亦同行互に。音義相ひ通ふ事の有るは。彼の二十五言の。横五段縦五行に整へる上にて。初行の五言は。共に加と成り。第二行の五言は。共に伎となり。第三行の五言は。共に久と成り。第四行の五言は共に祁となり。第五行の五言は。共に古と成れるに因る事也。(故是を以て。同行たがひに其の音の相通ふ耳ならず。加と呼ぶ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一と聲のみ然るに非ず、伎久祁古も。共におなじ趣なり。)抑是行の五聲。かく彼の二十五言の。混錯りて調へるが故に。今しも一義を執ては。決め難きに似たれども。其の中に就て。加の主たるは。執の義にて。久良。加良の約り。伎の主たるは。煌の義にて。久理。伎理の約り。久は旋の義素にて。上下の四義を兼ね。祁の主たるは。消の義にて。久禮。祁禮の約り。古の主たるは。凝の義にて。久呂。古呂の約として。各々其の上に冠れる四十五言。各々其下に從へる五十言。共に此の義に差ふ

事なし。(各々其の上に冠れる四十五言とは。加伎久祁古を。頭に冠れる言の。各々四十五言づつ有るを謂ひ。各々其の下に從へる五十言とは。加伎久祁古の。下に從へる言の。各々五十言づつ有るを謂ふ。そは既に。古言活用の條。加行の所に云へるがごとし。斯て此の四十五言は。是の行五聲の上に在りて。機ける祖言なるが。猶是より轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて此行の五聲と成ぬるは。また自然に其の義を生せり。其の由は。本篇に次々。釋以て行くを見て知べきなり。)さて此の五聲はも。佐行と同じく。牙㗁に起れるが。牙㗁は元より。剛に堅如なると。柔に夋利なると。相兼たる所にて。此の行は。其の剛に堅如なる方より。發れる聲等なる故に。其の音象自然に其の趣に聞えて。右の如く五義に別り執煌旋消凝その顯に立ち。旋その幽を主りて。言靈の幸を爲こと。上の件の譜を視て知べし。(其は右二十五言の譜のみに非ず。本篇毎章の二十五言ども、皆是例なり。或人此の行の音象を評して。譬へば。劒太刀鞘ゆぬけ出て。伊香山と云へる

如く。劔擊の響なす音は。心の底に徹りて聞ゆ。と云へるは。實に然る言とぞ聞えたる。）さて其の音象の隨に。加は初段に在りて。極め初むる音を爲し。伎は二段に居て。極み定むる音をなし。久は三段に在りて。極め用ふる音を爲し。祁は四段に居て。極め令する音をなし。古は五段に在りて。極め終る音を爲せり。（五聲共に。旋の字の義を持たるは。初聲の父に禀たる聲。また各。初躰用令終に。音の別るゝは。五母韵に受たる音質なること上の如し。かの光枝が國辭解に。加は事を指す言。伎は事を指極むる言。久は事を極め指す言。祁は事を指押ふる言。古は事を指治むる言。と云へるは未委からず。然れど賀茂の宇斯の門人にして一言の解を爲たるは。此の人ぞ始には有ける。）かくて此の五聲の。語上に在り。語下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて。其の義の轉り通ひ。また或は上省かり下省りて。各。一聲の言と爲れるも鮮からず。其は此所に盡し難ければ。其聲ごもの出る諸章の。因々に釋辨ふるを俟べし。

佐（須良・佐良）志（須理・志理）須（須流）世（須禮・世禮）曾（須呂・曾呂）

是行の五聲は。日文傳に云へる如く。牙喝舌末相兼たる柔音。其の父聲と爲り。阿行の元音。其母韵と爲りて。齊へる聲等なるが。其の音象を按ふに。佐は佐良理としたる聲。志は志理々としたる聲。須は須流理としたる聲。世は世禮理としたる聲。曾は曾呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて。其の合口言なる。須流てふ言の。出來しよりぞ。起り初ける。（此は古今に。佐良理。佐々良々。志理々。志々良々。須流理。須々良々。世禮理。世々良々。曾呂理。曾々呂々など謂ふ。形容言の多かるを。思ひ合せて辨ふべし。然て本聲の下に須良佐良など注せるは。其本義たる言なり。次に委く云ふを俟べし。）然るは。佐行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿聲に。佐行の從へる。五言とに。徵し攷へてぞ所知ける。まづ其の二十五言の譜かくの如し。（此の章に。第三段

佐良	志良	須良	世良	曾良
佐理	志理	須理	世理	曾理
佐流	志流	須流	世流	曾流
佐禮	志禮	須禮	世禮	曾禮
佐呂	志呂	須呂	世呂	曾呂

須流の。合口言なるが。其の中央に位して。其の竪横また斜に、貫通する趣に。意を潜めて、此行の。三段須流より。起れる所以を。まづ心得居べし。)抑是の二十五言は、須流より起り、夋の義にして。須良、須理。須流、須禮。須呂と活けるが、須良は佐と約りて、初段に居り。須理は志と約りて。二段に居り。須流は須と締りて、素のまゝ三段に居つき、須禮は世と約りて。四段に居り、須呂は曾と約りて。五段に居る。是を以て此の行五聲の初義は、共に夋の字の義なり。但し其の段位は五母韵の次第に循ふこと。既に云へるが如し、夋の字は說文夊の部に行くこと夋々也。一曰倨也と見え。段注に。夋々は行く貌とあり。浚駿俊峻などの類ひ。凡て夋に从ふ字みな。夋利なる義なれば用ひたり。蓋こは、是の五聲の初義をこそ云へ、なほ毎聲種種の末義あり。其は下に謂ふを見べし。)さて如此すべて、夋字の本義なる。佐志須世曾に。また各、に。良行の五聲相副しかば。佐は初段去の活用と成り。志は二段著の活機となり。須は素の如く。

三段夋の活用を爲し。世は四段迫の活機と成り。曾は五段反の活機と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。(去は說文去の部に、人相違也。从大口聲と見え。段注に、違離也。人離故从大大人也と云ひ。佗字書ともに、來去。離去就之去など見え。著は韵會に、明也。中庸明則著注著形之大者。明著之顯者と云ひ。字彙に、章也とも有り。迫は說文辵の部に、近也。从辵白聲と見え。廣韵に、逼也、急也。增韵に。窘也とも見ゆ。反は說文又の部に。覆也。从又厂と見え、徐注に。又手也。小象物之反覆。此指事。詩小雅威儀反反。角弓章。翩其反矣などあり。然て反は素より。曾呂に起れる言なり。)然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副へる聲等なれば。其の本聲つひに去りて。韵のみ殘り、佐志須世曾の單聲と齊れるが。一と度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各其の音に自然の如く、去。著、夋、迫、反の義を持たり。然は有れど。其は實には。第二義なること上の如し。(其の活機の大要を云むに。初段は去

に起りて。更。避。猿。洒などの祖言。二段に著に起りて。白。知。汁。痴。代などの祖言。三段は參に起りて。尙。摩。爲。研などの祖言。四段は迫爲の活き。五段は反に起りて。空。橇。剃。其徐などの祖言なる類ひ。なほ轉用し出たる言ども多かり。其は本篇に就きて見べし。）さて此の五聲の。然起れる由來を。神典に稽ふるに。上の件の。溟涬而含レ牙とある牙を。委くは。天地之中生二一物一。狀如二葦牙一とも。國中生物。狀如二葦牙之抽出一也とも有りて。是乃ちかの。陰陽不レ分と有る。陽元なるが。此の物空中に萌騰りて。天日と爲り。天露と薄靡ける時を。天地開けし時とは謂ふ。（天地之中生二一物一とは。天地と爲べき彼の一つの中に。別に是の葦牙なせる。一つの物の生れる由にて。國中生物と云ふも同義なり。彼の初發に生出し物を。まづ一つの物と稱し。また其の物の中に含める牙の。葦牙なして萌騰れる物をも。一つの物と云へるなり。此の差別を。勿思ひ錯へそよ。委くは古史徵。また天說辨々に云へり。）其の空中に萌騰れる狀を。神代紀に。天地初判。

有レ物若二葦牙一。生二於空中一云々。古事記に。如二葦牙一因二萌騰之物一而成神名。宇麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神とあり。（天地初判の字。神代紀に。三所に出て。共にアメツチハジマルトキと訓たれど。今は左の訓に。アメツチノワカルルハジメ。と有るを採れり。然れば其謂ゆる。國中なる所より。抽出て萌騰る時しも。須々流々と峻めき。須々良々佐々良々。志々良々と在りける象を。目前に御覽せる。神の御心に。しか所思看せる隨に。其の樣を大御言に。詔ひ形はし賜へるが。此の古傳の發出たる初めに。即ち是の五聲の元基とは爲れり。（其は葦牙の抽出る如く。と譬へるを始め右の古傳。また。當昔しか有ける狀を。見行せる神ならでは。語り傳ふまじき道理なること。前條に論へると。合せ考へて悟りねかし。）いで其の元基の然る所以は。阿の聲に佐行の從へる。五言に因てぞ所知ける。其は阿行篇第三章の初段なる阿佐。阿志。阿須。阿世。阿曾の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを。上件の二十五言と相照し攷ふるに。初言の阿佐は。淺の義なれ

ば。此は彼の一つの物の。須々流々。須々良良と在るを指して。阿須良と詔せるを。其物分りて。尚清易なるが。晋み去りて。天つ日と成れるに。阿須良やがて其の言と爲り。良の開音に因りて。阿佐と約り。彼の譜の初段なる。佐良。佐理。佐流。佐禮。佐呂の活機をなし。(阿須良は乃ち彼参。また彼尚の義なるが。開音して阿佐と爲ては。彼早また彼小の義をなし。其を一字訓に綜ては。旦また淺の義にて。淺り。淺る。淺れ。淺らむと活用くを謂ふ。求を○○○アサリと訓むも乃ち是より出たり。)さて阿佐良は阿佐と約り。阿佐理は阿志とつまり。阿佐流は阿須とつまり。阿佐禮は阿世と約り。阿佐呂は阿曾と約りて。淺の活機なるが。旦。葦。淵も元より同言なり。然るは。其の清上れる物を。如葦牙とあるは。徒に譬のみに非ず。其を含める所の淺たる邊に。元より自然に葦生て。其の牙と見錯ふべく。天つ日の萠騰り晋み去りて。葦乃て其の足と在りし故に。此の名を負ひ。かつ其進み去れる時はも。是の世の旦の初めなればなり。(旦は說文に。朝也。从日見一上。一地也。段注に。下文云。朝者旦也。二字互訓。韵會に。徐曰。日出於地也。廣韵早也と見え。淺は說文に。不深也。从水戔聲。段注に。按不深曰淺。不廣。亦曰淺と見ゆ。其の餘の字義は。此に漏しつ。猶右の五言より。機き出たる言等いと多かり。本篇を見て知べし。)然れば阿の聲に。佐行の從へる五言と。彼の譜の初行なる。佐良。志良。須良。世良。曾良の活用とは。其の元一にして。彼参と指たる言の活機なりしが。阿佐阿志などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言。佐良。志良等の二十五言は。其の冠たる阿の聲の省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を詔ひ出たる。當初の神語なること疑なし。(然れは阿の聲は。凡て指たる事物の無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿佐は。彼参と指たる物あり。彼去と指たる事ありて。起れる言なるを以て。かくは云ふなり。其は此の阿佐に。姑く良行の五聲をそへ。彼の佐理佐流などの五言に。假に各々指詞の阿を冠らし。活用かし呼試みても知るべきなり。)○さて上の件は。此の行の起原。

また各音に。一義を持たる。較略の說なるが。亦同行互に、音義相ひ通ふ事の有るは、彼の二十五言の。横五段竪五行に整へる上にて、初行の五言は。共に佐と成り、第二行の五言は。共に須と成り。第三行の五言は、共に志となり。第四行の五言は。共に世となり。第五行の五言は。共に曾と成れるに因る事なり。(故是を以て、同行互に、其の音の相通ふ耳ならず。佐と呼ぶ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一聲のみ然るに非ず。志須世曾も。共におなじ趣きなり。)抑是の行の五聲。かく彼の二十五言の、混錯りて調へるが故に、今しも一義を執ては決め難きに似たれど。其の中に就て。佐の主たるは。去の義にて、須良、佐良の約り。志の主たるは。著の義にて。須理、志理の約り、須は、參の義素にて。上下の四義を包ね、世の主たるは。迫の義にて須禮。世禮の約り、曾の主たるは。反の義にて。須呂、曾呂の約として。各々其の上に冠れる四十五言。各々其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。(各々其の上に冠れる四十五言とは。佐志須世曾を、頭に冠れる言の各々四十五言づゝ有るを謂ひ。各々其の下に從へる五十言とは。佐志須世曾の。下に從へる言の。各々五十言づゝ有るを謂ふ。そは既に古言活用の所に云へるが如し。斯て其四十五言は。是の行五聲の上に在りて。機ける祖言なるが、猶是より轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても、切りて此の行の五聲と變ぬるは。また自然に其の義を生せり。其は本篇に次々、釋以て行くを見て知るべし。)さて知べし。さて此の五聲は、も。加行と同じく。牙喝に起れるが。其柔に參利なる方より發れるに。舌音の添たる聲等なれば、其の音象自然に其の趣に聞えて。右の如く五義に別り。去著參迫反その顯に立ち。參その幽を主りて言靈の祐を爲こと、上の件の譜面の如し。(其は右二十五言のみに非ず、本篇每章の二十五言ども。皆斯の如し、或人、此の行の音象を評して、其の音韵を譬へむに。小竹葉の深山も亮に喧ぐ如く。骨身に入透りて。涼しく覺ゆと云ひ。加佐二行の十音は。八坂瓊を御統になして。瓊響も由良に振濯ぎたる如き音なりとも云へり。)さて其の音

象の隨に。佐は初段に在りて。進み初むる音を爲し。志は二段に居て。進み定むる音をなし。須は三段に在りて。進み用ふる音を爲し。世は四段に居て。進み令する音をなし。曾は五段に在りて。進み終る音を爲せり。(五聲共に。叅の字の義を持たるは。初聲の父に禀たる聲、また各々初躰用令終に音の別るゝは。五母韵に受たる音質なること上の如し。彼の國字解に。佐は事を指定むる言。志は事を定め鎭むる言。須は事を鎭め定むる言。世は事を鎭め押ふる言。曾は事を定め治むる言。と云へれど。此は未だ委からず。)かくて此の五聲の。語上に在り。語下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて。其の義の轉り易り。また或は上省かり下省りて。各々一聲の言と爲たるも鮮からず。其は此所に盡し難ければ。其の聲どもの出る諸章の因々に釋辨ふるを見て知るべし。

多 部良多良 知 都理知理 都 都流 氏 都禮氏禮 登 都呂登呂

此の行の五聲は。日文傳に云へる如く。舌上の剛音。其の父聲と爲り。阿行の元音。其の母韻と爲りて齊へる聲等なるが。其音象を按ふに。多は多良理としたる聲。知は知理々としたる聲。都は都流理としたる聲。氏は氏禮理としたる聲。登は登呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて其の合口言なる。都流てふ言の。出來しよりぞ。起り始ける(此は古今に。多良理。多々良々。知理々。知々良々。都流理。都々良々。氏禮理。氏々良々。登呂理。登々呂々など謂ふ。形容言の多かるを思ひ合せて辨ふべし。然て本聲の下に。都良多良など注せるは。其本義たる言なり。次に委く云ふを俟べし。)其由は。多行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿の聲に。多行の從へる五言とに。徵し攷へてぞ所知ける。まづ其の

多良　知良　都良　氏良　登良　二十五言の譜
多理　知理　都理　氏理　登理　かくの如し。
多流　知流　都流　氏流　登流　(是の章に第
多禮　知禮　都禮　氏禮　登禮　三段都流の。
多呂　知呂　都呂　氏呂　登呂　合口言なる

が。其中央に位して。其の竪横また斜に。貫通する趣に。意を潜めて。此の行も。三段都流より。起れる所以を。まづ心留居べし。)抑々是の二十五言

は。都流より起り。聯の義にして。都良。都理。都流。都禮。都呂と活けるが。都良は多と約りて。初段に居り。都理は知と約りて。二段に居り。都流は都と締りて素のまゝ三段に居つき。都禮は氐と約りて。四段に居り。都呂は登と約りて五段に居る。是を以て此の行五聲の初義は。其に聯の字の義なり。但し其段位は。五母韵の次第に因ること。既に云へるが如し。(聯字は。說文耳の部に聯に作りて。連也。从耳从絲。从耳耳連於頰。从絲絲連不絕也と見え。段注に。連負車也。負車者。以人輓車。人與車相屬。因以爲凡相連屬之偁。周人用聯字。漢人用連字。古今字也と云へり。蓋こは。是の五聲の初義に引用せり。なほ毎聲種々の末義あり。其は下に謂ふを見るべし。)さて如此すべて。聯の字の本義なる多知都氐登にまた各々に。良行の五聲相副しかば。多は初段垂の活用と成り。知は二段散の活機となり。都は素の如く。三段聯の活用を爲し。氐は四段昭の活機と成り。登は五段取の活機と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。(垂は。說文土の部に。遠邊也从土𠂹聲と見え。段注に。垂者遠邊也。莊子翼若垂天之雲。崔云。垂猶邊也。其大如天一面雲也。垂本謂遠邊。引伸之。凡邊皆曰垂と云ひ。增韵に。又自上縋下也とあり。散は說文肉部に。襍肉也。从肉㪔聲と見え。段注に。从㪔者會意也。㪔分離也。引伸凡㪔皆作散。散行而㪔廢矣と云ひ。字彙に。疏離而不聚也。又布也と見ゆ。昭は說文日の部に。日明也。从日召聲と見え。段注に。引伸爲凡明之偁。字彙に。音招。明也。光也。著也と云ひ。取は說文耳部に。捕取也从又耳と見え。字彙に。獲也。收也。受也。資也とあり。然て取は素より。登呂に根ざせる言なり。)然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副たる聲等なれば。其の本聲つひに去りて。韵のみ殘り。多知都氐登の單聲と齊れるが。一度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各々其の音に。自然の如く。垂。散。聯。昭。取の義を持たり。然は有れど。其は實には第二義なりけり。(其の活機の大要を云はむに。初段は垂に起りて。足。樽。誰などの祖言。二段は全く散の

活き。三段は聯に起りて頬。釣。弦などの祖言四段は昭に起りて。寺。衒などの祖言。五段は盪に起りて。虎。鳥。取などの祖言なる類ひ。なほ轉用し出たる言ども多かり。其は本篇に就きて見るべし。)さて此の五聲の。然起れる由來を。神典に稽ふるに。上の件の謂ゆる。國中より葦牙なして。萌騰れる物の。天つ日と爲れる後に。天地の成定れる趣を。神代紀の正書に。其清易者。薄靡而爲天。重濁者。淹滯而爲地。精妙之合摶易。重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉とある。薄靡を多那比。淹滯を都豆伎と訓める。古語に賴て然所知ける。(此の傳への文は。赤縣籍淮南子に據たるなれども。實にぞ。然る古傳の有りけるに。漢文を塡たるなること。既に古史徵に云へるを見るべし。)然るは多那比伎は棚引とも書たる字の如く。棚なし引く義なり。など釋むは事も無れど。多は都良の約り垂の義。那は奴良の約り成の義にて。垂成引なり。都豆伎は續と云むに。是また事は無れど。都は都流の約り。連の義にて。連付てふ言なり。(上の字義

を釋る所に著せる。垂の字の義をも思ふべし。垂また足を多理と云ふにも同言なり。古語に天足しと云ふも。倭漢自づから相符ふ言なり。)然れば其の天と垂成びき。地と連付くに。都流々流々と聯めき。都々良々。多々良々。知々良々と在ける狀を。目前に見行せる。神の御情に。しか所思看せる隨に。其の樣を大御言に。詔ひ形はし給へるが。此の古傳の發出たる初めにて。即ち是の五聲の元基とは爲れり。(其は右の古傳。大倭にまれ。赤縣にまれ。世の始め正目に。其狀を御覽せる神ならで。如此語り傳ふべき謂れなきこと。上の條々に論へるを。思ひ合せて知べく。亦是にても。倭漢と國は異れども。天地初發の傳への。同一致なりし謂をも。思ひ證すべきなり。)抑其の元基の然る所以は。阿聲に多行の從へる。五言に因てぞ所知ける。其は阿行篇第四章の初段なる。阿多。阿知。阿都。阿氐。阿登の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるぞ。上の件の二十五言と。相照し攷ふるに。初言の阿多は。當の義なれば。此は彼の一つの物の。都都流々。都々良々と在るを指

して。阿都良と詔せるを。其の物已に判りて。精妙なるが。天霽と薄靡くに。連々として。垂ひ周れる故に。阿都良やがて其の言と爲り。良の開音に因りて。阿多と約り。彼の譜の初段なる。多良。多理。多流。多禮。多呂の活機をなし。(阿都良は。乃彼連の義なるが。開音して阿多と爲ては。彼垂の義をなし。其を一字訓に綜ては。煖また當の義にて當り。當る。當れ。當らむ。と活用くを謂ふ。煖も同じ活用なれど。其言傳はらず。適に火にあたること云ふ言のみ殘れり。)さて阿多良は阿多と約り阿多理は阿知とつまり。阿多流は阿都とつまり。阿多禮は阿氐と約り。阿多呂は阿登と約りて。當の活機なるが。煖味充も元より同言なり。然るは。天つ日の氣勢の。隈なく廣ごり。垂成びき連成り始たる時はも。是の世に煖氣の當れる初めなればなり。(當は說文に。田相値也。从田尙聲。段注に。値者持也。田與田相持也。引伸之凡相持相抵。皆曰當。報下曰當罪人也。是其一端也。韵會に。敵也。直也。主也。即也。底也。中也など見え。煖は說文に。昷也从火爰聲。段注に。昷各本作溫今正。說卦傳に。日以晅之。晅亦作烜。蓋煖字也。佗字書ども本作煗从火耎聲。今文作煖。或作暵暖火氣也。など見えたり。其の餘の字義は此に洩しつ。猶右の五言より出たる。言等いと多かり。本篇を見て知べし。)然れば阿の聲に。多行の從へる五言と。彼の譜の初行なる。多良。知良。都良。氐良。登良の活用とは。其元一つにして。彼連と指たる言の。活機なりしが。阿多阿知などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言。多良。知良等の二十五言は。其の冠たる阿の聲の省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を詔ひ出たる。當初の神語なること疑なし。(其は阿の聲はも。凡て指たる事物の無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿多は。彼連と指たる物あり。彼垂と指たる事ありて。起れる言なるを以て。かくは謂ふなり。其は此の阿多に。姑く良行の五聲をそへ。彼の多理。多流などの五言に。假に各指詞の阿を冠らし活用かし。呼試みても知べきなり。)○さて上の件は。此の行の起原また各音に一義を持たる。都較の說なるが。亦同行互に音義相通ふ事の

有るは。彼の二十五言の。横五段竪五行に整へる上にて。初行の五言は。共に多と成り。第二行の五言は。共に知となり。第三行の五言は。共に都となり。第四行の五言は。共に氐と成り第五行の五言は。共に登と成れるに因る事なり。(故是を以て。同行たがひに。其の音の相通ふ耳ならず。多と呼ぶ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一聲のみ然るに非ず。知都氐登も。共におなじ趣なり)抑、是の行の五聲。かく彼の二十五言の。混錯りて調へるが故に。今しも一義を執ては。決め難きに似たれど。其の中に就て。多の主たるは。垂の義にて。都良。多良の約り。知の主たるは。散の義にて。都理。知理の約り。都は聯の義素にて。上下の四義を持ち。氐の主たるは。昭の義にて。都禮。氐禮の約り。登の主たるは。取の義にて。都呂。登呂の約りとして。各、其の上に冠れる四十五言。各、其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。(各、其上に冠れる四十五言とは。多知都氐登を頭に冠れる言の。各、四十五言づつ有るを謂ひ。各、其の下に從へる五十言

とは。多知都氐登の下に從へる言の。各、五十言づつ有るを云ふ。其は既に古言活用の條。多行の所に云へるが如し。斯て其の四十五言と。五十言とは是の行五聲の機らける祖言なるが。猶是より轉用。假借し出たる諸言は更なり。佗言にても切りて此の行の五聲と成ぬるはまた自然に其の義を生せり。其は本篇に次々。釋以て行くを見て知るべし。)さて此の五聲はも。那行と同じく。舌上に起れるが。舌は元より。剛に光澤なると。柔に滑潤なると相ひ兼たる所にて。此の行は。其の剛に光澤なる方より。發れる聲等なる故に。其の音象自然に。其趣に聞えて。右の如く五義に別り。垂散聯昭取その顯に立ち。聯その幽を主りて。言靈い幸を爲こと例の如し。(其は右二十五言の譜は更なり。本篇每章の二十五言も。みな此の例に違ふ事なし。)然て此の五聲。那行と同じ舌音ながら。彼の行は。柔に起りて陰の如く。此の行を。剛に起りて陽の如くなる謂あり。是を以て多那の二行は。表裡の如く。夫婦の如く相通ふこと。縣居の宇斯の。早く教へ遺れたるが如し。)さて其の音ー

象の隨に。多は初段に在りて。立初むる音を爲し。知は二段に居て。立定むる音をなし。都は三段に在りて。立用ふる音を爲し。氐は四段に居て。立令する音をなし。登は五段に在りて。立終る音を爲せり。（五聲共に聯の字の義を持たるは。初聲の父に稟たる聲。また各々初定用令終に音の別るゝは。五母韵に受たる音質なること上の如し。彼の國辭解に。多は。事の心を指持つ言なり。知は事を持ち合す言。都は事をあはし持つ言。氐は事を合し押ふる言。登は事を持ち治むる言と云へるも。其の謂ある事なれど委からず。）かくて此の五聲の。語上に在り。語下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて。義の轉り易り。また或は上省かり下省りて。各々一聲の言と爲れるも少からず。其は此所に盡し難ければ。是の聲どもの出る諸章の。因々に釋辨ふるを俟べし。

那（奴良 那良）　爾（奴理 爾理）　奴（奴流）　禰（奴禮 禰禮）　能（奴呂 能呂）

是行の五聲は。日文傳に云へる如く。舌上の柔音。其の父聲と爲り。阿行の元音。其母韻と爲りて。齊へる聲等なるが。其の音象を按ふに。那は那良理としたる聲。爾は爾理々としたる聲。奴は奴流理としたる聲。禰は禰禮理としたる聲。能は能呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて其の合口言なる。奴流てふ言の。出來しよりぞ。起り始ける。此は古今に。奴良理。奴々良々。爾理々。爾々理々。奴流理。奴々流々。禰禮理。禰々禮々。能呂理。能々呂々など謂ふ類の。形容言の多かるを思ひ通して如此は謂ふなり。然て本聲の下に。奴良那良など注せるは。其の本義たる言等なり。其の由は下に云ふを俟べし。）然るは。那行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。

那良　爾良　奴良　禰良　能良
那理　爾理　奴理　禰理　能理
那流　爾流　奴流　禰流　能流
那禮　爾禮　奴禮　禰禮　能禮
那呂　爾呂　奴呂　禰呂　能呂

阿の聲に。那行の從へる五言とに。徴し攷へて是を知れり。まづ其の二十五言の譜かくの如し。（是章に。第三段奴流の。合口言なるが其の最中に位して。其の堅横また斜に。貫通する趣に。意を潜めて。此の行も。三段奴流より起れる所以を。まづ心得居べし。）抑々

此の二十五言は。奴流より起り。滑の義にして。奴良。奴理。奴流。奴禮。奴呂と活けるが。奴良は那と約りて。初段に居り。奴理は爾と約りて。二段に居り。奴流は奴と縮りて。素のまゝ三段に居つき。奴禮は禰と約りて。四段に居り。奴呂は能と約りて。五段に居る。是を以て。此の行五聲の初義は。共に滑の字の義なり。但し其の段位は。五母韻の次第に循ふこと例の如し。（滑の字は。說文水の部に。利也。从水骨聲と見え。段注に。古多借爲汨亂之汨と云ひ。字彙に。滑澾也。澾泥滑也など見えたり。此の行五聲の。みな此字義なる由は。其のもと。舌上の滑潤なる所より。奴流理と出る聲なればなり。其は沼を奴と謂ふは滑なる所の義なるは更なり。菜を那と云ふは奴良の約り。土を爾と云ふは奴理の約り。根を禰と云ふは奴禮の約り。野を能と云ふは奴呂の約りなり。那爾奴禰能の一音なる言等。なほ數多あれど。皆是より末の轉用に起れり。其は因ある所々に云むと欲るなり。）さて如此すべて。滑の字の本義なる。那爾奴禰能に。未た各〻に良行の五聲相副しかば。那は初段成の活機と成り。爾は二段柔の活用となり。奴は素の如く三段滑の活用を爲し。禰は四段埏の活機と成り。能は五段乘の活用と成れり是ぞ此の行の轉用せる初めなり。（成は說文戊の部に就也。从戊丁聲と見え。佗の字書どもに。畢也。善也。又平也と云ひ。柔は說文木の部に。木曲直也。從木矛聲。段注に凡木曲者可直直者可曲。引伸爲凡耎弱之稱とあり。埏は說文土の部に。八方之地也。从土延聲と有れば。禰禮に由なきが如くなれど。老子に。埏埴以爲器と云へる語あれば。用ひたり。乘は說文木の部に。椉に。作りて。覆也と見え。段注に。加其上曰椉。乘車是其一端也と云ひ。佗の字書等に。音成。御也。駕也。登也。跨也。憑也。治也。覆也　又因也など有り然て乘は素より能呂に根せる言也。）然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副へる聲等なれば。其本聲つひに去て。韵のみ殘り。那爾奴禰能の單聲と齊れるが。一度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各〻其の音に。自然の如く。成。柔。滑。埏。乘の義を持たり。然は有れど。其は實には。第二義なること。上の

如し。(其の活機の大要を云むに。初段は成に起りて。生。鳴。馴などの祖言。二段は柔に起りて。似煮などの祖言。三段は滑に起りて塗。濡などの祖言。四段は埏に起りて。覗煉根などの祖言。五段は乘に起りて。糊。詈。告。法。詛などの祖言なる類ひ。なほ轉用し出たる言ども多かり。其は本篇に就て見べし。)さて此の五聲の。然起れる由來を。神典に稽ふるに。神代紀の一書に、天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物。如葦牙之初生埿中也。と所見たる。此の傳に。其中生一物。と有る五字ぞ。此の行の起原を知るべき文なる。)其中とは。上の條々に引たる文等に。天先成而地後定。然後神聖生其中焉。また天地之中生一物。狀如葦牙。また國中生物。狀如葦牙之抽出也。なども見えたる皆同じ事なり。)然るは。彼の天地と分りし一つの物に。其の中と稱する一と所ありて。其の中に。別に葦牙の如き。一の物の生れる傳へにて。其の葦牙なせる物は。萌騰りて天つ日と爲りまた天霧とも。薄靡ける物なるが。陽元の象なりし事。すでに上に云へるが如し。(かの天地と剖りし物を。まづ一物と指して。また其中なる所に生れる。葦牙の如き物をも。一つの物とは云へるなり。此の事すでに。佐行の所に辨へたり。立却りまた思ふべし。)さて其の萌騰りし物の。陽元の象也しを思ふに。其を含める其の中と指たる所の。陰元の象也し事も。推して知べし中の字を那加と訓める言の意は滑所また成所の約りにて。生を那流と訓めるは。既に那の聲の那理。那流。那禮と活き。其の滑々としたる所より。滑々と出たる故に生ると謂ふ。然れば那流の本言は奴良流なり。(かの說文に。地元氣初分。輕清陽爲天。重濁陰爲地。萬物所陳列也。从土也聲と云ひ。也の字を也は女陰也。象形とあるは。此所の古傳に因れる制字なること。赤縣太古傳に論へるを見て知べし。然るに此方の决著の詞なる。那理てふ言に。也の字を塡たるは。古人の深く惟ふ旨ありし事なり。其は日本靈異記に。女陰の字に。閪の字を用ひて。クボとも。シナタリとも訓み。名義抄にも。しか訓み。字類抄にはツビと訓り。此は西土の字書になき字なれば。

此方の古人の。制字と聞ゆるをも思合すべし。）然らば其の滑所なりし處は。今の何所なると謂ふに。穴門國の海に在る。速吸名門とも。速鞆の迫戸とも云ふ所にして 此は大地の陰門。また謂ゆる凹にし有れば。此所やがて。彼の牙を含める。滑所にも有りける。（桑家漢語抄に。陰門比奈登とあり。）靈生門の義にて。本は彼の滑所の名なるが。後に人の陰門にも云へりと通ゆ。速吸名門てふ名の義は。伊豆速く渦を巻きて。潮を吸容る丶滑戸の義にて。名と云ふに。生滑の義は更なり。鳴の義をも兼たり。其は此の門に近き。阿波の鳴門の。同じ類の戸にして。名義も同きを思ふべく。また生成鳴の字こそ異れ其の訓は並同言の活機なること。本篇に云へるをも合せ考ふべし。抑是の滑所のこと。故有りて。赤縣の上古にも。其の聞え高く。其の國籍ごもに。谷神。百谷王。玄牝之門。天地之根。大壑 暘谷。無底之谷など稱し。其の所在を谷口と云ひ。東風を谷風と云ふことも。是より起れり。委くは別に著せる書等あり。）然れば。其の謂ゆる中に。海苔の類の生つきて。奴々流々と滑め

き。奴々良々。奴々呂々と在りける狀を。目前に見行せる神の御情に。しか所思看せる隨に。其象を大御言に。詔ひ形はし賜へるが。右の古傳の發出たる初めにて。即ち此の五聲の元基とは爲れり。其は右の古傳。また當昔しか有りける狀を。正目に御覽ぜる神ならでは。語り始め給ふまじき道理なること。上の條々に論へる說等に。按ひ合せて辨ふべし。）いで其の元基の然る所以は。阿の聲に。那行の從へる。五言に因てぞ所知ける。其は阿行篇第五章の初段なる。阿那。阿爾。阿奴。阿禰。阿能の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを。上の件の二十五言と。相照し攷ふるに。初言の阿那は。孔の義なれば。此は彼の滑所なる所の。奴々流々。奴々良々と在るを指して。阿奴良と詔せるを。其の中に含める物の。葦牙なす萌騰り。かつ其の氣勢の垂成引ける象。かの古語に。天之壁立極とも有る如く。塗立たる狀に瞻ゆれば。阿奴良やがて其言とも爲り。良の開音に因りて。阿那と約り 彼の譜の初段なる。那良。那理。那流。那禮。那呂の活機をなし。（阿奴良は。乃ち彼滑の

義なるが。開音して阿那と爲ては。彼成の義をなし。其を一字訓に綜ては。孔また空の義なり。然れど此は上の件々の如く。活用く言は傳はらずて。殊に種々の轉用あり。其は本篇を見て知べし。)さて阿那良は阿那と約り。阿那理は阿爾とつまり。阿那禮は阿禰と約り。阿那流は阿奴とつまり。阿那呂は阿能と約りて孔の活機なるが。後にこそ開えね。世の初めには。天霧にも然云へること著し。其は言の本に阿奴良なるに。塗立たる如く圓々に。空なして觀ゆるを惟ふべし。(孔は說文に。通也。嘉美之也。从乙子。段注に。通者達也。於易卦爲泰。孔訓通。故俗作空。穴字多作孔。其實空者竅也。作孔爲段借。凡言孔者。皆所以嘉美之。毛傳曰。孔甚也。是其義。或曰。詩言亦孔之醜。豈嘉美之乎。曰。此即今甚字。通於美惡之意也と見え。空は同書に。竅也。从穴工聲。段注に今俗語所謂孔也。天地之間亦一孔耳といひ。佗の字書どもに。音孔。虛也。又大空天也など見えたり。古言の阿那は。彼の穴なる所を見まして。阿奴良と指驚き。嘆ける聲より起りて

凡て事の切なるに出る聲なるが。甚の字の義にて。美惡に通る言なるが。乃ち穴の稱となり。然て空にも云ひけむは。好くも孔空の字義に符へり。かくて名を那と云ふも。實は阿那の省にて。穴と同言なり。本篇を見て知るべし。)然れば阿の聲に。那行の從へる五言と。彼の譜の初行なる。那良。爾良。奴良。禰良。能良の活用とは。其の元一つにして。彼滑と指たる言の活機なりしが。阿那阿爾などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言。那良爾良等の二十五言は。其の冠たる阿の聲の。省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を詔ひ出たる。當初の神語なること疑なし。(然るは阿の聲は。凡て。指たる事物の無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿那は。彼滑と指たる所あり。彼成と指たる物ありて起れる言なるを以て。かくは謂ふなり。そは此の阿那に。姑く良行の五聲をそへ。彼の那理那流などの五言に。假に各指聲の阿を冠らし活用かし。呼試みても知べきなり。)〇さて上の件は。是の行の起原。また各音に。一義を持たる。較略の說なるが。亦同行互に音義相通ふ事の

有るは。彼の二十五言の。横五段。竪五行に整へる上にて。初行の五行は。共に那と成り。第二行の五言は。共に爾となり。第三行の五言は。共に奴と成り。第四行の五言は。共に禰となり。第五行の五言は。共に能と成れるに因る事なり。(故是を以て。同行たがひに。其の音の相通ふ耳ならず。那と呼ふ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此一聲のみ然るに非ず。爾奴禰能も。共におなじ趣なり。)抑是の行の五聲も。かく右二十五言の混錯りて調へるが故に。今しも一義を執ては。決め難きに似たれど。其の中に就きて。那の主たるは。成の義にて。奴良。那良の約り。爾の主たるは。柔の義にて。奴理。邇理の約り。奴は滑の義素にて。上下の四義を包ね。禰の主たるは。埏の義にて。奴禮。禰禮の約り。能の主たるは。乘の義にて。奴呂。能呂の約りとして。各〻其上に冠れる四十五言。各〻其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。(各〻其の上に冠れる四十五言とは。那爾奴禰能を。頭に冠れる言の。各〻四十五言づつ有るを謂ひ。各〻其の下に從へる五十言とは。那爾奴禰能の下に從へる言の。各〻五十言づつ有るを云ふ。其は既に古言活用の條。那行の所に云へるが如し。斯て此の四十五言と五十言とは。是の行五聲の機ける祖言なるが。猶其より轉用。假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて此の行の五聲と成ぬるは。また自然に其の義を生せり。其は本篇に次々。釋以て行くを見て知るべし。)さて此の五聲はも。多行と同じく。舌上に起れるが。舌は元より。剛に光澤なると。柔に滑潤なると。相兼たる所にて。此の行は。其の柔に滑潤なる方より發れるに。鼻音の添たる聲等なれば。其の音象自然に。其の趣に聞えて。右の如く五義に別り。成。柔。滑。埏。乘。その顯に立ち。滑その幽を主りて。言靈の幸を爲すこと例の如し。(其は右二十五言の譜は更なり。本篇每章の二十五言も。みな此の例に差ふ事なし。然て此の五色。多行と同じ舌音ながら。柔に起りて鼻音を兼ぬる事は。契冲が此の行の說に。舌にて齶を彈じ鼻に入る聲なる故に。鼻を強く塞ぎては。ナニヌネノの五音は。都に云れぬ聲なりと云へり。實に

然る言にこそ。)さて其の音象の隨に。那は初段に在りて。成初むる音を爲し。爾は二段に居て。成定むる音をなし。奴は三段に在りて。成用ふる音を爲し。禰は四段に居て。成令する音を爲し。能は五段に在りて。成終る音を爲せり。(五聲共に。滑の字の義を持たるは。初聲の父に稟たる聲。また各〻初定用令終に。音の別るゝは。五母韵に受たる。音質なること上の如し。彼の國辭解に。那は事を指納むる言にて。事を定むる言となる。邇は事を納め推す言奴は事を推納むる言。禰は事を推押ふる言。能は事を納め治むる言と云へるも。其の謂ある事なれど委からず。)かくて此の五聲の語上に在り。語下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて。義の轉り易り。また或は上省かり。下省りて。各〻一聲の言と爲れるも少からず。其は此所に盡し難ければ。是の聲ごと出る諸章の。因々に釋辨ふるを見るべし。

古史本辭經 亦云五十音義訣 卷之三

大壑　平篤胤撰述
男　鐵胤
孫　延胤　謹校

○五十音義解下第七

波（布良 波良）比（布理 比理）布（布流）閉（布禮 閉禮）保（布呂 保呂）

此の行の五聲は。日文傳に云へる如く。脣內の柔音。其の父聲と爲り。阿行の元音其の母韻と爲りて。齊へる聲等なるが其の音象を按ふに。波は波良とした聲。比は比理々とした聲。布は布流理とした聲。閉は閉禮理とした聲。保は保呂理とした聲にて共にかく。良行の五聲。その形象を助けて。其の合口言なる。布流てふ言の出來しよりぞ。起り始ける。（此は古今に。波良理。波々良々。比理々。比々理々。布流理。布々良々。閉呂理。閉々良々。保呂理。保々良々など謂ふ。形容言の多かるを。思ひ合せて辨ふべし。然て本聲の下に。布良波良など注せるは。其の本義たる言なり。次に委く云ふを俟べし。）其の由は。波行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿の聲に波行の從へる五言とに。徵し攷へてぞ所知けるまづ。其の

波良　比良　布良　閉良　保良　二十五言の譜

波理　比理　布理　閉理　保理　かくの如し。

波流　比流　布流　閉流　保流　（是の章に。第

波禮　比禮　布禮　閉禮　保禮　三段布流の。

波呂　比呂　布呂　閉呂　保呂

合口言なるが。其の中央に位して。其の竪横。また斜めに。貫通する趣に。意を潛めて。此の行も。三段布流より。起れる所以を。まづ心留居べし。）抑是の二十五言は。布流より起り。奮の義にして。布良、布理。布流。布禮。布呂と活けるが。布良は波と約りて。初段に居り。布理は比と約りて。二段に居り。布流は布と締りて。素のまゝ。三段に居つき。布禮は閉と約りて。四段に居り。布呂は保と約りて。五段に居る。是を以て此の行五聲の初義は。共に奮の字の義なり。但し其の段位は。五母韵の次第に因ること。既に云へるが如し。（奮の字は。說文奮の部に。翬也。从二奞在一レ田。段注に。羽部曰。翬大飛也。雉。雞。羊。絕有レ力。皆

曰奮と見え。佗の字書等に。曲禮奮衣由右上。註。振去塵也。迅也。飛也。動也。振也。舒也。揚也。發奮也と云り。蓋こは。是の五聲の初義に引用せり。なほ毎聲各々の末義あり。其は下に謂ふを見べし。)さて如此すべて。奮字の本義なる。波比布閉保に。また各々に。良行の五聲相副しかば。波は初段晴の活用と成り。比は二段乾の活機となり。布は素の如く。三段奮の活機を爲し。閉は四段減の活機と成り。保は五段搰の活用と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。(晴は說文夕部に。𡖄に作りて。雨而夜除星見也从夕生聲。韻會に。徐曰。今作晴或作暒。前の天文志天暒而景星見。孟康曰。暒精明也と見え。乾は說文乙部に。上出也从乙。乙物達也倝聲。段注に上出此字之本義也。易釋之曰健也。健之義生於上出。上出爲乾。下注則爲溼。故乾與溼相對。俗別其音。古無是也とあり。減は說文水部に。損也从水咸聲。增韵に。減耗也と見え。搰は說文手部に。掘也从手骨聲。段注に。吳語夫諺曰。狐埋之而狐搰之。是以無成功。韋注

搰發也と云へり。)然るに良行の五聲は。もと形容より機き副たる聲等なれば。其の本聲つひに去りて。韵のみ殘り。波比布閉保の單聲と齊れるが。一度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各々其の音に自然の如く。晴。乾。奮。減。搰の義を持たり。然は有れど。其は實には。第一義なりけり。(其の活機の大要を云はむに。初段は晴に起りて。原。治。春。張。遙などの祖言。二段は乾に起りて。平。疼。晝。鰭。廣などの祖言。三段は奮に起りて。放。零。振。觸。などの祖言。四段は減に起りて。片。端。綜なども祖言。五段は搰に起りて。洞。欲。穿。悅などの祖言なる類ひ。なほ轉用し出たる言ども多かり。其は本篇に就て見べし。)さて是の五聲の。しか起れる由來を。神典に稽ふるに彼の一つの物未剖れず。漂ひて在ける狀を。神代紀の一書に。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩云。古事記に。國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時云云と有る。猶浮膏てふ譬なむ。此行の起原を知べき神語なる。(神代紀の一書に。いま一所に

も又有物若浮膏。生於空中。因此化神。號國常立尊。と云へる文あれど。此は豫母都國の成りし初めの傳へなれば。今出引べき文に非ず。古史傳を見て知るべし。）いで其の由は。まづ浮膏とは。浮べるを謂ふ。和名抄に。脂膏油などを。阿布良と訓めり。名の義は。阿は例の指嘆ける聲にて。彼の義なるを思ふに。乃ち彼奮てふ言なり。（阿布良の水に浮める樣の。布々良々と在るをば。誰も見て知れるが如し。また溢の字をアフルと訓み。灸の字をアブルと訓むも。是より轉り出たる言なり。本篇を見て知るべし。）然れば此の傳は。天地と成るべき彼の一つの物の。なほ初しく稚く在つゝも。遂に開き剖るべき活發を含みて。布々流々と奮めき。布々良々布里理々と在ける狀を。目前に見行せる。神の御心に。しか所思看せる隨に。其象を大御言に。詔ひ形はし賜へるが。右の古傳の發出たる初めにて。即ち是の五聲の元基とは爲れり。（其は右の古傳また。常昔しか有ける樣を。正目に御覽せる神ならでは。語り始め給ふまじき謂なること。上の條々に論へる說等に。思ひ合すべし。素より有りて。但し膏脂などを。阿夫良と云ふ言の。此の傳を語り始め給ひし神の。こを譬へに取り給へるには非ず。其の物の有狀を指して。彼夫良と詔ひしが。膏油などの狀また。其に似たるが故に。其の儞となれるを。稍後に此の物を以て。譬へを添たる傳へなること。彼久羅下那洲てふ譬への所に云へるが如し。思ひ錯まる事勿れ。）抑其の元基の然る所以は。阿の聲に波行の從へる。五言に因て所知ける。其は阿行篇第六章の初段なる。阿波。阿比。阿布。阿閉。阿保の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを。上の件の二十五言と相照し攷ふるに。初言の阿波は。淡の義なれば。此は彼の一つの物の布々流々。布々良々と在るを指して。阿布良と詔せるを。其の物已に分りて。精妙なるが。天翳と晴廣がるに。振々として。張ひ周れる故を以て。阿布良やがて其の言とも爲り。良の開音に因りて阿波と約り。彼の譜の初段なる。波良。波理。波流。波禮。波呂の活機をなし（阿布良は。乃ち彼振の義なるが。開音

して阿波と爲りては。彼晴の義をなし。其を一字訓に綜ては。淡また遇の義にて。また阿波り。阿波る。阿波れ。阿波らむと。活くべき言なるを謂ふ。然れど此は阿波理。阿波禮と云ふ嘆き言のみ傳はりて。其餘は世に傳はらず。さて阿波良は阿波と約り。阿波理は阿比とつまり。阿波流は阿布とつまり。阿波禮は阿閉と約り。阿波呂は阿保と約りて。淡の活機なるが。後には聞えねど。世の初には。天露にも。阿波と云へる言有しなり。其は言の本は。阿布良なるに。張晴たる原に散々と衆星の係れるが。粟を散せる如き象なるを惟ふべし。淡と粟とは元より同義の言なり。（淡は說文に。薄味也从水炎聲。韵會に。對醲之稱。廣韵に。滔淡水滿貌。又澹淡水動搖貌と見えたり。是の淡薄の義を取りて。古へより。阿布良の約れる。阿波てふ言に。此の字を用ひて。淡島と書たるを始め。貶しめ詞に。淡め淡むるなど云ふ。其は取まり無く。阿夫那げなるを云へり。阿夫那に。舊く浮雲の字を用ひ來りしは。乃ち阿夫良と同義なり。其は舟を布禰と云ふも。布々良々。布々那々として。浮雲氣なるより出たる言なればなり。本篇を見て知るべし。）然れば阿の聲に。波行の從へる五言と。彼の譜の初行なる。波良。比良。布良。閉良。保良の活用とは。其の元一つにして。彼舊と指たる言の。活機なりしが。阿波阿比などの五言は。其副たる良の聲の去れる言。波良。比良等の二十五言は其の冠たる阿の聲の。省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を詔ひ出たる常初の神語なる事疑なし。（其は阿の聲はも。凡て指たる事物の無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿波は。まづ彼舊と指たる物あり。彼散と指たる所ありて。起れる言なるを以て。かくは謂ふなり。其は此の阿波に。姑く良行の五聲をそへ。彼の波理。波流などの五言に。假に各指聲の阿を冠らし。活用かし呼試みても知るべきなり。○さて上の件は。都此の行五聲の起原。また各一音に一義を持たる。較の說なるが。亦同行互に。音義相ひ通ふ事の有るは。彼の二十五言の。横五段竪五行に整へる上にて。初行の五言は。共に波と成り。第二行の五言は。共に比となり。第三行の五言は。共に布と

なり。第四行の五言は。共に閉と成り。第五行の五言は。共に保と成れるに因る事なり。(故是を以て。同行たがひに。其の音の相通ふ耳ならず。波と呼ぶ聲は一つにして。其の義の易る言あり。其は此の一と聲のみに非ず。比布閉保も。共におなじ趣きなり。)抑是の行の五聲。かく彼の二十五言の混錯りて調へるが故に。今しも一義を執ては。決め難きに似たれど。其の中に就きて。波の主たるは晴の義にて。布良波良の約り。比の主たるは。乾の義にて。布理比理の約り。布は奮の義素にて。上下四音の義を持ち。閉の主たるは。滅の義にて。布禮閉禮の約り。保の主たるは。掊の義にて。布呂保呂の約りとして。各〻其の上に冠れる四十五言。各〻其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。(各〻其の上に冠れる四十五言とは。波比布閉保頭に冠れる言の。各〻四十五言づゝ有るを謂ひ。各〻其の下に從へる五十言とは。波比布閉保の下に從へる言の。各〻五十言づゝ有るを云ふ。此は既に古言活用の條。波行の所に云へるが如し。斯て其の四十五言と五十言とは此の行五聲の機ける祖言なるが。猶是れより轉用。假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて。此の行の五聲と成ぬるは。また自然に其の義を生せり。其は本編に次々。釋以て行くを見て知るべし。)さて此の五聲はも。麻行と同じく。脣に起れるが。脣の元より輕含める所なるに。波行は其の內邊に。柔に觸れて出る聲等なる故に。其の音象自然に其の趣に聞えて。右の如く五義に別り。晴乾奮滅掊その顯に立ち。奮その幽を主りて。言靈の幸を爲こと例の如し。(其は右二十五言の譜は更なり。本篇毎章の二十五言も。みな此の例に違ふ事なし。然て此の五聲。麻行と同じ脣音ながら。彼の行は。剛に起りて易の如く。此の行は。柔に起りて陰の如き謂あり。是をもて波麻の二行は。表裡の如く。夫婦の如くにて。此の行の濁音と。麻行と常に通ふこと。縣居の大人の。早く敎へ遺れたるが如し。)さて其の音象の隨に。波は初段に在りて。含み初まる音を爲し。比は二段に居て。含み定むる音を爲し。布は三段に在りて。含み用ふる音を爲し。閉は四段に居て。含み令する音をなし。保は五段に在りて。

舍み終る音を爲せり。(五聲共に。舍の字の義を持たるは。初聲の父に稟たる聲。また各々初定用令終に。音の別るゝは。五母韵に受たる音質なること。上の如し。彼の國辭解に。波は事をさし含む言。比は事を置く言。布は事をおき含む言。閉は事を置き抑ふる言。保は。事を含み治むる言と云へり。此れも理れたる說なり。)かくて此の五聲の語上に在り。語の下につきて活用つゝ。其の連聲に因りて。義の轉り變り。また或は上省り下省りて。各々一と聲の言と成れるも少からず。其は此所に盡し難ければ。是の聲どもの出る。諸章の因因に。釋辨ふるを見て知るべし。

麻 牟良 麻良　美 牟理 美理　牟 牟流　米 牟禮 米禮　毛 牟呂 毛呂

是の行の五聲に。日文傳に云へる如く。脣外の剛音其の父聲と爲り。阿行の五聲其の母韻と爲りて。齊へる聲等なるが。其の音象を。按ふに。麻は麻良理としたる聲。美は美理々としたる聲。牟は牟流理としたる聲。米は米禮理としたる聲。毛は毛呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて。其の合口言なる。牟流てふ言の。

出來しよりぞ。起り初ける。(此は古今に。麻々呂呂。美々理々。牟々理々。米々理々。毛々理々など謂ふ類の。形容言の多かるを。思ひ通して如此は謂ふなり。然て本聲の下に。牟良麻良など注せるは其の本義たる言等なり。其の由は下に云ふを俟べし。)然るは麻行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿の聲に麻行の從へる五言とに。徵し攷へて是を知れりまづ其の二十五言の譜かくの如し。(是の章に。第三段牟流の合口言なるが。其の最中に。位して。其の縱横また斜に。貫通する趣に。意を潛めて。此の行も。三段牟流より起れる所以をまづ

麻良	美良	牟良	米良	毛良
麻理	美理	牟理	米理	毛理
麻流	美流	牟流	米流	毛流
麻禮	美禮	牟禮	米禮	毛禮
麻呂	美呂	牟呂	米呂	毛呂

心得居べし。)抑此の二十五言は。牟流。より起り。聚の義にして。牟良。牟理。牟禮。牟呂と活けるが。牟良は麻と約りて。初段に居り。牟理は美と約りて。二段に居り。牟流は牟と締りて、素のまま三段に居つき牟禮は米と約りて。四段に居り。

牟呂は毛と約りて。五段に居る。是を以て。此の行五聲の初義は。共に聚の字の義なり。但し其の段位は五母韵の次第に循ふこと例の如し。(聚の字は說文乑部に。會也。邑落曰聚。段注に。邑落謂邑中村落といひ。佗書には。衆也とも見ゆ。聚散屯聚など熟語して。何にまれ。群集ふ意に用ふる字なり。蓋こは。此の五聲の初義にこそ有れ。なほ每聲各ゝの末義あり。其は下に云ふを見べし。)さて如此すべて聚の字の本義なる。麻美牟米毛にまた各ゝに。良行の五聲相副しかば。麻は初段圜の活機と成り。美は二段滿の活用となり。牟は素の如く。三段聚の活用を爲し。米は四段乙の活機と成り。毛は五段盛の活機と成れり。是ぞ此の行の轉用せる初めなる。(圜の字は說文口の部に。天體也。从口睘聲。段注に。呂氏春秋曰。何以說天道之圜也。精氣一上一下。圜周復襍。無所稽留。故曰天道圜。許言天體。亦謂其體一氣循環。無始無終。非謂其形渾圜也。今字多作方圓方員方圜。依許則言天當作圜。言平圓當作圓。言渾圜當作圜と見え。滿は同書水の部に。盈溢也。佗の字書等に。充也。足也。實也などあり。乙は說文乙の部に。象春草木冤曲而出。陰氣尙彊。其出乙々也。段注に。乙々難出之貌。物之出土。難屯。如車之輾地澁滯。と云へり。公家にて。裝束を次第に去らし著するを。米良須と云ひて。退の字を用ひ。樂家に。音の輕重上下に。甲乙の字を塡て。加理米理と訓むこと能く叶へり。盛は說文皿の部に。黍稷在器中以祀者也。段注に。盛者實於器中之名也。引伸爲凡豐滿之偁。字彙に。茂也大也長也多也。など見えたり。)然るに良行の五聲は。もと形容より機き副へる聲等なれば。其の本聲つひに去りて。韻のみ殘り。麻美牟米毛の單聲と齊れるが。一と度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其義を存して。各ゝ其の音に。自然の如く圜。滿。聚。乙。盛の義を持たり。然れど其は。此の行の第二義なり。(今其の活機の大要を云はむに。初段は圜に起りて。餘。圓。希。丸などの祖言なるが。麻の一と音は眞の義にて。開を訓むも同義なり。二段は滿の活きにて。世に美々理々と充る。

美理理と拆るなど謂ふ美理にて。美の一と音は實の義なるが。御見を訓むも是より出たり。三段は聚に起りて。村。叢。群。室などの祖言なるが。牟の一音は聚の義にて。身を訓むも同義なり。四段は乙に起り。米流。米理。米良志と活きて。退の字をも訓み。米の一と音は芽の義なるが。目女を訓むも同義なり。五段は諸に起りて。洩。守。盛などの。祖言なるが。毛の一と音は茂の義にて。此は說文に。草木盛貌と見え。爾雅に。如松柏曰茂。注に。言枎疎茂盛也と有れど。此には其の字音を用ふるに非ず。書紀。枎疎をシキモシと訓めるは繁茂なり。茂また薈をモキと訓めるも。古言なれば是に據れり。薈も說文に。草多貌。詩曰薈兮蔚兮と有る段注に。詩曹風文。毛傳曰。薈蔚雲興貌。引伸爲凡物會萃之義。と見えたり。）さて此の五聲の。然起れる由來を。神典に稽ふるに。既に引たる神代紀の正書に。古天地未剖。陰陽不分。渾沌如雞子云々。同じ一書に。天地混成之時。始有神人焉云々。と有る渾沌。混成に傍たる古訓の。牟良加禮は聚加禮。麻呂加禮は。圓加禮にて。牟良麻呂共に。右譜中の言なるを先思ふべし。（此を牟良加禮。麻呂加禮と訓める加禮は。聚祁。圓祁といひ。祁の延たる詞なるが。然延れば。乃ちかの加行の譜の。加理。加流。加禮の義を成せり。然て右神代紀正書の文は。漢籍三五曆紀の文を採れるなれど。其事は元より。皇國の古傳なること上にも既に云へるがごとし。）抑是の傳へは。上に云へる如く。天地と剖るべき。一つの物の未分れず混一つに在りし間の傳なれば。其の物の渾沌たる狀の。牟々流々と聚がり。牟々良々。麻々呂々と在ける象を。目前に御覽せる。神の御精に。しか所思看せる隨に。其の樣を大御言に。詔ひ形はし給へるが。右の古傳の發出たる初めにて。即ち是の五聲の元基とは爲れり。（其は右の古傳。また當昔しか消ける狀を。正目に見行せる神ならでは。語り始め給ふまじき道理なること。上の件々に論へる說等に思ひ合せて知べし。）いで其の元基の然る所以は。阿の聲に麻行の從へる。五言に因りてぞ所知める。其は阿行篇第七章の初段なる。阿麻。阿美。阿牟。阿米。阿毛

の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを上の件の二十五言と。相ひ照し攷ふるに。初言の阿麻は。天の義なれば。此は彼の一つの物の。牟々流々。牟々良々と在るを指して阿牟良と詔せるを。其の物判りて。清易なるが。天露と薄靡くに。聚々として混成り周れる故に。阿牟良やがて其の言と爲り良の開音に因りて阿麻と約り。彼の譜の初段なる　麻良麻理。麻流。麻禮。麻呂の活機をなし。(阿牟良は。乃ち彼聚の義なるが。開音して阿麻と爲ては。彼圜の義をなし。其を一と字訓に綜ては。天また餘の義にて。餘り。餘る。餘れ。餘らむと活用くを謂ふなり。但し餘を麻理と云ふを。人みな阿麻理の。阿を去れる言と思ふべけれど。此はもと圓の活けるにて。阿は却りて添たる言なり。屎まり尿まりの麻理に同じ。本篇を見て知べし。)さて阿麻流は阿麻と約り。阿麻理は阿美とつまり。阿麻流は阿牟とつまり　阿麻禮は阿米と約り阿麻呂は阿毛と約りて　网の活機なるが。网は素より天餘と同言なり。其は此の天空。上の件の如く。成竟たる物には有れど。亦元より其の最中に。寂莫にして。動き移らず。其の本つ眞洞なる域あり。(其の最中なる所は。乃ち謂ゆる天極紫微宮なり。委くは古史傳。また赤縣太古傳また太昊古曆傳などに説くを見て知べし。)是の域乃天の本綱なるが。是れより竪横に。五百綱千綱を引延たる如く。圓々に向伏し餘り。編成れる物にて。天空やがて。世界の大綱なる義なり。故是を以て古語に。此を都て高天原と稱へり。其は今見放る如く　网目なす彌廣に張餘りつゝ。原なして瞻ゆればなり。(天は説文に。顚也。至高無上。从一大。段注に。至高無上。是其大無有二也。故从一大。於六書爲會意。網は同書に。网に作りて。庖犧氏。所結繩以田以漁也。从冂。下象网交文。段注に。冂冪其上也。从象网目文と云ひ。また罔に作りて。网或加亡と云へり。然れば網の本字は网なるを。後には罔に作り。後また網に作れるなり。綱は同書に。网紘也。从糸岡聲。段注に。紘繩也。孔穎達云　紘者网之大繩。商書曰。若罔在綱有條而不紊と見えたり。萬葉十九。石川年足朝臣。新嘗會の祝歌に。「天には

も。五百都綱はふ萬つ世に。國知らさむと五百都綱はふ」と詠れしは。此の古義に想ひ合され。彼の。老子の書に。天網恢々。疎而不失。と云へるも。今の俗語に。天の網の罹るなど云ふに思ひ合さる。然て其の天網。本つ綱は。即ちかの中央紫微垣内。かの天極星の所在なるが。其より博く周天を高天原と云ひ。遂には天照大御神の所知看す。天つ日の御國をも。稱ふ言となれり。委くは古史傳を見て知べし）然れば阿聲に。麻行の從へる五言と。彼の譜の初行なる。麻良。美良。牟良。米良。毛良の活用とは。其の元一つにして。彼聚と指たる言の活機なりしが。阿麻阿美などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言。麻良。美良等の二十五言は。其冠たる阿の聲の。省かり齊へる言等にて。共に右の古傳を語ひ出たる。當初の神語なること疑なし。（然るは阿の聲はも。凡て指たる事物の無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿麻は。彼聚と指たる物あり。彼圓と指たる所ありて。起れる言なるを以て。かくは謂ふなり。其は阿麻の一と言に姑く良行の五聲をそへ。彼の麻理麻流などの五言に。假に各。指聲の阿を冠らし。活用かし呼試みても知るべきなり。）〇さて上の件は。此の行五聲の起原。また各音に一義を持たる。較略の說なるが。亦同行互に。音義相通ふ事の有るは。彼二十五言の横五段。竪五行に整へる上にて。初行の五言は。共に麻と成り。第二行の五言は。共に美となり。第三行の五言は。共に牟と成り。第四行の五言は。共に米となり。第五行の五言は共に毛と成れるに因る事なり。（故是を以て。同行たがひに。其の音の相通ふ耳ならず。麻と呼ぶ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一と聲のみ然るに非ず。美牟米毛も。共におなじ趣なり。）抑是の行の五聲もかく右二十五言の。混錯りて調へるが故に。今しも一々義を執りては。決め難きに似たれど。其の中に就て。麻の主たるは圓の義にて。牟良麻良の約り。美の主たるは。滿の義にて。牟理美理の約り。牟の主たるは。聚の義素にて。上下の兩義を包ね米の主たるは。乙の義にて。牟禮米禮の約り。毛の主たるは。諸の義にて牟呂毛呂の約として。各〻其の上に冠れる四

十五言。各〻其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。（各〻其の上に冠れる四十五言とは。麻美牟米毛を。頭に冠れる言の。各〻四十五言づつ有るを謂ひ。各〻其の下に從へる五十言とは。麻美牟米毛の。下に從へる言の。各〻五十言有るを云ふ。此は既に古言活用の條。麻行の所に云へるが如し。斯て此四十五言と。五十言とは。是の行五聲の機ける祖言なるが。猶其より轉用。假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて此の行の五聲と成ぬるも。また自然に其の義を生せり。其は本篇に。次々釋以て行くを見て知べし。）さて此の五聲はも。波行と同じく。脣に起れるが。脣は。元より剛に實滿なると。柔に輕舍めると相兼たる所にて。此行は。其の剛に實滿なる方より發れる聲等なれば。其の音象自然に。其の趣に聞えて。右の如く五義に別り。圓滿聚乙盛。その顯に立ち。聚その幽を主りて。言靈の幸を爲こと上に同じ。其は右二十五言の譜は更なり。本篇各章の二十五言も。みな此の例に差ふ事なし。然て此の五聲に濁音なし。其の濁音は。波行の濁音にて兼ればなり。波麻二行の陰陽表裡の如く。相離れざる所以も。是れにて知るべし。）さて其の音象の隨に。麻は初段に在りて。滿初むる音を爲し。美は二段に居て。滿定むる音をなし。牟は三段に在りて。滿用ふる音を爲し。米は四段に居て。滿令する音を爲し。毛は五段に在りて。滿終る音を爲せり。（五聲共に。聚の字の義を持たるは。初聲の父に稟たる聲。また各初定用令終に。音の別るゝは。五母韵に受たる音質なること。上の如し。彼の國辭解に。麻は事を指滿たす言。美は事を滿し備ふる言。牟は事を備へ滿たす言。米は事を備へ押ふる言。毛は事を滿らし納むる言。と云へるは實に然る言にこそ。）かくて此五聲の語。上に在り。語下につきて。活機きつゝ。其の連聲に因りて。義の轉り易り。また或は上省かり。下省りて。各一と聲の言と爲れるも少からず。其は此所に盡し難ければ。是の聲どもの出る諸章の。因々に釋辨ふるを見るべし。

夜（由良・夜良）以（由理・以理）由（由流）曳（由禮・曳禮）余（由呂・余呂）

此の行の五聲は。日文傳に云へる如く。謂ゆる半

喉音にして。五母韻の頭に。各〻伊の聲冠ひて。成れる聲等なるが。其の音象を按ふに。夜は夜良理としたる聲。以は以理々としたる聲。由は由流理としたる聲。曳は曳禮理としたる聲。余は余呂理としたる聲にて。共にかく良行の五聲。その形象を助けて。例の合口言なる。由流てふ言の出來しよりぞ起り初めける。）此は古今に。由良理。由良々。夜良理。以々良々。由流理。由々流々。曳良理。曳々良々。余呂理。余々呂々など謂ふ類の。形容言の多かるを。思ひ合せて辨ふべし。然て本聲の下に。由良夜良など注せるは。其本義たる言なり。次に委く云ふを俟べし。）其の由は。夜行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。阿の聲に夜行の從へる五言とに。徵し攷へてぞ所知ける。まづ其の二十五言の譜かくの如し。）是の章に。第三段由流の合口言なるが。其の中央に位して。其の竪横また斜に貫通する趣に。意を潜めて。此の行も。三段由流より。起れる所以をまづ心得居べし。）抑是の二十五言は。由流より起り。動の義にして。由良。由理。由流。由禮。由呂と活けるが。由良は夜と約りて。初段に居り。由理は以と約りて。二段に居り。由流は由と締りて。素のまゝ三段に居つき。由禮は曳と約りて。四段に居り。由呂は余と約りて五段に居る。是を以て此の行五聲の初義は。共に動の字の義なり。但し其の段位は。五母韻の次第に因ること上の如し。（動の字は。說文力の部に。作也と見え。段注に。作者起也と云ひ。佗の字書等に。靜之對也。出也。搖也。振也。周禮九拜。四曰振動以兩手相擊。蓋古之遺法也とあり。動搖共に。皇朝に。古く由流具と訓來れり。）さて如此すべて。動の字の義より。起れる。夜以由曳余に。また各〻に。良行の五聲相副しかば。夜は初段遣の活用と成り。以は二段苛の活機となり。由は素の如く。三段動の活用を爲し。曳は四段擇の活機と成り。余は五段宜の活機と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。（遣の字は。說文辵の部

夜良	以良	由良	曳良	余良
夜理	以理	由理	曳理	余理
夜流	以流	由流	曳流	余流
夜禮	以禮	由禮	曳禮	余禮
夜呂	以呂	由呂	曳呂	余呂

に。縦也。段注に。糸の部曰。縦緩也。一曰舍也。字彙に　音牽。送也。祛也　逐也。發也など見えて。發遣の義なり。苛は説文草の部に。小草也。段注に。引伸　爲凡瑣碎之偁。字彙に。政令繁細曰苛政。又虐也。急也。煩也。怒也。察也　楊也愼云。苛小草也。今但知爲苛刻之苛と見え。擇は説文手の部に。柬選也。段注に。柬者分別簡之也。簡者存也。選下曰。選遣也。一曰擇也と見え。寄は説文宀の部に。託也。段注に。字从奇。奇異也。言部曰。託寄也。韵會に。廣韵附也。増韵又寓也。傳也など見えたり。)然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副たる聲等なれば。其の本聲つひに去りて。韻のみ殘り。夜以由曳余の單聲と齊れるが。一と度かく良行の副ひて。右の音義を成せるより。永久に其の義を存して。各〻其の音に自然の如く　遣。苛。動。擇。寄の義を持たり。然れど其は此の　行第二義なり。(前六行の例の如く　此所に其の活用の大要を述べきなれど。此の行の以曳は。阿行の伊延と相似て。互に胡亂しき事あり。故其の別を下に云はむと。こゝには洩せり。)さて是の五聲の。しか起れる由來を。神典に稽ふるに。此は上の件々の如き。諦しき神語は。有ること無れど。上に准へて是を按ふに。此は彼の一つの物の。海月なす。久々良々と漂ひ。浮膏なす。布々良々と奮たる狀の。また由々流々と動めき。由由良々。由々呂々とも見えけむを。然る象に見行し坐せる神の御心に。しか所思看す隨に。其の樣を大御言に。詔ひ形はし賜へるが。此の行五聲の元基と爲れること疑なし(此は極めたる臆度の如くなれど。また決めて。此の行のかく起れること。上の件々の由來をし平心に按ひ合せて悟るべし。)其の由良は。神典に。天皇祖神の。饒速日命に。十種の神寶を。授け賜ふ時の大御言に。布留倍。由々良々止布留倍と有る。由々良々是れにて。布留倍は。可振と謂ふ言なり。由流とは。神に幣束奉るに。左右左右と振る趣なるを謂へり。(布流と由流とは元より同義の言なり。是をもて鎭魂祭に。御衣を筥に納れて。動かす御式なるを。御魂振と云ふ。また漢文には。其を振動とも書たり。由良てふ言は。古語に。玉の緒も由良に

取由良かし。手玉も由良に。由良ぐ玉の緒などの類ひ。敷ふるに違あらず。）抑是の行の本基も。然有りける所以は。阿の聲に夜行の從へる。五言に因てぞ所知ける。其は阿行篇第八章の初段なる。阿夜。阿以。阿由。阿曳。阿余の五言是れなり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを　上の件の二十五言と。相照して攷ふるに。初言の阿夜は。文の義なれば。此は彼の由々流々。由々良々と在りける物の。已に剖りて。其の精妙なるが萠騰り。天霧ご合搏ぐに。動々と寛がり周れるを。阿由良と指詔へるが。乃其の言と爲り。良の開音に因りて阿夜と約り。彼の譜の初段なる。夜良。夜理。夜流。夜禮。夜呂の活機をなし。（阿由良は。乃ち彼動の義なるが。開音して阿夜と爲りては。彼遣の義をなし。其を一字訓に綜ては。文また異の義を成せり。此の言古くは決めて。文り。文る。文な。文らむと活ける言なりけむを　其の言は後に傳はる事なし。）さて阿夜良は阿夜と約り。阿夜理は阿以とつまり。阿夜流は阿由とつまり。阿夜禮は阿曳と約り。阿夜呂は阿余と約りて。文の活機

なるが。此は天霧の眞區なる域。その本綱と爲りて。八方に垂成びき周れるに。衆星これに係りて。列を亂らす左に旋り。日月五星大地は右に旋り。由々良々と斐なせるが。奇しき天の文なればなり。文は說文に。遣畫也。象交文。段注に。遣畫者逪遣之畫也。考工記曰。靑與赤謂之文。遣畫之一端也。韵會に。列宿爲天文。草木爲地文。又理也。文章也。美也。善也。兆也。華也。斑也など見ゆ。字義かくの如くなれど。我が古言の阿夜は。右の所以より起れる嘆の聲なるが。天文を云ふを始め。奇し。怪み。阿夜かり。危し。愆り。阿夜かし。過ち。阿夜ぶみ。操りなど。種々に活けり。本篇を見て知べし。）然れば阿の聲に。夜行の從へる五言と。彼の譜の初行なる夜良。以良。由良。曳良。余良の活用とは。其の元一つにして。彼動と指たる言の活機なりしが。阿夜阿以などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言。夜良以良等の二十五言は。其冠たる阿の聲の。省かり齊へる言等にて。共に右に論ふ大御言ありし。當初の神語なること疑なし。（其は阿の聲はも。凡て指たる事物の

無ては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿夜は。阿動と指たる物あり。彼遣と指し嘆ける言なるを以て。かくは云ふなり。其は阿夜の一と言に。姑く良行の五聲をそへ。彼の夜理夜流などの五言に。假に各〻指し聲の阿を冠らし。活用かし呼し試みても知べきなり。）〇さて上の件の説等は。此の行五聲の起原。また各音に一義を持たる。都較の説なるが。然しも全く調ひ竟たる事は。喉音三行の論に圖せる如くにて。實には阿行の五聲に。伊の聲の冠たる拗音なり。故是を以て。其の音みな自然に。苛ち進み壯なる意象あり。其はまづ由良の夜と變るに。良の聲の韵なる。阿の圓滿なるが殘りて。其の根韵と成つれど。其の初音伊なるが故に。先窄みて。譬へば茹矢と云ふ物の形に。想ひ像るゝ聲なり是を以て弓箭の箭を夜と云は更なり。氣進み尋ぬる言とも成りて。其の方には。耶哉歟乎などの字を訓み來り。倘種々の活用を爲せり。）其は和訓栞に。や。或は語の辭と云へり。哉を嘆の詞。と注せる意に聞ゆるは。玉なれや。宿なれや。草なれやの類なり。或はやと留りて。

やはの意なるあり。消ずば有りとも花と見ましや。光のまにも我や忘るゝの類なり。唯しやはかより緩なり。かは疑の詞の下にあり。やは疑ふ詞の上にあり。春やとき。花やおそき。夜や闇き。道や惑へるの類なり。また花もみぢ雪や氷など云ふは。花と紅葉雪と氷との意なり。また葛城や高天の山。更科やをばすて山。大原やをしほの山などは。近きを取合せてよむ故に。やと切たり。近江のや鏡の山と云へるも。たゞ近江の鏡の山なれば。至りて輕きなり。と云へるが如し。かゝる類なほ種々あり。然れど此はみな。歌詞のうへの議にこそ。）然るはまづ今の世に太刀かき矛ゆけ。或は弓射る時など。氣勢を發して。高くや。あと聲を揚るを。矢聲とも遣聲とも謂ふ。此は皇極天皇紀に。中大兄皇子の。蘇我の入鹿を殺し給ふ所に。曰二吐嗟一共二子麻呂等一出二其不意一以レ劒傷二割入鹿頭肩一云云と有る吐嗟乃ち是れにて。夜の一と聲に。阿の韵その力を副て。驚せる聲なり。（今の本。此吐嗟の左旁に。またアヤト宣。とも有るは。かくも訓べき由なれど。アヤと云ひては。只に驚き奇しむ聲

となりて。此に叶はざるを。ヤアにては。其の力いと強し。呼試みて知るべし。佗の説に。此の吐嗟を發語の辭。アハヤの響なり。と云へるも有れど然にはあらず。）後ながら宇治拾遺九に。兵たつる法師が。佛供養の條に。目を怒かして。人の妻をまぐ者あり。やう〳〵と云ひて。太刀をぬきて云々。と有るやう〳〵必ず。やあを後に訛れる聲なり。其は古へにやゝと云ひし詞を。神樂歌に。也宇也宇と有ればなり。（拾遺の印本やう〳〵の下に。をう〳〵と有るは衍なり。其はをう〳〵は。泣聲にいふ詞なれば也。（後拾遺集の誹諧歌に。入道攝政かれ〳〵にて。さすがに通ひ侍りける頃。帳の柱に。小弓の矢を。むすび付たりけるを。外にて取におこせて侍りければ。遣すとて詠める。大納言道綱の母。「思ひ出る事もあらじと見えつれど。やと云ふにこそ驚かれぬる。」此はかの驚かし呼はる聲のやに。矢を云ひ掛たるなり。然れば桑家漢語抄に。箭伊也。射遣之略。と有るは然る言にこそ。（和名抄に。箭釋名云。笑和名夜とあり。谷川氏の説に。矢は射發つ時の聲より名くと云へるも然る言にて。往年江戸の三十三間堂と云ふにて。謂ゆる通し矢と云ふを。人の射たるを見し事あり。かの矢叫しつゝ射るに。其の矢の半にて勢ひ撓み。鏃さがりて見ゆる時しも。其の射人は更なり。助をする人等も。聲を合せて。大音にやあと叫ぶに。其のたわめる矢。また鏃を上げて。的に及ぶこと往々ありき。近き火災に火の粉を追ふとて。諸人聲を揚げて。やあ〳〵と呼はるに。火の粉かたへに散避るなども。最奇しき事なりかし。）さて軍の時に。敵身方。かたみに射出る箭は更なり。鳥獸などを射取むと欲るに。射外さじと。彌が上に疾く重ね射るを。矢續早とて譽るなれば。是より轉りて。凡て事物の數重なるを。八某と云ふ言起りけむ。八度拜み八十島などの八是れにて。乃ち彌の字これに當る。八の字を訓むも。此の義なるが。其の根元は由良の夜と約り。遣の活機を爲せるに起れり。（八十島八度拜みなどの八は。必ずしも其の數に拘はらず。彌の字の義に見るべき由は。既に大人等の敎へ置れし事なるが。中には正しき數を云へる事も。あまた有り。其は古史傳

に。然る語の出る所々に云へるにて知るべし。）本篇の夜良より。夜和に至る九段の夜。みな是の義に漏るゝ事なし。其は此の夜の聲に。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。夜良。夜理。夜流。夜禮。夜呂と活きて。逐。鑓。遣。同行相從ふ。夜々。夜以。夜由。夜曳。夜余は。稍。咄。動。惟などの祖言なるは更なり。（遣は夜良より起りて。遣り。遣る。遣れ。遣らむと活き。鎗を夜理と云ふも。突遣るより此の名となり。逐を夜良比と訓むも。夜理を延たる言なり。稍漸較旋差微良徐などを。夜々と訓むは皆同じ事にて由々良々の約り殊に著し。其は古事記石屋戸の段に。逾思奇而稍自戸出而云々と有るも。動々出御せる趣なるを思ふべく然れば貴人の座所を移し給ふを。動座と云ふも能く叶へり。且つ是の動の字を。夜々毛須禮婆と訓む。夜々も同言なり。然て動と寛と。元より同言なる故に。其の寛々なるより。徐微漸などをも訓て。此の文字等の義なる言の如くは聞ゆるなり。咄惟の事は上に云へり。）加行の從ふは。燒の活き。佐行の從ふは。優。養。泰。瘦。多行の從ふは。奴。谷。窶。傭。那行の從ふは。梁。脂。屋。波行の從ふは。和。藪。麻行の從ふは山。止。病。寡。和行の從ふは。徐なり。是等の夜みな。遣の義なるを以て知べし。（なほ是れ等の言より。轉用假借し出たる言も數多あり。首に夜もじを負る言の限り。其の流れの末よりは。別義の如く聞ゆるも有れど。其の原に泝りて攷ふれば。右の義ならぬは有ことなし。其は本篇に。因々に釋くを見て知べし。）〇さて以はもと。由理の約なれど。如此調ひ竟たる上より云へば。伊に伊の冠れる聲なる故に。阿行の伊に比ぶれば。氣進み苛こゝろ壯にして。彼の伊に代りて。下の活機を爲こと。喉音三行の論にも云へるが如し。（下に活くとは。上に論へる。おい。くい。むくいなどのいを云ふなり。此れ等の外にもなほ多かり。本篇に次々謂ふを見て知るべし。）然るは是の以やがて。弓を射るの以にて。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。以良。以理。以流。以禮。以呂と機きて。苛。熬。射。慁。拵などの祖言なるは更なり。（阿行の伊に良行の從ふも苛に起れど。入の活機にて。出

と對して。內に入るなり。是故に鑄をも訓むそは金を烊して鎔に入れ作る義なり色も同言なるは。是また物によく染入ればなり。然るに射るは。此より彼へ放ち遣るなり。射と入との訓。口に云ひ。耳に聞く聲は同くして。出入相反けり。是を以て伊以の別を知べし。如此云は。苛熬憫搾などの同言なること。誰も己がじゝ味ひ知なむ。)加行の從ふは。嚴。怒。佐行の從ふは。勇。頻。礒。多行の從ふは。痛。出。乞。最。那行の從ふは。稍往。犬。波行の從ふは。飯。言。麻行の從ふは。忌。夢。同行相從ふは。彌。愈。和行の從ふは言なし。此れ等の以みな。氣音む意象あるを以て知べし。(なほ是れ等の言より。轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。下に擧る諸言の類ひ。切りて以の聲と爲れるは。また自然に以聲の義を生せり。其は本篇に。次々釋くを見て知べし。)〇さて由は由流の義。本質にて。其の言の始めて出たるは。神代紀の一に云くに。伊弉諾尊乃向ニ大樹ニ放屁。此即化ニ成巨川ー。とある本注に。放屁此云ニ愈磨理ー と有る愈。乃ち是にて。磨理は放に

當る。屎を由と云ふは。溫泉の由に同じく。湯てふ言にて。放出給ひし時は。湯なりし故に。湯と云へるなれど。實は水にて。水の初めは。卽皇祖二柱神の御屎にぞ有ける。其は是より前に。伊弉冉の尊の御尿に。水の神の生坐るを思ひ合せて知るべし。(なほ是の事に就ては。殊に微妙なる故よし有れど。其は此に盡しがたし。古史傳を見て知べし。)さて湯を由といふ言義は。湯水ばかり。寬寬したる物の有こと無く。動。寬。元より同言なれば。此の二義を兼たり。扨また水にまれ。湯にまれ沸せるにまれ。浴もし灌ぎもして。體にまれ物にまれ淨むるを。由麻波流と云ひ。是よりして。齋庭。齋郡など云ふ由てふ言起れり。此をまた同行相通はして。以とも云ふ忌また齋を以美と訓める是なり。(和訓栞に。齋をゆと訓むは。いむの反しゆなり。湯をよむは。齋の義。清潔の意なりと云へるは。本末違へり。委くは本編夜行の。第四章に云ふを見るべし。)さて此の由美以美元より同語にて。疑なく由麻理の約なり。然れば弓を由美と云ふも。同語なること著し。其は書紀に。由麻理てふ古語に。放屁と書れたる能く叶ひて。放尿

放屁など用ふ。赤縣の熟語なるが。射るを放とも云ひて。同義の語なるを。古き祝詞に。射放物止弓矢と有る詞をも。按ひ合せて曉るべし。(また醫書などに。放屁するを。轉ニ矢氣一と云ひ。水-瀉を水射と云へる語も有るなどを、同音の假借と云ふは常なれど。然る假借も、其音の元より。同義なる由の有れは也。此れ等の說等、なほ別に論へる物もあり。)かく按ひ續くれば。弓また齋は。單に由と云ふが本語にて。麻理てふ詞の副しより。由美といふ體語と成つれど。其は却りて末にて。其の本は由流の約り。動また寬の義なること疑なし。其は此の由に。上の件の諧の如く。良行の五聲相副へば。由良。由理。由流。由禮。由呂と活きて、瑲。動。寬。搖などの祖言なるは更なり。(夜以由に。良行の從へる言は。なほ數多あるを。此にて其の活機の大要を知しめむ爲に。かく四五言或は一二言を出せり。其は別に委曲に釋たる本篇あり。かつ文辭の繁きを厭へばなり。前後の諸行、相從ふ言等を略記せるも。此の例を用ひたり。)加行の從ふは。床。雪。行。佐行の從ふは搖、齋動。多行の從ふは。寬。煠。那行の從ふは言なし。波行の從ふは。結の活き麻行の從ふは。齋。弓。同行相從ふは。忌。和行の從ふは。故。是れ等の由みな。右の義等に漏るゝ事なし。(なほ此れ等の言より。轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。下に擧る諸言の類ひ、切りて由の聲と爲れるは。また自然に。由の聲の義を生せり。其は本篇に。次々釋くを見て知べし。)○さて曳は。由禮の約にて。阿行の延に。伊の冠れる聲なる故に。阿行の延の老成なるに比ぶれば。得の義ことに劇しく壯にして。彼の延に代りて。下の活機を爲こと。喉音三行の論にも云へるが如し。(下に活くは上に論へる。さえ、なえ。さかえなどのえを云ふなり。此れ等の外にもなほ多かり。本篇に次々謂ふを見て知べし。)然るは。上の夜以由の。矢射弓なると。阿行の延の、得なるとに依りて按ふに。此の行の曳は善の義にて。擇の曳やがて是れなり。其は古事記神世の初めに。伊邪那岐。伊邪那美二柱神。かたみに。天之御柱を往廻り會まして。阿那邇夜志。愛袁登賣袁。阿那邇夜志。愛袁登古袁。

と詔ひ相せる御詞の愛は。師說に。書紀の一書に。可愛と書きて。此を云ㇾ哀と見え。正書には。可美。また一書には。善とあり。是等の字にて。其の意顯なり。神武天皇の段大御歌に。延袁斯麻加牟とある延も。可愛少女と云ふことなり。(書紀の可愛は。字の意を取れゝど。古事記の愛は。只假字にて意なし。勿思ひ紛へそ。)また雄略天皇の段の大御歌に。吉野を延斯怒と詠せ給ひ。天智天皇紀の童謠に。多拖尼之曳雞武とある。)曳は即ち余なり。同じ時の歌に。御吉野を美曳之弩と。あるにて知るべし。)また住吉日吉の類古へ余伎を延と云へること多し。今も然も云ふなり。と有り。(なほ余伎を延と云ること。萬葉などにも多かり。)然れば善は。曳と云ふが本つ語にて。余と云ふは却りて後なるを。擇は。心に善と好する物を。擇み取る義にて。上の件の譜の。曳良。曳理。曳流。曳禮。曳呂は。乃ち其の活機なるが。(阿行の延に。良行の從ふは。得の活機にて。我に得持つなり。此は阿行の延なるが故に。宇流とも謂ふ。夜行の曳に。良行の從ふは。擇の活用なるが故に。俗言に。余理取るとも云ふ。佗に有る物を。善と擇み、取る義なり。其は上に引く愛袁登賣袁。愛袁登古袁の愛。また延袁斯麻加牟の延。共に擇む意なるを思ふべし。然れば矢を射當て取りたる物を。得物と謂ふも。字の如く思はむは。事も無れど。善物また擇物の意深かるべし。其は仇にまれ。鳥にまれ。獸にまれ。彼を取らむと。擇み射る意有ればなり。得と擇。かく微なる差別なるが故に。早く假字を混らして。古事記に多く延を用ひ。書紀に多く曳を用ひて。中に希に。曳雞武、美曳之弩の如く。叶へる言も有れど。其みな偶中にぞ有ける。)加行以下。和行に至る八行の從ふ言。多く傳はらず。枝。胞。夷。鰕。鯡。などを。此の行の假字ならむ歟。と思ふ耳なり。(其は深き故よし有るにも非ず。)凡て第四段の聲は。迫れる聲にて。言少き中にも。阿行の延は。其の祖聲なれば。其の行に著はす如く、むげに言なきを。此の行の曳は。其に代りて。下に活用くを思ふに。其の用は委く。此の曳の司る所ならむと。惟ふまでの事にこそ。)〇さて余は。由呂の約り其の本質にて。乃ち阿行の於に。伊の

冠ひて成れる聲なるが。まづ日の沒りて。闇となるを余と云ふは。寄てふ言なり。其は神世の歌に。「青山に日が隱らば。ぬば玉の夜は出なむ。と詠める詞の如く。日往けば夜の來り。夜往けば日の來りて隔をなし。晝は起居で事を爲すを。夜は寄居て息へばなり。故古へも今も。貴人などの寢ね給ふを。御余流といひ。起き給ふを。御比流とは云へり。(其は中務の内侍が日記に。御よるの後も。とみにはねられず。同じ日記に。御ひるより前にと參りたれば云々。增鏡に。けふの日かげに。御門はいづくに御よると問ふ。著聞集の五に。月をも御覽ぜて。およるなれば。など多く見えたり。今は御ひるを。おひなり。おひなる。おひなれ。おひならむと活かし。御よるを。おより。およる。およれ。およらむと云ふ。此は夜と寄とは。元より同言なるが故なり。)扨また。世代などを余と云ふも。夜と同語にて寄なり。其は萬葉二の卷に。天地之依相之極所知行。神之命等云々。六の卷に。天地乃依會限萬世丹。榮將往迹云々と詠める如く。天と地と寄ㇾ相ふ極み。人また物の寄りて在るが故に謂ふ言なり。(谷川翁云。世をよと訓むは寄の義なり。老萊子に。人生ニ於天地之間ニ寄也と云へり。代。運。葉をよむも同じ。萬葉に壽をも訓めり。夜は世の移り易る如く。同語なるべし。よるとも云ふは。體用の詞なり。日をひるとも轉ずるが如し。およるは御夜なり。おひなるは御晝なり。依仍などを訓むは。世と體用の詞なるべし。と云へるも。然る言なれど未だ委しからず。)但し世代の字義をも。別ちて云へば。世を余と云ふは。歲を余と訓むに同じく。暑往けば寒きたり。寒往けば暑來りつゝ。年重なるを云ひ。代を余と云ふは。甲退けば乙代り。丙退けば丁代る如きを謂ふ。此は共に。晝夜の替るに。相ㇾ似たる故に余と云ふ。然るは。常夜常世の文字こそ異れ。全同語なるをも思ふべし。己が常世常夜の說は。記傳なる師說とは甚く異なり。其はこゝに盡し難し。古史第四十三段の傳を見るべし。)さて竹の兩節の間を。余と云ふも同語なり。然るを和名抄に。節竹中隔而不ㇾ通者也。和名布之。兩節閒云ㇾ笯。俗云ㇾ與。故以擧ㇾ之とあり。兩節閒を與と云ふこと。俗には非

ず。其は繼體天皇紀の歌に。以矩美娜開余嚢開と見え。(以は發語に冠れるにて。組竹節竹と云へるなり。)六月十二月の晦日に。節折の神事ありて。其御政に出さヽる。荒世和世の世と云ふも。竹の笯に。御世を係たる語なるをや。古今集雜の部に。「木にもあらず草にもあらぬ竹の節の。間にわが身は成ぬべらなり。」師說に。與は節と節との間なれども。古へより通はして。其をも節と書くは。常なりと有るが如し。(天と地と依-相ひて。寒暑往來しつヽ。歲の世をなし。晝あるに寄りて夜をなし。夜あるに依りて。晝をなし。竹は節あるに依て笯をなし笯あるに寄りて節をなすを。相-通はして與とは云ふなり。)流れの末よりは。如此甚く引放れたる。言の如く聞ゆれども。都ては。寄の義を出ること無し。其は上の件の譜の如く。良行の五聲相-副へば。余良。余理。余流。余禮。余呂と機きて寄。自。夜。糾。宜などの。祖言なるは更なり。(此は寄より起りて。依り。從る。據れ。寄らむ。と活く耳ならず。糸を縒るも同じ活きにて。歡び。甲ひ。萬づ。透け。蹔くなど云ふ言さへに。是より出たり。委くは本編を見て知るべし。)加行の從ふは。善。能。除。橫。佐行の從ふは。任。好。寄。依。裝。多行の從ふは。攀。淀。那行の從ふは。米。波行の從ふは。宵。呼。麻行の從ふは。數。讀。婇。同行相從ふは言なし。和行の從ふも言なし。此れ等の余みな。寄の義なるを以て知べし。(なほ是れ等の言より轉用假借し出たる諸言は更なり佗言にても。下に擧る諸言の類ひ。切りて余の聲と爲れるは。また自然に余の聲の義を生せり。其は本篇に次々釋くを見て知べし。)〇さて此の行の音義。互に相-通ふ事の有るは。彼の二十五言の橫五段。竪五行に整へる上にて。初行の五言は。共に夜となり。第二行の五言は。共に以となり。第三行の五言は。共に由と成り。第四行の五言は。共に曳となり。第五行の五言は。共に余と成れるに因る事なり。(故是を以て。同行たがひに。其音の相-通ふ耳ならず。夜と呼ふ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一と聲のみ然るに非ず。以由曳余も共におなじ趣きなり。)抑く是の行の五聲。かく彼の二十五言の。混錯りて調

へるが故に。今しも一義を執りては。決め難きに似たれど。其中に就て。夜の主たるは。遣の義にて。由良夜良の約り以の主たるは。苛の義にて。由理以理の約り。由は動の義素にて。上下の四義を兼ね。曳の主たるは擇の義にて。由禮曳禮の約り。余の主たるは寄の義にて。由呂余呂の約として。各〻其の上に冠れる四十五言。各〻其の下に從へる五十言。共に此の義に差ふ事なし。（各〻其上に冠れる四十五言とは。夜以由曳余を頭に冠れる言の。各〻四十五言づゝ有るを云ひ。各〻其下に從へる五十言とは。夜以由曳余の下に從へる言の。各〻五十言つゝ有るを謂ふ。そは既に古言活用の條。夜行の所に云へるが如し。）故是を以て。遣。苛。動。擇。寄は。此の行の顯に立ち。由良。由理。由流。由禮。由呂。その幽を主りて。言靈の幸を爲し。かつ其の音象のまゝに。夜は初段に在りて。壯り初むる音をなし。以は二段に居て。壯り定むる音を爲し。由は三段に在りて。壯り用ふる音をなし。曳は四段に居て。壯り令する音を爲し。余は五段に在りて壯り終ふる音を爲せり。

（五聲共に。動の義を持たるは。初聲の父に禀たる聲。また各〻初定用令終に。音の別るゝは。五母韵に受たる。音質なること上の如し。彼の國辭解に。夜は事を指推す言。以は事を推定むる言。由は事を定め推す言。曳は事を定め押ふる言。余は事を推治むる言と云へるは。いまだ委からず。）かくて此の五聲の語上に在り。語の下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて義の轉り易り。また或は上省かり下省りて各〻一と聲の言と爲れるも少からず。其は此所に盡し難ければ。是聲どもの出る諸章の因々に釋辨ふるを俟べし。

和（于良 和良）　韋（于理 韋理）　于（于流）　惠（于禮 惠禮）　袁（于呂 袁呂）

是の行の五聲は。日文傳に云へる如く。謂ゆる合喉音にして。五母韻の。頭に。各〻于の聲冠ひて。成れる聲等なるが。其の音象を惟ふに。和は和良理とした聲。韋は韋理々とした聲。于は于流理とした聲。惠は惠禮理とした聲。袁は袁呂理とした聲にて、共にかく良行の五聲。その形象を助けて。例の合口言なる。于流てふ言の。出來しよりぞ。起り初ける。（此は古今に。和々良々。

和々理々。于々呂々。袁々呂々など謂ふ類の。形容言の多かるを。思ひ通して辨ふべし。然て本聲の下に。于良和良など注せるは。其の本義たる言なり。（下に委く云ふを俟つべし。）然るは。和行篇の初章なる。二十五言を。神典の古傳と。同の聲に。和行の從へる五言とに。徵し攷へて是れを知れり。まづ其二十五言の譜かくの如し。

和良	韋良	于良	良惠	袁良
和理	韋理	于理	惠理	袁理
和流	韋流	于流	惠流	袁流
和禮	韋禮	于禮	惠禮	袁禮
和呂	韋呂	于呂	惠呂	袁呂

（是の章に。第二段于流の合口言なるが。其の中央に位して。其の竪横また斜に。貫通する趣に。意を潜めて。此の行も。三段宇流より起れる所以を。まづ心得居るべし。）抑是の二十五言は。于流より起り。麗の義にして。于良。于理。于流。于禮。于呂と機けるが。于良は和と約りて。初段に居り。于理は韋と約りて。二段に居り。于流は于と約りて。素のまゝ三段に居つき。于禮は惠と約りて。四段に居り。于呂は袁と約りて。五段に居る。是を以て。此の行五聲の初義は。共に。麗の字の義なり。但し其の段位は。五母韻の次第に因ること上の如し。（麗の字は。說文鹿の部に。旅行也。段注に。此麗之本義。其字本作丽。旅行之象也。後乃加鹿耳。兩相附則爲麗。易曰。離麗也。日月麗乎天。百穀草木麗乎土。是其義也と云ひ。字彙に。著也。附也。美也。光明也。數也。好也など見えたり。）さて如此すべて。麗の字の義より起れる。和韋于惠袁に。また各々に。良行の五聲相副しかば。和は初段破の活用の成り。韋は二段處の活機となり。于は素の如く。三段麗の活用を爲し。惠は四段彫の活用と成り。袁は五段折の活用と成れり。此は是の行の轉用せる初めなり。（破の字は說文石の部に。石碎也。从石皮聲。段法に。瓦の部に曰。瓬破者。破也。然則碎。瓬。糠三篆同義。引伸爲碎之偁。韵會に。廣韵。破壞。增韵。剖也。裂也。劈也。拆也と見え。處は說文几の部に。処に作りて。止也。从夂几。得几而止也。段注に。人遇几而止。引伸之爲凡凥処之字。夂讀若黹。と云ひ。字彙に。處音杵。居也。止也。制也。息也。

定也。又留也とあり。彫は說文彡の部に。琢文也。从レ彡周聲。段注に。琢者治玉也。玉部有レ琱。亦治玉也。凡琱琢之成レ文曰レ彫。故字从レ彡。今則彫雕行而琱廢矣と見え。折は韵會に。說文斲斷也。从二竹斷草一本作レ斲。徐曰。此指事。說文篆文。从レ手作レ斲。今从レ篆作レ折。廣韵斷而猶レ速也。又た拗折一曰二屈曲一也。又方曲也と見えたり。）然るに良行の五聲は。もと形容より。機き副たる聲等なれば。其の本聲つひに去りて韻のみ殘り。和韋于惠袁の拗音と齊れるが。一と度かく良行の副ひて。永久に其の義を存して。右の音義を成せるより。各〻其の音に自然の如く破。處。麗。彫。折の義を持たり。然れど其は。此の行の第二義なり。（上の麻行までの例の如く。此所に其の活用の大要を述べきなれど。此の行の于は。阿行の宇と互に相似て。胡亂しき事ありて。下に其別を云へば。此所には漏しつ。）さて此の五聲の然起れる由來を。神典に索むるに就て。まづ云ふべき事あり。其は上に著せる如く。阿行の五聲も。其の始め宇流より起りたれど。彼は純單音に締り調ひて。五母韻に等しき成聲なるを。和行は。實には阿行の五聲に。于の冠重りし聲なれば必ず阿行に歸納すべき理なるに。然は調はず。如此別に一行に立たるなり。故是を以て。五聲みな自然に。稚く麗しき方に活機を爲せり。（然れば是の行實には。阿行の生聲稚聲にして。かつ拗音なり。彼の阿行の伊宇延の。絕て下に使はるゝ事なく。其の下の活機をば。夜行と此の行と。二行にて動くこと。全この道理に因る由は。既にも論へるを思ひ合すべし。）さて是の行の音の。始めて神典に出たるは。上に引たる神代紀に。天地未レ剖会易不レ分云々。古事記に。國稚如二浮脂一而云々。とある。剖分稚などの舊訓。これ其初發なるが。稚の字の訓は。和加。和伎。和久。和祁。和古と活く言にて。別分などを然訓むは更なり。紀に剖分の字共に。和加禮と訓めるも。和加の再機ける言なるが。此を和加禮と云へば。自然に我彼の義を成して。破割等の字を。和理。和流。和禮。和良牟と活かし訓むと。全く同義の活語なり。（其は和加禮は。和加理。和加流。和加禮。和加良牟と活きて。我彼と別る

る義。和理の和理。和流。和禮。和良牟さ活くは。一箇なる物の。二つに破分るゝ義なるを思ふべし。然れば古人も。彼のわれても末にの類なるわれを。別れての意也さ釋たる人も有しなり。）かくて其の和流は。右二十五言の初段なるを按ふに。是また彼の一つの物の初しく稚く浮漂ひし時に。于流々さ潤ひ。于々良々于々呂々さ在りけるが。破裂けて天地さ剖れ。稚國の麗々さ所見けむを。然る狀に御覽せる神の御情に。しか所思看せる隨に其の樣を大御言に。詔ひ形はし給へるが。此の行五聲の元基さ爲れることさ疑なし。（其は諦しく。然語り傳へし事こそ無れ　天地未剖会易不分。國稚など云ふ語は。當昔しか有ける趣を。正目に見行せる神ならでは。語り出給ふまじき謂なるを。上の件々の說等に思ひ合せて悟れかし。）いで其の元基の然る所以は。阿の聲に和行の從へる。五言に因てぞ所知める。其は阿行篇第九章の初段なる。阿和阿韋。阿于。阿惠。阿袁の五言是なり。阿は皆例の指聲にて。彼の義なるを。上の件二十五言さ。相照し攷ふるに。初言の阿和は沫にて。

青さ同義の言なれば。此は天地已に于々良々さ開けしを阿于良さ指詔せるが。乃其の言さ爲り。良の開音に因りて阿和さ約り。右の譜の初段なる。和良。和理。和流。和禮。和呂の活機をなし。（阿于良は。乃ち彼麗ゝ義なるが。開音して阿和さ爲りては。彼破の義をなし。其を一字訓に綜ては。泡の義を成せり。此の言古くは決めて。泡り。泡る。泡れ。など活ける言なりけむを。其の言後に傳はらず。但し俗言に。怜哀を阿和禮さ云ふは。波さ和さ素より通へばなり。）さて阿和良は阿和さ約り。阿和理は阿韋さつまり。阿和流は阿于さつまり。阿和禮は阿惠さ約り。阿和呂は阿袁さ約りて。泡の活機なるが。其は言に就てこそ。泡の字は用ふれ。實には青の義にて。古語に大空の壁立つ狀を。青雲の降居向伏す極みさ云ひ。大地の廣けき狀を。青海原潮之八百重さ云へる如く。青色やがて天地の初より。其の麗稚き氣の。薰滿たる泡なればなり。（青は說文に。東方色也。木生火从生丹。段注に。考工記曰。東方謂之青。丹赤石也。南方之色也。韵會に。凡遠視之明。莫若丹青。

黒則味矣。字彙に。荀子。靑出于藍而靑于藍一音精。靑々堅剛茂盛之貌と見え。泡は同書に。水上浮漚也とも。沫を涎沫とも。水沫とも、浮沫とも見えたり。泡靑の字義は斯の如くなれど。我が古言の阿和阿蓑は。麗稚き義にて。藍草を阿韋と云ふも。是より出たるが。靑侍。靑女房など云ふを始め。靑某といふ言の多かるは。みな稚き義より轉り出たる言等なり。本篇を見て知るべし。）然れば阿の聲に和行の從へる五言と。彼の譜の初行なる和良。韋良。于良。惠良。袁良の活用とは。其の元一つにして彼麗と指たる言の活機なりしが阿和。阿韋などの五言は。其の副たる良の聲の去れる言和良韋良等の二十五言は。其の冠たる阿の聲の省かり齊へる言等にて共に右に論ふ。大御言ありし當初の神語なること疑なし。（然るは阿の聲は。凡て指たる事物の無くては。決めて出ざる聲なるに。彼の阿和は彼麗と指たる物。また彼破と指たる所ある。言なるを以てかくは謂ふなり。其は阿和の一と言に。姑く良行の五聲をそへ。彼の和理和流などの五言に。各々指聲の阿を冠らし活かし。

呼試みても知べきなり。）〇さて上の件の說等は。此行五聲の起原。また各音に一義を持たる。較略の說なるが。然しも調ひ竟たる事は。喉音三行論に云へる如くにて。其の實は。阿行の五聲に。合音の祖なる。于の冠れる故を以て。其の音みな自然に。麗稚く聞ゆる中にも。于良の和と變るに。良の聲の韻なる。阿の圓滿なるが殘りて。其の根韵と成り。其の初聲于なるが故に。其の音また圓回なす意象ありて。遂に其の形せる物に云ふ言と爲りて。彼の泡の和は更なり。古事記に。丸邇坂。丸邇臣など有る丸の訓み。（但し此の丸を。師は訓には非ず。字音なりと云れき。）また天武天皇の紀に。河曲と書き。萬葉一の卷に島回。二の卷に。浦回など多く見え。和名抄車の具に。輪車脚所以轉進也。和名和。と有るなど是れなり。（谷川氏云。轉をワと訓むも同じ。勾は酒勾の類ひ。まがりと訓むなりと云へり。）故是を以て。此の聲言の上に在りて。全く稚の義と聞ゆる言に。回の義を含み。當に回の義と聞ゆる言に。稚の義を兼たるあり。其は上の件の譜の如く。良行の五聲相ひ副へ

ば。和良。和理。和流。和禮。和呂と活きて。破。割。惡。我。童などの詛言なるは更なり。(此は破に起りて。破り。破る。破れ。破らむと活用くを本にて。かく種々に轉用し。藁また笑ふも是より出たり。委くは本編を見て知るべし。)加行の從ふは。稚。脇。涌。別。佐行の從ふは。態。鷲。忘。走。多行の從ふは。渡。那行の從ふは。跡。鰐。波行の從ふは。佗。麻行の從ふと。夜行の從ふとには言なし。同行相從ふは。破。枝。是れ等の和みな右の義に漏るゝ事なし。(なほ此れ等の言より。轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて和の聲と爲れるは。自然に和の聲の義を生せり。其は本篇に。次々釋くを見て知べし。)〇さて韋は。上の件の于流の。于理と活けるが。理の聲の副つれば。伊と成べきを。于の仍留まりて。伊に于の冠へる稚聲なるが。彼の伊は氣動く意の音なるを。此の韋は其の反にて處定まる義なり。其は處居坐などを訓むは更なり。井を訓むも態と掘たる坎にまれた。泉水を溜る所にまれ水の處聚まる所なる故に韋と謂ふ。(また堰を訓むも。塞して水を畜ふる所なれば謂ふなり。谷川氏云。堰を今の俗訛りて。ゆと云へり。ゐ井を立るを。ゆをたてると云ふ類なり。)また率將帥などを訓むは。我が許に引居る義と通え繭を訓むは居席を造る草なる由か。猪彘豕亥などを云ふは。世に猪頸と云ふ語のある如く。彼の獸の頸の。居竦めるが故に。負る名ならむ。(此れ等の事ども。谷川氏も。既に云へるを。今は己が思ふ旨をも交へて記せるなり。)然れば。韋は處の義なること知べし。其は上の件の譜の如く。良行の五聲相副へる。韋良。韋理。韋流。韋禮。韋呂の。處居の活機なるを以て知べし。(此の活用に據るに。居はもと。居り。居る。居れ。居らむと活かし云へる言なりけむを。古書どもに。居る。居て。居る。居らむ。など云へる言のみ有るは。後に云ひざまの革ればならむ。然れど居よと云ふべきを。俗に居ろとも云ふは。自然の事にこそ。)加行以下。和行に至る八行の從ふ言ども。多く傳はらず。夜行の從ふに。敬てふ言の有る耳なり。(韋の聲の首につける言の。かく少なる事は。元より下に居定まる言なる故に。自然に言の上には云

ざるにや。)〇さて于は。上の件々に往論ふ如く。其の元は阿行の宇と同く。彼の元氣の云より起りたれど。委曲に其活機を攻ふれば。彼の宇は。內に潤滲たる方に調ひ。此の于は外に麗愛しき方に調ひて。彼れと此とは。自然に母子の如く。成と稚との差別あり。然は何を以て知るなれば。其の音たがひに相似て義の相反けるに賴てぞ所知ける。其はまづ彼の宇に。良行の從へるは。裡。得。憂。空などの祖言にて。內に屬たる言なり。(但し此は。良行の從ふ言のみ。然るに非ず。加行以下の從へる諸言も皆しかり。彼の條を復り見て知べし。)然るに此の于に。良行の從へるは。上の件の譜の如く。于良。于理。于流。于禮。于呂にて。譬の活機なるが。浦。賣。麗。末。懽などの祖言なるを始め。(此は麗より起りて。賣り。賣る。賣れ。賣らむと活く言にて。麗しくして人に賣るなり。阿行の宇流は我に得るなり。此の一と言にても。彼の宇と內外の差別ある事を知り辨ふべし。)加行の從ふは。浮。動。佐行の從ふは。失。噓。多行の從ふは。打。伐。棄。那行の從ふは言なし。波行の從ふは。初。上。麻行の從ふは。海。產。夜行の從ふは。敬。同行相從ふは言なし。是れ等の于みな稚く外につく言等なり。(なほ是れ等の言等より。轉用せる言等も多かり。また佗言にても。切りて于の聲と爲れるは。自然に于の聲の義を生せり。其は本篇を見て知べし。)さて此の行の于の一と音なる言は。十二支の卯を訓より外に聞ゆること無し。そは卯を于と訓むは。兎の義にて。此の行の音なる由は。まづ萬葉集に。宇佐藝。和名抄に。宇佐伎と有れど。また萬葉に。兎原。卯名手。兎道。卯管など有るは。于と許りも呼し故に。其の省語を假字に用ひたるなり。(獸名に省語を用ひたる例は。鹿を加。猿を佐とばかりも呼へる是なり。また十二支の子をネと訓むも。鼠をネズミと云ふは。根の國にて始めて聞えし物なれば。根住の義なるを省きてネとのみ云へるにておなじ例なり。)然るに萬葉十四の東歌に乎佐藝と見え。新撰字鏡にも。乎佐藝とあり。是本語にて。于佐藝は却りて同行にして。其音の轉れるなり。然るは此の物はも。大國主神に仕へ奉りし物の。御尾

前なりし故に。此の名を負だるを。于佐藝とも云へるなれば。卯をうと訓むは。此行の于なること炳焉也。(谷川氏云。兎は吐而生レ子と云へば。易産の意にて。名くるにやと云へれど。然には非ず。是の物の大國主神に。御尾前と仕へ奉れる事は。古史第八十段を見て知べし)○さて惠は。上の件の于流の于禮と活けるが、禮の聲の副つれば。開口して延と成べきを。然は進み敢き。宇の仍留まりて。延に宇の冠れる稚聲なるが。阿行の延は。得の義にて。宇とも動き。受得る意。夜行の曳は。殊に壯に擇る意なるを。此の惠は未擇得などの義に至らず。神代紀に。妍哉此云二阿那而惠夜一と有る惠にて。何にまれ其を善と思ふ情の。內に起れる時に。完爾と咲向ふ意なり。阿那而惠夜は。孔完爾咲哉の義なるを。妍哉の字は。文略に過たり。(但しその咲向ふは。乃ち遂にそを。擇得べき本情なり。故是を以て此惠は。未た擇得などの義に至らずとは云ふなり。是れ乃ち阿夜二行の延曳より此の惠の稚き所なり。彼の吾はもや。安見兒得たり云々の歌の情に善しと咲。擇める。安見兒を得たり

と歡べる趣きの。歌なるを思ひ合すべし。)また書紀に。噓樂、歡喜などを。惠良岐と訓み。續紀の詔詞に。御酒食倍惠良岐と見え。萬葉十九の長歌の詞に。千年保伎。保伎。吉等。餘毛之惠良惠良爾など有る惠良は笑ふ狀なるが。此は彫鏤などの字を。惠流と訓むと同語なれば。惠に素より咲と彫との二義を兼たり。其は和名抄に。靨面小下也、惠久保と有るに按合せて知べし。(人の笑ふに。頰のあたり小しき下き所の出來るを。惠久保といふ。言の意は。彫凹か。咲窪か。こは何れにても同じ。また和良惠良共に笑ふ聲象なるが。共に和と切るを。世の言に。和和と笑ふ。和和と噪ぐなど云ひ。また破る笑ひ。元より同言なるが。世に菓實などの熟りて破たるを。ヱミワレといひ。板など並べ張たるに。透間の出來しを。咲むとも笑ふとも云ふ。これ破と笑ひ。咲と彫とも。元より同言なるが故なり。)かくて此の惠に。上の件の譜の如く。良行の五聲相副へば。乃ち惠良。惠理。惠流。惠禮。惠呂と活きて。噓。彫。穿などの祖言なるは更なり。(こは噓より起りて。彫り

彫る彫れ彫らむ。と活けるが。轉りて。種々に用ふること左の如し。）加行の從ふは險。剜。佐行の從ふは。眹。多行の從ふは。嘔。那行の從ふは。犬波行の從ふは。醉。麻行の從ふは。咲。罅。夜行の從ふは。咲哉。同行相從ふは言なし。是れ等の惠みな。右の義に漏るゝ事なし。（なほ是れ等の言等より轉用せる言等も數あり。また佗言にても切りて惠の聲と成れるは。自然に惠の聲の義を生せり。そは本篇を見て知べし。）さて此惠の早く一と音の言と爲れるは。畫の訓にて。此は彫畫きて咲見る物なる故に。惠とは謂なり。其言の始めて物に所見たるは。出雲風土記。秋鹿郡。惠曇郷の所に。須佐能乎命御子。磐坂日子命詔。此處者。國稚美好有。國形如畫鞆哉吾之宮者。是處造事者詔。故云惠伴。神龜三年。改字惠曇と有る是れなり。（此は今の要なき文を略きて引たり。書紀に畫工を。ヱカキともヱダクニとも訓み。萬葉二十に。「わがつまも。畫にかき取らむ暇もが。旅ゆく吾は。見つゝしぬばむ」と云へる歌あり。）今是の文の義を按ふに。須佐能乎命の神世に。早く

畫鞆とて咲美べく彫畫ける鞆の有りけるに。此處の國形。その畫鞆なして。國稚きを。美好と咲見ませる由の。御語にぞ有ける。（鞆は是より遙に前。天照大御神の高天原にて。猛き御稜威を震ひ坐る所に出て。古事記神代紀に見ゆ。其の後は擧るに遑あらず。）咲畫同言なる由は。萬葉二の卷。柿本人麻呂の歌に。石見乃海。角乃浦回乎。浦無等。人社見良目。潟無等。人社見良目。能咲八師。浦者無友縱畫屋師。潟者無鞆鯨取。海邊乎指而云々と。咲畫を互に書きたるは。然る意の文字用なるをも。按ひ合せて知るべし。（また十三の卷の長歌にも。海部之釣不爲。吉咲矢師。浦者無友。吉畫矢師云々と。咲と畫を對へ書たり。略解に。よしゑやしは。よしやと云ふにて。ゑとしは助辭也と云へるは。宇斯等の。しか說れたるに。據れる解なれど非なり。ゑやは此詞の主にて重く。よしは縱の字の義にて輕し。末のしは。げにも助辭なるが。ゑやしとは。古事記の神語に。阿那邇夜志とある邇夜志の類語にて。邇夜志は完爾哉し。ゑやしは。咲哉しにて。浦なし潟なしなど人の云

ふを。心に嘲かし思ふ由の詞なり邇夜志咲八師ともに。宇斯たちの說は。能くも釋得られざりけり。）抑く畫繪などを惠と訓むこと。かく諦しき古言なるを。和名抄圖繪の具に。野王按。圖畫物像一也。畫丹靑所レ圖也。繪會二五綵一也と云ひて。其の古言を漏せる故にや。古今の學者みな。畫を惠といふは。繪の字音を。取りたる言の如く。心得ためるは。甚く誤れる事にこそ。（其は契冲の說に。繪は。吳音を以て。和名させりと云ひ。和訓栞に。繪をゑと云ふは。吳音なり。畫も同じと云へる類ひ是なり。文字はよし。唯に音のしるしの字にも有れ。初めて作り出むことは。精しき思ひ兼に出る事なれは。容易からぬ事なれど。畫をかく事は。今も二三歲ばかりの兒も。誰敎へねど。自から手すさびに。人の目鼻。また□○△蚯蚓などは。畫出るを。上古の人。いかに大朴ならむからに。今の兒子にも。及ざりしを爭でか云はむ。また彼の畫鞆の畫。もし畫に非ず。將何にか有らむ。平心に惟ふべし。余が意には。彼の繪の字の吳音の惠なるは。却りて此方の古言の。傳はれる言とこそ思はるれ其は然る類ひの言一等も。數有ればなり。）扨また飮食の事に惠といふ言あり。其はまづ古事記。應神天皇の大御歌に。許登那具志。惠具志爾。和禮惠比邇祁理と有るを。記傳に。事和酒咲酒に。吾醉にけりと釋れたり。酒に咲としも云ふは。咲向はるゝ由の詞と通えたり。（また此を呑めば。打咲るゝ故に謂ふ。と云むも難なし。名物考。和訓栞などに。神代紀に。姸をヱと訓めり。悅ぶ意にて。ゑむを云ふ今も俗にゑみを含むと云ひ。物語に。ゑみまけてとも云へり。或はゑくぼ咲顏の類ひ皆同じ。萬葉集に。咲の字を訓めるも同意なるべし。源氏に。ゑがちにおはすと有るは。笑がちに御坐なり。保元物語に。龍顏しきりに。咲壺に入らせおはし坐。と見えたりと。と云へるは然る事なり。）然れば書紀の。神功皇后の御段に。玉島にて釣し給ふ文に。取レ粒爲レ餌と見え。和名抄畋獵具に。四聲字苑云餌以レ食誘二魚鳥一也。和名惠と出せる餌の訓も。咲酒の咲と同く。咲向ふ由の言に鳥獸にのみ云ふ言には非ず。舊は人にも云ひし言と聞ゆ。そは

今しも。吐と恵都伎。嘔を加良恵都伎と云ふは。士清の說の如く。餌衝の義なれば。人の食物をも餌と云へること著なり。(但し和名抄には。嘔吐。倍止都久。又太万比とあり。世にはまた恵多伎とも云へり。赤縣人の語に。飲食男女は。人の大欲存すと云へる如く。飲食に恵と云ふは。咲向ふ意なること。是をも思ひ合すべし。和訓栞に餌をゑと云は。飢と義通ふにや。日本紀の歌に。いひに惠てと有り。飢を云なりと有れど。彼の歌にゑてと有るは。うゑのうを略けるにて。元より恵の一と音なる餌とは。いたく異なる物をや。)さて新撰字鏡連字の部に。嚬呻暢ニ五體一而息レ心之貌乃比須又恵奈久と見え。靈異記の。力女示ニ强力一と云ふ條に。嚬恵都良可志と有り。恵奈久は。文に據るに。恵那伎とも活き。餌和の義にて。俗に食息めと云ふ語の如く。聞え。恵都良可志は。恵連かしと通えたり。(また字鏡口の部に。嗅喘息聲。恵奈伎須と有るは。上の義の轉れるなり。栞にゑなきは。餌泣なるべしと云へれど。暢ニ五體一而。息レ心之貟とある文に據るに。然には非じ。) また和名抄に。楊氏漢語鈔云。屠兒。屠ニ牛馬肉ヲ取ニ鷹雞之餌一義也。和名恵止利と有るは。今昔物語に。餌取と書たる義なり。(契沖云。俗に穢多とかきて。ゑたと云ふは。此恵止利を訛りて。終に俗字を作れるなるべし。)○さて袁は。上の件の宇流の。宇呂と活けるが。呂の聲の副つれば。開口して於と成べきを。然は進み敢ず。宇の聲仍留まりて。於に宇の冠れる稚聲なるが。彼の於は。織逐ふ意也。大の義を成し。此の袁は折終る意より。小の義を成たり。古昔この二音の。いと諦に別りし故は。古事記開化天皇の御段に。姉妹にて。意祁都比賣命。袁祁都比賣命あり。仁賢天皇。顯宗天皇。御兄弟にて。意祁命袁祁命と申せる。意は阿行に屬て大の義。袁は。和行に屬きて小の義なり。(意祁命を。記傳に意富祁命と書きて。諸本に富字なし。今は延佳本に依れり。眞福寺本にも。此には此の字なけれども。下に二處に此字あり。然ればもと有りしを。諸本になきは。後人の書紀に依りて。さかしらに。除きたるなるべし。と云れたれど。意富とあるは。却りて後人の狡意にぞ有ける)

其の大小の義は。もと織折より出つれど。全く其義の調へる事は。波行の從ふに賴る事にて。於は於波。於比。於布。於閉。於保と活きて大てふ言。この終言に發り。袁は袁波。袁比。袁布。袁閉。袁保と活きて。小てふ言。この終言に起れり。(於は波行の从ふは。追ひ追ふ追へ追はむと活ける。餘りの於保は乃ち大なり。袁に波行の从ふは。終ひ終ふ終へ。終り終る終れ終らむと活ける。餘りの袁保は乃ち小也。追ふは進みて大きなる勢也。終ふは退きて小なる象あり。然るに終の活用。全くは傳はらず。況して小に袁保の訓の有しが絶たるも。世に知らずぞ成りにける。但し此は。いと上つ代よりの事には有けり。)是にて此の行の聲等の。阿行の稚聲なる義理 また灼然なり。然れば古事記の初め。二柱の神の御言に。愛袁登古袁。愛袁登賣袁とある同じ事を。神代紀の。正書に。可美少男焉。可美少女焉と有りて。其の本注に。少男此云烏等孤。少女云烏等咩。と見えたる烏は 乃ち小の義にて。同紀に。男夫士陽雄牡などを訓めるは。少を美る方より出たるが。萬葉を始め諸書に。尾緒紘麻苧岑岡丘をも訓めるは。大に對へて。小の義なること。準へて知るべし。(其は尾は。體の大きなるに對へて袁といひ。器につくる紐のたぐひ。弓琴などの紘を云ふも同じく。麻苧を云ふは細きを云ひ。岑岡丘などを袁と云ふは。山の大なるに對へて。其の小なるを小處と云ふを。省ける言なり。但し陽雄牡などを袁と訓むは。其の陰雌牝の小なるに。對へては。於と云べきが如くなれど。此は男の少きを稱めて。女男と○相ひ對へる。袁を轉せる訓なれば。大小の小を。ヲと云ふとは別にして。老少の少を袁と訓める意なり。○思ひ錯ふべからず。)また地名に。○を初瀨。○を筑波を。比叡。○を佐保など云へるをは。小の字を用ふる如く。少く美しき由に稱たる詞。また栂尾。槇尾。松尾。高尾など云へるをは。峽岾などを訓めるに同く山の尾なり。歌に。峯にも岳にも詠める是なり。(上のを初瀨など云ふ類を。栞に發語の辭と云へるは非なり。然れど。戰國策に。楚山之尾。常山之尾など有る注に。尾猶末と云へり。萬葉には。峯岑をもよめり。尾に根の義あ

れば。みねと同意なるにや。古事記に。五十隱山三尾之竹矣。と見えしも。峯尾の義にや。神代紀に。丘陵をよめるは。をかの略なりと云へるは然る言なり。)さて上に引きたる神語の。愛袁登古袁愛袁登賣袁の。末の袁は。記傳に。余と云ふに通ひて。袁登古余袁登賣余と云はむが如し。此の例古へ多し。其の八重垣袁などの袁も。其の八重垣袁作るを。上へ廻る袁には非ず。八重垣余の意なりと有るが如し。(此の外に。袁てふ一と言の。種種の用格。またてにをはに用ふる心得かたなど。詞の玉の緒に委く示されたり。なほ後人。のそを學びて。論ひ增たる書等もこゝら有とぞ。)また栞にも。古の神語を擧て。神代紀には。可愛少男歟。可愛少女歟とあり 歟を袁と訓めりと云へるも然る言にて。其の正書の文には。焉を袁と訓たり。實には彼の末なる袁は。歟焉などの意なる詞なり。(なほ栞に。古事記萬葉集など。てにをはのをに矣を書きたり。こは字音には非ず 乎哉而者の類にて。をの詞に當て訓みたるなり乎と聞く用ひたる例は。墨子に。焉在二矣來一。晏子に。豈不レ多矣の類なり。萬葉集に。焉を訓たり。古今集に。その義なる留りのを多し。字書に。焉は決辭と注せりとも云へり。)さて上阿行の所に引きたる。淺深祕抄に。稱唯時塞レ口。警蹕時開レ口也。とある警蹕の聲の。於々なること。既に云へる如くなるが。稱唯時塞レ口と有るは。是また於袁の開合。大小反對なる。諦しき證なるが。稱唯を名目には。イシヤウと唱へ。(この事は。禁中名目抄など。諸書に見えたり。)其の讀には。袁々登申須と有れど。其の正しき應聲の時には。袁々とのみ唱たりけり。其は神武天皇紀に。天上に坐す武甕雷神の。熊野高倉下して天皇に。韴靈劒を進り給ひし所に。高倉下曰二唯而一而寤之と有ればなり。(本紀の旁訓に。越々と有るは。ヲヽの假字なり。)さて源氏夢の浮橋に。「涙の落るを見せじと。まぎらはしに。をゝと荒らかに聞え居たり云々。」宿木に。「御盃ささげて。をゝと宣へる聲つかひ云々。」と云へる詞もあり。然れど此れ等のをゝは。稱唯の袁々とは別なり。(栞にも枕の草子に。をゝと目うちふさぎて。と見えたり。祝詞などに稱唯とあるは。口を閉

たるまゝに聲を出し。口を漸々に開きて。去聲に云へり。文選の注に。唯々謙應也。と見えたりと云へり。)また單に。をとのみ云へる答もあり。其は落窪の物語の四に。(御心して。おぼさむ方に。しなし給へと宣へば。をとて立ぬ。御幸の卷に。近江の君こなたにと召せば。をと最けさやかに聞えて出來り。など有るは。常い應聲なり。(古今著聞集八。好色の條に。大二條殿。小式部の內侍がもとへ。月といふ文字をかきて。使はしたりければ。然るすきもの和泉式部が女なれば。易く心得て。月の下に。をといふ文字ばかりを書きて參らせける。月といふ文字は。よさり待べし。出よと心得けり。また人のめす御答には。男はよと申し女はをと申すなりとあり。然れど丹生の忠見集に。三月櫻の木の本にて。かの弓いる「心にもいる日の弓はみやまなる。花のあたりにをとぞ答ふる。と有ればをといふ答へ。女にかぎらぬ如くも聞えたり。此はなほ攷ふべし。)さて此の袁に。良行の相副へる。袁良。袁理。袁流。袁禮。袁呂の。居。折。己。緒などの。祖言なるは更なり。加行の從ふは。岳。招。癡。佐行の从ふは。治。敎。食。噓。多行の從ふは。歸。遠。劣。那行の從ふは。斧。波行の從ふは。竟。甥。終。小。麻行の從ふは女。夜行の从ふは。瘁。和行の從ふは唯。これ等の袁みな。右の義に差ふ事なし。(なほ是れ等の言より。轉用假借し出たる言等も數多あり。また佗言にても。切りて袁聲と成れるは。また自然に袁い聲の義を生せり。其は本篇を見て知るべし。)○さて此の行の音義。互に相通ふ事の有るは。彼の二十五言の。橫五段竪五行に整へる上にて。初行の五言は。共に和と成り。第二行の五言は。共に韋と也。第三行の五言は。共に于と成り。第四行の五言は。共に惠と成り。第五行の五言は。共に袁と成れるに因る事なり。(故是を以て。同行たがひに。其の音の相通ふ耳ならず。和と呼ふ聲は一つにして。其の義の易る事あり。其は此の一と聲のみ然るには非ず。韋于惠袁も共に同じ趣なり。)抑是の行の五聲。かく彼の二十五言の。混錯りて調へるが故に。今しも一義を執りては。決め難きに似たれど。其の中に就て。和の主たるは。破の義にて。

于良和良の約り。韋の主たるは。居の義にて。于理。韋理の約り。于は麗の義素にて。上下の四義をかね。惠の主たるは。彫の義にて。于禮。惠禮の約り、袁の主たるは。折の義にて。于呂。袁呂の約として。各〻其の上に冠れる四十五言。各〻其の下に從へる五十言。共に是の義に差ふ事なし。（各〻其の上に冠れる四十五言とは。和韋于惠袁を頭に冠れる言の。各〻四十五言づゝ有るを謂ひ。各〻其の下に從ふ五十言とは。和韋于惠袁の下に從へる言の。各〻五十言づゝ有るを云ふ。此は既に古言活用の條。波行の所に云へるが如し。斯て其の四十五言と五十言とは。此の行五聲の機ける祖言なるが。猶是より轉用假借し出たる諸言は更なり。佗言にても。切りて此の行の五聲と成ぬるは。また自然に其の義を生せり。其は本編に。次々釋もて行くを見て知るべし。）故其破。居。麗。彫。折は。此の行の顯に立ち。于良。于理。于流。于禮。于呂。その幽を主りて。言靈の幸を爲し。かつ其の音象のまゝに。和は初段に在りて。阿音の稚き音をなし。韋は二段に居て。伊の音の稚き音を爲し。于は三段に在りて。宇の音の重き音をなし。惠は四段に居て。延の音の稚き音を爲し。袁は五段に在りて。於の音の稚き音を爲せり。（五聲共に。麗稚き義を持たるは。初聲の父に稟たる聲。また各〻初定用令終に。音の別るゝは。五母韻に受たる音質なること。上の行々の如し。彼の國辭解に。和は始言の重。韋は定言の重。于は動言の重。袁は治言の重と云へるは。たゞに阿行の重聲と定めたる說なれば。未だ其の義を盡さざる者なり。）かくて此の五聲の。語上に在り。語下につきて活機きつゝ。其の連聲に因りて。義の轉り易り。また或は上省かり。下省りて。各〻一と聲の言と爲れるも鮮からず。其は此所に盡し難ければ。是の聲どもの出る諸章の因々に釋辨ふるを俟べし。

良（宇良 阿良）理（宇理 伊理）流（宇流 宇流）禮（宇禮 延禮）呂（宇呂 於呂）

此の行の五聲は。上にも且々云へる如く。阿行の五音。舌末に嚴しく觸れて。成れる聲等なるが。其の音象を按ふに。良は阿良理としたる聲。理は伊理々としたる聲。流は宇流理としたる聲。禮は

延禮理としたる聲。呂は於呂理としたる聲にて。其初めかく阿行の冠ひて。其の合口言なる。宇流てふ言の出來しに起りて。阿行と二行に分れたる。聲等になむ有ける。(本聲の下に、宇良宇理など記せるは。其の本義たる言、阿良伊理など記せるは、其の第二義なり。其は此の五聲、もと形容の聲なるが、阿行の冠たる故に。始めて音義爲たればなり。下に論ふを見て知るべし。)其は何を以て知るなれば。既に阿行の條に出せる。彼の篇の初章なる二十五言を。神典の古傳。及び諸書なる古語に、徵し攷へて是を知れり。其二十五言の譜。

阿良　伊良　宇良　延良　於良
阿理　伊理　宇理　延理　於理
阿流　伊流　宇流　延流　於流
阿禮　伊禮　宇禮　延禮　於禮
阿呂。伊呂　宇呂　延呂　於呂

便宜に依りて。再此にも出しつ。(是の章に。第三段宇流。合口言なるが。其の中央に位して。其の竪横また斜に。貫通する趣に意を潜めて。此行も。三段宇流より起れる所以を。まづ心得居べし。)抑、是の二十五言は。宇流より起り。潤の義にして。宇良。宇理。宇流。宇禮。宇呂と活けるが。宇良は阿と約りて。初段に居り。宇理は伊と約りて。二段に居り。宇流は宇と締りて三段に居つき。宇禮は延と約りて。四段にをり。宇呂は於と約りて。五段に居り。再各〻に。良行の五聲相副ひて。現、入。潤。得。卸の義を成して。此の義つひに。阿良の二行に分れたり。二行に分るとは。一と度然る五義を成せるより。阿行にも良行にも。自然に此の五義の具れるを謂ふ。(阿行に右の五義ある事は。すでに彼の條に云へれば。此所には。良行の事を專と謂ふなり。)かくて其の初聲の良は。もと現より起れるが。現の本義は彼等にて。何にまれ等と云ふばかり。確に見留たる言なる故に。良行は第四段まで。總て有在二字の義を持たり。是を以て萬葉集に。ラ。リ。ル。レの詞に。多く此の二字を用ひたり。(其は三の卷に。高有之。二に大雪落有。一に。念有我母。三に。思有者。四に。相在登母。三に。立在松樹など有る是にて。なほ數多あり。萬葉ならぬは。神代紀に。浮渚在。とある在も是なり。)さて良は阿良の省語にて。等の義なる由は。神代紀に。吾

所造之國。また是出雲臣等祖也。また此隼人等始祖也。など數見え。古事記も同じ趣に用ひ。萬葉一に。海處女等之。三に相見之兒等羽裳など。數多を都て。まづは賤しむ方に。用ふる言なり。(其は同じ神典にても。尊む上には。同じ等字ながら。八百萬神等。また海神等など。みなタチと訓たり。また是の等の字を。ドモと訓める所も多かり。此は殊に賤しめる言なり。また萬葉にても。一の巻に。朝布麻須等六。六の巻に。定異等霜など有るは。訓を借りて。假字に用ひたるなり。)抑是行の音ども。都て言語の上に用ふこと無きは。舌音といふ中にも。多那の二行に比べては。其の聲隨しく。舌頭いと冗息しく振動きて。弄舌の趣なるが。其の機き甚博く。良は彼の久々良々。須須良々。都々良々。奴々良々。布々良々。牟々良良などの形容言。また良加。良志。良牟など。想像の詞にも何にも。此よなく活く音とは爲れり。(契沖の正濫抄に。良は舌音の至極なり。舌の端を巻きて。多那よりも。猶齶をつよく彈じて云はる。餘の舌音は。舌を下歯に著ても云るゝを。是は云れずと云ひ。士清の言に。良は等をよむ。吾等。幾等。あち等。こち等。そち等など。下につけて云詞にて。また戀しら。佗しら。物ら。思ひら。湊ら。夜ら。宵らなども詠り。たゞ語の末の助けに云へるも有り。またほどと云辭。などと云ふ辭にも通ひて聞ゆと云へり。もと。弄舌に隨しき聲なる故に。しか種々の活用をば爲すなりけり。)其は良の一と聲のみに非ず。理流禮の活きは殊に繁く。常の言語は更なり。事を記すにも一行も。此三聲の出ざる行のなきが如し。然るに唯呂の聲のみ。用ふ言の少きは。例の離れて助くる音なるが故なり。(其は既に栞にも。呂を助語に云ふは。尾ををろと云ひ。程をほどろと云ひ。山の根をねろといひ。夜をよろ。兄をせろ。妹をいもろ。家をいへろ。兒をころと云ふ類なり。何せろかせろ坂東詞なりと云ふ。東國にて見よと云ふことを見ろ。聞けよと云ふことをきけろ置くことをおけろ。と云ふと云へるが如し。)さて此の行の五聲の言の上に無しと云ことは。今し誰も知りて謂ふ事なるが。其は言にこそは無けれ。謂ゆる在二音之

内ニ在ニ言之外ニ。と言ふなる詞の上には。呂を除きて。餘りの四聲。これ専用の聲になも有ける。其はまづ同行相從ふ。良流。良禮の。所の字の義にて。被見をも訓み。加行の从ふ良加良伎の。如然爾乎などの義なる。佐行の從ふ良志。良須。良世。の。想像の詞。また敬ひ詞なるは更なり。（良加良伎は。明らか。疼らき等の類なる形容詞。みな上の件の字等の意あり。良志。良須。良世は。坐良志。けらしゅ那良志の類ひ。また奉良須奉良世などの類を謂ふなり。）多行の從ふ。良知　良都。那行の從ふ良那。良爾。良禰。波行の从ふ良比。良布。良閉。麻行の从ふ。良麻。良美。良牟。良米。夜行の從ふ。良由。良曳など。みな言に非ず。詞なるを以て知るべし。（谷川氏云。良久は。老らく。戀らく。見らく。聞らく。云へらくの類なり。良久の反し留。詞の緩急なり。良須は。下らす渡らず。など是なり。良須の反し流なり。良比は程らひ中らひなど云ふは。なほらひを。直し會直し相など書る類にて。あひの轉なるべし。良牟は疑の詞なり。良米は助語に云へり。袖はひづらめの類なりと云へり。此れ等の說をも思ひ合すべし。）

○古言清濁說第八

古言清濁の事は。まづ語意考に。清濁を相通はしいふ例。と標して。其の說に。五十聯音の中に。加伎久祁古を。賀藝具宜碁と濁り。佐斯須世曾を。邪自受是敍と濁り。多知都氐登を。陀治豆傳杼と濁り。波比布閉保を。婆備夫辨煩と濁る。此の二十音のみ濁りあり。其の清むと濁るは。言の本別なり。然れば是れを合せて七十首なり。（篤胤云。清むと濁るは。言の本別なり。と有るは違へり。其の本は同じきなり。其由は下に委く云べし。）清濁の言は。古事記日本紀。その外古書の訓注に。濁言には。濁字を書るを見て知べし。また濁言にも。清音の字を書し所は有れど。清言に濁音の字を書ことはなし。（萬葉などに。千が一つその違ひ有るは。後に字を誤りしなり。改むべし。）かくてまづの言に。本より濁るあり。言便の濁りあり。其本より濁るをば。通はし轉し延約むるも。同じく濁るなり。言便の濁るは易らず。然れども。通はし

などして云ふも。本同音なれば。自づから通はし轉しても。言便の濁る多し。(言便の濁りは。二言をいひ。連くる時に必あり。そもまた海河。山河。我人などの類は。彼此をだゝ並べ云ふ故に。濁る事なし。山之川の之を略きて。やまがはと云ふには。川のかを濁る。浦之人。山之人を。浦人山人といふ時も。ひを濁るは皆是なり。また山之風をも山風といへど。此は下にせの濁り有れば。ゆづりてかを濁らす。此類も有るなり。凡そ言便の濁りて。よく心得る事は。年經つゝ心を用ひざれば叶はず。然るに平言には。自から此の言便の清濁りを。誤るは希なり。仍て平言に心を付て思ひ知るべし。惣ての言も。平言に古言多し。たゞ古書にのみ。古言雅言は有りと思ふ事なかれ。然心得て。まづ書の言を通り知てのち。平言に心を置き心得ば。まづ足なむ。)そが中に。本より清と濁ると。却りて相通ふ例あり。殊に此の清濁の通ふ言の事は。後の世に傳へ云へる人なく。かの日の入る國の音傳へしてふ人も。心得ざれば左に擧ぐ。(篤胤云。上の件の事ども。師の漢字三音考。皇國正音の條に。古言の正音は。都て五十なり。是にカの行サの行タの行ハの行の濁音。合せて二十を加ふれば。都て七十なれども。濁音はたゞ清音の變にして。本より別なる者に非る故に。皇國の正音には。是を別には立てず。清音に攝する者なり。一音の言に濁る例なく。また二音三音を合せたる言にも。首を濁る例なし。凡て濁はたゞ其中下にのみ有り。然るに。上へ他の言を連ねて。合せ云ときは。首をも濁ること多し。月をも望月などゝ云ふときは。ツを濁り。川をも谷川などゝ云ときはカを濁るが如し。と云れたるをも合せて心得べし。)○婆備夫辨煩の濁音を。却りて麻美牟米毛の清音もて云へり。神奈備を神奈美。加夫利を加武利。須倍良藝を須米良藝。比煩を比母など。相通はしいふ數を知らず。○陀治豆傳杼も。また那邇奴禰能に通へり。加太志と加奈志(金作なり。金工を云ふなり。)倍太知と閉奈里。(隔を萬葉にはよめり。)多治比 丹比とも書くは。多爾に通ふ故なり。(但馬丹波も此意なり。)美頭と美奴。(みづに瑞の字を用ふるは。其の本眞瓊の義なり。)奴傳と奴

禰。(紀にぬでゆらぐもと有るは。瓊音のうごき鳴ることなり。)於杼禮と於乃禮。(罵る言なり。)於廼於廼するさ云ふさ。於乃々久と同じ。(篤胤云。此の中に美頭と美奴。奴傳と奴禰の事はいかゞ有らむ。猶是れ等の外にも。云ひ遺れし言等あれど。何ぞやと。打傾かるゝ說は。今こゝに抄し出ずなむ。)○右を漢字もて見る時は。馬美武米母(呉音はまみむめも。漢音は。ばびぶべぼなり。)儺爾努禰廼。呉音はなにぬねの。漢音はだぢづでどなり。)此ほか仁は(にんじん)然は(ねんぜん)などの類ひ。呉漢二音あるを。此の國には呉を用ひて。仁はに。また爾もにゝ用ひ。泥は禰と傳とに用ひ。鳥をうとをとに用ひ。廼はどゝのに用ふる類ひ多し。(篤胤云。士清の言に。唇音の清濁の行。ハヒフヘホの音變じて。マミムメモとなる。此をはま同等といふ。舌音の清濁の行。タチツテトの音變じて。ナニヌネノとなる。是をタナ同等といふ。ナニヌネノの行。マミムメモの行には。共に漢音なしよて強ていへば。皆タチツテト。ハヒフヘホの濁音となれり。那爾の呉音ナニ。漢音ダヂ。馬美は呉音マミ。漢音バビの類也。反音抄に。エケセテネヘメレヱの横通に漢音なしとも云へりと云へり。)○うれしきを嬉しい。悲しきを悲しい。嬉しくを嬉しう。悲しく。悲しう。闇くしてを闇うして。辛くしてを辛うして等の類のきをいと云ひ。くをうと云ふは。みな平言なり。雅言には。必ずかなしき嬉しくと云へり。後の世と云へども。歌には此の平言は云ざるを。文には誤る人あり、其は物語文によりて誤るめり。物語ぶみは。昔々のあとなし話なれば平言を専と書る中に。雅言をも交へしなり。仍りて。雅文をかく人。是の心せで。さる物語の言を。みだりに取るはひが事ぞ。(雅言とは。古言は本よりにて。今も傳へて云へる。正しき言をいふ。平言とは。常にいふ言にて。然しながら誤りとは。無くて雅たらぬを云ふ。俗言とは訛り轉し。また佗國の言と相交へ云ふなどを云ふ。)また古事記日本紀。その外の古書を訓むには。皆雅言を用ふべきに。今の訓には平言も交れり。(此の記に。多くは古書の書る例を擧ぬは。煩はしければなり。擧ざるも皆より所有るめり。見む人思へ。

またより所を擧るも。一つ二つのみ擧てやみぬ。然ればその故よし。此に限れりと思ふこと勿れ。）○篤胤云。上の件の考說、まことに大略言の。足はぬ事には有るなれど。古語の學びに從ふ徒から。誰かもかく足はぬ。誨より。出ざる者有らむ。當昔世に有ける學ぶりを想ふにも。余は却りて。此足はぬ誨へこそ。尊しとは思へ。然るは我なみ。よし次々に。其の缺を補ふべき。謂ゆる青は藍より出て藍より青き說を成すとも。其みな是の宇斯の。さる恩頼に因る事なればなり。我黨の小子。しましも此の事を勿忘れそよ。鈴屋の宇斯の御蔭は言まくも更なり。（然るを今の世末學の徒がら大抵生ながらに。其の則を知たり。貌に、是の考の事など。取立て稱ひ出る人もなく。適に見る人あるも。甚はかなき物に云ひくだし。然る足はぬ事をし。嗤けり呼はる倫も有るは。其の敎への廣く及べる驗なれば。宇斯の靈の天翔り。いかに本懷なる事に。見給ふらむとは思へど。然すがに慨くこそ。難波人入江正喜が。久保之取蛇尾と云ふ物に。細川の玄旨翁いはく。深く執心して工

夫をなし。不審を晴さむと思へば。愚なる身なれども。偶然よき說を見出すものなり。然ありとて古人に勝りたる智慧には非ず。只今辨知する事も。先古人の荒ごなしをして置れし上に付て。出來る義なり。古賢の恩德にあらずと云ふ事なし。と。誠に書を見る人。第一の心得なるべし。と云へるは實然る言なり。語意考など。誠に荒ごなしには有んなれど。其なくば。我ら爭でかも。如此ばかりの說をも荷ひ出すべき）抑古言淸濁の事また古昔の假字用格のこと。己が思ふ旨は。古事記傳の說に本づきて。既に古史徵の開題記に著せれど。尙言足らず所思る事も有れば。復更に此にも云ひてむ。（其は開題記は。故ありて卒爾に思ひ立ち。筆工彫工を旁におきて。草稿なるに。從ひて。かつ書き且彫しめて。半年ばかりに甚急がはしく物せしかば。今見るに。言足らぬ耳ならず。云ひざま惡かりけりと。悔思はるゝ事も有ればなり。）然るは其の師說に。假字用格のこと。大かた天曆の頃より。以往の書等は。皆正しくして。伊。韋。延。惠。於。袁の音。また下に連れる。波比布閉本と。

阿伊宇延於。和韋宇惠袁との類。みだれ誤りたることつもなし。其はみな。恒に口にいふ語の音に差別有けるから。物に書にも。自づから其の假字の差別は有けるなり。(篤胤云。此は早く語意考にも。古事記。日本紀。萬葉その外の。古書の假字均くして。新撰字鏡和名抄まで。惣て異ならず。其和名抄より後は。漸にひがごと出來て。遂に濫に成りにしを古き書をかへり見る人無れしば、正す人もなし。からにては字の音などは。其の書ごとに異にして。定め難きを。此には初めなる儘に傳へて易ざるなり。斯てから字の始めて來りし。輕島明宮ゆ。和名抄を書し承平の御時までは。四十六の御世にて。六百七十年ばかりなり。其の間世の中の事は。少か移り。變る事ありとも。猶上つ代を傳へて。盛なる代に。皆同じ音同じ。假字なるからは。後の代に萬の事失はれて。古意古言もしらぬ人の云へるを。用ひむ物かは。古き世ふるき書。古きあとに據りて心得べし。と云れたり。)然るを。語の音には。古へも差別は無りしを。たゞ假字の上にて。書分たる耳なりと思ふは。甚じき非なり。もし語の聲に差別なくば。何によりてかは假字を書き分ることの有むそのかみ此書と彼書と。假字の違へること無して皆自づからに同じきを以ても。語の音に素より差別ありし事を知べし。(斯て中昔より。漸に右の音ども各亂れて。一つに成れるから。物に書くにも其の別なくなりて。一つの音に二たとも假字ありて。其は無用なる如くになむ成れりけるを。其の後に。京極中納言定家の卿。歌書の假字づかひを定めらる。是より世に假字づかひと云ふこと始まりき。然れども。當時既に人の語の音別らず。また古書にも依らで心もて定められつる故に。其の假字づかひは。古への格とは甚く異なり。然るを其後の歌人の思へらくは。古へは假字の差別無りしを。唯彼の卿なむ。始めて定め給へると思ふめり。また近き世に至りては。ただ音の輕さ重さを以て辨ふべし。といふ説なども有れど。みな古へを知らぬ妄言なり。こゝに難波に。契沖といひし僧ぞ。古書をよく考へて。古への假字づかひの正しかりし事をば。始めて見得たりし。凡て古へ學の道は。此の法師

よりぞ。かつ〳〵も開け初ける。いとも有がたき功になむ有りける。）かくて其の正しき書等の中に。古事記と書紀に萬葉集とは。殊に正しきを。其の中にも古事記は。また殊に正しき也。とて其の正しき由を論はれたり。篤胤按ふに。古書なる假字用格の事。まづ此の師說の如く。心得て在べきなれども。仍熟く惟へば。天暦より以往の人の言語はみな正しく恒に口にいふ語の音に。差別ありし故に。物に書にも自づから。其の假字の差別も有ける也。と云れし說は從ひ難くおぼゆ　其は當昔まで正しかりし。世の人の言語の。其の後忽ちに亂るべき道理なければなり。（但し和名抄の成れりし頃まで。世人の言語正しかりしを。其より後に亂れたりと云ふこと。上の分注に出せる語意考の說もおなじ。）然らば。天暦より以往の書等の。假字の正しきは奈何といふに。まづ神世は更なりいと上つ代の人は。恒に口にいふ語の音に差別ありて。眞に正かりし事は論ひなきを。世の降り來ぬるまゝに。漸く〳〵に轉り訛れる事と所思るなり。（其はいと古くも。訛言の有りし事は。書紀を始め古

書どもに。本云レ某。今訛云レ某と云へる事の多きを思ふべし。是やがて亂れ誤りたる語なるをや。然ればイヰエヱオヲの音。また下に連れるハヒフヘホと。アイウエオ。ワヰウヱヲとの類の近く通ひて聞ゆる音は。古へと云へども。互に混れ訛れる事の無くて有むや。）然るに天暦より以往の古書ども。彼書と此の書と。假字づかひ違はず。大かた同じ趣に正しき故は。まづ古事記書紀などの如く古るき本つ書の有て記せる書は。其の本つ書の假字用格に據り。然らぬ餘の事を記せるは。彼の舊辭の書等に本づきて。書たる故に正しきなり。（舊辭の書等とは。天武天皇の御世以前より。いと舊く有來し辭書どもなること。既に云へるが如し。中昔までも。物書ほどの人は。今わが徒もする如く。古へを尋ね。また舊辭書によりて。記せること疑ひ無き物なり。）さて人の口にいふ所は。外國々の囀言にも率りつゝ。彌降に亂れ來つれども。其の辭書どもは。言語の正かりし間に記せる書を。次々に記しつげる書なりし故に。其に據りて書けるふみの。彼此よく符ひて正かるべき謂なり（其の

書たる書の。假字づかひの正しきを以て。そを記せる世の人の言語は。みなかくの如く。正しかりしと思はむは委からず。）また師も縣居宇斯も和名抄の成れる當時までは。世の人の口にいふ音の正しかりしが。其の後亂れたる。趣に云れたるは。彼の抄の假字の、正しく。其後の書に訛り多きを以て。云れし事なれど。彼の抄の正しきは。即ち古き辭書に採りて記せる故なり。（其はかの序文に。延長第四公主。訪萬物之名。其敎曰。我聞思拾芥者。好探義實。期折桂者。競採文花。至于倭名。棄而不屑。是故難決世俗之疑。適可決其疑者。辨色立成。楊氏漢語抄。和名本草。日本紀私記等也。其餘漢語抄不知何人撰。汝集彼數家之善說。令我臨文無所疑焉。固辭不許。遂用修撰。或漢語抄之文。或流俗人說。先擧本文正說。各附出於其注。若其本文未詳。則直擧辨色立成。楊氏漢語抄。日本紀私記。或擧類聚國史。萬葉集。三代式等所用之假字。云々。と有るにて著明なり。和名抄の事。なほ開題記に。委く論へるを見べし。）然れば順朝臣の當昔延暦の頃既に世人の倭名を屑とせず。適に心あるも。右語に惑ひの有しを以て。其以前をも想ひ遣るべく。また一箇の書には非ずて。其頃の人。己がまゝに書たる。手澤も多く傳はれるに。假字違ひの交れるを以ても思ひ辨ふべし。最上れりし世より。漸に亂れ來りて。かく成つること疑なく。延長第四の公主の御敎しの任に。順朝臣の此の抄を撰びて。方域に古言を訂されたるは。訛言に轉はせじと。闕居たる如き。美き有功にこそ。（然れば昔より心あるきはゝ。此の抄によりて。物よみせる人も有つれど。深くも勘へず。並ての人は。かゝる闕の有とも知らず。溢れにあふれ。訛りに訛りて。遂に上の件宇斯たちの論はれたる如くなも成れりける。然るを今かく。古學の眞盛と。なるべき時にあひて。神語の本辭をも。探ね知べく成ぬるは。甚も辱なき事なりかし。）然れど此抄は更なり。其の餘の古書にも。イ井エヱオヲの音。また其の餘の音にも。互に通ひを訛れりと所思ゆる事も。往々は無きに非ず。そは本編また古史傳に然る語の出たる所々に云ふを見るべし。（然るを世の一偏なる倫

はさる事の由を深くも思はで。書來れる假字にのみ泥みて。古言を釋むとする故に。解得ざる語も多かり。元より古言は。古書の假字によりて。釋得る事は常なれども。謂ゆる變によりて。正を索むる旨をも。また思ふべくこそ。）抑天暦より以往の古書に。往々假字の違ひも有ることは。當昔いまだ。其の後の如くは。言語の道の亂れざりし故に。却りて今の世古學の徒の如くは。舊辭の書にも正し敢ず。ゆくり無く誤れりと見ゆるも多く。また其を次々に寫し誤り　以來にけむと。思ゆる事も有るなれば。其心して見るべし。（然るを又かの一偏なる倫は。慥しき古書を見ても。假字の違だに有れば。當時の物ならずと。捨て取ざるを。見識とするも有れど。然る假字の違へる書も。外に比べ見て。眞僞を正し得べき事のあるを。思ひ慮らざるにて。最もあぢき無きわざにこそ。）さて古言淸濁の事は。まづ上に出せる語意考の文に。其淸むと濁るは。言の本別なりと有れど。此は別には非ず。其の本は同言なるが。淸輕と濁重と。音二たつに岐れて。其の義の轉易れる耳なり。（但しまた元より淸音の言なるが。言便によりて濁れるも有るは。今云ふとは異なり。其由は下に論ふを見べし。）其は殊に近き一と事を擧げて論はむに。天地初發の古傳に。如㆓葦牙㆒因㆓萌騰之物㆒而と有るは。其の物が葦牙の如くと譬へし故に。毛延阿加理に萌騰の字を塡つれど。姑く葦牙の譬へを忘れ。萌騰の字をも放れ。太古の言のみなりし世に。心を回らして。熟に是れを惟へば。其の毛延阿加りし物は。天つ日の初めなれば。燃つゝ萌え。明りつゝ騰れる傳へにて。其淸濁は。言の輕重なること著明けし。（此の言は義委くは。本編加行の所に云ふべきをこゝには例にその大意を云へるなり。）然れば燃萌共に。毛延毛由といふ。言の同きは更なり。明を阿加理。騰を阿賀理と訓むも。淸濁に拘はらず。同言なること論ひなし。其は是の燃明萌騰のみに非ず。假字の同じき千言萬語。その塡る字また其の淸濁は易るとも。皆同言の轉用なるが。唯し淸は本にして輕く。濁は末にて重きこと。準へて知べきなり。（故是をもて。此の書の本編。また古史傳ともに。古言を釋こと。皆この

意をおして説を成せり。見む人異しみ訝かる事なかれ。)さて古事記傳に。古書の假字用格の正しき中にも此の記の正しき由を誨されたる次に。まづ續紀より以來の書等の假字は。清濁分れず。濁言の所に清音の假字を用ひたる耳ならず。清音の所に濁音の字をも交へ用ひ。また音と訓とを雜へ用ひたるを。此の記書紀萬葉は。清濁を分てり。然れど此の事に就て。なほ人の疑ふ事あり。今委曲に辨へむ。其はまづ後の世には濁る言を。古へは清て云へるも多しと見えて。山の枕詞のあしひき。また宮人などのヒ。鳥つ鳥家つ鳥などのトの類ひ。古書等には。何れも清音の假字をのみ用ひて。濁音なるはなし。なほ此の類多し。また後の世には清む言に。濁音の假字をのみ。用ひたるも多し是らは。假字づかひの漫なるには非ず。古へと後の世と。言の清濁の變れるなれば。今の心を以て。ゆくり無く疑ふべきに非ず。(また。其の外に言の首など。決めて清音なるべき所にも、濁音の假字を用ひたる事もいと希にはあるは。自づから取はづして。誤れるも有るか。また後に寫し誤れるも有べし。されど古事記には。殊に此の違ひはいと希にして惣ての中に。わづかに二十ばかりならでは見えざる其の中に。十ばかりは婆の字なるを其の八つは。一本には波と作るは。のこり二つ三つ婆も。もとは波なりしこと知られたり。然れば記中まさしく。清濁の違へりと見ゆるは。たゞ十ばかりには過ずして。其の餘幾百かある清濁は。みな正しく分れたる物を。いと希なる方になづみてなべてを。疑ふべき事かは。)さて書紀は。古事記に比ぶれば。清濁の違へる事いと多し。此はいと不審しき事なり。然れどもまた。全くこれを分たず淆用ひたる物には非ず。凡ては正しく分れたればかの後の。全く淆へ用ひたる書等のなみに非ず。また萬葉は。古事記に比ぶれば。違へる處も稍多けれども。書紀に比ぶれば。違ひはいと少くして。凡て清濁正しく用ひ分たる趣なり。是らの差別は。その用ひたる假字どもを。一つ毎にあまねく考へ合せて。知べき事なり。只大よそに見ては。委しき事は。知り難かるべき物ぞ。とあり。(師の是の論へによりて。志をおこして。具に古言の清濁を。考へ著せる書は。石塚龍麻呂が古言清濁考なり。

是また見ずは有べからず。）篤胤この師說に因ても亦按ふ旨あり。其は古事記ありて以來の清濁は。誠に師說の如くなれど。言語の本を云ふときは。上に云ふ如く。清めるが本なれば。上古には決めて斯の如くならず。濁る音の言はいと少く。その元より濁る音は。千萬言の中に。一つ二つならで無りしを。漸々轉用多く成るに從ひ。また或は言便により。或は外國言にも相率りて濁れるが。遂に同言の重き方にいふ言と。定まれる物とぞ所思ゆる。（其の一つ二つ元より濁れる言なりと思ゆるは。谷川氏の言に。清濁によりて。氷炭相反するものあり。譬へばみしは見きなり。シとキと通へり。シを濁れば不レ見なり。ざりの反しシなり。みすは見るなり。スとルと通へり。スを濁れば不レ見なり。ざるの反しズなり。みては見たれの急語なり。たれの反しテなり。テを濁れば不レ見ての義なり。されば古今集のねても見ゆ。ねでも見えけりの歌を下のねでもは。不寢の義と。先輩も釋せられたれば。ての字濁りて讀ざれば通じがたし。また「庭の雪に我が跡つけて出にしを。とはれにけりと。人や見るらむ。の歌でもじはもじを濁りてよめば。狂歌となるといひ。「我が心なぐさめかねつ更科や。をば捨山にてる月を見て。此の歌もとまりのてもじを。濁り唱ふる時は。盲人の歌となると云へるが如し。よく分別すべきにこそ。と云へる如く。デジズなどは。清て云べくも非ねば。此れ等の類ひは。元より濁音なるべし。）然れどなほ。奈良の頃までは。彼の人の清ていふ音を。此人は濁りて云ひ。此の人清て云ふ言を。彼の人は濁りて云ひ。また國により處によりても。言語の清濁一樣ならず。古事記の序に。諸家之所レ賫帝紀及本辭。とある類の古書みな。此の書には清音に書たる言を。彼の書には清音に書きなど。各樣々なりしを。彼の勅語の舊辭に撰錄せよ。と有るは大御言の如く。安麻侶の朝臣の心と。その舊辭の正しき限りを擇びて。清濁を定め。本書の假字をば。悉改めて一定に記れしなり。（其は書紀續紀。萬葉より以來の書どもは更なり。古事記より以前の書の。適に存れる。聖德法王帝說など。また今傳はらぬ書どもを。中つ世の書に引て見え

たるも。清濁の假字の互に異なるは。何の意もなく。濁音の處に清音の假字を用ひ。清音に濁音の假字を。淆用ひたるも多かれど。然のみには非ず。清にも濁にも云へる語なる故に。二た樣に書りと見ゆるも多かり。此を按ふに。古事記撰錄の時に安麻呂ぬし。其の本書の假字を。改め書れたること明なり。其は清濁の假字のみに非ず。餘の假字。また。地の名神の名の書狀なども。一と樣にとゝのへて。佗書どもには。伊佐奈伎命とも。伊射那伎命とも。種々に書たるを。邪岐の濁音を定めて。いづこまでも。伊邪那岐命と書れたる。一つを以ても準へ知べし。但しこは。安麻呂朝臣の筆とは云へど。稗田阿禮の。口にいひてし音をうつせるにて。其やがて謂ゆる。勅語の舊辭と云ふもの也けり。)さて足ひき。宮人などのヒ。島つ鳥家つ鳥などのトの類を。古書どもに。何れも清音の假字を書るは。當時なほ是らの言は。なべて古音を失はざりし故なり。また後の世に清む言に。濁音の假字をのみ用ひたるも多きは。古へと後世と。言の清濁の變れる也とあるも。古事記に限る事にて。佗書ども皆然るには非ず。凡て古語の本は。みな清音なりし事は。始。繼。水などのシキツは古書にも多く。濁音の假字を用も。今もなべては濁りて云ふめり。言の本を思へば。始に端。繼は付。水は滿と同言なれば。甚古くは。清音の言なりしを。後に濁れること知べし。(そは今も常陸人出羽人など。始を波志米。水を美都といひ。次繼などのギを。清音にいふ國所もあり。また端を。常には。波自とのみも云ふめり。また次をツギと云ふは常なれども。由基主基の主基。やがて次の字の義なるを。清てスキと唱へ來り。また次繼。字の義は異れども。言の本は付と同言にて。清音なること。次は彼れに此れの付く義。繼は彼れと此れの付く意なるを以て思ひ辨ふべし。此は此の一つ二つに限らず。長は中。正しは立し。氏は内なるたぐひ。凡て濁音にいふ萬つの言の。解がたきもの。清音に復して考ふるに。解ざる言ある事なし。本編の諸章を見て知べし。)然れば縱へ古事記に出たりとも。濁音の言はみな後にして。神語の本語には非ずかし。然は有れど。今しも何

にかもせむ。早き御世よりして遠長に。かく定まり來ぬる事にし有れば。我人共に。古事記以來の清濁に據りて在るぞ。即ちかの勅語の舊辭に從ひ奉る道理になも有りける（然は有れ。世の古學する徒がらの如く。古事記の清濁をのみ固く守らひ。彼の記に。濁音の假字を書る言をば。本より濁れる言として。清音の言の變れる由を辨へず。其を清音に復して。古義を索むべき事を知ざるは。亦深く思はざるなり。）

古史本辭經序

言靈の幸はふ。此の御國の言語の道はしも。靈ちはふ。神の御世より。定まれる物なる事は。誰も知たる事ながら。其元をおし明らむる人なくて。唯に古史に見えたる詞どもを書集めて。考ふる耳なりけり。故その言義を明らめ得たりと所思るは。をさ〳〵稀になむ有ける。爰に我が學の親。玉敷のたひらの平田の大人伊。神代の古傳を解明さるゝにつきて。言語の道の蘊奥をも開示して。此の古史本辭經をなむ著されける。然るはまづ。天地の開闢くる有狀に依りて。言語の始めて出來る所以を知り。其言葉に因りて。今しもその開闢けたる事實をし。辨へ知らるる事は。いと〳〵。靈異く奇妙なる書なりけり。さて言語の道。次々に整ひて。五十聯音も定まり。千々に八千々に活用きて。詞の數も。彌增りにまさりて。今の如くに成たる事は。既に新田目ぬしの序文にも詳なれば。今さらに云はず。其は唯に。この御書を讀み。はた古史傳なる。天兒屋根命をはじめ。その御祖神等の。御名のこゝろを解れたる所とを。合せ讀たらむには。直に知らるゝ事どもにて。實にも古より。言靈の幸はふ國　言靈の祐くる國と。たたへまをせる如く。其神の御幸はひのいち知く。いと〳〵尊く優れたる大御國になむ有ける。斯有る尊き御國にして。古今に類なく。かゝる愛たき本つ辭の經ぶみとしも。名に負はせられし義理も。自から知られて。言靈の神の幸ひ給ひ。祐け給ひて。我大人の。勞き著はさるゝに非ずして。かゝる御書の。いかでかは世に成出なむ。己がごと拙く劣なき身には有れど。恩賴に依りて。言語の道の本をしも。且々に辨へ知つゝ成ぬるは。最も〳〵有難く。尊く嬉しき事にぞ有ける。然るに此御書はも。殊さらに平がなを省き。正字多く用ひて。いと約やかにかき記されたれど。冊數四卷。紙員二百三十葉ばかりなれば。寫し須たむこと容易からず。故同學の人と雖ども。遠き國は更なり。北の城下に住るすら。讀見ぬ人の多かるは。甚も慨たき事にこそ。おのれ定秋。世の業はひのいと繁くて。學びの道は淺けれど。神等と學父の御惠の。百千が一も報いてまし。と思ふ心の止難く。いかでこを櫻木にのせて。萬世ににほはせて。

普ねく人に示せまくと思ひ立て。此事いかにと。今の大人に乞申せるに。余も早くより。思起しつる事ながら。力足らずて打過しつるよ。汝かく計らはば。同門の人々もいかに悦ばむ。余が嬉さは云も更なりいかで〳〵との給はすれば。やがて清書とゝのへて。其彫工人木村房義に誂へて。刊本とは成せるになむ。かく云ふは。大江戸新川の街に住める。田中の定秋

古史本辭經序

是能五十聯能音波毛。掛麻久毛畏伎。天皇祖大神等能。神語余理事起理氏。其惟神那流物爾志有禮婆。云麻久毛更那禮杼。奇靈那流加母。微妙那流加母。天地泉廼道理爾迄至利通禮流。五乃音乃言靈耳那母有留。是波志母。言靈廼幸波布國。言靈能祐流國登、石乃上布流廼神杉。古久余理語利都義。云都峨比來爾祁琉事奈賀良母　其言靈廼智波比祐流事乃狀袁。天乃屋比國乃底比。落琉隈那久。斯迄耳志毛。旨酒廼宇末良爾。御食廼加牟加比。幸閉得良連帝。正之玖美多玖。足羅妣調弊流物登志毛、成之定米給弊琉八。此顯世人廼、干都志世爾之氏、吾峨神靈能眞柱能大人袁於伎天、誰迦有良武、佐流假此宇斯余。其神靈乃。玉廼眞柱袁之。彼廼自凝島那流。國中能御柱成須、固米能靈廼御柱登。衝固米末世琉大人爾志帝。其御靈之爾賜八利持多連都流物乃。其始爾波、尙彼布々破々登之帝　固麻羅邪理志母。此神靈廼御柱乃固免二依天。締利固末理通琉物邇之天。其物僠志母。此大人能著之物左禮杔流。數多廼書籍那毛是奈流。其書籍爾與理弖。學夫倍伎事乃多在流中耳母。言語廼道乎。其本都學毘刀爲倍枳事邇娜母。其言語乃道乎學婆牟土須流爾。人登之天波。麻豆人能人杔流所以袁知良受志帝八。有倍迦羅怒事爾帝。其所以乎志琉耳僠。人土云布言廼本乎志留倍枳事那利。佐帝之毛。人登伊布言能義波。靈足智布事一弖。人波靈乃具足連琉物那連婆敍柯志。人波靈廼足比杔流物奈累伽羅爾波。凡天何事耳母阿禮。其事邇深玖心乎凝良之帝。八意廼神廼八意爾。思比人里都々物須流耳於伎天僠。其事袁曾禮登辨弊得弖、其事袁物世良連受土云事能那伎母廼邇南毛。是其身爾持足閉流、其靈廼產靈爾歟琉事敍迦斯、囀累也漢人乃語儞母。人波萬物之靈刀歟云里祁牟事能如久。萬廼物登僠異那流所爾志弖。人廼人多琉。最毛貴伎事奈留乎。其靈足登生禮來天、息乃涯利其靈乃產靈袁。活用加須倍枳物土志母知良受天、其體登共爾。腐杔斯果左武登爲流波。是人廼人多流倍伎事伽僠。人乃人多流事乎知帝。靈足廼靈足杔琉所爲乎母那左牟。登思比立倍枳物波。是能古史本辭經那理。然波有連杼、其末乃末良奈留、千萬廼言廼義乎知牟土寸流爾波、又迦能皇典

語彙乃書耳頼流事奈里。此書八之母 過爾之大人廼。
物之置連多琉爾波阿禮杼 伊麻陀成利竟邪琉處乃安
留袁。其御息子鐵胤主波。彼大人廼御志乎紹藝弖 物
之給不倍伎事能多九弖。予爾毛登。促之於古左禮秕琉
事母有連杼。予波曾富騰神廼由柯里有弖也、奥稲迦琉
秋田廼國能、片在所爾乃美侍比居流々爾志帝。內日左
寸宮所廼方邪杼弊波。心耳母延任世牟流乎 又其神奈
羅奴身廼 天下爾阿里登有由流其皇典袁。居奈賊良耳
之氐、思不麻々爾々集弊物勢武事乃。末豆容易加良
怒所爲那流爾、又靈足廼靈足多琉所爲乎登。別爾思
比立秕流事乃阿累時節奈流袁母如何世牟、伊伽傳鐵
胤主能勞伎乎助祁天。早久彼乃皇典語彙廼書袁毛。世
爾寅玖物勢牟土。勤已美營米牟人毛戲母。斯云波。
梓弓嚴廼屋能阿呂自、新田目道茂

嘉永廼三登世土云布年能十一月

古史本辭經 亦云五十音義訣 卷之四

大壑　平篤胤撰述

男　鐵胤
孫　延胤　謹校

○古語延約通略等說第九

今しは誰も知りていふなる延言。約言。略言。轉回れる言などの事は。本考に。上件の說等の次に。其の大概を誨されたるが。此の條々には。論ひ直すべき事等あり。然るに今の印本。これらの條々甚く錯亂して。其の儘には取がたし。故今は既に云へる。己が閹記の臆斷をもて。其の文を訂正しつゝ。按ふ旨を述むとす。其は本考に。延言約言と標して。後の世には漢国に反と云ふに依りて。反しと云へど。我か國には。二言を約めて一言とし。一言を延て二言に云ふ事有ば。反しとのみ云ては足ざる也。（篤胤云。契冲の正濫抄など。反とも切とも云へりしを。本考に。始めて此の名目を用ひられたり。信に此說のごとし。但し此もかの古說に。固より有りし名稱なるか。）且まづ阿を延るを始めとすれば。延言を先に擧ると云へども。是には童部の心得易からむが爲に。約言を先いへり。其の約むる事は。○淡海國はもと阿波宇美てふ名なるを。其の波宇を約むれば。布となる故に。假字は阿布美と書也。（是をあうみの如く唱ふるは。言便なり。其の唱へのままにせば。おうみとも。あうみとも書べきを。必あふみと書來しに依りて。其の本阿波宇美てふ言なるを知るなり。○篤胤云。阿波と阿布とは同言にて。淡海をあふみと云ふは。阿布宇美の。宇の省かれる言なり。其は布に宇の韻あればなり。委くは阿行篇の第五章にいへり。宇斯の說の如くにても。言の本は同じけれど。阿波。阿布。同言なる古義を思へば。此方やまさりぬべき）○遠江國はもと。登保都阿波宇美と云へるを。其の都阿を約れば多となる故に。假字は登保多布美と書なり。（是れも唱へによらば。とほとうみとも。とふとほみとも書べきを。右の約言の例によりて。必ず登保多布美と書ざれば。ことわりを成さず。○篤胤云。これも阿布美は。上に準へて知るべし。）○行知布。

戀知布など万葉にあるは。行といふ。戀といふと云ふ言なるを。登以を約れば知となる故に。しか有るなり。(今の京こなたは。其知を氏に轉して氐布といふ。今も東国にては。ちふと云へり。)○和布を爾伎多倍と云を。その多倍を約めて爾伎氐とも云へり。(爾伎は。調ひてうつくしきを云ふ。多倍は。布の類をすべいふ名なり。)○我妹子を和藝毛古と云は。和賀伊毛古の。賀伊の約め藝なればなり。是らの類百千なれど。皆是れにならへ。(本言の濁るは。延約ともに濁れり。その清濁違ひては叶はず。○篤胤云。和賀和藝は同言にて。我妹子を和藝毛古と云は。藝に伊韻あるが故に。妹の伊の省かりしなり。和賀和藝ともに。吾の古言なること和行の第一章を見て知るべし。)○竪の音を直に約め云ふは。紀に伊比爾惠氐と有るは。伊比爾宇惠氐なり。草木を植るを。惠とのみ有るも。共に宇惠を約めたるなり。伊夜を夜。布保を保といふ類なり。○竝の横韻を直に約め云ふは。萬葉に。於毛比を毛比。於登をとなど云類なり。是れ等は略くに非ず約めなり。(篤胤云。印本此の間に。○或は約め云々。○夜は須我良に云々。○志加志奈我良云々てふ三節あるは。轉回通と云へる條の錯亂なり正すべし。)○右の如く二言を約むるは常にて。三言四言をも。一言に約るも有り。神代紀に。都利婆里の事を知とのみ云は。其上下の都と里と二を約め云なり。(篤胤云。鉤を知と云ふはたゞ都里の約りなり。波理てふ言には係らず。多行の第九章を見て知べし。)○比乃志多てふ事を比那と云は。比は日なり。乃志多の上下の乃多を約れば。奈と成ればなり。(篤胤云。比那は比泥と同言にて。古の義なり。委くは波行の第四章を見て知るべし。さて印本此の下に。○言の下に。須良といふ辭は云々。と云へる章あるは。轉回の條の錯亂なり。)○延言右の約言は。其の言長くして。云つゞけ難き時に約めいひ。此の延言は言短くして。其言ついでの惡き時に延ていふ。(篤胤云。印本此下になるを。由都以波牟良云々。○宇良夫禮は云々。○御こそのりぶみに云々。○見萬志。由加萬志などは云々。と云へる章々あれど。其は轉回の條の錯

れば。此に出さず。）○見る少なきのるを延て。見良久少きと云ひ。戀る多きのるを延て。こふ良久の多きと云へり。（是は良久の約め。るなると表裏なり。）逢はむほしきのむを延て阿波萬久ほしきと云ふ。（萬久の約まり武なり。）此の外に花ちるを花ちらふ。移るをうつらふなど云類みな延言なり。（是また限り無かれど。皆是らの意のみ。）○二度延たるあり。萬葉一に。家告閉とあるは。家を乃禮の禮を延て。良閉と詔ひしにて右の類なり。（良閉の約り即禮なり。）名告佐根と有るは。まづ名告れと云ふ禮を延て良世となれるを。其の世をまた延て。佐根とよみ坐せり。是を約言もて約むる時は。奈乃良佐禰の。佐根の約りは世なり。其の世に上の良を合せて。良世を約むれば禮と成りて。名告禮てふ言なり。こを以て延言約言の有ることを知べし。（さて同集に。草を加良佐禰といふも右に同じ。此の類多かれど。皆かくなり。）○篤胤云。右二節印本に略言の條に錯出せり。）○略言。これに種々あり高脚を多可之と云ふは。加を引くにあのこもればなり。過去しを過にし。小靑を佐乎。腹赤を波良加なども右に同じ。○家を倍。上を倍。道を知。石を志といふ類は。只に略けるなり。○宇々良々を宇良々。久々を比佐々。淺々を阿佐々など樣に略くも有り。○下を略くは。天をあ。足をあ。時を登といひふ類なり。○上下を略くにも種々あり。佐賀美の國は。牟佐我美の牟を略き。牟佐斯の國は。牟佐斯毛の毛を略きたり。（西北の國は。前後をもて名を分ち。東國は上下をもてす。然て身狹といふ地名は。諸國に多し。こゝも其の身狹の名より。國の名とは成しなり。○篤胤云。相模。武藏二國の内に。身狹てふ地名あること無れば。此は從ひがたし。内山眞龍が言に。相模武藏の名は。足柄坂に基づきて。坂上なる國を佐賀美といひ。坂下なる國を牟佐志といふ。御坂下。御坂上の義と云へる說ぞ近かりける。）○乎々里と云は。其のもと木の枝。草などのたよわく靡くことを略き云ふなりまづ多和美靡くと云ふを。其の多和を重ね。美を略きて。多々和々といふを。多を登に通はせ。和と乎を隅違ひに通はせて。登々乎々といひ。其の登々乎々を略きて登乎々と云ふを。また略きて乎々里

と云へり。此の里は美に通ひて。多乎美といふに同じ。即ち多和美なり。かく幾度も略ける多し。(篤胤云。宇々良々云々より以下四節は。印本に。轉回の條に錯出せり。なほ正月を牟都伎と云を始め。十二箇月の名の解も有れど。印本いたく亂れて。其の月名も多く落たるに。今しかの眞跡本の文を。よくも闇記せず。かつ此は萬葉考にも出たれば漏せり。さて此の乎乎里の說。また從ひがたし。其は乎々里は。和行の第八章に出る言にて。袁宇。袁惠とも活きて。勞り弱れる意の言。多和は。多行の第八章に出て。多和み多袁やかなど活く言にて。相似たる言ながら。元より別なり。委くは其章々を見て知べし。)〇轉回通はす例は。神代紀萬葉らに。五百箇磐石と書るは。いほついはむらてふ言になるを。由都以波牟良と唱ふるは。伊保の約りは與なるを同音の由に轉じ云なり。湯津爪櫛。湯津桂などのゆつ皆是なり。〇宇良夫禮は和備に同じ。其の宇良の約りは和なり。夫禮の約りは倍なるを。備に轉して和備といへり。(篤胤云。宇良夫禮は。心と振と二言合たる言にて。和備と同意の言には

有れど。宇良夫禮を約て。和備と云ふ。と云むは違へり。そは宇良は和行の第九章。和備は和行の第五章に出るを合せ見て知べし。)〇御こさぶみに。命乃良萬止と有るは。みこと乃良武てふ言なるを其武を萬に轉じたるなり。(篤胤云。御こさぶみとは。續紀の宣命などの事なるべけれど。其には御命良麻止。詔旨良麻止などこそ有れ。乃良麻とはなし。此はもと良米。良牟など云ふ詞の本語なり。委くは良行の第六章を見て知べし。)〇見萬志。由加麻志などは。見武行武と云ふ事なるを。是も萬と武を轉じ通はして云ひ。下の志は志伎の略にて。しきは繁てふ言を下に添て。其の言を強からしむるなり。古事記に。穢繁國とある是なり。且こゝは嬉しきをうれし。悲しきをかなしと略き云ふに同じ。(篤胤云。此轉回の條は。印本殊に誤り多くして。由都以波牟良と云より。こゝに至るまでを。延言の條に錯出せり。此は殊にたしかに闇記せる所なり。)〇或は約め。或は轉じたるも有り。萬葉に。比流波志美良爾と云ふは晝はその萬萬爾ちふ言なるを。曾乃を約れば曾となるに。其の曾を

志に轉し通はし。萬々の約は萬なるを。美に轉じ通はし。良も萬も通へば。右の萬々の言にこめたり。爾は辭にて本の如し。(篤胤云。此の說用ひ難し。然るは志美良は。一卷に。山乎茂。九卷に茂立。十一卷に。垣も繁森などあるに同く。志美。志牟。志米。志麻牟と活く言にて。繁き由なるが。下の良はたゞに添はれる助辭なり。委くは佐行篇の第六章に云へり。)○夜は須我良爾と云は。夜は佐奈我良爾なり。此の佐は。志加の約りなるを。須に轉じ通はし。奈は須奈の約め佐となる故に。其の佐に須はこめたること。上の良をこめしに同じ。良爾は本の如し。然れば是も曾乃萬々てふ言なるを。音便によりて。志美良とも須我良とも云へるなり。(篤胤云。此說も用ひがたし。其は須我良の良も。志美良の良と同く添れる辭也。須我は須藝、須具。須碁志。須碁佐牟など活きて。過の字の義なり。然れば須我良は過らと云が如し。是をもて終夜の字を訓來れり。委くは佐行篇の。第一章を見て知るべし。)○志加志奈我良てふ言を。一度つゞめて志加須我といひ。二度約めて佐須我と云へり。其一度約

りの志加は。本の如くにて。此の如くにと云ふ意なり。次の志奈を約れば。佐となるを須に轉せり。我は我良の約り我なり。仍て志加須我といふ。二度約まるは。志加を約むれば佐となる。須我は奈加良なること右に同じ。(かく約め通はする本を心得ぬ人。さすがてふ言に。流石の字をあてゝ。意得むとするは迂遠なり。先さすがは。しかしながらてふ意なりと知らば。何のたとへをか用ひむ。其言は。物をかくせむと思へども。しかしながら。然はなし難しなど思ふ時にいひて。人皆心得めり。是を流石と書くは。流に石ありて。一方に行がたきに譬へしものにて。是もとさすがは。志加志奈我良てふ言の略なるを知らぬ。俗意より起れり。此の言を解く道を知らば。何のから字をか用ひむ。何の譬へをか借るべき。○篤胤云。志加志奈我良は。乍レ然にて。下の志は。里と云ふも同く意なし。志加須我は然すがにて。其すがは人も知るかになど云ふかにゝて。添詞なり。志加志奈我良とは元より別なり。然れば此の說も從ひ難し。然れど佐須我は。志加須我の約りてふ說は違はず。委くは佐行篇の

第一章を見て知るべし。）○言の下に。須良といふ辭は。曾乃萬々にいふ事なるを曾乃萬々一言の上下を約むれば左となるを。須に轉し通はせて須といひ。次の萬は良に通ひて須良となれり。上の夜は須我良に合せ見よ。（篤胤云。此説も從ひ難し。須良は尙にて。其が上になほこれと云意にて曾乃萬々と云ふとは。言のもと甚く違へばなり。委くは佐行篇の。第九章を見て知べし。）かく其の言の本を尋ねて。後より思ひ當る時は。むづかしけれど。都て打いづるが。自づから此五十聯の音にかなふにぞ有る。既にも云へる如く。天地のいはしむる言の國の妙なる也とあり。（此訂正のさまは。印本と合せ見て知るべし。）上件の考説。圏點をもて別ち著さるゝ章々。すべて二十六事なる中に。十事ばかりは動きなき説なるが。其の餘はその下に次々論ふ如く。今しも從ひ難く思ゆる説等なるに就て。茲に取都て論ふべき事らあり。其は宇斯の文に。約言の事に。波宇を約むれば布となる云々。延言の事にるを延て良久といふ云々　略言の事に。牟佐斯毛の毛を略き云々。轉囘通のことに萬と武を

轉し通はし云々など書れ。また或は約言は。その言長くして。云つゞけ難き時に約めいひ。延言は。言短くして。其の言ついでの惡き時は。延へて云ふなども云はれたるは。人の心と殊更に。延約略き轉し囘らし。おもふ任にせしことくきこえて何なり。（本考の言づかひ。凡て如此きのみに非ず。宇斯の著書みな同じ趣なるを學びて世の學者たちの。常云ふ所も是に同じ。）然れど此は。宇斯のゆへり無く。其のいひ樣を誤られしなり。其の初めに擧たる文に。此言語をしも。天地の父母の敎なりと云ひ。今も天地の云しむる言の國の妙なるなり。と云はれたるは。謂ゆる言靈の幸の自然なり。と云意なるを以て知るべし。抑言語の上に。延たる言あり。約りたる言あり。略りたる言あり。轉り囘り通へる言あり。其延るも約まるも。略かるも轉通ふも。人の才覺による事には非ず。實も天地の父母の云しむる。惟神の道なり。（そは此の東國あたりにて。何といふことぞと云ふことを。なむちふ事ぞと云ひ。錢の一貫を。いつかんと云ひ。佛の觀音を。かんのんと云たぐひ。其のいふ徒がら。誰

も。といふのといを約めて。ちふと云べき事も。くわんのくわを約てかんと云べき事をも知りて。しか云ふには非ず。みな自然にして。然云ふにても知べきなり。）然れば此れ等の名目も。のべ言。つゞめ言など云ては違へり。延言はのびこと。約言はつまりごと、略言ははぶかりごと。轉通言は、うつり通ふ言など云はでは。道理かなはず。（其はのべ言つゞめ言など云ときは。人の才覺をもて。延べ約めたる事となればなり。此はたゞ名目のみに非ず。文に其事を云ふにも、意しらび有べき事なり。）抑この語意考のふみに。然る誤言も交れる由は。此宇斯、古學創草の第二世に出て。其頃いまだ古語の延約と云ふ事をだに。露もえ知らぬ世の人らを。宇豆なひ思ふ懇切のあまり。彼の荷田大人より承られたる古説を。ひとり寶とせず。疾く容易く佗にも示し傳へむと。此書を草稿せられ。未精撰なり竟ず。世に傳はりし故に、然る誤言の交れるなり。（此は既く村田春海が五十音辨誤に。師の記されたる語意といへる書は。その身まかられなむ際に。且々しるし置れつるにて猶考へ改めらるべきを。然る事もなき儘なれば。思ひ誤られたる事も多かり。と云へるが如し。）宇斯の在かりし當時。なほ古言の處分を知ざりし事。また翁の其を嘆き思はれたる趣も、上の萬葉一にある、家告閉云々の詞を釋て、こを以て延言約言の有ることを知るべしと、書れし一語をもても知るべきなり。

○古言學由來第十

言靈の神の幸はふこれの皇國の。古への言語の道を學ばむとするには。舊き辭書に據らずば有べからず。古へは辭書等のいと多かりと聞ゆるが中に。かの勅語の舊辭といふ物ぞ。最も尊く正しかるべく思ひ奉らるゝ。然るに今その書有らざれば。知るべからざるが如くなれども。元明天皇の和銅四年に。太安麻呂朝臣に勅して。古事記を撰ばしめ給へるは。天武天皇の稗田阿禮に誦習はしめ給へりし。謂ゆる勅語の舊辭を以て、錄さしめ給へる由なれば（此事委くは。古史徵の開題記にいへり。）古事記なる古語は。悉く勅語の舊辭なる事いふも更なり。此のほか日本紀。萬葉集を始め、古書どもに記し傳は

れる古語も。皆舊き辭書に依りて。記されたるなるべければ。今し言語の道を學ばむには古典に據らずば有るべからず。然はあれど。書籍には記し傳はらず。古へより詞にのみ唱來しも多かるべければ。古書に例なしとて强に捨べき事にも非ずかし。斯て御世ふるまに〳〵。世の中の事業しげく。其呼稱も多く成ぬるに就ては。古になき詞も。多く出來べき理なり。然る上に。世間儒學佛學の盛りなりし頃は。萬古へによる事を思はず。言語の道も濫がはしき事の有けるは。甚も慨き事なりけり。爾に村上天皇の御世頃に。源順朝臣。延長第四公主勤子内親王の教旨を奉て。舊き辭書どもを集め。國史萬葉集などに載せる古語をも拾ひ。猶博く諸書に考證して。倭名類聚鈔を著はされたるは。最も愛たき功績にて。古へを學ばむ人。誰かはこの書に頼らざるべき。其はその自序に見えたる如く。當時すでに和名を屑と爲ざりし故に。其の弊を採むとして。輕島の大御代に成けむ。彼の五十聯音圖を龜鑑と爲し。古假字格を正されし書なるは。(此の抄の事は。上に引出て論ひ。はた古史徵の開題記に記せれば。こゝに委くは云はず。)いかなれば其の後の歌人等。この書に然しも心を用ふる事なく。いゐえゑおをの差別をさへに得知らずて。彌々益々謬り來にけるは。彌ますます慨たく憤ろしき事なりけり。然るに此の和名鈔の有しより。二百四五十年のち。後鳥羽天皇の御世に。京極中納言定家卿。古典の規格に據こと無くして。一家の假字用格を定め給へり。謂ゆる行阿假名文字遣と云ふ書。やがて其を增補せる物にて。類字假名遣といふ書は。其をまた增益せし物なり。(行阿假字遣を。今は定家假字遣と號けて。板本にあり。乃ち行阿の序に。京極中納言。家集拾遺愚草の淸書を。祖父河内前司親行に誂へ申されける時。親行申して云。をお。えゑへ。いゐひ等の文字の聲通ひたる。誤りあるに依て。其字の見わき難き事これ有り。是次をもて。後學のために。定め置るべき由。黄門に申す所に。我もしか日來より思よりし事なり。さらば所存の分。書出して進ずべき由仰られける間。大概かくの如く注進の所に。申す所悉く。其の理相叶へりとて。乃ち合點せられ畢ぬ。然れば文字遣を定むるこ

ご親行が抄。これ濫觴也とて。行阿の增加せる由を記し。殘る所の詞等は。是に準據すべし。子孫等此の勘勒を守りて。深祕すべしと云ひ。類字假字遣は。伊勢の荒木田氏なる人の。寛文中に著せる物にて。其自序に。それ二人丸祕抄は。河內前司親行朝臣述作有しに。同甥の定家卿。御合體のものとぞ。仍てかく號するならし。然はあれど。世以て定家の假名遣と云ひならはせり。云々とて。其增益せる由を記せり。七卷にて。都ては。定家假名遣の十倍も有べし。林春齋翁の漢文の跋あり。）契沖の和字正濫抄は。全是等の書どもの。無稽にかつ濫なるを正し誨へたる擧にぞ有ける。其は自序中に。有二音相似易濫者一。中葉以來。學識倶降且不レ致レ意。遂則匪三翅混二以爲遠於等一。迄二于四位寄レ椎。逢寄レ藍木居寄レ戀。縱令有二斧正之手一。典據不レ明。訛謬尚繁。余介二之懷一久矣。因繙二囊編一足レ可レ證。粗辯二樗榜一以便二流俗一。未レ檢二的據一者。姑闕不レ强。勒爲二五卷一云々。と云へるにて知べし。（なほ其假字の總論に、行阿假名遣の序を引て。其の混亂多き事を論じ。今撰ぶ所は。日本紀より次々。國史及び古事記。萬葉集。新撰萬葉集。古語拾遺。延喜式。和名抄のたぐひ。古今集等。及び諸家集までに。假名に證とすべき事あれば。見及ぶに隨ひて。引て是を證す。云々と云へり。是ぞわが古學の起れる山口には有ける）さて此の書の世に出たるは。元祿六年といふ年なりしが。其頃江戶に橘成貞といふ者ありて。同く八年と云ふ年に。和字用例書といふ物を著して。其總論に。正濫なる假字の總論を擧て。畢竟は假字遣の法。往昔未定まらず。國史。萬葉。古事記。古語拾遺。延喜式。和名抄。古今集。其の外家々の集。をお。えゑ等亂れて。假名の證據とは定め難し。右の書を證據とする時は。假名遣の法はなきなり。何樣に書ても苦からぬに成べし。假名の法は。平上去入の四聲に從ひて定まりぬと云へり。故爰に。契沖また和字正濫要略を著して。其非を辯へたり。（そは其の要略の奧に。此の書は。密乘沙門契沖所二述作一也。往昔著二和字正濫抄五卷一。いはゆる古書を引證して歌道の便とす。然るに武江の佳。橘成貞といへる人。和字通例書八卷を著して。新古の假字をまじへ。正濫を誹

誘せること多し。さるによりて。師。古書により書くべき旨を。此書に具に。述給ひ。正濫にも添書し給へりき。凡て古人の定め置ける假字を違へて。漫りに俗に從ふべからざる事。是の書の中に見えたるが如し。寶永己丑正月。洛東隱士今井似閑。とあるにて知るべし。）其の初發に。假字遣ひは。俗にもわたる事ながら。正しくは和歌をもて遊ぶ人の事なり。是によりて。今歌書に用ふる言の中に。人の錯へぬを措きて。或は昔より誤り。或は今の人の惑ひ易きを擇りて。和字正濫要略と名く。古書を引きて證するは。私なきを顯せり。昔明魏法師と云ふ人は。假名文字遣を破りて。いゐ。おを。えゑの類。みな一つに書くべしと申されける由。ある物に云へり。（篤胤云。明魏法師とは。藤原長親卿の僧名なり。そは其著されたる倭片假字反切義解の奧書に。花山散人明魏。字耕雲。自作和歌口傳。則應永年中出家住山州花頂山焉。續作者部類曰。凡僧明魏。花山院流。尹大納言師賢卿孫。權中納言家賢卿子。名長親。南朝任權大納言。新續古今集。亦新葉集載右大將長親詠歌有數首。云

云と見え。耕雲和歌口傳の奧書に。此一卷者。南禪寺栖院耕雲魏公上人所述而和歌之道深切著明者也。耕雲南朝權大納言右大將藤原長親卿。法名號明魏。又耕雲と見ゆ。また源氏物語の注に。小鑑。また仙源抄など云ふ物あり。其の歌集を耕雲千首と稱ふ。斯て假名文字遣を破れる說は。その仙源抄の自跋に見えたり。其の大意は。定家卿の假字つかひを非として。漢字には四聲を別ちて。同文字も。音によりて心も變れど。和字は一字に心なし。文字聚りて心を顯す物なり。然れば古くより聲のさだなし。或は別の聲を同音に用ひたるあり。以呂波四十七字の内に同音あるは。いゐ。おを。えゑなり。此の外に。はひふへほ。わゐうゑをと誦むは詞の字の訓につきて遣ふ文字なり。總ていづれの文字にも。平上去の三聲は讀るべきなり。此にて和字に。文字遣ひの。豫て定めおき難き事を知りぬ。定家の定めたる所。四聲に叶はず。また一字に義なければ。其の文字その訓に叶ふと云ひがたし。音にも非ずは。何れの篇につきて定めたるにか覺束なし。然れども俄に。是のつひえを改むべきに非

ず。よりて此の一帖には。文字遣をさだせず。音に通ぜむ者は。自づから此心を辯へ知れとなり。と。有にて知るべし。）新勅撰集に。同じ文字なき歌。「逢ことよ今はかぎりのたびなれや。行するゑ知らでむねぞもえける」。ゑゑを混ぜば。此歌同じ文字ある歌なるべし。また古今集には。「世のうきめ見えぬ山ぢへ入らむには。」と云ふを。同じ文字なき歌とす。えとへと音便おなじ。書違へたらば。不具なる事も出來べし。億計王。弘計王は兄弟にておはし坐す。億計王は仁賢天皇と申し。弘計王は顯宗天皇なり。古事記には。意計王。袁祁王と書れたり。億意は共にお。弘袁は共にをなり。億は大の義。弘は小なるべし。計は何の義といふ事を知らず。もしおを混ぜば。此の御中いづれ御兄。いづれ御弟と別つこと能ざるべし。黄口先立ちて飛べば。群雀しげき網にかゝり。濤旨進みて導けば。衆旨ふかき坎におつ。明魏は目しひの道しるべするに異ならず。（篤胤云。語意考に。古き書は。大和の京に出來しにて。其音も從ひて。解しらすは有べからぬ事多かり。譬へば挂まくも畏き。意計。弘計のみこは。御兄弟にて。同じ大殿におはし坐しに。意と弘のこゑ均しくは。いかに惑はしからむ。然らば御名にもかくは申し奉るべきや。胡亂なく分れし物なり。かゝれば五十聯音の中の袁衣。衣惠。以爲の音も義も明らかに別にして。かく有らでは。是國の言を成さゞるが故に。相似たるをも並べ載せし也けり。且右の御名を分つに。意は平聲にて於保の略き。弘は去聲にて小の意なれば。大別のみこ。小別のみこちふ事なり。乃ち御兄を大。御弟を小と申し分け奉れり。然るを吉野の明魏とか云ふ人。假字を破りし事あるは。古へをも知らぬ私ごとなり。唯古言は。古き書の假字を。愼み守り隨ひて。意をも釋くに。年へなば。ゑならぬ味も出來べし。打思ふとは別なる物ぞ。と云はれしも同し意なり。）また近頃の人。かなの事はつや／＼知ぬが。しひて眞名の四聲によるべしと云あり。是は謂なき事也。五十音は自然の音なれば。神世は更にも云ず。人の世となりても。面々に自づから知りてこそ云ひけめ。其の後に文字わたりて。和語の義に隨ひて。伊爲等の音をも用ひわけ。眞名をも彼此と配當せるなり。

(譬へば大の字の假字を。遠々とも。遠保。遠於とも於々。於遠とも書きたらば。古に隨ひて然こそ書べきに。於保とのみ書る。其の故は知らねども。昔に隨ひて書き來れり。神武天皇の御歌に。於費異之とあるを。古事記には於斐之とあり。日本紀の自注には大石と有れば。古へよりほとひと通へる也萬つの書やう此に準ふべし。)おほつと云ふときは平聲。おほ山と云ふときは上聲。おほ野と云ふときは去聲也。去とておの字をかへて。をと書ことなし。伯母ををばと云は上聲。小女をとめと云は去聲。是また聲によりてををおと替る事なし。いゐ。えゑも是に準ふべし。此の如く三聲は本のまゝ有り。入聲は和語にすべてなし。(篤胤云。語意考に。日の入る國は。たゞ音もて云ひ。此の國は言を專として音は次とす。そを何と云ふに。わが國に生るゝ兒。あゝの音を出せるより。幾ばくも經ずして言をきゝ得。二とせ計りの程にもの云ふめり。然て其の言を國所のまに〱に習ひて。遂に其地の音をなせり。故の音は言より末とする也。是ぞ此の言の國のしるし也ける。然るを今の世人。から字の音なま〱に聞ならひて。其を以て。こゝの言をも音をも知らむとすれば。否らぬ事と成りぬ。是の國上つ代は元よりにて。彼から國の字を借りて。ものを書しるす時と成にても。其字の音に拘はらぬ事は。古事記に。宇比地邇上神。次に妹須比地邇去神と有て。始めは上聲を注し。次は去聲を注したれど。書る字をば異にせざり。また阿那邇夜志。愛上袁登古といふ。袁登古の袁は去聲なるを。こゝには上聲に唱ふれども。字は別にせず。外に言便によりて。音の異になるが多かれど。本の言の假字を替ふる事なきは。紀などの訓を注せし字は。また常云ふ言を以ても思ひしれ。譬へば加茂も平聲也萬も平聲なり。然るに加茂山といふ時は。去聲に唱ふれど。字は替ざるが如し。また萬葉に載たる東歌は。みな東音にて訓出せしを。其のかける假字は。京歌にかくに違ふ事なし。佗國にても。一と字の音と連聲は別なれど。音によりて字は替へざりと見ゆるを。唯その一字の音を守りて。こゝの假字を誤る人あるは。論ふにも足ず。と云れたるも同意なり。)正しく假字の混るゝは。五十音の中に。

あやわ三行の內を出ず。以呂波には。此の中に伊衣宇の三音を省きて。殘る十二字の內。以爲。江惠。袁於の三對六字。これ用ひ別べき字なり。其の外はひふへほの中にありて。わいうえをと聞ゆる音便。また障泥あふり。葵あふひ等のふのをの如く聞え。生うまれ。埋うもれ等のうの。むに混るゝ等。すこし心をつくれば。知り易きなりと云へる。皆理たる說等なり。(要略なほ此の文の末に。字を反すに。二字にて反す。上を切字といひ。下を韵字といふ。下の韵字にて。平上去入は定まれど。和語にて書くとき其は用なし。上の字にて。いゐ。えゑ。おを等を分つなり。云々と謂へれど。此は師の字音假字用格に。假字は反切にて分るゝ事に非ず。契沖は。かばかりの事を。考へ誤まるべき人には非ざるを。是は深く心を用ひずして。唯一わたりの理を以て。ふと定めたる說と見えて。其の證例に擧たる字の反切。すでに其の假字に合ず。まして其の餘をや。強て反切を以て分けむとならば。韵字によるべし。韵字とは下の字を云ふ。喉音の三行は。韵字にて分るゝ所由は無にしも非ず。と云れたる如く非說なり。)さて上件の說等。皆五十音の假字に就ての說なる中にかの和字用例書の說は。其れとは云ねど。全く明魏法師の。平上去の三聲によりて。假字を定むといふ說に。創意せる物なり。爰に契沖疾く其創意をくみ知りて。要略にまづ。明魏法師の說を破り。然して近頃の人。かなの事はつや〳〵知ぬがさて。用例書の非を辯じたるなり。然るに其の明魏の說。また根據する所あり。然るは其の反切義解の自序に。天平勝寶年中。古丞相吉備の眞備公。取通用四十五字。省偏旁點畫。作片假字。揷、四十字音響。反阿伊宇江乎五字。此乃天地自然之倭語焉。是故竪列五字。横列十字。加入同音五字。爲五十字。世俗傳稱之。云吉備大臣倭片假字反切。有其口訣矣。然後弘仁天長年中。釋空海造四十七字伊呂波。四十五字增補於章二字。以便于女童。其體則草書也。予學和歌。樂音律。其餘力竊注己意。名曰倭片假字反切義解。聊述由緒。冠假字首。云爾とあり。(此は今の考說に要ある文のみを。甚く約めて引出たり。委くは本書を見よ。)然て今擧る文の取總たる意は。吉備眞備公。世に

通用する眞假字四十五字の。偏旁點畫を省きて。片假字と作せるに其四十五字の中に。アイウエヲの五字を除きて四十字は。長く引呼べば。其の響みな阿伊宇江乎の五聲に反る。是の故に竪に同音五字を列ね。横に同韵十字を列ねて。音圖に作らむとするに。五字足らず。是を以て。イウエヲイの同音五字を加入して。五十字となし。始めて音圖を爲たるを。世俗に傳へて。吉備公の倭片假字反切と云ふ。卽ち其の口訣あり。然て後に釋空海の。いろは四十七字を作れる時に。其の音圖のワ行のヲを於に改め。ヤ行のイを韋に改め。然していろは假字を作れり。今われ和歌音律をたしむ餘力に。其の意を注すと云へるなり。注とは乃ち謂ゆる義解にて。片假字の傍に。其の本字を書添たるを云ふ。其本字當り難きもあり。また此の外に。反切音義。假字音義方位。伊呂波字畫解。など云へる條々あるも。明魏の所爲にて誤あり。今の要にも非ざれば。都て抄さず。かくて其の吉備公の音圖。及び其の口訣のさま斯の如し。○今按ずるに。此の反切の口訣は。上に擧たる和名抄の音圖の字切と。

○假字反切口訣

上父字行レ竪。下母字行レ横。其隅生二子字一。

例　伊上父　和下母　反レ阿隅子

亦　也上父　宇下母　反レ勇隅子

横行歸二父字一。竪行歸二母字一。其歸生二子字一。

例　阿上父　和下母　反レ阿歸子

亦　也上父　勇下母　反レ勇歸子

○口内五字序所レ謂同音五字是也。

改二乎伊一作二於韋一者。空海所レ爲也。

ア	イ	ウ	エ	ヲ
ワ	イ（井）	ウ	ヱ	ヲ（オ）
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
タ	チ	ツ	テ	ト
ラ	リ	ル	レ	ロ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ

其の文こそ異れ。全同じ說にて。今は誰も知る如くなれば。殊に論ふべき事も無れど。是の五十音圖を。吉備公の作と云ひ。後に空海の。ヲイを改めて。オ井と爲たりと謂ふは。疑なく世俗の妄傳にて。此は明魏より前に。和名抄をも知ぬ。嗚呼の歌人などの。少か音律を樂めるが。古言の竪位の。アイウエオなる由を僅に聞しり。かの管

紐音義に。乎を阿行に置たる。生狡意に取り用ひて。此の圖を作れるに。元より音韵の本義を知らず。喉音三行中の十音を。同音重複と心得たる故に。此の音圖を作るに。同音五字の加入とは云へるなり。豈これ同音ならむや哉も。(實には阿行のイウエオは正喉音。和行はヰウヱヲにて。都て發聲にゥを帶び。夜行はすべて發聲にイを帶びて。其のイエ。實にはイイイエと云べく。二行共に拗音なるが。其の呼法。音義各差別ある事也。委くは第五條。喉音三行論の所に謂ふを見て知るべし。)然るに此を。吉備公の作と爲たるは。今用ふる片假字を。舊く彼の公の作と云ふ説あるより。如此誣たるなり。吉備公あに。喉音三行の差別を知らぬ人ならむや。然るは此の公。けにも天平勝寶の頃。世に在し給へるが。元より多才の儒者にて。渡唐留學二十年計にして。厭まで彼の邦の韻學をも學び得て歸朝せられ。天皇の漢籍を讀み給ふに。御師と爲し給ひしほどの達學なるに。此の頃殊に。音韻の學びの盛なりし御世なるを。此の公いかで。其の道にかく拙からむ。深く當時の趣を想ふべきなり。(凡て學びと云ふは。元より知らざる事を眞似ぶか。或は何の道にまれ。衰へたる時に。そを再興するより云ふ事なるが。皇國元より。音韻言語の道の學なき許り正かりし事。天平五年に奉れる出雲風土記に。郡郷の名字を改め給へる事を記して。神龜三年改字某と謂へる。拜志。惠曇。伊農。玖潭。鹽冶。斐伊などの類なる文字づかひ。悉く音韻の道の自然に合へるを以て知べく。況て此の天平七年に。吉備公歸朝の時に。彼土の袁晋卿と云ふ人を伴ひ來れるに。此人のこと。空海の性靈集に。誦兩京之音韻。改三吳之訛響。口吐唐言。發揮嬰學之耳目といひ。續紀此の人の傳に。學得文選爾雅等音。爲大學音博士とあり。吉備公の事を。三善淸行朝臣の異見封事に。恢弘道藝。親自傳受。即令學生四百人習五經。三史。明法。算術。音韻。籀篆等六道と有るにて。音韻の道にも卓れて在し事を知るべし。於乎の所屬をも知らず。ヤ行にヱをおき。彼の十音を重複と思へる類ひの韵學にて。其道を親自傳授なるべき物かは。亦た是らの文等にて。此の頃殊に。

音韵學の盛なりし趣をも知べきなり。）扨また釋空海のいろは歌を作る時に。此の音圖の和行なる、ヲを改めて。オとなし。夜行のイを改めて井と爲たりと謂ふも。亦元より妄説にて。空海あに然る愚僧ならむや。法師ながらも素より奇才の性にして。渡唐留學の年久しく。漢學に頗ぶる長けて詩文を能し。かつ彼の悉曇の學は。其の謂ゆる密宗の專たる道にて。雅言ふ阿字本不生。やがて此の音韻の學なるを。爭でか於袁の所屬を錯り。夜行にヱの在るを改めず。却りて其のイを井に改むる。蒙闇の所爲あらむ。此は彼以呂波歌を。空海の作と謂ふに。此の圖を其の歌に校すれば井オの二字足ざる故に。そを補へる後人の妄言なること疑なし。）悉曇章の學にては。喉音三行の差別の諦なること。己が印度藏志に委く說き。神字日文傳にも。其の要領を云へるにて知るべし。空海の世頃は。學者みな悉曇の義を。心得たる時には非ねど。空海法師は其の宗れば諦に知りてぞ有ける。其は喉音三行の聲を知ること諦ならでは。梵字を以て。梵語を書こと能はざる事なるを。空海の梵書は更なり。彼のいろは歌の。假字づかひの正しきをも思ひ合せて。此の學に拙からぬ事は知るべきなり。斯て此の法師の。いろは歌を作れりと云ふ事の由は。日文傳に謂へり。）さて此の吉備大臣の音圖と云ふもの。斯の如き妄誕の物なるを。明魏のいかに思ひ惑はれ在けむ。此をしも甚く信じて。其の義解を作り。かつ是より思ひ立れし事と見えて。古への假字づかひを破りて。彼のいゐ。をお。えゑは同音にて。差別なしと謂ふ。臆說をぞ述られける。（此の事は。はやく契冲法師と。縣居の宇斯の辨說ありて。上に出せるが如し。此にはたゞ。其根據せる由來を云ふなり。門人云。此の臆說によりて按ふに。明魏元より此の臆說ありて其を推立むが爲に。上の音圖を自から作り。吉備公に託けられたるには非じか。と云へり。旁痛き事には有れど。然も云はゞ云ひもすべし。）さて右反切義解の尾に。花山耕雲散人。明魏愚草。とのみ記して。年月は無れど。應永年中に出家して。山城の花頂山に住すと云へば。其の年頃に作られし物なり。斯て其の奥に。右一卷授二求舊庫反故

中而手錄以歸庵。倩見開祕密之奥藏。示權實之正軌。而有益于後學功不少矣云々。元和庚申歳　阿闍梨良正とあり。庚申は乃ち元和六年と云ふ歳にて。應永の末年より。二百年には足らず。此の頃なほ今有る悉曇の。横位に因れる音圖の無りし事。この密宗阿闍梨の。こを珍重せる趣にて知べし。（其は今有る音圖を。常に見なれて有らましかば。右の僞圖を。如此しも感まじき謂なればなり。此の次に。いま一つ奥書あり。其は既に上の分注に引たりき。）然るに其の後いつの程に。何人の所爲なるか。右音圖の横位をば。悉曇によりて。アカサタナハマヤラワの次第に作り改めたり。其の圖の物に見えたるは。寛永五年に彫たる。小板の韻鏡の首に出せるぞ初めなる。其の音圖つぎに記すが如し。此は悉曇の竪横次第は知りたれど。オヲ。エヱ。イ井の差別を知ざる人の所爲なること。アヤワ三行に。同じイヱを用ひて。井の字なき故に。二段の合拗音の假字違ひ。ヱの字なき故に。四段の開拗音假字違へり。是れより前享祿元年に始めて。板に彫たる韻鏡には。此の音圖有

五音五位之次第

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
ア イヤ ウワ	カ キヤ クワ	サ シヤ スワ	タ チヤ ツワ	ナ ニヤ ヌワ	ハ ヒヤ フワ	マ ミヤ ムワ	ヤ イヤ ユワ	ラ リヤ ルワ	ワ イヤ ウワ
イ イ丶 ウイ	キ キイ クイ	シ シイ スイ	チ チイ ツイ	ニ ニイ ヌイ	ヒ ヒイ フイ	ミ ミイ ムイ	イ イ丶 ユイ	リ リイ ルイ	イ イ丶 ウイ
ウ イユ ウ丶	ク キユ クウ	ス シユ スウ	ツ チユ ツウ	ヌ ニユ ヌウ	フ ヒユ フウ	ム ミユ ムウ	ユ イユ ユウ	ル リユ ルウ	ウ イユ ウ丶
ヱ イヱ ウヱ	ケ キヱ クヱ	セ シヱ スヱ	テ チヱ ツヱ	ネ ニヱ ヌヱ	ヘ ヒヱ フヱ	メ ミヱ ムヱ	ヱ イヱ ユヱ	レ リヱ ルエ	ヱ イヱ ウヱ
ヲ イヨ ウヲ	コ キヨ クヲ	ソ シヨ スヲ	ト チヨ ツヲ	ノ ニヨ ヌヲ	ホ ヒヨ フヲ	モ ミヨ ムヲ	ヨ イヨ ユヲ	ロ リヨ ルヲ	ヲ イヨ ウヲ

る事なし。享祿元年より。寛永五年までは。百一年なれば。是間なる人の所爲と見えたり。彼明魏の音圖の奥書なる。元和庚申の年よ

り。寛永五年に至りて九年なり。（享祿板の韻鏡は。宋板を翻刻せる珍本なり。其の尾に。韻鏡之書行ニ於本邦一久。而未レ有ニ刊者一。故轉寫之訛。烏而焉。焉而馬。覽者多困。彼此不一。泉南宗仲論師。偶訂ニ諸本善不善者一。且從且改。因命ニ工鏤レ板。期ニ其歸一一。以便ニ於覽者一。且曰。非ニ敢擴ニ之天下一。聊備ニ家訓一而已於戲今日家書乃天下書也。學者思レ旃。享祿戊子孟冬初一日。正三位侍從臣清原朝臣宣賢とあり。此は岡本保孝主の藏本を借覽せるなり。）是より後に。寛永十八年。明暦二年。寛文二年の板本共に大本なるが。其の首めに添たる音圖。開合の拗音も。右に一字も異ならず。其の後元祿六年に。校正韻鏡とて彫たる大本に。始めて井ヱオの字を出せるが。其の圖また次に擧るが如く。イ井。エヱ。オヲの所屬を違へし故に。二段四段の拗音開合みな違ひ。五段の合拗音も違へり。然るを世に其非を知る人なく。傳はり來にけり。（蓋そは。其素本どもに附たる圖のみ然るに非ず。其の韻學先生等の作れる。末書どもの多かるも。皆其誤圖を承たる圖等なれば。此頃までは。韵鏡

五音五位之次第

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
ア イヤ ウワ	カ キヤ クワ	サ シヤ スワ	タ チヤ ツワ	ナ ニヤ ヌワ	ハ ヒヤ フワ	マ ミヤ ムワ	ヤ イヤ ユワ	ラ リヤ ルワ	ワ マヤ ウワ
イ イ井 ウイ	キ キ井 クイ	シ シ井 スイ	チ チ井 ツイ	ニ ニ井 ヌイ	ヒ ヒ井 フウ	ミ ミ井 ムイ	井 イ井 ユイ	リ リ井 ルイ	イ イ井 ウイ
ウ イユ ウウ	ク キユ クウ	ス シユ スウ	ツ チユ ツウ	ヌ ニユ ヌウ	フ ヒユ フウ	ム ミユ ムウ	ユ イユ ユウ	ル リユ ルウ	ウ イユ ウウ
ヱ イヱ ウエ	ケ キヱ クエ	セ シヱ スエ	テ チヱ ツエ	ネ ニヱ ヌエ	ヘ ヒヱ フエ	メ ミヱ ムエ	ヱ イヱ ユエ	レ リヱ ルエ	エ イヱ ウエ
ヲ イヨ ウオ	コ キヨ クオ	ソ シヨ スオ	ト チヨ ツオ	ノ ニヨ ヌオ	ホ ヒヨ フオ	モ ミヨ ムオ	ヨ イヨ ユオ	ロ リヨ ルオ	オ イヨ ウオ

學者と聞えしも。なほ喉音三行。開合の差別を知ざるを見つべし。）かくて契沖師の正濫抄を著せるは。元祿六年といふ歲なるが。其

の音圖の横行は。安加左太奈波末也良和にて。阿行を阿以宇江遠と著し。加行以下は。悉曇半滿の法を用ひて。也行を。也以（也以ノい切。）也宇（也宇ノゆ切。）也江（也江ノえ切。）也遠（也遠ノよ切。）和行を。和以（和以ノゐ切。）和宇（和宇ノう切。）和江（和江ノゑ切。）和遠（和遠ノを切。）とやうに書て。右の圖。梵文に準へて作れりと云へり。（悉曇半滿の法と云ふこと。委くは印度藏志。神字日文傳などに。記せるを見るべし。此は然すがに契沖の所爲にし有れば。上の圖等に比べては。越なく正しく。悉曇圖に近けれど。此れもなほおをの所屬を錯れる事に心著ざりけり。其は近く悉曇字記にも。𭕄阿の伊ろ甌▽藹ろ奥と有るを。何にして誤りけむ。訝しき事なり。（正濫抄一の巻に。假名の樣を知らむと思はゞ。先聲の出る初の樣を知べし。諸越の韵學はすべて知り侍らず。天竺の悉曇も。わづかに梵字をかく樣を習ひたる許りにて。はかばかしき事を知侍らず。云々と云へれど。梵字を書ことを知りては此の所屬を誤まるべき謂れなき事なるを。かく誤りしこと。反す々もいぶかし。然れば何なる達人の。其の手に入たる事にても。ふと誤るまじき物には非ず。此の所屬を誤

りし故に。五の巻なるアオワヲを。隅ちがひに通ふといふ説は。辛くして云ひ出たりき。然ばれ此の人にして。是の過ち有しは。甚々惜き事なりけり。）但し於袁の所屬は正し敢ねど。イヰエヱの所屬は已に改まりて。正に近く成ぬる事は。悉曇に據れる故のみに非ず。大かた本朝の古言を攷へたる力に因れること。正濫抄。同く要略の二書を見て知べし。然るに仍心おそき倫は。其の正に就こと能はず。（そは彼の和字用例書といふ書を著はせる人など是なり。其五音五位といふ圖に。假名直拗共通用とて。ヲオの所屬の違へるは更なり。元の如く。ヤ行にヰヱを置き。ワ行にエを置てぞ有りける。）況て一向の韻鏡學者などは。殊に拙かる時也しかば。是より後。元祿九年の板本韻鏡にも。右の誤圖を出し。延享元年と云ふに。彼の沙門文雄が校本の。磨光と名けし韻鏡さへに。尚未喉音三行の所屬。その開合をだに得知らで。甚濫な事どもぞ多かる。（其は韵鏡の上にては。喉音三行の差別。殊に諦なる事なるを。此の僧その諸字の開合に闇く。かつ其の假字をも。此のほど仍知

ざりし故に。開合の轉うち混じて。イヱヲをのみ用ひて。井エオを用ひざるにて知べし。實はイヱオは開音。井ヱヲは合音なるを。然る差別なき書をし。豈これを韵鏡と云むや。然れば磨光などは云べくも非ず。然るに彼の太宰純といひし儒者をはじめ。此を韵鏡中の精本と心得たるは。旁痛き事也。韵鏡實には。正保より後の板本みな宜からぬ中に。磨光は文字に開合の差別なく。假字を付たること殊にわろし。此の事なほ下にも云ふを見よ。）さて此の間は。我が縣居の宇斯の眞盛に。古學を世に唱へられし年頃にて。荻生茂卿が弟子なりし服部元喬と親しき友にて。彼が歌よめる時は宇斯に語らひ。宇斯の詩を作れる時は。彼に語ひなど。互に隔なく交はり。彼の家にて。太宰純また文雄僧にも。時々出會給へる事もありて。彼の國意考は。純が言につきて書たまひ。文雄と。音韵のことの論に及びし事も有りと。橘の千蔭が。その父枝直にきゝ持てる由にて。己が若きほど語り。今聞たる事あり。（宇斯自筆の詩集。いま清水の濱臣が持て有るなり。元喬と親しかりしは。共に老子をめづる意の適たる故なりと云ふは。然も有るべし。其は元喬つねに弟子らに。道の微妙を知るべきは老子なり。聖人の敎といふ物は。小兒に。おまむまは。喰こぼさぬ物と云ふが如く。道理の精微なるには非ずと云ひけるとぞ。此は湯淺元禎が。文會雜記といふ物にも記せるごと覺ゆ。また國意考は。純に示せる書と云ふも。實に然るべし。其は彼が書たる辨道書と云ふ書の病に。よく當りて聞ゆればなり。因に云はむ。宇斯中年よりして。王羲之が書を好みて。其の天朗帖といふを好み習はれしが。彼の東江源鱗といふ書家をすゝめて。羲之を習はせ。彼が小野の道風の秋萩帖を。二度板に彫たるも。宇斯の敎へにて有りしと。此は宇斯の旁におきて。萬葉考を彫しめ給ひし。井上清風といふ彫刻師が。若きほどの事とて語りたりけり。）然れば文雄が韻學はも。宇斯の義論に。啓發せる事も有りしが。或は彼の正濫抄も。世に知るゝ時也しかば。其の圖に因れりと見えて。寶暦四年に著はせる和字大觀抄には。其の誤を粗正し改めてぞ有ける。其音圖かくの如し。然れご

韻音開合假字之圖　拗音

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
ア 開イヤ 合ウワ	カ 開キヤ 合クワ	サ 開シヤ 合スワ	タ 開チヤ 合ツワ	ナ 開ニヤ 合ヌワ	ハ 開ヒヤ 合フワ	マ 開ミヤ 合ムワ	ヤ 開イヤ 合ユワ	ラ 開リヤ 合ルフ	ワ 開井ヤ 合ウワ
イ 開イイ 合ウ井	キ 開キイ 合ク井	シ 開シイ 合ス井	チ 開チイ 合ツイ	ニ 開ニイ 合ヌ井	ヒ 開ヒイ 合フ井	ミ 開ミイ 合ム井	イ 開イイ 合ユ井	リ 開リイ 合ル井	井 開井イ 合ウ井
ウ 開イユ 合ウウ	ク 開キユ 合クウ	ス 開シユ 合スウ	ツ 開チユ 合ツウ	ヌ 開ニユ 合ヌウ	フ 開ヒユ 合フウ	ム 開ミユ 合ムウ	ユ 開イユ 合ユウ	ル 開リユ 合ルウ	ウ 開井ユ 合ウウ
エ 開イエ 合ウエ	ケ 開キエ 合クエ	セ 開シエ 合スエ	テ 開チニ 合ツエ	ネ 開ニエ 合ヌエ	ヘ 開ヒエ 合フエ	メ 開ミエ 合ムエ	エ 開イエ 合ユエ	レ 開リエ 合ルエ	エ 開井エ 合ウエ
ヲ 開イヨ 合ウオ	コ 開キヨ 合クオ	ソ 開シヨ 合スオ	ト 開チヨ 合ツオ	ノ 開ニヨ 合ヌオ	ホ 開ヒヨ 合フオ	モ 開ミヨ 合ムオ	ヨ 開イヨ 合ユオ	ロ 開リヨ 合ルオ	オ 開井ヨ 合ウオ
開合	開合	開合	開合	開合	開合	開合	開合	開合	開合

ヲオの所屬なほ違へるゆゑに。第五段の合拗音みな誤れり。但し此は彼の文治元年に記せる管絃音義に。始めて錯置せるより以來六百年ばかり。世間なべて誤り來れる事にし有れば。文雄をのみ難むべきにも非ず。我が宇斯とする宇斯等さへに。其の誤りを承けて。安永年間まで。なほ紕正に至らず。先師鈴屋宇斯に至りて。始めて。其の所置の錯りを悟り。字音假字用格を著はし。おを所屬の辯を作きて。其の用格の秘蘊を開示し。天下の音韻言語の道を學ぶ者の眼目をぞ開き賜ひ在ける此は實に安永の四年といふ歳なりけり。(乃ち宇斯の自序に　時者安永之四季云年正月之十日とあり。然れば其の書覧られたるは。其の前年なること知るべし。かくて此を彫をへて世に出されたるは同じき五年といふ年なりけり。)然るにまた同じ年間に。京に。富士谷成章といふ人ありて。其の門人に筆記せしめて。あゆひ抄と云ふ書を著せるに。五十音圖を經緯圖と名けて。阿行に於を置き。和行に袁を置きて。世に經緯の理を知らぬ人。あ經のおもじを和經におき。わ經のをもじをあ經に置くは誤なり。師說たてぬきの辨ありと記し。其の書を板に彫たるは。安永七年といふ年なり。)此の人のこと。師の玉勝間に。近きこ

ろ京に。藤谷專右衛門成章と云ふ人有けり。それが作れるかざし抄。あゆひ抄。六運圖略などいふ書等を驚かれぬ。其れより前にも、さる人ありとは。ほの聞たりしかど。例の今やうの。かい撫の歌よみならむと。耳にも立ざりしを。此の書どもを見てぞ。知れる人にある樣を問しかば。此の近きほどに身まかりぬと聞て。また驚かれぬ。萬葉よりあなたの事は。いかゞ有む知らず。六運の辨に云へる趣を見るに。古今集よりこなたざまの歌のやうを、能く見知れる事は。大かた近き世に。ならぶ人あらじとぞ思ゆると稱られし人なり。)さて其の脚結抄に。右の如くは云へど是より前。明和四年八月板に彫たるかざし抄には、舊きまゝ。袁を阿行に。於を和行におきて、挿頭の詞を說たり。是を以てあゆひ抄に。右のごと書たるは。鈴の屋の說を襲ひ取れる也。と論ふ人あり。其はいかゞ有らむ。少後れては有んなれど。期らず師と同按なりしも知べからず。其はとまれ。是間かく此の所屬の。古へに復るべき時の行けるにや有りけむ。(成章の子御杖と云へるが、北邊隨筆といふ書に。亡父云く。あ經のお。わ經のを置たがへ來れるを。辨へたる人なし。いま紀-伊。基肆のたひを以て。鶻吹を思ひ。またもじ餘り反切のよしを思ひ。かつ催馬樂の譜などにも。をこそとの例もじを引聲するに。乎々と書ずして。於々とのみ書たるにて。始めてこれを定む。後の人よく見定めよと云へり。此のおをの置所たがへる事も。また佗家に同說ありとぞ。人の說をば。亡父かく書べきやうなし。猶かの字あまりの說なども。たゞ物のはしに書つけおきて。今まで世に示さゞれば。亡父の說とは知れる人なきなりと記せり。此はかの魯魚が黨の、身を直くする類にて。實然も有べく聽容つべき言にこそ。)然るを同じ時世にして。谷川士淸翁はも。山崎垂加の流れを汲める學者の中に。比倫なき博覽の才にて。我が師の於袁所屬の辯をも。聞知たる人なるに。況て悉曇韻鏡の事をも。大抵に心得たりと聞ゆるを。何なる事にか於袁の所屬を改めず。舊來の誤圖に據りて。古語を釋たりしかば。其の日本紀通證。また和訓栞などに。不具に見ゆる說ども多かり。(然は有れ。書

紀ありし以來。通證ばかり卓たる注書なく。古訓を集めたる書の多かる中に。和訓栞ばかり富たる書は有ことなし。是をもて。先師もこれに序して。石上振の神杉。古きを始め。今の世の賤きしづが。利鎌に狭渡る。眞柴の枝の片葉まで。こちごちの山の。大峽小峽の繁木が本を。畫わけ尋ねて。至らぬ隈なく。世に有としある言の葉の。栞をなも物せられけるとぞ。稱られける）さて師の漢字三音考。また字音假字用格の二書世に出てのち。天下の學者始めて。音韻の正理を知りて。我なみ古語を解く者は更なり。悉曇の學者。韻鏡の學者。かの蘭學者さへに。皆皇國の古言古音に徵して。其國々の聲韻をも。明らめ知る事となむ成にける。（其は悉曇の學にては。今しも圓明院の行智ばかり精なるはなく。韵鏡の學にては。太田の方ばかり精しきは無きを。それ皆我が師の說を見しより。出藍の說をも起せること。此人々の著せる。悉曇字記[illegible]。漢吳音圖說などを見て知るべし。また蘭學にも。其の恩賴の及べること。長崎の[illegible]柳圃が。蘭學生前父といふ物にて知られたり。何に

遠しるき有功ならずや。此れ等の事ども。故ありて日文傳に委く云へりき。）かくて五十音の事を論せる書の。近ごろ種々有る由なる中に。己が見し一つ二つを論はむに。村田春海が。五十音辨誤といふ物あり。此は其の獨見のごと書こそすれ。我が師の說に本づける擧にて。中に論ひ得たる事もなきには非ねど。また却りて贅言蛇足にわたり。且つ契沖を始め。宇斯たちの。宛たるべき事も多かれば。今の因に其の宛を雪ぎがてら。其の非說をも辨へてむ。（今はむかし己春海に始めて遇たりしは。享和三年と云ける年にて。此れより前に。鈴の屋の大人すでに身退り給ひしかば。彼は我が師と同じ縣居の弟子にて。當時の老者にも在つれば。益を得る事も有むかと思ひて。鈴の屋の門人なる由を云ひて訪へる也けり。然るに春海。己が年若きを侮れるにや。宣長は皇國の道といふ事を說くを始め。世人を誑惑する僞學の徒なりと。甚く誹謗したりしかば。師弟の間は。父子の義あるを。子に其の父を誹り聞する人やは有る。禮を知ざる人にこそ。と思ひて。其の後は訪はず成にき。

其は書中に此の五十音を。我が國に。神代より有こし物のやうに云ふ人あるは心得ず。然ること何の書に出たるか。訝しき事なり。）篤胤云。五十音を神代より有來しと云ふを。何の書に出たるにか訝しとは愚なり。初めに出せる縣居の翁の此の五十聯の音を連ね云ふは。日の入る國に習へりと云ふ人あるこそ嗚呼なれ。此の國の古へ人言語はさらむや。言語ふは。天地の父母の敎なり。故しらず此の五十聯の音も有めり。且しか思ふ人は。時代をも思はず。己が國の古事をも知らで。佗國の事を。なまなまに聞て云へる也云々。と有るをば見ずや。神代の神。また人と云へ共。其言語は五十の音を出ず何の書に記せる事のあるをか俟む其語元より五十音の活機なるが故に。後にそを圖せる音の五十ある也。但しこは。五十音とのみ云へる言のまへに謂ふ事なるが。又按へば。此は五十音圖を云ると云々と云へる意ならむか。然ては語足らず。そは唯に五十音とのみ云へば。口より出る音の事となり。五十音圖と云へば。其の音を記せる圖の事となるを。然は知らざるにや。下にも只に。五十音とのみ云へり。縣居の翁。鈴

の屋の翁も。直に人の聲を云ときは。五十音といひ。圖にかゝる文には。必ず五十音圖と云はれたり。蓋しこは。宇斯たちの文例を俟までも無く。さし知れたる文格なるをや）東麻呂の記されし物に。その家に。古き傳への有しと云れしは。然も有らめど。爭でか上つ世よりの傳へなるべき。其は荷田の家のみならず。神道を傳へたる家には。孰の家にも。此の五十音の傳といふ物は有るなり。然れど其は皆。後の世に記せし物にて。古へを學ぶ人の爲に。より所となし難かるべし。（篤胤云。東麻呂の記されし物とは何ならむ。己が見しは。先つ年清水の濱臣が見せたる。荷田の翁の自筆にて。縣居翁に授けし傳書なり。濱臣は。春海が弟子なれば。師にも見せけむ。然る物を見つゝ。左に右に意に適はざりし事と見へて。前に引たる古言梯の凡例に。魚彥が此の事を云へる所に標記して。荷田の家に。五十音の古傳ありと云ふは。信られぬ事なり。賀茂翁の語意も未定の書にて。從ひ難き事多しと云へり。語意考のなほ精撰ならざる事は。於袁の錯置を。未考へ知られざりし過

ちは更なり。其事よりして。思ひ誤られたる事もこゝら有れど。初めて初體用令助の活用を示されたる事は。前に知る人無りし明説なること。正に其傳の存りし故なり。また中によし誤りの説ありとも。荷田、賀茂の二翁。あに傳へなき事を傳へ有りと稱して。其の僞りを售る大人等ならむや。此は春海自から見解せばく。古へを能くも知ざる頑意より。其の師父の義をも思はず。畏くも。萬世古學の祖と在す大人等に。いたき汚濁を付むとせしなり。然れば荷田の家のみならず。神道を傳ふる家には　孰の家にも。此の五十音の傳といふ物あり。と云へるも。頗ぶる悪意を含める言なり。己かつて餘の神道家に。然る古傳のある由を聞たる事なし。)今考ふるに。我が國に。此の五十音ある事は。むかし音博士などの。唐より傳へし物と思はる其は唐の世に始めて。胡僧の七音といふ事を云ひ出しより。音韻の學精しく成たり。其は世に韻鏡の學といふ事は。是の時より起れり。其のころ我が國の人の。多くかしこに行て。物學び爲つれば。然る時より傳へしにて。其本は天竺より

起りし事なるべし。其は佛徑に。早く出たる事なればなり。(篤胤云。我が國に五十音ある事はとは。此の五十音圖ある事はと云ふ意なるべし。然らでは其音博士の。唐音を傳へざりし間の皇國人は。みな無言にて在りき。といふ義と成ればなり。然て五十音圖を。韵鏡に習へり。悉曇に據れりとは。誰も彼もいふ事にて。今の春海が説は。上に出せる三音考の説に。なほ同書の。博士を置て字音を正されし事。といふ條なる説をも取合せ。舊板韵鏡の首めなる。宋の張麟之が文に。有沙門神珙者。是書作於此僧云々とて。同代の鄭樵が通志略を引たるに據りて云へる事なるが。此は無稽の言なり。其は皇朝に。音博士をおきて。唐音を正されし當昔。かしこには。樂曲には。七音を用ひしかど。音韵反切の學には。かつて其の説なき事にて。此の學に。七音の説を立たるは。南宋の世にて。韵鏡すなはち其の頃に成れる書なるが皇朝に傳はりしは。鎌倉の時代なりし事。すべて論へる如くなれば。此はかの謂ゆる胡椒丸呑といふ説にぞ有ける。)此の五十音と云へる物は。天地の自然

の道理にて。物の聲みな是に洩るゝ事なし。然れば何れの國の詞にても。延べも約めもしつべき物なるべし。此は我が國にて出來し物ならねど。此をもて吾國の詞をも。能く釋き知るべきなり。（篤胤云。此五十音といふ物は。天地自然の道理にて云々。と云へるは然る言にて。しか天地の自然なる物なる故に。我が國には。殊に自然に固有せしなり。然れば其を著せる圖の。此方なる。彼邦なる。大抵同じかるべき事。これ亦自然の事なるに。其の國の先後などを思ひて。强ひて我國にて出來し物ならず。彼に借たる物ぞと謂ふは。頑心にこそ。）今吾が國の學する人の。我が國を尊むあまりに。異國の事をこゝに取用ふるを。口惜しき事に思ひて。上代より有し也。など强ひて云ふめり。爭でかしこの事を。此方に借たりとも。吾が恥なりと云ふ謂あらむ。ともかく有るを有るとし。無きを無きとして。事を正しく云むこそ好けれ。心せまく負じ魂ならむは僻々しき業なるべし。（篤胤云。こは荷田の宇斯と。縣居の宇斯とに甚く當たる言にて。一わたり然る事にも聞ゆれども。裡には國を貶しむる意あり。其は皇國はしも。元より萬國の皇國にし有れば。萬國の事物の用ふべき限りは。借用ふるまでも無く。皆取り用ひ給はむに。何でふ事なき道理なれど。まづ暦法また文字などの類ひ。此方に固より有つるを。其はさし措れて。諸越のを取用ひ給へるなどは。借用ひたりと云むも然る事なれど。師說にもある如く。人の形を始め山川草木鳥獸などのさま。此方も佗國も大抵同くして。然しも異らざれば。其を繪に畫たるも。互に相似たるを。五十聯音もその如く。皇國にも佗國にも。自然に固有せるが故に。そを圖に模せば。大抵同じ樣となるなり。また有るを有るとし。無きを無きと爲べきは勿論の事ながら。無き物をも有りと誣るは僻めるなれど。其は僻みながらも。國に實なる心より云ふなれば憎からぬを。無き物をなしと云ふは更なり。有無のあひだの判ならぬ。或は固より有りし物をも。無りし趣に云ひ曲むとする。春海が倫なる人等も。世に多かり。そは上べこそ大倭貌して見ゆれ。裡の心は。佗國の奴隸にて。我が父母の國をし。並々に貶し

むるを。見高き事にして。同じ意の世人らに。其潔きよしを示せむ爲なれば。却りては甚にくしや。そは春海が今云へる言等。乃て其醜意にて。元より古を信ずる心などは。露も無りし男なれば。如此云へる裡の意は。荷田、縣居二人の宇斯に。我が父羊を攘めりと濡衣きせて。己が潔白なる由を佗に讐らむと構へ出たる醜言にこそ。其は上にも下にも論ふ事どもに。思ひ合せて辨ふべし。）〇五十音の阿行に乎を置ことは誤りなり。此は本居宣長が考へ出たる事にて。謂いと明かなり。こは宣長が言をまたず。古く五十音の事を記せし物を見るに。皆於を阿行に置たり。また惠を阿行におくと云ふ説もひが言なり。是も正しき證あり。下に云を見るべし。（篤胤云。岡本保孝ぬしの言に。春海が言に。宣長が言をまたずと云へるは腹ぐろし。此はかの玉あられ論を書たる徒の。本居翁の玉霰丸の功能によりて。其の論を書たるに同じと云れき。此は知言と云べし。其は鈴の屋の。おを所屬の辨を見ざりし前に。はやく其の由を古書より見出て下に記せる如く書連ねおきて。然て後に所屬の辨を見たらむには。宣長が言を俟ずとも云べし。鈴の屋の然る辨を見て始めて驚き。その驚ける眼をもて見し故にこそ。和名抄なるを始め。種々の書に。さる所屬なるをも見出たり。然れば爭でか。宣長が言を俟ずと云ことを得む。かく腹黒なる心を。負じ魂とも。妬心とも謂ふ。但し此は春海のみに非ず。かの末輩犬糞學者の著書。大抵かくの如し。）凡て五十音はうごき易き物なるを。況てこの於乎衣惠などの位違ひたるを以て延約めせば誤いと多かりなむ。初學の人惑ふこと勿れ。（篤胤云。是また語意に。出されたる圖に。於乎の所屬を錯られたるに當たるにて。彼の考を人に信せしめじ。と構へし言なるが。五十音は動き易き物と言るは。五十音圖は。動き易き物。と云へる意なるべけれど。縣居翁の當時まで。例の誤圖の餘波にて。おをの所屬の。いまだ正し敢ざりし故に動きつれど。鈴屋翁の校正より後は。其所屬すでに古へに復せれば。此の後萬世動く事なし。然るに動き易き物と云へるは。此の後もなほ動くこと有らむと殆み思へるにや。初學の徒。

かゝる愚說に惑ふ事なかれ)〇引聲に阿行の五音を用ふる事は、阿伊宇衣於の五音は、音母にて。其の餘の四十餘の音、その聲を引ときは、皆この母言の五音に歸するなり。此は自然の理なり。いにしへ國郡の名の一と言なるを。文字は二字に書たるあり。其は奈良の朝よりの定めなり。其の一言の名を二字に爲せるには、其の引聲の字を下に加へたり、紀伊國、備中國都宇郡、筑前國毗伊郡薩摩國穎娃郡などの類なほ多し 皆阿行の五音のみ用ひて亂れず、こは字音の自然にて、五十音の上に能く叶へるにやまた五十音といふ事 すでに世に取扱ふ事にて、しか阿行の五音を引聲に用ひしにても有べし。何れにても此の引聲に用ひたる音を本として。阿行の五音を定むべし。(篤胤云。其は奈良の朝よりの定めなりとは、續紀和銅六年五月の詔に。畿內七道諸國郡鄕名著二好字一と見え、延喜民部式に、凡諸國部內郡里等名、並用二二字一必取二嘉名一など見えたる御定をいふ。斯て此の條の論すべて、鈴屋翁の字音假字用格、また地名字音轉用例などに。委く論せられし說を 抄略めたる音にて、皆理れたる事なるが中に。また五十音と云ふこと已に世に取扱ふ事にて。しか阿行の五音を引聲に用ひしにても有べし。と云へるのみは。春海が說なれど、此は贅言なり。其は是より前に。五十音といふ物は。元より皇國になき事なるを、悉曇によりて立たる物ぞと云へる言あれば。今の文意は、皇國言に阿伊宇延於を引聲と爲たるは、悉曇によりて。始めて知たる事ならむ。と云へる意なればなり。今の五十音圖よし其のはじめ。悉曇に因れる物にもあれ。皇國の古言に。元より其の差別ありし故に 悉曇とも符合せる也。然れど和銅といひし御世頃は。いまだ悉曇の理をし明らめ知ざる時なるをや。)〇阿行に於を置ことは阿行の於を。乎と改めたるは。契沖が和字正濫抄に。五十音の圖を出せしに。然著せし耳にて。古くは無き事なり。こは悉曇の上などより。ふと思ひ誤りし物と見ゆ。(篤胤云。こは契沖に取ては。甚く窕なる言なり。然るは喉音三行の所屬を誤りしは。かの管絃音義その嚆矢にて。次に反切義解の拙圖あり。其れよりして。悉曇に校し改めたる圖ども。

次々に出づれど。仍正し得ず。法師の學者にして。韵鏡を張行せる文雄さへに。其の差別を知ざりしを。然すがに契沖は。悉曇の學も。文雄が倫には非ざる故に。正濫抄に。大抵正し明せしかば。文雄かの大觀抄には。其圖を用ひしこと。上に委く論へるが如し。然るに契沖。何にして思ひ落しけむ。悉曇にても。於は阿行なる物を。於乎の所屬を改めざりしは。謂ゆる上手の手に漏るてふ水の譬への如し。然るを春海。五十音圖の。さる沿革をも攷へず。謾に契沖の爲始めたる事とし。かつ悉曇の上より誤りし物と見ゆ。と云へるは。其悉曇にても。於は阿行。乎は和行なる事だに知ざるなり。斯て口を開けば。悉々曇々と云ふは。是何の言ぞや）古き物には。定家卿の明月記に。阿以宇江於と記され。釋日本紀にも。阿伊宇江於之五音相通といひ。また天文年中の人の書たる。略本和名抄の始に。五十音を擧たるにも。阿伊烏衣於としるし。林春齋が類字假字遣の跋にも。安以宇江於と書たり。然れば古くより。春齋が比までは於を阿行に置る事なりしを。契沖より誤れること著し（篤胤云。阿行に於を屬せる證文どもを能くもかくは引出たりけり。但し此中に。和名抄の始めなると釋紀なるとは。古き所屬の證とするに足れど。明月記と。類字假字遣の跋とに有るは。賴がたく思ふ由あり。そは定家卿。歌をこそ能く作られたれ。其の定められたりと謂ふ。定家假字遣とも。行阿假名遣とも云ふものを見るに。イ井。エヱ。オヲの差別などは知られず。また春齋の跋を書たる。類字假字遣と云ふ物。はた同じ類ひに古假字に合ざる物なるに。況て春齋の書たる假字ぶみども。甚く假字の違ひて有れば。其の正しと見ゆる阿以宇江於も。ゆくりなく書れたるにて。古へに據りて書たるには有まじく所思ゆればなり。）然て此の春海が見たる和名抄は。（予も上に云へる。平山滿晴が所藏の。天文本の寫しなり）さて和名抄に。和泉國日根郡呼唹乎。大隅國贈唹曾と有り。是みな於を引聲に用ひたり。上にも云へる如く。引聲はすべて。阿行の五音を用ふる事なり。呼の引聲に唹と有るにて。呼はおくに在べく。唹ははしに在べき事の明かなるを思へ契沖は此の

嚩吠と有るを疑ひて。倂の引聲は乎なるを。吠とあるは。彼の國人の詞の重き故かと云へるは。最ことわり無し。於乎の所の違へるを思はで。誤りを助けむと爲るこそをこなれ。(國郡の名を。二字に定められしは。詔ありて。朝廷にて文字をば定められしなり。然れば佳字に從ふと云ことも。國史に見えたり。其の國の人ゝ詞重くとも。事に預かる官人の。其の儘に文字を入るべきやうなし。且是の引聲の字を下にそふるは。文字の上の事にて。其の國人の言に關かたりる事にはあらず。)古言の例をおすに。息を於支とも。愛宕を安多古とも云へる類ひ。伊と安と於と通はし云へるは。阿行の五音通へばなり。(篤胤云。和名抄に。和泉國云々と云より此までは。字音假字用格の。おを所屬辨といふ條の抄略にして。皆理れたる事の中に本書にはただ。契沖·大隅の嚩吠に疑ひをなして。乎をかくべきに。吠を書るは。彼國の方言かと云へるはいかゞ。和泉の呼吠などには心著ざりしにや。と云はれし後につきて。於乎の所の違へるを思はで。誤りを助けむと爲こるそをこなれ。と言れる言のみぞ春海が言なる。抑〻わが師の書等に。契沖の誤りを正せる事の往々あるも。此の人僧にこそ有れ。眞心なりし人にて。殊に古學の基を起しゝ功績あれば。其心して論はれたり。其はかの字音假字用格のはじめに。數百年を經るほど。假字づかひを誤まり來し事をいひて。然るに近世難波の契沖僧。始めて是を考へ出し。和字正濫抄を著せるより。古への假字。再び世に明らかに成ぬるは。比類なき大功なり。とまづ云はれたり。契沖あに。誤りを助けむとして。然るをこ言する人ならむや。舊き所屬の誤まりに心著ざりし故に。さは思ひ誤れるなり。然れば此も春海が蛇足の過言なりけり。)〇乎の和行に有べきは。止乎々とも多和々とも。乎乃々久とも。和奈々久とも。多乎也米とも多和也米とも通はし云へり。さて居の字の訓を爲とも乎里とも云へるは。乎里の約り爲なればなり。是らみな五音を通はし云へる例を見るべし。於を和行におく時は。於里の約り爲となり。乎里の約りは伊と成れり。然ては古語の假名みだれて解べき様なし。(篤胤云。是の節また字音

假字用格の七葉裡なる師說を抄略して。其の解釋を加へたるなり。其は於を和行におく時は。と云へるより以下是なり。然るに其の言粗略にして通え難し。按ふに此は。於を和行におき。乎を阿行に置ときは。於里の約り爲となり。乎里の約りは伊と成れば。古語の假名みな亂れて。解べき様なしと云へる意なるべし。）契沖は此のことわりの通らぬに苦みて。乎と和と。阿と於と隅違ひに通なるべし。と云へるは甚しひ言なり。いかで隅違ひに通ふと云ことの有べきや。若すみ違ひに通ふと云はゞ。五十音何れの音か通はざる音あるべき。此は契沖が私の意に。思ひ計りて云へる事にて。音韵の上にかく云ふ道理は絶てなき事なり。五十音の通ふべきは。竪の音は同行。横の音は同位のみなり。竪横の通音なりとも。古言の上に例なきをば。謾に通はす可からず。凡て古言は例によりて。解べき物なり。（篤胤云。契沖の隅違ひに通ふと云へる說は。正濫抄五の卷に。愛宕をあたごとも。おたぎとも云ふに就て。此のあとおとの通ふ様。人に尋ぬべし。たわゝをとをゝと云ひ。わななくををのゝくと云ふ。此わとをと通ふ様もおなじ。隅違へに通へり。犬をいぬ。ゐぬ。息をいき。おき居ををる。ゐる。是らも尋ぬべしと記し置て。こは其の私心に定めたる考說には非ず。元より彼のおをの所屬の違へるに。心著ざりしかば。如此通ふ言のあるは。何故と云ふこと。思ひ定め難たる故に。己れは何なる由とも知らず。知たる人も有なむ。尋ぬべしと。丁寧反復して。後生に心を付たる詞なり。然れど是の由は。おをの所屬の誤りを悟らざる限りは。絶て知こと能はざる事なる故に。縣居宇斯すら然る丁寧を言を聞つゝも思ひ付れず。諦にすみ違ひの通ひと定めて。語意に阿行と和行と隅違ひに通ふは。阿毛と於毛。阿多期と於多藝。登乎乎と多和和。袁乃乃久と和奈奈久の類なり。と云れたるを。鈴屋宇斯に至りて。彼所屬を古へに復されしは。契沖の心付に創意せられし事にも有べし。然るを春海。其のわが師の說のしり尾に取つきて。如此しも契沖を拙き者に云へるは。情なきわざなり。其は我が師說の無りせば更なり。契沖世に出ずば。春海が學も有まじき

を其好める戎語にも。食つきて器を破り。蔭によそりて其の枝を折るを。情なき者の所業とは爲たり。其は契沖より次々大人たち出て。導かれたる迹を蹈つゝ。僅にこの辨誤計りの著述なりし物を契沖と世を易たらむに。豈その琴後集なる一と首もひねり出むやも。)〇衣の阿行に有べきは。此は契沖は誤らざりしを。東麻呂の惠を阿行に置べしと云れしに依りて。師說も始めは其に據られて。冠辭考の部を分つにも。惠を阿行に出されたり。然れど後に其の誤りを知りて改められ。彼の語意などには。衣を阿行にぞ出されたる。(篤胤云。此一節全く春海が說なり。荷田翁の惠を阿行に置べし。と云れし事は。春海が此の言なくば我なみ聞知べき事に非ず。然れど此は疑はしく思はるゝ事ありて。必ずとは。信られず。其は荷田の宇斯の世におはせし頃。なべて世に有ふれたる圖は。みな阿行にヱを置たる圖なりしかば。彼の家の古圖の失たるに替て。深く思ひを加ふる事なく用られけむを。賀茂の大人また其誤りを受けて。冠辭考を物せられし頃まで。心著れず在けるを。其の後に契沖の。正濫抄に出せる圖によりて。改められたるには非じかと思はる。其は語意考に出されたる所屬。全く正濫抄なると同じければなり。此は後の人なほ能く考ふべし。)上の明月記以下の書等にも。みな阿伊宇江於としるし。和名抄に。備中國下道郡弟翳勢と有り。これ世といふ一言の名なれば。引聲の翳を下につけたり。かく引聲に用ひたるにて。衣は阿行の音なること明かなり。また萬葉の卷の十八の橘の歌に。孫枝毛伊つゝと有るは。伊と衣と通へば。毛衣を毛伊と云へるなりまた卷の十六の歌に。雙六の采を。左叡とよみ。後の物語などに。才智の才をざえと。云へるも伊と衣と通はし云へるなり。また榎津といふ地名を。萬葉の歌には。衣奈津とよみ。和名抄には。伊奈豆と有るなど。皆衣と伊と通はしたる例を知べし。(篤胤云。此の件尋常の人は。然る事に思ふべけれど。此はあ行の伊衣や行の以曳の差別を知ざる說なり。其はまづ引聲に用ふるイウエは。アオと同列にて。あ行の音なれど。言の上につくイウエには。喉音三行の差別あり。また言の下にあるイウ

エはあ行の聲に非ず。ウはわ行の聲。イエはや行の聲なり。此は皇國の古言のみ然るに非ず。諸越の字音にても。其の差別ある事なり。其は春海が擧たる。采才などのサイの音なるを。サエと謂ふは。や行のイエにて。あ行のイエには非ざるなり。猶第五條に謂ふを。合せ考へて曉りねかし。）此の伊と衣と通ふを。也伊由衣與の行にても通へば。阿行に惠を置ても。同じ事なりと思ふ人有べけれど。其は音韻の事を知らぬ輩なり。也行の伊と衣は韻鏡の上にいふ塡聲といふ物にて。阿行の音を。こゝに再び置たるなり。阿行に惠を置くとせば。也行の塡聲も。惠ならでは叶はぬ事なり。然なす時は。惠と以と通ふこと無れば。古言の例に合はず。篤胤云。也行の伊と衣は。韻鏡の上にいふ塡聲といふ物にて。云々と謂へるは。字音假字用格に。喉音三行辨を作りて。阿行のイエは母韵にして單音。夜行のイエは。拗音にして。イはイヽエは。イエの重れる聲にて。差別ある事を委曲に示し置れたるに。仍其の旨を得ざりしか。阿行の音をこゝに再び置たるにて。塡聲なりとは如何ぞや。抑

韻鏡學者などの。彼の國音を釋くに。塡聲と云ふは。彼方に文字の多きに合せては。音足ざる故に。必ず有べき音を設おきて。其に塡る字音の出るを俟つ由と聞ゆるを。也行のイエあに然る空しき設け聲ならむやも。宇斯たち猶引きて放たず。措れたれど。阿行のイウエと。夜行のイエ。和行のウとは。後にこそ差別なきが如くなれ。甚上れる世には。諦に差別ありしこと。己が上に論へる。喉音三行の論を見て知るべし。春海が說の如くにては。韻鏡の上にても。拗音の根元。更に立ざる物をや。心に道紀を得ずして。唯に口利く物云はむとする人の議論は。大抵かくの如き物にざりける。）或說に。犬を惠奴とも云へば。惠を阿行におくべしと云へるは誤也。かゝ證の數多あるを棄て。この一つをのみ證とし云べき事かは。かつ犬を惠奴と云へるは。必しも通音とは云ひがたし。此は別に故あるべし。衣は阿行に有べきこと疑ひなし。（篤胤云。伊奴。惠奴のこと。契沖よりして。宇斯たちみな。二十卷の和名抄に。兼名苑云。犬一名尨。爾雅集注云。狗犬子也。和名惠沼。又與犬同

と有るを。諸書に。犬狗共に伊奴とのみ訓るに合せて。思ひ惑はれ。今も人みな此の事に惑へれど。彼の五卷の本には。兼名苑云。犬狗之有二懸蹄一名犹。犬多レ毛也。亦作レ尨。伊奴。爾雅注云　狗犬子也。守禦畜也。和名恵奴。又與レ犬同とあり。漢籍說文に。犬を尣に作りて。狗之有二懸蹏一也象形。孔子曰。視二犬之字一如レ畫レ狗也と見え。繫傳に。蹏足趾也。高象二犬之長體垂耳一也と云ひ。出禮注に。分而言レ之。大曰レ犬小曰レ狗。若通而言レ之狗犬通名。また爾雅狗の注に。狗ー子未レ生二乾毛一者。とも云へれば。此は音通の故には非ず。並ては伊奴と云ふなれど。犬の子のいまだ乾毛なきを恵沼といふ。乃ち今も恵沼古呂と云ふめり。宇斯たち元より。今云ふ。五卷の和名抄を見られねば。然る惑ひも有るべきを。春海は其本を見たりと云ふに。二十卷の本に。然る缺文ある事を知らで。なほ惑へるは如何ぞや。）また或る說に。悉曇の上にて恵を阿行に置こと。正しき證ありと云へるも信がたし。春海むかし。悉曇の學を委くせし法師に聞くに。於乎。衣恵の別ち。悉曇家に傳へたるは。諸說さま〲にて別ちがたし。古き先達の此の事をしるし置ける物にも。慥に定まりたる說なしと云へり。悉曇の上も。古へは正しき定め有しならめど。後世その傳亂れて。おぼ束なく成りし物と見ゆ。（篤胤云。悉曇の上にて。是の別ち諦なる事。悉曇字記一部を見て知るゝ事なるを。其事を能く知ざる人の生悉曇家に問ひたる故に、さる生答をば爲たるなり。然れば此は論ふにも足ず。）今思ふに。吾國の古言を解くには。唯古言と通ふ例と古への字音の例とを以て定むべきなり。悉曇の上には。然のみ泥むべき事ならず。其字音も。宋以後に記せる字書などは。古へと合はず。唐以上の書によりて。此方に古より用ひたる字音をば。考へ定むべき也。（凡て字音のみならず字義も。唐以上の書につかひ馴たる事の。後世の字書に洩たる事多し。又字體なども。唐以上の字體と。後世とは異也。顏眞卿が干祿字書などの字體は我が古の人の書る字體には能合へど。後世の字書とは遙に別也。吾國の古の事の。もろこしの事にあづかりたる事は。唐以上の書もて考へ合すべ

き事也。）かの新撰字鏡などに出たる字音の。後世の字書とは異にて。唐以上の書によく合たるなどを見て。こゝの古への字音は。かならず唐以上の書に據べき事を知るべし。（或人の。新撰字鏡は僞書なりと云へるは。吾がやまとぶりの古へをも。また西土の書の上をも。共によくも知らぬ業にて。たゞ漫に人に異ならむ事を求めて云ふなれば。論ふにも足らず。その正しき古書なるよしは。字鏡考證にしるせり。）この於乎衣惠などの字音の呼法によりて。正しき分ち有る事は。本居宣長が。字音假字用格に委く擧たり。披き見て考ふべし。（師の記されたる語意といふ書は。その身退られなむ限に。かづ〳〵記し置れつるにて。猶考へ改めらるべきを。然る事もなき儘なれば。思ひ誤まられし事も多かり。こは世に廣むべき物ならず。かの隅違ひに通ふ例などを記されしは。契冲が誤りを承られしなり。凡て師の常にて。己が心を空しくして。人の説のよきには。かしこく從はれつれば。宣長が説は。かならず悦びて從はるべきこと疑なし然るをしか改めらるゝに及ばで。止にしこそ遺憾しけれ。寛政五年三月六日。と記せり）○上の件春海が説。その要とある事どもは。我が師の字音假字用格を始め其の餘の書等に著はし置れたる説等に本づき。契冲の言。縣居の説を。其此と取合せ。また自からの意をも打交へて記せるにて。上に次々論ふ如く。非言の多かる物から。其善き惡き相並べて考へなむに。初學びの徒には。其の益なきにしも非ねば。今は其の書の十に八九を出せるなり。（此の人わが師の世に在がりし時に贈れる消息ぶみに。萬世古學の師たる由など。反す反す稱賛して。末流春海が倫までも。御陰によりて。光輝を得る由など云へるに合せて。師の身退られし後は。人と師の事に及ぶごとに。口を極めて譏り詈り。すでに和泉眞國といひし者に贈れる文には。師の學風を奸術僞學とも云ひ。本居といふ古狐に計られ。なども云ひ。其の琴後集を撰べる時は。葛西質に按文して。師を諷刺せしめ。清水濱臣に按文して。靈の往方といふ戲書を作しめき此はみな已れまさに見聞しつる事どもなり。然ればかく。我が師の説を憲章せる物などの有るべし

とは。思ひ設ざりしを。近頃こを。岡本保孝主より借り見て。かつ驚きつゝ。中に宇斯たちの寃たるべき事どもの見すごし難く。はた己が知たる事をし。今云ひ遺かずば。春海が言。後の世に弘まらむ時に。誰かも宇斯たちの。右の寃みを雪ぐ者の有らむと。進る心の我にも止め難くてなむ。）〇さて是の頃或人。むかし我が友とせし伴信友が。假字の本末てふ書を。もて來て見せたり。此は前に古史徵の開題記を物せし時。また日文傳を物せる時など。少か力をも加たる人なり。故其の噣みに依りて。何くれと其の說等をも取容れて。世に其の名をも令知たりき。（但し其の說等の中に。元より己が意に合ざる事も有つれど。其の噣みの默止がたき故も有しかば。己が說と並べ載して。取舍は見る人の擇びに任せたる也けり。然れど今思へば。後悔なる事どもぞ多かる。其の事等は。別に著はす書等の。因々に云ふべし。）此の人素より其の著書に佗の說を善惡につけて。佗の說といふ事を好まぬ性には有なれど　己が開題記。また日文傳などは。右の故よし有れば。厭まで知りて在りながら。少かも知らぬ氣にて。都ては假字の本末を證すとは云へど。主とは己が。神世に文字ありてふ說の。裡を切たる書なりけり。（其の裡を切たる說の當否は。日文傳の訂正本を見たらむに。著き事なれば。此所には云はず。但し日文傳の前本を稿する時に。彼の反切義解なる擬圖を。眞に吉備公の創制にて空海の增補せる物と思ひて。其の由信友にも語りけるに。彼れは其時承ざりしかど今其の假字の本末てふ物を見れば。既に彼の人の說となりて。例の比類なき校合の才を極めて。其の說を敷延し。吉備公制作の始めは。皇國言の料に作れるに非ず。漢籍を讀まむ反切の料に作られたる物なるが。本音四十五字なりけるを。空海悉曇の力に依りて。圖於の二字を增補して　四十七字に爲れり。斯て其の音圖に據りて。今皇國言の。却りて漢字よむ料にも立まさりて。忌じき世の寶となれるは。奇しきまで有功しく。美たき思ひ兼に奇しく妙なる趣を。解き明らむる上に取ては。こそは有けれ。空海の功も。更にまた美たしと云へり。是の謂ゆる音圖を。吉備公。また空海の手

に成れりと云ふこと。余が舊の說なるを。後には上に論へる如く。瓦と見て碎き棄たる說なり。然るに信友は。前に信ざりしかど。今しは眞の玉と拾へり。されば此は。已れ却りて。彼が裡切を成せる謂なりと最をかし。蓋しその瓦か玉かの定めは。兩說をくらべ視て。後に能く知る淑人も有るべし。)さて其の書中に彼の反切義解なる妄圖を。吉備公の創制にして空海の訂補と云ふ說を。張行委曲せる中に。上の件の己が考證と違ひて。人その兩端に惑ふべき事あり。此は辨へずば有べからず。其說に。中むかしの書に。音圖の阿行に於を屬たるはまづ源順朝臣集に。あいうえおを一音づゝ。初めと終りの句の上におきて。詠る歌五首あり。また天文丙午寫本の和名抄に。一本卷首云とて。五十音を書入たるにも阿伊烏衣於。また和爲有惠遠と書き。(こは順朝臣の。草本などに記されたるにか。また後人の書入たるにか詳ならず。)また管絃音義にも。阿伊宇衣於と書き。釋日本紀にも。阿伊宇江於之五音相通と云へりと有れど。此は釋紀の文こそ然は有れ。上の三件は皆違へり。其はまづ順朝臣ノ集に。阿行に於を屬たる證と爲べき歌ありと云ふこと。我が覺えなき事ながら。見落しけむも知らずと思ひて。其の集を再檢するに。果して然る證歌は有る事なし。(但し此の集の。あめつちの歌四十八首と云へる。春八首のはじめに。「あらさじと打かへすらむ小山田の。苗代水にぬれて作るあ。」冬八首の中に。「いづくともいさやしら浪立ふれて。下なる草にかける蛛のい。」「うちわたし待あじろ木のいとひをの。たえてよらぬはなぞや心う。」「ゑごひする君がはし鷹したがれの。野にな放ちそ早く手にするゑ。」思八首の中に。「おもひをも戀をもせせのみそぎすと。一とかたなでて拂へてばおゝ。」戀八首の中に。「えもいはで戀の亂るゝ心かな。いづこや石におふる松のえ」。「をぐら山おぼつかなくも相見ぬる。なくしかばかり戀しき物を。」と詠める七首の。かくちりぢりに有るのみなり。此を初め終りの假字の次第に並ぶれば。アイウヱオエヲとなれり。此を爭でか阿行の音の正しき證と爲べき。しひ言と云べし。もし然る證となるべき異本の有るにや。其は己が

知ざる所なり。）次に天文丙午寫本の和名抄に。一本卷首に云くとて。五十音を書入たるに。と云へるも違へり。其は是謂ゆる天文本の和名抄。その元本。いま己が許に有れば。能く見知りたるが。其の五十音は書入に非ず。序文の次。總目錄の上に記して。其卷すべて。全宗と云へる僧の筆なるが。元より順ノ朝臣の。識し置れたる古圖なること。一と目見て疑なき物にて。一本卷首に云くと云へる語は有ること無し。（按ふに。此は天文本の轉寫本などを見て。二十卷の板本に。自から一本卷首に云。と書入れ置たるを忘れて。如レ此は記せるならむ。然れば其の分注に。こは順ノ朝臣の草本などに記されたるにか。又後人の書入れたるにか詳ならず。と云へる狐疑をも。合せて刪るべし。然る胡亂の音圖に非ざればなり。）次に管絃音義にも。阿伊宇衣於と書き。と云へるも違へり。抑是書は。樂家の書なるが。其道の人さへ多くは知らず況て常には見る人稀なり。殊に音圖とては有こと無く。唯に音韻の五十ある所以を述たる文のみ有るを。其語につきて。試に圖を作れば。即ち己が上に著せる如く整ひて。阿宇伊乎衣。また和宇爲於惠。また耶由以與衣と樣に成りて。於乎の所屬を錯れる嚆矢なる物をや。此れ等の事は。自己の考說を記すと違ひて。本據を著はす文なれば。殊に懇懃に物せずは有まじき事なるに斯の如き麁忽は。甚く後學を惑はす態にて。酷わろき事なり。（但し是れまた例の異本なるか。總て書の學びに。異本校合も。いと好き事には有なれど。世に校合家など稱せらるゝ人の。書たる物を見るに。其出所。また何ちふ人の藏たる本。と云ふ事も知られず。打傾かるゝ異本も往々あり。然れば屋代翁。狩谷望之など。何某何某は。ともすれば。僞異本を作りて。證とする人等なり。と常に恚みき。）或人問て云く。開題記に。伴ノ友信の說をも何くれと出されし故に。彼の人の名も世に知られて。翁とは兄弟にも比ふべき睦なるべく。誰も思ふ事なるに。昔わが友とせしと有るは。按の外なる事にて最いぶかし。爭で其の由を委曲に聞む。答ふ。篤胤元より劣なき男には有れど。朋と交はる道ばかりの。小行をし履失ふる者には非ず。我が其道

を盡せる言の。返りて彼の人の耳に逆ひて。竟にかくは成行しなり。其は爰に。委曲に云べき事には非ずかし。(然れど如此のみ云ひては。舊の中善りし事を知たる人の。不審しむ心の晴まじければ。此に云ふとも咎なき事を聊か云はむに。其の睦び初たるは。本居大平より紹介せしにて。文化二年二月廿四日と云ふ日に。己が鬼神新論を持て訪ひ行たるぞ初なりける。互に學びの道の意あひて語らふに。世の限り兄弟となりてと。大汝小汝神の故事をも引いで云ふに。我れより年も三つ計り兄なれば。やがて兄のごと思ひてなむ在りける。斯て五六たび往來しける時なりき。人國記てふ書をとり出て。こを北條時頼が記とは云なれど。後人の書なるが。國々の人の氣質を云へること。能くも合へり。其が中に。陸奥人の事を。氣質の倚尖なること。萬丈の岩壁を見るが如しとて。次に出羽人の事を。奥州よりも健義なる所ありて。智も亦上なり。武士は忠孝の志ありて。下を使ふに法を沙汰し。下郎は上を敬ふ心あり。百姓は地頭を頼む心入ありて。互に我が地頭を荷擔す。頼もしき所あり。我國は遠國偏土にて。外に向ひ恥かしき事のみ有りと人々思へる故に。禮貌の風俗ある也。と見えたるが。君と交ひてなむ實に其言の違はざるを知たる。斯て己が生國の若狹の人を。當國は人氣相和する事なく。意々の體なり。昨日は睦かりつる中も今日は疎なりて。其の非を擧る風なり。下として上を欺き。己が科を正されては。却りて人の不法の如くに云ひなせり。取まはし利發なる故に。差當りの辯舌。一花の氣勢は有れども根の遂る所なしと有るも。己が國人の本性をよく見たる說なりとて。其所々を拔きて見せたるぞ。己が此の書を見し始には有ける。然てかく此の人に益を得つゝ。十五年ほど交らひける文政二年に。かの古史成文。同く徵などを板に彫るとき。信友云けらく。己れは才短く。はた仕へ事しげく暇なきが上に。身の病さへ屢發り勝なれば。息の内に功成さむ事覺束なし。汝は心さ速き生れがらにて。思ひ立たる事は。必ず遂べき益荒男なり。己が拄ても及ぶべき限に非ず。今よりは。己が負氣なき書撰の心を棄て。大人の功事

の成るを待てむ。今日まで集めたる書ども。片成なる考説の下書をも。皆がら讓るべし。取るべきは取り。捨べきは捨給へと。物に書ても唆がし云ふに。諾と云て。彼の人の名をも。世に知らしめむと。彼の開題記に。其の説をもあまた書載たりけり。然るに吾にも佗にも。學びの外なる事にて。我が學びの兄弟とも賴める人に。有まじき事とおぼゆる行ひの。何くれと心著て有しかど。云ひ難き事なるに。況ては善を責て。友を失へる例も有れば。かの國がらの本性など出むには大事なり。何にせましと悲くて。此の時しも。かの「是の人は人なりけりと能く見れば。てふ歌は吟き出られけり。然れどなほ。道の爲に思ひ直して。時こそ有らめと穗にも出さず。幽には愧る事ながら。怨を匿して友とせし事。また十年餘なるが。猶しも然る事ども有るに。己が國がらの本性の忍びかねて。文政十二年の夏頃。わが家にて。密にかの事ども五六條取り並べて。切に諫めてっ實の族よりも親しく思ふ君が。かゝる聞えありては。己が面伏ともなりて。自然に。道行く人となし參らす事も有べしなど。わざと思はぬ事をも云て諫めけるに。二三日おきて。消息のふみ遣せけるを見れば。聖賢の定てし如く。心の底ひも。萬づのふるまひも。え守りあへ難さに。神等にすら然のみはおはさで。はた御自らのひめ給ふみしわざも有なむ。など。私心に神習ふとして。引よせ掟きたる事もありて在經ぬるを。然るをぢなきに侍れば。己が身の爲には。陋しき心のさし出て。僞りごとし。人をたばかり欺き事などの。上にも下にも。更にあらず。清々しくのみとは爭でか申され侍るべき。然ればこたび。誡め聞え給ひたりし事等も。よく思へば。例の心習ひにて。盡く過ちたりけり。とは有れど。次に其條々。大かた己が不法のごと云へる趣にいひ釋きて。今行くさきの行ひも謹むとはすれど。例の本性のさし出まじきにも非ざるを。然らむには。君の面伏なれば。相見ぬ昔の。道行く人に見なし給はむとならば力なし。と書たり。情淺くも云へる言かな。とは思へど。彼の家にものして。己が云へる言の中には。意得たがひし事も有なむ。今し道行く人とならむには。互に佗に笑はるべし

など。種々に言ひこしらへて。其の道は絶ざりしかど。穴悲し。是より後は。自然にひまの出來て。己はも其の睦びを。昔に背へじと思へど。己れ一尺すゝめば。彼は二尺退き。われ三尺進めば。彼は六尺退きつゝ。近き十年ほどは。吾れいかに訪へども彼は來らず。かの諫めつる頃より。讓らむとて。吾に屬たりし物等をも。次々に取りに遣せて。殘りなく返さしめ。剩へに。世に得がたかりし。新撰字鏡の詳本。字類抄。淨藏法師の傳などを。始め西に走り東にはしり。苦心して取出たる書ども。まづ彼れに寫させ置たるが多く。其の外にも。己が本もて寫させし書も。いと多かるを。後にわが本を無くなしたるも有れば。今度の學につきて借てよと云ひやるに。今は亡しつ。佗の庫に入れ置たれば出し難しなど。斷りを立て借さず。物學ぶ上にては斯ばかり悲き事はあらじ。また佗と我が事に及ぶごとに。僞學のよしを顯露ならず云ひ聞しめ。かつ人に贈れる消息どもに。種々のあとなし言の惡事をさへに。書載せるが。世に傳へ弘まりて。我が道の妨害となれる事ども甚多かり。西土人の言に。交絶猶無二惡言一といひ。我また。「人はよし人と非らずも我やひと。人たる道を行かで有らめや。」と言擧もしつれば。彼はよし犬聲を揚ぐとも。吾その犬聲を眞似ぶべきに非ず。とは思へど。然る消息の寫しなど弘まり。はた彼れが書調へし物等を見るに。己が說の裡を搔たる說多ければ。其を辨ふるとして。止事を得ずかくなむ。然はあれど。笠間に坐す比賣神の。いかに傍らいたく見行はすらむと。最も嘆息しく悲しけれど彼れも我れも。其の國柄の氣質なるを何とせむ。」或人また問ふ。此の人素より其の著書に。佗說を善くも惡くも。誰が說と云ふ事を好まぬ性なりとは。何なる事ぞ。答ふ。彼の人常の立說に。今の世の學者多く此は某が考へ。そは誰が說として。其說の先後などを論ふは劣なき議なり。然るは其の說。よりし先後ありとも我人共に見る所の。古書に據れる考說なれば。拘はるに足ずと云ひき。故是の人の著述といふ物。己が見し限りを都て云はば佗人の創意せる說を取りて。かの校合增補を用ひて敷延しつゝ。創意の人の名を覆ひて。其を竟に

我が有とせる說等多かり。是また己れと氣質の合ざる所なり。然れば中善かりし程も。常に快からぬ事ども有けり。(濡ては已に。露も厭ふべきに非ねば。今その一つ二つを云はむに。伊勢物語は。もと業平朝臣の。思ふ旨ありて。自記せられし歌集にて。在五中將物語と云ひし物なるを。後人の佗事をも取交へて。かく名けし物にて。古今集に。此朝臣の歌の入たる詞書は。其の自記を取捨して載せる物といふ事は。己れなほ疑も生ざりし程よりの說にて。伊勢物語梓弓といふ物に記して。其の中に。きつにはめなでてふ歌の說などは。誰にも語り。こを屋代翁の參考本に。わが名を云ふことを遺れて出せるを。信友見かねて。屋代翁へしか云ひやりし事も有りき。然るに其後。彥根の海量法師。わが家に居けるほど。其說を聞くに。業平朝臣の自記と云ふことは。彼も同說にして。かつ先輩なれば。梓弓の稿は棄たりしかど。彼の開題記に。その端倪を著せるに。信友元より。業平の朝臣の自記てふ說は受ざりしかば。其を見て。删り棄よとまで云たりき。其後また事の因に。玉襷にも記せしかば。彼此より難め遣せたる人々も有けり。然るに先ごろ彼人の。伊勢が家集を論へる物を見たるに。既に自說と化む心巧にて有けるを。異しと見けるに。假字の本末には。全く自說と成しすまして。此の物語は。業平の朝臣思ふ所ありて。わざと有し事もあらまし事も。心のおもむくまゝに。自ら書きしるし。今はの涯の歌をさへに作りて。書載給へる書なるを。後に佗人の書加へたる文の。いさゝか交れる物なるべく。推はかり思はるゝ己が考ありと著せり。こは前に删れと云ひし事を忘れて。其の後に自得せるが。闇合せるにも有るべけれど。此の人の書たる物ども。大かた其の趣なれば如何あらむ。縱咲哉し。此れ等の小考ども。幾百ち。佗の有と化るとも。我が大考と思ふ限りは。取こと能はず。其は天朝無窮曆。赤縣太古傳。印度藏志などをこそ取せめと誘ひつるに。頭ふりて見ぬを。强ひて見すれば。血を吐く思ひなり。我には其の義知られずと逃ればなり。また今に悲しく思ふは。堤朝風なり。篤實潔白たぐひ無き人にて。信友よりも舊き學びの

兄なるが。若かりし程より。鈴屋翁の年譜をかき記さむと志して。享和三年の事なりき。春庭主と。大平主とに其志をいひやり。切にこひて。故大人の自記なる本居系圖と、家の昔物語とを借よせたる。これ此の二書の世に出たる初にて。そを篤胤が寫して。其由を奥書にしるし。其の後信友に。朝風が志を語りて。また寫させたりき。斯て朝風故大人の事がら種々に糺し明して遂に其年譜の成たるを。物なくて板に彫こと能はず。歎き居けるに。文政六年の事とおぼゆ。我が家にて。堤と伴と始めて遇たる時に。己れかたり出て。彼の年譜を。伴にかし見する事とはなりき。然るに信友。その年譜に。いさゝか筆を加へもして。例の己が有と爲たり。抑ゝ人の傳。また年譜などを書くこと。紙數は少かるも。大きに心用ひある事にて。實は容易からぬ事なるを。最も情なき事ならずや。朝風かつて人を怨むる言などは。云ざりし人なれど。せめて書のはしに。我が名を一と言だに云ひて有らまし物をと。今はにも云へりし言の。今も耳に留まれり。そは己が取もちて借したる譜にて有ればなり。縦ひ自身も同じ意にて元より記し置たるが有しにもあれ。右の手つゞき有れば。朝風が志をも顯すべき事ならずや。神の御世より。人の名を顯はし知らしむるをこそ。人の太じき徳とは爲たりけれ。)

大正三年七月廿三日印刷
大正三年七月廿四日發行

【定價金貳圓也】

編輯兼發行者　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　室松岩雄

印刷者　東京市麴町區飯田町二丁目三十三番地　横尾民藏

印刷所　東京市麴町區飯田町二丁目三十三番地　株式會社兵林館印刷工場

製本者　京橋區入舟町五丁目一番地　由美直之助

發行所　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　法文館書店